

(資料)

資料 検査検定制度別調査結果

表紙(～制度別索引まで PDF)

前書き

目次

第1 目的

第2 把握・分析の対象及び方法

第3 制度別調査結果整理表への記載方法等(凡例)

制度別調査結果整理表

制度別索引

調査結果整理表

総務省(14制度)

文部科学省(8制度)

厚生労働省(14制度)

農林水産省(13制度)

経済産業省(32制度)

国土交通省(55制度)

環境省(4制度)

付属資料(PDF)

1 検査検定制度の現況調査表

2 検査検定制度に関する調査表(受検者用)

3 検査検定制度に関する調査表(検査検定実施主体用)

4 「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領

5 投入時間・人員の金額換算方法(時間価値)

6 旅費の金額換算方法

資料 間接的影響についての調査研究結果

表紙(～4まで PDF)

前書き

目次

概要

1 調査研究の目的・内容

2 検査検定制度の規制改革の効果推計方法の概略

3 当該市場の分析

4 間接的影響の分析方法

4 - 1 消費者余剰分析

4 - 2 産業連関分析

4 - 3 応用一般均衡分析

4 - 4 間接的影響の分析方法のまとめ

5 個別計測(PDF)

6 参考・付属資料(1)、(2)(PDF)

総務省(14制度)

総務01無線局の検査(PDF)

総務02無線設備機器の検定(PDF)

総務03技術基準適合証明(PDF)

総務04搬送式インターホン等の型式の指定(PDF)

総務05無線設備等の点検に使用する測定器等の検査(PDF)

総務06電気通信設備の技術基準適合確認(PDF)

総務07端末機器技術基準適合認定(PDF)

総務08端末機器の設計についての認証(PDF)

総務09端末設備基準適合認定(PDF)

総務10製造所等の検査(PDF)

総務11検定対象機械器具等の検定(PDF)

総務12石油パイプライン事業用施設の検査(PDF)

総務13事業所の新設又は変更の確認(PDF)

総務14特定防災施設等の設置の検査(PDF)

文部科学省(8制度)

文科01原子炉施設の検査(PDF)

文科02核燃料物質の使用施設等の検査(PDF)

文科03廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(PDF)

文科04核燃料物質等の運搬に関する確認(PDF)

文科05放射性同位元素の使用施設等の検査(PDF)

文科06放射性同位元素装備機器の機構確認(PDF)

文科07放射性同位元素等に係る運搬物確認(PDF)

文科08教科書の検定(PDF)

厚生労働省(14制度)

厚労01病院等の構造設備の検査(PDF)

厚労02理容所の使用前の確認(PDF)

厚労03美容所の使用前の確認(PDF)

厚労04クリーニング所の使用前の確認(PDF)

厚労05製品検査(PDF)

厚労06獣畜のとさつ又は解体検査(PDF)

厚労07専用水道布設工事の設計の確認(PDF)

厚労08簡易専用水道の管理についての検査(PDF)

厚労09医薬品、医療用具の検定(PDF)

厚労10新規化学物質の届出に基づく審査(PDF)

厚労11食鳥検査(PDF)

厚労12特定機械等の検査(PDF)

厚労13小型ボイラー等の個別検定(PDF)

厚労14プレス機械等の型式検定(PDF)

農林水産省(13制度)

農水01農産物の検査(PDF)

農水02漁船の工事完成後の認定(PDF)

農水03漁船登録票の検認(PDF)

農水04種畜検査(PDF)

農水05飼料等の検定(PDF)

農水06指定検疫物等の検査(PDF)

農水07医薬品の検定(PDF)

農水08肥料の銘柄の登録(PDF)

農水09農機具の検査(PDF)

農水10輸出入植物等の検査(PDF)

農水11種苗の検査(PDF)

農水12農薬の登録(PDF)

農水13輸入する指定動物の感染症の検査(PDF)

経済産業省(32制度)

経産01特定計量器の検定(PDF)

経産02基準器検査(PDF)

経産03計量証明検査(PDF)

経産04航空機の製造、修理の確認(PDF)

経産05航空機用機器の製造証明(PDF)

経産06特別特定製品の適合性検査(PDF)

経産07石油パイプライン事業用施設の検査(総務12参照)

経産08導管の使用前検査(PDF)

経産09電気工作物の検査(PDF)

経産10燃料体の検査(PDF)

経産11特定電気用品の適合性検査(PDF)

経産12ガス工作物の使用前検査(PDF)

経産13特定ガス用品の適合性検査(PDF)

経産14高圧ガス製造施設等の検査(PDF)

経産15輸入高圧ガスの検査(PDF)

経産16容器検査(PDF)
経産17附属品検査(PDF)
経産18液化石油ガス貯蔵施設等の検査(PDF)
経産19液化石油ガス充てん設備の検査(PDF)
経産20特定液化石油ガス器具等の適合性検査(PDF)
経産21火薬類の製造施設等の検査(PDF)
経産22機械器具等についての性能検査(PDF)
経産23坑内用品の検定(PDF)
経産24事業所の新設又は変更の確認(総務13参照)
経産25新規化学物質の届出に基づく審査(厚労10参照)
経産26加工施設の検査(PDF)
経産27再処理施設の検査(PDF)
経産28廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認(PDF)
経産29特定廃棄物管理施設の検査(PDF)
経産30廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(PDF)
経産31核燃料物質等の運搬に関する確認(PDF)
経産32原子炉施設の検査(PDF)

国土交通省(55制度)

国交01自動車道の検査(PDF)
国交02石油パイプライン事業用施設の検査(総務12参照)
国交03船舶の総トン数測度(PDF)
国交04小型船舶の総トン数測度(PDF)
国交05小型漁船の総トン数の測度(PDF)
国交06船舶の国際総トン数測度(PDF)
国交07船舶検査(PDF)
国交08危険物の積付検査(PDF)
国交09危険物のコンテナへの収納検査(PDF)
国交10液状化物質の積付け検査(PDF)
国交11海洋汚染防止設備等の検査(PDF)
国交12焼却設備の検査(PDF)
国交13ふん尿処理装置等の検定(PDF)
国交14気象測器の検定(PDF)
国交15航空機の耐空証明(PDF)
国交16航空機装備品の予備品証明(PDF)
国交17飛行場又は航空保安施設の検査(PDF)
国交18・19運航管理施設等の検査(PDF)
国交20特定救急用具の検査(PDF)
国交21模擬飛行装置等の認定(PDF)
国交22容器検査(PDF)

国交23附属品検査(PDF)
国交24鉄道施設の検査(PDF)
国交25鉄道車両の確認(PDF)
国交26索道施設の検査(PDF)
国交27軌道の運輸開始に係る検査(PDF)
国交28廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認(PDF)
国交29核燃料物質運搬の安全確認(PDF)
国交30放射性同位元素等の運搬の安全確認(PDF)
国交31自動車検査(PDF)
国交32検査対象外軽自動車等の型式認定(PDF)
国交33原動機付自転車用原動機の型式認定(PDF)
国交34自動車ターミナルの検査(PDF)
国交35許可工作物の完成検査(PDF)
国交36工事の完了検査(PDF)
国交37開発行為に関する工事の完了検査(PDF)
国交38～49構造方法等の認定(PDF)
国交50建築物の確認・検査(PDF)
国交51建築設備の確認・検査(PDF)
国交52型式適合認定(PDF)
国交53煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査(PDF)
国交54製造施設等の工作物の確認・検査(PDF)
国交55工場生産浄化槽の型式の認定(PDF)

環境省(4制度)

環境01浄化槽の検査(PDF)
環境02一般廃棄物処理施設の検査(PDF)
環境03産業廃棄物処理施設の検査(PDF)
環境04新規化学物質の届出に基づく審査(厚労10参照)

検査検定制度名等	総務 1 :無線局の検査
検査検定関係許認可等事項名	総務 1-1:新設検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 1-1
(2) 制度名	無線局の検査(新設検査)
(3) 根拠法令等名	電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)第 10 条
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局基幹通信課・移動通信課・衛星移動通信課 総務省情報通信政策局放送技術課・地上放送課・衛星放送課・地域放送課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>電波が有限希少な資源であり、その利用を各人の自由に委ねると混信により円滑な通信が確保できなくなる等の弊害が生じるため、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進すること。</p> <p>無線局を開設するために、総務大臣の審査を経て予備免許を受けた者は、当該無線局の工事が落成した時には、無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び業務書類について、法の要件に適合していることの検査(新設検査)を受けなければならない。</p> <p>なお、無線局の免許申請人から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による検査の一部を省略する制度(国による実地検査(臨局検査)を省略し、書類での審査(書面検査)による合否の判定を行う制度)が導入されている。</p> <p>(フロー図)</p>
(2) 制度の概要	<p>(資料)総務省ホームページ(http://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/type/aptoli.htm)</p> <p>(検査のフロー図:通常のケース)</p> <p>(検査のフロー図:認定点検事業者が実施した無線設備等の点検結果を活用するケース)</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 6 月 1 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>昭和 56 年 11 月 21 日: 無線局の免許手続の簡素合理化及び免許申請者の負担を軽減する観点から、郵政大臣(当時)又は郵政大臣の指定する者(指定証明機関)が、無線局に設置する前の段階で、小規模な無線局に使用するための無線設備であって郵政省令で定めるもの(特定無線設備)について、法に定める技術基準に適合していることを証明する制度(総務 03 の技術基準適合証明制度)を導入した。</p> <p>この証明を受けた特定無線設備は、その種類に応じて、無線局の工事落成後の検査が不要となる等の簡易な免許手続の措置がとられる。</p> <p>[一例]</p> <p>平成 12 年 3 月 1 日: 新設検査が省略される「特定無線設備」に第三代移动通信システム(IMT-2000)に使用するための無線設備を追加</p> <p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成 10 年 3 月 30 日: 実験局及び実用化試験局について免許の有効期間を以下のとおり延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実験局: 2年 5年 ・ 実用化試験局: 1年 2年 <p>平成 10 年 4 月 1 日: 無線局の免許人から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による検査の一部を省略する制度を導入</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	無線局(固定通信、衛星通信、移動通信、航空通信、海上通信、TV放送及びFMラジオ放送)の無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類 (根拠法令等名:法第10条)
(2) 検査検定受検者	予備免許を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等) (根拠法令等名:法第10条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所) (根拠法令等名:法第10条及び第104条の3)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省(実績なし)、総合通信局(10)、沖縄総合通信事務所

5 検査検定基準

名称・法令等名	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)等
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	予備免許を受けた者から、工事が落成したとの届出後 (根拠法令等名:法第10条)		
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否		
(3) 検査検定の受検手数料	無線局の種類、送信機の規模によって手数料が異なる。以下はテレビジョン放送局の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.1W 以下のもの 50,500 円 ・ 0.1W 超 3W 以下のもの 192,900 円 ・ 3W 超 10W 以下のもの 350,800 円 ・ 10W 超 100W 以下のもの 544,000 円 ・ 100W 超 1kW 以下のもの 684,200 円 ・ 1kW 超 10kW 以下のもの 1,017,700 円 ・ 10kW 超のもの 1,351,100 円 等 新設検査が法第10条第2項の規定により、検査の一部が省略されて書類の審査のみによって行われる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無線局の種類、送信機の規模に関わらず 2,450 円 (根拠法令等名:電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)第3条)		
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備		
	製品等		
	書面	実地	
	認定点検事業者が実施した無線設備の点検結果が提出され、その内容が適切な場合、実地検査は省略され、書類審査のみ。		
	運転中	運転停止(運用開始前)	
	型式	個別(全個)	個別(抽出)
	書面	実地	
	検査場内	現地	
(5) 合格付与権者	総務大臣、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長 (根拠法令等名:法第14条及び第104条の3)		
(6) 合格付与方法	無線検査簿又は検査結果通知書、免許状の交付		
(7) 検査検定の有効期間	無線局の免許の有効期間(なお、免許の有効期間満了後も引き続き無線局を運用しようとするときには、免許の有効期間の満了前に再免許申請書を提出し、審査を受けることによって、再免許を受けることができる。その際には別途の検査は不要) <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送局(臨時目的放送を専ら行うものに限る。):当該放送の目的を達成するために必要な期間 ・ 放送試験局:2年 ・ 放送試験衛星局:2年 ・ 実用化試験局:2年 ・ 法第5条第1項各号に掲げる者が開設するアマチュア局(本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。):1年 ・ その他の無線局:5年 (根拠法令等名:法第13条、施行規則第7条~第9条)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:局、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	9,187	9,043	10,204	11,802	13,220
(3) 手数料収入総額	665,377	130,009	61,528	73,528	65,632

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成10年4月1日に「認定点検事業者制度」が導入され、受検者(無線局の免許人)から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による実地検査(臨局検査)を省略し、書類での審査(書面検査)による可否の判定が行われるようになった。</p> <p>この影響を把握するために、A)制度導入前から存在している従来の検査(国による臨局検査)を受検した場合と、B)制度導入後に認定点検事業者制度を活用(国による検査は書面検査)して受検した場合との比較を行った。</p>
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 現時点で、認定点検事業者制度の活用実績のある、比較的大規模な(多くの無線局を保有している。)事業者として、合計 20 事業者(電気通信事業者 5、放送事業者 10、電力事業者 5)を対象にして調査を実施した。
 認定点検事業者制度導入前後の比較を行うため、制度導入前(臨局検査)実績として平成 9 年度を、また、制度導入後(書面検査)実績として 13 年度の実績を提示した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		A) 臨局検査 (平成 9 年度実績)	B) 書面検査 (平成 13 年度実績)	
手数料		110,000 円	2,450 円	A) 臨局検査の場合は、無線局の種別・送信機の規模によって受検手数料が異なるので、回答事業者の平均値を採用。B) 書面検査のみの場合、無線局の種別・送信機の規模にかかわらず一律 2,450 円
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	83,000 円 (36 人時間)	48,000 円 (21 人時間)	実地検査について、B) では自社もしくは部外委託先が認定点検事業者として無線設備等の点検を実施しており、A) の国による実地検査への対応に比べて投入時間数・人員ともに減少
	旅費	26,000 円	17,000 円	事前相談時に各総合通信局を訪問する場合及び実地検査時に無線局設置場所までの移動の場合、実地検査への投入人数が減少したことに伴う減少
機会費用	×			施設稼働前の受検であり、機会費用は発生しないとする事業者が大半を占めるため削除
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		31,000 円 (29 枚)	26,000 円 (37 枚)	申請書類の他、事前点検データ等の資料を添付。無線局の種別・送信機の規模によって異なる。なお、提出書類の一部の作成・データ計測を部外委託しているケース(に計上)もある。
部外委託経費		160,000 円	130,000 円	工事請負業者・無線機器メンテナンス事業者に対して、データ計測・保守点検等の部外委託。計測不能とする事業者が多い中、回答が得られた事業者の平均値を記載
事前準備コスト		71,000 円	84,000 円	測定器などの較正費用を計上。B) には自らが認定点検事業者である場合、そのための申請費用等も含まれる。
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		【参考】 (39,000 円)	【参考】 (31,000 円)	事業者が自主的に行っている点検(1 か月ないし 1 年に 1 回と頻度は様々)に要するコスト。当該検査に直接付随するものではないため、参考提示
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		481,000 円/局 (、、、及びの合計)	307,450 円/局 (、、、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 検査を実施している各地の総合通信局のうち、7 局を対象にして調査(平成 9 年度から 13 年度)を実施した。
 認定点検事業者制度導入前後の比較を行うため、臨局検査実績と書面検査実績とを区別して提示した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		A) 臨局検査	B) 書面検査	
検査検定実施コスト	人件費	14,000 円 (6 人時間)	2,300 円 (1 人時間)	A) の場合、事前に提出される測定データの点検を行う業務が別途発生するため、B) に比べて投入時間が多い。
	旅費	A) B) ×	28,000 円	A) の場合、受検者の無線局設置場所までの移動コストを計上
機器運搬コスト	×			他業務における使用状況との区別ができないため記載不能
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		42,000 円/局	2,300 円/局	

10 制度改変の影響

(1) コスト	<p>受検者の意見によると、認定点検事業者制度の導入・活用により、手数料・受検対応コストについてはほとんどの事業者が、書類作成コストについては半数近い事業者が、それぞれコスト削減になったとしており、上記 8(3) の手数料収入総額や、9(2) の検査検定受検者側が負担しているコスト分析結果とも符合する。</p> <p>現在、受検者のほとんどが認定点検事業者(例外は、国の機関等)による無線設備等の点検結果を活用している状況であることから、当該制度改変による我が国全体のコスト削減効果を算出すると、下記ようになる。なお、今回の調査対象とした事業者は比較的大規模な事業者を対象としていること、大規模事業者は小規模事業者に比べて 1 件当たりのコストが比較的高額であることなどを勘案すると、当該試算値は最大規模での値であると解釈できる。</p> <p style="text-align: center;"> <平成 13 年度受検件数> × <制度改変による 1 件当たりコスト削減効果> <我が国全体のコスト削減効果(試算値)> 13,220 件 × (481,000 - 307,450 円/局) = 約 22 億 9,400 万円 </p>
(2) 選択範囲	<p>受検者にとってみれば、認定点検事業者制度を活用するかしないかという選択肢が広がったという観点から、利便性が高まったと言える。現在、受検者のほとんどが認定点検事業者(例外は、国の機関等)による無線設備等の点検結果を活用している状況である。</p>
(3) その他	なし

検査検定制度名等	総務 1 : 無線局の検査
検査検定関係許認可等事項名等	総務 1-2: 変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 1-2
(2) 制度名	無線局の検査(変更検査)
(3) 根拠法令等名	電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。)第 18 条
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局基幹通信課・移動通信課・衛星移動通信課 総務省情報通信政策局放送技術課・地上放送課・衛星放送課・地域放送課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>電波が有限希少な資源であり、その利用を各人の自由に委ねると混信により円滑な通信が確保できなくなる等の弊害が生じるため、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進すること。</p> <p>無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、当該無線局の工事が終了したときには、許可の内容に適合していることの検査(変更検査)を受けなければならない。</p> <p>なお、無線局の免許申請人から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による検査の一部を省略する制度(国による実地検査(臨局検査)を省略し、書類での審査(書面検査)による可否の判定を行う制度)が導入されている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <p style="text-align: center;">(資料) 総務省ホームページ (http://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/type/opestart.htm)</p>
(2) 制度の概要	<p>〔検査のフロー図: 通常の場合〕</p> <p>〔検査のフロー図: 認定点検事業者が実施した無線設備等の点検結果を活用するケース〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 6 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>昭和 56 年 11 月 21 日: 無線局の免許手続の簡素合理化及び免許申請者の負担を軽減する観点から、郵政大臣(当時)又は郵政大臣の指定する者(指定証明機関)が、無線局に設置する前の段階で、小規模な無線局に使用するための無線設備であって郵政省令で定めるもの(特定無線設備)について、法に定める技術基準に適合していることを証明する制度(総務 3 の技術基準適合証明制度)を導入した。</p> <p>この証明を受けた特定無線設備は、その種類に応じて、無線局の工事落成後の検査が不要となる等の簡易な免許手続の措置がとられる。</p> <p>〔例〕</p> <p>平成 12 年 3 月 1 日: 新設検査が省略される「特定無線設備」に第三世代移动通信システム(IMT-2000)に使用するための無線設備を追加</p> <p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成 10 年 3 月 30 日: 実験局及び実用化試験局について免許の有効期間を以下のとおり延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実験局: 2年 5年 ・ 実用化試験局: 1年 2年 <p>平成 10 年 4 月 1 日: 無線局の免許人から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による検査の一部を省略する制度を導入</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	無線局(固定通信、衛星通信、移动通信、航空通信、海上通信、TV 放送及び FM ラジオ放送)の無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更内容 (根拠法令等名: 法第 18 条)
(2) 検査検定受検者	変更許可を受けた者(電気通信事業者、放送事業者等) (根拠法令等名: 法第 18 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省(本省、総合通信局、沖縄総合通信事務所) (根拠法令等名:法第 18 条及び第 104 条の3)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省(実績なし)、総合通信局(10)、沖縄総合通信事務所

5 検査検定基準

名称・法令等名	電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「施行規則」という。) 無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)等
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	変更の許可を受けた者から、工事が完了したとの届出後 (根拠法令等名:法第 18 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	無線局の種別、送信機の規模によって手数料が異なる。以下はテレビジョン放送局の例 ・ 基本送信機の空中線電力が 0.1W 以下のもの 10,200 円 ・ 基本送信機の空中線電力が 0.1W 超 3W 以下のもの 36,800 円 ・ 基本送信機の空中線電力が 3W 超のもの 61,800 円 変更検査が法第 18 条第 2 項の規定により、検査の一部が省略されて書類の審査のみによって行われる場合 ・ 無線局の種別、送信機の規模に関わらず 2,450 円 (根拠法令等名:電波法関係手数料令(昭和 33 年政令第 307 号)第 4 条)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 認定点検事業者が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、実地検査は省略され、書類審査のみになる。
		運転中 運転停止(運用開始前)
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	総務大臣、総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長 (根拠法令等名:法第 18 条及び第 104 条の3)	
(6) 合格付与方法	無線検査簿又は検査結果通知書、免許状の交付(免許状に変更を生ずる場合)	
(7) 検査検定の有効期間	無線局の免許の有効期間(なお、免許の有効期間満了後も引き続き無線局を運用しようとするときには、免許の有効期間の満了前に再免許申請書を提出し、審査を受けることによって、再免許を受けることができる。その際には別途の検査は不要) ・ 放送局(臨時目的放送を専ら行うものに限る。):当該放送の目的を達成するために必要な期間 ・ 放送試験局:2年 ・ 放送試験衛星局:2年 ・ 実用化試験局:2年 ・ 法第 5 条第 1 項各号に掲げる者が開設するアマチュア局(本邦に永住することを許可された者が開設するものを除く。):1年 ・ その他の無線局:5年 (根拠法令等名:法第 13 条、施行規則第 7 条～第 9 条) なお、変更工事の内容は軽微なものである場合には、事前の工事許可は届出のみでよい、または、工事完了後の変更検査が省略される。 (根拠法令等名:法第 18 条第 1 項ただし書、施行規則第 10 条の 4)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件(局)数	11,673	10,178	9,361	9,279	9,497
(3) 手数料収入総額	410,055	63,258	43,497	24,308	26,135

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 10 年 4 月 1 日に「認定点検事業者制度」が導入され、受検者(無線局の免許人)から、総務大臣が認定した「認定点検事業者」が実施した無線設備等の点検結果が提出され、その内容が適正な場合、国による実地検査(臨局検査)を省略し、書類での審査(書面検査)による合否の判定が行われるようになった。 この影響を把握するために、A)制度導入前から存在している従来の検査(国による臨局検査)を受検した場合と、B)制度導入後に認定点検事業者制度を活用(国による検査は書面検査)して受検した場合との比較を行った。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 現時点で、認定点検事業者制度の活用実績のある比較的大規模な(多くの無線局を保有している)事業者として、合計 20 事業者(電気通信事業者 5、放送事業者 10、電力事業者 5)を対象にして調査を実施した。 認定点検事業者制度導入前後の比較を行うため、制度導入前(臨局検査)実績として平成 9 年度を、また、制度導入後(書面検査)実績として 13 年度の実績を提示した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		A)臨局検査 (平成9年度実績)	B)書面検査 (平成13年度実績)	
手数料		52,000円	2,450円	A)臨局検査の場合は、無線局の種別・送信機の規模によって受検手数料が異なるので、回答事業者の平均値を採用。B)書面検査のみの場合、無線局の別によらず一律2,450円
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	110,000円 (47人時間)	40,000円 (17人時間)	実地検査について、B)では自社もしくは部外委託先が認定点検事業者として無線設備等の点検を実施しており、A)の国による実地検査への対応に比べて投入時間数・人員ともに減少
	旅費	30,000円	16,000円	事前相談時に各総合通信局を訪問する場合及び実地検査時に無線局設置場所までの移動の場合、実地検査への投入人数が減少したことに伴う減少
機会費用		【参考】 3.7時間		大半の事業者が発生しないとしているが、電気事業者では代替の予備システムを稼働させる、電気通信事業者・放送事業者は、深夜帯を利用して設備を停止するなどの対応をしているという回答が得られている。
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		34,000円 (20枚)	26,000円 (18枚)	申請書類の他、事前点検データ等の資料を添付。無線局の種別・送信機の規模によって異なる。 なお、提出書類の一部の作成・データ計測を部外委託しているケース(に計上)もある。
部外委託経費		200,000円	140,000円	工事請負業者・無線機器メンテナンス事業者に対して、データ計測・保守点検等の部外委託。計測不能とする事業者が多い中、回答が得られた事業者の平均値を記載
事前準備コスト		47,000円	94,000円	測定器などの較正費用を計上。B)には自らが認定点検事業者である場合、そのための申請費用等も含まれる。
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		(44,000円)	(35,000円)	事業者が自主的に行っている点検(1か月ないし1年に1回と頻度は様々)に要するコスト。当該検査に直接付随するものではないため、参考提示
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		473,000円/局 (、、、及びの合計)	318,450円/局 (、、、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
検査を実施している各地の総合通信局のうち、7局を対象にして調査(平成9年度から13年度)を実施した。 認定点検事業者制度導入前後の比較を行うため、臨局検査実績と書面検査実績とを区別して提示した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		A)臨局検査	B)書面検査	
検査検定 実施コスト	人件費	13,000円 (6人時間)	2,300円 (1人時間)	A)の場合、事前に提出される測定データの点検を行う業務が別途発生するため、B)に比べて投入時間が多い。
	旅費	A) B)×	30,000円	A)の場合、受検者の無線局設置場所までの移動コストを計上
機器運搬コスト	×			他業務における使用状況との区別ができないため記載不能
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		43,000円/局	2,300円/局	

10 制度改変の影響

(1) コスト	<p>受検者の意見によると、認定点検事業者制度の導入・活用により、手数料・受検対応コストについてはほとんどの事業者が、書類作成コストについては半数近い事業者が、それぞれコスト削減になったとしており、上記8(3)の手数料収入総額や、9(2)の検査検定受検者側が負担しているコスト分析結果とも符合する。</p> <p>現在、受検者のほとんどが認定点検事業者(例外は、国の機関等)による無線設備等の点検結果を活用している状況であることから、当該制度改変による我が国全体のコスト削減効果を算出すると、下記ようになる。なお、今回の調査対象とした事業者は比較的大規模な事業者を対象としていること、大規模事業者は小規模事業者に比べて1件当たりのコストが比較的高額であることなどを勘案すると、当該試算値は最大規模での値であると解釈できる。</p> <p><平成13年度受検件数> <制度改変による1件当たりコスト削減効果> <我が国全体のコスト削減効果(試算値)> 9,497件 ×(473,000 - 318,450円/局) =約14億6,800万円</p>
(2) 選択範囲	<p>受検者にとってみれば、認定点検事業者制度を活用するかしないかという選択肢が広がったという観点から、利便性が高まったと言える。現在、受検者のほとんどが認定点検事業者(例外は、国の機関等)による無線設備等の点検結果を活用している状況である。</p>
(3) その他	なし

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 2
(2) 制度名	無線設備機器の検定
(3) 根拠法令等名	電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 37 条
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	人命の安全、財貨の保全及び電波利用秩序の維持のために極めて高い信頼度が要求される無線設備の機器を対象として、その施設に先立ち、施設してからでは試験・判定が困難となる耐震性、耐水性等の事項について検定を行い、当該機器の型式の信頼性を担保すること。
(2) 制度の概要	<p>海上人命安全条約（SOLAS）等の国際条約により、一定の性能を有する無線設備の機器を施設することが義務付けられている船舶・航空機等に施設される無線設備の機器について、その型式ごとに、定められた機能を有するか否かを総務大臣が検定を行う。この型式検定は、国際条約で主務官庁が行うことを義務付けられている。なお、現在は独立行政法人通信総合研究所（CRL）に試験業務を委託して実施している。</p> <p>〔フロー図：通常のケース〕</p> <p>〔フロー図：認定点検事業者等の試験データを活用するケース〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 6 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し（海上人命安全条約（SOLAS）の改正に伴うもの。）</p> <p>平成 11 年 5 月 21 日： 警急自動受信機を対象から削除</p> <p>平成 14 年 7 月 1 日： 船舶自動識別措置等を対象に追加</p> <p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日： 試験業務を実施する通信総合研究所が独立行政法人化（以降、試験業務は委託形式）</p> <p>検査検定の方法の見直し</p> <p>平成 11 年 3 月 30 日： 受検時に総務大臣が認定した「認定点検事業者」等による試験データを提出した場合は、手続が一部省略（試験実施機関である独立行政法人通信総合研究所への無線設備機器本体の持込み不要等）され、かつ、受検料が半分に減額される。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	周波数測定装置、レーダー、船舶に施設する救命用の無線設備の機器、義務船舶局の無線設備の機器（無線電話設備等）、船舶地球局の無線設備の機器、航空機に施設する無線設備の機器（ACAS 等） （根拠法令等名：法第 37 条）
(2) 検査検定受検者	無線機器の製造業者・輸入業者で型式検定対象機器を製造又は輸入する者 （根拠法令等名：無線機器型式検定規則（昭和 36 年郵政省令第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>〔国の機関〕総務省（申請書受付、合否判定等の事務処理） （根拠法令等名：法第 37 条）</p> <p>〔独立行政法人等〕独立行政法人通信総合研究所（試験業務を実施） （根拠法令等名：規則第 6 条第 2 項） 平成 16 年 4 月 1 日独立行政法人情報通信研究機構に改変予定</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省 通信総合研究所（東京都小金井市）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第3章（第28条～第38条） 無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号） 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶・航空機等に施設する前段階で実施（型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。） （根拠法令等名：法第37条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否 なお、平成16年3月から、電子申請が可能となる予定	
(3) 検査検定の受検手数料	受検時に認定点検事業者等による試験データを提出した場合、又は合格機器と機種を同じくし、かつ、構成の大部分が共通な異なる型式の機器の検定を申請する場合は、下記の各受検料が半分に減額 周波数測定装置 700,300円 レーダー 1,524,900円 船舶に施設する救命用の無線設備の機器 885,900円 義務船舶局の無線設備の機器 (1) 156～157.45MHzまでの周波数の電波を使用する無線電話の機器 送受信機 1,047,400円 送信機 720,400円 受信機 703,800円 (2) その他の周波数の電波を使用する無線電話の機器 送受信機 1,265,400円 送信機 1,022,200円 受信機 787,600円 (3) デジタル選択呼出装置 695,500円 (4) 狭帯域直接印刷電信装置 687,100円 (5) 衛星無線航法装置 869,500円 (6) 地上無線航法装置 755,200円 (7) 船舶自動識別装置 1,369,900円 (8) その他のもの 779,300円 船舶地球局の無線設備の機器 1,206,800円 航空機に施設する無線設備の機器 1,524,900円 （根拠法令等名：電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）第5条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	総務大臣 （根拠法令等名：規則第8条第1項）	
(6) 合格付与方法	無線機器型式検定合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	合格機器が検定の合格条件に適合している間は有効（軽微な変更の場合は届出で良い。） （根拠法令等名：規則第3条及び第11条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：社、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	7	7	6	3	1
(2) 検査検定実施件数	21	112	31	15	7
レーダー	12	109	28	14	7
船舶に施設する救命用設備	2	1		1	
無線電話・送受信機	2	1			
無線電話・受信機	3		1		
デジタル選択呼出装置	2		1		
その他（ナブテックス受信機）			1		
無線方位測定器		1			
(3) 手数料収入総額	16,953	96,267	25,071	21,472	5,337

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 11 年 3 月に、認定点検事業者等による試験データの活用制度が導入されている。
 受検時に総務大臣が認定した「認定点検事業者」等による試験データを提出した場合は、手続の一部が省略（試験実施機関である独立行政法人通信総合研究所への無線設備機器本体の持込み不要等）され、かつ、受検料が半分に減額される。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 当該制度の中で、最も受検実績の多い『レーダー』に焦点を当て、船舶用レーダー製造事業者 2 社を対象にして調査を実施した。
 上述の制度改変による影響を把握するために、試験データを活用しないケースと、試験データを活用したケースとの比較を行った。

区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト			説 明
		A 事業者 試験データ活用せず	試験データ活用せず	B 事業者 試験データ活用	
手 数 料		レーダーの手数料 1,524,900 円		レーダーの手数料 762,450 円	電波法関係手数料令第 5 条により、試験データを提出した際には、手数料が半額となる。 この他、合格機器と機種を同じくし、かつ、構成の大部分が共通な異なる型式の機器の検定を申請する場合にも減額措置が講じられている。
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト	人件費	72,000 円 (31 人時間)	68,000 円 (29 人時間)	19,000 円 (8 人時間)	B 事業者の試験データ活用有無による相違は、通信総合研究所における検査時の立会の実施有無によるもの（旅費も同様）。
	旅 費	12,000 円	75,000 円		事前相談時及び通信総合研究所における検査時の立会い時に発生
機 会 費 用	×				
運 搬 コ ス ト		20,000 円	50,000 円		通信総合研究所への無線設備機器本体運搬費用。試験データ活用時には持込不要のためコストは発生せず。
保 管 コ ス ト	×				
書 類 作 成 コ ス ト		190,000 円 (600 枚)	120,000 円 (150 枚)		総務省本省、通信総合研究所で収受している書類の平均枚数は約 200 枚ないし 250 枚
部 外 委 託 経 費				310,000 円	認定点検事業者（B 事業者の場合、グループ会社）への試験業務委託費用
事 前 準 備 コ ス ト		69,000 円	62,000 円		データ計測に関する費用（設備購入・維持管理、データ計測作業費等）
法定自主点検コスト	×				
任意自主点検コスト	×				
インセンティブ適用コスト	×				
そ の 他	×				
合 計		1,887,900 円 (、 、 、 及び の合計)	1,899,900 円 (、 、 、 及び の合計)	1,273,450 円 (、 、 、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 試験実施機関である独立行政法人通信総合研究所に対して、『(船舶用)レーダー』に関する試験業務についての調査を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	事前相談 8 人時間 予備審査 8 人時間 +) 実地検査 704 人時間 合 計 720 人時間 1,700,000 円	実地検査については、最長 2 か月・2 人という回答であったため、2 か月×22 日×8 時間×2 人として計算
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		640,000 円	年間の試験装置等保守費を、検査件数で除した金額を記載
そ の 他	×		
合 計		2,340,000 円 (及び の合計)	

10 制度改変の影響

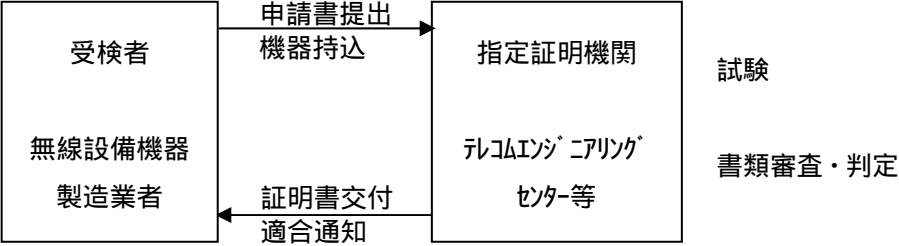
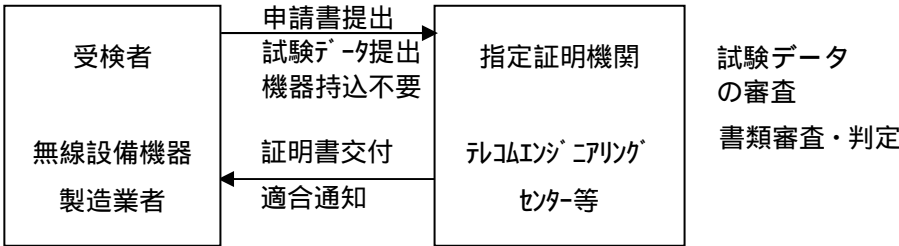
(1) コ ス ト	B 事業者の意見によると、試験データを活用することにより、試験データ作成のための 部外委託コストが新たに発生するものの、手数料、受検対応コスト（人件費・旅費） 運搬コストが削減されたとのことで、コスト分析結果とも一致している。取り分け、手数料が半額減免される影響が、金額的に大きい。
(2) 選 択 範 囲	「認定点検事業者」等による試験データの活用制度が導入され、かつ受検者の試験データ作成に必要な技術的能力の有無によって、受検者が活用の是非を選択することができることになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。
(3) そ の 他	なし

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 3
(2) 制度名	技術基準適合証明（技術基準適合証明、特定無線設備の工事設計についての認証、外国取扱事業者の特定無線設備の工事設計についての認証、本邦内で使用されることとなる特定無線設備の工事設計についての認証）
(3) 根拠法令等名	[技術基準適合証明]電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 1 項 [特定無線設備の工事設計についての認証、外国取扱事業者の特定無線設備の工事設計についての認証]法第 38 条の 16 第 1 項及び第 2 項 [本邦内で使用されることとなる特定無線設備の工事設計についての認証]法第 38 条の 17 第 6 項
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

（注）平成 16 年 1 月 26 日に電波法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 68 号）が施行

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>技術基準に適合していない無線設備が使用されると、電波利用の全体に支障を及ぼすことになり、特に重要通信に障害を与えた場合には、国民の生命、安全等に重大な支障を及ぼす恐れがあることから、技術基準への適合性が厳格に求められている。小規模な無線局に使用する無線設備（特定無線設備）の技術基準への適合性を確保するとともに、無線局の免許手続を簡素合理化することにより、電波利用者の負担を軽減する。</p>
(2) 制度の概要	<p>総務大臣又は指定証明機関（承認証明機関）が、無線局の免許手続に先立ち、特定無線設備が法で定める技術基準に適合していることを確認する、任意の検査検定制度。技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局については、免許不要、落成後の検査省略等のメリットがある。</p> <p>[技術基準適合証明] 【技術基準適合証明 = 個別検定】携帯用、車載用等の小規模な無線設備を使用する無線局の普及・増加に対応して、無線局免許手続事務の簡素合理化と申請者等の電波利用者の負担を軽減するために、昭和 56 年 5 月に法の一部を改正して創設（56 年 11 月施行）申請設備 1 台ごとに審査。また、機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに証明する制度を昭和 61 年 5 月創設（平成 11 年 3 月に、工事設計についての認証制度が創設・導入されたことに伴い廃止）</p> <p>[特定無線設備の工事設計についての認証、外国取扱事業者の特定無線設備の工事設計についての認証] 【工事設計認証 = 型式検定】電気通信分野の国際化の進展等を背景として、無線設備の技術基準認証制度の国際的調和を図ることが要請されたこと、携帯電話等への加入者の急増に伴い、技術基準適合証明の簡素化を図る必要性が生じてきたこと等を背景に、法を改正して、設備 1 台ごとに審査を行う技術基準適合証明とは別途、大量生産機種向けに工事設計（タイプ）を認証する制度を創設。工事設計（タイプ）ごとに申請。なお、認証申請は、本邦内にある者による申請であると、外国取扱事業者による申請であるとを問わない。</p> <p>[本邦内で使用されることとなる特定無線設備の工事設計についての認証] 外国において、我が国で使用することとなる特定無線設備の技術基準の適合証明・認証を行おうとする者に対し、総務大臣が、その者の申請により、特定無線設備の技術基準適合証明に準ずる証明・認証を行うことを承認し、この承認を受けた者（承認証明機関）に外国取扱事業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる特定無線設備の適合証明・認証を行うことを認める制度。ただし、平成 15 年 12 月現在、承認証明機関による認証の実績はない。</p> <p>なお、平成 16 年 1 月 26 日から施行する電波法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 68 号）の概要は、次のとおり。 従来は国（指定証明機関）が予め技術基準への適合性について認証していたが、製品の迅速な市場への投入を可能とするため、技術基準への適合性を製造業者等が自ら確認する制度（技術基準適合自己確認制度）を新設 指定証明機関制度及び認定点検事業者制度について、法令において明示された要件を備えれば、裁量の余地なく、国により機関又は事業者が登録される登録制度への移行</p> <p>[フロー図：通常の場合]  </p> <p>[フロー図：認定点検事業者等の試験データを活用するケース]  </p>
(3) 施行年月日	[技術基準適合証明]昭和 56 年 11 月 23 日 [特定無線設備の工事設計についての認証、外国取扱事業者の特定無線設備の工事設計についての認証]平成 11 年 3 月 6 日 [本邦内で使用されることとなる特定無線設備の工事設計についての認証]平成 11 年 3 月 6 日

(4) 制度変更の状況 (平成9～13年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し 随時 : 新たな通信システム導入等に伴う対象の追加など</p> <p>検査検定実施主体の見直し 平成13年7月25日: 指定証明機関について公益法人要件を撤廃。従来の指定公益法人に加えて、平成14年10月に株式会社ディーエスピーリサーチが、15年3月に株式会社ケミトックスが、また、同年10月にテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社がそれぞれ新たに参入</p> <p>検査検定の方法の見直し 平成11年3月6日: 従来の機器1台ごとに確認する制度【総務03-01の技術基準適合証明。いわゆる個別検定】に加え、大量生産機種向けに工事設計(タイプ)による認証制度【総務03-02の特定無線設備の工事設計についての認証。いわゆる型式検定】を導入。なお、工事設計についての認証制度の導入に伴い、技術基準適合証明制度のうち、機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに証明する制度を廃止</p> <p>平成11年3月6日: 受検時に総務大臣が認定した「認定点検事業者」による試験データを提出した場合は、手続の一部が省略(指定証明機関への機器本体の持込み不要等)され、かつ、受検料が減額される。</p> <p>その他(検査手数料の見直し) 平成14年5月7日: 財団法人テレコムエンジニアリングセンターの手数料額改正(低廉化)</p>
---------------------------	---

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>小規模な無線局に使用するための無線設備(特定無線設備) (根拠法令等名: 法第38条の2第1項。特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「規則」という。)第2条)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>技術基準適合証明を受けようとする者(製造業者等) (根拠法令等名: 法第38条の2第4項、第38条の16第1項及び第2項)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[指定検査機関等]財団法人テレコムエンジニアリングセンター(TELEC) 財団法人日本アマチュア無線振興協会(JARD) 株式会社ディーエスピーリサーチ(平成14年10月～) 株式会社ケミトックス(平成15年3月～) テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社(平成15年10月～) (根拠法令等: 法第38条の2第1項)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>テレコムエンジニアリングセンター(東京・大阪・宮城・長野・愛知・熊本) 日本アマチュア無線振興協会(東京) 株式会社ディーエスピーリサーチ(大阪) 株式会社ケミトックス(東京) テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社(神奈川)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>法第3章(第28条～第38条) 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号) 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>無線局として設置し使用する前段階 (根拠法令等名: 法第4条、第15条及び第27条の2)</p>																								
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	<p>否</p>																								
(3) 検査検定の受検手数料	<p>特定無線設備の種別により異なる。また、同時に申請する設備数、ISOの取得有無(工事設計認証のみ)等により減額措置が講じられている。下記は、指定証明機関である財団法人テレコムエンジニアリングセンター(TELEC)の、調査実施時点である平成14年12月段階での基本手数料額(工事設計認証については、認定点検事業者の試験データを活用した場合の手数料額)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">技術基準適合証明</th> <th style="text-align: center;">工事設計認証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶電話</td> <td style="text-align: center;">5,500円/台</td> <td style="text-align: center;">510,000円/型式</td> </tr> <tr> <td>航空機電話</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> <td style="text-align: center;">510,000円</td> </tr> <tr> <td>コードレス電話</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td>携帯無線通信基地局等</td> <td style="text-align: center;">15,100円</td> <td style="text-align: center;">510,000円</td> </tr> <tr> <td>携帯無線通信陸上移動局</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> <td style="text-align: center;">390,000円</td> </tr> <tr> <td>PHS基地局等</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">510,000円</td> </tr> <tr> <td>PHS陸上移動局</td> <td style="text-align: center;">1,200円</td> <td style="text-align: center;">390,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(根拠法令等名: 国の場合: 電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)第5条の2 指定機関の場合: TELECの例 http://www.telec.or.jp)</p>		技術基準適合証明	工事設計認証	船舶電話	5,500円/台	510,000円/型式	航空機電話	5,500円	510,000円	コードレス電話	1,200円	210,000円	携帯無線通信基地局等	15,100円	510,000円	携帯無線通信陸上移動局	2,900円	390,000円	PHS基地局等	3,800円	510,000円	PHS陸上移動局	1,200円	390,000円
	技術基準適合証明	工事設計認証																							
船舶電話	5,500円/台	510,000円/型式																							
航空機電話	5,500円	510,000円																							
コードレス電話	1,200円	210,000円																							
携帯無線通信基地局等	15,100円	510,000円																							
携帯無線通信陸上移動局	2,900円	390,000円																							
PHS基地局等	3,800円	510,000円																							
PHS陸上移動局	1,200円	390,000円																							

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 運転中	実地 運転停止
	製品等	[技術基準適合証明] 申請設備 1 台毎に審査 型式 個別(全個) 個別(抽出) 制度上は全個検査になっているが、申請台数が多量にわたる場合、一定基準に基づく抽出検査を行う。	
		[特定無線設備の工事設計についての認証、外国取扱事業者の特定無線設備の工事設計についての認証] 工事設計(タイプ)毎に審査 型式 個別(全個) 個別(抽出)	
		書面 検査場内	実地 現地
	認定点検事業者による試験データを活用した場合、機器の持込みは不要となり、書面審査のみ		
(5) 合格付与権者	総務大臣又は指定証明機関の長 (根拠法令等名：規則第 5 条第 1 項)		
(6) 合格付与方法	技術基準適合証明書の交付		
(7) 検査検定の有効期間	証明を受けた特定無線設備に変更がない限り有効 軽微な変更の場合には、指定証明機関における審査が大幅に簡略化される。 (根拠法令等名：規則第 6 条の 2 及び第 26 条)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：社、件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
技術基準適合証明	8,169	7,103	7,368	7,404	5,978
うち、携帯電話	163	131	116	104	110
工事設計認証		36	926	1,580	1,712
うち、携帯電話		4	123	156	161
(2) 検査検定実施件数					
技術基準適合証明(台)	521,657	355,179	261,660	226,369	203,361
うち、携帯電話	6,397	5,150	5,604	5,212	6,941
工事設計認証(型式)		36	926	1,580	1,712
うち、携帯電話		4	123	156	161
(3) 手数料収入総額	1,589,000	1,064,000	964,000	1,065,000	982,000
技術基準適合証明	1,209,000	757,000	630,000	539,000	437,000
工事設計認証	380,000	307,000	334,000	526,000	545,000

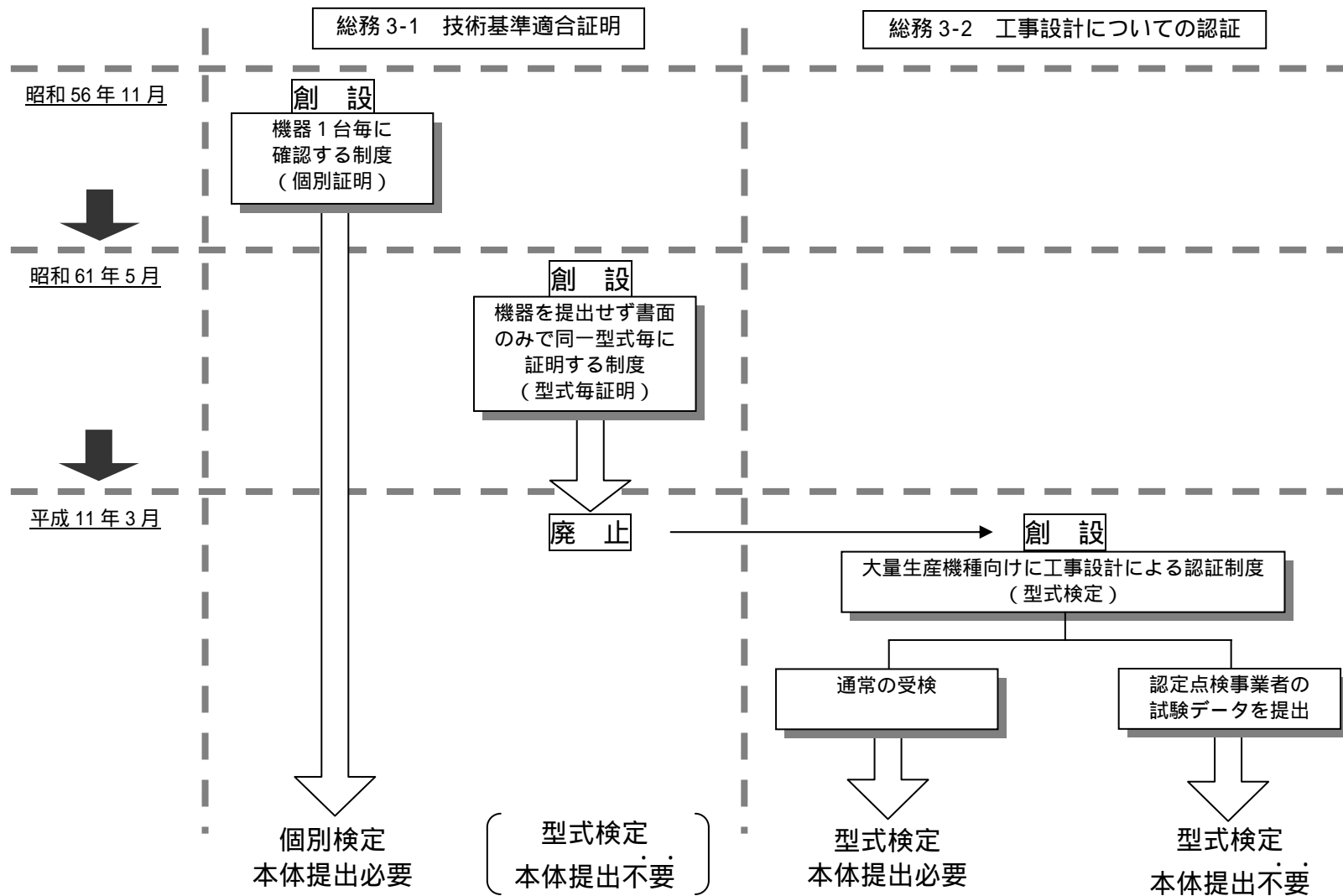
(注) 1 (1)の対象事業者数は申請件数。ただし、技術基準適合証明の申請件数は、個別証明のみ記載
2 (3)の手数料収入総額の会計年度は、各年度ともに7月1日～翌年6月末

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

当該制度は、平成 11 年 3 月に下記の制度改変が行われている。

- ） 小規模な無線局に使用する無線設備（特定無線設備）の検査について、従来の機器 1 台ごとに確認する制度【総務 3-1 の技術基準適合証明制度下での個別証明】に加え、大量生産機種向けに工事設計（タイプ）による認証制度【総務 3-2 の特定無線設備の工事設計についての認証。いわゆる型式検定】を導入したこと。なお、工事設計による認証制度の導入に伴い、機器を提出せず、書面のみで同一の型式毎に証明する制度【総務 3-1 の技術基準適合証明下での型式毎証明】を廃止
- ） 認定点検事業者による試験データの活用制度が導入され、その場合は、指定証明機関への携帯電話本体の持ち込み（提出）を要しないようにしたこと。



さらに、平成 13 年 7 月に下記の制度改変が行われている。

- ） 指定証明機関の公益法人要件が撤廃され、従来の指定公益法人である財団法人テレコムエンジニアリングセンターに加え、平成 14 年 10 月に株式会社ディーエスピーリサーチが、15 年 3 月に株式会社ケミットクスが、また、同年 10 月にテュフ・ラインランド・ジャパン（株）が新たに参入したこと。

上述の制度改変のうち、) の影響を把握するために、制度改変前から存在している個別検定（総務 3-1 の技術基準適合証明制度下での個別証明）と、制度改変後に明確に別制度として切り離された型式検定（総務 3-2 の特定無線設備の工事設計についての認証）との比較、) の影響を把握するために、型式検定の中で、認定点検事業者による試験データを活用しない通常のケースと、認定点検事業者による試験データを活用するケースとの比較を行った。

なお、上記の制度改変のうち、) の影響については、調査対象期間（平成 9 年度から 13 年度）においては影響の発現状況は把握できなかった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

当該制度の中で、最も受検実績の多い『携帯電話(携帯無線通信陸上移動局)』について、携帯電話機メーカー6社を対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト				説明
		個別機器毎に実施	同一型式毎に実施			
		技術基準適合証明(総務3-1)		工事設計認証(総務3-2)		
		A) 個別証明	B) 型式毎証明	C) 認定点検事業者の試験データ活用せず	D) 認定点検事業者の試験データ活用	
		昭和56年11月から	昭和61年5月から平成11年3月(廃止)まで	平成11年3月から	平成11年3月から	
手数料		1件当たり平均受検料 140,000円 【参考】基本手数料 2,900円/台 【参考】1件当たり受検台数 平均:51.9台 上下限:15.1台~ 145.6台	基本手数料 980,000円	基本手数料 520,000円	基本手数料 510,000円	A)では、1件の受検時に平均数十台を同時受検している。台数の多寡に応じて受検料減額措置が講じられている。 また、A)~D)では、受検者のISO9000取得実績、申請内容のレベル(簡易な手続か否か)等に応じて受検料減額措置が講じられている。
手数料以外の納付金	x					
受検対応コスト	人件費	250,000円 (107人時間)	99,000円 (43人時間)	100,000円 (44人時間)	99,000円 (43人時間)	A)では、社内で自主的に行われる事前審査に費やされる時間数が多い。
	旅費	15,000円	9,000円	13,000円	9,000円	
機会費用	x					
運搬コスト		20,000円	6,000円	13,000円	6,000円	
保管コスト	x					
書類作成コスト		460,000円 (110枚)	790,000円 (167枚)	1,000,000円 (182枚)	790,000円 (167枚)	D)については、社外の認定点検事業者による試験データ測定・書類作成の分だけ、C)よりもコストが削減されている。
部外委託経費	D)				110,000円	社外の認定点検事業者に試験データ測定を依頼するケースにコスト発生
事前準備コスト	C) D)			150,000円	91,000円	測定機器のレンタル費等
法定自主点検コスト	x					
任意自主点検コスト	x					
インセンティブ適用コスト	x					
その他	x					
合計		885,000円/件 (、及びの合計) ↓ 受検1件当たりの平均受検台数51.9台を基に計算 ↓ 17,052円/台	1,884,000円/型式 (、及びの合計) ↓ 1型式当たりの平均生産台数215,426台を基に計算 ↓ 8.74円/台	1,796,000円/型式 (、、、及びの合計) ↓ ↓ 8.34円/台	1,615,000円/型式 (、、、及びの合計) ↓ ↓ 7.50円/台	A)の個別証明は、携帯電話の場合、市場に出荷する目的で受検するのではなく、市場に出荷する前に、新機種の機能確認等を目的として受検することから、同時受検台数が少ないのが実情である。事業者は、1型式による製造台数の多寡によって、個別検定又は型式検定を選択している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

指定証明機関の中で、『携帯電話(携帯無線通信陸上移動局)』に関する検査業務を行っている財団法人テレコムエンジニアリングセンターを対象にして調査を実施した。

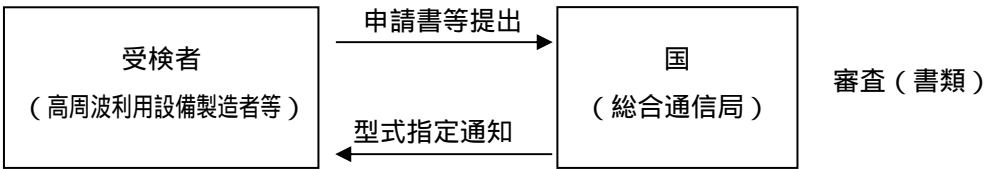
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		a) 個別検定 技術基準適合証明	b) 型式検定 工事設計認証	
検査検定実施コスト	人件費	1台当たりの所要試験時間は20分 【参考】申請1件当たりの平均試験時間4.3時間	申請書受付から認証書発給までに要する時間数8.5日	a)の参考値については、受検者回答から得られた受検1件当たりの平均受検台数51.9台を基に計算した(なお、51.9台の場合の抜取検査台数は13台)。
	旅費	x		
機器運搬コスト	x			
機器維持管理コスト		各年度経費合計(平均) 20,800,000円		a) b)の区分が困難とした上で、機関全体の各年度事業費の消耗品費、物品費、修繕費の経費合計を、機関全体の収入に占める検査料収入で案分をした数値を提示
その他	x			
合計				

<p>(1) コ ス ト</p>	<p>[個別検定制度と型式検定制度] ……A) と B) ~D) との比較</p> <p>調査結果によると、検査 1 件当たりに要するコストは、個別検定 (約 89 万円) に比べて型式検定 (約 160 万円ないし 188 万円) の方が大きい。取り分け、受検手数料及び書類作成コストの項目においてコスト増加となっている。一方、受検 1 件当たりに受検する機器数 (型式検定の場合は、1 型式で生産される機器数) で割り戻した、機器 (携帯電話) 1 台当たりに要するコストを比較すると、個別検定 (約 17,000 円) に比べて型式検定 (約 7.5 円ないし 8.7 円) の方が圧倒的に小さい。</p> <p>なお、各受検者においては、a) 製品開発段階において、新機種の機能確認やフィールドテストを行うための試験機については、個別機器ごとに実施される技術基準適合証明 (総務 3-1) を受検し、その後、b) 大量生産段階になった時 (市場出荷前) には、同一型式ごとに実施される工事設計認証 (総務 3-2。当該制度が創設される以前は、技術基準適合証明制度下における型式毎証明) を受検する、などのように、受験機器の開発レベルと検査検定制度の特性に応じて受検パターンを使い分けており、選択範囲は拡大している。</p> <p>[認定点検事業者の試験データの活用] ……B) と C)、C) と D) との比較</p> <p>検査実施主体に対する調査結果によると、平成 11 年 3 月に工事設計認証制度を導入し、併せて認定点検事業者による試験データの活用を制度化した際に、従来、総務 3-1 の技術基準適合認定制度下で実施していた型式毎証明に比べて、民間の測定者の能力の適格性、測定に使用する測定器や測定方法など、当該データの測定条件に関する適正性の審査が従来に比べて容易になったことを受けて、基本手数料を大幅に減額 (約 100 万円 約 50 万円) している。</p> <p>さらに、現行の総務 3-2 の工事設計認証制度下において、実際に試験データを活用する場合、受検者にとってみれば、認定点検事業者に対する 部外委託コストが新たに発生する一方で、その他のコスト項目 (手数料の減免、機器本体の持込不要化等) においてコスト削減につながっており、試験データを提出しないケースと提出するケースの間にコスト負担状況の差異がみられる。</p> <p>上記を勘案すると、認定点検事業者による試験データの活用制度の導入前後 (上記 B) と D) との比較) において、機器 (携帯電話) 1 台当たりに要するコストを比較すると、制度改変前 (8.74 円) と制度改変後 (7.50 円) において、1.24 円程度のコスト削減効果がみられる。なお、調査対象事業者 6 社のうち 2 社は、制度改変前後 (認定点検事業者制度の導入前後) における受検実績の比較を行っており、それによると、手数料、受検対応人件費、書類作成コスト、事前準備コストの各項目においてコストが下がったと定性的にコメントしており、上記のコスト分析結果とも符合している。</p> <p>[技術基準適合自己確認制度の導入]</p> <p>平成 16 年 1 月 26 日から、無線設備の技術基準への適合性を製造業者等が自ら確認できる制度が導入され、製品の迅速な市場への投入が促進されることが期待される。</p>	
	<p>(2) 選 択 範 囲</p>	<p>個別検定に加え型式検定制度が並立導入されていること、認定点検事業者による試験データの活用制度が導入されたこと、さらに受検者がこれらの制度の活用を選択することができることになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。また、技術基準適合自己確認制度の導入により、受検者にとっての選択範囲は一層拡大することが期待される。</p>
	<p>(3) そ の 他</p>	<p>なし</p>

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 4
(2) 制度名	搬送式インターホン等の型式の指定 (搬送式インターホン、一般搬送式伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄器、超音波加工機、超音波ウェルダ、無電極放電ランプ又は電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式の指定、搬送式インターホン、一般搬送式伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄器、超音波加工機、超音波ウェルダ、無電極放電ランプ又は電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式の変更の承認)
(3) 根拠法令等名	[型式の指定] 電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「施行規則」という。)第 46 条 [型式の変更の承認] 施行規則第 46 条の 3
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 100 条で規定する高周波利用設備を設置等する場合は、総務大臣に対し設備の単位毎に許可申請等する必要があるが、型式指定を受けている高周波利用設備を使用する場合には、その個別の許可申請等を不要とするために創設された制度
(2) 制度の概要	<p>[型式の指定] 事業者による任意の申請に基づき、高周波利用設備製造者等が総合通信基盤局長に「型式指定申請書」を提出し、電波法令等を満足する場合は、型式指定通知書が交付される。</p> <p>[型式の変更の承認] 事業者による任意の申請に基づき、高周波利用設備製造者等が総合通信基盤局長に「型式指定変更申請書」を提出し、電波法令等を満足する場合は、型式指定変更通知書が交付される(ただし、型式の指定手続も型式の変更の指定手続も手間として同じなどの理由から、ほとんどの受検者は型式の指定による申請を行っており、型式の変更の指定手続に関する実績は少ない。)</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A[受検者 (高周波利用設備製造者等)] -- 申請書等提出 --> B[国 (総合通信局)] B -- 型式指定通知 --> A subgraph C [審査 (書類)] B end </pre>
(3) 施行年月日	昭和 47 年 5 月 15 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	検査検定対象の見直し 平成 11 年 7 月 12 日: 特別搬送式デジタル伝送装置(位相変調方式)を型式指定の対象に追加 平成 11 年 7 月 28 日: 無電極放電ランプを型式指定の対象に追加 平成 12 年 11 月 2 日: 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械を型式指定の対象に追加

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	搬送式インターホン、一般搬送式伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、超音波洗浄器、超音波加工機、超音波ウェルダ、無電極放電ランプ又は電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 (根拠法令等名: 施行規則第 46 条及び第 46 条の 3)
(2) 検査検定受検者	指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者 (根拠法令等名: 施行規則第 46 条及び第 46 条の 3)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 地方支分部局(総合通信局及び沖縄総合通信事務所)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総合通信局(10) 沖縄総合通信事務所

5 検査検定基準

名称・法令等名	施行規則第 46 条の 2
---------	---------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	販売前 (根拠法令等名: なし)		
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可(オンライン申請可能)		
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を設定していない理由: 個別の設置の許可を不要とするために創設した制度であるが、そもそも、個別の設置の許可を得るための申請について手数料を設定しておらず、よって、本制度についても手数料を設定していない。)		
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地	
	製品等	運転中 運転停止	
		型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面 検査場内 実地 現地	
(5) 合格付与権者	総合通信局長 (根拠法令等名: 施行規則第 46 条の 2)		
(6) 合格付与方法	書面により申請者に通知		
(7) 検査検定の有効期間	指定の取消しがない限り、有効 (根拠法令等名: 施行規則第 46 条の 5)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：社、件)

区分	平成9年	10年	11年	12年	13年度
(1) 対象事業者数	9	13	11	23	16
搬送式インターホン	1	0	1	2	0
超音波洗浄機、超音波ウェルダ等	6	11	8	15	9
一般搬送式デジタル伝送装置	2	1	0	0	1
特別搬送式デジタル伝送装置	0	1	0	4	4
無電極放電ランプ			2	1	0
電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械				1	2
(2) 検査検定実施件数	20	62	45	60	74
搬送式インターホン	2	0	1	2	0
超音波洗浄機、超音波ウェルダ等	16	53	40	45	51
一般搬送式デジタル伝送装置	2	1	0	0	2
特別搬送式デジタル伝送装置	0	8	0	10	16
無電極放電ランプ			4	1	0
電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械				2	5
(3) 手数料収入総額					

- (注) 1 対象事業者数は、各暦年に受検実績のあった事業者の延べ数を記載。
 2 表記数値は、暦年(毎年1月～12月)での実績値を記載している。
 3 当該検査検定制度において、手数料を徴収していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 当該制度の中で、受検実績の多い『超音波洗浄機』等メーカー4社及び平成12年11月の制度改変に伴い、新たに検査対象に加えられた『電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械』メーカー2社を対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		超音波洗浄機 (4事業者)	電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械 (2事業者)	
手数料	×	0円		当該検査において、受検料は徴収していない。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	9,000円 (4人時間)	7,000円 (3人時間)	事前相談(電話等)及び事業者内での予備審査。なお、実地検査は書類審査であり、立会いは存在しない。
	旅費	×		
機会費用	×	(参考) 書類審査に要する期間 13日	(参考) 書類審査に要する期間 9日	生産前の検査であり、機会費用は発生しない。左記は参考提示
機器維持管理コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		170,000円 (99枚)	96,000円 (98枚)	通常、1回の申請時に複数の型式を同時受検するケースが多い。データ計測準備等に要する時間コスト等(多くの事業者は財団法人テレコムエンジニアリングセンターに試験データ計測を委託しており、その時の立会い等)も含まれた金額
部外委託経費		140,000円	140,000円	多くの事業者は、申請書に添付する試験成績書作成のため、財団法人テレコムエンジニアリングセンターに試験データ計測を委託しており、その費用等
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		319,000円 (、及びの合計)	243,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 検査を実施している各地の総合通信局3局を対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	20,000円 (9人時間)	うち、書類審査にしろめる時間は、1ないし5人で2ないし4時間の作業量
	旅費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		書類審査であり、機器などの保有・使用はない。
その他	×		
合計		20,000円	

検査検定制度名等	総務 5:無線設備等の点検に使用する測定器等の検査
----------	---------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 5
(2) 制度名	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査（測定器等の較正）
(3) 根拠法令等名	測定器等の較正に関する規則（平成 9 年郵政省令第 74 号。以下「規則」という。）第 3 条
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	無線設備等の点検に使用する測定器等の正確さを担保するため、独立行政法人通信総合研究所（CRL）又は総務大臣の指定する指定較正機関により認定点検事業者が使用する測定器等の較正を行う制度
(2) 制度の概要	<p>認定点検事業者が使用する 7 種類の測定器等（周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器、高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器、周波数標準器）は独立行政法人通信総合研究所又は指定較正機関で定期的（1 年に 1 回）に較正することが義務付けられている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (認定点検事業者)] -- "申請書等提出 較正対象機器" --> B[通信総合研究所 テレコムエンジニアリングセンター] B -- "較正実施" --> C[較正完了通知書 較正対象機器 較正済ラベル貼付] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	平成 9 年 10 月 1 日
(4) 制度改変の状況 （平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 13 年 7 月 25 日：指定較正機関について公益法人要件を撤廃（ただし、15 年 12 月現在、新たに指定較正機関となった機関は存在しない。）</p> <p>その他（検査手数料の見直し）</p> <p>平成 14 年 3 月 8 日：財団法人テレコムエンジニアリングセンター較正手数料の変更</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であって、測定器等の較正に関する規則で定めるもの（周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器、高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器、周波数標準器）。（根拠法令等名：規則第 2 条）
(2) 検査検定受検者	認定点検事業者 （根拠法令等名：電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 24 条の 2 第 1 項第 2 号）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[独立行政法人] 独立行政法人通信総合研究所 平成 16 年 4 月 1 日に独立行政法人情報通信研究機構に改変予定（根拠法令等名：法第 102 条の 18 第 1 項。規則第 3 条）</p> <p>[指定検査機関等] 指定較正機関（名称：財団法人テレコムエンジニアリングセンター（TELEC）） ただし、周波数標準器を除く （根拠法令等名：法第 102 条の 18 第 1 項。規則第 3 条）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人通信総合研究所（東京都小金井市） 財団法人テレコムエンジニアリングセンター（宮城、千葉、愛知、大阪、熊本）

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 10 条
---------	----------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	年に 1 回（較正を行った日の属する月の翌月の一日から一年） （根拠法令等名：法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号。認定点検事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）第 5 条）																						
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否																						
(3) 検査検定の受検手数料	<p>下記の機器別手数料単価については、～ は指定較正機関である財団法人テレコムエンジニアリングセンターの基本料金を、は独立行政法人通信総合研究所の手数料（法定）を、それぞれ調査時点での単価を記載している。</p> <table border="1"> <tr><td>周波数計</td><td>17,300 円</td></tr> <tr><td>スペクトル分析器</td><td>45,000 円</td></tr> <tr><td>電界強度測定器</td><td></td></tr> <tr><td> 測定範囲 9kHz～30MHz</td><td>64,000 円</td></tr> <tr><td> 同 25MHz～1GHz</td><td>95,000 円</td></tr> <tr><td>高周波電力計</td><td>24,500 円</td></tr> <tr><td>電圧電流計</td><td></td></tr> <tr><td> 普通級</td><td>10,800 円</td></tr> <tr><td> 精密級</td><td>12,800 円</td></tr> <tr><td>標準信号発生器</td><td>21,700 円</td></tr> <tr><td>周波数標準器</td><td>219,900 円</td></tr> </table> <p>[通信総合研究所]: 法第 103 条第 1 項第 19 号、電波法関係手数料令第 9 条の 2 に定める額 [テレコムエンジニアリングセンター]: 独自に定める。</p>	周波数計	17,300 円	スペクトル分析器	45,000 円	電界強度測定器		測定範囲 9kHz～30MHz	64,000 円	同 25MHz～1GHz	95,000 円	高周波電力計	24,500 円	電圧電流計		普通級	10,800 円	精密級	12,800 円	標準信号発生器	21,700 円	周波数標準器	219,900 円
周波数計	17,300 円																						
スペクトル分析器	45,000 円																						
電界強度測定器																							
測定範囲 9kHz～30MHz	64,000 円																						
同 25MHz～1GHz	95,000 円																						
高周波電力計	24,500 円																						
電圧電流計																							
普通級	10,800 円																						
精密級	12,800 円																						
標準信号発生器	21,700 円																						
周波数標準器	219,900 円																						

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
		検査場内	現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人通信総合研究所又は指定較正機関(財団法人テレコムエンジニアリングセンター) (根拠法令等名:法第102条の18第1項。規則第5条)		
(6) 合格付与方法	較正完了通知書による通知 (根拠法令等名:規則第5条)		
(7) 検査検定の有効期間	較正を行った日の属する月の翌月の一日から一年 (根拠法令等名:法第24条の2第1項第2号。認定点検事業者等規則第5条)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	396	1,549	1,644	1,682	1,703
(2) 検査検定実施件数	1,634	5,161	6,116	6,124	5,845
周波数計	527	1,516	1,793	1,830	1,696
スペクトル分析器	286	897	1,063	1,038	1,020
電界強度測定器	43	288	320	305	319
高周波電力計	636	1,891	2,148	2,225	2,133
電圧電流計	24	85	106	93	89
標準信号発生器	118	465	647	610	571
周波数標準器	0	19	39	23	17
(3) 手数料収入総額	65,317	169,268	210,994	299,551	208,010
通信総合研究所()	0	4,523	8,552	5,531	3,738
テレコムエンジニアリングセンター()	65,317	164,745	202,442	204,020	204,272

(注) 対象事業者数については、各年度末(3月末)の実績値。(2)(3)については、各年度6月末の実績値。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
認定点検事業者14社を対象にして調査を行った。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		42,000円	検査対象品目により手数料にばらつきがあり。表記数値は回答者平均値を採用した。
(参考) 国等における手数料収入	-	【参考】検査1件当たり平均手数料 財団法人テレコムエンジニアリングセンター:40,000円 独立行政法人通信総合研究所:220,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	3,000円 (1.3人時間)	半数の事業者が、受検日程調整などのために、電話で事前相談を行っている。 検査は、検査対象機器を独立行政法人通信総合研究所や財団法人テレコムエンジニアリングセンターに送付し、各機関において検査・較正後、返送されるという形をとっており、受検者による検査への立会い等も行われていない。
	旅費	×	
機会費用	×	【参考】検査実施主体での検査に要する時間 (検査対象機器の送付～返送までの時間) 4～10日	受検者側で、非使用時期の受検、支店間での機器の融通など、受検にあわせて調整をしているため、機会費用が発生しないとする事業者が大半を占めている(表記は参考提示)。
運搬コスト		12,000円	検査対象機器を独立行政法人通信総合研究所や財団法人テレコムエンジニアリングセンターに宅配便で送付し、返送を受けるための運送費用及び機器に関する破損保険料。表記はテレコムエンジニアリングセンターに送付する機器についての実績値が主であるが、通信総合研究所で較正を受ける「周波数標準器」については、機器の精密度合度、運搬の困難さ等もあり、受検者持参による送付のケースが多く、精密機器の場合の輸送コストは他の機器に比較して約2割増で、より高額なコスト負担となる。
保管コスト	×		
書類作成コスト		8,000円 (5枚)	
部外委託経費		【参考】機器納入メーカーでの較正サービス手数料 46,000円	2社のみ機器納入メーカーでの較正(機器メンテナンスサービスの一貫として実施)に要する費用を計上していたが、全体の傾向とは言えないため参考提示とした。
事前準備コスト		13,000円 (6人時間)	宅配便での輸送前の梱包、および返送後の開封・再設置作業に要する作業コスト
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		78,000円/件 (、、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査を実施している独立行政法人通信総合研究所及び指定較正機関である財団法人テレコムエンジニアリングセンターを対象にして調査を実施した。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		【参考】検査に要する時間 財団法人テレコムエンジニアリングセンター 37,000円～190,000円(2日～10日) 独立行政法人通信総合研究所 190,000円(最長10日)	検査対象機器の種類や状態に応じて、検査に要する時間に幅があるため、両者の回答(実績)を参考提示とした。
	旅 費	×		
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト			【参考】検査機器維持管理コスト(年間平均) 財団法人テレコムエンジニアリングセンター 5,220,000円/年 独立行政法人通信総合研究所 4,030,000円/年	試験装置などの保守に要する費用(消耗費・物品費・修繕費)を記載している。当該検査制度のコストとして切り出すことが不可能なため、参考提示とした。
そ の 他		×		
合 計				

検査検定制度名等	総務6：電気通信設備の技術基準適合確認
検査検定関係許認可等事項名等	総務6-1:電気通信設備の技術基準適合確認

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務6-1
(2) 制度名	電気通信設備の技術基準適合確認（電気通信設備の技術基準適合確認）
(3) 根拠法令等名	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第12条第4項
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

（注）電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）により自己確認制度に制度改正された（平成15年7月24日公布。施行の日は、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（平成16年3月30日現在未施行））。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。 通信の秘密が侵されないようにすること。 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。
(2) 制度の概要	<p>第一種電気通信事業者は、その事業の開始前に電気通信設備が技術基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[受検者 (電気通信事業者)] -- 申請書等提出 --> B[国 (本省・総合通信局等)] B -- 確認証書交付 --> A B --- C[確認] </pre> </div> <p>なお、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」により自己確認制度へと移行することとなった。</p>
(3) 施行年月日	昭和60年4月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>随時：新たな通信システム導入等に伴う技術基準の対象の追加等</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	電気通信設備（電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備） （根拠法令等名：法第12条第4項）
(2) 検査検定受検者	第一種電気通信事業者（電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者） （根拠法令等名：法第12条第4項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省（総合通信局及び沖縄総合通信事務所） （根拠法令等名：法第12条第4項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>総務省本省</p> <p>総合通信局（10） 沖縄総合通信事務所</p> <p>事業者の事業区域が、各総合通信局等管轄内で完結する場合にはそれぞれの地域を管轄する総合通信局等で確認を実施し、事業者の事業区域が複数管轄にまたがる場合には総務省本省で確認を実施する。</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	事業用電気通信設備の技術基準 （根拠法令等名：法第41条）
---------	----------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	事業の開始前 （根拠法令等名：法第12条第4項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可（電子媒体形式での書類提出可能） （根拠法令等名：電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第70条）	
(3) 検査検定の受検手数料	755,400円 （根拠法令等名：電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第9条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	製品等	
	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	総務大臣 （根拠法令等名：法第12条第4項）	
(6) 合格付与方法	技術基準適合確認証書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	変更がない限り有効 （根拠法令等名：なし）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	138	153	178	249	383
(2) 検査検定実施件数	18	37	81	121	70
(3) 手数料収入総額	12,494	25,682	56,223	91,404	52,878

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>制度改変は講じられていない。 なお、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により自己確認制度に制度改正された。</p>
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等] 電気通信事業者12社を対象にして調査を行った。 なお、今回の調査期間において全国規模で事業を展開している通信事業者は含まれず、調査対象とした受検者は、主に小規模の通信事業者のものとなっている。</p>
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		755,400円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	24,000円 (10人時間)	ほとんどの事業者が、管轄の総合通信局に赴き、事前相談(申請内容の説明等)を行っている。 確認は、書類を各総合通信局に提出し(大半が持参)、その後書類審査が行われる(今回調査対象とした受検者では実地検査までは行われない。)
	旅費	21,000円	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		220,000円 (54枚)	図面の作成などに当たって、部外委託を行っているケースもある(委託費を含む。)
部外委託経費			書類作成補助のための部外委託等(に集約)
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		【参考】 2,400,000円	稼働監視、メンテナンス費用などを計上しているケース。一部の事業者においては、事業開始に必要な設備の整備費用等も併せて計上されていたが、当該検査に直接付随するものではないため参考提示とした。
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		1,020,400円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした実施主体の状況等] 検査を実施している各地の総合通信局(6局)を対象にして調査を実施した。</p>

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	257,000円 (111人時間)	書類審査に要する時間 今回調査対象とした受検者では実地検査までは行われなかったことから、費用は発生していない。
	旅費		
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		257,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	<p>特になし なお、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により自己確認制度に制度改正され、国による確認手数料(75万5,400円)が不要となる等、通信事業者の負担は大幅に軽減されることが想定される。</p>
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	総務6：電気通信設備の技術基準適合確認
検査検定関係許認可等事項名等	総務6-2:電気通信設備の技術基準適合確認(変更)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務6-2
(2) 制度名	電気通信設備の技術基準適合確認(電気通信設備の技術基準適合確認(変更))
(3) 根拠法令等名	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第14条第4項
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

(注) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)により自己確認制度に制度改正された(平成15年7月24日公布。施行の日は、公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日(平成16年3月30日現在未施行))。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。 通信の秘密が侵されないようにすること。 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。
(2) 制度の概要	<p>第一種電気通信事業者は、電気通信役務の種類及びその態様、業務区域、電気通信設備の概要についての事項を変更するときは、改めて総務大臣の許可を得て、かつ、電気通信設備が技術基準に適合することについて、総務大臣の確認を受ける。ただし、軽微な変更については除外される。</p> <p>〔フロー図〕</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[受検者 (電気通信事業者)] -- 申請書等提出 --> B[国 (本省・総合通信局等)] B -- 確認 --> C[確認証書交付] C --> A </pre> </div> <p>なお、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により自己確認制度へと移行することとなった。</p>
(3) 施行年月日	昭和60年4月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>随時：新たな通信システム導入等に伴う技術基準の対象の追加等</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	電気通信設備(電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備) (根拠法令等名：法第14条第4項)
(2) 検査検定受検者	第一種電気通信事業者(電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業者) (根拠法令等名：法第14条第4項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省(総合通信局及び沖縄総合通信事務所) (根拠法令等名：法第14条第4項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>総務省本省 総合通信局(10)、沖縄総合通信事務所</p> <p>事業者の事業区域が、各総合通信局等管内で完結する場合にはそれぞれの地域を管轄する総合通信局等で確認を実施し、事業者の事業区域が複数管轄にまたがる場合には総務省本省で確認を実施する。</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	事業用電気通信設備の技術基準 (根拠法令等名：法第41条)
---------	----------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	電気通信役務の種類及びその態様、業務区域、電気通信設備の概要についての事項を変更した後、事業の開始前 (根拠法令等名：法第14条第4項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可(電子媒体形式での書類提出可能) (根拠法令等名：電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第70条)	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (根拠法令等名：電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第9条) (手数料を徴収していない理由：事業用電気通信設備の変更における確認は、主として事業開始の時と同様のものの増設等であり、通常業務の範囲で対応可能なことから手数料を徴収しないこととしているものである。)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別(全個) 個別(抽出)
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	総務大臣 (根拠法令等名：法第14条第4項)	
(6) 合格付与方法	技術基準適合確認書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	変更がない限り有効 (根拠法令等名：なし)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：社、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	138	153	178	249	383
(2) 検査検定実施件数	34	28	53	19	69
(3) 手数料収入総額					

(注) 当該検査検定制度においては、手数料を徴収していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>制度改変は講じられていない。 なお、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により自己確認制度に制度改正された。</p>
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等] 電気通信事業者12社を対象にして調査を行った。以下、調査対象機関において変更検査の受検実績のあった8社の回答の平均を提示する。 なお、今回の調査期間において全国規模で事業を展開している通信事業者は含まれず、調査対象とした受検者は、主に小規模の通信事業者のものとなっている。</p>
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		手数料は徴収していない。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	31,000円 (14人時間)	全事業者が、管轄の総合通信局に赴き、事前相談(申請内容の説明等)を行っている。確認は、書類を各総合通信局に提出し(大半が持参)その後書類審査が行われる(実地検査は行われない。)
	旅費	20,000円	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		130,000円 (44枚)	図面の作成などに当たって、部外委託を行っているケースもある(委託費を含む。)
部外委託経費			書類作成補助のための部外委託等(に集約)
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト			稼働監視、メンテナンス費用などを計上しているケース。一部の事業者においては、事業開始に必要な設備の整備費用等も併せて計上されていたが、当該検査に直接付随するものではないため削除(総務6-1に併せて参考提示)した。
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		181,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした実施主体の状況等] 検査を実施している各地の総合通信局(6局)を対象にして調査を実施した。</p>

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	52,000円 (23人時間)	書類審査に要する時間。実地検査はない。
	旅費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		52,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	<p>特になし。 なお、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律により自己確認制度に制度改正され、通信事業者の負担は小幅ながら軽減されることが想定される。</p>
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 7
(2) 制度名	端末機器技術基準適合認定（端末機器の技術基準適合認定、本邦内で使用されることとなる端末機器の技術基準適合認定）
(3) 根拠法令等名	[端末機器の技術基準適合認定] 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項及び第 68 条第 1 項 [本邦内で使用されることとなる端末機器の技術基準適合認定] 法第 72 条の 3 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

（注）平成 16 年 1 月 26 日に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 125 号）が施行。以下、根拠法令の名称・条番号は、本改正前のもの。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>端末機器の自由な利用とそれに伴う確実な役務の提供を実現し、電気通信事業法の法目的である「電気通信役務の円滑な提供を確保」及び「その利用者の利益を保護」に資すること。</p> <p>端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際に、その端末機器が電気通信回線設備を損傷等しないよう定められた技術基準に適合していることの認定を受けている場合には、当該電気通信事業者による接続検査が不要となり、端末機器の自由な利用等が可能となる。このため、端末機器のメーカー等は、任意の申請に基づき、端末機器に関し、指定認定機関から技術基準への適合性についての認定を受け、認定を受けたことの表示を付して当該機器を市場に流通させる。</p> <p>なお、従来は、機器を提出して申請機器 1 台ごとに認定を受ける方式（いわゆる個別認定）と、機器を提出せず、書面のみで同一の型式毎に認定を受ける方式（いわゆる型式毎認定）とが併存していたが、平成 11 年 3 月に、上述の制度が大量生産機種向けに設計（タイプ）を基礎として認証する「端末機器の設計についての認証」（総務 8）へと移行したことに伴い、ほとんどの受検者は当該設計認証方式での受検へと移行している。</p>
(2) 制度の概要	<p>[本邦内で使用されることとなる端末機器の技術基準適合認定]</p> <p>外国において、我が国で使用することとなる端末機器の技術基準適合認定を行おうとする者に対し、総務大臣が、その者の申請により、端末機器の技術基準適合認定を行うことを承認し、この承認を受けた者（承認認定機関）に外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる端末機器の技術基準適合認定を行うことを認める制度。ただし、平成 15 年 12 月現在、承認認定機関を承認した実績はない。</p> <p>[フロー図]</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[受検者 端末機器 製造業者等] -- 申請書提出 --> B[指定認定機関 財団法人電気通信端末 機器審査協会等] B -- 適合認定等証書交付 --> A </pre> </div> <p>なお、平成 16 年 1 月 26 日から施行された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律では、端末機器の技術基準への適合性を製造業者等が自ら確認する制度（技術基準適合自己確認制度）の新設、指定認定機関制度の登録制度の移行等を内容とする制度改正が行われている。</p>
(3) 施行年月日	昭和 60 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況 （平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度の見直し</p> <p>随時：新たな通信システム導入等に伴う対象の追加等</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し</p> <p>平成 13 年 11 月 30 日：指定認定機関について公益法人要件を撤廃。従来の指定公益法人に加えて、平成 14 年 8 月にテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社が、同年 9 月に株式会社ディーエスピーリサーチが、15 年 8 月に株式会社ケミトックスがそれぞれ参入</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し</p> <p>随時：情報通信技術の進展に伴う端末機の高度化、多様化に対応して端末設備等規則を都度見直し</p> <p>検査検定制度の方法の見直し</p> <p>平成 11 年 3 月 6 日：機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式の 1 つ【当該制度下における、いわゆる型式毎認定】を、大量生産機種向けの設計（タイプ）による認証制度【総務 8 の端末機器の設計についての認証】へと移行（別制度として創設）</p> <p>平成 11 年 3 月 6 日：受検時に総務大臣が認定した「認定試験事業者」による試験データを提出した場合は、審査の一部が省略され、かつ、受検料が減額される。</p> <p>その他（検査手数料の見直し）</p> <p>平成 13 年 11 月 30 日：指定認定機関に係る手数料を法定制から大臣認可制へ移行</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	端末機器（電話用設備、無線呼出用設備、総合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備） （根拠法令等名：法第 50 条第 1 項。端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成 11 年郵政省令第 14 号）第 3 条）
(2) 検査検定制度受検者	端末機器製造業者等 （根拠法令等名：法第 50 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 総務省（指定に係る事務を行う指定認定機関が存在しない場合に限る。検査実績なし） （根拠法令等名：法第 50 条第 1 項） [指定検査機関等] 財団法人電気通信端末機器審査協会 テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社(平成 14 年 8 月指定) 株式会社ディーエスピーリサーチ（平成 14 年 9 月指定） 株式会社ケミトックス（平成 15 年 8 月指定） （根拠法令等名：法第 68 条第 1 項及び第 72 条の 3 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	財団法人電気通信端末機器審査協会（東京） テュフ・ライランド・ジャパン株式会社（神奈川） 株式会社ディーエスピーリサーチ（大阪） 株式会社ケミトックス（東京）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 49 条 ・ 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。 ・ 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。 ・ 第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	端末設備の使用前 （根拠法令等名：法第 51 条第 1 項）																																				
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否																																				
(3) 検査検定の受検手数料	指定認定機関である財団法人電気通信端末機器審査協会による手数料規定（現在は総務大臣による認可。平成 13 年 11 月以前は法定制）による新規申請（単独）の際の通常料金。なお、変更申請の場合や、複数同時申請の場合、認定試験事業者による試験データが添付されている場合には、当該単価から減額される。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 11 年 3 月から 平成 13 年 12 月まで</th> <th>平成 14 年 1 月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電話用設備に接続される端末機器</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電話機</td> <td>59,300 円</td> <td>53,400 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 構内交換設備又はボタン電話装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 収容回線数 1 回線</td> <td>86,300 円</td> <td>60,400 円</td> </tr> <tr> <td> 収容回線数 2 回線以上</td> <td>86,300 円</td> <td>73,400 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器</td> <td>55,600 円</td> <td>52,800 円</td> </tr> <tr> <td>2 無線呼出用設備に接続される端末機器</td> <td>27,900 円</td> <td>27,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器</td> <td>55,400 円</td> <td>52,600 円</td> </tr> <tr> <td>4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> インタフェースの種類 1</td> <td>36,300 円</td> <td>33,900 円</td> </tr> <tr> <td> インタフェースの種類 2 以上</td> <td>36,300 円</td> <td>36,300 円</td> </tr> </tbody> </table>		平成 11 年 3 月から 平成 13 年 12 月まで	平成 14 年 1 月以降	1 電話用設備に接続される端末機器			(1) 電話機	59,300 円	53,400 円	(2) 構内交換設備又はボタン電話装置			収容回線数 1 回線	86,300 円	60,400 円	収容回線数 2 回線以上	86,300 円	73,400 円	(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器	55,600 円	52,800 円	2 無線呼出用設備に接続される端末機器	27,900 円	27,000 円	3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	55,400 円	52,600 円	4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器			インタフェースの種類 1	36,300 円	33,900 円	インタフェースの種類 2 以上	36,300 円	36,300 円
	平成 11 年 3 月から 平成 13 年 12 月まで	平成 14 年 1 月以降																																			
1 電話用設備に接続される端末機器																																					
(1) 電話機	59,300 円	53,400 円																																			
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置																																					
収容回線数 1 回線	86,300 円	60,400 円																																			
収容回線数 2 回線以上	86,300 円	73,400 円																																			
(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器	55,600 円	52,800 円																																			
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	27,900 円	27,000 円																																			
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	55,400 円	52,600 円																																			
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器																																					
インタフェースの種類 1	36,300 円	33,900 円																																			
インタフェースの種類 2 以上	36,300 円	36,300 円																																			
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止																																			
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）																																			
		書面 実地																																			
		検査場内 現地																																			
(5) 合格付与権者	総務大臣、指定認定機関又は承認認定機関 （根拠法令等名：法第 50 条第 1 項、第 68 条第 1 項及び第 72 条の 3 第 1 項）																																				
(6) 合格付与方法	技術基準の適合認定等証書の交付																																				
(7) 検査検定の有効期間	端末設備に変更がない限り有効 （根拠法令等名：法第 51 条第 1 項）																																				

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

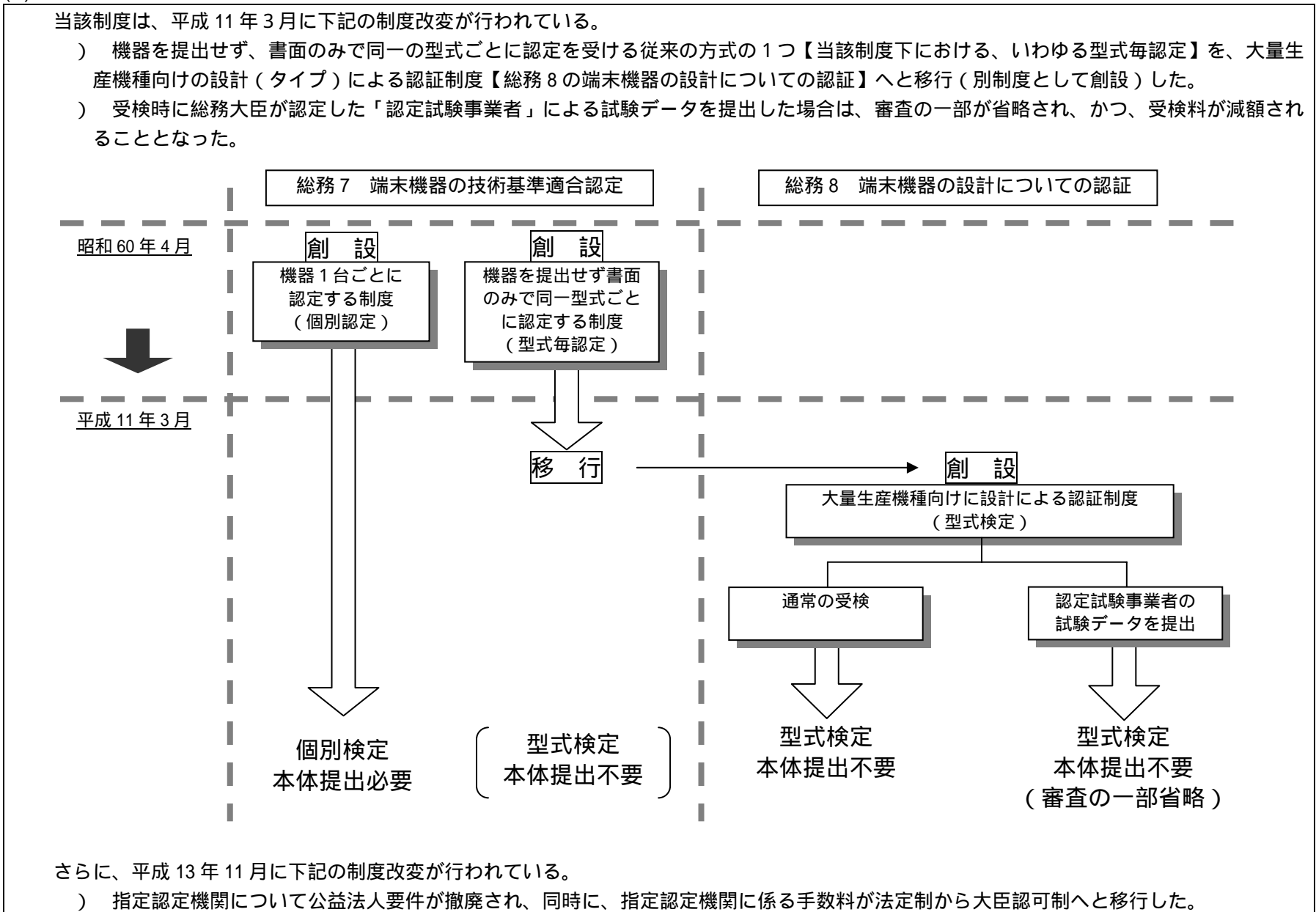
（単位：台数、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	10	12	10	6	3
(3) 手数料収入総額	534	641	534	320	140

（注） 検査対象機器の 1 つである携帯電話について、財団法人電気通信端末機器審査協会の実績値を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等



(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

当該制度の中で、最も受検実績の多い『携帯電話（端末機）』について、携帯電話機メーカー 6 社を対象にして調査を実施した。

なお、調査対象とした事業者からは、a) 平成 11 年 3 月の制度改変以前は、機器を提出せず書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式の 1 つ【当該制度下における、いわゆる型式毎認定】で受検をしていたこと、b) 11 年 3 月の制度改変以降、大量生産機種向けの設計（タイプ）による認証制度【総務 8 の端末機器の設計についての認証】で受検をするように切り替えていること、及び、c) 制度改変前後における検査内容等に格段の相違は見られず、検査受検によって負担しているコストに変化はないこと、などの意見が寄せられている。

上記にかんがみ、今回の調査によって得られた検査検定受検者側が負担しているコストに関する情報は、『端末機器の設計についての認証（総務 8）』において一括して計上した。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

指定認定機関の 1 つである財団法人電気通信端末機器審査協会を対象にして、調査を実施した。

表記の数値は、『携帯電話（端末機）』を検査する際に要するコストを記載している。

区分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説明
		個別認定 総務 7：技術基準適合認定	型式検定 総務 8：設計認証	
検査検定 実施コスト	人件費	事前相談 1.6 人時間 事前準備 3.3 人時間 審査 5.8 人時間 合計 40,000 円 (11 人時間)	事前相談 3.5 人時間 事前準備 4.2 人時間 審査 69.5 人時間 合計 180,000 円 (77 人時間)	事前相談、事前準備（書類の不備等の補正等）及び本審査に要するコスト すべて、機関内において実施しているため 旅費は発生しない。
	旅費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト		【参考】測定機器の年間の減価償却費 約 30,000,000 円		区分が困難とした上で、機関全体の測定機器全体の各年度減価償却費を提示
その他	×			その他、建物賃借料、管理部門人件費等の間接費も発生しているがここでは割愛
合計				

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 8
(2) 制度名	端末機器の設計についての認証(端末機器の設計についての認証、本邦内で使用されることとなる端末機器の設計についての技術基準適合認証)
(3) 根拠法令等名	[端末機器の設計についての認証] 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。)第 50 条の 4 第 1 項及び第 72 条の 2 第 1 項 [本邦内で使用されることとなる端末機器の設計についての技術基準適合認証] 法第 72 条の 3 第 6 項
(4) 所管府省部局等名	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

(注) 平成 16 年 1 月 26 日に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 125 号)【端末機器の基準認証関連】が施行。以下、根拠法令の名称・条番号は、本改正前のもの。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>端末機器の自由な利用とそれに伴う確実な役務の提供を実現し、電気通信事業法の法目的である「電気通信役務の円滑な提供を確保」及び「その利用者の利益を保護」に資すること。</p>
(2) 制度の概要	<p>端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際に、その端末機器が電気通信回線設備を損傷等しないよう定められた技術基準に適合していることの認証を受けている場合には、当該電気通信事業者による接続検査が不要となり、端末機器の自由な利用等が可能となる。このため、端末機器のメーカー等は、任意の申請に基づき、設計を単位とした端末機器に関し、指定認定機関から技術基準への適合性についての認証を受け、認証を受けたことの表示を付して当該機器を市場に流通させる。</p> <p>[端末機器の設計についての認証] APEC 閣僚会議(平成 9 年 11 月 22 日)において、端末機器 1 台ごとに審査を行う方式(総務 7-1 の端末機器の技術基準適合認定制度下における、いわゆる個別認定)ではなく、大量生産機種向けに設計(タイプ)を基礎として認証すべきとするガイドラインが示され、それに対応するために基準認証制度の合理化を図ったもの。制度創設以降、ほとんどの受検者は当該設計認証での受検へと移行している。</p> <p>[本邦内で使用されることとなる端末機器の設計についての認証] 外国において、我が国で使用することとなる端末機器の技術基準の適合性の認証を行おうとする者に対し、総務大臣が、その者の申請により、端末機器の技術基準適合認定に準ずる認証を行うことを承認し、この承認を受けた者(承認認定機関)に外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる端末機器の認証を行うことを認める制度。ただし、平成 15 年 12 月現在、承認認定機関を承認した実績はない。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A[受検者 端末機器 製造業者等] -- 申請書提出 --> B[指定認定機関 財団法人電気通信端末 機器審査協会等] B -- 書類審査・認証 --> C[適合認定等 証書交付] C --> A </pre> <p>なお、平成 16 年 1 月 26 日から施行された電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律では、端末機器の技術基準への適合性を製造業者等が自ら確認する制度(技術基準適合自己確認制度)の新設、指定認定機関制度の登録制度の移行等を内容とする制度改正が行われている。</p>
(3) 施行年月日	平成 11 年 3 月 6 日
(4) 制度変更の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度の見直し 随時 : 新たな通信システム導入等に伴う対象の追加等</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 13 年 11 月 30 日 : 指定認定機関について公益法人要件を撤廃。従来の指定公益法人に加えて、平成 14 年 8 月にテュフ・ラインランド・ジャパン株式会社が、同年 9 月に株式会社ディーエスピーリサーチが、15 年 8 月に株式会社ケミトックスがそれぞれ参入</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し 随時 : 情報通信技術の進展に伴う端末機器の高度化、多様化に対応して端末設備等規則を都度見直し</p> <p>検査検定制度の方法の見直し 平成 11 年 3 月 6 日 : 機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式の 1 つ【総務 7 の端末機器の技術基準適合認定制度下における、いわゆる型式毎認定】を、大量生産機種向けの設計(タイプ)による認証制度【当該制度】へと移行(別制度として創設)</p> <p>平成 11 年 3 月 6 日 : 受検時に総務大臣が認定した「認定試験事業者」による試験データを提出した場合は、審査の一部が省略され、かつ、受検料が減額される。</p> <p>その他(検査手数料の見直し) 平成 13 年 11 月 30 日 : 指定認定機関に係る手数料を法定制から大臣認可制へ移行</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	端末機器(電話用設備、無線呼出用設備、総合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備)(根拠法令等名: 法第 50 条の 4 第 1 項。端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成 11 年郵政省令第 14 号)第 3 条)
(2) 検査検定制度受検者	端末機器製造事業者等(根拠法令等名: 法第 50 条の 4 第 1 項及び第 2 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省（指定に係る事務を行う指定認定機関が存在しない場合に限る。検査実績なし） （根拠法令等名：法第 50 条の 4 第 1 項） [指定検査機関等]財団法人電気通信端末機器審査協会 テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社(平成 14 年 8 月指定) 株式会社ディーエスピーリサーチ（平成 14 年 9 月指定） 株式会社ケミトックス（平成 15 年 8 月指定） （根拠法令等名：法第 72 条の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 第 6 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	財団法人電気通信端末機器審査協会（東京） テュフ・ライランド・ジャパン株式会社（神奈川） 株式会社ディーエスピーリサーチ（大阪） 株式会社ケミトックス（東京）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 49 条 ・ 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。 ・ 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。 ・ 第一種電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	端末設備の使用前 （根拠法令等名：法第 51 条第 1 項）																																				
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否																																				
(3) 検査検定の受検手数料	指定認定機関である財団法人電気通信端末機器審査協会による手数料規定（現在は総務大臣による認可。平成 13 年 11 月以前は法定制）による新規申請（単独）の際の通常料金。なお、変更申請の場合や、複数同時申請の場合、認定試験事業者による試験データが添付されている場合には、当該単価から減額される。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 11 年 3 月から 平成 13 年 12 月まで</th> <th>平成 14 年 1 月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 電話用設備に接続される端末機器</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電話機</td> <td>351,700 円</td> <td>317,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 構内交換設備又はボタン電話装置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 収容回線数 1 回線</td> <td>722,600 円</td> <td>506,000 円</td> </tr> <tr> <td> 収容回線数 2 回線以上</td> <td>722,600 円</td> <td>614,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器</td> <td>331,500 円</td> <td>315,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 無線呼出用設備に接続される端末機器</td> <td>125,400 円</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器</td> <td>330,000 円</td> <td>313,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> インタフェースの種類 1</td> <td>150,000 円</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td> インタフェースの種類 2 以上</td> <td>150,000 円</td> <td>150,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		平成 11 年 3 月から 平成 13 年 12 月まで	平成 14 年 1 月以降	1 電話用設備に接続される端末機器			(1) 電話機	351,700 円	317,000 円	(2) 構内交換設備又はボタン電話装置			収容回線数 1 回線	722,600 円	506,000 円	収容回線数 2 回線以上	722,600 円	614,000 円	(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器	331,500 円	315,000 円	2 無線呼出用設備に接続される端末機器	125,400 円	120,000 円	3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	330,000 円	313,000 円	4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器			インタフェースの種類 1	150,000 円	140,000 円	インタフェースの種類 2 以上	150,000 円	150,000 円
	平成 11 年 3 月から 平成 13 年 12 月まで	平成 14 年 1 月以降																																			
1 電話用設備に接続される端末機器																																					
(1) 電話機	351,700 円	317,000 円																																			
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置																																					
収容回線数 1 回線	722,600 円	506,000 円																																			
収容回線数 2 回線以上	722,600 円	614,000 円																																			
(3) 変復調装置、ファクシミリ、その他の端末機器	331,500 円	315,000 円																																			
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	125,400 円	120,000 円																																			
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	330,000 円	313,000 円																																			
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器																																					
インタフェースの種類 1	150,000 円	140,000 円																																			
インタフェースの種類 2 以上	150,000 円	150,000 円																																			
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備																																				
	書面 実地																																				
	運転中 運転停止																																				
	型式 個別（全個） 個別（抽出）																																				
製品等	書面 実地																																				
	検査場内 現地																																				
(5) 合格付与権者	総務大臣、指定認定機関又は承認認定機関 （根拠法令等名：法第 50 条の 4 第 1 項、第 72 条の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 第 6 項）																																				
(6) 合格付与方法	技術基準の適合認定等証書の交付																																				
(7) 検査検定の有効期間	端末設備に変更がない限り有効 （根拠法令等名：法第 51 条第 1 項）																																				

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件数、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	2,440	2,132	1,798	1,715	1,577
(3) 手数料収入総額	697,643	601,875	627,720	602,406	486,059

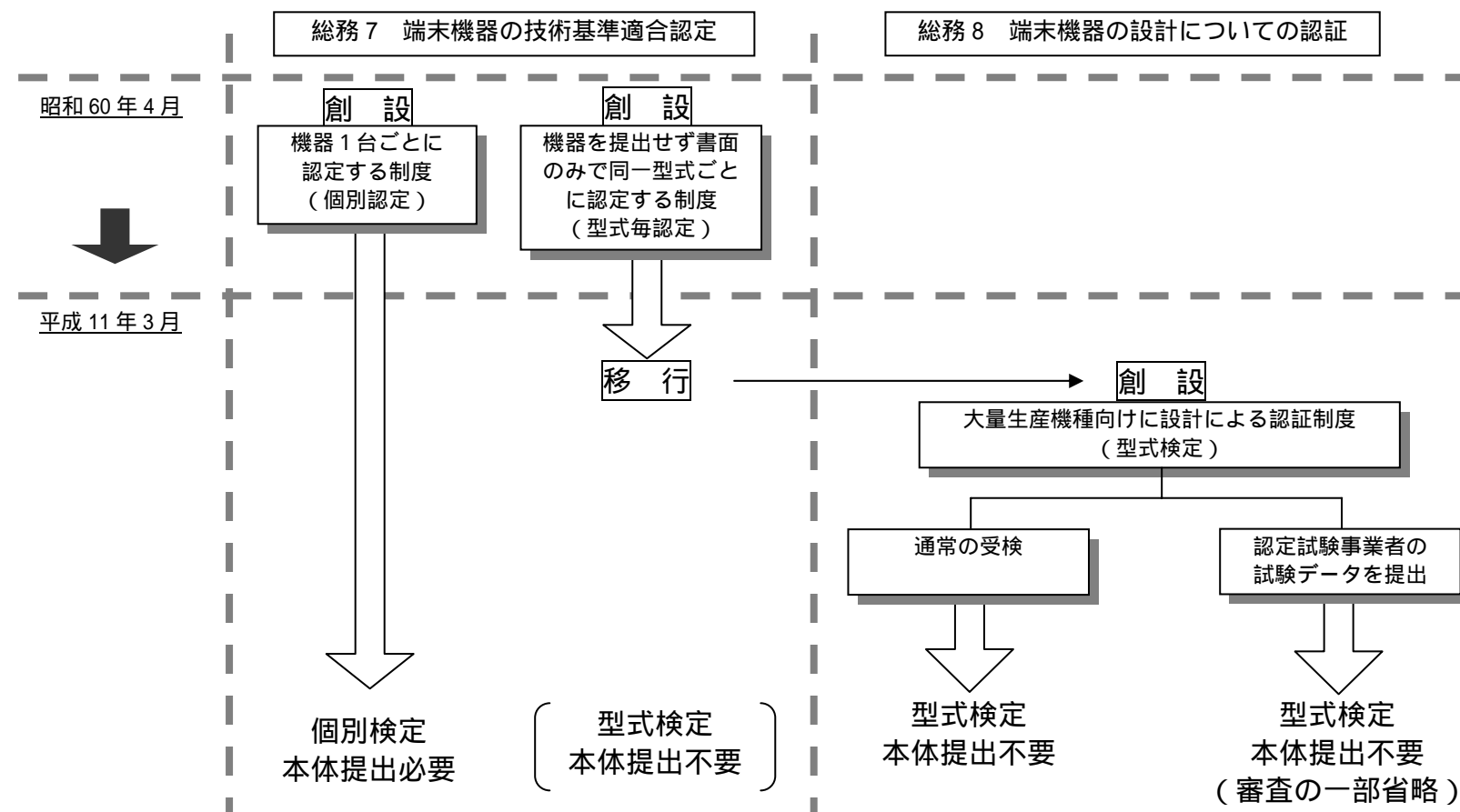
（注） 検査対象機器の 1 つである携帯電話について、財団法人電気通信端末機器審査協会の実績値を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

当該制度は、平成 11 年 3 月に下記の制度改変（創設）が行われている。

- ） 機器を提出せず、書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式の 1 つ【総務 7 の端末機器の技術基準適合認定制度下における、いわゆる型式毎認定】を、大量生産機種向けの設計（タイプ）による認証制度【当該制度】へと移行（別制度として創設）した。
- ） 受検時に総務大臣が認定した「認定試験事業者」による試験データを提出した場合は、審査の一部が省略され、かつ、受検料が減額されることとなった。



さらに、平成 13 年 11 月に下記の制度改変が行われている。

- ） 指定認定機関について公益法人要件が撤廃され、同時に、指定認定機関に係る手数料が法定制から大臣認可制へと移行した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

当該制度の中で、最も受検実績の多い『携帯電話（端末機）』について、携帯電話機メーカー 6 社を対象にして調査を実施した。

なお、調査対象とした事業者からは、a)平成 11 年 3 月の制度創設以前は、機器を提出せず書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式の 1 つ【総務 7 の端末機器の技術基準適合認定制度下における、いわゆる型式毎認定】で受検をしていたこと、b)11 年 3 月の制度創設以降、大量生産機種向けの設計（タイプ）による認証制度【当該制度】で受検をするように切り替えていること、及び、c) 制度改変前後における検査内容等に格段の相違は見られず、検査受検によって負担しているコストに変化はないこと、などの意見が寄せられている。

上記にかんがみ、以下で提示している検査検定受検者側が負担しているコストに関する情報は、当該制度創設以前の『端末機器の技術基準適合認定（総務 7）』制度下におけるいわゆる型式毎認定の情報も、一括して計上している。

さらに、調査対象とした事業者において、認定試験事業者による試験データの活用を行っている事業者は存在しなかったため、当該制度改変による影響については把握できなかった。

区分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説明
		～平成 13 年 12 月	平成 14 年 1 月～	
手数料		手数料単価（電話機） 351,700 円 平成 11 年 3 月までは、総務 7 の端末機器の技術基準適合認定制度下における、いわゆる型式毎認定の際の手数料	手数料単価（電話機） 317,000 円	左記の手数料単価については、新規申請（単独）の際の通常料金であり、変更申請の場合や、複数型式の同時申請の場合、認定試験事業者による試験データが添付されている場合には、当該単価から減額される。
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	事前相談 事前審査	380,000 円 (164 人時間)	社内で行われる事前審査（データ計測等）に費やされる時間数が大半を占めている。
	旅費			1 社のみ、事前相談の際に指定認定機関である財団法人電気通信端末機器審査協会（鯉）を訪問したとの回答があったが、全体的な傾向とは言えないため、削除対応とした。
機会費用	×	【参考】検査実施主体での検査に要する時間 5～20 日 (書類申請～書類受理までの時間)		検査機関での審査は書類審査であり、受検者による検査への立会いも行われていない。
運搬コスト			1,000 円	申請書類の提出時及び認定証書の受理時の交通費。なお、書類審査であるため、機器の運搬はない。
保管コスト	×			
書類作成コスト			1,100,000 円 (271 枚)	機器操作マニュアルが含まれており、それが全体の約 3 分の 1 程度を占めている。なお、例えば財団法人電気通信端末機器審査協会が収受している書類は平均 52 枚
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		1,832,700 円 / 型式 (、 、 及び の合計) ↓ 1 受検型式当たりの平均生産台数 272,441 台を基に計算 ↓ 6.73 円 / 台	1,798,000 円 / 型式 (、 、 及び の合計) ↓ 6.60 円 / 台	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 指定認定機関の1つである財団法人電気通信端末機器審査協会を対象にして、調査を実施した。
 表記の数値は、『携帯電話(端末機)』を検査する際に要するコストを記載している。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		個別認定 総務 7：技術基準適合認定	型式検定 総務 8：設計認証	
検査検定 実施コスト	人件費	事前相談 1.6 人時間 事前準備 3.3 人時間 審 査 5.8 人時間 合計 40,000 円 (11 人時間)	事前相談 3.5 人時間 事前準備 4.2 人時間 審 査 69.5 人時間 合計 180,000 円 (77 人時間)	事前相談、事前準備(書類の不備等の補正等)及び本審査に要するコスト すべて、機関内において実施しているため旅費は発生しない。
	旅 費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト		【参考】測定機器の年間の減価償却費 約 30,000,000 円		区分が困難とした上で、機関全体の測定機器全体の各年度減価償却費を提示
そ の 他	×			その他、建物賃借料、管理部門人件費等の間接費も発生しているがここでは割愛
合 計				

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	[個別検定制度に加え、型式認定制度の導入] 指定認定機関である財団法人電気通信端末機器審査協会の意見によると、基本的には書類による審査であり、平成 11 年 3 月に機器を提出せず書面のみで同一の型式ごとに認定を受ける従来の方式の 1 つ(いわゆる型式毎認定)が、別途新たに設計認証制度として制度化される前後において、審査方法に大きな変更がなかったことから、制度改変前後でのコスト面での変化は特段見られないとのことであった。一方、受検者側の回答においても、制度改変前後でのコスト面での変化はないとの意見が寄せられており、調査結果とも一致する。
	[認定試験事業者による試験データの活用] 今回調査対象とした携帯電話メーカーにおいては、認定試験事業者による試験データの活用を行っている事業者が存在しなかったため、当該制度改変前後でのコスト面での変化を把握することはできなかった。 しかしながら、平成 13 年度の実績では、当該制度での検査全体の約 18 パーセントが認定試験事業者による試験データを活用する形での受検であること、当該制度を活用した受検の場合、手数料の減額、検査の一部省略などの措置が講じられており、その影響は、手数料及び 受検対応コスト(人件費)に反映されるものと推測される。
	[公益法人要件の撤廃、指定認定機関に係る手数料を法定制 認可制へ移行] 当該制度改変を受けて、財団法人電気通信端末機器審査協会では、平成 14 年 1 月 1 日に手数料を一律約 10 パーセント程度値下げ(電話機の例では、1 型式当たり約 3 万 5,000 円、10 パーセントの値下げ)しており、その影響は、手数料に反映されている。
(2) 選 択 範 囲	[技術基準適合自己確認制度の導入] 平成 16 年 1 月 26 日から、端末機器の技術基準への適合性を製造業者等が自ら確認できる制度が導入され、製品の迅速な市場への投入が促進されることが期待される。 従来から存在する個別認定制度(総務 7 の端末機器の技術基準適合認定)と、型式検定制度(当該制度)が並立導入されていること、認定試験事業者による試験データの活用制度が導入されたこと、さらに受検者がこれらの制度の活用を選択することができることになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。 また、技術基準適合自己確認制度の導入により、受検者にとっての選択範囲は一層拡大することが期待される。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	総務 9: 端末設備基準適合認定
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 9
(2) 制度名	端末設備基準適合認定
(3) 根拠法令等名	旧・郵便振替規則（昭和 23 年逓信省令第 32 号。以下「規則」という。）第 50 条の 6 第 1 項 旧・郵便振替規則第 50 条の 6 第 1 項の基準等（平成 10 年郵政省告示第 500 号。以下「基準等」という。）第 2 平成 15 年 4 月 1 日に廃止されており、現在は、日本郵政公社の内部基準にて定義されている。
(4) 所管府省部局等名	旧・郵政事業庁貯金部業務課 平成 15 年 4 月 1 日に、日本郵政公社に移行

（注）当該制度は、平成 15 年 4 月に、国（旧・郵政事業庁）による検査から、公社化された日本郵政公社による検査へと移行している。これ以降の制度概要については、従前の国による検査についての情報を整理している。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	デビットカードサービス（キャッシュカードを利用して預貯金口座の残高の範囲内でデパートやスーパーなどの店頭で買物代金を即時にキャッシュレスで決済するサービス）実施希望企業が設置する端末設備が、郵便貯金キャッシュカードを利用した決済が可能である端末設備であることを確認すること。
(2) 制度の概要	デビットカードサービス実施希望企業から、認定請求書及び必要書類（端末設備の仕様等に関する資料等）の提出を受け、書類審査及び接続試験により、当該企業が設置する端末設備が告示基準に適合するか否かを審査
(3) 施行年月日	平成 10 年 10 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	デビットカードサービス用端末設備 （根拠法令等名：規則第 50 条の 6 第 1 項）
(2) 検査検定受検者	デビットカードサービス実施希望企業 （根拠法令等名：基準等第 2）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 旧・郵政事業庁 （根拠法令等名：規則第 50 条の 6 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	旧・郵政事業庁

5 検査検定基準

名称・法令等名	基準等第 2
---------	--------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前、随時 （根拠法令等名：なし）		
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	請求書	否	
	端末設備の仕様等	可	
	端末設備の設置場所一覧	可	
	会社の定款又はこれに準ずる書類	否	
(3) 検査検定の受検手数料	なし （手数料を設定していない理由：なし）		
	(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
製品等		運転中	運転停止
	型式	個別（全個） 個別（抽出）	
	書面	実地	
	検査場内	現地	
(5) 合格付与権者	郵政事業庁長官 （根拠法令等名：規則第 50 条の 6 第 1 項）		
(6) 合格付与方法	認定通知書の交付		
(7) 検査検定の有効期間	認定端末設置に重大な変更がない限り有効 （根拠法令等名：なし）		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数		14	69	120	20
(3) 手数料収入総額					

（注）当該検査制度においては、手数料を徴収していない。

検査検定制度名等	総務 10 : 製造所等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	総務 10-1: 製造所等の完成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 10-1
(2) 制度名	製造所等の検査（製造所等の完成検査）
(3) 根拠法令等名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 11 条第 5 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁危険物保安室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造所等における火災を予防し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること。
(2) 制度の概要	<p>法第 11 条第 5 項の規定による製造所等の設置又は製造所等の位置、構造若しくは設備の変更許可を受けた者は、設置又は変更を行ったときには、市町村長等が行う完成検査を受け、法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該製造所等を使用してはならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 34 年 9 月 30 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 11 年 3 月 17 日： 製造所等の変更工事に係る完成検査等について自主検査結果の活用が図られた。</p> <p>検査検定方法の見直し 平成 13 年 4 月 9 日： 国際流通の一層の円滑化を図る観点から、タンクコンテナの輸入時に行う完成検査について、危険物を貯蔵した状態で行う等を内容とするタンクコンテナに係る完成検査の簡素化及び合理化等が図られた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備 （根拠法令等名：法第 11 条第 5 項）
(2) 検査検定受検者	製造所等の設置又は、製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者で、当該設置又は変更を行ったもの。 （根拠法令等名：法第 11 条第 5 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省 （根拠法令等名：法第 11 条第 1 項及び第 5 項） [地方公共団体]都道府県、市町村 （根拠法令等名：法第 11 条第 1 項及び第 5 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省 都道府県（47） 市町村（全国 894 消防本部、平成 15 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準 （根拠法令等名：法第 10 条第 4 項）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	製造所等の使用前 （根拠法令等名：法第 11 条第 5 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（システム検討中）	
(3) 検査検定の受検手数料	法第 16 条の 4 第 1 項、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 40 条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地（一部書面可） 運転中 運転停止（仮使用承認により一部運転可）
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	市町村長等 （根拠法令等名：法第 11 条第 1 項及び第 2 項）
(6) 合格付与方法	完成検査済証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	製造所等の変更工事に係る完成検査等について自己検査結果の活用が可能 (根拠法令等名：平成 11 年 3 月 17 日付消防危第 22 号危険物規制課長通知)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：件)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	53,103	47,729	45,838	45,816	45,592
(3) 手数料収入総額			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>次の制度改変をコスト分析の対象とした。</p> <p>平成 11 年 3 月 17 日：製造所等の一定の変更工事に係る完成検査等について、認定事業所が行う自主検査結果を活用するインセンティブ制度の導入</p> <p>今回の調査では、完成検査について、液体危険物タンクを有する製造所等について行われる変更工事を対象として、コストの状況を把握するとともに、完成検査前検査については、液体危険物タンクのうち屋外タンク貯蔵所に対して行われる水張検査に係るコストの状況を把握することとした。</p> <p>コスト分析は、インセンティブ制度を導入していない事業者について行うとともに、インセンティブ制度を導入した事業者については、の制度改変による影響を把握するため、その導入以前と、その導入により自主検査結果を活用した場合のコストを比較する方法で行った。</p>
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
<p>石油精製事業者、石油化学事業者等 26 事業者を調査対象とした。このうち、調査対象とした平成 9 年度から 13 年度の期間中にインセンティブ制度の認定事業者となり自主検査結果を活用した実績のある事業者は 4 事業者あり、いずれも 13 年度に活用実績があることから、これら 4 事業者については、インセンティブ制度の導入以前（9 年度から 12 年度）と導入後（13 年度）の受検に要するコスト比較を行った。</p> <p>なお、平成 11 年 3 月のインセンティブ制度導入後、13 年度までに全国で認定事業者となっているのは、石油精製事業者を中心とする上記の 4 事業者を含む 12 事業者である。</p> <p>今回調査対象とした事業者において、調査対象期間中（平成 9 年度から 13 年度）に完成検査を受検した液体危険物タンクの規模は、容量 1 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満のものが全体の約 40 パーセント、1 万キロリットル以上のものが約 27 パーセントであり、この両区分のものが全体の約 7 割を占めている。タンク容量の別については、実地検査時間等に大きな差異はないことから（1 万キロリットル未満のものが約 1 時間、1 万キロリットル以上のものが約 2 時間程度）、コスト分析はタンク容量別の区分は行わずに実施した。</p>

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト			説明
		インセンティブ制度を導入していない事業者（22 事業者）	インセンティブ制度を導入し自主検査を行った事業者（4 事業者）の変化の状況		
			平成 9～12 年度	平成 13 年度	
手数料		11,000 円	9,400 円	8,900 円	手数料単価は、対象となる工事の内容により異なる。
手数料以外の納付金	×	-	-	-	
受検対応コスト	人件費	13,000 円 (5.5 人時間) (内訳) 事前相談 1.5 人時間 実地検査 4.0 人時間	10,000 円 (4.2 人時間) (内訳) 事前相談 0.2 人時間 実地検査 4.0 人時間	10,000 円 (4.2 人時間) (内訳) 事前相談 0.2 人時間 実地検査 4.0 人時間	
	旅費	14,000 円 (内訳) 事前相談 1 人 × 1 回 書類提出 1 人 × 1 回	7,000 円 (内訳) 書類提出 1 人 × 1 回	7,000 円 (内訳) 書類提出 1 人 × 1 回	移動旅費 7,000 円（県内の場合）を使用
機会費用	×	-	-	-	
運搬コスト	×	-	-	-	
保管コスト	×	-	-	-	
書類作成コスト		14,000 円 (5.9 人時間、11 枚)	44,000 円 (19.0 人時間、9 枚)	44,000 円 (19.0 人時間、9 枚)	インセンティブ制度を活用した工事の場合は、完成検査申請時に、申請書のほか、自主検査結果報告書とチェックリストを提出している。
部外委託経費			0	0	自主検査及び図面等の作成を外部委託している場合あり
事前準備コスト					自社試験等にコストを要している場合あり
法定自主点検コスト		(12,000 円)	(3,900 円)	(3,900 円)	消防法に基づく定期点検タンク 1 基当たり
任意自主点検コスト					日常点検等の実施（実施内容は事業者により異なる。）
インセンティブ適用コスト		-	-	(導入コスト) ・申請手数料 (420,000 円) ・書類作成コスト (1,800,000 円、 770 人時間)	認定有効期間は 5 年
その他	×	-	-	-	
合計	-	52,000 円	70,400 円	69,900 円	(、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 検査検定実施主体は市町村長等であり、検査を実施する16の消防局及び消防本部を調査対象とした。なお、検査実施主体に対しては、インセンティブ制度の導入実績が少ないことからインセンティブ制度導入前後のコスト比較は実施していない。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		12,000 円 (5.0 人時間) (内訳) 事前相談 0.7 人時間 書類審査 0.6 人時間 実地検査 3.7 人時間	
	旅 費		7,000 円	移動旅費 7,000 円 (県内の場合) を使用
機器運搬コスト		×	-	
機器維持管理コスト		×	-	
そ の 他		×	-	
合 計		-	19,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	コスト分析結果からは、制度改変によるコスト削減の影響は把握できなかった。 なお、受検手数料について、インセンティブ制度の導入により自主検査結果を活用した場合においても、自主検査結果を活用しない場合と受検手数料が同額であることについて、受検者から、自主検査結果を活用した場合にメリットの導入を求める意見があった。
(2) 選 択 範 囲	受検者から、時間外や休日に自主検査が可能となったことから、消防本部のスケジュールに左右されることがなくなり、検査時期の選択の幅が広がり、また、時間短縮が可能となったとの意見があった。 なお、インセンティブ制度の対象となる変更工事の内容が、タンク本体工事の対象が1千リットル未満のタンクに限定されていることについて、対象範囲の拡大を求める意見があった。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	総務 10 : 製造所等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	総務 10-2: 製造所等の完成検査前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 10-2
(2) 制度名	製造所等の検査（製造所等の完成検査前検査）
(3) 根拠法令等名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 11 条の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁危険物保安室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造所等における火災を予防し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること。
(2) 制度の概要	<p>工事の工程が製造所等の安全性の確保の上で特に重要と考えられるタンクを有する製造所等については、完成検査を受ける前段階の当該製造所等の設置又は変更の工事の工程ごとに完成検査前検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 52 年 2 月 15 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 11 年 3 月 17 日： 製造所等の変更工事に係る完成検査等について自主検査結果の導入が図られた。</p> <p>検査検定基準の見直し 平成 13 年 3 月 23 日： 海外で製作された液体危険物タンクの完成検査前検査について、海外の公正かつ中立な検査機関による検査報告書を活用した検査の実施が図られた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	製造所、貯蔵所、取扱所のうち、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを有する製造所等（根拠法令等名：危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号（以下「政令」という。））第 8 条の 2 第 1 項）
(2) 検査検定受検者	製造所等の設置又は製造所等の位置、構造若しくは設備の変更の許可を受けた者で、当該設置又は変更を行ったもの。（根拠法令等名：法第 11 条の 2）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、市町村（根拠法令等名：法第 11 条の 2 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県（47） 市町村（全国 894 消防本部、平成 15 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準（根拠法令等名：法第 10 条第 4 項）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	政令で定める工程ごとに行う。（根拠法令等名：法第 11 条の 2。政令第 8 条の 2）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（システム検討中）	
(3) 検査検定の受検手数料	法第 16 条の 4 第 1 項、政令第 40 条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地（一部書面可） 運転中 運転停止（仮使用承認により一部運転可）
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	市町村長等（根拠法令等名：法第 11 条の 2 第 1 項）	
(6) 合格付与方法	タンク検査済証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	製造所等の変更工事に係る完成検査等について自己検査結果の活用が可能 (根拠法令等名：平成 11 年 3 月 17 日付消防危第 22 号危険物規制課長通知)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：件)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	33,654	27,081	22,767	23,118	21,774
(3) 手数料収入総額			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>次の制度改変をコスト分析の対象とした。</p> <p>平成 11 年 3 月 17 日：製造所等の一定の変更工事に係る完成検査等について、認定事業所が行う自主検査結果を活用するインセンティブ制度の導入</p> <p>今回の調査では、完成検査について、液体危険物タンクを有する製造所等について行われる変更工事を対象として、コストの状況を把握するとともに、完成検査前検査については、液体危険物タンクのうち屋外タンク貯蔵所に対して行われる水張検査に係るコストの状況を把握することとした。</p> <p>コスト分析は、インセンティブ制度を導入していない事業者について行うとともに、インセンティブ制度を導入した事業者については、の制度改変による影響を把握するため、その導入以前と、その導入により自主検査結果を活用した場合のコストを比較する方法で行った。</p>
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
<p>石油精製事業者、石油化学事業者等 22 事業者を調査対象とした。このうち、調査対象とした平成 9 年度から 13 年度の期間中にインセンティブ制度の認定事業者となった事業者は 4 事業者あるが、このうち同期間中に自主検査結果を活用した実績のある事業者は 1 事業者（13 年度の 1 事例）のみであり、同事業者については、インセンティブ制度の導入以前（9 年度から 12 年度）と導入後（13 年度）の受検に要するコスト比較を行った。</p> <p>なお、平成 11 年 3 月のインセンティブ制度導入後、13 年度までに全国で認定事業者となっているのは、石油精製事業者を中心とする上記の 4 事業者を含む 12 事業者である。</p> <p>今回調査対象とした事業者において、調査対象期間中（平成 9 年度から 13 年度）に完成検査前検査を受検した液体危険物タンクの規模は、容量 1 千キロリットル以上 1 万キロリットル未満のものが全体の約 24 パーセント、1 万キロリットル以上のものが約 54 パーセントであり、この両区分のものが全体の約 8 割を占めている。タンク容量の別については、実地検査時間等に大きな差異はないことから（1 万キロリットル未満のものが約 1 時間、1 万キロリットル以上のものが約 2 時間程度）、コスト分析はタンク容量別の区分は行わずに実施した。</p>

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト		説明	
		インセンティブ制度を導入していない事業者（21 事業者）	インセンティブ制度を導入し自主検査を行った事業者（1 事業者）の変化の状況 平成 9～12 年度 平成 13 年度		
手数料		130,000 円	6,000 円	6,000 円	手数料単価は、対象となる工事の内容により異なる。
手数料以外の納付金	×	-	-	-	
受検対応コスト	人件費	15,000 円 (6.5 人時間) (内訳) 事前相談 1.4 人時間 実地検査 5.1 人時間	19,000 円 (8.0 人時間) (内訳) 事前相談 0 人時間 実地検査 8.0 人時間	19,000 円 (8.0 人時間) (内訳) 事前相談 0 人時間 実地検査 8.0 人時間	
	旅費	14,000 円 (内訳) 事前相談 1 人 × 1 回 書類提出 1 人 × 1 回	7,000 円 (内訳) 書類提出 1 人 × 1 回	7,000 円 (内訳) 書類提出 1 人 × 1 回	移動旅費 7,000 円（県内の場合）を使用
機会費用	×	-	-	-	
運搬コスト	×	-	-	-	
保管コスト	×	-	-	-	
書類作成コスト		11,000 円 (4.7 人時間、10 枚)	19,000 円 (8.0 人時間、10 枚)	19,000 円 (8.0 人時間、10 枚)	インセンティブ制度を活用した工事の場合は、完成検査申請時に、申請書のほか、自主検査結果報告書とチェックリストを提出している。
部外委託経費					1 自主検査や水張用配管の準備等について、外部委託で行っている場合と、自社で事前準備を行っている場合があり、これらを平均
事前準備コスト		1,300,000 円 1	9,000 円 (4.0 人時間) 2	9,000 円 (4.0 人時間) 2	2 ホース・ポンプ等水張の準備に要したコスト
法定自主点検コスト		(6,500 円)	(19,000 円)	(19,000 円)	消防法に基づく定期点検 タンク 1 基当たり
任意自主点検コスト					日常点検等の実施（実施内容は事業者により異なる。）
インセンティブ適用コスト		-	-	(導入コスト) ・申請手数料 (240,000 円) ・書類作成コスト (3,200,000 円、 1,400 人時間)	認定有効期間は 5 年
その他	×	-	-	-	
合計	-	1,470,000 円	60,000 円	60,000 円	(、 、 、 又は の合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体は市町村長等であり、検査を実施する16の消防局及び消防本部を調査対象とした。なお、検査実施主体に対しては、インセンティブ制度の導入実績が少ないことからインセンティブ制度導入前後のコスト比較は実施していない。

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費		10,000円 (4.4人時間) (内訳) 事前相談0.9人時間 書類審査0.2人時間 実地検査3.3人時間	
	旅 費		7,000円	移動旅費7,000円(県内の場合)を使用
機器運搬コスト		×	-	
機器維持管理コスト		×	-	
そ の 他		×	-	
合 計		-	17,000円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	コスト分析結果からは、制度変更によるコスト削減の影響は把握できなかった。 なお、受検手数料について、インセンティブ制度の導入により自主検査結果を活用した場合においても、自主検査結果を活用しない場合と受検手数料が同額であることについて、受検者から、自主検査結果を活用した場合にメリットの導入を求める意見があった。
(2) 選 択 範 囲	受検者から、時間外や休日に自主検査が可能となったことから、消防本部のスケジュールに左右されることがなくなり、検査時期の選択の幅が広がり、また、時間短縮が可能となったとの意見があった。 なお、インセンティブ制度の対象となる変更工事の内容が、1千キロリットル未満のタンクに限定されていることについて、対象範囲の拡大を求める意見があった。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度	総務 10 : 製造所等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	総務 10-3: 特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査

1 検査検定制度名

(1) 整理番号	総務 10-3
(2) 制度名	製造所等の検査（特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査）
(3) 根拠法令等名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁危険物保安室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造所等における火災を予防し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること。
(2) 制度の概要	<p>製造所等の完成後の一定時期ごとに、一定の製造所等に対し保安検査が義務付けられている。当該保安検査は、市町村長等が行政行為として製造所等の検査を行うものである。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 49 年 6 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	屋外タンク貯蔵所については、容量 1 万キロリットル以上のもの。 移送取扱所については、配管の延長が 15 キロメートルを超えるもの、又は配管の最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上でかつ延長が 7 キロメートル以上 15 キロメートル以下のもの。 （根拠法令等名：危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 8 条の 4 第 1 項）
(2) 検査検定受検者	政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者 （根拠法令等名：法第 14 条の 3 第 1 項。政令第 8 条の 4 第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 総務省 （根拠法令等名：法第 14 条の 3 第 1 項） [地方公共団体] 都道府県、市町村 （根拠法令等名：法第 14 条の 3 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省 都道府県（47） 市町村（全国 894 消防本部、平成 15 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準 （根拠法令等名：法第 10 条第 4 項）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	原則として 8 年に 1 回 （根拠法令等名：政令第 8 条の 4 第 2 項第 1 号及び第 2 号）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（システム検討中）	
(3) 検査検定の受検手数料	法第 16 条の 4 第 1 項、政令第 40 条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地（一部書面可） 運転中 運転停止（移送取扱所については、運転中のケースあり）
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	市町村長等 （根拠法令等名：法第 14 条の 3）	
(6) 合格付与方法	保安検査済証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	原則として、岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所及び特殊液体危険物タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所については 10 年間、前以外の特定屋外タンクについては 8 年間、移送取扱所については 1 年間 （根拠法令等名：政令第 8 条の 4 第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	313	331	318	291	313
(3) 手数料収入総額			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

石油精製事業者等9事業者を調査対象として、特定屋外タンク貯蔵所(1万キロリットル以上5万キロリットル未満のタンクのもの。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		790,000円	平成13年度の受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	40,000円 (17.5人時間) (内訳) 実地検査17.5人時間	事前相談は多くの事業者において実施されていない。
	旅費	7,000円 (内訳) 書類提出1人×1回	移動旅費7,000円(県内の場合)を使用
機会費用	()	平均3~5か月間 タンクを開放	受検に際してタンクを開放するに併せてタンクの補修工事等も行われることが多く、これらを含めタンクの開放期間は平均3か月間から5か月間となっているが、他のタンクに移し替える等の対応により機会費用は発生していないと回答の事業者もあり、受検によるタンク開放期間がどの程度機会費用に結びついているかは不明
運搬コスト		-	検査用機器の運搬にコストを要していると回答の事業者がある(3事業者:10万円程度/1件)
保管コスト		-	受検タンクの内容物を他のタンクに移し保管するコストを要していると回答の事業者がある(1事業者:500万円程度/1件)
書類作成コスト		11,000円 (4.6人時間、12枚)	
部外委託経費		-	民間の検査会社に非破壊検査等を外部委託で実施している例がある(3事業者:数百万円ないし1千万円以上) 申請書類の作成や検査の立会を外部委託している例がある(4事業者:内容により10万円ないし数百万円程度)
事前準備コスト		-	自主検査・各種点検や検査前のコーティング剥離及び同復旧等にコストを要していると回答の事業者がある(7事業者:人時間や金額はまちまち)
法定自主点検コスト		(有)	年1回の定期点検にコストを要していると回答の事業者がある(2人時間程度と回答の事業者が多いが、数十時間以上と回答のものもある。)
任意自主点検コスト		-	日常的に行われている場合が多いが、内容はまちまち
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	848,000円 (、及びの合計)	、及びについては、事業者一般にコストを要しているか否かの判断が困難であり、また金額もまちまちであることから、受検1件当たりのコストを算出するに当たって、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体は市町村長等であり、検査を実施する10の消防局及び消防本部を調査対象として、特定屋外タンク貯蔵所(1万キロリットル以上5万キロリットル未満のタンクのもの。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

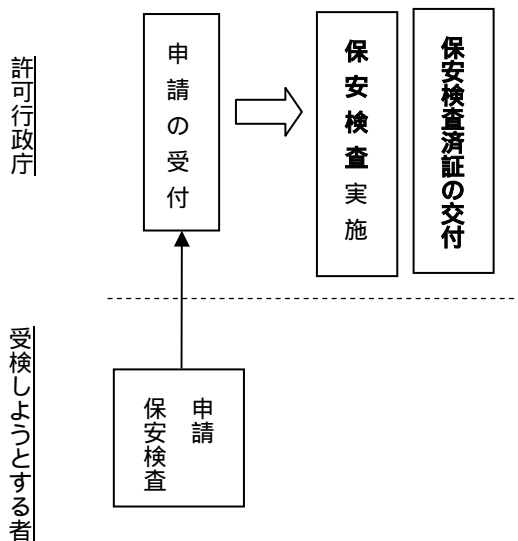
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	22,000円 (9.3人時間) (内訳) 実地検査9.3人時間	3検査主体から事前相談に1.5人時間程度のコストを要しているとの回答もあり。
	旅費	14,000円 (2人)	移動旅費7,000円(県内の場合)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	36,000円	

検査検定制度	総務 10 : 製造所等の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	総務 10-4 : 不等沈下等の場合の特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 10-4
(2) 制度名	製造所等の検査（不等沈下等の場合の特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査）
(3) 根拠法令等名	消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁危険物保安室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造所等における火災を予防し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること。 製造所等の完成後に、不等沈下など一定の事由が生じた場合に、一定の製造所等に対し保安検査が義務付けられている。当該保安検査は、市町村等が行政行為として製造所等の検査を行うものである。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 52 年 2 月 15 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	屋外タンク貯蔵所で容量 1 千キロリットル以上のもの。 （根拠法令等名：危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。）第 8 条の 4 第 4 項）
(2) 検査検定制度受検者	政令で定める屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事項が生じた時の、当該所有者、管理者又は占有者 （根拠法令等名：法第 14 条の 3 第 2 項。政令第 8 条の 4 第 4 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県及び市町村 （根拠法令等名：法第 14 条の 3 第 2 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県（47） 市町村（全国 894 消防本部、平成 15 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準 （根拠法令等名：法第 10 条第 4 項）
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	1/100 以上の不等沈下が発生した場合など （根拠法令等名：政令第 8 条の 4 第 5 項。危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 62 条の 2 の 3）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否（システム検討中）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	法第 16 条の 4 第 1 項、政令第 40 条、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地（一部書面可） 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	市町村長等 （根拠法令等名：法第 14 条の 3）	
(6) 合格付与方法	保安検査済証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	原則として、なし （根拠法令等名：政令第 8 条の 4 第 5 項。規則第 62 条の 2 の 3）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：件）					
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	24	32	21	23	10
(3) 手数料収入総額			不明		

検査検定制度	総務 11 : 検定対象機械器具等の検定
検査検定関係許認可等事項名等	総務 11-1: 型式承認に係る試験

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 11-1
(2) 制度名	検定対象機械器具等の検定(型式承認に係る試験)
(3) 根拠法令等名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 21 条の 3 第 3 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁予防課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>検定対象機械器具等は、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重要な役割を果たすものであるが、一定の性能等を有しないことにより実際の火災等において必要な機能を発揮することができないものがあるとすれば、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することができず極めて問題であることから、検定対象機械器具等の検定制度により、一定の性能等を有することについてあらかじめ検査をし、かかる一定の性能等を担保する必要があるもの。</p>
(2) 制度の概要	<p>申請者は、型式試験の申請を行う場合、型式申請書類に消防法令で定める見本を添えて日本消防検定協会又は指定検定機関(以下「協会等」という。)に提出する。</p> <p>協会等は、提出されたの見本について、検定対象機械器具等に係る技術上の規格を定める省令(以下「規格省令」という。)に適合しているかどうかについて該当する規格省令に基づく試験(以下「型式試験」という。)を行う。</p> <p>協会等は、の型式試験の結果に意見を付して申請者に通知する。</p> <p>申請者は、の型式試験の結果及び意見を添えて型式承認の申請を総務大臣に行う。</p> <p>総務大臣は、申請されたの型式の形状等が消防法令の技術基準等に適合しているか審査し、適合している場合には型式承認をする。</p> <p>総務大臣は、により型式承認をしたときは、申請者に通知するとともに、公示する。</p> <p>(フロー図)</p> <pre> graph TD A[申請者] -- 型式承認申請 --> B[総務大臣] B -- 型式承認 --> A A -- 型式試験申請 --> C[日本消防検定協会 又は指定検定機関] C -- 型式試験結果通知 --> A C -- 個別検定制度 --> A C -- 個別検定 --> D[使用者] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 1 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	<p>なし</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 14 年 10 月 25 日: 指定検定機関の指定要件として、公益法人要件を除外した。 平成 15 年 6 月 18 日: 法の一部改正により指定検定機関を登録検定機関に改めるとともに、型式承認に係る試験を実施したものが個別検定を行うこととした(平成 16 年 6 月 1 日から施行)。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>検定対象機械器具等</p> <p>(根拠法令等名: 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。)第 37 条。消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 34 条の 3 及び第 34 条の 4)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>型式承認を受けるため検定対象機械器具等についての試験を受けようとする者</p> <p>(根拠法令等名: 法第 21 条の 3 第 1 項、第 2 項)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関等]日本消防検定協会 (根拠法令等名: 法第 21 条の 3 第 1 項から第 3 項まで)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	日本消防検定協会(本所: 東京都調布市)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 21 条の 2 第 2 項、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 27 号)等
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式承認を受けようとする時 (根拠法令等名: 法第 21 条の 3 第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否

(3) 検査検定の受検手数料	法第 21 条の 15、施行令第 40 条による。		
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
		検査場内	現地 (2次試験は、現地において実施する。)
(5) 合格付与権者	なし(日本消防検定協会又は登録検定機関において実施した試験の結果に基づき、総務大臣は当該型式を承認する。) (根拠法令等名:法第 21 条の 3 第 3 項及び第 21 条の 4 第 2 項)		
(6) 合格付与方法	型式試験...試験結果に意見を付して通知する。 (型式承認...型式承認をした場合は、その旨を通知する。)		
(7) 検査検定の有効期間	なし		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:事業者数、件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	169 (平成 14 年 8 月現在)				
(2) 検査検定実施件数	569	336	367	360	431
(3) 手数料収入総額	22,773	14,965	12,662	12,338	18,517

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
検定対象機械器具等を製造する事業者を調査対象とし、検定対象機械器具等のうち型式試験申請数が多い「消火器」及び「火災報知設備の感知器」の 2 種類を調査対象品目として、これに係る型式承認に係る試験の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。
「消火器」については 5 事業者、「火災報知設備の感知器」については 4 事業者を調査対象とした。

[消火器の場合]

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説明
手数料		11,000 円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	8,000 円 (3.4 人時間) (内訳) 事前相談 1.0 人時間 実地検査(説明)2.4 人時間	型式試験は第一次試験と第二次試験に分かれており、第二次試験は申請者が類似の型式を取得している場合等に省略されることがある。左記に記載のコストは、第一次試験のみに係るもので、実地検査(説明)は日本消防検定協会に書類及び見本を持ち込んだ際の説明等に要するものである(試験は協会において実施されるが事業者の立会いは要しない。)。 第二次試験が省略されない場合は、第二次試験は申請者の工場等において実施される。
	旅費	()	58,000 円 協会への往復旅費 2 回分(日本消防検定協会への書類及び見本の持ち込みと試験終了後の試験結果等の引き取りに要するもの) 事業者の所在地を勘案し、移動旅費単価(全国 2 ないし 3 か所の場合:2 万 9,000 円)を使用 日本消防検定協会への書類及び見本の持ち込みと試験終了後の試験結果等の引き取りは社用車等で行われる場合が多いが、高速代等の運搬コストの状況はまちまちなので、旅費相当額としてコスト計算した。
機会費用	×	-	
運搬コスト		-	旅費を参照
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		78,000 円 (33.9 人時間、152 枚)	
部外委託経費		-	消火器の種類により、漏れ電流試験を外部委託で実施する場合はあると回答の事業者あり(1事業者回答:年度総額 4 万 2,480 円)
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	155,000 円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であるので、「1 件当たりコスト」には含まれていない。

【火災報知設備の感知器の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		56,000 円	試験の手数料額は種別により多様であるので、検査検定実施主体による過去5か年度の1件当たり手数料収入額の平均値を使用した。
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	19,000 円 (8.1 人時間) (内訳) 事前相談 5.8 人時間 実地検査(説明)2.3 人時間	上記(消火器の場合)と同様
	旅費	()	58,000 円
機会費用	×	-	
運搬コスト		-	旅費を参照
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		190,000 円 (80.9 人時間、135 枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		-	試験用機材の準備コストを要すると回答の事業者あり(1事業者:約8万円)
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	323,000 円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であるので、「1件当たりコスト」には含まれていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】

日本消防検定協会を調査対象として、平成9年度から13年度について、「消火器」及び「火災報知設備の感知器」の2種類を調査対象品目として、型式承認に係る試験の実施に要するコストの状況を分析した。

【消火器の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	300,000 円 (実地検査(第一次試験) 128.0 人時間)	申請者が類似の型式を取得したことがない場合等には、更に第二次試験(28.0 人時間)が実施される。
	旅費	-	第二次試験を実施する場合は、事業者の工場への往復旅費を要する。
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、調査対象品目に係るコストを分割計上することは困難であるが、ISO/IEC17025 に基づく試験所としての要件を満足するよう、常に計測器、試験機器等の校正、維持、管理がされている。
その他	×	-	
合計	-	300,000 円	

【火災報知設備の感知器の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	320,000 円 (実地検査(第一次試験) 137.5 人時間)	申請者が類似の型式を取得したことがない場合等には、更に第二次試験(9.3 人時間)が実施される。
	旅費	-	第二次試験を実施する場合は、事業者の工場への往復旅費を要する。
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、調査対象品目に係るコストを分割計上することは困難であるが、ISO/IEC17025 に基づく試験所としての要件を満足するよう、常に計測器、試験機器等の校正、維持、管理がされている。
その他	×	-	
合計	-	320,000 円	

検査検定制度	総務 11 : 検定対象機械器具等の検定
検査検定関係許認可等事項名等	総務 11-2: 検定対象機械器具等の個別検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 11-2
(2) 制度名	検定対象機械器具等の検定(検定対象機械器具等の個別検定)
(3) 根拠法令等名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 21 条の 8 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁予防課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>検定対象機械器具等は、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重要な役割を果たすものであるが、一定の性能等を有しないことにより実際の火災等において必要な機能を発揮することができないものがあるとすれば、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することができず極めて問題であることから、検定対象機械器具等の検定制度により、一定の性能等を有することについてあらかじめ検査をし、かかる一定の性能等を担保する必要があるもの。</p>
(2) 制度の概要	<p>申請者は、型式承認された型式の製品について個別検定を受ける場合、申請書を日本消防検定協会又は指定検定機関(以下「協会等」という。)に提出する。</p> <p>協会等は、申請のあった検定対象機械器具等について個別検定を行い、その形状等が型式承認を受けた型式に係る形状等と同一であるときは、個別検定に合格したものとし、合格の表示を付す。</p> <p>販売業者等は、の表示が付されているものでなければ、販売、陳列してはならず、設置等の工事に使用してはならない。</p> <p>(フロー図)</p> <pre> graph TD MOA[総務大臣] JFIA[日本消防検定協会 又は指定検定機関] AP[申請者] U[使用者] AP -- 型式承認申請 --> MOA MOA -- 型式承認 --> AP AP -- 型式試験申請 --> JFIA JFIA -- 型式試験結果通知 --> AP AP -- 個別検定申請 --> JFIA JFIA -- 個別検定 --> AP AP --> U </pre>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 1 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>なし</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 14 年 10 月 25 日: 指定検定機関の指定要件として、公益法人要件を除外した。</p> <p>平成 15 年 6 月 18 日: 法の一部改正により指定検定機関を登録検定機関に改めるとともに、型式承認に係る試験を実施したものが個別検定を行うこととした(平成 16 年 6 月 1 日から施行)。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>検定対象機械器具等</p> <p>(根拠法令等名: 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。)第 37 条。消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)第 34 条の 3 及び第 34 条の 4)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>型式承認を受けた者で当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る個別検定を受けようとする者</p> <p>(根拠法令等名: 法第 21 条の 7)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関等]日本消防検定協会 (根拠法令等名: 法第 21 条の 7 及び第 21 条の 8 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	日本消防検定協会(本所: 東京都調布市、大阪支所: 大阪府大阪市)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 21 条の 2 第 2 項、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和 39 年自治省令第 27 号)等
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式承認を受けた者が当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る個別検定を受けようとするとき (根拠法令等名: 法第 21 条の 7)			
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否			
(3) 検査検定の受検手数料	法第 21 条の 15、施行令第 40 条による。			
(4) 検査検定の実施	施設・設備			
	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> </table>	書面	実地	運転中
書面	実地			
運転中	運転停止			

方法	製品等	型式	個別(全個)	個別(抽出)
		書面	実地	
		検査場内	現地	
(5) 合格付与権者	日本消防検定協会 (根拠法令等名:法第21条の9第1項)			
(6) 合格付与方法	個別検定に合格した検定対象機械器具等に、合格した旨の表示を付す。			
(7) 検査検定の有効期間	なし			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	169 (平成14年8月現在)				
(2) 検査検定実施件数	11,521	11,505	11,075	10,998	10,839
(3) 手数料収入総額	1,380,875	1,242,795	1,162,582	1,348,376	1,277,621

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 検定対象機械器具等を製造する事業者を調査対象とし、検定対象機械器具等のうち検定件数が多い「消火器」及び「火災報知設備の感知器」の2種類を調査対象品目として、検定対象機械器具等の個別検定の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。 「消火器」については6事業者、「火災報知設備の感知器」については5事業者を調査対象とした。

[消火器の場合]

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		410,000円	左記のコストは、調査対象事業者における1件の個別検定の手数料支払額の平均である(「大型」の手数料額は1個500円(×114個)、「小型」の手数料額は1個60円で(×5,897個)ある。)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	48,000円 (20.6人時間) (内訳) 事前相談 0.2人時間 実地検査 20.4人時間	
	旅費	×	-
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		6,000円 (2.5人時間、8枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト		-	日常検査業務として抜き取り検査を実施していると回答の事業者が1事業者あった(毎年200回程度×1.5人時間)。
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	464,000円 (、及びの合計)	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計に含めていない。

【火災報知設備の感知器の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		1,300,000 円	左記のコストは、調査対象事業者における1件の個別検定の手数料支払額の平均である。
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	94,000 円 (40.6 人時間) (内訳) 事前相談 0.2 人時間 実地検査 40.4 人時間	
	旅費	29,000 円	移動旅費 2 万 9,000 円(全国2ないし3か所の場合)を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		13,000 円 (5.6 人時間、23 枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		-	検定器具(温度計、濃度計等)の校正費用を要していると回答の事業者が1事業者あった(年間 36 万円)。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	1,436,000 円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であり事業者一般に要するコストか否かの判断ができないので、「1件当たりコスト」には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】

日本消防検定協会を調査対象として、平成9年度から13年度について、「消火器(小型)」及び「火災報知設備の感知器」の2種類を調査対象品目として、検定対象機械器具等の個別検定の実施に要するコストの状況を分析した。

【消火器の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	36,000 円 (実地検査 15.5 人時間)	1回の個別検定は2人程度で行われる。
	旅費	58,000 円	事業者の所在地を勘案し、移動旅費単価(全国2ないし3か所の場合:2万9,000円)を使用(2万9,000円×2人)
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	94,000 円	

【火災報知設備の感知器の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	36,000 円 (実地検査 15.5 人時間)	1回の個別検定は2人程度で行われる。
	旅費	58,000 円	事業者の所在地を勘案し、移動旅費単価(全国2ないし3か所の場合:2万9,000円)を使用(2万9,000円×2人)
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	94,000 円	

検査検定制度名等	総務 12、 経産 7、 国交 2 : 石油パイプライン事業用施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	総務 12-1、 経産 7-1、 国交 2-1 : 事業用施設の完成検査 総務 12-3、 経産 7-3、 国交 2-3 : 事業用施設の一部完成検査 総務 12-4、 経産 7-4、 国交 2-4 : 工事を必要としない事業用施設の検査 総務 12-5、 経産 7-5、 国交 2-5 : 事業用施設の完成検査 (法第 15 条第 1 項本文に規定するもの以外のもの)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 12-1、 3、 4、 5 経産 7-1、 3、 4、 5 国交 2-1、 3、 4、 5
(2) 制度名	石油パイプライン事業用施設の検査 (事業用施設の完成検査、事業用施設の一部完成検査、工事を必要としない事業用施設の検査、事業用施設の完成検査 (法第 15 条第 1 項本文に規定するもの以外のもの))
(3) 根拠法令等名	石油パイプライン事業法 (昭和 47 年法律第 105 号。以下「法」という。) 第 16 条第 1 項、第 16 条第 4 項、第 18 条第 1 項及び第 19 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁危険物保安室 経済産業省資源エネルギー庁石油流通課 国土交通省総合政策局貨物流通施設課、航空局飛行場部新東京国際空港課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	石油パイプラインの適正な設置、運営、並びに事業施設の保安を確保するために必要な規制を行うことで、公共の安全を確保し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図る。
(2) 制度の概要	<p>事業用施設の完成検査 石油パイプライン事業者は、法第 15 条第 1 項の工事の計画の認可に係る事業用施設について、工事が完成したときは、主務大臣の検査を受けなければならない。</p> <p>事業用施設の一部完成検査 石油パイプライン事業者は、法第 15 条第 1 項の工事の計画の認可に係る事業用施設について、全体としては未完成であるが、取りあえずその一部を使用して事業を行いたいという意向がある場合、主務大臣の検査を受けることができる。</p> <p>工事を必要としない事業用施設の検査 石油パイプライン事業者は、法第 15 条第 1 項ただし書に規定する工事を必要としない事業用施設について、主務大臣の検査を受けなければならない。</p> <p>事業用施設の完成検査 (法第 15 条第 1 項本文に規定するもの以外のもの) 石油パイプライン事業者は、法第 15 条第 1 項本文に規定するもの以外のものの工事の計画の認可に係る事業用施設について、工事が完成したときは、主務大臣の検査を受けなければならない。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A[完成検査申請] --> B[受付] B --> C[完成検査] C --> D[完成検査合格証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 47 年 12 月 25 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	認可計画に係る事業施設 (根拠法令等名: 石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令 (昭和 47 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第 1 号) 第 2 条)
(2) 検査検定受検者	石油パイプライン事業者 (根拠法令等名: 法第 29 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 総務省、経済産業省及び国土交通省 (根拠法令等名: 法第 41 条第 1 項第 3 号及び第 3 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省、経済産業省本省及び国土交通省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準 (石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令 (昭和 47 年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第 2 号))
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	当該事業用施設等の工事完成後など (根拠法令等名: 法第 16 条、第 18 条及び第 19 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否 (システム検討中)	
(3) 検査検定の受検手数料	法第 33 条、石油パイプライン事業法施行令 (昭和 47 年政令第 437 号) 第 3 条第 1 項による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	書面	実地
	運転中	運転停止
	型式	個別 (全個)
製品等	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 新東京国際空港公団が行なうパイプライン事業にあつては、総務大臣及び国土交通大臣 (根拠法令等名: 法第 41 条)	

(6) 合格付与方法	完成検査合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	1	1	1	1	1
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	2
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	966

(注) 1 上記の内容は、総務省及び国土交通省に係るものである。

2 平成13年度実施の検査検定実施件数は、「事業用施設の一部完成検査」及び「事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)」に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

新東京国際空港公団を調査対象として、石油パイプライン事業用施設に係る事業用施設の一部完成検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		483,200円	平成13年度の受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	260,000円 (110.3人時間) (内訳) 事前相談 20.3人時間 実地検査 90.0人時間	
	旅費	84,000円	事前相談(5回)及び申請書類提出に係る3人分の旅費 新東京国際空港・霞ヶ関間の旅費(4,680円)を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		280,000円 (120.0人時間、50枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		-	事前の自主検査としてコストを要している場合がある(平成13年度：配管気密試験費用450万円)
法定自主点検コスト		(266,000,000円)	部外委託で実施 年額
任意自主点検コスト		(662,000,000円)	部外委託で実施 年額
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	1,107,200円 (、及びの合計)	については、毎年発生しているものではないので、合計には含めていない。 及びについては、受検1件当たりのコストに含めることは適当でないため、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である総務省及び国土交通省の本省を調査対象とし、石油パイプライン事業用施設に係る事業用施設の一部完成検査について、平成13年度に実施された配管に係る工事の状況についてコスト分析した。

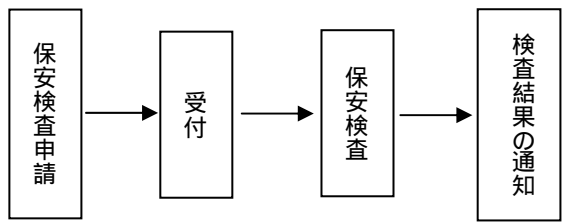
区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		総務省	国土交通省	
検査検定実 施コスト	人件費	32,000円 (14人時間) (内訳) 事前相談 4人時間 実地検査 10人時間	65,000円 (28人時間) (内訳) 事前相談 16人時間 実地検査 12人時間	
	旅費	9,000円 (2人)	19,000円 (4人)	実地検査に係る旅費として、霞ヶ関・新東京国際空港間の旅費(4,680円)を使用
機器運搬コスト	×	-	-	
機器維持管理コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	41,000円	84,000円	(総計：125,000円)

検査検定制度名等	総務 12、経産 7、国交 2：石油パイプライン事業用施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	総務 12-2、経産 7-2、国交 2-2：事業用施設の保安検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 12-2 経産 7-2 国交 2-2
(2) 制度名	石油パイプライン事業用施設の検査（事業用施設の保安検査）
(3) 根拠法令等名	石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 29 条
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁危険物保安室 経済産業省資源エネルギー庁石油流通課 国土交通省総合政策局貨物流通施設課、航空局飛行場部新東京国際空港課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	石油パイプラインの適正な設置、運営、並びに事業施設の保安を確保するために必要な規制を行うことで、公共の安全を確保し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図る。
(2) 制度の概要	<p>事業用施設のうち、特に基幹的な施設については、定期的に検査を行い、事業用施設の使用開始後においても保安の万全の確保を図る。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[保安検査申請] --> B[受付] B --> C[保安検査] C --> D[検査結果の通知] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 47 年 12 月 25 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	石油パイプライン事業の事業用施設（送油用圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備） （根拠法令等名：石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令（昭和 47 年通商産業省・運輸省・自治省令第 1 号。以下「省令」という。）第 6 条第 1 項）
(2) 検査検定受検者	石油パイプライン事業者 （根拠法令等名：法第 29 条。省令第 6 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]総務省、経済産業省及び国土交通省 （根拠法令等名：法第 41 条第 1 項第 3 号及び第 3 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省、経済産業省本省及び国土交通省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	事業用施設に関する保安規定 （根拠法令等名：法第 27 条第 1 項。省令第 2 条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	前回の検査の日から 1 年を経過した日の前後 1 か月をこえない時期。ただし、省令第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合は、主務大臣が定める時期となる。 （根拠法令等名：法第 29 条。省令第 6 条）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（システム検討中）
(3) 検査検定の受検手数料	法第 33 条、石油パイプライン事業法施行令（昭和 47 年政令第 437 号）第 3 条第 2 項による。
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 新東京国際空港公団が行うパイプライン事業にあつては、総務大臣及び国土交通大臣 （根拠法令等名：法第 41 条）
(6) 合格付与方法	検査結果通知書の交付
(7) 検査検定の有効期間	最大で 13 か月 ただし、省令第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる場合は、この限りではない。 （根拠法令等名：省令第 6 条）

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：事業者数、件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	1	1	1	1	1
(2) 検査検定実施件数	1	1	1	1	1
(3) 手数料収入総額	468	468	468	483	483

（注）上記の内容は、総務省及び国土交通省に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

新東京国際空港公団を調査対象として、送油用圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備に係る事業用施設の保安検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		483,200 円	平成 13 年度の受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コ スト	人件費	900,000 円 (386.9 人時間) (内訳) 事前相談 35.9 人時間 実地検査 351.0 人時間	
	旅費	130,000 円	事前相談(3回)及び申請書類提出に係る7人分の旅費 新東京国際空港・霞ヶ関間の旅費(4,680円)を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		2,400,000 円 (130 枚)	申請書類に付随する資料のコストを含む。
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト	×	-	
法定自主点検コスト		(266,000,000 円)	部外委託で実施 年額
任意自主点検コスト		(662,000,000 円)	部外委託で実施 年額
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	3,913,200 円 (、及びの合計)	及びについては、受検1件当たりのコストに含めることは適当でない ので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である総務省及び国土交通省の本省を調査対象とし、送油用圧送機及び送油導管並びにこれらの付属設備に係る事業用施設の保安検査の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		総務省	国土交通省	
検査検定実 施コスト	人件費	42,000 円 (18.0 人時間) (内訳) 事前相談 4.0 人時間 実地検査 14.0 人時間	150,000 円 (64.0 人時間) (内訳) 事前相談 10.8 人時間 実地検査 53.2 人時間	
	旅 費	9,000 円 (2 人)	37,000 円 (8 人)	実地検査に係る旅費として、霞ヶ関・新東京国際空港 間の旅費(4,680円)を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	-	
そ の 他	×	-	-	
合 計	-	51,000 円	187,000 円	(総計：238,000 円)

検査検定制度名等	総務 13、経産 24:事業所の新設又は変更の確認
----------	---------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 13 経産 24
(2) 制度名	事業所の新設又は変更の確認
(3) 根拠法令等名	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁特殊災害室 経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>法上のいわゆるレイアウト規制は、石油及び高圧ガスを共に扱う特定事業所の新設又は変更について石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第 1 号）の基準に基づいて防災上の観点から必要な施設の配置方法を求めているものであり、これを国において確認することにより、石油コンビナート等特別防災区域における災害の発生及び拡大の防止等を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするものである。</p>
(2) 制度の概要	<p>レイアウト事業所の新設又は変更を行う者はその計画を事前に国に届出することとされており、計画が石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の基準に基づいて防災上適切に施設の配置等を行おうとしているものか否かについて国において審査することとされている。この計画が防災上適切なものであることが審査により確認された後、レイアウト事業所において新設又は変更に係る工事等が行われるが、完了後、その旨を届け出させて、当該新設又は変更が届け出られた計画に適合して行われているかを確認するものである。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 51 年 6 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	第 1 種特定事業者のうち石油と高圧ガスを共に扱う特定事業所（レイアウト事業所）の事業所内の配置等（根拠法令等名：法第 11 条第 1 項）
(2) 検査検定制度受検者	レイアウト事業所の新設又は変更をする特定事業者（根拠法令等名：法第 5 条及び第 7 条）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]総務省、経済産業省（及び各経済産業局）（根拠法令等名：法第 11 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	総務省本省 経済産業省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第 9 条～第 13 条
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	工事完了後（根拠法令等名：法第 11 条第 1 項。石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第 14 条）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	94,850～453,600 円（根拠法令等名：石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）第 37 条）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	総務大臣及び経済産業大臣 (根拠法令等名：法第11条第2項)
(6) 合格付与方法	総務大臣、経済産業大臣名で新設等計画に適合していることを確認した旨を通知
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	レイアウト事業者 216 (平成13年4月現在)				
(2) 検査検定実施件数	25	21	18	10	23
(3) 手数料収入総額	2,311	1,161	807	534	1,166
	2,189	1,969	2,311	928	2,515

(注) 手数料収入総額の上段は総務省、下段は経済産業省に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
石油コンビナート等特別防災区域に所在する9事業者を調査対象とし、事業所の新設又は変更の確認のうち、変更の確認の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		226,800円	平成13年度において最も受検件数が多い手数料額を使用
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	88,000円 (38.0人時間) (内訳) 事前相談4.1人時間 実地検査33.9人時間	左記のほか、県及び市(消防本部)に事前相談をしている場合(1事業者：15人時間)実地検査前に現地の消防署が図面と現地の整合性の確認を実施している場合(1事業者：20人時間)がある。
	旅費	92,000円	事前相談及び申請書類提出 移動旅費(全国1か所の場合4万6,000円)を使用 申請書類の提出は郵送で行われている場合もある。
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		160,000円 (70.2人時間、197枚)	
部外委託経費		310,000円	測量及び図面作成を外部委託している場合がある(5事業者回答)。
事前準備コスト		-	自社での測量実施にコストを要している場合がある(1事業者回答：測機の借料50万円、測量50人時間)。 確認当日の実測作業に伴う作業員派遣にコストを要している場合がある(1事業者回答：5万円)。
法定自主点検コスト	×	-	石油コンビナート等災害防止法に基づくものは実施されていない。
任意自主点検コスト		-	日常的な点検にコストを要している場合がある(事業者により実施内容は異なる。)
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	876,800円 (、及びの合計)	については、一部の事業者から回答があったものであるが、回答がなかった事業者においてもコストを要している状況が予想されることから、これを含めて合計を算出している。 については、一部の事業者からの回答であるため、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
検査検定実施主体である総務省及び経済産業省の本省を調査対象とし、事業所の新設又は変更の確認のうち、変更の確認の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		総務省	経済産業省	
検査検定実施コスト	人件費	42,000円 (18人時間) (内訳) 事前相談4人時間 実地検査14人時間	30,000円 (13人時間) (内訳) 事前相談1人時間 実地検査12人時間	
	旅費	92,000円 (2人)	34,000円 (2人)	総務省については、移動旅費(全国1か所の場合4万6,000円)を使用 経済産業省については、変更の確認は経済産業局が実質的な検査を実施していることから、移動旅費(ブロック内の場合1万7,000円)を使用
機器運搬コスト	×	-	-	
機器維持管理コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	134,000円	64,000円	(総計：198,000円)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務 14
(2) 制度名	特定防災施設等の設置の検査
(3) 根拠法令等名	石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	総務省消防庁特殊災害室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所内における災害が発生した場合、拡大防止、消火活動の円滑な実施、早期通報を目的とした設備の設置を目的としたものである。
(2) 制度の概要	<p>石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者にて特定防災施設等の設置を義務付けており、市町村長等に届け出て検査を受けることとし、事業者にて定期点検等をさせることを定め、特定事業所の防災施設の整備を図り、防災機能を充実させるものである。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 51 年 6 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	特定防災施設（流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常用通報設備） （根拠法令等名：法第 15 条第 2 項）
(2) 検査検定制度受検者	特定事業所において特定防災施設を設置した特定事業者 （根拠法令等名：法第 15 条第 2 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]市町村長等
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	市町村長等：全国 894 消防本部（平成 15 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という。）第 3 条～第 13 条
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	工事完了後 （根拠法令等名：法第 15 条第 2 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	市町村の手数料条例による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	市町村長等 （根拠法令等名：省令第 14 条第 2 項）	
(6) 合格付与方法	検査済証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	特定事業者 809 (対象施設数 1,614) (平成13年4月現在)				
(2) 検査検定実施件数	市町村等が実施するためデータはない。				
(3) 手数料収入総額	市町村等が実施するためデータはない。				

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

石油コンビナート等特別防災区域に所在する事業者等9事業者を調査対象とし、消防用屋外給水施設を対象施設として、特定防災施設等の設置の検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		56,000円	配管延長により受検手数料額は異なるので、事業者の支払った手数料額の1件当たり平均を使用した。
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	38,000円 (16.5人時間) (内訳) 事前相談2.5人時間 実地検査14.0人時間	
	旅費	14,000円	事前相談及び申請書類提出 移動旅費7,000円(県内の場合)を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		160,000円 (71.2人時間、61枚)	
部外委託経費		-	申請書類作成を外部委託している場合(1事業者回答:10万円) 施設作動確認等の検査準備作業を外部委託している場合(2事業者回答:20万円)がある。
事前準備コスト		-	事前の自主検査等を実施していると回答の事業者が2事業者あった(2.5人時間)。
法定自主点検コスト		(有)	1年に1回以上の法定点検にコストを要している(年間10数時間から100時間以上まで事業者により実施内容は異なる。) 外部委託で実施の場合もある。
任意自主点検コスト		-	日常的な点検にコストを要している場合がある(年間数時間ないし数十時間等、事業者により実施内容は異なる。) 外部委託で実施の場合もある(年間200万円程度等)。
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計	-	268,000円 (、及び合計)	及びについては、一部の事業者からの回答であり事業者一般に要するコストか否かの判断ができないので、「1件当たりコスト」には含めていない。 及びについては、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

9道府県の9消防局及び消防本部を調査対象とし、消防用屋外給水施設を調査対象施設として、特定防災施設等の設置の検査の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

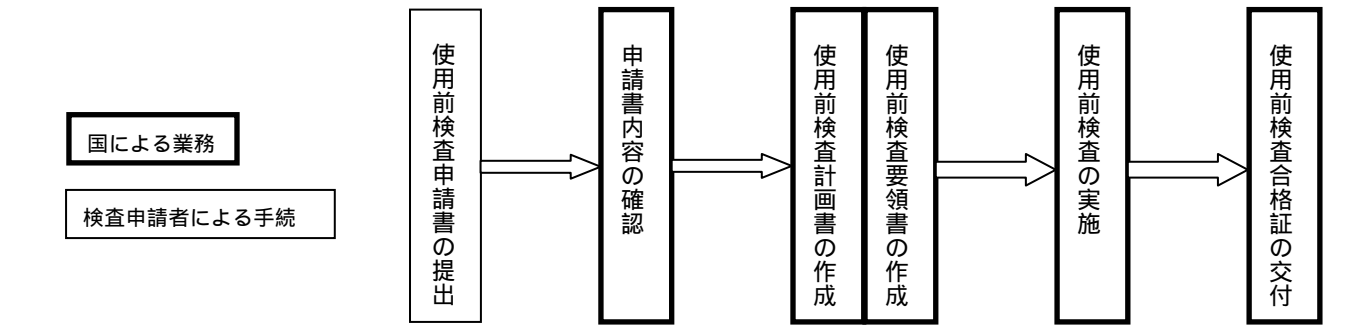
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	34,000円 (14.8人時間) (内訳) 事前相談3.6人時間 書類審査2.1人時間 実地検査9.1人時間	
	旅費	7,000円	移動旅費7,000円(県内の場合)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	41,000円	

検査検定制度名等	文科 1 :原子炉施設の検査
検査検定制度関係許認可等事項名	文科 1-1:原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査 1-2:原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科 1-1、2
(2) 制度名	原子炉施設の検査 (原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年第 166 号。以下「法」という。)第 28 条
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第 28 条第 1 項に基づき工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること、性能が技術上の基準を満たしていることについて確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、運転を開始する前の者又は原子炉施設を変更する者は、工事及び性能について文部科学大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ原子炉施設を使用してはならないとするもの。</p> <p>〔フロー図〕</p> 
(3) 施行年月日	昭和 32 年 12 月 9 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	試験研究の用に供する原子炉施設(うち、使用前の原子炉施設が対象) (根拠法令等名:法第 28 条)
(2) 検査検定制度受検者	試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、運転を開始する前の者 試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、原子炉施設を変更する者 (根拠法令等名:法第 28 条第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]文部科学省 (根拠法令等名:法第 28 条)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 28 条第 2 項 試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和 62 年総理府令第 11 号) 試験研究の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和 32 年総理府令第 83 号)第 3 条の 5
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	試験研究の用に供する原子炉の使用の開始前 (根拠法令等名:法第 28 条)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	臨界実験装置に係る使用前検査:446,000 円 熱出力が 100 キロワット以下の原子炉(臨界実験装置を除く。)に係る使用前検査:517,700 円 熱出力が 100 キロワットを超える原子炉に係る使用前検査:1,197,400 円 (根拠法令等名:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)別表第 1)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	文部科学大臣 (根拠法令等名:法第 28 条)	
(6) 合格付与方法	使用前検査合格証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	試験研究の用に供する原子炉の設置者 10(事業所数 13)(平成14年10月現在)				
(2) 検査検定実施件数	29	24	28	14	22
(3) 手数料収入総額	7,934	24,901	22,708	24,301	16,012

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【調査対象とした受検者の状況等】

研究開発施設の2事業者と大学1施設を調査対象として、試験研究用炉に係る原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

研究開発施設の2事業者については、受検内容の違いによりコスト負担の状況が大きく異なるので、平均は算出しないで、両事業者のコスト負担の状況を併記した。

【研究開発施設の場合】

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		研究開発施設	研究開発施設	
手数料		1,197,400円	1,197,400円	平成13年度の受検手数料額(熱出力が100キロワット以上の場合)
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	79,000円 (34人時間) (内訳) 事前相談2人時間 実地検査32人時間	240,000円 (105人時間) (内訳) 事前相談36人時間 実地検査69人時間	
	旅費	700,000円 (内訳) 事前相談1人×2回 書類提出1人×1回 実地検査1人×668,000円	560,000円 (内訳) 事前相談3人×4回 書類提出3人×1回 実地検査3人×3回	事前相談の旅費については、茨城・東京間1万1,520円を使用 研究開発施設の実地検査に係る旅費は外国旅費 研究開発施設の実地検査に係る旅費は移動旅費(全国1か所の場合の旅費4万6,000円)を使用して算出
機会費用	×	-	-	
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		74,000円 (32人時間、134枚)	210,000円 (90人時間、50枚)	
部外委託経費	×	-	-	
事前準備コスト			-	研究開発施設については、受検内容によって10万円ないし300万円程度の準備費用を要する場合がある。
法定自主点検コスト		(110,000,000円)		保安規定に基づく外部委託費用
任意自主点検コスト		(48,000,000円)	(360,000,000円)	研究開発施設については、法定自主点検と任意自主点検の区別が困難 左記のほか職員も実施
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	2,050,400円 (、及びの合計)	2,207,400円 (、及びの合計)	及びについては、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

【大学施設の場合】

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料	×	-	当該施設は国立大学であり、手数料の納付を要していない。
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	99,000 円 (43 人時間) (内訳) 事前相談 3 人時間 実地検査 40 人時間	
	旅 費	84,000 円 (内訳) 事前相談 3 人 × 3 回 書類提出 3 人 × 1 回	移動旅費 (県内の場合の旅費 7,000 円) を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		260,000 円 (112 人時間、44 枚)	
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト	×	-	
法定自主点検コスト		(1,100,000 円 (480 人時間))	年額
任意自主点検コスト		(4,400,000 円)	年額、外部委託費用で、このほか職員も実施
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	443,000 円 (及び の合計)	及び については、受検 1 件当たりのコストの算出に含めることは適 当でないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国 (文部科学省本省) を対象として、試験研究用炉に係る原子炉施設の変更に係る工事 (溶接検査を除く。) 及び性能に関する使用前検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	97,000 円 (42 人時間) (内訳) 事前相談 12 人時間 書類審査 6 人時間 実地検査 24 人時間	
	旅 費	92,000 円 (2 人 × 1 回)	移動旅費 (全国 1 か所の場合の旅費 4 万 6,000 円) を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	189,000 円	

検査検定制度名等	文科1 : 原子炉施設の検査
検査検定関係許認可等事項名	文科1-3: 原子炉施設の溶接検査 1-4: 原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科1-3、4
(2) 制度名	原子炉施設の検査（原子炉施設の溶接検査、原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第28条の2第1項及び第4項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第28条の2第1項及び第4項に基づき溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び性能が技術上の基準を満たしていることについて確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>試験研究の用に供する原子炉の設置者であって、原子炉施設の溶接を行うもの又は溶接した原子炉施設のうち輸入した物を使用するものは、その溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び省令で定める技術上の基準に適合したものであることについて検査を受け、合格した後でなければ当該原子炉施設を使用できないとするもの。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[独立行政法人原子力安全基盤機構による業務 溶接検査を受検する者による手続] --> B[溶接検査申請書の提出] B --> C[溶接検査申請書の審査 溶接検査予定表の作成] C --> D[溶接検査の実施（立会検査等）] D --> E[溶接検査記録の提出] E --> F[溶接検査合格証の発行] F --> G[文部科学大臣への報告] </pre>
(3) 施行年月日	昭和61年11月26日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	なし 平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年10月1日：溶接検査については、従来、指定検査機関（（財）原子力安全技術センター）が実施していたが、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の設置に伴い、同日から、同機構が実施することとされた。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	原子炉容器その他の主務省令で定める原子炉施設であって、溶接をするもの。 溶接をした原子炉核の容器その他の主務省令で定める原子炉施設であって輸入したもの。 （根拠法令等名：試験研究の用に供する原子炉の設置及び運転に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「規則」という。）第3条の7）
(2) 検査検定受検者	試験研究炉の溶接を要する機器を製造しようとする者 （根拠法令等名：法第28条の2第1項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 文部科学省（なお、機構に行わせることとした場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令（平成15年文部科学省令第45号）第2条第3項に基づき、国は検査を行わない。） （根拠法令等名：法第28条の2第1項及び第4項） [独立行政法人] 原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第61条の24）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省 独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第74号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	原子炉施設の使用前 （根拠法令等名：法第28条の2第1項、第4項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）別表第2による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名：規則第3条の13)
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	プラント機器製造工場 25工場(平成14年10月現在)				
(2) 検査検定実施件数	11	11	24	10	9
(3) 手数料収入総額	14,599	3,425	9,413	14,035	4,336

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
溶接を実施する3事業者を調査対象として、原子炉施設の溶接検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		700,000円	検査実施主体における平成9年度から13年度の手数料収入総額を検査実施件数で除した額を使用
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	500,000円 (217.2人時間) (内訳) 事前相談 25.8人時間 実地検査 191.4人時間	1事業者から、書類審査にコストを要している旨回答があった(4人時間)、実地検査のコストについては事業者間に幅がある(15.2人時間ないし300.6人時間)。
	旅費	410,000円 (内訳) 事前相談 3人×2回 書類提出 3人×1回	移動旅費(全国1か所の場合の旅費4万6,000円)を使用 申請書類の提出が郵送で行われている場合もある。
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		440,000円 (189.4人時間、114枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		-	受検前の自主確認にコストを要していると回答の事業者が1事業者あった(71,000円(30.8人時間))。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	2,050,000円 (、及びの合計)	については、1事業者からの回答であり1件当たりのコストの算出には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
検査検定実施主体である(財)原子力安全技術センター()を調査対象として、原子炉施設の溶接検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。
調査対象時点におけるもので、平成15年10月からは、機構が実施している。

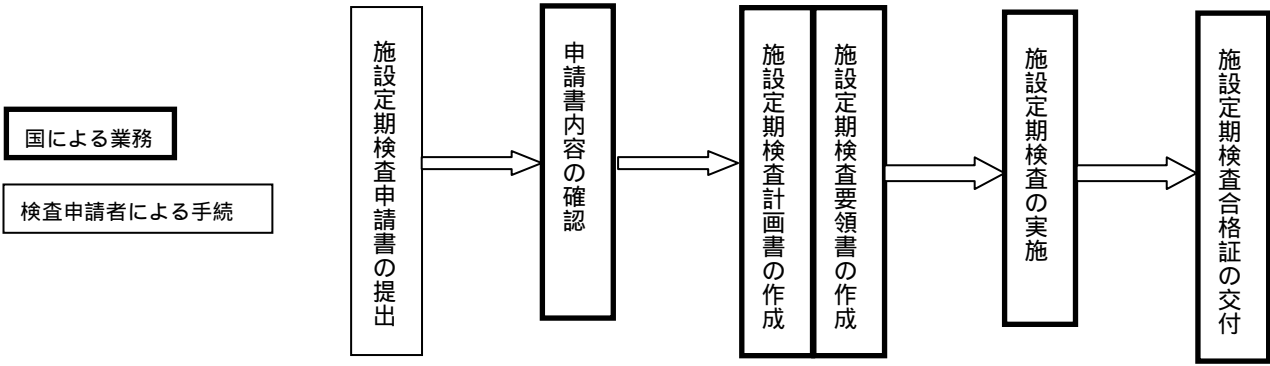
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	65,000円 (28.2人時間) (内訳) 書類審査 2.5人時間 実地検査 25.7人時間	事前相談は適宜に実施している。
	旅費	92,000円 (46,000円×2回)	事業者工場及び原子炉施設で実地検査を実施 移動旅費(全国1か所の場合の旅費4万6,000円)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	157,000円	

検査検定制度名	文科1：原子炉施設の検査
検査検定関係許認可等事項名	文科1-5:原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科1-5
(2) 制度名	原子炉の検査（原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第29条
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第29条に基づき毎年一回定期に、原子炉施設の性能が技術上の基準を満たしていることについて確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>原子炉設置者は、原子炉施設のうちその安全性に関し重要な部分に関し、性能が省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて、毎年一回定期検査を受けなければならないとしたもの。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[国による業務 検査申請者による手続] --> B[施設定期検査申請書の提出] B --> C[申請書内容の確認] C --> D[施設定期検査計画書の作成 施設定期検査要領書の作成] D --> E[施設定期検査の実施] E --> F[施設定期検査合格証の交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和36年9月30日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	原子炉施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。）で定めるもの。 (根拠法令等名：法第29条第1項。施行令第10条)
(2) 検査検定受検者	試験研究の用に供する原子炉を設置する者 (根拠法令等名：法第29条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]文部科学省
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	試験研究の用に供する原子炉の設置及び運転に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「規則」という。）第3条の17
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	毎年1回 (根拠法令等名：法第29条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	臨界実験装置に係る定期検査：261,800円 熱出力が100キロワット以下の原子炉(臨界実験装置を除く。)に係る定期検査：305,200円 熱出力が100キロワットを超える原子炉に係る定期検査：1,041,700円 (根拠法令等名：施行令別表第1)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別(全個) 個別(抽出)
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	文部科学大臣 (根拠法令等名：規則第3条の16)	
(6) 合格付与方法	施設定期検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1年 (根拠法令等名：法第29条第1項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	試験研究の用に供する原子炉の事業者 10(事業所数13)(平成14年10月現在)				
(2) 検査検定実施件数	23	23	24	23	23
(3) 手数料収入総額	7,906	7,090	6,594	14,213	10,040

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

研究開発施設の1事業者と大学2施設を調査対象として、試験研究用炉に係る原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

大学2施設については、コスト負担の状況が大きく異なるので、平均は算出しないで、両施設のコスト負担の状況を併記した。

【研究開発施設の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		1,041,700円	平成13年度の受検手数料額(熱出力が100キロワットを超える場合)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	110,000円 (45.4人時間) (内訳) 事前相談9.4人時間 実地検査36.0人時間	
	旅費	120,000円 (内訳) 事前相談1人×9回 書類提出1人×1回	旅費については、茨城・東京間1万1,520円を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		280,000円 (120.0人時間、100枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト		(110,000,000円)	保安規定に基づく外部委託費用
任意自主点検コスト		(48,000,000円)	保安規定に基づく外部委託費用
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	1,551,700円 (、及びの合計)	及びについては、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でない ので、合計には含めていない。

【大学施設の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		大学施設	大学施設	
手数料	×	-	-	当該施設は国立大学であり、手数料の納付を要していない。
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応 コスト	人件費	420,000円 (183.0人時間) (内訳) 事前相談3.0人時間 実地検査180.0人時間	1,200,000円 (520.8人時間) (内訳) 事前相談60.0人時間 実地検査460.8人時間	
	旅費	28,000円 (内訳) 事前相談1人×3回 書類提出1人×1回	470,000円 (内訳) 事前相談3人×5回	大学施設の旅費については、移動旅費(県内の場合の旅費7,000円)を使用 大学施設の旅費については、大阪・東京間3万1,380円を使用
機会費用	×	-	-	
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		260,000円 (112人時間、200枚)	190,000円 (80人時間、14枚)	大学施設の書類枚数は申請書に係るもので、その他、計画書・要領書等の作成を要する(コストには、その他書類の作成分を含んでいる。)
部外委託経費	×	-	-	
事前準備コスト	×	-	-	
法定自主点検コスト		(1,100,000円 (480人時間))	(1,300,000円 (547.5人時間))	年額
任意自主点検コスト		(4,400,000円)	(1,500,000円 (627.5人時間))	年額 大学施設の内容は外部委託費用で、ほかに職員も実施している。
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	708,000円 (及びの合計)	1,860,000円 (及びの合計)	及びについては、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でない ので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国（文部科学省本省）を対象として、試験研究用炉に係る原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

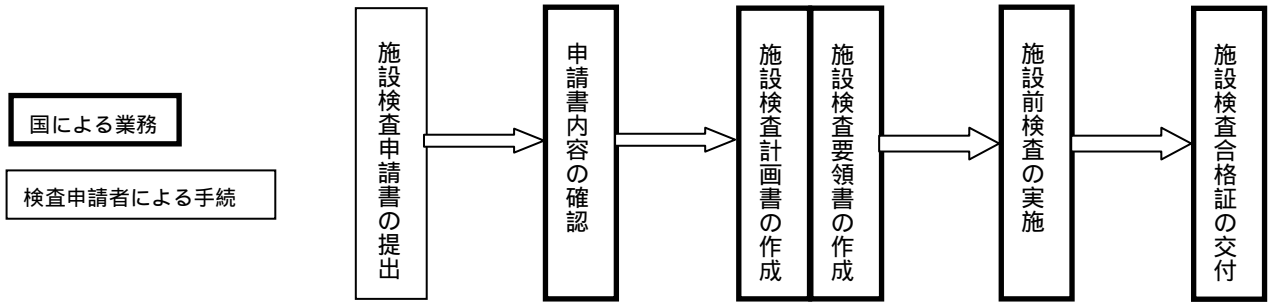
区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		150,000 円 (64 人時間) (内訳) 事前相談 16 人時間 書類審査 8 人時間 実地検査 40 人時間	
	旅 費		92,000 円 (2 人 × 1 回)	移動旅費（全国 1 か所の場合の旅費 4 万 6,000 円）を使用
機器運搬コスト		×	-	
機器維持管理コスト		×	-	
そ の 他		×	-	
合 計		-	242,000 円	

検査検定制度名等	文科 2 :核燃料物質の使用施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名	文科 2-1:核燃料物質の使用施設等に係る施設検査(溶接検査を除く。) 2-2:核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科 2-1、2
(2) 制度名	核燃料物質の使用施設等の検査 (核燃料物質の使用施設等に係る施設検査(溶接検査を除く。)、核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。))
(3) 根拠法令等名	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 55 条の 2
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第 55 条の 2 に基づき核燃料物質の使用施設等について、工事が技術上の基準を満たしているか否か検査を行い、原子力災害を防止して公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。)で定める核燃料物質を使用する者は使用施設等の工事を行った際には文部科学大臣又は指定検査機関の検査を受け、これに合格した後でなければ当該使用施設の使用を開始することができない。</p> <p>〔フロー図〕</p> 
(3) 施行年月日	昭和 36 年 9 月 30 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	検査検定対象の範囲の見直し 平成 12 年 6 月 16 日: 東海村臨界事故を受けて、検査対象を拡大

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	施行令で定める核燃料物質の使用施設等 (根拠法令等名: 施行令第 16 条の 2)
(2) 検査検定受検者	施行令で定める核燃料物質の使用者であって、使用を開始する前の者 施行令で定める核燃料物質の使用者であって、使用施設等を変更する者 (根拠法令等名: 法第 55 条の 2)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]文部科学省
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	核燃料物質の使用等に関する規則(昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「規則」という。)第 2 条の 5
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	核燃料物質の使用施設等の使用開始前 (根拠法令等名: 法第 55 条の 2 第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	345,800 円 (根拠法令等名: 施行令別表第 1)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	文部科学大臣 (根拠法令等名: 規則第 2 条の 4)
(6) 合格付与方法	検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	核燃料物質使用者12 (事業者数16) (平成14年11月現在)				
(2) 検査検定実施件数	24	42	62	60	41
(3) 手数料収入総額	6,937	14,175	21,715	15,215	9,682

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

調査対象とする制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

使用施設等設置者3事業者(研究・開発施設2、燃料事業者1)について、核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。)の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		345,800 円	平成13年度の手数料単価
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	150,000 円 (64.9人時間) (内訳) 事前相談16.9人時間 実地検査48.0人時間	
	旅 費	140,000 円 (内訳) 事前相談3人×3回 申請手続3人×1回	茨城・東京間1万1,520円を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書類作成コスト		710,000 円 (307.4人時間、130枚)	
部外委託経費		2,200,000 円	左記は、2事業者から回答あったものの平均 1事業者は、材料検査、寸法検査、耐圧検査等を実施(300万円) 1事業者は、耐震計算、臨界計算、遮蔽計算等を実施(132万円)
事前準備コスト		-	1事業者から、受検前の事前検査等のコストの回答あり(32万1,785円(139人時間))
法定自主点検コスト		(有)	保安規定に定める自主検査、巡視・点検等に要するコスト
任意自主点検コスト			事業者により数百万円ないし数千万円の幅で部外委託で実施 その他、事業者自らも実施
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	3,545,800 円 (、 、 及び の合計)	については、2事業者から回答があったが、事業者一般に実施されていることが想定されるので、1件当たりコストの算出に含めている。 については、事業者一般に実施されているか否かの判断ができないので、1件当たりコストの算出には含めていない。 及び については、1件当たりコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である文部科学省を調査対象として、核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。)の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	51,000 円 (22人時間) (内訳) 事前相談4人時間 書類審査2人時間 実地検査16人時間	
	旅 費	92,000 円 (2人×1回)	移動旅費(全国1か所の場合の旅費4万6,000円)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	143,000 円	

検査検定制度名等	文科2：核燃料物質の使用施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	文科2-3:使用施設等に係る溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科2-3
(2) 制度名	核燃料物質の使用施設等の検査（使用施設等に係る溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第55条の3第1項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第55条の3に基づき溶接が技術上の基準に適合していることについて検査することにより、原子力災害を防止して公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。）で定める核燃料物質を使用する者は使用施設等の溶接を行った際にはその溶接について文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の検査を受け、これに合格した後でなければ当該使用施設の使用を開始することができない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[独立行政法人原子力安全基盤機構による業務 溶接検査を受検する者による手続] --> B[溶接検査申請書の提出] B --> C[溶接検査予定表の作成 溶接検査申請書の審査] C --> D[溶接検査の実施 立会検査等] D --> E[溶接検査記録の提出] E --> F[溶接検査合格証の発行] F --> G[文部科学大臣への報告] </pre>
(3) 施行年月日	昭和61年11月26日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し 平成12年6月16日：東海村臨界事故を受けて、検査対象を拡大</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年10月1日：溶接検査については、従来、指定検査機関（（財）原子力安全技術センター）が実施していたが、機構の設置に伴い、同日から、機構が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	核燃料物質の貯蔵容器その他の文部科学省令で定める使用施設等であって、溶接をするもの。 （根拠法令等名：核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「規則」という。）第2条の6）
(2) 検査検定受検者	使用施設等の溶接を要する機器の溶接を行うもの。 （根拠法令等名：法第55条の3第1項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]文部科学省（なお、機構に行わせることとした場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令（平成15年文部科学省令第45号）第2条第3項に基づき、国は検査を行わない。） （根拠法令等名：法第55条の3第1項）</p> <p>[独立行政法人] 原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第61条の24）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省 独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	使用施設等の溶接の技術基準に関する規則（昭和61年総理府令第73号）
---------	------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	核燃料物質の使用施設等の使用開始前 （根拠法令等名：法第55条の3第1項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	施行令別表第2による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第2条の10）	
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	8 (平成14年11月現在)				
(2) 検査検定実施件数	0	2	13	18	6
(3) 手数料収入総額	0	542	3,634	9,129	5,835

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

調査対象とする制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

溶接を実施する3事業者を調査対象として、使用施設等に係る溶接検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		370,000円	平均
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	130,000円 (56.6人時間) (内訳) 事前相談 2.8人時間 実地検査 53.8人時間	事前相談については2事業者から回答があり、そのうち1事業者は電話等によるもの。 2事業者から、状況に応じて書類審査にコストを要している旨回答があった(4人時間)
	旅費	-	申請書類は郵送で提出される場合が多い。 状況に応じて、事前相談及び書類審査にコストを要している。
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		240,000円 (102.2人時間、41枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	740,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である(財)原子力安全技術センター()を調査対象として、使用施設等に係る溶接検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

調査対象時点におけるもので、平成15年10月からは、機構が実施している。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実 施コスト	人件費	69,000円 (29.9人時間) (内訳) 書類審査 2.6人時間 実地検査 27.3人時間	事前相談は適宜に実施している
	旅費	92,000円 (46,000円×2回)	事業者工場及び使用施設等で実地検査を実施 移動旅費(全国1か所の場合の旅費4万6,000円)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	161,000円	

検査検定制度名等	文科3:廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認
----------	---------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科3
(2) 制度名	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第58条の2第2項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第58条の2に基づき事業所外の廃棄に関する措置が省令の規定に適合することについて確認することにより、原子力災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用人は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を事業所の外において廃棄する場合は、文部科学省令で定める保安のために必要な措置を講じなければならない。またその廃棄に関する措置が省令の規定に適合することについて文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構の確認を受けなければならないものとされている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地確認] C --> D[確認証交付について稟議] D --> E[確認証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和54年1月4日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。）で定める場合において、試験研究の用に供する原子炉を設置するもの又は核燃料物質の使用人が講ずる、事業所外の廃棄に関する措置 <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄施設に廃棄する場合（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した原子炉設置者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。） 法第61条の2の2第1項第3号に該当して核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の海洋投棄をする場合以外の場合（根拠法令等名：施行令第17条の2）
(2) 検査検定制度受検者	試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用人で、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄するもの。 （根拠法令等名：法第58条の2）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]文部科学省 （根拠法令等名：法第58条の2第2項） [独立行政法人]原子力安全基盤機構（制度としては存在するが、行わせていない。） （根拠法令等名：法第61条の25第2項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号。以下「規則」という。）第2条
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用人が、事業所外で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄するとき （根拠法令等名：法第58条の2第2項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	容器1個につき140,700円 （根拠法令等名：施行令別表第1第38号）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第5条）	
(6) 合格付与方法	確認証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：事業者数、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	0	0	0	0	0
(2) 検査検定制度実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科4
(2) 制度名	核燃料物質等の運搬に関する確認
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第59条の2第2項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第59条の2に基づき運搬に関する措置が技術上の基準に適合することについて確認することにより、原子力災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬するときはその運搬に関する措置が省令で定める技術上の基準に適合することについて文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の確認を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和61年11月26日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（うち、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止及び核物質防護のため特に必要があるとして政令で定める場合が対象） （根拠法令等名：法第59条の2第2項。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「施行令」という。）第17条の4）
(2) 検査検定制度受検者	政令で定める場合において核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する試験研究炉設置者及び核燃料物質使用者 （根拠法令等名：法第59条の2第2項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]文部科学省（なお、機構に行わせることとした場合には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令（平成15年文部科学省令第45号）第2条第3項に基づき、国は確認を行わない。） （根拠法令等名：法第59条の2第2項） [独立行政法人]原子力安全基盤機構（承認容器による運搬に係るものに限る。） （根拠法令等名：法第61条の26第2項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省 独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「規則」という。）第2条～第14条
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	試験研究の用に供する原子炉の設置者又は核燃料物質の使用者が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場等の外で運搬するとき （根拠法令等名：法第59条の2第2項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	施行令別表第1による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
	製品等	運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	書面 検査場内 実地 現地	
(5) 合格付与権者	文部科学大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第17条）	
(6) 合格付与方法	運搬確認証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	合計 191 事業者 (平成14年11月現在)				
(2) 検査検定実施件数	22 183	14 195	30 160	62 9	8 25
(3) 手数料収入総額	6,604 12,136	4,777 12,351	12,047 10,692	18,894 2,984	4,065 8,288

(注) 1 「(1)対象事業者数」は、運搬物確認の対象となり得る事業者数である。
 2 「(2)検査検定実施件数」及び「(3)手数料収入総額」欄の上段の数字は国に係るもの、下段の数字は指定運搬物確認機関に係るものである。
 3 国に係る実績のうち、平成9年度から11年度については旧科学技術庁に係るもので、現在、原子力安全・保安院が所管している運搬物確認に係るものも含まれる。平成12、13年度については、文部科学省に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
研究開発施設の2事業者を対象として、核燃料物質等の運搬に関する確認のうち、承認容器による確認で国が確認を行うものについて、各事業者の代表的な受検事例について調査した結果をコスト分析した。コスト分析を行った各事業者の代表的な受検事例の内容は、次のとおりである。	
新燃料を海外から茨城県内の研究施設へ運搬する際に行われる確認	
新燃料を茨城県内の事業所間で運搬する際に行われる確認	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		上記の確認の場合	上記の確認の場合	
手数料		331,500円	331,500円	平成13年度の代表的な手数料額
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	28,000円 (12人時間) (内訳) 事前相談4人時間 実地検査8人時間	74,000円 (32人時間) (内訳) 事前相談2人時間 実地検査30人時間	の実地検査は、海外で作成された発送前実地検査書の書類審査
	旅費	46,000円 (内訳) 事前相談2人×1回 書類提出1人×1回 実地検査1人×1回	35,000円 (内訳) 事前相談2人×1回 書類提出1人×1回	旅費については、茨城・東京間1万1,520円を使用
機会費用	×	-	-	
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		370,000円 (160人時間、23枚)	37,000円 (16人時間、40枚)	
部外委託経費		2,900,000円	-	については、発送前の実地検査を国外の第三者機関に外部委託するもの。
事前準備コスト		81,000円 (35人時間)	-	については、検査検定実施主体に対する説明用資料の作成(20人時間)と、発送前の自主検査(15人時間)に要するもの。
法定自主点検コスト		(2,900,000円)	(2,200,000円)	承認容器の定期自主検査費用(年額)
任意自主点検コスト	×	-	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	3,756,500円 (、、、及びの合計)	477,500円	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]	
国(文部科学省本省)を対象として、核燃料物質等の運搬に関する確認のうち、承認容器による確認で国が確認を行うものについて、上記(2)の代表的な確認の実施事例について調査した結果をコスト分析した。	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		上記(2)の確認の場合	上記(2)の確認の場合	
検査検定実施コスト	人件費	28,000円 (12人時間) (内訳) 事前相談2人時間 実地検査10人時間	28,000円 (12人時間) (内訳) 事前相談2人時間 実地検査10人時間	
	旅費	-	23,000円 (2人×1回)	旅費については、茨城・東京間1万1,520円を使用
機器運搬コスト	×	-	-	
機器維持管理コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	28,000円	51,000円	

検査検定制度名等	文科5：放射性同位元素の使用施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名	文科5-1:放射性同位元素の使用施設等の設置又は変更の施設検査 5-3: 詰替施設等の設置又は変更の施設検査 5-5: 廃棄物詰替施設等の設置又は変更の施設検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科5-1、3、5
(2) 制度名	放射性同位元素の使用施設等の検査 (放射性同位元素の使用施設等の設置又は変更の施設検査、詰替施設等の設置又は変更の施設検査、廃棄物詰替施設等の設置又は変更の施設検査)
(3) 根拠法令等名	[使用施設等] 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第12条の8第1項 [詰替施設等] 法第12条の8第2項 [廃棄物詰替施設等] 法第12条の8第3項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	放射性同位元素等による放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること。 文部科学大臣が指定する者が、放射線取扱施設の使用前に行う施設検査を実施する。許可使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者であって、一定要件を満たす者について、使用施設等を設置した時、又は変更した時は、その許可又は変更の内容について、文部科学大臣(が指定する者)の検査を受け、これに合格した後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和55年11月18日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	放射性同位元素の使用施設等・詰替施設等・廃棄物詰替施設等。ただし、軽微な変更については検査の対象外となる。 [使用施設等] 密封された放射性同位元素の貯蔵能力が37テラベクレル以上の事業所 密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が740メガベクレル以上の事業所 放射線発生装置を使用する事業所 [詰替施設等] 密封された放射性同位元素の貯蔵能力が37テラベクレル以上の事業所 密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が740メガベクレル以上の事業所 [廃棄物詰替施設等] すべての事業所 (根拠法令等名:法第12条の8。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号。以下「施行令」という。)第13条。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第14条の13)
(2) 検査検定受検者	法に基づき該当する放射性同位元素使用施設等を設置又は変更しようとする者 許可使用者:放射性同位元素又は放射線発生装置の使用について、文部科学大臣から許可を受けた者 販売業者:放射性同位元素を業として販売することについて、文部科学大臣から許可を受けた者 賃貸業者:放射性同位元素を業として賃貸することについて、文部科学大臣から許可を受けた者 廃棄業者:放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄することについて、文部科学大臣から許可を受けた者 (根拠法令等名:法第3条、第4条、第4条の2及び第12条の8)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 文部科学省(ただし、検査実績なし。) [指定検査機関等] 財団法人原子力安全技術センター (根拠法令等名:法第41条の9)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	財団法人原子力安全技術センター:1(東京)

5 検査検定基準

名称・法令等名	施行規則第14条の6~12 (根拠法令等名:法第6条~第7条の2及び第12条の8第4項)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	放射性同位元素等使用施設等の使用前(検査に合格した後でなければ、その使用施設等を使用してはならない。) (根拠法令等名:法第12条の8)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否

(3) 検査検定の受検手数料	大規模：526,200円（平成12年度まで517,500円） 中規模：350,800円（平成12年度まで344,900円） 小規模：250,500円（平成12年度まで246,400円） 変更：250,500円（平成12年度まで246,400円） （根拠法令等名：施行令第19条） なお、財団法人原子力安全技術センターの業務規定に基づき、同時に受検する施設の数等により減額措置が講じられている。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	財団法人原子力安全技術センター （根拠法令等名：施行規則第14条の17）	
(6) 合格付与方法	施設検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	その後該当となる変更工事が実施されるまで（ただし、別途定期検査を受検する義務が課せられている。） （根拠法令等名：法第12条の8）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：社、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	965	998	1,019	1,043	1,078
(2) 検査検定実施件数	145	116	87	111	112
：使用施設等	142	111	84	106	109
：詰替施設等	1	3	3	4	3
：廃棄物詰替施設等	2	2	0	1	0
(3) 手数料収入総額	36,400	30,334	21,696	28,569	27,678

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
放射性同位元素使用施設等を有している事業者8社を対象にして調査を行った。
なお、施設の新設工事事例が少ないことにかんがみ、調査実施時には施設の変更工事実施後の施設検査を対象としている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		230,000円 【参考】変更工事後の変更許可申請時の手数料 平成11年度まで 246,400円 平成12年度以降 250,500円	同時に複数施設を受検する場合、手数料が半額になるなどの減免措置が講じられている。ここでは、回答の得られた受検者の平均値を採用した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	91,000円 (39人時間)	財団法人原子力安全技術センターによる実地検査への同席に投入されるのは約30人時間
	旅費		一部の受検者が、事前相談・申請書類提出時に原子力安全技術センターを訪問したケースがあるが、全体の傾向とは言えないので削除
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		40,000円 (210枚)	使用許可・変更許可申請時に提出した書類を用意する。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト			運用開始後、毎年実施される法定自主点検業務を回答する事業者が多かったが、当該検査に直接付随するものではないため削除（文科5-2、4、6の定期検査で参考提示）
任意自主点検コスト			運用開始後、日常的に実施される任意自主点検業務を回答する事業者が一部あったが、当該検査に直接付随するものではないため削除（文科5-2、4、6の定期検査で参考提示）
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		361,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査を実施している財団法人原子力安全技術センターを対象にして調査を実施した。

なお、文科5-1の施設検査と、文科5-2の定期検査のコスト発生状況について差異がなかったため、まとめて表記している。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト			説 明
			A大規模	B中規模	C小規模	
検査検定実 施コスト	人件費		74,000円 (32人時間)	49,000円 (21人時間)	35,000円 (15人時間)	検査実施前の検査機器の準備や書面確認に投入される時間 も含む。
	旅 費		160,000円	110,000円	68,000円	受検施設までの往復移動。規模による金額の差異は、実地検 査に従事する職員数の違いによるもの。
機 器 運 搬 コ ス ト			15,000円			中性子サーベイメーターを受検施設まで持参する。
機 器 維 持 管 理 コ ス ト			6,000円			各種サーベイメーターの維持管理に要する年間コストを、施 設検査・定期検査の合計件数で割り戻した値
そ の 他		×				その他発生しているコストとして、書類の保管、事務所借料 等の経費が存在する。
合 計			255,000円	180,000円	124,000円	
			(、 及び の合計)			

検査検定制度名等	文科5：放射性同位元素の使用施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	文科5-2:放射性同位元素の使用施設等の定期検査 5-4:詰替施設等の定期検査 5-6:廃棄物詰替施設等の定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科5-2、4、6
(2) 制度名	放射性同位元素の使用施設等の検査 (放射性同位元素の使用施設等の定期検査、詰替施設等の定期検査、廃棄物詰替施設等の定期検査)
(3) 根拠法令等名	[使用施設等] 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第12条の9第1項 [詰替施設等] 法第12条の9第2項 [廃棄物詰替施設等] 法第12条の9第3項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	放射性同位元素等による放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること。 文部科学大臣が指定する者が、放射線取扱施設の使用開始後定期的に行う定期検査を実施する。許使用者、販売業者、賃貸業者又は廃棄業者であって、一定要件を満たす者について、使用施設等について一定期間毎に、文部科学大臣(又は文部科学大臣が指定する者)の検査を受けなければならない。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和55年11月18日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	放射性同位元素の使用施設等・詰替施設等・廃棄物詰替施設等 [使用施設等] 密封された放射性同位元素の貯蔵能力が111テラベクレル以上の事業所 密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が740メガベクレル以上の事業所 放射線発生装置を使用する事業所 [詰替施設等] 密封された放射性同位元素の貯蔵能力が111テラベクレル以上の事業所 密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が740メガベクレル以上の事業所 [廃棄物詰替施設等] すべての事業所 (根拠法令等名:法第12条の9。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号。以下「施行令」という。)第14条)
(2) 検査検定受検者	法に基づき該当する放射性同位元素使用施設等を設置又は変更しようとする者 許使用者:放射性同位元素又は放射線発生装置の使用について、文部科学大臣から許可を受けた者 販売業者:放射性同位元素を業として販売することについて、文部科学大臣から許可を受けた者 賃貸業者:放射性同位元素を業として賃貸することについて、文部科学大臣から許可を受けた者 廃棄業者:放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄することについて、文部科学大臣から許可を受けた者 (根拠法令等名:法第3条、第4条、第4条の2及び第12条の9)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 文部科学省(ただし、検査実績なし。) [指定検査機関等] 財団法人原子力安全技術センター (根拠法令等名:法第41条の9)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	財団法人原子力安全技術センター:1(東京)

5 検査検定基準

名称・法令等名	放射線障害防止法施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第14条の6~12 (根拠法令等名:法第6条~第7条の2及び第12条の9第4項)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が740メガベクレル以上である貯蔵施設を有するもの :3年ごと(施設検査に合格した日又は定期検査を受けた日から2年を経過した日以後1年以内の間) その他の事業所 :5年ごと(施設検査に合格した日又は定期検査を受けた日から4年を経過した日以後1年以内の間) (根拠法令等名:施行令第16条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否

(3) 検査検定の受検手数料	大規模：526,200円（平成12年度まで517,500円） 中規模：350,800円（平成12年度まで344,900円） 小規模：250,500円（平成12年度まで246,400円） （根拠法令等名：施行令第19条） なお、財団法人原子力安全技術センターの業務規定に基づき、同時に受検する施設の数等により減額措置が講じられている。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
(5) 合格付与権者	財団法人原子力安全技術センター （根拠法令等名：施行規則第14条の21）	
(6) 合格付与方法	定期検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	密封されていない放射性同位元素の貯蔵能力が740メガベクレル以上である貯蔵施設を有するもの：3年 その他の事業所：5年 （根拠法令等名：法第12条の9。施行令第16条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：社、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	965	998	1,019	1,043	1,078
うち、検査周期3年の事業者	213	215	221	221	228
(2) 検査検定実施件数	307	206	154	203	281
使用施設等	300	198	149	198	269
詰替施設等	2	5	5	1	9
廃棄物詰替施設等	5	3	0	4	3
(3) 手数料収入総額	87,818	64,146	48,985	61,371	86,365

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
放射性同位元素使用施設等を有している事業者24社を対象にして調査を行った。
なお、施設の規模により、手数料や受検対応コストが大きく異なるため、手数料の料金区分に従って整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト			説明
		A 大規模	B 中規模	C 小規模	
手数料		平成11年度まで： 517,500円 平成12年度以降： 526,200円	平成11年度まで： 344,900円 平成12年度以降： 350,800円	平成11年度まで： 246,400円 平成12年度以降： 250,500円	同時に複数施設を受検する場合、手数料が半額になるなどの減免措置が講じられている。
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト	人件費	110,000円 （48人時間）	34,000円 （15人時間）	33,000円 （14人時間）	電話による事前相談で約1人時間を要し、残りは財団法人原子力安全技術センターによる実地検査への同席に投入される人時間
	旅費				一部の受検者が、事前相談・申請書類提出時に原子力安全技術センターを訪問したケースがあるが、全体の傾向とはいえないので削除
機会費用	×				
運搬コスト	×				
保管コスト	×				
書類作成コスト		41,000円 （63枚）	11,000円 （19枚）	7,000円 （22枚）	図面の作成などに当たって、部外委託を行っているケースもある（委託費を含む。）
部外委託経費	×				
事前準備コスト					一部の大規模事業者において、受検前に事業所内で事前テストを行うなどの回答があったが、全体の傾向とはいえないため削除
法定自主点検コスト		【参考】 （640,000円/年）	【参考】 （410,000円/年）	【参考】 （210,000円/年）	運用開始後、毎年実施される法定自主点検業務。放射線の量、汚染状況等の測定が行われているが、当該検査に直接付随するものではないため参考提示とした。
任意自主点検コスト		【参考】 （780,000円/年）	【参考】 （640,000円/年）	【参考】 （400,000円/年）	運用開始後、日常的に実施される任意自主点検業務。なお、大規模事業者に該当する1事業者の異常値を排除して算出。当該検査に直接付随するものではないため参考提示とした。
インセンティブ適用コスト	×				
その他	×				
合計		677,200円	395,800円	290,500円	定期検査は、施設の規模に応じて3年周期、若しくは5年周期で行われるため、当該値を3若しくは5で除した値が年度当たりの負担額となる。
		（ 、 及び の合計）			

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査を実施している財団法人原子力安全技術センターを対象にして調査を実施した。

なお、文科5-1の施設検査と、文科5-2の定期検査のコスト発生状況について差異がなかったため、まとめて表記している。

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト			説 明
			A大規模	B中規模	C小規模	
検査検定実施コスト	人件費		74,000円 (32人時間)	49,000円 (21人時間)	35,000円 (15人時間)	検査実施前の検査機器の準備や書面確認に投入される時間も含む。 受検施設までの往復移動。規模による金額の差異は、実地検査に従事する職員数の違いによるもの。 中性子サーベイメーターを受検施設まで持参する。
	旅費		160,000円	110,000円	68,000円	
機器運搬コスト			15,000円			各種サーベイメーターの維持管理に要する年間コストを、施設検査・定期検査の合計件数で割り戻した値
機器維持管理コスト			6,000円			
その他		×				その他発生しているコストとして、書類の保管、事務所借料等の経費が存在する。
合 計			255,000円	180,000円	124,000円	
			(、 及び の合計)			

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科6
(2) 制度名	放射性同位元素装備機器の機構確認
(3) 根拠法令等名	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第12条の4第1項
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	放射性同位元素等による放射線障害を防止し、公共安全を確保すること。 事業者の任意の申請に基づいて、文部科学大臣が指定する者が、文部科学大臣の承認を受けた設計による放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構について確認を行う制度。当該確認を受けた放射性同位元素装備機器は、『表示付放射性同位元素装備機器』として一般の機器とは異なり、その利用者は利用に際して文部科学大臣の許可を得る必要がなく(届出のみでよい。)かつ、放射線取扱主任者の選任・測定の義務から免除されるというメリットを持つ。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph TD AIST(財団法人原子力安全技術センター) MEXT(文部科学省) Vendor(放射性同位元素装備機器 ECD 販売業者・賃貸業者) Vendor -- "機構確認申請 (法第12条の4第1項、第12条の6)" --> AIST Vendor -- "設計承認申請 (法第12条の2)" --> MEXT AIST -- "確認実施 (法第12条の4) 確認表示の取り付け (法第39条)" --> Vendor MEXT -- "設計承認 (法第12条の3)" --> Vendor Vendor -- "確認結果の報告 (指定機関等に関する規則第11条第1項)" --> MEXT </pre>
(3) 施行年月日	昭和55年11月18日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	文部科学大臣から放射線障害防止機構に係る設計の承認を受けた放射性同位元素装備機器(ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ) (根拠法令等名:法第12条の4)
(2) 検査検定制度受検者	法により定められた許可を受けた放射性同位元素装備機器を販売又は賃貸しようとする者

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]文部科学省(ただし、検査実績なし。) [指定検査機関等]財団法人原子力安全技術センター (根拠法令等名:法第39条)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	財団法人原子力安全技術センター(東京)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	放射線障害防止機構について、構造・材料・性能などが、設計承認されたものと同一であること。 (根拠法令等名:法第12条の2~4。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和35年政令第259号。以下「施行令」という。)第12条)
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	放射性同位元素装備機器の使用前 (根拠法令等名:法第12条の4)
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定制度の受検手数料	41,000円/台(平成12年度まで40,300円/台) 5台以上で割引あり。 (根拠法令等名:施行令第19条) なお、財団法人原子力安全技術センターの業務規定に基づき、同時に受検する機構台数が5台以上の場合、台数により減額措置が講じられている。
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備
	製品等
(5) 合格付与権者	財団法人原子力安全技術センター (根拠法令等名:法第12条の4)
(6) 合格付与方法	機構確認証の交付。当該機器に機構確認の表示を付する。
(7) 検査検定制度の有効期間	機構確認を受けた日から5年 有効期間の更新を受けようとする者は、再度機構確認を受けることになる。 (根拠法令等名:法第12条の4)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：社、台数、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	5	5	5	5	5
(2) 検査検定実施件数 (回数)	70	77	72	66	77
(台数)	490	462	457	487	552
(3) 手数料収入総額	15,979	15,413	15,405	16,263	18,255

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
我が国において放射性同位元素装備機器（ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ）を製造しているすべての事業者（5事業者。うち、2事業者はグループ企業であり、1件としてまとめて回答を得ている。）を対象にして調査を行った。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		380,000円 【参考】検査1件当たり受検台数平均 11.1台/件 【参考】検査手数料 平成11年度まで 平成12年度以降 1~4台 40,300円/台 41,000円/台 5~9台 32,240円 32,800円 10~19台 30,225円 30,750円 20台~ 28,210円 28,700円	同時に複数台受検する場合、台数の多寡による手数料の減免措置が講じられている。ここでは、受検者の検査1件当たりの支払い手数料の平均値を採用した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	22,000円 (9人時間)	受検前の事前準備と、実際の受検に、同程度の時間・人員が投入されている。事前準備では、ガス漏れ検査、機器の軌道確認などを行っている。
	旅費	×	検査は受検者の事業所内で行われるため、旅費は発生せず。
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		9,000円 (8枚)	申請書類自体は型式ごとに1枚で、その他、添付資料として、検査成績書、線源仕様書のコピーなどが提出されている。
部外委託経費		27,000円	2事業者が、平成14年以降、表面汚染測定を外部委託にて実施しているとの回答あり。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		6,000円	施設点検及びサーベイメーターの較正料等
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		444,000円/件 (、、及びの合計) 40,000円/台 (検査1件当たり受検台数11.1台)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
検査を実施している財団法人原子力安全技術センターを対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	14,000円 (6人時間)	検査実施前の検査機器の準備等に投入される時間も含む。
	旅費	46,000円	受検施設までの往復移動
機器運搬コスト	×		GM式サーベイメーターを検査実施場所まで持参するため、運搬のための費用は発生しない。
機器維持管理コスト		1,000円	機構確認プレート刻印機、機構確認用管理パソコン保守費、治具（ノギス）に要する年間コストを検査実施総件数で割り戻した値
その他	×		その他発生しているコストとして、書類の保管、事務所借料等の経費が存在する。
合計		61,000円/件 (及びの合計) 8,971円/台 (検査1件当たり検査台数6.8台)	

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科7
(2) 制度名	放射性同位元素等に係る運搬物確認
(3) 根拠法令等名	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第18条の2
(4) 所管府省部局等名	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	放射性同位元素等による放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること。 文部科学大臣が指定する者が、承認容器による放射性同位元素等の運搬物の確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。）を行う制度。使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者、並びにこれらの者から運搬を委託された者が、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物のうち、放射能の量が一定基準以上のもの（BM型輸送物・BU型輸送物）を工場又は事業所の外において運搬する場合、文部科学大臣の確認を受けなければならない。あらかじめ文部科学大臣の確認を受けた容器（承認容器）による運搬物に係る確認については、指定運搬物確認機関（財団法人原子力安全技術センター）に行わせることができる。 [現地確認] 承認容器により陸上輸送されるBM型又はBU型輸送物について、放射能が777テラベクレルを超える輸送物、その他必要な輸送物につき、輸送物が技術上の基準及び承認の内容に適合していることを、申請書、点検記録等の書類及び現地における目視、実測等により確認する。 [書面確認] 上記以外の輸送物について、輸送物が技術上の基準及び承認の内容に適合していることを、申請書、点検記録等の書類により確認する。
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <pre> graph TD User((使用者 販売業者・賃貸業者 廃棄業者 運搬を委託された者(運搬業者))) MEXT((文部科学省)) Center((財団法人原子力安全技術センター)) User -- "運搬物確認申請 (施行規則第18条の15第3項)" --> Center Center -- "承認実施 (法第18条の2) 運搬確認証の交付 (施行規則第18条の16)" --> User User -- "容器の承認申請 (法第18条の2第3項、 施行規則第18条の17)" --> MEXT MEXT -- "容器の承認 (法第18条の2第3項)" --> User User -- "確認結果の報告 (指定機関等に関する規則第23条)" --> MEXT </pre>
(3) 施行年月日	昭和55年11月18日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物のうち、放射能の量が一定基準以上のもの（BM型輸送物・BU型輸送物） （根拠法令等名：法第18条の2第2項）
(2) 検査検定制度受検者	放射性同位元素等を工場又は事業所の外において運搬しようとする者 ……使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者、並びにこれらの者から運搬を委託された者 （根拠法令等名：法第18条の2第2項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 文部科学省（ただし、検査実績なし。） [指定検査機関等] 財団法人原子力安全技術センター （根拠法令等名：法第41条の10）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	財団法人原子力安全技術センター：7（東京）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第18条の2～11 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科技庁告示第7号） （根拠法令等名：法第18条の2第2項）
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	運搬する前 （根拠法令等名：法第18条の2）		
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否		
(3) 検査検定制度の受検手数料	承認容器以外の容器で運搬しようとする者 458,600円（平成12年度まで436,900円） 承認容器で777テラベクレルを超えるものを運搬しようとする者 136,400円（平成12年度まで135,400円） 承認容器で777テラベクレル以下のものを運搬しようとする者 34,500円（平成12年度まで34,100円） （根拠法令等名：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第19条） なお、財団法人原子力安全技術センターの業務規定に基づき、上記の場合において、休日・所定時間外の受検に関する増額措置、複数受験等の場合に関する減額措置が講じられている。		
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止	
	製品等	型式	個別（全個） 個別（抽出）
		書面	実地 放射エネルギーが一定規模以上の場合、実地検査を実施
		検査場内	現地

(5) 合格付与権者	財団法人原子力安全技術センター (根拠法令等名：施行規則第18条の16)
(6) 合格付与方法	運搬確認証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし(運搬の度毎に確認を実施) (根拠法令等名：法第18条の2第2項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	放射性同位元素使用事業所(発生装置のみを使用する事業所を除く。)のうちA1値、A2値以上の放射エネルギーを取扱える事業所が対象となり得るが、該当事業所の件数についてはデータなし				
(2) 検査検定実施件数	571	567	498	492	475
777テラベクレル超	42	65	43	49	35
777テラベクレル以下	529	502	455	443	440
(3) 手数料収入総額	22,290	24,070	19,949	20,273	18,855

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
放射性同位元素等の運搬を行ったことのある事業者全11事業者のうち、平成13年度における受検実績が10件以上である事業者5事業者を対象に調査を行った。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		46,000円 【参考】検査手数料 平成11年度まで 平成12年度以降 書面確認 34,100円 34,500円 現地確認 135,400円 136,400円	承認容器の使用有無、放射エネルギーの多寡により、A)書面確認のケースと、B)現地確認のケースがあり得るが、ここでは、受検者の支払い手数料総額を受検件数で割り戻した値を採用した。 なお、承認容器を用いないで運搬を行う場合には、国(文部科学省)による検査を受検することとなっているが、調査対象期間において、実績はなかった。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	25,000円 (11人時間)	受検(書面確認か現地確認)の他、原子力安全技術センターに対する事前相談、受検前の事前準備が行われている。 A)書面確認の場合は、原子力安全技術センターにおいて確認を受ける際に同席をしている。B)現地確認の場合は、輸送物の発送場所において確認を受ける。
	旅費	7,000円	事前相談及び書類確認の際に、原子力安全技術センター(東京都)に訪問する際のコストを計上
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		4,000円 (6枚)	
部外委託経費			実際には運搬作業を運送業者に委託しているケースが大半であるが、検査に直結する委託コストではないため削除
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト			輸送容器等の運搬前の点検に要するコスト。上記受検対応コスト(人件費)に併せて計上
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		82,000円 (、及び合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
検査を実施している財団法人原子力安全技術センターを対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		現地確認	書面確認	
検査検定実施コスト	人件費	22,000円 (10人時間)	6,000円 (3人時間)	検査実施前の書類確認、機器準備等に投入される時間も含む。
	旅費	46,000円		検査実施場所までの往復移動。書面確認の場合は原子力安全技術センター内で実施
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト		200円		測定器の維持管理に関する年間コストを実施件数で割り戻した値
その他	×			その他発生しているコストとして、書類の保管、事務所借料等の経費が存在する。
合計		68,200円	6,200円	(及びの合計)

検査検定制度名等	文科 8:教科書の検定
----------	-------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	文科 8
(2) 制度名	教科書の検定
(3) 根拠法令等名	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項、第 40 条、第 51 条、第 51 条の 9 及び第 76 条
(4) 所管府省部局等名	文部科学省初等中等教育局教科書課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されている。文部科学省においては、このような要請に応えるため、小・中・高等学校の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しているもの。
(2) 制度の概要	<p>民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が学識経験者等から成る教科用図書検定調査審議会の議を経て、合格したものを教科書として使用することを認める制度である。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 4 月 1 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定基準の内容の見直し 平成 10 年： 指導要領改訂を踏まえた基準の改正（平成 12 年度から施行）</p> <p>検査検定の方法の見直し 平成 10 年： 検定意見の文書化、誤記・誤植審査の廃止（平成 12 年度から施行）</p> <p>その他（検定結果公開の拡充） 平成 10 年： 公開会場の拡充（全国 6 か所 8 か所） 平成 13 年： 検定意見書、修正表についても公開（従前は申請図書、合格見本の公開及び検定意見の公表）</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	教科用図書（図書の著作者又は発行者が文部科学大臣に申請した図書） （根拠法令等名：教科用図書検定規則（平成元年文部省令第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条）
(2) 検査検定受検者	教科用図書を検定申請しようとする者（教科書発業者） （根拠法令等名：検定規則第 4 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]文部科学省 （根拠法令等名：法第 21 条 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	文部科学省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	義務教育諸学校教科用図書検定基準・高等学校教科用図書検定基準 （根拠法令等名：検定規則第 3 条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	文部科学大臣が官報で告示した期間 （根拠法令等名：検定規則第 4 条第 2 項）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	検定申請のオンライン・システムを導入。平成 16 年度から本格実施予定
(3) 検査検定の受検手数料	小学校用 280 円/ページ、中学校用 450 円/ページ、高校用 560 円/ページ。（下限 56,000 円） （根拠法令等名：検定規則第 12 条第 1 項）

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 運転中	実地 運転停止
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
	その他	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	申請図書及び添付書類について、文部科学省において審査 文部科学大臣 (根拠法令等名：検定規則第7条)		
(6) 合格付与方法	検定決定の通知		
(7) 検査検定の有効期間	基本的には学習指導要領の改訂まで (根拠法令等名：義務教育諸学校教科用図書検定基準・高等学校教科用図書検定基準)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	62	62	61	61	61
(2) 検査検定実施件数	高等学校用 313	小学校用 189 高等学校用 110	高等学校用(再申請) 1	小学校用 155 中学校用 105	高等学校用 393
(3) 手数料収入総額	38,446	25,346	13,395	62,954	37,092

(注)「対象事業者数」には、教科書発行業者数を記載した(平成15年4月現在では68者)。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 教科書検定への平均的な対応状況について、文部科学省及び社団法人教科書協会への調査結果を基に整理した。
--

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		96,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	42,000円 (18人時間)	申請、意見受領、修正表提出及び見本提出への対応
	旅費	28,000円	東京都内4往復×1人として計算(教科書発行業者68者のうち56者は東京に本社がある。)
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		37,000円 (40部、16人時間)	提出書類の校正、コピー作成等
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		203,000円 (、及びの合計)	

(注) 教科書の原稿作成(申請図書の作成、修正表の作成)に係るコストは計上していない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 文部科学省への調査結果を基に整理した。 教科書検定については、毎年度対象となる学校種や申請点数・申請内容等が異なっており、申請図書1点当たりのコストは、これらの事情や各教科、申請図書ごとに大きく異なるため、以下のコスト分析においては、平成14年度に検定を行ったもののうち、2教科(高校用理科、高校用社会科)における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		理科の場合	社会科の場合	
検査検定 実施コスト	人件費	1,200,000円 (520人時間)	1,400,000円 (624人時間)	教科書調査官の申請図書審査及び修正表審査への対応
	旅費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他		積算困難	積算困難	専門委員の調査、審議会の審議に係る経費があるが、按分は困難である。なお、予算上は、審議会経費3,180万5,000円、教科書検定事務処理経費4,748万円が計上されている(平成13年度)。
合計		1,200,000円	1,400,000円	

検査検定制度名等	厚労 1:病院等の構造設備の検査
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 1
(2) 制度名	病院等の構造設備の検査
(3) 根拠法令等名	医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 27 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省医政局総務課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	病院等の構造設備の是正を確保すること。 頻度：病院等が開設又は増改築等を行ったとき 検査内容：構造設備について検査
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和 23 年 10 月 27 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	検査検定対象範囲の見直し 平成 12 年 7 月 1 日： 軽微な変更等の場合に限り、実地検査対象から除外（軽微な変更等については、自主検査を実施し、その結果を届出）

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所の構造、設備 (根拠法令等名：法第 27 条)
(2) 検査検定受検者	病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所を開設しようとする者等 (根拠法令等名：法第 27 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県（診療所又は助産所については、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、当該保健所を設置する市又は特別区） (根拠法令等名：法第 27 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57 特別区：23

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 21 条第 1 項第 2 号から第 12 号まで及び第 2 項
---------	------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	新規開設又は構造設備の変更をしようとする医療機関から申請があつてから 10 日以内 (根拠法令等名：医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 23 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	条例で定める額 (根拠法令等名：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 228 条第 1 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事（診療所又は助産所については、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長） (根拠法令等名：法第 27 条)	
(6) 合格付与方法	許可証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：施設数、件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
(1) 対象事業者数	29,255	28,772	27,820	27,165		
(2) 検査検定実施件数	新規	136	162	197	170	129
	変更	172	210	322	204	249
(3) 手数料収入総額 (新規及び更新)	10,914	12,426	17,098	13,592	12,149	

(注) 1 「(1)対象事業者数」は、我が国の医療機関数を計上している。

2 「(2)検査検定実施件数」及び「(3)手数料収入総額」は、今回、調査対象とした 12 実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 12 年 7 月 1 日： 軽微な変更等の場合に限り、実地検査対象から除外（軽微な変更等については、自主検査を実施し、その結果を届出）

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした受検者延べ 38 受検者のうち、新規開設に係る検査を受けた 14 受検者、変更に係る検査を受けた 17 受検者及び自主検査を実施した 7 受検者について整理した。

区 分	1 件当たりコスト						説 明
	コスト発生有無	開設（新設）	コスト発生有無	変更（軽微な変更等を除く。）	コスト発生有無	軽微な変更等 < 自主検査 >	
手 数 料		33,000 円		40,000 円		22,000 円	手数料は、地自法第 228 条第 1 項の規定において、条例で定める額とされている。 左記については、今回、調査対象とした受検者の平均である。 なお、今回、調査対象とした実施主体の中には、自主検査の結果の届出に係る手数料を徴収していないものもみられた。
手数料以外の納付金	×		×		×		
受検対応コスト	人件費	22,000 円 (10 人時間)		11,000 円 (5 人時間)		< 自主検査 > 6,000 円 (3 人時間)	事前相談の実施、実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅 費	(7,000 円)		(7,000 円)		なし (今回の調査では計上したものはみられない。)	事前相談の実施のため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内 1 往復 (1 人) で計算
機 会 費 用	×		×		×		
運 搬 コ ス ト	×		×		×		
保 管 コ ス ト	×		×		×		
書 類 作 成 コ ス ト		21,000 円 (49 枚、9 人時間)		10,000 円 (15 枚、4 人時間)		8,000 円 (13 枚、3 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		×		×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		×		×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		×		×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		×		×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		×		×		
そ の 他	×		×		×		
合 計		76,000 円 (、(旅費を除く。)&及び の合計)		61,000 円 (、(旅費を除く。)&及び の合計)		36,000 円 (、(旅費を除く。)&及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査した 12 実施主体について整理した。

区 分	1 件当たりコスト						説 明
	コスト発生有無	開設（新設）	コスト発生有無	変更（軽微な変更等を除く。）	コスト発生有無	軽微な変更等 < 自主検査 >	
検査検定実施コスト	人件費	15,000 円 (6 人時間)		12,000 円 (5 人時間)		2,000 円 (1 人時間)	事前相談への対応、書面審査及び実地検査の実施（軽微な変更 < 自主検査 > を除く。）等に係るコスト
	旅 費	14,000 円		14,000 円	×	不要	実地検査の実施のため病院等の所在地まで出向くコストについて、県内 1 往復 (2 人) で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		×		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		×		×		
そ の 他	×		×		×		
合 計		29,000 円 (及び の合計)		26,000 円 (及び の合計)		2,000 円 (のみ計上)	

10 制度改変の影響

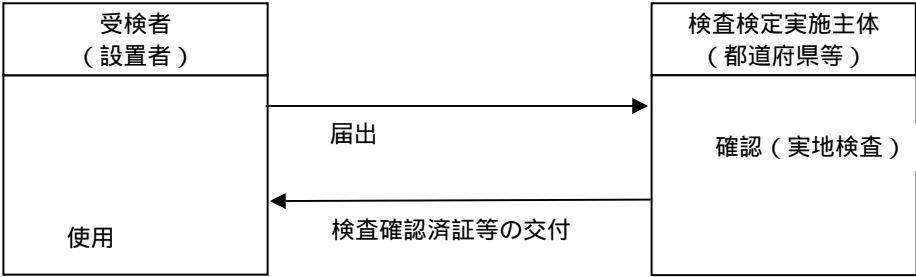
(1) コ ス ト	<p>手数料は、地自法第 228 条第 1 項の規定において、条例で定める額とされている。</p> <p>今回、調査対象とした実施主体は、いずれも軽微な変更等の場合における自主検査の結果の届出に係る手数料の額を変更（軽微な変更等を除く。）の場合の手数料よりも低く設定していることから、受検者は、これによって手数料が軽減された影響を受けている。</p> <p>なお、今回、調査対象とした実施主体の中には、当該手数料を徴収していないものもみられた。</p> <p>実施主体においては、実地検査が省略できることとなった。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>軽微な変更等の場合における自主検査は、受検者の都合のよい時間に実施できることから、今回、調査対象とした受検者の中には、検査機会の選択範囲が自由になったと説明しているものがみられる。</p>
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	厚労 2:理容所の使用前の確認
----------	-----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 2
(2) 制度名	理容所の使用前の確認
(3) 根拠法令等名	理容師法（昭和 22 年法律第 234 号。以下「法」という。）第 11 条の 2
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省健康局生活衛生課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>理容所を開業しようとする者に対し、その施設を使用するに際しては、その構造設備に関し都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては市長又は区長）の検査を受けさせ、その確認を得なくてはならないようにすることで、開設の当初から十分な衛生措置を確保するとともに、施設に対する衛生的管理に資するものである。</p> <p>使用前検査は、理容所を通じて利用者が感染症等に伝染しないよう、事前に構造設備を検査することで、適切な衛生措置を確保することが目的であり、この検査確認が終了しないと理容所の開設が行えない。</p>
(2) 制度の概要	<p>理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては市長又は区長）の検査を受け、その構造設備が法第 12 条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならないとするものである。</p> <p>理容所について講ずべき措置（法第 12 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 常に清潔に保つこと 消毒設備を設けること 採光、照明及び換気を十分にすること その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置 <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[受検者 (設置者)] -- 届出 --> B[検査検定実施主体 (都道府県等)] B -- 確認(実地検査) --> C[検査確認済証等の交付] C --> D[使用] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 30 年 8 月 5 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	使用前の理容所 (根拠法令等名：法第 11 条の 2)
(2) 検査検定受検者	理容所を開業しようとする者 (根拠法令等名：法第 11 条の 2)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市、特別区
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置：57 特別区：23

5 検査検定基準

名称・法令等名	理容所において講ずべき措置 (根拠法令等名：理容師法施行規則（平成 10 年厚生省令第 4 号）第 25 条及び第 26 条。各都道府県条例)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	随時（理容所開設者が開設に当たって必要事項を届け出た時） (根拠法令等名：法第 11 条の 2)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	自治事務のため手数料は設定していない。 (根拠法令等名：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	検査実施者 (根拠法令等名：法第 11 条の 2。「昭和 30 年 10 月 3 日衛第 324 号公衆衛生局長通知」)	
(6) 合格付与方法	検査確認済証等検査確認を証する書面の交付等	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：施設数、件、千円)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					140,911
(2) 検査検定 実施件数	新規	103	116	114	125
	変更	8	22	23	38
(3) 手数料収入総額 (新規のみ)	1,648	1,856	1,824	2,017	2,039

(注) 1 「(1)対象事業者数」は、平成 13 年 3 月現在の理容所の施設数である。

2 「(2)検査検定実施件数」及び「(3)手数料収入総額」は、今回調査対象とした 11 実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした理容所の新設に係る 20 受検者及び変更に係る 8 受検者について整理した。

区 分	1 件当たりコスト				説 明
	コスト発生の有無	新 設	コスト発生の有無	変 更	
手 数 料		16,000 円	×	不要	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		×		
受検対応コ スト	人件費	4,000 円 (2 人時間)		2,000 円 (1 人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅 費	(14,000 円)		(14,000 円)	事前相談などのため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内 2 往復(1 人)で計算
機 会 費 用	×		×		
運 搬 コ ス ト	×		×		
保 管 コ ス ト	×		×		
書 類 作 成 コ ス ト		6,000 円 (9 枚、3 人時間)		2,000 円 (2 枚、1 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		×		
そ の 他	×		×		
合 計		26,000 円 (、(旅費を除く。) 及びの合計)		4,000 円 ((旅費を除く。) 及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした 11 実施主体のうち、理容所の新設に係る検査検定を実施した延べ 11 主体及び変更に係る検査検定を実施した延べ 6 主体について整理した。

区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト		説 明
		新 設	変 更	
検査検定実 施コスト	人件費	5,000 円 (2 人時間)	5,000 円 (2 人時間)	事前相談への対応、実地検査の実施などに係るコスト
	旅 費	14,000 円	14,000 円	実地検査のため理容所の所在地まで出向くコストについて、県内 1 往復(2 人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		19,000 円	19,000 円	

検査検定制度名等	厚労3:美容所の使用前の確認
----------	----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労3
(2) 制度名	美容所の使用前の確認
(3) 根拠法令等名	美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第12条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省健康局生活衛生課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>美容所を開業しようとする者に対し、その施設を使用するに際しては、その構造設備に関し都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては市長又は区長）の検査を受けさせ、その確認を得なくてはならないようにすることで、開設の当初から十分な衛生措置を確保するとともに、施設に対する衛生的管理に資するものである。</p> <p>使用前検査は、美容所を通じて利用者が感染症等に感染しないよう、事前に構造設備を検査することで、適切な衛生措置を確保することが目的であり、この検査確認がなされないと美容所の開設が行えない。</p>
(2) 制度の概要	<p>美容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては市長又は区長）の検査を受け、その構造設備が法第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならないとするものである。</p> <p>美容所について講ずべき措置（法第13条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 常に清潔に保つこと 消毒設備を設けること 採光、照明及び換気を充分にすること その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置 <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (設置者)] -- 届出 --> B[検査検定実施主体 (都道府県等)] B -- 確認(実地検査) --> C[検査確認済証等の交付] C --> D[使用] </pre>
(3) 施行年月日	昭和32年9月2日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	使用前の美容所 (根拠法令等名：法第12条)
(2) 検査検定受検者	美容所を開業しようとする者 (根拠法令等名：法第12条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市、特別区
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57 特別区：23

5 検査検定基準

名称・法令等名	美容所において講ずべき措置 (根拠法令等名：美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）第25条及び第26条。各都道府県条例)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	随時（美容所開設者が開設に当たって必要事項を届け出た時） (根拠法令等名：法第12条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	自治事務のため手数料は設定していない。 (根拠法令等名：地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	検査実施者 (根拠法令等名：法第12条。「昭和30年10月3日衛第324号公衆衛生局長通知」)	
(6) 合格付与方法	検査確認済証等検査確認を証する書面の交付等	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：施設数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数					202,434	
(2) 検査検定実施件数	新規	188	235	264	277	260
	変更	14	18	35	37	13
(3) 手数料収入総額(新規のみ)	3,008	3,760	4,224	4,443	3,891	

(注) 1 「(1)対象事業者数」は、平成13年3月現在の美容所の施設数である。

2 「(2)検査検定実施件数」及び「(3)手数料収入総額」は、今回、調査対象とした12実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした美容所の新設に係る20受検者及び変更に係る9受検者について整理した。

区分	1件当たりコスト				説明
	コスト発生の有無	新設	コスト発生の有無	変更	
手数料		16,000円	×	不要	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		×		
受検対応コスト	人件費	4,000円 (2人時間)		2,000円 (1人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト 事前相談などのため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内2往復(1人)で計算
	旅費	(14,000円)		(14,000円)	
機会費用	×		×		
運搬コスト	×		×		
保管コスト	×		×		
書類作成コスト		13,000円 (14枚、6人時間)		1,000円 (2枚、0.4人時間)	
部外委託経費	×		×		
事前準備コスト	×		×		
法定自主点検コスト	×		×		
任意自主点検コスト	×		×		
インセンティブ適用コスト	×		×		
その他	×		×		
合計		33,000円 ((旅費を除く。)及び の合計)		3,000円 ((旅費を除く。)及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした12実施主体のうち、美容所の新設に係る検査検定を実施した延べ12主体及び変更に係る検査検定を実施した延べ7主体について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		新設	変更	
検査検定実施コスト	人件費	5,000円 (2.2人時間)	4,000円 (1.7人時間)	事前相談への対応、実地検査の実施などに係るコスト 実地検査のため美容所の所在地まで出向くコストについて、県内1往復(2人)で計算
	旅費	14,000円	14,000円	
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		19,000円	18,000円	

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 4
(2) 制度名	クリーニング所の使用前の確認
(3) 根拠法令等名	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 5 条の 2
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省健康局生活衛生課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>クリーニング所を開業しようとする者に対し、その施設を使用するに際しては、その構造設備に関し都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては市長又は区長）の検査を受けさせ、その確認を得なくてはならないようにすることで、開設の当初から衛生措置を確保し、もってクリーニングに関する衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>使用前検査は、クリーニング所を通じて利用者が感染症等に感染しないよう、事前に構造設備を検査することで、適切な衛生措置を確保することが目的であり、この検査確認が行われないとクリーニング所の開設が行えない。</p>
(2) 制度の概要	<p>クリーニング所を開業しようとする者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事（保健所設置市又は特別区においては市長又は区長）の検査を受け、法第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならないとするものである。</p> <p>クリーニング所について講ずべき措置（法第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも 1 台備えること（脱水の効用を有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくとも良い。） 2 クリーニング所並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと 3 洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと 4 洗たく物をその用途に応じて区分して処理すること 5 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適切なこう配と排水口が設けられていること 6 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。 7 その他都道府県知事が定める必要な措置 <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (営業者)] -- 届出 --> B[検査検定実施主体 (都道府県等)] B -- 確認 (実地検査) --> C[検査確認済証等の交付] C --> D[使用] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 6 月 30 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	使用前のクリーニング所 (根拠法令等名：法第 5 条の 2)
(2) 検査検定受検者	クリーニング所を開業しようとする者 (根拠法令等名：法第 5 条の 2)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市、特別区
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57 特別区：23

5 検査検定基準

名称・法令等名	クリーニング所の構造設備の規定 (根拠法令等名：法第 3 条第 2 項又は第 3 項)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	随時（クリーニング業者が開業に当たって必要事項を届け出た時） (根拠法令等名：法第 5 条の 2)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	自治事務のため手数料は設定していない。 (根拠法令等名：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	検査実施者 (根拠法令等名：法第5条の2)
(6) 合格付与方法	検査確認済証等検査確認を証する書面の交付等
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：施設数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					162,347
(2) 検査検定実施件数	新規	140	144	141	135
	変更	3	4	7	4
(3) 手数料収入総額 (新規のみ)	2,240	2,304	2,256	2,160	1,600

(注) 1 「(1)対象事業者数」は、平成13年3月現在のクリーニング所の施設数である。

2 「(2)検査検定実施件数」及び「(3)手数料収入総額」は、今回、調査対象とした10実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回、調査対象としたクリーニング所の新設に係る23受検者(うち、取次所9)及び変更に係る5受検者(うち、取次所1)について整理した。
--

区分	1件当たりコスト				説明
	コスト発生の有無	新設	コスト発生の有無	変更	
手数料		16,000円	×	不要	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		×		
受検対応コスト	人件費	6,000円 (3人時間)		2,000円 (1人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト 事前相談などのため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内2往復(1人)で計算
	旅費	(14,000円)		(14,000円)	
機会費用	×		×		
運搬コスト	×		×		
保管コスト	×		×		
書類作成コスト		7,000円 (6枚、3人時間)		2,000円 (3枚、1人時間)	
部外委託経費	×		×		
事前準備コスト	×		×		
法定自主点検コスト	×		×		
任意自主点検コスト	×		×		
インセンティブ適用コスト	×		×		
その他	×		×		
合計		29,000円 (、(旅費を除く。)及びの合計)		4,000円 ((旅費を除く。)及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 今回、調査対象とした10実施主体のうち、クリーニング所の新設に係る検査検定を実施した延べ10主体及び変更に係る検査検定を実施した延べ5主体について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		新設	変更	
検査検定実施コスト	人件費	5,000円 (2人時間)	5,000円 (2人時間)	事前相談への対応、実地検査の実施などに係るコスト 実地検査のためクリーニング所の所在地まで出向くコストについて、県内1往復(1人)で計算
	旅費	14,000円	14,000円	
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		19,000円	19,000円	

検査検定制度名等	厚労 5:製品検査
----------	-----------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 5
(2) 制度名	製品検査
(3) 根拠法令等名	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省食品安全部企画情報課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>法第 11 条第 1 項の規定により規格が定められた食品、添加物、器具及び容器包装のうち、法第 25 条第 1 項の規定に基づき政令で定めるものの検査を行うもので、現在、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「施行令」という。）第 4 条第 1 項の規定において「タール色素」が対象となっている。</p> <p>タール色素とは、コールタールを原料として作られる着色料で、同一の化学物質が、食品用以外にも工業用その他の用途があって、そのために、他の工業用に使用される品質の悪いものが食品用に使用されるおそれもあるため、本検査の対象とすることにより、食品用に販売されるのを防ぐこと。</p>
(2) 制度の概要	<p>規格が定められた食品、添加物、器具及び容器包装のうち政令で定めるものは、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けなければならない。</p> <p>なお、現在、検査対象はタール色素であり、その実施主体は、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 24 条の規定により、登録機関のみとなっている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (タール色素の検査を受けようとする業者)] -- 申請 --> B[検査検定実施主体 (登録検査機関)] B -- 製品検査合格証の交付 --> A B -- 検査 --> C[] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 23 年 1 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定の方法の見直し 平成 10 年 3 月： 検査検定の対象品目（タール色素）におけるロットを形成する最大量について、これまで 300 キログラムとされていたものを撤廃（検査抽出率の緩和）</p> <p>〔参考〕 検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 2 月 27 日： 指定検査機関制度から登録検査機関制度に移行するとともに、従前この検査を実施していた国立医薬品食品衛生研究所は実施しないこととなった。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	タール色素 (根拠法令等名：施行令第 4 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	タール色素を使用して食品、添加物、器具又は容器包装を製造又は加工する者 (根拠法令等名：法第 25 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[登録検査機関]63 法人
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	登録検査機関：83

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 25 条第 1 項の検査 (根拠法令等：施行令第 4 条第 4 項。施行規則第 24 条)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	不定期 (根拠法令等名：法第 25 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	1 件につき登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額 (根拠法令等名：法第 25 条第 2 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	厚生労働大臣 (根拠法令等名：施行令第 4 条第 4 項)
(6) 合格付与方法	製品検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	法令等による規定はないが、各製造事業者等が独自にタール色素の品質に問題が生じない程度の期間を設定して管理している（通常、1 年程度であれば問題ないとされている。）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	9	10	10	10	9
(2) 検査検定実施件数	571	284	260	176	162
(3) 手数料収入総額	39,970	19,880	18,200	21,208	20,396

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

検査検定の方法の見直し（検査抽出率の緩和）
平成10年3月： 検査検定の対象品目（タール色素）におけるロットを形成する最大量について、これまで300キログラムとされていたものの撤廃

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした4受検者のうち、制度変更の前後のいずれにおいても検査検定対象品目を製造していた3受検者について整理した。
なお、平成9年度から13年度までの受検者総数は、10前後と少数である。
(注) 整理の対象とした平成9年度及び10年度は、国立医薬品食品衛生研究所大阪支所から受検していたものであるが、法改正により16年2月27日からは登録検査機関から受検することとなった(2-(4)参照)。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度変更前 (平成9年度)	制度変更後 (平成10年度)	
手数料		70,000円	70,000円	手数料は、定額である。 なお、制度変更後の平成12年度に、検査項目の増加などに伴い12万5,900円に改定されている。
	総受検 件数	288件	146件	
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	15,000円 (6人時間)	15,000円 (6人時間)	当該検査検定事務の経由機関である都道府県による検査検定対象品目の数量確認、採取及び保管品（抽出されたロット）の封印等への対応に係るコスト
	旅費	×		
機会費用	×			
運搬コスト		不明	不明	検査検定対象品目を実施主体まで送付するコスト（送料）について、厚生労働省から当該検査検定事務の経由機関である都道府県に対し、委託費が交付されているものについては、都道府県が負担するものもあり、他方、委託費が交付されていないものについては受検者が負担するものもある。 なお、今回の調査では、1受検者において当該コスト（実施主体までの交通費）は400円としているものがみられた。
保管コスト	×			
書類作成コスト		3,000円 (4枚、1人時間)	3,000円 (4枚、1人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		88,000円 (、及びの合計)	88,000円 (、及びの合計)	制度変更が検査内容に関わるものではないことなどから、1件当たりのコストには変化はないが、検査抽出率の緩和によって、受検件数が288件から146件に半減しているとみなせば、全体としては約1,200万円の減と推計できる。 $88,000円 \times (288 - 146) 件 = 12,496,000円$

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした1実施主体及び上記(2)で整理の対象とした3受検者に係る検査検定事務の経由機関である2都道府県について整理した。
(注) 整理の対象とした平成9年度及び10年度は、国立医薬品食品衛生研究所大阪支所が検査を実施していたものであるが、法改正により16年2月27日からは登録検査機関が実施することとなった(2-(4)参照)。また、都道府県についても経由事務は行わないこととなった。

<実施主体：国立医薬品食品衛生研究所大阪支所>

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度変更前 (平成9年度)	制度変更後 (平成10年度)	
検査検定 実施コスト	人件費	110,000円 (48人時間)	110,000円 (48人時間)	実地検査に係るコスト
	(検査検定 総実施件数)	571件	284件	
	旅費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト		不明	不明	検査機器の修理費として平成9年度から13年度までの間で年額（平均）約45万円が計上されているが、全体の機器維持管理コストは不明である。
その他	×			
合計		110,000円	110,000円	制度変更が検査内容に関わるものではないことなどから、1件当たりのコストには変化はない。 しかし、検査抽出率の緩和によって、検査検定実施件数が減少しており、これを単純に平成9年度の571件から10年度には284件に半減しているとみなせば、全体としては約3,200万円の減と推計できる。 $110,000円 \times (571 - 284) 件 = 31,570,000円$

< 経路機関：都道府県 >

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前 (平成 9 年度)	制度改変後 (平成 10 年度)	
検査検定 実施コスト	人件費	6,000 円 (3 人時間)	6,000 円 (3 人時間)	検査検定対象品目の数量確認、採取、保管品の封印等の実施に係るコスト
	(取扱件数)	236 件	109 件	
	旅 費	10,500 円	10,500 円	受検者の所在地まで検査検定対象品目の採取等に出向くコストについて、県内 1 往復 (1.5 人) で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他		不明	不明	検査検定対象品目を実施主体まで送付するコスト (送料) について、厚生労働省から当該検査検定事務の経路機関である都道府県に対し、委託費が交付されているものについては、都道府県が負担するものもあるとのことであるが、今回の調査ではコストは不明であった。
合 計		16,500 円	16,500 円	制度改変が検査内容に関わるものではないことなどから、1 件当たりのコストには変化はない。 しかし、検査抽出率の緩和によって、取扱件数が平成 9 年度の 236 件から 10 年度には 109 件に半減しているとみなせば、全体としては約 210 万円の減と推計できる。 $16,500 \text{ 円} \times (236 - 109) \text{ 件} = 2,095,500 \text{ 円}$

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	受検者については、受検件数の減少に伴い、上記 9 の「合計の説明」欄のとおり、手数料及び人件費 (都道府県が行う検査検定対象品目の採取等への立会いなど) が減少している。 実施主体及び経路機関である都道府県についても、同様に、上記 9 の「合計の説明」欄のとおり、検査検定の実施件数の減少に伴い人件費等のコストが減少している。
(2) 選 択 範 囲	特に、認められない。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	厚労6: 獣畜のとさつ又は解体検査
----------	-------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労6
(2) 制度名	獣畜のとさつ又は解体検査（獣畜の生体検査、獣畜のとさつ後検査、獣畜の解体検査、と畜場場外でとさつ、解体する獣畜の検査）
(3) 根拠法令等名	と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）第14条第1項、第2項、第3項及び第4項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。 獣畜の生産者（出荷者）は、とさつ又は解体しようとする獣畜をと畜場に搬入し、とさつ又は解体検査を受ける。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (獣畜の生産者 (出荷者))] -- "検査申請 獣畜の搬入" --> B[検査検定制度実施主体 (都道府県、保健所設置市)] B -- "検査)とさつ検査)解体検査)解体後のと畜場外に持ち出す ときの検査)と畜場外の場所での検査" --> C[検印] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和28年8月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊） （根拠法令等名：法第3条及び第14条第1項から第4項まで）
(2) 検査検定制度受検者	獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつ又は解体しようとする者 （根拠法令等名：法第14条第1項から第4項まで）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第14条第3項第2号 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「施行令」という。）第5条第1項から第2項まで と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第11条、第12条 昭和47年5月27日環乳第48号通知
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	獣畜のと殺又は解体の都度 （根拠法令等名：法第13条第1項から第3項まで）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定制度の受検手数料	都道府県ごとに異なる。 （根拠法令等名：地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、保健所設置市長 （根拠法令等名：施行令（昭和28年政令第216号）第9条）	
(6) 合格付与方法	検印	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	18,484,128	18,607,154	18,276,351	17,871,231	17,374,948
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした25受検者について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		500 円	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	(1,000 円(0.4 人時間) ~200 円(0.1 人時間))	受検者は、実地検査には必ずしも立ち会っておらず、また、病畜ではない正常なと畜(疾病等により患していないと畜)であっても、実地検査時には差異がみられる。 なお、平成13年度以降、牛海綿脳症(BSE)のスクリーニング検査の実施によって実地検査時間等が長時間化しているが、と畜の健康状態で検査内容が大きく異なることなどから、左記にはこれを含めていない。
	旅 費	(7,000 円)	実地検査に立ち会う場合、検査場まで出向くコストについて、県内1往復(1人)で計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		(2,000 円)	受検者が検査場まで検査対象品目(と畜)を運搬する場合のコスト
保 管 コ ス ト	×		
書類作成コスト			受検申請書類は、1申請書(2枚ないし4枚)当たり概ね0.5人時間ないし2人時間程度で作成しているが、1申請書に当該受検日にと殺しようとする頭数のすべてを記載していることから、1件(1頭)当たりのコストを算出することは、今回の調査結果からは困難である。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		500 円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

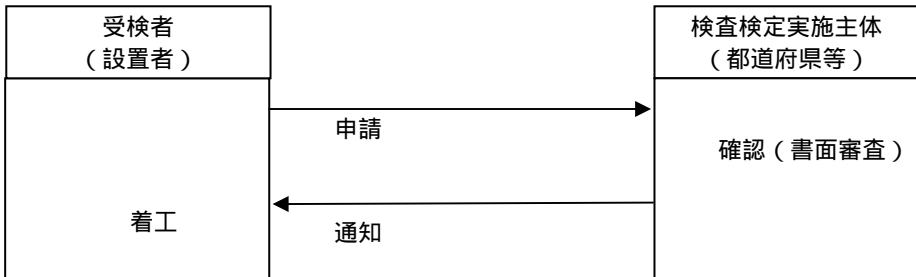
今回、調査対象とした14実施主体について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	1,000 円(0.4 人時間) ~200 円(0.1 人時間)	実地検査には差異がみられることから、その範囲を示した。 なお、平成13年度以降、牛海綿脳症(BSE)のスクリーニング検査の実施によって実地検査時間等が長時間化しているが、と畜の健康状態で検査内容が大きく異なることなどから、左記にはこれを含めていない。
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		不明	細菌検査、病理検査等のための検査機器の維持管理費のコストが生ずると認められるが、今回の調査結果からはコストを算出するまでにはいかなかった。
そ の 他	×		
合 計		1,000 円 ~ 200 円	

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労7
(2) 制度名	専用水道布設工事の設計の確認
(3) 根拠法令等名	水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第32条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省健康局水道課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	専用水道の布設工事をしようとする者に、着工前にその設計について都道府県知事等による法第5条の施設基準に適合するものであることの確認を受けることを義務付けることにより、安全な水を安定して給水することを確保すること。
(2) 制度の概要	<p>専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着工する前に、当該工事の設計が法第5条の規制による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事(保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長)の確認を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[受検者 (設置者)] -- 申請 --> B[検査検定実施主体 (都道府県等)] B -- 確認(書面審査) --> C[通知] C --> D[着工] </pre>
(3) 施行年月日	昭和32年6月15日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	<p>検査検定基準の改変 平成12年4月1日: 水道施設の技術基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号。以下「省令」という。)が施行された。</p> <p>(参考) 検査検定対象範囲の見直し 平成14年4月1日: 従来から100人を超える居住者に給水する施設として定義されていたが、新たに学校、レジャー施設等居住者は少ないが、給水能力が大きい施設(一日最大給水量が20立方メートルを超える施設)が追加された。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	専用水道 (根拠法令等名:法第3条第6項。水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。)第1条)
(2) 検査検定受検者	専用水道を設置しようとする者 (根拠法令等名:法第32条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]厚生労働大臣 (根拠法令等名:法第50条第2項) [地方公共団体]都道府県、保健所設置市、特別区 (根拠法令等名:法第32条及び第48条の2)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	厚生労働省:1 都道府県:47 保健所設置市:57 特別区:23

5 検査検定基準

名称・法令等名	水道法第5条の規定による施設基準 (根拠法令等名:法第5条。省令)
---------	--------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	専用水道を設置しようとするとき (根拠法令等名:法第32条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を徴収していない理由:都道府県等の自治事務となっており、法においては特段の定めがないため)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	厚生大臣、都道府県知事、保健所設置市及び特別区の長 (根拠法令等名:法第50条第2項、第32条及び第48条の2)	
(6) 合格付与方法	通知	
(7) 検査検定の有効期間	なし(確認を受けた構造設備に変更がない限り有効)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	14	17	9	13	4
(3) 手数料収入総額					

(注) 「(2)検査検定実施件数」は、今回、調査対象とした10実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成12年4月1日： 省令を定め、検査検定基準を明確化

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした27受検者について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		手数料は、徴収されていない。
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	51,000円 (22人時間)	事前相談の実施、書面審査への対応などに係るコスト
	旅費	(7,000円)	事前相談の実施、書面審査への対応などのため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内1往復(1人)で計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		860,000円 (322枚、371人時間)	専用水道の設計、確認申請書類作成等に係るコスト なお、受検者によっては設計等を委託しているものがある。
部外委託経費		(1,100,000円)	
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		911,000円 ((旅費を除く。)及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした10実施主体について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費	92,000円 (40人時間)	事前相談への対応及び書面審査、現地確認の実施に係るコスト
	旅費	(7,000円)	確認を行うため現地に出向くことがある場合のコストについて、県内1往復(1人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		92,000円 ((旅費を除く。)のみ計上)	

10 制度改変の影響

(1) コスト	今回、調査対象とした受検者及び実施主体は、従来、「水道施設指針・解説」(社団法人日本水道協会発行、厚生省監修)を審査基準として活用していたものがほぼ同様の内容で省令化されたことから、審査内容に大きな変化はなく、コストへの影響は発現していないと説明している。
(2) 選択範囲	特に、認められない。
(3) その他	なし

検査検定制度名等	厚労 8:簡易専用水道の管理についての検査
----------	-----------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 8
(2) 制度名	簡易専用水道の管理についての検査
(3) 根拠法令等名	水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 34 条の 2 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省健康局水道課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 第 1 項の規定によりその管理を義務付けられており、その管理の適否について専門的な知識を有するものにより定期的に検査を行うことで、簡易専用水道により供給される水質を適切に維持管理できるようにすること。
(2) 制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 検査内容：簡易専用水道の管理についての検査 検査項目：施設の外觀検査、給水栓における水質の検査及び書類検査を原則 <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (簡易専用水道設置者)] -- 検査申請 --> B[検査検定実施主体 (地方公共団体の機関等)] B -- 検査済み証する書類の交付 --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 53 年 6 月 23 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし [参考] 検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 31 日： 検査機関の指定制度が登録制度に改正、施行される。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	簡易専用水道 (根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 2 項及び第 3 条第 7 項)
(2) 検査検定受検者	簡易専用水道の設置者 (根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 2 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関等]地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者 (根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 2 項) [参考] 「厚生労働大臣の指定する者」は、平成 16 年 3 月 31 日から「厚生大臣の登録を受けた者」に改正 (根拠法令等名：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	指定検査機関等：地方公共団体の機関が指定したもの：不明 労働大臣が指定したもの 83

5 検査検定基準

名称・法令等名	検査の方法 (根拠法令等名：水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「施行規則」という。）第 56 条第 2 項、「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項」(平成 15 年厚生労働省告示第 262 号。以下「告示」という。))
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	定期（1 年以内ごとに 1 回） (根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 2 項。施行規則第 56 条第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	検査検定実施主体が定める。
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地
	運転中 運転停止
	型式 個別（全個） 個別（抽出）
	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	検査実施者 (根拠法令等名：告示)
(6) 合格付与方法	検査済み証する書類の交付
(7) 検査検定の有効期間	1 年 (根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 2 項。施行規則第 56 条第 1 項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：設置数、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	175,220	175,298	184,401	190,150	194,278
(2) 検査検定実施件数	148,851	148,849	157,781	162,186	165,034
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

(注)「(1)対象事業者数」は、簡易専用水道の設置数を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした30受検者について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		16,000円	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	5,000円 (2人時間)	事前相談の実施、実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		1,000円 (1枚、0.4人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト		170,000円	法34条の2第1項の規定に基づく簡易専用水道の清掃等に係るコストに加え、任意の残留塩素濃度の水質検査等を含めた施設の維持管理を委託している場合が多く、法定自主点検コストと任意自主点検コストとを区分して計上することが困難であることから一括している。
任意自主点検コスト			
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		192,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした10実施主体について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	6,000円 (3人時間)	実地検査の実施のため簡易専用水道の所在地まで出向くコストについて、実勢値で計算
	旅費	7,000円	
機器運搬コスト		(1,000円)	検査のために使用する車両の維持管理費、燃料費などに係るコスト
機器維持管理コスト		100円	残留塩素の測定用DPD試薬費用、消耗品費用等に係るコスト
その他	×		
合計		13,100円 (及びの合計)	

検査検定制度名等	厚労9:医薬品、医療用具の検定
----------	-----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労9
(2) 制度名	医薬品、医療用具の検定
(3) 根拠法令等名	薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項及び第2項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	医薬品において定められた規格や基準のうち、高度な技術を要する試験項目等について公的機関が再度チェックすることにより、医薬品の品質等の確保を図ること。
(2) 制度の概要	<p>厚生労働大臣の指定する医薬品は、厚生労働大臣の指定する者の検定を受け、かつ、これに合格したものでなければ、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A["受検者 (生物学的製剤製造(輸入)業者)"] -- "検定申請" --> B["都道府県 (経由機関)"] B -- "試験品抜取り" --> A B -- "申請書、試験品の送付" --> C["検査検定実施主体 (国立感染症研究所・国立医薬品食品衛生研究所)"] C -- "検定結果通知 合格証紙送付" --> B B -- "検定結果通知 合格証紙貼付" --> D["販売"] </pre>
(3) 施行年月日	昭和36年2月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	検査検定対象範囲の見直し 平成9年3月31日： インターフェロン（9品目）及びインスリン（9品目）を対象品目から削除

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	厚生労働大臣の指定する医薬品として生物学的製剤77種（血液製剤類とワクチン類）を指定 （根拠法令等名：薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号。以下「告示」という。））
(2) 検査検定受検者	厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列しようとする者 （根拠法令等名：法第43条第1項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国立感染症研究所
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国立感染症研究所

5 検査検定基準

名称・法令等名	薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等 （根拠法令等名：告示）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	販売、授与等の前 （根拠法令等名：法第43条第1項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	検定を受けるべき医薬品ごとに定められている。 （根拠法令等名：告示）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国立感染症研究所長 （根拠法令等名：法第43条第1項。薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第8条。薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第46条第3項）	
(6) 合格付与方法	合格証紙の貼付	
(7) 検査検定の有効期間	特になし（検査検定自体の有効期間は規定されていないが、実質的には当該医薬品の有効期限と同じ）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：者、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	18	18	18	18	17
(2) 検査検定実施件数	1,227	1,208	1,171	1,155	1,193
(3) 手数料収入総額	826,860	814,792	783,339	715,978	650,106

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変

平成9年3月31日： 検査検定対象品目のうち、インターフェロン（9品目）及びインスリン（9品目）が削除
 なお、平成9年3月31日に法第43条第1項の規定に基づく当該検査検定が廃止された後、11年3月30日まで法第71条の規定に基づく検査命令が行われていたことから、1件当たりのコストの比較は、8年度と11年度とを対象とした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回、調査対象とした16受検者のうち、制度改変前後において、削除（廃止）された品目を製造していた2受検者について個別に整理した。

<事例1 A受検者>

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		制度改変前 (平成8年度)	制度改変後 (平成11年度)	
手 数 料	×	1,300,000円 (受検件数) 19件	不要	手数料は、医薬品の種類によって区分されている。
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	×	5,000円 (2人時間)	当該検査検定事務の経由機関である都道府県による検査検定対象品目の採取、在庫品の封印等への対応（判定の通知、合格証書の貼付などへの対応コストについては不明であるため、これを除く。）に係るコスト
	旅 費	×		
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×	不明	不要	検査検定実施主体の所在地（東京都）までの検査検定対象品目の送料に係るコストが生ずることが認められるが、その額は不明である。
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト	×	9,000円 (20枚、4人時間)	不要	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×			
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		1,314,000円 (、及び の合計)	不要	平成11年度においても、8年度と同様のものを受検したと仮定すると、検査検定対象品目が削減（廃止）されたことによって、約2,500万円の削減が推計できる。 ・1,314,000円×19件=24,966,000円

<事例2 B受検者>

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		制度改変前 (平成8年度)	制度改変後 (平成11年度)	
手 数 料	×	1,400,000円 (受検件数) 不明	不要	手数料は、医薬品の種類によって区分されている。
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	×	9,000円 (4人時間)	当該検査検定事務の経由機関である都道府県による検査検定対象品目の採取、在庫品の封印、判定の通知等への対応（合格証紙の貼付への対応コストについては不明であるため、これを除く。）に係るコスト
	旅 費	×		
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×	3,000円	不要	検査検定実施主体の所在地（東京都）までの検査検定品目の送料に係るコスト
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト	×	不明	不要	申請書作成に係るコストが生ずることが認められるが、不明である。
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×			
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		1,412,000円 (、及び の合計)	不要	平成11年度においても、9年度及び10年度の実績の年度平均(注)と同様のものを受検したと仮定すると、検査検定対象品目が削減（廃止）されたことによって、約3,200万円の削減が推計できる。 (注)平成8年度の実績が不明のため、9年度及び10年度の実績の年度平均値を参考とした。 ・1,412,000円×23件(平成9年度18件、10年度28件)=32,476,000円

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体]

今回、調査対象とした国立感染症研究所（インターフェロンのみの検定を実施）及び上記（2）で整理の対象とした2受検者に係る検査検定事務の経路機関である2都道府県について整理した。

<実施主体：国立感染症研究所>

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明	
		制度改変前 (平成8年度)	制度改変後 (平成11年度)		
検査検定 実施コスト	人件費	×	400,000円 (173人時間) (受検件数) 151件	不要	実地検査の実施に係るコスト
	旅費	×			
機器運搬コスト	×				
機器維持管理コスト	×	100,000円		不要	光熱水料に係るコスト
その他	×	860,000円		不要	物件費に係るコスト
合計	×	1,360,000円 (、及び の合計)		不要	

<経路機関：都道府県>

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明	
		制度改変前 (平成8年度)	制度改変後 (平成11年度)		
検査検定 実施コスト	人件費	×	9,000円 (4人時間) (取扱件数) 不明	不要	検査検定対象品目の採取、在庫品の封印、判定の通知、合格証紙の貼付等の実施に係るコスト
	旅費	×	7,000円	不要	受検者の所在地まで検査検定対象品目の採取等に向かうコストについて、県内1往復(1人)で計算
機器運搬コスト	×				
機器維持管理コスト	×				
その他	×				
合計	×	16,000円		不要	検査検定対象品目が削減されたことによって平成11年度におけるコスト削減額は、8年度の取扱実績が不明のため全体額を試算できないが、受検者<事例1 A受検者>の実績分のみを対象にすると、約30万円の削減が推計できる。 ・16,000円×19件(事例1 A受検者の実績) = 304,000円

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	検査検定対象範囲が縮小(対象品目の削除)されたことによって、 受検者については、受検手数料及び人件費(都道府県が行う検査検定対象品目の採取等への立会いなど)が不要になっている。 実施主体及び経路機関である都道府県については、人件費等のコストが不要になっている。 また、実施主体については、手数料収入がなくなっている。
(2) 選 択 範 囲	特に、認められない。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	厚労 10 : 経産 25 : 新規化学物質の届出に基づく審査 環境 4 :
----------	--

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 10、経産 25、環境 4
(2) 制度名	新規化学物質の届出に基づく審査
(3) 根拠法令等名	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 3 条、第 4 条及び第 5 条の 2
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	難分解性の性状を有し、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際しては事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状に応じ必要な規制を行うもの。
(2) 制度の概要	<p>新規化学物質を製造又は輸入しようとする者に、事前の届出を義務づけ、届出後、主務大臣による判定（既に得られている知見に基づき、どの化学物質（第 1 種特定化学物質、指定化学物質等）に該当するかを判定）を行い、その結果を届出者に通知する制度。第 1 種特定化学物質又は指定化学物質に該当すると判定を受けた化学物質については所要の管理が求められる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <p>審査には、予備審査、本審査があり、各省の審議会（厚生労働省薬事・食品衛生審議会、経済産業省化学物質審議会、環境省中央環境審議会）の審議を経る。その判定に基づき審査結果が通知されるとともに、指定又は公示が行われる。</p>
(3) 施行年月日	昭和 49 年 4 月 16 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、実施主体として環境省が加わる。</p> <p>平成 14 年度以降の制度変更の状況 平成 14 年度から、C D - R による届出を可能とした。 平成 15 年度から、届出窓口の一本化、審議会の合同開催を実施 なお、平成 16 年 4 月 1 日に改正法が施行され、難分解性を有し、かつ、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質等が新たに規制の対象として加わるとともに、新規化学物質の製造又は輸入の数量、取扱いの方法等に応じた新たな制度（低生産量新規化学物質の審査の特例制度等）が導入されるため、今後、当該制度に要するコスト等の状況は変動が生じる。</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>第 1 種特定化学物質、第 2 種特定化学物質、指定化学物質、既存化学物質名簿に記載されている化学物質又は、法第 4 条 3 項の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した化学物質のいずれにも該当しない化学物質で、製造又は輸入されようとしている化学物質</p> <p>ただし、以下の場合の新規化学物質は含まれない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 試験研究のため新規化学物質を製造又は輸入しようとする場合 2 試薬として新規化学物質を製造又は輸入しようとする場合 3 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 12 条 1 項又は第 18 条 1 項の規定による許可に係る医薬品の中間物として新規化学物質を製造又は輸入する場合 4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に当該新規化学物質について、国内での 1 年間の製造数量又は輸入数量が 1 トン以下であり、その化学物質による環境汚染が生じ、人の健康を損なうおそれがないことの確認を受けた場合（根拠法令等名：法第 3 条及び第 5 条の 2。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「施行令」という。）第 2 条）
(2) 検査検定制度受検者	新規化学物質の製造又は輸入しようとする者 （根拠法令等名：法第 3 条及び第 5 条の 2）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]厚生労働省、経済産業省、環境省 （根拠法令等名：法第 4 条）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	厚生労働省本省、経済産業省本省、環境省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 4 条第 1 項
---------	-------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	新規化学物質の製造又は輸入を行う前 （根拠法令等名：法第 3 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	平成 14 年度から C D - R による届出が可能	
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし （手数料を設定していない理由：化学物質ごとの審査を行う制度であり、特定の者に製造又は輸入の許可等を行うものではないため）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格付与権者	合否の判定をする制度ではない(審査結果については大臣名で通知)。
(6) 合格付与方法	合否の判定をする制度ではない(審査結果については書面で通知)。
(7) 検査検定の有効期間	有効期限を設定する制度ではない。

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
届出件数	325	352	322	372	322
判定を行なった件数	287	330	310	359	306
届出を取り下げた件数	38	22	12	13	16
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」は、産業分野が多岐にわたることから記載していない。
2 「手数料収入総額」は、手数料を徴収していないことから該当なし。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本制度については、環境省が所管に加わった以外は特段の制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、受検実績のある14事業者を調査対象とした。 以下のコスト分析では、14事業者の平均的な状況を整理した。
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	3,000円 (1.4人時間)	ヒアリング対応
	旅費	46,000円	東京まで1往復×1人として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		100,000円 (7,700枚、44人時間)	申請書類の印刷対応等。対象物質の内容により試験内容が異なり、提出書類の量にも幅がある。
部外委託経費		17,000,000円	試験を委託。試験内容により30万円ないし3,000万円と幅がある。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		17,149,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 実施主体である厚生労働省本省、経済産業省本省、環境省本省を調査対象とした。 以下のコスト分析においては、3省におけるそれぞれの平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト			説明
		厚生労働省	経済産業省	環境省	
検査検定実施コスト	人件費	(ヒアリング準備・対応) 13,000円(5.5人時間)	13,000円(5.5人時間)	13,000円(5.5人時間)	環境省は平成13年度から実施
		(予備審査対応) 28,000円(12人時間)	93,000円(40人時間)	37,000円(16人時間)	
		(本審査対応) 28,000円(12人時間)	28,000円(12人時間)	37,000円(16人時間)	
	旅費	×			
機器運搬コスト	×				
機器維持管理コスト	×				
その他		(3,000,000円/年間)	(2,000,000円/年間)	(3,700,000円/年間)	審議会の運営経費
合計		69,000円	134,000円	87,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	環境省が共管となったことから、提出書類の増加、ヒアリング対応の増加があったとする事業者があるが、平成15年度から、届出窓口を一本化するとともに、審議会を合同開催とするなどにより、受検者の利便の向上、受検対応負担の削減が図られている。 平成14年度からCDRによる届出が可能となっているが、14年度における利用は全292件中18件(6パーセント)である。今回調査対象とした14事業者では、6事業者が利用しているが、書類作成の手間が減った反面電子化作業の増もある。未利用者の中には、電子化作業の負担増のため利用予定はないとするものもあった。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	厚労 11 : 食鳥検査
----------	--------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 11
(2) 制度名	食鳥検査（生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査）
(3) 根拠法令等名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進にすること。 食鳥の生産者（出荷者）は、とさつ（内臓を摘出しようとするとき及び内臓を摘出したときを含む。）しようとする食鳥を食鳥処理場において、食鳥検査（生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査）を受ける。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (食鳥処理業者)] -- 検査申請 --> B[検査検定制度実施主体 (都道府県等)] subgraph B C[実地検査) 生体検査) 脱羽後検査) 内臓摘出後検査] end B -- 合格 --> A </pre>
(3) 施行年月日	平成 3 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況 （平成 9～13 年度）	検査検定制度の見直し 厚生省(当時)は、総務庁(当時)の「基準認証等の制度及び運営の実態調査の結果に基づく勧告」(平成 12 年 3 月 23 日)を受け、都道府県等に対し、早朝、時間外の検査の実施の弾力化及び食鳥検査における民間獣医師の活用等について更なる要請を行っている。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	食鳥（鶏、あひる、七面鳥、その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるもの。） （根拠法令等名：法第 2 条、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
(2) 検査検定制度受検者	食鳥処理業者 （根拠法令等名：法第 3 条、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市、特別区 （根拠法令等名：法第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項） [指定検査機関等]厚生労働大臣の指定する者（指定検査機関） （社）岩手県獣医師会、（社）京都保健衛生協会、（社）大阪食品衛生協会、（財）高知県食鳥検査センター、（社）石川県獣医師会、（社）愛知県獣医師会、（社）京都府獣医師会、（社）大阪生活衛生協会、（社）和歌山県獣医師会、（財）鳥取県食鳥肉衛生協会、（財）岡山県健康づくり財団、（財）佐賀県食鳥肉衛生協会、（財）長崎県食鳥肉衛生協会及び（財）鹿児島市獣医公衆衛生協会 （根拠法令等名：法第 21 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57 特別区：23 指定検査機関等：14

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に係わる法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 27 条
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	食鳥をとさつしようとするとき（内臓を摘出しようとするとき及び内臓を摘出したときを含む。） （根拠法令等名：法第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定制度の受検手数料	都道府県ごとに定める。 （根拠法令等名：法第 42 条。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長 (根拠法令等名：法第20条) 指定検査機関 (根拠法令等名：法第21条第1項)
(6) 合格付与方法	なし
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件(羽))

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	664,971,021	645,535,831	645,822,604	644,764,765	718,429,439
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

平成12年3月23日：総務庁(当時)の「基準認証等の制度及び運営の実態調査の結果に基づく勧告」(平成12年3月23日)に基づく早朝、時間外の検査の実施の弾力化

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした24受検者について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		3円	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト		4円	実地検査への対応に係るコスト
人件費			
旅費	×		
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト			1日当たりの処理羽数を申請書1枚に10分程度で作成しているのが通常であり、1件当たりのコストは0.1円未満である。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		7円 (及び(旅費を除く。)の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした10実施主体(内訳：地方公共団体4、指定検査機関6)について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト		6円	実地検査の実施に係る対応
人件費			
旅費	×		
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		不明	羽数カウンター、卓上高圧滅菌器など検査機器の維持管理費を計上しているものがみられるが、コストを算出するまでには至らなかった。
その他	×		
合計		6円	

10 制度変更の影響

(1) コスト	今回、調査対象とした10実施主体(内訳：地方公共団体4、指定検査機関6)は、いずれも総務庁(当時)が行った「基準認証等の制度及び運営の実態調査の結果に基づく勧告」(平成12年3月23日)以前から、早朝、時間外の検査の実施の弾力化を図っていた。
(2) 選択範囲	
(3) その他	

検査検定制度	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-1 : ボイラーの構造検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-1
(2) 制度名	特定機械等の検査（ボイラーの構造検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 5 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造時においてボイラーは、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、製造後のボイラーが構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認するため、構造検査においては、設計の審査、外觀検査、水圧試験等を実施し、ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] ボイラーを製造した者は、当該ボイラーについて所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。ただし、特定廃熱ボイラーについて製造時等検査代行機関の検査を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に構造検査済の印を押し申請者に交付する。</p> <p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 30 日： 製造時等検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止 検査検定方法の見直し 平成 12 年 3 月 30 日： 構造検査に合格してから 1 年以上設置されなかったボイラーを設置しようとするときは、使用検査を受検しなけりなかつたが、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査を受けなければ設置できなくなるまでの期間を 1 年以上から 2 年以上へ延長した（検査検定有効期間の見直し）</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日： 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、特定廃熱ボイラーに係る製造時検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ボイラー 範囲：製造されたボイラー。ただし、以下のボイラーを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 号）</p>
(2) 検査検定受検者	ボイラーを製造した者 （根拠法令等名：規則第 5 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]都道府県労働局 （根拠法令等名：法第 38 条第 1 項。規則第 5 条） [指定検査機関等]社団法人日本ボイラ協会、社団法人ボイラ・クレーン安全協会 （ただし、規則第 5 条第 1 項に規定する特定廃熱ボイラーに限る。） （根拠法令等名：労働安全衛生法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する製造時等検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 62 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1 社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室 社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室

5 検査検定基準

名称・法令等名	ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ボイラーを製造したとき （根拠法令等名：規則第 5 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。 製造時検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-2 : ボイラーの溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-2
(2) 制度名	特定機械等の検査（ボイラーの溶接検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項。ボイラー及び压力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>溶接によるボイラーの溶接をしようとする者は、当該ボイラーについて所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。ただし、当該ボイラーが附属設備（過熱器及び節炭器に限る。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるボイラー又は貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。）である場合又は特定廃熱ボイラーについて製造時等検査代行機関の検査を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー溶接明細書に溶接検査済の印を押し申請者に交付する。</p> <p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 製造時等検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 4 月 30 日： 仕様規定となっているボイラー及び第一種压力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・压力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、特定廃熱ボイラーに係る製造時検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ボイラー</p> <p>範囲：溶接によるボイラー。ただし、以下のボイラーを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるもの ・ 附属設備（過熱器及び節炭器に限る。）若しくは圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるもの ・ 貫流ボイラー（気水分離器を有するものを除く。） <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 号。規則第 7 条第 1 項ただし書）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>溶接によるボイラーの溶接をしようとする者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 7 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]都道府県労働局</p> <p>[指定検査機関等]社団法人日本ボイラ協会、社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県労働局：47 都道府県に各 1</p> <p>社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	溶接によるボイラーの溶接をしようとするとき （根拠法令等名：規則第 7 条第 1 項）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。 製造時等検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止
	製品等	型式	個別（全個） 個別（抽出）
		書面	実地
(5) 合格付与権者	溶接検査実施者 （根拠法令等名：規則第7条第3項）		
(6) 合格付与方法	ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー溶接明細書に溶接検査済の印を押し申請者に交付		
(7) 検査検定の有効期間	なし		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	809	712	678	590	542
(3) 手数料収入総額	33,245	29,582	27,267	23,777	22,367

（注）1 平成11年度の「検査検定実施件数」は、（社）日本ボイラ協会が実施した1件を含むものである。

2 「手数料収入総額」は、国に係るもののみを記入している。

(5) 合格付与権者	構造検査実施者 (根拠法令等名:規則第5条第4項)
(6) 合格付与方法	ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に構造検査済の印を押し申請者に交付
(7) 検査検定の有効期間	1年(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては2年) (根拠法令等名:規則第12条第1項第2号)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	1,422	1,217	1,137	1,089	1,002
(3) 手数料収入総額	44,016	37,382	34,896	34,341	31,680

(注) 1 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、ボイラーの構造検査及び使用検査の合計である。

2 平成11年度の「検査検定実施件数」は、(社)日本ボイラ協会が実施した1件を含むものである。

3 「手数料収入総額」は、国に係るもののみを記入している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

検査検定有効期間の見直しに係る制度改変の状況を調査対象としたが、今回の調査においては該当事例がなく、制度改変による影響の変化を把握できなかったため、ボイラーの構造検査に係るコストの状況を分析した。
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
ボイラー製造業者12事業者を調査対象とし、伝熱面積5平方メートルないし200平方メートル未満のボイラーを調査対象範囲として調査した結果をコスト分析した。	
調査対象期間中(平成9年度~13年度)に構造検査の受検対象となっているもののうち、伝熱面積10平方メートルないし40平方メートル未満のものが全体の約74パーセントを占めている。	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		31,700円	調査対象とした事業者における最も件数の多い手数料額(平成13年度の伝熱面積40平方メートルないし100平方メートル未満のもの。)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	20,000円 (8.8人時間) (内訳) 事前相談1.9人時間 書類提出時の説明0.9人時間 実地検査6.0人時間	
	旅費	14,000円	事前相談及び申請書類提出時 県内移動旅費(7,000円)を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		27,000円 (11.7人時間、84枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		6,000円 (2.5人時間)	社内検査や構造検査に係る事前準備のコスト(4事業者)
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	98,700円 (、及びの合計)	については、一部の事業者から回答があったものであるが、回答がなかった事業者においてもコストを要している状況が予想されることから、これを含めて合計を算出している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]	
10道県の労働局を調査対象として、平成9年度~13年度について、ボイラーの構造検査の実施に係るコストの状況を分析した。	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	10,000円 (4.5人時間) (内訳) 事前相談0.8人時間 書類審査1.2人時間 実地検査2.5人時間	
	旅費	7,000円	県内移動旅費を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		(270,000円)	検査に用いる機器の購入費等(他の検査に使用するものを含む。)の年額である。
その他	×	-	
合計	-	17,000円	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定制度関係許可等事項名等	厚労 12-3 : ボイラーの使用検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-3
(2) 制度名	特定機械等の検査（ボイラーの使用検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>次の者は、それぞれ当該ボイラーについて都道府県労働局長の検査を受けなければならない。ただし、特定廃熱ボイラーについて製造時等検査代行機関の検査を受けた場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラーを輸入した者 ・ 構造検査又は使用検査を受けた後 1 年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては 2 年以上）設置されなかったボイラーを設置しようとする者 ・ 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者 <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付する。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A([検査申請]) --> B[申請受理] B --> C[書面審査] C --> D[実機検査] D --> E[当該ボイラーに刻印を押し] E --> F[ボイラー明細書に使用検査済印を押し交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 製造時等検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>検査検定制度方法の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 使用検査に合格してから 1 年以上設置されなかったボイラーを設置しようとするときは、再び使用検査を受検しなればならなかったが、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、再び使用検査を受けなければ設置できなくなるまでの期間を 1 年以上から 2 年以上へ延長した（検査検定制度有効期間の見直し）。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 4 月 30 日： 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、特定廃熱ボイラーに係る製造時検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>名称：ボイラー</p> <p>範囲：輸入等されたボイラー。ただし、以下のボイラーを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 号）</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>ボイラーを輸入等した者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 12 条第 1 項）</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[国の機関]都道府県労働局</p> <p>[指定検査機関等]社団法人日本ボイラ協会、社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	<p>各都道府県労働局：47 都道府県に各 1</p> <p>社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ボイラーを輸入等したとき (根拠法令等名：規則第12条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)別表第1による。 製造時等代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	使用検査実施者 (根拠法令等名：規則第12条第5項)	
(6) 合格付与方法	ボイラーに刻印を押し、かつ、ボイラー明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付	
(7) 検査検定の有効期間	1年(設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては2年) (根拠法令等名：規則第12条第1項第2号)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	1,422	1,217	1,136	1,089	1,002
(3) 手数料収入総額	44,016	37,382	34,896	34,341	31,680

(注) 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、ボイラーの構造検査及び使用検査の合計である。

検査検定制度	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-4 : 第一種圧力容器の構造検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-4
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種圧力容器の構造検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 51 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造時において第一種圧力容器は、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、製造後の第一種圧力容器が構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認するため、構造検査においては、設計の審査、外観検査、水圧試験等を実施し、第一種圧力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] 第一種圧力容器を製造した者は、当該第一種圧力容器について所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、第一種圧力容器に刻印を押し、第一種圧力容器明細書に構造検査済の印を押し申請者に交付する。</p> <p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定方法の見直し 平成 12 年 3 月 30 日：構造検査に合格してから 1 年以上設置されなかった第一種圧力容器を設置しようとするときは、使用検査を受検しなればならなかったが、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査を受けなければ設置できなくなるまでの期間を 1 年以上から 2 年以上へ延長した（検査検定有効期間の見直し）</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化とした。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：第一種圧力容器 範囲：製造された第一種圧力容器。ただし、以下の第一種圧力容器を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型圧力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号）</p>
(2) 検査検定受検者	第一種圧力容器を製造した者 （根拠法令等名：規則第 51 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]都道府県労働局 （根拠法令等名：法第 38 条第 1 項。規則第 51 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	第一種圧力容器を製造したとき （根拠法令等名：規則第 51 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 51 条第 4 項）	
(6) 合格付与方法	第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器明細書に構造検査済印を押し申請者に交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては 2 年） （根拠法令等名：規則第 57 条第 1 項第 2 号）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	5,887	5,461	4,632	4,893	4,964
(3) 手数料収入総額	100,602	95,087	78,112	85,985	88,821

(注) 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、第一種圧力容器の構造検査及び使用検査の合計である。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

検査検定有効期間の見直しに係る制度改変の状況を調査対象としたが、今回の調査においては該当事例がなく、制度改変による影響の変化を把握できなかったため、第一種圧力容器の構造検査に係るコストの状況を分析した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【調査対象とした受検者の状況等】
 第一種圧力容器製造業者 13 事業者を調査対象とし、内容積 30 立方メートル未満の第一種圧力容器を調査対象範囲として調査した結果をコスト分析した。
 調査対象期間中（平成 9 年度～13 年度）に構造検査の受検対象となっているもののうち、内容積 2 立方メートル未満のものが全体の約 73 パーセントを占めている。

区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		10,300 円	調査対象とした事業者における最も件数の多い手数料額（平成 13 年度の内容積 0.5 立方メートル未満のもの。）
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	21,000 円 (8.9 人時間) (内訳) 事前相談 1.4 人時間 書類提出時の説明 0.2 人時間 実地検査 7.3 人時間	
	旅 費	14,000 円	事前相談及び申請書類提出時 県内移動旅費（7,000 円）を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		19,000 円 (8.2 人時間、83 枚)	
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト		11,000 円 (4.6 人時間)	社内検査や構造検査に係る事前準備のコスト（6 事業者から回答あり）
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	75,300 円 (、 、 及び の合計)	については、一部の事業者から回答があったものであるが、回答がなかった事業者においてもコストを要している状況が予想されることから、これを含めて合計を算出している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】
 10 道県の労働局を調査対象として、平成 9 年度から 13 年度について、第一種圧力容器の構造検査の実施に係るコストの状況を分析した。

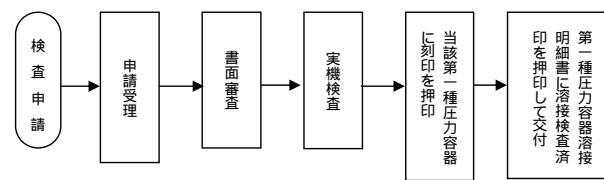
区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	10,000 円 (4.5 人時間) (内訳) 事前相談 0.8 人時間 書類審査 1.1 人時間 実地検査 2.6 人時間	
	旅 費	7,000 円	県内移動旅費を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(270,000 円)	検査に用いる機器の購入費等（他の検査に使用するものを含む。）の年額である。
そ の 他	×	-	
合 計	-	17,000 円	については、受検 1 件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-5 : 第一種圧力容器の溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-5
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種圧力容器の溶接検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 53 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	第一種圧力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] 溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとする者は、当該第一種圧力容器について所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。ただし、圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接による第一種圧力容器については、この限りでない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器明細書に溶接検査済印を押して申請者に交付する。</p> <p>(フロー図)</p> 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし
	平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：第一種圧力容器 範囲：溶接による第一種圧力容器。ただし、以下の第一種圧力容器を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型圧力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの ・ 圧縮応力以外の応力を生じない部分のみが溶接によるもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号。規則第 53 条第 1 項ただし書）</p>
(2) 検査検定受検者	溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとする者 （根拠法令等名：規則第 53 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]都道府県労働局
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	溶接による第一種圧力容器の溶接をしようとするとき （根拠法令等名：規則第 53 条第 1 項）										
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可										
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。										
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備										
	製品等										
	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>個別（全個抽出）</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>検査場内</td> <td>現地</td> </tr> </table>	書面	実地	運転中	運転停止	型式	個別（全個抽出）	書面	実地	検査場内	現地
書面	実地										
運転中	運転停止										
型式	個別（全個抽出）										
書面	実地										
検査場内	現地										
(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 53 条第 3 項）										
(6) 合格付与方法	第一種圧力容器に刻印を押し、かつ、第一種圧力容器溶接明細書に溶接検査済印を押して申請者に交付										
(7) 検査検定の有効期間	なし										

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

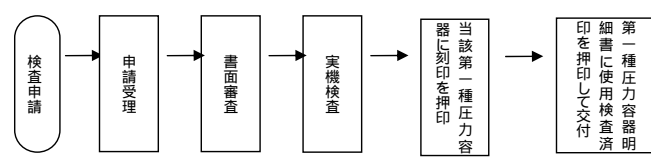
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	4,449	4,207	3,598	3,534	3,723
(3) 手数料収入総額	178,445	172,232	145,941	145,491	156,873

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-6 : 第一種压力容器の使用検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-6
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種压力容器の使用検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。ボイラー及び压力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 57 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	第一種压力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>〔制度の仕組み〕</p> <p>次の者は、それぞれ当該第一種压力容器について都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種压力容器を輸入した者 ・ 構造検査又は使用検査を受けた後 1 年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた第一種压力容器については 2 年以上）設置されなかった第一種压力容器を設置しようとする者 ・ 使用を廃止した第一種压力容器を再び設置し、又は使用しようとする者 <p>〔実施方法〕</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、第一種压力容器に刻印を押し、かつ、第一種压力容器明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付する。</p> <p>〔フロー図〕</p> 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 使用検査に合格してから 1 年以上設置されなかった第一種压力容器を設置しようとするときは、再び使用検査を受検しなかつたが、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、再び使用検査を受けなければ設置できなくなるまでの期間を 1 年以上から 2 年以上へ延長した（検査検定有効期間の見直し）。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 4 月 30 日： 仕様規定となっているボイラー及び第一種压力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、压力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：第一種压力容器</p> <p>範囲：輸入等された第一種压力容器。ただし、以下の第一種压力容器を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型压力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>第一種压力容器を輸入等した者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 57 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]都道府県労働局
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	压力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	第一種压力容器を輸入等したとき （根拠法令等名：規則第 57 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 57 条第 5 項）	
(6) 合格付与方法	第一種压力容器に刻印を押し、かつ、第一種压力容器明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては 2 年） （根拠法令等名：規則第 57 条第 1 項第 2 号）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	5,887	5,461	4,632	4,893	4,964
(3) 手数料収入総額	100,602	95,087	78,112	85,985	88,821

（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、第一種压力容器の構造検査及び使用検査の合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-7 : 移動式クレーンの製造検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-7
(2) 制度名	特定機械等の検査（移動式クレーンの製造検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 55 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	移動式クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>〔制度の仕組み〕 移動式クレーンを製造した者は、当該移動式クレーンについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p> <p>〔実施方法〕 申請者から申請を受取り、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に構造検査済の印を押し申請者に交付する。また、移動式クレーン検査証を交付する。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定方法の見直し 平成 12 年 3 月 30 日： 移動式クレーン検査証の有効期間は、製造検査合格後に交付される検査証に記載されており、従来は有効期間の延長は行われなかったが、移動式クレーンを設置する際の報告において、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、製造検査後 3 年を超えない範囲内で設置の日から 2 年を限度に延長できることとした（検査検定有効期間の見直し）。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：クレーン 範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上の製造された移動式クレーン （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 4 号）
(2) 検査検定受検者	移動式クレーンを製造した者 （根拠法令等名：規則第 55 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]都道府県労働局
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 55 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	移動式クレーンを製造したとき （根拠法令等名：規則第 55 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 55 条第 6 項及び第 59 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に製造検査済の印を押し申請者に交付する。また、移動式クレーン検査証を交付する。	
(7) 検査検定の有効期間	2 年（製造検査の結果により 2 年未満。また、製造検査を受けた後設置されていない移動式クレーンであって、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、製造検査の日から起算して 3 年を超えず、かつ、当該移動式クレーンを設置した日から起算して 2 年を超えない範囲で延長することができる。） （根拠法令等名：規則第 60 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

	（単位：件、千円）				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	4,576	2,653	2,314	1,809	1,784
(3) 手数料収入総額	176,404	103,905	90,456	72,218	72,540

（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、移動式クレーンの製造検査及び使用検査の合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-8 : 移動式クレーンの使用検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-8
(2) 制度名	特定機械等の検査（移動式クレーンの使用検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 57 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	移動式クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 次の者は、当該移動式クレーンについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。 ・ 移動式クレーンを輸入した者 ・ 製造検査又は使用検査を受けた後設置しないで 2 年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めた移動式クレーンについては 3 年以上）経過した移動式クレーンを設置しようとする者 ・ 使用を廃止した移動式クレーンを再び設置し、又は使用しようとする者 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付する。また、移動式クレーン検査証を交付する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定方法の見直し 平成 12 年 3 月 30 日： 移動式クレーン検査証の有効期間は、使用検査合格後に交付される検査証に記載されており、従来は有効期間の延長は行われなかったが、移動式クレーンを設置する際の報告において、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査後 3 年を超えない範囲内で設置の日から 2 年を限度に延長できることとした（検査検定有効期間の見直し）。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：クレーン 範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上の輸入等された移動式クレーン （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 4 号）
(2) 検査検定受検者	移動式クレーンを輸入等した者 （根拠法令等名：規則第 57 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	〔国の機関〕都道府県労働局
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 57 条第 3 項 移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	移動式クレーンを輸入等したとき （根拠法令等名：規則第 57 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 57 条第 6 項及び第 59 条第 1 項）
(6) 合格付与方法	移動式クレーンに刻印を押し、かつ、移動式クレーン明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付する。また、移動式クレーン検査証を交付する。	
(7) 検査検定の有効期間	2 年（使用検査の結果により 2 年未満。また、使用検査を受けた後設置されていない移動式クレーンであって、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査の日から起算して 3 年を超えず、かつ、当該移動式クレーンを設置した日から起算して 2 年を超えない範囲で延長することができる。） （根拠法令等名：規則第 60 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	4,576	2,653	2,314	1,809	1,784
(3) 手数料収入総額	176,404	103,905	90,456	72,218	72,540

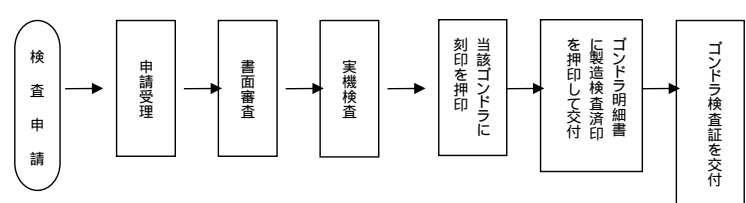
（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、移動式クレーンの製造検査及び使用検査の合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-9 : ゴンドラの製造検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-9
(2) 制度名	特定機械等の検査（ゴンドラの製造検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ゴンドラの倒壊、落下等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] ゴンドラを製造した者は、当該ゴンドラについて、所轄都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に構造検査済の印を押しして申請者に交付する。また、ゴンドラ検査証を交付する。</p> <p>[フロー図]</p> 
(3) 施行年月日	昭和 44 年 10 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定方法の見直し 平成 12 年 3 月 30 日：ゴンドラ検査証の有効期間は、製造検査合格後に交付される検査証に記載されており、従来は有効期間の延長は行われなかったが、ゴンドラを設置する際の届において、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、製造検査後 2 年を超えない範囲内で設置の日から 1 年を限度に延長できることとした（検査検定有効期間の見直し）。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：ゴンドラ 範囲：製造されたゴンドラ （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 8 号）
(2) 検査検定受検者	ゴンドラを製造した者 （根拠法令等名：規則第 25 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]都道府県労働局
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 都道府県に各 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 4 条第 2 項及び第 3 項 ゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ゴンドラを製造したとき （根拠法令等名：規則第 4 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
	製品等	運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	
(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 4 条第 5 項及び第 8 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に製造検査済の印を押しして申請者に交付する。また、ゴンドラ検査証を交付する。	
(7) 検査検定の有効期間	1 年（製造検査の結果により 1 年未満。また、製造検査を受けた後設置されていないゴンドラであって、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、製造検査の日から起算して 2 年を超えず、かつ、当該ゴンドラを設置した日から起算して 2 年を超えない範囲で延長することができる。） （根拠法令等名：規則第 9 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

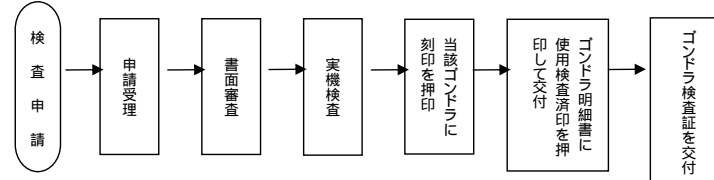
		（単位：件、千円）				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	732	581	549	612	742	
(3) 手数料収入総額	15,714	12,477	11,549	13,810	16,776	

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-10 : ゴンドラの使用検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12-10
(2) 制度名	特定機械等の検査（ゴンドラの使用検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項。ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ゴンドラの倒壊、落下等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>次の者は、当該ゴンドラについて、都道府県労働局長の検査を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴンドラを輸入した者 ・ 製造検査又は使用検査を受けた後設置しないで 1 年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたゴンドラについては 2 年以上）経過したゴンドラを設置しようとする者 ・ 使用を廃止したゴンドラを再び設置し、又は使用しようとする者 <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付する。また、ゴンドラ検査証を交付する。</p> <p>[フロー図]</p> 
	(3) 施行年月日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： ゴンドラ検査証の有効期間は、使用検査合格後に交付される検査証に記載されており、従来は有効期間の延長は行われなかったが、ゴンドラを設置する際の届において、設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査後 2 年を超えない範囲内で設置の日から 1 年を限度に延長できることとした（検査検定有効期間の見直し）。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ゴンドラ</p> <p>範囲：輸入等されたゴンドラ</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 8 号）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>ゴンドラを輸入等した者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 6 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 都道府県労働局
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>規則第 6 条第 3 項</p> <p>ゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ゴンドラを輸入等したとき （根拠法令等名：規則第 6 条第 1 項）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。
(4) 検査検定の実施方法	<p>施設・設備</p> <p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p> <p>型式 個別（全個） 個別（抽出）</p>
	<p>製品等</p> <p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	都道府県労働局長 （根拠法令等名：規則第 6 条第 6 項及び第 8 条第 1 項）
(6) 合格付与方法	ゴンドラに刻印を押し、かつ、ゴンドラ明細書に使用検査済の印を押し申請者に交付する。また、ゴンドラ検査証を交付する。
(7) 検査検定の有効期間	1 年（使用検査の結果により 1 年未満。また、使用検査を受けた後設置されていないゴンドラであって、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、使用検査の日から起算して 2 年を超えず、かつ、当該ゴンドラを設置した日から起算して 2 年を超えない範囲で延長することができる。） （根拠法令等名：規則第 9 条）

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	46	52	38	44	36
(3) 手数料収入総額	902	1,011	746	881	707

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定制度関係許可等事項名等	厚労 12-11 : 特定機械等の輸入に係る検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 11
(2) 制度名	特定機械等の検査（特定機械等の輸入に係る検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	認証手続における内外無差別を法制度的に確保すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>外国において特定機械等を製造した者は、輸入された当該特定機械等について、自ら都道府県労働局長又は製造時等検査代行機関（特定廃熱ボイラーのみ。）の検査を受けることができる。</p> <p>[実施方法]</p> <p>特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等における使用検査として取り扱われる。</p>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 8 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日：製造時等検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、特定廃熱ボイラーに係る製造時検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>名称：ボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ</p> <p>範囲：外国において製造されたボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン及びゴンドラ（根拠法令等名：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 12 条第 2 項及び第 57 条第 2 項、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 57 条第 2 項、ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）第 6 条第 2 項）</p>
(2) 検査検定制度受検者	外国においてボイラー、第一種圧力容器、移動式クレーン又はゴンドラを製造した者（根拠法令等名：法第 38 条第 2 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 12 条第 2 項及び第 57 条第 2 項、クレーン等安全規則第 57 条第 2 項、ゴンドラ安全規則第 6 条第 2 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]都道府県労働局 [指定検査機関等]社団法人ボイラ・クレーン安全協会及び社団法人日本ボイラ協会（ただし、特定廃熱ボイラーに限る。）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県労働局：47 社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室 社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われる。
---------	---------------------------------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われる。																	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応																		
(3) 検査検定制度の受検手数料																		
(4) 検査検定制度の実施方法	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設・設備</td> <td>書面</td> <td>実地</td> <td rowspan="2">特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われる。</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製品等</td> <td>型式</td> <td>個別（全個）</td> <td>個別（抽出）</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査場内</td> <td>現地</td> <td></td> </tr> </table>	施設・設備	書面	実地	特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われる。	運転中	運転停止	製品等	型式	個別（全個）	個別（抽出）	書面	実地			検査場内	現地	
	施設・設備		書面	実地		特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われる。												
運転中		運転停止																
製品等	型式	個別（全個）	個別（抽出）															
	書面	実地																
	検査場内	現地																
(5) 合格付与権者	特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われる。																	
(6) 合格付与方法																		
(7) 検査検定制度の有効期間																		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定制度実施件数	特定機械等の種類に応じて、当該特定機械等に係る使用検査として取り扱われ、また、輸入されたものか否かの区別はしていない。				
(3) 手数料収入総額					

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-12 : ボイラーの落成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 12
(2) 制度名	特定機械等の検査（ボイラーの落成検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 14 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	設置時においてボイラーは、設置状況が適切でないと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、ボイラーが事業場に設置された段階で、設置状況が適切であるか確認するため、落成検査においては、据付基礎、配管の状況等について検査を実施し、ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>ボイラーを設置した者は、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラー室 ・ ボイラー及びその配管の配置状況 ・ ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造 <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラー検査証を交付する。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[ボイラー検査証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ボイラー</p> <p>範囲：設置されたボイラー。ただし、以下のボイラーを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるもの ・ 所轄労働基準監督署長が落成検査の必要がないと認めたもの（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 号。規則第 14 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	ボイラーを設置した者 （根拠法令等名：規則第 14 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 14 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：47 都道府県に計 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条 ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ボイラーを設置したとき （根拠法令等名：規則第 14 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 15 条第 1 項）
(6) 合格付与方法	ボイラー検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年 （根拠法令等名：規則第 37 条第 1 項）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	1,040	955	781	850	788
(3) 手数料収入総額	12,794	11,865	9,429	10,854	9,884

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 ボイラーを使用する 15 事業者を調査対象とし、伝熱面積 5 平方メートルないし 200 平方メートル未満のボイラーを調査対象範囲として調査した結果をコスト分析した。
 調査対象期間中（平成 9 年度～13 年度）に落成検査の受検対象となっているもののうち、伝熱面積 5 平方メートルないし 40 平方メートル未満のものが全体の約 62 パーセントを占めている。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		13,200 円	調査対象とした事業者において最も件数の多い手数料額（平成 13 年度の伝熱面積 100 平方メートル未満の水管ボイラー）
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コ スト	人件費	11,000 円 (実地検査 4.8 人時間)	設置届の申請時に協議が行われており、受検に係る事前相談等は特段行われていない。
	旅 費	7,000 円	申請書類提出 県内移動旅費（7,000 円）を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		3,000 円 (1.1 人時間、1 枚)	
部 外 委 託 経 費		-	設置届を中心とした申請書類作成等を外部委託で実施している場合がある（3 事業者回答：93,000 円）
事 前 準 備 コ ス ト	×	-	設置届の提出にコストを要しているが、落成検査に要するものは特段ない。
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×	-	
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	34,200 円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であり事業者一般にコストを要しているか否かの判断ができないので、受検 1 件当たりのコストを算出するに当たって、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 10 道県の労働基準監督署 13 を調査対象として、平成 9 年度から 13 年度について、ボイラーの落成検査の実施に係るコストの状況を分析した。

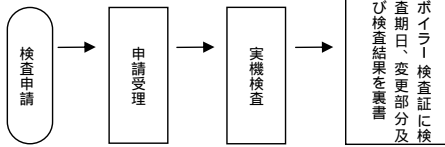
区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	6,000 円 (2.5 人時間) (内訳) 事前相談 0.7 人時間 実地検査 1.8 人時間	
	旅 費	7,000 円	県内移動旅費を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(29,000 円)	検査用機器の購入費等の年額である。
そ の 他	×	-	
合 計	-	13,000 円	については、受検 1 件当たりのコストの算出に含めることは適当でないの で、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-13 : ボイラーの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 13
(2) 制度名	特定機械等の検査（ボイラーの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 42 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	改造したボイラーは、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、主要な部分や設備に変更を加えた後において、ボイラーが構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認するため、変更検査においては、外観検査、水圧試験等を実施し、ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>ボイラーについて次のいずれかに掲げる部分又は設備に変更を加えた者は、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 胴、ドーム、炉筒、火室、鏡板、天井版、管板、管寄せ又はステー ・ 附属設備 ・ 燃焼装置 ・ 据付基礎 <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。</p> <p>[フロー図]</p> 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし
	平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ボイラー</p> <p>範囲：主要な部分又は設備を変更したボイラー。ただし、以下のボイラーを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるもの ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 号。規則第 42 条第 1 項ただし書）</p>
(2) 検査検定受検者	ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 42 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 42 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ボイラーの主要な部分又は設備に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 42 条第 1 項）								
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可								
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。								
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>個別（全個）</td> <td>個別（抽出）</td> </tr> </table>	書面	実地	運転中	運転停止	型式	個別（全個）	個別（抽出）
	書面	実地							
運転中	運転停止								
型式	個別（全個）	個別（抽出）							
製品等	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>検査場内</td> <td>現地</td> </tr> </table>	書面	実地	検査場内	現地				
書面	実地								
検査場内	現地								
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 43 条）								
(6) 合格付与方法	ボイラー検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。								
(7) 検査検定の有効期間	なし								

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

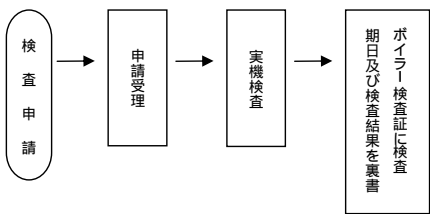
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	110	102	90	107	98
(3) 手数料収入総額	1,501	1,353	1,239	1,541	1,385

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-14 : ボイラーの使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 14
(2) 制度名	特定機械等の検査（ボイラーの使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 46 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止すること。 [制度の仕組み] 使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者は、当該ボイラーについて所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラー検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	[フロー図] 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日 なし
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：ボイラー 範囲：使用を休止したボイラーで、再び使用しようとするもの。ただし、以下のボイラーを除く。 ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 1 号）
(2) 検査検定受検者	使用を休止したボイラーを再び使用しようとする者 （根拠法令等名：規則第 46 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 46 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：47 都道府県に計 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用を休止したボイラーを再び使用しようとするとき （根拠法令等名：規則第 46 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
	製品等	運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 47 条）	
(6) 合格付与方法	ボイラー検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

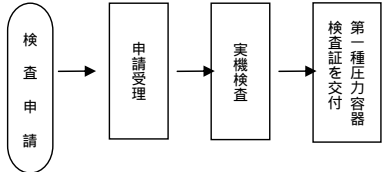
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	77	52	56	62	65
(3) 手数料収入総額	2,586	1,589	1,660	1,954	2,326

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-15 : 第一種圧力容器の落成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 15
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種圧力容器の落成検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 59 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	設置時において第一種圧力容器は、設置状況が適切でないと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、第一種圧力容器が事業場に設置された段階で、設置状況が適切であるか確認するため、落成検査においては、据付基礎、配管の状況等について検査を実施し、第一種圧力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>第一種圧力容器を設置した者は、当該第一種圧力容器及びその配管の状況について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、第一種圧力容器検査証を交付する。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[第一種圧力容器 検査証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし
	平成 14 年度以降の制度変更の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー・圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化とした。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：第一種圧力容器</p> <p>範囲：設置された第一種圧力容器が対象。ただし、以下の第一種圧力容器を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型圧力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの ・ 所轄労働基準監督署長が落成検査の必要がないと認めたもの（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号。規則第 59 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	第一種圧力容器を設置した者 （根拠法令等名：規則第 59 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 59 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：47 都道府県に計 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 61 条 圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	第一種圧力容器を設置したとき （根拠法令等名：規則第 59 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 60 条）	
(6) 合格付与方法	第一種圧力容器検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年 （根拠法令等名：規則第 72 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	4,635	4,143	3,922	3,844	4,109
(3) 手数料収入総額	26,695	24,225	22,637	23,392	25,138

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 第一種圧力容器を使用する15事業者を調査対象とし、内容積30立方メートル未満の第一種圧力容器を調査対象範囲として調査した結果をコスト分析した。
 調査対象期間中(平成9年度～13年度)に落成検査の受検対象となっているもののうち、内容積2立方メートル未満のものが全体の60パーセントを占めている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		5,400円	調査対象とした事業者において最も件数の多い手数料額(平成13年度の内容積5立方メートル未満の第一種圧力容器)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	13,000円 (5.7人時間) (内訳) 事前相談0.8人時間 実地検査4.9人時間	
	旅費	7,000円	事前相談及び申請書類提出 県内移動旅費(7,000円)を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		1,000円 (0.6人時間、1枚)	
部外委託経費		-	申請書類作成等を外部委託で実施している場合がある(1事業者回答:13万3,000円)
事前準備コスト		-	受検のための足場仮設費用を要している場合がある(1事業者回答:12万円)
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	26,400円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であり事業者一般にコストを要しているか否かの判断ができないので、受検1件当たりのコストを算出するに当たって、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 10道県の労働基準監督署14を調査対象として、平成9年度から13年度について、第一種圧力容器の落成検査の実施に係るコストの状況を分析した。

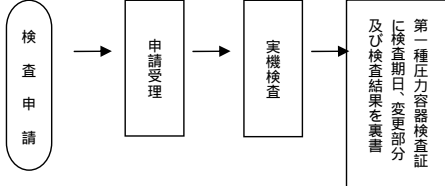
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	6,000円 (2.8人時間) (内訳) 事前相談0.9人時間 実地検査1.9人時間	
	旅費	7,000円	県内移動旅費を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		(28,000円)	検査用機器の購入費等の年額である。
その他	×	-	
合計	-	13,000円	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-16 : 第一種圧力容器の変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 16
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種圧力容器の変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 77 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	第一種圧力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 第一種圧力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステーに変更を加えた者は、当該第一種圧力容器について所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた第一種圧力容器については、この限りでない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、第一種圧力容器検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：第一種圧力容器 範囲：主要な部分を変更した第一種圧力容器。ただし、以下の第一種圧力容器を除く。 ・ 小型圧力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号。規則第 77 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	第一種圧力容器の主要な部分に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 77 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	〔国の機関〕労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 77 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：343

5 検査検定基準

名称・法令等名	圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	第一種圧力容器の主要な部分に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 77 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 78 条）
(6) 合格付与方法	第一種圧力容器検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

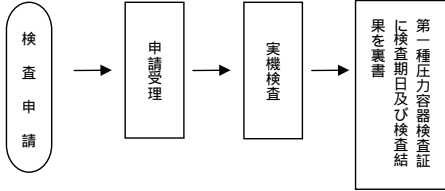
		（単位：件、千円）				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	284	267	280	314	290	
(3) 手数料収入総額	2,424	2,262	2,501	2,865	2,676	

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-17 : 第一種圧力容器の使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 17
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種圧力容器の使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 81 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	第一種圧力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止すること。 [制度の仕組み] 使用を休止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者は、当該第一種圧力容器について所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、第一種圧力容器検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	[フロー図] 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：第一種圧力容器 範囲：使用を休止した第一種圧力容器で、再び使用しようとするもの。ただし、以下の第一種圧力容器を除く。 ・ 小型圧力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号）
(2) 検査検定受検者	使用を休止した第一種圧力容器を再び使用しようとする者 （根拠法令等名：規則第 81 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 81 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用を休止した第一種圧力容器を再び使用しようとするとき （根拠法令等名：規則第 81 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 82 条）	
(6) 合格付与方法	第一種圧力容器検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

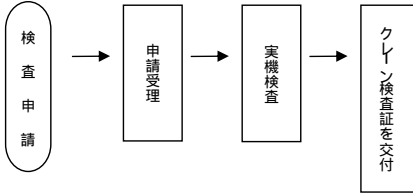
		（単位：件、千円）				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	115	78	129	126	159	
(3) 手数料収入総額	2,546	1,373	2,119	2,365	3,397	

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-18 : クレーンの落成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 18
(2) 制度名	特定機械等の検査（クレーンの落成検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	設置時においてクレーンは、構造上の要件を欠くと倒壊等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、クレーンが事業場に設置された段階で、設置状況が適切であるか確認するため、落成検査においては、外観検査、荷重試験等を実施し、クレーンの倒壊等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>クレーンを設置した者は、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、クレーン検査証を交付する。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[クレーン検査証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：クレーン</p> <p>範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、1 トン以上）の設置されたクレーン。ただし、以下のクレーンを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所轄労働基準監督署長が落成検査の必要がないと認めたもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 3 号。規則第 6 条第 1 項ただし書）</p>
(2) 検査検定受検者	クレーンを設置した者 （根拠法令等名：規則第 6 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 6 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	クレーンを設置したとき （根拠法令等名：規則第 6 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 9 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	クレーン検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	2 年（落成検査の結果により 2 年未満） （根拠法令等名：規則第 10 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	6,043	4,878	4,170	4,185	4,437
(3) 手数料収入総額	194,974	159,355	139,791	145,886	153,993

(注) 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン及びデリックの合計である。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【調査対象とした受検者の状況等】
クレーンを使用する14事業者を調査対象とし、つり上げ荷重3トンないし20トン未満のクレーンを調査対象範囲として調査した結果をコスト分析した。
調査対象期間中(平成9年度～13年度)に落成検査の受検対象となっているもののうち、つり上げ荷重3トンないし5トン未満のものが全体の約52パーセントを占めている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		17,000円	調査対象とした事業者において最も受検件数の多い手数料額(平成13年度のつり上げ荷重3トンないし5トン未満のもの。)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	27,000円 (実地検査11.6人時間)	設置届の申請時に協議が行われており、受検に係る事前相談等は特段行われていない。
	旅費	7,000円	申請書類提出 県内移動旅費(7,000円)を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		3,000円 (1.1人時間、1枚)	
部外委託経費		-	受検前の荷重試験等の自主検査や受検の際の立会い等を外部委託している場合がある(5事業者回答：14万6,000円)
事前準備コスト		24,000円 (10.5人時間)	受検前の稼働試験や荷重試験用ウエイトの準備等に要するコストを上げている事業者が5事業者あった。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	78,000円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であり事業者一般にコストを要しているか否かの判断ができないので、受検1件当たりのコストを算出するに当たって、合計には含めていない。 については、一部の事業者から回答があったものであるが、回答がなかった事業者においてもコストを要している状況が予想されることから、これを含めて合計を算出している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】
9道県の労働基準監督署10を調査対象として、平成9年度から13年度について、クレーンの落成検査の実施に係るコストの状況を分析した。

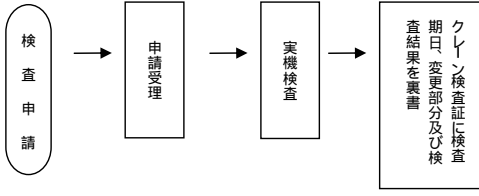
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	7,000円 (3.2人時間) (内訳) 事前相談0.7人時間 実地検査2.5人時間	
	旅費	7,000円	県内移動旅費を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		(29,000円)	検査用機器の購入費等の年額である。
その他	×	-	
合計	-	14,000円	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-19 : クレーンの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 19
(2) 制度名	特定機械等の検査（クレーンの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 45 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。 [制度の仕組み] 設置されているクレーンのクレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分に変更を加えた者は、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたクレーンについては、この限りでない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	[フロー図] 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：クレーン 範囲：つり上げ荷重が3トン以上（スタッカークレーンにあっては、1トン以上）の主要な部分を変更したクレーン。ただし、以下のクレーンを除く。 ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 3 号。規則第 45 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	設置されているクレーンの主要な部分に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 45 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 45 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 45 条第 2 項 クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	設置されているクレーンの主要な部分に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 45 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個 抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 47 条）	
(6) 合格付与方法	クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	811	662	593	587	575
(3) 手数料収入総額	16,126	13,686	11,745	12,349	11,773

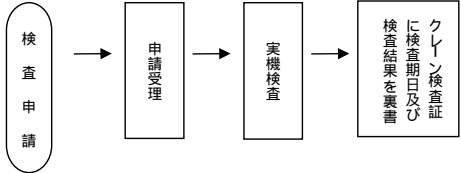
（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-20 : クレーンの使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 20
(2) 制度名	特定機械等の検査（クレーンの使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 49 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	[制度の仕組み] 使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者は、当該クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。
	[フロー図] 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：クレーン 範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、1 トン以上）の使用を休止したクレーンのうち、再び使用しようとするもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 3 号）
(2) 検査検定受検者	使用を休止したクレーンを再び使用しようとする者 （根拠法令等名：規則第 49 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 49 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 49 条第 2 項 クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用を休止したクレーンを再び使用しようとするとき （根拠法令等名：規則第 49 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 51 条）	
(6) 合格付与方法	クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	379	296	327	367	312
(3) 手数料収入総額	12,242	9,718	10,625	12,223	10,843

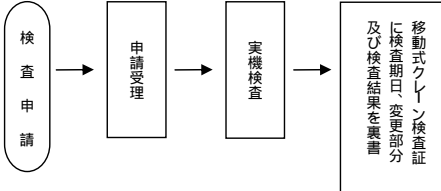
（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定制度関係許可等事項名等	厚労 12-21 : 移動式クレーンの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 21
(2) 制度名	特定機械等の検査（移動式クレーンの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 86 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	移動式クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 設置されている移動式クレーンのジブその他の構造部分又は台車に変更を加えた者は、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた移動式クレーンについては、この限りでない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、移動式クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	名称：移動式クレーン 範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上の主要な部分を変更した移動式クレーン。ただし、以下の移動式クレーンを除く。 ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 4 号。規則第 86 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定制度受検者	設置されている移動式クレーンの主要な部分に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 86 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 86 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	規則第 86 条第 2 項 移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	設置されている移動式クレーンの主要な部分に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 86 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 88 条）
(6) 合格付与方法	移動式クレーン検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	811	662	593	587	575
(3) 手数料収入総額	16,126	13,686	11,745	12,349	11,773

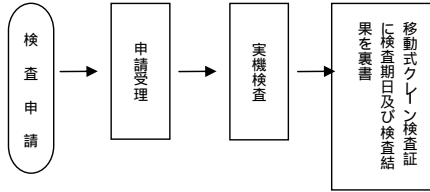
（注）「検査検定制度実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-22 : 移動式クレーンの使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 22
(2) 制度名	特定機械等の検査（移動式クレーンの使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 90 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	移動式クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者は、当該移動式クレーンについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、移動式クレーン検査証に検査期日及び検査結果を裏書を行う。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：移動式クレーン 範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上の使用を休止した移動式クレーンのうち、再び使用しようとするもの（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 4 号）
(2) 検査検定受検者	使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとする者（根拠法令等名：規則第 90 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 90 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 90 条第 2 項 移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用を休止した移動式クレーンを再び使用しようとするとき（根拠法令等名：規則第 90 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 92 条）	
(6) 合格付与方法	移動式クレーン検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	379	296	327	367	312
(3) 手数料収入総額	12,242	9,718	10,625	12,223	10,843

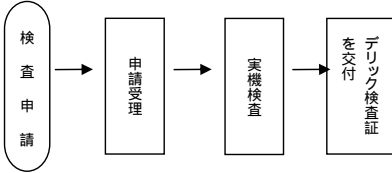
（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-23 : デリックの落成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 23
(2) 制度名	特定機械等の検査（デリックの落成検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 97 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	デリックの倒壊等による労働災害を防止すること。 [制度の仕組み] デリックを設置した者は、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたデリックについては、この限りでない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検査を行い、合格であれば、デリック検査証を交付する。
(2) 制度の概要	[フロー図]  <pre> graph LR A[検査申請] --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[デリック検査証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：デリック 範囲：つり上げ荷重が 2 トン以上の設置されたデリック。ただし、以下のデリックを除く。 ・ 所轄労働基準監督署長が落成検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 5 号。規則第 97 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	デリックを設置した者 （根拠法令等名：規則第 97 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 97 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 97 条第 2 項及び第 3 項 デリック構造規格（昭和 37 年労働省告示第 55 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	デリックを設置したとき （根拠法令等名：規則第 97 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 99 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	デリック検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	2 年（落成検査の結果により 2 年未満） （根拠法令等名：規則第 100 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	6,043	4,878	4,170	4,185	4,437
(3) 手数料収入総額	194,974	159,355	139,791	145,886	153,993

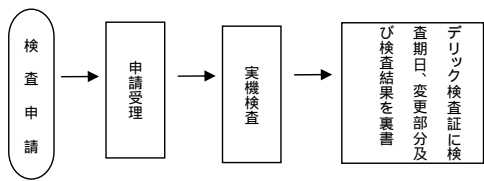
（注） 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-24 : デリックの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 24
(2) 制度名	特定機械等の検査（デリックの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 130 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	デリックの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 設置されているデリックのマスト、ブーム、控えその他の構造部分又は基礎に変更を加えた者は、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたデリックについては、この限りでない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、デリック検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：デリック 範囲：つり上げ荷重が 2 トン以上の主要な部分を変更したデリック。ただし、以下のデリックを除く。 ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 5 号。規則第 130 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	設置されているデリックの主要な部分に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 130 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 130 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 130 条第 2 項 デリック構造規格（昭和 37 年労働省告示第 55 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	設置されているデリックの主要な部分に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 130 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 132 条）	
(6) 合格付与方法	デリック検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	811	662	593	587	575
(3) 手数料収入総額	16,126	13,686	11,745	12,349	11,773

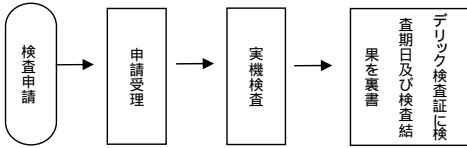
（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-25 : デリックの使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 25
(2) 制度名	特定機械等の検査（デリックの使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 134 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	デリックの倒壊等による労働災害を防止すること。 [制度の仕組み] 使用を休止したデリックを再び使用しようとする者は、当該デリックについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、デリック検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	[フロー図]  <pre> graph LR A[検査申請] --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[デリック検査証に検査期日及び検査結果を裏書] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9 - 13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：デリック 範囲：つり上げ荷重が 2 トン以上の使用を休止したデリックのうち、再び使用しようとするもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 5 号）
(2) 検査検定受検者	使用を休止したデリックを再び使用しようとする者 （根拠法令等名：規則第 134 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 134 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 134 条第 2 項 デリック構造規格（昭和 37 年労働省告示第 55 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用を休止したデリックを再び使用しようとするとき （根拠法令等名：規則第 134 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 136 条）
(6) 合格付与方法	デリック検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	379	296	327	367	312
(3) 手数料収入総額	12,242	9,718	10,625	12,223	10,843

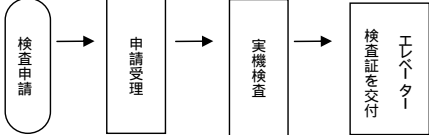
（注）「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定制度関係許可等事項名等	厚労 12-26 : エレベーターの落成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 26
(2) 制度名	特定機械等の検査（エレベーターの落成検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 141 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	エレベーターの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 エレベーターを設置した者は、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたエレベーター及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるエレベーターについては、この限りでない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、エレベーター検査証を交付する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[検査証を交付 エレベーター] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 37 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度の名称・範囲等	名称：エレベーター 範囲：積載荷重が 1 トン以上の設置されたエレベーター。ただし、以下のエレベーターを除く。 ・ 荷のみを運搬することを目的とするもので、搬器の床面積 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下のもの（簡易リフト） ・ 荷のみを運搬することを目的とするもので、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）（建設用リフト） ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業又は事務以外の事業又は事務所に設置されるもの ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 主として一般公衆の用に供されるもの ・ 所轄労働基準監督署長が落成検査の必要がないと認めたもの ・ 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物のもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 6 号、規則第 2 条第 4 号及び第 141 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定制度受検者	エレベーターを設置した者 （根拠法令等名：規則第 141 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 141 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：343

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	規則第 141 条第 2 項及び第 3 項 エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	エレベーターを設置したとき （根拠法令等名：規則第 141 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 143 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	エレベーター検査証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	1 年（落成検査の結果により 1 年未満） （根拠法令等名：規則第 144 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：件、千円）

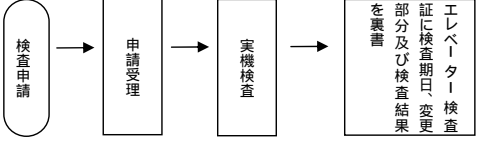
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	1,542	1,451	1,453	1,525	1,428
(3) 手数料収入総額	31,962	30,409	30,151	33,264	31,747

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-27 : エレベーターの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 27
(2) 制度名	特定機械等の検査（エレベーターの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 164 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	エレベーターの倒壊等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>〔制度の仕組み〕</p> <p>設置されているエレベーターの搬器若しくはカウンターウェイト又は屋外に設置されているエレベーターにあっては昇降路塔、ガイドレール支持塔若しくは控えに変更を加えた者は、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたエレベーターについては、この限りでない。</p> <p>〔実施方法〕</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、エレベーター検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。</p> <p>〔フロー図〕</p> 
(3) 施行年月日	昭和 37 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：エレベーター</p> <p>範囲：積載荷重が 1 トン以上の主要な部分を変更したエレベーター。ただし、以下のエレベーターを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷のみを運搬することを目的とするもので、搬器の床面積 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下のもの（簡易リフト） 荷のみを運搬することを目的とするもので、土木、建築等の工場の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）（建設用リフト） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業又は事務所以外の事業又は事務所に設置されるもの 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの 主として一般公衆の用に供されるもの 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 6 号。規則第 2 条第 4 号及び第 164 条第 1 項ただし書）</p>
(2) 検査検定受検者	設置されているエレベーターの主要な部分に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 164 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 164 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 164 条第 2 項 エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	設置されているエレベーターの主要な部分に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 164 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 166 条）	
(6) 合格付与方法	エレベーター検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

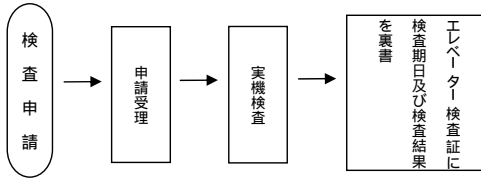
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	89	83	61	52	84
(3) 手数料収入総額	1,162	1,089	847	751	1,277

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定制度関係許可等事項名等	厚労 12-28 : エレベーターの使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 28
(2) 制度名	特定機械等の検査（エレベーターの使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 168 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	エレベーターの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 使用を休止したエレベーターを再び使用しようとする者は、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、エレベーター検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 37 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	名称：エレベーター 範囲：積載荷重が 1 トン以上の使用を休止したエレベーターのうち、再び使用しようとするもの。ただし、以下のエレベーターを除く。 ・ 荷のみを運搬することを目的とするもので、搬器の床面積 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下のもの（簡易リフト） ・ 荷のみを運搬することを目的とするもので、土木、建築等の工場の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）（建設用リフト） ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業又は事務所以外の事業又は事務所に設置されるもの ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 主として一般公衆の用に供されるもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 6 号。規則第 2 条第 4 号）
(2) 検査検定制度受検者	使用を休止したエレベーターを再び使用しようとする者 （根拠法令等名：規則第 168 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 168 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	規則第 168 条第 2 項 エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	使用を休止したエレベーターを再び使用しようとするとき （根拠法令等名：規則第 168 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 170 条）	
(6) 合格付与方法	エレベーター検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：件、千円）

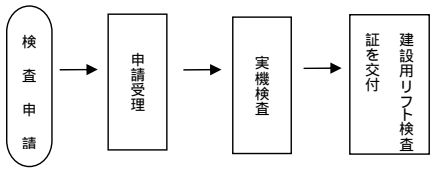
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	33	38	53	55	33
(3) 手数料収入総額	763	874	1,247	1,291	751

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	厚労 12-29 : 建設用リフトの落成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 29
(2) 制度名	特定機械等の検査（建設用リフトの落成検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 175 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	建設用リフトの倒壊等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 建設用リフトを設置した者は、当該建設用リフトについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。 〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、建設用リフト検査証を交付する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕  <pre> graph LR A[検査申請] --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[建設用リフト検査証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 37 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	名称：リフト 範囲：ガイドレールの高さが 18 メートル以上の設置された建設用リフト。ただし、以下の建設用リフトを除く。 ・ 積載荷重が 0.25 トン未満のもの ・ 所轄労働基準監督署長が落成検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 7 号。規則第 175 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定制度受検者	建設用リフトを設置した者 （根拠法令等名：規則第 175 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 175 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：343

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	規則第 175 条第 2 項及び第 3 項 建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 8 号）
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	建設用リフトを設置したとき （根拠法令等名：規則第 175 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定制度の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 177 条第 1 項）
(6) 合格付与方法	建設用リフト検査証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	設置から廃止までの期間 （根拠法令等名：規則第 178 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：件、千円）

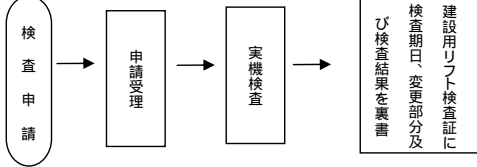
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	184	155	107	76	54
(3) 手数料収入総額	3,117	2,550	1,658	1,220	918

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-30 : 建設用リフトの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 30
(2) 制度名	特定機械等の検査（建設用リフトの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 198 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	建設用リフトの倒壊等による労働災害を防止すること。 [制度の仕組み] 設置されている建設用リフトのガイドレール若しくは昇降路又は搬器に変更を加えた者は、当該建設用リフトについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めた建設用リフトについては、この限りでない。 [実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、建設用リフト検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。
(2) 制度の概要	[フロー図] 
(3) 施行年月日	昭和 37 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：建設用リフト 範囲：ガイドレールの高さが 18 メートル以上の主要な部分を変更した建設用リフト。ただし、以下の建設用リフトを除く。 ・ 積載荷重が 0.25 トン未満のもの ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの (根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 7 号。規則第 198 条第 1 項ただし書)
(2) 検査検定受検者	設置されている建設用リフトの主要な部分に変更を加えた者 (根拠法令等名：規則第 198 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 (根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 198 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署： 343

5 検査検定基準

名称・法令等名	第 198 条第 2 項 建設用リフト構造規格（昭和 37 年労働省告示第 8 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	設置されている建設用リフトの主要な部分に変更を加えたとき (根拠法令等名：規則第 198 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個 抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 (根拠法令等名：規則第 200 条)	
(6) 合格付与方法	建設用リフト検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

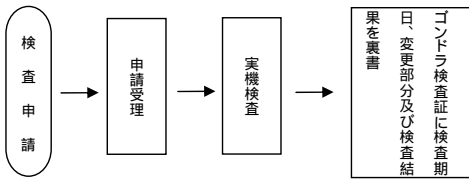
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	20	16	15	7	8
(3) 手数料収入総額	333	234	241	100	135

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-31 : ゴンドラの変更検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 31
(2) 制度名	特定機械等の検査（ゴンドラの変更検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 29 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ゴンドラの倒壊、落下等による労働災害を防止すること。 〔制度の仕組み〕 設置されているゴンドラの作業床、アームその他の構造部分、昇降装置、ブレーキ若しくは制御装置、ワイヤロープ又は固定方法に変更を加えた者は、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたゴンドラについては、この限りでない。
(2) 制度の概要	〔実施方法〕 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ゴンドラ検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。 〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 44 年 10 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：ゴンドラ 範囲：主要な部分を変更したゴンドラ。ただし、以下のゴンドラを除く。 ・ 所轄労働基準監督署長が変更検査の必要がないと認めたもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 8 号。規則第 29 条第 1 項ただし書）
(2) 検査検定受検者	設置されているゴンドラの主要な部分に変更を加えた者 （根拠法令等名：規則第 29 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	〔国の機関〕労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 29 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 29 条第 2 項及び第 3 項 ゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	設置されているゴンドラの主要な部分に変更を加えたとき （根拠法令等名：規則第 29 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 31 条）	
(6) 合格付与方法	ゴンドラ検査証に検査期日、変更部分及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

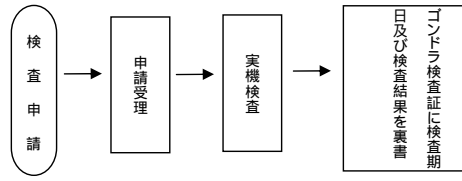
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	95	102	94	63	64
(3) 手数料収入総額	2,126	2,281	2,119	1,460	1,419

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-32 : ゴンドラの使用再開検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 32
(2) 制度名	特定機械等の検査（ゴンドラの使用再開検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項。ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 33 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ゴンドラの倒壊、落下等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする者は、当該ゴンドラについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ゴンドラ検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[ゴンドラ検査証に検査期日及び検査結果を裏書] </pre>
	(3) 施行年月日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：ゴンドラ 範囲：使用を休止したゴンドラのうち、再び使用しようとするもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 8 号）
(2) 検査検定受検者	使用を休止したゴンドラを再び使用しようとする者 （根拠法令等名：規則第 33 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 38 条第 3 項。規則第 33 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	労働基準監督署：343

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 33 条第 2 項 ゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用を休止したゴンドラを再び使用しようとするとき （根拠法令等名：規則第 33 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	労働基準監督署長 （根拠法令等名：規則第 35 条）
(6) 合格付与方法	ゴンドラ検査証に検査期日及び検査結果について裏書を行う。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

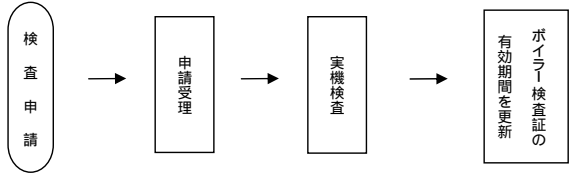
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定実施件数	55	85	86	76	33
(3) 手数料収入総額	1,227	1,811	1,905	1,771	758

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-33 : ボイラーの性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 33
(2) 制度名	特定機械等の検査 (ボイラーの性能検査)
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 41 条第 2 項。ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。) 第 38 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	使用中であるボイラーは、腐食等によって構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、使用段階において定期的にその安全の性能を確認するため、性能検査においては、本体の腐食、損耗の状態等について検査を実施し、ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ボイラー検査証の有効期間を更新する。</p> <p>(フロー図)</p> 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9 - 13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 30 日 : 性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>検査検定の方法の見直し (平成 8 年 3 月 22 日) : 所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、隔年でボイラーの運転時に性能検査を受けることができることとした (2 年連続運転)。</p> <p>平成 14 年 3 月 29 日 : 所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、開放検査の周期を最大 4 年まで延長し、その間はボイラーの運転時に性能検査を受けることができることとした (4 年連続運転)。</p> <p>平成 14 年度以降の制度変更の状況 平成 15 年 4 月 30 日 : 仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化とした。</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日 : 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律 (平成 15 年法律第 102 号) が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称 : ボイラー 範囲 : ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとするボイラー。ただし、以下のボイラーを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型ボイラー ・ 船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号) の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) の適用を受けるもの <p>(根拠法令等名 : 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 12 条第 1 号)</p>
(2) 検査検定受検者	ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者 (根拠法令等名 : 規則第 38 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 労働基準監督署 (根拠法令等名 : 労働安全衛生法第 41 条第 2 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 38 条第 1 項)</p> <p>[指定検査機関等] 社団法人ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会 (根拠法令等名 : 労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令 (平成 13 年厚生労働省令第 63 号)) 株式会社損保ジャパン (根拠法令等名 : 労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令 (平成 13 年厚生労働省令第 63 号))</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署 : 47 都道府県に計 343</p> <p>社団法人ボイラ協会 : 全国に 44 検査事務所及び分室</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会 : 全国に 20 事務所及び分室</p> <p>株式会社損保ジャパン : 全国に 8 検査事務所</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	ボイラー構造規格 (平成元年労働省告示第 65 号)
---------	----------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとするとき (根拠法令等名 : 規則第 38 条第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令 (昭和 47 年政令第 345 号) 別表第 1 による。 性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長又は性能検査代行機関 (根拠法令等名 : 規則第 38 条第 2 項)

(6) 合格付与方法	ボイラー検査証の有効期間を更新
(7) 検査検定の有効期間	1年(性能検査の結果により1年を超え2年以内) (根拠法令等名:規則第37条第1項及び第38条第2項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	性能検査の受検に際して、所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、ボイラー(燃烧室を含む。)及び煙道の冷却及び掃除をしないことができる。 (根拠法令等名:規則第40条第1項ただし書)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	56,144	53,263	50,398	47,691	45,085	
内訳	国	70	72	62	56	51
	(社)日本ボイラ協会	38,911	36,904	34,915	32,993	31,224
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	11,387	10,752	10,139	9,609	9,098
	(株)損保ジャパン	5,776	5,535	5,282	5,033	4,712
(3) 手数料収入総額			不明			
内訳	国	2,274	2,296	2,011	1,857	1,751
	(社)日本ボイラ協会			不明		
	(社)ボイラ・クレーン安全協会			不明		
	(株)損保ジャパン			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

当該検査については、以下の制度改変がなされている。) 平成8年度: 開放検査の周期を2年とすることが可能な2年連続運転のインセンティブ制度が運用開始) 平成11年度: 開放検査の周期を最大4年間とし、その間は1年ごとに運転時検査を実施することを認める「4年連続運転の試行」が導入(平成14年度から本格実施) コスト分析は、上記の制度改変による影響を把握するため、調査対象事業者(インセンティブ制度導入事業者)について、性能検査を開放検査の方法により実施した場合のコストと運転時検査の方法で実施した場合のコストを比較する方法で行った。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【調査対象とした受検者の状況等】 インセンティブ制度を導入している石油化学・石油精製の13事業者を対象とし、伝熱面積5平方メートルないし200平方メートル未満のボイラーを調査対象範囲として平成9年度から13年度の状況を調査した結果をコスト分析した。なお、平成14年6月現在、連続運転の認定事業者は236事業場1,348基であり、このうち事業場数で約75パーセントが石油化学・石油精製の事業場となっている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		開放検査	運転時検査	
手数料		45,000円	45,000円	受検件数が多い伝熱面積100平方メートル以上ないし200平方メートル未満の場合の検査手数料を使用
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	15,000円 (実地検査6.5人時間)	15,000円 (実地検査6.3人時間)	左記のほか、電話等により日程調整等の事前相談(1人時間程度)が行われる場合もあり
	旅費	×	-	書類の提出は郵送又はファックスで行われており、旅費は要していない。
機会費用	×	平均14日の運転停止	-	9事業者から運転停止日数についての回答を得ているが、機会費用を算出することは困難なため、運転停止日数の平均を記載(機会費用については事業分野により発生の状況が異なる。石油精製業においては機会費用は発生していないが、年間を通じて高い稼働率となっている石油化学工業においては、機会費用が発生している。今回の調査では、石油化学工業の事業場では20日ないし35日の運転停止日数となっている。 なお、生産工程に組み込まれていないボイラーについては機会費用は発生しない。)
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		16,000円 (7.0人時間、1枚)	15,000円 (6.6人時間、1枚)	申請書類は基本的にはがき1枚だが、点検記録等も提出している事業者もあり
部外委託経費	×	720,000円	-	内容は、開放検査のための清掃・整備等のオーバーホール費用
事前準備コスト	×	-	-	
法定自主点検コスト	×	-	-	
任意自主点検コスト		(有)	(有)	年間数時間から360時間以上(1日1時間以上)まで事業者により実施内容が異なる。 制度改変による変化はみられない。
インセンティブ適用コスト	×	-	(導入コスト) ・申請手数料(480,000円) ・書類作成コスト (250,000円/1基当たり 平均(107人時間))	認定有効期間は5年(更新手数料は36万円) 左記の導入コストから、認定有効期間(5年)及び認定1件当たりの平均基数(8基)を基に1件当たりコストを算出すると、6万1,000円となる。
その他	×	-	-	
合計	-	796,000円 (、及び又はの合計)	75,000円	は、上記説明のとおり、コスト計算していない。 については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

(注) 「1件当たりコスト」は、ボイラー1基に係る受検コストである。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】

検査検定実施主体である性能検査代行機関3機関の本部と14事務所を対象として、平成9年度から13年度における状況を調査した。

区分		コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
			開放検査	運転時検査	
検査検定実施コスト	人件費		4,200円 (1.8人時間) (内訳) 事前準備0.3人時間 実地検査1.5人時間	3,900円 (1.7人時間) (内訳) 事前準備0.7人時間 実地検査1.0人時間	県内移動旅費(7,000円)について、1回の検査でボイラーと第一種圧力容器の検査が併せて行われる実態を勘案して、半額として計上 遠隔地へ出向く場合、別途宿泊費等がかかる場合もあり
	旅費		3,500円	3,500円	
機器運搬コスト		x	-	-	
機器維持管理コスト			-	-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、第一種圧力容器、小型ボイラー等の検査と共用しているものであり、当該検査に係る分を分割計上することは困難
その他		x	-	-	
合計			7,700円	7,400円	

(注) 「1件当たりコスト」は、ボイラー1基に係る検査コストである。

10 制度変更の影響

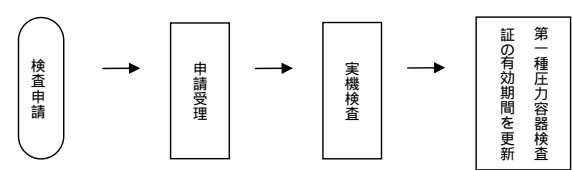
(1) コスト	受検者において、インセンティブ制度の認定を受けるために書類作成等の一定のコストを要するものの、同制度の導入によって運転時検査の方法で受検することにより、開放検査の場合にボイラーを停止することによる「機会費用」、受検準備のために清掃・整備等を委託して行うための「部外委託経費」、あるいはこれを自社で行うための「事前準備コスト」の各項目にコスト削減の影響がみられる。 検査検定実施主体においては、開放検査に比べ運転時検査において、検査検定実施コスト(人件費)がわずかに減少している。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許可等事項名等	厚労 12-34 : 第一種圧力容器の性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 34
(2) 制度名	特定機械等の検査（第一種圧力容器の性能検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 41 条第 2 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 73 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	使用中である第一種圧力容器は、腐食等によって構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、使用段階において定期的にその安全の性能を確認するため、性能検査においては、本体の腐食、損耗の状態等について検査を実施し、第一種圧力容器の爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] 第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、第一種圧力容器検査証の有効期間を更新する。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[検査申請] --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[第一種圧力容器検査証の有効期間を更新] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 30 日：性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>検査検定の方法の見直し （平成 8 年 3 月 22 日）：所轄労働基準監督署長が認めた第一種圧力容器については、隔年で第一種圧力容器の運転時に性能検査を受けることができることとした（2 年連続運転） 平成 14 年 3 月 29 日：所轄労働基準監督署長が認めた第一種圧力容器については、開放検査の周期を最大 4 年まで延長し、その間は第一種容器の運転時に性能検査を受けることができることとした（4 年連続運転）。</p> <p>平成 14 年度以降の制度変更の状況 平成 15 年 4 月 30 日：仕様規定となっているボイラー及び第一種圧力容器の検査に当たって適用される基準について、国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する際の安全確認の迅速化による検査簡略化の観点も含め、性能規定化した。 平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：第一種圧力容器 範囲：第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする第一種圧力容器。ただし、以下の第一種圧力容器を除く。 ・ 小型圧力容器 ・ 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の適用を受けるもの （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 2 号）</p>
(2) 検査検定受検者	第一種圧力容器検査証の有効期間の更新を受けようとする者 （根拠法令等名：規則第 73 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 41 条第 2 項。規則第 73 条第 1 項） [指定検査機関等]社団法人ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会 （根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 63 号） 株式会社損保ジャパン （根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署：47 都道府県に計 343 社団法人ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室 社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室 株式会社損保ジャパン：全国に 8 検査事務所</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）
---------	---------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	第一種ある力容器検査証の有効期間の更新を受けようとするとき （根拠法令等名：規則第 73 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。 性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出）</p>
	製品等	<p>書面 実地 検査場内 現地</p>

(5) 合格付与権者	労働基準監督署長又は性能検査代行機関 (根拠法令等名:規則第73条第2項)
(6) 合格付与方法	第一種圧力容器検査証の有効期間を更新
(7) 検査検定の有効期間	1年(性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内) (根拠法令等名:規則第72条及び第73条第2項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	性能検査の受検に際して、所轄労働基準監督署長が認めた第一種圧力容器については、冷却及び掃除をしないことができる。 (根拠法令等名:規則第75条第1項ただし書)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	114,268	113,702	111,654	110,498	109,533	
内訳	国	179	177	162	152	135
	(社)日本ボイラ協会	83,130	82,677	81,438	80,620	79,822
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	18,316	18,417	18,016	17,781	18,175
	(株)損保ジャパン	12,643	12,431	12,038	11,945	11,401
(3) 手数料収入総額			不明			
内訳	国	3,846	3,758	3,460	3,413	3,025
	(社)日本ボイラ協会			不明		
	(社)ボイラ・クレーン安全協会			不明		
	(株)損保ジャパン			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

<p>当該検査については、以下の制度変更がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成8年度:開放検査の周期を2年とすることが可能な2年連続運転のインセンティブ制度が運用開始 平成11年度:開放検査の周期を最大4年間とし、その間は1年ごとに運転時検査を実施することを認める「4年連続運転の試行」が導入(平成14年度から本格実施) <p>コスト分析は、上記の制度変更による影響を把握するため、調査対象事業者(インセンティブ制度導入事業者)について、性能検査を開放検査の方法により実施した場合のコストと運転時検査の方法で実施した場合のコストを比較する方法で行った。</p>

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>インセンティブ制度を導入している石油化学・石油精製等の13事業者を対象とし、内容積30立方メートル未満の第一種圧力容器を調査対象範囲として平成9年度から13年度の状況を調査した結果をコスト分析した。なお、平成14年6月現在、連続運転の認定事業者は236事業場1万209基であり、このうち事業場数で約75パーセントが石油化学・石油精製等の事業場となっている。</p>

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		開放検査	運転時検査	
手数料		34,900円	34,900円	受検件数が多い内容積10立方メートル以上ないし30立方メートル未満の場合の検査手数料を使用
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	6,000円 (実地検査2.4人時間)	3,000円 (実地検査1.5人時間)	左記のほか、電話等により日程調整等の事前相談(0.5人時間程度)が行われる場合もあり
	旅費	×	-	書類の提出は郵送又はファックスで行われており、旅費は要していない。
機会費用	×	平均17日の運転停止	-	10事業者から運転停止日数についての回答を得ているが、機会費用を算出することは困難なため、運転停止日数の平均を記載(機会費用については事業分野により発生の状況が異なる。石油精製業においては機会費用は発生していないが、年間を通じて高い稼働率となっている石油化学工業においては、機会費用が発生している。今回の調査では、石油化学工業の事業場では25日ないし35日の運転停止日数となっている(後述【A事業者の例】参照)。なお、生産工程に組み込まれていないボイラーについては機会費用は発生しない。)
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		14,000円 (6.2人時間、1枚)	14,000円 (6.2人時間、1枚)	申請書類は基本的にはがき1枚だが、点検記録等も提出している事業者もあり
部外委託経費	×	480,000円	-	内容は、開放検査のための清掃・整備等のオーバーホール費用
事前準備コスト		-	-	各種の試験検査記録と報告書等の作成にコストを要していると回答の事業者もあり(3事業者)
法定自主点検コスト	×	-	-	
任意自主点検コスト		(有)	(有)	年間数時間から360時間以上(1日1時間以上)まで事業者により実施内容が異なる。制度変更による変化はみられない。
インセンティブ適用コスト	×	-	(導入コスト) ・申請手数料(480,000円) ・書類作成コスト (100,000円/1基当たり 平均(44人時間))	認定有効期間は5年(更新手数料は36万円) 左記の導入コストから、認定有効期間(5年)及び認定1件当たりの平均基数(51基)を基に1件当たりコストを算出すると、2万2,000円となる。
その他	×	-	-	
合計	-	534,900円 (、及びの合計)	51,900円	は、上記説明のとおり、コスト計算していない。 については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

(注) 「1件当たりコスト」は、第一種圧力容器1基に係る受検コストである。

【A事業者の例】

石油化学工業のA事業所では、インセンティブ制度の認定を受けている第一種圧力容器170基(平成13年度現在)の運転停止は当事業所の売上に直接的に影響を与えるとしている。これを当事業所の平成13年度売上高(1,465億円)、第一種圧力容器の年間総稼働時間(1基当たり8,000時間)、運転停止時間(760時間:1基当たり約1月)から1基当たりの機会費用を単純に試算すると、年間約8,200万円((注)参照)となる。

(注)しかしながら、第一種圧力容器の性能検査はボイラーの性能検査と同時に受検することが一般的であり、同社においても同様の形態であることが予想され、上記の試算額が直接的に第一種圧力容器の運転停止に係るものと考えerことは適当ではない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】

検査検定実施主体である性能検査代行機関3機関の本部と14事務所を対象として、平成9年度から13年度における状況を調査した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		開放検査	運転時検査	
検査検定実施コスト	人件費	2,300円 (1.0人時間) (内訳) 事前準備0.3人時間 実地検査0.7人時間	1,600円 (0.7人時間) (内訳) 事前準備0.5人時間 実地検査0.2人時間	県内移動旅費(7,000円)を、1回の検査でボイラーと第一種圧力容器の検査が併せて行われる実態を勘案して、半額として計上 遠隔地へ出向く場合、別途宿泊費等がかかる場合もあり
	旅費	3,500円	3,500円	
機器運搬コスト	x	-	-	
機器維持管理コスト		-	-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、ボイラー、小型ボイラー等の検査と共用しているものであり、当該検査に係る分を分割計上することは困難
その他	x	-	-	
合計		5,800円	5,100円	

(注) 「1件当たりコスト」は、第一種圧力容器1基に係る検査コストである。

10 制度変更の影響

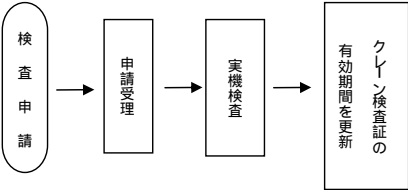
(1) コ ス ト	受検者において、インセンティブ制度の認定を受けるために書類作成等の一定のコストを要するものの、同制度の導入によって運転時検査の方法で受検することにより、開放検査の場合に第一種圧力容器を停止することによる「機会費用」受検準備のために清掃・整備等を委託して行うための「部外委託経費」の各項目にコスト削減の影響がみられる。 検査検定実施主体において、開放検査に比べ運転時検査において、検査検定実施コスト(人件費)がわずかに減少している。
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-35 : クレーンの性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 35
(2) 制度名	特定機械等の検査（クレーンの性能検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 41 条第 2 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 43 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>使用中であるクレーンは、摩耗等によって構造上の要件を欠くと倒壊等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、使用段階において定期的にその安全の性能を確認するため、性能検査においては、外観検査、荷重試験等を実施し、クレーンの倒壊等による労働災害を防止する。</p> <p>[制度の仕組み] クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、クレーン検査証の有効期間を更新する。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[クレーン検査証の有効期間を更新] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 20 日：性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：クレーン 範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上（スタッカー式クレーンにあつては、1 トン以上）のクレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするクレーン （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 3 号）</p>
(2) 検査検定受検者	クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者 （根拠法令等名：規則第 41 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 労働基準監督署 （根拠法令等名：法第 41 条第 2 項。規則第 41 条） [指定検査機関等] 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会 （根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 63 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署：343 社団法人日本クレーン協会：全国に 49 検査事務所 社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 40 条第 1 項 クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするとき （根拠法令等名：規則第 41 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。 性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	製品等	
	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長又は性能検査代行機関 （根拠法令等名：規則第 43 条）	
(6) 合格付与方法	クレーン検査証の有効期間を更新	
(7) 検査検定の有効期間	2 年（性能検査の結果により 2 年未満又は 2 年を超え 3 年以内） （根拠法令等名：規則第 10 条及び第 43 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	58,580	58,580	59,343	58,115	58,413	
内訳	国	241	245	277	230	
	(社)日本クレーン協会	47,871	47,317	48,437	47,016	47,824
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	10,468	11,018	10,629	10,842	10,359
(3) 手数料収入総額			不明			
内訳	国	9,101	9,743	10,262	10,325	9,134
	(社)日本クレーン協会			不明		
	(社)ボイラ・クレーン安全協会			不明		

(注) 国の「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの計である。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

性能検査代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止した制度改変については、調査対象期間における公益法人以外の参入事例はないので、クレーンの性能検査に係るコストの状況を分析した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【調査対象とした受検者の状況等】
クレーンを使用する13事業者を調査対象とし、つり上げ荷重3トンないし20トン未満のクレーンを調査対象範囲として調査した結果をコスト分析した。
調査対象期間中(平成9年度～13年度)に性能検査の受検対象となっているもののうち、つり上げ荷重5トンないし20トン未満のものが全体の約76パーセント(5トンないし10トン未満のものが全体の40パーセント)を占めている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		23,000円	調査対象とした事業者において最も受検件数の多い手数料額(平成13年度のつり上げ荷重5トンないし10トン未満のもの。)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	12,000円 (実地検査5.3人時間)	
	旅費	×	- 申請書類は郵送又はファックスで送付されており、申請書類提出のための旅費は要していない。
機会費用			性能検査の受検のために1基当たり1ないし3時間程度の時間を要しているが、受検のために停止させているものではない旨回答の事業者もあり、機会費用を要しているか否かの判断は困難
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		3,000円 (1.1人時間、1枚)	
部外委託経費	-	-	
事前準備コスト		-	受検前の自主検査等にコストを要している場合がある(3事業者回答：13,000円(5.7人時間))
法定自主点検コスト		(有)	月例点検及び年次点検にコストを要している(年間数十時間から100時間以上まで事業者により実施内容は異なる。) 外部委託で実施の場合もある。
任意自主点検コスト		-	日常的な点検にコストを要している場合がある(7事業者回答：年間数十時間から100時間以上まで事業者により実施内容は異なる。) 外部委託で実施の場合もある。
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	38,000円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であり事業者一般にコストを要しているか否かの判断ができないので、受検1件当たりのコストを算出するに当たって、合計には含めていない。 及びについては、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【調査対象とした実施主体の状況等】
検査検定実施主体である性能検査代行機関2機関の本部と11事務所を対象として調査し、平成9年度から13年度について、クレーンの性能検査の実施に係るコストの状況を分析した。

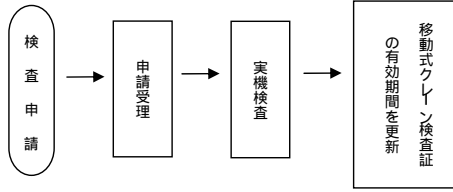
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	8,000円 (3.5人時間) (内訳) 事前相談1.0人時間 事前準備1.0人時間 実地検査1.5人時間	事前準備として、申請書類のチェックと過去の受検状況の確認等が行われている。
	旅費	7,000円	県内移動旅費を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、移動式クレーン、デリック等の検査と共用しているものであり、当該検査に係る分を分割計上することは困難
その他	×	-	
合計	-	15,000円	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-36 : 移動式クレーンの性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 36
(2) 制度名	特定機械等の検査（移動式クレーンの性能検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 41 条第 2 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 84 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	移動式クレーンの倒壊等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>〔制度の仕組み〕</p> <p>移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>〔実施方法〕</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、移動式クレーン検査証の有効期間を更新する。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A([検査申請]) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[移動式クレーン検査証の有効期間を更新] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 20 日：性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：移動式クレーン</p> <p>範囲：つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする移動式クレーン（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 4 号）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとする者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 82 条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>〔国の機関〕労働基準監督署（根拠法令等名：法第 41 条第 2 項。規則第 82 条）</p> <p>〔指定検査機関等〕社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会（根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 63 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署：343</p> <p>社団法人日本クレーン協会：全国に 49 検査事務所</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>規則第 81 条第 1 項</p> <p>移動式クレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 135 号）</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	移動式クレーン検査証の有効期間の更新を受けようとするとき（根拠法令等名：規則第 82 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格付与権者	労働基準監督署長又は性能検査代行機関 (根拠法令等名：規則第 84 条)
(6) 合格付与方法	移動式クレーン検査証の有効期間を更新
(7) 検査検定の有効期間	2 年(性能検査の結果により 2 年未満又は 2 年を超え 3 年以内) (根拠法令等名：規則第 84 条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
(1) 対象事業者数	不明					
(2) 検査検定実施件数	32,796	34,807	33,569	33,446	31,691	
内 訳	国	241	245	277	257	230
	(社)日本クレーン協会	22,762	24,015	23,212	23,184	22,012
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	9,793	10,547	10,080	10,005	9,449
(3) 手数料収入総額	不明					
内 訳	国	9,101	9,743	10,262	10,325	9,134
	(社)日本クレーン協会	不明				
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	不明				

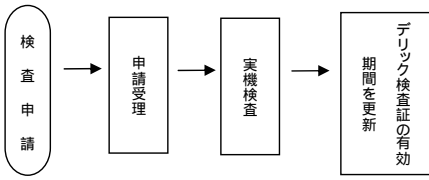
(注) 国の「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの合計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-37 : デリックの性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 37
(2) 制度名	特定機械等の検査（デリックの性能検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 41 条第 2 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 128 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	デリックの倒壊等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>デリック検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、デリック検査証の有効期間を更新する。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[デリック検査証の有効期間を更新] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 20 日：性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：デリック</p> <p>範囲：つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック検査証の有効期間の更新を受けようとするデリック（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 5 号）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>デリック検査証の有効期間の更新を受けようとする者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 126 条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 労働基準監督署</p> <p>（根拠法令等名：法第 41 条第 2 項。規則第 126 条）</p> <p>[指定検査機関等] 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 63 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署：343</p> <p>社団法人日本クレーン協会：全国に 49 検査事務所</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>規則第 125 条第 1 項</p> <p>デリック構造規格（昭和 37 年労働省告示第 55 号）</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	デリック検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。 性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
	製品等	運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	労働基準監督署長又は性能検査代行機関 (根拠法令等名：規則第128条)
(6) 合格付与方法	デリック検査証の有効期間を更新
(7) 検査検定の有効期間	2年(性能検査の結果により2年未満又は2年を超え3年以内) (根拠法令等名：規則第100条及び第128条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	不明					
(2) 検査検定実施件数	333	341	353	333	286	
内訳	国	241	245	277	257	230
	(社)日本クレーン協会	78	81	64	64	46
	(社)ボイラ・クレーン協会	14	15	12	12	10
(3) 手数料収入総額	不明					
内訳	国	9,101	9,743	10,262	10,325	9,134
	(社)日本クレーン協会	不明				
	(社)ボイラ・クレーン協会	不明				

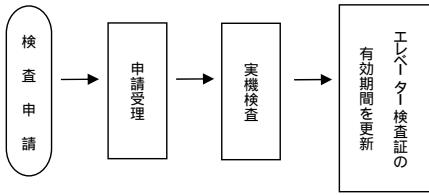
(注) 国の「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については、クレーン、移動式クレーン及びデリックの計である。

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-38 : エレベーターの性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 38
(2) 制度名	特定機械等の検査（エレベーターの性能検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 41 条第 2 項。クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号。以下「規則」という。）第 162 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	エレベーターの倒壊等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、エレベーター検査証の有効期間を更新する。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A([検査申請]) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[エレベーター検査証の有効期間を更新] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 37 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 20 日：性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・法令等名	<p>名称：エレベーター</p> <p>範囲：積載荷重が 1 トン以上のエレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとするエレベーター。ただし、以下のエレベーターを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷のみを運搬することを目的とするもので、搬器の床面積 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下のもの（簡易リフト） 荷のみを運搬することを目的とするもので、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が 80 度未満のスキップホイストを除く。）（建設用リフト） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業又は事務以外の事業又は事務所に設置されるもの 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの 主として一般公衆の用に供されるもの <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 6 号。規則第 2 条第 4 号）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとする者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 160 条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 労働基準監督署</p> <p>（根拠法令等名：法第 41 条第 2 項。規則第 160 条）</p> <p>[指定検査機関等] 社団法人日本クレーン協会、社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 63 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署：343</p> <p>社団法人日本クレーン協会：全国に 49 検査事務所</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>規則第 159 条第 1 項及び第 2 項</p> <p>エレベーター構造規格（平成 5 年労働省告示第 91 号）</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	エレベーター検査証の有効期間の更新を受けようとするとき (根拠法令等名：規則第 160 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令(昭和 47 年政令第 345 号)別表第 1 による。 性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	労働基準監督署長又は性能検査代行機関 (根拠法令等名：規則第 162 条)	
(6) 合格付与方法	エレベーター検査証の有効期間を更新	
(7) 検査検定の有効期間	1 年(性能検査の結果により 1 年未満又は 1 年を超え 2 年以内) (根拠法令等名：規則第 144 条及び第 162 条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

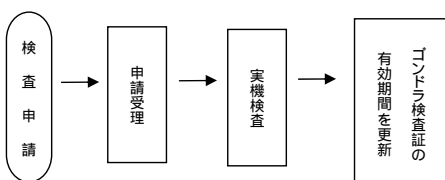
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	
(1) 対象事業者数	不明					
(2) 検査検定実施件数	24,562	25,355	26,054	26,356	26,951	
内訳	国	64	57	53	49	55
	(社)日本クレーン協会	19,957	20,624	21,182	21,428	21,877
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	4,541	4,674	4,819	4,879	5,019
(3) 手数料収入総額	不明					
内訳	国	1,416	1,283	1,191	1,113	1,266
	(社)日本クレーン協会	不明				
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	不明				

検査検定制度名等	厚労 12 : 特定機械等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 12-39 : ゴンドラの性能検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 12 - 39
(2) 制度名	特定機械等の検査（ゴンドラの性能検査）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 41 条第 2 項。ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号。以下「規則」という。）第 27 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ゴンドラの倒壊、落下等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、労働基準監督署長又は性能検査代行機関が行う性能検査を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、実機における検査を行い、合格であれば、ゴンドラ検査証の有効期間を更新する。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検査申請) --> B[申請受理] B --> C[実機検査] C --> D[ゴンドラ検査証の有効期間を更新] </pre>
	(3) 施行年月日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日：性能検査代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度変更の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日：公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、性能検査については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ゴンドラ</p> <p>範囲：ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするゴンドラ</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 12 条第 8 号）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとする者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 25 条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 労働基準監督署</p> <p>（根拠法令等名：法第 41 条第 2 項。規則第 27 条）</p> <p>[指定検査機関等] 社団法人日本クレーン協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法第 41 条第 2 項に規定する性能検査代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 63 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>労働基準監督署：343</p> <p>社団法人日本クレーン協会：全国に 49 検査事務所</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>規則第 24 条第 1 項</p> <p>ゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号）</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ゴンドラ検査証の有効期間の更新を受けようとするとき	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 1 による。	
(4) 検査検定の実施方法	性能検査代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p>
	製品等	<p>型式 個別（全個） 個別（抽出）</p> <p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
	(5) 合格付与権者	<p>労働基準監督署長又は性能検査代行機関</p> <p>（根拠法令等名：規則第 27 条）</p>

(6) 合格付与方法	ゴンドラ検査証の有効期間を更新
(7) 検査検定の有効期間	1年（性能検査の結果により1年未満又は1年を超え2年以内） （根拠法令等名：規則第9条第1項及び第27条）

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	不明					
(2) 検査検定実施件数	14,208	14,525	14,526	14,382	14,423	
内 訳	国	36	27	41	36	38
	（社）日本クレーン協会	13,148	13,491	13,403	13,136	13,055
	（社）ボイラ・クレーン安全協会	1,024	1,007	1,082	1,210	1,330
(3) 手数料収入総額	不明					
内 訳	国	826	611	922	827	888
	（社）日本クレーン協会	不明				
	（社）ボイラ・クレーン安全協会	不明				

検査検定制度名等	厚労 13 : 小型ボイラー等の個別検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 13-1 : ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電動的制動方式のものの個別検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 13 - 1
(2) 制度名	小型ボイラー等の個別検定(ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電動的制動方式のものの個別検定)
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 44 条第 2 項。労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「施行令」という。)第 14 条
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものの緊急時における不動作等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造した者は、当該急停止装置について厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関が個々に行う検定を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検定を行い、合格であれば、ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置(電動的制動方式)明細書に合格の印を押して交付する。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A[検定申請] --> B[申請受理] B --> C[書面審査] C --> D[実機検定] D --> E[ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置(電動的制動方式)明細書に合格の印を押印して交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日: 個別検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日: 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成 15 年法律第 102 号)が成立し、個別検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称: ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの</p> <p>範囲: 製造又は輸入されたゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの(根拠法令等名: 施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 14 条)</p>
(2) 検査検定受検者	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造し、又は輸入した者(根拠法令等名: 機械等検定規則(昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「規則」という。)第 1 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]厚生労働省 (根拠法令等名: 法第 44 条第 1 項。規則第 1 条第 1 項)</p> <p>[指定検査機関等]社団法人産業安全技術協会 (根拠法令等名: 労働安全衛生法第 44 条第 1 項に規定する個別検定代行機関の指定に関する省令(平成 13 年厚生労働省令第 64 号))</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	厚生労働省本省 社団法人産業安全技術協会(埼玉県狭山市)

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>規則第 3 条</p> <p>ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置の構造規格(昭和 47 年労働省告示第 79 号)</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のものを製造し、又は輸入したとき (根拠法令等名：規則第1条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)別表第2による。 個別検定代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	個別検定実施者 (根拠法令等名：規則第4条)	
(6) 合格付与方法	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置(電動的制動方式)明細書に合格の印を押して交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

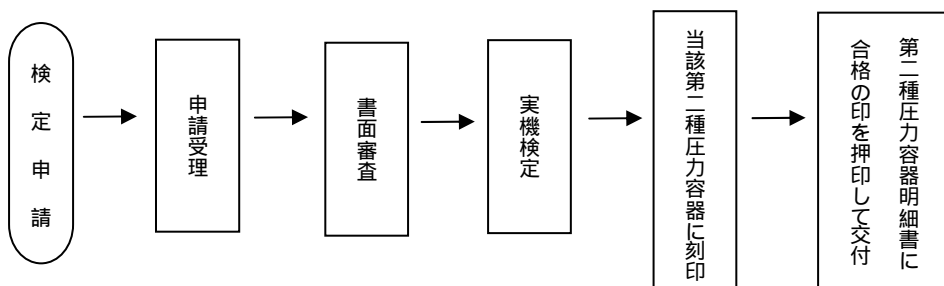
区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明				
内 国	不明				
内 社(社)産業安全技術協会	不明				
(2) 検査検定実施件数	10	14	13	10	9
内 国	0	0	0	0	0
内 社(社)産業安全技術協会	10	14	13	10	9
(3) 手数料収入総額	不明				
内 国	0	0	0	0	0
内 社(社)産業安全技術協会	不明				

検査検定制度名等	厚労 13 : 小型ボイラー等の個別検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 13-2 : 第二種圧力容器の個別検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 13 - 2
(2) 制度名	小型ボイラー等の個別検定（第二種圧力容器の個別検定）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 84 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造時において第二種圧力容器は、構造上の欠点を欠くと破裂等により死亡災害や重大な災害を招くおそれがあるので、製造後の第二種圧力容器が構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認するため、個別検定においては、設計の審査、外観検査、水圧試験等を実施し、第二種圧力容器の破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>第二種圧力容器を製造した者は、当該第二種圧力容器について厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関が個々に行う検定を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受取り、書面審査の後、実機における検定を行い、合格であれば、第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付する。また、当該第二種圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取り付ける。</p> <p>[フロー図]</p> 
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成 9 年 12 月 25 日： 第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器について、品質管理、生産管理等が良好であること等の一定の条件の下に個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の 2 回目以降の個別検定の運用を簡素化できるインセンティブ制度を導入した。</p> <p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 個別検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、個別検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：第二種圧力容器</p> <p>範囲：製造又は輸入された第二種圧力容器（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）又はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 14 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 84 条第 1 項。機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定規則」という。）第 1 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]都道府県労働局</p> <p>（根拠法令等名：法第 44 条第 1 項。規則第 84 条第 1 項。検定規則第 1 条第 1 項）</p> <p>[指定検査機関等]社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法第 44 条第 1 項に規定する個別検定代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 64 号）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県労働局：47</p> <p>社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>検定規則第 3 条</p> <p>圧力容器構造規格（平成元年労働省告示第 66 号）</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>第二種圧力容器を製造し、又は輸入したとき</p> <p>（根拠法令等名：規則第 84 条第 1 項。検定規則第 1 条第 1 項）</p>
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可

(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)別表第2による。 個別検定代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
(5) 合格付与権者	個別検定実施者 (根拠法令等名: 検定規則第4条及び第5条第2項)	
(6) 合格付与方法	第二種圧力容器明細書に合格の印を押して交付する。また、第二種圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取り付ける。	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	個別検定の受検に際して、品質管理、生産管理等が良好であると個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定時には、個別検定の簡素化を行うことができる。 (根拠法令等名:「第二種圧力容器等に係る個別検定の簡素化について」(平成9年12月25日基発第774号))
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位: 件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	不明					
(2) 検査検定実施件数	136,881	111,516	102,163	104,895	92,598	
内訳	国	0	0	0	0	
	(社)日本ボイラ協会	124,252	101,878	92,661	94,622	82,934
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	12,629	9,638	9,502	10,273	9,664
(3) 手数料収入総額	不明					
内訳	国	-	-	-	-	-
	(社)日本ボイラ協会	不明				
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	不明				

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

以下の制度改変をコスト分析の対象とした。 平成9年12月: 第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器について、品質管理、生産管理等が良好であること等の一定の条件の下に個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定の運用を簡素化できるインセンティブ制度の導入 上記のうち、第二種圧力容器について、個別検定に係るコストの状況を把握することとした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 第二種圧力容器を製造する13事業者を調査対象とし、内容積が1立法メートル未満の第二種圧力容器を調査対象範囲として調査を実施したが、調査対象事業者においてインセンティブ制度を導入している事業者はいなかった。そのため、第二種圧力容器の個別検定の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		7,200円	内容積が0.5立法メートル以上1立法メートル未満の手数料単価を使用
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	4,000円 (実地検査1.9人時間)	
	旅費	7,000円 (書類提出1人×1回)	県内移動旅費(7,000円)を計上
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		14,000円 (6.0人時間、16枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		9,000円 (3.9人時間)	水圧試験の準備や自主的に行う耐圧検査の事前検査が内容
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	41,200円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体は個別検定代行機関等である。今回の調査では、個別検定代行機関のうち第二種圧力容器の個別検定件数の約9割を実施している(社)日本ボイラ協会の11検査事務所と、約1割を実施している(社)ボイラー・クレーン安全協会の1事務所の計12事務所を調査対象とした。

当該調査対象事務所においては、インセンティブ制度認定事業者を取り扱っているところはなかった。そのため、第二種圧力容器の個別検定の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費		1,000円 (0.3人時間) (内訳) 書面審査0.1人時間 実地検査0.2人時間	1件(1基)当たりのもの。 実地検査は、1回の検定で10基程度が2時間程度で実施されている。
	旅 費		7,000円	県内移動旅費を計上
機器運搬コスト		x	-	
機器維持管理コスト			-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、ボイラー、第一種圧力容器等の検査と共用しているものであり、当該検査に係る分を分割計上することは困難
そ の 他		x	-	
合 計		-	8,000円	

10 制度改変の影響

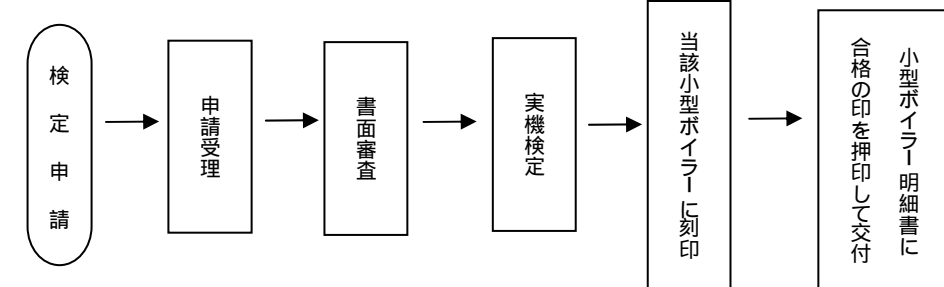
(1) コ ス ト	調査対象事業者において、インセンティブ制度を導入している事業者はいなかった。そのため、同制度の導入を内容とする制度改変によるコスト等への影響の変化の状況は把握できなかった。
(2) 選 択 範 囲	インセンティブ制度の活用は事業者の任意であり、同制度導入により選択範囲は拡大されている。 なお、インセンティブ制度の認定を受けていない事業者からは、同制度は継続的に計画生産される場合に対象となるものであるが、受注生産で行われる場合も対象とされることを期待する意見がある。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	厚労 13 : 小型ボイラー等の個別検定
検査検定関係許認可等事項名	厚労 13-3 : 小型ボイラーの個別検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 13 - 3
(2) 制度名	小型ボイラー等の個別検定（小型ボイラーの個別検定）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 90 条の 2
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造時において小型ボイラーは、構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や重大な災害を招くおそれがあるので、製造後の小型ボイラーが構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認するため、個別検定においては、設計の審査、外観検査、水圧試験等を実施し、小型ボイラーの爆発、破裂等による労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>小型ボイラーを製造した者は、当該小型ボイラーについて厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関が個々に行う検定を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検定を行い、合格であれば、小型ボイラー明細書に合格の印を押して交付する。また、当該小型ボイラーに刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取り付ける。</p> <p>[フロー図]</p> 
(3) 施行年月日	昭和 34 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定方法の見直し</p> <p>平成 9 年 12 月 25 日： 第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器について、品質管理、生産管理等が良好であること等の一定の条件の下に個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の 2 回目以降の個別検定の運用を簡素化できるインセンティブ制度を導入した。</p> <p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 個別検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、個別検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：小型ボイラー</p> <p>範囲：製造又は輸入された小型ボイラー（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 14 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>小型ボイラーを製造し、又は輸入した者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 90 条の 2。機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定規則」という。）第 1 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 都道府県労働局</p> <p>（根拠法令等名：法第 44 条第 1 項。規則第 84 条第 1 項。検定規則第 1 条第 1 項）</p> <p>[指定検査機関等] 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法第 44 条第 1 項に規定する個別検定代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 64 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県労働局：47</p> <p>社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>検定規則第 3 条</p> <p>小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	小型ボイラーを製造し、又は輸入したとき	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）別表第 2 による。個別検定代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	個別検定実施者 (根拠法令等名：検定規則第4条及び第5条第2項)
(6) 合格付与方法	小型ボイラー明細書に合格の印を押して交付する。また、小型ボイラーに刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取り付ける。
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	個別検定の受検に際して、品質管理、生産管理等が良好であると個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定時には、個別検定の簡素化を行うことができる。 (根拠法令等名：「第二種圧力容器等に係る個別検定の簡素化について」(平成9年12月25日基発第774号))
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数			不明			
(2) 検査検定実施件数	7,748	6,850	17,039	71,898	96,392	
内訳	国	0	0	0	0	
	(社)日本ボイラ協会	7,380	6,584	16,780	47,229	73,385
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	368	266	259	24,669	23,007
(3) 手数料収入総額			不明			
内訳	国	0	0	0	0	0
	(社)日本ボイラ協会			不明		
	(社)ボイラ・クレーン安全協会			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

以下の制度改変をコスト分析の対象とした。 平成9年12月：第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器について、品質管理、生産管理等が良好であること等の一定の条件の下に個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定の運用を簡素化できるインセンティブ制度の導入 上記のうち、小型ボイラーについて、個別検定に係るコストの状況を把握することとした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 小型ボイラーを製造する6事業者を調査対象とした。このうち、インセンティブ制度の認定を受けている事業者は1事業者であり、当該事業者は平成9年にインセンティブ制度が導入されると同時に認定を受けている。 コスト分析は、インセンティブ制度の認定を受けていない5事業者と、インセンティブ制度の認定を受けている1事業者のコストの状況について行った。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		インセンティブ制度の認定を受けていない事業者(5事業者)	インセンティブ制度の認定を受けている事業者(1事業者)	
手数料		9,700円	9,700円	手数料単価
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	2,000円 (実地検査1.0人時間)	1,000円 (実地検査0.5人時間)	
	旅費	7,000円 (内訳) 書類提出1人×1回	7,000円 (内訳) 書類提出1人×1回	県内移動旅費(7,000円)を計上
機会費用	×	-	-	
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		3,000円 (1.2人時間、16枚)	200円 (0.1人時間、12枚)	
部外委託経費	×	-	-	
事前準備コスト		7,000円	7,000円	水圧試験の準備や自主的に行う耐圧検査の事前検査が内容(3事業者から回答あり)
法定自主点検コスト	×	-	-	
任意自主点検コスト	×	-	-	
インセンティブ適用コスト		-	-	従前からインセンティブ制度の要件を満たす品質管理、生産管理等を実施しており、新たなコストは発生していない。
その他	×	-	-	
合計	-	28,700円 (、及びの合計)	24,900円	については、一部の事業者からの回答であるが、内容は受検者一般に該当することが予想されることから、1件当たりコスト計に含めている。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 検査検定実施主体は個別検定代行機関等である。今回の調査では、個別検定代行機関のうち小型ボイラー個別検定件数の約8割を実施している(社)日本ボイラ協会の5検査事務所を調査対象とした。 5検査事務所のうち4検査事務所においては、インセンティブ制度認定事業者を取り扱っておらず、また、インセンティブ制度認定事業者を取り扱っている1検査事務所においても、インセンティブ制度の導入によるコスト変化の状況は回答されていないことから、インセンティブ制度導入前後のコスト比較分析は行っていない。

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費		1,000 円 (0.6 人時間) (内訳) 事前相談 0.1 人時間 書面審査 0.1 人時間 実地検査 0.4 人時間	1 件 (1 基) 当たりのもの。 実地検査は、1 回の検定で 5 基程度が 2 時間程度で実施されている。
	旅 費		7,000 円	県内移動旅費を計上
機器運搬コスト		×	-	
機器維持管理コスト			-	検査検定用機器については維持管理コストが発生しているが、ボイラー、第一種圧力容器等の検査と共用しているものであり、当該検査に係る分を分割して計上することは困難
そ の 他		×	-	
合 計		-	8,000 円	

10 制度改変の影響

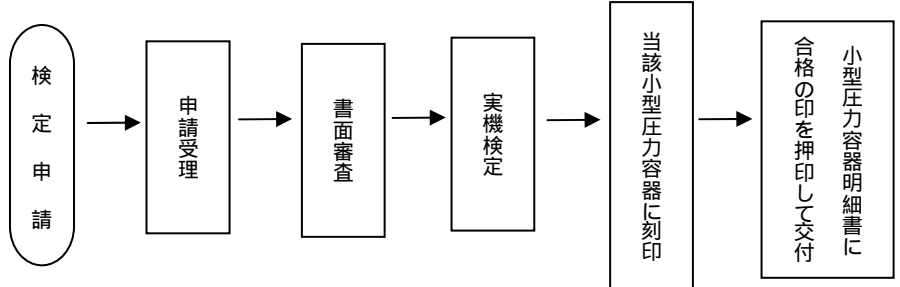
(1) コ ス ト	インセンティブ制度の認定を受けている事業者は、制度改変による影響について変化がないと回答しており、同事業者における制度改変によるコスト削減への影響は把握できなかった。
(2) 選 択 範 囲	インセンティブ制度の活用は事業者の任意であり、同制度導入により選択範囲は拡大されている。 なお、インセンティブ制度の認定を受けていない事業者からは、同制度は継続的に計画生産される場合に対象となるものであるが、受注生産で行われる場合も対象とされることを期待する意見がある。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	厚労 13 : 小型ボイラー等の個別検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 13-4 : 小型圧力容器の個別検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 13 - 4
(2) 制度名	小型ボイラー等の個別検定（小型圧力容器の個別検定）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項。ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 90 条の 2
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	小型圧力容器の破裂等による労働災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>小型圧力容器を製造した者は、当該小型圧力容器について厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関が個々に行う検定を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、実機における検定を行い、合格であれば、小型圧力容器明細書に合格の印を押して交付する。また、当該小型圧力容器に刻印を押し、又は同様式による刻印を押しした銘板を取り付ける。</p> <p>[フロー図]</p> 
(3) 施行年月日	昭和 34 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日： 個別検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、個別検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：小型圧力容器</p> <p>範囲：製造又は輸入された小型圧力容器（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）又はガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の適用を受けるものを除く。）</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 14 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>小型圧力容器を製造し、又は輸入した者</p> <p>（根拠法令等名：規則第 90 条の 2。機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定規則」という。）第 1 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 都道府県労働局</p> <p>（根拠法令等名：施行令第 44 条第 1 項。規則第 90 条の 2。検定規則第 1 条第 1 項）</p> <p>[指定検査機関等] 社団法人日本ボイラ協会及び社団法人ボイラ・クレーン安全協会</p> <p>（根拠法令等名：労働安全衛生法施行令第 44 条第 1 項に規定する個別検定代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省第 64 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県労働局：47</p> <p>社団法人日本ボイラ協会：全国に 44 検査事務所及び分室</p> <p>社団法人ボイラ・クレーン安全協会：全国に 20 事務所及び分室</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>検定規則第 3 条</p> <p>小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>小型圧力容器を製造し、又は輸入したとき</p> <p>（根拠法令等名：規則第 90 条の 2。検定規則第 1 条第 1 項）</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>労働安全衛生法関係手数料令別表（昭和 47 年政令第 345 号）第 2 による。</p> <p>個別検定代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p>
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	個別検定実施者 (根拠法令等名：検定規則第4条及び第5条第2項)
(6) 合格付与方法	小型压力容器明細書に合格の印を押して交付する。また、小型压力容器に刻印を押し、または同様式に刻印を押しした銘板を取り付ける。
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	個別検定の受検に際して、品質管理、生産管理等が良好であると個別検定代行機関等が認めた製造者については、同一型式の2回目以降の個別検定時には、個別検定の簡素化を行うことができる。 (根拠法令等名：「第二種压力容器等に係る個別検定の簡素化について」(平成9年12月25日基発第774号))
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：件)

区 分		平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数		不明				
(2) 検査検定実施件数		7,479	6,361	6,438	6,337	7,648
内 訳	国	0	0	0	0	0
	(社)日本ボイラ協会	4,427	3,899	3,973	4,101	4,598
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	3,052	2,462	2,465	2,236	3,050
(3) 手数料収入総額		不明				
内 訳	国	-	-	-	-	-
	(社)日本ボイラ協会	不明				
	(社)ボイラ・クレーン安全協会	不明				

検査検定制度名等	厚労 13 : 小型ボイラー等の個別検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 13-5 : 小型ボイラー等の輸入に係る個別検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 13 - 5
(2) 制度名	小型ボイラー等の個別検定（小型ボイラー等の輸入に係る個別検定）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 44 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全部安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	認証手続における内外無差別を法制度的に確保すること。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>外国において個別検定対象機械等を製造した者は、輸入された当該個別検定対象機械等について、自ら厚生労働大臣、都道府県労働局長又は個別検定代行機関の検定を受けることができる。</p> <p>[実施方法]</p> <p>個別検定対象機械等の種類に応じて、当該個別検定対象機械等に係る個別検定として取り扱われる。</p>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 8 月 1 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 20 日： 個別検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度変更の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、個別検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの、第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器</p> <p>範囲：外国において製造された個別検定対象機械等 （根拠法令等名：ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号。以下「規則」という。）第 84 条第 2 項及び第 90 条の 2。機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定規則」という。）第 1 条第 2 項）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>外国において個別検定対象機械等を製造した者 （根拠法令等名：法第 44 条第 2 項。規則第 84 条第 2 項及び第 90 条の 2。検定規則第 1 条第 2 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]厚生労働省（ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの。） [地方支分部局]都道府県労働局（第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器） [指定検査機関等]社団法人産業安全技術協会（ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電動的制動方式のもの。） 社団法人日本ボイラ協会（第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器） 社団法人ボイラ・クレーン安全協会（第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器） （根拠法令等名：労働安全衛生法第 44 条第 1 項に規定する個別検定代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 64 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>厚生労働省本省 都道府県労働局：47 社団法人産業安全技術協会（埼玉県狭山市）</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	個別検定対象機械等の種類に応じて、当該個別検定対象機械等に係る個別検定基準による。
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	個別検定対象機械等の種類に応じて、当該個別検定対象機械等に係る個別検定として行われる。
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	
(3) 検査検定の受検手数料	
(4) 検査検定の実施方法	
(5) 合格付与権者	
(6) 合格付与方法	
(7) 検査検定の有効期間	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

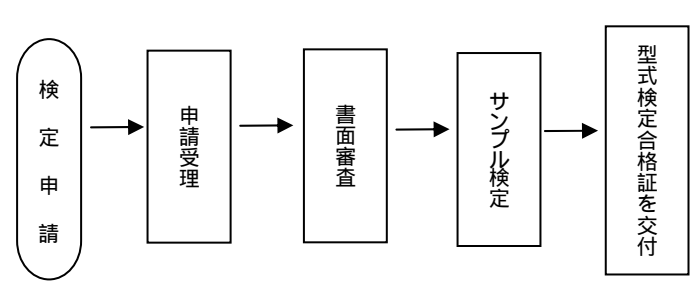
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	個別検定対象機械等の種類に応じて、当該個別検定対象機械等に係る個別検定として取り扱われ、輸入されたものか否かの区別はしていない。				
(3) 手数料収入総額	なし				

検査検定制度名等	厚労 14 : プレス機械等の型式検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 14-1 : プレス機械等の型式検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 14 - 1
(2) 制度名	プレス機械等の型式検定 (プレス機械等の型式検定)
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 44 条の 2 第 1 項及び第 2 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (防じんマスク及び防毒マスクについては労働衛生課環境改善室)

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	型式検定対象機械等は、構造上の要件を欠くと緊急時に機能等しないことにより災害を発生させやすく、または重篤な災害を招くおそれがあるので、製造した型式検定対象機械等が構造規格に定められた安全要件を具備しているか確認するため、型式検定においては、型式について、設計の審査、サンプルによる外観検査、製造に係わる設備等の確認等を実施し、危険または有害な作業を必要とする機械等や安全に使用する構造上の要件を課している機械等が所要の規格に適合していないことを原因とする労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み]</p> <p>型式検定対象機械等を製造し、又は輸入した者は、当該型式検定対象機械等について厚生労働大臣又は型式検定代行機関の検定を受けなければならない。</p> <p>[実施方法]</p> <p>申請者から申請を受理し、書面審査の後、サンプルにおける検定を行い、合格であれば、型式検定合格証を交付する。</p> <p>[フロー図]</p>  <pre> graph LR A(検定申請) --> B[申請受理] B --> C[書面審査] C --> D[サンプル検定] D --> E[型式検定合格証を交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 30 日 : 型式検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 7 月 2 日 : 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律 (平成 15 年法律第 102 号) が成立し、型式検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称 : プレス機械又はシャーの安全装置</p> <p>ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置 (電氣的制動方式以外のものに限る。)</p> <p>防爆構造電気機械器具 (船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号) の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。)</p> <p>クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置</p> <p>防じんマスク (ろ過材及び面体を有するものに限る。)</p> <p>防毒マスク (ハロゲンガス用、有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。)</p> <p>木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置 (可動式のものに限る。)</p> <p>動力により駆動されるプレス機械 (スライドによる危険を防止するための機構を有するものに限る。)</p> <p>交流アーク溶接機用自動電撃防止装置</p> <p>絶縁用保護具 (その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)</p> <p>絶縁用防具 (その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。)</p> <p>保護帽 (物体の飛来若しくは落下又は墮落による危険を防止するためのものに限る。)</p> <p>範囲 : 製造又は輸入された型式検定対象機械等</p> <p>(根拠法令等名 : 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 14 条の 2)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>型式検定対象機械等を製造し、又は輸入した者</p> <p>(根拠法令等名 : 機械等検定規則 (昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定規則」という。) 第 6 条)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]厚生労働省</p> <p>(根拠法令等名 : 法第 44 条の 2 第 1 項。検定規則第 6 条第 1 項)</p> <p>[指定検査機関等]社団法人産業安全技術協会 (クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置以外)</p> <p>社団法人日本クレーン協会 (クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置のみ)</p> <p>(根拠法令等名 : 労働安全衛生法第 44 条の 2 第 1 項に規定する型式検定代行機関の指定に関する省令 (平成 13 年厚生労働省令第 65 号))</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>厚生労働省本省</p> <p>社団法人産業安全技術協会 (埼玉県狭山市)</p> <p>社団法人日本クレーン協会 : 全国に 49 検査事務所</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	検定規則第8条 型式検定対象機械等の種類に応じた各構造規格 <ul style="list-style-type: none"> ・ プレス機械又はシャーの安全装置構造規格（昭和53年労働省告示第102号） ・ ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置の構造規格（昭和47年労働省告示第79号） ・ 電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号） ・ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号） ・ 防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号） ・ 防毒マスクの規格（平成2年労働省告示第68号） ・ 木材加工用丸のこ盤並びにその反ぱつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格（昭和47年労働省告示第86号） ・ 動力プレス構造規格（昭和52年労働省告示第116号） ・ 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第143号） ・ 絶縁用防護具の規格（昭和47年労働省告示第145号） ・ 保護帽の規格（昭和50年労働省告示第66号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式検定対象機械等を製造し、又は輸入したとき (根拠法令等名：検定規則第6条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令（昭和47年政令第345号）別表第3による。 型式検定代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	型式検定実施者 (根拠法令等名：検定規則第9条)	
(6) 合格付与方法	型式検定合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	3年（防じんマスク及び防毒マスク以外） 5年（防じんマスク及び防毒マスク） (根拠法令等名：検定規則第10条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分		平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数		不明				
(2) 検査検定実施件数		1,602	1,555	1,970	1,746	1,637
内訳	国	56	63	54	47	0
	(社)産業安全技術協会	1,533	1,477	1,910	1,689	1,628
	(社)日本クレーン協会	13	15	6	10	9
(3) 手数料収入総額		不明				
国		5,583	6,281	5,384	4,686	0
内訳	(社)産業安全技術協会	不明				
	(社)日本クレーン協会	不明				

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

型式検定代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止した制度改変については、調査対象期間における公益法人以外の参入事例はないので、プレス機械等の型式検定に係るコストの状況を分析した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

プレス機械等を製造する7事業者を調査対象とし、防爆構造電気機械器具（うち三相かご形誘導電動機）を調査対象品目として、これに係るプレス機械等の型式検定の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		184,200 円	調査対象とした事業者において平成 13 年度に最も受検件数の多い手数料額を計上した。
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	41,000 円 (実地検査 17.8 人時間)	
	旅 費	×	-
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		120,000 円 (53.9 人時間、31 枚)	
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト		91,000 円 (39.3 人時間)	左記に記入のコストは受検前の自主検査費用 その他、爆発容器費用（年間数十万円ないし 200 万円以上）、爆発試験に要する試験ガス経費（年間 20 万円） 供試品製作費用（1 件 10 万円）を要する場合がある。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	436,200 円 (、 、 及び の合計)	については、説明欄に記載のとおり、受検前の自主検査費用のほかにも事業者から回答されている経費があるが、一部の事業者からの回答であり事業者一般に要するコストか否かの判断ができないので、「1 件当たりコスト」には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

型式検定代行機関である（社）産業安全技術協会を調査対象として、平成 9 年度から 13 年度について、防爆構造電気機械器具（うち三相かご形誘導電動機）を対象品目としてプレス機械等の型式検定の実施に要するコストの状況を分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	21,000 円 (9 人時間) (内訳) 書類審査 3 人時間 実地検査 6 人時間	検定対象の電気機械器具の種類により、実地検査に 1 日以上を要する場合もある。
	旅 費	46,000 円	移動旅費（全国 1 か所の場合）を計上
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(1,700,000 円)	計測機器の校正費用の年額である。
そ の 他	×	-	
合 計	-	67,000 円	については、受検 1 件当たりのコストの算出に含めることは適当でない ので、合計には含めていない。

検査検定制度名等	厚労 14 : プレス機械等の型式検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 14-2 : プレス機械等の輸入に係る型式検定 (外国製造者)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 14 - 2
(2) 制度名	プレス機械等の型式検定 (プレス機械等の輸入に係る型式検定 (外国製造者))
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。) 第 44 条の 2 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (防じんマスク及び防毒マスクについては労働衛生課環境改善室)

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	認証手続における内外無差別を法制度的に確保すること。
(2) 制度の概要	[制度の仕組み] 外国において型式検定対象機械等を製造した者は、輸入された当該型式検定対象機械等について、自ら厚生労働大臣又は型式検定代行機関の検定を受けることができる。 [実施方法] 型式検定対象機械等の種類に応じて、当該機械等に係る型式検定として取り扱われる。
(3) 施行年月日	昭和 58 年 8 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 30 日 : 型式検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 7 月 2 日 : 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律 (平成 15 年法律第 102 号) が成立し、型式検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称 : プレス機械又はシャーの安全装置 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置 (電気的制動方式以外のものに限る。) 防爆構造電気機械器具 (船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号) の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。) クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置 防じんマスク (ろ過材及び面体を有するものに限る。) 防毒マスク (ハロゲンガス用、有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。) 木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置 (可動式ののものに限る。) 動力により駆動されるプレス機械 (スライドによる危険を防止するための機構を有するものに限る。) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 絶縁用保護具 (その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。) 絶縁用防具 (その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。) 保護帽 (物体の飛来若しくは落下又は墮落による危険を防止するためのものに限る。) 範囲 : 外国において製造された型式検定対象機械等 (根拠法令等名 : 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 14 条の 2)
(2) 検査検定受検者	外国において型式検定対象機械等を製造した者 (根拠法令等名 : 法第 44 条の 2 第 2 項。機械等検定規則 (昭和 47 年労働省令第 45 号) 第 6 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]厚生労働省 (根拠法令等名 : 法第 44 条の 2 第 2 項) [指定検査機関等]社団法人産業安全技術協会 (クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置以外) 社団法人日本クレーン協会 (クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置のみ) (根拠法令等名 : 労働安全衛生法第 44 条の 2 第 1 項に規定する型式検定代行機関の指定に関する省令 (平成 13 年厚生労働省令第 65 号))
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	厚生労働省本省 社団法人産業安全技術協会 (埼玉県狭山市) 社団法人日本クレーン協会 : 全国に 49 検査事務所

5 検査検定基準

名称・法令等名	型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定基準による。
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期			
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定として行われる。		
(3) 検査検定の受検手数料			
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定として行われる。	
	製品等	運転中 運転停止	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
		書面 実地	
		検査場内 現地	
(5) 合格付与権者			
(6) 合格付与方法	型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定として行われる。		
(7) 検査検定の有効期間			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定として取り扱われ、輸入されたものか否かの区別はしていない。				
内訳	国	型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定として取り扱われ、輸入されたものか否かの区別はしていない。			
	(社)産業安全技術協会 (社)日本クレーン協会				
(3) 手数料収入総額	型式検定対象機械等の種類に応じて、当該型式検定対象機械等に係る型式検定として取り扱われ、輸入されたものか否かの区別はしていない。				

検査検定制度名等	厚労 14 : プレス機械等の型式検定
検査検定関係許認可等事項名等	厚労 14-3 : 更新の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	厚労 14 - 3
(2) 制度名	プレス機械等の型式検定（更新の検定）
(3) 根拠法令等名	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 44 条の 3 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課（防じんマスク及び防毒マスクについては労働衛生課環境改善室）

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	型式検定は、型式検定対象機械等の型式について、製造者が構造上の要件を満たした型式検定対象機械等を製造することが可能か否かを判断するため製造に係る設備等についても確認を実施しているところであり、更新の検定においては、定期的に、有効期間の更新を受けようとする型式検定合格証の確認、製造に係る設備等の確認を実施し、危険または有害な作業を必要とする機械等や安全に使用するため構造上の要件を課している機械等が所要の規格に適合していないことを原因とする労働災害を防止する。
(2) 制度の概要	<p>[制度の仕組み] 型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者は、型式検定を受けなければならない。</p> <p>[実施方法] 申請者から申請を受理し、書面審査の後、合格であれば、型式検定合格証の有効期間を更新する。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A([検定申請]) --> B[申請受理] B --> C[書面審査] C --> D[有効期間を更新した 型式検定合格証] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 22 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 30 日： 型式検定代行機関の指定の基準から公益法人要件を廃止した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 7 月 2 日： 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）が成立し、型式検定については、平成 16 年 3 月 31 日から登録機関が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：プレス機械又はシャーの安全装置 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置（電気的制動方式以外のものに限る。） 防爆構造電気機械器具（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるものを除く。） クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するものに限る。） 防毒マスク（ハロゲンガス用、有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。） 木材加工用丸のこ盤及びその反ばつ予防装置又は歯の接触予防装置（可動式のものに限る。） 動力により駆動されるプレス機械（スライドによる危険を防止するための機構を有するものに限る。） 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置 絶縁用保護具（その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。） 絶縁用防具（その電圧が、直流にあっては 750 ボルトを、交流にあっては 300 ボルトを超える充電電路について用いられるものに限る。） 保護帽（物体の飛来若しくは落下又は墮落による危険を防止するためのものに限る。）</p> <p>範囲：型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする型式検定対象機械等 （根拠法令等名：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 14 条の 2）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者 （根拠法令等名：機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定規則」という。）第 11 条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]厚生労働省 （根拠法令等名：法第 44 条の 3 第 2 項。検定規則第 11 条）</p> <p>[指定検査機関等]社団法人産業安全技術協会（クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置以外） 社団法人日本クレーン協会（クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置のみ） （根拠法令等名：労働安全衛生法第 44 条の 2 第 1 項に規定する型式検定代行機関の指定に関する省令（平成 13 年厚生労働省令第 65 号））</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>厚生労働省本省 社団法人産業安全技術協会（埼玉県狭山市） 社団法人日本クレーン協会：全国に 49 検査事務所</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>検定規則第8条</p> <p>型式検定対象機械等の種類に応じた各構造規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレス機械又はシャーの安全装置構造規格（昭和53年労働省告示第102号） ・ ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置の構造規格（昭和47年労働省告示第79号） ・ 電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号） ・ クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号） ・ 防じんマスクの規格（昭和63年労働省告示第19号） ・ 防毒マスクの規格（平成2年労働省告示第68号） ・ 木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格（昭和47年労働省告示第86号） ・ 動力プレス構造規格（昭和52年労働省告示第116号） ・ 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第143号） ・ 絶縁用防護具の規格（昭和47年労働省告示第145号） ・ 保護帽の規格（昭和50年労働省告示第66号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとするとき (根拠法令等名：検定規則第11条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可(ただし、有効期間の更新を受けようとする型式検定合格証は不可)	
(3) 検査検定の受検手数料	労働安全衛生法関係手数料令(昭和47年政令第345号)別表第3による。 型式検定代行機関は独自に設定し、厚生労働大臣が認可している。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	型式検定実施者 (根拠法令等名：検定規則第11条)	
(6) 合格付与方法	型式検定合格証の有効期間を更新する。	
(7) 検査検定の有効期間	3年(防じんマスク及び防毒マスク以外) 5年(防じんマスク及び防毒マスク) (根拠法令等名：検定規則第10条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分		平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数				不明		
内訳	国			不明		
	(社)産業安全技術協会			不明		
	(社)日本クレーン協会			不明		
(2) 検査検定実施件数		5,412	6,315	5,717	5,395	5,221
内訳	国	36	26	51	125	0
	(社)産業安全技術協会	5,265	6,189	5,572	5,193	5,130
	(社)日本クレーン協会	111	100	94	77	91
(3) 手数料収入総額				不明		
内訳	国	770	556	1,091	2,675	0
	(社)産業安全技術協会			不明		
	(社)日本クレーン協会			不明		

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

型式検定代行機関の指定基準から公益法人要件を廃止した制度改変については、調査対象期間における公益法人以外の参入事例はないので、更新の検定に係るコストの状況を分析した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

プレス機械等を製造する7事業者を調査対象とし、防爆構造電気機械器具（うち三相かご形誘導電動機）を調査対象品目として、これに係るプレス機械等の型式検定（更新の検定）の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		22,200 円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	-	更新の検定は書類審査のみで行われている。
	旅費	-	申請書類の提出は郵送等により行われており、旅費は要していない。
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		1,000 円 (0.5人時間、12枚)	
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト	×	-	
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×	-	
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×	-	
イ ン セ テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	23,200 円 (及 び の 合 計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

型式検定代行機関である（社）産業安全技術協会を調査対象として、平成9年度から13年度について、防爆構造電気機械器具（うち三相かご形誘導電動機）を対象品目としてプレス機械等の型式検定（更新の検定）の実施に要するコストの状況を分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	1,000 円 (書類審査0.3人時間)	更新の検定は書類審査のみで行われている。 変更を伴う更新の検定の場合（全体の1割以下程度の件数）は、3ないし4人時間を要する。
	旅 費	-	
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	1,000 円	

検査検定制度名等	農水 1: 農産物の検査
----------	--------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水 1
(2) 制度名	<p>農産物の検査</p> <p>(米穀の生産者に係る検査(計画出荷米)、米穀の生産者に係る検査(計画出荷米以外の米穀)、米穀の輸入者に係る検査(政府に売り渡そうとする米穀)、米穀の輸入者に係る検査(政府に売り渡そうとする米穀以外の米穀)、米穀の売買取引業者等に係る検査(検査を受けていない米穀)、米穀の売買取引業者等に係る検査(検査を受けた米穀)、麦の生産者に係る検査(政府買入りに係る麦)、麦の輸入者に係る検査、麦の生産者に係る検査(政府買入りに係る麦以外の麦)、麦の売買取引業者等に係る検査、米麦以外の農産物に係る検査)</p>
(3) 根拠法令等名	<p>[米穀の生産者に係る品位等検査(計画出荷米、計画出荷米以外の米穀)] 農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)第3条</p> <p>[米穀の輸入者に係る品位等検査(政府に売り渡そうとする米穀、政府に売り渡そうとする米穀以外の米穀)] 法第4条</p> <p>[米穀の売買取引業者等に係る品位等検査(検査を受けていない米穀、検査を受けた米穀)] 法第5条第1項及び第2項</p> <p>[麦の生産者に係る品位等検査(政府買入りに係る麦、政府買入りに係る麦以外の麦)] 法第6条第1項及び第2項</p> <p>[麦の輸入者に係る品位等検査] 法第7条</p> <p>[麦の売買取引業者等に係る品位等検査] 法第8条(第5条第1項準用)</p> <p>[米麦以外の農産物に係る品位等検査] 法第9条</p> <p>[成分検査] 法第10条</p>
(4) 所管府省部局等名	農林水産省食糧庁計画流通部消費改善課(平成15年7月から農林水産省総合食料局食糧部消費流通課)

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、併せて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与すること。</p>
(2) 制度の概要	<p>[品位等検査]</p> <p>生産者等は、その生産等した米穀等について品位等検査(農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位について、主として肉眼による鑑定により行ういわゆる等級格付のための検査)を受けることができる等(政府に売り渡す米穀及び麦については義務検査、他は任意検査)。</p> <p>[成分検査]</p> <p>農産物のうち政令で定めるものの生産者、輸入業者又は売買取引業者等は、その所有し、又は占有する当該農産物について成分検査(食味を構成している成分や加工適性と関連する成分を分析する検査)を受けることができる(任意検査)。</p> <p>[フロー図] [米穀の生産者に係る品位等検査の場合]</p> <p>(注) 登録検査機関制度は平成13年4月1日から食糧事務所と並存する形で導入されている。</p>
(3) 施行年月日	昭和26年4月10日
(4) 制度変更の状況(平成9~13年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成13年4月1日: 登録検査機関制度を導入。国(食糧事務所)から、農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関(登録検査機関)へ平成13年度から5年間で移行することとした。</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し 平成13年4月1日: 法改正に伴い、検査対象農産物等の見直しを行った(国内産農産物について、従来の20品目から10品目に整理)。</p> <p>検査検定制度方法の見直し 平成13年4月1日: 検査の方法については、従来食糧庁長官通知で定めていたが、法改正に伴い、農林水産大臣が標準計測方法(平成13年3月14日農林水産省告示第332号) 鑑定方法(平成13年3月14日農林水産省告示第333号) 標準抽出法(平成13年3月22日農林水産省告示第443号)を告示した。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>[米穀の生産者に係る品位等検査、米穀の売買取引業者等に係る品位等検査] もみ、玄米及び精米（根拠法令等名：法第2条第2項。農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下、「施行規則」という。）第1条）</p> <p>[麦の生産者に係る品位等検査、麦の売買取引業者等に係る品位等検査] 小麦、大麦及びはだか麦（根拠法令等名：法第2条第2項。施行規則第1条）</p> <p>[米麦以外の農産物に係る品位等検査] 大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（根拠法令等名：法第2条第2項。農産物検査法施行令（平成7年政令第357号。以下「施行令」という。）第1条。施行規則第1条）</p> <p>[米穀の輸入者に係る品位等検査、麦の輸入者に係る品位等検査、政府が輸入する米麦等に係る品位等検査、米麦以外の農産物の輸入者に係る品位等検査] もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉（根拠法令等名：法第2条第2項。施行令第1条。施行規則第1条）</p> <p>[成分検査] 米穀及び小麦（根拠法令等名：法第10条。施行令第2条）</p>
(2) 検査検定受検者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米穀の生産者、売買取引業者及び加工業者（根拠法令等名：法第3条第1項、第2項及び第5条） ・ 麦の生産者、売買取引業者及び加工業者（根拠法令等名：法第6条及び第8条） ・ 米麦以外の農産物の生産者、売買取引業者及び加工業者（根拠法令等名：法第9条） ・ 米穀の輸入者及び輸入業者、麦の輸入業者、米麦以外の農産物の輸入業者及び政府輸入米麦に係る委託輸入業者（根拠法令等名：法第4条、第7条、第9条及び第34条） ・ 米穀及び小麦の生産者、輸入業者、売買取引業者及び加工業者（根拠法令等名：法第10条、施行令第2条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]農林水産省 （根拠法令等名：農産物検査法の一部を改正する法律（平成12年法律第54号。以下「12年改正法」という。）附則第3条第1項及び第2項）</p> <p>[指定検査機関等]民間法人（登録検査機関） （根拠法令等名：法第2条第5項及び第17条第2項）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>農林水産省食糧事務所（平成15年7月から農政事務所等）：各都道府県に1か所 民間法人（登録検査機関）：768（平成15年12月26日現在）</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>「農産物規格規程」（平成13年2月28日農林水産省告示第244号） （根拠法令等名：法第11条第1項）</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>検査請求を受けたら正当な理由がある場合を除き遅滞なく検査を行わなければならない。ただし、国が検査する場合は検査請求書の提出があった日から10日以内に行う。 （根拠法令等名：法第20条第1項。12年改正法附則第3条。農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（平成12年農林水産省令第107号）附則第7条）</p>
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[農林水産大臣が行う農産物検査の場合] 12年改正法附則第3条第3項に基づき、農産物検査法関係手数料令（昭和59年政令第143号）第4条において定められる。</p> <p>[登録検査機関が行う農産物検査の場合] 各登録検査機関において定める（手数料は、登録検査機関の農産物検査に係る実費の適切な反映、特定の者を差別的に取り扱わないこと等を勘案しながら登録検査機関ごとに設定されることになっている。なお、現在は国による検査からの移行中であるため、手数料は国と同額の設定となっている。）</p>
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
(5) 合格付与権者	<p>農林水産大臣、登録検査機関（根拠法令等名：法第13条第1項） （注）検査は合否を判定するものではなく、等級格付けを行うものであり、検査の結果として検査証明を行う。</p>
(6) 合格付与方法	検査証明（包装等への表示又は検査証明書の交付）
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、トン、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数			80,293	80,775	76,222
			6,718	6,872	6,438
			11,132	11,900	10,321
	1,215	1,315	1,420	1,507	1,475
	3,277	3,784	6,795	4,333	3,459
(2) 検査検定実施件数 (受検率：%)	5,892,180 (58.7)	4,933,080 (55.1)	5,071,433 (55.3)	5,245,306 (55.3)	4,625,545 (51.1)
	777,364 (101.5)	750,534 (105.2)	837,596 (106.2)	953,205 (105.6)	956,576 (105.5)
	469,493 (9.2)	461,085 (9.6)	442,669 (9.7)	460,264 (10.0)	478,272 (10.1)
	7,584,617 (100.0)	7,609,003 (100.0)	7,504,561 (100.0)	7,628,669 (100.0)	7,220,318 (100.0)
	5,298 (100.0)	6,401 (100.0)	8,110 (100.0)	6,910 (100.0)	5,343 (100.0)
(3) 手数料収入総額	4,550,325	4,031,583	4,152,139	4,291,000	3,703,916
	372,232	357,586	400,481	454,479	454,631
	227,456	227,968	224,421	242,288	234,015
	0	0	0	0	0
	27,807	55,225	68,000	56,957	49,583

(注) 1 「対象事業者数」欄は、受検者数(申請業者数)を記載している。

なお、検査請求書の枚数をもって受検者数としており、及びの平成9及び10年度分は資料保存期限を過ぎているため不明である。

2 「検査検定実施件数」欄は、検査検定実施数量(単位：トン)を記載している。

3 「」は、米穀の生産者に係る検査、米穀の売買取引業者等に係る検査、「」は麦の生産者に係る検査、麦の売買取引業者等に係る検査、「」は米麦以外の農産物に係る検査、「」は米穀の輸入者に係る検査、麦の輸入者に係る検査、米麦以外の農産物の輸入者に係る検査、「」は成分検査の場合を示す。

4 「検査検定実施件数」欄の「」の受検率について、100パーセントを超えているのは、一般的に公表されている麦の収穫量には、統計上、低品位のものが含まれていないが、検査数量については、低品位のものを含まれた実検査数量であるため、検査検定件数の方が多数量となっている。

5 「手数料収入総額」欄の「」については、全量国家貿易により国が輸入している農産物に対する検査であり、国の物品となるものに対して国自らが行うものであるため、手数料収入はない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

農産物の検査については、検査検定実施主体に係る制度改変が行われ、従来の国(食糧事務所)のみによる検査に、平成13年4月から民間法人による検査制度(登録検査機関制度)が導入され、5年間の期間をかけて最終的には完全に民間検査に移行する計画となっている。今回の調査では、国及び民間検査機関による検査実態を把握することとした。

農産物の検査対象は多種類に上るが、実績量等を踏まえ、米穀の品位等検査を調査対象とした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、米穀の品位等検査についての受検実績のある受検者から31の農業協同組合(生産者からの委託を受けて受検)を対象とした。

以下のコスト分析においては、31農協の平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		24,000円	検査数量30トン当たり平均を算出した(以下同様)
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	83,000円 (36人時間)	
	旅 費	×	
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト			受検者が検査場まで持ち込む方式(検査場型)の場合は運搬コストがかかるが、受検者の倉庫等に検査官が赴く方式(現地型)の場合は運搬コストがかからない。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		400円 (1枚、0.2人時間)	枚数は検査請求1件当たりの枚数を記載した。
部 外 委 託 経 費			下見検査士を雇用し事前仕分けを行う場合がある(例：年額20万円ないし30万円)
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		107,400円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、食糧事務所 7 及び民間検査機関 14 (農協 10、日本穀物検定協会 3、その他 1) を調査対象とした。
以下のコスト分析においては、国 (食糧事務所) と民間について、それぞれ平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		国	民間	
検査検定実施 コスト	人件費	12,000 円 (5 人時間)	14,000 円 (6 人時間)	検査数量 30 トン当たり平均を算出した (以下同様)。 民間にあっては、検査業務に手慣れていないため時間がかかっている。 受検者が検査場まで持ち込む方式 (検査場型) の場合は旅費がかからない が、受検者の倉庫等に検査官が赴く方式 (現地型) の場合は旅費がかかる。
	旅 費			
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト				導入した検査機器 (導入費用例 : 20 万円ないし 36 万円) の維持管理コストがかかるが、1 件当たりの平均を算出することは困難である。
そ の 他	×			
合 計		12,000 円	14,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	国 (食糧事務所) と民間検査機関を比較した場合、大きな差異は生じていない。これは、国検査から民間検査への移行過程であるため手数料が同額に設定されていること、民間検査機関は国と同等の検査を行っていること等から、現時点では大きな差異が現れないためと見られる。
(2) 選 択 範 囲	[検査検定実施主体に係る選択範囲] 国 (食糧事務所) 以外に民間検査機関が参入し、民間検査機関も複数参入していることから、検査検定実施主体を選択することが可能になっているが、現時点では手数料や検査内容に差異がないため、競争は生じていない。むしろ、移行過程にあるため、段階的に民間へ移行する手法が講じられている場合もある。 [受検時期に係る選択範囲] 国による検査実施においても検査計画に基づく検査時期の調整が行われてきており、民間に移行したことに伴い受検時期選択の弾力化が図られたという変化は特にない。
(3) そ の 他	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成 6 年法律第 113 号) の一部改正の施行 (平成 16 年 4 月 1 日) に伴い、米穀については、計画流通制度に基づく義務検査はなくなり、すべて任意検査となることとなっている。ただし、麦の生産者にとっては、同法第 41 条に基づく政府買入を行う場合に限り義務検査が発生する。

検査検定制度名等	農水 2: 漁船の工事完成後の認定
----------	-------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水 2
(2) 制度名	漁船の工事完成後の認定
(3) 根拠法令等名	漁船法（昭和 25 年法律第 178 号。以下「法」という。）第 8 条
(4) 所管府省部局等名	農林水産省水産庁管理課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	漁船建造等許可制度の実効性を担保すること。 建造又は改造の許可を受けた漁船が許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて許可権者が確認する（計画総トン数 5 トン以上の動力漁船に限る。）
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[漁業者] -- "建改造等許可申請 (長さ 10m 以上の動力船)" --> B["農林水産大臣 (a)大臣許可等漁業に従事する漁船 (b)漁業許可を要さない漁船で総トン数 20 トン以上のもの"] B -- "建改造等許可" --> A A -- "認定届の提出 (竣工日の 3 週間前まで)" --> C["都道府県知事 (a)知事許可等漁業に従事する漁船 (b)漁業許可を要さない漁船で総トン数 20 トン未満のもの"] C -- "工事完成後の認定 (長さ 10m 以上の動力船のうち 5 トン以上のもの)" --> D["指定認定機関(民間法人) (農林水産大臣又は都道府県知事の指定を受けた場合、その業務の全部又は一部)"] D -- "工事完成後の認定" --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 14 年 4 月： 指定認定機関制度の導入 平成 14 年 4 月： 漁船の建造許可を行う行政庁を漁業許可を行う行政庁により区分することとし、農林水産大臣と都道府県知事の分担を変更

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	名称：漁船 範囲：建造又は改造の許可を受けた動力漁船（計画総トン数 5 トン以上のものに限る。） （根拠法令等名：法第 8 条）
(2) 検査検定制度受検者	漁船を建造(改造)した者 （根拠法令等名：法第 8 条）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]農林水産省 （根拠法令等名：法第 8 条） [地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第 8 条） [指定認定機関]認定の業務を行おうとする者の申請により農林水産大臣又は都道府県知事が指定した機関（平成 14 年度未現在、指定された機関はない。） （根拠法令等名：法第 9 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	農林水産省水産庁 漁業調整事務所：4（北海道、宮城、兵庫、福岡） 内閣府沖縄総合事務局：1（沖縄） 都道府県：47（うち実績のあるもの 41） 民間法人：0

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	[農林水産大臣認定]農林水産大臣が行う漁船の認定実施要領（平成 12 年 3 月 28 日 12 水管第 698 号水産庁長官） [都道府県知事認定]各都道府県知事が定める基準による。 （根拠法令等名：法第 8 条。漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号。以下「施行規則」という。）第 7 条）
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	許可に係る動力漁船がしゅん工し又は改造工事が完成したとき （根拠法令等名：法第 8 条）
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可（平成 15 年 3 月 28 日からオンライン申請導入済み）
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし （手数料を設定していない理由） 漁船については、漁業法に基づく漁業許可手数料を徴収していること等から、建造等許可、工事完成後の認定においても手数料を徴収することとしていない。

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
(5) 合格付与権者	農林水産大臣又は都道府県知事 (根拠法令等名：法第8条。施行規則第7条第4項)		
(6) 合格付与方法	認定通知書の交付		
(7) 検査検定の有効期間	なし		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：隻、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	372,643	366,874	361,845	358,687	
(2) 検査検定実施件数	大臣	330	389	338	309
	知事	1,237	1,264	1,259	315
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」欄には、漁船の総数を記載した。

2 「検査検定実施件数」欄の(知事認定分)の平成12及び13年度分は国では把握していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成14年4月から指定認定機関制度が導入されたが、参入実績はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【建造の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]	
今回の調査では、建造の認定について受検実績のある造船業者等27者を調査対象とした。	
以下のコスト分析においては、27者の平均的な状況について整理した(なお、検査検定実施主体による差異は見られなかったため、まとめて整理している。)	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	6,000円 (2.6人時間)	検査立会いに係るものである。
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		500円 (1枚、0.2人時間)	認定届書作成に係るものである。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		6,500円 (及びの合計)	

【改造の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]	
今回の調査では、改造の認定について受検実績のある造船業者等27者を調査対象とした。	
以下のコスト分析においては、27者の平均的な状況について整理した(なお、検査検定実施主体による差異は見られなかったため、まとめて整理している。)	

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	2,000 円 (1 人時間)	検査立会いに係るものである。
	旅 費	×	
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書類作成コスト		500 円 (1 枚、0.2 人時間)	認定届書作成に係るものである。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		2,500 円 (及 び の 合 計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【建造の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、認定実績のある水産庁（本庁）、漁業調整事務所（4）及び道県（11）を調査対象とした。

以下のコスト分析については、これらの機関における平均的な状況について、大臣認定の場合と知事認定の場合に分けて整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		大臣認定	知事認定	
検査検定 実施コスト	人件費	5,000 円 (2 人時間)	5,000 円 (2 人時間)	大臣認定については実勢値を記載した。
	旅 費	13,000 円	7,000 円	
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		18,000 円	12,000 円	

【改造の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、認定実績のある水産庁（本庁）、漁業調整事務所（4）及び道県（11）を調査対象とした。

以下のコスト分析については、これらの機関における平均的な状況について、大臣認定の場合と知事認定の場合に分けて整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		大臣認定	知事認定	
検査検定 実施コスト	人件費	3,000 円 (1.3 人時間)	3,000 円 (1.3 人時間)	大臣認定については実勢値を記載した。
	旅 費	13,000 円	7,000 円	
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		16,000 円	10,000 円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	指定認定機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない。
(2) 選 択 範 囲	指定認定機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない（ただし、制度上は、指定認定機関が認定を実施する部分については大臣・知事は認定を実施しないこととなるので、並存する検査検定実施主体から選択するのではなく完全移行となる。）
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	農水3:漁船登録票の検認
----------	--------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水3
(2) 制度名	漁船登録票の検認
(3) 根拠法令等名	漁船法(昭和25年法律第178号。以下「法」という。)第13条
(4) 所管府省部局等名	農林水産省水産庁管理課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	漁船原簿に記載された内容と、実際の漁船の状態が常に一致した状態を保つこと。 漁船登録票の交付を受けた漁船について、その交付の日または検認の日から5年経過するごとに、登録を受けた漁船が登録事項と一致しているかどうかについて、登録をした都道府県知事が確認する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[漁業者] -- "漁船の登録申請" --> B[都道府県知事] B -- "漁船の登録 (登録番号表示)" --> A A -- "検認届けの提出 (登録から5年が経過したとき)" --> C[指定検認機関 (民間法人)] C -- "検認 (5年ごと)" --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和26年4月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	なし 平成14年度以降の制度改変の状況 平成14年4月: 指定検認機関の導入 平成14年4月: 有効期間を3年から5年に延長

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称: 漁船 範囲: 都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた漁船 (根拠法令等名: 法第13条)
(2) 検査検定受検者	法第12条第1項又は第17条第3項の規定により登録票の交付を受けた者 (根拠法令等名: 法第13条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名: 法第13条) [指定検認機関]検認の業務を行おうとする者の申請により都道府県知事が指定した機関(平成14年度末現在、指定された機関はない。) (根拠法令等名: 法第14条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県: 47(うち実績のあるもの45) 民間法人: 0

5 検査検定基準

名称・法令等名	各都道府県が定める基準による(ただし、「漁船登録検認基準について」(平成14年4月26日14水管第281号水産庁長官)を標準とするよう示している。) (根拠法令等名: 法第13条。漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号。以下「施行規則」という。)第11条の2)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	漁船登録票の交付を受けた日又は検認の日から5年経過するごと (根拠法令等名: 法第13条。施行規則第11条の2第3項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	各都道府県が条例等で定めている。	
(3) 検査検定の受検手数料	各都道府県が条例等で定めている。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事 (根拠法令等名: 法第13条。施行規則第11条の2第4項)	
(6) 合格付与方法	当該漁船登録票への検認証印の押印	
(7) 検査検定の有効期間	当該漁船の登録が失効し、又は取り消されるまで (根拠法令等名: 法第18条第1項及び第19条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：隻、件、円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	372,643	366,874	361,845	358,687	
(2) 検査検定実施件数	86,702	87,697	124,876	84,201	86,593
(3) 手数料収入総額	93,736,800	100,839,600	114,962,400	116,812,800	122,383,800

(注) 1 「対象事業者数」欄には、漁船の総数を記載した。

2 「手数料収入総額」は、全国数値は不明であるので、今回調査対象とした11道県の合計額を記載した(平成9及び10年度は9道県分)。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成14年4月から指定検認機関制度が導入されたが、参入実績はない。 平成14年4月から次回検認までの期間が3年から5年に延長されたが、実際にその影響が発現するのは17年度以降となる(ただし、理論上は、平成17年度以降、年間検認件数は従前の5分の3になる。)

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、検認実績のある者33(漁船保有者の代行として受検している漁業協同組合)を調査対象とした。 以下のコスト分析においては、33者の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		4,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	600円 (0.26人時間)	
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		400円 (1枚、0.17人時間)	
部外委託経費			漁協が船主から事務手数料を徴する場合がある(例:200円ないし3,200円)
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		5,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 今回の調査では、検認実績のある道県11を調査対象とした。 以下のコスト分析においては、これらの機関における平均的な状況について整理した。
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	1,000円 (0.4人時間)	
	旅費	7,000円	県内移動1往復×1人として計算した。 ただし、実際は1回に複数件の検査を実施することがあるため実勢値はこれよりも低くなる。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		8,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	指定検認機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない。 有効期間の3年から5年への延伸については、実際に影響が現れるのは平成17年度以降となる(ただし、理論上は、平成17年度以降、年間検認件数は従前の5分の3になる。)
(2) 選択範囲	指定検認機関制度が導入されているが指定実績はなく、民間検査機関への移行に伴う変化は生じていない(ただし、制度上は、指定検認機関が検認を実施する場合は当該都道府県の知事は検認を実施しないこととなるので、並存する検査検定実施主体から選択するのではなく完全移行となる。)
(3) その他	なし

検査検定制度名等	農水4:種畜検査
----------	----------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水4
(2) 制度名	種畜検査（定期種畜検査、臨時種畜検査）
(3) 根拠法令等名	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第4条第1項
(4) 所管府省部局等名	農林水産省生産局畜産振興課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	種畜検査に合格した雄畜以外は、原則として種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供することができないこととし、雄畜を介した伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害の伝播を防止するとともに、等級判定結果を利用した優良雄畜の種畜としての利用推進を図ることにより、我が国の家畜改良の効果的な実施を保證すること。
(2) 制度の概要	<p>[定期検査]</p> <p>種畜検査において、家畜の雄は、種畜の飼養者からの申請により、伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害の有無について家畜改良センターが行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精の用に供する精液の採取の用に供してはならないこととなっている。</p> <p>[臨時検査]</p> <p>本邦以外の地域から輸入又は移入された家畜の雄又は疾患その他やむを得ない事由によって独立行政法人家畜改良センターが毎年定期に行う上記検査を受けられなかった家畜の雄については、種畜の飼養者からの申請により、独立行政法人家畜改良センター又は都道府県知事が行う臨時検査を受けることができる。</p> <p>なお、衛生検査に関し、家畜の雄及びその飼養者の負担軽減の観点から、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第8条の規定による証明書（同法第30条第2項において準用する場合も含む。）を有し、その交付に係る検査の実施日から生体検査当日までの期間が6か月以内である家畜については、当該証明書の記載事項をもって代用することができるとしている。</p> <p>[フロー図] [定期検査の場合]</p>
(3) 施行年月日	昭和25年8月20日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成13年4月1日：これまで、定期種畜検査及び臨時種畜検査（都道府県知事が行うものを除く。）については、農林水産大臣が検査を行い種畜証明書を交付していたが、家畜改良センターが独立行政法人化したことにより、独立行政法人家畜改良センターが検査を行い、農林水産大臣が種畜証明書を交付することとした。</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し 平成10年4月1日：家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）の改正に伴い、伝染性疾患の見直しを実施</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>名称：家畜の雄</p> <p>範囲：牛、馬及び豚（豚については、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する施設において家畜人工授精の用に供するものに限る。）の雄であって、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精（家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。）の用に供する精液の採取の用に供するもの</p> <p>ただし、学術研究のため種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合、自己の飼養する雌についてのみ行う種付け及び自己の飼養する雌についてのみ行う行為であって家畜人工授精、家畜体外受精卵移植に供する家畜人工授精用精液を採取する場合を除く。</p> <p>（根拠法令等名：法第4条第1項及び第4条第1項第3号。家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「施行規則」という。）第3条）</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>家畜の雄の飼養者</p> <p>（根拠法令等名：法第4条第1項、第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]農林水産省：種畜証明書の交付（現状は独立行政法人家畜改良センターに委託） （根拠法令等名：法第4条第1項及び第4条第1項第1号） [独立行政法人]独立行政法人家畜改良センター （根拠法令等名：法第4条第1項及び第4条第1項第1号） [地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第4条第1項第2号）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	農林水産省本省 独立行政法人家畜改良センター：本所（福島）、牧場（新冠、十勝、奥羽、岩手、茨城、長野、岡崎、兵庫、鳥取、熊本及び宮崎） 都道府県：47

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第4条第2項。施行規則第6条各号
---------	-------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<ul style="list-style-type: none"> 毎年定期 本邦以外の地域又は法第37条の規定により指定された島から輸入し又は移入した時 疾病その他やむを得ない事由によって独立行政法人家畜改良センターが定期に行う検査を受けることができなかった時 （根拠法令等名：法第4条第1項、第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号）											
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否											
(3) 検査検定の受検手数料	なし （手数料を徴収していない理由） 種畜検査の実施による遺伝性疾患等のまん延防止及び家畜の改良増殖の推進による畜産物の生産性及び品質の向上による利益は、生産者のみならず消費者にも広く及ぶものであることから国策として無料で実施している。ただし、都道府県が行う衛生検査については、手数料を徴収している例がある。											
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備											
	製品等											
	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>個別（全個）</td> <td>個別（抽出）</td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>検査場内</td> <td>現地</td> </tr> </table>	書面	実地	運転中	運転停止	型式	個別（全個）	個別（抽出）	書面	実地	検査場内	現地
書面	実地											
運転中	運転停止											
型式	個別（全個）	個別（抽出）										
書面	実地											
検査場内	現地											
(5) 合格付与権者	農林水産大臣、都道府県知事 （根拠法令等名：法第4条第1項、第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号）											
(6) 合格付与方法	種畜証明書の交付（農林水産大臣分については、現状は独立行政法人家畜改良センターに委託）											
(7) 検査検定の有効期間	定期検査に基づき農林水産大臣が交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から1か年。ただし、天災その他やむを得ない事由により定期検査の日から1か年以内に独立行政法人家畜改良センターが次の定期検査を行うことができない場合には、6か月以内に限り延長することができる。 独立行政法人家畜改良センター又は都道府県知事が臨時検査に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事が交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から1か年を経過した日又は次の定期検査の日のいずれか早い時まで。 （根拠法令等名：法第6条各項）											

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	5,683	5,672	5,519	5,892	5,929
(3) 手数料収入総額					

（注）「対象事業者数」は、不明である（対象となる家畜の雄の飼養者の数としては把握されていない。）

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変としては検査検定実施主体が独立行政法人に移行したということがあるが、検査実施については実質的な変更はない。種畜検査には、定期検査と臨時検査があるが、家畜改良センターが行う定期検査を調査対象とした。
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、受検実績のある28事業者を調査対象とした。 以下のコスト分析においては、28事業者における平均的な状況を整理した（種畜の種類としては、乳牛、肉牛、馬、豚があるが、種類によって大きな差異がないことから、まとめて整理している。）

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		(800円)	種畜検査は 衛生検査と 生体検査とに分かれる。検査の一部は独立行政法人家畜改良センター（本所）が都道府県に委託している。 手数料は衛生検査を行う際に都道府県が徴収しているものであり、1頭当たりの金額を記載した（1件＝1頭）。 なお、手数料は畜種、都道府県により異なる（無料ないし4,500円程度）。 ただし、家畜の雄及びその飼養者の負担軽減の観点から、生体検査の前6か月以内に家畜伝染病予防法第8条の規定による証明書の交付に係る検査を受けた家畜については、当該証明書の記載事項をもって代用することができる。
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	衛生検査 2,000円 (0.9人時間)	
		生体検査 800円 (0.35人時間)	
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		900円 (1枚、0.39人時間)	種畜検査申請書の作成等を行う。
部外委託経費	×		
事前準備コスト			洗浄等の事前準備を行う場合がある。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		3,700円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回の調査では、家畜改良センターの本所及び6牧場を調査対象とした。
以下のコスト分析においては、これら7機関における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費	1,000円 (0.4人時間)	生体検査の1頭当たりの人件費について整理した。 なお、生体検査には都道府県職員が同行する機会が多い(2ないし3名程度)。 生体検査の1頭当たりの旅費について整理した(1件＝1頭)。 ただし、1回の検査で複数頭みる機会が多い。
		旅費	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他		種畜検査委託費 700円 衛生検査用診断薬 700円	種畜検査の一部は、独立行政法人家畜改良センター（本所）が都道府県に委託している。衛生検査用診断薬は同センター（本所）が購入している。左記のコストは年間の購入額・委託費を件数で除して算出したものである。
合計		3,400円 (及びの合計)	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	検査検定実施主体が独立行政法人に移行しているが、検査については実質的な変更はなく、制度改変に伴う影響の変化はみられない。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	農水5 : 飼料等の検定
検査検定関係許認可等事項名等	農水5-1: 特定飼料等の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水5-1
(2) 制度名	飼料等の検定(特定飼料等の検定)
(3) 根拠法令等名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第2条の4第1項(現行第5条第1項)
(4) 所管府省部局等名	農林水産省生産局畜産部飼料課(平成15年7月から消費・安全局衛生管理課)

(注) 根拠条項について、平成15年6月の法改正(15年7月施行)により条項ずれが生じたものについては、現行条項(15年度末現在)をカッコ書きで付記した。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与すること。
(2) 制度の概要	<p>飼料等の安全性に関する基準・規格等を定め、事故の蓋然性及び公衆衛生上の危険度の重大性が高い飼料等を検定し、合格表示を付す。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[飼料等製造業者等] -- 検定申請 --> B[独立行政法人 肥飼料検査所 指定検定機関] B -- "試験品の採取 試験 (検査所本部が実施) 検定結果の通知 合格品に対する 合格証紙の貼付" --> A </pre> <p>平成15年6月以前(7月以降は、独立行政法人肥飼料検査所のみが検定実施)</p>
(3) 施行年月日	昭和51年7月24日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	<p>検査検定実施主体の見直し 平成13年4月1日: 肥飼料検査所の独立行政法人化</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 最新の科学的な知見等に基づき、基準・規格の改正を実施(平成9年9月30日、10年7月6日、8月21日、11年12月22日、12年7月17日、13年3月7日、3月22日、9月18日、10月15日、11月1日)</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年7月から、法改正により以下の改変措置が施行されている。 特定飼料の検定については、従前の規定では肥飼料検査所と指定検定機関が実施することとなっていたが、肥飼料検査所のみが実施機関となった。 製造業者の登録制度を導入し、登録製造事業者が製造した旨の表示が付されたものについては検定を受けなくても販売可能となった。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称: 飼料及び飼料添加物</p> <p>範囲: インド産落花生油かす(特定飼料)及び抗生物質(特定添加物) (根拠法令等名: 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号。以下「施行令」という。)第2条第1号及び第2号)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>特定飼料の検定を受けようとする者及び特定添加物の検定を受けようとする者 (根拠法令等名: 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和51年農林省令第36号。以下「施行規則」という。)第4条(現行第3条))</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[独立行政法人]肥飼料検査所 (根拠法令等名: 法第2条の4第1項(現行第5条)、施行規則第3条)</p> <p>[指定検定機関](財)日本穀物検定協会、(財)日本食品分析センター及び(財)畜産生物科学安全研究所 (根拠法令等名: 法第2条の4第1項、施行規則第3条。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき指定検定機関を指定する省令(平成13年農林水産省令第62号)) (現行は、実施主体は肥飼料検査所のみ)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>肥飼料検査所: 本所(埼玉)及び事務所(札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡)</p> <p>指定検定機関: 実績なし</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<ul style="list-style-type: none"> 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号) 特定飼料検定基準(昭和51年農林省告示第754号) 特定添加物検定基準(昭和51年農林省告示第755号) <p>(成分規格等省令の根拠法令等名: 法第2条の2第2項(現行第3条第1項)) (特定飼料及び特定添加物の検定基準根拠法令等名: 施行規則第10条第1項(現行第8条及び第9条第1項))</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	特定飼料及び特定添加物の販売前、輸入又は製造のロットごとに随時 (根拠法令等名：法第2条の4及び第2条の5(現行第5条及び第6条)、施行規則第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条(現行第3条～第11条))	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	特定飼料 47,800円(現行50,800円) 特定添加物 49,400円(現行52,900円) (根拠法令等名：施行令第7条(現行第9条))	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
(5) 合格付与権者	独立行政法人肥飼料検査所及び指定検定機関 (根拠法令等名：施行規則第10条第2項及び第4項(現行第9条第2項))	
(6) 合格付与方法	合格証の貼付、又は合格証による封印	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし (平成15年7月より、製造業者の登録制度を導入し、登録製造事業者が製造した旨の表示が付されたものについては検定を受けなくても販売可能となった。)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	18	16	15	15	14
(2) 検査検定実施件数	特定飼料	0	0	0	0
	特定添加物	575	458	446	443
(3) 手数料収入総額	22,673	17,969	18,371	21,687	20,155

(注) 1 「対象事業者数」欄は、特定添加物(抗生物質)製造(輸入)業者数を記載した。

2 「手数料収入総額」欄は、平成9年度から12年度までは国庫収入実績額を、13年度は独立行政法人肥飼料検査所の収入額を記載した(なお、指定検査機関の検査検定実績はなく、手数料収入もない。)

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>制度改変としては平成13年に検査検定実施主体が独立行政法人に移行したが、そのことによる検査実施についての実質的な変更はない。</p> <p>なお、平成15年7月から、法改正により以下の改変措置が施行されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飼料の検定については、従前の規定では肥飼料検査所と指定検定機関が実施することとなっていたが、肥飼料検査所のみが実施機関となった。 ・ 製造業者の登録制度を導入し、登録製造事業者が製造した旨の表示が付されたものについては検定を受けなくても販売可能となった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>今回の調査では、特定添加物について受検実績のある事業者10者を調査対象とした。</p> <p>以下のコスト分析においては、10者の平均的な状況を整理した。</p>
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		44,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	14,000円 (6人時間)	
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		2,000円 (2枚、1人時間)	
部外委託経費			急性毒性試験等を外部委託する場合がある。
事前準備コスト			自家検査、受検のための機材準備等を行う場合がある。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		60,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、特定添加物について検査実績のある肥飼料検査所の本部及び4事務所を調査対象とした。
以下のコスト分析においては、肥飼料検査所本部及び4事務所の平均的な状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		38,000 円 (16人時間)	当該検定事務については、各事務所(又は本部)が各業務区域内の申請書受理及び試験品の採取を行って本部に送付し、本部において全国分の検定に係る試験を実施した上で、その結果に基づいて各事務所(又は本部)で合格証を貼付等するものである。したがって、本部及び各事務所で行う事務を併せて一連の検定事務が完結するものであるため、本部及び各事務所のコストを併せて算出した。 農林水産省衛生管理課では、当該検定業務は、微生物を用いて抗生物質を定量する等の高度な知識経験を有する業務であることから、これに係る職員の人件費を官民の平均時間給によって算出した場合、実態にそぐわないため、独立行政法人肥飼料検査所の職員の平均的な時間給により人件費を算出すべきとしている(検定担当職員平均時間給(平成15年7月手数料設定時算出)1時間3,263円を用いて算出すると5万2,000円となる。)
	旅 費		5,000 円	検査1件当たりの旅費について整理した(実勢値)。 ただし、1回の検査で複数件みる場合もある。
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト			300 円	検定用ソフト保守管理費(本部、年額12万6,000円)のみを基に算出した。なお、試験に要する分析機器等の維持管理コストがかかるが、他の試験にも使用されるものであり、当該検定分だけ区分できないので、合計に含めていない。
そ の 他		×		
合 計			43,300 円 (及びの合計)	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	検査検定実施主体が独立行政法人に移行しているが、検査については実質的な変更はなく、制度改変に伴う影響の変化はみられない。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	農水5 : 飼料等の検定
検査検定関係許認可等事項名等	農水5-2: 規格設定飼料の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水5-2
(2) 制度名	飼料等の検定（規格設定飼料の検定）
(3) 根拠法令等名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第4条第1項（現行法第27条）
(4) 所管府省部局等名	農林水産省生産局畜産部飼料課（平成15年7月から消費・安全局衛生管理課）

（注）根拠条項について、平成15年6月の法改正（15年7月施行）により条項ずれが生じたものについては、現行条項（15年度末現在）をカッコ書きで付記した。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等生産の安定に寄与すること。
(2) 制度の概要	<p>優良飼料を推奨するため公定規格を定め、公定規格が定められた飼料について検定を行い、適合表示を付す。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[飼料等製造業者等] -- "検定申請 試験品の送付 (承認又は認定を受けている業者の場合)" --> B["指定検定機関 都道府県 (条例で定める場合) 独立行政法人 肥飼料検査所"] B -- "検定結果の通知 規格適合表示" --> A </pre> <p>平成15年6月以前（7月以降は検定機関の指定制を登録制に変更。登録検定機関及び都道府県が検定実施。製造業者の承認・認定制度は廃止）</p>
(3) 施行年月日	昭和51年7月24日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成13年4月1日： 肥飼料検査所の独立行政法人化</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 飼料の栄養成分の含有量の変化等に対応して、栄養価の計算方法等を見直しを実施（平成9年9月30日、13年3月30日）</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年7月から、法改正により以下の改変措置が施行されている。</p> <p>規格設定飼料の検定については、従前の規定では肥飼料検査所、指定検定機関及び都道府県が実施することとなっていたが、登録検定機関（従前の指定制を登録制に変更）及び都道府県が実施機関となった。</p> <p>規格設定飼料の製造業者の登録制を導入し、自己確認により規格適合表示を付すことが可能となった。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：飼料</p> <p>範囲：配合飼料（鶏用、豚用、牛用及び養殖水産動物用） 混合飼料及び単体飼料（魚粉及びフェザーミール） （根拠法令等名：法第3条第1項（現行第26条第1項）。飼料の公定規格（昭和51年農林省告示第756号））</p>
(2) 検査検定受検者	<p>規格設定飼料の検定を受けようとする者 （根拠法令等名：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）第25条（現行第43条））</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[独立行政法人]肥飼料検査所 （根拠法令等名：法第4条第1項）</p> <p>[地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第4条第1項（条例に基づき実施））</p> <p>[指定検定機関]（財）日本穀物検定協会、（財）日本冷凍食品検査協会、（財）日本肥糧検定協会、（財）日本食品分析センター及び（財）食品環境検査協会 （根拠法令等名：法第4条第1項。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき指定検定機関を指定する省令（平成13年農林水産省令第62号））</p> <p>[参考]現行の検査検定実施主体名 [地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第28条第1項（条例に基づき実施）） [登録検定機関]（財）日本穀物検定協会、（財）日本冷凍食品検査協会、（財）日本肥糧検定協会、（財）日本食品分析センター、（財）食品環境検査協会及び海外貨物検査（株）（平成16年2月末現在） （根拠法令等名：法第28条第1項）</p>
---------------	---

(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人肥飼料検査所：実績なし 都道府県：47 指定検定機関：5団体とも本部は東京
-----------------------	---

5 検査検定基準

名称・法令等名	飼料の公定規格。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の規定に基づき検定の方法を定める件（昭和51年農林省告示第757号） （飼料の公定規格の根拠法令等名：法第3条第1項（現行第26条）） （検定の方法の根拠法令等名：施行規則第26条（現行第44条））
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	規格設定飼料の販売前、輸入の船又は製造のロット（6か月又は1年分（現行6か月分））ごと （根拠法令等名：法第4条及び第5条（現行第27条）、施行規則第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条の2及び第31条の3（現行43、44、45及び67条））	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[配合飼料] 49,100円（鶏、豚及び牛用） 32,100円（養殖水産動物用）</p> <p>[混合飼料] 16,400円（とうもろこし及び魚粉） 38,300円（FS吸着）</p> <p>[単体飼料] 24,200円（魚粉） 29,600円（フェザーミール）</p> <p>（根拠法令等名：飼料の公定規格。飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第7条（現行第9条）（従来、肥飼料検査所による検定の手数料を上記のとおり法令で定めていたが、平成15年7月の法改正により肥飼料検査所が実施機関でなくなったため、現在は法令による手数料の規程はない。都道府県及び登録検定機関の手数料は実施機関毎に設定されている。））</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人肥飼料検査所 都道府県 指定検定機関 （現行は、都道府県、登録検定機関） （根拠法令等名：法第4条第1項及び第2項（現行第27条第1項））	
(6) 合格付与方法	合格証の貼付	
(7) 検査検定の有効期間	6か月又は1年（現行6か月）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定工場制度があり、認定を受けた工場については、有効期間が原則6か月のところ、1年間となる。 （平成15年7月から、規格設定飼料の製造業者の登録制を導入し、自己確認により規格適合表示を付すことが可能となるとともに、認定工場制度は廃止された。）
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：者、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数					256	
(2) 検査検定実施件数	(財)日本穀物検定協会	68	57	54	48	34
	(財)日本冷凍食品検査協会	3	2	2	1	2
	(財)日本肥糧検定協会	17	13	11	9	8
	(財)日本食品分析センター	5	5	5	5	5
	(財)食品環境検査協会	0	0	0	0	0
	都道府県	231	159	114	117	209
(3) 手数料収入総額	(財)日本穀物検定協会	2,865	2,416	2,271	2,193	1,604
	(財)日本冷凍食品検査協会	105	90	90	49	98
	(財)日本肥糧検定協会	505	540	496	445	393
	(財)日本食品分析センター	127	135	135	149	149
	(財)食品環境検査協会	0	0	0	0	0
	都道府県	3,914,300	3,382,500	2,814,300	2,615,800	2,160,400

- (注) 1 「対象事業者数」欄は、飼料製造（輸入）業者（事業場）数を記載した（平成13年4月現在）。
2 「検査検定実施件数」欄について、独立行政法人肥飼料検査所の実施実績はない。
3 「手数料収入総額」欄について、都道府県の収入総額を国では把握していないので、調査対象とした3県における合計金額を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変としては平成 13 年に検査検定実施主体の肥飼料検査所が独立行政法人に移行したが、そのことによる検査実施については実質的な変更はなく、また、規格設定飼料については検査実施実績もないことから変化は生じていない。

なお、平成 15 年 7 月から、法改正により以下の改変措置が施行されている。

- 規格設定飼料の検定については、従前の規定では肥飼料検査所、指定検定機関及び都道府県が実施することとなっていたが、登録検定機関(従前の指定制を登録制に変更)及び都道府県が実施機関となった。
- 規格設定飼料の製造業者の登録制を導入し、自己確認により規格適合表示を付すことが可能となった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、規格設定飼料について受検実績のある製造事業者 14 を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、14 事業者の平均的な状況について整理した(受検先としては、都道府県の場合と指定検定機関の場合があるが、大きな差異が見られなかったことからまとめて整理している。)

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		45,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費 × 旅 費 ×		試料を送付又は持参するのみで検査立会いなし
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		8,000 円	試料は送付又は持参している。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		7,000 円 (6 枚、3 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト			社内予備検査等を行う場合がある。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		60,000 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、規格設定飼料について検査実施実績のある県(3)及び財団法人日本穀物検定協会(3)を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、6 機関の平均的な状況について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費 × 旅 費 ×	45,000 円 (19 人時間)	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機器維持管理コスト		(160,000 円 ~ 1,400,000 円)	試験用機器の点検整備等に係る費用であり、年間を通じて要し、複数の試験に使用されるものであることから、1 件当たりコストの合計には含めていない。
そ の 他	×		
合 計		45,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	制度改変としては検査検定実施主体の肥飼料検査所が独立行政法人に移行したが、検査実施については実質的な変更はなく、また、規格設定飼料については検査実施実績もないことから変化は生じていない。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	農水6：指定検疫物等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	農水6-1:指定検疫物の輸入検査 農水6-2:指定検疫物以外の物の検査 農水6-3:指定検疫物等の事前の検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水6-1,2,3
(2) 制度名	指定検疫物等の検査（指定検疫物の輸入検査、指定検疫物以外の物の検査、指定検疫物の事前の検査）
(3) 根拠法令等名	[指定検疫物の輸入検査]家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条第1項 [指定検疫物以外のものの検査]法第40条第2項 [指定検疫物等の事前の検査]法第41条
(4) 所管府省部局等名	農林水産省消費・安全局衛生管理課

2 個別検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）の我が国への侵入防止を図ることにより、我が国での発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること。
(2) 制度の概要	<p>[指定検疫物の輸入検査]</p> <p>輸入された指定検疫物は、動物検疫所の家畜防疫官が輸出国政府機関発行の検査証明書の審査及び指定検疫物そのものの検査を実施し、その結果、指定検疫物が監視伝染病の病原体を広げるおそれがないと認めるときには、輸入者に対して輸入検疫証明書を交付するとともに指定検疫物にらく印、いれずみその他の標識を付すこととしている。なお、動物の輸入に当たっては、事前に当該動物の種類、数量、輸入の時期及び輸入場所等について届け出を義務付けている。</p> <p>家畜防疫官による検査の結果、輸入された指定検疫物が監視伝染病の病原体に汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがある場合は、殺処分、焼却、消毒、埋却等の措置を講ずることとしている。</p> <p>[フロー図]</p> <p>[輸入動物の場合]</p> <p>[輸入畜産物の場合]</p> <p>[指定検疫物以外のものの検査]</p> <p>家畜防疫官は、指定検疫物以外の物が、監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞なく当該物品に対して到着後輸入検査を実施している。</p> <p>[指定検疫物等の事前の検査]</p> <p>家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又はその他の物であって、監視伝染病の病原体により汚染し若しくは汚染しているおそれがある物につき、船舶又は航空機内で輸入に先立って家畜防疫官による検査を実施している。</p>
(3) 施行年月日	昭和26年5月31日

<p>(4) 制度変更の状況 (平成9～13年度)</p>	<p>[指定検疫物の輸入検査]</p> <p>検査検定対象の範囲の見直し 平成10年3月25日： 犬を追加 平成12年12月30日： 口蹄疫等非清浄地域から輸入される穀物のわら及び飼料用の乾草を追加 電算処理システムの導入 平成9年から「動物検疫所手続電算処理システム」を導入した。これにより、申請者は輸入畜産物の電子申請が可能となった。また、同システムは税関システム（NACCS）と連携しており、税関手続との同時並行処理が図られている。 平成13年度には、機能追加により、輸入動物の手続も可能となった。</p> <p>[指定検疫物以外のものの検査]</p> <p>検査検定対象の範囲の見直し 平成9年3月27日： 台湾において口蹄疫が発生したことから、台湾産稲わら等について、輸入検疫の対象とした。 平成12年3月30日： 国内において口蹄疫が発生したことから、口蹄疫等非清浄地域から輸入される稲わら等について輸入検疫の対象とした。 平成13年10月4日： 国内においてBSEが発生したことから、飼料・肥料に供される可能性のある指定検疫物以外の動物性加工たん白について、輸入検疫の対象とした。</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成12年12月30日： 口蹄疫等非清浄地域から輸入される穀物のわら及び飼料用の乾草について、輸入禁止品とし、一定の条件を満たすものについては、指定検疫物として輸入を認めることとした。</p> <p>[指定検疫物等の事前の検査]</p> <p>なし</p>
-----------------------------------	--

3 検査検定対象

<p>(1) 検査検定対象の名称・範囲等</p>	<p>[指定検疫物の輸入検査]</p> <p>指定検疫物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下記の動物及びその死体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偶蹄類の動物及び馬 (2) 鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう (3) 犬 (4) 兎 (5) みつばち 2 鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょうの卵 3 上記1の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器 4 上記1の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿 5 上記1の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉 6 上記3のものを原料とするソーセージ、ハム及びベーコン 7 省令に規定される地域（その地域に属する諸島を含む。）から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら（飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調整したものを除く。）及び飼料用の乾草 8 法第36条第1項ただし書の許可を受けて輸入する物 （根拠法令等名：家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「施行規則」という。）第45条第1項） <p>[指定検疫物以外のものの検査]</p> <p>指定検疫物以外の物であって家畜の伝染性疾病（監視伝染病）の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれのあるもの。 （根拠法令等名：法第40条第2項）</p> <p>[指定検疫物等の事前の検査]</p> <p>法に基づく指定検疫物又はその他の物であって、監視伝染病の病原体により汚染若しくは汚染しているおそれのあるもの。 （根拠法令等名：法第41条）</p>
<p>(2) 検査検定受検者</p>	<p>輸入者 （根拠法令等名：法第40条第1項、同条第2項及び第41条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]農林水産省動物検疫所 (根拠法令等名：法第40条及び第41条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	指定検疫物ごとに定められている指定港(空港)を管轄する動物検疫所本所、支所(6)及び出張所(17)(法第38条)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第40条第1項、同条第2項及び第41条
---------	----------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	輸入後遅滞なく実施 (根拠法令等名：法第40条第1項、同条第2項及び第41条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	[指定検疫物の輸入検査] 可(動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)、税関システム(NACCS)と接続)	
	[指定検疫物以外のものの検査] 平成15年3月28日から導入 [指定検疫物等の事前の検査] 可(動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)、税関システム(NACCS)と接続)	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を徴収していない理由：法に基づく輸入検疫は、我が国に家畜の伝染病の侵入を防止することを目的とする国家防疫であり、検査に係る費用は国が負担することとしている。なお、生きた動物の輸入検査に係る飼養管理、畜産物の検査に伴う消毒等の措置は受検者の負担で行なわれている。)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 清浄地からの輸入畜産物については抽出検査の場合あり)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	家畜防疫官 (根拠法令等名：法第40条第1項、同条第2項及び第41条)	
(6) 合格付与方法	[指定検疫物の輸入検査] 輸入検疫証明書の交付若しくはANIPASによる合格通知	
	[指定検疫物以外のものの検査] 輸入検査申請書への押印、輸入検疫証明書の交付若しくはANIPASによる検査済通知 [指定検疫物等の事前の検査] 輸入検疫証明書の交付若しくは予定されている検査場所への送致の許可	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件)

区分	平成9年	10年	11年	12年	13年
(1)対象事業者数					
(2)検査検定実施件数					
指定検疫物の輸入検査	動物： 21,064 畜産物等： 334,996	動物： 16,116 畜産物等： 311,892	動物： 14,896 畜産物等： 317,492	動物： 14,521 畜産物等： 316,459	動物： 16,328 畜産物等： 277,587
指定検疫物以外の物の検査	動物： 22,160 畜産物等： 23,396	動物： 1,913 畜産物等： 19,932	動物： 2,036 畜産物等： 20,382	動物： 1,950 畜産物等： 21,377	動物： 2,065 畜産物等： 21,923
指定検疫物等の事前の検査	259	225	197	212	195
(3)手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」は、対象事業者の範囲が輸入者、通関業者等多岐にわたることから記載していない。

2 「検査検定実施件数」は、動物の種類により、1件当たり1ないし数千頭(匹、羽)と幅が広いとため、件数で記載。畜産物等も、1件当たり数キログラムないし数百トンと幅が広いとため、件数で記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

動物の輸入に関する検査制度のうち、最も実績の多い「指定検疫物の輸入検査」についてコストの状況を整理した。
平成 10 年及び 12 年の検査対象範囲の拡大については、調査対象とした 10 事業者とも、コストへの影響はみられないとしている。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

指定検疫物の検査に係るコストは、動物が畜産物かによって大きく異なる。また、動物の種類によっても、検査内容や係留期間が異なるなどの理由から、大きくコストが異なる。

今回調査対象とした受検者のうち、動物を取り扱った受検者は 10 事業所であり、その取り扱った動物の種類も多種にわたるため、下表では牛(A 社～ C 社) 馬(D 社～ F 社) ひな(G 社、 H 社) について、調査対象とした全受検者の平成 13 年における状況を整理した。

畜産物については、調査対象とした 23 の受検者のうち 21 の受検者からデータを得られたので、平成 13 年度におけるこれらの状況を整理した。

牛 (全 3 社)

区分	コスト発生の有無	1 頭(注)当たりコスト			説明
		A 社	B 社	C 社	
手数料	×				
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト		3,200 円 (1.4 人時間) 検査立会い協力	3,100 円 (1.34 人時間) 検査立会い協力	7,100 円(3.05 人時間) 検査立会い協力(成田空港での対応 あるため所要時間が長い。)	
旅費	×				
機会費用	×				
運搬コスト		3,500 円 港から検疫場への輸送費	680 円 港から検疫場への輸送費	不明	
保管コスト		17,000 円 係留管理	14,000 円 係留管理	(部外委託)	
書類作成コスト		340 円 (0.15 人時間)	100 円 (0.05 人時間)	550 円 (0.24 人時間)	
部外委託経費				64,000 円 係留期間における動物管理人の日 当、布団代、動物のえさ代等	
事前準備コスト		1,300 円 畜舎消毒、飼料薫蒸等	760 円(0.33 人時間) 係留検査の準備等		
法定自主点検コスト	×				
任意自主点検コスト	×				
インセンティブ適用コスト	×				
その他	×				
合計		25,300 円 (, , , 及び の合計)	18,600 円 (, , , 及び の合計)	71,700 円 (, , , 及び の合計)	

(注) 牛は 1 件の申請で十数頭から数十頭を扱っている。上記データは 1 頭当りに割り戻した額である。

馬 (全 3 社)

区分	コスト発生の有無	1 頭(注)当たりコスト			説明
		D 社	E 社	F 社	
手数料	×				
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト		4,600 円 (2.0 人時間) 検査立会い協力	不明 (検疫所敷地内の事務所に常 駐している職員が随時対応)	5,400 円 (2.35 人時間) 検査立会い協力、係留管理	
旅費	×				
機会費用	×				
運搬コスト		11,000 円 港から検疫場への輸送費	30,000 円 港から検疫場への輸送費	7,400 円 空港から検疫場への輸送費	
保管コスト		39,000 円 係留管理	300,000 円 係留管理	17,000 円 係留管理	
書類作成コスト		340 円 (0.15 人時間)	2,400 円 (1.02 人時間)	90 円 (0.04 人時間)	
部外委託経費	×				
事前準備コスト		4,600 円 畜舎消毒、飼料薫蒸等	(保管コストに含む。)		
法定自主点検コスト	×				
任意自主点検コスト	×				
インセンティブ適用コスト	×				
その他	×				
合計		59,500 円 (, , , 及び の合計)	330,000 円+ (, 及び の合計)	29,900 円 (, , 及び の合計)	

(注) 馬は 1 件の申請で十数頭から数十頭を扱っている。上記データは 1 頭当りに割り戻した額である。

初生ひな（全2社）

区分	コスト発生の有無	1件(注)当たりコスト		説明
		G社	H社	
手数料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	9,300円 (4人時間)	9,300円 (4人時間)	
	旅費	×		
機会費用	×			
運搬コスト		50,000円 空港から指定検査場所への運搬 (委託経費に含む。)	0円 保税上屋で受検のため輸送コストは発生しない。	
保管コスト			9,000円(保税上屋使用料)	
書類作成コスト		1,200円 (0.5人時間)	不明(通関業者が作成)	
部外委託経費		86,000円(1羽=10円)		
事前準備コスト		2,300円 (1人時間)		
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計	-	148,800円 (, , , 及び の合計)	18,300円+ (, 及び の合計)	

(注) ひなについては、1件の申請で4,000ないし9,000羽を扱っている。上記データは申請1件当りのコストデータである。

畜産物

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	3,300円 (1.41人時間)	
	旅費	×	社用車利用等により、コストを計上した受検者はない。
機会費用	×		
運搬コスト		5,300円	コンテナ移動費用がかかるものがある。
保管コスト		1,500円	保税上屋使用料がかかるものがある。
書類作成コスト		770円 (0.33人時間)	ほとんどが電子申請
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		10,900円 (, , 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

指定検疫物の検査に係るコストは人件費等であるが、その1件当りの所要時間は、動物か畜産物が、また動物の種類によっても、検査内容や係留期間が異なるなどの理由からまちまちとなっている。

このため、以下のコスト分析においては、調査対象とした11の動物検疫所(本所、支所、出張所)のうち、指定動物の検査については動物検疫所本所と成田支所、畜産物検査については動物検疫所本所における平均の所要時間を算出して整理した。しかし、検査担当職員は、輸入検査と輸出検査の両方を担当しているため、記載されたコストは輸出入1件当たりのデータである。

なお、指定動物の検査については、輸入動物の係留検査が大半を占める本所と、輸入動物の係留検査のほか輸出動物の検査等の件数も多い成田支所で、その所要時間が大きく異なる(本所47.87時間、成田支所0.51時間)ことから分けて記載した。

区分	コスト発生の有無	輸出入1件当たりコスト			説明
		指定動物の検査		畜産物検査 (本所)	
		本所	成田支所		
検査検定実施コスト	人件費	111,000円 (47.87人時間)	1,200円 (0.51人時間)	1,300円 (0.56人時間)	専任職員の人件費の年間合計を、各検査件数(含む輸出検査)の合計で除して求めた。
	旅費	×			検査場所は通常、動物検疫所又はその所在する港湾(空港)区域内であるため、旅費は発生しないが、農水大臣の指定する検査場所で実施する場合は旅費が発生する。
機器運搬コスト	×				
機器維持管理コスト	×				
その他	×				
合計		111,000円	1,200円	1,300円	

10 制度変更の影響

(1) コスト	指定検疫物の輸入検査については、電子申請が可能となっており、今回調査対象とした受検者のうち、畜産物の輸入については委託している2社を除く21社のうち11社が導入している。これらの事業者では、申請から合格に至る一連の事務が迅速に行われるようになったとしている。なお、添付書類(輸出国の証明等)は持参して提出する必要性は残るものの、必ずしも事前に提出する必要性がなくなったため、受検者が動物検疫所へ行くことの負担感は減少している(なお、このことについては、コストの減少には直接影響しないため、コスト分析はできなかった。) 畜産物以外については、電子申請を導入している事業者はなかった。これについては、係留検査が必ず必要であることや、個別検査であることなどから、電子申請のメリットがないとしている。 検査対象範囲の拡大については、当然当該物品を輸入する事業者にはコストの拡大となるが、調査対象事業者での影響はみられなかった。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度	農水6 : 指定検疫物等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	農水6-4: 輸出検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水6-4
(2) 制度名	指定検疫物等の検査(輸出検査)
(3) 根拠法令等名	家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「施行規則」という。)第45条
(4) 所管府省部局等名	農林水産省消費・安全局衛生管理課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>家畜の伝染性疾病を広げるおそれのない動畜産物を輸出することにより、海外の家畜衛生の向上に寄与すること。</p> <p>輸入国政府がその輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれの有無について輸出用の検査証明を必要としているもの及び農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するものについて、家畜防疫官による検査を実施し、当該物品が家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認められときは、輸出検疫証明書を交付している。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <p>[動物の場合]</p> <p>[畜産物の場合]</p>
(3) 施行年月日	昭和26年5月31日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>平成10年3月25日: 犬を追加</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>輸入国政府がその輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としているもの及び農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 下記の動物及びその死体 <ol style="list-style-type: none"> 偶蹄類の動物及び馬 鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう 犬 兎 みつばち 鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょうの卵 上記1の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器 上記1の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿 上記1の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉 上記3のものを原料とするソーセージ、ハム及びベーコン 輸入国政府がその輸入に当たり家畜の伝染性疾病の病原体を広げるおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としているもの。 <p>(根拠法令等名: 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第45条第1項。施行規則第53条)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>輸出者</p> <p>(根拠法令等名: 法第45条)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]農林水産省動物検疫所 (根拠法令等名:法第 45 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	動物検疫所本所、支所(6)及び出張所(17)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 45 条
---------	---------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	輸出検査を希望するとき (根拠法令等名:法第 45 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を徴収していない理由:法に基づく輸出検査は、外国に家畜の伝染性疾病を広げるおそれのない動物・畜産物を輸出することにより、わが国の畜産の振興及び海外の家畜衛生の向上に寄与することを目的とする国家防疫であり、検査に係る費用は国が負担することとしている。なお、生きた動物の輸出検査に係る飼養管理等は受検者の負担で行われている。)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	家畜防疫官 (根拠法令等名:法第 45 条第 3 項)	
(6) 合格付与方法	輸出検査証明書	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件)

区分	平成 9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	動物:4,916 畜産物等:8,970	動物:4,420 畜産物等:9,458	動物:4,613 畜産物等:9,408	動物:4,970 畜産物等:9,357	動物:5,967 畜産物等:9,880
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」は、対象事業者の範囲が個人旅行者、通関業者等多岐にわたることから記載していない。

2 「検査検定実施件数」は、動物の種類により、1件当たり1ないし数千頭(匹、羽)と幅が広いとため、件数で記載。畜産物等も、1件当たり数キログラムないし数百トンと幅が広いとため、件数で記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 10 年に検査対象範囲に犬が追加されたが、今回の調査対象にはその影響は認められなかった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査対象者のうち、輸出検査のコストデータが得られたものは、動物 1 社と、畜産物 2 社であった。以下のコスト分析においては、これらの状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		動 物 A 社	畜産物 (B 社と C 社の平均値)	
手 数 料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	1,200 円 (0.5 人時間)	770 円 (0.33 人時間)	
	旅 費	×		今回の受検者はすべて検査主体の近隣に所在するため、旅費は発生していない。
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		2,300 円 (1.0 人時間)	3,200 円 (1.38 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×			今回の受検者はすべて通関業務を自社で行うため、委託費用は発生していない。
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×			
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		3,500 円	4,970 円	
		(及 び の 合 計)		

(2) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

指定検疫物の検査に係るコストは人件費等であるが、その 1 件当たりの所要時間は、動物か畜産物か、また動物の種類によっても、検査内容や係留期間が異なるなどの理由からまちまちとなっている。

このため、以下のコスト分析においては、調査対象とした 4 の動物検疫所（本所、支所、出張所）のうち、指定動物の検査については動物検疫所本所と成田支所、畜産物検査については動物検疫所本所における平均の所要時間を算出して整理した。しかし、検査担当職員は、輸入検査と輸出検査の両方を担当しているため、記載されたコストは輸出入 1 件当たりのデータである

なお、指定動物の検疫については、輸入動物の係留検査が大半を占める本所と、輸入動物の係留検査のほか輸出動物の検査等の件数も多い成田支所で、その所要時間が大きく異なる（本所 47.87 時間、成田支所 0.51 時間）ことから分けて記載した。

区 分	コスト発生 の有無	輸出入 1 件当たりのコスト			説 明
		指定動物の検査		畜産物検査 (本所)	
		本 所	成 田 支 所		
検査検定 実施コスト	人 件 費	111,000 円 (47.87 人時間)	1,200 円 (0.51 人時間)	1,300 円 (0.56 人時間)	専任職員の人件費の年間合計を、各検査件数(含む輸入検査)の合計で除して求めた。
	旅 費	×			検査場所は通常、動物検疫所又はその所在する港湾(空港)区域内であるため、旅費は発生しないが、農水大臣の指定する検査場所で実施する場合は旅費が発生する。
機 器 運 搬 コ ス ト	×				
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×				
そ の 他	×				
合 計		111,000 円	1,200 円	1,300 円	

検査検定制度名等	農水7:医薬品の検定
----------	------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水7
(2) 制度名	医薬品の検定（動物用医薬品）
(3) 根拠法令等名	薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第43条第1項、第2項
(4) 所管府省部局等名	農林水産省動物医薬品検査所

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	動物用医薬品のうち、その品質管理に高度の技術を必要とするものについて、製造後販売する前にその品質、有効性、安全性等を国が確認し、不良医薬品の流通を防ぐこと。
(2) 制度の概要	<p>1 農林水産大臣が指定する医薬品は、現在、動物用生物学的製剤（血清・ワクチン・診断液）である。</p> <p>2 動物用生物学的製剤の製造（輸入）業者は、すべてのロット（製造単位）につき、製造後（通関手続終了後）14日以内に、都道府県を通じて動物医薬品検査所長に検定申請を行う。検定申請書には、告示によって定められた額の収入印紙を貼付する。</p> <p>3 都道府県の薬事監視員は、申請された製剤（試験品）を抜き取り、残りの部分に封印を施して、検定申請書と試験品を動物医薬品検査所に送付する。</p> <p>4 動物医薬品検査所は、告示によって定められた検定基準に基づいて検定を行い、都道府県に対して検定の結果（合格又は不合格）を通知し、また、合格の場合には検定合格紙を送付する。</p> <p>5 都道府県の薬事監視員は、検定の結果を業者に通知し、合格の場合は、検定申請されたロットの封印を解いて、検定合格紙を貼付する。不合格の場合は、廃棄等の措置を業者に行わせる。</p> <p>6 検定合格証紙を貼付した製品のみが販売等を行うことができる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A["受検者 (動物用生物学的製剤製造(輸入)業者)"] -- "検定申請" --> B["都道府県 (経由機関)"] B -- "試験品抜き取り" --> A B -- "申請書、試験品の送付" --> C["検査検定実施主体 (動物医薬品検査所)"] C -- "検定結果通知 合格証紙送付" --> B B -- "検定結果通知 合格証紙貼付" --> D["販売"] </pre>
(3) 施行年月日	昭和36年2月1日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	<p>検査検定の方法の見直し 平成12年度：力価試験等の試験項目の廃止（ニューカッスル病生ワクチン等19品目）</p> <p>〔参考〕 平成14年度：力価試験等の試験項目の廃止（牛RSウイルス感染症生ワクチン等17品目）</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	動物用医薬品（動物用生物学的製剤） （根拠法令等名：薬事法第43条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する医薬品を指定（昭和36年農林省告示第66号））
(2) 検査検定受検者	動物用生物学的製剤の製造（輸入）業者 （根拠法令等名：法第43条第1項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]動物医薬品検査所（施設等機関） （根拠法令等名：法第43条第1項。動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林省令第3号。以下「取締規則」という。）第39条）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	動物医薬品検査所（東京都）：1

5 検査検定基準

名称・法令等名	動物用生物学的製剤検定基準（平成7年9月25日農林水産省告示第1542号） （根拠法令等名：薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下「施行令」という。）第10条）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	動物用生物学的製剤のすべてのロットごとに製造品の場合は製造完了の日から、また、輸入品の場合は通関手続完了の日から14日以内 （根拠法令等名：取締規則第40条第2項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	検討中	
(3) 検査検定の受検手数料	各製剤ごとに定められている。 （根拠法令等名：「動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件」（平成12年3月29日農林水産省告示第438号））	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	動物医薬品検査所長 （根拠法令等名：施行令第10条）	

(6) 合格付与方法	合格した旨を動物医薬品検査所長名の文書で通知するとともに、所要数の検定合格証紙を送付する。
(7) 検査検定の有効期間	検定に合格した動物用生物学的製剤の有効期間 (根拠法令等名：取締規則第52条第2項及び第3項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	21	23	24	25	25
(2) 検査検定実施件数	782	776	823	795	800
(3) 手数料収入総額	510,848	490,237	500,539	477,600	460,111

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

平成12年度及び14年度：力価試験等の試験項目が廃止されたことによって、検査検定手数料が軽減されている。 (例：ニューカッスル病生ワクチン検定手数料(ロット手数料) 改定前は109万1,100円が改定後は61万3,500円に軽減 牛流行熱生ワクチン検定手数料(ロット手数料) 改定前は73万9,000円が改定後は64万2,600円に軽減) なお、今回の調査においては、力価試験等の試験項目が廃止に係る制度変更の状況を対象とせず、動物用医薬品の検定状況全般を対象とした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回、調査対象とした7受検者について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		490,000円	今回、調査対象とした受検者の平均。なお、手数料は、動物用医薬品の種類によって区分されている。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト		38,000円 (16人時間)	当該検査検定事務の経由機関である都道府県による検査検定実施前の試験品の抜き取り等への対応に係るコスト
旅費		(7,000円)	都道府県に対する事前相談の実施に係るコストについて、県内1往復(1人対応)として算出
機会費用	×		
運搬コスト		4,000円	検査検定実施主体の所在地(東京都国分寺市)までの受検対象品目の送付に係るコスト
保管コスト	×		
書類作成コスト		27,000円 (17枚・12人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		559,000円 (、(旅費を除く。)及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 今回、調査対象とした1実施主体及び上記(2)で整理した7受検者に係る検査検定事務の経由機関である5都道府県について整理した。

<実施主体：動物医薬品検査所>

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト		250,000円 (107人時間)	実地検査に係るコスト
旅費	×		
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		120,000円	動物医薬品検査所全体の備品の購入費、修繕費、点検整備費、光熱水道料等に係るコスト
その他		88,000円	消耗品費及び動物購入費に係るコスト
合計		458,000円 (、及びの合計)	

<経由機関：都道府県>

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト		51,000円 (22人時間)	検査検定対象品目の検査検定実施前の採取、検査検定実施後の判定の通知、封印の解除、合格証紙の貼付の確認の実施に係るコスト
旅費		14,000円	受検者の所在地まで検査検定対象品目の採取等に出向くコストについて、県内1往復(2人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		65,000円	

検査検定制度名等	農水 8: 肥料の銘柄の登録
----------	----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水 8
(2) 制度名	肥料の銘柄の登録 (普通肥料の銘柄の登録、普通肥料の銘柄の登録(農協等)、輸入普通肥料の銘柄の登録、公定規格が定められていない普通肥料の仮登録、外国生産肥料の登録及び仮登録)
(3) 根拠法令等名	[普通肥料の銘柄の登録] 肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項及び第 2 項 [輸入普通肥料の銘柄の登録] 法第 4 条第 3 項 [公定規格が定められていない普通肥料の仮登録] 法第 5 条 [外国生産肥料の登録及び仮登録] 法第 33 条の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>[普通肥料の銘柄の登録] 公定規格が定められている普通肥料を業として生産しようとする者はその肥料の銘柄ごとに、農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>[輸入普通肥料の銘柄の登録] 公定規格が定められている普通肥料を業として輸入しようとする者はその肥料の銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない。</p> <p>[公定規格が定められていない普通肥料の仮登録] 公定規格が定められていない普通肥料を業として生産又は輸入しようとする者はその肥料の銘柄ごとに、農林水産大臣の仮登録を受けなければならない。</p> <p>[外国生産肥料の登録及び仮登録] 外国において、本邦に輸出される普通肥料を業として生産する者は、我が国に住所を有する者を国内管理人として選任すれば、農林水産大臣の登録又は仮登録を受けることができる。</p> <p>[フロー図] [普通肥料の銘柄の登録の場合]</p> <p>肥料の区分により検査検定制度実施主体が異なる。</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 6 月 20 日(外国生産肥料の登録及び仮登録については昭和 59 年 4 月 1 日)
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度の範囲の見直し 平成 12 年 10 月 1 日: 有害物質が含有されるおそれのある汚泥肥料等について、従来の特殊肥料から普通肥料への移行 検査検定制度実施主体の見直し 平成 13 年 4 月 1 日: 肥飼料検査所の独立行政法人化</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 7 月 1 日: 施用方法によっては、人畜に被害を生ずるおそれがあるものとして政令で指定する普通肥料(特定普通肥料)について、登録の際に施用方法を審査</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>名称: 普通肥料</p> <p>範囲: 生産されるすべての普通肥料(根拠法令等名: 法第 4 条第 1 項及び第 2 項) : 輸入されるすべての普通肥料(根拠法令等名: 法第 4 条第 3 項) : 公定規格が定められていない普通肥料(根拠法令等名: 法第 5 条) : 外国において生産され本邦に輸出される普通肥料(根拠法令等名: 法第 33 条の 2)</p>
(2) 検査検定制度受検者	<ul style="list-style-type: none"> 普通肥料を生産しようとする者(根拠法令等名: 法第 4 条第 1 項及び第 2 項) 普通肥料を輸入しようとする者(根拠法令等名: 法第 4 条第 3 項) 公定規格が定められていない普通肥料を生産又は輸入しようとする者(根拠法令等名: 法第 5 条) 外国において、本邦に輸出される普通肥料を生産しようとする者(根拠法令等名: 法第 33 条の 2)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[普通肥料の銘柄の登録の場合]</p> <p>[国の機関] 農林水産省 (根拠法令等名: 法第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 33 条の 2 第 1 項) [独立行政法人] 肥飼料検査所(農林水産大臣の指示を受けて検査を実施) (根拠法令等名: 法第 7 条及び第 33 条の 2 第 6 項において準用する第 7 条) [地方公共団体] 都道府県 (根拠法令等名: 法第 4 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p>[普通肥料の銘柄の仮登録の場合]</p> <p>[国の機関] 農林水産省 (根拠法令等名: 法第 5 条及び第 33 条の 2 第 1 項) [独立行政法人] 肥飼料検査所(農林水産大臣の指示を受けて検査を実施) (根拠法令等名: 法第 8 条及び第 33 条の 2 第 6 項において準用する第 8 条)</p>
-----------------	--

(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	農林水産省本省 肥飼料検査所：本所（埼玉） 事務所（札幌、仙台、名古屋、大阪及び福岡） 都道府県：47
-----------------------	---

5 検査検定基準

名称・法令等名	[普通肥料の銘柄の登録]法第7条 [公定規格が定められていない普通肥料の仮登録]法第8条 [外国生産肥料の登録及び仮登録]法第33条の2第6項において準用する第7条又は第8条
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	普通肥料の生産を開始する前（根拠法令等名：法第4条第1項及び第2項） 普通肥料の輸入を開始する前（根拠法令等名：法第4条第3項） 公定規格が定められていない普通肥料を生産又は輸入しようとする前（根拠法令等名：法第5条） 外国において本邦に輸出される普通肥料を生産する前（根拠法令等名：法第33条の2）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	37,000円（農林水産大臣登録） （根拠法令等名：肥料取締法施行令（昭和25年政令第198号）第1条の4）
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	書面 実地
	運転中 運転停止
	製品等
	型式 個別（全個） 個別（抽出）
	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	[普通肥料の銘柄の登録の場合] 農林水産大臣又は都道府県知事（根拠法令等名：法第4条第1項、第2項又は第3項及び第33条の2） [普通肥料の銘柄の仮登録の場合] 農林水産大臣（根拠法令等名：法第5条及び第33条の2）
(6) 合格付与方法	登録証（仮登録証）を交付 （根拠法令等名：法第10条及び法第33条の2第6項において準用する法第10条）
(7) 検査検定の有効期間	[普通肥料の銘柄の登録、輸入普通肥料の銘柄の登録の場合] 3年又は6年（根拠法令等名：法第12条第1項） [公定規格が定められていない普通肥料の仮登録の場合] 1年（根拠法令等名：法第12条第1項） [外国生産肥料の登録及び仮登録の場合] 3年又は6年、1年（根拠法令等名：法第33条の2第6項において準用する法第12条第1項）

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：者、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数				2,006	2,194
				424	423
				2,437	2,625
				7	8
(2) 検査検定実件数	844	963	816	1,471	1,226
	214	218	233	257	362
	1	0	1	3	1
	9	7	9	19	27
(3) 手数料収入総額	29,202	33,320	28,234	54,427	45,362
	7,404	7,543	8,062	9,509	13,394
	35	0	35	111	37
	311	242	311	703	999

- （注） 1 「対象事業者数」欄及び「検査検定実件数」欄は、暦年で記載している。
2 「対象事業者数」欄は、有効業者数を記載している（当該年の12月現在）。
3 「」は普通肥料の銘柄の登録の場合、「」は輸入普通肥料の銘柄の登録の場合、「」は公定規格が定められていない普通肥料の仮登録の場合、「」は外国生産肥料の登録及び仮登録の場合を示す。
4 の対象事業者数及び検査検定実件数は、農林水産大臣登録と都道府県知事登録を合わせた件数である。
5 手数料収入総額は、大臣登録と知事登録の手数料がほぼ同額であるため、申請件数に大臣登録の手数料を乗じた額を記載している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変としては検査検定実施主体が独立行政法人に移行したということがあるが、検査実施については実質的な変更はない。 以下のコスト分析においては、検査実績の多い「公定規格が定められている普通肥料に係る登録」を対象とし、「新規登録」の場合と「更新」の場合について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【新規登録の場合】

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、受検実績のある27事業者を調査対象とした。 以下のコスト分析においては、27事業者の平均的な状況について整理した（受検先として、肥飼料検査所の場合と都道府県の場合があるが、大きな差異は見られなかったため、まとめて整理している。）

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		35,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	×		試料を送付又は持参するのみで検査立会いなし。
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		2,000 円	試料等を送付又は持参する。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		4,000 円 (4 枚、1.7 人時間)	
部 外 委 託 経 費		(5,000 円～15,000 円)	成分分析を外部委託する場合がある(年額)。
事 前 準 備 コ ス ト		23,000 円 (10 人時間)	試料の作成・分析を行う。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		64,000 円 (、 、 及び の合計)	

【更新の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のある 27 事業者を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、27 事業者の平均的な状況について整理した(受検先として、肥飼料検査所の場合と都道府県の場合があるが、大きな差異は見られなかったため、まとめて整理している。)

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		7,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	×		申請書等を送付又は持参するのみで検査立会いなし。
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		500 円	申請書等を送付又は持参する。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		1,000 円 (3 枚、0.4 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		8,500 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【新規登録の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、検査実施実績のある肥飼料検査所(本所及び5事務所) 道県(9)を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、これら 15 機関の平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト		23,000 円 (10 人時間)	
人件費			
旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(6,000 円～ 270,000 円)	試験用機器の点検整備等に係る費用であり、年間を通じて要し、複数の試験に使用されるものであることから、1 件当たりコストの合計には含めていない。
そ の 他	×		
合 計		23,000 円	

【更新の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、検査実施実績のある肥飼料検査所(本所及び5事務所) 道県(9)を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、これら 15 機関の平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト		6,000 円 (2.6 人時間)	
人件費			
旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		6,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	大臣登録に係る検査検定実施主体が独立行政法人に移行しているが、検査については実質的な変更はなく、制度改変に伴う影響の変化はみられない。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	農水9:農機具の検査
----------	------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水9
(2) 制度名	農機具の検査
(3) 根拠法令等名	農業機械化促進法（昭和28年法律第252号。以下「法」という。）第6条第1項
(4) 所管府省部局等名	農林水産省生産局農産振興課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	一定水準の安全性、性能等を備えた農機具を市場に供給するために、農機具の性能、構造、耐久性及び操作の難易について行うとともに、検査合格証を交付することにより、使用者の農機具の選択に資すること。
(2) 制度の概要	<p>農機具の型式検査は、農業機械メーカー等の依頼に基づき実施している任意の検査制度である（農業機械の販売又は輸入の際に義務付けられているものではない。）。</p> <p>法に基づき国が行う検査であり、検査の対象機種並びに実施方法及び基準は国が定めている。</p> <p>また、型式検査の対象機種については、農林水産大臣が、毎年度、当該年度において型式検査を行う農機具の種類を定めて公示する。</p> <p>なお、本検査は型式ごとに代表機を1台検査する型式検査であり、法において独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構が検査実施機関に指定されている。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和37年8月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	<p>検査検定制度の範囲の見直し 昭和58年以降随時見直しを実施 平成10年度に、ビーンハーベスターを対象機種から外し、野菜移植機を追加した。 平成12年度に、25馬力未満のトラクター（乗用型）及び歩行型田植機については対象から外した。 また、直近では平成14年3月22日付け農林水産省告示第780号において、検査対象機種のうち、動力噴霧機（走行式）について対象範囲を変更（ブームノズルを有するものに限定）した。</p> <p>検査検定制度の内容の見直し 昭和58年以降随時見直しを実施 昭和58年以降、現行の検査対象機種について、実需者のニーズ、国際基準との整合性及び簡素化・効率化等の観点から延べ64回見直しを行った。 また、直近では平成14年4月22日付け官庁報告により、検査対象機種である、動力噴霧機（走行式）及びスピードスプレーヤーについて、薬剤散布時の周辺環境への配慮及び作業者に対する安全性の確保を図るとともに、併せて検査の簡素化・効率化の観点から、型式検査の主要な実施方法及び基準の改正を行った。</p> <p>検査検定制度の見直し 平成11年度に、一定の条件を満たすOEM機については、親機又はOEM機のいずれかの試験を実施すれば、他方は書類審査とし実機による確認は省略することとした。 平成12年度に、一部機種の耐久性関連試験、最小質量トラクターのすべての試験を原則省略することとした。 同じく平成12年度に、安全鑑定の適合機については、安全確認調査においてデータの転用を認めることとした。</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年10月1日： 検査実施機関である生物系特定産業技術研究推進機構が平成15年10月1日をもって独立行政法人農業技術研究機構との統合により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構となったことに伴い、検査の簡素化・効率化の観点から、旧生研機構において鑑定等を実施した機械の新法人での検査を省略する規程を追加し、型式検査の主要な実施方法及び基準の改正を行った。</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>名称：農機具 範囲：毎年度、当該年度において型式検査を行う農機具の種類について定めて公示する。 （平成10年度以降は、農用トラクター（乗用型）、田植機、動力噴霧機（走行式）、スピードスプレーヤー、コンバイン（自脱型）、コンバイン（普通型）、ポテト・ハーベスター、ビート・ハーベスター、野菜移植機、農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレームの10種類） （根拠法令等名：法第7条第1項）</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>型式検査を依頼する者（農機具製造事業者） （根拠法令等名：法第7条第2項）</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[独立行政法人]農業・生物系特定産業技術研究機構 （平成15年9月までは生物系特定産業技術研究推進機構（認可法人）であった。） （根拠法令等名：法第6条第3項）</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	<p>農業・生物系特定産業技術研究機構(埼玉)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	型式検査の主要な実施方法及び基準は農林水産大臣が定める。 (根拠法令等名：法第7条第3項)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	農機具の型式検査は、検査対象機種が通常の製造ラインで製造されたもののうちから抽出されたものを、原則として随時実施している。 ほ場試験等が必要な検査対象機種については、対象作物の作期に合わせて実施している。	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	法第8条第2項に基づき、農業・生物系特定産業技術研究機構農業機械化促進業務関係業務方法書(昭和62年1月7日農林水産省指令61農蚕第6540号61生研規第6号)において定められる。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
(5) 合格付与権者	農業・生物系特定産業技術研究機構 (根拠法令等名：法第8条の2第1項)	
(6) 合格付与方法	検査合格証及び検査成績表の通知	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					32
(2) 検査検定実施件数	80	70	79	64	31
(3) 手数料収入総額	49,860	56,410	58,661	42,281	16,480

(注) 「対象事業者数」欄は、農機具の型式検査対象機種の製造、輸入又は販売を行っている者(社)の数を記載した(平成13年8月現在)。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

対象農機具の見直しや検査方法の見直し等が行われているが、コストへの影響については今回の調査ではみられなかった。
以下のコスト分析においては、検査実績の多い機種(農用トラクター、田植機)について整理を行った。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【農用トラクター(乗用型) 農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームの場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
今回調査した製造事業者のうち、農用トラクターについて受検実績のある4事業者における平均的な状況について整理した。 農用トラクターと同時に検査を受けることが多い農用トラクター用安全キャブ及び安全フレームの状況についても併せて整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		(トラクター) 870,000円 (キャブ) 560,000円	農用トラクター(乗用型)と農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームを同時に受検した場合について算出した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	(トラクター) 310,000円 (134人時間)	
		(キャブ) 200,000円 (86人時間)	
機会費用	旅費	(トラクター) 160,000円	
		(キャブ) 180,000円	
運搬コスト		390,000円	
保管コスト	×		
書類作成コスト		(トラクター) 222,000円 (48枚、96人時間) (キャブ) 99,000円 (23枚、43人時間)	
部外委託経費			トラクターについて、エンジンの噴射ポンプ調整などを部外委託する場合がある(例：1台150,000円)。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト			受検前に社内試験を行う場合がある。
インセンティブ適用コスト	×		
その他			受検用のトラクター等を供出している(検査終了後、返却される。)
合計		2,991,000円 (、及びの合計)	

【田植機の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回調査した製造事業者のうち、田植機について受検実績のある2事業者における平均的な状況について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		820,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	460,000 円 (199 人時間)	
	旅 費	240,000 円	
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		500,000 円	
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		136,000 円 (35 枚、59 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト			受検前に社内試験を行う場合がある。
イ ン セ ン テ ィ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他			受検用の田植機を供出している(検査終了後、返却される。)
合 計		2,156,000 円 (、 、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【農用トラクター(乗用型) 農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレームの場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 農業・生物系特定産業技術研究機構における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	(トラクター) 87,000 円 (38 人時間) ----- (キャブ) 120,000 円 (52 人時間)	
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(トラクター) 9,000 円 (キャブ) 2,000 円	試験用機器の減価償却費である。
そ の 他	×		
合 計		218,000 円 (及び の合計)	

【田植機の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 農業・生物系特定産業技術研究機構における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	170,000 円 (73 人時間)	
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト		2,000 円	測定器具等を検査場(農場)に運ぶための自動車の燃料費等である。
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		1,000 円	試験用機器の減価償却費である。
そ の 他	×		
合 計		173,000 円 (、 及び の合計)	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	対象農機具の見直しや検査方法の見直し等が行われているが、コスト等の影響の変化については今回の調査ではみられなかった。 なお、平成12年10月に農機具購入に係る補助制度の見直しが行われ、補助事業により型式検査の対象機種を導入する場合には型式検査に合格したものの中から選定するとされていた要件が、型式検査又は安全鑑定に合格したものの中から選定するとされ、要件が緩和されたところである。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	農水 10: 輸出入植物等の検査
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 制 度 番 号	農水 10
(2) 制 度 名	輸出入植物等の検査 (輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査、輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査、輸入植物等の受取人届出による検査、輸出植物の検査、輸出植物の検査(栽培地)、移動制限植物等の移動の検査)
(3) 根 拠 法 令 等 名	[輸入植物等の検査]植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第8条第1項 [輸入植物等の輸入に先立つ検査]法第8条第3項 [輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査]法第8条第4項、同条第5項 [輸入植物等の受取人届出による検査]法第8条第6項 [輸出植物の検査]法第10条第1項。国際植物防疫条約第4条、第5条 [輸出植物の検査(栽培地検査)]法第10条第3項。国際植物防疫条約第4条、第5条 [移動制限植物等の移動の検査]法第16条の2第1項
(4) 所 管 府 省 部 局 等 名	農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室

2 検査検定制度の概要

(1) 制 度 の 目 的	<p>輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ること。</p> <p>[輸入植物等の検査] 海外から病害虫が我が国に侵入し、これらがまん延して農作物に被害を及ぼすことを防ぐため、植物の輸入の禁止、輸入農産物等の検査及び検査に基づく消毒・廃棄等の処置を行う。検査については、法により指定された港・飛行場の中の植物防疫官が指定した場所で行う。</p> <p>[輸入植物等の輸入に先立つ検査] 植物防疫官が必要と認めるときは、船舶又は航空機内で輸入に先立って、輸入される植物及び容器包装につき検査を行う。</p> <p>[輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査] 法の定めにより、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物について、郵便局が行う通知に基づき、植物防疫官がその検査を行う。</p> <p>[輸入植物等の受取人届出による検査] 法の定めにより、検査を受けていない植物を包有している小形包装物又は小包郵便物について、その受取人が行う届出に基づき、植物防疫官がその検査を行う。</p> <p>[フロー図] [輸入関係検査の基本パターン]</p>
(2) 制 度 の 概 要	<p>[輸出植物の検査] 国際植物防疫条約が定めるところにより、我が国から海外へ農産物を輸出する際に、輸入国が我が国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装につき、それが当該輸入国の要求に適合していることについての検査が義務付けられている。</p> <p>[輸出植物の検査(栽培地検査)] 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物その他農林水産省令で定める植物については、前記の検査の前に、あらかじめその栽培地で植物防疫官の検査を受ける。</p>

	<p>〔フロー図〕</p> <p>〔輸出関係検査の基本パターン〕</p> <p>(注) ~ は必要な場合のみ実施する。</p> <p>〔移動制限植物等の移動の検査〕 国内の一部地域に発生している病害虫の未発生地域への侵入・まん延を防止するため、法に基づき、それら病害虫の寄主植物等の移動が禁止又は制限されている。これら寄主植物等を発生地域から未発生地域へ持ち出すためには、消毒若しくは植物防疫官による検査が必要となる。</p>
(3) 施行年月日	昭和25年5月4日(移動制限植物等の移動の検査については、昭和46年12月31日)
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>〔輸入植物等の検査〕 輸入植物等(根拠法令名:法第8条第1項)</p> <p>〔輸入植物等の輸入に先立つ検査〕 輸入植物等で防疫官が必要と認めるもの(根拠法令名:法第8条第3項)</p> <p>〔輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査〕 植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物(根拠法令名:法第8条第4項及び第5項)</p> <p>〔輸入植物等の受取人届出による検査〕 検査を受けていない植物を包有している小形包装物又は小包郵便物(根拠法令名:法第8条第6項)</p> <p>〔輸出植物の検査〕 国際植物防疫条約が定めるところにより、我が国から海外へ農産物を輸出する際に、輸入国が我が国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装(根拠法令名:法第10条第1項)</p> <p>〔輸出植物の検査(栽培地検査)〕 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物その他農林水産省令で定める植物(ゆり、チューリップ等)(根拠法令名:法第10条第3項。植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「施行規則」という。)第23条)</p> <p>〔移動制限植物等の移動の検査〕 農林水産省令で定める地域(南西諸島等)内にある植物で、他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの(カンキツ苗木類、さつまいも等)及びその容器包装(根拠法令名:法第16条の2第1項。施行規則第35条の2)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>〔輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査〕 輸入者(根拠法令名:法第8条第3項)</p> <p>〔輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査〕 なし(検査対象は郵便物)</p> <p>〔輸入植物等の受取人届出による検査〕 植物を包有している小形包装物又は小包郵便物を受け取った者(根拠法令名:法第8条第6項)</p> <p>〔輸出植物の検査〕 輸入国が我が国の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者(根拠法令名:法第10条第1項)</p> <p>〔輸出植物の検査(栽培地検査)〕 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物その他農林水産省令で定める植物(ゆり、チューリップ等)を輸出しようとする者(根拠法令名:法第10条第3項。施行規則第23条)</p> <p>〔移動制限植物等の移動の検査〕 農林水産省令で定める地域(南西諸島等)内にある植物で、他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの(カンキツ苗木類、さつまいも等)及びその容器包装を当該地域から持ち出そうとする者(根拠法令名:法第16条の2第1項。施行規則第35条の2)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	〔国の機関〕農林水産省植物防疫所 (根拠法令等名:法第8条及び第10条及び第16条の2。施行規則第10条第1項、第24条第1項及び第35条の3第2項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	〔輸入〕 輸入場所として指定されている港(105)及び飛行場(34、うち携帯する植物のみ輸入可能な飛行場については8)を管轄する植物防疫所 〔輸出〕 植物防疫(事務)所(横浜、名古屋、神戸、門司及び那覇)、及びこれらの支所(14)及び出張所(55)

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>[輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査、輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査、輸入植物等の受取人届出による検査] 輸入植物検疫(根拠法令等名:輸入植物検疫規程(昭和25年農林省告示第206号)第1条及び第2条)</p> <p>[輸出植物の検査] 輸出植物検疫(根拠法令等名:輸出植物検疫規程(昭和25年農林省告示第231号)第7条)</p> <p>[輸出植物の検査(栽培地検査)] 輸出植物栽培地検査(根拠法令名:施行規則第23条及び第24条)</p> <p>[移動制限植物等の移動の検査] 植物検疫(根拠法令等名:法第16条の2第1項)</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査] 輸入後遅滞なく(根拠法令等名:法第8条第1項)</p> <p>[輸入植物等の郵便局からの通知に基づく検査、輸入植物等の受取人届出による検査] 送付を受けたときは遅滞なく(根拠法令等名:法第8条第4項及び第6項)</p> <p>[輸出植物の検査] 検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知(根拠法令等名:施行規則第25条及び第28条)</p> <p>[輸出植物の検査(栽培地検査)] 検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知(根拠法令等名:施行規則第24条及び第28条)</p> <p>[移動制限植物等の移動の検査] 検査申請に対し、植物防疫官が検査期日を通知(根拠法令等名:施行規則第35条の4第3項及び第4項)</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	<p>[輸入植物等の検査、輸入植物等の輸入に先立つ検査] 可(輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)があり、税関システムと連携)</p> <p>[上記以外] 否</p>	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>なし (手数料を徴収していない理由:法に基づく植物検疫は、わが国の植物に被害をもたらす海外からの病害虫(検疫病害虫)の侵入を未然に防ぐために実施する輸入検疫と、諸外国の要求に応じた輸出検疫であり、検査に係る費用は国が負担することとしている。)</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)(同一品種の大量輸入の場合) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	植物防疫官 (根拠法令等名:法第9条第4項)	
(6) 合格付与方法	<p>[輸入関係] 合格の証印の押印、証票又は証明書の交付(根拠法令等名:法第9条第4項、施行規則第19条第1項)</p> <p>[輸出関係] 合格の証印の押印、証票又は証明書の交付(根拠法令等名:施行規則第30条第1項及び第2項)</p> <p>[移動制限植物等の移動の検査] 合格の証印の押印、証票又は証明書の交付(根拠法令等名:施行規則第35条の4第6項)</p>	
(7) 検査検定の有効期間	なし(ただし、輸出検査の場合は、輸入国が有効期限を定めている場合がある。)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数						
(2) 検査検定実施件数						
輸入植物検査	貨物	597,245	605,143	669,952	706,490	707,251
	携帯郵便	462,998	461,160	478,551	506,843	464,185
輸出植物検査	栽培地検査	84,798	92,739	119,173	109,333	99,394
	移動制限植物の移動検査	37,515	34,850	33,218	31,528	34,764
	3,984	4,058	4,442	4,948	4,201	
(3) 手数料収入総額	75	134	84	102	604	

(注) 「対象事業者数」は、対象事業者の範囲が輸入者、通関業者等多岐にわたることから記載していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

輸出入植物等の検査については、平成8年に検疫対象の病害虫の見直しが行われて以来、大きな制度改変は行われていない。 以下のコスト分析においては、件数が多い「輸入植物等の検査」と「輸出植物検査」について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【輸入植物等の検査の場合】

〔調査対象とした受検者の状況等〕
 調査対象とした19の受検者のうち、手続き全体を委託している1社を除く18社の平成13年の23件のコストデータで整理した。
 「1件当たりのコスト」は、23件の各1件当たりのコストを計算し、その単純平均の額を求めたものである(部外委託経費を除く。)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	9,300円 (4.0人時間)	植物防疫官の検査の際の立会い
	旅費	×	検査場所は、輸入場所(海港)又は受検者所在地に隣接する植物防疫所検査場(空港)であるため、旅費は要しない。
機会費用	×		
運搬コスト		11,000円	検査のためのコンテナの移動に要する経費がほとんどである。
保管コスト		6,800円	検査待ちで生じる上屋施設使用料やコンテナヤード使用料の一部である。
書類作成コスト		880円 (0.4人時間)	
部外委託経費		(200,000円/1件)	調査対象受検者のうち1社が、手続き全体を委託している。
事前準備コスト		6,300円	地域の植物防疫協会に納入する賦課金などである(協会が一部の事務を代行する。)
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		34,280円 (, , , 及び の合計額)	

【輸出植物の検査の場合】

〔調査対象とした受検者の状況等〕
 輸出検査を受検している9事業者を調査対象とした。「1件当たりのコスト」は、9社のうち、検査立会いが4人(他は1ないし2人)とした1社を除く8社の各1件当たりのコストを計算し、その単純平均の額を求めたものである(部外委託経費を除く。)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	2,700円 (1.2人時間)	植物防疫官の検査の際に立会い
	旅費	×	検査場所は受検者所在地近隣の植物防疫所検査場又は指定場所であるため、旅費は要しない。
機会費用	×		
運搬コスト		500円	コンテナの移動を要するものがある。
保管コスト		1,300円	検査待ちのために保管費用がかかるものがある。
書類作成コスト		690円 (0.3人時間)	申請書は1枚であるため、作成費用(人件費)はかからないとした受検者もある。
部外委託経費	×		
事前準備コスト		1,300円	検査のため、梱包を解き、また検査後に梱包をし直すものがある。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		6,490円 (, , , 及び の合計額)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【輸入植物等の検査の場合】

〔調査対象とした実施主体の状況等〕
 検査は、植物防疫所の職員(1ないし2人)が、検査対象物が保管されているところへ赴き、目視及び検鏡での検査を実施するものであるため、検査側が負担するコストは人件費と旅費のみである。なお、検査場所は通常、植物防疫所が所在する港湾区域(空港区域)内であるため、通常は旅費負担が発生しないが、生じる場合においては説明欄に記した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	1,300 円 (0.6 人時間)	
	旅 費	(5,900 円)	一部の検査主体では、複数の港を担当するため定期的な出張が生じている。左記()内は、横浜植物防疫所札幌支所室蘭・苫小牧出張所(苫小牧市に所在)の職員が室蘭に出張する場合の往復運賃である(年間 40 回)。
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		1,300 円	

【輸出植物の検査の場合】

〔調査対象とした実施主体の状況等〕

検査は、植物防疫所の職員(1ないし2人)が、検査対象物が保管されているところへ赴き、目視及び検鏡での検査を実施するものであるため、検査側が負担するコストは人件費と旅費のみである。なお、検査場所は通常、植物防疫所が所在する港湾区域(空港区域)内であるため、通常旅費負担は発生しない。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	1,900 円 (0.8 人時間)	
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		1,900 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	輸入植物等の検査の申請については、電子申請が可能となっており、今回調査対象とした受検者 24 社のうち、2社を除き全ての社が導入している(1社は事務を全面委託、他の1社は、所在地が極めて植物防疫所の近くであるため、書類を持参している)。これにより、申請から合格に至る一連の事務が迅速に行われるようになった。なお、添付書類(輸出国の証明等)は持参して提出する必要性は残るものの、必ずしも事前に提出する必要性がなくなったため、受検者が植物防疫所へ行くことの負担感は減少している(なお、このことについては、コストの減少には直接影響しないため、コスト分析はできなかった。)
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	農水 11：種苗の検査
----------	-------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水 11
(2) 制度名	種苗の検査
(3) 根拠法令等名	植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)第 13 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	農林水産省消費・安全局植物防疫課検疫対策室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ること。</p> <p>発生が国内の一部地域に限られている植物検疫上重要な病害虫のまん延を防止するため、特定の種苗の検疫を行うものである。</p> <p>馬鈴しょは、種子によらずイモを用いる栄養繁殖によって増殖させる作物であることから、種イモを介して被害を与える病害虫のまん延を防止する必要がある。現在、ジャガイモシストセンチュウ、輪腐病やウイルス病等のまん延を防止するため、馬鈴しょを指定種苗として指定し、栽培中の検査等を行い、検査に合格した種イモだけが栽培されることにより、これらの病害虫のまん延を防止するものである。</p>
(2) 制度の概要	<p>(フロー図)</p> <p>(注) 、 、 については、春作のみ実施 (種馬鈴しょ防疫補助員講習会資料:北海道版(平成 14 年 6 月横浜植物防疫所)から作成)</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 5 月 4 日
(4) 制度改変の状況(平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>指定種苗(種馬鈴しょ) (根拠法令等名:法第 13 条第 1 項。検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件(昭和 26 年農林省告示第 58 号。以下「指定告示」という。))</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>種苗の生産者(北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県の生産者に限る。) (根拠法令等名:法第 13 条第 1 項。指定告示)</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[国の機関]農林水産省植物防疫所 (根拠法令等名:法第 13 条第 1 項)</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	<p>植物防疫所:横浜植物防疫所(群馬県、山梨県)、同札幌支所(北海道)、同塩釜支所小名浜出張所(福島県)、同青森出張所(青森県)、同宮古出張所(岩手県)、名古屋植物防疫所(長野県)、神戸植物防疫所水島出張所(岡山県)、同広島支所(広島県)、門司植物防疫所長崎出張所(長崎県)、同八代出張所(熊本県) 注:()内は担当道県名</p>

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	<p>植物防疫法 種馬鈴しょ検疫規程(昭和 26 年農林省告示第 59 号。以下「検疫規程」という。)) 種馬鈴しょの検査について農林水産大臣の定める基準(平成 13 年農林水産省告示第 493 号)</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	植付前、栽培中(3回)、収穫後 (根拠法令等名: 検疫規程第6条)			
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否			
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を徴収していない理由: 法に基づく種苗検査は、重要病害虫の国内でのまん延を防ぎ、病害虫の寄生していない健全な種苗を国内の栽培農家に供給するために国が実施するものであり、検査に係る費用は国が負担することとしている。)			
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地(畑)	
		運転中	運転停止	
	製品等	型式	個別(全個)	個別(抽出)
		書面	実地	
		検査場内	現地	
(5) 合格付与権者	植物防疫官 (根拠法令等名: 法第13条第3項)			
(6) 合格付与方法	合格証明書の交付			
(7) 検査検定の有効期間	なし			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 筆)

区分	平成9年	10年	11年	12年	13年
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件(筆)数	10,719	10,360	9,814	9,812	9,664
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」は把握していない。
2 各年とも山梨県の実績はない。また、平成13年は福島県で栽培を中止したため、同県の実績はない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等	なし
-------------------------	----

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト	<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>調査対象となる種馬鈴しょの産地は11道県であるため、該当する11道県のうち、平成13年に検査実績のある9道県の24の受検者を対象に調査した。このうち、生産者個人を調査対象とした2県(6受検者)については、いずれも農協が生産者に代わって申請書類を作成し、また検査立会いもするので、コストが発生しないとの回答であった。このため、農協および農業生産法人が申請者となっている18受検者のデータを基に下表を作成した。なお、本表では、受検対応コストについて、植物防疫官の実地検査の立会いに対する対応コストのみを計上しており、「種馬鈴しょ防疫補助員」(以下「補助員」という。)のみによる階層区分け、調査等への対応コストは、今回の調査では得ていない。</p>
------------------------	--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	158,000円 (68.4人時間)	生産者を含む生産者側が負担する人件費で、補助員に委嘱された者の人件費を除く。
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		61,000円 (26.5人時間)	検査申請に係る生産者を含む生産者側が負担する経費
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		219,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 調査対象とした、各植物防疫所の調査結果を踏まえ、各防疫所(植物防疫官)が原則として以下のように検査を実施しているものとしてコストを計算した。
 なお、調査対象の各植物防疫所から聴取できた内容については、そのまま計算に反映させている。
 「使用予定種馬鈴しよ検査」、「植付予定ほ場検査」:原則として書類審査。1件当たりの審査時間は約6分とした(札幌支所の回答から換算)。
 「第1期ほ場検査」:原則として補助員の野帳による書類審査
 「第2期ほ場検査」:申請に係るすべての地区へ赴き、補助員の階層分けて、A階層(ランク)とされたものについては、15筆以上(申請の件数が89筆以上の場合は18筆以上、また15筆未満の場合は悉皆)のほ場を実地検査する。また、B階層(ランク)とされたものについては、全筆のほ場を実地検査する。
 「第3期ほ場検査」:(春作のみで実施)第1期と同様に現地へ赴き、第1期と同様の抽出率で抽出したほ場について実地検査を行う。抽出されなかったほ場については補助員の野帳による書類審査
 「生産物検査」:病害の多い地区や植付面積の多い地区を中心に、約20パーセントについて現地へ赴き、共同選別場(個人選別の場合は該当農家)を実地検査する。他の地区については補助員の野帳による書類審査

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	900円 (0.38人時間)	実地検査を行わなかったものを含む平均額である。
	旅費	400円	〃
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他 (防疫補助員手当)		4,800円 (75,700円/人)	本制度を担当する植物防疫所では、職員による検査を効率化するため補助員を委嘱し、職員に代わって病害虫の発生状況に応じた階層分け等を実施している。(下記参照)
合計		6,100円 (及びの合計)	

(4) その他のコスト

[種馬鈴しよ防疫補助員]
 本制度は「種馬鈴しよ検査実施要領」(昭和49年農蚕第5333号)により、「種馬鈴しよ防疫補助員」が設置され、相当の業務を実施している。補助員の実施する主な業務は〔(2)制度の概要〕を参照。
 補助員には「補助員手当」が支給されるが、委嘱されるのは病害虫に関する知見を有する生産者の代表や農協の職員であり、植物防疫官の検査の効率的な実施に深く関与している。
 なお、コストについて植物防疫所では、全国で毎年約608人の補助員を委嘱し、約4,600万円を手当として支出している。

検査検定制度名等	農水 12 : 農薬の登録
----------	---------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水 12
(2) 制度名	農薬の登録（製造業者及び輸入業者の農薬の登録、外国製造農薬の登録）
(3) 根拠法令等名	[製造者又は輸入者の農薬の登録]農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項 [外国製造農薬の登録]法第 15 条の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

2 検定制度の概要

(1) 制度の目的	農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与すること。
(2) 制度の概要	<p>[製造者又は輸入者の農薬の登録] 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。</p> <p>[外国製造農薬の登録] 外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 23 年 8 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	検査検定実施主体、検査検定方法の見直し 平成 13 年 4 月 1 日： 農薬検査所が国から独立行政法人に移行したため、農林水産大臣が独立行政法人農薬検査所に検査をさせ、農薬検査所は検査結果を農林水産大臣に報告することとなった（法第 2 条第 3 項。農薬取締法施行規則（昭和 26 年農林省令第 21 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の 2 ）。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	農薬 (根拠法令等名：法第 1 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 2 条)
(2) 検査検定受検者	[製造者又は輸入者の農薬の登録] 製造者又は輸入者（根拠法令等名：法第 2 条第 1 項） [外国製造農薬の登録] 外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者（根拠法令等名：法第 15 条の 2 第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]農林水産省 (根拠法令等名：法第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項) [独立行政法人]農薬検査所（農林水産大臣の指示を受け検査を実施） (根拠法令等名：法第 2 条第 3 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	農林水産省本省 農薬検査所（東京都小平市）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 3 条第 1 項第 1 号～第 10 号
---------	-------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	製造、加工又は輸入前 (根拠法令等名：法第 2 条第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	263,900 円（登録申請手数料） 70,000 円（再登録申請手数料） 97,500 円（変更登録申請手数料） 2,200 円（登録票書換交付手数料） (根拠法令等名：農薬取締法施行令（昭和 46 年政令第 56 号）第 1 条。施行規則第 4 条)

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
(5) 合格付与権者	農林水産大臣 (根拠法令等名:法第2条第1項)		
(6) 合格付与方法	登録票の交付		
(7) 検査検定の有効期間	再登録までの期間(3年) (根拠法令等名:法第5条)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					208
(2) 検査検定実施件数	4,266	4,400	5,868	4,315	3,960
(3) 手数料収入総額	269,629	237,024	270,963	293,724	222,024

(注)1 「対象事業者数」欄、「検査検定実施件数」欄及び「手数料収入総額」欄は、製造業者及び輸入業者の農薬の登録、外国製造農薬の登録を併せて記載している。

2 「対象事業者数」欄は、農薬登録を保有している製造業者及び輸入業者の数を記載した(平成14年8月現在)。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変としては検査検定実施主体が独立行政法人に移行したが、検査実施については実質的な変更はない。
以下のコスト分析においては、新規登録の場合、再登録の場合、変更登録の場合について整理している。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【新規登録の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のある14事業者を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、14事業者の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		250,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	×		申請書等を送付又は持参するのみで検査立会いなし
人件費	×		
旅費	×		
機会費用	×		
運搬コスト		1,000円	申請書等を送付又は持参する。
保管コスト	×		
書類作成コスト		510,000円 (170枚、220人時間)	申請内容により異なる場合がある。
部外委託経費		(20,000円~ 620,000,000円)	年額であり、毒性試験、作物残留試験等の試験委託費を含む場合がある。 変更登録に使用する場合と区分できない。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		761,000円 (、及びの合計)	

【再登録の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のある 14 事業者を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、14 事業者の平均的な状況について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		65,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応	×		申請書等を送付又は持参するのみで検査立会いなし
人件費	×		
旅 費	×		
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		1,000 円	申請書等を送付又は持参する。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		20,000 円 (4 枚、9 人時間)	申請内容により異なる場合がある。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		86,000 円 (、 及び の合計)	

【変更登録（適用変更等）の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のある 14 事業者を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、14 事業者の平均的な状況について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		91,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応	×		申請書等を送付又は持参するのみで検査立会いなし
人件費	×		
旅 費	×		
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		1,000 円	申請書等を送付又は持参する。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		54,000 円 (20 枚、23 人時間)	申請内容により異なる場合がある。
部 外 委 託 経 費		(20,000 円 ~ 620,000,000 円)	年額であり、毒性試験、作物残留試験等の試験委託費を含む場合がある。 新規登録に使用する場合と区分できない。
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		146,000 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【新規登録の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 独立行政法人農薬検査所における状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		220,000 円	独立行政法人農薬検査所に係る経費から試験用機器の維持管理費を除いた金額を、検査件数（新規登録、再登録及び変更登録（登録票書替を除く。）の計）で除して算出した。 ただし、同所は他に立入検査業務等も行っており、それらに係るコストも含まれている。 なお、同所では検査1件当たり平均で5.5か月から13.6か月かかることを説明している。
	旅 費	×		
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト			(110,000,000円～130,000,000円)	試験用機器の点検整備等に係る費用であり、年間を通じて要し、複数の試験に使用されるものであることから、1件当たりコストの合計には含めていない。 変更登録に使用する場合と区分できない。
そ の 他		×		
合 計			220,000 円	

【再登録の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 独立行政法人農薬検査所における状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		220,000 円	独立行政法人農薬検査所に係る経費から試験用機器の維持管理費を除いた金額を、検査件数（新規登録、再登録及び変更登録（登録票書替を除く。）の計）で除して算出した。 ただし、同所は他に立入検査業務等も行っており、それらに係るコストも含まれている。 なお、同所では再登録検査1件当たり平均で2か月を要すると説明している。
	旅 費	×		
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト		×		
そ の 他		×		
合 計			220,000 円	

【変更登録（適用変更等）の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 独立行政法人農薬検査所における状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		220,000 円	独立行政法人農薬検査所に係る経費から試験用機器の維持管理費を除いた金額を、検査件数（新規登録、再登録及び変更登録（登録票書替を除く。）の計）で除して算出した。 ただし、同所は他に立入検査業務等も行っており、それらに係るコストも含まれている。 なお、同所では検査1件当たり平均で5.5か月から13.6か月を要すると説明している。
	旅 費	×		
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト			(110,000,000円～130,000,000円)	試験用機器の点検整備等に係る費用であり、年間を通じて要し、複数の試験に使用されるものであることから、1件当たりコストの合計には含めていない。 新規登録に使用する場合と区分できない。
そ の 他		×		
合 計			220,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	検査検定実施主体が独立行政法人に移行しているが、検査については実質的な変更はなく、制度改変に伴う影響の変化はみられない。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	農水 13: 輸入する指定動物の感染症の検査
----------	------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	農水 13
(2) 制度名	輸入する指定動物の感染症の検査
(3) 根拠法令等名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 55 条及び第 56 条
(4) 所管府省部局等名	農林水産省消費・安全局衛生管理課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入される指定動物は、輸出国において 30 日以上隔離検疫を義務付けている。 ・ 指定動物の輸入に当たっては、輸出国の政府機関により発行された検査証明書の添付を義務付けている。 ・ 指定動物の輸入に当たっては、事前に当該動物の種類、数量、輸入の時期及び輸入場所等について届け出を義務付けている。 ・ 指定動物の輸入に当たっては、農林水産省令で定める港又は空港以外の場所からの輸入を制限している。 ・ 輸入される指定動物について、エボラ出血熱及びマールブルグ病の病原体により汚染し又は汚染しているおそれがあるものについて、輸入に先立ち船舶又は航空機内で家畜防疫官による検査を実施する。 ・ 指定動物を輸入した者に対して、当該指定動物に対する動物検疫所家畜防疫官による検査を受けることを義務付けている。 ・ 家畜防疫官は検査の結果、指定動物がエボラ出血熱及びマールブルグ病にかかっているおそれがないと認めるときには、輸入者に対して輸入検疫証明書を交付する。 ・ 家畜防疫官による検査の結果、輸入された指定動物がエボラ出血熱及びマールブルグ病にかかり、又はかかっているおそれがある場合は、隔離、消毒及び殺処分等の措置を講じている。
(2) 制度の概要	<p>(フロー図)</p>
(3) 施行年月日	平成 12 年 1 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし(平成 11 年度に新設された制度である。)

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	指定動物のうちサル (根拠法令等名: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成 10 年政令第 420 号。以下「施行令」という。)第 7 条及び第 8 条)
(2) 検査検定制度受検者	輸入者 (根拠法令等名: 法第 55 条)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]農林水産省(動物検疫所)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	動物検疫所本所(横浜市)、動物検疫所成田支所及び関西空港支所

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 55 条及び第 56 条
---------	-----------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	輸入後遅滞なく実施 (根拠法令等名: 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成 11 年農林水産省令第 83 号。以下「規則」という。)第 5 条)			
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	導入済			
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし (手数料を徴収していない理由: 法に基づく輸入検疫は、我が国にエボラ出血熱及びマールブルグ病の侵入を防止することを目的とする国家防疫であり、検査に係る費用は基本的に国が負担することとしている。なお、輸入検査中の飼養管理等については輸入者の負担である。)			
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 運轉中	実地 運轉停止	
	製品等	型式	個別(全個)	個別(抽出)
		書面	書面	実地
		検査場内	検査場内	現地(指定検査場所の場合)
(5) 合格付与権者	家畜防疫官 (根拠法令等名: 規則第 10 条)			
(6) 合格付与方法	輸入検疫証明書の交付			
(7) 検査検定制度の有効期間	なし			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成9年	10年	11年	12年	13年
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数 " 頭数				67件 4,503頭	104件 6,850頭
(3) 手数料収入総額					

(注) 対象事業者数は、輸入目的が多岐にわたるため限定できない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成11年度に新設された制度であり、制度改変はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

調査対象とした受検者は4者であるが、うち2者(A社、B社)は、通関業者に手続一切を委託しており、検査に要する費用の詳細は不明である。このため、残りの2者(C社、D社)についての1匹当たりのコストを計算し、記載した。なお、合格率が高いため、係留延長や精密検査の費用はないものとして計算している。

A社の輸入は1匹で、検査手続全般を通関業者に委託し45万3,600円を支出している。また、B社の輸入も1匹で、飼養業務を通関業者に委託し、費用として300万円(運搬費用を含まない。)を支出している。

区分	コスト発生 の有無	1匹(注)当たりコスト		説明
		C社	D社	
手数料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	93,000円 (40人時間) 到着時の検査、係留検査、最終検査立会い等 (自社敷地内に指定検査場所があるため、コストは発生しない。)	49,000円 (21.3人時間) 到着時の検査、係留検査、最終検査立会い等 (自社敷地内に指定検査場所があるため、コストは発生しない。)	
	旅費	×		
機会費用	×			
運搬コスト		所在地が空港から至近距離にあるため積算せず。	8,500円 空港から指定検査場所への運搬費用	
保管コスト		64,000円 (依頼者から徴収する飼料金、実際のコストは積算不能)	51,000円 係留期間中のえさ代、管理人件費、水道光熱費	
書類作成コスト		770円 (0.33人時間)	490円 (0.21人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト		(指定検査場所を設置するための設置費用、検査立会い者の人件費等の費用が発生しているが、具体的に1匹当たりのコストを計算することは困難であるため、本表では積算していない。)		
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計	-	157,770円 (、及びの合計)	108,990円 (、及びの合計)	

(注) 1件の申請で、Cは平均90匹、Dは平均141匹を扱っている。上記各区分のデータは1匹当たりに割り戻した額である。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

調査対象実施主体は、動物検疫所成田支所及び関西空港支所の2機関である。臨機検査及び動物検疫所の係留施設に収容した動物の検査の際には旅費は発生しない。一方、指定検査場所(輸入者、輸入業者等の施設を期間を定めて農林水産大臣が指定する。)で検査を実施する場合、家畜防疫官は初回及び最終検査の際に指定検査場所に赴いて検査を実施する。このため、検査実施コストとして人件費のほかに旅費が発生している。

以下のコスト分析では、両支所の平成13年度における状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件(注)当たりコスト		説明
		成田支所	関西空港支所	
検査検定 実施コスト	人件費	46,000円(20人時間)	46,000円(20人時間)	
	旅費	8,400円 (担当指定検査場所への旅費の平均×2回) 指定検査場所: 茨城県つくば市(5,080円) 同 波崎町(2,900円) 同 三和町(3,920円) 千葉県成田市(0円) 静岡県函南町(6,520円) 同 中伊豆町(6,520円)	58,000円 (担当指定検査場所への旅費の平均×2回) 指定検査場所: 長野県伊那市(31,200円) 和歌山県橋本市(2,380円) 鹿児島県吉田町(54,800円)	
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		54,400円	104,000円	左記金額は、指定検査場所へ出張した場合の合計額である。

(注) 1件当たりの平均匹数は、成田支所が44匹、関西空港支所が101匹である。

検査検定制度名等	経産 1 : 特定計量器の検定
検査検定関係許認可等事項名等	経産 1-1: 特定計量器の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 1 - 1
(2) 制度名	特定計量器の検定 (特定計量器の検定)
(3) 根拠法令等名	計量法 (平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。) 第 16 条第 1 項第 2 号イ
(4) 所管府省部局等名	経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室 (電気計器に係るもの以外) 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課 (電気計器に係るもの)

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	計量法施行令 (平成 5 年政令 329 号。以下「施行令」という。) 第 2 条の各号の規定で定める 18 種類の特定計量器の構造及び器差が法で定める技術上の基準に適合したものについて、その使用を認めることとし、計量器の適正さを公的に担保すること。
(2) 制度の概要	<p>取引又は証明に使用する特定計量器に対して、国、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が、検定 (構造検査及び器差検査) を行い、技術上の基準に合格しているかどうかを確認するものであり、合格した特定計量器には「検定証印」が付され、当証印が付されているものでなければ、取引又は証明における計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならないとするもの。</p> <p>なお、その検定証印には特定計量器ごとに有効期間が定められている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <p>[初回] (通常の場合)</p> <p>(指定製造事業者の場合)</p> <p>[2 回目以降] (検定有効期間のあるもの)</p>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 3 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 13 年 4 月 1 日： 指定検定機関への民間参入が可能 (注) 平成 16 年 1 月末現在参入実績なし</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成 12 年 8 月 9 日： 非自動はかりの技術基準を見直し</p> <p>有効期間の見直し 平成 9 年度 ~ 13 年度： 次の計量器の検査有効期間の見直し</p> <p>平成 9 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算熱量計 (6 年 8 年) ・ 温水メーター (6 年 8 年) ・ 騒音計 (3 年 5 年) ・ ガスメーター (7 年 10 年) ・ ガラス電極式水素イオン濃度指示計 (3 年 6 年) ・ ガラス式電極式水素イオン濃度検出器 (1 年 2 年) <p>平成 10 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車等給油メーター (5 年 7 年) ・ 液化石油ガスメーター (3 年 4 年) ・ 振動レベル計 (3 年 6 年) ・ 濃度計 (ガラス電極式水素イオン濃度検出器・指示計及び酒精度浮ひょうを除く 9 種類) (5 年 8 年) <p>平成 13 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大需要電力計 (電子式のもの) (5 年 7 年) ・ 電力量計 (定格電圧 300 ボルト以下のものうち電子式のもの (法施行令別表第 3 第 4 号イ並びにロ (1) 及びロ (2) に掲げるものを除く。)) (5 年 7 年) ・ 無効電力計 (電子式のもの) (5 年 7 年) <p>[参考] 検査検定実施主体の見直し 平成 5 年 11 月 1 日： 指定製造事業者制度 (インセンティブ制度) の導入</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	施行令第2条の各号の規定で定められた18種類の特定計量器 (根拠法令等名：法第2条第4項及び第16条。施行令第2条及び第5条)
(2) 検査検定受検者	特定計量器の製造事業者及び輸入事業者 取引又は証明に特定計量器を使用する者 (根拠法令等名：法第16条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]産業技術総合研究所 (根拠法令等名：法第16条第1項第2号イ及び第168条の2第1号) [地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名：法第16条第1項第2号イ) [指定検査機関等]財団法人日本品質保証機構、財団法人日本ガス機器検査協会 (根拠法令等名：法第16条第1項第2号イ、計量法第16条第1項第2号イに規定する指定検定機関を指定する省令(平成13年経済産業省令第168号)) [その他]日本電気計器検定所 (根拠法令等名：法第16条第1項第2号イ) [自己確認・自主保安]指定製造事業者 (根拠法令等名：法第16条第1項第2号ロ及び法第90条～第101条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	産業技術総合研究所：2 都道府県：47 財団法人日本品質保証機構：5 財団法人日本ガス機器検査協会：1 日本電気計器検定所：15 指定製造事業者数：126(平成14年10月3日現在)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第71条 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第6条～第20条
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	特定計量器が使用又は使用に供されるために所持される前 検定有効期間満了前 (根拠法令等名：法第16条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	特定計量器ごとに設定 (根拠法令等名：計量法関係手数料令(平成5年政令第340号)第2条及び別表第2) 都道府県分については都道府県が独自に設定
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
(5) 合格付与権者	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(6) 合格付与方法	経済産業大臣 都道府県知事 日本電気計器検定所 指定検定機関 (根拠法令等名：法第16条第1項第2号イ)
(7) 検査検定の有効期間	検定証印の付与 各特定計量器ごとに設定 (根拠法令等名：法第72条第2項。施行令第18条別表第3)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	[指定製造事業者制度] 優れた品質管理能力を有する届出製造事業者に対して、経済産業大臣が製造事業の区分に従い工場又は事業場ごとに指定を行い、指定を受けた事業者が製造する特定計量器(型式承認を受けたものに限る。)について経済産業省令で定める技術基準に基づく自主検査を行うことで検定に代えることができるようにするもの。 (根拠法令等名：法第90条～第101条)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明	
(2) 検査検定実施件数	24,507,560	18,434,997	16,788,815	16,673,212	15,706,935	
内訳	産業技術総合研究所	53	25	25	0	18
	都道府県	14,753,797	9,044,662	7,658,734	7,218,869	6,543,170
	(財)日本品質保証機構	35,748	33,648	29,430	28,418	17,253
	(財)日本ガス機器検査協会	21	18	14	10	11
	日本電気計器検定所	9,717,941	9,356,644	9,100,612	9,425,915	9,146,483
(3) 手数料収入総額	11,334,456	10,525,820	9,286,475	8,773,614	8,336,808	
内訳	産業技術総合研究所	200	153	153	0	112
	都道府県	1,502,794	1,065,398	904,259	887,106	874,654
	(財)日本品質保証機構	772,777	696,480	630,987	582,987	436,972
	(財)日本ガス機器検査協会	834	715	556	397	437
	日本電気計器検定所	9,057,851	8,763,074	7,750,520	7,303,124	7,024,633

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成5年11月1日： 指定製造事業者制度（インセンティブ制度）の導入

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした10指定製造事業者の中で最も多かった水道メータ（類・類）を製造している3受検者を整理の対象としたが、受検者ごとに指定製造事業者制度の導入年度が異なっていることなどから、個別に整理した。

なお、当該3受検者が受検している水道メータは、その種類、口径が異なることから、単純にコストを比較することは困難である。

指定製造事業者の総数（全国：平成13年度）は、122であり、このうち、水道メータに係るものは、12である。

<事例1 A事業者：平成10年度指定製造事業者指定>

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		インセンティブ導 入前(平成9年度)	インセンティブ導 入後(平成11年度)	
手数料	x	1,000円	不要	手数料は、受検したものの平均 自主検査（インセンティブ制度）を導入したことにより、平成11年度 においては、約4万円の手数料が不要となっていると推計できる。 1,000円（手数料）×41台（件）（自主検査実施件数）=41,000円
		受検件数 43台（件） （水道メータ-第二類）	41台（件） （水道メータ-第二類）	
自主検査 実施件数				
手数料以外の納付金	x			
受検対応コ スト	x	1,000円 （0.4人時間）	不明	事前相談の実施、実地検査への立会いなどに係るコスト
		旅費 （7,000円）	不明	
機会費用		（4時間の運転停止）	なし	受検のため、受検1台（件）当たり4時間、年間で172時間（4時間× 43台（件））の運転停止時間（年間稼働時間2,016時間）が生じている。 しかし、機会費用を逸したコストについては売上高が不明なため算出し ていない。 なお、自主検査を導入した後は、非操業日（土・日曜日）に自主検査を 実施していることから、受検1台（件）当たり4時間の運転停止時間は生 じていない。
運搬コスト	x			
保管コスト	x			
書類作成コスト		200円 （0.4枚・0.1人時間）	不明	
部外委託経費	x			
事前準備コスト	x			
法定自主点検コスト		3,000円	不明	基準体積管検査などの点検コストを計上している。
任意自主点検コスト	x			
インセンティブ適用コスト	x	なし	（680万円 /年額）	インセンティブ適用コストとして、平成11年度から13年度まで維持管 理費、点検費用、型式承認に係る経費、液体メータ用基準体積管の基準 器検査に係る費用などが年度平均で680万円計上されている。 この他に、インセンティブ導入経費（液体メータ用基準体積管等の購 入経費）として6,700万円が計上されている。
その他	x			
合計		5,200円 （、（旅費を除 く。）及びの合計）	不明	

<事例2 B事業者：平成9年度指定製造事業者指定>

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		インセンティブ導 入前(平成9年度)	インセンティブ導 入後(平成10年度)	
手数料	x	100円	不要	手数料は、受検したものの平均 自主検査（インセンティブ制度）を導入したことにより、平成10年度 においては、約8億5,000万円の手数料が不要となっていると推計できる。 100円（手数料）×851,543件（自主検査実施件数）=85,154,300円
		受検件数 642,518件（水道メ ータ-第一・二類）	851,543件（水道 メータ-第二類）	
自主検査 実施件数				
手数料以外の納付金	x			
受検対応コ スト	x	1,000円 （0.4人時間）	2,000円 （1人時間）	インセンティブ制度導入前については、事前の社内検査の実施、実地検 査への対応などに係るコスト インセンティブ制度導入後については、自主検査の実施に係るコスト なお、インセンティブ制度導入後、2点検定を実施することとしたため、 対応人員、時間が増加し、コストが増加している。
		旅費 x		
機会費用	x			
運搬コスト	x			
保管コスト	x			
書類作成コスト		不明	不明	
部外委託経費	x			
事前準備コスト	x			
法定自主点検コスト		不明	（420万円/年額）	基準タンク、基準体積管などの点検コストが平成10年度から13 年度までの年度平均で420万円が計上されている。
任意自主点検コスト		なし	（6万円/年額）	校正費用として平成10年度から13年度まで毎年度6万円計上さ れている。
インセンティブ適用コスト	x	なし	（190万円/年額）	インセンティブ適用コストとして、平成10年度から13年度までソフト 更新に係る費用などが年度平均で190万円計上されている。 この他に、インセンティブ制度導入経費200万円が計上されている。
その他	x			
合計		1,100円 （及びの合計）	2,000円 （のみ計上）	

<事例3 C事業者：平成9年度指定製造事業者指定>

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		インセンティブ導 入前(平成9年度)	インセンティブ導 入後(平成10年度)	
手 数 料	×	100円	不要	手数料は、受検したものの平均 自主検査(インセンティブ制度)を導入したことにより、平成 10年度においては、約1億2,000万円の手数料が不要となってい ると推計できる。 100円(手数料)×1,200,000件(自主検査実施件数)=120,000,000円
	受検件数	約48万件 (水道メーター第一類)		
	自主検査 実施件数		約120万件 (水道メーター第一類)	
手数料以外の納付金	×			
受検対応コ スト	人件費	200円 (0.1人時間)	200円 (0.1人時間)	
	旅 費	×		
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		不明	不明	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×			
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		300円 (及びの合計)	200円 (のみ計上)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
自主検査制度に係るコストの発生状況を対象としたことから、実施主体については事項ごとのコストについては整理しなかったが、制度改変の影響については、「10 制度改変の影響」の欄を参照

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	1 受検者 自主検査(インセンティブ制度)を導入したことにより、手数料が不要となっている。																
	2 実施主体 今回、調査対象としたA都道府県においては、平成9年度に2事業者(水道メーター製造業者)が指定製造事業者制度を導入し、自主検査に移行したことから、次表のとおり、検査検定実施件数の減少に伴い、受検手数料収入などが減少しており、また、検査検定従事職員を減員している。																
	表 A都道府県における水道メーター・類に係る手数料収入額の状況																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成9年度</th> <th>平成10年度</th> <th>増()減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検査検定実施件数</td> <td>1,912,456件</td> <td>479,546件</td> <td>1,432,910件</td> </tr> <tr> <td>手数料収入額</td> <td>1億7,411万円</td> <td>4,185千万円</td> <td>1億3,226万円</td> </tr> <tr> <td>検査検定従事職員数</td> <td>20人</td> <td>17人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成9年度	平成10年度	増()減	検査検定実施件数	1,912,456件	479,546件	1,432,910件	手数料収入額	1億7,411万円	4,185千万円	1億3,226万円	検査検定従事職員数	20人	17人	3人
区 分	平成9年度	平成10年度	増()減														
検査検定実施件数	1,912,456件	479,546件	1,432,910件														
手数料収入額	1億7,411万円	4,185千万円	1億3,226万円														
検査検定従事職員数	20人	17人	3人														
	(注)「検査検定従事職員数」は、A都道府県の検査検定従事職員の総数である。																
(2) 選 択 範 囲	受検者の中には、自主検査の導入前は受検のため運転を停止していたが、自主検査を導入後は、非操業日(土・日曜日)に自主検査を実施していることから運転停止時間が生じていないと説明しているのがみられる。																
(3) そ の 他	なし																

検査検定制度名等	経産1：特定計量器の検定
検査検定関係許認可等事項名等	経産1-2:変成器付電気計器の検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産1-2
(2) 制度名	特定計量器の検定（変成器付電気計器の検査）
(3) 根拠法令等名	計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第16条第2項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	変成器付電気計器について、次の条件に適合するか否かについて検査を行う。 変成器の構造及び誤差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 電気計器が当該変成器と共に使用される場合の誤差が経済産業省令で定める公差を超えないこと。
(2) 制度の概要	申請者は、電気計器とこれと共に使用する変成器を添えて、申請書を日本電気計器検定所あるいは指定検定機関に提出する（ただし、変成器の合番号が付された日から10年間は変成器を提出する必要はなく、書面提出でよい。） 日本電気計器検定所あるいは指定検定機関は、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「検査規則」という。）第21条第1項の規定に基づき検査を行い、合格の場合には、変成器及び電気計器に合番号を付する。 なお、変成器付電気計器の検定有効期間は、機械式の場合5年、電子式の場合7年である。 〔フロー図〕
(3) 施行年月日	平成5年11月1日（新計量法施行）
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	検査検定実施主体の見直し 平成13年4月：指定検定機関の要件緩和（公益法人要件の廃止） 〔参考〕 有効期間の見直し 平成14年7月：電子式の変成器付電気計器について、5年から7年に延長（検査周期の延長）

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	変成器付電気計器（電気計器（最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計）及びこれと共に使用される変成器） （根拠法令等名：法第16条第2項）
(2) 検査検定受検者	変成器付電気計器の製造事業者、修理事業者及び輸入事業者、取引又は証明に変成器付電気計器を使用する者 （根拠法令等名：法第16条第2項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関等]経済産業省、日本電気計器検定所、指定検定機関 （根拠法令等名：法第16条第2項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省：実績なし 日本電気計器検定所：15 指定検定機関：指定実績なし

5 検査検定基準

名称・法令等名	変成器付電気計器検査 （根拠法令等名：検査規則第21条第1項、第2項及び第3項）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	5年毎（機械式）、7年毎（電子式）。なお、変成器については、前回検査日から10年未満の場合は、書面のみで可 （根拠法令等名：計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）第18条。検査規則第4条第5項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	変成器付電気計器ごとに定められている。 （根拠法令等名：計量法関係手数料令（平成5年政令第340号）第3条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	書面	実地
	運転中	運転停止
	型式	個別（全個）
製品等	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣、日本電気計器検定所、指定検定機関 （根拠法令等名：法第16条第2項）	
(6) 合格付与方法	変成器及び電気計器に検査規則第27条の規定で定める合番号を付する。	
(7) 検査検定の有効期間	5年（機械式）7年（電子式） （根拠法令等名：法第73条第2項。施行令第18条。検査規則第4条第5項）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	789,792	840,442	826,541	1,280,411	1,046,984
(3) 手数料収入総額	826,825	810,717	751,926	979,885	966,924

検査検定制度名等	経産1：特定計量器の検定
検査検定関係許認可等事項名等	経産1-3:車両等装置用計量器の装置検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産1-3
(2) 制度名	特定計量器の検定（車両等装置用計量器の装置検査）
(3) 根拠法令等名	計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第16条第3項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省技術環境局知的基盤課計量行政室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	特定計量器のうち、車両等装置用計量器（計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）第7条の規定において「タクシメーター」が指定されている。）は車両に装置された状態において使用されることから、他の特定計量器が受ける検定（構造検査・器差検査）に加え、その使用状態における検査を行いタクシメーターの精度を担保すること。
(2) 制度の概要	<p>経済産業大臣、都道府県知事又は指定検定機関において、経済産業省令で定める方法により車両等装置用計量器の装置検査を行い、技術基準に適合するときは合格とし、「装置検査証印」を付し、当証印が付されていなければ取引又は証明における計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならないというもの。</p> <p>なお、装置検査証印には有効期間が定められている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (届出製造事業者)] --> B[検定 (構造・器差検査)] B --> C[タクシーに 取り付け] C --> D[装置検査] D --> E[検査合格(装置 検査済証印 の付与)] E --> F[取引・証明 に使用] </pre>
(3) 施行年月日	平成5年11月1日（新計量法施行）
(4) 制度変更の状況 （平成9～13年度）	検査検定実施主体の見直し 平成13年4月1日：指定検定機関への民間参入が可能

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	タクシメーター （根拠法令等名：法第16条第3項。施行令第7条）
(2) 検査検定受検者	タクシー事業者 （根拠法令等名：法第16条第3項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]産業技術総合研究所 （根拠法令等名：法第16条第3項及び第168条の2第3号） [地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第16条第3項） [指定検定機関]指定実績なし （根拠法令等名：法第16条第3項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人産業技術総合研究所：2 都道府県：47

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第75条 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第108条及び第110条（第78条～第92条準用）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	装置検査証印有効期間満了日前 （根拠法令等名：法第16条第3項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	自治事務であることから各都道府県知事が独自に設定	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣、都道府県知事、指定検定機関 （根拠法令等名：法第16条第3項）	
(6) 合格付与方法	装置検査証印の付与	
(7) 検査検定の有効期間	1年 （根拠法令等名：法第75条第3項。施行令第21条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	270,068	291,771	290,406	276,655	287,437
内：(独)産業技術総合研究所	0	0	0	0	0
内：都道府県	270,068	291,771	290,406	276,655	287,437
(3) 手数料収入総額	194,697	204,692	201,004	196,608	199,700
内：(独)産業技術総合研究所	0	0	0	0	0
内：都道府県	194,697	204,692	201,004	196,608	199,700

検査検定制度名等	経産1：特定計量器の検定
検査検定関係許認可等事項名等	経産1-4：特定計量器の定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産1-4
(2) 制度名	特定計量器の検定（特定計量器の定期検査）
(3) 根拠法令等名	計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第19条第1項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>検定の受検義務がある特定計量器のうち、特に使用状況等から性能や器差が変動するとみなされる計量器に対して、その計量器の適正さ及び公平さを担保するために、定期的に器差及び性能の確認を行うこと。</p> <p>都道府県知事、特定市町村の長、都道府県知事又は特定市町村長が指定する指定定期検査機関が定期検査の対象として計量法施行令（平成5年政令第329号。以下「施行令」という。）第10条の規定で指定された各特定計量器の検査期間（質量計：2年、皮革面積計：1年）ごとに検査を実施し、検査に合格した場合には「定期検査済証印」が当該特定計量器に付される。</p> <p>なお、計量士による代検査が行われる場合、適正計量管理事業所又は計量証明事業者が自己検査をした特定計量器については、定期検査対象外となる。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A["受検者 (特定計量器(質量計及び皮革面積計)の使用者)"] --> B["都道府県又は特定市町村による定期検査"] A --> C["計量士による代検査又は指定定期検査機関"] A --> D["適正計量管理事業所の自己検査"] B --> E["検査合格(定期検査済証印)の付与"] C --> E D --> E E --> F["取引・証明に使用"] </pre>
(3) 施行年月日	昭和27年3月1日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成13年4月1日：指定定期検査機関への民間参入が可能</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）及び皮革面積計</p> <p>（根拠法令等名：施行令第10条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>特定計量器（質量計・皮革面積計）の使用者</p> <p>（根拠法令等名：法第19条第1項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[地方公共団体]都道府県、法で指定された特定市町村</p> <p>（根拠法令等名：法第19条第1項）</p> <p>[指定検査機関等] 都道府県知事又は特定市町村長が指定する法人（指定定期検査機関）</p> <p>（根拠法令等名：第20条第1項）</p> <p>[その他]計量士による代検査</p> <p>（根拠法令等名：法第25条第1項）</p> <p>[自己確認・自主保安]適正計量管理事業者又は計量証明事業者の自己検査</p> <p>（根拠法令等名：法第19条第1項第1号及び第2号）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県：47</p> <p>法で指定された特定市町村：109</p> <p>指定定期検査機関：17</p> <p>適正計量管理事業者：54,282（平成13年度末現在）</p> <p>一般計量証明事業者：3,816（平成11年度末現在）</p> <p>環境計量証明事業者：1,624（平成13年10月現在）</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>法第23条</p> <p>特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第44条（第11条～第15条準用）及び第45条</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>1年以上において特定計量器ごとに施行令で定める期間（質量計：2年、皮革面積計：1年）のうち1回であって、都道府県知事又は特定市町村長が定める期間（時期）</p> <p>（根拠法令等名：法第21条）</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	自治事務であることから各都道府県において独自に設定	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p>
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	都道府県知事、特定市町村長、指定定期検査機関 (根拠法令等名：法第 19 条)
(6) 合格付与方法	定期検査済証印を特定計量器に付す。
(7) 検査検定の有効期間	質量計... 2 年、皮革面積計... 1 年 (根拠法令等名：法第 21 条。施行令第 11 条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	<p>[適正計量管理事業所制度]</p> <p>特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理（計量器の精度等の維持管理等）を行う者について、都道府県知事等が当該事業所の申請に基づき、適正計量管理事業所として指定するもの。</p> <p>適正計量管理事業所は、当該事業所が自己検査をした特定計量器について定期検査又は計量証明検査が免除される等の自主計量管理が認められている。</p> <p>(根拠法令等名：法第 127 条)</p>
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	801,541	775,428	777,784	699,484	635,516
内 都道府県	503,940	467,868	479,207	385,496	349,837
内 特定市町村	262,043	268,014	236,111	237,636	198,235
内 指定定期検査機関 (都道府県)	34,529	34,738	60,360	68,104	73,070
内 指定定期検査機関 (特定市町村)	1,029	4,808	2,106	8,248	14,374
(3) 手数料収入総額	202,040	198,173	183,737	185,369	159,274
内 都道府県	202,040	198,173	183,737	185,369	159,274
内 特定市町村	不明	不明	不明	不明	不明
内 指定定期検査機関 (都道府県)	不明	不明	不明	不明	不明
内 指定定期検査機関 (特定市町村)	不明	不明	不明	不明	不明

検査検定制度名等	経産1 : 特定計量器の検定
検査検定関係許認可等事項名等	経産1-5 : 届出製造事業者の特定計量器の型式承認 経産1-6 : 指定検定機関による特定計量器の試験 経産1-7 : 輸入特定計量器の型式承認 経産1-8 : 指定検定機関による輸入特定計量器の試験 経産1-9 : 特定計量器の型式承認の更新 経産1-10 : 輸入特定計量器の型式承認の更新 経産1-11 : 外国製造特定計量器の型式承認 経産1-12 : 指定検定機関による外国製造特定計量器の試験 経産1-13 : 外国製造特定計量器の型式承認の更新

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産1-5~13
(2) 制度名	特定計量器の検定 (届出製造事業者の特定計量器の型式承認、指定検定機関による特定計量器の試験、輸入特定計量器の型式承認、指定検定機関による輸入特定計量器の試験、特定計量器の型式承認の更新、輸入特定計量器の型式承認の更新、外国製造特定計量器の型式承認、指定検定機関による外国製造特定計量器の試験、外国製造特定計量器の型式承認の更新)
(3) 根拠法令等名	計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第76条第1項、第78条第1項、第81条第1項、第81条第2項(第78条第1項準用)、第83条第1項、第89条第1項及び第89条第3項(第78条第1項及び第83条第1項準用)
(4) 所管府省部局等名	経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室(電気計器に係るもの以外) 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課(電気計器に係るもの)

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>正確な計量器の供給のために、法では特定計量器の製造事業者について届出制を採用しており、特定計量器の検定は届出製造事業者等から申請のあった計量器1個1個について、検定主体がその構造及び器差を検査しなければならないこととなる。</p> <p>そこで、あらかじめ届出製造事業者が製造する特定計量器の型式に承認を与え、以後、その承認に係る型式に属する特定計量器の検定の際には構造検査を省略させることにより検定の合理化を図ることを目的とする。</p>
(2) 制度の概要	<p>経済産業大臣(独立行政法人産業総合技術研究所)又は日本電気計器検定所(電気計器に限る。)が届出製造事業者から製造する特定計量器を提出させ、試験を実施し、それに合格した場合には、当該提出特定計量器の型式について承認を与え、以後その届出製造事業者がその承認に係る型式に属する特定計量器を製造したときは一定の表示を付することができることとし、当該表示が付されている特定計量器の検定に際しては構造の検査を省略することができる制度。</p> <p>また、同様に輸入事業者が輸入する特定計量器及び外国製造事業者(外国において本邦に輸出される特定計量器の製造の事業を行う者)が製造する特定計量器についても本制度が適用され、型式の承認を得た特定計量器の本邦内での検定に際しては構造の検査が省略されることとなる。</p> <p>さらに、本制度には特定計量器ごとに政令で定める有効期間が定められており、その期間内に更新しなければ失効することとなる。</p> <p>なお、この型式承認制度は事実行為(試験)と承認行為に分けられ、事実行為である検査については、指定検定機関による試験をもってそれに代えることができることになっており、適合すべき技術基準も経済産業大臣による場合と同じものを採用している。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和41年7月1日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	有効期間の見直し 平成9年度: 5年から10年に延長

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	特定計量器 (根拠法令等名：法第2条第4項。計量法施行令(平成5年政令第329号。以下「施行令」という。)第2条及び第5条)
(2) 検査検定受検者	届出製造事業者、輸入事業者、外国製造事業者のうち、型式の承認を受けようとする者 のうち、指定検定機関の試験を受けようとする者 型式承認の更新を行う者 (根拠法令等名：法第76条第1項、第78条第1項、第81条第1項、第81条第2項(第78条第1項準用)、第83条第1項、第89条第1項及び第89条第3項(第78条第1項及び第83条第1項準用))

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]産業技術総合研究所 (根拠法令等名：法第76条第1項、第78条第1項、第81条第1項、第81条第2項(第78条第1項準用)、第83条第1項、第89条第1項及び第89条第3項(第78条第1項及び第83条第1項準用))。施行令第22条) [指定検定機関等]日本電気計器検定所、財団法人日本品質保証機構、財団法人日本ガス機器検査協会 (根拠法令等名：法第76条第1項、第78条第1項、第81条第1項、第81条第2項(第78条第1項準用)、第83条第1項、第89条第1項及び第89条第3項(第78条第1項及び第83条第1項準用))。施行令第22条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人産業技術総合研究所：2 日本電気計器検定所：15 財団法人日本品質保証機構：5 財団法人日本ガス機器検査協会：1

5 検査検定基準

名称・法令等名	型式承認の基準・試験の基準 (根拠法令等名：法第77条第2項。特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「検査規則」という。)第6条)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請があった時 (根拠法令等名：法第76条第1項、第78条第1項、第81条第1項、第81条第2項(第78条第1項準用)、第83条第1項、第89条第1項及び第89条第3項(第78条第1項及び第83条第1項準用))	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否(ただし、添付する特定計量器以外の書類は可)	
(3) 検査検定の受検手数料	型式承認：対象となる特定計量器毎に設定 型式承認の更新：1,950円 試験：指定検定機関において設定 (根拠法令等名：[型式承認]：計量法関係手数料令(平成5年政令第340号)第4条第1項別表4 [型式承認の更新]：計量法関係手数料令第4条第2項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣、日本電気計器検定所 (根拠法令等名：法第76条第1項、第78条第1項、第81条第1項、第81条第2項(第78条第1項準用)、第83条第1項、第89条第1項及び第89条第3項(第78条第1項及び第83条第1項準用))。施行令第22条))	
(6) 合格付与方法	型式承認：型式の承認の表示を特定計量器に表示 型式試験：型式試験合格証(検査規則第32条様式9)	
(7) 検査検定の有効期間	型式承認・試験：10年(ただし、更新が可能) (根拠法令等名：法第83条。施行令第23条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(経産1-5 届出製造事業者の特定計量器の型式承認)

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明	
(2) 検査検定実施件数	322	365	319	535	414	
内 訳	(独)産業技術総合研究所	149	176	89	35	56
	日本電気計器検査検定所	173	189	230	500	358
(3) 手数料収入総額	58,939	51,995	52,376	52,220	61,316	
内 訳	(独)産業技術総合研究所	32,692	29,699	16,849	1,528	7,499
	日本電気計器検査検定所	26,247	22,296	35,527	50,692	53,817

(経産 1-6 指定検定機関による特定計量器の試験)

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	9	26	15	75	12
内 (財)日本品質保証機構	9	26	15	75	12
内 (財)日本ガス機器検査協会	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	5,782	9,520	5,340	21,162	4,196
内 (財)日本品質保証機構	5,782	9,520	5,340	21,162	4,196
内 (財)日本ガス機器検査協会	0	0	0	0	0

(経産 1-7 輸入特定計量器の型式承認)

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	11	9	5	4	1
内 (独)産業技術総合研究所	11	9	5	4	1
内 日本電気計器検査検定所	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	463	829	450	392	350
内 (独)産業技術総合研究所	463	829	450	392	350
内 日本電気計器検査検定所					

(経産 1-8 指定検定機関による輸入特定計量器の試験)

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	8	6	1	0	0
内 (財)日本品質保証機構	8	6	1	0	0
内 (財)日本ガス機器検査協会	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	2,564	2,187	319	0	0
内 (財)日本品質保証機構	2,564	2,187	319	0	0
内 (財)日本ガス機器検査協会	0	0	0	0	0

(経産 1-9 特定計量器の型式承認の更新)

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
内 (独)産業技術総合研究所	0	0	0	0	0
内 日本電気計器検査検定所	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					
内 (独)産業技術総合研究所					
内 日本電気計器検査検定所					

(経産 1-10 輸入特定計量器の型式承認の更新)

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
内 (独)産業技術総合研究所	0	0	0	0	0
内 日本電気計器検査検定所	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					
内 (独)産業技術総合研究所					
内 日本電気計器検査検定所					

(経産 1-11 外国製造特定計量器の型式承認)

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	12	23	17	5	21
内 (独)産業技術総合研究所	12	23	17	5	21
内 日本電気計器検査検定所	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	3,211	2,848	3,154	116	2,038
内 (独)産業技術総合研究所	3,211	2,848	3,154	116	2,038
内 日本電気計器検査検定所					

(経産 1-12 指定検定機関による外国製造特定計量器の試験)

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
内 (財)日本品質保証機構	0	0	0	0	0
内 (財)日本ガス機器検査協会	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					
内 (財)日本品質保証機構					
内 (財)日本ガス機器検査協会					

(経産 1-13 外国製造特定計量器の型式承認の更新)

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
内 (独)産業技術総合研究所	0	0	0	0	0
内 日本電気計器検査検定所	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					
内 (独)産業技術総合研究所					
内 日本電気計器検査検定所					

検査検定制度名等	経産 2: 基準器検査
----------	-------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 2
(2) 制度名	基準器検査
(3) 根拠法令等名	計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 102 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室（電気計器に係るもの以外） 経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備課（電気計器に係るもの）

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	特定計量器の検定、検査等の信頼性を確保、維持するためにこれらの検査に用いる基準器(計量器)の精度を維持すること。 特定計量器の検定、定期検査等に使用する基準器となる計量器の検査を行うもの。この基準器検査に合格した計量器でなければ、検定、定期検査等に使用することができないこととなる。基準器検査に合格すると「基準器検査証印」が付与され当該証印には有効期間が基準器ごとに定まっている。 当検査は経済産業大臣（独立行政法人産業技術総合研究所）都道府県知事又は日本電気計器検定所が行うことになっている。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A["(受検者検定、検査業務等を行う都道府県、計量士等)"] --> B["基準器検査 ・構造検査 ・器差検査"] B --> C["基準器検査に合格(基準器検査証印の付与)"] C --> D["検定、検査業務に使用"] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 3 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	有効期間の見直し 平成 12 年 4 月 7 日： 次の基準器の検査有効期間の見直し <ul style="list-style-type: none"> 温度基準器（- 20 度ないし 200 度の基準ガラス製温度計で目量が 1 度のもの）（4 年を 5 年に延長） 同（上記以外のもの。）（3 年を 5 年に延長） 圧力基準器（基準重錘型圧力計）（3 年を 4 年に延長） 同（基準液柱型圧力計）（3 年を 4 年に延長） 密度基準器（基準密度浮ひょう）（6 年を 8 年に延長） 濃度基準器（6 年を 8 年に延長） 比重基準器（6 年を 8 年に延長） 振動基準器（2 年を 4 年に延長） 熱量基準器（3 年を 6 年に延長） 平成 13 年 4 月 1 日： 次の基準器の検査有効期間の見直し <ul style="list-style-type: none"> タクシーメーター装置検査用基準器（3 年を 4 年に延長） 照度基準器（3 年を 5 年に延長）

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	基準器（経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関が行う検定に使用する基準器、都道府県知事、特定市町村長又は指定定期検査機関が行う定期検査に使用する基準器等） （根拠法令等名：法第 102 条第 1 項及び第 2 項。計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号。以下「施行令」という。）第 25 条。基準器検査規則（平成 5 年通商産業省令第 71 号。以下「検査規則」という。）第 2 条）
(2) 検査検定受検者	基準器検査を受けることができる者 （根拠法令等名：検査規則第 2 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]産業技術総合研究所 （根拠法令等名：施行令第 25 条。検査規則第 5 条） [地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：施行令第 25 条。検査規則第 5 条） [指定検査機関等]日本電気計器検定所 （根拠法令等名：施行令第 25 条。検査規則第 5 条）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人産業技術総合研究所： 2 都道府県： 47 日本電気計器検定所： 15

5 検査検定基準

名称・法令等名	基準器検査の合格条件 （根拠法令等名：法第 103 条第 1 項。検査規則第 9 条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	基準器検査証印の有効期間満了日前 （根拠法令等名：法第 104 条第 2 項。検査規則第 21 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	実施主体ごと、基準器の種類ごとに設定 （根拠法令等：計量法関係手数料規則（平成 5 年通商産業省令第 66 号）第 5 条、別表 2 及び別表 3）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格付与権者	経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所 (根拠法令等名：法第102条第1項)
(6) 合格付与方法	基準器検査成績書の交付
(7) 検査検定の有効期間	基準器の種類ごとに定める期間 (根拠法令等名：検査規則第21条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	74,431	83,447	72,616	69,432	64,670
内訳					
(独)産業技術総合研究所	15,139	12,385	6,269	4,792	4,164
都道府県	59,115	70,789	66,047	64,263	60,141
日本電気計器検定所	177	273	300	377	365
(3) 手数料収入総額	193,975	197,892	158,216	158,419	140,749
内訳					
(独)産業技術総合研究所	111,889	98,855	49,410	46,964	38,211
都道府県	77,536	90,868	98,640	96,745	87,621
日本電気計器検定所	4,550	8,169	10,166	14,710	14,917

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

今回、基準器検査に係る調査対象は、最も利用されている質量基準器としたため、検査有効期間が見直しされた温度基準器等の制度改変の影響は把握していない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした11受検者について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		45,000円	今回、調査対象とした受検者の平均 なお、法第158条第1項ただし書きの規定に基づき都道府県知事、特定市町村の長等については手数料が免除されている。
手数料以外の納付金		(24,000円)	検査官が派遣される場合の旅費の負担
受検対応コスト	人件費	20,000円 (9人時間)	事前相談の実施、実地検査への対応などに係るコスト
	旅費	(7,000円)	
機会費用			受検時間内(平均3時間)は、基準器の使用ができないが、受検者が常時、基準器を稼働させていないことから、機会費用を逸するとは認められず、コストは算出なかった。
運搬コスト		(20,000円)	検査検定対象品目の検査場までの運搬に係るコストについて、県内1往復(1人)で計算
保管コスト	×		
書類作成コスト		4,000円 (3枚・2人時間)	
部外委託経費		(36,000円)	基準器の保守点検を委託する場合のコスト
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		69,000円 (、(旅費を除く。)及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした10実施主体(地方公共団体)について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	3,000円 (1人時間)	実地検査への対応に係るコスト
	旅費	14,000円	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		2,000円	基準器検査に使用する比較機器等検査機器の点検整備などに係るコスト
その他	×		
合計		19,000円 (及びの合計)	

10 制度改変の影響

(1) コスト	今回、基準器検査については、最も利用されている質量基準器を対象に調査したため、検査有効期間が見直し(検査周期の延長)された温度基準器等9品目の制度改変の影響は把握できなかった。
(2) 選択範囲	
(3) その他	しかし、検査周期の延長は、受検対応コストの低減の影響の発現が期待できるものと認められる。

検査検定制度名等	経産 3:計量証明検査
----------	-------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 3
(2) 制度名	計量証明検査
(3) 根拠法令等名	計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 116 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省産業技術環境局知的基盤課計量行政室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	計量証明事業者（一般計量証明事業者・環境計量証明事業者）が使用する特定計量器について、定期的な性能及び器差の検査を行い、適正な計量証明事業を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器であって計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号。以下「施行令」という。）に規定されたもの（質量計、皮革面積計、騒音計、濃度計等）については、法第 116 条の規定により、計量証明事業の登録を受けた日から特定計量器ごとに定められた期間ごとに、登録をした都道府県（又は指定計量証明検査機関）が行う検査を受けなければならないもの。</p> <p>なお、計量士による代検査が行われる場合、適正計量管理事業所又は計量証明事業者が自己検査をした特定計量器については、検査対象外となる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A["受検者 (一般・環境)計量証明事業者"] --> B["都道府県による計量証明検査"] A --> C["計量士による代検査又は指定計量証明検査機関による検査"] A --> D["適正計量管理事業所の自己検査"] B --> E["検査合格 (計量証明検査済証印)の付与"] C --> E D --> E E --> F["計量証明事業に使用"] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 3 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 13 年 4 月 1 日： 指定計量証明検査機関への民間参入が可能</p> <p>〔参考〕 検査検定実施主体の見直し 昭和 33 年 4 月 15 日： 計量士による代検査制度の導入 平成 5 年 11 月 1 日： 指定計量証明検査機関制度の導入</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	計量証明に使用する特定計量器（7 種類） （根拠法令等名：施行令第 29 条別表第 5）
(2) 検査検定受検者	計量証明事業者 （根拠法令等名：法第 116 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第 116 条第 1 項）</p> <p>[指定検査機関等] 指定計量証明検査機関 （根拠法令等名：法第 117 条第 1 項）</p> <p>[その他] 計量士による代検査 （根拠法令等名：法第 120 条第 1 項）</p> <p>[自己確認・自主保安] 適正計量管理事業所の自己検査 （根拠法令等名：法第 116 条第 1 項第 2 号）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県：47</p> <p>指定検査機関等：8（平成 15 年 4 月 1 日現在）</p> <p>適正計量管理事業所：293（平成 13 年度末現在）</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	計量証明検査の合格条件 （根拠法令等名：法第 118 条。特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下「検査規則」という。）第 52 条及び第 53 条）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	計量証明事業の登録を受けた日から特定計量器ごとに施行令で定める期間ごと （根拠法令等名：法第 116 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	自治事務であることから各都道府県において独自に設定	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p> <p>型式 個別（全個） 個別（抽出）</p>
	製品等	<p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	都道府県知事、指定計量証明検査機関 （根拠法令等名：法第 116 条第 1 項及び第 117 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	計量証明検査済証印を特定計量器に付す。	
(7) 検査検定の有効期間	<p>質量計：2 年、ベックマン温度計：5 年、皮革面積計：1 年、ボンベ型熱量計：5 年、騒音計：3 年、振動レベル計：3 年、濃度計：3 年</p> <p>（根拠法令等名：施行令第 29 条別表第 5）</p>	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	<p>[適正計量管理事業所制度]</p> <p>特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理（計量器の精度等の維持管理等）を行う者について、都道府県知事等が当該事業所の申請に基づき、適正計量管理事業所として指定するもの。</p> <p>適正計量管理事業所は、当該事業所が自己検査をした特定計量器について定期検査又は計量証明検査が免除される等の自主計量管理が認められている。</p> <p>（根拠法令等名：法第 127 条第 1 項）</p>
----------------	---

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	1,772	1,816	2,432	2,370
内 都道府県	不明	1,709	1,705	2,334	2,269
内 指定計量証明検査機関	不明	63	111	98	101
(3) 手数料収入総額	不明	58,807	51,433	94,511	72,828
内 都道府県	不明	58,807	51,433	94,511	72,828
内 指定計量証明検査機関	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 13 年 4 月 1 日： 指定計量証明検査機関への民間参入が可能となったが、調査時点（平成 14 年 12 月）では、参入実績がない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした 25 受検者のうち、地方公共団体で受検しているもの 8 受検者、指定計量証明検査機関で受検しているもの 3 受検者、計量士による代検査制度を導入しているもの 9 受検者及び適正計量管理事業所制度を導入しているもの 5 受検者について整理した。

なお、整理の対象とした受検者が受検している計量器は、その種類などが異なることから、単純にコストを比較することは困難である。

区 分	1 件当たりコスト								説 明
	コスト発生の有無	地方公共団体から受検しているもの	コスト発生の有無	指定計量証明検査機関から受検しているもの	コスト発生の有無	代検査を実施しているもの	コスト発生の有無	適正計量管理事業所に指定されているもの	
手 数 料		64,000 円		41,000 円		64,000 円	×		今回、調査対象としたものの平均
手数料以外の納付金	×		×		×		×		
受検対応コスト	人件費	15,000 円 (6 人時間)		7,000 円 (3 人時間)		7,000 円 (3 人時間)		130,000 円 (56 人時間)	
	旅 費	(7,000 円)	×		×		×		受検のため検査場まで出向くコストについて、県内 1 往復（1 人）で計算
機 会 費 用									受検時間内は、検査検定対象計量器の使用ができないが、受検者が常時、当該特定計量器を稼働させていないことから、機会費用を逸するとは認められず、コストは算出しなかった。
運 搬 コ ス ト		(30,000 円)		不明	×			(220,000 円)	検査検定対象品目の検査場までの運搬に係るコスト
保 管 コ ス ト	×		×		×		×		
書 類 作 成 コ ス ト		3,000 円 (2 枚・1 人時間)		1,000 円 (1 枚・0.4 人時間)		2,000 円 (1 枚・1 人時間)		2,000 円 (1 枚・1 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		×		×		×		
事 前 準 備 コ ス ト		なし		(140,000 円)		(56,000 円)		(110,000 円)	
法 定 自 主 点 検 コ ス ト		(100,000 円)		(2,000 円)		(210,000 円)		(930,000 円)	
任 意 自 主 点 検 コ ス ト									
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		×		×		×	(90,000 円)	
そ の 他	×		×		×		×		
合 計		82,000 円 (、及びの合計)		49,000 円 (、及びの合計)		73,000 円 (、及びの合計)		132,000 円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした 9 実施主体のうち、地方公共団体であるもの 5 主体及び指定計量証明検査機関であるもの 4 主体について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		地方公共団体	指定計量証明検査機関	
検査検定実施コスト	人件費	9,000 円 (4 人時間)	16,000 円 (7 人時間)	事前相談への対応、実地検査の実施などに係るコスト
	旅 費	(10,500 円)	(21,000 円)	実地検査のため受検者の所在地まで出向くコストについて、県内 1 往復（地方公共団体 1.5 人、指定計量証明検査機関 3 人）で計算
機 器 運 搬 コ ス ト		(50,000 円)	(140,000 円)	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(4,000 円)	(29,000 円)	
そ の 他	×			
合 計		9,000 円 (のみ計上している。)	16,000 円	

検査検定制度名等	経産4:航空機の製造、修理の確認
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産4
(2) 制度名	航空機の製造、修理の確認（航空機の製造の確認、航空機の修理の確認）
(3) 根拠法令等名	航空機製造事業法（昭和27年法律第237号。以下「法」という。）第8条第1項及び第10条第1項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空機の製造事業者・修理事業者が製造・修理した航空機が、経済産業大臣の認可を受けた方法によって製造・修理されているかどうかについて確認を行うものであり、航空機の製造・修理の生産技術の向上を図ること。
(2) 制度の概要	<p>航空機の製造事業者・修理事業者が製造・修理した航空機が、経済産業大臣の認可を受けた方法によって製造・修理されているかどうかについて、航空検査技術者の確認を受ける。</p> <p>〔フロー図〕</p> <p>〔制度改変前〕</p> <p>製造方法等は事前に認可されており、認可した方法どおりに製造等がされているかを確認する。</p> <p>〔制度改変後〕</p>
(3) 施行年月日	昭和27年7月16日（改正法：平成12年7月1日）
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	検査検定制度実施主体の見直し 平成12年7月1日：従来の国による確認を廃止し、事業者の自己確認とした。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	航空機（人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機械器具） （根拠法令等名：法第2条）
(2) 検査検定制度受検者	航空機製造事業者、航空機修理事業者 （根拠法令等名：法第8条第1項及び第10条第1項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	自己確認・自主保安 （根拠法令等名：法第8条第1項及び第10条第1項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第6条及び第9条
---------	-----------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	航空機を製造した時、航空機を修理した時 （根拠法令等名：法第8条第1項及び第10条第1項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	自主検査に移行したため、申請手続はない（改変前は書面による手続。なお、改変後は書面による届出がある。）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	自主検査に移行したため、手数料はない（改変前は手数料あり）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	航空検査技術者 （根拠法令等名：法第8条第1項及び第10条第1項）	
(6) 合格付与方法	確認書の発行	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：か所数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
製造	4	4	4	4	4
修理	29	29	30	30	30
(2) 検査検定実施件数					
製造	123	150	91	47	68
修理	583	575	590	221	577
(3) 手数料収入総額					
製造	304	203	101		
修理	758	748	767		

(注) 1 「対象事業者数」には、受検した事業者の実数を記載した(事業者の総数は、平成14年9月現在で製造6、修理30)。

2 「検査検定実施件数」には、平成12年7月以降の自主検査件数を含む。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、平成12年の法改正により、政府認証方式(国による直接検査)から、自己確認・自主保安(自主検査)に移行したものである。コスト分析に当たっては、製造・修理別に、制度変更の前後の変化について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【製造の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、航空機製造事業者4事業者について調査対象とした。

以下のコスト分析においては、4事業者の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前(国による検査)	変更後(自主検査)	
手数料	×	5,000円		
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	12,000円 (5人時間)		申請等の手続への対応。書面審査のため立会いはない。
	旅費	14,000円		変更前は申請・結果受領で2往復×1人
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		9,000円 (16枚、4人時間)	8,000円 (13枚、3.4人時間)	変更後は届出書類の作成あり
部外委託経費	×			
事前準備コスト		1,000円 (0.5人時間)	1,000円 (0.5人時間)	自社検査(航空検査技術者による確認)
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト				設備点検等
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		41,000円	9,000円	(、及びの合計)

【修理の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、航空機製造事業者12事業者について調査対象とした。

以下のコスト分析においては、12事業者の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前(国による検査)	変更後(自主検査)	
手数料	×	1,000円		
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	4,000円 (1.6人時間)		申請等の手続への対応。書面審査のため立会いはない。
	旅費	12,000円		変更前は申請・結果受領で2往復×1人
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		13,000円 (18枚、5.4人時間)	9,000円 (16枚、4人時間)	変更後は届出書類の作成あり
部外委託経費	×			
事前準備コスト		1,000円 (0.5人時間)	1,000円 (0.5人時間)	自社検査(航空検査技術者による確認)
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト				設備点検等
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		31,000円	10,000円	(、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【製造の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

変更前の実施主体である経済産業局を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、経済産業局における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		変更前（国による検査）	変更後（自主検査）	
検査検定実 施コスト	人件費	×	5,000 円 (2 人時間)	変更後は自主検査結果届出の受理のみ
	旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計			5,000 円	

【修理の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

変更前の実施主体である経済産業局を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、経済産業局における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		変更前（国による検査）	変更後（自主検査）	
検査検定実 施コスト	人件費	×	4,000 円 (1.7 人時間)	変更後は自主検査結果届出の受理のみ
	旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計			4,000 円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	<p>制度変更により政府認証から自己確認・自主保安に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。年間平均の受検件数は、製造 96 件、修理 509 件であるから、1 件当たりのコスト減（製造 3 万 2,000 円、修理 2 万 1,000 円）を乗ずると、年間でそれぞれ 310 万円、1,070 万円、計約 1,380 万円のコスト減と試算される。</p> <p>また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。</p>
(2) 選 択 範 囲	自己確認・自主保安に移行したことから、自社の都合にあわせた検査実施が可能となっている。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 5: 航空機用機器の製造証明
----------	-------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 5
(2) 制度名	航空機用機器の製造証明
(3) 根拠法令等名	航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空機用機器の製造事業者が製造した航空機用機器が、経済産業大臣の認可を受けた方法によって製造されているかどうかについて証明を行うものであり、航空機用機器の製造の生産技術の向上を図ること。
(2) 制度の概要	<p>航空機用機器の製造事業者が製造した航空機用機器が、経済産業大臣の認可を受けた方法によって製造されているかどうかについて、航空検査技術者の証明を受ける。</p> <p>〔フロー図〕 〔制度改変前〕</p> <p>〔制度改変後〕</p> <p>製造方法等は事前に認可されており、認可した方法どおりに製造等がされているかを確認する。</p>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 7 月 16 日（改正法：平成 12 年 7 月 1 日）
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定制度実施主体の見直し 平成 12 年 7 月 1 日： 従来の国による証明を廃止し、事業者の自己証明とした。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	航空機用機器 一 航空機用原動機 二 航空機用プロペラ 三 前二号に掲げる物の外、航空機の一部を構成し、又はこれに装備される機械器具であって、政令で定めるもの（根拠法令等名：法第 2 条第 2 項）
(2) 検査検定制度受検者	航空機用機器製造事業者（根拠法令等名：法第 12 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	自己確認・自主保安（根拠法令等名：法第 12 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 11 条
---------	---------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	航空機用機器を製造した時（根拠法令等名：法第 12 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	自主検査に移行したため、申請手続はない（改変前は書面による手続。なお、改変後は書面による届出がある。）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	自主検査に移行したため、手数料はない（改変前は手数料あり）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	航空検査技術者（根拠法令等名：法第 12 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	証明書の発行	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	32	32	32	32	32
(2) 検査検定実施件数	3,938	4,675	4,865	2,316	3,687
(3) 手数料収入総額	8,539	10,117	10,580		

(注) 1 「対象事業者数」には、受検した事業者の実数を記載した(事業者の総数は、平成 14 年 9 月現在で 32)。
2 「検査検定実施件数」には、平成 12 年 7 月以降の自主検査件数を含む。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本制度については、平成 12 年度の法改正により、政府認証方式(国による直接検査)から、自己確認・自主保安(自主検査)に移行したものである。コスト分析に当たっては、制度改変の前後の変化について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、航空機用機器製造事業者 9 事業者について調査対象とした。
以下のコスト分析においては、9 事業者の平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		改変前(国による検査)	改変後(自主検査)	
手 数 料	×	2,000 円		
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	12,000 円 (5 人時間)		申請等の手続への対応。書面審査のため立会いはない。
	旅 費	12,000 円		改変前は申請・結果受領で 2 往復×1 人
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書類作成コスト		14,000 円 (12 枚、6.2 人時間)	14,000 円 (10 枚、5.9 人時間)	改変後は届出書類の作成あり。
部外委託経費	×			
事前準備コスト		1,000 円 (0.5 人時間)	1,000 円 (0.5 人時間)	自社検査(航空検査技術者による確認)
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト				設備点検等
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		41,000 円 (、 、 及び の合計)	15,000 円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

改変前の実施主体である経済産業局を調査対象とした。
以下のコスト分析においては、経済産業局における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		改変前(国による検査)	改変後(自主検査)	
検査検定実 施コスト	人件費	5,000 円 (2 人時間)		改変後は自主検査結果届出の受理のみ。
	旅 費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		5,000 円		

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	制度改変により政府認証から自己確認・自主保安に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。年間平均の受検件数は 3,896 件であるから、1 件当たりのコスト減 2 万 6,000 円を乗ずると、年間で約 1 億円のコスト減と試算される。 また、国も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。
(2) 選 択 範 囲	自己確認・自主保安に移行したことから、自社の都合に合わせた検査実施が可能となっている。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 6:特別特定製品の適合性検査
----------	-------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 6
(2) 制度名	特別特定製品の適合性検査
(3) 根拠法令等名	消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 12 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>特別特定製品の安全性を確保すること。</p> <p>消費生活用製品のうち、特に製品の危険性の高いものとして定める特別特定製品については、国が認定（承認）する第三者検査機関による技術基準への適合性検査を義務付ける（平成 12 年に法改正を行い、従前の第一種特定製品（政府認証）・第二種特定製品（自己確認・自主保安）という区分を改正し、特別特定製品（第三者認証）・特定製品（自己確認・自主保安）とした。）</p> <p>〔フロー図〕 〔ベビーベッドの場合〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>（改変前）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>（改変後）</p> </div> </div> <p>指定検定制度機関は、(財)日本文化用品安全試験所 個別検査・型式検査は選択可能</p> <p>認定検査機関は、(財)日本文化用品安全試験所 個別検査・型式検査は選択可能</p>
(2) 制度の概要	<p>〔登山用ロープの場合〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>（改変前）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>（改変後）</p> </div> </div> <p>別途、製品安全協会の検査がある。</p> <p>自主検査として落下試験等を依頼 別途、製品安全協会の検査がある。</p>
(3) 施行年月日	昭和 49 年 3 月 5 日（改正法：平成 12 年 10 月 1 日）
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度の見直し</p> <p>平成 12 年 10 月 1 日： 従前の第一種特定製品（政府認証）・第二種特定製品（自己確認・自主保安）という区分を改正し、特別特定製品（第三者認証）・特定製品（自己確認・自主保安）とした。 登山用ロープについては第一種特定製品（政府認証）から特定製品（自己確認・自主保安）に移行した。</p> <p>平成 13 年 1 月 31 日： 携帯用レーザー応用装置について新たに特別特定製品（第三者認証）に追加した。</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 10 月 1 日： 政府認証（指定検定制度機関）方式から第三者認証方式に変更した。</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し</p> <p>平成 12 年 10 月 1 日： 家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、乳幼児用ベッド、登山用ロープの改正。 野球用ヘルメット、ローラースケートの廃止</p> <p>平成 13 年 1 月 31 日： 携帯用レーザー応用装置の追加 平成 13 年 5 月 1 日： 携帯用レーザー応用装置の改正 平成 13 年 7 月 2 日： 携帯用レーザー応用装置の改正</p> <p>有効期間の見直し</p> <p>平成 12 年 10 月 1 日： 乳幼児用ベッドの改正（5 年 10 年）、登山用ロープの廃止（5 年 廃止） 平成 13 年 1 月 31 日： 携帯用レーザー応用装置の追加（3 年）</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 8 月 1 日： 浴槽用温水循環器について新たに特別特定製品（第三者認証）に追加（これに併せて基準を追加するとともに、有効期間を設定（3 年）） 平成 16 年 3 月 1 日： 第三者認証機関について、認定（承認）制度から登録制度に移行</p>

3 検査検定制度の対象

(1) 検査検定制度の名称・範囲等	特別特定製品 （根拠法令等名：消費生活用製品安全法施行令（昭和 49 年政令第 48 号。以下「施行令」という。）別表第二）
(2) 検査検定制度の受検者	特別特定製品製造・輸入事業者 （根拠法令等名：法第 12 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	第三者認証機関：財団法人日本文化用品安全試験所、財団法人日本品質保証機構、株式会社ユーエル エーベックス、財団法人日本ガス機器検査協会、財団法人電気安全環境研究所、財団法人日本燃焼機器検査協会、財団法人建材試験センター及び財団法人ベターリビング (根拠法令等名：法第16条第1項及び第29条第1項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	乳幼児用ベッド：財団法人日本文化用品安全試験所 携帯用レーザー応用装置：財団法人日本品質保証機構、株式会社ユーエル エーベックス 浴槽用温水循環器：財団法人日本ガス機器検査協会、財団法人電気安全環境研究所、株式会社ユーエル エーベックス、財団法人日本燃焼機器検査協会、財団法人建材試験センター及び財団法人ベターリビング

5 検査検定基準

名称・法令等名	技術上の基準 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和49年通商産業省令第18号)別表第1
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前随時 (根拠法令等名：法第12条第1項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	各検査機関ごとに設定
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	書面 実地
	運転中 運転停止
	型式 個別(全個) 個別(抽出) (型式検査か個別検査かは選択可能)
製品等	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	認定検査機関又は承認検査機関 (根拠法令等名：法第12条第2項)
(6) 合格付与方法	基準に適合している旨の証明書を交付
(7) 検査検定の有効期間	乳幼児用ベッド：10年 携帯用レーザー応用装置：3年 浴槽用温水循環器：3年 (根拠法令等名：施行令別表第2)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
登山用ロープ					
乳幼児用ベッド					
携帯用レーザー応用装置					
(2) 検査検定実施件数					
登山用ロープ	49	64	47	21	
乳幼児用ベッド	43	59	85	118	164
携帯用レーザー応用装置				19	38
(3) 手数料収入総額					
登山用ロープ					
乳幼児用ベッド	842	1,211	2,533	5,234	9,548
携帯用レーザー応用装置				4,723	14,157

(注) 1 「対象事業者数」には、受検者の実数を記載した。
2 登山用ロープについては、法改正前の政府認証に係る実績を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本制度については、平成12年の改正において、政府認証方式から第三者認証方式に変更されるとともに、対象については、登山用ロープが政府認証の対象から自己確認・自主保安へ移行し、携帯用レーザー応用装置が新たに第三者認証の対象に追加されている。 コスト分析に当たっては、登山用ロープ及び乳幼児用ベッドを対象とし、前者については政府認証から自己確認・自主保安への移行に伴う変化の状況、後者については政府認証から第三者認証への移行に伴う変化の状況について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【登山用ロープの場合】

[調査対象とした受検者の状況等] 登山用ロープに係る受検者はほとんどが輸入事業者であることから、輸入事業者3事業者を調査対象とした。 以下のコスト分析においては、3事業者における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		改変前(政府認証)	改変後(自己確認・自主保安)	
手 数 料	×	4,400 円		1 型式 100 本の場合
手数料以外の納付金	×			
受検対応コ スト	×			対象を検査機関に送付するのみで、検査立会いはない。
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト		1,000 円	1,000 円	
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		5,000 円 (8 枚、2 人時間)	5,000 円 (8 枚、2 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		5,800 円	改変後は依頼試験に係る1型式当たりの手数料を記載した(平成15年5月以降は1万950円)。 登山用ロープについては、ほとんどが外国からの輸入品であり、UIAA(国際登山評議会)の規格によったものであるが、法においては消費者の安全を確保する観点からUIAAとは異なる検査項目、検査方法により現行技術基準への適合を義務付けている。
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法定自主点検コスト		12,000 円 (5 人時間)	12,000 円 (5 人時間)	自社による検査
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×		800 円	依頼試験に係る証明書代(検査記録保存義務に対応するもの)
合 計		22,400 円 (、 、 及び の合計)	24,600 円	

【乳幼児用ベッドの場合】

[調査対象とした受験者の状況等]

乳幼児ベッドについては、個別検査の受検実績があるものについて10事業者、型式検査の受検実績があるものについて5事業者を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、調査対象事業者における平均的な状況を整理した(型式検査については、制度改変後の受検実績がなかったことから、改変前の状況のみ整理した。)

(個別検査の場合)

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		改変前(政府認証)	改変後(第三者認証)	
手 数 料		46,000 円	19,000 円	改変後は割引制度が導入されている。
手数料以外の納付金		29,000 円	29,000 円	検査官の交通費等を負担している(東京・大阪から1往復×1人として計算)。
受検対応コ スト		9,000 円 (4.0 人時間)	10,000 円 (4.4 人時間)	
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト		29,000 円	29,000 円	申請等に東京・大阪まで1往復×1人として計算
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		1,000 円 (7 枚、0.6 人時間)	4,000 円 (10 枚、1.7 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法定自主点検コスト		10,000 円 (4.5 人時間)	10,000 円 (4.5 人時間)	自社による検査
任意自主点検コスト				設備点検等
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		124,000 円 (、 、 、 及び の合計)	101,000 円	

(型式検査の場合)

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		30,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	×		検査立会いはない。
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		2,000 円	サンプルの郵送コスト
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		10,000 円 (13 枚、5 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法定自主点検コスト		10,000 円 (4.5 人時間)	自社による検査
任意自主点検コスト			設備点検等
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		52,000 円 (、 、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【登山用ロープの場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

登山用ロープに係る制度改変前の政府認証については、経済産業省製品評価技術センターが検査を実施していたことから、同センター（北関東支所。現在は独立行政法人製品評価技術基盤機構北関東支所）を調査対象とした。

以下のコスト分析については、政府認証当時の状況を整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	9,000円 (4人時間)	
	旅費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		(370,000円/年間)	検査用機器の点検修理費
その他	×		
合計		9,000円	については、1件当たりのコストを算出することが困難なことから合計には含めていない。

【乳幼児用ベッドの場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

乳幼児用ベッドについては、財団法人日本文化用品安全試験所が、制度改変前は政府認証における指定検定機関として、制度改変後は第三者認証における認定検査機関として検査を実施しており、同法人を調査対象とした。

以下のコスト分析については、個別検査、型式検査のそれぞれの平均的な状況を整理した（なお、制度改変前後における変化はなかったため、前後比較の形式とはしていない。）

(個別検査の場合)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	19,000円 (8人時間)	
	旅費	29,000円	東京・大阪から1往復×1人として計算 ただし、交通費等については受検者が負担する。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト			検査用機器の維持管理費があるが、1件当たりコストとしての算出は困難
その他	×		
合計		48,000円	

(型式検査の場合)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	32,000円 (14人時間)	
	旅費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト			検査用機器の維持管理費があるが、1件当たりコストとしての算出は困難
その他	×		
合計		32,000円	

10 制度改変の影響

【登山用ロープの場合】

(1) コ ス ト	制度改変により政府認証から自己確認・自主保安に移行しているが、落下試験等は事業者自身では実施困難なことから、従前の検査実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構に依頼して実施している（手数料額は、政府認証当時は1本当たり単価であったが、現在は型式当たり単価となっている。上記の分析では1型式100本の場合で整理しているため、制度改変前に比して割高になっているが、型式当たりの本数が多い場合は割安となる。）
(2) 選 択 範 囲	落下試験等の実施については対応可能な試験機関は限られており、従前の検査実施機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構に引き続き依頼している実態となっている。
(3) そ の 他	なし

【乳幼児用ベッドの場合】

(1) コ ス ト	制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、検査を実施しているのは財団法人日本文化用品安全試験所であり、検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査の手数料については割引制度が導入されており、全体のコストは低減している。
(2) 選 択 範 囲	第三者認証における認定検査機関は、現在のところ財団法人日本文化用品安全試験所のみであり、検査検定実施主体に係る選択範囲の変化はない。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 8: 導管の使用前検査
----------	----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 8
(2) 制度名	導管の使用前検査
(3) 根拠法令等名	熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>経済産業大臣に届出をした導管の工事の計画が、実際の工事において計画通りに実施されたか否かについて、及び技術基準に適合しているか否かについて、その使用の開始前に自主検査において確認すること。</p>
(2) 制度の概要	<p>熱供給事業者は、熱供給事業の用に供する導管の設置又は変更の工事をするに当たり、当該導管の使用開始前に自主検査を行い、経済産業大臣に届出をした導管の工事の計画が、実際の工事において計画どおりに実施されたか否かについて、及び技術基準に適合しているか否かについて確認をし、その結果を記録するもの。</p> <p>〔フロー図〕</p> <p>〔制度改変前〕</p> <p>〔制度改変後〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 47 年 12 月 20 日（改正法：平成 12 年 7 月 1 日）
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日： 従来の国による検査を廃止し、自主検査化</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>法第 21 条第 1 項に基づく工事計画を経済産業大臣に届出をした導管（導管の最高使用温度が 184 度以上であって、最高使用圧力が 1 メガパスカル以上）</p> <p>（根拠法令等名：法第 21 条第 1 項）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>熱供給事業法第 21 条第 1 項の届出をした者</p> <p>（根拠法令等名：法第 22 条第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	自己確認・自主保安 （根拠法令等名：第 22 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	-

5 検査検定基準

名称・法令等名	熱供給事業法施行規則（昭和 47 年通商産業省令第 143 号。以下「施行規則」という。）第 25 条及び第 26 条
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	導管の使用前 （根拠法令等名：法第 22 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	自主検査に移行したため、申請手続はない（改変前は書面による手続）。	
(3) 検査検定の受検手数料	自主検査に移行したため、手数料はない（改変前は手数料あり）。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止（使用前）</p> <p>型式 個別（全個） 個別（抽出）</p>
	製品等	<p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	自主検査に移行したため、合格付与手続はない。（改変前は経済産業大臣が検査済証を交付）	
(6) 合格付与方法	自主検査に移行したため、合格付与手続はない。（改変前は経済産業大臣が検査済証を交付）	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	3	3	3	3	3
(2) 検査検定実施件数	5	2	1		
(3) 手数料収入総額	647,000	258,000	129,400		

(注) 1 「対象事業者数」には、法第21条第1項に該当する導管を保有している事業者の数を記載した。

2 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」には、変更前の状況を記載した。(変更後の自主検査の件数は、12年度1件、13年度2件)

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、平成12年の法改正において、政府認証方式(国による直接検査)から、自己確認・自主保安(自主検査)に移行したものである。 コスト分析に当たっては、制度変更の前後の変化について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 本制度の対象となる導管を保有している事業者は3事業者であり、これらを調査対象とした。 以下のコスト分析においては、3事業者の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前(国による検査)	変更後(自主検査)	
手数料	×	140,000円		
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	52,000円 (22人時間)		
	旅費	92,000円		申請及び検査結果受領で現地から東京まで2往復×1人として計算
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		16,000円 (40枚、7人時間)	16,000円 (40枚、7人時間)	制度変更後は自主検査結果記録を作成
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト		10,000円 (4.5人時間)	10,000円 (4.5人時間)	自主検査の実施
任意自主点検コスト				設備の保守点検等にコストを要する場合がある。
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		310,000円	26,000円	(、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 変更前の検査検定実施主体である経済産業省本省の状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前(国による検査)	変更後(自主検査)	
検査検定実施コスト	人件費	12,000円 (5人時間)		
	旅費	46,000円		東京から現地まで1往復×1人として計算
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		58,000円		

10 制度変更の影響

(1) コスト	制度変更により政府認証から自己確認・自主保安に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。また、国においても、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。
(2) 選択範囲	自己確認・自主保安に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。
(3) その他	本制度の対象となる導管自体が少ないため、制度変更の影響の範囲は限定的である。

検査検定制度名等	経産 9 : 電気工作物の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 9-1: 事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 9 - 1
(2) 制度名	電気工作物の検査(事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所))
(3) 根拠法令等名	電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。)第 49 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

(注)平成 15 年 10 月 1 日に電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 178 号)及び独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成 14 年法律第 179 号)が施行されているが、これ以降の制度概要については、制度改変前の検査についての情報を整理している。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	電気工作物の維持及び運用等を規制することにより、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。 法第 47 条の規定に基づき工事計画の認可を受けた設置・変更の工事、又は法第 48 条に基づき工事計画の届出を行った設置・変更の工事が、工事計画に従って行われているか、また技術基準に適合しないものでないことを確認するために行われるもの。
(2) 制度の概要	<p>対象：工事計画の認可を受けた設置・変更工事、又は工事計画の届出を行った設置・変更工事 合格基準：工事計画に従って行われたものであること。 ：技術基準に適合しないものでないこと。 工程：検査は工事の工程ごとに実施(電気事業法施行規則(平成 7 年通商産業省第 77 号。以下「施行規則」という。)第 69 条)</p> <p>イ) 構造、強度又は漏洩に係る試験をすることができる状態になった時 (蒸気タービン、補助ボイラー及び排気筒を除く。) ロ) 蒸気タービンの車室の過半数の裾付完了時及び補助ボイラーの本体の組立完了時 ハ) 原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時 ニ) 原子炉が臨界に達する時 ホ) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p> <p>上述のうち、イの工程検査は、平成 13 年 2 月 7 日をもって地方経済産業局に事務委任を行っている。他の工程については、すべて経済産業省本省で検査を実施</p> <p>(フロー図)</p> <pre> graph LR A[受検者 (設置・変更工事実施者)] -- 申請書提出 --> B[国] B -- 検査実施 --> A B -- 合格証交付 --> A B --- C[検査要領書策定] </pre> <p>工事認可又は工事届出した先(経済産業大臣)に申請書を提出 区分：工事の工程ごとに申請 経済産業省本省又は地方経済産業局にて、標準要領書に準拠して個々に検査要領書を策定 策定した検査要領書に従い検査を実施。検査工程のうち、イ項は地方経済産業局において事務手続が行われる。 工場検査がある場合、工場所在地によっては地方経済産業局から地方経済産業局へ更に事務委任が可能 検査の結果が良好であれば合格証交付(イ項除く。)</p>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 7 月 11 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	事業用電気工作物(原子力発電所) …法第 47 条の規定に基づき認可を受けた工事、又は法第 48 条に基づき届出を行った工事 (根拠法令等名：法第 49 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	事業用電気工作物の設置工事・変更工事実施者 …電気事業者 10 社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び日本原子力発電) (根拠法令等名：法第 47~49 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 経済産業省 : 上記 2(2)のうち、ロ)~ホ)項の検査工程 地方支分部局(地方経済産業局) : 上記 2(2)のうち、イ)項の検査工程 (根拠法令等名：電気事業法施行令(昭和 40 年政令第 206 号)第 9 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省 地方経済産業局： 9

5 検査検定基準

名称・法令等名	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和 40 年通商産業省令第 62 号) (根拠法令等名：法第 48 条第 1 項)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	工事实施中・終了後、使用する前まで …検査に合格した後でなければ、これを使用してはならない。 (根拠法令等名：法第 49 条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可(フレキシブルディスクでの書類提出可能) (根拠法令等名：施行規則第 138 条)
(3) 検査検定の受検手数料	検査対象機器毎に設定されており、1 検査申請当たりで手数料が設定されている。以下は一部を抜粋 1 原子力発電所の設置の工事 9,429,900 円 2 原子力発電所の変更の工事 (1) 発電設備の設置の工事 9,109,200 円 (2) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事 原子炉本体に係る工事 イ) 熱出力の変更を伴う改造の工事 3,392,800 円 ロ) 熱出力の変更を伴う改造の工事以外の変更の工事 380,300 円 原子炉冷却系統設備に係る工事 380,300 円 計画制御系統設備に係る工事 380,300 円 …以下、略 (根拠法令等名：電気事業法関係手数料規則(平成 7 年通商産業省令第 81 号)第 2 条)

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 運転中	実地 運転停止
	製品等	型式 書面	個別(全個) 実地 個別(抽出) 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名: 法第49条)		
(6) 合格付与方法	合格証の発給		
(7) 検査検定の有効期間	該当となる設置・変更工事が実施されるまで (根拠法令等名: 法第49条)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数(発電プラント数)	10(52)	10(51)	10(51)	10(51)	10(52)
(2) 検査検定実施件数(注1)	62	72	89	91	89
(3) 手数料収入総額(注2)	23,209	26,627	29,752	26,978	6,465

(注) 1 建設プラントに係る使用前検査は除く。経済産業省本省申請分(八項以降)の申請件数を記載。

2 経済産業省本省へ手数料が納付された申請についてのみ記載。すなわち、経済産業省本省へ申請したケースを含み、地方経済産業局へ申請したケースを除いている。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
一般電気事業者(我が国の総発電量の約85パーセントを占める。)10社のうち、原子力発電所・火力発電所双方を有する9社を対象にして調査を実施した。	
検査の対象となる工事が『新設工事』か『改良工事』か、どのような機器・設備に関する工事かによって、検査に要する費用・日数等が大きく異なることを勘案し、調査に際しては、『改良工事』に係る使用前検査に絞って、各年度の検査実績全体(機器・設備の違いに関係なく)の代表的・平均的な値について回答を得ている。	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		280,000円 【参考】 国における手数料収入平均 340,000円	検査対象となる工事の機器・設備により手数料が異なるため、回答者平均値を計上国における手数料収入の検査1件当たり平均値と比較しても大きな差異はない。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	110,000円 (49人時間)	事前相談及び実地検査に要するコスト
	旅費	86,000円	
機会費用	×		事前相談等で、経済産業省本省・地方経済産業局を訪問する場合の旅費を計上 通常、定期検査実施時に併せて受検することが多く、使用前検査単独での運転停止に伴う機会費用は存在せず。1社のみ回答(稼働停止期間として1日と回答)があったが削除
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		190,000円 (48枚)	
部外委託経費			受検前の事前準備等において、機器準備・データ計測などの部外委託を実施しているケース。下記事前準備コストに併せて計上
事前準備コスト		610,000円	機器準備・データ計測などに要する費用
法定自主点検コスト			
任意自主点検コスト		110,000円	受検前の社内点検に要するコスト(人件費)
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		1,386,000円 (、、、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]	
使用前検査を実施する国(経済産業省本省及び地方経済産業局9局)を対象にして調査を実施した。	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	93,000円 (40人時間)	事前相談及び実地検査に要するコスト
	旅費	85,000円	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		178,000円	

検査検定制度名等	経産 9 : 電気工作物の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 9-2: 事業用電気工作物の使用前安全管理検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 9 - 2
(2) 制度名	電気工作物の検査（事業用電気工作物の使用前安全管理審査）
(3) 根拠法令等名	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 50 条の 2
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>電気工作物の工事、維持及び運用等を規制することにより、公共安全を確保し、及び環境の保全を図る。</p> <p>近年の技術進歩や、設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向上してきたこと、また、設置者の自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要とされてきたことから、設置者の安全管理に関する責任を明確化し、国の関与を必要最小限の範囲・内容とするため、従来の国による直接検査を廃止し、新たに事業者の自主検査体制を審査する制度を設けた。</p> <p>[自主検査] 法第 48 条第 1 項に基づき工事計画の届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物のうち、主に原子力発電設備以外のものを設置する者は、当該事業用電気工作物の使用の開始前に、その工事が工事計画に従って行われたこと及び技術基準に適合していることを確認する法定自主検査を実施</p> <p>[安全管理審査] 国又は指定安全管理審査機関は、設置者が実施した法定自主検査に係る体制（具体的には、自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等）を審査</p> <p>[国による評定] 国は、安全管理審査の結果に基づき設置者の法定自主検査体制を総合的に評定</p> <p>[インセンティブ制度] システム安全管理審査の評定結果において、自主検査の実施につき十分な体制がとられていると認められた場合、その後の安全管理審査は、評定の通知を受けてから 3 年を超えない時期に使用前自主検査を行った場合、使用前自主検査の都度ではなく、通知を受けた日から 3 年を経過した日以降 3 年を超えない時期に安全管理審査を受けることとなり、当該審査の頻度は軽減される。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	平成 12 年 7 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	<p>検査検定対象の見直し 平成 12 年 7 月 1 日 : 従来の国による直接検査を廃止し、技術基準への適合確認等の検査を設置者が自ら行うことを基本とし、設置者に対し、検査、記録の作成・保存を義務化した【法定自主検査】。 平成 12 年 7 月 1 日 : 設置者による上記“法定自主検査”の実施に係る体制（組織、検査の方法、工程管理等）について、国又は国が指定する代行機関（指定安全管理審査機関）が行う審査を受ける義務を課した【安全管理審査制度の導入】。</p> <p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 7 月 1 日 : 上記の“安全管理審査”について、その業務を国が指定安全管理審査機関に行わせることができるものとし、かつ、民間企業の参入を認めた【指定安全管理審査機関への民間企業の参入許可】。</p> <p>検査検定の方法の見直し 平成 12 年 7 月 1 日 : 上記の“安全管理審査”の結果に基づき、国は設置者の自主検査体制を総合的に評定する。なお、システム安全管理審査を受ける場合、その結果に応じて当該審査の頻度が軽減される（評定結果が優良であった設置者は、審査頻度が軽減される。）【インセンティブ制度の導入】。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>事業用電気工作物（法第 48 条第 1 項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物であって、経済産業省令で定めるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火力発電所の場合、内燃力を原動力とするもの以外 ・ その他、一部の水力・燃料電池・太陽電池・風力発電所等も対象となる。 <p>（根拠法令等名：法第 50 条の 2 第 1 項。電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「施行規則」という。）第 73 条の 2）</p>										
(2) 検査検定受検者	<p>電気工作物設置者（法第 48 条第 1 項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物であって、経済産業省令で定めるものを設置する者）</p> <table border="0"> <tr> <td>一般電気事業者</td> <td>10 社</td> </tr> <tr> <td>卸電気事業者</td> <td>3 社（みなし卸電気事業者 54 社）</td> </tr> <tr> <td>特定電気事業者</td> <td>4 社</td> </tr> <tr> <td>特定規模電気事業者</td> <td>9 社</td> </tr> <tr> <td>自家用電気工作物設置者</td> <td>全体数不明</td> </tr> </table> <p>（根拠法令等名：法第 50 条の 2 第 1 項。施行規則第 73 条の 2）</p>	一般電気事業者	10 社	卸電気事業者	3 社（みなし卸電気事業者 54 社）	特定電気事業者	4 社	特定規模電気事業者	9 社	自家用電気工作物設置者	全体数不明
一般電気事業者	10 社										
卸電気事業者	3 社（みなし卸電気事業者 54 社）										
特定電気事業者	4 社										
特定規模電気事業者	9 社										
自家用電気工作物設置者	全体数不明										

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 経済産業省：出力 90 万 kW 以上の火力・水力発電所等 " 地方経済産業局等：出力 90 万 kW 未満の火力・水力発電所等 [指定安全管理審査機関] 指定安全管理審査機関として認められた法人：出力 3 万 kW 未満の火力発電所 財団法人発電技術検査協会：従来の指定公益法人 日本検査株式会社：平成 12 年 8 月～ ロイドレジスタージャパン有限公司：平成 12 年 8 月～ エイチエスピージャパン株式会社：平成 13 年 3 月～ 株式会社日本エイ・ピー・エス・キューイー：平成 15 年 2 月～ 損保ジャパン・リスクマネジメント株式会社：平成 15 年 11 月～ (根拠法令等名：法第 50 条の 2 第 3 項。電気事業法施行令(昭和 40 年政令第 206 号)第 9 条)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>経済産業省本省 地方経済産業局(10) 指定安全管理審査機関：財団法人発電技術検査協会(東京・愛知・大阪・広島・福岡) 日本検査株式会社(東京) ロイドレジスタージャパン有限公司(神奈川) エイチエスピージャパン株式会社(神奈川) 株式会社日本エイ・ピー・エス・キューイー(神奈川) 損保ジャパン・リスクマネジメント株式会社(東京)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>[法定自主検査] 技術基準及びその解釈 [安全管理審査] 安全管理審査実施要領(内規) [技術基準] 法第 39 条 ・ 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 51 号) ・ 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 50 号) ・ 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 53 号) ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 52 号)</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[法定自主検査] 使用の開始前 (根拠法令等名：法第 50 条の 2 第 1 項。施行規則第 73 条の 3) [安全管理審査] 通常の場合：法定自主検査実施の都度 インセンティブ制度適用の場合(直近のシステム安全管理審査で、自主検査の実施につき十分な体制が採られていると評定された組織の場合)：評定の通知を受けてから 3 年を超えない時期に使用前自主検査を行った場合、使用前自主検査の都度ではなく、通知を受けた日から 3 年を経過した日以降 3 月を超えない時期に安全管理審査を受けることとなる。 (根拠法令等名：法第 50 条の 2 第 3 項。施行規則第 73 条の 6)</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[国が行う安全管理審査] 審査の対象となる工事の対象によって異なる。以下はその一例。なお、インセンティブ制度適用事業者の場合、下記の半額となる。 1 発電所の設置工事、発電所の変更工事で発電設備の設置工事に係るもの (2) 火力発電所に係る工事 汽力(地熱を利用しないもの)を原動力とする火力発電所 a) 出力 3 万 kW 未満の火力発電所に係るもの 831,700 円 b) 出力 3 万 kW 以上 90 万 kW 未満の火力発電所に係るもの 1,039,600 円 c) 出力 90 万 kW 以上の火力発電所に係るもの 1,470,200 円 汽力(地熱を利用するもの)を原動力とする火力発電所 a) 出力 3 万 kW 未満の火力発電所に係るもの 652,000 円 b) 出力 3 万 kW 以上の火力発電所に係るもの 770,100 円 ガスタービンを原動力とする火力発電所 a) 出力 3 万 kW 未満の火力発電所に係るもの 652,000 円 b) 出力 3 万 kW 以上の火力発電所に係るもの 770,100 円 2 発電所の変更工事で発電設備の設置工事以外 (2) 火力設備に係る工事 汽力・ガスタービンを原動力とするもの 393,300 円 以外のもの 90,200 円 (根拠法令等名：法第 112 条第 1 項第 6 号。電気事業法関係手数料規則(平成 7 年通商産業省令第 81 号)第 2 条の 2)</p> <p>[指定安全管理審査機関が行う安全管理審査] 手数料算定方法を業務規定として認可している(審査機関により異なっている。) (根拠法令等名：法第 73 条第 2 項。施行規則第 115 条第 1 項第 4 号)</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	合否の概念なし	
(6) 合格付与方法	合否の概念なし	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

システム安全管理審査において、使用前自主検査の実施につき十分な体制が採られていると認められた場合には、当該通知を受けた日から3年を超えない時期に使用前自主検査を行った場合、使用前自主検査の都度ではなく、通知を受けた日から3年を経過した日以降3月を超えない時期で審査を受けることとなる。

インセンティブ制度の適用を受けるためには「システム安全管理審査」を受けることが必要で、それ以外の組織は「個別安全管理審査」を受ける。

- ・ システム安全管理審査基準は、ISO9000(1994)シリーズの要求事項を参考に、法上の規定を遵守するために構築された継続的な自主検査体制の特性を考慮し、電気保安分野に特化して作成された基準
- ・ 個別安全管理審査基準は、継続的な自主検査体制を構築していない場合に適用する審査基準
(根拠法令等名：法第50条の2第3項。施行規則第73条の6第1号)

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度(注1)		13年度
				～6月	7月～	
(1) 対象事業者数(注2)	-	-	-	-	-	-
(2) 検査検定実施件数	158	153	121	76	46	150
経済産業省本省実施	2	2	0	1	1	1
地方経済産業局実施	42	58	33	22	7	45
指定機関実施	114	93	88	53	38	104
(3) 手数料収入総額	73,364	90,823	-	-	-	-
経済産業省本省実施	1,221	2,660	0	410	1,470	1,470
地方経済産業局実施	15,303	37,378	18,537	14,744	4,917	26,326
指定機関実施(注3)	56,840	50,785	-	-	-	-

(注) 1 平成12年6月までは従来の直接検査の実績を、12年7月以降は、安全管理審査の実績を、それぞれ記入している。

2 「対象事業者数」は、自家用電気工作物設置者全体数が把握できないため不明。

3 「手数料収入総額」について、指定機関における平成11年度以降の数値は不明。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

当該制度は、近年の技術進歩や、設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向上してきたこと、また、設置者の自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要とされてきたことから、設置者の安全管理に関する責任を明確化し、国の関与を必要最小限の範囲・内容とするため、平成12年7月に従来の国による直接検査を廃止し、下記の制度改変が行われている。

- 国による直接検査を廃止し、技術基準への適合確認等の検査を事業者自らが行うこととし、当該自主検査を事業者が実施するに際しての体制について国又は指定安全管理審査機関が審査する制度を導入したこと。【安全管理審査制度への移行】
- システム安全管理審査の結果に基づき国が設置者の自主検査体制を総合的に評定し、その結果に応じて審査頻度に差を設けたこと。【優良事業者の審査頻度が軽減されるインセンティブ制度の導入】
- 安全管理審査について、その業務を国が指定する代行機関(指定安全管理審査機関)に行わせることができるものとし、かつ、民間企業の参入を認めたこと。

上述の制度改変のうち、A)及びB)の影響を把握するために、下記の比較を行った。

- ・ 制度改変前の国による直接検査()と、制度改変後の安全管理審査(・)との比較
- ・ 安全管理審査のうち、システム安全管理審査(インセンティブ適用のための審査：)と、個別安全管理審査(それ以外の審査：)との比較

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

一般電気事業者(我が国の総発電量の約85パーセントを占める。)10社のうち、原子力発電所・火力発電所双方を有する9社を対象にして調査を実施した。

検査の対象となる工事が『新設工事』か『改良工事』か、どのような機器・設備に関する工事かによって、検査に要する費用・日数等が大きく異なることを勘案し、調査に際しては、『改良工事』に係る使用前検査に絞って、各年度の検査実績全体(機器・設備の違いに関係なく)の代表的・平均的な値について回答を得ている。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト			説明
		改変前・直接検査 (9社)	改変後・安全管理審査		
			個別安全管理審査 (8社)	システム安全管理審査 (4社)	
手数料		650,000円	540,000円	590,000円 受検時	検査対象となる工事の機器・設備により手数料が異なるため、回答者平均値を計上。国における手数料収入の検査1件当たり平均値と比較しても大きな差異はない。
(参考) 経済産業省(本省・地方経済局)における手数料収入		(610,000円)	(660,000円)		
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト	人件費	350,000円 (153人時間)	170,000円 (73人時間)	760,000円 (328人時間) 受検時	事前相談及び実地検査に要するコスト 事前相談等で、経済産業省本省・地方経済局、安全管理審査機関等を訪問する場合の旅費を計上。実施有無・立地場所によりばらつきがあることからコスト計算には加えていない。
	旅費	27,000円	21,000円	19,000円 受検時	
機会費用	×	【参考】 A社 8時間/年			1社のみのお返答であるため参考提示とした。
運搬コスト	×				
保管コスト	×				
書類作成コスト		2,000,000円 (153枚)	4,100,000円 (246枚)	4,200,000円 (456枚) 工事毎	図面作成等に関する外部委託等を含む。
部外委託経費		(97,000円)	(140,000円)	(230,000円)	燃料分析、煤煙測定のため。1社のみのお返答であるため削除対応
事前準備コスト		(560,000円)			検査用機器リース等。2社のみのお返答であるため削除対応
法定自主点検コスト			320,000円 工事毎		改変前に任意で行っていた社内検査と、改変後の法定自主検査とがほぼ同程度のコスト発生
任意自主点検コスト		410,000円			
インセンティブ適用コスト				導入時 8,400,000円 当初 年度毎 730,000円 毎年	品質システムマニュアルの作成(導入時)及び定期的改訂(年度ごと)等に要する費用
その他	×				
合計		3,410,000円/件 (、、及び の合計)	5,130,000円/件 (、、及び の合計)	当初経費 8,400,000円 () 受検時 1,350,000円/3年 (及びの合計) 毎年 730,000円/1年 () (受検時)÷3年+(毎年) 毎年経常経費 1,180,000円/年 工事毎 4,520,000円/件 (及びの合計)	
<p>平成9年度～12年6月の、年間当たり工事実施件数平均=3.0件/年を採用して、年度当たりのコストを試算</p>					
		年度当たり経費 10,230,000円/年度	年度当たり経費 15,390,000円/年度	当初経費 8,400,000円 年度当たり経費 14,740,000円/年度	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

<p>【調査対象とした実施主体の状況等】</p> <p>一般電気事業者が有する火力発電所は、ほとんどの場合、国による検査（出力90万キロワット以上のものは本省が、3万以上90万キロワット未満のものは地方経済産業局が、それぞれ検査を実施）を受けている。</p> <p>ここでは、使用前安全管理審査を実施する主体（経済産業省本省、地方経済産業局、指定安全管理審査機関）のうち、国（本省及び地方経済産業局9局）、指定安全管理審査機関（3社）それぞれを対象にして調査を実施した。</p>	
---	--

【国の場合】…経済産業省本省：90万kW以上の火力・水力発電所等、地方経済産業局：90万kW未満の火力・水力発電所等

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前・直接検査	変更後・安全管理審査	
検査検定実施 コスト	人件費	100,000円 (45人時)	60,000円 (25.8人時)	審査結果(書類)に基づき、個々の評価を行うための作業時間も含む。
	旅費	110,000円	44,000円	
機器運搬コスト	x			
機器維持管理コスト	x			
その他	x			
合計		210,000円	104,000円	

【指定安全管理審査機関の場合】…3万kW未満の火力発電所

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前・直接検査 (1社)	変更後・安全管理審査 (3社)	
検査検定実施 コスト	人件費	39,000円 (17人時)	41,000円 (18人時)	制度変更前の直接検査と、変更後の安全管理審査に要するそれぞれの人時間は、ほぼ同じ 実費分を請求しているが、コスト把握が行われておらず、抽出不可能であった。
	旅費	不明	不明	
機器運搬コスト	x			
機器維持管理コスト	x			
その他 (国による評価)			14,000円 (6人時)	国が、指定安全管理審査機関による審査結果(書類)を受領して個々の評価を行うための作業時間。地方経済産業局でのデータを採用
合計		39,000円	55,000円 (及びの合計)	

1.0 制度変更の影響

(1) コ ス ト	<p>【直接検査から安全管理審査への移行】…国による直接検査()と個別安全管理審査()の比較</p> <p>制度設計上、受検件数は変更前後で不変である(変更前の国による直接検査の頻度と、変更後の個別安全管理審査の頻度(事業者による自主検査の頻度)は同じである。)ことから、制度変更により1件当たりのコスト負担状況は上昇している。この理由として、書類作成コストの項目における作業量の増加が考えられる。</p> <p>一方、検査実施主体である国が負担しているコストについては、検査に投入される時間・人員、受検者立地場所までの旅費等の面でコスト負担が軽減されている。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>【インセンティブ制度の導入】…個別安全管理審査()とシステム安全管理審査()の比較</p> <p>制度設計上、非インセンティブ適用事業者(工事毎に受検)に比べて、インセンティブ適用事業者(おおむね3年に1度受検)の受検頻度は少なくなり、その分、受検者にとってのコスト負担状況は軽減される。平成9年度から12年6月の、年間当たり工事実施件数平均=3.0件/年を基に、年度当たり経費を比較すると、品質システムマニュアルを作成する当初経費(インセンティブ制度適用初回時に限り発生。これ以降は、マニュアルの定期的な改定作業が行われるが、年度当たり経費に組み込まれている。)を除いて考えた場合、計算では、年間当たり65万円のコスト軽減となる。</p>
(3) そ の 他	<p>インセンティブ制度が導入され、かつ受検者が導入の是非を選択することができる(システム安全管理審査の受検か、個別安全管理審査の受検のいずれか)ことになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。</p>
	なし

検査検定制度名等	経産9：電気工作物の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産9-3:電気工作物の溶接安全管理審査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産9-3
(2) 制度名	電気工作物の検査（電気工作物の溶接安全管理審査）
(3) 根拠法令等名	電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第52条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>電気工作物の工事、維持及び運用等を規制することにより、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること。</p> <p>近年の技術進歩や、設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向上してきたこと、また、設置者の自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要とされてきたことから、設置者の安全管理に関する責任を明確化し、国の関与を必要最小限の範囲・内容とするため、従来国による直接検査を廃止し、新たに事業者の自主検査体制を審査する制度を設けた。</p> <p>〔自主検査〕 発電用のボイラー、タービンその他の機械若しくは器具である電気工作物であって、一定の圧力が加えられる部分について溶接するもの等を設置する者は、その溶接について、技術基準に適合していることを確認する法定自主検査を実施</p> <p>〔安全管理審査〕 国又は指定安全管理審査機関は、設置者が実施した法定自主検査に係る体制（具体的には、自主検査の実施に係る組織（発電所と溶接施工工場との組合せ）検査の方法、工程管理等）を審査</p> <p>〔国による評価〕 国は、安全管理審査の結果に基づき設置者の法定自主検査体制を総合的に評価</p> <p>〔インセンティブ制度〕 当該評価結果において、自主検査の実施に係る組織が継続的な品質保証を確保していると認められた場合、その後の安全管理審査は、評価の通知を受けてから3年を超えない時期に溶接自主検査を行った場合、溶接自主検査の都度ではなく、通知を受けた日から3年を経過した日以降3月を超えない時期に安全管理審査を受けることになり、当該審査の頻度は軽減される。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	平成12年7月1日
(4) 制度改変の状況（平成9～13年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し 平成12年7月1日：従来国による直接検査を廃止し、技術基準への適合確認等の検査を設置者が自ら行うことを基本とし、設置者に対し、検査、記録の作成・保存を義務化した【法定自主検査】。</p> <p>平成12年7月1日：上記の“法定自主検査”を、設置者が実施するに際しての体制（組織（発電所と溶接施工工場との組合せ）検査の方法、工程管理等）について、国又は国が指定する代行機関（指定安全管理審査機関）が行う審査を受ける義務を課した【安全管理審査制度の導入】。</p> <p>検査検定実施主体の見直し 平成12年7月1日：上記の“安全管理審査”について、その業務を指定安全管理審査機関に行わせることができるものとし、かつ、民間企業の参入を認めた【指定安全管理審査機関への民間企業の参入許可】。</p> <p>検査検定の方法の見直し 平成12年7月1日：上記の“安全管理審査”の結果に基づき、国は設置者の自主検査体制を総合的に評価する。なお、システム安全管理審査を受ける場合、その結果に応じて当該審査の頻度が軽減される（評価結果が優良であった設置者は、審査頻度が軽減される。）【インセンティブ制度の導入】。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の経済産業省令で定める電気工作物であって、経済産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分について溶接するもの若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の経済産業省令で定める電気工作物であって溶接をするもの又は耐圧部について溶接をしたボイラー等若しくは溶接をした格納容器等であって輸入したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所に係る機械・器具：原子炉冷却系統設備、計画制御系統設備、補助ボイラー／等 火力発電所に係る機械・器具：ボイラー、独立過熱器、独立節炭器、蒸気貯蔵器／等 燃料電池発電所に係る機械・器具：一定規模以上の容器、熱交換器、改質器／等 <p>（根拠法令等名：法第52条。電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）第79～81条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>電気工作物設置者（上記3-(1)の電気工作物を設置する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者 10社 卸電気事業者 3社（みなし卸電気事業者54社） 特定電気事業者 4社 特定規模電気事業者 9社 自家用電気工作物設置者 全体数不明 <p>（根拠法令等名：法第52条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>〔国の機関〕 経済産業省（地方経済産業局等）</p> <p>〔指定安全管理審査機関〕 指定安全管理審査機関として認められた法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 財団法人発電技術検査協会：従来の指定公益法人 日本検査株式会社：平成12年8月～ ロイドレジスタージャパン有限公司：平成12年8月～ 損保ジャパン・リスクマネジメント株式会社：平成12年11月～ エイチエスピージャパン株式会社：平成13年2月～ 株式会社日本エイ・ピー・エス・キューー：平成15年2月～ <p>（根拠法令等名：法第50条の2第3項。電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第9条）</p>
---------------	--

(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省（検査実績無し） 地方経済産業局（10）（検査実績無し） 指定安全管理審査機関：財団法人発電技術検査協会（東京・愛知・大阪・広島・福岡） 日本検査株式会社（東京） ロイドレジスタージャパン有限公司（神奈川県） 損保ジャパン・リスクマネジメント株式会社（東京） エイチエスピージャパン株式会社（神奈川県） 株式会社日本エイ・ピー・エス・キューイー（神奈川県）
-----------------------	--

5 検査検定基準

名称・法令等名	[法定自主検査] 技術基準及びその解釈 [安全管理審査] 安全管理審査実施要領（内規） [技術基準] ・ 法第 39 条 ・ 電気工作物の溶接に関する省令（平成 12 年通商産業省令第 123 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	[法定自主検査]	溶接の主要工程 （根拠法令等名：法第 52 条第 1 項）
	[安全管理審査]	通常の場合：法定自主検査実施の都度 インセンティブ制度適用の場合（直近のシステム安全管理審査の評定結果で、自主検査を実施するに当たって継続的な品質保証を確保していると評定された組織の場合）：評定の通知を受けてから 3 年を超えない時期に溶接自主検査を行った場合、溶接自主検査の都度ではなく、通知を受けた日から 3 年を経過した日以降 3 月を超えない時期に安全管理審査を受けることとなる。 （根拠法令等名：法第 52 条第 3 項。施行規則第 83 条の 2）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応		否
(3) 検査検定の受検手数料	[国が行う安全管理審査]	原子力発電所・火力発電所等の別、インセンティブ適用の有無、自主検査の実施体制人数の多寡、溶接施工方法の別により、個別に手数料が設定されている（検査実績がないため、割愛） （根拠法令等名：法第 112 条第 1 項第 6 号。電気事業法関係手数料規則（平成 7 年通商産業省令第 81 号）第 4 条）
	[指定安全管理審査機関が行う安全管理審査]	手数料算定方法を業務規定として認可している（審査機関により異なっている。） （根拠法令等名：法第 72 条第 2 項。施行規則第 115 条第 1 項第 4 号）
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者		合否の概念なし
(6) 合格付与方法		合否の概念なし
(7) 検査検定の有効期間		なし

7 インセンティブ制度

システム安全管理審査において、溶接自主検査の実施に係る組織が継続的な品質保証を確保していると認められた時には、当該通知を受けた日から 3 年を超えない時期に溶接自主検査を行った場合、溶接自主検査の都度ではなく、通知を受けた日から 3 年を経過した日以降 3 月を超えない時期に審査を受けることとなる。

インセンティブ制度の適用を受けるためには「システム安全管理審査」を受けることが必要で、それ以外の組織は「個別安全管理審査」を受ける。

- ・ システム安全管理審査基準は、ISO9000(1994)シリーズの要求事項を参考に、電気事業法上の規定を遵守するために構築された継続的な自主検査体制の特性を考慮し、電気保安分野に特化して作成された基準
- ・ 個別安全管理審査基準は、継続的な自主検査体制を構築していない場合に適用する審査基準

（根拠法令等名：法第 52 条第 3 項。施行規則第 83 条の 2 第 1 号～第 4 号）

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度(注1)		13年度
				～6月	7月～	
(1) 対象事業者数(注2)	-	-	-	-	-	-
(2) 検査検定実施件数	6,526	6,656	5,585	9,753	163	1,273
(3) 手数料収入総額(注3)	792,172	807,274	-	-	-	-

(注) 1 平成12年6月までは従来の直接検査の実績を、12年7月以降は、安全管理審査の実績を、それぞれ記入している。
 2 対象事業者数は、自家用電気工作物設置者全体数が把握できないため不明である。
 3 手数料収入総額について、指定機関における平成11年度以降の数値は不明である。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

当該制度は、近年の技術進歩や、設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向上してきたこと、また、設置者の自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要とされてきたことから、設置者の安全管理に関する責任を明確化し、国の関与を必要最小限の範囲・内容とするため、平成12年7月に従来の国による直接検査を廃止し、下記の制度変更が行われている。

A) 国による直接検査を廃止し、技術基準への適合確認等の検査を事業者自らが行うこととし、当該自主検査を事業者が実施するに際しての体制について国又は指定安全管理審査機関が審査する制度を導入したこと。【安全管理審査制度への移行】

B) 安全管理審査結果に基づき国が設置者の自主検査体制を総合的に評定し、その結果に応じて審査頻度に差を設けたこと。【優良事業者の審査頻度が軽減されるインセンティブ制度の導入】

C) 安全管理審査について、その業務を国が指定する代行機関(指定安全管理審査機関)に行わせることができるものとし、かつ、民間企業の参入を認めたこと。

上述の制度変更のうち、A)及びB)の影響を把握するために、下記の比較を行った。

- ・ 制度変更前の国による直接検査()と、制度変更後の安全管理審査()との比較
- ・ 安全管理審査のうち、システム安全管理審査(インセンティブ適用のための審査：)と、個別安全管理審査(それ以外の審査：)との比較

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 一般電気事業者(我が国の総発電量の約85パーセントを占める。)10社のうち、原子力発電所・火力発電所双方を有する9社を対象に、原子力部門、火力部門それぞれ、合計18対象について調査を実施した。
 検査の対象となる工事の規模・自主検査体制の規模等によって、検査に要する費用・日数等が大きく異なることを勘案し、調査に際しては、各年度の検査実績全体(規模・機器の種類等の違いに関係なく)の代表的・平均的な値について回答を得ている

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト			説明
		変更前・直接検査(9対象)	変更後・安全管理審査		
			個別安全管理審査(18対象)	システム安全管理審査(6対象)	
手数料		97,000円	280,000円	950,000円 受検時	検査対象となる工事の規模・自主検査体制の規模等により手数料が異なるため、回答者平均値を計上。指定検査機関における手数料収入の検査1件当たり平均値と比較しても大きな差異はない。
(参考)指定検査機関における手数料収入		120,000円	370,000円	940,000円	
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト	人件費	53,000円(23人時間)	82,000円(35人時間)	200,000円(88人時間) 受検時	事前相談及び実地検査に要するコスト
	旅費	45,000円	51,000円	13,000円 受検時	
機会費用	×	【参考】A社8時間/年 B社2.5時間/年			2対象のみの回答であるため、参考提示とした。
運搬コスト	×				
保管コスト	×				
書類作成コスト		100,000円(77枚)	180,000円(236枚)	59,000円(315枚) 工事ごと	
部外委託経費					主に原子力発電所を中心に、制度変更後より(財)発電設備技術検査協会へ設計審査や判定に関する業務委託ケースがあったが、全体の傾向とはいえないため削除
事前準備コスト					検査用機器リース等。1社のみでの回答であるため削除対応
法定自主点検コスト				170,000円 工事ごと	変更前に任意で行っていた社内検査と、変更後の法定自主点検とがほぼ同程度のコスト発生
任意自主点検コスト		100,000円			
インセンティブ適用コスト				導入時 5,300,000円 当初 年度毎 1,200,000円 毎年	品質システムマニュアルの作成(導入時)及び改訂(年度ごと)等に要する費用
その他	×				
合計		350,000円(, , 及び の合計)	712,000円(, , 及び の合計)	当初経費 5,300,000円() 受検時 1,150,000円/3年(及び の合計) 毎年 1,200,000円/1年() (受検時)÷3年+(毎年) 毎年経常経費 1,580,000円/年 工事ごと 230,000円/件(及び の合計) 当初経費 5,300,000円	

平成9年度から12年6月の、年間当たり工事実施件数平均=74.8件/年を採用して、年度当たりのコストを試算

	年度当たり経費 26,180,000 円/年度	年度当たり経費 52,257,600 円/年度	年度当たり経費 18,784,000 円/年度	
--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	--

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 安全管理審査を実施する指定検査機関 5 社のうちの 4 社(うち 1 社は公益法人)及び安全管理審査結果の評定を行う国(地方経済産業局 9 局)を対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト			説明
		変更前・直接検査 (1 社)	変更後・安全管理審査		
			個別安全管理審査 (4 社)	システム安全管理審査 (4 社)	
検査検定 実施コスト	人件費	92,000 円 (40 人時間)	120,000 円 (51 人時間)	140,000 円 (63 人時間)	実費分を請求しているが、コスト把握が行われておらず、抽出不可能であった。
	旅費	不明	不明	不明	
機器運搬コスト	×				
機器維持管理コスト	×				
その他 (国による評定)			11,000 円 (5 人時間)		国が、指定安全管理審査機関による審査結果(書類)を受領して個々の評定を行うための作業時間。地方経済産業局でのデータを採用
合計		92,000 円	131,000 円	151,000 円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	【直接検査から安全管理審査への移行】…国による直接検査()と個別安全管理審査()の比較 制度設計上、受検件数は変更前後で不変である(変更前の国による直接検査の頻度と、変更後の個別安全管理審査の頻度(事業者による自主検査の頻度)は同じである。)ことから、制度変更により 1 件当たりのコスト負担状況は上昇している。この理由として、受検手数料、受検対応コスト(対応人件費)の項目における増加がみられる。
	【インセンティブ制度の導入】…個別安全管理審査()とシステム安全管理審査()の比較 制度設計上、非インセンティブ適用事業者(工事ごとに受検)に比べて、インセンティブ適用事業者(おおむね 3 年に 1 度受検)の受検頻度は少なくなり、その分、受検者にとってのコスト負担状況は軽減される。インセンティブ制度導入時に品質システムマニュアルを作成する当初経費を除いて考えた場合、計算では、工事を年間 4 回以上実施すれば、インセンティブ導入のメリットが生まれることとなる。平成 9 年度から 12 年 6 月の、年間当たり工事实施件数平均 = 74.8 件/年を基に、年度当たり経費を比較すると、品質システムマニュアルを作成する当初経費(インセンティブ制度適用初回時に限り発生。これ以降は、マニュアルの定期的な改定作業が行われるが、年度当たり経費に組み込まれている。)を除いて考えた場合、計算では、年間当たり約 3,300 万円のコスト軽減となる。
	(2) 選 択 範 囲 インセンティブ制度が導入され、かつ受検者が導入の是非を選択することができる(システム安全管理審査の受検か、個別安全管理審査の受検のいずれか)ことになり、受検者にとっての選択範囲は拡大している。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 9 : 電気工作物の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 9-4: 電気工作物の定期検査(原子力発電所)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 9 - 4
(2) 制度名	電気工作物の検査 (電気工作物の定期検査 (原子力発電所))
(3) 根拠法令等名	電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。) 第 54 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

(注) 平成 15 年 10 月 1 日に電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律 (平成 14 年法律第 178 号) 及び独立行政法人原子力安全基盤機構法 (平成 14 年法律第 179 号) が施行されているが、これ以降の制度概要については、制度改変前の検査についての情報を整理している。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	電気工作物の維持及び運用等を規制することにより、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。事故・故障等の未然防止・拡大防止を図るため、重要な電気工作物に対して行うものである。
(2) 制度の概要	<p>対象：法第 54 条にて定められた工作物</p> <p>イ) 電気事業法施行規則 (平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「施行規則」という。) 第 89 条により定められた電気工作物</p> <p>ロ) 施行規則第 90 条により定められた発電用原子炉及びその附属設備 原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、原子炉格納施設、補助ボイラー及び非常用予備発電装置</p> <p>実施時期：施行規則第 91 条に定められた時期</p> <p>イ) 蒸気タービン 運転が開始された日又は定期検査が終了した日から 1 年を経過した日以降 13 か月を超えない時期 (最長 25 か月)</p> <p>ロ) 発電用原子炉及びその附属設備 運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降 13 か月を超えない時期 (最長 13 か月)</p> <p>〔フロー図〕</p> <p>電気工作物を所管する者 (経済産業大臣) に申請書を提出 経済産業省本省にて、標準要領書に準拠して個々に検査要領書を策定 策定した検査要領書に従い検査を実施 最終検査 (総合負荷試験) の結果が良好であれば終了証交付</p>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 7 月 11 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	法第 54 条で定められた 電気工作物及び 発電用原子炉・同附属施設 原子力発電所に属する蒸気タービンで、最高使用圧力 0 キロヘクトパスカル以上のもの 原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、補助ボイラー及び非常用予備発電装置 (根拠法令等名：法第 54 条第 1 項。施行規則第 89 ~ 90 条)
(2) 検査検定受検者	発電用原子炉及びその附属施設の設置者 …電気事業者 10 社 (北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び日本原子力発電) (根拠法令等名：法第 54 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 経済産業省 : 電気出力 90 万 kW 以上のもの 地方支分部局 (地方経済産業局) : 電気出力 90 万 kW 未満のもの (根拠法令等名：電気事業法施行令 (昭和 40 年政令第 206 号) 第 9 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省 地方経済産業局：9

5 検査検定基準

名称・法令等名	原子力発電検査課内規 …電気事業法第 54 条第 1 項ただし書の規定に基づく発電用原子炉及びその附属施設 (補助ボイラーを除く。) に係る定期検査時期変更の運用について
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	蒸気タービン : 運転が開始された日又は定期検査が終了した日から 1 年を経過した日以降 13 月を超えない時期 (最長 25 か月) 発電用原子炉・同附属施設 : 運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降 13 月を超えない時期 (最長 13 か月) (根拠法令等名：施行規則第 91 条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可 (フレキシブルディスクでの書類提出可能) (根拠法令等名：施行規則第 138 条)
(3) 検査検定の受検手数料	検査対象機器毎に設定されており、1 検査申請当たりで手数料が設定されている。 1 出力 90 万 kW 以上の原子力発電所に属する電気工作物 (1) 原子炉本体 221,900 円 (2) 原子炉冷却系統設備 221,900 円 (3) 計測制御系統設備 221,900 円 (4) 燃料設備 90,700 円 (5) 放射線管理設備 90,700 円 (6) 廃棄設備 90,700 円 (7) 原子炉格納施設 221,900 円 (8) 蒸気タービン 229,500 円 (9) 補助ボイラー 90,700 円 (10) 附帯設備 90,700 円 2 出力 90 万 kW 未満の原子力発電所に属する電気工作物 …以下、略… (根拠法令等名：電気事業法関係手数料規則 (平成 7 年通商産業省第 81 号) 第 5 条)

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
		検査場内	現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名: 法第54条)		
(6) 合格付与方法	終了証の発給		
(7) 検査検定の有効期間	蒸気タービン : 運転が開始された日又は定期検査が終了した日から1年を経過した日以降13月を超えない時期(最長25か月) 発電用原子炉・同附属施設: 運転が開始された日又は定期検査が終了した日以降13月を超えない時期(最長13か月) (根拠法令等名: 施行規則第91条)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数(発電プラント数)	10(52)	10(51)	10(51)	10(51)	10(52)
(2) 検査検定実施件数(注1)	16	18	19	18	19
(3) 手数料収入総額(注2)	19,085	21,594	22,626	19,705	23,366

(注) 1 申請件数を記載

2 経済産業省本省へ手数料が納付された申請についてのみ記載

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 一般電気事業者(我が国の総発電量の約85パーセントを占める。)10社のうち、原子力発電所・火力発電所双方を有する9社を対象にして調査を実施した。
 検査実施時には、プラント全体の運転を停止しており、一般に、検査に要する日数は約50ないし60日とされている。事業者の定期検査への対応に当たり、財団法人発電設備技術検査協会が定期検査プロセスに有償で立会うケース、プラント納入メーカーが事前に定期検査のための協力作業(機器分解・組み立て)を有償で行うケースが大半を占めている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		1,100,000円 【参考】 国における手数料収入平均 680,000円	検査対象となる工事の機器・設備により手数料が異なるため、回答者平均値を計上。国における手数料収入の検査1件当たり平均値と比較しても大きな差異はない。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	7,800,000円 (3,382人時間)	事前相談及び実地検査に要するコスト
	旅費	130,000円	事前相談等で、経済産業省本省・地方経済局を訪問する場合の旅費を計上
機会費用		【参考】年間稼働時間における 運転停止日の割合 平均 19.2% (70.3日)	全ての受検者において、検査受検のために施設の稼働を停止させている。なお、通常は当該定期検査実施時(運転停止時)に併せて使用前検査等を受検することが多い。
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		4,700,000円 (1,410枚)	
部外委託経費		45,000,000円	財団法人発電設備技術検査協会に対して、定期検査時の立会を委託している。1プラント当たり一律4,500万円とされている。
事前準備コスト		32,000,000円	機器準備(工事費・リース費等)・データ計測などに要する費用
法定自主点検コスト		3,500,000,000円	自主点検費(プラント納入メーカーへの部外委託等含む)。多くが計測不能とする中、費用計上した3事業者の数値を採用。法定自主点検のための経費と、法律に基づかない自主点検のための経費が、区分不可能であったために、合算して計上した。
任意自主点検コスト			
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		3,590,730,000円/件+機会費用分 (、、、、及びの 合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 定期検査を実施する国(経済産業省本省及び地方経済産業局9拠点)を対象にして調査を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	520,000円 (223人時間)	事前相談及び実地検査に要するコスト
	旅費	230,000円	実地検査で、発電所を訪問。他管轄区所在の発電所等の場合、直接出張するケースや、他管轄区への作業依頼を行うケースあり
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		750,000円	

検査検定制度名等	経産 10: 燃料体の検査
----------	---------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 10
(2) 制度名	燃料体の検査（国産燃料体の検査、輸入燃料体の検査）
(3) 根拠法令等名	[国産燃料体] 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。以下「法」という。）第 51 条第 1 項 [輸入燃料体] 法第 51 条第 3 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課

（注）平成 15 年 10 月 1 日に電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 178 号）及び独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成 14 年法律第 179 号）が施行されているが、これ以降の制度概要については、制度改変前の検査についての情報を整理している。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	電気工作物の維持及び運用等を規制することにより、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（燃料体）が、許可された設計に従って加工が行われたものであること、経済産業省令に定める技術基準に適合することを確認するために行われるもの。
(2) 制度の概要	<p>対象：発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質 合格基準：許可された設計に従って加工が行われたものであること。 [国産燃料体のみ] ：技術基準に適合すること。 [国産燃料体・輸入燃料体共通]</p> <p>検査内容： [国産燃料体] 加工プロセスにおいて、検査を受ける工程は下記のとおり。燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、経済産業大臣が支障がないと認めた場合には、下記検査工程の全部又は一部の検査を受けないで使用する事が可能（後述 7 インセンティブ制度を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時 ロ) 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時 ハ) 加工が完了した時（完成品） <p>[輸入燃料体] 加工が完了した状態において検査を受ける。</p> <p>[フロー図] [国産燃料体の場合]</p> <pre> graph LR A[受検者 (燃料加工事業者)] -- "申請書提出 (設計許可を受けた後)" --> B[国] B -- "検査実施" --> A B -- "検査官の 報告書提出" --> A A -- "合格証交" --> B B --- C[検査要領書策定] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 7 月 11 日
(4) 制度改変の状況 （平成 9～13 年度）	検査検定の方法の見直し（インセンティブ制度による検査工程の一部省略） （平成 8 年 6 月）：燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、経済産業大臣が支障がないと認めた場合には、検査工程の全部又は一部の検査を受けないで使用する事が可能。燃料体の品質が安定した状態にあり、かつ豊富な製造実績があるものについては、工程中検査が省略される。 （根拠法令等名：電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「施行規則」という。）第 75 条）

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質 （根拠法令等名：法第 51 条第 1 項）
(2) 検査検定受検者	[国産燃料体] 燃料加工事業者 3 社（グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、原子燃料工業及び三菱原子燃料） （設計認可申請は燃料設計事業者） [輸入燃料体] 電気事業者 10 社（北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び日本原子力発電）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 経済産業省
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	発電用核燃料物質に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 63 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	燃料体を使用する前までに受検し、合格する必要あり （根拠法令等名：法第 51 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可（フレキシブルディスクでの書類提出可能） （根拠法令等名：施行規則第 138 条）	
(3) 検査検定の受検手数料	燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数）が 1,000 個を超えない場合 8 万 4,200 円 燃料体の数が 1,000 個を超える場合 8 万 4,200 円に 1,000 個を超える 1,000 個又はその端数を増すごとに 6 万 7,000 円を加算した額 （根拠法令等名：電気事業法関係手数料規則（平成 7 年通商産業省令第 81 号）第 3 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名：施行規則第76条の3及び第78条の4)
(6) 合格付与方法	燃料体検査合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	[国産燃料体] 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、経済産業大臣が支障がないと認めた場合は、検査工程の全部又は一部の検査を受けないで使用することができ、工程中検査が省略され、完成時検査のみの受検となる。 (根拠法令等名：施行規則第75条)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	3	3	3	3	3
(2) 検査検定実施件数	58	59	63	59	55
国産燃料体	58	59	57	57	53
うち、インセンティブ適用	57	49	37	35	25
輸入燃料体	0	0	6	2	2
(3) 手数料収入総額	25,814	30,373	31,363	29,707	30,208
国産燃料体	25,814	30,373	30,275	29,388	29,521
輸入燃料体			1,088	319	687

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成8年に、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、経済産業大臣が支障がないと認めた場合は、検査工程の全部又は一部の検査を受けないで使用することができる、とするインセンティブ制度が導入されている。
この影響を把握するために、通常検査(全工程受検)と、インセンティブ適用時検査(最終工程のみ検査)との比較を行った。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

我が国において国産燃料体を生産している燃料加工事業者3社(4事業所)全数を調査対象とした。

検査は、検査対象である燃料体1体ごとに行っており、1回の受検時に同時に何体の燃料体について受検するかによって、検査時に要するコスト・時間が異なることを勘案し、調査に際しては、受検1回当たりの平均的な値について回答を得ている。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		通常検査 (全工程)	インセンティブ適用検査 (最終工程のみ)	
手数料		530,000円	470,000円	各受検者の年間支払総額を受検件数で除した数値 国における手数料収入の検査1件当たり平均値と比較しても大きな差異はない。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	100,000円 (44人時間)	32,000円 (14人時間)	インセンティブ適用検査の場合、検査工程の全部又は一部の検査が省略されることとなるため、投入人件費が減額されることとなる。
	旅費	24,000円	22,000円	申請書類提出時の旅費
機会費用	×			
運搬コスト	×			事業所現地での検査のため、運搬コストは発生せず
保管コスト	×			
書類作成コスト		13,000円 (5枚)	12,000円 (86枚)	インセンティブ適用検査(最終工程のみを受検)の際には、申請書に過去1年間の品質実績を示す資料を提出する(半年毎に更新)。当該資料の作成費用については、インセンティブ適用コストに計上
部外委託経費	×			
事前準備コスト				社内検査記録の準備に要する人件費として、1事業者が費用計上(2万6,000円)しているが、製造過程の一環として当然かかるコストとみなし計上せず。
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト				材料・部品・製品の試験検査のための人件費として、2事業者が費用計上しているが、製造過程の一環として当然かかるコストとみなし計上せず。
インセンティブ適用コスト			導入時 3,000,000円 毎年 53,000円	導入時に、品質実績に関する情報整理・収集、品質管理・検査規定整備などの作業 半年ごとに、品質実績資料の更新を行う作業
その他	×			
合計		受検1件当たり経費 667,000円 (、及びの合計)	当初経費 3,000,000円() 受検1件当たり経費 536,000円 (、及びの合計) 年度当たり経費 53,000円/年度()	
		受検者の、年間当たり受検件数13.4件/年度を採用して、年度当たりのコストを試算	当初経費 3,000,000円 年度当たり経費 7,235,400円/年度	
		年度当たり経費 8,937,800円/年度		

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査を実施している経済産業省本省を対象にして調査を実施した。

検査は、検査対象である燃料体1体ごとに行っており、1回の検査時に同時に何体の燃料体について検査するかによって、検査時に要するコスト・時間が異なることを勘案し、調査に際しては、検査1回当たりの平均的な値について回答を得ている。

区分		コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費		93,000円 (40人時間)	事前相談及び実地検査に要するコスト
	旅費		85,000円	実地検査で、発電所を訪問。他管轄区所在の発電所等の場合、直接出張するケースや、他管轄区への作業依頼を行うケースあり
機器運搬コスト		x		
機器維持管理コスト		x		
その他		x		
合計			178,000円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	インセンティブ制度が適用されるケースと、適用されないケースでの比較を行う場合、インセンティブ制度が適用されるケースにおいては、受検対応コスト(人件費)においてコスト負担状況が約3分の1程度に削減される一方、燃料体の品質実績や品質管理体制等をまとめた書類を作成・更新するためのコスト負担が新たに発生する。当該の費用については、固定費的に発生するコストであるため、受検実績の多い事業者ほど、インセンティブ制度導入によるコスト負担軽減メリットを享受することができるようになっている。平成9年度から13年度の、年間当たり受検件数平均=13.4件/年を基に、年度当たり経費を比較すると、品質実績等書類を作成する当初経費(インセンティブ制度適用初回時に限り発生。これ以降は、定期的に書類の改定作業が行われるが、年度当たり経費に組み込まれている。)を除いて考えた場合、計算では、年間当たり170万円のコスト軽減となる。
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 11: 特定電気用品の適合性検査
----------	---------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 11
(2) 制度名	特定電気用品の適合性検査
(3) 根拠法令等名	電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課、原子力安全・保安院電力安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>特定電気用品の安全性を確保すること。</p> <p>特に危険性が高いものとして定める特定電気用品については、国が認定（承認）する第三者検査機関による技術基準への適合性検査を義務付ける。（平成 12 年に法改正を行い、従前の甲種電気用品（政府認証）・乙種電気用品（自己確認・自主保安）という区分を改正し、特定電気用品（第三者認証）・電気用品（自己確認・自主保安）とした。）</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[改変後]</p> </div> </div> <p>指定試験機関は、(財)電気安全環境研究所等複数ある。 個別検査・型式検査は選択可能(実態としては、すべて型式検査。試料を検査機関に送付して検査を受けるので、検査立会はない。)</p> <p>認定(承認)検査機関は、(財)電気安全環境研究所等複数ある。 個別検査・型式検査は選択可能 甲種電気用品から特定以外の電気用品となった 42 品目については、自主検査へ移行(その他、甲種電気用品から規制対象外となったものが 14 品目ある。)</p>
(3) 施行年月日	昭和 36 年 11 月 16 日（改正法：平成 13 年 4 月 1 日）
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度の見直し</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日： 従前の甲種電気用品（政府認証）・乙種電気用品（自己確認・自主保安）という区分を改正し、特定電気用品（第三者認証）・電気用品（自己確認・自主保安）とした。 甲種電気用品から、特定電気用品に移行したものは 110 品目、電気用品に移行したものの 42 品目、規制対象外となったもの 14 品目</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日： 政府認証（指定試験機関）方式から第三者認証方式に変更した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 16 年 3 月 1 日： 第三者認証機関について、認定（承認）制度から登録制度に移行</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>特定電気用品</p> <p>（根拠法令等名：電気用品安全法施行令（昭和 37 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）別表第一）</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>届出事業者であって特定電気用品を販売する者及び外国の製造事業者</p> <p>（根拠法令等名：法第 9 条第 1 項。電気用品安全法施行規則（昭和 37 年通商産業省令第 84 号。以下「施行規則」という。）第 13 条第 1 項）</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[第三者認証] 財団法人電気安全環境研究所、財団法人日本品質保証機構、社団法人電線総合技術センター、テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社、株式会社コスモス・コーポレーション、株式会社エーベックス・インターナショナル、アンダーライターズラボラトリーズインク、ユーエルインターナショナルデムコエーエス</p> <p>（根拠法令等名：電気用品安全法第 9 条第 1 項に規定する認定検査機関等を認定又は承認する省令（平成 13 年経済産業省令第 160 号））</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和 37 年通商産業省令第 85 号）</p> <p>電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準（平成 14・03・13 商第 6 号）</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前随時 (根拠法令等名：法第9条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	一部可	
(3) 検査検定の受検手数料	各検査機関ごとに設定	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) (型式検査か個別検査かは選択可能)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	認定検査機関、承認検査機関 (根拠法令等名：法第9条第2項)	
(6) 合格付与方法	適合性検査証明書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	品目により異なる。(3年、5年及び7年) (根拠法令等名：施行令別表第一)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					26,000
(2) 検査検定実施件数	3,663	4,211	4,814	4,449	4,167
(3) 手数料収入総額	848,852	934,139	1,000,872	994,325	852,364

(注)「対象事業者数」には届出事業者数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本制度については、平成12年の改正において、政府認証方式から第三者認証方式に変更されるとともに、対象品目についても見直しが行われ、自己確認・自主保安や規制対象外に移行したものがある。
コスト分析に当たっては、品目数が多数に上ることから、調査対象における取り扱い品目の主要なものについて平均的な状況を整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、27の事業者を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、27事業者における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト			説明
		改変前(政府認証)	改変後(第三者認証)	改変後(自己確認・自主保安)	
手数料		230,000円	190,000円		改変後、手数料の割引制度が導入されている。
手数料以外の納付金	×				
受検対応コスト	人件費	×			受検はサンプルを提出するのみで検査立会いはない。
	旅費	×			
機会費用	×				
運搬コスト		4,000円	4,000円		
保管コスト	×				
書類作成コスト		46,000円 (22枚、20人時間)	60,000円 (26枚、26人時間)	46,000円 (改変前と同額を計上)	
部外委託経費					計器類の校正経費がかかる場合がある。
事前準備コスト	×				
法定自主点検コスト		100,000円 (45人時間)	100,000円 (45人時間)	100,000円 (改変前と同額を計上)	
任意自主点検コスト					自社校正を行う場合がある。
インセンティブ適用コスト	×				
その他	×				
合計		380,000円	354,000円	146,000円	(、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

制度改変前の政府認証における指定検査機関は、財団法人電気安全環境研究所と財団法人日本品質保証機構の2者のみ、制度改変後の第三者認証における認定(承認)検査機関はこの2者に加え6者が認定(承認)を受けている。しかし、実績は財団法人電気安全環境研究所が90パーセント以上を占めることから、同財団を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、同財団における平均的な状況を整理した(なお、制度改変前後における変化はなかったため、前後比較の形式とはしていない。)

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		93,000 円 (40 人時間)	
	旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト			(1 億 5,000 万円 / 年間)	検査用機器の減価償却費等であるが、1 件当たりコストとしての算出は困難
そ の 他		×		
合 計			93,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>制度改変により政府認証から第三者認証に移行した品目については、検査の 90 パーセント以上を実施している財団法人電気安全環境研究所においては、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、手数料の割引制度が導入されており、全体のコストは低減している。また、自己確認・自主保安に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。</p> <p>平成 9 年度から 12 年度における年間平均受検件数は 4,286 件であり、うち第三者認証移行分は 3,801 件、自己確認・自主保安移行分は 485 件であるから、第三者認証移行に伴うコスト減 1 件当たり 2 万 6,000 円、自己確認・自主保安移行に伴うコスト減 1 件当たり 23 万 4,000 円を乗ずると、それぞれ 9,900 万円、1 億 1,000 万円、計約 2 億円のコスト減と試算される。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>政府認証から第三者認証に移行した品目については、検査検定実施主体は従前の指定検査機関 2 者（いずれも財団法人）から認定（承認）検査機関 8 者（うち株式会社 5）と検査検定実施主体は増えて選択範囲は広がっている（ただし、取り扱い品目の多さ等から、実態としては 90 パーセント以上が財団法人電気安全環境研究所での受検となっている。）。</p> <p>また、自己確認・自主保安に移行した品目については、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。</p>
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 12 : ガス工作物の使用前検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 12-1: ガス工作物の使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 12-1
(2) 制度名	ガス工作物の使用前検査 (ガス工作物の使用前検査、特定ガス工作物の使用前検査、大口ガス事業者のガス工作物の使用前検査)
(3) 根拠法令等名	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号。以下「法」という。)第 36 条の 2 の 2 第 2 項、第 37 条の 7 第 2 項及び第 37 条の 10
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法に基づき届出をした工事の計画のうち一定のものについて、実際の工事において計画どおりに行われたかどうかについて検査するもの。
(2) 制度の概要	<p>一般ガス事業者、簡易ガス事業者、大口ガス事業者は、経済産業省令で定めるガス工作物の新設又は変更工事において、当該ガス工作物の使用開始前に使用前自主検査を実施し、かつ、その結果について認定ガス工作物検査機関の使用前検査を受け、これに合格しなければ当該ガス工作物の使用を開始することができない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>〔制度改変前〕</p> <p>受検者 (ガス事業者) 工事計画作成 工事着工 工事完成 使用開始</p> <p>検査検定制度実施主体 (経済産業局) 検査 (実地検査)</p> <p>検査申請 手数料納付 検査済証の交付</p> <p>ガス事業者には、大口ガス事業者、一般ガス事業者、簡易ガス事業者がある。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>〔制度改変後〕</p> <p>受検者 (ガス事業者) 工事計画作成 工事着工 工事完成 使用開始</p> <p>経済産業局 検査検定制度実施主体 (第三者認証機関) 検査 (実地検査)</p> <p>検査申請 手数料納付 検査済証の交付</p> <p>手数料以外に、検査担当官の旅費手数料負担がある。</p> <p>第三者認証機関は、(大口ガス・一般ガス事業) 日本ガス機器検査協会のみ (簡易ガス事業者) 日本ガス機器検査協会、高圧ガス保安協会の 2 者で、選択可能</p> </div> </div>
(3) 施行年月日	昭和 29 年 4 月 1 日 (改正法: 平成 12 年 10 月 1 日)
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 12 年 10 月 1 日: 従来の国による検査を廃止し、ガス事業者が自主検査を行い、その結果について認定ガス工作物検査機関の検査を受けることとした。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 16 年 3 月 1 日: 認定検査機関制度を登録検査機関制度に移行</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	一定のガス工作物 (ガス発生設備、ガス精製設備、液化ガス用貯槽、熱交換器、冷凍設備、ガスホルダー、整圧器、導管等のうち一定のもの) 特定ガス工作物 (容器 (高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) 第 41 条に規定する容器を除く。)、集合装置、気化装置、調整装置等) (根拠法令等名: ガス事業法施行規則 (昭和 45 年通商産業省令第 97 号。以下「施行規則」という。) 第 50 条 (別表第 1)、第 93 条及び第 99 条)
(2) 検査検定制度受検者	一定のガス工作物の設置又は変更の工事を行う一般ガス事業者・大口ガス事業者、特定ガス工作物の設置又は変更の工事を行う簡易ガス事業者 (根拠法令等名: 法第 36 条の 2 の 2 第 1 項、第 37 条の 7 第 2 項及び第 37 条の 10)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[第三者認証] 認定ガス工作物検査機関: 財団法人日本ガス機器検査協会 高圧ガス保安協会 (特定ガス工作物のみ) (根拠法令等名: 法第 36 条の 16)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	認定ガス工作物検査機関: 財団法人日本ガス機器検査協会 (東京、愛知、大阪) 高圧ガス保安協会 (北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川及び福岡)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 36 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項、第 37 条の 7 第 2 項及び第 37 条の 10 施行規則第 51 条第 1 項、第 94 条及び第 99 条
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	一定のガス工作物及び特定ガス工作物の使用前 (根拠法令等名: 法第 36 条の 2 の 2 第 1 項、第 37 条の 7 第 2 項及び第 37 条の 10)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	認定ガス工作物検査機関が規定する額	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 (使用前)
	製品等	型式 個別 (全個) 個別 (抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	認定ガス工作物検査機関 (根拠法令等名: 法第 36 条の 2 の 2 第 1 項、第 37 条の 7 第 2 項及び第 37 条の 10)	
(6) 合格付与方法	使用前検査合格書の交付	

(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効
---------------	----------------------

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
一般ガス事業者	243	243	241	237	234
簡易ガス事業者	1,811	1,796	1,778	1,770	1,751
大口ガス事業者	5	5	5	6	6
(2) 検査検定実施件数					
一般・大口ガス事業者	195	196	134	109	124
簡易ガス事業者	256	275	219	288	378
(3) 手数料収入総額	不明	34,032	27,299	35,653	73,960

(注) 1 「対象事業者数」には、ガス事業者の数を記載した。

2 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」には検査検定実施主体における調査結果を記載したが、「手数料収入総額」については、事業者による区分が不明なところがあったため合計額を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、平成12年の改正において、政府認証方式（国による直接検査）から第三者認証方式（認定検査機関による検査）に移行している。

コスト分析に当たっては、対象工作物の規模の違いを踏まえ、一般ガス事業者及び大口ガス事業者の場合と、簡易ガス事業者の場合に分け、制度変更前後の平均的な状況について整理した。

【一般・大口ガス事業者の場合】

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、一般ガス事業者17事業所、大口ガス事業者6事業所を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、計23事業所における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		変更前（政府認証）	変更後（第三者認証）	
手数料		180,000円	400,000円	
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	190,000円 (82人時間)	41,000円 (18人時間)	変更後は検査内容の簡素化（工程中検査の廃止等）が行われている。
	旅費	34,000円	29,000円	変更前はブロック内2往復（申請・結果受領）×1人、変更後は検査機関まで1往復（申請については郵送化）×1人として計算
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		510,000円 (560枚、220人時間)	120,000円 (170枚、54人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト		250,000円 (110人時間)	370,000円 (160人時間)	受検前の自己確認、記録作成
法定自主点検コスト	×			使用開始後は定期点検等を行っている。
任意自主点検コスト	×			使用開始後は日常巡視等を行っている例がある。
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		1,164,000円 (、及びの合計)	960,000円	

【簡易ガス事業者の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、簡易ガス事業者21事業所を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、21事業所における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		改変前（政府認証）	改変後（第三者認証）	
手 数 料		66,000 円	73,000 円	改変後の手数料は、当初日本ガス機器検査協会のみが実施主体だった時は8万4,000円であったが、その後高圧ガス保安協会が参入してきて6万8,000円になっている。
手数料以外の納付金	×		17,000 円	検査官の交通費等を負担。ブロック内1往復×1人として計算
受検対応コスト	人件費	24,000 円 (10人時間)	20,000 円 (9人時間)	
	旅 費	34,000 円	17,000 円	改変前はブロック内2往復（申請・結果受領）×1人、改変後は1往復（申請については郵送化）×1人として計算
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		86,000 円 (210枚、37人時間)	97,000 円 (220枚、42人時間)	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト		43,000 円 (19人時間)	48,000 円 (21人時間)	受検前の自己確認、記録作成
法定自主点検コスト	×			使用開始後は定期点検等を行っている。
任意自主点検コスト	×			使用開始後は日常巡視等を行っている例がある。
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		253,000 円 (、 、 及び の合計)	272,000 円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【一般・大口ガス事業者の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

改変前の実施主体については経済産業局、改変後の実施主体については認定検査機関である日本ガス機器検査協会を調査対象とした。
以下のコスト分析については、改変前後における平均的な状況について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		改変前（経済産業局）	改変後（認定検査機関）	
検査検定実施コスト	人件費	28,000 円 (12人時間)	21,000 円 (9人時間)	
	旅 費	34,000 円	29,000 円	改変前はブロック内2往復×1人として計算、改変後は東京等から現地まで1往復×1人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		62,000 円	50,000 円	

【簡易ガス事業者の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

改変前の実施主体については経済産業局、改変後の実施主体については認定検査機関である日本ガス機器検査協会及び高圧ガス保安協会を調査対象とした。
以下のコスト分析については、改変前後における平均的な状況について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		改変前（経済産業局）	改変後（認定検査機関）	
検査検定実施コスト	人件費	21,000 円 (9人時間)	7,000 円 (3人時間)	
	旅 費	17,000 円	17,000 円	現地まで1往復×1人として計算 改変後の旅費については受検者が負担
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		38,000 円	24,000 円	

10 制度改変の影響

【一般・大口ガス事業者の場合】

(1) コ ス ト	政府認証から第三者認証に移行して、手数料額は増加しているが、検査の簡素化による受検負担の減少等があり、全体としてのコストは低減している。一般・大口ガス事業者におけるガス工作物の使用前検査件数は年間平均152件であるから、1件当たりのコスト減20万4,000円を乗ずると、年間約3,100万円のコスト減と試算される。
(2) 選 択 範 囲	認定検査機関は日本ガス機器検査協会のみであり、選択範囲の変化はない。
(3) そ の 他	なし

【簡易ガス事業者の場合】

(1) コ ス ト	政府認証から第三者認証に移行して、手数料額の増加、検査官の交通費負担の増加などにより、全体のコストは増加している。ただし、認定検査機関が当初は1機関（日本ガス機器検査協会）のみだったのが、後にもう1機関（高圧ガス保安協会）が参入したため、手数料の見直し（減額）が行われており、複数機関参入による影響が見られる。
(2) 選 択 範 囲	認定検査機関は日本ガス機器検査協会と高圧ガス保安協会の2機関があり、選択範囲は拡大されている。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 12 : ガス工作物の使用前検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 12-2: ガス工作物の定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 12-2
(2) 制度名	ガス工作物の使用前検査 (ガス工作物の定期検査、大口ガス事業者のガス工作物の定期検査)
(3) 根拠法令等名	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号。以下「法」という。)第 36 条の 2 の 4 及び第 37 条の 10
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	一定のガス工作物について一般ガス事業者及び大口ガス事業者が定期的に自主検査を実施することにより、当該ガス工作物が常に技術上の基準に適合していることを確保すること。
(2) 制度の概要	<p>一般ガス事業者及び大口ガス事業者は、一定のガス工作物について定期的に自主検査を行い、その検査記録を保存する。</p> <p>〔フロー図〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>〔制度改変前〕</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>〔制度改変後〕</p> </div> </div> <p>定期検査が義務付けられているのは、大口ガス事業者及び一般ガス事業者 (簡易ガス事業者には義務付けなし)</p>
(3) 施行年月日	昭和 29 年 4 月 1 日(改正法:平成 12 年 10 月 1 日)
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 10 月 1 日: 従来为国による検査を廃止し、事業者の自主検査とした。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	一定のガス工作物(ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備、導管及び整圧器等)であって最高使用圧力が高圧のもの (根拠法令等名:ガス事業法施行規則(昭和 45 年通商産業省令第 97 号。以下「施行規則」という。)第 56 条第 2 項)
(2) 検査検定受検者	一般ガス事業者、大口ガス事業者 (根拠法令等名:法第 36 条の 2 の 4 及び第 37 条の 10)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	自己確認・自主保安 (根拠法令等名:法第 36 条の 2 の 4 及び第 37 条の 10)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	

5 検査検定基準

名称・法令等名	施行規則第 56 条及び第 57 条
---------	--------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	定期 (根拠法令等名:定期自主検査の時期を定める件(平成 7 年通商産業省告示第 105 号))	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	自主検査に移行したため、申請手続はない(改変前は書面による手続)。	
(3) 検査検定の受検手数料	自主検査に移行したため、手数料はない(改変前は手数料あり)。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	自主検査に移行したため、合格付与手続はない(改変前は経済産業局が検査済証を交付)。	
(6) 合格付与方法	自主検査に移行したため、合格付与手続はない(改変前は経済産業局が検査済証を交付)。	
(7) 検査検定の有効期間	次回検査まで (根拠法令等名:定期自主検査の時期を定める件(平成 7 年通商産業省告示第 105 号))	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
一般ガス事業者	243	243	241	237	234
大口ガス事業者	5	5	5	6	6
(2) 検査検定実施件数	265	343	316	140	
(3) 手数料収入総額	不明	19,889	11,864	11,291	

(注) 1 「対象事業者数」には、ガス事業者の数を記載した。
 2 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」には検査検定実施主体における調査結果を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、平成12年の法改正において、政府認証方式(国による直接検査)から、自己確認・自主保安(自主検査)に移行したものである。コスト分析に当たっては、制度変更の前後の変化について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、一般ガス事業者8事業所、大口ガス事業者1事業所を調査対象とした。
 以下のコスト分析においては、9事業所の平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		変更前(国による検査)	変更後(自主検査)	
手 数 料	×	130,000円		
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	49,000円 (21人時間)		申請・結果受領でブロック内2往復×1人として計算
	旅 費	34,000円		
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書類作成コスト	×	150,000円 (150枚、65人時間)		
部外委託経費	×			
事前準備コスト		21,000円 (9人時間)	21,000円 (9人時間)	自己確認及びその結果記録作成
法定自主点検コスト		不明	不明	定期点検
任意自主点検コスト		不明	不明	定期点検の義務付けがない年度における点検
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		384,000円 (、 、 及び の合計)	21,000円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 変更前の実施主体である経済産業局を調査対象とした。
 以下のコスト分析においては、経済産業局における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説 明
		変更前(国による検査)	変更後(自主検査)	
検査検定 実施コスト	人件費	18,000円 (8人時間)		ブロック内1往復×1人として計算
	旅 費	17,000円		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		35,000円		

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	制度変更により政府認証から自己確認・自主保安に移行しており、自社検査のみで国による検査を受ける必要がなくなったことから受検者のコストは低減している。年間平均の受検件数は304件であるので、1件当たりのコスト減36万3,000円を乗ずると、年間約1億1,000万円のコスト減と試算される。 また、国の方も、検査を実施する必要がなくなったので、検査実施に係るコストが低減している。
(2) 選 択 範 囲	自己確認・自主検査に移行したことから、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 13: 特定ガス用品の適合性検査
----------	---------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 13
(2) 制度名	特定ガス用品の適合性検査
(3) 根拠法令等名	ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号。以下「法」という。)第 39 条の 11
(4) 所管府省部局等名	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>特定ガス用品の安全性を確保すること。</p> <p>特に危険性が高いものとして定める特定ガス用品については、国が認定(承認)する第三者検査機関による技術基準への適合性検査を義務付ける。(平成 12 年に法改正を行い、従前の第一種ガス用品(政府認証)・第二種ガス用品(自己確認・自主保安)という区分を改正し、特定ガス用品(第三者認証)・特定ガス用品以外のガス用品(自己確認・自主保安)とした。)</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[改変後]</p> </div> </div> <p>指定検定制度機関は、(財)日本ガス機器検査協会 個別検査・型式検査は選択可能</p> <p>認定(承認)ガス用品検査機関は、(財)日本ガス機器検査協会 個別検査・型式検査は選択可能 第一種ガス用品から特定ガス用品となった 2 品目については自主検査へ移行</p>
(3) 施行年月日	昭和 29 年 3 月 31 日(改正法:平成 12 年 10 月 1 日)
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度対象の見直し 平成 12 年 10 月 1 日: 従前の第一種ガス用品(政府認証)・第二種ガス用品(自己確認・自主保安)という区分を改正し、特定ガス用品(第三者認証)・特定ガス用品以外のガス用品(自己確認・自主保安)とした。 第一種ガス用品から、特定ガス用品に移行したものは 4 品目、特定ガス用品以外のガス用品に移行したものは 2 品目</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 12 年 10 月 1 日: 政府認証(指定検定制度機関)方式から第三者認証方式に変更した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 16 年 3 月 1 日: 第三者認証機関について、認定(承認)制度から登録制度に移行</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	特定ガス用品 (根拠法令等名: ガス事業法施行令(昭和 29 年政令第 68 号。以下「施行令」という。)別表第二)
(2) 検査検定制度受検者	特定ガス用品の販売の事業を行うために製造又は輸入をしようとする者 (根拠法令等名: 法第 39 条の 11 第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	第三者認証(財団法人日本ガス機器検査協会) (根拠法令等名: 法第 39 条の 15 第 1 項及び第 39 条の 16 第 1 項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	財団法人日本ガス機器検査協会: 検査所は、東京・名古屋・大阪の 3 か所

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	ガス用品の技術上の基準 ガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和 46 年通商産業省令第 27 号)別表第 3
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	使用前の随時 (根拠法令等名: 法第 39 条の 11 第 1 項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	認定検査機関において規定	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) (型式検査か個別検査かは選択可能) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	認定ガス用品検査機関又は承認ガス用品検査機関 (根拠法令等名: 法第 39 条の 11 第 1 項)	
(6) 合格付与方法	適合性検査証明書の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	5 年 (根拠法令等名: 施行令別表第二)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					18
(2) 検査検定実施件数	974	927	924	972	341
(3) 手数料収入総額	142,058	137,805	113,979	84,472	49,468

(注) 1 「対象事業者数」には、特定ガス用品の製造・輸入を行う事業者の数を記載した。
 2 平成12年度の「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」には、政府認証分と第三者認証分を合算している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、平成12年の改正において、政府認証方式から第三者認証方式に変更されるとともに、対象品目についても見直しが行われ、自己確認・自主保安に移行したものがある。
 コスト分析に当たっては、個別検査を中心に、変更の前後の変化について平均的な状況を整理した(制度変更前の型式検査については検査実績が少ない。)

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、14事業者を調査対象とした。
 以下のコスト分析においては、14事業者の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト				説明
		変更前 (個別検査)	変更後			
		(個別検査)	(型式検査)	(自己確認・自主保安)		
手数料		240,000円	110,000円	480,000円	変更後の個別検査については割引制度が導入されている。	
手数料以外の納付金		17,000円	17,000円	17,000円	検査官の交通費等(ブロック内1往復×1人として計算)	
受検対応コスト	人件費	20,000円 (9人時間)	15,000円 (6人時間)	48,000円 (21人時間)		
	旅費	17,000円	17,000円	17,000円	申請等にブロック内1往復×1人として計算	
機会費用	×					
運搬コスト		3,000円	3,000円	3,000円	サンプルの送付	
保管コスト	×					
書類作成コスト		2,000円 (13枚 1人時間)	2,000円 (11枚 1人時間)	1,000円 (6枚 0.4人時間)	2,000円 (変更前と同額を計上)	
部外委託経費					設備点検等を委託している場合がある。	
事前準備コスト	×					
法定自主点検コスト		7,000円 (3人時間)	7,000円 (3人時間)	7,000円 (3人時間)	7,000円 (変更前と同額を計上)	
任意自主点検コスト					社内校正等を行っている場合がある。	
インセンティブ適用コスト	×					
その他	×					
合計		306,000円	171,000円	573,000円 (5年に1回)	9,000円	(、、、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 日本ガス機器検査協会の3検査所を調査対象とした。
 以下のコスト分析は、3検査所の平均的な状況を整理した。(なお、制度変更前後における変化はなかったため、前後比較の形式とはしていない。)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		個別検査	型式検査	
検査検定実施コスト	人件費	65,000円 (28人時間)	95,000円 (41人時間)	
	旅費	17,000円	17,000円	ブロック内1往復×1人として計算 ただし、交通費等については受検者が負担する。
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト				検査用機器の減価償却費等で、3検査所合計で年間1億9,000万円
その他				
合計		82,000円	112,000円	については、1件当たりのコストを算出することが困難なことから合計には含めていない。

10 制度変更の影響

(1) コスト	制度変更により政府認証から第三者認証に移行した品目については、制度変更前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、全体のコストは低減している。また、自己確認・自主保安に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。さらに、制度変更併せて、個別検査から型式検査に受検方法を変更した例があり、長期的にみればコスト低減が期待できる。 平成9年度から11年度における年間平均受検件数からみると、全体件数は941件、うち第三者認証移行分は667件、自己確認・自主保安移行分は274件であるから、第三者認証移行に伴うコスト減1件当たり13万5,000円、自己確認・自主保安移行に伴うコスト減1件当たり29万7,000円を乗ずると、それぞれ9,000万円、8,100万円、計約1億7,100万円のコスト減と試算される。
(2) 選択範囲	政府認証から第三者認証に移行した品目については、検査検定実施主体は財団法人日本ガス機器検査協会のみで他の機関の参入はまだなく、選択範囲の変化はない。 また、自己確認・自主保安に移行した品目については、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。
(3) その他	なし

検査検定制度名等	経産 14 : 高圧ガス製造施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 14-1: 完成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 14-1
(2) 制度名	高圧ガス製造施設等の検査(完成検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 20 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	高圧ガスによる災害の防止し、公共の安全の確保すること。
(2) 制度の概要	<p>高圧ガスの製造、貯蔵の許可を受けた者は、高圧ガスの製造施設、貯蔵施設の設置の工事を完成したときは、同施設について都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者] -- "工事完成の届出" --> B[検査主体] B -- "完成検査証の交付" --> A subgraph B_box [] C[完成検査] end </pre>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 6 月 7 日(昭和 26 年 12 月 6 日)
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し 平成 9 年 4 月 1 日: 検査対象から高圧ガス販売施設を削除</p> <p>検査検定実施主体の見直し 平成 9 年 4 月 1 日: 完成検査実施主体として、指定完成検査機関及び高圧ガス保安協会を追加</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成 13 年 3 月 26 日: 性能規定化を実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	設置の工事を完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設 (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	高圧ガスの製造又は貯蔵の許可を受けた者で高圧ガス施設の設置の工事を完成させた者 (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項)</p> <p>[指定検査機関等] 公益法人(指定完成検査機関) (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項) 民間法人(指定完成検査機関) (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項) その他(高圧ガス保安協会) (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県:各都道府県担当部局</p> <p>指定完成検査機関(公益法人):なし</p> <p>指定完成検査機関(民間法人):エヌエスエンジニアリング(株)(本社川崎市)</p> <p>高圧ガス保安協会:本部及び支部(ただし、実績はない。)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>法第 8 条第 1 号及び第 16 条第 2 項</p> <p>一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 1 項、第 22 条及び第 23 条</p> <p>液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号)第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 23 条及び第 24 条</p> <p>コンビナート等保安規則(昭和 61 年通商産業省令第 88 号)第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 9 条及び第 10 条</p> <p>冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号)第 7 条第 1 項</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	施設完成後、使用前(随時) (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	各検査主体が決定(都道府県は手数料条例等による。)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p> <p>型式 個別(全個) 個別(抽出)</p>
	製品等	<p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関 (根拠法令等名:法第 20 条第 1 項)	
(6) 合格付与方法	完成検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績(調査対象とした10都道府県の合計)

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	245	200	146	163	170
(3) 手数料収入総額	8,926	7,951	6,238	5,741	6,195

(注) 全国の実績は不明のため、調査対象とした10都道府県(北海道、宮城、東京、愛知、富山、三重、大阪、岡山、山口、香川)の実績の合計を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

なし

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

高圧ガス製造施設の完成検査を受検した19事業者、36件について調査した。

これらの高圧ガス製造施設の処理能力は、18.6ないし24万9,935立法メートル(冷凍以外のもの)、1日当たり53ないし740トン(冷凍に係るもの)と、規模に大きな差があり、このためコストも大きく異なる。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		51,000円	
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	30,000円	検査関係事務をまとめて委託している事業者の分を除く。
	旅費	1,500円	
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		合わせて28,000円	
事前準備コスト			
部外委託経費		(100,000～700,000円)	委託内容により異なる。また、本検査以外の他の経費も含まれるものもある。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト		33,000円	検査関係事務をまとめて委託している事業者の分を除く。
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計		143,500円 (, , , 及び の合計)	検査関係事務をまとめて委託している事業者の分を除く。

(注) 上記集計には、手数料が無料となっている岡崎国立共同研究機構のデータは除外している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査実績のある指定完成検査機関は、エヌエスエンジニアリング(株)(本社川崎市)のみであるため、同社と10都道府県の関係部局の計11機関を調査対象とした(なお、エヌエスエンジニアリング社の検査実績は平成14年度からであるため、下表には反映されていない。)。

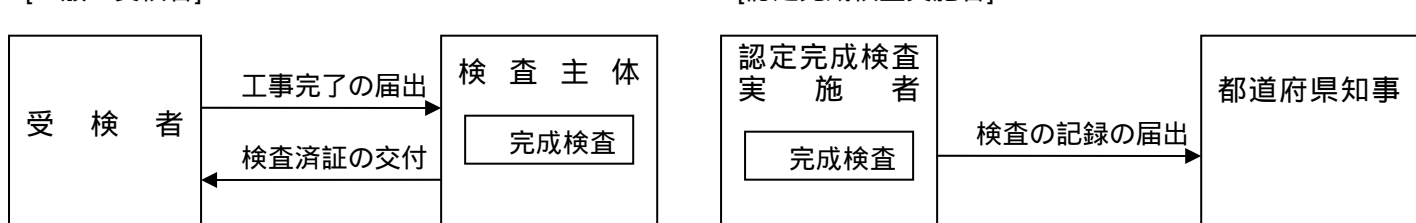
区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	17,000円	
	旅費	1,200円	
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計		18,200円	

検査検定制度名等	経産 14 : 高圧ガス製造施設等の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 14-2: 特定変更工事に係る完成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 14-2
(2) 制度名	高圧ガス製造施設等の検査(特定変更工事に係る完成検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 20 条第 3 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	高圧ガスによる災害の防止し、公共の安全の確保すること。 高圧ガスの製造の許可又は貯蔵の許可を受けた者は、高圧ガスの製造施設、貯蔵所の変更の工事(特定変更工事)を完成したときは、その施設に対し都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用することができない。 経済産業大臣の認定を受けた者は、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができることとされており、これにより自主保安の促進が図られている。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 [一般の受検者] 
(3) 施行年月日	昭和 26 年 6 月 7 日(昭和 26 年 12 月 6 日)
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	検査検定制度の範囲の見直し 平成 9 年 4 月 1 日: 検査対象から販売施設の変更工事を削除 検査検定制度実施主体の見直し 平成 9 年 4 月 1 日: 完成検査実施主体として、指定完成検査機関及び高圧ガス保安協会を追加 " : 認定完成検査実施者による自主検査制度を導入 検査検定制度基準の内容の見直し 平成 13 年 3 月 26 日: 性能規定化を実施

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	変更工事に由来して完成した高圧ガス製造施設、高圧ガス貯蔵施設 (根拠法令等名: 法第 20 条第 3 項)
(2) 検査検定制度受検者	高圧ガスの製造又は貯蔵の許可を受けた者で高圧ガス施設の変更工事を完成させた者 (根拠法令等名: 法第 20 条第 3 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名: 法第 20 条第 3 項) [指定検査機関等] 公益法人(指定完成検査機関) 民間法人(指定完成検査機関) その他(高圧ガス保安協会)、 自主確認・自主保安 (根拠法令等名: 法第 20 条第 3 項第 1 号)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県: 各都道府県担当部局(出先機関を含む。) 指定完成検査機関(公益法人): なし 指定完成検査機関(民間法人): エヌエスエンジニアリング(株)(本社川崎市)のみ 高圧ガス保安協会: 本部及び支部(不明、ただし調査対象とした 10 都道府県では実績なし)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 8 条第 1 号及び第 16 条第 2 項 一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 1 項、第 22 条及び第 23 条 液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号)第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 23 条及び第 24 条 コンビナート等保安規則(昭和 61 年通商産業省令第 88 号)第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 9 条及び第 10 条 冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号)第 7 条第 1 項
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	変更工事完成後で使用前 (根拠法令等名: 法第 20 条第 3 項)
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定制度の受検手数料	各検査主体が決定(都道府県は各手数料条例等による)

(4) 検査検定の 実施方法	施設・ 設備	書面	実地	
		運転中	運転停止	
	製品等	型式	個別(全個)	個別(抽出)
		書面	実地	
		検査場内	現地	
(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関 (根拠法令等名:法第20条第3項)			
(6) 合格付与方法	完成検査証交付			
(7) 検査検定の有効期間	なし			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	平成9年4月1日から、認定完成検査実施者については、自主検査で足りることとした。 (根拠法令等名:法第39条の2)
----------------	--

8 検査検定の実績(調査対象とした10都道府県の合計)

(単位:か所数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	3,279	3,000	2,794	2,793	2,885
(2) 検査検定実施件数	1,526	1,224	848	976	1,012
(3) 手数料収入総額	30,783	24,610	21,231	20,044	19,717

(注) 全国の実績は不明のため、調査対象とした10都道府県(北海道、宮城、東京、愛知、富山、三重、大阪、岡山、山口、香川)の実績の合計を記載した。
なお、平成9年度から11年度については、一部の都道府県で対象事業者数及び手数料収入額のデータが廃棄済みであるため、検査実施回数から推計して求めた。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>次の制度改変をコスト分析の対象とした。</p> <p>平成9年4月1日：認定完成検査実施者による自主検査制度を導入</p> <p>今回の調査では、特定変更工事に係る完成検査について、高圧ガス製造施設において行われる変更工事を対象として、コストの状況を把握した。</p> <p>コスト分析は、の制度改変による影響を把握するため、インセンティブ制度を導入した事業者について、導入により軽減されたコストを推計するとともに、導入に伴うコストに見合うメリットがあるかを検証した。</p>

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>高圧ガス製造施設を有する事業者33を対象とした。このうち、10事業者は平成10年度から12年度にインセンティブ制度の認定事業者となり自主検査制度を実施した事業者で、これらの事業者を対象に、導入により軽減されたコストを推計するとともに、導入に伴うコストに見合うメリットがあるかを検証した。</p> <p>最も大きい削減コストは機会費用であるが、これが集計データ等から計算できる3事業所について下表に記載した。</p>
--

区分	コスト発生の有無		認定を受けたことによるコスト増減額(仮に受けていなかった場合にかかるコストと比較した。)		
	認定検査実施者	その他の事業所	A社(H11認定) (平成12年度推計)	B社(H11認定) (平成11年度推計)	C社(H10認定) (平成12年度推計)
手数料	×		172,500円の減	96,000円の減	84,000円の減
手数料以外の納付金	×	×	-	-	-
受検対応コスト			40,000円の減	106,000円の減	77,000円の減
			事前相談、申請等の事務が不要となる。		
機会費用	×		27,230,000円の減	116,320,000円の減	3,100,000円の減
			操業に支障のない時間に検査が可能となるため、機会費用が発生しない。		
運搬コスト	×	×	-	-	-
保管コスト	×	×	-	-	-
書類作成コスト			20,000円の増	150,000円の増	150,000円の増
			検査主体に対して、完成検査記録届出書等を提出するため、作成書類の量は増加する。		
部外委託経費			-	-	-
事前準備コスト			35,000円の減	-	77,000円減
			本検査の前に実施していた予備検査(社内検査)を実施しなくなった(B社を除く。)		
法定自主点検コスト			-	-	-
任意自主点検コスト			-	-	-
小計			差し引き27,460,000円の減	差し引き116,370,000円の減	差し引き3,190,000円の減
インセンティブ適用コスト		×	24,500,000円(11年3月)	13,000,000円(11年2月)	6,600,000円(10年12月)

(注) 1 本表では、インセンティブ制度導入の有無とは関係のない増減額は記載していない。
2 C社は平成10年に認定を受けているが、自主検査は12年度から実施している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした実施主体の状況等]</p> <p>検査実績のある指定完成検査機関は、エヌエスエンジニアリング(株)(本社川崎市)のみであるため、同社と10都道府県の関係部局の計11機関を調査対象とした(なお、エヌエスエンジニアリング社の検査実績は平成14年度からであるため、下表には反映されていない。)</p> <p>インセンティブ制度を導入した事業所が多く所在する都道府県では、検査件数の減少がみられるが、事業所ごとに導入時期が異なり、また施設の規模により減少したコストが異なるなど、該当事業者のインセンティブ導入に伴うコストの変化を数字で表すことは困難であるため、インセンティブ導入前後のコスト比較は行っていない。</p>
--

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検 定 実施コスト	人件費		9,500 円 (内訳) 事前相談 1,300 円 予備審査 1,600 円 実地検査 6,600 円	
	旅 費		2,950 円	
機器運搬コスト		×	-	
機器維持管理コスト		×	-	
そ の 他		×	-	
合 計			12,450 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>機会費用が計算できる事業所については、制度改革によるコストの削減状況が把握できた。</p> <p>インセンティブ制度導入には、数百万ないし数千万の初期費用が発生している状況がみられるため、対象施設数が多い大規模事業所でないとそのメリットを受けられない、という意見が導入していない事業者から聞かれた。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>インセンティブ制度を導入しているが、機会費用が計算できないためコスト計算から除外した事業所からも、操業に影響の少ない時間帯に検査できるメリットをあげる意見が聞かれた。</p> <p>上記9(3)の説明のとおり、該当事業者のインセンティブ導入に伴う検査主体側のコストの変化を数字で表すことは困難であるが、調査対象とした 10 都道府県の手数料収入総額が減少してきており(8「検査検定の実績」参照)、インセンティブ制度導入の影響が出ているものとみられる。</p>
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 14 : 高圧ガス製造施設等の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 14-3: 特定施設の保安検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 14-3
(2) 制度名	高圧ガス製造施設等の検査(特定施設の保安検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 35 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>高圧ガスによる災害の防止し、公共の安全の確保すること。</p> <p>高圧ガスの製造許可を受けた者は、特定施設について、定期に都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けなければならない。</p> <p>保安検査は、特定施設が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>経済産業大臣の認定を受けた者は、自らその認定に係る特定施設の保安検査を行うことができることとされており、これにより自主保安の促進が図られている。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <p>[通常の場合]</p> <p>[認定保安検査実施者(インセンティブ制度)]</p>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 12 月 6 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 9 年 4 月 1 日: 認定保安検査実施者による自主検査の導入</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し 平成 13 年 3 月 26 日: 性能規定化を実施</p> <p>検査検定制度方法の見直し 平成 13 年 3 月 26 日: ポンプ、圧縮機の耐圧試験適用除外期間の延長</p> <p>[参考]</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 4 年 5 月 15 日: 指定保安検査機関制度の導入</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>高圧ガスの爆発その他災害のおそれがある高圧ガス製造施設のうち、特定施設</p> <p>(根拠法令等名:法第 35 条第 1 項。一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般規則」という。)第 79 条第 1 項。液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石規則」という。)第 77 条第 1 項。コンビナート等保安規則(昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ規則」という。)第 34 条第 1 項。冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍規則」という。)第 40 条第 1 項)</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>高圧ガスの製造許可を受けた者で特定施設を有する者</p> <p>(根拠法令等名:法第 35 条第 1 項)</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名:法第 35 条第 1 項)</p> <p>[指定検査機関等]高圧ガス保安協会、指定保安検査機関 (根拠法令等名:法第 35 条第 1 項第 1 号)</p> <p>[自己確認・自主保安]認定保安検査実施者 (根拠法令等名:法第 35 条第 1 項第 2 号)</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県:47</p> <p>高圧ガス保安協会:本部及び全国 7 支部</p> <p>指定保安検査機関: 37</p> <p>認定保安検査実施者:88(平成 14 年 9 月現在)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第8条第1項及び第35条第2項 一般規則第6条第1項、第7条第1項、第2項、第7条の2第1項及び第8条第1項 液石規則第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第9条第1項 コンビ規則第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第2項、第9条及び第10条 冷凍規則第7条第1項
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	一般規則、液石規則、コンビ規則の適用施設は1年(告示で定める施設にあっては告示で施設ごとに定める2年ないし4年)に1回。ただし、使用を休止した特定施設にあっては、当該特定施設の許可をした都道府県知事にその旨を届けたものであり、かつ、前回の保安検査(保安検査を受けたことのない特定施設にあっては、完成検査)を受けた日から当該特定施設を再び使用する日までの期間が1年以上であるものにあっては、当該特定施設を再び使用しようとするときまで行わないものとする。 また、冷凍規則の適用施設は3年以内に少なくとも1回以上と定められている。 (根拠法令等名:一般規則第79条第2項、液石規則第77条第2項、コンビ規則第34条第2項、冷凍規則第40条第2項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	各検査実施主体が定める。 (根拠法令等名:都道府県は手数料条例等による。)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定保安検査機関 (根拠法令等名:法第35条第1項)	
(6) 合格付与方法	保安検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	次回の検査までの期間(一般規則、液石規則、コンビ規則の適用施設は1年、冷凍規則の適用施設は3年) (根拠法令等名:一般規則第79条第3項、液石規則第77条第3項、コンビ規則第34条第3項、冷凍規則第40条第3項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定保安検査実施者については、連続運転による自主検査、または停止中における自主検査で足りる。 (根拠法令等名:法第35条第1項第2号及び第39条の4第1項)
----------------	---

8 検査検定の実績

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	不明	不明	不明	不明
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成4年5月15日: 指定保安検査機関制度の導入

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]					
<p>今回、調査対象とした4指定保安検査機関から受検しているものは、11受検者あるが、受検者毎に指定保安検査機関から受検した年度が異なっていること、検査検定の対象となる高圧ガス製造施設等の特定施設の種類、規模等が多種多様であることなどから、指定保安検査機関からの受検を開始した年度の前(指定保安検査機関制度の導入)ではなく、11受検者の過去5年間(平成9年度から13年度)のコストの推移(平均値)を整理した。</p> <p>なお、整理の対象とした11受検者が指定保安検査機関から受検した年度別の状況は、次表のとおりである。</p>					
表 指定保安検査機関からの受検の状況 (単位:受検者数)					
年 度	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
指定保安検査機関からの受検者数	0	0	4	5	11

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト					説明
		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
手数料		140,000円	140,000円	140,000円	140,000円	130,000円	手数料は、高圧ガス製造施設等の特定施設の種類、1日当たりの処理容積(規模)等に応じて定められている。 左記のコストは、今回、整理した受検者の平均である。
手数料以外の納付金	×						
受検対応コスト	人件費	41,000円 (18人時間)	41,000円 (18人時間)	40,000円 (17人時間)	40,000円 (17人時間)	38,000円 (16人時間)	事前相談の実施、実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅費	×					
機会費用		(運転停止時間 4時間)	(運転停止時間 4時間)	(運転停止時間 3時間)	(運転停止時間 3時間)	(運転停止時間 2時間)	受検のため、運転停止時間が生じているが、指定保安検査機関からの受検を行うことにより、順次、停止時間数が減少している。 なお、機会費用を逸したコストについては高圧ガス製造設備等ごとの売上高が不明のため機会費用は算出していない。
運搬コスト	×						
保管コスト	×						
書類作成コスト		35,000円 (11枚 15人時間)	35,000円 (11枚 15人時間)	36,000円 (11枚 16人時間)	36,000円 (11枚 16人時間)	38,000円 (13枚 16人時間)	
部外委託経費	×						
事前準備コスト		(42,000円)	(29,000円)	不明	(56,000円)	不明	バルクローリーの借上費、高圧ガスの抜き取り作業費などを計上しているものがみられる。
法定自主点検コスト		1,700,000円	1,900,000円	1,800,000円	1,900,000円	2,100,000円	法第35条の2の規定に基づく定期自主検査などを計上しているものがみられる。
任意自主点検コスト		540,000円	450,000円	360,000円	610,000円	370,000円	定期的な自主保安検査を実施しているもののコスト
インセンティブ適用コスト	×						
その他	×						
合計		2,456,000円	2,566,000円	2,376,000円	2,726,000円	2,676,000円	(、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした4指定保安検査機関のうち、比較的、高圧ガス製造施設等の処理容積の大小を問わず、検査検定を実施している実績がみられる1機関を対象に整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト					説明
		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
検査検定実施コスト	人件費	実績なし	実績なし	42,000円 (18人時間)	42,000円 (18人時間)	42,000円 (18人時間)	事前相談への対応、実地検査の実施などに係るコスト
	旅費	実績なし	実績なし	51,000円	51,000円	51,000円	事前相談への対応、実地検査の実施などのため受検者の所在地まで出向くコストについて、ブロック内移動の2往復(1.5人)で計算
機器運搬コスト	×	実績なし	実績なし				
機器維持管理コスト		実績なし	実績なし	160,000円	26,000円	23,000円	検査設備の維持に係るコストで年間300万円を計上している。 平成11年度は、事業開始年度であり、検査検定実施件数が少数であったことから、1件当たりのコストが割高になっているが、その後の年度以降、実施件数の増加に伴い低減してきている。
その他	×	実績なし	実績なし				
合計		実績なし	実績なし	253,000円	119,000円	116,000円	(及びの合計)

10 制度改変の影響

(1) コスト	受検者が検査検定実施主体を行政機関(都道府県)から民間の指定検査検定機関へ変更しても、人件費等の受検対応コストへの影響はあまり発現していない。
(2) 選択範囲	受検者の中には、行政機関(都道府県)から民間の指定検査機関に変更したことによって、受検日の設定について、弾力化(非操業に受検日を設定)が図られ、受検機会の選択範囲が拡大した 運転停止時間が短縮されたなどの影響が発現していると説明しているものがみられる。
(3) その他	なし

検査検定制度名等	経産 14 : 高圧ガス製造施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 14-4: 特定設備検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 14-4
(2) 制度名	高圧ガス製造施設等の検査（特定設備検査）
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 56 条の 3 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>高圧ガスによる災害の防止、公共の安全の確保</p> <p>特定設備の製造をする者又は輸入をした者は、当該設備について経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。特定設備検査は製造の工程ごとに行われる。特定設備検査においては経済産業省令に定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。</p> <p>登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、自ら行った検査の記録を提出することにより特定設備基準適合証の交付を受けている者は、当該特定設備について特定設備検査を受けることを要しないこととしており、これにより自主保安の促進が図られている。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <p>〔通常の場合〕</p> <p>〔登録特定設備製造業者（インセンティブ制度）〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 51 年 2 月 22 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>平成 10 年 3 月 26 日： 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器を特定設備から除外</p> <p>平成 10 年 3 月 26 日： 蓄電池に係る容器を特定設備から除外</p> <p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 9 年 4 月 1 日： 登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入</p> <p>検査検定基準の内容の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日： 性能規定化を実施</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日： 法と日本工業規格 B 8265（2000）の整合化を図るため技術基準の一部を改正</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>特定設備（高圧ガス設備のうち、次に上げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力（メガパスカル）と内容積（立方メートル）の積が 0.004 以下の容器 4 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測機器及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器 <p>（根拠法令等名：特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第 4 号。以下「特定規則」という。）第 3 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>特定設備を製造する者</p> <p>（根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業大臣 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 1 項) [指定検査機関等]高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 1 項) [自己確認・自主保安]登録特定設備製造業者 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省（平成 12 年度以降実績なし（平成 11 年度までは製品評価技術センターで実施）） 高圧ガス保安協会：本部及び全国 7 支部 指定特定設備検査機関：指定実績なし 登録特定設備製造業者：5（平成 14 年 9 月現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 56 条の 3 第 4 項 ・ 特定設備（特定支持構造物を除く。） (根拠法令等名：特定規則第 10 条から 45 条まで及び第 51 条) ・ 特定支持構造物 (根拠法令等名：特定規則第 10 条（第 13 条、第 25 条及び第 31 条第 3 項に係る部分に限る。）第 36 条第 2 項、第 37 条、第 41 条及び第 42 条第 3 項)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	特定設備の設計時、材料確認時及び製造時 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	[特定設備検査申請書]可 [検査を受けることを希望する年月日及び場所を記載した書面並びに当該特定設備の設計書及び構造図]可	
(3) 検査検定の受検手数料	高圧ガス保安法関係手数料令（平成 9 年政令第 21 号）別表第 3 第 9 の項による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣、高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 (根拠法令等名：法第 56 条の 4 第 1 項)	
(6) 合格付与方法	特定設備検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	特定設備の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。登録特定設備製造業者が製造した特定設備については、特定設備検査を受けることを要さない。 (根拠法令等名：法第 56 条の 6 の 2 第 1 項)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：事業者、基、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	239	210	145	140	139
(2) 検査検定実施件数	7,414	8,282	7,715	9,279	10,253
(3) 手数料収入総額	255,309	261,137	249,119	317,926	281,733

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 9 年 4 月 1 日：登録特定設備製造業者制度（インセンティブ制度）の導入

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした 5 登録特定設備製造業者のうち、2 事業者について、高圧ガス保安協会から受検していたものから順次、自主検査に移行していった状況を個別に整理した。

なお、整理した 2 事業者の特定設備の種類、規模等が異なることから、単純にコストを比較することは困難である。

平成 14 年 9 月現在、登録特定設備製造業者は 5 事業者となっている。

<事例1 A受検者：平成10年度 特定設備製造業者の登録>

区分	受検区分	コスト発生の有無	1件当たりのコスト					説明
			平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
手数料	高圧ガス保安協会		19,000円	不明	不明	0	0	<p>手数料は、特定設備の種類、規模などによって区分されている。</p> <p>左記のコストは、当該受検者の平均である。</p> <p>登録特定設備製造業者制度を導入し、自主検査に移行したことにより、平成10年度以降の自主検査分についての手数料が不要となっている。</p> <p>(事例：平成13年度の場合、約2,100万円の減が推計できる。 19,000円(平成9年度実績単価)×1,114基 =21,166,000円)</p>
		受検件数	145基 (29件)	433基 (50件)	3基 (3件)	実績なし	実績なし	
	自主検査	×		不要	不要	不要	不要	
		自主検査実施件数	実績なし	280基 (27件)	1,185基 (140件)	1,302基 (162件)	1,114基 (153件)	
手数料以外の納付金	高圧ガス保安協会	×						
	自主検査			不明	不明	3,600円	3,600円	<p>特定設備基準適合証の発行(自主検査実施済証を高圧ガス保安協会支部が発行するもの)に係るコストが計上されている。</p>
受検対応コスト	高圧ガス保安協会		32,000円 (14人時間)	32,000円 (14人時間)	32,000円 (14人時間)			<p>実地検査への立会いへの対応コスト</p>
			自主検査		23,000円 (10人時間)	23,000円 (10人時間)	23,000円 (10人時間)	
	旅費	×						
機会費用		×						
運搬コスト		×						
保管コスト		×						
書類作成コスト	高圧ガス保安協会		2,000円 (50枚、1人時間)	2,000円 (50枚、1人時間)	2,000円 (50枚、1人時間)			
	自主検査			2,000円 (10枚、1人時間)	2,000円 (10枚、1人時間)	2,000円 (10枚、1人時間)	2,000円 (10枚、1人時間)	
部外委託経費		×						
事前準備コスト		×						
法定自主点検コスト		×						
任意自主点検コスト		×						
インセンティブ適用コスト	高圧ガス保安協会	×						<p>品質管理担当の人件費(年額)を計上している。</p> <p>この他にインセンティブ導入経費として人件費など約2,000万円を計上している。</p>
	自主検査		(585万円/年額)	(585万円/年額)	(585万円/年額)	(585万円/年額)	(585万円/年額)	
その他		×						
合計	高圧ガス保安協会		53,000円	不明	不明			
			(、及びの合計)					
	自主検査			不明	不明	28,600円	28,600円	

<事例2 B受検者：平成11年度 特定設備製造業者の登録>

区分	受検区分	コスト発生の有無	1件当たりのコスト					説明
			平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	
手数料	高圧ガス保安協会		48,000円	51,000円	51,000円	51,000円	51,000円	手数料は、特定設備の種類、規模などによって区分されている。 左記のコストは、当該受検者の平均である。 登録特定設備製造業者制度を導入し、自主検査に移行したことにより、平成11年度以降の自主検査分の手数料が不要となっている。 (事例：平成13年度の場合、約660万円の減が推計できる。 51,000円×129件=6,579,000円)
		受検件数	92件	82件	45件	48件	27件	
	自主検査	×	実績なし	実績なし	不要	不要	不要	
		自主検査実施件数	実績なし	実績なし	27件	65件	129件	
手数料以外の納付金	高圧ガス保安協会	×						
	自主検査			7,800円	7,800円	7,800円	特定設備基準適合証の発行（自主検査実施済証を高圧ガス保安協会支部が発行するもの）に係るコストが計上されている。	
受検対応コスト	高圧ガス保安協会		28,000円 (12人時間)	28,000円 (12人時間)	28,000円 (12人時間)	28,000円 (12人時間)	28,000円 (12人時間)	実地検査への立会いへの対応コスト
		自主検査			5,000円 (2人時間)	5,000円 (2人時間)	5,000円 (2人時間)	自主検査の実施に係るコスト 登録特定設備製造業者制度を導入し、自主検査に移行したことにより、実地検査の実施時間などが減少（12人時間 2人時間）し、人件費が減少している。
	旅費	×						
機会費用		×						
運搬コスト	高圧ガス保安協会		(6,000円)	(6,000円)	(6,000円)	(6,000円)	(6,000円)	インパクトテストのための運搬経費を計上している。
	自主検査				(6,000円)	(6,000円)	(6,000円)	
保管コスト		×						
書類作成コスト	高圧ガス保安協会		46,000円 (60枚、20人時間)	46,000円 (60枚、20人時間)	46,000円 (60枚、20人時間)	46,000円 (60枚、20人時間)	46,000円 (60枚、20人時間)	
	自主検査				46,000円 (60枚、20人時間)	46,000円 (60枚、20人時間)	46,000円 (60枚、20人時間)	
部外委託経費		×						
事前準備コスト		×						
法定自主点検コスト		×						
任意自主点検コスト		×						
インセンティブ適用コスト	高圧ガス保安協会	×						特定設備を製造する設備のシステム変更に伴う変更届などのコスト（年額）を計上している。 この他に、インセンティブ導入経費として人件費など約1,100万円を計上している。
	自主検査				(30万円/年額)	(50万円/年額)		
その他		×						
合計	高圧ガス保安協会		122,000円	125,000円	125,000円	125,000円	125,000円	
			(、及びの合計)					
	自主検査				58,800円	58,800円	58,800円	
			(、及びの合計)					

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした実施主体のうち、現在は自主検査を実施している受検者に対して、過去において、検査検定を実施していた1実施主体について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	16,000円 (7人時間)	実地検査の実施に係るコスト
	旅費	17,000円	検査検定の対象品目が所在する場所まで出向くコストについて、ブロック内1往復(1人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		33,000円	

10 制度変更の影響

(1) コスト	高圧ガス保安協会から受検していたものから自主検査に移行したものは、受検手数料が不要となり、また、実地検査の実施時間が減少している。
(2) 選択範囲	特に、認められない。
(3) その他	なし

検査検定制度名等	経産 14 : 高圧ガス製造施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 14-5: 輸入特定設備検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 14 - 5
(2) 制度名	高圧ガス製造施設等の検査（輸入特定設備検査）
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 56 条の 3 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>高圧ガスによる災害の防止、公共の安全の確保</p> <p>特定設備の輸入をした者は、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。この場合に、適当と認められる設計図、材料の品質及び溶接部についての機械試験の成績を示す図書その他の特定設備検査に必要な資料が提出されるときは、加工前の材料の試験、溶接部についての機械試験等を省略することができる。特定設備検査においては経済産業省令に定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。</p> <p>外国登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、自ら行った検査の記録を提出することにより特定設備基準適合証の交付を受けているものを輸入した場合は、当該特定設備について特定設備検査を受けることを要しないこととしている。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <p>[通常の場合]</p> <p>[外国登録特定設備製造業者（インセンティブ制度）]</p>
(3) 施行年月日	昭和 51 年 2 月 22 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>平成 10 年 3 月 26 日： 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器を特定設備から除外</p> <p>平成 10 年 3 月 26 日： 蓄電池に係る容器を特定設備から除外</p> <p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 9 年 4 月 1 日： 外国登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入</p> <p>検査検定基準の内容の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日： 性能規定化を実施</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日： 法と日本工業規格 B 8265（2000）の整合化を図るため技術基準の一部を改正</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>特定設備（高圧ガス設備のうち、次に掲げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力（メガパスカル）と内容積（立方メートル）の積が 0.004 以下の容器 4 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び蓄圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器 <p>（根拠法令等名：特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第 4 号。以下「特定規則」という。）第 3 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>特定設備の輸入をした者</p> <p>（根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業大臣 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項) [指定検査機関等]高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項) [自己確認・自主保安]外国登録特定設備製造業者 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項第 1 号)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省：1 (平成 12 年度以降実績なし (平成 11 年度まで製品評価技術センターで実施)) 高圧ガス保安協会：本部及び全国 7 支部 指定特定設備検査機関：指定実績なし 外国登録特定設備製造業者：登録実績なし

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 56 条の 3 第 4 項 ・ 特定設備 (特定支持構造物を除く。) (根拠法令等名：特定規則第 10 条から 45 条まで及び第 51 条) ・ 特定支持構造物 (根拠法令等名：特定規則第 10 条 (第 13 条、第 25 条及び第 31 条第 3 項に係る部分に限る。)、第 36 条第 2 項、第 37 条、第 41 条及び第 42 条第 3 項)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	特定設備を輸入した後、遅滞なく (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	[特定設備検査申請書]可 [検査を受けることを希望する年月日及び場所を記載した書面並びに当該特定設備の設計書及び構造図]可 [適当と認められる設計図、材料の品質及び溶接部についての機械試験の成績を示す図書その他特定設備検査に必要な資料]可
(3) 検査検定の受検手数料	(根拠法令等名：高圧ガス保安法関係手数料令 (平成 9 年政令第 21 号) 別表第 3 第 9 の項)
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別 (全個) 個別 (抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣、高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 4 項)
(6) 合格付与方法	特定設備検査合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	外国登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合はその特定設備について、特定設備検査を受ける必要はない。 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、基、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	15	18	16	16	18
(2) 検査検定実施件数	150	133	683	2,567	2,497
(3) 手数料収入総額	5,160	4,413	4,991	4,838	5,173

検査検定制度名等	経産 14 : 高圧ガス製造施設等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 14-6: 本邦に輸出される特定設備の検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 14 - 6
(2) 制度名	高圧ガス製造施設等の検査（本邦に輸出される特定設備の検査）
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 56 条の 3 第 3 項）
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>高圧ガスによる災害の防止し、公共の安全の確保すること。</p> <p>日本に輸出する特定設備の製造をする者は、その特定設備が日本に輸入される前に経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う特定設備検査の申請をし、日本国外の場所で特定設備検査を受けることができる。この場合に、適当と認められる設計図、材料の品質及び溶接部についての機械試験の成績を示す図書その他の特定設備検査に必要な資料が提出されるときは、加工前の材料の試験、溶接部についての機械試験等を省略することができる。特定設備検査においては経済産業省令に定める技術上の基準に適合するときは、これを合格とする。</p> <p>外国登録特定設備製造業者が製造した特定設備であって、自ら行った検査の記録を提出することにより特定設備について特定設備検査基準適合証の交付を受けているものは、当該特定設備について特定設備検査を受けることを要しないこととしており、これにより自主保安の促進が図られている。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <p>[通常の場合]</p> <p>[外国登録特定設備製造業者（インセンティブ制度）]</p>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 8 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し</p> <p>平成 10 年 3 月 26 日： 内容積が 0.001 立方メートルかつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器を特定設備から除外</p> <p>平成 10 年 3 月 26 日： 蓄電池に係る容器を特定設備から除外</p> <p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 9 年 4 月 1 日： 外国登録特定設備製造業者による自主検査制度の導入</p> <p>検査検定基準の内容の見直し</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日： 性能規定化を実施</p> <p>平成 13 年 9 月 28 日： 法と日本工業規格 B 8265（2000）の整合化を図るため技術基準の一部を改正</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>特定設備（高圧ガス設備のうち、次に上げる容器以外の容器及び当該容器の支持構造物）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）の適用を受ける容器 2 指定設備の認定を受けた窒素を製造する設備の容器 3 設計圧力（メガパスカル）と内容積（立方メートル）の積が 0.004 以下の容器 4 内容積が 0.001 立方メートル以下かつ設計圧力が 30 メガパスカル未満の容器 5 ポンプ、圧縮機及び畜圧機に係る容器 6 ショック・アブソーバその他の緩衝装置に係る容器 7 流量計、液面計その他の計測器機及びストレーナに係る容器 8 自動車用エアバックガス発生器に係る容器 9 蓄電池に係る容器 <p>（根拠法令等名：特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第 4 号。以下「特定規則」という。）第 3 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>特定設備を製造する者</p> <p>（根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 3 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 3 項) [指定検査機関等]高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 3 項) [自己確認・自主保安]外国登録特定設備製造業者 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 2 項第 1 号)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省：1 (平成 12 年度以降実績なし (11 年度まで製品評価技術センターで実施)) 高圧ガス保安協会：本部及び全国 7 支部 指定特定設備検査機関：指定実績なし 外国登録特定設備製造業者：登録実績なし

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 56 条の 3 第 4 項 ・ 特定設備 (特定支持構造物を除く。) (根拠法令等名：特定規則第 10 条から 45 条まで及び第 51 条) ・ 特定支持構造物 (根拠法令等名：特定規則第 10 条 (第 13 条、第 25 条及び第 31 条第 3 項に係る部分に限る。)、第 36 条第 2 項、第 37 条、第 41 条及び第 42 条第 3 項)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	特定設備の輸入の前 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 3 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	[特定設備検査申請書]可 [検査を受けることを希望する年月日及び場所を記載した書面並びに当該特定設備の設計書及び構造図]可 [適当と認められる設計図、材料の品質及び溶接部についての機械試験の成績を示す図書その他特定設備検査に必要な資料]可
(3) 検査検定の受検手数料	高圧ガス保安法関係手数料令 (平成 9 年政令第 21 号) 別表第 3 第 9 の項による。
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別 (全個) 個別 (抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣、高圧ガス保安協会、指定特定設備検査機関 (根拠法令等名：法第 56 条の 3 第 4 項)
(6) 合格付与方法	特定設備検査合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	外国において本邦に輸出される特定設備の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。 (根拠法令等名：法第 56 条の 6 の 22)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、基、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	1	1	3	4	5
(2) 検査検定実施件数	105	5,169	9,820	11,423	10,344
(3) 手数料収入総額	3,658	26,672	51,552	64,522	57,117

検査検定制度名等	経産 15: 輸入高圧ガスの検査
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 15
(2) 制度名	輸入高圧ガスの検査
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 22 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	高圧ガスによる災害の防止、公共の安全の確保 高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査に合格したものでないとこれを移動できない。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (高圧ガスを輸入した者)] -- 輸入検査申請 --> B[検査検定実施主体 (都道府県・高圧ガス保安協会・指定輸入検査機関)] B -- 輸入検査合格証の交付 --> C[供用開始] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 12 月 6 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 7 月 1 日: 検査検定実施主体に指定輸入検査機関及び高圧ガス保安協会を追加

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	輸入した高圧ガス及びその容器 (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	高圧ガスを輸入しようとする者 (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項) [指定検査機関等]高圧ガス保安協会、指定輸入検査機関 (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項 1 号)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県: 47 指定輸入検査機関: 1 (社団法人兵庫県高圧ガス保安協会) 高圧ガス保安協会: 本部及び全国 7 支部

5 検査検定基準

名称・法令等名	輸入検査技術基準 (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項。一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 45 条の 3。液化石油ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 52 号)45 条の 3。冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号)第 31 条の 3)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	高圧ガス及びその容器を輸入しようとするとき (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	各検査主体が決定する。 (根拠法令等名: 都道府県は手数料条例等による。)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定輸入検査機関 (根拠法令等名: 法第 22 条第 1 項)
(6) 合格付与方法	輸入検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	733	847	795	1,185	1,464
(3) 手数料収入総額	14,696	18,141	15,977	24,824	30,098

(注) 「(2)検査検定実施件数」及び「(3)手数料収入総額」は、今回、調査対象とした5実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成12年7月1日: 指定輸入検査機関制度の導入

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、受検者のうち、都道府県から受検しているもの7受検者及び指定輸入検査機関から受検しているもの2受検者を対象に調査し、整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		都道府県から受検して いるもの	指定輸入検査機関から 受検しているもの	
手数料		21,000円	21,000円	輸入しようとする高圧ガスの量が3,000以上ないし10,000立方メートル未満のもの単価を計上
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	3,000円 (1人時間)	3,000円 (1人時間)	書面審査への対応及び実地検査の立会いへの対応に係るコスト
	旅費	×		
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト		(17,000円)	(回答なし)	積み下ろし後、実地検査実施までの間、倉庫等への保管に係る費用
書類作成コスト		4,000円 (8枚、2人時間)	3,000円 (35枚、1人時間)	
部外委託経費		(11,000円)		都道府県から受検しているものの中には、実地検査の立会いを外部に委託しているものがみられる。
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		28,000円 (、及びの合計)	27,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、実施主体のうち、都道府県4及び指定輸入検査機関1を対象に調査し、整理した。

なお、指定輸入検査機関数は、1機関のみである(平成14年10月1日現在)。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		都道府県	指定輸入検査機関	
検査検定実施コスト	人件費	5,000円 (2人時間)	5,000円 (2人時間)	事前相談への対応、書面審査及び実地検査の実施などに係るコスト
	旅費	10,500円	7,000円	
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		15,500円	12,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	従来、都道府県から受検していたが、制度改変によって指定検査機関から受検するようになった調査対象2受検者のいずれも、コストに関し、都道府県から受検していたときと指定検査機関から受検するようになってからとにおいて、大きな相違は認められないと説明している。
(2) 選択範囲	上記(1)の受検者等は、コスト面においては大きな相違はなかったとしているが、指定検査機関から受検するようになってから、土・日曜日、祭日、平日の夜間等の都道府県の閉庁日・時間であっても、指定検査機関は受検に応じてくれると説明しており、受検機会の選択範囲が拡大したことの影響が認められる。
(3) その他	なし

検査検定制度名等	経産 16 : 容器検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 16-1: 容器検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 16 - 1
(2) 制度名	容器検査(容器検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 44 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>高圧ガス保安による災害の防止し、公共の安全の確保すること。</p> <p>容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関が行う容器検査を受け、これに合格しなければその容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。容器検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合するときは、これを合格とする。</p> <p>登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者の製造する型式承認を受けた容器については、自ら容器検査を行い、当該容器を譲渡し又は引き渡すことができ、これにより自主保安の促進が図られている。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 12 月 6 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し [参考]昭和 61 年 10 月 1 日: 検査実施主体として、指定容器検査機関を追加 平成 9 年 4 月 1 日: 登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者による自主検査制度の導入 検査検定基準の内容の見直し 平成 10 年 3 月 27 日: 性能規定化を実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	高圧ガスを充てんするための容器 (根拠法令等名:法第 41 条)
(2) 検査検定受検者	容器を製造又は輸入した者 (根拠法令等名:法第 44 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]経済産業省(経済産業局) (根拠法令等名:法第 44 条。高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号。以下「施行令」という。)第 19 条)</p> <p>[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名:法第 44 条。施行令第 18 条)</p> <p>[指定検査機関等] 公益法人 民間法人 (根拠法令等名:法第 44 条) 高圧ガス保安協会 (根拠法令等名:法第 44 条)</p> <p>[自己確認・自主保安]登録容器等製造業者、外国登録容器等製造業者 (根拠法令等名:法第 44 条)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>経済産業局(8)、沖縄総合事務局 都道府県(47) 指定容器検査機関:機関数不明 高圧ガス保安協会:本部及び支部(7)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 44 条第 4 項。容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号)第 7 条
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前 (根拠法令等名:法第 44 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	政令による。 (根拠法令等名:高圧ガス保安法関係手数料令(平成 9 年政令第 21 号)第 3 条)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関 (根拠法令等名:法第 44 条)
(6) 合格付与方法	刻印等	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	平成9年4月1日から登録容器等製造業者、外国登録容器等製造業者の登録を受けると、自ら容器検査を行うことができることとなった。 (根拠法令等名:法第44条第1項)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位:か所数、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	10,476	9,342	9,119	10,157	7,843
(2) 検査検定実施件数	1,577,289	1,351,837	1,383,301	1,455,429	1,343,096
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象の対象とした制度改変の状況等

平成9年度に登録容器製造業者制度を導入

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 登録容器製造業者については4社が登録されており、うち国内の登録容器製造業者のすべてに当たる3社を調査した。これら登録容器製造業者が負担しているコストは、実質的には自主点検に要する人件費のみである(別途、登録の際の導入コストあり)。下表では、これら3社の登録前と登録後の容器1本当たりのコストの増減を記載した。 その他の製造業者については6社を調査した。これらに製造業者が負担しているコストは、手数料のほかは、申請書提出にかかる費用と、検査の際に立ち会う職員の人件費である。 そのほか、一部の受検者は、検査に使用する機器の法定点検コスト及び自主点検コストを計上している。
--

区分	コスト発生の有無		容器1本当たりのコスト		
	登録容器製造業者	その他の製造業者	A社	B社	C社
手数料	×		[登録前] 220円 [登録後] 0円	[登録前] 200円 [登録後] 0円	[登録前] 240円 [登録後] 0円
手数料以外の納付金	×	×			
受検対応コスト	人件費		[登録前] 1.4円 [登録後] 0円	[登録前] 1.8円 [登録後] 1.7円	[登録前] 8.1円 [登録後] 4.7円
	旅費	×	×		
機会費用	×	×			
運搬コスト	×	×			
保管コスト	×	×			
書類作成コスト	×		[登録前] 12.2円 [登録後] 0円	[登録前] 1.6円 [登録後] 0円	[登録前] 0.1円 [登録後] 0円
部外委託経費	×	×			
事前準備コスト	×				
法定自主点検コスト			[登録前] 1.1円 [登録後] 変化なし	[登録前] 1.6円 [登録後] 変化なし	
任意自主点検コスト			[登録前] 1.1円 [登録後] 変化なし	[登録前] 0.3円 [登録後] 変化なし	
インセンティブ適用コスト		×	[導入時]7,000千円 [経常コスト]2,500千円/年	[導入時]46,000千円 [経常コスト]1,400千円/年	[導入時]5,000千円 [経常コスト]不明(平成13年度導入のため)
その他	×	×			
合計			[登録前] 236円 [登録後] 2.2円	[登録前] 205円 [登録後] 3.6円	[登録前] 250円 [登録後] 4.7円
(、及びの合計。いずれも、インセンティブ適用コストを含まない。)					
コスト軽減状況			登録後(2年9.5月間)の総コスト 13,707千円 登録しなかった場合のコスト試算 133,837千円 差し引き 120,130千円の軽減	登録(H10~13)検査分の総コスト 105,616千円 登録しなかった場合のコスト試算 489,676千円 差し引き 384,060千円の軽減	登録後(6月間)の総コスト 5,833千円 登録しなかった場合のコスト試算 43,509千円 差し引き 37,676千円の軽減

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 検査主体については、千葉県と高圧ガス保安協会の5本支部を調査した。下表のコスト計算では、大量生産される高圧ガス容器(主にLPガス容器)の検査をロット単位で抽出検査している高圧ガス保安協会の本部及び中部、近畿両支部のデータにより計算した。

区分	コスト発生 の有無	1件(検査1回)当たりコスト	1本当たりのコスト換算	説明
検査検定実施コスト		18,000円	84円	1回の検査で、平均220本の容器に対して1本の割合で、ロット単位の抽出検査を行うため、実質的に検査1件分のコストを求め、参考のために1本当たりのコストを換算した。 (参考:検査1件につき約8時間/人を要する。)
人件費			5.7円	
旅費		1,300円		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		19,300円	90円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	制度改変により、容器を大量生産する事業所では、高額の手数料がなくなることによるコスト軽減が見られた。調査対象とした登録容器製造業者は3社とも、このメリットが大きいとしている。 未登録の受検者のうち、大量生産を行っている事業者では、「導入を検討している。」との意見が聞かれた(1社)反面、「導入コストに比べ、高圧ガス保安協会に払う手数料の方が安いと見られるので導入は考えていない。」(1社)との相反する意見があった。 導入コストが相当額(調査対象受検者では、500ないし4,550万円)かかるため、主に注文を受けて生産を行っているような受検者は、検査件数が少なく、メリットがないとの意見が聞かれた。 検査時間の設定が自由になったことについては、もとより県や高圧ガス保安協会の検査が頻繁(毎週1回ないし月数回)にあったため、この点についてのメリットをあげた登録容器製造業者はなかった。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	経産 16 : 容器検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 16-2: 容器再検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 16 - 2
(2) 制度名	容器検査(容器再検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 49 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	高圧ガスによる災害を防止することにより、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>容器検査又は容器再検査を受けた後一定期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあっては、容器再検査を受けなければならない。容器再検査は経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関、容器検査所が経済産業省令で定める方法により行う。容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。</p> <p>(フロー図)</p>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 12 月 6 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	<p>検査検定制度の見直し 平成 11 年 4 月 1 日: 液化天然ガス自動車燃料装置用容器の外観検査等につき、車載状態のまま検査可能とすべく容器再検査の方法の見直しを実施</p> <p>有効期間の見直し 平成 10 年 4 月 1 日: 容器再検査に係る周期の改正を実施</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 14 年 6 月 10 日: 容器の破裂事故を踏まえ、アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器について、容器再検査の期間の短縮、検査方法の見直しを実施</p> <p>[参考] 検査検定制度の内容の見直し 平成 9 年 3 月 25 日: 通達を告示化 検査検定制度実施主体の見直し 昭和 61 年 10 月 1 日: 検査実施主体として、指定容器検査機関を追加</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	高圧ガスを充てんするための容器 (根拠法令等名: 法第 49 条)
(2) 検査検定制度受検者	容器検査、容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器に高圧ガスを充てんしようとする者等 (根拠法令等名: 法第 48 条第 1 項第 5 号)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[国の機関] 経済産業省(経済産業局) (根拠法令等名: 法第 49 条。高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号。以下「施行令」という。)第 19 条)</p> <p>[地方公共団体] 都道府県 (根拠法令等名: 法第 49 条。施行令第 18 条)</p> <p>[指定検査機関等] 公益法人 民間法人(指定容器検査機関、容器検査所) (根拠法令等名: 法第 49 条) 高圧ガス保安協会 (根拠法令等名: 法第 49 条)</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地及び窓口数等	<p>経済産業局(8)、沖縄総合事務局</p> <p>都道府県(47)</p> <p>指定容器検査機関: 機関数不明</p> <p>高圧ガス保安協会: 本部及び支部(7)(ただし、実績のあるのは本部のみ)</p>

5 検査検定制度基準

名称及び法令等名	法第 49 条第 2 項。容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号。以下「規則」という。)第 26 条
----------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	容器検査又は容器再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、規則で容器ごとに定める 1 ないし 6 年の期間を経過する前 (根拠法令等名: 規則第 24 条)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	該当しない(申請書不要)。	
(3) 検査検定制度の受検手数料	政令等による。 (根拠法令等名: 高圧ガス保安法関係手数料令(平成 9 年政令第 21 号)第 3 条)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別(全個) 個別(抽出)
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	経済産業局長、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関及び容器検査所 (根拠法令等名:法第 49 条)
(6) 合格付与方法	刻印等
(7) 検査検定の有効期間	前回容器再検査合格時における刻印又は標章において示された月の前月の末日から起算して、容器の種類によりそれぞれ規定 (根拠法令等名:規則第 24 条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	容器検査所の登録を受けると、自ら検査することができる。 (根拠法令等名:法第 49 条第 1 項)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位:か所数、件)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	1,298	1,153	463	42	
(2) 検査検定実施件数	39,740	36,912	9,986	118	
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象の対象とした制度改変の状況等

分析の対象とした制度改変はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
<p>容器検査所を併設している 10 事業者を調査したところ、実質的に自社が検査することとなるため、手数料は発生しない。また、ガス充填の一連の作業の中で、容器再検査と附属品再検査も行うという流れであるので、他のコストも発生していない。したがって、受検者としてのコストはない。</p> <p>容器検査所を併設していない 7 事業者を調査したところ、ガス充填を依頼した事業所が容器検査所を併設しており、流れは上記と同じである。したがって、生じるコストは手数料のみである。なお、容器再検査と附属品再検査はセットで行われており、手数料も両検査を併せたものとなっている。</p> <p>下表は、比較的多数の容器と附属品の再検査を受検している 2 事業者の平均である(平成 13 年度)。</p>	

区分	コスト発生の有無		1 件当たりコスト (容器検査所を併設していない事業所)	備考
	容器検査所併設	その他		
手数料	×		2,300 円 (1.0 人時間)	附属品再検査と併せた額である。
手数料以外の納附金	×	×		
受検対応コスト	人件費	×		受検者は検査に立ち会わない。
	旅費	×		
機会費用	×	×		業務上予備を十分に準備しており、機会費用は発生していないとみている。
運搬コスト	×	×		ガス充填の流れの中での再検査であるため、再検査のための運搬、保管コストは発生していないとしている。
保管コスト	×	×		再検査の申請等の書類は作成していない。
書類作成コスト	×	×		
部外委託経費	×	×		
事前準備コスト	×	×		
法定自主点検コスト	×	×		
任意自主点検コスト	×	×		
インセンティブ適用コスト	×	×		
その他	×	×		
合計			2,300 円	附属品再検査と併せた額である。

(3) 検査検定主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]	
<p>上記のとおり、容器検査所においては容器再検査と附属品再検査は一体的に実施されており、コストを切り離すことはできないとしているところが多い。このため下表では、調査した 8 事業所と香川県のうち、両検査のコストが計算できる 6 事業者について計算した。なお、高コストを要する超低温容器については計算から除外した。</p>	

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	備考
検査検定実施コスト	人件費	1,380 円 (0.6 人時間)	附属品再検査と併せた額である。
	旅費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		40 円	附属品再検査と併せた額である。
その他	×		
合計		1,420 円 (及びの合計)	附属品再検査と併せた額である。

検査検定制度名等	経産 17 : 附属品検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 17-1: 附属品検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 17 - 1
(2) 制度名	附属品検査 (附属品検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 49 条の 2
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	高圧ガスによる災害を防止することにより、公共の安全を確保すること。 附属品の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関が行う附属品検査を受け、これに合格しなければその附属品を譲渡し、又は引き渡してはならない。附属品検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合するときは、これを合格とする。 登録附属品製造業者及び外国登録附属品製造業者の製造する型式承認を受けた附属品については、自ら附属品検査を行い、当該附属品を譲渡し又は引き渡すことができ、これにより自主保安の促進が図られている。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>[一般の受検者]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto;">受検者</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>対象容器の持ち込み</p> <p>→</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto;">検査主体 附属品検査</div> <p>←</p> <p>合格の刻印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[登録容器製造業者]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 80%; text-align: center;">登録容器製造業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60%; text-align: center; margin: 2px;">附属品検査</div> <div style="margin: 2px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60%; text-align: center;">合格の刻印</div> </div> </div> </div>
(3) 施行年月日	昭和 50 年 5 月(昭和 51 年 2 月 22 日)
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	検査検定実施主体の見直し [参考]昭和 61 年 10 月 1 日: 検査実施主体として、指定容器検査機関を追加 平成 9 年 4 月 1 日: 登録附属品製造業者及び外国登録附属品製造業者による自主検査制度の導入 検査検定基準の内容の見直し 平成 10 年 3 月 27 日: 性能規定化を実施

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置 (根拠法令等名: 容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号。以下「規則」という。)第 13 条)
(2) 検査検定受検者	附属品を製造又は輸入した者 (根拠法令等名: 法第 49 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省(経済産業局) (根拠法令等名: 法第 49 条の 2、高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号。以下「施行令」という。)第 19 条) [地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名: 法第 49 条の 2、施行令第 18 条) [指定検査機関等]公益法人 民間法人(指定容器検査機関) (根拠法令等名: 法第 49 条の 2) 高圧ガス保安協会 (根拠法令等名: 法第 49 条の 2) [自己確認・自主保安]登録容器等製造業者、外国登録容器等製造業者 (根拠法令等名: 法第 49 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業局(8)、沖縄総合事務局 都道府県(47) 指定容器検査機関: 機関数不明 高圧ガス保安協会: 本部及び支部(7)(ただし実績のあるのは本部と近畿支部にのみ)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 49 条の 2、規則第 17 条
---------	---------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	製造又は輸入後、譲渡又は引渡し前 (根拠法令等名: 法第 49 条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	該当なし(申請書は不要)
(3) 検査検定の受検手数料	政令等による。 (根拠法令等名: 高圧ガス保安法関係手数料令(平成 9 年通商産業省令第 21 号)第 3 条)

(4) 検査検定の 実施方法	施設・ 設備	書面	実地	
		運転中	運転停止	
	製品等	型式	個別(全個)	個別(抽出)
		書面	実地	
		検査場内	現地	
(5) 合格附与権者	経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関 (根拠法令等名:法第 44 条)			
(6) 合格附与方法	刻印等			
(7) 検査検定の有効期間	なし			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の 導入状況	平成9年4月1日から登録容器等製造業者、外国登録容器等製造業者の登録を受けると、自ら附属品検査を行うことができる。 (根拠法令等名:法第 49 条の2第1項)
--------------------	--

8 検査検定の実績

(単位:か所、個)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	9,154	8,267	9,314	10,072	8,782
(2) 検査検定実施件数	15,189,092	15,106,796	15,247,285	15,321,231	14,360,778
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

検査検定制度名等	経産 17 : 附属品検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 17-2: 附属品再検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 17 - 2
(2) 制度名	附属品検査(附属品再検査)
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 49 条の 4
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保すること。 附属品検査又は附属品再検査を受けた後、一定期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品にあっては、附属品再検査を受けなければならない。附属品再検査は経済産業大臣、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関、容器検査所が経済産業省令で定める方法により行う。附属品再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和 51 年 2 月 22 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	検査検定制度の見直し 平成 11 年 4 月 1 日： 液化天然ガス自動車燃料装置用附属品の外観検査等につき、車載状態のまま検査可能とすべく附属品再検査の方法の見直しを実施 有効期間の見直し 平成 9 年 4 月 1 日： 自動車に装置された状態で液化石油ガスを充てんする液化石油ガス自動車燃料装置用容器に装置されている附属品について、当該附属品が装置されている容器の再検査周期に同期させることのできる経過年数を 7 年 6 月とした。 [参考] 検査検定制度の内容の見直し 平成 9 年 3 月 25 日： 通達を告示化 検査検定制度実施主体の見直し 昭和 61 年 10 月 1 日： 検査実施主体として、指定容器検査機関を追加

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲	バルブ、安全弁、緊急しゃ断装置 (根拠法令等名: 容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号。以下「規則」という。)第 13 条)
(2) 検査検定制度受検者	附属品検査、附属品再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後、経済産業省令で定める期間を経過した附属品又は損傷を受けた附属品に装置した容器に高圧ガスを充てんしようとする者等 (根拠法令等名: 法第 48 条第 1 項第 3 号)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 経済産業省(経済産業局) (根拠法令等名: 法第 49 条の 4。高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号。以下「施行令」という。)第 19 条) [地方公共団体] 都道府県 (根拠法令等名: 法第 49 条の 4。施行令第 18 条) [指定検査機関等] 公益法人 民間法人(指定容器検査機関、容器検査所) (根拠法令等名: 法第 49 条の 4) 高圧ガス保安協会 (根拠法令等名: 法第 49 条の 4)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地、窓口数等	経済産業局(8)、沖縄総合事務局 都道府県(47) 指定容器検査機関: 機関数不明 高圧ガス保安協会: 本部及び支部(7)(ただし、実績のあるのは本部のみ)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 49 条の 4 第 2 項。規則第 29 条
---------	---------------------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	附属品検査又は附属品再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、1 年又は当該附属品が装置されている容器が附属品検査等合格日から 2 年を経過して最初に受ける容器再検査までの間 (根拠法令等名: 規則第 27 条)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	資料参照 (根拠法令等名: 高圧ガス保安法関係手数料令(平成 9 年政令第 21 号)第 3 条)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別(全個) 個別(抽出)
	製品等	書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格 附与 権者	経済産業局長、都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関、容器検査所 (根拠法令等名:法第 49 条の 4)
(6) 合格 附与 方法	刻印等
(7) 検査検定の有効期間	附属品再検査の期間は、原則として2年であるが、一定の要件を満たす場合にあっては、附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査の日まで (根拠法令等名:規則第 27 条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	容器検査所の登録を受けると、自ら検査することができる。 (根拠法令等名:法第 49 条の 4 第 1 項)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位:社、件)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	72	26	24	22	21
(2) 検査検定実施件数	373	424	660	705	594
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

分析の対象とした制度改変はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
<p>容器検査所を併設している 10 事業者を調査したところ、実質的に自社が検査することとなるため、手数料は発生しない。また、ガス充填の一連の作業の中で、容器再検査と附属品再検査も行うという流れであるので、他のコストも発生していない。したがって、受検者としてのコストはない。</p> <p>容器検査所を併設していない 6 事業者を調査したところ、ガス充填を依頼した事業所が容器検査所を併設しており、流れは上記と同じである。したがって、生じるコストは手数料のみである。なお、容器再検査と附属品再検査はセットで行われており、手数料も両検査を併せたものとなっている。なお、再検査の際に、附属品はすべて新品に交換しているという事業者が 2 社あった。したがって、この 2 社は附属品再検査を受検していないこととなる。</p> <p>下表は、残り 4 社のうち、比較的多数の容器と附属品の再検査を実施している 2 事業者の平均である(平成 13 年度)。</p>	

区分	コスト発生の有無		1件当たりコスト (容器検査所を併設していない事業所)	備 考
	容器検査所併設	その他		
手数料	×		2,300 円 (1.0 人時間)	容器再検査と併せた額である。
手数料以外の納附金	×	×		
受検対応コスト	人件費	×		受検者は検査に立ち会わない。
	旅費	×		
機会費用	×	×		業務上予備を十分に準備しており、機会費用は発生していないとみている。
運搬コスト	×	×		ガス充填の流れの中での再検査であるため、再検査のための運搬、保管コストは発生していないとみている。
保管コスト	×	×		再検査の申請等の書類は作成していない。
書類作成コスト	×	×		
部外委託経費	×	×		
事前準備コスト	×	×		
法定自主点検コスト	×	×		
任意自主点検コスト	×	×		
インセンティブ適用コスト	×	×		
その他	×	×		
合計			2,300 円	容器再検査と併せた額である。

(3) 検査検定主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]	
<p>上記のとおり、容器検査所においては容器再検査と附属品再検査は一体的に実施されており、コストを切り離すことはできないとしているところが多い。このため下表では、調査した 8 事業所と香川県のうち、両検査のコストが計算できる 6 事業者について計算した。なお、高コストを要する超低温容器については計算から除外した。</p>	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	備 考
検査検定実施コスト	人件費	1,380 円 (0.6 人時間)	容器再検査と併せた額である。
	旅費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		40 円	容器再検査と併せた額である。
その他	×		
合計		1,420 円 (及び の合計)	容器再検査と併せた額である。

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 18
(2) 制度名	液化石油ガス貯蔵施設等の検査（貯蔵施設等の完成検査）
(3) 根拠法令等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 37 条の 3
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	液化石油ガスによる災害を防止すること。
(2) 制度の概要	<p>貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可を受けた液化石油ガス販売事業者が、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したとき、当該貯蔵施設又は特定供給設備につき、使用前にその許可をした都道府県知事が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認するため検査を実施する。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 42 年 12 月 28 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>その他の見直し （平成 9 年 3 月 10 日）： 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に併せて名称の変更（「使用前検査」「完成検査」） 検査検定制度実施主体の見直し （平成 9 年 3 月 10 日）： 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査を受け、基準に適合していると認められた場合、その旨を都道府県知事に届け出れば、都道府県知事による完成検査を免除する。</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>名称：貯蔵施設 特定供給設備 範囲：設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した貯蔵施設 設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更し特定供給設備 （根拠法令等名：法第 37 条の 3 第 1 項）</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>法第 37 条の 3 第 1 項本文の規定により貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者 （根拠法令等名：法第 37 条の 3。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 59 条）</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第 37 条の 3 第 1 項） [指定検査機関等] 公益法人、民間法人、高圧ガス保安協会 （根拠法令等名：法第 37 条の 3 第 1 項）</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	<p>都道府県：47 指定検査機関：なし 高圧ガス保安協会：本部及び 7 支部（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国及び九州）</p>

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	貯蔵施設又は特定供給設備の技術上の基準（根拠法令等名：法第 37 条の 3）
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	貯蔵施設の使用前、特定供給設備の使用前 （根拠法令等名：法第 37 条の 3 第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	不明（都道府県知事による自治事務等のため。）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	実施主体が条例等により定める。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会、指定完成検査機関 （根拠法令等名：施行規則第 59 条第 2 項及び第 60 条）	

(6) 合格付与方法	貯蔵施設等完成検査証の交付
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた施設に変更がない限り有効

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	都道府県知事による自治事務等のため、不明				
(2) 検査検定実施件数					
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

調査時点において、指定完成検査機関は指定されておらず、制度改変によるコストの変化の状況は捉えられないので、都道府県知事が行う完成検査に係るコストの状況を分析した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする液化石油ガス販売事業者23事業者を調査対象として、平成9年度から13年度について、貯蔵施設等の完成検査の受検に係るコストの状況を分析した。
--

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		31,000 円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	12,000 円 (5.4人時間：実地検査)	左記のほか、事前相談をしているという事業者が9事業者（平均2人時間）あった。実地検査については、1人1時間から5人4時間まで回答状況に幅があり、左記はこれらを平均したものである。
	旅費	7,000 円	
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書類作成コスト		7,000 円 (3.2人時間、60枚)	
部外委託経費		(47,000 円)	完成検査の前に、事前の自主検査として気密検査等を外部委託で実施していると回答の事業者が8事業者あった。
事前準備コスト		(14,000 円)	検査当日に必要なコストとして、気密試験用室素等の購入費用を挙げている事業者が3事業者あった。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト		(52,000 円)	日常点検に要する費用 年額平均（事業者により実施内容は異なっている。）
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	57,000 円 (、 及び の合計)	及び については、一部の事業者から回答があったものであるため、合計には含めていない。 については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計に含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 9道府県を調査対象として、平成9年度から13年度について、貯蔵施設等の完成検査の実施に係るコストの状況を分析した。
--

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	9,000 円 (3.9人時間) (内訳) 書類審査1.3人時間 実地検査2.6人時間	左記のほか、事前相談を受けているという実施主体が3実施主体（平均0.8人時間）あった。
	旅 費	7,000 円	
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	16,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	調査時点において、指定完成検査機関として参入している事業者はいなかった。そのため、指定完成検査機関の導入を内容とする制度改変によるコスト変化の状況はみられなかった。 指定完成検査機関が指定されていないことについては、完成検査の実施件数が参入のコストに見合うほどないためではないか、との意見が事業者及び検査検定実施主体から出されている。 (注) 調査対象9道府県における毎年の実施件数は、平均2.78件
(2) 選 択 範 囲	選択範囲については、受検者から、検査実施機関が複数あり選択できるようになれば、受検日の日程調整等の負担が軽減されるであろうことを期待する意見がある。 一方、検査検定実施主体からは、受検者にとって、現状の都道府県で設置許可申請から完成検査まで受検することに比べて、完成検査のみを別の機関で受検することのほうが余計な負担感（日程調整や書類提出等の二重の手間）が生じるのではないかと意見もある。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 19 : 液化石油ガス充てん設備の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 19-1: 充てん設備の完成検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 19 - 1
(2) 制度名	液化石油ガス充てん設備の検査（充てん設備の完成検査）
(3) 根拠法令等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 37 条の 4 第 4 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	液化石油ガスによる災害を防止すること。 充てん設備の設置の許可を受けた充てん事業者が、充てん設備を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、当該充てん設備につき、使用前にその許可をした都道府県知事が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認するため、完成検査を実施する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	平成 9 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定実施主体の見直しほか 平成 9 年 4 月 1 日：一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受けずに専ら法の対象とするものが存在することとなったことから、同検査規定が新たに置かれたものであり、同時に、検査検定実施主体に指定完成検査機関制度が導入されている。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	名称：充てん設備 範囲：設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更した充てん設備 （根拠法令等名：法第 37 条の 4 第 4 項）
(2) 検査検定受検者	充てん設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者 （根拠法令等名：法第 37 条の 4 第 4 項。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 68 条第 1 項及び 69 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第 37 条の 4 第 4 項。施行規則第 68 条第 1 項） [指定検査機関等]公益法人、民間法人、高圧ガス保安協会 （根拠法令等名：法第 37 条の 4 第 4 項。施行規則第 69 条）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 指定検査機関：なし 高圧ガス保安協会：本部及び 7 支部（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国及び九州）

5 検査検定基準

名称・法令等名	充てん設備の技術上の基準（根拠法令等名：法第 37 条の 4 第 2 項）
---------	---------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	充てん設備の使用前 （根拠法令等名：法第 37 条の 4 第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明（都道府県知事による自治事務等のため。）	
(3) 検査検定の受検手数料	実施主体が条例等により定める。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関 （根拠法令等名：施行規則第 68 条第 2 項）
(6) 合格付与方法	充てん設備完成検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた施設に変更がない限り有効	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	都道府県知事による自治事務等のため、不明				
(2) 検査検定実施件数					
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

同検査制度は平成9年度から新たに導入された検査制度であり、調査時点において指定完成検査機関は指定されておらず、制度改変によるコストの変化の状況は捉えられないので、都道府県知事が行う完成検査に係るコストの状況を分析した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

充てん設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする充てん事業者28事業者を調査対象として、平成9年度から13年度について、充てん設備の完成検査の受検に係るコストの状況を分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		36,000 円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	14,000 円 (5.9 人時間) (内訳) 事前相談 0.7 人時間 実地検査 5.2 人時間	事前相談については、全28事業者中、半数の14事業者から事前相談している旨回答があったもので、これらの合計を全事業者数で除して算出している。 実地検査については、3人0.5時間から8人2時間まで回答状況に幅があり、左記はこれらを平均したものである。
	旅費	7,000 円	書類提出に係るもの。県内移動旅費(7,000 円)を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		12,000 円 (5.2 人時間、23 枚)	
部 外 委 託 経 費		(60,000 円)	完成検査の立会い、事前検査等を外部委託で実施していると回答の事業者が5事業者あった。
事 前 準 備 コ ス ト		(4,000 円)	気密試験用窒素の購入費用と気密試験の準備コストをあげている事業者が6事業者あった。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	69,000 円 (、 及び の合計)	及び については、一部の事業者から回答があったものであるため、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

10道府県を調査対象として、平成9年度から13年度について、充てん設備の完成検査の実施に係るコストの状況を分析した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	9,000 円 (4.1 人時間) (内訳)書類審査 1.1 人時間 実地検査 3.0 人時間	左記のほか、事前相談を受けているという実施主体が3実施主体(平均 0.7 人時間)あった。
	旅 費	7,000 円	県内移動旅費を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計		16,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	調査時点において、指定完成検査機関として参入している事業者はいなかった。そのため、指定完成検査機関の導入を内容とする制度改変によるコスト変化の状況はみられなかった。 指定完成検査機関が指定されていないことについては、完成検査の実施件数が参入のコストに見合うほどないためではないか、との意見が事業者及び検査検定実施主体から出されている。 (注) 調査対象10道府県における毎年の実施件数は、平均4.09件
(2) 選 択 範 囲	検査検定実施主体からは、受検者にとって、都道府県で設置許可申請から完成検査まで受検することに比べて、完成検査のみを別の機関で受検することのほうが余計な負担感(日程調整や書類提出等の二重の手間)が生じるのではないかとこの意見がある。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 19 : 液化石油ガス充てん設備の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 19-2: 充てん設備の保安検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 19 - 2
(2) 制度名	液化石油ガス充てん設備の検査（充てん設備の保安検査）
(3) 根拠法令等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 37 条の 6
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	液化石油ガスによる災害を防止すること。 許可・完成検査を経て充てんを開始した設備が、許可・完成検査のときと同じ状態で維持されているか否かについて、使用前に許可をした都道府県知事が経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることを確認するため、保安検査を実施する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	平成 9 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定制度実施主体の見直しほか 平成 9 年 4 月 1 日：一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の適用を受けずに専ら法の対象とするものが存在することとなったことから、同検査規定が新たに置かれたものであり、同時に、検査検定制度実施主体に指定保安検査機関制度が導入されている。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	充てん設備 （根拠法令等名：法第 37 条の 6 第 1 項。液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 81 条第 1 項）
(2) 検査検定制度受検者	充てん事業者 （根拠法令等名：法第 37 条の 6 第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県 （根拠法令等名：法第 37 条の 6 第 1 項） [指定検査機関等]公益法人、民間法人、高圧ガス保安協会 （根拠法令等名：法第 37 条の 6 第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 指定検査機関：不明 高圧ガス保安協会：本部及び 7 支部（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国及び九州）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	充てん設備の技術上の基準（法第 37 条の 4 第 2 項）
---------	--------------------------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	1 年に 1 回。ただし、使用を休止した充てん設備であって、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届けたものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査の受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用する日までの期間が 1 年以上であるものにあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。 （根拠法令等名：法第 37 条の 6 第 1 項。施行規則第 81 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	不明（都道府県知事による自治事務等のため。）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	実施主体が条例等により定める。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格付与権者	都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関 (根拠法令等名：施行規則第81条第3項及び第82条第1項)
(6) 合格付与方法	充てん設備保安検査証の交付
(7) 検査検定の有効期間	1年間 (根拠法令等名：施行規則第81条第1項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	都道府県知事による自治事務等のため、不明				
(2) 検査検定実施件数					
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成9年4月：一般消費者用のバルクローリーの開発に伴って、高圧ガス保安法の適用を受けずに専ら法の対象とするものが存在することとなったことから、同検査規定が置かれたものであり、同時に、検査検定実施主体に指定保安検査機関制度が導入されている。同制度は平成9年度から新たに導入された検査制度であり、制度改変による影響を把握するものではないが、指定保安検査機関が導入されていることから、検査検定実施主体が行政機関の場合と指定保安検査機関の場合におけるコストを比較することを中心にコスト分析を行いつつ、一部、高圧ガス保安法の手数料との比較をした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
充てん事業者26事業者を調査対象として、平成9年度から13年度の状況を、都道府県で受検している場合(22事業者)と指定保安検査機関で受検している場合(7事業者)のコストを比較する方法で分析を行った(26事業者のうち3事業者については、調査対象期間中に都道府県から指定保安検査機関に検査実施主体が変更している。)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		都道府県で受検している場合(22事業者)	指定保安検査機関で受検している場合(7事業者)	
手数料		27,000円	27,000円	調査対象とした事業者における受検手数料は、都道府県、指定保安検査機関とも同額となっている。 なお、【参考：高圧ガス保安法の手数料との比較】参照
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	12,000円 (5.3人時間) (内訳) 事前相談0.4人時間 実地検査4.9人時間	7,000円 (3.0人時間) (内訳) 実地検査3.0人時間	都道府県で受検の場合の事前相談については、全22事業者中、過半の13事業者から事前相談している旨回答があったもので、これらの合計を全事業者数で除して算出している。 実地検査については、都道府県で受検の場合は1人1時間から5人2時間まで、指定保安検査機関で受検の場合は1人1時間から2人2時間まで回答状況に幅があり、これらを平均したものである。
	旅費	7,000円		書類提出に係るもの 県内移動旅費(7,000円)を使用 指定保安検査機関で受検の場合は、申請書類は郵送で提出される場合が多い。
機会費用				平均2ないし4時間の停止時間となっているが、業務への支障は生じていないと回答している事業者が多い。
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		4,000円 (1.7人時間、6枚)	2,000円 (0.7人時間、2枚)	
部外委託経費		(65,000円)	(71,000円)	検査会社の事前検査を受けること等を内容とする部外委託経費を要している事業者が、都道府県で受検している場合に15事業者、指定保安検査機関で受検している場合に5事業者あった。
事前準備コスト		(7,400円)	(9,300円)	試験準備等のコストをあげている事業者が、都道府県で受検している場合に4事業者、指定保安検査機関で受検している場合に1事業者あった。
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		(22,000円)	(11,000円)	日常点検に要する費用。年額平均(事業者により実施内容は異なる。)
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		50,000円	36,000円	、については、一部の事業者から回答があったものであるため、合計に含めていない。 については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計に含めていない。
		、及びの合計		

【参考：高圧ガス保安法の手数料との比較】

事業者は、バルクローリーの稼働率を上げるため、法の充てん設備の許可と併せて高圧ガス保安法に基づく移動式製造設備の許可を同時に取得している場合があり、この場合は法の充てん設備の保安検査を受検すれば高圧ガス保安法の保安検査を受検する必要がないこととされている。しかし、高圧ガス保安法の保安検査手数料が事務所としての総処理容積当たりで定められていることに対し、法の保安検査手数料はバルクローリー1台当たりと定められているため、法による手数料が適用されることにより負担感を感じているとの意見が一部の事業者からあった。

[今回調査の事業者例]

平成11年度：6万7,000円(高圧ガス保安法に基づく移動式製造設備として受検。処理容積100万立法メートル以上500万立法メートル未満の場合の手数料)

平成12年度：24万3,000円(法に基づく充てん設備として受検。1台当たり手数料2万7,000円×9台)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

9 道府県及び 5 指定保安検査機関の計 14 検査検定実施主体を調査対象として、平成 9 年度から 13 年度における状況を調査した。なお、指定保安検査機関は、平成 12 年 2 月末現在で 16 機関となっている。

区分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説明
		道府県	指定保安検査機関	
検査検定 実施コスト	人件費	7,000 円 (3.2 人時間) (内訳) 書類審査 0.8 人時間 実地検査 2.4 人時間	21,000 円 (9.2 人時間) (内訳) 事前相談 0.5 人時間 書類審査 0.5 人時間 実地検査 8.2 人時間	道府県においては、左記のほか、事前相談を受けているという実施主体が 3 実施主体 (平均 0.2 人時間) あった。
	旅費	7,000 円	7,000 円	県内移動旅費を使用
機器運搬コスト		-	-	指定保安検査機関において、車両リース及びガソリン代のコストを要しているとの回答もあるが、検査機器運搬のために必須のものかは不明
機器維持管理コスト		1	2	1 1 県から、ガス漏れ検査装置の点検等にコストを要しているとの回答あり 2 2 指定保安検査機関から、検査機器の減価償却や精度確認にコストを要しているとの回答あり
その他	×	-	-	
合計		14,000 円	28,000 円	については、回答がなかった検査検定実施主体におけるコストの状況が判断できないので、合計に含めていない。

10 制度改変の影響

(1) コスト	受検者において、都道府県で受検している場合に比較して、指定保安検査機関で受検している場合に、「受検対応コスト (人件費)」及び「書類作成コスト」の各項目にコスト負担が少ない状況がみられた。 調査対象とした検査検定実施主体においては、道府県では平成 10 年度から、指定保安検査機関では 11 年度から保安検査が実施されているが、指定保安検査機関の参入により行政側 (道府県) の検査実施コストに特段の変化はみられなかった。
(2) 選択範囲	申請書類の提出方法について、都道府県で受検している場合に比較して、指定保安検査機関で受検する場合に「郵送」の割合が増加している状況がみられる。
(3) その他	なし

検査検定制度名等	経産 20: 特定液化石油ガス器具等の適合性検査
----------	--------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 20
(2) 制度名	特定液化石油ガス器具等の適合性検査
(3) 根拠法令等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>特定液化石油ガス器具等の安全性を確保すること。</p> <p>特に危険性が高いものとして定める特定液化石油ガス器具等については、国が認定（承認）する第三者検査機関による技術基準への適合性検査を義務付ける（平成 12 年に法改正を行い、第一種液化石油ガス器具等（政府認証）・第二種液化石油ガス器具等（自己確認・自主保安）という区分を改正し、特定液化石油ガス器具等（第三者認証）・特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等（自己確認・自主保安）とした。）</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[改変後]</p> </div> </div> <p>指定検定制度機関は、(財)日本ガス機器検査協会及び(財)日本エルピーガス機器検査協会 個別検査・型式検査は選択可能</p> <p>認定(承認)検査機関は、(財)日本ガス機器検査協会及び(財)日本エルピーガス機器検査協会 個別検査・型式検査は選択可能 旧第一種器具等で特定以外の器具等となった 2 品目については自主検査へ移行</p>
(3) 施行年月日	昭和 42 年 12 月 28 日（改正法：平成 12 年 10 月 1 日）
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度の見直し 平成 11 年 3 月 31 日： 2 品目について、第一種液化石油ガス器具等（政府認証）から第二種液化石油ガス器具等（自己確認・自主保安）に移行</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 12 年 10 月 1 日： 政府認証（指定検定制度機関）方式から第三者認証方式に変更した。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 検査検定制度実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日： 第三者認証機関について、認定（承認）制度から登録制度に移行</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	特定液化石油ガス器具等 （根拠法令等名：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号。以下「施行令」という。）別表第二）
(2) 検査検定制度受検者	特定液化石油ガス器具等の販売の事業を行うために製造又は輸入をしようとする者 （根拠法令等名：法第 47 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	第三者認証（財団法人日本ガス機器検査協会、財団法人日本エルピーガス機器検査協会） （根拠法令等名：法第 51 条第 1 項又は第 63 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	財団法人日本ガス機器検査協会：検査所は、東京・名古屋・大阪の 3 か所 財団法人日本エルピーガス機器検査協会：東京

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	液化石油ガス器具等の技術上の基準 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年通商産業省令第 23 号）別表第 3
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	使用前の随時 （根拠法令等名：法第 47 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	認定検査機関において規定	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）（型式検査か個別検査かは選択可能）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	認定検査機関又は承認検査機関 （根拠法令等名：法第 47 条第 2 項）
(6) 合格付与方法	適合性検査証明書の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	5 年 （根拠法令等名：施行令別表第二）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					73
(2) 検査検定実施件数	6,207	5,319	5,333	5,505	4,359
(3) 手数料収入総額	359,655	338,467	307,361	317,749	232,532

(注) 1 「対象事業者数」には、特定液化石油ガス器具等の製造、輸入を行う事業者の数を記載した。
 2 平成12年度の「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」には、政府認証分と第三者認証分を合算している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、検査検定実施主体の見直しが行われており、一部の品目については平成11年3月31日に自己確認・自主保安に移行している。また、平成12年10月1日に政府認証方式から第三者認証方式に移行している。
 コスト分析に当たっては、個別検査を中心に、変更の前後の変化について平均的な状況を整理した(制度変更前の型式検査については検査実績が少ない。)

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、13の事業者を調査対象とした。
 以下のコスト分析においては、13事業者の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト				説明
		変更前 (個別検査)	変更後			
			(個別検査)	(型式検査)	(自己確認・自主保安)	
手数料		140,000円	57,000円	390,000円		変更後の個別検査については、割引制度が導入されている。
手数料以外の納付金		17,000円	17,000円	17,000円		検査官の交通費等(ブロック内1往復×1人として計算)
受検対応コスト	人件費	22,000円 (10人時間)	21,000円 (9人時間)	21,000円 (9人時間)		
	旅費	17,000円	17,000円	17,000円		申請等にブロック内1往復×1人として計算
機会費用	×					
運搬コスト		3,000円	3,000円	3,000円		サンプルの送付
保管コスト	×					
書類作成コスト		2,000円 (10枚、1人時間)	2,000円 (10枚、1人時間)	1,000円 (5枚、0.3人時間)	2,000円 (変更前と同額を計上)	
部外委託経費 事前準備コスト	×					設備点検等を委託している場合がある。
法定自主点検コスト		7,000円 (3人時間)	7,000円 (3人時間)	7,000円 (3人時間)	7,000円 (変更前と同額を計上)	
任意自主点検コスト						社内校正等を行っている場合がある。
インセンティブ適用コスト	×					
その他	×					
合計		208,000円	124,000円	456,000円 (5年に1回)	9,000円	(、、、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 日本ガス機器検査協会の3検査所を調査対象とした(日本エルピーガス機器検査協会については、ガス栓のみを対象としており、今回調査した事業者にはガス栓製造業者がなかったことから、以下のコスト分析においては日本エルピーガス機器検査協会分を含めていない。)
 以下のコスト分析は、日本ガス機器検査協会3検査所の平均的な状況を整理した(なお、制度変更前後における変化はなかったため、前後比較の形式とはしていない。)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		個別検査	型式検査	
検査検定実施コスト	人件費	58,000円 (25人時間)	88,000円 (38人時間)	
	旅費	17,000円	17,000円	ブロック内1往復×1人として計算 ただし、交通費等については受検者が負担する。
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト				検査用機器の減価償却費等で、3検査所合計で1億9,000万円/年間
その他	×			
合計		75,000円	105,000円	については、1件当たりのコストを算出することが困難なことから合計には含めていない。

10 制度変更の影響

(1) コスト	制度変更により政府認証から第三者認証に移行した品目については、制度変更前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、全体のコストは低減している。また、自己確認・自主保安に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。さらに、制度変更に伴って、個別検査から型式検査に受検方法を変更した例があり、長期的にみればコスト低減が期待できる。 平成9年度から10年度における年間平均受検件数からみると、ガス栓を除く全体件数は1,363件、うち第三者認証移行分は1,150件、自己確認・自主保安移行分は213件であるから、第三者認証移行に伴うコスト減1件当たり8万4,000円、自己確認・自主保安移行に伴うコスト減1件当たり19万9,000円を乗ずると、それぞれ9,700万円、4,200万円、計約1億3,900万円のコスト減と試算される。
(2) 選択範囲	政府認証から第三者認証に移行した品目については、検査検定実施主体は財団法人日本ガス機器検査協会、財団法人日本エルピーガス機器検査協会(ガス栓のみ)のみで他の機関の参入はまだなく、選択範囲の変化はない。 また、自己確認・自主保安に移行した品目については、従前のように検査実施時期等について検査検定実施主体と調整する必要がなくなり、自社の都合に合わせた検査実施が可能になっている。
(3) その他	なし

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 21
(2) 制度名	火薬類の製造施設等の検査 (製造施設等の完成検査、製造施設等の変更の検査、保安検査)
(3) 根拠法令等名	[完成検査] 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。) 第 15 条第 1 項 [変更検査] 法第 15 条第 2 項 [保安検査] 法第 35 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	火薬類の製造施設や火薬庫が、許可どおりに作られ、維持されているかを国等が確認することにより、火薬類による災害の防止、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>[完成検査、変更検査]</p> <p>火薬類の製造の許可又は火薬庫の設置等の許可を受けた者は、火薬類の製造施設や火薬庫の設置・変更工事を行う際に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければこれを使用してはならない。</p> <p>なお、認定完成検査実施者として認定を受けた者は、自らの変更工事に係る完成検査を行うことができる。</p> <p>[保安検査]</p> <p>火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって経済産業省令で定めるもの (以下「特定施設」という。) 又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、年に 1 回、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。</p> <p>なお、認定保安検査実施者として認定を受けた者は、自らの特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行うことができる。</p> <p>[フロー図]</p> <p>[完成検査、変更検査]</p> <p>[保安検査]</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 11 月 3 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定制度の見直し</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日: 変更検査について、保安の維持に影響のない「軽微な変更」については、許可から届出に移行</p> <p>検査検定制度実施主体の見直し</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日: 経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査・変更検査・保安検査について、公平性、検査の能力等を有する指定検査機関による検査を可能とする。【指定検査機関制度の導入】</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日: 経済産業大臣又は都道府県知事が行う変更検査・保安検査のうち、十分の検査体制を有する者として国の認定を受けた事業者については自主検査を認める。【認定検査実施者制度の導入】</p> <p>検査検定制度の内容の見直し</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日: 保安検査について、検査項目に「保安の確保のための組織及び方法」が追加</p> <p>検査検定制度の見直し</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日: 保安検査について、「土堤・簡易土堤・防爆壁」の保安検査の周期を 3 年に 1 回に延長</p> <p>その他 (手数料の見直し)</p> <p>平成 12 年 7 月 1 日: 保安検査について、従来は国及び都道府県が、施設等の維持義務を監督し、保安を確保する上で、定期立入検査の色彩が強かったため、受検料が無料となっていたが、指定保安検査機関及び認定保安検査実施者の制度が導入されることとなり、保安検査に係る手数料につき有料化されている。</p>

3 検査検定制度の対象

(1) 検査検定制度の対象の名称・範囲等	<p>[完成検査、変更検査]</p> <p>新設又は変更の工事を行った火薬類製造施設及び火薬庫 (根拠法令等名: 法第 15 条)</p> <p>[保安検査]</p> <p>特定施設 (危険工室、火薬類一時置場、日乾場、移動式製造設備用工室、移動式製造設備) 又は火薬庫並びにこれらの施設における、保安の確保のための組織及び方法 (根拠法令等名: 法第 35 条、火薬類取締法施行規則 (昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。) 第 44 条の 2)</p>
----------------------	--

(2) 検査検定受検者	<p>[完成検査、変更検査] 火薬類製造施設等を設置、変更工事の許可を受けて火薬類製造施設等の設置、変更工事を行った者 (根拠法令等名:法第 15 条)</p> <p>[保安検査] 火薬類製造者又は火薬庫の所有者若しくは占有者 (根拠法令等名:法第 35 条、施行規則第 44 条の 2)</p>
-------------	--

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国 の 機 関] 地方経済産業局(対象施設:火薬・爆薬の製造所、産業用以外の火工品の製造所) (根拠法令等名:法第 15 条及び第 35 条、火薬類取締法施行令(昭和 25 年政令第 323 号、以下「施行令」という。)第 17 条)</p> <p>[地 方 公 共 団 体] 都道府県(対象施設:煙火製造所、産業用の火工品のみの製造所) (根拠法令等名:法第 15 条及び第 35 条、施行令第 16 条)</p> <p>[指定検査機関等] 指定完成検査機関・指定保安検査機関として認められた公益法人・民間法人 (根拠法令等名:法第 15 条及び第 35 条)</p> <p>[自主確認・自主保安] 認定完成検査実施者・認定保安検査実施者として認められた者 (根拠法令等名:法第 15 条及び第 35 条)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>地方経済産業局(8)、沖縄総合事務局 都道府県(47) 指定検査機関(1:県内の火薬庫の保安検査のみを実施する機関) 認定検査実施者:0(平成 16 年 1 月現在、認定実績なし。)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>[完成検査、変更検査] 法第 15 条、施行規則第 44 条別表第 1 及び別表第 2</p> <p>[保安検査] 法第 35 条、施行規則第 44 条の 5 別表第 3</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[完成検査、変更検査] 火薬類製造施設等を設置又は変更工事の許可を得て、設置又は変更工事を行ったのち、実際に使用する前に実施する。 (根拠法令等名:法第 15 条)</p> <p>[保安検査] 特定施設及び火薬庫について、1年に1回(土堤、簡易土堤及び防爆壁については3年に1回) (根拠法令等名:規則第 44 条の 2)</p>										
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可										
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[完成検査、変更検査] 国の場合:72,200 円</p> <p>[保安検査] 国の場合:特定施設の数が</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>25 以下の場合</td> <td>77,800 円</td> </tr> <tr> <td>26 以上 60 以下の場合</td> <td>124,300 円</td> </tr> <tr> <td>61 以上 95 以下の場合</td> <td>170,800 円</td> </tr> <tr> <td>96 以上 130 以下の場合</td> <td>217,200 円</td> </tr> <tr> <td>131 以上の場合</td> <td>260,800 円</td> </tr> </table> <p>(根拠法令等名:施行令第 11 条)</p>	25 以下の場合	77,800 円	26 以上 60 以下の場合	124,300 円	61 以上 95 以下の場合	170,800 円	96 以上 130 以下の場合	217,200 円	131 以上の場合	260,800 円
25 以下の場合	77,800 円										
26 以上 60 以下の場合	124,300 円										
61 以上 95 以下の場合	170,800 円										
96 以上 130 以下の場合	217,200 円										
131 以上の場合	260,800 円										
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p>									
	製品等	<p>型式 個別(全個) 個別(抽出)</p> <p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>									
(5) 合格付与権者	地方経済産業局長、都道府県知事 (根拠法令等名:法第 15 条)										
(6) 合格付与方法	完成検査証・保安検査証の交付										
(7) 検査検定の有効期間	<p>[完成検査、変更検査] なし</p> <p>[保安検査] 有効期間とは異なるが、毎年1回保安検査を受けることとなっている。 (根拠法令等名:施行規則第 44 条の 2)</p>										

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	<p>[完成検査、変更検査] 十分の検査体制を有する者として経済産業大臣の認定を受けた者(認定完成検査実施者)は、自らの変更工事に係る完成検査を行うことができる(認定完成検査実施者としての認定の有効期間は5年間)。 (根拠法令等名:法第 15 条第 2 項第 2 号)</p> <p>[保安検査] 十分の検査体制を有する者として経済産業大臣の認定を受けた者(認定保安検査実施者)は、自らの特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行うことができる(認定保安検査実施者としての認定の有効期間は5年間)。 (根拠法令等名:法第 35 条第 1 項第 2 号)</p>
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数(注1)	-	-	-	-	-
(2) 検査検定実施件数	3,913	4,639	4,328	4,576	2,564
完成検査・変更検査	372	389	343	376	318
うち、国が実施	89	93	89	117	97
うち、都道府県が実施	283	296	254	259	221
保安検査	3,541	4,250	3,985	4,200	2,246
うち、国が実施	40	42	41	42	42
うち、都道府県が実施	3,501	4,208	3,944	4,158	2,204
(3) 手数料収入総額	17,172	18,152	15,938	18,040	108,455
完成検査・変更検査	17,172	18,152	15,938	18,040	14,037
保安検査(注2)	-	-	-	-	94,418

(注) 1 受検者の申請をもって「受検者」の特定する以上の事務は行ってないため、受検の対象となる事業者全体の数の把握は困難
2 保安検査は、平成12年7月以前は手数料を徴収していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成12年7月に、従来の国・都道府県による検査に加えて、a)完成検査・変更検査・保安検査については指定検査機関制度が導入され、かつ、b)変更検査・保安検査については認定検査実施者制度(インセンティブ制度に基づく自主検査化)が導入されるという制度改変が行われている。
しかし、平成16年1月現在、a)指定検査機関として指定を受けた公益法人・民間法人、及びb)認定検査実施者として認定を受けた事業者はほとんど存在しないことから、当該制度改変による影響を把握することはできなかった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
当該検査制度の受検者である23事業者(11都道府県)を対象として調査を実施した。うち、過去数年間に完成検査・変更検査・保安検査を受検したことのある事業者数は、それぞれ、11、16、23事業者であった。

[完成検査の場合]

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		都道府県の場合 平成11年度以前 42,000円 平成12年度以降 <u>41,000円</u> 国(地方経済産業局)の場合 平成11年度以前 70,100円 平成12年度以降 72,200円	都道府県における検査手数料は条例により定められているが、今回調査を行った6自治体においては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準拠しており、すべて同一の手数料が設定されている。 ここでのコスト計算においては、検査実績の多い都道府県における手数料(41,000円)を採用した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト		17,000円 (7人時間)	事前相談及び実地検査に要する人件費。半数近い事業者において、事前相談として地方経済産業局や都道府県に訪問している。
旅費		15,000円	事前相談時に、地方経済産業局や都道府県を訪問する際に要する旅費
機会費用	×		施設稼働前の検査であるため、機会費用は発生せず。
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		6,000円(6枚)	
部外委託経費			1事業者のみ、接地抵抗測定のために部外委託を行っているとの回答があったが、全体の傾向とはいえない。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		製造施設・火薬庫の定期自主点検(法定)、巡回点検等に要するコストとして計上する事業者が多かったが、施設稼働後に発生するものであり、当該完成検査に付随するコストとはいえないため削除(後述の保安検査に併せて計上)
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		79,000円 (、及びの合計)	は4万1,000円で計算した。

【変更検査の場合】

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		都道府県の場合 平成11年度以前 25,000円 平成12年度以降 <u>23,000円</u> 国(地方経済産業局)の場合 平成11年度以前 70,100円 平成12年度以降 72,200円	都道府県における検査手数料は条例により定められているが、今回調査を行った6自治体においては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に準拠しており、すべて同一の手数料が設定されている。 ここでのコスト計算においては、検査実績の多い都道府県における手数料(2万3,000円)を採用した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	23,000円 (10人時間)	事前相談及び実地検査に要する人件費。半数近い事業者において、事前相談として地方経済産業局や都道府県に訪問している。その他の事業者においても、電話での事前相談などを実施
	旅費	23,000円	事前相談時に、地方経済産業局や都道府県を訪問する際に要する旅費
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		5,000円(5枚)	回答事業者のうち、検査前の許認可時に提出する書類作成に要するコストを記入した4事業者については計上せず。
部外委託経費			1事業者のみ、接地抵抗測定のために部外委託を行っているとの回答があったが、全体の傾向とはいえない。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		製造施設・火薬庫の定期自主点検(法定)、巡回点検等に要するコストとして計上する事業者が多かったが、施設稼働後に発生するものであり、当該完成検査に付随するコストとはいえない(後述の保安検査に併せて計上)。
インセンティブ適用コスト	×		これまで認定実績が存在しない。
その他	×		
合計		74,000円 (、及びの合計)	は2万3,000円で計算した。

【保安検査の場合】

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		A)製造施設	B)火薬庫	
手数料		平成11年度以前 無料 平成12年度以降 <u>77,800円</u>	平成11年度以前 無料 平成12年度以降 <u>41,000円</u>	平成12年7月以降、それまで無料であった当該検査が有料化されている。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	79,000円 (34人時間)	16,000円 (6人時間)	事前相談及び実地検査に要する人件費。半数近い事業者において、事前相談として地方経済産業局や都道府県に電話で相談している。
	旅費			事前相談時に、地方経済産業局や都道府県を訪問しているケースを回答していたが、大半は電話相談であり、コストには計上せず。
機会費用		【参考】施設停止時間 6時間/年	【参考】施設停止時間 7時間/年	ほとんどの事業者が、施設が稼働していない時期・時間帯に受検しているため、機会費用は発生しないとの回答であった。
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		6,000円(3枚)	3,000円(2枚)	申請書1枚のみを提出するケースが大半
部外委託経費				2事業者のみ、接地抵抗測定のために部外委託を行っているとの回答があったが、全体の傾向とはいえない。
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト		13,000円/施設	8,000円/施設	法第35条の2に基づく定期自主点検に要するコストを計上。巡視・施設設備点検などを実施。年間コスト総額を、保有施設数で割り戻した値を採用した。
任意自主点検コスト		83,000円/施設	96,000円/施設	上記法定自主点検とは別途、日常的に巡視・草刈り等の整備を行っているコストを計上。年間コスト総額を、保有施設数で割り戻した値を採用した。
インセンティブ適用コスト	×			これまで認定実績が存在しない。
その他	×			
合計		受検1件当たりコスト 162,800円/件 (、及びの合計)	受検1件当たりコスト 60,000円/件 (、及びの合計)	法定自主点検コスト、任意自主点検コストについては、施設数・施設規模に応じて異なるものであると判断し、別計上とした。なお、調査対象とした事業者1社当たり平均保有施設数は、製造施設31、火薬庫7であった。
		1施設当たり保守コスト 96,000円/施設・年 (及びの合計)	1施設当たり保守コスト 104,000円/施設・年 (及びの合計)	

(3)検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 検査を実施している14主体(うち、5地方経済産業局、8都道府県9機関)を対象として調査を実施した。

[完成検査の場合]

区分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費		10,000円 (4人時間)	主に実地検査に要する人件費を計上。一部、事前相談として検査内容に関する相談を受けているケースもあり。
	旅費		11,000円	
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト		×		
その他		×		
合計			21,000円	

[変更検査の場合]

区分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費		13,000円 (6人時間)	主に実地検査に要する人件費を計上。一部、事前相談として検査内容に関する相談を受けているケースもあり。
	旅費		19,000円	
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト		×		
その他		×		
合計			32,000円	

[保安検査の場合]

区分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費		23,000円 (10人時間)	主に実地検査に要する人件費を計上。一部、事前相談として検査内容に関する相談を受けているケースもあり。
	旅費		24,000円	
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト		×		
その他		×		
合計			47,000円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>指定検査機関制度、認定検査実施者制度が導入されているが、指定実績・認定実績がほとんど存在しないために、当該制度改変によるコストへの直接的な影響はみられない。一方で、当該制度改変に伴い、従来は無料で実施していた保安検査が有料化されたことにより、受検者にとってのコスト負担状況は増加している。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>指定検査機関制度、認定検査実施者制度が導入されているが、指定検査機関は1者のみであり、かつ管轄範囲も限定的であることから、受検者にとっての選択範囲には影響を及ぼしていない。この点について、受検者、検査実施主体としての都道府県の意見では、「検査の対象となる事業者が全国でも限られていること、受検手数料が安価であることにより、検査機関としての事業採算制が見込まれにくい。」「同業の団体・事業者が指定検査機関になった場合、企業秘密の保護などの情報管理の面で依頼しにくい。」などの理由により、指定検査機関の実現性は低いのではないかとのことであった。</p> <p>一方、認定検査実施者制度が導入されたことにより、受検者にとって、認定を受けるか否かの選択範囲の幅が広がっているが、実際には認定実績が存在しない。この点について、受検者の意見では「認定を受けるために必要な社内保守管理体制等の維持管理コストが大きい。」「認定を受けるための手数料が比較的高額である。」「認定の有効期間が5年に限られている。」などの理由により、従来の国や都道府県による検査を受検する方を選択しているとのことであった。</p>
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 22: 機械器具等についての性能検査
----------	-----------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 22
(2) 制度名	機械器具等についての性能検査
(3) 根拠法令等名	鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 9 条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院保安課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>鉱山労働者の人命に直接関わる鉱山施設について、おおむね 2 年ごとに性能検査を実施し、もって鉱山労働者の安全を確保すること。</p>
(2) 制度の概要	<p>ある一定以上の安全性が確保されていない場合は、鉱山労働者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、建設物、工作物その他の施設について、鉱業権者はおおむね 2 年ごとに鉱山保安監督部長による性能検査を受け、これに合格しなければ使用してはならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (鉱業権者)] -- "施設設置・変更の認可申請" --> B[国 (鉱山保安監督部)] B -- "認可" --> A A -- "(工事完了等) 工事完成届" --> B B -- "落成検査実施 検査書交付" --> A A -- "(一部施設について、 一定期間ごとに) 性能検査申請" --> B B -- "性能検査実施 検査証交付" --> A </pre> <p>鉱業権者から、鉱山保安監督部長宛、検査申請書を提出 鉱山保安監督部長は、期日を定めて性能検査を実施 鉱山保安監督部長から、鉱業権者宛、施設検査証を交付</p>
(3) 施行年月日	昭和 24 年 8 月 12 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定対象の見直し</p> <p>平成 10 年 4 月 1 日： 検査対象となる高圧ガス製造施設の範囲について、一日に製造する高圧ガスの容積 30 立方メートル以上から 100 立方メートル以上に変更</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>最高使用圧力 0.4 メガパスカル以上の汽缶又は特殊汽缶 (根拠法令等名：鉱山保安規則（平成 6 年通商産業省令第 13 号。以下「規則」という。）第 83 条第 1 項第 1 号及び第 89 条第 4 項)</p> <p>石炭鉱山における人を運搬する巻揚装置 (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 6 号及び第 89 条第 4 項)</p> <p>石炭鉱山における人を運搬するベルトコンベア (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 7 号及び第 89 条第 4 項)</p> <p>石炭鉱山における人を運搬するリフト (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 7 号の 2 及び第 89 条第 4 項)</p> <p>石油鉱山における掘削バージ (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 9 号及び第 89 条第 4 項)</p> <p>金属鉱山等における人を運搬する施設（巻揚装置に限る。） (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 18 号及び第 89 条第 4 項)</p> <p>高圧ガス製造施設 (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 33 号及び第 89 条第 4 項)</p> <p>石油鉱山における高圧ガス処理プラント (根拠法令等名：規則第 83 条第 1 項第 35 号及び第 89 条第 4 項)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>鉱業権者 (根拠法令等名：規則第 89 条第 4 項)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 鉱山保安監督部 (根拠法令等名：規則第 89 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	鉱山保安監督部（9）

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則
---------	----

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	おおむね2年ごと (根拠法令等名：規則第89条第4項)																																																					
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可																																																					
(3) 検査検定の受検手数料	<p>検査対象物の種類・規模により手数料額が設定されている。下記は一例。 最高使用圧力0.4メガパスカル以上の汽缶又は特殊汽缶</p> <p>[汽缶]</p> <table border="1"> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>10平方メートル未満</td> <td>1基当たり</td> <td>21,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10以上40未満</td> <td></td> <td>26,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40以上100未満</td> <td></td> <td>31,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100以上200未満</td> <td></td> <td>37,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200以上400未満</td> <td></td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400以上600未満</td> <td></td> <td>47,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600以上800未満</td> <td></td> <td>53,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>800以上</td> <td></td> <td>58,500円</td> </tr> </table> <p>[特殊汽缶]</p> <table border="1"> <tr> <td>内容積</td> <td>5立方メートル未満</td> <td>1基当たり</td> <td>16,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5以上</td> <td></td> <td>20,800円</td> </tr> </table> <p>高压ガス製造施設 コンプレッサの原動機のキロワット数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>200未満</td> <td>コンプレッサ1基当たり</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200以上500未満</td> <td></td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500以上</td> <td></td> <td>44,900円</td> </tr> </table> <p>(根拠法令等名：鉱山施設性能検査等手数料規則(昭和26年通商産業省令第77号))</p>		伝熱面積	10平方メートル未満	1基当たり	21,100円		10以上40未満		26,500円		40以上100未満		31,700円		100以上200未満		37,100円		200以上400未満		43,000円		400以上600未満		47,600円		600以上800未満		53,100円		800以上		58,500円	内容積	5立方メートル未満	1基当たり	16,400円		5以上		20,800円		200未満	コンプレッサ1基当たり	25,500円		200以上500未満		35,000円		500以上		44,900円
伝熱面積	10平方メートル未満	1基当たり	21,100円																																																			
	10以上40未満		26,500円																																																			
	40以上100未満		31,700円																																																			
	100以上200未満		37,100円																																																			
	200以上400未満		43,000円																																																			
	400以上600未満		47,600円																																																			
	600以上800未満		53,100円																																																			
	800以上		58,500円																																																			
内容積	5立方メートル未満	1基当たり	16,400円																																																			
	5以上		20,800円																																																			
	200未満	コンプレッサ1基当たり	25,500円																																																			
	200以上500未満		35,000円																																																			
	500以上		44,900円																																																			
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地																																																			
		運転中	運転停止																																																			
	製品等	型式	個別(全個)	個別(抽出)																																																		
		書面	実地																																																			
		検査場内	現地																																																			
(5) 合格付与権者	鉱山保安監督部長 (根拠法令等名：規則第90条)																																																					
(6) 合格付与方法	検査証の交付																																																					
(7) 検査検定の有効期間	次回の検査までの期間(原則2年間) (根拠法令等名：規則第89条第4項及び第7項)																																																					

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	-	-	-	-	57
汽缶又は特殊汽缶	-	-	-	-	19
巻揚装置	-	-	-	-	2
ベルトコンベア	-	-	-	-	1
巻揚装置(金属鉱山等)	-	-	-	-	9
高压ガス製造施設	-	-	-	-	21
高压ガス処理プラント	-	-	-	-	5
(2) 検査検定実施件数	176	232	232	187	220
汽缶又は特殊汽缶	27	28	25	23	25
巻揚装置	2	4	2	4	2
ベルトコンベア	3	4	1	4	0
巻揚装置(金属鉱山等)	11	4	11	4	11
高压ガス製造施設	119	184	179	144	168
高压ガス処理プラント	14	8	14	8	14
(3) 手数料収入総額	5,009	6,245	6,638	5,069	6,727
汽缶又は特殊汽缶	787	962	796	706	995
巻揚装置	92	92	92	94	141
ベルトコンベア	58	104	29	112	0
巻揚装置(金属鉱山等)	283	109	283	113	289
高压ガス製造施設	3,041	4,671	4,690	3,730	4,534
高压ガス処理プラント	748	307	748	314	768

(注) 対象事業者数の平成12年度までの値は不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 10 年 4 月に、検査対象となる「高圧ガス製造施設」の範囲について、一日に製造する高圧ガスの容積 30 立方メートル以上から 100 立方メートル以上に変更が行われている。
しかし、今回調査対象とした事業者において、制度改変により検査対象から除外された 30 立方メートル以上、100 立方メートル未満の当該施設を保有する事業者が存在しなかったことから、当該制度改変による影響を把握することはできなかった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【高圧ガス製造施設の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
対象施設の中で、最も受検実績の多い『高圧ガス製造施設』に焦点を当て、同施設を保有している事業者 5 社（全国 21 社中）に調査を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		35,000 円 【参考】コンプレッサ 1 基当たり手数料 原動機 200kW 未満 25,500 円 200kW 以上 500kW 未満 35,000 円 500kW 以上 44,900 円	コンプレッサの原動機のキロワット数により料金が異なるため、回答の得られた受検者が支払っている受検料の平均値を記載した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	210,000 円 (93 人時間)	事前相談及び実地検査に要する人件費を計上
	旅 費	×	
機 会 費 用		【参考】施設停止時間数 平均 248 時間 上下限 4~708 時間	すべての事業者において、受検対応のために施設の稼働を停止するとの回答があったが、当該施設の年間稼働状況が施設種類により区々であるため、参考提示とした。
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		4,000 円 (1 枚)	申請書 1 枚
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト		2,900,000 円 / 年	規則第 91 条に基づく検査準備等に投入されるコスト。検査前の点検整備、データ測定等が行われる。なお、回答の得られなかった 2 事業者も、コストとしては発生しているが計測不能としている。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		13,000,000 円 / 年	日常的・定期的な点検業務及び機器の整備・メンテナンス等も含まれる。
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		受検時（受検年度）に発生するコスト 249,000 円 / 件 (、及びの合計) 毎年発生するコスト 15,900,000 円 / 年 (及びの合計)	おおむね 2 年に 1 回受検する。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
検査実績のある各鉱山保安監督部 2 拠点を対象に調査を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	30,000 円 (13 人時間)	実地検査に要する人件費
	旅 費	33,000 円	実地検査に要する旅費
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		63,000 円	

検査検定制度名等	経産 23:坑内用品の検定
----------	---------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 23
(2) 制度名	坑内用品の検定（坑内用品の検定、検定合格品の検査）
(3) 根拠法令等名	鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 7 条 鉱山坑内用品検定規則（昭和 24 年通商産業省令第 36 号。以下「検定規則」という。）
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院鉱山保安課石炭保安室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>鉱山の坑内で使用する機械器具、火薬類については、その種類、型式、精度等が不適切又は不良である場合、それが原因で災害が発生する可能性があるため、坑内で使用する機器火薬類等の特殊な構造又は性能が必要なものについては保安上特に重要であるため、検定を実施する。</p>
(2) 制度の概要	<p>受検者である坑内用品の製造業者等は、検定実施主体である独立行政法人製品評価技術基盤機構（経済産業大臣が同機構に検定に係る事務を委任している。）の理事長に対し検定申請書と共に現品を提出し、機構は検定を行う。機構は、検定に合格した場合、合格証を交付する。</p> <p>検定の種類及び内容は下記の通り。</p> <p>種類別検定：火薬、爆薬、爆薬安全被筒、一酸化炭素検定器の検知管及び別に告示する坑内用品について実施する。</p> <p>型式検定：上記の種類別検定対象用品以外の坑内用品について実施する。</p> <p>抜取検定：上記の種類別検定に合格した坑内用品について実施することができる。</p> <p>箇別検定：上記の型式検定に合格した坑内用品について実施することができる。</p> <p>特別型式検定：鉱山保安規則（平成 6 年通商産業省令第 13 号）第 114 条第 1 項ただし書の坑内用品であって、石炭鉱山又は石油坑において使用中のものについて実施することができる。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 24 年 8 月 12 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定実施主体の見直し</p> <p>平成 9 年 4 月 1 日：検定品目の一部を資源環境技術総合研究所から製品評価技術センターへ移管</p> <p>平成 10 年 4 月 1 日：検定品目の一部を資源環境技術総合研究所から製品評価技術センターへ移管</p> <p>平成 11 年 5 月 19 日：検定業務を資源環境技術総合研究所から製品評価技術センターへ全面移管</p> <p>平成 13 年 4 月 1 日：製品評価技術センターが独立行政法人化され、製品評価技術基盤機構となる。</p> <p>検査検定基準の内容の見直し</p> <p>平成 8 年 3 月：電気機械及び電気器具検定の試験方法の改正</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>鉱山坑内用品（火薬類、爆薬安全被筒、発破用電気点火器、照明器具、電気機械及び電気器具、火花又は高熱を発生する機械及び器具、電線、弱電流電線、内燃機関を動力とする機械及び車両、各種ガス検定器（精密可燃性ガス検定器・炭酸ガス検定器・一酸化炭素検定器）、測じん器、測風器、可燃性ガス自動警報器、救命器（酸素呼吸器・簡易救命器・酸素発生式自己救命器・一酸化炭素用自己救命器・防毒面））</p> <p>（根拠法令等名：法第 7 条第 1 項。鉱山保安規則第 114 条～第 116 条）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>鉱山坑内用品を製造し、販売し、輸入し、又は所有する者</p> <p>（根拠法令等名：検定規則第 4 条）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]独立行政法人製品評価技術基盤機構 (根拠法令等名:法第7条第3項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	製品評価技術基盤機構(北海道、東京及び福岡)

5 検査検定基準

名称・法令等名	鉱山坑内用品検定試験方法(旧資源環境技術総合研究所長が定めたもの) (根拠法令等名:検定規則第3条)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	検査検定の対象となる設備、製品等の使用前 [種類別検定、型式検定] 坑内用品を坑内で使用するために製造し、販売し、又は輸入したときで、坑内で使用する前 [抜取検定、箇別検定] 種類別検定又は型式検定に合格したもので、検定規則第114条第2項及び第115条第2項に規定の坑内用品を坑内で使用する前、若しくは使用中の坑内用品の検定合格の有効期間の期限が切れるとき [特別型式検定] 乙種炭坑から甲種炭坑に経済産業大臣によって指定されたとき (根拠法令等名:法第7条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	坑内用品の種類により検定手数料が設定されている。下記はその一例 種類別検定又は型式検定 (5)電気機械器具並びに火花又は高熱を発生する機械及び器具 イ 大型(50立方センチメートル以上) 128,000円 ロ 中型(30立方センチメートル以上) 92,100円 ハ 小型 45,100円 (9)各種ガス検定器 イ 精密可燃性ガス検定器(口に掲げるものを除く。) 64,600円 ロ 熱伝導型精密可燃性ガス検定器 94,600円 (11)可燃性ガス自動警報機 95,200円 (12)救命器 イ 酸素呼吸器 153,400円 箇別検定 (1)精密可燃性ガス検定器((2)に掲げるものを除く。) 1,800円 (2)熱伝導型精密可燃性ガス検定器 2,150円 (4)可燃性ガス自動警報機 1,900円 (6)酸素呼吸器 1,600円 (根拠法令等名:鉱山坑内用品検定手数料に関する告示(平成3年通商産業省告示第94号))	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地 現品の運搬が著しく困難である場合等特別の事由があつて、かつ独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長の承認を得た場合、現品の所在地での受検が可能(検査官の旅費負担義務が課せられる。)
(5) 合格付与権者	独立行政法人製品評価技術基盤機構の理事長 (根拠法令等名:検定規則第8条)	
(6) 合格付与方法	検定合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	独立行政法人製品評価技術基盤機構の理事長が必要と認めた場合、検定合格の有効期間を定める。 (根拠法令等名:検定規則第9条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:社、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数			31	27	28
(2) 検査検定実施件数	1,574	1,877	1,633	1,554	937
(3) 手数料収入総額	2,684	4,299	6,899	5,560	2,498

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 13 年 4 月に、検査実施主体である製品評価技術センターが独立行政法人化され、製品評価技術基盤機構となっている。
複数の検定制度のうち、「型式検定」と「簡別検定」に焦点を当てて、調査を実施した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【型式検定の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
型式検定で最も検査実績の多い『電気機械及び電気器具』に焦点を当て、当該製品の製造事業者 6 社を対象に調査を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		100,000 円 【参考】検査手数料 平成 11 年度以前 平成 12 年度以降 大型 127,800 円 128,000 円 中型 91,900 円 92,100 円 小型 43,700 円 45,100 円	機器の大きさにより料金が異なるため、回答の得られた受検者が支払っている受検料の平均値を記載した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	50,000 円 (21 人時間)	事前相談及び実地検査に要する人件費。実地検査は、検査実施主体まで持ち込んで受検するケースと、事業所内で受検するケースが存在する。なお、1 事業者において、検査実施主体に持ち込んで行う実地検査には同席していないとの回答があった。
	旅 費	27,000 円	事前相談時に、検査実施主体を訪問するための旅費
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト			1 事業者において、検査実施主体に持ち込む際の運搬費用を計上していたが、全体の傾向とはいえないため削除
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		240,000 円 (109 枚)	設計図・説明書等も併せて添付している。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト		230,000 円	計器類の較正・メンテナンス費用などを計上
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		一部の事業者において、検査官の旅費・宿泊費として 1 万円ないし 1 万 8,000 円程度負担しているとの意見があった。
合 計		647,000 円 (、 、 及び の合計)	

【簡別検定の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
簡別検定で最も検査実績の多い『精密可燃性ガス検定器』に焦点を当て、当該製品の製造事業者 2 社を対象に調査を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		A 事業者	B 事業者	
手 数 料		平成 11 年度以前 1,750 円 平成 12 年度以降 1,800 円		受検機器 1 台当たりの検定料
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	1,700 円 (0.75 人時間)		A 事業者は、検査実施時に検査に同席しているが、B 事業者では同席をしないためコストが発生しないとしている。
	旅 費	×		
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト		9,500 円	510 円	検査実施主体への機器持込みに要するコスト。受験者の立地場所によって金額が異なっている。
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		2,300 円 (28 枚)	2,500 円 (6 枚)	なお、検査実施主体が独立行政法人化されたことにより、提出書類の量が 28 枚から 8 枚に減少したとの意見がある。
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト		1,900 円		A 事業者では、受検前に機器の事前整備を行っており、その投入時間コスト
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		17,200 円 (、 、 及び の 合計)	4,810 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【型式検定の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査実施主体である独立行政法人製品評価技術基盤機構の1支所を対象に調査を実施した。

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費		260,000円 (112人時間)	事前相談及び実地検査に要する人件費。事前相談で1人日。実地検査については、書面審査で8人日、機構内での検査・試験で4人日、報告書・合格証作成で1人日、それぞれ要するとしている。
	旅費	×		事業者までの旅費が発生するが、検査場所は地域圏内に限定されず、コスト換算が困難なため削除
機器運搬コスト		×		検査に使用する機器は、検査官が持参したり、受験者保有の機器を活用したりするなどしている。
機器維持管理コスト		×		機器に関する較正、点検・修理等の維持管理費用は発生しないとしている。
その他		×		
合 計			260,000円	

【箇別検定の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査実施主体である独立行政法人製品評価技術基盤機構の2支所を対象に調査を実施した。

区 分		コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費		持込検定：1,200円 (0.51人時間) 現地検定：7,100円 (3.08人時間)	持込検定の場合1回の検査において8時間×1人、現地検定の場合1回の検査において24時間×2人要するとしている。また、1回の検査で、15.6台の検査を実施していることから、それぞれの場合の1台当たりのコストを計上した。
	旅費	×		受験者の現地検定の場合、事業者までの旅費が発生するが、検査場所は地域圏内に限定されず、コスト換算が困難なため削除
機器運搬コスト		×		現地検定の場合、検査に使用する機器は、検査官が持参したり、受験者保有の機器を活用したりするなどしている。
機器維持管理コスト		×		機器に関する較正、点検・修理等の維持管理費用は発生しないとしている。
その他		×		
合 計			持込検定：1,200円 現地検定：7,100円	

10 制度改変の影響

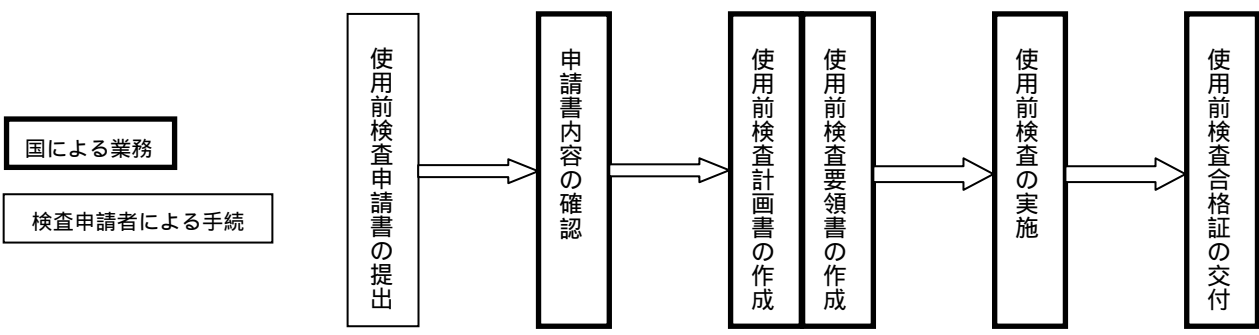
(1) コ ス ト	検査実施主体が独立行政法人に移行したことによるコストへの直接的な影響については把握できなかったが、受験者においては、「申請書類の提出部数が5部から2部に削減された。」「図面の第2原紙(トレーシングペーパー)が提出不要となった。」「検定料の支払い方法が、印紙貼付から銀行振込に変更され、手間が削減された。」など、利便性が高まったとの意見があった。
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 26 :加工施設の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 26-1:加工施設に係る使用前検査(溶接検査を除く。) 26-2:加工施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 26 - 1、2
(2) 制度名	加工施設の検査(加工施設に係る使用前検査(溶接検査を除く。))加工施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。))
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 16 条の 3
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共の安全を図ること。
(2) 制度の概要	<p>施設の建設段階において、事業者からの申請に基づき、使用前検査を実施。施設の工事が、認可を受けた設計及び方法に従って行われていること並びに施設の性能が技術基準に適合していることが認められた場合に合格証を交付。事業者は使用前検査に合格しなければ、施設を使用してはならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> 
(3) 施行年月日	昭和 43 年 7 月 20 日
(4) 制度改変の状況(平成 9～13 年度)	<p>その他の見直し 平成 12 年 7 月 1 日： 施設検査として実施していたものの名称の変更 検査検定制度対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた加工施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施(申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施)</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	加工施設 (根拠法令等名：核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「規則」という。)第 3 条の 2 第 1 項第 3 号)
(2) 検査検定制度受検者	加工事業者 (根拠法令等名：法第 16 条の 3 第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]経済産業省 (根拠法令等名：法第 16 条の 3 第 1 項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 16 条の 3 第 2 項 規則第 3 条の 6 及び第 3 条の 6 の 2 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和 62 年総理府令第 10 号)
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	使用前 (根拠法令等名：法第 16 条の 3 第 1 項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	767,100 円 (根拠法令等名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)別表第 1)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名：規則第3条の7)
(6) 合格付与方法	使用前検査合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	6	6	6	5	5
(2) 検査検定実施件数	21	33	24	18	18
(3) 手数料収入総額	14,051	22,080	12,044	13,808	13,808

(注)「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」に記載の数字は、すべて加工施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 加工事業者について、大規模事業者1、その他事業者2の計3事業者を調査対象として、加工施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		大規模事業者 (1事業者)	その他事業者 (2事業者)	
手数料		767,100円	767,100円	
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	640,000円 (278.2人時間) (内訳) 事前相談 83.2人時間 実地検査 195.0人時間	110,000円 (47.7人時間) (内訳) 事前相談 12.8人時間 実地検査 34.9人時間	
	旅費	3,200,000円 (内訳) 事前相談 4人×15.8回 申請手続 4人×1回	81,000円 (内訳) 事前相談 2人×2.5回 申請手続 2人×1回	大規模事業者については、青森・東京間 4万7,780円を使用 その他事業者については、茨城・東京間 1万1,520円を使用
機会費用	×	-	-	
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		2,000円 (1人時間、12枚)	280,000円 (120人時間、77枚)	
部外委託経費	×	-	-	
事前準備コスト		560,000円 (243.0人時間)	36,000円 (15.4人時間)	実地検査前に自主検査等を実施している。
法定自主点検コスト	×	-	-	
任意自主点検コスト		(有)	(有)	自社又は外部委託により自主点検を実施しているがコストの算出困難
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	5,169,100円	1,274,100円	(、及びの合計)

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 国(経済産業省本省)を対象として、加工施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	19,000円 (実地検査 8人時間)	左記のほか、事前相談等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 検査時間は、1日4時間相当で積算している。
	旅費	58,000円 (2人×1回)	移動旅費(全国2ないし3か所の場合 2万9,000円)を使用 加工事業所及びメーカーの工場を実施
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	77,000円	

検査検定制度名等	経産 26 :加工施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 26-3:加工施設（輸入したものを除く。）の溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 26 - 3
(2) 制度名	加工施設の検査（加工施設（輸入したものを除く。）の溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 16 条の 4 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共安全を図ること。 施設の建設段階において、事業者からの申請に基づき溶接検査を実施。溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び技術基準に適合していることが認められた場合に合格とする。検査に合格しなければ、事業者は溶接したものを使用してはならない。
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[独立行政法人原子力安全基盤機構による業務 溶接検査を受検する者による手続] --> B[溶接検査申請書の提出] B --> C[溶接検査申請書の審査 溶接検査予定表の作成] C --> D[溶接検査の実施（立会検査等）] D --> E[溶接検査記録の提出] E --> F[溶接検査合格証の交付] F --> G[経済産業大臣への報告] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 12 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた加工施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の設置に伴い、同日から、従来指定検査機関が実施していた検査業務を機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設であって溶接をするもの （根拠法令等名：法第 16 条の 4 第 1 項。核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「規則」という。）第 3 条の 8）
(2) 検査検定受検者	加工施設の溶接を要する機器を製造しようとする者 （根拠法令等名：法第 16 条の 4 第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第 61 条の 24 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 16 条の 4 第 3 項第 1 号及び第 2 号
---------	------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前 （根拠法令等名：法第 16 条 4 第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）別表第 2 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第 3 条の 14）	
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：事業者数、件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	1	0	0	0	0
(2) 検査検定実施件数	1	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	221	0	0	0	0

（注）対象事業者数については、受検者数を記載している。また、検査実績は指定検査機関が実施したものである。

検査検定制度名等	経産 26 :加工施設の検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 26-4:加工施設(輸入したものに限る。)の溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 26 - 4
(2) 制度名	加工施設の検査(加工施設(輸入したものに限る。))の溶接検査)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第16条の4第4項)
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共の安全を図ること。
(2) 制度の概要	<p>施設の建設段階において、事業者からの申請に基づき溶接検査を実施。溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び技術基準に適合していることが認められた場合に合格とする。検査に合格しなければ、事業者は輸入したものを使用してはならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[溶接検査申請書の提出] --> B[溶接検査申請書の審査] B --> C[溶接検査の実施(立会検査等)] C --> D[溶接検査記録の提出] D --> E[溶接検査合格証の交付] E --> F[経済産業大臣への報告] </pre> <p>独立行政法人原子力安全基盤機構による業務 溶接検査を受検する者による手続</p>
(3) 施行年月日	昭和61年11月26日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	<p>検査検定制度対象範囲の見直しほか 平成13年1月6日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた加工施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年10月1日: 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)の設置に伴い、同日から、従来指定検査機関が実施していた検査業務を機構が実施</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	六フッ化ウランの加熱容器その他省令で定める加工施設であって溶接をするもの(輸入したもの) (根拠法令等名:法第16条の4第4項。核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和41年総理府令第37号。以下「規則」という。)第3条の8)
(2) 検査検定制度受検者	溶接をした加工施設を輸入する者 (根拠法令等名:法第16条の4第4項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 (根拠法令等名:法第61条の24第1号)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構(東京都港区)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第16条の4第5項
---------	------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	使用前 (根拠法令等名:法第16条の4第4項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)別表第2による。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名:規則第3条の14)	
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

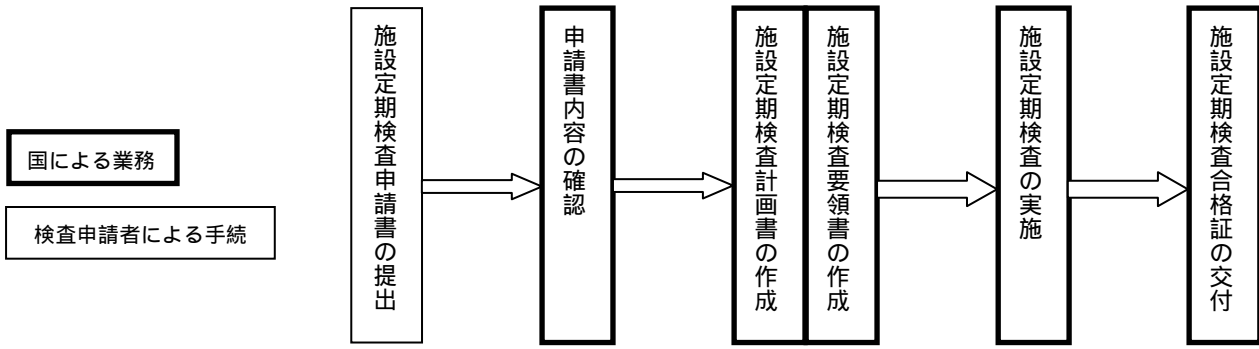
区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					

検査検定制度名等	経産 26 :加工施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 26-5:加工施設のうち一定のものの性能に係る定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 26 - 5
(2) 制度名	加工施設の検査（加工施設のうち一定のものの性能に係る定期検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 16 条の 5 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共安全を図ること。 施設の運転段階において、事業者は毎年 1 回の施設定期検査を受けなければならない。検査は事業者からの申請に基づき実施され施設の性能が技術基準に適合していることを確認し合格証を交付。技術基準に適合していない場合、経済産業大臣は事業者に対し施設の使用停止や改善等を命じることができる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	平成 12 年 7 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた加工施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 14 年 4 月 1 日： 事務委任により、検査業務の一部を地方経済産業局が実施 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施（申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施）。これに伴い地方経済産業局が行う検査業務は廃止

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	加工施設 （根拠法令等名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 4 条の 2。核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号。以下「規則」という。）第 3 条の 15）
(2) 検査検定受検者	加工事業者 （根拠法令等名：法第 16 条の 5）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 （根拠法令等名：法第 16 条の 5）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 16 条の 5 第 2 項。規則第 3 条の 18
---------	------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	毎年 1 回 （根拠法令等名：法第 16 条の 5 第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	1,875,400 円 （根拠法令等名：施行令別表第 1）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 （根拠法令等名：規則第 3 条の 17）	
(6) 合格付与方法	施設定期検査合格証を交付	
(7) 検査検定の有効期間	次回の検査までの期間	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	-	-	-	5	5
(2) 検査検定実施件数	-	-	-	6	6
(3) 手数料収入総額	-	-	-	11,252	11,252

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

当該検査は平成12年度から導入された制度であり、経済産業省本省が検査検定実施主体となっているが、14年度は、事務委任により地方経済産業局が検査業務の一部を実施している。

上記の制度改変については、平成15年10月から機構に検査業務の一部を行わせることとなるまでの一時期に行われているものであることから、コスト分析は経済産業省本省が検査を実施している状況について行い、検査検定実施主体の改変については、これによる影響について意見を聴取する方法により調査を行った。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

加工事業者について、大規模事業者1, その他事業者2の計3事業者を調査対象として、加工施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説 明
		大規模事業者 (1事業者)	その他事業者 (2事業者)	
手 数 料		1,875,400円	1,875,400円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応 コスト	人件費	78,000,000円 (33,760人時間) (内訳) 事前相談 1,000人時間 実地検査 32,760人時間	910,000円 (394人時間) (内訳) 事前相談 20人時間 申請手続対応等 22人時間 実地検査 352人時間	
	旅 費	2,600,000円 (内訳) 事前相談 4人×12.5回 申請手続 4人×1回	140,000円 (内訳) 事前相談 1人×5回 申請手続対応等 2人×3.5回	大規模事業者については、青森・東京間 4万7,780円を使用 その他事業者については、茨城・東京間 1万1,520円を使用
機 会 費 用	×	-	-	生産工程に併せて実施されており、該当するものはない。
運 搬 コ ス ト	×	-	-	
保 管 コ ス ト	×	-	-	
書 類 作 成 コ ス ト		930,000円 (400人時間、2,400枚)	280,000円 (120人時間、182枚)	
部 外 委 託 経 費		200,000,000円	300,000円	水素漏洩、火災報知器の事前点検等 大規模事業者については、計器較正等の委託費を含む。
事 前 準 備 コ ス ト		740,000円	970,000円	受検前の自主検査、検査要領書の作成等
法定自主点検コスト	×	-	-	
任意自主点検コスト		(9,300,000円)	(1,200,000円)	その他事業者で、左記のほか点検を外注で実施している場合もあり
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
そ の 他	×	-	-	
合 計	-	284,145,400円 (、 、 、 及び の合計)	4,475,400円	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国(経済産業省本省)を対象として、加工施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	190,000円 (実地検査 80人時間)	左記のほか、事前相談等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 検査時間は、1日4時間相当で積算している。
	旅 費	580,000円 (2人×10回)	移動旅費(全国2ないし3か所の場合2万9,000円)を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	770,000円	

10 制度改変の影響

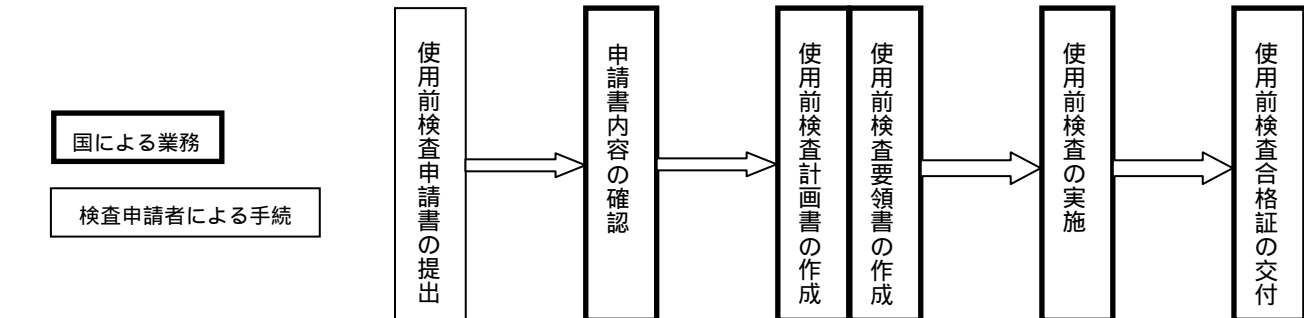
(1) コ ス ト	事前相談を、経済産業省本省及び地方経済産業局の双方に行うことによるコスト負担を指摘する意見があった。
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	経産 27 :再処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 27-1:再処理施設に係る使用前検査(溶接検査を除く。) 27-2:再処理施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 27 - 1、2
(2) 制度名	再処理施設の検査(再処理施設に係る使用前検査(溶接検査を除く。) 再処理施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。))
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 46 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共安全を図ること。
(2) 制度の概要	<p>施設の建設段階において、事業者からの申請に基づき、使用前検査を実施。施設の工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること並びに施設の性能が技術基準に適合していることが認められた場合に合格証を交付。事業者は使用前検査に合格しなければ施設を使用してはならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> 
(3) 施行年月日	昭和 54 年 12 月 28 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた再処理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日: 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施(申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施)</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	再処理施設 (根拠法令等名:使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和 46 年総理府令第 10 号。以下「規則」という。)第 2 条第 1 項第 3 号)
(2) 検査検定受検者	再処理事業者 (根拠法令等名:法第 46 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 (根拠法令等名:法第 46 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 46 条第 2 項 規則第 6 条及び第 6 条の 2 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和 62 年総理府令第 12 号)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前 (根拠法令等名:法第 46 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	1,094,000 円 (根拠法令等名:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)別表第 1)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名:規則第 7 条)	
(6) 合格付与方法	使用前検査合格証を交付	
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	2	2	2	2	2
(2) 検査検定実施件数	13	28	26	22	11
(3) 手数料収入総額	12,405	26,718	24,809	24,068	12,034

(注)「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」に記載の数字は、すべて再処理施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

再処理事業者について、再処理施設として未稼働の1事業者(使用済燃料の受入れを実施)と、稼働中の1事業者の計2事業者を調査対象として、再処理施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説 明
		未稼働の事業者 (1事業者)	稼働中の事業者 (1事業者)	
手 数 料		1,094,000円	1,094,000円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応 コスト	人件費	100,000円 (45.0人時間) (内訳) 事前相談12.7人時間 実地検査32.3人時間	200,000円 (88人時間) (内訳) 事前相談24人時間 実地検査64人時間	
	旅 費	860,000円 (内訳) 事前相談6人×3回	180,000円 (内訳) 事前相談4人×3回 申請手続4人×1回	未稼働の事業者については、青森・東京間4万7,780円を使用 稼働中の事業者については、茨城・東京間1万1,520円を使用
機 会 費 用	×	-	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	-	
保 管 コ ス ト	×	-	-	
書 類 作 成 コ ス ト		2,000円 (1人時間、12枚)	120,000円 (50.7人時間、30枚)	
部 外 委 託 経 費		(有)	-	未稼働の事業者については、受検の立会いを外部委託しているが費用の算出は困難
事 前 準 備 コ ス ト		750,000円 (326人時間)	(有)	未稼働の事業者については、実地検査前の社内リハーサル等にコストを要している。 稼働中の事業者については、検査に使用する機材の準備にコストを要しているが、費用の算出は困難
法定自主点検コスト	×	-	-	
任意自主点検コスト		(有)	(有)	自社又は外部委託により自主点検を実施しているがコストの算出は困難
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
そ の 他	×	-	-	
合 計	-	2,806,000円 (、 、 及び の合計)	1,594,000円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国(経済産業省本省)を対象として、再処理施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	410,000円 (実地検査176人時間)	左記のほか、事前相談等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 検査時間は、1日4時間相当で積算している。
	旅 費	750,000円 (2人×15回×11,520円) (2人×7回×29,000円)	再処理事業所及びメーカーの工場を実施 再処理事業所については、茨城・東京間1万1,520円を使用 メーカーの工場については、移動旅費(全国2ないし3か所の場合2万9,000円)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	1,160,000円	

検査検定制度名等	経産 27 :再処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 27-3:再処理施設(輸入したものを除く。)に係る溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 27 - 3
(2) 制度名	再処理施設の検査(再処理施設(輸入したものを除く。)に係る溶接検査)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 46 条の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共安全を図ること。 施設の建設段階において、事業者からの申請に基づき溶接検査を実施。溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び技術基準に適合していることが認められた場合に合格とする。検査に合格しなければ、事業者は溶接したものを使用してはならない。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた再処理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日: 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)の設置に伴い、同日から、従来、指定検査機関が実施していた検査業務を機構が実施

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設であって溶接をするもの (根拠法令等名:法第 46 条の 2 第 1 項。使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和 46 年総理府令第 10 号。以下「規則」という。)第 7 条の 2)
(2) 検査検定受検者	再処理施設の溶接を要する機器を製造しようとする者 (根拠法令等名:法第 46 条の 2 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 (根拠法令等名:法第 61 条の 24 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構(東京都港区)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 46 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 2 号 加工施設、再処理施設、特定廃棄物管理施設及び使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(平成 12 年総理府令第 123 号)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前 (根拠法令等名:法第 46 条の 2 第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)別表第 2 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名:規則第 7 条の 8)
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	プラント機器製造工場：57工場（平成14年8月現在）				
(2) 検査検定実施件数	140	453	887	1233	316
(3) 手数料収入総額	111,929	166,947	379,905	411,520	313,864

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

溶接を実施する3事業者を調査対象として、再処理施設（輸入したものを除く。）に係る溶接検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		570,000円	平成13年度実績（平均）検査実施主体における13年度の手数料収入総額を検査実施件数で除した額を使用
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	42,000円 (18.1人時間) (内訳) 事前相談2.5人時間 実地検査15.6人時間	書類審査にコストを要していると回答の事業者が1事業者ある(1万円(4.2人時間))。
	旅費	21,000円 (内訳) 事前相談2人回 書類提出1人回	移動旅費(県内の場合の旅費7,000円)を使用。実地検査は事業者の事業所及び再処理施設で行われるが、再処理施設には事業者の職員が常駐しているため、再処理施設までの旅費は計上していない。
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		310,000円 (133.5人時間、77枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		-	実地検査前の社内検査にコストを要していると回答の事業者が1事業者ある(13万103円(56.2人時間))。
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	943,000円 (、及びの合計)	以下について、一部事業者から回答があるものについては、事業者一般に要するコストか否かの判断ができないので、「1件当たりコスト」には含めていない。 の人件費のうち書類審査に要するコスト の実地検査前の社内検査に要するコスト

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である財団法人原子力安全技術センター()を調査対象として、再処理施設（輸入したものを除く。）に係る溶接検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

調査時点におけるもので、平成15年10月からは、機構が実施している。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	71,000円 (30.5人時間) (内訳) 書類審査2.7人時間 実地検査27.8人時間	事前相談は適宜に実施している。
	旅費	53,000円	事業者工場及び再処理施設で実地検査を実施 移動旅費(県内の場合の旅費7,000円及び全国1か所の場合の旅費4万6,000円)を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	124,000円	

検査検定制度名等	経産 27 : 再処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 27-4: 再処理施設(輸入したものに限る。)に係る溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 27 - 4
(2) 制度名	再処理施設の検査(再処理施設(輸入したものに限る。))の溶接検査)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 46 条の 2 第 4 項)
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共安全を図ること。 施設の建設段階において、事業者からの申請に基づき溶接検査を実施。溶接が認可を受けた方法に従って行われていること及び技術基準に適合していることが認められた場合に合格とする。検査に合格しなければ、事業者は溶接したものを使用してはならない。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた再処理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日: 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)の設置に伴い、同日から、従来指定検査機関が実施していた検査業務を機構が実施

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	使用済燃料の溶解槽その他省令で定める再処理施設であって溶接をするもの(輸入したもの) (根拠法令等名: 法第 56 条の 2 第 4 項。使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和 46 年総理府令第 10 号。以下「規則」という。)第 7 条の 2)
(2) 検査検定受検者	溶接をした再処理施設を輸入する者 (根拠法令等名: 法第 46 条の 2 第 4 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 (根拠法令等名: 法第 61 条の 24 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構(東京都港区)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 46 条の 2 第 5 項 加工施設、再処理施設、特定廃棄物管理施設及び使用施設等の溶接の技術基準に関する規則(平成 12 年総理府令第 123 号)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前 (根拠法令等名: 法第 46 条の 2 第 4 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)別表第 2 による。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名: 規則第 7 条の 8)	
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 事業者数、件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	0	0	2	2	1
(2) 検査検定実施件数	0	0	5	35	3
(3) 手数料収入総額	0	0	707	7,787	6,320

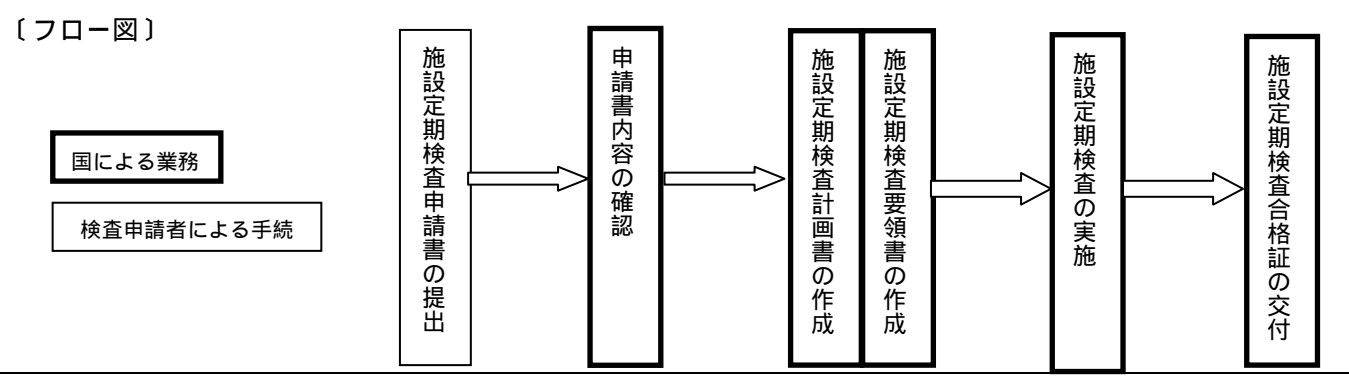
(注) 「対象事業者数」については、受検者数を記載している。

検査検定制度名等	経産 27 :再処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 27-5:再処理施設のうち一定のものの性能に係る定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 27 - 5
(2) 制度名	再処理施設の検査（再処理施設のうち一定のものの性能に係る定期検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 46 条の 2 の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	核燃料物質等による災害を防止し、公共安全を図ること。 施設の運転段階において、事業者は毎年 1 回の施設定期検査を受けなければならない。検査は事業者からの申請に基づき実施され、施設の性能が技術基準に適合していることを確認し合格証を交付。技術基準に適合していない場合、経済産業大臣は事業者に対し施設の使用停止や改善等を命じることができる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 54 年 12 月 28 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた再処理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 14 年 4 月 1 日： 事務委任により、検査業務の一部を地方経済産業局が実施 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施（申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施）。これに伴い地方経済産業局が行う検査業務は廃止

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	再処理施設 （根拠法令等名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 13 条の 6。使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号。以下「規則」という。）第 7 条の 9）
(2) 検査検定受検者	再処理事業者 （根拠法令等名：法第 46 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 （根拠法令等名：法第 46 条の 2 の 2）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 46 条の 2 の 2 第 2 項 規則第 7 条の 12
---------	-------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	毎年 1 回 （根拠法令等名：法第 46 条の 2 の 2）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	4,055,500 円 （根拠法令等名：施行令別表第 1）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 （根拠法令等名：規則第 7 条の 11）	
(6) 合格付与方法	施設定期検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	次の検査までの期間	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	1	1	1	2	2
(2) 検査検定実施件数	1	0	0	1	2
(3) 手数料収入総額	3,537	0	0	0	8,111

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

当該検査は経済産業省本省が検査実施主体となっているものであるが、平成14年度は、事務委任により地方経済産業局が検査業務の一部を実施している。
上記の制度改変については、平成15年10月から機構に検査業務の一部を行わせることとなるまでの一時期に行われているものであることから、コスト分析は経済産業省本省が検査を実施している状況について行い、検査検定実施主体の改変については、これによる影響について意見を聴取する方法により調査を行った。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
事業者(受検者)について、再処理施設として未稼働の1事業者(使用済燃料の受入れを実施)と、稼働中の1事業者の計2事業者を調査対象として、再処理施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		未稼働の事業者 (1事業者)	稼働中の事業者 (1事業者)	
手数料		4,055,500円	4,055,500円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	-	
受検対応コスト	人件費	1,900,000円 (820人時間) (内訳) 事前相談100人時間 実地検査720人時間	8,300,000円 (3,596人時間) (内訳) 事前相談572人時間 実地検査3,024人時間	
	旅費	2,600,000円 (内訳) 事前相談5人×10回 申請手続5人×1回	460,000円 (内訳) 事前相談4人×9回 申請手続4人×1回	未稼働の事業者については、青森・東京間4万7,780円を使用 稼働中の事業者については、茨城・東京間1万1,520円を使用
機会費用	×	-	-	事業工程に併せて実施されており、該当するものはない。
運搬コスト	×	-	-	
保管コスト	×	-	-	
書類作成コスト		2,000円 (1人時間、6枚)	5,400,000円 (2,320人時間、1,450枚)	未稼働の事業者については、申請書類枚数 稼働中の事業者の書類作成枚数の内訳は、申請書類が2枚と、それ以外は検査計画書類及び検査要領書類が大半
部外委託経費		(1,200,000,000円) 1	400,000円 2	1 受検の立会い及び自主点検等を一括して部外委託している費用 2 温度計の較正試験の外部委託費用
事前準備コスト		2,700,000円 (1,180人時間)	-	模擬信号発生装置の準備等
法定自主点検コスト		-	-	施設定期自主検査に要する費用が発生しているが、額は不明
任意自主点検コスト		(2,300,000円) (976人時間)	(250,000,000円)	修復費用も一部含まれる。
インセンティブ適用コスト	×	-	-	
その他	×	-	-	
合計	-	11,257,500円 (、及びの合計)	18,615,500円 (、及びの合計)	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。 未稼働の事業者に係るは、自主点検の費用を含んでいるため、同経費は合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
国(経済産業省本省)を対象として、再処理施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	460,000円 (実地検査200人時間)	左記のほか、事前相談等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 検査時間は、1日4時間相当で積算している。
	旅費	580,000円 (2人×25回)	旅費は、茨城・東京間1万1,520円を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	1,040,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	事前相談を、経済産業省本省及び地方経済産業局の双方に行うことによるコスト負担を指摘する意見があった。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度	経産 28 : 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認
検査検定関係許認可等事項名等	経産 28-1: 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 28 - 1
(2) 制度名	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認 (廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。) 第 51 条の 6 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置が技術上の基準に適合していることについて確認を実施すること。</p> <p>廃棄物埋設事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものを埋設しようとする場合は、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置が技術上の基準に適合することについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C["期日届出 ・ ・"] C --> D["実地確認 ・ ・"] C --- D D --> E["確認証交付について稟議"] E --> F[確認証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	<p>検査検定対象範囲の見直しほか</p> <p>平成 13 年 1 月 6 日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた廃棄物埋設施設等についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 10 月 1 日: 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から確認業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施 (申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施)</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>廃棄物埋設施設</p> <p>(根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 1 項)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>廃棄物埋設事業者</p> <p>(根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 1 項)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 経済産業省</p> <p>(根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 1 項)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>法第 51 条の 6 第 1 項</p> <p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則 (昭和 63 年総理府令第 1 号。以下「規則」という。) 第 6 条</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>確認事項に応じて、以下のときに行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの施設 (放射線管理施設を除く。) の主要な部分の寸法の測定ができるとき 放射線管理施設が完成したとき 廃棄物埋設地を土砂等で覆うときその他大臣が適当と認めるとき <p>(根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 1 項。規則第 5 条)</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 16 年 4 月より実施予定	
(3) 検査検定の受検手数料	823,200 円 ~ (根拠法令等名: 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和 32 年政令第 324 号) 別表第一第 29 号)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p> <p>型式 個別 (全個) 個別 (抽出)</p>
	製品等	<p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 1 項)	
(6) 合格付与方法	確認証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	廃棄物埋設事業者 2				
(2) 検査検定実施件数	35	30	33	31	9
(3) 手数料収入総額	0	52,288	0	0	0

(注) 「検査検定実施件数」については、当該確認業務は長期にわたるため、申請書受理以降、事業者から複数回に分けて確認を受けようとする事項及び期日が記載された届出書を受け、事項ごとに確認を実施しており、当該1事項につき1件として計上している。各年度欄には、当該年度に確認を行った件数を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
<p>廃棄物埋設施設は現在2施設(2事業者)があるが、このうち、過去5か年度に受検実績を有する1事業者を調査対象として、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。</p> <p>当該確認は、定置前確認、点検路施工前確認、覆土施工前確認、最終確認の4段階の確認が一連の確認として長期にわたって実施されるものであるため、手数料を除き、各年度に要したコストを整理することによりコスト分析を行った。なお、平成9年度から13年度において合計138件(毎年度平均27.6件)の確認が行われている。</p>	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト (各年度に係るコスト)	説明
手数料		52,000,000円	平成10年度における支払額(これまでの支払実績は、2年度と10年度のみである。)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	800,000円 (343.9人時間) (内訳) 事前相談55.3人時間 実地検査288.6人時間	年額 事前相談は、平成9年度から13年度において、毎年平均8回程度が1回0.5ないし2.5時間、2ないし5人程度で行われている。 実地検査には、平成9年度から13年度において、毎年平均15回程度に1回2.0ないし4.5時間、8ないし11人程度で対応している。
	旅費	1,100,000円 (3人×7.6回)	事前相談に要した年額(1回の相談が1日で行われたものとして積算) 青森・東京間4万7,780円を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		12,000円 (600枚)	平成10年度において要したコストで金額は印刷製本に要したものである(作成に要した人時間は不明)。なお、枚数は、当該事業者が有する2埋設地のうち1埋設地について行われる確認について、包括的に申請されているものである。
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	53,912,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]	
<p>検査検定実施主体である経済産業省原子力安全・保安院を調査対象として、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。</p> <p>当該確認は、定置前確認、点検路施工前確認、覆土施工前確認、最終確認の4段階の確認が一連の確認として長期にわたって実施されるものであるため、各年度に要したコストを整理することによりコスト分析を行った。</p>	

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト (各年度に係るコスト)	説明
検査検定実施コスト	人件費	72,000円 (実地検査31人時間)	左記のほか、事前相談及び審査等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 毎回の確認は約3時間程度
	旅費	670,000円 (1人×14回)	実地検査に要した年額(各回の確認が1日で行われたものとして積算) 青森・東京間4万7,780円を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	742,000円	

検査検定制度	経産 28 : 廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認
検査検定制度関係許認可等事項名等	経産 28-2: 放射性廃棄物に係る廃棄物埋設に関する確認

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 28 - 2
(2) 制度名	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認(放射性廃棄物に係る廃棄物埋設に関する確認)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 51 条の 6 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの及びこれに関する保安のための措置が技術上の基準に適合することについての確認を実施すること。
(2) 制度の概要	<p>廃棄物埋設事業者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものを埋設しようとする場合は、当該埋設物とこれに関する保安のための措置が技術上の基準に適合することについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地確認] C --> D[確認証交付について稟議] D --> E[確認証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定対象範囲の見直しほか</p> <p>平成 13 年 1 月 6 日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた放射性廃棄物に係る廃棄物埋設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 10 月 1 日: 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)の設置に伴い、同日から、従来、財団法人原子力安全技術センターが実施していた確認業務を機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物 (根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 2 項。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。)第 13 条の 9)
(2) 検査検定受検者	廃棄物埋設事業者 (根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 2 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 (根拠法令等名: 法第 61 条の 25 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構(東京都港区)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 51 条の 6 第 2 項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和 63 年総理府令第 1 号。以下「規則」という。)第 8 条
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を埋設する前 (根拠法令等名: 法第 51 条の 6 第 2 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	6,100 円~ (根拠法令等名: 施行令別表第一第 30 号)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名: 規則第 9 条第 2 項)	
(6) 合格付与方法	確認証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	廃棄物埋設事業者 2				
(2) 検査検定実施件数	16,800	16,408	8,755	2,696	9,672
(3) 手数料収入総額	116,905	90,544	48,068	22,116	57,379

(注) 「検査検定実施件数」は、各年度に確認証を交付した廃棄体本数を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 廃棄物埋設施設は現在 2 施設（ 2 事業者）があるが、このうち、過去 5 か年度に受検実績を有する 1 事業者を調査対象に、「原子力発電所で発生する固体状の放射性廃棄物をセメントで容器に固形化したもの」を調査対象品目として、これに係る放射性廃棄物に係る廃棄物埋設に関する確認の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。
 確認は、申請 1 回につき平均 1,000 件以上（過去 5 か年度の平均は 1,273 件）の確認が行われている状況を踏まえ、コスト分析は、申請 1 回に要したコストを整理することにより行った。

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト (1 申請当たりのコスト)	説明
手数料		7,800,000 円	平成 13 年度の受検手数料額（ 6,100 円）に過去 5 か年度の 1 申請平均確認件数 1,273 件を乗じたもの
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	56,000 円 (24.3 人時間) (内訳) 事前相談 6.0 人時間 申請書類提出 4.0 人時間 実地検査 14.3 人時間	事前相談は、平成 9 年度から 13 年度において、毎年度 1 申請について、平均 1 回 3 時間、 2 人程度で行われている。 実地検査に要する時間は、当該施設における廃棄物の受け入れ検査に要した時間である（年度平均総時間 117 時間/年度平均 8.2 申請）。 実地検査は、上記のほか廃棄物の発生元である原子力発電所においても行われるが、当該検査は申請内容により検査に要する時間が異なり時間数の記載は困難
	旅費	280,000 円 (内訳) 事前相談 2 人 × 1 回 申請書類提出 2 人 × 1 回 実地検査 2 人 × 1 回	事前相談については、青森・東京間 4 万 7,780 円を使用 実地検査に要する旅費は、原子力発電所で行われる検査に要するもので、移動旅費（全国 1 か所の場合の旅費 4 万 6,000 円）を使用 左記は、各 1 日で行われたものとして積算
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		270,000 円 (80 人時間、 837 枚)	1 申請当たり 10 人日（ 80 人時間）要している。 左記コストには 1 申請当たりの印刷製本費 8 万円を含む。 申請書類枚数は、事業者が作成している 1 申請当たり平均
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	8,406,000 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 検査検定実施主体である（財）原子力安全技術センター（ ）を調査対象として、「原子力発電所で発生する固体状の放射性廃棄物をセメントで容器に固形化したもの」を調査対象品目として、これに係る放射性廃棄物に係る廃棄物埋設に関する確認の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。
 調査対象時点におけるもので、現在は、機構が実施している。
 確認は、申請 1 回につき平均 1,000 件以上（過去 5 か年度の平均は 1,273 件）の確認が行われている状況を踏まえ、コスト分析は、申請 1 回に要したコストを整理することにより行った。

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト (1 申請当たりのコスト)	説明
検査検定実施コスト	人件費	4,100,000 円 (1,760 人時間) (内訳) 書類審査等 1,550 人時間 実地検査 210 人時間	事前相談に係る対応人数及び時間は不明 書類審査等は書類審査(50.4 人時間)とデータ確認等(1,499.6 人時間)の合計 実地検査は、平均 3 週間で実施されており（原子力発電所 1 週間、埋設施設所在地 2 週間）、埋設施設所在地では、1 週間（ 5 日 × 7 時間 × 2 人） × 2 交替（ 2 週間）で実施されている。
	旅費	240,000 円 (内訳) 実地検査（埋設施設所在地） 2 人 × 1 回 × 2 交替 実地検査（原子力発電所） 2 人 × 1 回	実地検査（埋設施設所在地）については、青森・東京間の旅費 4 万 7,780 円を使用 実地検査（原子力発電所）については、移動旅費（全国 1 か所の場合の旅費 4 万 6,000 円）を使用
機器運搬コスト		5,000 円	パソコン等の運搬コスト
機器維持管理コスト		(2,500,000 円)	検査用機器（モニタ、サーバ等）の維持管理コスト 年額
その他	×	-	
合計	-	4,345,000 円 (及び の合計)	については、1 申請当たりのコストの算出に含めることは適当でないの で、合計には含めていない。

検査検定制度名等	経産 29 : 特定廃棄物管理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 29-1: 特定廃棄物管理施設に係る使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 29 - 1
(2) 制度名	特定廃棄物管理施設の検査（特定廃棄物管理施設に係る使用前検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 8 第 1 項前段
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	特定廃棄物管理施設について、その工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること並びにその性能が技術上の基準に適合するものであることについての検査を実施すること。
(2) 制度の概要	<p>廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の工事が認可を受けた設計及び工事の方法に従って行われていること及び特定廃棄物管理施設の性能が技術上の基準に適合することについて、使用前検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[実地検査] B --> C[合格証交付について稟議] C --> D[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた特定廃棄物管理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施（申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施）</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	特定廃棄物管理施設 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項前段。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 13 条の 12）
(2) 検査検定受検者	廃棄物管理事業者 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項前段）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項前段）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 51 条の 8 第 2 項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号。以下「規則」という。）第 9 条
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	検査事項に応じて、以下のときに行う。 ・ 各種試験を行うとき ・ それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき ・ それぞれの施設が完成したとき ・ 廃棄物管理施設が完成したときその他大臣が適当と認めるとき （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項。規則第 8 条）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 16 年 4 月より実施予定
(3) 検査検定の受検手数料	1,411,200 円 （根拠法令等名：施行令別表第一第 32 号）
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項）
(6) 合格付与方法	合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：事業者数）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	廃棄物管理事業者 2				
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					

検査検定制度名等	経産 29 : 特定廃棄物管理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名	経産 29-2: 特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 29 - 2
(2) 制度名	特定廃棄物管理施設の検査（特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 8 第 1 項後段
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	特定廃棄物管理施設を変更する場合において、当該施設について、その工事が変更認可を受けた設計及び方法に従って行われていること並びにその性能が技術上の基準に適合するものであることについての検査を実施すること。
(2) 制度の概要	<p>廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の工事が認可を受けた設計及び工事の方法に従って行われていること及び特定廃棄物管理施設の性能が技術上の基準に適合することについて、使用前検査を受けなければならない、特定廃棄物管理施設を変更する場合においても同様とされている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[実地検査] B --> C[合格証交付について稟議] C --> D[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた特定廃棄物管理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施（申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施）</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	廃棄物管理施設 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項後段。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 13 条の 12）
(2) 検査検定受検者	廃棄物管理事業者 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項後段）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項後段）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 51 条の 8 第 2 項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号。以下「規則」という。）第 9 条
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	検査事項に応じて、以下のときに行う。 ・ 各種試験を行うとき ・ それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき ・ それぞれの施設が完成したとき ・ 廃棄物管理施設が完成したときその他大臣が適当と認めるとき （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項。規則第 8 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 16 年 4 月より実施予定	
(3) 検査検定の受検手数料	1,411,200 円 （根拠法令等名：施行令別表第一第 32 号）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 （根拠法令等名：法第 51 条の 8 第 1 項）	
(6) 合格付与方法	合格証を交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	廃棄物管理事業者 2				
(2) 検査検定実施件数	8	21	12	5	5
(3) 手数料収入総額	1,336	2,672	4,007	0	0

(注) 「検査検定実施件数」については、事業者から、検査を受けようとする事項及び期日が記載された申請書を受け、事項ごとに検査を実施しており、当該1事項につき1件として計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

廃棄物管理事業者2事業者のうち、過去5か年度の受検実績の大半を有する1事業者を調査対象として、特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。なお、当該事業所においては、平成9年度から13年度の5か年度において毎年度平均1回受検しており、各年度に要したコスト(平均1回当たり受検コスト)を整理することによりコスト分析を行った。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		1,411,200 円	受検手数料単価
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	140,000 円 (60人時間) (内訳) 事前相談 24人時間 実地検査 36人時間	事前相談は、3人×4回、1回当たりの相談時間は2時間相当で積算している。 実地検査は、9人×1日、1日当たりの検査時間は4時間相当で積算している。
	旅 費	170,000 円 (内訳) 事前相談 3人×4回 申請手続 3人×1回	旅費は、茨城・東京間1万1,520円を使用 左記は、各1日で行われたものとして積算
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		320,000 円 (140人時間、200枚)	200枚の内訳は、設計及び工事の方法認可書類、使用前検査計画書、検査要領書、検査記録等
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト	×	-	
法 定 自 主 点 検 コ ス ト		(90,000,000 円)	工業計器の校正、電気回路・各種装置等の点検保守を内容とする原子炉等規制法以外の他法に係るものも含む部外委託経費の年額
任 意 自 主 点 検 コ ス ト		(30,000,000 円)	空調設備・分析装置等各施設の保守点検に係る部外委託経費の年額
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	2,041,200 円 (、 及び の合計)	、 については、1件当たりコストの算出に含めることは適当でないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である経済産業省原子力安全・保安院を調査対象として、特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。当該検査は2施設を対象に実施されているが、検査ごとに内容が異なり単純に1検査当たりの平均を算出することは適当でないため、各年度に要したコストを整理することによりコスト分析を行った。なお、受検実績の大半は上記「(2)検査検定受検者側が負担しているコスト」でコスト分析対象とした事業者に係るものであり、下のコストは当該事業者に係る内容を中心とするものである。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	41,000 円 (実地検査 17.6人時間)	左記のほか、事前相談及び審査等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 1日4時間相当で積算している。
	旅 費	69,000 円 (3人×2回)	旅費は、茨城・東京間1万1,520円を使用 実地検査が、各回1日で行われたものとして積算
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	110,000 円	

検査検定制度名等	経産 29 : 特定廃棄物管理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 29-3: 特定廃棄物管理施設に係る溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 29 - 3
(2) 制度名	特定廃棄物管理施設の検査（特定廃棄物管理施設に係る溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 9 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	特定廃棄物管理施設であって溶接するものについて、その溶接が認可を受けた溶接方法に従って行われていること及び技術上の基準に適合するものであることについて検査を実施すること。
(2) 制度の概要	<p>特定廃棄物管理施設のうち省令で定めるものであって溶接するものについて、廃棄物管理事業者は、その溶接が認可を受けた溶接方法に従って行われていること及び技術上の基準に適合するものであることについて、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地検査] C --> D[合格証交付について稟議] D --> E[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた特定廃棄物管理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から、従来財団法人原子力安全技術センターが実施していた検査業務を同機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	特定廃棄物管理施設 （根拠法令等名：法第 51 条の 9 第 1 項。核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号。以下「規則」という。）第 11 条）
(2) 検査検定受検者	廃棄物管理事業者 （根拠法令等名：法第 51 条の 9 第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第 61 条の 24 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 51 条の 9 第 3 項 加工施設、再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成 12 年総理府令第 123 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	以下の工程ごとに行う。 ・ 溶接作業を行うとき ・ 非破壊試験を必要とする溶接部について、同試験を行うことができる状態になったとき ・ 機械試験を必要とする突合せ溶接部については、同試験を行うことができる状態になったとき ・ 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき （根拠法令等名：法第 51 条の 9 第 1 項。規則第 13 条）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	2,500 円～ （根拠法令等名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）別表第二第 1～5 号）
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第 17 条）
(6) 合格付与方法	合格証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：事業者数）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	廃棄物管理事業者 2				
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	-	-	-	-	-

検査検定制度名等	経産 29 : 特定廃棄物管理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 29-4: 輸入した特定廃棄物管理施設に係る溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 29 - 4
(2) 制度名	特定廃棄物管理施設の検査（輸入した特定廃棄物管理施設に係る溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 9 第 4 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	溶接をした特定廃棄物管理施設であって輸入したものが技術上の基準に適合するものであることについての検査を実施すること。
(2) 制度の概要	<p>溶接をした特定廃棄物管理施設で省令で定めるものであって輸入したものについて、廃棄物管理事業者は、その溶接が技術上の基準に適合するものであることについて、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地検査] C --> D[合格証交付について稟議] D --> E[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた特定廃棄物管理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から、従来財団法人原子力安全技術センターが実施していた検査業務を同機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	特定廃棄物管理施設 （根拠法令等名：法第 51 条の 9 第 4 項。核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号。以下「規則」という。）第 11 条）
(2) 検査検定受検者	廃棄物管理事業者 （根拠法令等名：法第 51 条の 9 第 4 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第 61 条の 24 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 51 条の 9 第 5 項 加工施設、再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成 12 年総理府令第 123 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	施設を使用する前 （根拠法令等名：法第 51 条の 9 第 4 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	1,250 円～ （根拠法令等名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）別表第二第 6 号）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第 17 条）	
(6) 合格付与方法	合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	-	-	-	-	-

検査検定制度名等	経産 29 : 特定廃棄物管理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名	経産 29-5: 特定廃棄物管理施設の定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 29 - 5
(2) 制度名	特定廃棄物管理施設の検査（特定廃棄物管理施設の定期検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 10 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	特定廃棄物管理施設の性能が、技術上の基準に適合しているかどうかについて検査を実施すること。 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の性能について、1 年ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[申請] --> B[実地検査] B --> C[合格証交付について稟議] C --> D[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 61 年 11 月 26 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた特定廃棄物管理施設についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を独立行政法人原子力安全基盤機構が実施（申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施）

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	特定廃棄物管理施設 （根拠法令等名：法第 51 条の 10 第 1 項。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 13 条の 13）
(2) 検査検定受検者	廃棄物管理事業者 （根拠法令等名：法第 51 条の 10 第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 （根拠法令等名：法第 51 条の 10 第 1 項前段）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 51 条の 10 第 2 項 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号。以下「規則」という。）第 22 条
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	1 年ごと （根拠法令等名：法第 51 条の 10 第 1 項。規則第 20 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 16 年 4 月より実施予定	
(3) 検査検定の受検手数料	1,999,200 円 （根拠法令等名：施行令別表第一第 33 号）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 （根拠法令等名：法第 51 条の 10 第 1 項）	
(6) 合格付与方法	合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年 （根拠法令等名：法第 51 条の 10 第 1 項。規則第 20 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	廃棄物管理事業者 2				
(2) 検査検定実施件数	12	12	12	12	12
(3) 手数料収入総額	3,785	3,785	3,785	3,998	3,998

(注) 検査検定実施件数については、事業者から、検査を受けようとする事項及び期日が記載された申請書を受け、事項ごとに検査を実施しており、当該1事項を1件として計上している。なお、当該検査は、6事項をもって検査1件の内容となるものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

廃棄物管理事業者2事業者を調査対象として、特定廃棄物管理施設の定期検査の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		1,999,200円	受検手数料単価
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	730,000円 (314人時間) (内訳) 事前相談 28.5人時間 実地検査 285.5人時間	事前相談は、4回程度(4人で1回2時間程度)が行われている。 実地検査は、数日間(1日当たり数時間)を要し、15人程度の職員が対応している。
	旅費	230,000円 (内訳) 事前相談 4人×4回 申請手続 4人×1回	茨城県所在の事業者に係る旅費(茨城・東京間1万1,520円)を使用 左記は、各1日で行われたものとして積算
機会費用		(平均40~50日間の運転停止)	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		2,000円 (1人時間、6枚)	
部外委託経費		(有)	1事業者については、受検の立会いを外部委託しているが費用の算出は困難
事前準備コスト		(有)	1事業者については、模擬信号発生装置の準備等にコストを要している(25万20円(108人時間))
法定自主点検コスト		(有)	1事業者については、年間9,000万円程度で各種装置等の点検保守を内容とする原子炉等規制法以外の他法に係るものも含み部外委託 1事業者については、年間3億円程度で、検査の立会い・自主点検等も併せて部外委託で実施 部外委託のほか、職員もコストを要している。
任意自主点検コスト		(有)	1事業者については、年間3,000万円程度で空調設備・分析装置等各施設の保守点検等を部外委託で実施
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	2,961,200円 (、及びの合計)	については、一部の事業者からの回答であり事業者一般にコストを要しているか否かの判断ができないので、受検1件当たりのコストを算出するに当たって、合計には含めていない。 については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である経済産業省原子力安全・保安院を調査対象として、特定廃棄物管理施設の定期検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施 コスト	人件費	72,000円 (実地検査 31.2人時間)	左記のほか、事前相談及び審査等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明 検査時間は、1日4時間相当で積算している。
	旅費	370,000円 (4人×8回)	茨城県所在の事業者に係る旅費(茨城・東京間1万1,520円)を使用(各回は各1日で行われたものとして積算)
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	442,000円	

検査検定制度名等	経産 30:廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認
----------	-----------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 30
(2) 制度名	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	原子力施設の設置者が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を原子力施設を設置した工場又は事業所の外において廃棄する場合で、災害防止上特に必要がある場合について、保安のために必要な措置が講じられていることについての確認を実施すること。
(2) 制度の概要	<p>核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもののうち、海外の再処理施設において使用済燃料の再処理に伴い発生し返還される高レベル放射性廃棄物（輸入廃棄物）について、使用者等は、廃棄の都度、その廃棄に関する措置が法令の規定に適合することについて、主務大臣の確認を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地確認] C --> D[確認証交付について稟議] D --> E[確認証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 54 年 1 月 4 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から、従来国が実施していた確認業務を同機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（うち、輸入廃棄物が対象） （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 17 条の 2。核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和 53 年総理府令第 56 号。以下「規則」という。））
(2) 検査検定受検者	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者 （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第 61 条の 25 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 58 条の 2 第 2 項 規則第 2 条第 1 項
---------	----------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	輸入廃棄物を廃棄物管理施設に廃棄する前に行う。 （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項。規則第 4 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	容器 1 個につき 140,700 円 （根拠法令等名：施行令別表第 1 第 38 号）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第 17 条）	
(6) 合格付与方法	確認証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者 22				
(2) 検査検定実施件数	40	60	60	112	108
(3) 手数料収入総額	6,678	4,452	23,150	12,382	34,894

(注)「検査検定実施件数」は、確認証を交付した廃棄体本数を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

平成12年度及び13年度に受検実績を有する電力事業者のうち受検実績の多い2事業者を対象として、輸入廃棄物(使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化したもの)の廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

輸入廃棄物の輸送は毎年1回行われており、事業者の調査表への記載内容はこの年度単位で記載されているが、輸送される本数は事業者により異なっている(10ないし数十本)ことから、「1件当たりコスト」は、受検手数料の1件単位(輸入廃棄物1本)に割り戻して算出した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト (輸入廃棄物1本当たり)	説明
手数料		140,700円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	9,000円 (3.7人時間) (内訳) 事前相談0.3人時間 実地検査3.4人時間	
	旅費	24,000円 (内訳) 書類提出1,000円 実地検査23,000円	書類提出に係る旅費は、移動旅費(全国2ないし3か所の場合の旅費2万9,000円)を輸入廃棄物1本当たりに割り戻したもの 実地検査に係る旅費は、事業者所在地・青森間で要している旅費を輸入廃棄物1本当たりに割り戻したもの
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		22,000円 (9.3人時間、33枚)	申請書類枚数には、輸入廃棄物1本当たり25枚の検査記録が含まれている。
部外委託経費		280,000円	内容は、申請時の品質記録確認、確認検査助勢等に係るもの 2事業者とも同様の内容のコストを要しているが、1事業者においては社外秘のため、回答のあった1事業者のものを記載
事前準備コスト		62,000円 (内訳) 自主検査9,000円(3.7人時間) 外国旅費53,000円	フランスにおける自主検査に伴うもの
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	537,700円 (、、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体である経済産業省原子力安全・保安院を調査対象として、輸入廃棄物(使用済燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物をステンレス鋼製容器にほうけい酸ガラスを固化したもの)の廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認の実施に係る状況を調査した結果をコスト分析した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費	5,000円 (実地検査2人時)	左記のほか、事前相談及び審査等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明
	旅費	7,000円	旅費は単価を青森・東京間4万7,780円を使用して算出したものを輸入廃棄物1本当たりに割り戻した。
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計		12,000円	

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 31
(2) 制度名	核燃料物質等の運搬に関する確認
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 59 条の 2
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院核燃料管理規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	ウラン、プルトニウム、トリウム及びその化合物（以下「核燃料物質」という。）又は核燃料物質によって汚染されたものを工場等の外において運搬する場合において、災害の防止及び核燃料物質の防護のため特に措置が必要なものについて、省令で定める技術上の基準に適合していることを確認すること。
(2) 制度の概要	<p>申請に基づき、運搬物に関する措置が技術基準に適合していることについて確認を実施し、運搬確認証を交付 あらかじめ法第 59 条の 2 第 3 項の承認を得た容器の場合は容器に関する基準は満たされたものとして、運搬物確認を省略することができる。</p> <p>[運搬物確認項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送物の設計が技術基準に適合していること ・ 容器が設計どおりに製作されていること ・ 容器が適切に維持されていること ・ 収納物が申請どおりであること ・ 発送前点検結果が技術基準に適合していること <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[容器承認] A --> C[運搬物確認] B --> C C --> D[運搬確認証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 54 年 1 月 4 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた核燃料物質等の運搬についての規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>検査検定対象範囲の見直し 平成 13 年 7 月 1 日： 六ふっ化ウラン輸送物の技術基準を追加し、運搬確認の対象に加える改定</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 承認容器による運搬に係る確認については、従来、指定運搬物確認機関（財団法人原子力安全技術センター）が一部を実施していたが、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の設置に伴い、同日から、承認容器による運搬に係る運搬物確認は機構が実施することとされた。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>核燃料物質等の運搬物（うち、以下のものが対象）</p> <p>放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものであって、核分裂性物質 臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、核分裂性物質 照射されていない次に挙げる物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プルトニウム及びその化合物であって、プルトニウムの量が 2 キログラム以上のもの ・ ウラン 235 の濃縮度が 20 パーセント以上のウラン及びその化合物であって、ウラン 235 の量が 5 キログラム以上のもの ・ ウラン 233 及びその化合物であって、ウラン 233 の量が 2 キログラム以上のもの ・ 照射された上記の 3 つの物質であって、その表面から 1 メートルの距離において吸収線量が 1 グレイ（1 時間当たり）以下のもの <p>（根拠法令等名：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 17 条の 4）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者</p> <p>（根拠法令等名：法第 59 条の 2 第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関]経済産業省 （根拠法令等名：法第 59 条の 2 第 2 項） [独立行政法人]原子力安全基盤機構（承認容器による運搬に係るものに限る。） （根拠法令等名：法第 61 条の 26 第 1 項）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>経済産業省本省 独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「規則」という。）第3条～第13条の2
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	運搬の都度 (根拠法令等名：法第59条の2第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（核分裂性物質に限る。）を運搬しようとする者 1,038,000円 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（核分裂性物質を除く。）を運搬しようとする者 234,000円 承認容器の使用により核燃料物質等（核分裂性物質に限る。）を運搬しようとする者 331,500円 承認容器の使用により核燃料物質等（核分裂性物質を除く。）を運搬しようとする者 56,000円 (根拠法令等名：施行令別表第1の39)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	
(5) 合格付与権者	経済産業大臣及び独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名：規則第17条)	
(6) 合格付与方法	運搬確認証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	運搬開始日から運搬終了日まで	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者 合計15（平成14年9月現在）				
(2) 検査検定実施件数	176	201	168	221	184
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	3,101 16,697

(注) 「手数料収入総額」の上段は国、下段は指定運搬物確認機関に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

調査対象とする制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]	
核燃料物質等の運搬に関する確認の受検実績等を勘案し、指定運搬物確認機関が確認を行う次のものを調査対象品目とした。	
ア	A F型容器によるU O 2（二酸化ウラン）の運搬物確認（うち書面確認のみのもの。）
イ	B M型容器による使用済燃料の運搬物確認（うち現地確認を行うもの。）
上記アの調査対象品目については代表的な2事業者を調査対象として、また、イの調査対象品目については連名で申請している2事業者を調査対象として、核燃料物質等の運搬に関する確認の受検に係る状況を調査した結果をコスト分析した（ ）。	
アの調査対象品目については2事業者の平均により1件当たりコストを算出し、イの調査対象品目については2事業者のコストを合計して1件当たりコストを算出している。	

【A F型容器によるU O 2（二酸化ウラン）の運搬物確認（書面確認のみのもの。）の場合】

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		56,100円	平成13年度の受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	-	
	旅費	1,200円 (申請書類提出)	旅費は、事業所から検査検定実施主体までのもの
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		19,000円 (8人時間、23枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		31,000円 (13.5人時間)	確認前の自主検査に要するコスト
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト		(20,000,000円)	年額、輸送容器に対して行う点検コストについて1事業者から回答あり
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	107,300円 (、及びの合計)	については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でない。合計には含めていない。

【B M型容器による使用済燃料の運搬物確認（現地確認を行うもの。）の場合】

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		331,500 円	平成 13 年度の受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	290,000 円 (125 人時間) (内訳) 事前相談 2 人時間 申請書類ヒアリング 3 人時間 実地検査 120 人時間	
	旅 費	840 円 (内訳) 事前相談 2 人 × 1 回	旅費は、事業所から検査検定実施主体までのもの 申請書類は、事前相談時に提出
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		17,000 円 (7.5 人時間、51 枚)	
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト	×	-	
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×	-	
任 意 自 主 点 検 コ ス ト		(66,000,000 円)	年額、収納容器に対して行う点検コスト
イ ン セ ン テ ィ 適 用 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	639,340 円 (、 及び の合計)	については、受検 1 件当たりのコストの算出に含めることは適当でない ので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査検定実施主体は、国（経済産業省原子力安全・保安院）と指定運搬物確認機関（ ）であるが、このうち受検実績の大半を有する指定運搬物確認機関が実施する核燃料物質等の運搬に関する確認の実施の状況を調査した結果をコスト分析した。

調査対象時点におけるもので、現在は、承認容器による運搬に係る運搬物確認は機構が実施している。

【A F型容器によるUO2（二酸化ウラン）の運搬物確認（書面確認のみのもの。）の場合】

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	10,000 円 (実地検査 4.5 人時間)	実地検査の内容は、検査検定実施主体の事務所で行う書面確認
	旅 費	×	-
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	10,000 円	

【B M型容器による使用済燃料の運搬物確認（現地確認を行うもの。）の場合】

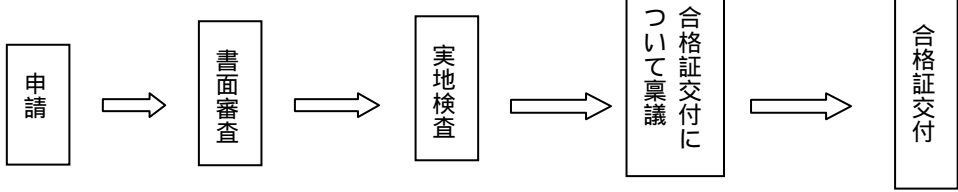
区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	42,000 円 (18 人時間) (内訳) 書類審査・ヒアリング 3 人時間 実地検査 15 人時間	
	旅 費	46,000 円	移動旅費（全国 1 か所の場合 4 万 6,000 円）を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	88,000 円	

検査検定制度名等	経産32 :原子炉施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産32-1:原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査 32-2:原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産32-1,2
(2) 制度名	原子炉施設の検査 (原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査、原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査)
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第28条第1項。研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「規則」という。)第8条
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	原子炉施設について、その工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること、並びにその性能が技術上の基準に適合するものであることを確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>原子炉設置者は、原子炉施設の工事が認可を受けた設計及び方法に従って行われていること、並びにその性能が技術上の基準に適合するものであることについて、当該原子炉施設の使用前に検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地検査] C --> D[合格証交付について稟議] D --> E[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和32年12月9日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成13年1月6日: 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた発電の用に供する研究開発段階にある原子炉の規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 平成15年10月1日: 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を同機構が実施(申請受付及び可否判定は従来どおり国が実施)</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉 (根拠法令等名:法第28条。規則第8条)
(2) 検査検定受検者	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 (根拠法令等名:法第23条第1項第4号。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第325号。以下「施行令」という。)第6条の2第1項第1号及び第2号)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]経済産業省 (根拠法令等名:法第28条第1項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第28条第2項 規則第9条
---------	-------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の使用の開始前 (根拠法令等名:法第28条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成16年4月より実施予定	
(3) 検査検定の受検手数料	熱出力が100キロワットを超える原子炉に係る使用前検査:1,197,400円 (根拠法令等名:施行令別表第1)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	経済産業大臣 (根拠法令等名:規則第10条)	
(6) 合格付与方法	使用前検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 1				
(2) 検査検定実施件数	1	5	2	6	4
(3) 手数料収入総額	1,091	5,455	2,182	7,184	4,790

(注)「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」は、すべて原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査に係るものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

研究開発段階炉を有する1事業者(1施設)を調査対象として、研究開発段階炉に係る原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		1,197,400 円	平成13年度の受検手数料額(熱出力が100キロ以上の場合)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	340,000 円 (145.5人時間) (内訳) 事前相談 44.5人時間 実地検査 101.0人時間	
	旅 費	160,000 円 (内訳) 事前相談 3人×1回 書類提出 3人×1回	旅費については、敦賀・東京間2万7,000円を使用
機 会 費 用	×	-	
運 搬 コ ス ト	×	-	
保 管 コ ス ト	×	-	
書 類 作 成 コ ス ト		930,000 円 (402.5人時間、92枚)	
部 外 委 託 経 費	×	-	
事 前 準 備 コ ス ト		150,000 円 (67.0人時間)	受検前に行う材料検査、漏えい検査等の自主検査
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	2,777,400 円 (、 、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国(経済産業省本省)を対象として、研究開発段階炉に係る原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

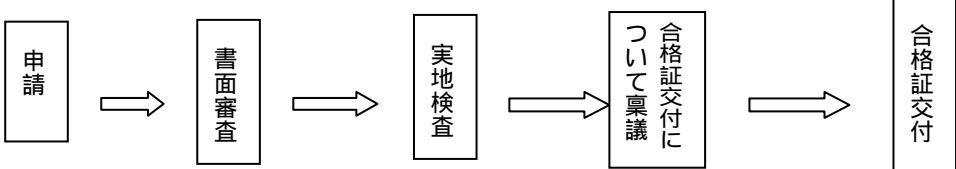
区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	200,000 円 (88人時間) (内訳) 事前相談 60人時間 実地検査 28人時間	左記のほか、審査等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明
	旅 費	27,000 円 (1人×1回)	旅費については、敦賀・東京間2万7,000円を使用
機 器 運 搬 コ ス ト	×	-	
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×	-	
そ の 他	×	-	
合 計	-	227,000 円	

検査検定制度名等	経産 32 : 原子炉施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 32-3: 原子炉施設の溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 32 - 3
(2) 制度名	原子炉施設の検査（原子炉施設の溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	原子炉容器その他の原子炉施設であって溶接をするものが、認可を受けた方法に従って行われていること及び技術上の基準に適合するものであることを確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>原子炉設置者は、原子炉容器その他の原子炉施設であって溶接をするものが、認可を受けた方法に従って行われていること及び技術上の基準に適合するものであることについて、使用前に検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地検査] C --> D[合格証交付について稟議] D --> E[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	平成 13 年 1 月 6 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた発電の用に供する研究開発段階にある原子炉の規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から、従来財団法人原子力安全技術センターが実施していた検査業務を同機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉 （根拠法令等名：研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「規則」という。）第 11 条）
(2) 検査検定受検者	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 （根拠法令等名：法第 28 条の 2 第 1 項。核原料物質、核燃料物質、原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 6 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第 61 条の 24 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 28 条の 2 第 3 項 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成 12 年総理府令第 121 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	規則第 13 条各号に掲げる工程ごと	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	施行令別表 2 による	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第 17 条）
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた設備に変更がない限り有効 （根拠法令等名：法第 28 条の 2）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：事業者数）

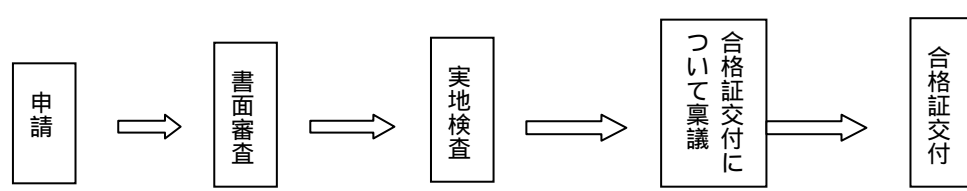
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 1				
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					

検査検定制度名等	経産 32 : 原子炉施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 32-4: 原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 32 - 4
(2) 制度名	原子炉施設の検査（原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 第 4 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安院放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	原子炉容器その他の原子炉施設であって溶接をするものが、認可を受けた方法に従って行われていること及び技術上の基準に適合するものであることを確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>原子炉設置者は、原子炉容器その他の原子炉施設であって溶接をするものが、認可を受けた方法に従って行われていること及び技術上の基準に適合するものであることについて、使用前に検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地検査] C --> D[合格証交付について稟議] D --> E[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	平成 13 年 1 月 6 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか 平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた発電の用に供する研究開発段階にある原子炉の規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から、従来財団法人原子力安全技術センターが実施していた検査業務を同機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉 （根拠法令等名：研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「規則」という。）第 11 条）
(2) 検査検定受検者	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 （根拠法令等名：法第 28 条の 2 第 1 項。核原料物質、核燃料物質、原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 6 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[独立行政法人]原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：法第 61 条の 24 第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	独立行政法人原子力安全基盤機構（東京都港区）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 28 条の 2 第 5 項 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の溶接の技術基準に関する規則（平成 12 年総理府令第 121 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	溶接をした法第 28 条の 2 第 1 項に規定する原子炉施設であって輸入したものの使用の開始前 （根拠法令等名：法第 28 条の 2 第 4 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可	
(3) 検査検定の受検手数料	施行令別表 2 による	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	独立行政法人原子力安全基盤機構 （根拠法令等名：規則第 17 条）
(6) 合格付与方法	溶接検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた設備に変更がない限り有効 （根拠法令等名：第 28 条の 2）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：事業者数）

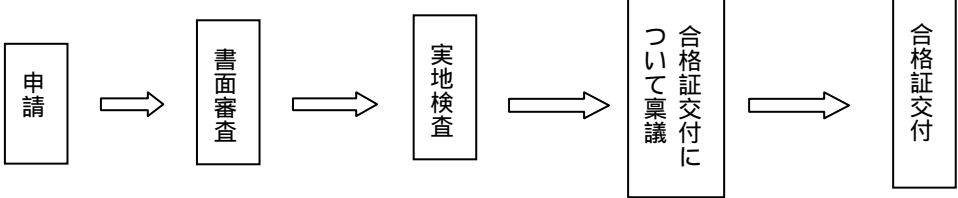
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 1				
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額					

検査検定制度名等	経産 32 : 原子炉施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	経産 32-5: 原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	経産 32 - 5
(2) 制度名	原子炉施設の検査（原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査）
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	経済産業省原子力安全・保安放射性廃棄物規制課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	原子炉施設のうち一定のものの性能について、技術上の基準に適合しているかどうかを確認することにより、災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>原子炉設置者は、原子炉施設のうち一定のものの性能について、技術上の基準に適合しているかどうかについて、毎年 1 回定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地検査] C --> D[合格証交付について稟議] D --> E[合格証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 36 年 9 月 30 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象範囲の見直しほか</p> <p>平成 13 年 1 月 6 日： 省庁再編に伴い、今まで科学技術庁が行っていた発電の用に供する研究開発段階にある原子炉の規制を原子力安全・保安院が行うこととなった。</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況</p> <p>平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から検査業務の一部を同機構が実施（申請受付及び合否判定は従来どおり国が実施）</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉 （根拠法令等名：法第 29 条。研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令 122 号。以下「規則」という。）第 19 条）
(2) 検査検定受検者	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 （根拠法令等名：法第 23 条第 1 項第 4 号。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 6 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 経済産業省 （根拠法令等名：法第 29 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在・窓口数等	経済産業省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 29 条第 2 項 規則第 21 条
---------	--------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	毎年 1 回 （根拠法令等名：法第 29 条第 1 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 16 年 4 月より実施予定	
(3) 検査検定の受検手数料	熱出力が 100 キロワットを超える原子炉に係る使用前検査：1,041,700 円 （根拠法令等名：施行令別表第 1）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	経済産業大臣 （根拠法令等名：規則第 20 条）
(6) 合格付与方法	施設定期検査合格証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年 （根拠法令等名：法第 29 条第 1 項）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：事業者数、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置者 1				
(2) 検査検定実施件数	1	1	0	1	1
(3) 手数料収入総額	925	925	925	1,042	1,042

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

研究開発段階炉を有する1事業者(1施設)を調査対象として、研究開発段階炉に係る原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の受検に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		1,041,700円	平成13年度の受検手数料額(熱出力が100キロワットを超える場合)
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	2,700,000円 (1,182.3人時間) (内訳) 事前相談 320.6人時間 実地検査 861.7人時間	
	旅費	270,000円 (内訳) 事前相談 5人×1回 書類提出 5人×1回	旅費については、敦賀・東京間2万7,000円を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		810,000円 (350.0人時間、1,500枚)	
部外委託経費		7,500,000円	受検前に一部の性能試験を外部委託で実施
事前準備コスト		30,000,000円	湿度・温度計設置等に関する専用機材準備及び撤去費用
法定自主点検コスト		(3,695,500,000円)	年額 法定点検及びこれに密接に関連する一般点検等の費用も含めたもの(明確な区分が困難なため)
任意自主点検コスト		(245,600,000円)	年額
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	42,321,700円 (、、及びの合計)	、については、受検1件当たりのコストの算出に含めることは適当でないため、合計には含めていない

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国(経済産業省本省)を対象として、研究開発段階炉に係る原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。

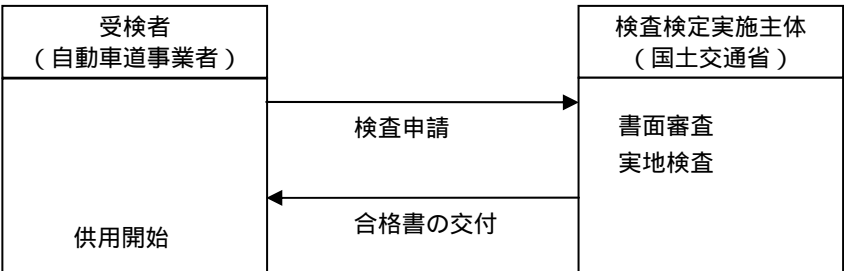
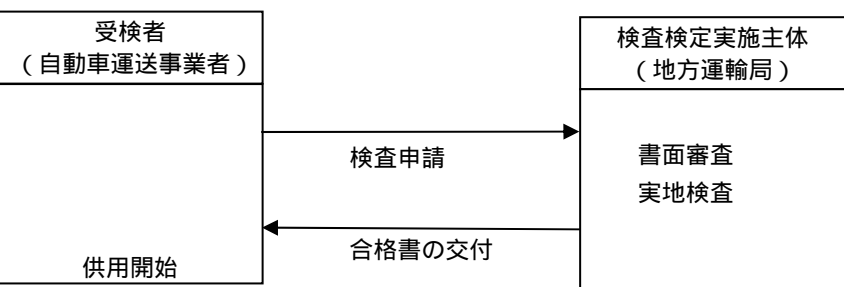
区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実 施コスト	人件費	720,000円 (310人時間) (内訳) 事前相談 180人時間 実地検査 130人時間	左記のほか、審査等にコストを要しているが、対応人数及び時間は不明
	旅費	27,000円 (1人×1回)	旅費については、敦賀・東京間2万7,000円を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	747,000円	

検査検定制度名等	国交 1:自動車道の検査
----------	--------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 1
(2) 制度名	自動車道の検査 (一般自動車道の工事の完成検査、一般自動車道の構造及び設備の検査、一般自動車道の構造及び設備の一部検査、一般自動車道の再開検査、専用自動車道の供用前検査及び専用自動車道の再開検査)
(3) 根拠法令等名	[一般自動車道の工事の完成検査] 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。) 第 57 条第 1 項 [一般自動車道の構造及び設備の検査] 法第 58 条第 1 項 [一般自動車道の構造及び設備の一部検査] 法第 59 条第 1 項 [一般自動車道の再開検査] 法第 60 条第 1 項 [専用自動車道の供用前検査] 法第 75 条第 1 項 [専用自動車道の再開検査] 法第 75 条第 3 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局総務課企画室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	通行する車両の安全確保のため、自動車道の保安度の適正を図ること。 [一般自動車道の工事の完成検査] 自動車道の供用開始前に検査を行う。 [一般自動車道の構造及び設備の検査] 既存の道路を一般自動車道として供用する場合、供用開始前に検査を行う。 [一般自動車道の構造及び設備の一部検査] 一般自動車道の一部を供用開始する前に、当該部分について検査を行う。 [一般自動車道の再開検査] 休止していた一般自動車道の供用再開前に検査を行う。 [専用自動車道の供用前検査] 専用自動車道の供用開始前に検査を行う。 [専用自動車道の再開検査] 休止していた専用自動車道の供用再開前に検査を行う。
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <p>[一般自動車道関係]</p>  <p>[専用自動車道関係]</p> 
(3) 施行年月日	昭和 26 年 6 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	一般自動車道 (根拠法令等名: 法第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項) 専用自動車道 (根拠法令等名: 法第 75 条第 1 項及び第 75 条第 3 項)
(2) 検査検定受検者	自動車道事業者 (根拠法令等名: 法第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項) 自動車運送事業者 (根拠法令等名: 法第 75 条第 1 項及び第 75 条第 3 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省(本省及び地方運輸局)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方運輸局(神戸運輸監理部を除く。)(9)、内閣府沖縄総合事務局

5 検査検定基準

名称・法令等名	一般自動車道構造設備規則(昭和 28 年運輸・建設省令第 1 号)
---------	-----------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	供用前 (根拠法令等名: 法第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 60 条第 1 項、第 75 条第 1 項及び第 75 条第 3 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可(申請手続のオンライン化)
(3) 検査検定の受検手数料	なし

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地
		運転中	運転停止(使用前)
	製品等	型式	個別(全個) 個別(抽出)
		書面	実地
		検査場内	現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名: 法第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項。道路運送法施行令(昭和 26 年政令第 250 号)第 1 条第 1 項第 29 号)		
(6) 合格付与方法	合格書の交付		
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効 (根拠法令等名: 法第 57 条第 2 項及び第 75 条第 2 項)		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 者)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	35	34	34	33	33
(2) 検査検定実施件数	平成 9 年度から 13 年度には検査実績はない。				
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」には自動車事業者及び自動車運送事業者数を記載した。

2 平成 9 年度から 13 年度には検査実績はない。それ以前には平成 6 年度に 1 件(一般自動車道の工事の完成検査)ある。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 9 年度から 13 年度に検査実績がなかったため、直近の 6 年度に実施された一般自動車道の工事の完成検査(1 件)について調査を行った。
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

受検実績のある 1 自動車事業者を対象に調査を行い、平成 6 年度の状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	180,000 円 (77.8 人時間)	事前相談及び実地検査対応
	旅費	92,000 円	東京 1 往復(×2 人)を計算 事前相談に係る鹿児島(事業者所在地)・東京間の交通費
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		560,000 円 (60 枚、242.1 人時間)	申請書等の作成コスト 申請書等以外に図面等 180 枚を提出しており、作成には 1 年、4 ないし 5 人(3 千万円強)を要している。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		(340,000 円/年間)	供用開始後における維持管理のための日常点検
インセンティブ適用コスト			
その他			
合計		832,000 円 (及びの合計)	については、検査に係るコストではないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

国土交通省自動車交通局を対象に調査を行い、平成 6 年度の状況について整理した。
--

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	380,000 円 (164.3 人時間)	実地検査対応
	旅費	460,000 円	東京 1 往復(×10 人)として計算 実地検査に係る東京・大分(道路所在地)間の交通費
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他			
合計		840,000 円	

検査検定制度名等	国交 3 : 船舶の総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交 3-1: 船舶の総トン数測度

1 検査検定制度の名称

(1) 制度番号	国交 3-1
(2) 制度名	船舶の総トン数測度 (船舶の総トン数測度)
(3) 根拠法令等名	船舶法 (明治 32 年法律第 46 号。以下「法」という。) 第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	我が国における海事に関する制度において船舶の大きさを表すための主たる指標である総トン数を算定すること。 船舶所有者は、船舶を新たに建造する場合等に総トン数測度申請を行い、この申請に基づき、管海官庁による総トン数測度が執行され、トン数を記載した船舶件名書を所有者に対して交付する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	明治 32 年 3 月
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数 20 トン以上の船舶 (根拠法令等名: 法第 20 条)
(2) 検査検定受検者	総トン数 20 トン以上の日本船舶の所有者 (根拠法令等名: 法第 4 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]管海官庁 (地方運輸局等) (根拠法令等名: 法第 4 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁 (地方運輸局等): 67

5 検査検定基準

名称・法令等名	総トン数の測度 (根拠法令等名: 船舶のトン数の測度に関する法律 (昭和 55 年法律第 40 号) 第 2 条)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶の建造時 (根拠法令等名: 法第 4 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否 (平成 15 年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定の受検手数料	船舶の総トン数ごとに定められている。 (根拠法令等名: 船舶法施行細則 (明治 32 年逓信省令第 24 号。以下「施行細則」という。) 第 50 条第 1 項及び第 2 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	- (合否を判定するものではなく、測度を行った場合、管海官庁から船舶件名書及び総トン数計算書の謄本が交付されるものである。)	
(6) 合格付与方法	(根拠法令等名: 施行細則第 12 条の 2 第 1 項)	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	340	285	243	220	218
(3) 手数料収入総額	51,419	42,261	36,689	35,878	34,849

(注) 「(3)手数料収入総額」は、「測度」と「改測」とを合わせたものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした 18 受検者が受検した船舶の中から専用船 (2,720 トン) をモデルとして整理した。
注「専用船」とは、専ら石炭、鉱石、自動車、スクラップ等特定の種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶 (油送船を除く。) をいう。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		248,300 円	施行細則第 50 条第 1 項の規定において定められている手数料
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	56,000 円 (24 人時間)	事前相談の実施、書類審査への対応及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅 費		他の受検者の中には、事前相談のため実施主体の所在地まで出向くコストを計上しているものもみられた。
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		410,000 円 (397 枚、177 人時間)	海事代理士への申請書作成、申請代行等の報酬費用を含む。
部 外 委 託 経 費			
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		714,300 円 (、 及び ・ の 合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした 8 実施主体が測度を実施したすべての船舶を対象として整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	備 考
検査検定実 施コスト	人件費	200,000 円 (86 人時間)	事前相談への対応、書類審査、実地検査及び証書・手帳交付業務の実施に係るコスト
	旅 費	7,000 円	実地検査のため船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内 1 往復 (1 人) として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		207,000 円	

検査検定制度名等	国交3 :船舶の総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交3-2:船舶の総トン数の改測

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交3-2
(2) 制度名	船舶の総トン数測度(船舶の総トン数の改測)
(3) 根拠法令等名	船舶法(明治32年法律第46号。以下「法」という。)第9条第1項及び第2項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	我が国における海事に関する制度において船舶の大きさを表すための主たる指標である総トン数に変更があった場合、総トン数を再度算定すること。
(2) 制度の概要	<p>船舶所有者は、船舶の総トン数に変更があった場合に総トン数測度(改測)申請を行い、この申請に基づき、管海官庁による総トン数測度(改測)が執行され、トン数を記載した船舶件名書を所有者に対して交付する。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者)] -- "総トン数測度(改測)申請" --> B[検査検定実施主体 (管海官庁:地方運輸局等)] B -- "変更事項通知書・総トン数計算書謄本の交付" --> A B --- C[総トン数測度(改測)の執行] </pre>
(3) 施行年月日	明治32年3月
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数20トン以上の船舶 (根拠法令等名:法第20条)
(2) 検査検定受検者	総トン数20トン以上の日本船舶の所有者 (根拠法令等名:法第9条第1項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]管海官庁(地方運輸局等) (根拠法令等名:法第9条第1項及び第2項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁(地方運輸局等):67

5 検査検定基準

名称・法令等名	総トン数の測度(改測) (根拠法令等名:船舶のトン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第2条)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶の改造時 (根拠法令等名:法第9条第1項及び第2項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成15年度末から運用開始予定)
(3) 検査検定の受検手数料	船舶の総トン数ごとに定められている。 (根拠法令等名:船舶法施行細則(明治32年逓信省令第24号。以下「施行細則」という。)第50条第1項及び第2項)
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地
	運転中 運転停止
	型式 個別(全個) 個別(抽出)
	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	-
(6) 合格付与方法	(合否を判定するものではなく、測度(改測)を行った場合、管海官庁から船舶件名書及び総トン数計算書の謄本が交付されるものである。) (根拠法令等名:施行細則第12条の2第2項)
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	309	261	290	302	232
(3) 手数料収入総額	51,419	42,261	36,689	35,878	34,849

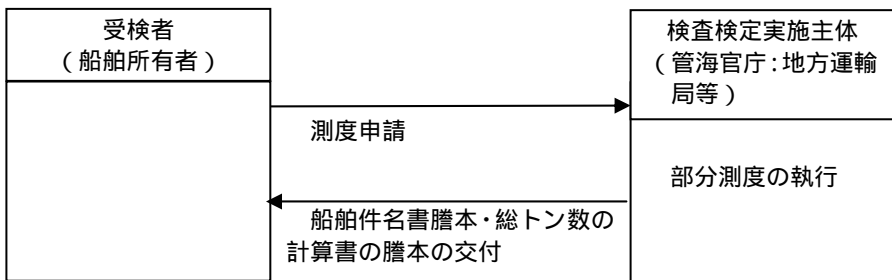
(注) 「(3)手数料収入総額」は、「測度」と「改測」とを合わせたものである。

検査検定制度名等	国交3 :船舶の総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交3-3:製造中船舶の部分測度

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交3-3
(2) 制度名	船舶の総トン数測度（製造中船舶の部分測度）
(3) 根拠法令等名	船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号。以下「施行細則」という。）第16条第1項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	新規測度を簡略化すること。 船舶所有者は、部分測度を希望する場合、総トン数測度申請を行い、この申請に基づき、管海官庁による部分測度が執行され、トン数を記載した船舶件名書を所有者に対して交付する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕  <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者)] -- 測度申請 --> B[検査検定実施主体 (管海官庁:地方運輸局等)] B -- 船舶件名書謄本・総トン数の 計算書の謄本の交付 --> A B --- C[部分測度の執行] </pre>
(3) 施行年月日	明治32年3月
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数20トン以上の船舶（所有者が希望するもの） （根拠法令等名：施行細則第16条第1項）
(2) 検査検定受検者	総トン数20トン以上の日本船舶の所有者 （根拠法令等名：施行細則第16条第1項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]管海官庁（地方運輸局等） （根拠法令等名：施行細則第16条第1項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁（地方運輸局等）：67

5 検査検定基準

名称・法令等名	製造中船舶の部分測度 （根拠法令等名：船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第2条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶の製造中（竣工前） （根拠法令等名：施行細則第16条第1項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成15年度末から運用開始予定）	
(3) 検査検定の受検手数料	なし （手数料を設定していない理由）全体の測度を行う際に一隻の船として測度手数料を徴収するため。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	- （合否を判定するものではなく、部分測度を行った場合、管海官庁から船舶件名書及び総トン数計算書の謄本が交付されるものである。）	
(6) 合格付与方法	（根拠法令等名：施行細則第16条第2項）	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

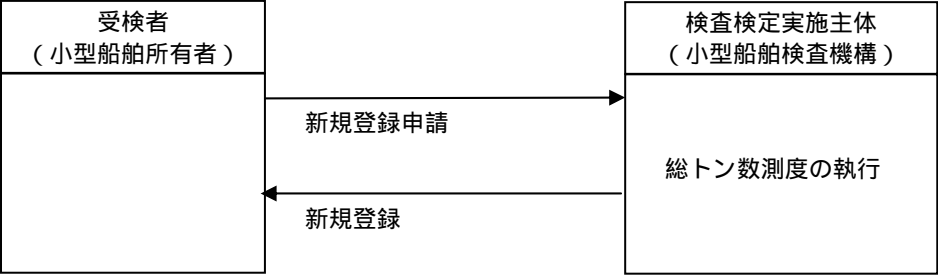
区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	国交4 : 小型船舶の総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交4-1: 小型船舶の総トン数測度

1 検査検定制度の名称

(1) 制度番号	国交4-1
(2) 制度名	小型船舶の総トン数測度（小型船舶の総トン数測度）
(3) 根拠法令等名	小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号。以下「法」という。）第6条第2項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	小型船舶の所有者の利便性の向上、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、所有権を公証すること。 小型船舶の所有者は、船舶を航行の用に供するときは新規登録申請をなし、この申請に基づき小型船舶検査機構が総トン数の測度を行い、登録原簿に登録する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕  <pre> graph LR A[受検者 (小型船舶所有者)] -- 新規登録申請 --> B[検査検定実施主体 (小型船舶検査機構)] B -- 総トン数測度の執行 --> C[新規登録] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	平成14年4月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数20トン未満の船舶（漁船及び非自航船を除く。） (根拠法令等名：法第2条第1号)
(2) 検査検定受検者	小型船舶の所有者 (根拠法令等名：法第6条第2項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関等] 小型船舶検査機構 (根拠法令等名：法第21条第1項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	小型船舶検査機構：34

5 検査検定基準

名称・法令等名	小型船舶の総トン数の測度及び改測 (根拠法令等名：船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第2条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶を航行の用に供するとき (根拠法令等名：法第6条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	小型船舶の総トン数及び船舶の長さごとに定められている。 (根拠法令等名：法第29条第1項。小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号。以下「登録規則」という。）第47条第1項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	- (合格を判定するものではなく、新規登録（測度を含む。）を行ったときは、登録事項が小型船舶検査機構から通知されるものである。)
(6) 合格付与方法	(根拠法令等名：法第7条及び第21条第4項)	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	不明	不明	不明	不明
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

(注) 小型船舶の総トン数測度は、平成13年度までは都道府県が実施していたが、14年度からは小型船舶検査機構が実施主体となった。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした25受検者が受検した船舶の中から旅客船(14トン)をモデルとして整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		18,300円	登録規則第47条第1項の規定において定められている手数料 なお、手数料には、測度に係るもののほか、登録に係るものも含まれている(法第29条第1項及び登録規則第47条第1項参照)。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	3,000円 (1人時間)	事前相談の実施、書類審査への対応及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅費		他の受検者の中には、事前相談のため実施主体の所在地まで出向くコストを計上しているものもみられた。
機会費用	×		
運搬コスト			他の受検者の中には、上下架設設備使用料などに係るコストを計上しているものもみられた。
保管コスト			他の受検者の中には、マリーナ保管料、船台使用料などに係るコストを計上しているものもみられた。
書類作成コスト		30円 (4枚、0.01人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		21,330円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした9実施主体が測度を実施したすべての船舶を対象として整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	9,000円 (4人時間)	事前相談への対応、書類審査、実地検査及び測度記録簿作成業務の実施に係るコスト
	旅費	7,000円	実地検査のため小型船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内1往復(1人)として計算 なお、小型船舶検査機構における検査検定業務は全国34支部で実施されており、実地検査現場への移動は県内移動のみに限らないが、左記においては県内移動に係るコストを計上している。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		16,000円	

検査検定制度名等	国交4 : 小型船舶の総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交4-2: 小型船舶の総トン数の改測

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交4-2
(2) 制度名	小型船舶の総トン数測度（小型船舶の総トン数の改測）
(3) 根拠法令等名	小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号。以下「法」という。）第9条第2項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	小型船舶の所有者の利便性の向上、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与するため、所有権を公証すること。 小型船舶の所有者は、船舶を改造したときは変更登録申請をなし、この申請に基づき小型船舶検査機構が総トン数の改測を行い、登録原簿に変更登録する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (小型船舶所有者)] -- 変更登録申請 --> B[検査検定実施主体 (小型船舶検査機構)] B -- 総トン数測度(改測)の執行 --> C[変更登録] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	平成14年4月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数20トン未満の船舶（漁船及び非自航船を除く。） （根拠法令等名：法第2条第1号及び第2号）
(2) 検査検定受検者	小型船舶の所有者 （根拠法令等名：法第9条第2項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関等]小型船舶検査機構 （根拠法令等名：法第21条第1項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	小型船舶検査機構：34

5 検査検定基準

名称・法令等名	小型船舶の総トン数の測度及び改測 （根拠法令等名：船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第2条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	登録事項に変更を及ぼす改造をしたとき （根拠法令等名：法第9条第1項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	小型船舶の総トン数及び船舶の長さごとに定められている。 （根拠法令等名：法第29条第1項。小型船舶登録規則（平成14年国土交通省令第4号）第47条第1項）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	- （合否を判定するものではなく、変更登録（改測を含む。）を行ったときは、登録事項が小型船舶検査機構から通知されるものである。）
(6) 合格付与方法	（根拠法令等名：法第9条第3項及び第21条第3項）	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	不明	不明	不明	不明
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

（注） 小型船舶の総トン数の改測は、平成13年度までは都道府県が実施していたが、14年度からは小型船舶検査機構が実施主体となった。

検査検定制度名等	国交5 : 小型漁船の総トン数の測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交5-1: 小型漁船の総トン数の測度

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交5-1
(2) 制度名	小型漁船の総トン数の測度（小型漁船の総トン数の測度）
(3) 根拠法令等名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号。以下「政令」という。）第1条第1項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>小型漁船に対し、その個船の大きさを表す指標である総トン数を算定すること。</p> <p>小型漁船の所有者は、航行の用に供するときは総トン数の測度の申請をなし、この申請に基づき都道府県は総トン数測度を執行する。</p> <p>船籍港が測度する都道府県の区域外の場合は、「総トン数に関する証明書」を申請者に交付する。</p> <p>〔フロー図〕</p> <p>〔都道府県区域内の場合〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (小型漁船所有者)] -- 総トン数測度申請 --> B[検査検定実施主体 (都道府県)] B -- 総トン数測度の執行 --> A </pre> <p>〔都道府県区域外の場合〕</p> <pre> graph LR C[受検者 (小型漁船所有者)] -- 総トン数測度申請 --> D[検査検定実施主体 (国土交通省令で定める行政官庁)] D -- 総トン数に関する証明書の交付 --> C </pre>
(2) 制度の概要	
(3) 施行年月日	昭和28年9月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数20トン未満の漁船 (根拠法令等名：政令第1条第1項)
(2) 検査検定受検者	総トン数20トン未満の漁船の所有者 (根拠法令等名：政令第1条第1項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[地方公共団体]当該船舶の所在する場所をその区域とする都道府県を統括する都道府県知事 (根拠法令等名：政令第1条第1項)</p> <p>[その他]当該船舶の所在する場所を管轄する国土交通省令で定める行政官庁（日本の領事官） (根拠法令等名：政令第1条第1項)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47

5 検査検定基準

名称・法令等名	総トン数の測度及び改測 (根拠法令等名：船舶の総トン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第2条）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶の建造時 (根拠法令等名：政令第1条第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>都道府県が行う総トン数の測度の手数料：都道府県が個別に定めている。</p> <p>日本の領事官が行う総トン数の測度の手数料：小型漁船の総トン数の測度に関する省令（昭和28年運輸省令第46号。以下「省令」という。）第3条第1項の規定において定められている。</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
	検査場内 現地	

(5) 合格付与権者	-
(6) 合格付与方法	(合否を判定するものではなく、測度を行った場合、都道府県知事又は日本の領事官から総トン数に関する証明書が交付されるものである。)
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	620	666	644	597	481
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

(注)「検査検定実施件数」は、すべて都道府県が実施したものである。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした 23 受検者が受検したものの中から 9.7 トンの漁船をモデルとして整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		33,000 円	都道府県が条例で定めている手数料
手数料以外の納付金			
受検対応コ スト	人件費	10,000 円 (4 人時間)	事前相談の実施及び実地検査の立会いなどに係るコスト
	旅 費		他の受検者の中には、事前相談のため実施主体の所在地まで出向くコストを計上しているものもみられた。
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト			他の受検者の中には、上架設備使用料などに係るコストを計上しているものもみられた。
保 管 コ ス ト			他の受検者の中には、滞架料などに係るコストを計上しているものもみられた。
書類作成コスト		400 円 (1 枚、0.2 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		43,400 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした 10 実施主体が測度を実施したすべての 20 トン未満の漁船について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	17,000 円 (7 人時間)	事前相談、書面審査、実地検査及び測度計算書作成事務に係るコスト
	旅 費	14,000 円	実地検査のため船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内 1 往復(2 人)として計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		31,000 円	

検査検定制度名等	国交5 : 小型漁船の総トン数の測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交5-2: 小型漁船の総トン数の改測

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交5-2
(2) 制度名	小型漁船の総トン数の測度(小型漁船の総トン数の改測)
(3) 根拠法令等名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下「政令」という。)第1条第3項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>小型漁船に対し、その個船の大きさを表す指標である総トン数を算定すること。</p> <p>小型漁船の所有者は、航行の用に供するときは総トン数の測度の申請をなし、この申請に基づき都道府県は総トン数測度を執行する。</p> <p>船籍港が測度する都道府県の区域外の場合は「総トン数に関する証明書」を申請者に交付する。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <p>[都道府県区域内の場合]</p> <pre> graph LR A[受検者 (小型漁船所有者)] -- "総トン数測度(改測)申請" --> B[検査検定実施主体 (都道府県)] B -- "総トン数測度(改測)の執行" --> A </pre> <p>[都道府県区域外の場合]</p> <pre> graph LR A[受検者 (小型漁船所有者)] -- "総トン数測度(改測)申請" --> B[検査検定実施主体 (国土交通省令で定める行政官庁)] B -- "総トン数測度(改測)の執行" --> C[総トン数に関する証明書の交付] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和28年9月1日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	総トン数20トン未満の漁船 (根拠法令等名: 政令第1条第1項)
(2) 検査検定受検者	総トン数20トン未満の漁船の所有者 (根拠法令等名: 政令第1条第1項及び第3項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]当該船舶の所在する場所をその区域とする都道府県を統括する都道府県知事 (根拠法令等名: 政令第1条第3項) [その他]当該船舶の所在する場所を管轄する国土交通省令で定める行政官庁(日本の領事官) (根拠法令等名: 政令第1条第3項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県: 47

5 検査検定基準

名称・法令等名	総トン数の測度及び改測 (根拠法令等名: 船舶の総トン数の測度に関する法律(昭和55年法律第40号)第2条)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶の改造時 (根拠法令等名: 政令第1条第3項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	不明
(3) 検査検定の受検手数料	都道府県: 都道府県が個別に定めている。 日本の領事官の行う総トン数の測度の手数料: 小型漁船の総トン数の測度に関する省令(昭和28年運輸省令第46号。以下「省令」という。)第3条第1項の規定において定められている。
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地
	運転中 運転停止
	型式 個別(全個) 個別(抽出)
	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	-
(6) 合格付与方法	(合否を判定するものではなく、測度を行った場合、都道府県知事又は日本の領事官から総トン数に関する証明書が交付されるものである。) (根拠法令等名: 省令第1条第3項)
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	99	205	150	158	67
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

(注) 「検査検定実施件数」は、すべて都道府県が実施したものである。

検査検定制度名等	国交 6 :船舶の国際総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交 6-1:船舶の国際トン数証書の交付のための測度

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 6 - 1
(2) 制度名	船舶の国際総トン数測度（船舶の国際トン数証書の交付のための測度）
(3) 根拠法令等名	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	国際航海に従事する船舶に対し、その大きさを表す指標として用いられる国際トン数を算定すること。 船舶所有者は、国際航海に従事する船舶を建造する場合や新たに国際航海に従事させる場合に、国際トン数証書交付申請を行い、この申請に基づき、管海官庁による国際トン数の測度が執行され、国際トン数を記載した国際トン数証書を所有者に対して交付する。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕
(3) 施行年月日	昭和 57 年 7 月
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	長さ 24 メートル以上の国際航海に従事する船舶 (根拠法令等名: 法第 8 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	長さ 24 メートル以上の国際航海に従事する日本船舶の所有者 (根拠法令等名: 法第 8 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]管海官庁（地方運輸局等） (根拠法令等名: 法第 8 条第 2 項。船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和 56 年運輸省令第 47 号。以下「施行規則」という。）第 74 条第 1 項及び第 2 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁（地方運輸局等）: 67

5 検査検定基準

名称・法令等名	船舶の国際トン数の測度 (根拠法令等名: 法第 2 条)
---------	---------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	国際航海に従事するとき (根拠法令等名: 法第 8 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成 15 年度末から運用開始予定）	
(3) 検査検定の受検手数料	船舶の総トン数ごとに定められている。 (根拠法令等名: 法第 10 条。施行規則第 71 条第 1 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	-
(6) 合格付与方法	（合否を判定するものではなく、測度を行った場合、管海官庁から国際トン数証書が交付されるものである。） (根拠法令等名: 法第 8 条第 2 項。施行規則第 74 条第 1 項及び第 2 項)	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	55	63	33	31	25
(3) 手数料収入総額	8,358	9,323	5,915	4,583	2,393

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした10受検者が受検した船舶の中から専用船(495トン)をモデルとして整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		193,700 円	施行規則第71条第1項の規定において定められている手数料
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	93,000 円 (40人時間)	事前相談の実施、書類審査への対応及び実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅 費		他の受検者の中には、事前相談の実施及び書類審査への対応のため実施主体の所在地まで出向くコストを計上しているものもみられた。
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト			他の受検者の中には、曳航のためのタグボートの使用料などに係るコストを計上しているものもみられた。
保 管 コ ス ト			
書 類 作 成 コ ス ト		280,000 円 (220枚、121人時間)	海事代理士への申請書作成、申請代行等の報酬費用を含む。
部 外 委 託 経 費			
事 前 準 備 コ ス ト		9,000 円	足場の設置、高所作業車の使用などに係るコスト
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		575,700 円 (、・及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

新規の測度の実施に関し、今回、調査対象とした5実施主体が測度を実施したすべての船舶について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	150,000 円 (65人時間)	事前相談への対応、書類審査、実地検査及び計算書交付事務の実施に係るコスト
	旅 費	10,500 円	実地検査の実施のため船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内1往復(1.5人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		160,500 円	

検査検定制度名等	国交6 : 船舶の国際総トン数測度
検査検定関係許認可等事項名等	国交6-2: 船舶の国際トン数証書の記載事項変更のための改測

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交6-2
(2) 制度名	船舶の国際総トン数測度（船舶の国際トン数証書の記載事項変更のための改測）
(3) 根拠法令等名	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。以下「法」という。）第8条第4項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課登録測度室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	国際航海に従事する船舶に対し、その大きさを表す指標として用いられる国際トン数が改造等により変更があった場合、国際トン数を再度算定すること。
(2) 制度の概要	<p>船舶所有者は、改造等により国際トン数証書の記載事項に変更があった場合、国際トン数証書の書換え申請を行い、この申請に基づき、管海官庁による国際トン数の改測が執行され、国際トン数を記載した国際トン数証書を所有者に対して交付する。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者)] -- "国際トン数証書換申請" --> B[検査検定実施主体 (管海官庁: 地方運輸局等)] B -- "国際トン数測度の執行" --> C[国際トン数証書の交付] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和57年7月
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	長さ24メートル以上の国際航海に従事する船舶 (根拠法令等名: 法第8条第1項)
(2) 検査検定受検者	長さ24メートル以上の国際航海に従事する日本船舶の所有者 (根拠法令等名: 法第8条第1項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]管海官庁（地方運輸局等） (根拠法令等名: 法第8条第3項。船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和56年運輸省令第47号。以下「施行規則」という。）第74条第1項及び第2項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁（地方運輸局等）: 67

5 検査検定基準

名称・法令等名	船舶の国際トン数証書の記載事項変更のための改測 (根拠法令等名: 法第2条)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	国際トン数証書の記載事項に変更の伴う改造等がある場合 (根拠法令等名: 法第8条第3項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成15年度末から運用開始予定）	
(3) 検査検定の受検手数料	船舶の総トン数ごとに定められている。 (根拠法令等名: 法第10条。施行規則第71条第1項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	- (合格を判定するものではなく、国際トン数証書の記載事項について変更があったときの改測を行った場合、管海官庁から国際トン数証書が交付されるものである。)
(6) 合格付与方法	(根拠法令等名: 法第8条第4項。施行規則第74条第1項及び第2項)	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 件、千円)

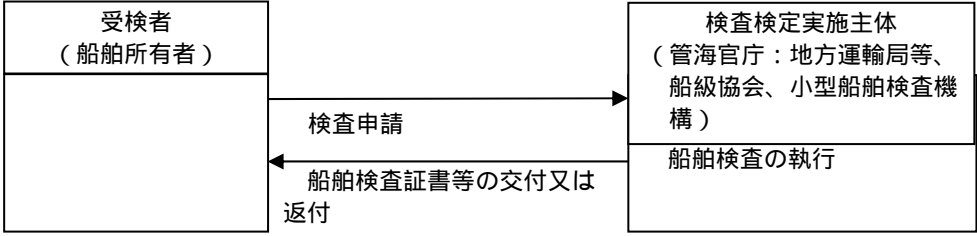
区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	45	28	25	21	23
(3) 手数料収入総額	1,969	1,098	990	961	690

検査検定制度名等	国交7 : 船舶検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	国交7-1: 定期検査等

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交7-1
(2) 制度名	船舶検査(定期検査等)
(3) 根拠法令等名	船舶安全法(昭和8年法律第11号。以下「法」という。)第5条第1項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 船舶所有者は、当該検査を受けるべく検査申請を行い、この申請に基づき、管海官庁、船級協会又は小型船舶検査機構により検査が施行され、この検査に合格した場合には、船舶検査証書等の交付又は返付が行われる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和9年3月1日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	有効期間の見直し状況 平成9年7月1日: 船舶検査証書の有効期間を4年から5年に延長した(検査周期の延長) [参考] 検査実施主体の見直し 平成16年3月1日: 認定機関制度から登録機関制度に移行

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	船舶 (根拠法令等名: 法第2条第1項)
(2) 検査検定制度受検者	船舶の所有者 (根拠法令等名: 法第5条第1項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[小型船舶以外の船舶] [国の機関]管海官庁(国土交通省本省及び地方運輸局等) (根拠法令等名: 法第7条第1項。船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号。以下「施行規則」という。)第1条第14項) [指定検査機関等]船級協会(財団法人日本海事協会) (根拠法令等名: 法第8条第1項。施行規則第47条第13項) (注)船級協会の検査を受け、船級登録した船舶(一部を除く。)については、国の検査を受け合格したものとみなされる。 [小型船舶(総トン数20トン未満)] [指定検査機関等]小型船舶検査機構 (根拠法令等名: 法第7条の2第1項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁(地方運輸局等): 67 船級協会(財団法人日本海事協会): 20 小型船舶検査機構: 34

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項
---------	------------------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	初めて航行の用に供するときに行う初回の定期検査 (根拠法令等名: 法第5条第1項第1号) 5年の有効期間が満了したときに行う定期検査 (根拠法令等名: 法第5条第1項第1号) 定期検査と定期検査との中間において行う中間検査 (根拠法令等名: 法第5条第1項第2号) 法第2条第1項各号の規定に定められている船体、機関等を改造又は修理などを行う際の臨時検査 (根拠法令等名: 法第5条第1項第3号) 船舶検査証書を保有していない船舶を臨時に航行の用に供するときに行う臨時航行検査 (根拠法令等名: 法第5条第1項第4号) 国土交通大臣が特に必要があると認めるときに行う特別検査 (根拠法令等名: 法第5条第1項第5号)
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成15年度末から運用開始予定)

(3) 検査検定の受検手数料	船種や船舶の長さごとに定められている。 (根拠法令等名：施行規則第66条)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
(5) 合格付与権者	管海官庁(地方運輸局等) (根拠法令等名：法第7条第1項及び第9条第1項) 小型船舶検査機構 (根拠法令等名：法第7条の2第1項)	
(6) 合格付与方法	船舶検査証書の交付又は返付	
(7) 検査検定の有効期間	船舶検査証書の有効期間は5年(ただし、旅客船を除き、平水区域を航行区域とする船舶又は小型船舶であって国土交通省令で定めるものは6年) (根拠法令等名：法第10条第1項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定事業場の数：153(平成14年度末現在) (根拠法令等名：法第6条の2及び第6条の3)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	187,958	190,168	188,607	177,068	184,747
国	12,634	14,309	10,093	10,254	8,973
小型船舶検査機構	175,324	175,829	178,514	166,814	175,774
(3) 手数料収入総額	3,288,914	3,222,392	3,150,824	3,070,492	3,114,358
国	538,839	466,437	363,479	392,123	314,180
小型船舶検査機構	2,750,085	2,755,955	2,787,345	2,678,369	2,800,178

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成9年7月1日：船舶検査証書の有効期間が4年から5年に延長(検査周期の延長)。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【小型船舶以外の船舶】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした23受検者が受検した船舶の中から制度改変の影響が生ずるとみられる2回目以降の定期検査を受検した貨物船(500トン級)をモデルとして整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		110,500円	施行規則第66条の規定において定められている手数料
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	44,000円 (19人時間)	事前相談の実施、書面審査及び実地検査への対応などに係るコスト
	旅費	(14,000円)	事前相談の実施のため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内1往復(2人)で算出した。
機会費用		(11日間程度の航行停止)	受検のため、11日程度、船舶の航行停止が生じている。しかし、非操業日に受検日を設定しているものがみられることや機会費用を逸したコストについては船舶ごとの売上高が不明のため算出していない。
運搬コスト			他の受検者の中には、検査場までの曳航・回航、上下架設備使用などに係るコストを計上しているものがみられた。
保管コスト			他の受検者の中には、受検のための係留、滞架等に係るコストを計上しているものがみられた。
書類作成コスト 部外委託経費		55,000円 (2枚、24人時間)	海事代理士への申請書作成、申請代行等の報酬費用を含む。
事前準備コスト		不明	足場架設、撤去等に係るコストが生ずることがあり得ると認められるが、コストを算出するまでには至らなかった。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		不明	船体診断等に係るコストが生ずることがあり得ると認められるが、コストを算出するまでには至らなかった。
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		209,500円 (、(旅費を除く。)及びの合計)	船舶検査証書の有効期間が4年から5年に延長(検査周期の延長)されたことによって、検査検定に係るコストは、単純な試算をすると、5分の4になり、受検1回当たり約4万2,000円の減になるものとみられる。 ・208,000円 - (208,000円 × 4/5) = 41,600円

【小型船舶】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした 23 受検者が受検したものの中から制度改変の影響が生ずるとみられる 2 回目以降の定期検査を受検した旅客船（19 トン級）をモデルとして整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		43,000 円	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	5,000 円 (2 人時間)	事前相談の実施、書面審査及び実地検査への対応などに係るコスト
	旅 費	(7,000 円)	事前相談の実施のため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内 1 往復 (1 人) で算出した。
機 会 費 用		(2 時間程度の 航行停止)	受検のため、2 時間程度、船舶の航行停止が生じている。しかし、非作業日に受検日を設定しているのがみられることや機会費用を逸したコストについては船舶ごとの売上高が不明のため算出していない。
運 搬 コ ス ト			受検者の中には、検査場までの曳航、上下架設備使用などに係るコストを計上しているものもみられた。
保 管 コ ス ト			受検者の中には、受検のための係留、滞架等に係るコストを計上しているものもみられた。
書類作成コスト 部外委託経費		2,000 円 (1 枚、1 人時間)	海事代理士への申請書作成、申請代行等の報酬費用がある場合は、これを含む。
事前準備コスト		不明	足場架設、撤去等に係るコストが生ずることがあり得ると認められるが、コストを算出するまでには至らなかった。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		不明	船体診断等に係るコストが生ずることがあり得ると認められるが、コストを算出するまでには至らなかった。
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		50,000 円 (、 (旅費を除く。) 及び ・ の 合計)	旅客船の船舶検査証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長 (検査周期の延長) されたことによって、旅客船の検査検定に係るコストは、単純な試算をすると、5 分の 4 になり、受検 1 回当たり 1 万円の減になるものとみられる。 ・ 50,000 円 - (50,000 円 × 4 / 5) = 10,000 円

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【小型船舶以外の船舶】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした 10 実施主体が検査したすべての船舶について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	71,000 円 (31 人時間)	事前相談への対応、書面審査及び実地検査の実施などに係るコスト
	旅 費	10,500 円	実地検査の実施のため船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内 1 往復 (1.5 人) で算出
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		81,500 円	船舶検査証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長 (検査周期の延長) されたことによって、検査検定に係るコストは、単純な試算をすると、5 分の 4 になり、受検 1 回当たり約 1 万 6,000 円の減になるものとみられる。 ・ 81,500 円 - (81,500 円 × 4 / 5) = 16,300 円

【小型船舶】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした 10 実施主体が検査したすべての小型船舶について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		(3) の【小型船舶以外の船舶】に対応するコストの算出には至らなかったが、プレジャーボート等を含む小型船舶全体の検査に係る 1 件当たりのコストは 5,000 円であった。
	旅 費	(7,000 円)	実地検査のため船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内 1 往復 (1 人) で算出 なお、小型船舶検査機構における検査検定業務は全国 34 支部で実施されており、実地検査現場への移動は県内移動のみに限らないが、左記においては県内移動に係るコストを計上している。 また、実施主体が設置している検査場での実地検査の際の旅費については算入を考慮しなかった。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
そ の 他	×		
合 計			旅客船の船舶検査証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長 (検査周期の延長) されたことによって、旅客船の検査検定に係るコストは、単純な試算をすると、5 分の 4 になるものとみられる。

10 制度改変の影響

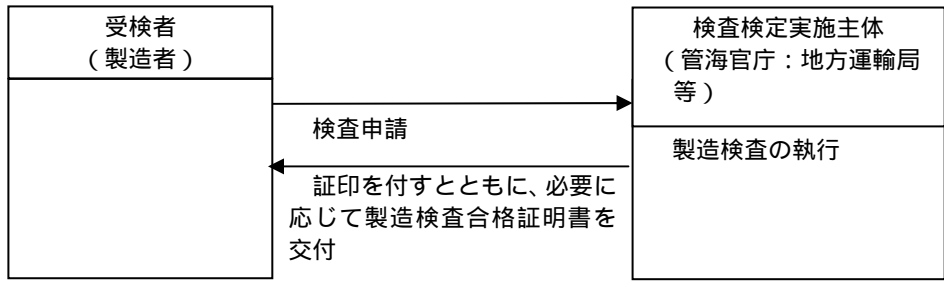
(1) コ ス ト	船舶検査証書の有効期間が 4 年から 5 年に延長 (検査周期の延長) されたことによって、受検者及び実施主体の両者ともに、検査検定に要するコストが 5 分の 4 になるものとみられる。 (注) 仮に、船舶の耐用年数が 20 年間とすると、通算の受検回数が 5 回から 4 回へと 1 回分が減免されることとなる。
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	国交7 : 船舶検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	国交7-2: 製造検査 (30メートル以上の船舶) 国交7-3: 製造検査 (30メートル未満の船舶)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交7-2、3
(2) 制度名	船舶検査 (製造検査 (30メートル以上の船舶) 製造検査 (30メートル未満の船舶))
(3) 根拠法令等名	船舶安全法 (昭和8年法律第11号。以下「法」という。) 第6条第1項及び第2項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 製造者は、当該検査を受けるべく検査申請を行い、この申請に基づき、管海官庁により検査が執行され、この検査に合格した場合には、船舶に証印を付すとともに、必要に応じて製造検査合格証明書が交付される。 なお、30メートル未満の船舶については、任意の検査制度である。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和9年3月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	製造中の船舶 (根拠法令等名: 法第6条第1項及び第2項。船舶安全法施行規則 (昭和38年運輸省令第41号。以下「施行規則」という。) 第21条)
(2) 検査検定制度受検者	船舶の製造者 (根拠法令等名: 法第6条第1項及び第2項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 管海官庁 (地方運輸局等) (根拠法令等名: 法第6条第1項及び第2項。施行規則第1条第14項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁 (地方運輸局等): 67

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第2条第1項及び第3条第1項
---------	-----------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	船舶の製造中 (根拠法令等名: 法第6条第1項及び第2項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否 (平成15年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定制度の受検手数料	船舶の長さや備付けの設備などごとに定められている。 (根拠法令等名: 施行規則第66条)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	管海官庁 (地方運輸局等) (根拠法令等名: 法第6条第1項及び第2項。施行規則第45条第2項)	
(6) 合格付与方法	製造検査合格証明書及び証印	
(7) 検査検定制度の有効期間	製造検査に合格した後、最初に行う法5条の検査まで (根拠法令等名: 法第6条第4項。施行規則第16条第1項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定事業場の数: 153 (平成14年度末現在) (根拠法令等名: 法第6条の2)
----------------	--

8 検査検定制度の実績

(単位: 件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定制度実施件数	188	151	104	110	122
(3) 手数料収入総額	37,143	27,749	16,477	19,839	22,991

検査検定制度名等	国交7 : 船舶検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	国交7-4: 予備検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交7-4
(2) 制度名	船舶検査(予備検査)
(3) 根拠法令等名	船舶安全法(昭和8年法律第11号。以下「法」という。)第6条第3項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 船舶所有者は、当該検査を受けるべく検査申請を行い、この申請に基づき、地方運輸局等により検査が執行され、この検査に合格した場合には、証印を付すと同時に、必要に応じて予備検査合格証明書の交付が行われる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者)] -- 検査申請 --> B[検査検定制度実施主体 (管海官庁：地方運輸局等、 小型船舶検査機構)] B -- 証印を付すと同時に、必要に応じて予備検査合格証明書を交付 --> A B -- 予備検査の執行 --> C[] </pre>
(3) 施行年月日	昭和9年3月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	船舶又は物件 (根拠法令等名：法第6条第3項)
(2) 検査検定制度受検者	船舶又は物件の製造者 (根拠法令等名：法第6条第3項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]管海官庁(地方運輸局等) (根拠法令等名：法第6条第3項。船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号。以下「施行規則」という。)第1条第14項) [指定検査機関等]小型船舶検査機構 (根拠法令等名：法第7条の2第1項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁(地方運輸局等)：67 小型船舶検査機構：34

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第2条第1項
---------	---------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	当該物件等を船舶に搭載する前 (根拠法令等名：法第6条第3項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否(地方運輸局等については平成15年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定制度の受検手数料	船舶又は物件ごとに定められている。 (根拠法令等名：施行規則第66条)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	管海官庁(地方運輸局等)の長 (根拠法令等名：法第6条第3項。施行規則第45条第1項) 小型船舶検査機構 (根拠法令等名：法第7条の2第1項)	
(6) 合格付与方法	証印、予備検査合格証明書	
(7) 検査検定制度の有効期間	予備検査に合格した後、最初に行う法定検査まで (根拠法令等名：施行規則第16条第1項及び第2項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定事業場の数：153(平成14年度末現在) (根拠法令等名：法第6条の2)
----------------	---

8 検査検定制度の実績

(単位：件、千円)

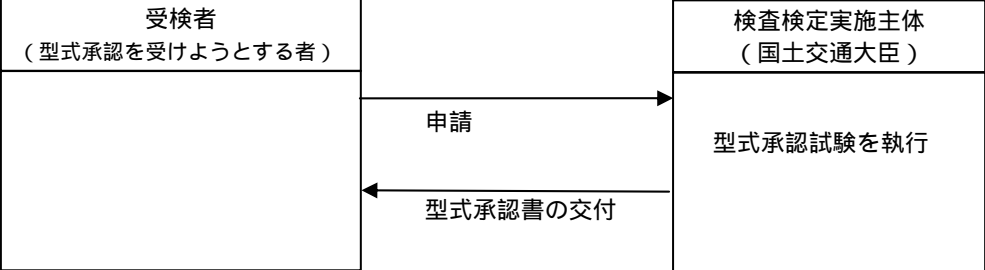
区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定制度実施件数	145,504	119,798	100,492	97,176	78,456
国	60,824	47,667	40,390	41,203	39,653
小型船舶検査機構	84,680	72,131	60,102	55,967	38,803
(3) 手数料収入総額	1,426,332	1,217,249	1,074,179	994,758	713,688
国	280,103	228,334	182,558	192,726	164,840
小型船舶検査機構	1,146,229	988,915	891,621	802,032	548,848

検査検定制度名等	国交7 :船舶検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	国交7-5:型式の承認(船舶又は物件)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交7-5
(2) 制度名	船舶検査(型式の承認(船舶又は物件))
(3) 根拠法令等名	船舶安全法(昭和8年法律第11号。以下「法」という。)第6条の4第1項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 船舶又は物件に関して型式承認を受けようとする者は、国土交通大臣に対して型式承認申請を行うことができる。この申請に基づき、国土交通大臣は、当該船舶又は物件に係る技術基準への適合性を確認するため、型式承認試験を行い、これに合格した場合には、申請者に対して型式承認書を交付することとなる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和48年12月14日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	船舶又は物件 (根拠法令等名:船舶等型式承認規則(昭和48年運輸省令第50号。以下「承認規則」という。)第3条)
(2) 検査検定制度受検者	型式承認を受けようとする者(船舶又は物件の製造者) (根拠法令等名:承認規則第5条第1項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]国土交通省 (根拠法令等名:法第6条の4第1項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等:67

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第2条第1項
---------	---------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	型式承認を受けようとするとき (根拠法令等名:承認規則第5条第1項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成15年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定制度の受検手数料	船種、船舶の長さ、物件の種類などごとに定められている。 (根拠法令等名:承認規則第29条第1項から第3項まで)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	[国の機関]国土交通大臣 (根拠法令等名:法第6条の4第1項)
(6) 合格付与方法	型式承認書の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

(単位:件、千円)

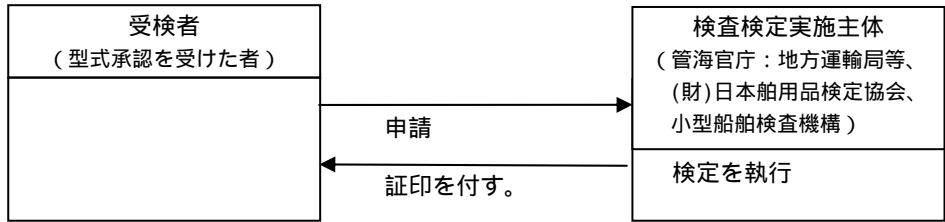
区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定制度実施件数	118	211	131	181	108
(3) 手数料収入総額	不明	不明	14,823	31,031	12,733

検査検定制度名等	国交 7 : 船舶検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交 7-6: 検定 (船舶又は物件)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 7 - 6
(2) 制度名	船舶検査 (検定 (船舶又は物件))
(3) 根拠法令等名	船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号。以下「法」という。) 第 6 条の 4 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 型式承認を受けた者は、船舶又は物件に係る技術基準への適合性を担保するために、管海官庁 (地方運輸局長等) 指定検定機関又は小型船舶検査機構に対して検定申請を行うこととなる。この申請に基づき、当該物件について検定を執行し、これに合格した場合には、当該物件に証印を付すこととなる。なお、検定合格証明書の交付を要求することもできる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 48 年 12 月 14 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	なし [参考] 検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日: 認可法人制度から登録検査機関制度に移行

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	船舶又は物件 (根拠法令等名: 船舶等型式承認規則 (昭和 48 年運輸省令第 50 号。以下「承認規則」という。) 第 3 条)
(2) 検査検定受検者	型式承認を受けた者 (船舶又は物件の製造者) (根拠法令等名: 法第 6 条の 4 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 管海官庁 (地方運輸局長等) (根拠法令等名: 法第 6 条の 4 第 1 項) [指定検査機関等] 財団法人日本舶用品検定協会、小型船舶検査機構 (根拠法令等名: 法第 6 条の 4 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁 (地方運輸局長等): 67 財団法人日本舶用品検定協会: 3 小型船舶検査機構: 34

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 2 条第 1 項
---------	-------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	検定を受けようとするとき (根拠法令等名: 承認規則第 13 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否 (地方運輸局長等については平成 15 年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定の受検手数料	船種、船舶の長さ、物件の種類などごとに定められている。 (根拠法令等名: 承認規則第 29 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	製品等	
	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	管海官庁 (地方運輸局長等) (根拠法令等名: 法第 6 条の 4 第 1 項) 小型船舶検査機構 (根拠法令等名: 法第 6 条の 4 第 1 項)	
(6) 合格付与方法	検定合格証明証、証印	
(7) 検査検定の有効期間	検定に合格した後、最初に行う法定検査まで (根拠法令等名: 船舶安全法施行規則 (昭和 38 年運輸省令第 41 号) 第 16 条第 4 項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

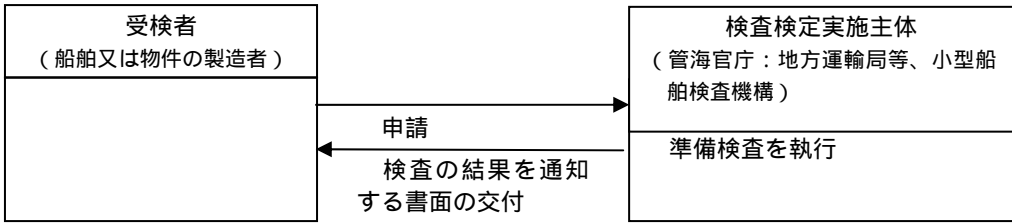
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	809,198	741,464	677,924	649,384	634,158
国	0	0	0	0	0
日本舶用品検定協会	533,556	479,667	439,587	438,922	450,108
小型船舶検査機構	275,642	261,797	238,337	210,462	184,050
(3) 手数料収入総額	482,677	461,589	263,519	251,238	284,914
国	0	0	0	0	0
日本舶用品検定協会	340,159	362,705	181,942	186,714	200,694
小型船舶検査機構	142,518	98,884	81,577	64,524	84,220

検査検定制度名等	国交7 :船舶検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交7-7:準備検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交7-7
(2) 制度名	船舶検査(準備検査)
(3) 根拠法令等名	船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号。以下「施行規則」という。)第65条の3第1項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 船舶又は物件の製造者は、船舶又は物件に係る技術基準への適合性を担保するために、管海官庁(地方運輸局等)又は小型船舶検査機構に対して申請を行うこととなる。この申請に基づき、当該物件について準備検査を執行し、その検査の結果を通知する書面を交付することとなる。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和53年8月15日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	船舶又は物件 (根拠法令等名:施行規則第65条の3第1項)
(2) 検査検定受検者	船舶又は物件の製造者(改造又は修理を行う者を含む。)又は所有者 (根拠法令等名:施行規則第65条の3第1項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]管海官庁(地方運輸局等) (根拠法令等名:施行規則第65条の3第2項) [指定検査機関等]小型船舶検査機構 (根拠法令等名:施行規則第65条の3第2項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	管海官庁(地方運輸局等):67 小型船舶検査機構:34

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第2条第1項
---------	---------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	随時 (根拠法令等名:施行規則第65条の3第1項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成15年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定の受検手数料	船種、長さ、物件の種類などごとに定められている。 (根拠法令等名:施行規則第66条第16項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	管海官庁(地方運輸局等) (根拠法令等名:施行規則第65条の3第4項) 小型船舶検査機構 (根拠法令等名:施行規則第65条の3第4項)
(6) 合格付与方法	検査の結果を通知する書面の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	2	27	0	192	47
国	2	27	0	192	47
小型船舶検査機構	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	114	130	0	775	155
国	114	130	0	775	155
小型船舶検査機構	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	国交 8:危険物の積付検査
----------	---------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 8
(2) 制度名	危険物の積付検査
(3) 根拠法令等名	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「規則」という。）第 111 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 危険性が極めて高い危険物を船舶で運送しようとする船長に対して、積載方法その他積付について検査の受検を義務付けるもの。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (船長)] -- 検査申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局、(社)日本 海事検定協会)] B -- 危険物積付検査証 の交付 --> A B -- 検査 --> C[] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 32 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし [参考] 検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日： 認定機関制度から登録機関制度に移行

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	危険物 (根拠法令等名：規則第 111 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	船長 (根拠法令等名：規則第 111 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]地方運輸局等 (根拠法令等名：規則第 111 条第 1 項) [指定検査機関等]社団法人日本海事検定協会 (根拠法令等名：規則第 111 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等：67 社団法人日本海事検定協会：45

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 2 編第 2 章
---------	--------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	危険物を運送しようとする場合 (根拠法令等名：規則第 111 条第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（地方運輸局等については平成 15 年度末から運用開始）
(3) 検査検定の受検手数料	（根拠法令等名：規則第 114 条第 4 項）
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長、社団法人日本海事検定協会 (根拠法令等名：規則第 111 条第 4 項)
(6) 合格付与方法	危険物積付検査証の交付
(7) 検査検定の有効期間	運送が終了するまでの期間 (根拠法令等名：規則 111 条第 5 項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	407	410	429	489	485
国	10	20	10	26	41
日本海事検定協会	397	390	419	463	444
(3) 手数料収入総額	16,452	15,303	15,594	17,539	20,894
国	261	326	207	646	1,231
日本海事検定協会	16,191	14,977	15,387	16,893	19,663

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした地方運輸局等から受検した4受検者及び日本海事検定協会から受検した11受検者について整理した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説 明
		地方運輸局等から受検したもの	日本海事検定協会から受検したもの	
手 数 料		17,000 円	27,000 円	今回、調査対象とした受検者の平均 なお、左記の地方運輸局と日本海事検定協会との手数料に大きな差異がある理由は、1件当たりの受検個数が異なっていることによるものとみられる。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	26,000 円 (11人時間)	5,000 円 (2人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅 費	×		
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		2,000 円 (1枚、 1人時間)	1,000 円 (1枚、 0.4人時間)	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×			
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		45,000 円 (、 及び の合計)	33,000 円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした地方運輸局等4機関及び日本海事検定協会7事業所等について整理した。

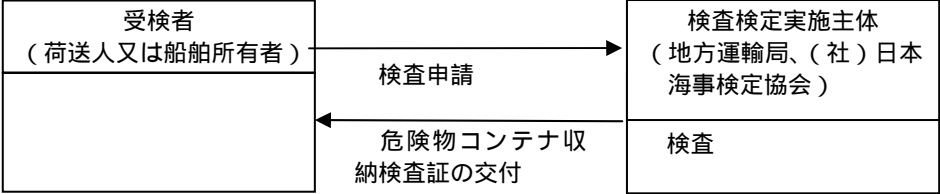
区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説 明
		地方運輸局等	日本海事検定協会	
検査検定実施コスト	人件費	12,000 円 (5人時間)		現場事務所等における事前相談への対応及び実地検査の実施に係るコスト なお、日本海事検定協会については、1件当たりの受検個数、態様にばらつきがあり、コストの算出には至らなかったが、調査対象としたものの単純平均値は1件当たり7,000円であった。
	旅 費	7,000 円	7,000 円	
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		19,000 円	7,000 円	

検査検定制度名等	国交 9:危険物のコンテナへの収納検査
----------	---------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 9
(2) 制度名	危険物のコンテナへの収納検査
(3) 根拠法令等名	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「規則」という。）第 112 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 危険性の高い危険物をコンテナに収納して船舶で運送しようとする荷送人又は船舶所有者に対して、危険物のコンテナへの収納方法について検査の受検を義務付けるもの。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 44 年 3 月 30 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし [参考] 検査検定制度実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日： 認定機関制度から登録検査機関制度に移行

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	危険物 （根拠法令等名：規則第 112 条第 1 項）
(2) 検査検定制度受検者	荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者） （根拠法令等名：規則第 112 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]地方運輸局等 （根拠法令等名：規則第 112 条第 1 項） [指定検査機関等]社団法人日本海事検定協会 （根拠法令等名：規則第 112 条第 1 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等：67 社団法人日本海事検定協会：45

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	規則第 2 編第 2 章
---------	--------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	危険物をコンテナに収納して運送する場合 （根拠法令等名：規則第 112 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否（地方運輸局等については平成 15 年度末から運用開始）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	（根拠法令等名：規則第 114 条第 5 項）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長、社団法人日本海事検定協会 （根拠法令等名：規則第 112 条第 4 項）	
(6) 合格付与方法	危険物コンテナ収納検査証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	運送が終了するまでの期間 （根拠法令等名：規則第 112 条第 6 項）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	29,052	29,898	33,673	36,602	38,042
国	0	0	0	0	1
日本海事検定協会	29,052	29,898	33,673	36,602	38,041
(3) 手数料収入総額	753,220	779,416	865,319	940,732	977,677
国	0	0	0	0	76
日本海事検定協会	753,220	779,416	865,319	940,732	977,601

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした21受検者について整理した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		23,000円	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	2,000円 (1人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅 費	(7,000円)	事前相談の実施のため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内1往復(1人)で計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書類作成コスト		2,000円 (1枚、1人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		27,000円 (、(旅費を除く。) 及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした7実施主体(日本海事検定協会の事業所等)について整理した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費		現場事務所における事前相談への対応及び実地検査の実施に係るコストが生じているが、1件当たりの受検回数、態様にばらつきがあり、コストの算出には至らなかった。 なお、調査対象としたものの単純平均値は1件当たり5,000円であった。
	旅 費	7,000円	実地検査の実施のため現地に出向くためのコストについて、県内1往復(1人)として計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		7,000円	

検査検定制度名等	国交 10: 液状化物質の積付け検査
----------	--------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 10
(2) 制度名	液状化物質の積付け検査
(3) 根拠法令等名	特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号。以下「規則」という。）第 25 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	船舶の堪航性を保持するとともに、人命の安全を確保すること。 液状化物質を船舶で運送しようとする船長に対して、積載方法その他積付けについて検査の受検を義務付けるもの。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (船長)] -- 検査申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局、(社)日本海事検定協会)] B -- 液状化物質積付け 検査証の交付 --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 39 年 10 月 1 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	液状化物質 (根拠法令等名：規則第 25 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	船長 (根拠法令等名：規則第 25 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]地方運輸局等 (根拠法令等名：規則第 25 条第 1 項) [指定検査機関等]社団法人日本海事検定協会 (根拠法令等名：規則第 28 条第 8 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等：67 社団法人日本海事検定協会：45

5 検査検定基準

名称・法令等名	規則第 2 章
---------	---------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	船舶に液状化物質をばら積みして運送しようとする場合 (根拠法令等名：規則第 25 条第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	液状化物質の質量に応じて定められている。 (根拠法令等名：規則第 33 条第 4 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長、社団法人日本海事検定協会 (根拠法令等名：規則第 25 条第 3 項)
(6) 合格付与方法	液状化物質積付け検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	運送が終了するまでの間 (根拠法令等名：規則第 25 条第 4 項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	国交 11 : 海洋汚染防止設備等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交 11 - 1: 海洋汚染防止設備等の定期検査 国交 11 - 2: 海洋汚染防止設備等の中間検査 国交 11 - 3: 海洋汚染防止設備等の臨時検査 国交 11 - 4: 海洋汚染防止設備等の臨時航行検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 11 - 1、2、3、4
(2) 制度名	海洋汚染防止設備等の検査 (海洋汚染防止設備等の定期検査、海洋汚染防止設備等の中間検査、海洋汚染防止設備等の臨時検査、海洋汚染防止設備等の臨時航行検査)
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。)第 17 条の 2、第 17 条の 4、第 17 条の 5 及び第 17 条の 7 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>船舶所有者は、当該検査を受けるべく検査申請を行い、この申請に基づき、地方運輸局等により検査が執行され、この検査に合格した場合には、海洋汚染防止証書等の交付又は返付が行われる。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者)] -- 検査申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局等)] B -- 法定検査の執行 --> C[海洋汚染防止証書 等の交付又は返付] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 10 月 2 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>有効期間の見直し 平成 9 年 7 月 1 日: 海洋汚染防止証書の有効期間を 4 年から 5 年に延長した(検査周期の延長)</p> <p>[参考] 検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日: 認定機関制度から登録機関制度に移行</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	海洋汚染防止設備等 (根拠法令等名: 法第 17 条の 2)
(2) 検査検定受検者	法第 17 条の 2 の規定に定められている検査対象船舶の所有者 (根拠法令等名: 法第 17 条の 2、第 17 条の 4、第 17 条の 5 及び第 17 条の 7 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 地方運輸局等 (根拠法令等名: 法第 17 条の 2、第 17 条の 4、第 17 条の 5 及び第 17 条の 7 第 1 項。海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書等検査規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。)第 46 条第 1 項及び第 3 項)</p> <p>[指定検査機関等] 船級協会(財団法人日本海事協会) (根拠法令等名: 法第 17 条の 12 第 1 項。検査規則第 41 条)</p> <p>(注) 船級協会の検査を受け、船級登録した船舶(一部を除く。)については、国の検査を受け合格したものとみなされる。</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等: 67 船級協会(財団法人日本海事協会): 20

5 検査検定基準

名称・法令等名	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	定期検査: 海洋汚染防止証書の有効期間(5 年間)の満了前 (根拠法令等名: 検査規則第 13 条) 中間検査、臨時検査、臨時航行検査: 検査規則第 14 条から第 16 条までの規定に定められている。 (根拠法令等名: 検査規則第 14 条から第 16 条)																				
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成 15 年度末から運用開始予定)																				
(3) 検査検定の受検手数料	船種、船舶の長さ、総トン数などごとに定められている。 (根拠法令等名: 検査規則第 45 条第 1 項及び第 2 項)																				
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備																				
	製品等																				
	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>個別(全個)</td> <td>個別(抽出)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査場内</td> <td>現地</td> <td></td> </tr> </table>	書面	実地			運転中	運転停止			型式	個別(全個)	個別(抽出)		書面	実地				検査場内	現地	
書面	実地																				
運転中	運転停止																				
型式	個別(全個)	個別(抽出)																			
書面	実地																				
	検査場内	現地																			
(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長 (根拠法令等名: 法第 17 条の 3 第 1 項、第 17 条の 4、第 17 条の 5 及び第 17 条の 7 第 2 項。検査規則第 46 条第 1 項及び第 3 項)																				
(6) 合格付与方法	海洋汚染防止証書の交付、返付																				
(7) 検査検定の有効期間	海洋汚染防止証書の有効期間: 5 年(ただし、平水区域を航行する船舶であって検査規則第 20 条の規定で定められる船舶は 6 年) (根拠法令等名: 検査規則第 20 条の 2)																				

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定事業場の数：153（平成14年度末現在） （根拠法令等名：法第17条の15第1項）
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	3,104	2,484	2,200	2,398	1,847
国	3,104	2,484	2,200	2,398	1,847
(3) 手数料収入総額	50,184	42,597	36,468	41,054	28,326
国	50,184	42,597	36,468	41,054	28,326

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成9年7月1日： 海洋汚染防止証書の有効期間が4年から5年に延長（検査周期の延長）
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした31受検者が受検した海洋汚染防止設備等の中から制度改変の影響が生ずるとみられる2回目以降の定期検査を受検した貨物船（499トン）をモデルとして整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		20,800円	検査規則第45条第1項の規定において定められている手数料
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	7,000円 （3人時間）	事前相談の実施及び実地検査への対応などのコスト
	旅費	（7,000円）	事前相談の実施のため実施主体の所在地まで出向くコストについて、県内1往復（1人）で算出した。
機会費用		（7日間程度航行停止）	受検のため、7日間程度、船舶の航行停止が生じている。しかし、非操業日に受検日を設定しているものがみられることや機会費用を逸したコストについては船舶ごとの売上高が不明のため算出していない。
運搬コスト			他の受検者の中には、検査場までの回航・曳航等に係るコストを計上しているものがみられた。
保管コスト			他の受検者の中には、受検のための係留などに係るコストを計上しているものがみられた。
書類作成コスト		42,000円 （1枚、18人時間）	他の受検者の中には、海事代理士への申請書の作成や受検申請などを依頼している場合、これに係る報酬費用を計上しているものもみられた。
部外委託経費			
事前準備コスト		100,000円	スラッジタンク等の開放検査のための分解作業、組立て作業等への対応に係るコスト
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		不明	船体診断等に係るコストが生ずることがあり得ると認められるが、コストを算出するまでには至らなかった。
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		169,800円 （、（旅費を除く。）及びを合計）	海洋汚染防止証書の有効期間が4年から5年に延長（検査周期の延長）されたことによって、検査検定に係るコストは、単純な試算をすると、5分の4になり、受検1回当たり約3万4,000円の減になるものとみられる。 ・169,800円 - (169,800円 × 4/5) = 33,960円

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした9実施主体が検査したすべての海洋汚染防止設備等について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	18,000円 （8人時間）	事前相談への対応及び書面審査及び実地検査の実施などに係るコスト
	旅費	7,000円	実地検査の実施のため船舶が係留等されている箇所まで出向くコストについて、県内1往復（1人）で算出
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		25,000円	海洋汚染防止証書の有効期間が4年から5年に延長（検査周期の延長）されたことによって、検査検定に係るコストは、単純な試算をすると、5分の4になり、受検1回当たり5,000円の減になるものとみられる。 ・25,000円 - (25,000円 × 4/5) = 5,000円

10 制度改変の影響

(1) コスト	海洋汚染防止証書の有効期間が4年から5年に延長（検査周期の延長）されたことによって、受検者及び実施主体の両者ともに、検査検定に要する費用が5分の4になるものとみられる。 （注）仮に、船舶の耐用年数が20年間とすると、通算の受検回数が5回から4回へと1回分が減免されることとなる。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	国交 11 : 海洋汚染防止設備等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交 11-5: 海洋汚染防止設備等の予備検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 11 - 5
(2) 制度名	海洋汚染防止設備等の検査（海洋汚染防止設備等の予備検査）
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年第 136 号。以下「法」という。）第 17 条の 15 第 1 項（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条第 3 項準用）
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>船舶所有者は、当該検査を受けるべく検査申請を行い、この申請に基づき、地方運輸局等により検査が執行され、この検査に合格した場合には、証印を付すとともに、必要に応じて予備検査合格証明書の交付が行われる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者)] -- 検査申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局等)] B -- "証印を付すとともに、 必要に応じて予備検査 合格証明書の交付" --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 10 月 2 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	海洋汚染防止設備等 (根拠法令等名：法第 17 条の 2)
(2) 検査検定受検者	法第 17 条の 2 の規定に定められている検査対象船舶の所有者 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]地方運輸局等 (根拠法令等名：海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。）第 5 条第 3 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等：67

5 検査検定基準

名称・法令等名	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	海洋汚染防止設備等を船舶に搭載する前 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成 15 年度末から運用開始予定）
(3) 検査検定の受検手数料	海洋汚染防止設備等ごとに定められている。 (根拠法令等名：検査規則第 45 条第 1 項及び第 3 項)
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個）（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長 (根拠法令等名：検査規則第 33 条第 1 項)
(6) 合格付与方法	証印、予備検査合格証明書
(7) 検査検定の有効期間	予備検査に合格した後、最初に行う法定検査まで (根拠法令等名：検査規則第 4 条第 1 項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定事業場の数：153（平成 14 年度末現在） (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	51	12	5	46	27
(3) 手数料収入総額	1,034	211	91	943	554

検査検定制度名等	国交 11 : 海洋汚染防止設備等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交 11-6: 海洋汚染防止設備等の型式承認

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 11 - 6
(2) 制度名	海洋汚染防止設備等の検査（海洋汚染防止設備等の型式承認）
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 17 条の 15 第 1 項（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条の 4 第 1 項準用）
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>海洋汚染防止設備等に関して型式承認を受けようとする者は、国土交通大臣に対して型式承認申請を行うことができる。この申請に基づき、国土交通大臣は、当該船舶又は物件に係る技術基準への適合性を確認するため、型式承認試験を行い、これに合格した場合には、申請者に対し型式承認書を交付することとなる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (型式承認を受けようとする者)] -- 申請 --> B[検査検定実施主体 (国土交通省)] B -- 型式承認書の交付 --> A B --- C[型式承認試験の執行] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 10 月 2 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	海洋汚染防止設備等 (根拠法令等名：海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和 58 年運輸省令第 41 号。以下「承認規則」という。）第 3 条)
(2) 検査検定受検者	型式承認を受けようとする者 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等：67

5 検査検定基準

名称・法令等名	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令(昭和 58 年運輸省令第 38 号)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式承認を受けようとするとき (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成 15 年度末から運用開始予定）	
(3) 検査検定の受検手数料	海洋汚染防止設備等ごとに定められている。 (根拠法令等名：承認規則第 29 条第 1 項及び第 2 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別（全個） 個別（抽出）
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)	
(6) 合格付与方法	型式承認書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	国交 11 : 海洋汚染防止設備等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交 11-7: 海洋汚染防止設備等の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 11 - 7
(2) 制度名	海洋汚染防止設備等の検査（海洋汚染防止設備等の検定）
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 17 条の 15 第 1 項（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 6 条の 4 第 1 項準用）
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>型式承認を受けた者は、船舶又は物件に係る技術基準への適合性を担保するために、地方運輸局長等に対して検定申請を行うこととなる。この申請に基づき、当該物件について検定を執行し、これに合格した場合には、当該物件に証印を付すこととなる。なお、検定合格証明書の交付を要求することもできる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (型式承認を受けた者)] -- 申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局長等、(財)日本舶用品検定協会)] B -- 証印を付す。 --> A B --- C[検定の執行] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 10 月 2 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	なし [参考] 検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日： 認定機関制度から登録機関制度に移行

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	海洋汚染防止設備等 (根拠法令等名：海洋汚染防止設備型式承認規則（昭和 58 年運輸省令第 41 号。以下「承認規則」という。）第 3 条)
(2) 検査検定受検者	型式承認を受けた者 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 地方運輸局長等 (根拠法令等名：承認規則第 13 条) [指定検査機関等] 財団法人日本舶用品検定協会 (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局長等：67 財団法人日本舶用品検定協会：3

5 検査検定基準

名称・法令等名	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令（昭和 58 年運輸省令第 38 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	検定を受けようとするとき (根拠法令等名：法第 17 条の 15 第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（地方運輸局長等については平成 15 年度末から運用開始）
(3) 検査検定の受検手数料	海洋汚染防止設備等ごとに定められている。 (根拠法令等名：承認規則第 29 条第 1 項及び第 3 項)
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方運輸局長等の長 (根拠法令等名：承認規則第 15 条第 1 項)
(6) 合格付与方法	証印、検定合格証明書
(7) 検査検定の有効期間	検定に合格した後、最初に行う法定検査及び予備検査 (根拠法令等名：海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号第 4 条第 3 項）

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	200	225	141	199	189
国	0	0	0	0	0
日本舶用品検定協会	200	225	141	199	189
(3) 手数料収入総額	15,211	16,756	10,233	12,969	12,262
国	0	0	0	0	0
日本舶用品検定協会	15,211	16,756	10,233	12,969	12,262

検査検定制度名等	国交 11 : 海洋汚染防止設備等の検査
検査検定関係許認可等事項名等	国交 11-8: 第 17 条の 19 の検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 11 - 8
(2) 制度名	海洋汚染防止設備等の検査 (第 17 条の 19 の検査)
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。) 第 17 条の 19
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。</p> <p>外国船舶の所有者は、本来、船籍国の政府から海洋汚染防止設備等に係る条約証書 (国際海洋汚染防止証書) の発給を受ける。しかし、運航の都合等によりやむを得ず発給を受けられない場合、国際条約等に基づいて当該政府から日本国政府に対して要請がある場合に限り、日本国政府から条約証書の発給を受けることができる。</p> <p>この場合、外国船舶の所有者は、地方運輸局長等に対して条約証書の発給を受けるための検査の申請を行う。この申請に基づき、地方運輸局等は、当該海洋汚染防止設備等について検査を執行し、これに合格した場合には条約証書を交付する。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A["受検者 (法第 17 条の 19 の検査を受けようとする者)"] -- 申請 --> B["検査検定実施主体 (地方運輸局等)"] B -- 条約証書の交付 --> A subgraph B_box [] B end style B_box fill:none,stroke:none </pre>
(3) 施行年月日	昭和 58 年 10 月 2 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	海洋汚染防止設備等 (根拠法令等名 : 法第 17 条の 19)
(2) 検査検定受検者	法第 17 条の 19 の検査を受検しようとする者 (根拠法令等名 : 法第 17 条の 19)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 地方運輸局等 (根拠法令等名 : 法第 17 条の 19。海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査規則 (昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。) 第 46 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等 : 67

5 検査検定基準

名称・法令等名	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令 (昭和 58 年運輸省令第 38 号)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	法第 17 条の 19 の検査を受検しようとするとき (根拠法令等名 : 法第 17 条の 19)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否 (平成 15 年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定の受検手数料	船種、船舶の長さ、総トン数などごとに定められている。 (根拠法令等名 : 検査規則第 45 条第 1 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別 (全個 抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長 (根拠法令等名 : 検査規則第 34 条第 1 項)	
(6) 合格付与方法	国際海洋汚染防止証書に相当する証書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位 : 件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	国交 12:焼却設備の検査
----------	---------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 12
(2) 制度名	焼却設備の検査（有効期間満了後、改造修理等）
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 19 条の 3 第 1 項及び第 19 条の 4 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>船舶所有者又は海洋施設の設置者は、船舶又は海洋施設において油等の焼却設備を油等の焼却の用に供しようとするときは、当該焼却設備について検査を受けるべく検査申請を行うこととなる。この申請に基づき、地方運輸局等により検査が執行され、この検査に合格した場合には、焼却設備検査証が交付されることとなる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (船舶所有者又は海洋施設の設置者)] -- 検査申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局等)] B -- 焼却設備検査証の交付 --> A B --- C[焼却設備検査の執行] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 55 年 11 月 14 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	焼却設備 (根拠法令等名：法第 19 条の 3 第 1 項及び第 19 条の 4 第 1 項)
(2) 検査検定受検者	船舶所有者又は海洋施設の設置者 (根拠法令等名：法第 19 条の 3 第 1 項及び第 19 条の 4 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]地方運輸局等 (根拠法令等名：海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 12 条の 20 第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等：67

5 検査検定基準

名称・法令等名	焼却設備の技術上の基準（施行規則第 12 条の 24）
---------	-----------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	[焼却設備の検査]焼却設備を初めて要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするとき (根拠法令等名：法第 19 条の 3 第 1 項) [焼却設備の検査（有効期間満了後）]焼却設備検査証の交付を受けた焼却設備をその有効期間満了後も要焼却確認廃棄物の焼却の用に供しようとするとき (根拠法令等名：法第 19 条の 3 第 1 項) [焼却設備の検査（改造修理等）]焼却設備検査証の交付を受けた焼却設備の改造又は修理等を行うとき (根拠法令等名：法第 19 条の 4 第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成 15 年度末から運用開始予定）	
(3) 検査検定の受検手数料	焼却設備の種類等ごとに定められている。 (根拠法令等名：施行規則第 39 条の 2 第 3 項及び第 4 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	製品等	
	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	地方運輸局等の長 (根拠法令等名：施行規則第 41 条第 2 項)	
(6) 合格付与方法	焼却設備検査証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	2 年 (根拠法令等名：法第 19 条の 3 第 3 項)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	国交 13 :ふん尿処理装置等の検定
検査検定関係許認可等事項名等	国交 13-1:ふん尿処理装置等の型式承認 国交 13-2:ふん尿処理装置等の型式承認の変更

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 13
(2) 制度名	ふん尿処理装置等の検定(ふん尿処理装置等の型式承認、ふん尿処理装置等の型式承認の変更)
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和 46 年運輸省令第 38 号。以下「施行規則」という。)第 37 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>ふん尿処理装置等の製造者が型式承認を受けたい場合には、国土交通大臣に対して型式承認申請を行うことができる。この申請に基づき、国土交通大臣は当該物件に係る規則に規定する技術基準への適合性を確認するため、型式承認試験を行い、これに合格した場合には、申請者に対して型式承認書を交付することとなる。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 48 年 9 月 28 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	ふん尿処理装置等 (根拠法令等名:施行規則第 37 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項)
(2) 検査検定受検者	型式承認を受けようとする者 (根拠法令等名:施行規則第 37 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 (根拠法令等名:施行規則第 37 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局等: 67

5 検査検定基準

名称・法令等名	施行規則第 37 条の 3 の 2 第 2 項及び第 4 項
---------	--------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式承認を受けようとするとき (根拠法令等名:施行規則第 37 条の 3 の 2 第 1 項及び第 4 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成 15 年度末から運用開始)	
(3) 検査検定の受検手数料	ふん尿処理装置等の種類ごとに定められている。 (根拠法令等名:施行規則第 40 条第 1 項及び第 2 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名:施行規則第 37 条の 3 の 2 第 2 項及び第 4 項)
(6) 合格付与方法	型式承認書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	2	8	2	8	3
(3) 手数料収入総額	593	1,665	542	1,402	181

(注) 「(3)手数料収入総額」は、新規の型式承認のみの額である。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
新規物件の型式承認に関し、今回、調査対象とした3受検者について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		102,000 円	施行規則第40条第1項の規定において定められている手数料
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	16,000 円 (7人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅 費	7,000 円	事前相談の実施のために運輸局等に出向くためのコストについて、県内1往復(1人)で計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		70,000 円 (120枚、30人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト		210,000 円	海上保安庁総務部海上保安試験研究センターに対する試験依頼(申請書に同センターの試験成績書を添付する場合)に係るコスト
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		405,000 円 (、 、 及び の合 計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
新規の型式承認に関し、今回、調査対象とした1実施主体(国土交通省海事局検査測度課)について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	74,000 円 (32人時間)	事前相談への対応、書面審査及び実地検査の実施に係るコスト
	旅 費	46,000 円	型式承認試験に立ち会うため、受検者の所在地まで出向くコストについて、実施主体が全国1か所のものの統一単価(1往復・1人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		120,000 円	

検査検定制度名等	国交 13 :ふん尿処理装置等の検定
検査検定関係許認可等事項名等	国交 13-3:ふん尿処理装置等の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 13 - 3
(2) 制度名	ふん尿処理装置等の検定 (ふん尿処理装置等の検定)
(3) 根拠法令等名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則 (昭和 46 年運輸省令第 38 号。以下「施行規則」という。) 第 37 条の 3 の 2 第 3 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	海洋の汚染及び海上災害を防止するとともに、海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の的確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資すること。
(2) 制度の概要	<p>型式承認を受けたふん尿処理装置等を製造した場合は、個々のふん尿処理装置等に係る技術基準への適合性を担保するために、地方運輸局長等又は国土交通大臣が認定した公益法人に対して検定申請を行うこととなる。</p> <p>この申請に基づき、当該物件について検定を執行し、これに合格した場合には、当該物件に証印を付すこととなる。</p> <p>なお、検定合格証明書の交付を要求することもできる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (型式承認を受けた者)] -- 申請 --> B[検査検定実施主体 (地方運輸局長等、(財)日本船用品検定協会)] B -- 検定の執行 --> C[証印を付す。] C --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 48 年 9 月 28 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	なし
	<p>[参考]</p> <p>検査検定実施主体の見直し 平成 16 年 3 月 1 日： 認定機関制度から登録機関制度に移行</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	ふん尿処理装置等 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項)
(2) 検査検定受検者	型式承認を受けた者 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 3 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]地方運輸局長等 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 3 項) [指定検査機関等] 財団法人日本船用品検定協会 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 3 項及び第 6 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局長等：67 財団法人日本船用品検定協会：3

5 検査検定基準

名称・法令等名	施行規則第 37 条の 3 の 2 第 2 項及び第 4 項
---------	--------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	型式承認を受けた者が当該型式承認を受けた物件を製造した場合 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 3 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否 (地方運輸局長等については平成 15 年度末から運用開始予定)	
(3) 検査検定の受検手数料	ふん尿処理装置等の種類ごとに定められている。 (根拠法令等名：施行規則第 40 条第 1 項及び第 3 項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	地方運輸局長等の長 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 3 項及び第 4 項) 財団法人日本船用品検定協会 (根拠法令等名：施行規則第 37 条の 3 の 2 第 3 項及び第 4 項)
(6) 合格付与方法	証印、検定合格証明書	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	376	302	278	269	283
国	0	0	0	0	0
日本船用品検定協会	376	302	278	269	283
(3) 手数料収入総額	32,715	28,009	25,448	22,583	25,103
国	0	0	0	0	0
日本船用品検定協会	32,715	28,009	25,448	22,583	25,103

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回、調査対象とした8受検者について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		63,000円	手数料は、施行規則第40条第1項及び第3項の規定において、受検申請に応じた対象物件の台数又は個数に応じた額とされているが、今回、調査対象とした8受検者における受検1件当たりの対象物件の台数又は個数はばらついていた。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	37,000円 (16人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いなどに係るコスト
	旅費	(2,300円)	事前相談の実施のため実施主体の所在地まで出向くコストについて、今回、調査対象とした受検者の実勢値
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		8,000円 (2枚、3人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト		(11,000円)	型式承認ラベル、受入検査成績書等の作成などに係るコスト
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		108,000円 ((旅費を除く。) 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 今回、調査対象とした3実施主体(日本船用品検定協会支部)について整理した。
--

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費		事前相談への対応及び実地検査の実施に係るコストが生じているが、1件当たりの受検個数、態様にばらつきがあり、コストの算出には至らなかった。 なお、調査対象としたものの単純平均は1件当たり9,000円であった。
	旅費	29,000円	実地検査の実施のため受検者の所在地などに出向くためのコストについて、実施主体の数が全国2ないし3か所のものの統一単価(1往復・1人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		29,000円	

検査検定制度名等	国交14 : 気象測器の検定
検査検定関係許可等事項名等	国交14-1: 気象測器の検定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交14-1
(2) 制度名	気象測器の検定 (気象測器の検定)
(3) 根拠法令等名	気象業務法 (昭和27年法律第165号。以下「法」という。) 第9条及び第27条(平成16年3月1日から改正された気象業務法の施行に伴い、第27条は削除となる。)
(4) 所管府省部局等名	気象庁観測部観測課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が行う気象観測 (研究・教育のために行う気象観測を除く。) やこれら以外の者が防災、発表のために行う気象観測等公共性の高い観測に用いられる気象測器であって、かつ、観測者自身ではその精度の確認が困難なものに限り、正確な観測の実施のため気象測器の検定を義務付けている。
(2) 制度の概要	<p>気象測器が、構造及び器差の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認められるときは、合格の検定を行う。検定は、気象庁長官又は指定検定機関が行う (平成16年3月1日からは、「登録検定機関」(気象庁長官の登録を受けた者) が検定を行う。)</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和27年12月1日
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	<p>検査検定方法の見直し 平成10年7月1日 : ガラス製温度計、電気式温度計、振動式気圧計及び乾湿式湿度計の検定有効期間を延長 (5年 10年) 平成11年3月 : 検定処理期間の短縮</p> <p>平成14年度以降の制度改変の状況 検査検定実施主体の見直し 平成14年4月1日 : 指定検定機関制度の新設 (平成14年10月1日指定) 平成16年3月1日 : 指定検定機関制度を登録検定機関制度に変更</p> <p>検査検定方法の見直し 平成14年4月1日 : ガラス製温度計、乾湿式湿度計、雨量計 (自記型及び転倒ます型のものを除く。) 及び雪量計 (自記型のものを除く。) の検定有効期間を廃止 " : 認定測定者制度の導入</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計及び雪量計 (根拠法令等名: 気象業務法施行令 (昭和27年政令第471号。以下「施行令」という。) 第1条の2。なお、平成16年3月1日からは、法第9条)
(2) 検査検定受検者	気象庁以外の政府機関又は地方公共団体で気象の観測を行う者、気象庁以外の者で気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務を行おうとする者及び船舶安全法 (昭和8年法律第11号) の規定により無線電信を施設することを要する船舶を所有する者 (観測実施者及び気象測器製造事業者等) (根拠法令等名: 法第9条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検定機関]財団法人気象業務支援センター (平成14年10月1日指定) (根拠法令等名: 法第32条の3第1項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	財団法人気象業務支援センター (東京都千代田区、茨城県つくば市)

5 検査検定基準

名称・法令等名	気象業務法第27条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示 (平成14年気象庁告示第7号)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前、定期 (根拠法令等名: 法第9条及び第31条。気象測器検定規則 (平成14年国土交通省令第25号。以下「規則」という。) 第15条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	国土交通省令で定める額 (平成16年3月1日以降、登録検定機関が定める。) (根拠法令等名: 法第33条。規則第52条)

(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面	実地	
		運転中	運転停止	
	製品等	型式	個別（全個）	個別（抽出）
		書面（認定測定者制度を活用した場合）	実地（認定測定者制度を活用しない場合）	
		検査場内	現地	
(5) 合格付与権者	指定検定機関 （根拠法令等名：法第29条及び第32条の3第1項）			
(6) 合格付与方法	検定証書の交付及び検定証印の付与			
(7) 検査検定の有効期間	必要のある気象測器にのみ有効期間を定める（気象測器の種類により、10年、5年、1年及び期限なしの区分がある。）。 （根拠法令等名：法第31条。規則第15条）			

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定測定者制度（平成14年4月1日施行）を活用した場合、書類審査のみとなり、実器の提出が不要となる。 （根拠法令等名：法第32条の2）
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：者、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度 （4月～9月）
(1) 対象事業者数	70	83	94	85	102	
(2) 検査検定実施件数	15,065	14,949	14,852	14,498	13,918	5,200
うち型式証明に係らないもの（実器提出）	8,815	8,009	8,413	7,694	8,048	3,485
うち型式証明に係るもの（実器提出）	6,250	6,940	6,439	6,804	5,870	1,332
うち認定測定者制度を活用したもの（書類審査）						383
(3) 手数料収入総額	79,373	75,999	73,380	74,268	76,440	31,333

（注）「対象事業者数」には、受検者の実数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成14年4月1日に導入された指定検定機関制度及び認定測定者制度を中心に、それらの影響を制度改変の前後で分析した。
今回、調査対象とした気象測器の利用者(7)及び製造事業者(6)のうち、利用者については、受検を部外委託していたり、検定有効期間内に受検済みの測器に買い換えていることから、直接の受検実績はなかった。そのため、直接の受検実績のある製造事業者6事業者の状況を整理した。

(2) 受検者側が負担しているコスト

【型式証明のあるもの】

[調査対象とした受検者の状況等]

「1件当たりコスト」については、平成13年度、14年度と引き続き受検実績のある4事業者について平均的な状況を整理した。
なお、改変後については認定測定者制度を活用した場合の状況を整理した（4事業者のうち認定測定者制度を平成14年度に活用しているのは3事業者）。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		制度改変前	制度改変後	
手数料		4,000円	2,000円	手数料は気象測器の種類ごとに異なるため、検定申請の多い転倒ます型雨量計について記載した。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	17,000円 (7.3人時間)	10,000円 (4.3人時間)	検査立会いはなく、申請書提出等に係るもの（なお、認定測定者制度を活用しない場合は実器を提出する必要があり、搬入等の負担部分がある。） (運搬コスト欄に計上)
	旅費	×		
機会費用				[参考] 測器利用者6事業者のうち、3事業者については、受検中の測器不在に対処すべく代替測器を用意している。
運搬コスト		20,000円	3,000円	改変前（認定測定者制度未導入時）には、実器を提出する必要があり、自動車で輸送していた。
保管コスト	×			
書類作成コスト		17,000円 (40枚、7.3人時間)	17,000円 (40枚、7.3人時間)	
部外委託経費				[参考] 測器利用者のうち、受検手続を外部に委託している事業者が発生しているコストで、測器利用者6事業者 中3事業者が発生している。年度平均70万円。
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		(380,000円 (164.3人時間)/ 事業者・年額)	(340,000円 (147.0人時間)/ 事業者・年額)	保守整備に係る経費。事業者ごとに実施内容が異なる。
インセンティブ適用コスト			(認定手数料60,000円～) (測器校正手数料18,000円～)	機種ごとに異なる。
その他	×			
合計		58,000円 (、及びの合計)	32,000円	及びについては、1件当たりの数値を算出することが困難であるので合計には含めていない。

【型式証明のないもの】

[調査対象とした受検者の状況等]

型式証明のないものについては、認定測定者制度の対象となっておらず、コストに特段の変化はみられない。
製造事業者5事業者の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生 の状況	1件当たりコスト		説明
		制度変更前	制度変更後	
手数料		6,000円		手数料は気象測器の種類ごとに異なるため、検定申請の多い転倒ます型雨量計について記載した。
手数料以外の納付金	x			
受検対応コスト	人件費	20,000円 (8.6人時間)		申請書提出、実器搬入等に要する負担部分 (運搬コストに計上)
	旅費	x		
機会費用				[参考] 測器利用者5事業者のうち、2事業者については、受検中の測器不在に対処すべく代替測器を用意している。
運搬コスト		20,000円		
保管コスト	x			
書類作成コスト		17,000円 (40枚、7.3人時間)		
部外委託経費				[参考] 測器利用者のうち、検定を外部に委託している事業者に発生しているコストで、測器利用者5事業者中2事業者に発生している。
事前準備コスト	x			
法定自主点検コスト	x			
任意自主点検コスト		(380,000円(164.3人時間) /事業者・年額)		保守整備に係る経費。事業者ごとに、実施内容が異なる。
インセンティブ適用コスト	x			
その他				
合計		63,000円 (、及びの合計)		については、1件当たりの数値を算出することが困難であるので合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

平成14年4月1日に導入された指定検定機関制度により、同年10月1日から検定業務が国から民間機関に移行した。しかし、検定手数料については行政機関時代と同額であり、検定内容も変更はなく、移行に伴う変化はない。

したがって、制度変更後の状況については、認定測定者制度を活用した場合の状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度変更前	制度変更後	
検査検定実施コスト	人件費	2,000円 (0.9人時間)	1,000円 (0.45人時間)	制度変更前は実器測定分を含む(制度変更後は認定測定者制度を活用した場合で書類審査のみ)。 検定時間は、気象測器の種類ごとに異なるため、検定申請の多い転倒ます型雨量計について記載した。
	旅費	x		
機器運搬コスト	x			
機器維持管理コスト		(44,000,000円/年間)	(6,700,000円/6か月 (平成14年10月 ~平成15年3月))	変更前は、気象庁における機器維持経費。変更後は、指定検定機関における検定機器の賃借料である(検定分と型式証明分の区分は困難であるので総額を記載した。)
その他	x			
合計		2,000円	1,000円	については、1件当たりの数値を算出することが困難であるので合計には含めていない。

10 制度変更の影響

(1) コスト	手数料については、行政機関が実施していたときと同額であるためコストへの影響は出ていない。 認定測定者制度については、制度を利用した場合、手数料及び受検対応においてコスト減が認められた(一方で、認定を受けることによるコスト負担がある。認定測定者制度を活用するか否かは、事業者が任意に選択できるが、今回調査対象とした製造事業者6事業者はいずれも認定測定者となっており、そのうち、4事業者が実際に制度を活用している。なお、気象測器製造事業者は全国で約50事業者あり、うち認定測定者となっているのは19事業者である。)
(2) 選択範囲	指定検定機関は気象業務支援センターのみであり、選択範囲の変化はない。
(3) その他	検定有効期間の廃止については、施行されてから期間が経っていないため、調査結果からは変化はみられないが、ガラス製温度計(年間約2,000件)、乾湿式湿度計(年間約400件)等については今後定期的に受検する必要がなくなることから、受検者及び検査検定実施主体の両者共にコスト減が見込まれる。

検査検定制度名等	国交 14 : 気象測器の検定
検査検定関係許可等事項名等	国交 14-2: 気象測器の型式証明

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 14-2
(2) 制度名	気象測器の検定 (気象測器の型式証明)
(3) 根拠法令等名	気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号。以下「法」という。) 第 32 条
(4) 所管府省部局等名	気象庁観測部観測課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が行う気象観測 (研究・教育のために行う気象観測を除く。) やこれら以外の者が防災、発表のために行う気象観測等公共性の高い観測に用いられる気象測器であって、かつ、観測者自身ではその精度の確認が困難なものに限り、正確な観測の実施のため気象測器の検定を義務付けている。型式証明は、この検定制度の中で、検定に要する日程の短縮、実器持込みの省略等検定申請者に便宜を与えるもの。
(2) 制度の概要	<p>気象測器の検定は、個々の測器について構造、器差が一定の基準に適合するかどうかを調べるものであるが、型式証明は、見本として提出された測器に対して精密に構造を調べ、その後同一規格で製作された測器については、器差の検査を行うだけで検定に合格となし得るかどうかを判定することができるとするもの。さらに、気象庁の認定を受けた者が器差の測定を行った場合には、その測定の結果を記載した書類によって器差の検査が行われることを可能とするもの。型式証明は、気象庁長官が行う。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[気象測器] --> B[申請] B --> C[気象庁長官による型式証明] C --> D[型式証明を行う気象庁長官による型式証明番号の付与と型式証明書の交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 12 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	検査検定の方法の見直し 平成 11 年 3 月: 検定処理期間の短縮

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計及び雪量計 (根拠法令等名: 気象業務法施行令 (昭和 27 年政令第 471 号) 第 1 条の 2。なお、平成 16 年 3 月 1 日からは、法第 9 条)
(2) 検査検定受検者	気象庁以外の政府機関又は地方公共団体で気象の観測を行う者、気象庁以外の者で気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報の業務を行おうとする者及び船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号) の規定により無線電信を施設することを要する船舶を所有する者 (気象測器製造事業者等) (根拠法令等名: 法第 32 条。気象測器検定規則 (平成 14 年国土交通省令第 25 号。以下「規則」という。) 第 17 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 気象庁 (観測部気象測器検定試験センター) (根拠法令等名: 法第 32 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	気象庁 (観測部気象測器検定試験センター): 1 か所 (茨城県つくば市)

5 検査検定基準

名称・法令等名	気象業務法第 27 条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示 (平成 14 年気象庁告示第 7 号)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前 (根拠法令等名: 法第 32 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 16 年度からオンライン申請を実施予定	
(3) 検査検定の受検手数料	国土交通省令で定める額 (根拠法令等名: 法第 33 条。規則第 52 条)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	気象庁長官 (根拠法令等名: 法第 32 条)
(6) 合格付与方法	型式証明書の交付及び型式証明番号の付与	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	型式証明制度にはインセンティブ制度はないが、型式証明を受けた後に受ける検定については認定測定者制度が導入されている（平成14年4月1日施行） （根拠法令等名：法第32条の2）
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：者、件、千円）

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
(1) 対象事業者数	2	4	5	3	7	
(2) 検査検定実施件数	3	4	5	4	13	13
(3) 手数料収入総額	284	324	532	361	959	1,223

（注）「対象事業者数」には、受検者の実数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成14年4月1日に認定測定者制度が導入され、型式証明を受けた気象測器については、製造事業者の検査データの活用により、検定を受ける際、測器自体の提出が不要となった。なお、これに伴い、型式証明制度自体に変更はないが、型式証明を取得するメリットが増えたことによる検査件数の増加がみられる。

コストについては、型式証明制度の対象となる種類ごとに異なるため、以下の分析においては平均的な状況について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

調査対象とした製造事業者6事業者について平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		82,000 円	手数料は気象測器の種類ごとに異なるため、検定申請の多い転倒ます型雨量計について記載した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	320,000 円 (138.3人時間)	事前相談、予備審査、申請書の提出、実器の搬入等への対応
	旅 費	×	(運搬コストに計上)
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		24,000 円	実器搬入に係る自動車による輸送コスト
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		200,000 円 (88 枚、86.5 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト		(310,000 円 (134.0 人時間))	社内設備の保守整備に係る経費。事業者ごとに、実施内容が異なる。
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		626,000 円 (、 、 及び の合計)	については、1件当たりの数値を算出することが困難であるので合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

実施主体は、気象庁（気象測器検定試験センター）のみである。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	23,000 円 (9.9 人時間)	実地検査対応
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		(44,000,000 円)	検定分と型式証明分の区分は困難であるので、年間総額を記載した。
そ の 他			
合 計		23,000 円	については、1件当たりの数値を算出することが困難であるので合計には含めていない。

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	特段の変化はない。
(2) 選 択 範 囲	検査検定実施主体は国のみであり、選択範囲の変更はない。
(3) そ の 他	個別検定に認定測定者制度が導入されたことに伴い、型式証明を取得するメリットが増えたため、検査件数が増加している。

検査検定制度名等	国交 15 : 航空機の耐空証明
検査検定関係許認可等事項名等	国交 15-1 : 航空機の耐空証明

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 15 - 1
(2) 制度名	航空機の耐空証明（航空機の耐空証明）
(3) 根拠法令等名	航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空機について、強度、構造、性能上安全に航行できること、騒音及び発動機排出物に関し基準に適合することを証明すること。
(2) 制度の概要	<p>提出書類の確認、地上試験及び飛行試験の実機検査等を実施し、個別の航空機ごとに安全性及び環境適合性に関する適合状況について検査を行う。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR User[航空機使用者] -- "申請書提出 検査場所・日程の調整" --> Agency[国土交通省 ・本省 ・地方航空局 (東京、大阪)] Agency -- "検査の実施 ・設計、製造過程の検査 (書類審査、実地検査) ・現状の検査 (地上検査、飛行検査)" --> User Agency -- "耐空証明書交付" --> User </pre> <p>検査実施の際、参考書類を提出 外国証明制度、認定事業場制度等を活用する場合、検査の一部が省略される。</p>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 7 月 15 日
(4) 制度改変の状況 (平成 8 ~ 13 年度)	<p>検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 3 月 21 日： 滑空機及び動力滑空機の耐空類別について、欧州の基準に準拠し改定した。</p> <p>検査検定の方法の見直し 平成 9 年 10 月 1 日：) 民間事業者の能力、輸出国の証明を活用することにより、国の検査を省略できる範囲を拡大) 国際民間航空条約附属書に定める標準に基づき、発動機の排出物を規制するための規定を整備) 航空機の安全性、騒音及び発動機の排出物についての国の証明を一本化</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	航空機（飛行機、回転翼航空機、滑空機（初級滑空機を除く。）飛行船等） （根拠法令等名：法第 2 条第 1 項及び第 10 条第 1 項。航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 5 条の 3 及び第 12 条）
(2) 検査検定受検者	耐空証明を申請しようとする者（航空運送事業者、航空機使用事業者等） （根拠法令等名：施行規則第 12 条の 2 第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 （根拠法令等名：法第 10 条第 1 項。施行規則第 240 条第 1 項 第 1 号） [その他]耐空検査員（滑空機についてのみ） （根拠法令等名：法第 10 条の 2） [自己確認・自主保安]認定事業場制度あり（国の耐空証明を受検する必要があるが、認定事業場制度を活用した場合は検査の一部を省略できる。） （根拠法令等名：法第 10 条第 6 項及び法第 20 条）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方航空局：東京、大阪（なお、一部の空港事務所に検査官が駐在している。） 耐空検査員：32 人（平成 13 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法令及び「耐空性審査要領」 （法第 10 条第 4 項。施行規則第 14 条。施行規則附属書第一～第三。航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（本省）。航空法に規定する許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（地方航空局））
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前、定期的（1 年又は航空運送事業の用に供する航空機については国土交通大臣が定める期間） （根拠法令等名：法第 11 条第 1 項及び第 14 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	政令で定める額 （根拠法令等名：法第 135 条第 2 号。航空法関係手数料令第 2 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地（ただし、実地検査が省略される場合がある。） 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	国土交通大臣、国土交通省地方航空局長、耐空検査員 （根拠法令等名：法第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2。施行規則第 240 条第 1 項第 1 号）
(6) 合格付与方法	耐空証明書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年又は航空運送事業の用に供する航空機については国土交通大臣が定める期間 （根拠法令等名：法第 14 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	平成8年改正により、耐空証明において認定事業場制度が導入された。 これにより、認定事業場（製造、整備、改造、検査等に関し十分な能力を有する製造者等）が法第10条第4項の基準に適合することを確認した航空機については、現状について検査の一部を行わないことができることとなった。 （根拠法令等名：法第10条第6項及び第20条）
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
国土交通省本省	19	30	22	25	11
地方航空局	1,705	1,697	1,606	1,519	1,577
耐空検査員	324	314	321	331	334
(3) 手数料収入総額					
国土交通省本省	18,733	5,160	604	5,210	2,101
地方航空局	112,167	100,330	84,359	76,078	83,090
耐空検査員					

（注）1 対象となる事業者には、航空運送事業者65、それ以外の航空機使用事業者16（平成13年3月現在）のほか、航空機を保有しているその他の事業者及び個人も対象となる。

2 耐空検査員に係る手数料収入総額は不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

<p>航空機の耐空証明については、平成8年度に制度変更が行われ、9年度から施行されている。制度変更の内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ）検査の1本化（従来別制度であった強度・構造・性能検査と騒音検査を統合し、新たに発動機の排出物の検査を追加） ）認定事業場制度の導入 ）外国証明制度の活用拡大 <p>今回の調査では、耐空検査員が滑空機を対象に行う耐空証明を除き、国（国土交通省本省、地方航空局）が航空運送事業者及び航空機使用事業者を対象に行う耐空証明を対象に、の制度変更による変化の状況を調査した。この結果、輸入航空機の新規検査の場合に外国証明制度活用による影響が、小型航空機の更新検査の場合に認定事業場制度活用による影響が出ていたことから、以下のコスト分析においてはこの二つの場合について整理した（耐空証明には導入時の新規検査と定期的に行う更新検査があるが、輸入航空機を導入する航空運送事業者の場合、認可を受けた整備規程に基づく整備を行っている間は耐空証明が有効とされており、国の更新検査を受検する必要がない。一方、小型航空機の場合は毎年更新検査を受検する必要がある。したがって、輸入航空機の場合は新規検査に、小型航空機の場合は更新検査に、それぞれ制度変更の影響が出ていると考えられる。）</p>

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【輸入航空機の新規検査の場合】

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>今回の調査では、航空機使用事業者41事業者を調査したが、このうち輸入航空機（大型のもの）の新規検査を受検した実績があるのは7事業者（特定本邦航空運送事業者）であった。</p> <p>以下のコスト分析においては当該7事業者における平均値を指標として示したものである（なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。）</p> <p>外国証明制度の活用の拡大により、輸入航空機のうち、型式証明を受けた航空機であり、かつ、ICAO締約国が証明を行っているものについては現状検査が省略されることとなった。以下のコスト分析においては、「現状検査を省略しない場合」と「現状検査を省略する場合」に分けて整理した。</p>

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		現状検査を省略しない場合	現状検査を省略する場合	
手数料		580,000円	4,000円	外国で受検する場合には、検査職員の旅費相当分が加算される。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	120,000円 (53人時間)	38,000円 (16人時間)	事前相談、書類審査、地上検査及び飛行検査への対応（現状検査を省略する場合は、地上検査及び飛行検査を省略する場合をいう。）
	旅費	28,000円	28,000円	事前相談及び申請で、県内2往復×2人として計算
機会費用	×			運航計画等に沿った日程調整を行っており機会費用は発生しない。
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		64,000円 (81枚、28人時間)		事業者の回答では現状検査を省略する場合としない場合を区分したデータは把握できなかった。
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		792,000円	134,000円	
		（ 、 及び の合計）		

（注）本表における「現状検査を省略しない場合」とは、国際民間航空条約（ICAO）の締約国が証明を行っているが型式証明を受けていないため現状検査を省略していないものをいう。また、「現状検査を省略する場合」とは、型式証明を受けた航空機であり、かつ、ICAO締約国が証明を行っているため現状検査を省略したものをいう。

【小型航空機の更新検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、航空運送事業者及び航空機使用事業者 41 事業者を調査したが、大型輸入航空機を使用する 7 事業者（特定本邦航空運送事業者）以外は、毎年定期的に更新検査を受検する事業者であった（34 事業者のうち、特定本邦以外の航空運送事業者は 28、それ以外の航空機使用事業者は 6）。
 以下のコスト分析においてはこれらの事業者における、セスナ、ヘリ等の小型航空機に係る回答の平均値を指標として示したものである（なお、個別の事例毎の検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1 件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。）

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		認定事業場制度を活用しない場合	認定事業場制度を活用する場合	
手 数 料		59,000 円	4,000 円	
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	32,000 円 (14 人時間)	5,000 円 (2 人時間)	更新検査においては、航空機の設計及び製造過程の検査が省略されるが、認定事業場制度を活用した場合には、更に現状の検査（実地検査）も省略される。
	旅 費	7,000 円	7,000 円	申請等で、県内 1 往復×1 人として計算
機 会 費 用	×			小型航空機の場合、年間稼働時間数は多くなく、運転休止期間に受検することから機会費用の発生はない。
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		26,000 円 (81 枚、11 人時間)	36,000 円 (16 枚、15 人時間)	
部 外 委 託 経 費				点検整備を委託している場合がある（10 万円ないし 500 万円）。
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法定自主点検コスト				航空局が認可した規程に基づいて点検・整備を実施
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト			(申請手数料570,000 円(導入時)) (更新手数料230,000 円(2年に1回))	自らが認定事業場となっている場合（手数料以外にも人的な対応等もあるが、他の業務との間での整理が困難であることからコスト換算は行っていない。）
そ の 他	×			
合 計		124,000 円	52,000 円	インセンティブ適用コストについては、耐空証明のみに対応するコストではないので合計には含めていない。
		(、 及び の合計)		

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【輸入航空機の新規検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 今回の調査では、検査検定実施主体として国土交通省本省及び地方航空局を対象としたが、輸入航空機で型式証明制度及び外国証明制度を活用し、実地検査を省略する場合の検査については全件国土交通省本省において実施されていた（国土交通省本省及び地方航空局における耐空証明（大型機・新規）の実績は年間約 26 件であり、うち外国証明制度が活用されているのは約 13 件（50 パーセント）である。）
 以下のコスト分析においては、国土交通省本省における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		現状検査を省略しない場合	現状検査を省略する場合	
検査検定 実施コスト	人件費	440,000 円 (188 人時間)	2,000 円 (1 人時間)	事前相談、書類審査、地上検査、飛行検査への対応（現状検査を省略する場合は、地上検査及び飛行検査を省略する場合をいう。）
	旅 費	42,000 円		地上検査及び飛行検査（書類審査を含む。）で、県内 2 往復×3 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		482,000 円	2,000 円	

(注) 本表における「現状検査を省略しない場合」とは、国際民間航空条約（ICAO）の締約国が証明を行っているが型式証明を受けていないため現状検査を省略していないものをいう。また、「現状検査を省略する場合」とは、型式証明を受けた航空機であり、かつ、ICAO 締約国が証明を行っているため現状検査を省略したものをいう。

【小型航空機の更新検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]
 今回の調査では、検査検定実施主体として国土交通省本省及び地方航空局を対象としたが、小型航空機の更新検査で認定事業場制度を活用する場合の検査については地方航空局において実施している（平成 13 年度においては、地方航空局における耐空証明の実績は約 1,600 件であり、うち認定事業場が活用されているのは約 430 件（27 パーセント）である。）
 以下のコスト分析においては、地方航空局における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明	
		認定事業場制度を活用しない場合	認定事業場制度を活用する場合		
検査検定 実施コスト	人件費		13,000 円 (5.5 人時間)	2,000 円 (1 人時間)	更新検査においては、航空機の設計及び製造過程の検査が省略されるが、認定事業場制度を活用した場合には、更に現状の検査(実地検査)も省略される。
	旅 費		29,000 円		
機器運搬コスト	×				
機器維持管理コスト	×				
そ の 他	×				
合 計			42,000 円	2,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>外国証明制度(ICAO 締約国の証明 + 型式証明) 又は認定事業場制度を活用した場合は、手数料や受検対応等の面でコスト負担の減少が見られた。</p> <p>大型航空機の新規検査で外国証明制度を活用した場合、受検者側の1機当たりのコスト削減額は、65万8,000円となる。年間の外国証明制度活用件数は平均13件であるので、年間コスト削減額は855万4,000円と試算される。</p> <p>認定事業場制度を活用する場合、自社が認定事業場となる場合は導入コスト・経常コストが、自社以外の認定事業場を活用する場合は委託費用がかかるため、保有航空機数が少ない事業者にとっては認定事業場は活用されていない。</p> <p>(仮に、上で整理した小型航空機の更新検査の場合で、インセンティブのコストを更新経費だけと想定すると、保有機が1機の場合の年間コストは認定事業場非活用の場合12万4,000円、活用の場合16万7,000円であるが、2機保有の場合には認定事業場非活用の場合24万8,000円、活用の場合21万9,000円となる。下表参照。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保有機数</th> <th>認定事業場非活用の場合</th> <th></th> <th>認定事業場活用の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1機</td> <td>$124,000 \times 1 = 124,000$</td> <td><</td> <td>$52,000 \times 1 + 115,000 = 167,000$</td> </tr> <tr> <td>2機</td> <td>$124,000 \times 2 = 248,000$</td> <td>></td> <td>$52,000 \times 2 + 115,000 = 219,000$</td> </tr> </tbody> </table>	保有機数	認定事業場非活用の場合		認定事業場活用の場合	1機	$124,000 \times 1 = 124,000$	<	$52,000 \times 1 + 115,000 = 167,000$	2機	$124,000 \times 2 = 248,000$	>	$52,000 \times 2 + 115,000 = 219,000$
保有機数	認定事業場非活用の場合		認定事業場活用の場合										
1機	$124,000 \times 1 = 124,000$	<	$52,000 \times 1 + 115,000 = 167,000$										
2機	$124,000 \times 2 = 248,000$	>	$52,000 \times 2 + 115,000 = 219,000$										
(2) 選 択 範 囲	認定事業場制度を活用するか否かは受検者の任意となっている。												
(3) そ の 他	耐空証明に新たに発動機の排出物の検査が追加されているが、書類審査であり、受検者・実施主体双方にとって大きな負担増とはなっていない。												

検査検定制度名等	国交 15 : 航空機の耐空証明
検査検定関係許認可等事項名等	国交 15-2 : 航空機の型式証明

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 15 - 2
(2) 制度名	航空機の耐空証明（航空機の型式証明）
(3) 根拠法令等名	航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	型式証明は、航空機の設計について、当該設計通り製造された航空機が安全性及び環境適合性の基準に適合することについて証明するものである。型式証明を受けた型式の航空機については、耐空証明検査において、設計又は製造過程について検査の一部を省略できる。
(2) 制度の概要	<p>航空機の設計について安全性及び環境適合性に係る基準への適合性を審査し、当該設計の航空機のうち 1 機の製造過程及び現状の検査を実施して、証明を行う。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 7 月 15 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 3 月 21 日： 滑空機及び動力滑空機の耐空類別について、欧州の基準に準拠し改定した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	航空機（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等） （根拠法令等名：法第 2 条第 1 項及び第 10 条第 1 項。航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 5 条の 3 及び第 12 条）
(2) 検査検定受検者	型式証明を申請しようとする者（航空機製造業者） （根拠法令等名：施行規則第 17 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省 （根拠法令等名：法第 10 条第 1 項。施行規則第 240 条第 1 項第 1 号）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	法令及び「耐空性審査要領」 （法第 10 条第 4 項。施行規則第 14 条。施行規則附属書第一から第三。航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（本省））
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請者の希望する時期 （根拠法令等名：法第 12 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	政令で定める額 （根拠法令等名：法第 135 条第 3 号。航空法関係手数料令第 2 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 （根拠法令等名：法第 12 条第 1 項）	
(6) 合格付与方法	型式証明書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	3	0	1	1	1
(2) 検査検定実施件数					
新 規	2	6	1	1	0
変 更	14	1	1	5	0
(3) 手数料収入総額	12,012	0	2,318	1,208	1,019

(注)「対象事業者数」には、新規の型式証明申請者の実数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成9年度から輸入航空機について、輸入航空機で耐空証明を受けており、かつ、国際民間航空条約締約国（ICAO加盟国）の証明を受けたものについては、耐空証明の際に実地検査が省略されることとなった。本制度の内容については変化はないが、輸入航空機で型式証明を受けるメリットが拡大したことから、型式証明の受検件数が増えたと思われる。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、国産回転翼航空機の型式証明の設計変更にかかる受検実績のある1事業者を対象とした。

以下のコスト分析においては、この1事業者における実績を整理した（なお、設計変更の内容により、検査に必要となる試験項目の数や審査期間等が大幅に異なるため、受検対応人件費や書類作成コストも1件ごとに異なる。）

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料	×	なし	変更申請のため手数料の徴収はない（新規の場合は手数料が必要。15万円～）
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	1,400,000円 (590人時間)	設計変更の内容により、検査に必要となる試験項目の数や審査期間等が大幅に異なる。
	旅 費	92,000円	申請及び結果受領に東京まで2往復×1人で計算（実際には審査内容等により往復回数は異なる。）
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		2,300,000円 (800枚、1000人時間)	審査内容等により枚数等は大幅に異なる。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		3,792,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、国産回転翼航空機の型式証明の設計変更における国土交通省本省における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	1,800,000円 (770人時間)	事前相談、実機検査等への対応
	旅 費	350,000円	東京から現地まで50人往復で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		2,150,000円	

検査検定制度名等	国交 15 : 航空機の耐空証明
検査検定関係許認可等事項名等	国交 15-3 : 航空機の修理改造検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 15 - 3
(2) 制度名	航空機の耐空証明（航空機の修理改造検査）
(3) 根拠法令等名	航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	耐空性に大きな影響を及ぼす修理又は改造等を実施した場合の航空機の耐空性を確保すること。 耐空証明のある航空機であっても、一定の範囲の修理又は改造を実施する場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、合格しなければこれを航空の用に供してはならないこととしている。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[航空機使用者] -- "申請書提出 検査場所・日程の調整" --> B[国土交通省 ・本省 ・地方航空局 (東京、大阪)] B -- "検査の実施 ・計画についての検査 ・過程及び完了後の現状についての検査" --> A B -- "合格(航空日誌への記入)" --> A A -- "検査実施の際、参考書類を提出 認定事業場制度、予備品証明制度等を活用した場合、受検は不要" --> B </pre>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 7 月 15 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 3 月 21 日： 滑空機及び動力滑空機の耐空類別について、欧州の基準に準拠し改定した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	航空機（飛行機、回転翼航空機、滑空機（初級滑空機を除く。）飛行船等） （根拠法令等名：法第 2 条第 1 項及び法第 10 条第 1 項。航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 5 条の 3 及び第 12 条）
(2) 検査検定受検者	法第 16 条第 1 項又は第 2 項の検査を受けようとする者（航空運送事業者、航空機使用事業者等） （根拠法令等名：施行規則第 25 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 （根拠法令等名：法第 16 条第 1 項。施行規則第 240 条第 1 項第 5 号） [その他]耐空検査員（滑空機についてのみ） （根拠法令等名：法第 16 条第 2 項） [自己確認・自主保安]認定事業場制度あり（認定事業場制度を活用した場合は国の検査を受ける必要はない。） （根拠法令等名：法第 19 条の 2）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方航空局：東京、大阪（なお、一部の空港事務所に検査官が駐在している。） 耐空検査員：32 人（平成 13 年 4 月 1 日現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	法令及び「耐空性審査要領」 （法第 16 条第 1 項。施行規則第 24 条。施行規則附属書第一～第三。航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（本省）。航空法に規定する許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（地方航空局））
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	修理又は改造の実施後次回の飛行までの間 （根拠法令等名：法第 16 条第 1 項及び第 2 項）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	政令で定める額 （根拠法令等名：法第 135 条第 4 号。航空法関係手数料令第 2 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 検査場内 現地

(5) 合格付与権者	国土交通大臣、国土交通省地方航空局長又は耐空検査員 (根拠法令等名：法第16条第1項及び第16条第2項。施行規則第240条第1項第5号)
(6) 合格付与方法	航空日誌へ記入
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	認定事業場制度あり。認定事業場（修理、改造等に関し十分な能力を有する事業者）が法第10条第4項の基準に適合することを確認した航空機については、修理改造検査を合格したものとみなされる。 (根拠法令等名：法第19条の2及び第20条第1項)
----------------	--

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
国土交通省本省	0	1	2	3	1
地方航空局	149	112	130	172	143
耐空検査員	12	4	4	8	7
(3) 手数料収入総額					
国土交通省本省	0	1,696	1,652	3,530	981
地方航空局	10,613	8,989	6,847	6,770	7,698
耐空検査員					

(注) 1 対象となる事業者数には、航空運送事業者65、それ以外の航空機使用事業者16(平成13年3月現在)のほか、航空機を保有しているその他の事業者及び個人も対象となる。
2 耐空検査員に係る手数料収入総額は不明

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本制度については、近年特に制度改変は行われていない。

今回の調査では、耐空検査員が滑空機を対象に行う検査を除き、国(国土交通省本省、地方航空局)が航空運送事業者及び航空機使用事業者を対象にして行う検査を対象にした。以下のコスト分析においては、大型航空機の場合と小型航空機の場合とに分けて、それぞれの平均的な状況を整理した。

【大型航空機の場合】

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、航空機使用事業者41事業者を調査したが、このうち、大型航空機の修理改造検査を受検した実績があるのは5事業者(すべて特定本邦航空運送事業者)であった。

以下のコスト分析においては当該5事業者の回答の平均値を指標として示したものである(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		150,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	35,000円 (15人時間)	受検対応は、修理改造の内容により1件ごとに大幅に異なる。
	旅費	29,000円	申請で1回往復×1人として計算
機会費用	×		受検による運転停止はなく、機会費用は発生しない。
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		30,000円 (160枚、13人時間)	修理改造の内容により1件ごとに大幅に異なる。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト			認定事業場を活用した場合は、検査を受ける必要はない。
その他			
合計		244,000円 (、及びの合計)	

【小型航空機の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、航空機使用事業者41事業者を調査したが、このうち、小型航空機の修理改造検査を受検した実績があるのは14事業者(特定本邦以外の航空運送事業者12、航空機使用事業者2)であった。

以下のコスト分析においては当該14事業者の回答の平均値を指標として示したものである(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		36,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	38,000 円 (16 人時間)	受検対応は、修理改造の内容により 1 件ごとに大幅に異なる。
	旅 費	29,000 円	申請で 1 回往復 × 1 人として計算
機 会 費 用	×		小型航空機の場合、年間稼働時間数は多くなく、運転休止期間に受検することから機会費用の発生はない。
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		30,000 円 (140 枚、13 人時間)	修理改造の内容により 1 件ごとに大幅に異なる。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト			認定事業場を活用した場合は、検査を受ける必要はない。
そ の 他			
合 計		133,000 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【大型航空機の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、検査検定実施主体として国土交通省本省及び地方航空局を対象とした。

以下のコスト分析においては、国土交通省及び地方航空局における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	74,000 円 (32 人時間)	小改造の場合の事前相談及び検査への対応
	旅 費	87,000 円	1 往復 × 3 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		161,000 円	

【小型航空機の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、検査検定実施主体として地方航空局を対象とした。

以下のコスト分析においては、地方航空局における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	19,000 円 (8 人時間)	小改造の場合の事前相談及び検査への対応
	旅 費	29,000 円	1 往復 × 1 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		48,000 円	

検査検定制度名等	国交 15 : 航空機の耐空証明
検査検定関係許認可等事項名等	国交 15-4 : 装備品等の型式等の承認

1 検査制度の名称

(1) 整理番号	国交 15 - 4
(2) 制度名	航空機の耐空証明（装備品等の型式等の承認）
(3) 根拠法令等名	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 14 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	量産装備品・部品に対する検査を効率的に実施するため、装備品等の型式・仕様として設計を承認することにより、航空機へ取り付けられた際の個別の審査を省略し、航空機との適合性を確認するだけで修理改造検査を受けずに航空機に使用できることとするもの。
(2) 制度の概要	<p>装備品・部品の設計について、安全性の基準に適合することを審査し、承認する。当該承認を受けた場合、耐空証明検査等においては当該装備品等については安全性の基準に適合するとみなされる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[航空機装備品等製造業者] -- "申請書提出 関係書類提出" --> B[国土交通省 (本省)] B -- "検査の実施" --> A B -- "型式(仕様) 承認書交付" --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 34 年 2 月 25 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	型式又は仕様の承認を希望する装備品及び部品 (根拠法令等名：施行規則第 14 条の 2 第 1 項)
(2) 検査検定受検者	型式又は仕様の承認を申請しようとする者（航空機装備品製造業者） (根拠法令等名：施行規則第 14 条の 2)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	「型式承認及び仕様承認要領」 (施行規則第 14 条の 2 第 1 項。航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（本省）)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請者の希望する時期 (根拠法令等名：施行規則第 14 条の 2)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	なし	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：施行規則第 14 条の 2 第 2 項)	
(6) 合格付与方法	装備品等型式（仕様）承認書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
型 式	2	5	5	3	3
仕 様	8	13	10	48	10
(2) 検査検定実施件数					
型 式	8	6	13	4	7
仕 様	79	65	49	45	39
(3) 手数料収入総額					

- (注) 1 「対象事業者数」には、受検者の実数を記載した。
2 「手数料収入総額」は、手数料設定なし(無料)のため該当がない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、近年特に制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のある8事業者を対象とした。

以下のコスト分析においては、8事業者の回答の平均値を指標として示したものである(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	140,000円 (62人時間)	個別の事例により大幅に異なる。
	旅 費	92,000円	申請及び結果受領で、東京まで2往復×1人として計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		220,000円 (250枚、96人時間)	個別の事例により大幅に異なる。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		452,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国土交通本省における平均的な状況を整理した。

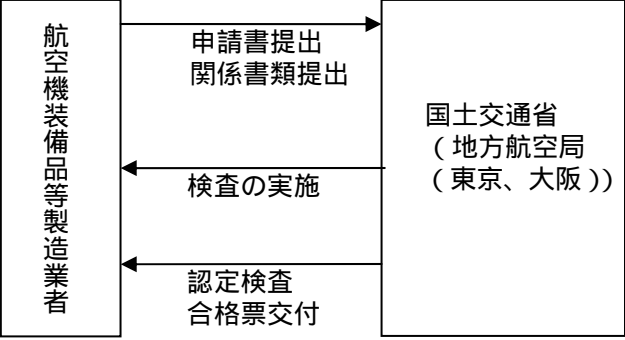
区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	46,000円 (20人時間)	
	旅 費	46,000円	東京から1往復×1人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		92,000円	

検査検定制度名等	国交 15 : 航空機の耐空証明
検査検定関係許認可等事項名等	国交 15-5 : 装備品等の型式適合認定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 15 - 5
(2) 制度名	航空機の耐空証明（装備品等の型式適合認定）
(3) 根拠法令等名	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 15 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	量産装備品・部品に対する検査を効率的に実施するため、装備品等の型式・仕様として設計を承認することにより、航空機へ取り付けられた際の個別の審査を省略し、航空機との適合性を確認するだけで修理改造検査を受けずに航空機に使用できることとしている。型式適合認定は、この型式承認制度の下、承認された設計通りに個々の装備品等が製造されているか確認するもの。
(2) 制度の概要	<p>既に型式承認を受けた装備品又は部品が、承認された設計通り製造されているかどうか、型式承認の際に承認した認定検査要領に基づき検査を行う。型式承認適合認定を受けた装備品又は部品は航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下、「法」という。）第 10 条第 4 項（耐空検査）又は法第 17 条（予備品証明）の検査において、安全性の基準に適合しているとみなされる。</p> <p>〔フロー図〕</p>  <pre> graph LR A[航空機装備品等製造業者] -- "申請書提出 関係書類提出" --> B[国土交通省 (地方航空局 (東京、大阪))] B -- "検査の実施" --> A B -- "認定検査 合格票交付" --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 34 年 2 月 25 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	型式承認取得装備品 (根拠法令等名：施行規則第 15 条第 1 項)
(2) 検査検定受検者	型式に適合することの認定を受けようとする者（装備品製造事業者） (根拠法令等名：施行規則第 15 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省 (根拠法令等名：施行規則第 15 条第 1 項及び第 240 条第 1 項第 44 号)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省地方航空局：東京、大阪（なお、一部の空港事務所に検査官が駐在している。）

5 検査検定基準

名称・法令等名	型式承認書において指定される「認定検査要領」が規定するところによる。 (施行規則第 15 条第 2 項。航空法に規定する許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（地方航空局）)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	なし	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方航空局長 (根拠法令等名：施行規則第 15 条第 1 項及び第 240 条第 1 項第 44 号)	
(6) 合格付与方法	認定検査合格票の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	35	37	41	43	43
(2) 検査検定実施件数	238	229	275	209	117
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」には、型式承認保有者の数を記載した(平成14年9月現在では40事業者)。
 2 「手数料収入総額」は、手数料設定なし(無料)のため該当がない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

本制度については、近年特に制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、受検実績のある3事業者を対象とした。
 以下のコスト分析においては、3事業者の回答の平均値を指標として示したものである(なお、個別の事例ごとに検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	21,000円 (9人時間)	個別の内容により大幅に異なる。
	旅費	7,000円	申請で県内1往復×1人として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		8,000円 (6枚、3.5人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		36,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 地方航空局における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費	2,000円 (1人時間)	実地検査の場合、1往復×1人として計算。実地検査の場合と局内検査の場合があり、割合はほぼ半々である。局内検査の場合は旅費は発生しない。
	旅費	7,000円	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		9,000円	

検査検定制度名等	国交 16：航空機装備品の予備品証明
----------	--------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 16
(2) 制度名	航空機装備品の予備品証明
(3) 根拠法令等名	航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 17 条
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空機の予備部品のうち、重要装備品について、強度、構造、性能上の安全性の基準に適合することを証明することにより、当該装備品の交換による修理を行う場合には修理改造検査の適用を除外することができることとするもの。
(2) 制度の概要	<p>航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 27 条に規定する重要な装備品について、設計、製造過程、整備又は改造の過程及び現状について、個別に証明を受けることにより、当該装備品の交換による修理を行う場合には修理改造検査の適用を除外することができる。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[航空機使用者等] -- "申請書提出 検査場所・ 日程の調整" --> B[国土交通省 (地方航空局 (東京、大阪))] B -- "検査の実施" --> A B -- "予備品 証明書交付" --> A </pre> <p>外国証明制度、認定事業場制度を活用した場合、受検は不要</p>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 7 月 15 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し 平成 9 年 10 月 1 日： 認定事業場制度、外国証明制度を活用した場合について、予備品証明を受けたものとみなす範囲を拡大した。</p> <p>平成 9 年 10 月 1 日： 電波法の適用を受ける無線通信機器について、対象から除外した。</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 3 月 21 日： 滑空機及び動力滑空機の耐空類別について、欧州の基準に準拠し改定した。</p> <p>有効期間の見直し 平成 9 年 10 月 1 日： 装備品の種類により設けられていた 1 年ないし 5 年の有効期間を廃止した。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品 (根拠法令等名：法第 17 条第 1 項。施行規則第 27 条)
(2) 検査検定受検者	耐空証明のある航空機の利用者 (根拠法令等名：法第 17 条第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 (根拠法令等名：法第 17 条。施行規則第 240 条第 1 項第 6 号) [自己確認・自主保安]認定事業場制度あり(認定事業場制度を活用した場合、予備品証明を受けたものとみなされる。) (根拠法令等名：法第 17 条第 3 項及び第 20 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省地方航空局：東京、大阪(なお、一部の空港事務所に検査官が駐在している。)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法令及び「耐空性審査要領」 (法第 10 条第 4 項。施行規則第 14 条。施行規則附属書第一。航空法に規定する許認可等に係る審査基準及び標準処理期間(地方航空局))
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前 (根拠法令等名：法第 17 条第 4 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	2,400 円 (根拠法令等名：法第 135 条第 5 号。航空法関係手数料令(平成 9 年政令第 284 号)第 2 条)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方航空局長 (根拠法令等名：法第 17 条。施行規則第 240 条第 1 項第 6 号)	
(6) 合格付与方法	予備品証明書の交付又は予備品検査合格の表示	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	平成8年改正により、航空機装備品の予備品証明における認定事業場制度が拡大されている（制度改変前は、装備品の修理・改造能力による認定の場合のみであったが、改変後は、装備品の製造・完成後検査能力、航空機の製造・完成後検査能力による認定の場合にも適用されることとなった。） 認定事業場（製造、修理、改造等に関し十分な能力を有する製造者等）が安全性の基準に適合することを確認した装備品については、予備品証明を受けたものとみなされる。 （根拠法令等名：法第17条第3項及び第20条）
----------------	--

8 検査検定の実績

（単位：者、件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					90
(2) 検査検定実施件数	8,515	5,567	5,615	5,905	6,247
(3) 手数料収入総額	18,678	12,399	12,684	14,056	15,045

（注）「対象事業者数」には、受検した事業者の実数を記載した（平成12年度以前については不明）。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成8年改正により、認定事業場制度、外国証明制度を活用した場合に、予備品証明を受けたものとみなされる範囲の拡大が行われている。 認定事業場制度、外国証明制度を活用した場合は予備品証明を受けたものとみなされるので受検する必要がない。以下のコスト分析においては、認定事業場制度又は外国証明制度を活用せずに受検した場合の実績について、平均的な状況を整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>今回の調査では、17事業者（航空運送事業者9、装備品製造事業者等8）を対象とした。 以下のコスト分析は、17事業者の回答の平均値を指標として示したものである（なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。）</p>
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		2,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	3,000円 (1.4人時間)	検査立会いへの対応
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト		(10,000円～220,000円)	自社倉庫以外で受検する場合に運搬コスト(トラック代等)がかかる場合がある。
保管コスト	×		
書類作成コスト		4,000円 (4枚、1.9人時間)	
部外委託経費		(10,000円～480,000円)	受検事務等を委託する場合がある。
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト		(40,000円～2,000,000円)	装備品を領収する際に事業者自ら検査を行っている場合がある。
インセンティブ適用コスト	×		認定事業場制度を活用する場合は予備品証明の受検が不要となることから、本表には計上していない（なお、認定申請手数料は58万円、更新手数料(2年に1回)は24万円）。
その他	×		
合計		9,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	1,000円 (0.5人時間)	
	旅費	×	局内審査が大部分を占める。ただし、実地検査で出張する場合もあり、その場合は旅費が発生する（県内1往復×1人で7,000円相当）。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		1,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	認定事業場制度、外国証明制度を活用した場合に、予備品証明を受けたものとみなされる範囲の拡大が行われているが、このうち外国証明制度の活用については多くの事業者が影響あり（受検件数の減）と答えている（調査した17事業者中12事業者が受検件数が減少した（減少幅は10ないし50パーセント）と答えている。）
(2) 選択範囲	認定事業場制度を活用するか否かは受検者の任意となっている。
(3) その他	有効期間の廃止についての影響は把握できなかった（制度改変前の有効期間到来による更新検査受検割合が不明であるため）。

検査検定制度名等	国交 17 : 飛行場又は航空保安施設の検査
----------	------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 17
(2) 制度名	飛行場又は航空保安施設の検査（工事完成検査、変更工事完成検査及び供用再開の検査）
(3) 根拠法令等名	[工事完成検査] 航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項及び第 56 条 [変更工事完成検査] 法第 43 条第 2 項 [供用再開の検査] 法第 44 条第 4 項及び第 45 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局飛行場部管理課・新東京国際空港課、管制保安部保安企画課航行視覚援助業務室、無線課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	飛行場施設又は航空保安施設は、航空の安全上極めて重要な施設であるとともに、一般の権利、利益に係る施設であることから、許可の申請書に記載した設置の計画に適合しているかどうかにつき検査を実施するもの。
(2) 制度の概要	<p>飛行場又は航空保安施設の設置者は、各許可に係る施設の工事が完成したとき等は、遅滞なく国土交通大臣の検査を受けなければならない。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[飛行場等設置者] -- "設置許可（又は変更許可）の申請" --> B[国土交通省・本省・地方航空局（東京、大阪）] B -- "許可" --> A A -- "工事完成検査の申請" --> B B -- "検査の実施" --> A B -- "合格通知書交付" --> A A -- "供用開始期日の届出" --> B </pre>
(3) 施行年月日	昭和 27 年 7 月 15 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	飛行場施設（滑走路・着陸帯・誘導路・エプロン等） （根拠法令等名：航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 85 条） 航空保安施設（航空灯火、航空保安無線施設等） （根拠法令等名：航空法施行令（昭和 27 年政令第 421 号。以下「施行令」という。）第 3 条）
(2) 検査検定制度受検者	飛行場の設置者 （根拠法令等名：法第 42 条第 1 項及び第 56 条） 航空保安施設の設置者 （根拠法令等名：法第 42 条第 1 項及び第 56 条）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 国土交通省 （根拠法令等名：法第 42 条第 1 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 56 条）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省（新東京国際空港の場合のみ） 地方航空局：東京、大阪（なお、出先機関として空港事務所等がある。）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 56 条
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	工事完成時遅滞なく、又は供用を再開しようとするとき （根拠法令等名：法第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 4 項、第 45 条第 2 項及び第 56 条）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	可（平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	新東京国際空港については手数料の徴収なし 他の施設については、政令で定める額 （根拠法令等名：法第 135 条。航空法関係手数料令（平成 9 年政令第 284 号）第 5 条及び第 6 条）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣、地方航空局長 （根拠法令等名：法第 42 条第 2 項、第 43 条第 2 項、第 44 条第 4 項、第 45 条第 2 項及び法第 56 条）	
(6) 合格付与方法	合格通知書の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	特に重要な変更がない限り、又は供用休止若しくは廃止しない限り有効 （根拠法令等名：第 43 条第 2 項及び第 45 条第 2 項）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
飛行場設置者	108	109	117	121	122
航空保安施設設置者	53	58	62	64	63
(2) 検査検定実施件数					
飛行場					
完成(成田)	1	0	1	2	4
完成(成田以外)	9	4	8	4	4
変更	12	9	8	8	5
供用再開	2	2	1	1	1
航空保安施設					
完成(成田)	4	4	3	4	10
完成(成田以外)	6	4	6	4	2
変更	13	12	12	13	8
供用再開	1	1	0	0	0
(3) 手数料収入総額					
飛行場					
完成(成田)					
完成(成田以外)	1,424	438	1,169	603	452
変更	2,121	1,543	1,542	1,379	887
供用再開	192	291	195	98	98
航空保安施設					
完成(成田)					
完成(成田以外)	6,077	408	7,380	1,573	1,446
変更	6,591	6,109	8,507	5,698	4,261
供用再開	115	100	0	0	0

(注) 表中の「成田」は新東京国際空港を表す。なお、新東京国際空港施設の検査については手数料の徴収はない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本制度については、近年特に制度改変は行われていない。 以下のコスト分析においては、受検件数の少ない供用再開検査を除き、飛行場及び航空保安施設について、工事完成検査及び変更工事完成検査における平均的な状況について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【飛行場・工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、14空港(新東京国際空港を含む)を対象とした。 以下のコスト分析においては、14空港における平均的な状況について整理した(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)
--

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		150,000 円	新東京国際空港の場合は手数料の徴収なし
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	170,000 円 (73人時間)	
	旅 費	58,000 円	申請及び結果受領で往復2回×1人として計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		140,000 円 (120枚、60人時間)	
部 外 委 託 経 費			書類作成業務等を委託する場合あり
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		518,000 円 (、 及び の合計)	

【飛行場・変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、12空港を対象とした。

以下のコスト分析においては、12空港における平均的な状況について整理した(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		190,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	250,000円 (110人時間)	
	旅費	58,000円	申請及び結果受領で往復2回×1人として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		100,000円 (130枚、44人時間)	
部外委託経費			書類作成業務等を委託する場合あり
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		598,000円 (、及びの合計)	

【航空保安施設・工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、12空港(新東京国際空港を含む。)を対象とした。

以下のコスト分析においては、12空港における平均的な状況について整理した(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		810,000円	新東京国際空港の場合は手数料の徴収なし
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	110,000円 (48人時間)	
	旅費	58,000円	申請及び結果受領で往復2回×1人として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		68,000円 (260枚、30人時間)	
部外委託経費			書類作成業務等を委託する場合あり
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		1,046,000円 (、及びの合計)	

【航空保安施設・変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、13空港を対象とした。

以下のコスト分析においては、13空港における平均的な状況について整理した(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		610,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	240,000円 (110人時間)	
	旅費	58,000円	申請及び結果受領で往復2回×1人として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		160,000円 (170枚、70人時間)	
部外委託経費			書類作成業務等を委託する場合あり
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		1,068,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【飛行場・工事完成検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

国土交通省本省（新東京国際空港の検査のみ実施）及び2 地方航空局を調査対象とした。

以下のコスト分析については、3 機関における平均的な状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		46,000 円 (20 人時間)	
	旅 費		58,000 円	現地まで1 往復×2 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		×		
そ の 他		×		
合 計			104,000 円	

【飛行場・変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

2 地方航空局を調査対象とした。

以下のコスト分析については、2 機関における平均的な状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		30,000 円 (13 人時間)	
	旅 費		87,000 円	現地まで1 往復×3 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		×		
そ の 他		×		
合 計			117,000 円	

【航空保安施設・工事完成検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

国土交通省本省（新東京国際空港の検査のみ実施）及び2 地方航空局を調査対象とした。

以下のコスト分析については、3 機関における平均的な状況を整理した（地上検査に係るコストを対象とし、必要に応じて実施する飛行検査に係るコストは含めていない。）。

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		32,000 円 (14 人時間)	
	旅 費		58,000 円	現地まで1 往復×2 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		×		
そ の 他		×		
合 計			90,000 円	

【航空保安施設・変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

2 地方航空局を調査対象とした。

以下のコスト分析については、2 機関における平均的な状況を整理した（地上検査に係るコストを対象とし、必要に応じて実施する飛行検査に係るコストは含めていない。）。

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		19,000 円 (8 人時間)	
	旅 費		29,000 円	現地まで1 往復×1 人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		×		
そ の 他		×		
合 計			48,000 円	

検査検定制度名等	国交 18：運航管理施設等の検査（本邦航空運送事業者）
	国交 19：運航管理施設等の検査（航空機使用事業者）

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 18、19
(2) 制度名	運航管理施設等の検査（本邦航空運送事業者、航空機使用事業者）
(3) 根拠法令等名	航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 102 条第 1 項及び第 124 条
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局航空事業課、運航課、航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空運送事業に係る安全性、運航の円滑な実施及び利用者利便の確保の観点から、航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設等について検査を実施するもの。
(2) 制度の概要	<p>昭和 27 年に運航開始前の検査として創設されたもの。 その後、平成 12 年の法改正により、航空運送事業等について路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことを受けて、運航管理施設等の検査へと変更された。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	平成 12 年 2 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定対象の範囲の見直し 平成 12 年 2 月 1 日：航空運送事業について路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことを受けて、運航管理施設等の検査に改めるとともに、検査対象を明確化した。</p> <p>検査検定の基準の見直し状況 平成 12 年 2 月 1 日：航空運送事業について路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことを受けて、運航管理施設等の検査へ改めるとともに、検査対象を明確化した。</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	運航管理施設等（航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設、その他省令で規定する施設） （根拠法令等名：法第 102 条第 1 項）
(2) 検査検定受検者	航空運送事業又は航空機使用事業の許可を受けた者 （根拠法令等名：法第 100 条第 1 項、第 102 条及び第 124 条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省 （根拠法令等名：航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 240 条第 1 項及び第 242 条）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方航空局：東京、大阪

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>運航管理施設等の検査要領（平成 12 年 1 月 28 日運輸省航空局長） 運航管理施設等の検査項目（旅客・荷主対応関係）（平成 12 年 2 月 1 日運輸省航空局監理部航空事業課長） 運航管理施設等の検査項目（運航関係）（平成 12 年 1 月 28 日運輸省航空局技術部運航課長） 運航管理施設等の検査項目（整備関係）（平成 12 年 1 月 28 日運輸省航空局技術部航空機安全課長）</p>
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	法第 100 条又は第 123 条第 1 項の許可を受けた後及び運航管理施設等について重要な変更をした後 （根拠法令等名：法第 102 条第 1 項及び第 124 条）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定の受検手数料	なし	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		運転中 運転停止
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣及び地方航空局長 （根拠法令等名：法第 102 条第 2 項及び第 124 条。施行規則第 240 条第 1 項及び第 242 条）	
(6) 合格付与方法	合格の通知	
(7) 検査検定の有効期間	運航管理施設等に重要な変更をしない限り有効 （根拠法令等名：法第 102 条第 1 項及び第 124 条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
航空運送事業者	80	83	78	76	74
航空機使用事業者	77	79	77	73	71
(2) 検査検定実施件数					
航空運送事業者	33	24	34	67	42
航空機使用事業者	6	6	6	8	15
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

運航管理施設等の検査については、路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことに伴い制度の区分が変更になったものであるが、検査の内容については実質的な変更はない。

対象施設によって、旅客・荷主対応関係、運航関係、整備関係と検査項目は多岐にわたるが、以下のコスト分析においては1件当たりの平均的な状況について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、航空運送事業者15(特定本邦航空運送事業者6、それ以外9)、航空機使用事業者3を対象とした。

以下のコスト分析では、これら18事業者の回答の平均値を指標として示したものである(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	140,000円 (62人時間)	受検対応は、個々の内容により大幅に異なる。
	旅費	58,000円	申請及び結果受領で2往復×1人として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		430,000円 (90枚、190人時間)	個々の内容により大幅に異なる。
部外委託経費	×		
事前準備コスト			事前協議を行っている場合がある。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		628,000円 (及びの合計)	受検事業者の回答においては、運航等の3種類の検査を仕分けしていないものも混在している。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国土交通省本省及び2地方航空局を調査対象とした。

以下のコスト分析においては、3機関の平均的な状況を整理した。運航管理施設等の検査については、「運航関係」、「旅客荷主関係」、「整備関係」の3種類があり、以下のコストはその1種類を検査した場合のものである。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	31,000円 (14人時間)	
	旅費	29,000円	現地まで1往復×1人として計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		60,000円	

10 制度変更の影響

(1) コスト	運航管理施設等の検査については、路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に移行したことに伴い制度の区分が変更になったものであるが、検査の内容については実質的な変更はなく、コスト等への影響についても変化はみられなかった。
(2) 選択範囲	
(3) その他	

検査検定制度	国交 20：特定救急用具の検査
--------	-----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 20
(2) 制度名	特定救急用具の検査（特定救急用具の検査、特定救急用具の型式の承認）
(3) 根拠法令等名	[特定救急用具の検査]航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 152 条第 1 項 [特定救急用具の型式の承認]施行規則第 152 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部航空機安全課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空機の非常時における乗員及び乗客等の人命の安全を確保することを目的として、施行規則第 150 条に規定する航空機に装備することが義務付けられている特定救急用具について、その性能及び構造について検査を行う。
(2) 制度の概要	<p>[個別検査] 施行規則第 150 条に規定する特定救急用具について、設計、製造過程及び現状に関する検査を行い、検査合格書の交付を行う（従前は型式承認のみであったが、外国製の我が国の型式承認を取得しない特定救急用具の使用を希望する航空機運航者に対処するため、昭和 34 年に施行規則が改正され、個別検査の制度が創設された。）</p> <p>[型式承認] 施行規則第 150 条に規定する特定救急用具について、設計、製造過程及び現状に関する検査を行い、承認を与える（型式について承認することにより、製品ごとの個別検査は不要となる。）</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A["(個別検査) 航空機所有者 ・使用者等 (型式承認) 救急用具製造者"] -- "申請書提出 関係書類提出" --> B["国土交通省 ・本省 (型式承認) ・地方航空局 (個別検査)"] B -- "検査の実施" --> A B -- "合格書、 承認書交付" --> A </pre>
(3) 施行年月日	個別検査：昭和 34 年 11 月 28 日 型式承認：昭和 28 年 8 月 13 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	特定救急用具（非常信号灯、救命胴衣、これに相当する救急用具、救命ポート、航空機用救命無線機及び落下傘） （根拠法令等名：施行規則第 152 条第 1 項）
(2) 検査検定制度受検者	個別検査：特定救急用具を航空機に装備しようとする者（航空機所有者・使用者等） （根拠法令等名：施行規則第 152 条第 1 項） 型式承認：型式の承認を申請しようとする者（特定救急用具製造者） （根拠法令等名：施行規則第 152 条第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]国土交通省 （根拠法令等名：施行規則第 240 条第 1 項第 60 号）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	（型式承認）国土交通省本省 （個別検査）地方航空局：東京、大阪（なお、一部の空港事務所に検査官が駐在している。）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	特定救急用具の用途に応じて必要とされる性能及び構造を有していること（技術基準については、国際規格や設計国の承認した基準等を採用することとしており、独自の検査基準等は設定していない。）
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	該当特定救急用具の使用開始前 （根拠法令等名：施行規則第 152 条第 1 項）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年度中にオンライン申請に対応予定	
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式（型式承認） 個別（全個）（個別検査） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	型式承認：国土交通大臣 個別検査：地方航空局長 （根拠法令等名：施行規則第 152 条及び第 240 条第 1 項第 60 号）	
(6) 合格付与方法	個別検査：特定救急用具検査合格書の交付 型式承認：特定救急用具型式承認書の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
個別検査	0	0	0	0	1
型式承認	2	3	3	4	1
(2) 検査検定実施件数					
個別検査	0	0	0	0	4
型式承認	4	6	6	4	1
(3) 手数料収入総額					

- (注) 1 「対象事業者数」には、受検者の実数を記載した。
 2 「手数料収入総額」は、手数料の徴収を行っていないため該当なし。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【個別検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

近年受検実績があるのは1者のみで、航空大学校帯広分校(受検当時は国の機関)であったことから、調査は行っていない。

【型式承認の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

受検実績のある事業者は外国の事業者が多いが、以下の分析においては国内の1事業者の実績について整理した(なお、個別の事例ごとの検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	690,000円 (300人時間)	
	旅 費	14,000円	申請及び結果受領で都内2往復×1人として計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		280,000円 (700枚、120人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		984,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【個別検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

東京航空局における実績について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	2,000円 (1人時間)	
	旅 費	×	東京航空局内で実施(現地検査を行う場合には旅費が必要となる。)
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		2,000円	

【型式承認の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

国土交通省本省における実績を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	46,000円 (20人時間)	
	旅 費	7,000円	現地(都内)まで1往復×1人として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		53,000円	

検査検定制度名等	国交 21：模擬飛行装置等の認定
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 21
(2) 制度名	模擬飛行装置等の認定
(3) 根拠法令等名	航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 238 条の 2
(4) 所管府省部局等名	国土交通省航空局技術部運航課、航空機安全課、乗員課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	航空機の操縦訓練等を実施する際、実機の代わりに操縦訓練装置を使用することにより、実機と比べて訓練コストが軽減され、また実機で行うには危険な緊急操作訓練や様々な気象条件下での操縦訓練などが繰り返しでき、訓練内容の充実が図られる。国際社会においても、操縦士の操縦訓練等に、ある一定の基準を満たした操縦訓練装置（模擬飛行装置、飛行訓練装置）の使用が認められるようになっており、我が国においても、国際標準の観点から認定制度を導入したものの。
(2) 制度の概要	<p>模擬飛行装置等の使用前に認定及び定期的に検査を行い、認定書（又は定期検査合格書）を交付するもの。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[航空運送事業者等] -- "認定（又は定期検査）の申請" --> B[国土交通省（本省）] B -- "検査の実施・書類審査・実地検査" --> A B -- "認定書（又は定期検査合格書）の交付" --> A </pre> <p>定期検査は毎年実施であるが、平成 8 年の制度改変により実地検査の実施は 2 年に 1 回となっている。（書類審査は毎年実施）</p>
(3) 施行年月日	昭和 45 年 8 月 29 日
(4) 制度改変の状況（平成 8～13 年度）	<p>検査検定の方法の見直し 平成 8 年 4 月 1 日： 定期検査（実地検査）の実施間隔の変更（毎年実施 隔年実施）</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 検査検定対象の範囲の見直し 平成 14 年 4 月 1 日： 模擬飛行装置及び飛行訓練装置の種類及び区分の変更 検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 4 月 23 日： 模擬飛行装置及び飛行訓練装置の種類及び区分の変更に伴う検査基準の見直し</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	模擬飛行装置及び飛行訓練装置 （根拠法令等名：施行規則第 238 条の 2）
(2) 検査検定受検者	模擬飛行装置又は飛行訓練装置として、施行規則第 238 条の 2 の認定を受けようとする者（航空運送事業者等） （根拠法令等名：施行規則第 238 条の 2）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 （根拠法令等名：施行規則第 238 条の 2）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	模擬飛行装置等認定要領（平成 14 年 3 月 28 日国土交通省航空局長）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	当該装置の使用前に認定検査を行う。認定を受けた模擬飛行装置等は、一年ごとに定期検査を実施 （根拠法令等名：施行規則第 238 条の 2）		
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成 15 年 3 月末にオンライン申請が可能となっている。		
(3) 検査検定の受検手数料	なし		
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面（毎年） 実地（2 年に 1 回） 運転中 運転停止	
	製品等	型式	個別（全個） 個別（抽出）
		書面	実地
		検査場内	現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 （根拠法令等名：施行規則 238 条第 2 項）		
(6) 合格付与方法	新規認定の際には認定書を、定期検査の際には検査合格書を交付する。		

(7) 検査検定の有効期間	有効期間の設定はない。ただし、認定を受けた模擬飛行装置等は、一年ごとに定期検査を実施しなければならない。 (根拠法令等名：模擬飛行装置等認定要領 6-1項)
---------------	---

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
模擬飛行装置	6	7	7	8	9
飛行訓練装置	4	4	4	4	5
(2) 検査検定実施件数					
模擬飛行装置	34	38	41	40	40
飛行訓練装置	8	8	8	7	8
(3) 手数料収入総額					

(注) 1 「対象事業者数」には、模擬飛行装置等を保有する者の数を記載した。
2 「手数料収入総額」は、手数料の徴収がないことから該当なし。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成8年の制度改変により、毎年行われる定期検査の内容が変更され、実地検査については2年に1回の受検となっている(書面検査は毎年実施)。以下のコスト分析においては、定期検査において実地検査が行われる場合と行われない場合とに分けて整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回の調査では、7事業者(模擬飛行装置使用者4、飛行訓練装置使用者3)を対象とした。
以下のコスト分析では、7事業者の回答の平均値を指標として示したものである(なお、個別の事例ごとに検査に要する時間や申請に必要な書類の量が異なるため、1件ごとの受検対応人件費、書類作成コスト等も異なる。)

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		書類審査+実地検査	書類審査のみ	
手数料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	39,000円 (17人時間)	7,000円 (3人時間)	
	旅費	7,000円	7,000円	申請で都内1往復×1人として計算
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		49,000円 (110枚、21人時間)	49,000円 (110枚、21人時間)	
部外委託経費				機器調整等を委託している場合がある。
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト				定期点検等の実施
任意自主点検コスト				日常的な整備等の実施
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		95,000円	63,000円	及びについては、設備管理に係るコストであり、1件当たりの受検に係るコストには含めていない。
		(及びの合計)		

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
国土交通省本省における実績を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		書類審査+実地検査	書類審査のみ	
検査検定実 施コスト	人件費	37,000円 (16人時間)	14,000円 (6人時間)	
	旅費	14,000円		現地まで都内1往復×2人として計算
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		51,000円	14,000円	

10 制度改変の影響

(1) コスト	実地検査が毎年実施から隔年実施になったことにより、受検者・検査実施主体ともに、受検対応コストが減少している。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	国交 22：容器検査 国交 23：附属品検査
----------	---------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 22 国交 23
(2) 制度名	容器検査（容器再検査） 附属品検査（附属品再検査）
(3) 根拠法令等名	高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。)第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省鉄道局施設課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	保安確保
(2) 制度の概要	<p>容器・附属品検査又は容器・附属品再検査を受けた後、一定期間を経過した容器・附属品又は損傷を受けた容器・附属品にあっては、容器・附属品再検査を受けなければならない。</p> <p>容器・附属品再検査は国土交通大臣、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関、容器検査所が経済産業省令で定める方法により行う。容器・附属品再検査においては、その容器・附属品が国土交通省・経済産業省共管省令及び経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 26 年
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	鉄道車両に固定する容器及びバルブその他の容器の附属品 (根拠法令等名：法第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項。高圧ガス保安法施行令(平成 9 年政令第 20 号。以下「政令」という。)第 19 条第 3 項。容器保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 50 号。以下「規則」という。)第 72 条)
(2) 検査検定受検者	<p>〔容器〕 鉄道車両に固定する容器を所有する者 (根拠法令等名：法第 44 条から第 47 条)</p> <p>〔附属品〕 鉄道車両に固定する附属品を所有する者 (根拠法令等名：法第 49 条の 2 及び第 49 条の 3)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>〔国の機関〕国土交通省 (根拠法令等名：法第 49 条第 1 項。政令第 19 条第 3 項)</p> <p>〔指定検定機関等〕指定容器検査機関 (根拠法令等：法第 49 条第 1 項)</p> <p>〔その他〕高圧ガス保安協会 (根拠法令等名：法第 49 条第 1 項)</p> <p>〔第三者認証〕容器検査所 (根拠法令等名：法第 49 条第 1 項)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>国土交通省本省：1(東京都千代田区)</p> <p>地方運輸局：9</p> <p>指定容器検査機関：不明</p> <p>容器検査所：不明</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格(昭和 41 年通商産業省・運輸省告示第 11 号)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>〔容器〕 容器検査又は容器再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、1 年 1 月ないし 5 年を経過する前 (根拠法令等名：規則第 24 条第 1 項)</p> <p>〔附属品〕 附属品検査又は附属品再検査の刻印等で示された月の前月の末日から起算して、1 年 1 月ないし当該附属品検査等合格日から 2 年を経過して最初に受ける容器再検査までの間 (根拠法令等名：規則第 27 条第 1 項)</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>〔容器〕 容器の種類及び容積に応じて、容器 1 個につき 80 円以上 (根拠法令等名：高圧ガス保安法関係手数料令(平成 9 年政令第 21 号。以下「手数料令」という。)第 3 条)</p> <p>〔附属品〕 附属品の種類及び装置する容器の容積に応じて、附属品 1 個につき 20 円以上 (根拠法令等名：手数料令第 3 条)</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p>
	製品等	<p>型式 個別(全個)</p> <p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	国土交通大臣、高圧ガス保安協会、指定容器検査機関、容器検査所 (根拠法令等名：法第 49 条の 4 第 3 項)	

(6) 合格付与方法	刻印等
(7) 検査検定の有効期間	1年1月ないし5年 (根拠法令等名：規則第24条第1項及び第27条第1項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数					
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回、調査対象とした受検者のうち、次のものを整理した。 容器検査所から受検しているもの1受検者 自主検査を実施しているもの(容器検査所が自らの容器・附属品を自主検査しているもの)1受検者

区 分	1件当たりコスト				説 明
	コスト発生の有無	容器検査所から受検しているもの	コスト発生の有無	容器検査所が自らの容器・附属品を自主検査しているもの	
手 数 料		不明	×	(自らのものを自主検査しており、不要)	今回、調査対象とした容器検査所においては、鉄道車両に固定する容器及び附属品の残ガス処理、洗浄、整備、塗装などの作業とともに、容器再検査及び附属品再検査を実施しており、検査検定に係る費用についてはこの全体の工事費の中に入れていないことから、手数料額を定めて、受検者から徴収する方法を採っていない。
手数料以外の納付金	×		×		
受検対応コスト	人件費	×	(検査検定に立会いしていないため不要)	110,000円 (48人時間)	上記「手数料」の欄のとおり、鉄道車両に固定する容器及び附属品の残ガス処理、洗浄、整備、塗装などの作業とともに、容器・附属品再検査を実施されているが、全体の工程はおおむね80時間要しているが、このうち、検査検定に係るものは48人時間(2人×24時間)で対応している。
	旅費				
機 会 費 用		(利用停止期間：35日間)		(利用停止期間：25日間)	検査検定に要する実時間は、上記「受検対応コスト」欄のとおり、24時間であるが、左記については受検のため鉄道車両に固定する容器・附属品を検査場に留め置いておく期間を含めて計上している。 なお、機会費用を逸したコストについては、鉄道車両に固定する容器及び附属品ごとの売上高が不明のため算出してない。
運 搬 コ ス ト		(93,000円)		(回答なし)	鉄道車両に固定する容器・附属品を検査場まで回送するための往復の費用
保 管 コ ス ト	×		×		
書 類 作 成 コ ス ト	×	[容器検査所が書類作成しており、「不要」と回答している。]		8,000円 (10枚・3人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		×		
インセンティブ適用コスト					容器検査所の登録が5年ごとに必要とされているが、これに係る費用が平成12年度において4万7,000円計上されている。このほかに、インセンティブ導入経費として、約3千万円(内訳は不明)が計上されている。
そ の 他	×		×		
合 計				118,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
今回、調査対象とした1容器検査所(自主検査)について整理した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト	人件費	110,000円 (48人時間)	事前相談等への対応について、これを実施しない場合(コスト不要)と実施する場合の最遠距離まで出向く場合の実費(最大額)を計上した。
	旅費	(0円~80,000円)	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		5,000円	検査検定に使用するクレーン、フォークリフトの点検費用
そ の 他			
合 計		115,000円 ((旅費を除く。)及びの合計)	

検査検定制度名等	国交 24: 鉄道施設の検査
----------	----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 24
(2) 制度名	鉄道施設の検査 (鉄道施設の工事完成検査、工事を必要としない鉄道施設の検査、鉄道施設の変更の工事の完成検査)
(3) 根拠法令等名	[鉄道施設の工事完成検査] 鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号。以下「法」という。) 第 10 条第 1 項 [工事を必要としない鉄道施設の検査] 法第 11 条第 1 項 [鉄道施設の変更の工事の完成検査] 法第 12 条第 3 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省鉄道局施設課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>鉄道施設を国が示した技術基準に適合させる責任は、第一義的には鉄道事業者にあるが、鉄道の安全確保は国民の生命、身体及び財産にかかわる基本的な事項であることから、国も鉄道施設について安全性の確認を行うもの。</p> <p>[鉄道施設の工事完成検査] 法第 8 条の工事施行認可を受けた鉄道施設の工事完成後、最終的なチェック機能として、検査員を現地へ派遣して、当該施設が工事計画及び技術基準に適合しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>[工事を必要としない鉄道施設の検査] 鉄道事業の用に供する以外の目的により建設された施設を鉄道事業の用に供しようとする場合に検査員を現地へ派遣して、当該施設が技術基準に適合しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>[鉄道施設の変更の工事の完成検査] 鉄道施設について、工事施行認可の際と同様に、法第 12 条第 1 項の施設変更の認可を受けたもののうち、鉄道施設等検査規則 (昭和 62 年運輸省令第 11 号。以下「検査規則」という。) に定める施設の変更については、工事完成後において、検査員を現地へ派遣して、当該施設が工事計画及び技術基準に適合しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>[フロー図]</p> <p>[鉄道施設の工事完成検査]</p> <p>[工事を必要としない鉄道施設の検査]</p> <p>[鉄道施設の変更の工事の完成検査]</p>
(2) 制度の概要	
(3) 施行年月日	昭和 62 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 1 日： 認定鉄道事業者制度の導入 平成 14 年 3 月 31 日： 指定検査機関の検査業務の廃止 (指定検査機関となっていた財団法人鉄道総合技術研究所の検査業務廃止許可：平成 14 年 3 月 8 日)</p> <p>検査検定制度基準の内容の見直し 平成 14 年 3 月 31 日： 「普通鉄道構造規則 (昭和 62 年運輸省令第 14 号)」等を廃止し、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令 (平成 13 年国土交通省令第 151 号)」の施行により、技術基準を性能規定化</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 16 年 3 月 1 日： 指定検査機関制度の廃止</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	鉄道線路、停車場、車庫及び車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路設備 (根拠法令等名：鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号。以下「施行規則」という。)第9条)
(2) 検査検定受検者	鉄道事業者 (根拠法令等名：法第10条第1項、第11条第1項及び第12条第3項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省、地方運輸局 (根拠法令等名：法第10条第1項、第11条第1項及び第12条第3項。施行規則第71条) [自己確認・自主保安]認定鉄道事業者 (根拠法令等名：法第14条第2項及び第5項。施行規則第27条、第27条の2、第27条の3及び第29条の2)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方運輸局(神戸運輸監理部を除く。)(9)

5 検査検定基準

名称・法令等名	鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)
---------	--------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	変電所等設備及び電路設備については、当該鉄道施設の使用を開始するとき 変電所等設備及び電路設備以外の鉄道施設については、当該鉄道施設を事業の用に供するとき (根拠法令等名：検査規則第3条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成16年3月から国土交通省オンライン申請システムにより運用開始予定	
(3) 検査検定の受検手数料	国土交通省令で定める額 (根拠法令等名：法第57条第1項。検査規則第25条第1項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止(使用前)
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	検査実施主体(国土交通大臣、地方運輸局長) (根拠法令等名：法第10条第2項、第11条第1項及び第12条第3項。施行規則第71条)	
(6) 合格付与方法	合格書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	平成11年度に認定鉄道事業者制度を導入。一定の技術力を有する鉄道事業者に対して、自己責任・自己保守の領域を拡大する観点から、鉄道事業者における設計に関する業務の能力について認定することにより、鉄道施設の認可や車両の確認等に係る手続の簡略化及びこれに伴う検査の簡略化を可能とした。 (根拠法令等名：法第14条第2項及び第5項)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	186	186	183	184	185	
(2) 検査検定実施件数	工事完成検査	27	14	56(7)	43(8)	6(4)
	工事を必要としない鉄道施設の検査	0	0	0	1(1)	0
	変更工事完成検査	285	204	231(33)	228(37)	160(32)
(3) 手数料収入総額	工事完成検査	41,341	14,987	26,697	30,459	7,330
	工事を必要としない鉄道施設の検査				2,076	
	変更工事完成検査	89,512	57,117	78,394	62,414	55,181

(注) 1 「対象事業者数」には鉄道事業者数を記載した。

2 「検査検定実施件数」には、件数に受検事業者の実数をカッコ書きで付記した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成12年3月1日に、認定鉄道事業者制度が導入され、認定鉄道事業者には鉄道施設の認可等に係る手続の簡略化及びこれに伴う検査の簡略化が可能となっている。 また、平成14年3月31日に技術基準の性能規定化が行われている。 今回の調査では、工事完成検査及び変更工事完成検査の状況について調査を行った(工事を必要としない鉄道施設の検査については実績がほとんどないことから、調査対象としなかった。) 当該検査では鉄道線路、停車場、車庫及び車両検査修繕施設、運転保安設備、変電所等設備、電路設備の7種の鉄道施設が対象となっており、これらの施設は規模も検査実績も区々であるが、コスト分析においては全体を平均した状況を整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 工事完成検査については4事業者を調査対象とした。
 4事業者はすべて認定鉄道事業者であり、2事業者が一般認定鉄道事業者、他の2事業者が特定認定鉄道事業者である。一般認定と特定認定は、認定要件、認定を取得することによるメリット等が異なる(一般認定の方が認定要件は厳しいがメリットは大きい。)が、検査を受検する場合の内容等に差異はない。
 認定鉄道事業者制度が導入されたことにより、認可事項の減少に伴い完成検査受検件数が減少する傾向がみられた。検査内容への影響については、認定鉄道事業者制度の制定から期間が十分経過していないため、これまでのところ変化はみられなかった。
 以下のコスト分析においては、制度改変前後を通ずる平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		350,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	490,000円 (211.8人時間)	事前相談、実地検査立会い等への対応
	旅費	220,000円	事前相談旅費：本省1往復(×2人)、ブロック内1往復(×2人)として計算 実地検査旅費：県内1往復(×14人)として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		2,500,000円 (267枚、1080.8人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		検査に合格した鉄道施設は「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間7億5,000万円)。
任意自主点検コスト		830,000円	検査前の社内検査に要する任意コスト
インセンティブ適用コスト		一般認定： (導入コスト：14,000,000円/事業者) (経常コスト：21,000,000円/事業者・年間) 特定認定： (導入コスト：6,300,000円/事業者) (経常コスト：37,000円/事業者・年間)	認定鉄道事業者制度の適用を受ける場合に係るコスト
その他			
合計		4,390,000円 (、 、 及び の合計)	に挙げた認定鉄道事業者制度については、鉄道事業に係る許認可事務の軽減を図ったものであり、施設検査における合理化のみに資するものではないことから、受検1件当たりのコストを算出するのは適当ではなく、合計には含めていない。

【変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 変更工事完成検査については14事業者を調査対象とした。
 14事業者中9事業者が認定鉄道事業者(一般認定鉄道事業者5、特定認定鉄道事業者4)であり、認定鉄道事業者制度が導入され認可事項が減少されたことに伴い、完成検査受検件数が減少する傾向がみられた。検査内容への影響については、認定鉄道事業者制度の制定から期間が十分経過していないため、これまでのところ変化はみられなかった。
 以下のコスト分析においては、制度改変前後を通ずる平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		360,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	330,000円 (142.7人時間)	事前相談、実地検査立会い等への対応
	旅費	130,000円	事前相談旅費：ブロック内1往復(×2人)として計算 実地検査旅費：県内1往復(×13人)として計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		550,000円 (204枚、237.8人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		検査に合格した鉄道施設は「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間3億3,000万円)。
任意自主点検コスト		540,000円	検査前の社内検査に要する任意コスト
インセンティブ適用コスト		一般認定： (導入コスト：14,000,000円/事業者) (経常コスト：21,000,000円/事業者・年間) 特定認定： (導入コスト：6,300,000円/事業者) (経常コスト：37,000円/事業者・年間)	認定鉄道事業者制度の適用を受ける場合に係るコスト
その他			
合計		1,910,000円 (、 、 及び の合計)	に挙げた認定鉄道事業者制度については、鉄道事業に係る許認可事務の軽減を図ったものであり、施設検査における合理化のみに資するものではないことから、受検1件当たりのコストを算出するのは適当ではなく、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

5 地方運輸局を調査対象とした。

平成 13 年度までは指定検査機関として財団法人鉄道総合技術研究所も検査検定実施主体であったが、公益法人改革の一環として検査業務を廃止したことから、今回の調査では対象としていない。

【工事完成検査の場合】

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	260,000 円 (112.4 人時間)	事前相談及び実地検査への対応
	旅 費	68,000 円	ブロック内 1 往復(× 4 人)として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他			
合 計		328,000 円	

【変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

6 地方運輸局を調査対象とした。

平成 13 年度までは指定検査機関として財団法人鉄道総合技術研究所も検査検定実施主体であったが、公益法人改革の一環として検査業務を廃止したことから、今回の調査では対象としていない。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	310,000 円 (134.0 人時間)	
	旅 費	68,000 円	ブロック内 1 往復(× 4 人)として計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他			
合 計		378,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	認定鉄道事業者制度の導入により認可事項が減少し、これに伴って完成検査受検件数が減少する傾向がみられた。 なお、認定鉄道事業者制度の制定から期間が十分経過していないため、これまでのところ受検対応面での変化はみられなかったが、今後変化が顕在化していくものと考えられる。
(2) 選 択 範 囲	認定鉄道事業者制度の導入については、認定を受けるか否かは受検者の任意であるため、選択範囲の幅は広がっている。 また、平成 13 年度までは指定検査機関として財団法人鉄道総合技術研究所も検査検定実施主体であったが、14 年度以降は検査業務を廃止したため、実施主体は国(国土交通省本省、地方運輸局)のみとなっている。ただし、指定検査機関は 1 機関のみで、窓口も全国で 1 か所、かつ検査実績も年間数十件程度であったことから、廃止に伴う影響は出ていない。
(3) そ の 他	技術基準については、従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別取扱いに係る事前手続が必要であったが、平成 14 年の性能規定化により、事前手続は廃止され、鉄道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ることによって新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検及び実施に係る負担の変化はない。

検査検定制度名等	国交 25:鉄道車両の確認
----------	---------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 25
(2) 制度名	鉄道車両の確認 (車両の確認、車両の構造又は装置の変更の確認)
(3) 根拠法令等名	[車両の確認] 鉄道事業法 (昭和 61 年法律第 92 号。以下「法」という。) 第 13 条第 1 項 [車両の構造又は装置の変更の確認] 法第 13 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省鉄道局施設課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>鉄道施設を国が示した技術基準に適合させる責任は、第一義的には鉄道事業者にあるが、鉄道の安全確保は国民の生命、身体及び財産にかかわる基本的な事項であることから、国も鉄道車両について安全性の確認を行うもの。</p> <p>[車両の確認] 車両の安全性確保は鉄道の安全確保にとって重要な要素であるが、鉄道事業者に過剰な負担を課すことは避けるべきであるため、鉄道車両の個々の一両一両を対象として確認を行うのではなく、車両の構造及び装置が異なるごとに書面審査によって当該車両が技術基準に適合し、使用区間における走行に支障がないことを確認する。</p> <p>[車両の構造又は装置の変更の確認] 法第 13 条第 1 項の車両の確認を受けた車両の構造又は装置を変更して供用する車両について、技術基準に適合し、使用区間における走行に支障がないことを書面審査により確認する。</p> <p>[フロー図] [車両の確認]</p>
(2) 制度の概要	<p>[車両の構造又は装置の変更の確認]</p>
(3) 施行年月日	昭和 62 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 12 年 3 月 1 日 : 認定鉄道事業者制度の導入</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成 9 年 3 月 27 日 : 車両使用材料の性能規定化 平成 14 年 3 月 31 日 : 「普通鉄道構造規則 (昭和 62 年運輸省令第 14 号)」等を廃止し、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令 (平成 13 年国土交通省令第 151 号)」の施行により、技術基準を性能規定化</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	車両 (根拠法令等名: 法第 13 条第 1 項及び第 2 項)
(2) 検査検定受検者	鉄道運送事業者 (根拠法令等名: 法第 13 条第 1 項及び第 2 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省、地方運輸局 (根拠法令等名: 法第 13 条第 1 項。鉄道事業法施行規則 (昭和 62 年運輸省令第 6 号。以下「施行規則」という。) 第 71 条) [自己確認・自主保安] 認定鉄道事業者 (根拠法令等名: 法第 14 条第 2 項及び第 5 項。施行規則第 28 条及び第 28 条の 2)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方運輸局 (神戸運輸監理部を除く。)(9)

5 検査検定基準

名称・法令等名	鉄道に関する技術上の基準を定める省令 (平成 13 年国土交通省令第 151 号)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[車両の確認]</p> <p>車両を当該鉄道事業の用に供しようとするとき 確認を受けた車両の使用区間を変更して鉄道事業の用に供しようとするとき 他の事業者の車両と同型車両を鉄道事業の用に供しようとするとき (根拠法令等名：法第13条第1項。施行規則第20条)</p> <p>[車両の構造及び装置の変更の確認]</p> <p>法第13条第1項の確認を受けた車両について、その構造又は装置を変更してこれを当該鉄道事業の用に供しようとするとき (根拠法令等名：法第13条第2項)</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成16年1月から国土交通省オンライン申請システムによりオンライン申請可能	
(3) 検査検定の受検手数料	なし	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止(使用前)
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	確認実施主体(国土交通大臣、地方運輸局長) (根拠法令等名：法第13条第1項及び第2項。施行規則第71条)	
(6) 合格付与方法	確認書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	確認された事項を満足する車両が、当該確認を受けた鉄道事業者により鉄道事業に使用され、かつ、その安全が維持管理されている期間 (根拠法令等名：車両の確認等における鉄道事業法施行規則の解釈等について(平成12年鉄保第174号))	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	<p>平成11年度に認定鉄道事業者制度を導入。一定の技術力を有する鉄道事業者に対して、自己責任・自己保守の領域を拡大する観点から、鉄道事業者における設計に関する業務の能力について認定することにより、鉄道施設の認可や車両の確認等に係る手続の簡略化及びこれに伴う検査の簡略化を可能とした。 (根拠法令等名：法第14条第2項及び第5項)</p>
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：者、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	172	174	178	175	176	
(2) 検査検定実施件数	確認	74	56	47	51	43
	変更の確認	160	139	120	129	153
(3) 手数料収入総額	確認					
	変更の確認					

(注)「対象事業者数」には、鉄道事業者数(本制度の対象とならない第3種鉄道事業者を除く。)を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>本制度については、以下のような制度改変が行われている。</p> <p>平成9年3月27日： 車両使用材料の性能規定化</p> <p>平成12年3月1日： 認定鉄道事業者制度の導入(認定鉄道事業者には、鉄道施設の認可等に係る手続の簡略化及びこれに伴う検査の簡略化が可能)</p> <p>平成14年3月31日： 技術基準の性能規定化</p> <p>今回の調査では、「車両の確認」及び「車両の構造及び装置の変更の確認」の両制度について調査対象とした。</p>

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【車両の確認の場合】

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>車両の確認については13事業者を調査対象とした。</p> <p>13事業者中3事業者は一般認定鉄道事業者であり、うち2事業者については認定鉄道事業者制度導入後の受検実績がなかったが、受検実績のある1事業者において、影響の内容として、検査所要時間の減少、申請書類の量の減少(30パーセント減少)及び自主点検コストの減少の傾向がみられた。</p> <p>以下のコスト分析においては、全事業者の平均的な状況について整理した。</p>
--

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	10,000円 (4.3人時間)	事前相談への対応(書類審査であるため検査立会いはない。)
	旅費	17,000円	ブロック内1往復(×1人)として計算(事前相談又は書類提出)
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		210,000円 (51枚、90.8人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費		(5,000,000円)	申請書類の一部の作成を委託している事業者がある。
事前準備コスト		(75,000円 (32.4人時間))	車両の借入先と受検に当たっての関係資料の提供依頼等を交渉している事業者がある。
法定自主点検コスト	×		検査に合格した鉄道車両は「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間6億5,200万円)。
任意自主点検コスト			
インセンティブ適用コスト		一般認定： (導入コスト14,000,000円/事業者) (経常コスト910,000円/事業者・年間) 特定認定： (導入コスト3,300,000円/事業者)	認定鉄道事業者制度の適用を受ける場合に係るコスト
その他			
合計		237,000円 (及びの合計)	については、受検1件当たりのコストを算出するのは適当でないので、合計には含めていない。

【車両の構造及び装置の変更の確認の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

車両の構造及び装置の変更確認については17事業者を調査対象とした。

17事業者中8事業者は認定鉄道事業者(一般認定5、特定認定3)であり、うち特定認定の3事業者については認定鉄道事業者制度導入後の受検実績がなかったが、受検実績のある一般認定5事業者より、影響の内容としては、検査所要時間の減少、申請書類の量の減少(30パーセント減少)等の傾向がみられた。

以下のコスト分析においては、全事業者の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	7,000円 (3.0人時間)	事前相談への対応(書類審査であるため検査立会いはない。)
	旅費	17,000円	ブロック内1往復(×1人)として計算(事前相談又は書類提出)
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		200,000円 (40枚、86.5人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		検査に合格した鉄道車両は「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間5億9,000万円)。
任意自主点検コスト			
インセンティブ適用コスト		一般認定： (導入コスト14,000,000円/事業者) (経常コスト910,000円/事業者・年間) 特定認定： (導入コスト3,300,000円/事業者)	認定鉄道事業者制度の適用を受ける場合に係るコスト
その他			
合計		224,000円 (及びの合計)	については、受検1件当たりのコストを算出するのは適当でないので、合計には含めていない。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

国土交通省本省及び6地方運輸局を調査対象とした。

認定鉄道事業者制度の導入については、検査実施件数の減少、検査所要時間の減少及び申請書類の量の減少の傾向がみられた。

以下のコスト分析においては、平均的な状況を整理した。

【車両の確認の場合】

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		2,500,000 円 (1080.8 人時間)	事前相談及び書面審査への対応
	旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		×		
そ の 他		×		
合 計			2,500,000 円	

【車両の構造及び装置の変更の確認の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

6 地方運輸局を調査対象とした。

認定鉄道事業者制度の導入については、検査実施件数の減少、検査所要時間の減少及び申請書類の量の減少の傾向がみられた。

以下のコスト分析においては、平均的な状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費		1,200,000 円 (518.8 人時間)	事前相談及び書面審査への対応
	旅 費	×		
機 器 運 搬 コ ス ト		×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		×		
そ の 他		×		
合 計			1,200,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	認定鉄道事業者制度の導入により、事業者・実施主体の対応負担の減少がみられた。
(2) 選 択 範 囲	認定鉄道事業者制度の導入については、認定を受けるか否かは受検者の任意であるため、選択範囲の幅は広がっている。
(3) そ の 他	<p>車両使用材料の性能規定化については、性能規定化を活用した社内基準に従って設計した部分については、申請書の記載事項及び図面が一割程度減少している。また、窓ガラスの材質が安全ガラスの他に、安全ガラスと同等以上の性能を有するものの使用が可能となり、車両の客室の側窓ガラスの一部に、ポリカーボネートの使用が可能となった例がある。</p> <p>また、技術基準については、従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別取扱いに係る事前手続が必要であったが、平成 13 年の性能規定化により、事前手続は廃止され、鉄道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ること新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検及び実施に係る負担の変化はない。</p>

検査検定制度名等	国交 26: 索道施設の検査
----------	----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 26
(2) 制度名	索道施設の検査（索道事業の運輸開始前検査、索道施設の変更の工事の完成検査）
(3) 根拠法令等名	[索道事業の運輸開始前検査] 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 34 条の 2 第 1 項 [索道施設の変更の工事の完成検査] 法第 38 条（第 12 条準用）
(4) 所管府省部局等名	国土交通省鉄道局施設課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	索道は鉄道と異なり生活路線ではないが、利用者が不特定多数の一般旅客であることから、鉄道と同様に安全性の確保が重要であるため、国が索道施設について技術基準との適合性を確認し索道輸送の安全を確保するもの。
(2) 制度の概要	<p>[索道事業の運輸開始前検査] 法第 32 条の事業許可を受けた索道事業者の索道施設について、運輸を開始する前の最終的なチェック機能として、検査員を現地へ派遣して、当該施設が工事計画及び技術基準に適合しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>[索道施設の変更の工事の完成検査] 索道施設について、運輸開始前検査と同様に、法第 38 条（第 12 条第 1 項準用）の施設変更の認可を受けたもののうち、鉄道施設等検査規則（昭和 62 年運輸省令第 11 号。以下「検査規則」という。）に定める施設の変更については、工事完成後において、検査員を現地へ派遣して、当該施設が工事計画及び技術基準に適合しているかどうかについて検査を行う。</p> <p>[フロー図]</p> <p>[索道事業の運輸開始前検査]</p> <p>[索道施設の変更の工事の完成検査]</p>
(3) 施行年月日	昭和 62 年 4 月 11 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定基準の内容の見直し 平成 9 年 5 月 29 日： 「索道施設に関する技術上の基準を定める省令」（昭和 62 年運輸省令第 16 号）が改正され、技術基準の性能規定化が導入された。 平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 16 年 3 月 1 日： 指定検査機関制度の廃止

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	索道施設 （根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 1 項。検査規則第 8 条及び第 9 条）
(2) 検査検定受検者	索道事業の許可を受けた者（索道事業者） （根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 1 項及び第 38 条（第 12 条準用））

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 地方運輸局 （根拠法令等名：法第 34 条の 2 第 1 項及び第 38 条（第 12 条準用）。鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号。以下「施行規則」という。）第 71 条） [指定検査機関] 財団法人日本鋼索交通協会 （根拠法令等名：法第 41 条第 1 項。検査規則第 23 条第 1 項）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局（神戸運輸監理部を除く。）（ 9 ） 財団法人日本鋼索交通協会本部、支部（ 7 ）

5 検査検定基準

名称・法令等名	索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和 62 年運輸省令第 16 号）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	変電所、配電所、配電線路及び原動設備の主原動機については、当該索道施設の使用を開始するとき 上記以外の索道施設については、当該索道施設を事業の用に供するとき (根拠法令等名：検査規則第8条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	平成16年3月から国土交通省オンライン申請システムにより運用開始予定	
(3) 検査検定の受検手数料	国土交通省令で定める額 (根拠法令等名：法第57条第1項。検査規則第25条第1項)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	
	書面	実地
	運転中	運転停止(使用前)
	型式	個別(全個)
製品等	書面	実地
	検査場内	現地
(5) 合格付与権者	検査実施主体(地方運輸局長、指定検査機関) (根拠法令等名：法第34条の2及び第38条(第12条準用)。施行規則第71条)	
(6) 合格付与方法	合格書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：基、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(1) 対象事業者数	3,076	3,061	3,052	3,028	2,968	
(2) 検査検定実施件数	運輸開始前検査	53	35	32	20	21
	変更工事完成検査	33	23	10	9	9
(3) 手数料収入総額	運輸開始前検査	1,720	6,007	4,337	1,502	7,332
	変更工事完成検査		208		216	108

(注)「対象事業者数」には、索道の基数を記載した(普通索道及び特殊索道の合計数)。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

近年の制度改変は、平成9年5月29日に技術基準の性能規定化の導入が行われている。 索道施設には、普通索道(扉を有する閉鎖式の搬器を使用するもの。ゴンドラ、ロープウェイ等)と特殊索道(開放されたイス式の搬器を使用するもの。リフト等)があるが、以下のコスト分析においては両索道を通ずる平均的な状況について整理した。
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【運輸開始前検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、4事業者(普通索道4、特殊索道1)を対象とした。 以下のコスト分析では、4事業者の平均的な状況を整理した。
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		1,100,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	710,000円 (307.0人時間)	事前相談及び実地検査への対応
	旅費	34,000円	事前相談への対応及び書類提出時 ブロック内1往復(×2人)で計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		50,000円 (191枚、21.6人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		検査に合格した索道施設は「索道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間490万円)。
任意自主点検コスト		1,200,000円	実地検査前に行われる自主検査対応
インセンティブ適用コスト	×		
その他			
合計		3,094,000円 (、及びの合計)	

【変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、3事業者（普通索道3）を対象とした。

以下のコスト分析では、3事業者の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		730,000円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	310,000円 (134.0人時間)	事前相談及び実地検査への対応
	旅費	51,000円	事前相談への対応。ブロック内1往復(×3人)で計算
機会費用		(540,000円)	運転停止1日分(1事業者のみ回答)
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		230,000円 (26.5枚、99.4人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		検査に合格した索道施設は「索道に関する技術上の基準を定める省令」に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間1,520万円)
任意自主点検コスト		700,000円	実地検査前に行われる自主検査対応
インセンティブ適用コスト	×		
その他			
合計		2,021,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【運輸開始前検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では6機関（地方運輸局3・普通索道について検査を実施、財団法人日本鋼索交通協会索道検査事務所3・特殊索道について検査を実施）を対象とした。

以下のコスト分析においては、6機関の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費	500,000円 (216.2人時間)	事前相談、予備審査及び実地検査への対応
	旅費	51,000円	実地検査対応。ブロック内1往復(×3人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他			
合計		551,000円	

【変更工事完成検査の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では7機関（地方運輸局3・普通索道について検査を実施、財団法人日本鋼索交通協会索道検査事務所4・特殊索道について検査を実施）を対象とした。

以下のコスト分析においては、7機関の平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定 実施コスト	人件費	110,000円 (47.6人時間)	事前相談、予備審査及び実地検査への対応
	旅費	34,000円	実地検査対応。ブロック内1往復(×2人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他			
合計		144,000円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	技術基準については、従前は仕様規定で細かく仕様が規定されており、それ以外の方式を採用する場合には特別取扱いに係る事前手続が必要であったが、平成9年の性能規定化により、事前手続は廃止され、索道事業者が定める実施基準において方法を明記し運輸局に届け出ることによって新たな技術の導入が可能となっている。今回の調査では新たな技術の導入事例は把握できなかった。なお、検査の内容や方法に係る検査基準の変更ではないので、検査の受検及び実施に係る負担の変化はない。
(2) 選 択 範 囲	
(3) そ の 他	

検査検定制度名等	国交 27 : 軌道の運輸開始に係る検査
検査検定関係許可等事項名等	国交 27-1: 運輸開始認可の承認前の検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 27-1
(2) 制度名	軌道の運輸開始に係る検査（運輸開始認可の承認前の検査）
(3) 根拠法令等名	軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省鉄道局施設課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>運輸開始の認可については、都道府県知事が工事を検査し、支障がないと認めるときは運輸開始の認可を行うものである。</p> <p>しかし、特殊設計や地下式構造の軌道の工事については、鉄道に準じた技術基準に基づき行われ、本来、国で監督すべき事項であり、運輸開始の認可の際に鉄道の技術的知見がない都道府県が安全性の観点から審査することは困難であるため、国が当該工事について検査を行い承認することとしている。</p>
(2) 制度の概要	<p>特殊設計や地下式構造の軌道について、都道府県知事の認可承認申請を受けて、国土交通大臣は、運輸上支障がないかどうか、検査員を現地に派遣して検査を行い、運輸開始の承認を行う。</p> <p>都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けてから運輸開始の認可を行う。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (軌道経営者)] -- "運輸開始の認可申請" --> B["(都道府県) (検査)"] B -- "運輸開始認可承認申請" --> C["検査検定実施主体 (国土交通省本省) 検査(実地検査)"] C -- "承認" --> B B -- "認可書の交付" --> A A -- "運輸開始" --> D[] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 28 年 9 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	軌道 (根拠法令等名：施行令第 13 条第 2 項)
(2) 検査検定受検者	軌道経営者 (根拠法令等名：軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 10 条。施行令第 13 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省 (根拠法令等名：施行令第 13 条第 2 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省

5 検査検定基準

名称・法令等名	軌道建設規程（大正 12 年内務・鉄道省令） 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号） 無軌条電車建設規則（昭和 25 年運輸省・建設省令第 1 号） 無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	運輸開始認可の承認をしようとするとき (根拠法令等名：施行令第 13 条第 2 項)		
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否		
(3) 検査検定の受検手数料	なし		
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止（使用前）	
	製品等	型式	個別（全個） 個別（抽出）
		書面	実地
		検査場内	現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：施行令第 13 条第 2 項)		
(6) 合格付与方法	都道府県知事に対して運輸開始認可の承認を行う。		
(7) 検査検定の有効期間	なし		

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	31	33	33	33	33
(2) 検査検定実施件数	4	4	1	2	0
(3) 手数料収入総額					

(注)「対象事業者数」には、軌道経営者の数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
今回の調査では、軌道経営者5事業者を対象とした。
以下のコスト分析においては、5事業者の平均的な状況について整理した。
なお、5事業者中3事業者は、国土交通省の検査の前に、都道府県からも同様の検査を受けているとしている。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	1,300,000 円 (562.0人時間)	事前相談及び実地検査への対応 [参考] 都道府県検査への対応 230万円(994.4人時間) (当局調査結果による。)
	旅 費	180,000 円	事前相談対応。東京まで1往復(×4人)で計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		3,400,000 円 (1,690枚、1470.0人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		検査に合格した軌道施設は「軌道運転規則」等に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間22億円)
任 意 自 主 点 検 コ ス ト		1,000,000 円 (432.3人時間)	検査前の社内自主検査コスト
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		5,880,000 円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
国土交通省本省(鉄道局施設課)を対象とした。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	270,000 円 (116.7人時間)	実地検査への対応 [参考] 都道府県の検査(事前相談及び実地検査) 44万円(190.2人時間) (当局調査結果による。)
	旅 費	230,000 円	実地検査対応。東京から全国へ1往復(×5人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		500,000 円	

検査検定制度名等	国交 27 : 軌道の運輸開始に係る検査
検査検定関係許可等事項名等	国交 27-2: 運輸開始前又は開始後の竣功検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 27-2
(2) 制度名	軌道の運輸開始に係る検査（運輸開始前又は開始後の竣功検査）
(3) 根拠法令等名	軌道法施行規則（大正 12 年内務、鉄道省令。以下「施行規則」という。）第 13 条
(4) 所管府省部局等名	国土交通省鉄道局施設課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	軌道施設を国が示した技術基準に適合させる責任は第一義的には軌道経営者にあるが、軌道の安全確保は国民の生命、身体及び財産にかかわる基本的な事項であることから、都道府県が施設について安全性の確認を行うもの。 軌道の工事について、運輸開始前における電気施設工事竣工後及び運輸開始後における軌道施設変更工事竣工後において、都道府県知事が検査員を現地へ派遣して、当該施設の工事が支障ないかどうか検査をする。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A[受検者 (軌道経営者)] -- "工事施工の届出" --> B[検査検定実施主体 (都道府県)] B -- "検査 (実地検査)" --> C[証明書の交付] C --> D[受検者 (軌道経営者)] D --> E[供用開始] </pre>
(3) 施行年月日	大正 13 年 1 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲	運輸開始前：変電所等、送電線路、電車線路 運輸開始後：軌道施設で重要な変更をしたもの (根拠法令等名：施行規則第 13 条)
(2) 検査検定受検者	軌道経営者 (根拠法令等名：軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 10 条。軌道法施行令（昭和 28 年政令第 258 号）第 13 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体] 都道府県 (根拠法令等名：施行規則第 13 条)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県 (47)

5 検査検定基準

名称及び法令等名	軌道建設規程（大正 12 年内務・鉄道省令） 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号） 無軌条電車建設規則（昭和 25 年運輸省・建設省令第 1 号） 無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）
----------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	工事竣工後 (根拠法令等名：施行規則第 13 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	各都道府県において対応（今回調査対象とした都道府県においては対応している例はなかった。）	
(3) 検査検定の受検手数料	なし	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止（使用前）
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事 (根拠法令等名：施行規則第 13 条)	
(6) 合格付与方法	証明書の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：者、件）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	31	33	33	33	33
(2) 検査検定実施件数	33	19	8	8	5
(3) 手数料収入総額					

（注）「対象事業者数」には、軌道経営者の数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

【運輸開始前の場合】

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 今回の調査では、軌道経営者 3 事業者を対象とした。 以下のコスト分析においては、3 事業者の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	650,000円 (281.0人時間)	事前相談及び実地検査への対応
	旅費	14,000円	事前相談対応。県内1往復(×2人)で計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		1,400,000円 (240枚、605.3人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		検査に合格した軌道施設は「軌道運転規則」等に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間6,900万円)。
任意自主点検コスト		1,300,000円 (562.0人時間)	検査前の社内検査対応
インセンティブ適用コスト			
その他			
合計		3,364,000円 (、及びの合計)	

【運輸開始後の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、軌道経営者3事業者を対象とした。
以下のコスト分析においては、3事業者の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	320,000円 (138.3人時間)	事前相談及び実地検査への対応
	旅費	14,000円	事前相談対応。県内1往復(×2人)で計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		590,000円 (360枚、255.1人時間)	申請書以外の参考資料等も含む。
部外委託経費	×		
事前準備コスト			
法定自主点検コスト	×		検査に合格した軌道施設は「軌道運転規則」等に基づき保守、点検をすることとなっている(1事業者当たり年間5,000万円)。
任意自主点検コスト		760,000円 (328.6人時間)	検査前の社内検査対応
インセンティブ適用コスト			
その他			
合計		1,684,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【運輸開始前の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

3都道府県を対象とした。
以下のコスト分析においては、3都道府県の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	150,000円 (64.9人時間)	事前相談及び実地検査対応
	旅費	28,000円	実地検査対応。県内1往復(×4人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他			
合計		178,000円	

【運輸開始後の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

4都道府県を対象とした。
以下のコスト分析においては、4都道府県の平均的な状況について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	40,000円 (17.3人時間)	事前相談及び実地検査対応
	旅費	14,000円	実地検査対応。県内1往復(×2人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他			
合計		54,000円	

検査検定制度名等	国交 28：廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認
----------	-----------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 28
(2) 制度名	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省海事局検査測度課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	法第 58 条の 2 に基づき廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する措置が省令の規定に適合することについて確認することにより、原子力災害を防止し、公共の安全を確保すること。
(2) 制度の概要	<p>実用船用原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を原子力船の外において廃棄する場合（政令で定める場合に限る。）は、国土交通省令で定める保安のために必要な措置を講じなければならないが、またその廃棄に関する措置が省令の規定に適合することについて国土交通大臣の確認を受けなければならないものとされている。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[申請] --> B[書面審査] B --> C[実地確認] C --> D[確認証交付について稟議] D --> E[確認証交付] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 54 年 1 月 4 日
(4) 制度改変の状況 （平成 9～13 年度）	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「施行令」という。）第 17 条の 2 で定める場合において、実用船用原子炉設置者及び外国原子力船運航者が講ずる原子力船の外への廃棄に関する措置 （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項。施行令 17 条の 2 及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和 53 年総理府令第 56 号。以下「規則」という。））
(2) 検査検定制度受検者	実用船用原子炉設置者及び外国原子力船運航者 （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関]国土交通省 （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 58 条の 2 第 2 項 規則第 2 条第 1 項
---------	----------------------------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	実用船用原子炉設置者及び外国原子力船運航者が、原子力船の外へ燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を廃棄するとき （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項。規則第 4 条）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	容器 1 個につき 140,700 円 （根拠法令等名：施行令別表第 1 第 38 号）	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 （根拠法令等名：法第 58 条の 2 第 2 項）	
(6) 合格付与方法	確認証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

（単位：事業者数、件、千円）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	0	0	0	0	0
(2) 検査検定制度実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 29
(2) 制度名	核燃料物質運搬の安全確認
(3) 根拠法令等名	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 59 条の 2 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	放射性物質等の運搬の安全性を確保し、運搬時における災害の防止及び特定核燃料物質の防護に係る措置を確実なものとするため、国際原子力機関（IAEA）が定めている「放射性物質輸送安全規則」を国内規制に取入れ、昭和 53 年に原子力基本法（昭和 30 年 12 月 19 日付け法律第 186 号）及び法を改正し、一定量を超える量の放射能を有する核燃料物質等を工場又は事業所の外に車両により運搬する場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないこととなったもの。
(2) 制度の概要	<p>一定量を超える量の放射能を有する核燃料物質等を工場又は事業所の外に車両により運搬する場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の確認を受け、その結果、国土交通大臣が、運搬の安全確認をしたときは確認証を交付することとなる。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 54 年 1 月 4 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	<p>検査検定対象の範囲の見直し 平成 13 年 6 月 25 日： 国際原子力機関（IAEA）輸送規則の改定に伴う国内規制への取入れ 検査検定基準の内容の見直し 平成 13 年 6 月 25 日： 国際原子力機関（IAEA）輸送規則の改定に伴う国内規制への取入れ</p> <p>平成 14 年度以降の制度改変の状況 平成 14 年 12 月 3 日： 同一の事業者、輸送容器、車両及び運搬実施体制によって反復継続して運搬される場合には、第 2 回目以降の確認について国土交通大臣の積載方法承認を受けることにより、それ以降の運搬確認については指定運搬方法確認機関による確認を受けることができることについて、 ア 積載方法承認の申請対象者が容器承認の申請者と運搬を委託された者まで拡大された。 イ 積載方法承認後に、けん引自動車を異型式の車両に変更する場合及び異型式のコンテナセミトレーラに変更することとなった場合は、承認を取り直すことなく変更届として取り扱うことが可能となった。</p> <p>平成 15 年 10 月 1 日： 独立行政法人原子力安全基盤機構の設置に伴い、同日から、承認容器による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に係る運搬方法確認を同機構が実施</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬 (根拠法令等名：法第 59 条の 2 第 2 項。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号（以下「施行令」という。））第 17 条の 4。核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号（以下「運搬規則」という。））第 20 条。核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示第 18 条)
(2) 検査検定受検者	核燃料物質の利用者等 (根拠法令等名：法第 59 条の 2)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 国土交通省本省 (根拠法令等名：法第 59 条の 2 第 2 項) [独立行政法人] 原子力安全基盤機構（承認容器による運搬に係るものに限る。） (根拠法令等名：法 61 条の 27。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 99 号）第 2 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 独立行政法人原子力安全基盤機構〔検査業務部〕(東京都港区)

5 検査検定基準

名称・法令等名	核燃料物質等車両運搬規則
---------	--------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	核燃料物質の運搬前 (根拠法令等名：運搬規則第 21 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	234,300 円 (根拠法令等名：法第 75 条。施行令第 25 条)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：運搬規則第 22 条) 独立行政法人原子力安全基盤機構 (根拠法令等名：「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認に関する省令」第 6 条で定める独立行政法人原子力安全基盤機構の運搬方法確認事務規程第 13 条)	
(6) 合格付与方法	運搬方法確認証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明				
(2) 検査検定実施件数	20	19	26	31	93
(3) 手数料収入総額	3,974	3,775	5,166	7,263	21,790

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成 14 年 12 月： 運搬方法の確認に係る積載方法承認の申請対象者の拡大 積載方法承認後のけん引自動車変更の場合の変更届の取り扱い実施 上記制度改変については、調査時点において改変の時期と間がないことから、コスト面等への影響の変化については、事業者及び検査検定実施主体から意見を聴取する方法により調査を行った。
--

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 受検者は、青森県の再処理施設に使用済燃料を運搬する場合の電力事業者と、海外から国内の加工施設に六フッ化ウラン等を運搬する場合の加工業者に大別される。 電力事業者については、確認件数の多い 2 事業者について、「青森県の再処理施設に使用済燃料を運搬する場合に行われる確認」の受検について調査した結果をコスト分析した。事業者に対する調査結果から、確認は 1 件につき承認容器 4 ないし 5 基程度について行われており、この例についてコスト分析を実施した。 加工事業者については、代表的な 1 事業者について、「海外から運搬される六フッ化ウランが国内の加工施設に運搬されるに当たって行われる確認」の受検について調査した結果をコスト分析した。事業者に対する調査結果から、確認は 1 件につき承認容器 12 ないし 15 基程度について行われており、この例についてコスト分析を実施した。

【電力事業者の場合】

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説明
手数料		234,300 円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応コスト	人件費	110,000 円 (48.5 人時間) (内訳) 事前相談 0.5 人時間 申請書類ヒアリング 2.0 人時間 実地検査 46.0 人時間	実地検査に要する時間の内訳は次のとおり 60 分(国交省携行機材確認) + 30 分(当日説明) + 25 分(1 基当たりの測定時間) × 基数 + 40 分(データ整理時間)
	旅費	2,000 円	旅費は、確認の共同申請者である輸送事業者が都内の会社所在地から国土交通省までに要するもの(事前相談 520 円、申請書類ヒアリング 1,040 円)。
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		140,000 円 (61.6 人時間、73 枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト		100,000 円 (44.0 人時間)	輸送用車両、機材の準備等
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	586,300 円 (、及びの合計)	

【加工事業者の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		234,300円	受検手数料額
手数料以外の納付金	×	-	
受検対応 コスト	人件費	61,000円 (26.5人時間) (内訳) 事前相談 2.0人時間 申請書類ヒアリング 8.0人時間 実地検査 16.5人時間	
	旅費	92,000円 (内訳) 事前相談 2人×2回 申請書類ヒアリング 2人×2回	旅費は、茨城・東京間 1万 1,520円を使用
機会費用	×	-	
運搬コスト	×	-	
保管コスト	×	-	
書類作成コスト		100,000円 (40枚)	
部外委託経費	×	-	
事前準備コスト	×	-	
法定自主点検コスト	×	-	
任意自主点検コスト	×	-	
インセンティブ適用コスト	×	-	
その他	×	-	
合計	-	487,300円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
国(国土交通省本省)を対象として、以下の場合に行われる核燃料物質運搬の安全確認の実施に係る状況を調査した結果についてコスト分析を実施した。
電力事業者について、青森県の再処理施設に使用済燃料を運搬する場合に青森県で行われる確認(積載車5台(承認容器5基))を対象とした場合)
加工事業者について、海外から運搬する六フッ化ウランが国内の加工施設に運搬されるに当たって東京大井港で行われる確認(積載車5台(承認容器12ないし15基))を対象とした場合)

【電力事業者の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実 施コスト	人件費	51,000円 (22.2人時間) (内訳) 事前相談 1.0人時間 書類審査 12.0人時間 実地検査 9.2人時間	確認は、最低2事業者分の運搬についてまとめて行われており、通常2人の確認員で実施している。
	旅費	100,000円 (2人分)	1泊2日(場合により2泊3日で行われることもある。) 東京・青森間 4万 7,780円を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		-	個人被ばく管理用等線量計、各種測定器の購入及び維持管理に、毎年度数万円程度を要している。
その他	×	-	
合計	-	151,000円	

【加工事業者の場合】

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実 施コスト	人件費	58,000円 (25.0人時間) (内訳) 事前相談 1.0人時間 書類審査 12.0人時間 実地検査 12.0人時間	確認は、通常2人の確認員で実施している。
	旅費	2,000円 (2人分)	霞ヶ関・大井間 1,140円を使用
機器運搬コスト	×	-	
機器維持管理コスト		-	個人被ばく管理用等線量計、各種測定器の購入及び維持管理に、毎年度数万円程度を要している。
その他	×	-	
合計	-	60,000円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	電力事業者からは、同制度変更によるコストへの変化はない旨意見が出されている。 加工事業者からは、指定運搬方法確認機関の利用が増加することで、同機関は運搬物確認の検査実施主体でもあることから、両申請を1回で済ませられコスト削減が期待できる旨意見が出されている。
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 30
(2) 制度名	放射性同位元素等の運搬の安全確認
(3) 根拠法令等名	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 18 条の 2 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 国土交通省鉄道局技術企画課安全対策室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	放射性同位元素等による放射線障害を防止し、公共の安全を確保すること。 放射性同位元素等の使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者、並びにこれらの者から運搬を委託された者が、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたもののうち、放射能の量が一定基準以上のもの（BM 型輸送物・BU 型輸送物）を工場又は事業所の外に車両等により運搬する場合、国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。 なお、申請に際して、車両への積み付けについての固縛強度計算等によりその安全性が担保されており、その後も同一車両・固縛方法による反復・継続した輸送を行うものについて、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けた容器（承認容器）を、あらかじめ国土交通大臣が承認した積載方法により運搬する場合に係る確認については、指定運搬方法確認機関（財団法人原子力安全技術センター）に行わせることができる。
(2) 制度の概要	<p>[現地確認] 承認容器及び承認された積載方法により陸上輸送される BM 型又は BU 型輸送物の運搬方法について、BU 型で放射能が 1.11 ベタベクレルもしくは A1、A2 値の 3,000 倍を超えるもの、又は BM 型輸送物について、運搬の方法が技術上の基準及び承認の内容に適合していることを、申請書及び現地における目視、実測等により確認する。</p> <p>[書面確認] 上記以外の輸送物について、運搬の方法が技術上の基準及び承認の内容に適合していることを、申請書により確認する。</p> <p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	昭和 56 年 5 月 18 日
(4) 制度変更の状況（平成 9～13 年度）	検査検定対象の範囲の見直し 平成 13 年 6 月 25 日： 国際原子力機関（IAEA）輸送規則の改定に伴う国内規制の取入れのため 検査検定基準の内容の見直し 平成 13 年 6 月 25 日： 国際原子力機関（IAEA）輸送規則の改定に伴う国内規制の取入れのため

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたもののうち、放射能の量が一定基準以上のもの（BM 型輸送物・BU 型輸送物）の運搬方法 （根拠法令等名：法第 18 条の 2 第 2 項。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号。以下「施行令」という。）第 17 条。放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号。以下「規則」という。）第 19 条）
(2) 検査検定受検者	放射性同位元素等を工場又は事業所の外において運搬しようとする者（使用者、販売業者、賃貸業者、廃棄業者、並びにこれらの者から運搬を委託された者） （根拠法令等名：法 18 条の 2 第 2 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 （根拠法令等名：法第 18 条の 2 第 2 項） [指定検査機関等]財団法人原子力安全技術センター （根拠法令等名：法第 41 条の 11。放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和 56 年運輸省令第 24 号）第 5 条の 2） 同一の事業者、輸送容器、車両、運搬実施体制によって反復継続して運搬される場合で、第 2 回目移行の運搬の場合に限り、財団法人原子力安全技術センターでの受検が可能
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 財団法人原子力安全技術センター（東京）

5 検査検定基準

名称・法令等名	放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）
---------	-----------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	運搬する前 （根拠法令等名：法第 18 条の 2）	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	現地確認の場合：142,300 円 書面確認の場合：30,400 円 （根拠法令等名：法第 49 条第 1 項。施行令第 19 条）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地 当該運搬方法（承認容器・積載方法）で初めて運搬する場合、実地検査を実施
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：規則第21条)
(6) 合格付与方法	運搬確認証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし(運搬の度毎に確認を実施) (根拠法令等名：法第18条の2第2項)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	運送事業者が申請者となるが法令上、運送事業者に課せられる制限はなく、法令上、全運送事業者が申請者になり得る。				
(2) 検査検定実施件数	479	485	424	418	403
国土交通省	35	25	17	17	8
原子力安全技術センター	444	460	407	401	395
(3) 手数料収入総額	22,059	22,848	19,055	18,466	16,615
国土交通省	4,963	3,545	2,410	2,419	1,138
原子力安全技術センター	17,096	19,303	16,645	16,047	15,477

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は講じられていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等] 放射性同位元素等の運搬を行ったことのある事業者全11事業者のうち、平成13年度における受検実績が10件以上である事業者5事業者を対象に調査を行った。
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		現地確認 (国土交通省、原子力安全技術センター)	書面確認 (原子力安全技術センター)	
手数料		検査手数料 平成11年度以前 141,800円 平成12年度以降 142,300円	検査手数料 平成11年度以前 29,400円 平成12年度以降 30,400円	承認容器の使用有無、運搬方法の承認有無、放射エネルギーの多寡により、A)現地確認のケースと、B)書面確認のケースがあり得る。 積載方法の申請内容が変更された場合や、初回の運搬確認の場合等には、国(国土交通省)による検査を受検することとなり、各年間10ないし30件程度の実績がある。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費		30,000円 (13人時間)	受検の他、国土交通省・原子力安全技術センターに対する事前相談、受検前の事前準備に、時間・人員が投入されている。 A) 書面確認の場合は、原子力安全技術センターにおいて確認を受けることとなり、同席をしている。 B) 現地確認の場合は、発送場所において確認を受ける。
	旅費		7,000円	事前相談及び書類確認の際に、国土交通省・原子力安全技術センター(東京都)に訪問する際のコストを計上
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト			13,000円 (16枚)	
部外委託経費				実際には運搬作業を運送業者に委託しているケースが大半であるが、検査に直結する委託コストではないため削除
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト				輸送容器等の運搬前の点検に要するコスト。上記受検対応コスト(人件費)に併せて計上
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		192,300円 (、及びの合計)	80,400円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等] 検査を実施している国土交通省及び財団法人原子力安全技術センターを対象にして調査を実施した。
--

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		現地確認 (国土交通省、原子力安全技術センター)	書面確認 (原子力安全技術センター)	
検査検定実施コスト	人件費	23,000円 (10人時間)	6,000円 (3人時間)	検査実施前の書類確認、機器準備等に投入される時間も含む。
	旅費	46,000円		検査実施場所までの往復移動。書面確認の場合は原子力安全技術センター内で実施
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト			300円	
その他			62,000円	指定運搬方法確認機関(原子力安全技術センター)について、省令に基づき帳簿保管義務、報告義務等が課されており、そのための所要経費
合計		131,300円 (、及びの合計)	68,300円 (、及びの合計)	

検査検定制度名等	国交 31：自動車検査
検査検定関係許可等事項名等	国交 31-1：新規検査 国交 31-2：継続検査 国交 31-3：臨時検査 国交 31-4：構造等変更検査 国交 31-5：予備検査

1 検査検定制度の名称

(1) 制度番号	国交 31 - 1、2、3、4、5
(2) 制度名	自動車検査（新規検査、継続検査、臨時検査、構造等変更検査、予備検査）
(3) 根拠法令等名	[新規検査] 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 59 条第 1 項 [継続検査] 法第 62 条第 1 項 [臨時検査] 法第 63 条第 2 項 [構造等変更検査] 法第 67 条第 3 項 [予備検査] 法第 71 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>道路運送車両に関し、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進すること。</p> <p>[新規検査] 登録を受けていない自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車を、運行の用に供しようとするときに受ける検査</p> <p>[継続検査] 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者が、自動車検査証の有効期間満了後も当該自動車を使用しようとするときに受ける検査</p> <p>[臨時検査] 一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車について、事故が著しく生じている、重大な事故を惹起している等により構造、装置又は性能が保安基準に適合していないおそれがあると認められるときに、自動車検査証の有効期間が満了する前の自動車であっても当該範囲に含まれる自動車すべて臨時に検査を受けるべき公示をされたときの検査。昭和 38 年に LPG を燃料とするタクシーについて実施して以来、検査実績がない。</p> <p>[構造等変更検査] 自動車検査証の記載事項に変更があった場合であって、構造、装置等所定の事項の変更については、当該自動車が保安基準に適合しなくなる恐れがあることから、保安基準に適合しているか否かについて確認する必要があると認める時に命ずる検査</p> <p>[予備検査] 登録を受けていない自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の所有者が、あらかじめ当該自動車が保安基準に適合していることを証明してほしいときに任意で受ける検査（予備検査を受けておくと、購入者はすでにその自動車が保安基準に適合していることが確認されているので、安心して購入できること等にメリットがあって設けられた制度）</p> <p>〔フロー図：新規検査の例〕</p> <p>〔フロー図：継続検査の例〕</p>
(2) 制度の概要	<p>資料) 国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikumi/skm03.htm)</p>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 7 月 1 日

(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	<p>検査検定方法の見直し 昭和58年7月1日： 自家用乗用自動車の初回の自動車検査証の有効期間について2年から3年に延長した。 平成7年7月1日： 車齢11年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間について1年から2年に延長した。 平成12年5月1日： 車両総重量8トン未満の貨物車等の初回の自動車検査証の有効期間について1年から2年に延長した。</p> <p>検査検定実施主体の見直し 平成14年7月1日： 国（運輸支局及び自動車検査登録事務所）が行ってきた自動車検査に関する業務のうち、保安基準の適合性審査（自動車国が定める保安上又は公害防止上の技術基準に適合するかどうかの審査）業務等を自動車検査独立行政法人に移管した。</p>
---------------------------	--

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>[新規検査、予備検査] 自動車（二輪自動車含む。） （根拠法令等名：法第59条及び第71条） [継続検査、構造等変更検査] 登録自動車、車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車、二輪の小型自動車 （根拠法令等名：法第62条及び第67条） [臨時検査] 一定の範囲の自動車又は検査対象外軽自動車 （根拠法令等名：法第63条）</p>
(2) 検査検定受検者	当該自動車の使用者・所有者 （根拠法令等名：法第59条、第62条、第63条、第67条及び第71条）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[国の機関] 地方支分部局（運輸支局、自動車検査登録事務所） （根拠法令等名：道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）第9条） [指定検査機関等] 独立行政法人（自動車検査独立行政法人（平成14年7月1日から）） （根拠法令等名：法第74条の2。自動車検査独立行政法人法（平成11年法律第218号）第3条）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方支分部局（運輸支局等）：93（北海道7、東北9、関東23、北陸信越6、中部12、近畿10、中国6、四国4、九州13、沖縄3） 独立行政法人（自動車検査独立行政法人）：93（北海道7、東北9、関東23、北陸信越6、中部12、近畿10、中国6、四国4、九州13、沖縄3）

5 検査検定基準

名称・法令等名	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の4別表第2 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[新規検査、予備検査] 運行の用に供しようとするとき （根拠法令等名：法第59条第1項及び第71条） [継続検査] 自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするとき （根拠法令等名：法第62条第1項） [臨時検査] 国土交通大臣による臨時検査を受けるべき旨の公示期間内 （根拠法令等名：法第63条第2項） [構造等変更検査] 国土交通大臣による構造等変更検査を受けるべき命令後 （根拠法令等名：法第67条第3項）</p>							
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否							
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[新規検査、継続検査、構造等変更検査、予備検査] 1,100円ないし1,500円。車種、添付書類の有無、現車提示の有無等によって手数料が異なる。以下は新規検査の例 <現車提示不要> 1 完成検査終了証の提出がある自動車、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 1,100円 2 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る） 1,200円 <現車提示必要> 3 その他の自動車 イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 1,400円 ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 1,500円 （根拠法令等名：道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号））</p> <p>[臨時検査] 設定していない。 （手数料を徴収していない理由：検査の趣旨からして、当該検査を受けるべき公示をし実施される検査のため）</p>							
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>個別（全個） 個別（抽出）</td> </tr> </table>	書面	実地	運転中	運転停止	型式	個別（全個） 個別（抽出）
	書面	実地						
運転中	運転停止							
型式	個別（全個） 個別（抽出）							
製品等	<table border="1"> <tr> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>検査場内</td> <td>現地</td> </tr> </table>	書面	実地	検査場内	現地			
書面	実地							
検査場内	現地							
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 （根拠法令等名：法第59条、第62条、第63条、第67条及び第71条）							
(6) 合格付与方法	<p>[新規検査、継続検査、構造等変更検査] 自動車検査証の交付・返付 [予備検査] 自動車予備検査証の交付 [臨時検査] 臨時検査合格標章の交付</p>							
(7) 検査検定の有効期間	<p>[新規検査、継続検査、構造等変更検査] 自動車検査証の有効期間 自家用乗用自動車の初回 3年 自家用乗用自動車（及び を除く。）大型特殊自動車、軽トラック、レンタカーの軽自動車、オートバイ 2年 : 車両総重量8トン未満のトラックの初回、レンタカーの乗用車の初回 2年 タクシー、営業用バス、トラック（ を除く。）自家用バス、幼児送迎専用車、レンタカーの乗用車 1年 （根拠法令等名：道路運送車両法第61条） [予備検査] 自動車予備検査証の有効期間 3か月 （根拠法令等名：法第71条第3項） [臨時検査] 特になし</p>							

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、百万円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	28,599,714	28,600,162	29,275,965	28,884,017	28,645,176
新規検査	5,597,991	5,148,596	4,969,274	5,124,549	4,973,467
継続検査	22,641,007	23,127,318	23,985,768	23,429,157	23,350,498
臨時検査	0	0	0	0	0
構造等変更検査	75,165	84,310	84,708	78,556	74,408
予備検査	285,551	239,938	236,215	251,755	246,803
(3) 手数料収入総額	34,212	34,180	34,959	34,447	34,142
新規検査・予備検査	6,895	6,306	6,095	6,289	6,104
継続検査	27,207	27,751	28,740	28,044	27,930
臨時検査					
構造等変更検査	110	123	124	114	108

(注) 臨時検査については、昭和38年にLPGを燃料とするタクシーについて実施して以来、検査実績がない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

当該制度は、下記の制度変更が行われている。

- ・ 昭和58年に『自家用乗用自動車』の『初回の』自動車検査証の有効期間を『2年から3年に延長』した。
- ・ 平成7年に『車齢11年以上の自家用乗用自動車等』の自動車検査証の有効期間を『1年から2年に延長』した。
- ・ 平成12年に『車両総重量8トン未満の貨物車・レンタカー』の『初回の』自動車検査証の有効期間を『1年から2年に延長』した。

上述の制度変更は、検査内容の変更を伴わずに検査周期が延伸されている(受検者である車両保有・使用者にとっては、受検回数が減少する。)ため、検査1件当たりコストは、制度変更前後で差異はないものとみなした。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

本制度の受検者は当該車両の保有・使用者であるが、自動車検査制度体系の中で、民間の整備工場のうち、設備・技術・管理組織等について一定の要件を満たす者を国が指定し、国(自動車検査独立行政法人)又は軽自動車検査協会への現車提示を省略する指定整備工場制度(いわゆる民間車検)が導入されている。指定整備工場による検査件数は伸びている状況であることにかんがみ、調査対象者を指定整備工場40事業者とした。

なお、新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査それぞれにおいては、対象車種、改造等の有無、現車提示の要・不要などにより、受検手数料や受検にかかる時間等が若干異なるが、個々のケースを全て区分して計測することが困難であること、それぞれに格段の差異は存在しないことを勘案し、上記の各検査に関する各事業者の実績値について、平均値を算出した。

また、整備工場においては、検査合格のために点検・整備が事前に実施されているが、これらに要しているコストは含まれていない。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		現車提示を要さないケース 約7割 平均1,100円 +) 現車提示を要するケース 約3割 平均1,450円 平均手数料(試算) 平均1,200円 [参考] 検査印紙代 a 完成検査終了証の提出がある自動車(書類審査のみ) 1,100円/台 b 抹消登録証明証又は自動車検査証返納証明証とともに、保安基準適合証の提出がある自動車(書類審査のみ) 1,100円/台 c 限定自動車検査証と限定保安基準適合証の提出がある自動車(書類審査のみ) 1,100円/台 d 限定自動車検査証の提出があり、限定保安基準適合証の提出がない自動車(現車提示) 1,200円/台 e その他自動車(現車提示) 小型自動車・検査対象軽自動車 1,400円/台 それ以外 1,500円/台	新規検査・継続検査の例。左記a~eの内訳数が不明であるため、現車提示を要さないケース(a~c)と、現車提示を要するケース(d~e)の比率をもって試算した。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト		ア) 整備工場検査 平均0.93人時 イ) 運輸支局等書面審査 平均0.08人時 +) ヲ) 工場~車検場移動 平均0.99人時 合計 ア)~オ) 平均2.00人時 = 4,600円	表記データは、現車提示を要さない(運輸支局等での書面審査のみ)ケース。現車提示を要するケースでは、車検場での現車検査に要する人時間が追加される。
旅費		【参考】数百円レベル(現車提示要車両について工場~車検場までの運送コストとして)	有効サンプルが少ないこと、上記人件費にて人件費相当分は計上していること等にかんがみ、削除年を追うごとに短期化傾向にある。
機会費用	×	【参考】指定整備工場での車両保管日数 1.9日	車両保有者(国民)にとっての機会費用となるが、代車サービスが普及しているため、参考提示とした。
運搬コスト	×		
保管コスト			指定整備工場が負担する駐車場等の賃借等の年間費用。大宗は自社保有スペースでの保管のため、保管コストは発生しない。
書類作成コスト		1,100円 (0.47人時)	書類枚数は平均6.2枚
部外委託経費			各県自動車販売店協会等の登録代行センター等に対して依頼するケース。有効サンプルが少ない。
事前準備コスト		指定整備工場での検査機器維持管理費用 86円	指定整備工場が負担する検査機器の維持管理のための年間費用(定期校正費等を含む。)を、各整備工場で行う検査総数で除した値
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計	-	6,986円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

検査を実施する国（運輸支局 15 支局、自動車検査独立行政法人 15 事務所）を対象にして調査を実施した。

なお、新規検査、継続検査、予備検査、構造等変更検査それぞれにおいては、対象車種、改造等の有無、現車提示の要・不要などにより、検査にかかる時間等が若干異なるが、個々のケースを全て区分して計測することが困難であること、それぞれに格段の差異は存在しないことを勘案し、上記の各検査に関する実績値について、平均値を算出した。

また、検査検定実施主体側にかかるコストとして、指定整備工場等に対する指導監督業務に要する費用なども発生しているが、ここでのコスト計算は含まれていない。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	900 円 (0.39 人時間)	表記データは現車提示を要するケースであり、回答が得られた自動車検査独立行政 法人事務所における実績値の平均値。なお、運輸支局の書類審査に要するコスト等は 含まれていない。
	旅 費	×	
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		640 円	検査場・検査機器等の整備に要するコスト及び検査機器の点検費、校正費、修繕費、 消耗品購入などに要するコスト。平均年度総費用を平均年度検査台数で除した値（1 台当たり）として試算した。 なお、運輸支局のオンラインシステムなどの構築・機器維持管理費用は含まれてい ない。
そ の 他	×		
合 計		1,540 円 (及び の合計)	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>当該制度における制度改変は、検査内容の変更を伴わずに検査周期が延伸されている（受検者である車両保有・使用者にとっては、受検件数が減少する。）ため、検査 1 件当たりコストは制度改変前後で差異はないが、年当たりのコスト負担が軽減されることとなる。</p> <p>例えば、平成 7 年に制度改変された『車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間について 1 年から 2 年に延長』のケースでは、車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の保有・使用者にとっての年当たりのコスト負担は下記のように軽減されることとなる。</p> <p>【制度改変前】6,986 円 / 1 年 = 6,986 円 / 年</p> <p>【制度改変後】6,986 円 / 2 年 = 3,493 円 / 年</p> <p>また、検査検定実施主体側のコスト負担についても軽減されることとなる。</p>
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	国交 31 : 自動車検査
検査検定制度関係許認可等事項名等	国交 31-6 : 自動車の型式指定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 31 - 6
(2) 制度名	自動車検査 (自動車の型式指定)
(3) 根拠法令等名	道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。) 第 75 条
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、申請により、特定装置をその型式について指定すること。
(2) 制度の概要	<p>販売予定車両と同一の構造装置・性能を有する自動車について、事業者の任意の申請により安全や環境の基準への適合性の審査を現車により行うとともに、自動車の品質や性能の均一性についての審査を書面にて行い、型式の指定を行う。この指定を受けた自動車については、完成検査終了証を提出すれば、運輸支局等での車両 1 台ごとに行う新規検査の際の現車提示が省略されるというメリットがある。</p> <p>(フロー図)</p> <p>資料) 独立行政法人交通安全環境研究所ホームページ (http://www.ntsai.go.jp/sinsa/overview.html)</p>
(3) 施行年月日	昭和 26 年 9 月 18 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	その他の見直し (手数料の見直し) 平成 10 年 11 月 24 日: 特定装置の型式指定制度 (国交 31-7) が創設され、指定を受けた装置等については、自動車型式指定の審査が省略されることとなった。なお、手数料については、42 万円から、2 万 6,000 円に指定を受けた装置の種類数を乗じた額を減額されることとなった。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	自動車 (検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。) (根拠法令等名: 法第 75 条)
(2) 検査検定制度受検者	自動車を製作することを業とする者、又はその者から購入する契約を締結している者であって、当該自動車を販売することを業とする者 (外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を本邦に輸出することを業とする者を含む。) (根拠法令等名: 自動車型式指定規則 (昭和 26 年運輸省令第 85 号) 第 2 条)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 国土交通省 (根拠法令等名: 法第 75 条第 1 項) [指定検査機関等] 独立行政法人交通安全環境研究所 (指定に関する事務のうち、当該自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかの審査を実施) (根拠法令等名: 法第 75 条の 4)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地及び窓口数等	国土交通省本省 交通安全環境研究所 (東京都)

5 検査検定制度基準

名称及び法令等名	道路運送車両法第 75 条第 3 項 道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号)
----------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	量産開始前 (申請は任意) (根拠法令等名: 特になし)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否 (平成 16 年度にオンライン申請化予定)	
(3) 検査検定制度の受検手数料	指定特定装置を取り付けた自動車 42 万円から、2 万 6,000 円に指定を受けた装置の種類数を乗じて得た額を減じた額 その他の自動車 42 万円 (根拠法令等名: 法第 102 条第 1 項。道路運送車両法関係手数料令 (昭和 26 年政令第 255 号))	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：法第75条第1項)
(6) 合格付与方法	通知書及び官報告示
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	自動車メーカー等の任意の申請による。 (参考：日本自動車工業会加盟14社、日本自動車輸入組合加盟13社)				
(2) 検査検定実施件数	250	588	508	422	462
(3) 手数料収入総額	105,000	231,282	181,718	130,882	139,102

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成10年11月24日に、特定装置の型式指定制度(国交31-7)が創設され、指定を受けた装置等については、自動車型式指定の審査が省略されることとなった。なお、手数料については、42万円から、2万6,000円に指定を受けた装置の種類数を乗じた額を減額されることとなった。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

本制度の受検者である自動車製造事業者4社を調査対象とした。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト					説明
		平成10年度以前 420,000円	11年度 346,813円	12年度 329,444円	13年度 252,182円	14年度 260,691円	
手数料		1型式当たり平均支払手数料					基本手数料は1型式42万円だが、平成10年11月以降、指定特定装置(国交31-7の特定装置の型式指定を受けた装置)を取り付けた自動車は、当該金額から2万6,000円に指定特定装置の種類数を乗じた額を減じた額となった。指定特定装置が拡大され、申請者の装置型式指定の取状況に応じて、受検手数料は徐々に減少傾向にある。
		受検1件当たり平均支払手数料(1件当たり受検件数)					
		1,960,000円 (4.7型式)	1,280,000円 (3.7型式)	1,280,000円 (3.9型式)	1,000,000円 (4.0型式)	1,000,000円 (4.0型式)	
手数料以外の納付金	×						
受検対応コスト	人件費	410,000円 (179人時間)					事前相談・実地検査に要する人件費及び旅費。事前相談の内容は、どのような自動車か、試験内容はどのような内容か、新たな装置等があるのか等についての受検者へのヒアリングである。
	旅費	95,000円					
機会費用	×						
運搬コスト		340,000円					自社から検査場までの車両運送コスト(人件費+運賃)として計上
保管コスト	×						
書類作成コスト		3,200,000円 (1,398人時間、1,442枚)					諸元表、概要説明、試験選定書、社内試験成績書等。書類作成過程上での試験に要する時間等も含まれている。
部外委託経費		19,000円					2社が算出不可能とする中、回答が得られた2社の平均値を提示。検査・計測機器の較正に要した費用を計上
事前準備コスト	×						
法定自主点検コスト	×						
任意自主点検コスト		600,000円					2社が算出不可能とする中、回答が得られた2社の平均値を提示。検査・計測機器の定期点検、使用前点検に要した費用を計上
インセンティブ適用コスト	×						
その他	×						
合計	-	5,664,000円/件 (、、、及びの合計) 1,400,000円/型式 (受検1件当たり平均4.1型式を同時に受検)					なお、受検1件当たり平均4.1型式を同時に受検している状況であり、1型式当たりの受検コストは140万円と算出

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

審査実務を実施する独立行政法人交通安全環境研究所を対象にして調査を実施した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	事前相談 3時間×4人 +) 実地検査 114時間×4人 合計 469人時間 = 1,100,000円 / 件	実地検査には書類審査も含む。なお、これとは別途、輸入自動車を対象に、同研究所職員が海外に出張して予備審査を実施(49時間×2人)しているが割愛した。 なお、同研究所での審査の他、国土交通省では書類審査を行うが、ここでは割愛した。
	旅 費		通常は同研究所施設内で実地検査を実施するが、施設のスケジュールなどによりメーカーの事業所所在地で実施することもある。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト		試験施設等の維持管理費 750,000円	国交 31-7 の特定装置の型式指定に要する費用との区分が不可能であるため、年度維持管理費を、自動車型式指定と特定装置型式指定の実施件数合計で除した値を計上した。
そ の 他	×		
合 計		1,850,000円 / 件 (及び の合計) 370,000円 / 型式 (検査 1 件当たり平均 5 型式を同時に検査)	なお、検査 1 件当たり平均 5 型式を同時に検査している状況であり、1 型式当たりの受検コストは 37 万円と算出

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	<p>特定装置の型式指定制度の導入後、対象装置が拡大され、受検者の装置型式指定の取得数に応じて、a) 受検者が支払う手数料が減少すること及び b) 受検に対応するための時間・人員が減少することが、影響として想定される。</p> <p>コスト分析結果を見ると、a) 手数料の減少については、「 手数料」の項目において、特定装置の型式指定制度が導入された平成 10 年 11 月以降、徐々に減少傾向にあるなど、コスト面に影響が出ている一方、b) 受検に対応するための時間・人員については、「 受検対応コスト」において、制度変更前後で変化したと回答した受検者は存在しなかった。この理由として、当該制度変更による影響とは別途、安全基準、環境基準の強化への対応や商品性向上への対応等により、実質的な受検対応時間・人員は変化が生じていないものと考えられる。</p>
(2) 選 択 範 囲	なし
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	国交 31 : 自動車検査
検査検定制度関係許可等事項名等	国交 31-7 : 特定装置の型式指定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 31 - 7
(2) 制度名	自動車検査 (特定装置の型式指定)
(3) 根拠法令等名	道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。) 第 75 条の 2 第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止を図るため、申請により、特定装置をその型式について指定すること。</p> <p>事業者の任意の申請により自動車の装置をその型式について指定する。この指定を受けた装置については、自動車全体の型式の指定に際して審査を行わないというメリットがある。また、我が国が加入した「国連の相互承認協定」に基づく装置の型式認証としても機能するものである。同時に、同協定の他の締結国の認定を受けた装置についても、装置型式指定制度の下で型式指定を受けたものとみなして受け入れている。</p>
(2) 制度の概要	<p>(フロー図)</p> <p>資料) 独立行政法人交通安全環境研究所ホームページ (http://www.nts-el.go.jp/sinsa/overview.html)</p>
(3) 施行年月日	平成 10 年 11 月 24 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度の見直し (相互承認制度)</p> <p>平成 12 年 3 月 31 日: 相互承認対象装置の拡大 (側面衝突時の乗員保護装置等)</p> <p>平成 13 年 6 月 30 日: 相互承認対象装置の拡大 (速度計等)</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>特定装置 (装置型式指定規則 (平成 10 年運輸省令第 66 号。以下「規則」という。) 第 2 条第 1 項で定める特定装置、灯火器、チャイルドシート、運行記録計等)</p> <p>(根拠法令等名: 法第 75 条の 2 第 1 項。規則第 2 条第 1 項)</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>特定装置を製作することを業とする者、又はその者から特定装置を購入する契約を締結している者であって、当該特定装置を販売することを業とする者 (外国において本邦に輸出される特定装置を製作することを業とする者又はその者から当該特定装置を購入する契約を締結している者であって当該特定装置を本邦に輸出することを業とする者を含む。)</p> <p>(根拠法令等名: 規則第 3 条第 1 項)</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>[国の機関] 国土交通省 (根拠法令等名: 法第 75 条の 2 第 1 項)</p> <p>[指定検査機関等] 独立行政法人交通安全環境研究所 (指定に関する事務のうち、当該特定装置が保安基準に適合するかどうかの審査を実施) (根拠法令等名: 法第 75 条の 4)</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	<p>国土交通省本省</p> <p>交通安全環境研究所 (東京都)</p>

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	<p>法第 75 条の 2 第 3 項</p> <p>道路運送車両の保安基準 (昭和 26 年運輸省令第 67 号)</p>
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	量産開始前 (申請は任意)
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否 (平成 16 年度にオンライン申請化予定)
(3) 検査検定制度の受検手数料	<p>50,000 円</p> <p>(根拠法令等名: 法第 102 条第 1 項。道路運送車両法関係手数料令 (昭和 26 年政令第 255 号))</p>
(4) 検査検定制度の実施方法	<p>施設・設備</p> <p>書面 実地</p> <p>運転中 運転停止</p> <p>型式 個別 (全個) 個別 (抽出)</p>
	<p>製品等</p> <p>書面 実地</p> <p>検査場内 現地</p>
(5) 合格付与権者	<p>国土交通大臣</p> <p>(根拠法令等名: 法第 75 条の 2 第 1 項)</p>
(6) 合格付与方法	通知書 (認可証) の交付及び官報告示
(7) 検査検定制度の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数		装置メーカー等の任意の申請による。			
(2) 検査検定実施件数		204	512	356	529
(3) 手数料収入総額		10,200	25,600	17,800	26,450

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
本制度の受検者である特定装置製造事業者(灯火器2社、チャイルドシート1社、運行記録計1社)を調査対象とした。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料		法定手数料 50,000 円 / 型式	通常、受検 1 回当たり 1 型式を受検している。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト		人件費 190,000 円 (81 人時間)	事前相談・実地検査に要する人件費及び旅費。実地検査については、独立行政法人交通安全環境研究所で実施するケース(持込。立会いは不要)と、受検者事業所内で実施するケース(検査官が出張してくる。)とがある。
		旅 費 57,000 円	
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト		56,000 円	自社から検査場までの運送コスト(人件費+運賃)。なお、受検者事業所内で実施するケースでは発生しない。
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		280,000 円 (123 人時間、58 枚)	書類作成過程上での、試験に要する時間・部外委託費等も含まれている。
部 外 委 託 経 費			1 社のみ、衝突試験を実施するために部外委託を行ったとの回答があったが、全体の傾向とはいえないため削除
事 前 準 備 コ ス ト		540,000 円	社内検査機器購入・メンテナンス費用、検査受検のための補助設備準備など、費用項目が多岐にわたっている。
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		1 社のみ、製造ラインの定期検査を回答に挙げていたが、製造過程の一環として当然かかるコストとみなし、削除
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計	-	1,173,000 円 (、 、 、 及び の合計)	なお、受検 1 件当たり 1 型式を受検している状況であるため、1 型式当たりの受検コストも同額

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
審査実務を実施する独立行政法人交通安全環境研究所を対象にして調査を実施した。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実施コスト		事前相談 1 時間 × 1 人 +) 実地検査 21 時間 × 1 人 合計 22 人時間 = 51,000 円 / 件	実地検査には書類審査も含む。なお、これとは別途、輸入自動車を対象に、同研究所職員が海外に出張して予備審査を実施(49 時間 × 2 人)しているが割愛した。 なお、同研究所での審査の他、国土交通省では書類審査を行うが、ここでは割愛した。
			実地検査について、同研究所施設内で実施するケース、受検者事業所所在地で実施するケースがあり、計算不能
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト		試験施設等の維持管理費 300,000 円 / 件	国交 31-6 の自動車型式指定に要する費用との区分が不可能であるため、年度維持管理費を、自動車型式指定と特定装置型式指定の実施件数合計で除した値を計上した。
そ の 他	×		
合 計		351,000 円 / 件 (及び の合計)	なお、検査 1 件当たり平均 2 型式を同時に検査している状況であり、1 型式当たりの受検コストは 17 万 5,500 円と算出

検査検定制度名等	国交 32：検査対象外軽自動車等の型式認定
----------	-----------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 32
(2) 検査検定制度名	検査対象外軽自動車等の型式認定(検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の型式認定)
(3) 根拠法令等名	道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。)第 62 条の 3
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	検査対象外軽自動車等の安全性の増進及び検査対象外軽自動車等による公害の防止を図るため、事業者の任意の申請により検査対象外軽自動車等をその型式について認定するもの。
(2) 制度の概要	<p>検査対象外軽自動車等の製作者等が新型の検査対象外軽自動車等を販売する前に、事業者の任意の申請により安全や環境の基準への適合性の審査を現車により行うとともに、検査対象外軽自動車等の品質や性能の均一性についての審査を書面にて行い、型式の認定を行う制度である。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (検査対象外軽自動車等メーカー等)] -- "申請 (車両提示)" --> B[国] B -- "型式認定 (型式認定番号の告示)" --> A B --- C[審査] </pre>
(3) 施行年月日	昭和 34 年 11 月 1 日
(4) 制度変更の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車 [検査対象外軽自動車] オートバイ(排気量 126～250cc) / 等 [小型特殊自動車] 農耕用トラクター、フォークリフト / 等 [原動機付自転車] バイク(排気量 50～125cc) (根拠法令等名：施行規則第 62 条の 3 第 1 項)
(2) 検査検定制度受検者	検査対象外軽自動車、小型特殊自動車又は原動機付自転車の製作を業とする者又はその者と検査対象外軽自動車等の販売契約を結んでいる者 (根拠法令等名：施行規則第 62 条の 3 第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 国土交通省 地方支分部局(地方運輸局): 農耕作業用の小型特殊自動車及び国土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外の検査対象外軽自動車
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省 地方運輸局(10)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	施行規則第 62 条の 3
---------	---------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	量産開始前(申請は任意)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否(平成 16 年度にオンライン申請化対応)	
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：施行規則第 62 条の 3 第 4 項)	
(6) 合格付与方法	型式認定番号を官報告示	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

	(単位：件)				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	検査対象外軽自動車等のメーカー等の任意の申請による。				
(2) 検査検定制度実施件数	92	89	83	58	87
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に該当する、50cc 以上 250cc 未満の二輪車の製造事業者 2 社に対して、新型型式の認定のケースを基に調査を行った。

区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説明
手数料	×		当該制度においては、受検料を徴収していない。
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	110,000 円 (49 人時間)	事前相談及び実地検査(各社工場やテストコースにおいて実施)に要する人件費コストを計上
	旅費	55,000 円	事前相談時及び申請書類提出時に、各地方運輸局へ赴く際のコストを計上
機会費用	×		
運搬コスト			自社内において、工場からテストコースまでの移動に要する費用を計上していたが、削除
保管コスト	×		
書類作成コスト		350,000 円 (63 枚、151 人時間)	書類作成の過程上、試験データの計測等に要する人件費等も含まれている。
部外委託経費			書類作成に当たり、一部の図面作成を外部委託しているとの回答があったが、全体の傾向とはいえないため削除
事前準備コスト		73,000 円	検査に使用する機器の定期点検・メンテナンス、較正に要する費用を計上
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インテリ適用コスト	×		
その他	×		
合計		588,000 円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

検査を実施している地方運輸局 2 拠点を対象にして調査を実施した。

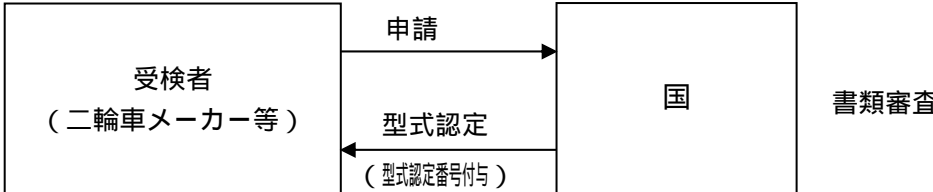
区分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	事前相談 3,500 円(1.5 人時間) 予備審査 3,700 円(1.6 人時間) 実地検査 21,000 円(9.3 人時間)	予備審査は受検者から提出された申請書類についての書類審査。実地検査は各事業者の工場・テストコースなどで行われる。
	旅費	検査対象事業者までの旅費 17,000 円	実地検査で、各事業者を訪問するための旅費
機器運搬コスト	×		事業者が保有している検査機器を使用するため、コストとして発生せず。
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		45,200 円	

検査検定制度名等	国交 33：原動機付自転車用原動機の型式認定
----------	------------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 33
(2) 制度名	原動機付自転車用原動機の型式認定
(3) 根拠法令等名	道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）第 67 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	原動機付自転車の安全性の増進を図るため、事業者の任意の申請により型式を認定するもの。 事業者の任意の申請により、原動機付自転車用原動機の構造、性能の均一性等について審査を行い、当該型式の認定を行うものである。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 
(3) 施行年月日	昭和 34 年 11 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	原動機付自転車用原動機 (根拠法令等名：施行規則第 1 条)
(2) 検査検定制度受検者	原動機付自転車用原動機の製作を業とする者 (根拠法令等名：施行規則第 67 条第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[国の機関] 国土交通省 (根拠法令等名：施行規則第 67 条第 1 項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	施行規則第 67 条第 3 項 …原動機の総排気量又は定格出力が施行規則第 1 条（下記）に規定する範囲内にあるかどうか 1 内燃機関を原動機とするもの ：二輪を有するもの（側車付のものを除く。） 総排気量 0.125 リットル以下 ：その他のもの 0.05 リットル以下 2 内燃機関以外のものを原動機とするもの ：二輪を有するもの（側車付のものを除く。） 定格出力 1kW 以下 ：その他のもの 0.6kW 以下
---------	---

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	量産開始前（申請は任意）	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否（平成 16 年度にオンライン申請化対応）	
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：施行規則第 67 条第 4 項)	
(6) 合格付与方法	型式認定番号の付与	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数			不明		
(2) 検査検定制度実施件数	-	-	-	-	-
(3) 手数料収入総額	-	-	-	-	-

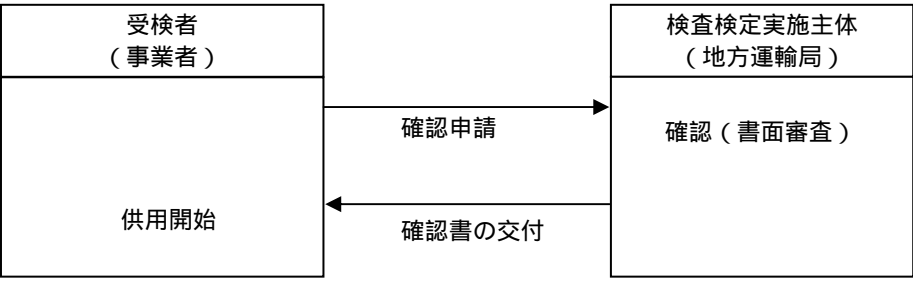
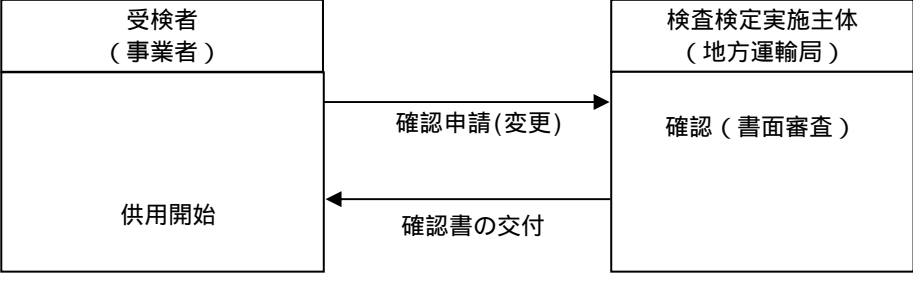
（注）調査対象期間（平成 9 年度～13 年度）において、検査実績なし。

検査検定制度名等	国交 34:自動車ターミナルの検査
----------	-------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 34
(2) 制度名	自動車ターミナルの検査 (専用バスターミナルの構造及び設備の確認、専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認)
(3) 根拠法令等名	[専用バスターミナルの構造及び設備の確認] 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号。以下「法」という。)第15条前段 [専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認] 法第15条後段
(4) 所管府省部局等名	国土交通省自動車交通局総務課企画室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	専用自動車ターミナルを使用する前に確認をすることによって、施設の安全性を確保すること。 [専用バスターミナルの構造及び設備の確認] 専用バスターミナルの使用開始前に確認を行う。 [専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認] 専用バスターミナルの構造及び設備を変更した場合、使用開始前に確認を行う。
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <p>[専用バスターミナルの構造及び設備の確認]</p>  <p>[専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認]</p> 
(3) 施行年月日	昭和34年4月15日
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	平成8年度以前の制度改変の状況 平成8年5月29日：国が行っていた検査制度を改変し、事業者自ら構造及び設備の基準適合性を審査し、その旨を書面で提出する制度へ改正

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	自動車ターミナルの構造及び設備 (根拠法令等名：法第15条)
(2) 検査検定受検者	専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者 (根拠法令等名：法第15条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省(地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方運輸局(神戸運輸監理部を除く。)(9)、内閣府沖縄総合事務局

5 検査検定基準

名称・法令等名	自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令(昭和34年政令第320号)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用開始前 (根拠法令等名：法第15条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可(申請手続のオンライン化) 自動車ターミナル法施行規則(昭和34年運輸省令第47号。以下「施行規則」という。)第1条第1項第2号の書類を別途添付	
(3) 検査検定の受検手数料	なし	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止(使用前)
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地

(5) 合格付与権者	地方運輸局長 (根拠法令等名：施行規則第18条第1項第3号)
(6) 合格付与方法	書面交付
(7) 検査検定の有効期間	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効 (根拠法令等名：法第15条)

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件)

区分		平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数		213	207	205	192	192
(2) 検査検定 実施件数	確認	1	1	1	4	2
	変更の確認	1	2	0	2	0
(3) 手数料 収入総額	確認					
	変更の確認					

(注)「対象事業者数」には、専用バスターミナルを設置した一般乗合旅客自動車運送事業者数を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

当該制度においては、平成9年度から13年度に特段の制度変更は行われていないが、8年5月29日に、国が行っていた検査制度を改変し、事業者自ら構造及び設備の基準適合性を審査し、その旨を書面で提出する制度へ改正されている。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【専用バスターミナルの構造及び設備の確認の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、6事業者を対象とした。
 以下のコスト分析においては、制度変更の前後における状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度改変前 (現地確認あり)	制度改変後 (現地確認なし)	
手数料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	23,000円 (9.9人時間)	3,000円 (1.3人時間)	事前相談、予備審査及び現地確認への対応
	旅費	17,000円	17,000円	事前相談対応 ブロック内1往復(×1人)で計算
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		120,000円 (62枚、51.9人時間)	19,000円 (5枚、8.2人時間)	申請書類作成のための関係資料の収集コストを挙げた事業者がある。2,000円(1人時間)
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×		38,000円	受検前に事業者自ら構造及び設備の基準適合性を審査している。制度改変前は任意自主点検であったが、制度改変後は法定自主点検となっている。
任意自主点検コスト	×	38,000円		使用開始後においては、日常点検を行っている事業者がある(1事業者当たり年間8万3,000円(35.9人時間))。
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		198,000円	77,000円	(、及びの合計)

【専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、2事業者を対象とした。
 以下のコスト分析においては、制度変更の前後における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前 (現地確認あり)	制度改変後 (現地確認なし)	
手 数 料	×			
手数料以外の納付金	×			
受 検 対 応 コ ス ト	人件費	12,000 (5.2 人時間)	2,000 (0.9 人時間)	事前相談及び実地検査対応
	旅 費	17,000 円	17,000 円	事前相談対応 ブロック内1往復(×1人)で計算
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		35,000 円 (150 枚、15.1人時間)	14,000 円 (13 枚、6.1 人時間)	
部 外 委 託 経 費			(180,000 円)	図面作成コストを要している場合がある。
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		不明	受検前に事業者自ら構造及び設備の基準適合性を審査している。制度改変前は任意自主点検であったが、制度改変後は法定自主点検となっている。 今回の調査ではコストは把握できなかった。
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×	不明		
イ ン セ ン テ ィ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		64,000 円	33,000 円	
		(及び の合計)		

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【専用バスターミナルの構造及び設備の確認の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、3 地方運輸局を対象とした。

以下のコスト分析においては、制度改変の前後における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前 (現地確認あり)	制度改変後 (現地確認なし)	
検査検定実 施コスト	人件費	20,000 円 (8.6 人時間)	15,000 円 (6.5 人時間)	事前相談及び現地確認等への対応
	旅 費	34,000 円		現地確認対応 ブロック内1往復(×2人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		54,000 円	15,000 円	

【専用バスターミナルの構造及び設備の変更の確認の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、3 地方運輸局を対象としたが、実績のあったのは、1 地方運輸局であった。

以下のコスト分析においては、1 地方運輸局の実績について、制度改変の前後における状況を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前 (現地確認あり)	制度改変後 (現地確認なし)	
検査検定実 施コスト	人件費	23,000 円 (9.9 人時間)	14,000 円 (6.1 人時間)	事前相談及び現地確認等への対応
	旅 費	34,000 円		現地確認対応 ブロック内1往復(×2人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		57,000 円	14,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	制度改変により現地調査が省略されることになったことから、受検者・検査検定実施主体双方に負担の減少が認められる。
(2) 選 択 範 囲	選択範囲に係る変化はない。
(3) そ の 他	その他の変化もない。

検査検定制度名等	国交 35:許可工作物の完成検査
----------	------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 検査検定制度番号	国交 35
(2) 制 度 名	許可工作物の完成検査 (許可工作物の完成検査、許可工作物の完成検査(準用河川を含む。))
(3) 根 拠 法 令 等 名	河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)第 30 条第 1 項及び第 100 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省河川局治水課

2 検査検定制度の概要

(1) 検査検定制度の目的	法第 26 条第 1 項の許可を受けて新築又は改築されたダムその他の政令で定める工作物について、その使用前に、許可の内容どおりに工作物が完成しているか否かを審査すること。
(2) 検査検定制度の概要	<p>河川管理者が、法第 26 条第 1 項の許可を受けて河川法施行令(昭和 40 年政令第 40 号。以下「施行令」という。)第 17 条に定める工作物を新築又は改築する者の申請に基づき、その設置された位置、構造、規模その他の法第 26 条第 1 項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。原則として、これに合格した後でなければ当該工作物を使用してはならない。</p> <p>(フロー図)</p> <pre> graph LR A[受検者] -- "許可工作物完成の届出" --> B[検査主体] subgraph B [検査主体] C[完成検査] end B -- "合格通知書の交付" --> A </pre>
(3) 施行年月日	昭和 40 年 4 月 1 日施行
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	法第 26 条第 1 項の許可を受けて新築又は改築する許可工作物のうち、基礎地盤から堤頂までの高さが 15メートル以上のダム、河川管理施設と効用を兼ねる工作物、堤防を開削して設置される工作物 (根拠法令等名:法第 30 条及び第 100 条第 1 項、施行令第 17 条及び第 57 条の 4)
(2) 検査検定制度受検者	法第 26 条第 1 項の許可を受けて施行令第 17 条に定める工作物を新築し、又は改築する者 (根拠法令等名:法第 30 条第 1 項及び第 100 条第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	1 級 河 川	[国の機関]国土交通省(北海道開発局、地方整備局) (根拠法令等名:法第 9 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 98 条、施行令第 53 条)
	2 級 河 川	[地方公共団体]都道府県 (根拠法令等名:法第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項、施行令第 2 条)
	準用河川	[地方公共団体]市町村 (根拠法令等名:法第 10 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 100 条第 1 項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	1 級 河 川	北海道開発局、地方整備局(1 級河川の直轄区間を管理する各事務所)
	2 級 河 川	1 級河川の都道府県管理区間及び 2 級河川を管理する都道府県の部局、事務所
	準用河川	準用河川を管理する市町村の部局、事務所

5 検査検定制度基準

名 称 ・ 法 令 等 名	「ダム検査規程」(昭和 43 年建設省訓令第 2 号) 「工作物設置許可基準」(平成 6 年 9 月 22 日付建設省河治発第 72 号) 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成 6 年 9 月 30 日付建設省河政発第 52 号) 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成 6 年 9 月 30 日付建設省河政発第 53 号、建設省河治発第 73 号、建設省河開発第 118 号、建設省河砂発第 50 号) 河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号)及び同令施行規則(昭和 51 年建設省令第 13 号)
---------------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	当該許可工作物の完成後使用前 (根拠法令等名:法第 30 条第 1 項及び第 100 条第 1 項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	なし (手数料を設定していない理由) 受検者は、地方公共団体等、公益性の強いものが大半である。 件数があまり多くないのでコストがかからない。 国が徴収していないため。 類似の道路占用においても検査手数料を徴収していない。	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	河川管理者(北海道開発局長、各地方整備局長、各都道府県知事、市町村長等) (根拠法令等名:法第 7 条、第 9 条第 1・2 項、第 10 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 98 条及び第 100 条第 1 項、施行令第 2 条及び第 53 条)
(6) 合格付与方法	合格通知書等を交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	検査を受けた構造設備に変更がない限り有効	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

[1・2級河川]

(単位:件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	312	445	420	429	390
(3) 手数料収入総額					

[準用河川]

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	17	31	100	34	39
(3) 手数料収入総額					

(注) 対象事業者数(=届出者)はいろいろな場合が想定されるため、算出不能

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[1・2級河川]

調査対象とした19受検者から入手した23件の個別案件ごとのデータを基にコストを整理した(、に当たるものは除外)。

このうち、大規模ダムや発電所にかかるもの(2件)は、数十日ないし数か月にわたる書類作成等、他の案件に比べ大幅にコストを要するため、下表の数値を求める計算から除外した。

また、樋管の改築等簡易なもの(2件)は、申請書1枚を郵送又はファックスするだけで済むものであり、コストは人件費と送料の200ないし400円程度であるため、これについても同様に計算から除外した。

[準用河川]

調査対象とした5受検者から入手できた5件のコストデータのうち、電柱を設置する案件は、竣工届と写真の各1枚を提出するだけで済むものであり、コストは386円しかかからないものであるため、これについては計算から除外した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		備考
		1・2級河川	準用河川	
手数料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	12,000円 (5.1人時間)	4,100円 (1.8人時間)	現地確認を行わないものについては、人件費がかからないものがある。
	旅費	680円	750円	現地在受検者の近隣にある例が多く、旅費を要さない場合が多い。また、検査主体が現地確認を行わない場合には立会いが不要となるため、旅費を要さないことがある。
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		7,100円 (3.1人時間)	5,100円 (2.2人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		19,100円	9,200円	及びの合計

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[1・2級河川]

調査対象とした9検査主体から入手したデータを基にコストを整理した。

[準用河川]

調査対象とした3検査主体から入手したデータを基にコストを整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		備考
		1・2級河川	準用河川	
検査検定 実施コスト	人件費	6,200円 (2.7人時間)	7,100円 (3.1人時間)	
	旅費	610円	230円	現地在検査主体から近い場合は旅費を要さない場合がある。また、原則として現地確認は行っていないとする機関もあるが、予備審査の時点で現地を調査するなどしており、1回は現地を調査している。
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		6,810円	7,330円	

検査検定制度名等	国交 36 : 工事の完了検査
----------	-----------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 36
(2) 制度名	工事の完了検査
(3) 根拠法令等名	宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	許可を受けた宅地造成に関する工事が、許可内容通りに行われていることを担保すること。
(2) 制度の概要	<p>造成主は、宅地造成に関する工事を完了したときは、当該工事が許可に係る技術的基準に適合しているかについて都道府県知事等の検査を受けなければならない。当該技術的基準に適合すると認められるときは都道府県知事等は検査済証を交付しなければならない。</p> <p>(フロー図)</p> <pre> graph LR A[受検者] -- "工事完了の届出" --> B[検査主体] B -- "検査済証の交付" --> A subgraph B_box [] B end style B_box fill:#fff,stroke:#000 style B_box_label[完了検査] fill:#fff,stroke:#000 B_box_label --- B_box </pre>
(3) 施行年月日	昭和 37 年 2 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9 ~ 13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の工事区域全部 (根拠法令等名:法第 12 条第 1 項)
(2) 検査検定制度受検者	造成主(宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者) (根拠法令等名:法第 12 条第 1 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県、指定都市、中核市、特例市 (根拠法令等名:法第 12 条第 1 項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県(47)、指定都市(13)、中核市(37)、特例市(39)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 9 条第 1 項
---------	-------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	宅地造成に関する工事の終了後 (根拠法令等名:法第 12 条第 1 項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	今回調査した検査主体についてはない(理由:宅地造成工事許可申請手数料に含まれるため。)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
		型式 個別(全個) 個別(抽出)
	製品等	書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長、特例市の長 (根拠法令等名:法第 12 条第 1 項)	
(6) 合格付与方法	検査済証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数	5,546	4,680	4,491	4,815	4,423
(3) 手数料収入総額					

(注) 対象事業者数(=造成主)は特定できないため、算出不能

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

宅地造成等規制法による工事の完了検査を受検した11道府県43事業者(地方公共団体を含む。以下同じ。)を調査した。このうち、20事業者は、開発行為に関する工事の完了検査も同時に受検している案件のコストデータであるため、下表の計算に当たっては、残りの23事業者を対象とした。

また、申請、書類作成等の事務の全部又は一部を委託している8事業者については、各区分ごとのコストの計算ができないため、下表のコスト計算には、各区分のデータが入手できた15事業者の調査表から算出した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	備考
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	32,000円 (14.0人時間)	委託をしていない事業者の平均コストである。
	旅費	840円	受検者所在地から現地までの交通費は計上していない。
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		22,000円 (9.6人時間)	委託をしていない事業者の平均コストである。
部外委託経費		(60,000～2,500,000円)	委託をしている事業所の1件当たりの委託費を示す(宅地造成工事許可申請事務や設計、測量を含むものもある。)
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		54,840円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした検査主体の状況等]

調査した11の検査主体(3県、4政令市、4中核市)から、代表的な面積規模でのコストを調査し、延べ16件のデータを単純平均した。

本制度においては、必ず現地確認が行われることから、旅費を要することになるが、1件ごとに「現地」が異なり、計算することが困難であるため、1人1回分を旅費法での半日当(1,100円)で計算している。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	備考
検査検定 実施コスト	人件費	25,000円 (10.7人時間)	代表的な面積規模での平均コストである。
	旅費	2,800円	1人1回分を旅費法での半日当(1,100円)で計算している。
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		27,800円	

検査検定制度名等	国交 37：開発行為に関する工事の完了検査
----------	-----------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 37
(2) 制度名	開発行為に関する工事の完了検査
(3) 根拠法令等名	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 36 条第 2 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	許可を受けた開発行為(主として建築物等の建築等を目的とした土地の区画形質の変更)に関する工事が、許可内容通りに行われることを担保すること。
(2) 制度の概要	<p>開発許可を受けた者は、当該開発区域の全部について当該開発行為に関する工事を完了したときは都道府県知事等に届け出なければならない。都道府県知事等は当該工事が開発許可の内容に適合しているかを検査し、適合すると認められるときは検査済証を交付し、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。</p> <p>[フロー図]</p> <pre> graph LR A[受検者] -- "工事完了の届出" --> B[検査主体] B -- "検査済証の交付" --> A B -- "工事完了の公告" --> C[] subgraph B_Box [] D[完了検査] end </pre>
(3) 施行年月日	昭和 44 年 6 月 14 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	開発区域の全部 (根拠法令等名:法第 36 条第 2 項)
(2) 検査検定制度受検者	開発許可を受けた者 (根拠法令等名:法第 36 条第 2 項)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[地方公共団体]都道府県、指定都市、中核市、特例市
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	都道府県(47)、指定都市(13)、中核市(37)、特例市(39)

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	法第 36 条第 2 項
---------	--------------

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	開発行為に関する工事の終了後 (根拠法令等名:法第 36 条第 2 項)	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	今回調査した検査主体についてはない。 (理由:開発許可申請手数料に含んでいるため。)	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別(全個) 個別(抽出)
	製品等	書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長、特例市の長 (根拠法令等名:法第 36 条第 2 項)	
(6) 合格付与方法	検査済証の交付	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定制度の実績

	(単位:件数)				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定制度実施件数	18,890	17,208	15,659	15,106	不明
(3) 手数料収入総額					

(注) 対象事業者数(=造成主)は特定できないため、算出不能

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変はない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

都市計画法による開発行為に関する工事の完了検査を受検した14道府県51事業者(地方公共団体を含む。以下同じ。)を調査した。このうち、21事業者は、宅地造成等規制法の工事の完了検査も同時に受検している案件のコストデータであるため、下表の計算に当たっては、残りの30事業者を対象とした。

また、申請、書類作成等の事務の全部又は一部を委託している8事業者については、各区分ごとのコストの計算ができないため、下表のコスト計算には、各区分のデータが入手できた22事業者の40事例のコストデータを単純平均して算出した。

コストについては、小規模なものと大規模なもので大きくコストが異なることから、面積規模を小規模(1ヘクタール未満)と大規模(1ヘクタール以上)に分けている。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		備 考
		面積規模 1ha 未満	面積規模 1ha 以上	
手 数 料	×			
手数料以外の納付金	×			
受検対応コ スト	人件費	26,000円 (11.3人時間)	105,000円 (45.5人時間)	委託をしていない事業者の平均コストである。
		旅 費	800円	1,200円
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		35,000円 (15.0人時間)	166,000円 (71.95人時間)	委託をしていない事業者の平均コストである。
部 外 委 託 経 費		(25,000~1,000,000円)		委託をしている事業所の1件当たりの委託費を示す(開発許可申請事務や設計、測量を含むものもある。)
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×			
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		61,800円 (および)	272,200円 の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした検査主体の状況等]

調査した14の検査主体(4県、4政令市、6中核市)から、代表的な面積規模でのコストを調査し、延べ29件のモデルデータを単純平均した。

本制度においては、必ず現地確認が行われることから、旅費を要することになるが、1件ごとに「現地」が異なり、計算することが困難であるため、1人1回分を旅費法での半日当(1,100円)で計算している。

区 分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	備 考
検査検定 実施コスト		32,000円 (13.7人時間)	代表的な面積規模での平均コストである。
		4,800円	1人1回分を旅費法での半日当(1,100円)で計算している。
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		36,800円	

検査検定制度名等	国交 38～49：構造方法等の認定
----------	-------------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 38～49
(2) 制度名	構造方法等の認定 (耐火構造の認定、準耐火構造の認定、防火構造の認定、不燃材料の認定、耐火建築物に設ける防火戸等の認定、準耐火建築物に設ける防火戸等の認定、屋根の構造の認定、外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定、大規模木造建築物等の屋根の構造の認定、長屋等の各戸の界壁・構造の認定、し尿浄化槽の構造の認定、基礎等に使用する建築材料の適合認定)
(3) 根拠法令等名	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第7号等
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	壁、柱、床その他の建築物の部分の主要構造部の耐火性能等に関して政令で定める技術的基準に適合するものについて国土交通大臣が認定を行うこと。
(2) 制度の概要	<p>一般的に用いられる耐火構造は告示に規定されているが、これらの仕様規定によらない特殊な構造方法等を用いる場合には、耐火性能等に関する技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受ける必要がある。本認定を受けるためには、あらかじめ指定性能評価機関により当該構造方法等の認定のための審査に必要な性能評価を受ける必要がある。</p> <p>[フロー図]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[改変前(一例)]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[改変後]</p> </div> </div>
(3) 施行年月日	平成12年6月1日
(4) 制度改変の状況(平成9～13年度)	本認定制度は、平成10年の法改正により新たに整備されたもの。ただし、法改正前にも認定等に係る制度(旧法第38条に基づく「特殊な建築材料又は構造方法の認定」等)があり、従前の制度においては、基本的に「指定試験機関による試験」、「財団法人日本建築センター防火性能審査会による審査」及び「大臣による認定」の3段階で構成されていたものが、改正後は「指定性能評価機関による評価」及び「大臣による認定」の2段階となっている。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>[耐火構造の認定](根拠法令等名:法第2条第7号。建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)107条、平成12年建設省告示第1399号)</p> <p>[準耐火構造の認定](根拠法令等名:法第2条第7号の2。施行令107条の2。平成12年建設省告示第1358号)</p> <p>[防火構造の認定](根拠法令等名:法第2条第8号。施行令108条。平成12年建設省告示第1359号)</p> <p>[不燃材料の認定](根拠法令等名:法第2条第9号。施行令108条の2。平成12年建設省告示第1400号)</p> <p>[耐火建築物に設ける防火戸等の認定](根拠法令等名:法第2条第9号の2口。施行令109条の2。平成12年建設省告示第1360号)</p> <p>[準耐火建築物に設ける防火戸等の認定](根拠法令等名:法第2条第9号の3。施行令109条の2。平成12年建設省告示第1360号)</p> <p>[屋根の構造の認定](根拠法令等名:法第22条。施行令109条の5。平成12年建設省告示第1361号)</p> <p>[外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定](根拠法令等名:法第23条。施行令109条の6。平成12年建設省告示第1362号)</p> <p>[大規模木造建築物等の屋根の構造の認定](根拠法令等名:法第22条及び第25条。施行令109条の5。平成12年建設省告示第1361号)</p> <p>[長屋等の各戸の界壁・構造の認定](根拠法令等名:法第30条。施行令第22条の3。昭和45年建設省告示第1827号)</p> <p>[し尿浄化槽の構造の認定](根拠法令等名:法第31条第2項。施行令32条。昭和55年建設省告示第1292号)</p> <p>[基礎等に使用する建築材料の適合認定](根拠法令等名:法第37条第1号・第2号。平成12年建設省告示第1446号)</p>
(2) 検査検定制度受検者	一般的に用いられる耐火構造等は告示により規定されているが、これらの仕様規定によらず特殊な構造方法等を用いた者(建設業者、建材メーカー等) (根拠法令等名:上記(1)の各根拠法令等名参照)

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[認定]国土交通省 [性能評価]指定性能評価機関:(財)日本建築センター等18機関(公益法人13、株式会社4、その他1。平成16年2月現在)(根拠法令等名:法第68条の26第3項)
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	[認定]国土交通省本省 [性能評価]東京都13機関、大阪府3機関、愛知県1機関、北海道1機関(平成16年2月現在)

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第2条第7号等、施行令107条等、平成12年建設省告示第1399号等
---------	-------------------------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	使用前に随時 (根拠法令等名：法第68条の26)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否(準備中)	
(3) 検査検定の受検手数料	[性能評価]国土交通省令で定める額(約30万円～約150万円) [認定]国土交通省令で定める額(2万円) (根拠法令等名：法第97条の4第1項。建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3第1項第1号)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面(認定) 実地(性能評価)
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名：法第68条の26)	
(6) 合格付与方法	認定書の発行	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：者、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
(3) 手数料収入総額					
国交38：耐火構造の認定 (2) (3)				23	96
国交39：準耐火構造の認定 (2) (3)				580	1,880
国交40：防火構造の認定 (2) (3)				11	55
国交41：不燃材料の認定 (2) (3)				220	1,080
国交42：耐火建築物に設ける防火戸等の認定 (2) (3)				5	72
国交43：準耐火建築物に設ける防火戸等の認定 (2) (3)				100	1,440
国交44：屋根の構造の認定 (2) (3)				42	183
国交45：外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定 (2) (3)				840	3,680
国交46：大規模木造建築物等の屋根の構造の認定 (2) (3)				11	94
国交47：長屋等の各戸の界壁・構造の認定 (2) (3)				220	1,880
国交48：し尿浄化槽の構造の認定 (2) (3)				国交42に含まれる。	国交42に含まれる。
国交49：基礎等に使用する建築材料の適合認定 (2) (3)				0	1
				-	20
				0	0
				-	-
				0	1
				-	20
				2	19
				40	380
				1	3
				20	60
				84	398
				1,640	7,940

(注) 1 「対象事業者数」は建設事業者、建材メーカー等多岐にわたるため、記載していない。
 2 「検査検定実施件数」「手数料収入総額」には新制度施行後(平成12年6月以降)の認定件数、認定に係る手数料の状況を、それぞれの精度ごとに上段・下段に記載した。
 3 平成10年の法改正の経過措置として、従前に指定等を受けたものは実績から除外している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

本認定制度は、平成10年の法改正により新たに整備されたものであるが、法改正前にも認定等に係る制度(旧法第38条に基づく「特殊な建築材料又は構造方法の認定」等)があり、従前の制度においては、基本的に「指定試験機関による試験」、「財団法人日本建築センター防火性能審査会による審査」及び「大臣による認定」の3段階で構成されていたものが、改正後は「指定性能評価機関による性能評価」及び「大臣による認定」の2段階となっている。
 本認定制度には耐火構造の認定以下12の種類があり、手続等は共通であるが、コストについては制度間で差異があるため、比較的成本が高額である耐火構造(国交38) 防火構造(国交40) 及び比較的成本が低額である不燃材料(国交41)を例に分析を行った。
 なお、調査対象とした受検者が申請した対象・内容と実施主体が性能評価等を行った対象・内容は必ずしも対応していない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【耐火構造・防火構造の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、耐火構造(国交38)については8事業者、防火構造(国交40)については7事業者を調査しており、これらの調査結果を基に分析を行った。
 制度の改変前後においては、認定手続及び認定の対象とする構造方法等が必ずしもすべて対応しているとは限らないため、おおむね対応すると考えられる認定手続を例に、制度の改変前後のコストの変化の傾向について整理を行った。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前	制度改変後	
手 数 料		(試験) 880,000 円 (審査) 390,000 円 (認定) なし	(性能評価) 1,200,000 円 (認定) 20,000 円	
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	(試験) 59,000 円 (25.6 人時間)	(性能評価) 61,000 円 (26.4 人時間)	試験方法が変わったことにより負担が増えた場合がある。 評価、認定については受検対応はない(電話による照会対応程度)。 試験・性能評価は、東京又は大阪まで3往復(申請・試験立会・結果受領)×2人、評価は東京まで2往復(申請・結果受領)×1人、認定は東京まで1往復(認定書の受領)×1人として計算 認定申請については評価機関が代行している場合があるので旅費積算には含めていない。
	旅 費	(試験) 170,000 円 (審査) 92,000 円 (認定) 46,000 円	(性能評価) 170,000 円 (認定) 46,000 円	
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			試験体運搬コストがあるが、事前準備コストにおいてまとめて計上した。
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		(試験) 41,000 円 (28 枚、18 人時間) (審査) 83,000 円 (110 枚×25 部、36 人時間) (認定) 33,000 円 (26 枚、14 人時間)	(性能評価) 72,000 円 (37 枚、31 人時間) (認定) 79,000 円 (29 枚、34 人時間)	
部 外 委 託 経 費		(認定) 20,000 円	(認定) 20,000 円	認定の申請手続については、評価機関・性能評価機関が代行している場合がある。
事 前 準 備 コ ス ト		(試験) 690,000 円	(性能評価) 660,000 円	試験体の作成・運搬・組立等の費用
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		(1000,000～ 6,000,000 円)	(100,000～ 3,500,000 円)	受検前に自社内で試験を行っている場合がある。
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		2,504,000 円 (、 、 、 及び の合計)	2,328,000 円	

【不燃材料の場合】

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、不燃材料(国交41)については9事業者を調査しており、これらの調査結果を基に分析を行った。

制度の改変前後においては、認定手続及び認定の対象とする構造方法等が必ずしもすべて対応しているとは限らないため、概ね対応すると考えられる認定手続を例にとり、制度の改変前後のコストの変化の傾向について整理を行った。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前	制度改変後	
手 数 料		(試験) 300,000 円 (審査) 250,000 円 (認定) なし	(性能評価) 480,000 円 (認定) 20,000 円	
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	(試験) 28,000 円 (12 人時間)	(性能評価) 9,000 円 (4 人時間)	評価、認定については受検対応はない(電話による照会対応程度)。 試験・性能評価は、東京又は大阪まで3往復(申請・試験立会・結果受領)×2人、評価は東京まで2往復(申請・結果受領)×1人、認定は東京まで1往復(認定書の受領)×1人として計算 認定申請については評価機関が代行している場合があるので旅費積算には含めていない。
	旅 費	(試験) 170,000 円 (審査) 92,000 円 (認定) 46,000 円	(性能評価) 170,000 円 (認定) 46,000 円	
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			試験体運搬コストがあるが、事前準備コストにおいてまとめて計上した。
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		(試験) 55,000 円 (14 枚、24 時間) (審査) 63,000 円 (27 枚×25 部、27 人時間) (認定) 8,000 円 (3.5 人時間)	(性能評価) 52,000 円 (10 枚、22 人時間) (認定) 27,000 円 (12 枚、11.5 人時間)	
部 外 委 託 経 費		(認定) 20,000 円	(認定) 20,000 円	認定の申請手続については、評価機関・性能評価機関が代行している場合がある。
事 前 準 備 コ ス ト		(試験) 29,000 円	(性能評価) 27,000 円	試験体の作成、運搬等
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト			(190,000 円)	受検前に依頼試験を行っている場合がある。
インセンティブ適用コスト	×			
そ の 他	×			
合 計		1,061,000 円 (、 、 、 及び の合計)	851,000 円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【耐火構造・防火構造の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

認定の前段階である性能評価（制度改変前は試験及び審査）を実施している主体については4機関を調査した。
認定については、国土交通省（本省）を調査した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前	制度改変後	
検査検定実 施コスト	人件費	(試験) 280,000 円 (120 人時間) (審査) 140,000 円 (60 人時間) (認定) 23,000 円 (10 人時間)	(性能評価) 280,000 円 (120 人時間) (認定) 23,000 円 (10 人時間)	
	旅 費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト		(500,000 円 ~ 1,600,000 円)	(500,000 円 ~ 2,700,000 円)	試験用機器の点検整備等に要する費用。年間を通じて要する経費であり、複数の試験に使用されるものであることから、1 件当たりコストの合計には含めていない。
そ の 他	×			
合 計		443,000 円	303,000 円	

【不燃材料の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

認定の前段階である性能評価（制度改変前は試験及び審査）を実施している主体については3機関を調査した。
認定については、国土交通省（本省）を調査した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前	制度改変後	
検査検定実 施コスト	人件費	(試験) 120,000 円 (52 人時間) (審査) 140,000 円 (60 人時間) (認定) 23,000 円 (10 人時間)	(性能評価) 180,000 円 (79 人時間) (認定) 23,000 円 (10 人時間)	
	旅 費	×		
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト		(500,000 円)	(500,000 円 ~ 2,700,000 円)	試験用機器の点検整備等に要する費用。年間を通じて要する経費であり、複数の試験に使用されるものであることから、1 件当たりコストの合計には含めていない。
そ の 他	×			
合 計		283,000 円	203,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	今回、分析を行った例においては、受検対応人件費、旅費については、認定前の手続が試験・審査の2段階から性能評価に一本化されたことにより低減している。提出する書類についても、従前は審査用の資料の作成コストが発生したが、改変後は、審査がなくなった分、コストは低減している。
(2) 選 択 範 囲	制度改変後は、制度上、公益法人だけでなく、一定の公正中立要件を満たす民間機関も指定を受けることが可能となったことにより、窓口も増えており受検者の選択範囲は拡大している。
(3) そ の 他	今回、検討を行った例においては、受験から認定書を交付されるまでの期間について、直接コストへの影響は把握できなかったが、1か月程度短縮されたとする事業者があった（従前は5ないし6か月だったものが、改変後は4か月程度に短縮）。

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 50
(2) 制度名	建築物の確認・検査 (建築確認、建築確認を受けた建築物の計画変更の際の建築確認、建築物に関する完了検査、建築物に関する中間検査及び建築物の用途変更における建築確認)
(3) 根拠法令等名	[建築確認] 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 6 条及び第 6 条の 2 [建築確認を受けた建築物の計画変更の際の建築確認] 法第 6 条及び第 6 条の 2 [建築物に関する完了検査] 法第 7 条及び第 7 条の 2 [建築物に関する中間検査] 法第 7 条の 3 及び第 7 条の 4 [建築物の用途変更における建築確認] 法第 87 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>一定の建築物を建築しようとする場合等に、当該建築物が建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認・検査を受けなければならないとすることにより、個々の建築物の建築に関して建築基準関係規定への適合性を担保すること。</p> <p>[建築確認] 一定の建築物を建築しようとする場合等においては、建築主は、当該建築工事に着手する前に、建築主事又は指定確認検査機関の確認を申請しなければならない。また、当該確認によりその建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることが認められ、確認済証の交付を受けた後でなければ、当該建築物の建築等をすることができない。</p> <p>[中間検査] 法第 7 条の 3 第 1 項に基づき特定行政庁が指定する特定工程を含む場合においては、原則として、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えた段階で、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。また、当該検査により工事中の建築物が建築基準関係規定に適合していることが認められ、中間検査合格証の交付を受けるまでは、当該特定工程後の工程に係る工事を施工してはならない。</p> <p>[完了検査] 一定の建築物の工事が完了したときは、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。当該検査により当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることが認められ、検査済証の交付を受けるまでは、原則として当該建築物を使用することができない。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変後]</p> </div> </div> <p>手数料は確認申請時に完了検査分も含めて一括納付</p> <p>検査検定制度実施主体については、管轄の建築主事以外に、指定確認検査機関(複数)も選択可能 中間検査は特定行政庁が工程を指定した場合のみ実施 手数料は、確認、中間検査及び完了検査ごとに分けて納付</p>
(3) 施行年月日	昭和 25 年 11 月 23 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認等について、国土交通大臣等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することを可能とした。</p> <p>検査検定制度方法の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 中間検査制度の導入 検査検定制度基準の性能規定化を踏まえた見直し等 平成 12 年 6 月 1 日： 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備</p> <p>手数料の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 政令を改正し、確認、中間検査及び完了検査の各段階で手数料を徴収する方式に改めるとともに、額についても改定 平成 12 年 4 月 1 日： 政令の手数料関係規定を削除(地方公共団体の条例、指定確認検査機関において自由に設定できることとなった。)</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：建築物</p> <p>範囲：・ 劇場、病院、学校、百貨店、倉庫等の用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの。</p> <p>・ 木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500平方メートル、高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの。</p> <p>・ 木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200平方メートルを超えるもの。</p> <p>・ 都市計画区域若しくは準都市計画区域内等における建築物等 (根拠法令等名：法第6条第1項・第2項及び第6条の2第1項等)</p> <p>・ 中間検査については、上記建築物の建築工事について、その地方の建築物の建築の動向等の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、特定行政庁が工事の施工中に検査することが必要であると指定する特定工程を含む場合に対象となる。 (根拠法令等名：法第7条の3第1項及び第7条の4第1項)</p>
(2) 検査検定受検者	<p>建築主 (根拠法令等名：法第6条第1項及び第6条の2第1項等)</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[建築主事]都道府県及び政令で指定する人口25万人以上の市は建築主事を置かなければならず、市町村及び特別区(政令で定める人口25万人以上の市を除く。)は建築主事を置くことができることとされている。 (根拠法令等名：法第4条及び第97条の3)</p> <p>[指定確認検査機関]国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者 (根拠法令等名：法第6条の2)</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>[建築主事]47都道府県、361市町村(特定行政庁の数。平成16年1月末現在)</p> <p>[指定確認検査機関]大臣指定28、知事指定68(平成16年1月末現在)</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>[建築確認]法第6条第1項及び第6条の2第1項。建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)第9条</p> <p>[完了検査]法第7条第4項及び第7条の2第1項。施行令第9条</p> <p>[中間検査]法第7条の3第4項及び第7条の4第3項。施行令第9条</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[建築確認]建築物の工事に着手する前 (根拠法令等名：法第6条第1項及び第6条の2第1項)</p> <p>[完了検査]工事を完了したとき (根拠法令等名：法第7条第2項及び第7条の2第1項)</p> <p>[中間検査]特定工程に係る工事を終えたとき (根拠法令等名：法第7条の3第2項及び第7条の4第1項)</p>									
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可。一部の実施主体では、フロッピー・ディスクによる書類受付等を始めている。									
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[建築主事の場合]地方自治法(昭和22年法律第22号)第227条及び第228条第1項に基づき地方公共団体の条例において定められる。</p> <p>[指定確認検査機関の場合]法第77条の27第1項に基づく確認検査業務規定に基づき指定確認検査機関により定められる。</p>									
(4) 検査検定の実施方法	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">施設・設備</td> <td>書面</td> <td>実地</td> </tr> <tr> <td>運転中</td> <td>運転停止</td> </tr> </table>	施設・設備	書面	実地	運転中	運転停止				
	施設・設備		書面	実地						
運転中		運転停止								
製品等	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>個別(全個)</td> <td>個別(抽出)</td> </tr> <tr> <td>書面(建築確認)</td> <td colspan="2">実地(中間検査、完了検査)</td> </tr> <tr> <td>検査場内(建築確認)</td> <td colspan="2">現地(中間検査、完了検査)</td> </tr> </table>	型式	個別(全個)	個別(抽出)	書面(建築確認)	実地(中間検査、完了検査)		検査場内(建築確認)	現地(中間検査、完了検査)	
型式	個別(全個)	個別(抽出)								
書面(建築確認)	実地(中間検査、完了検査)									
検査場内(建築確認)	現地(中間検査、完了検査)									
(5) 合格付与権者	<p>建築主事又は指定確認検査機関 (根拠法令等名：[建築確認]法第6条第1項及び第6条の2第1項 [完了検査]法第7条第1項及び第7条の2第5項 [中間検査]法第7条の3第5項及び第7条の4第3項)</p>									
(6) 合格付与方法	<p>[建築確認]確認済証の交付 (根拠法令等名：法第6条第1項及び第6条の2第1項)</p> <p>[完了検査]検査済証の交付 (根拠法令等名：法第7条第1項及び第7条の2第5項)</p> <p>[中間検査]中間検査合格証の交付 (根拠法令等名：法第7条の3第5項及び第7条の4第3項)</p>									
(7) 検査検定の有効期間	なし									

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
建築確認	346,986	322,573	333,420	320,648	294,164
中間検査	0	0	11,255	45,512	49,406
完了検査	129,705	148,370	161,947	195,178	192,604
(3) 手数料収入総額					

(注)1 「対象事業者数」は建設事業者、設計士等多岐にわたるため、記載していない。

2 「検査検定実施件数」には、全国統計が建築関係の総件数のみで、建築物、建築設備、工作物等の内訳が不明であることから、今回調査した21都道府県のうち、5年間の実績が把握できた19都道府県分について集計した数値を記載した。

3 「手数料収入総額」には、全国統計がないため、記載していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

建築物の確認・検査については、平成10年度の法改正により、中間検査制度、指定確認検査機関制度、型式適合認定制度等が導入されている。調査に当たっては、住宅用建築物を対象とし、戸建住宅及び共同住宅について整理・分析を行った。なお、中間検査制度は適用される場合が限定されている（今回の調査結果では建築確認を受けたものの約17パーセント）ので、コスト分析においては対象に含めていない。調査においては、戸建住宅及び共同住宅に関する実態について把握することとしたが、以下のコスト分析においては、調査対象とした事業者が標準的な規模として挙げている規模の住宅（戸建住宅については100平方メートルを超え200平方メートル以内の規模のもの、共同住宅については2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の規模のもの）について整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

【戸建住宅（100平方メートルを超え200平方メートル以内の規模のもの）の場合】

〔調査対象とした受検者の状況等〕

今回の調査では、47事業者を対象とした。

以下のコスト分析においては、調査対象とした事業者における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度変更前	制度変更後	
手数料		16,000円	(確認) 14,000円 (~42,000円) (完了検査)16,000円 (~48,000円)	制度変更前は、確認申請の段階で完了検査まで含めた手数料として徴収していたが、制度変更後は、確認、中間検査及び完了検査の各段階で徴収する方式となっている。 制度変更後の額は特定行政庁の額を計上した(指定確認検査機関の場合は幅があり、高額となっている例についてカッコ書きで付記した。)
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	5,000円 (2.1人時間)	7,000円 (2.9人時間)	申請時の書類提出、完了検査時の立会いの合計
	旅費	35,000円	35,000円	県内での移動5往復×1人として計算(確認申請書提出、確認書受領、完了検査申請書提出、完了検査立会い及び完了検査済証受領)
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		30,000円 (44枚、13人時間)	30,000円 (45枚、13人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		(11,000円 (4.7人時間))	(10,000円 (4.4人時間))	完了検査を受検する前に自主検査を行う場合がある(全事業者が挙げているものではないので、コストの合計には含めていない。)
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		86,000円	102,000円 (、及びの合計)	

【共同住宅（2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の規模のもの）の場合】

〔調査対象とした受検者の状況等〕

今回の調査では、11事業者を対象とした。

以下のコスト分析においては、調査対象とした事業者における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度変更前	制度変更後	
手数料		210,000円	(確認) 140,000円 (~420,000円) (完了検査)120,000円 (~375,000円)	制度変更前は、確認申請の段階で完了検査まで含めた手数料として徴収していたが、制度変更後は、確認、中間検査及び完了検査の各段階で徴収する方式となっている。 制度変更後の額は特定行政庁の平均的な額を計上した(指定確認検査機関の場合は幅があり、高額となっている例についてカッコ書きで付記した。)
手数料以外の納付金	×			
受検対応 コスト	人件費	47,000円 (20.5人時間)	41,000円 (17.5人時間)	申請時の書類提出及び完了検査時の立会いの合計
	旅費	42,000円	42,000円	県内での移動5往復として計算(確認申請書提出(1人)、確認書受領(1人)、完了検査申請書提出(1人)、完了検査立会い(2人)及び完了検査済証受領(1人))
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		1,100,000円 (870枚、470人時間)	1,100,000円 (720枚、490人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト		(630,000円 (270人時間))	(460,000円 (200人時間))	完了検査を受検する前に自主検査を行う場合がある(全事業者が挙げているものではないので、コストの合計には含めていない。)
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		1,399,000円	1,443,000円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

【戸建住宅（100平方メートルを超え200平方メートル以内の規模のもの）の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、36実施主体（行政機関30及び指定確認検査機関6）を対象とした。
以下のコスト分析においては、調査対象とした実施主体における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度改変前	制度改変後	
検査検定 実施コスト	人件費	14,000円 (6.2人時間)	16,000円 (6.7人時間)	行政機関と指定確認検査機関とでは大きな差はみられない。
	旅費	14,000円	14,000円	県内での往復1回×2人として計算（完了検査時の現地確認）
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		28,000円	30,000円	

【共同住宅（2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の規模のもの）の場合】

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、19実施主体（行政機関14及び指定確認検査機関5）を対象とした。
以下のコスト分析においては、調査対象とした実施主体における平均的な状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト		説明
		制度改変前	制度改変後	
検査検定 実施コスト	人件費	74,000円 (32.2人時間)	86,000円 (37.1人時間)	行政機関と指定確認検査機関とでは大きな差はみられない。
	旅費	14,000円	14,000円	県内での移動1往復×2人として計算（完了検査時の現地確認）
機器運搬コスト	×			
機器維持管理コスト	×			
その他	×			
合計		88,000円	100,000円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>手数料については、平成11年5月の政令改正により、行政機関（特定行政庁の建築主事）が確認検査に要していた実費を勘案して見直した結果、総額は増加している。その後、平成12年4月の政令の手数料関係の規定の削除により自由化され、行政機関の手数料については地方公共団体の条例により、指定確認検査機関については自由に設定することが可能になっている。指定確認検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。</p> <p>手数料以外の部分については、制度改変前後、行政機関・指定確認検査機関間で大きな差はみられなかった。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>従来の行政機関（特定行政庁の建築主事）に加えて指定確認検査機関の参入が可能となったことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。</p> <p>また、確認、中間検査、完了検査の各段階において自由に検査検定実施主体を選べることにもなっている。</p> <p>このため、受検者は、状況に応じて、手数料は高いが事務処理が早いところ、事務処理は遅いが手数料が安いところなどを選択できることとなった。</p>
(3) そ の 他	<p>申請から検査終了までの期間について、コストの額としては整理できなかったが、行政機関より指定確認検査機関の方が短くなっているとする事業者が多かった。</p>

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 51
(2) 制度名	建築設備の確認・検査 (建築設備の確認、建築設備に関する完了検査、建築設備に関する中間検査)
(3) 根拠法令等名	[建築設備の確認]建築基準法(昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 87 条の 2 により準用される法第 6 条及び第 6 条の 2 [建築設備に関する完了検査]法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条及び第 7 条の 2 [建築設備に関する中間検査]法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条の 3 及び第 7 条の 4
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	建築設備を一定の建築物に設置しようとする場合に、当該建築設備が建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認・検査を受けなければならないとすることにより、個々の建築設備に関して建築基準関係規定への適合性を担保すること。
(2) 制度の概要	<p>[確認] 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。)第 146 条第 1 項各号に掲げる建築設備を一定の建築物に設置しようとする場合等においては、建築主は、当該工事に着手する前に、建築主事又は指定確認検査機関の確認を申請しなければならない。また、当該確認によりその計画が建築基準関係規定に適合するものであることが認められ、確認済証の交付を受けた後でなければ、当該建築設備の設置をすることができない。</p> <p>[中間検査] 建築設備の設置に係る工事の工程のうち、法第 78 条の 2 により準用される法第 7 条の 3 第 1 項に基づき特定行政庁が指定する特定工程を含む場合においては、原則として、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えた段階で、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。また、当該検査により工事中の建築物に設けられる建築設備が建築基準関係規定に適合していることが認められ、中間検査合格証の交付を受けるまでは、当該特定工程後の工程に係る工事を施工することができない。</p> <p>[完了検査] 工事を完了したときは、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。また、当該検査により当該建築設備が建築基準関係規定に適合していることが認められ、検査済証の交付を受けるまでは、原則として当該建築設備を使用することができない。</p> <p>[フロー図]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変後]</p> </div> </div> <p>手数料は確認申請時に完了検査分も含めて一括納付</p> <p>検査検定制度実施主体については、管轄の建築主事以外に、指定確認検査機関(複数)も選択可能 中間検査は特定行政庁が工程を指定した場合のみ実施 手数料は、確認、中間検査及び完了検査ごとに分けて納付</p>
(3) 施行年月日	昭和 34 年 12 月 23 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認等について、国土交通大臣等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することを可能とした。</p> <p>検査検定制度方法の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 中間検査制度の導入 検査検定制度基準の性能規定化を踏まえた見直し等 平成 12 年 6 月 1 日： 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備</p> <p>手数料の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 政令を改正し、確認、中間検査、完了検査の各段階で手数料を徴収する方式に改めるとともに、額についても改定 平成 12 年 4 月 1 日： 政令の手数料関係規定を削除(地方公共団体の条例、指定確認検査機関において自由に設定できることとなった。)</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	<p>名称：建築設備 範囲：エレベーター及びエスカレーター 特定行政庁が指定する建築設備（尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽を除く。） （根拠法令等名：法第 87 条の 2。施行令第 146 条第 1 項） 中間検査については、上記建築設備の建築工事について、その地方の建築物の建築の動向等の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、特定行政庁が工事の施工中に検査することが必要であると指定する特定工程を含む場合に対象となる。 （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 4 第 1 項）</p>
(2) 検査検定受検者	<p>建築主（建設事業者、設計士等） （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項）</p>

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	<p>[建築主事]都道府県及び政令で指定する人口 25 万人以上の市は建築主事を置かなければならず、市町村及び特別区（政令で定める人口 25 万人以上の市を除く。）は建築主事を置くことができるとされている。 （根拠法令等名、条項：法第 4 条及び第 97 条の 3） [指定確認検査機関] 国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者 （根拠法令等名、条項：法第 87 条の 2 により準用される法第 6 条の 2）</p>
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	<p>[建築主事]47 都道府県、361 市町村（特定行政庁の数。平成 16 年 1 月末現在） [指定確認検査機関]大臣指定 28、知事指定 68（平成 16 年 1 月末現在）</p>

5 検査検定基準

名称・法令等名	<p>[確認]法第 87 条の 2 により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項。施行令第 9 条 [完了検査]法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条第 4 項及び第 7 条の 2 第 1 項。施行令第 9 条 [中間検査]法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条の 3 第 4 項及び第 7 条の 4 第 3 項。施行令第 9 条</p>
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	<p>[確認]工事に着手する前 （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項） [完了検査]工事を完了したとき （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 1 項） [中間検査]特定工程に係る工事を終えたとき （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条の 3 第 2 項及び第 7 条の 4 第 1 項）</p>	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可。一部の実施主体では、フロッピー・ディスクによる書類受付等を始めている。	
(3) 検査検定の受検手数料	<p>[建築主事の場合]地方自治法（昭和 22 年法律第 22 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項に基づき地方公共団体の条例において定められる。 [指定確認検査機関の場合]法第 77 条の 27 第 1 項に基づく確認検査業務規定に基づき指定確認検査機関により定められる。</p>	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地 運転中 運転停止</p>
	製品等	<p>型式 個別（全個） 個別（抽出） 書面（確認） 実地（中間検査、完了検査） 検査場内（確認） 現地（中間検査、完了検査）</p>
(5) 合格付与権者	<p>建築主事又は指定確認検査機関 （根拠法令等名： [確認]法第 87 条の 2 により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項 [完了検査]法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 5 項 [中間検査]法第 87 条の 2 により準用される法第 7 条の 3 第 5 項及び第 7 条の 4 第 3 項）</p>	
(6) 合格付与方法	<p>[確認]確認済証の交付 （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される同法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項） [完了検査]検査済証の交付 （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される同法第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 5 項） [中間検査]中間検査合格証の交付 （根拠法令等名：法第 87 条の 2 により準用される同法第 7 条の 3 第 5 項及び第 7 条の 4 第 3 項）</p>	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件）

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
確認	14,064	12,694	12,107	13,637	12,926
中間検査	0	0	0	6	10
完了検査	11,903	10,336	9,853	11,262	10,987
(3) 手数料収入総額					

- （注）1 「対象事業者数」は建設事業者、設計士等多岐にわたるため、記載していない。
 2 「検査検定実施件数」には、全国統計が建築関係の総件数のみで、建築物、建築設備、工作物等の内訳が不明であることから、今回調査した 21 都道府県のうち、5 年間の実績が把握できた 17 都道府県分について集計した数値を記載した。
 3 「手数料収入総額」には、全国統計がないため、記載していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

建築設備の確認・検査については、平成 10 年度の法改正により、中間検査制度、指定確認検査機関制度、型式適合認定制度等が導入されている。中間検査制度は適用される場合が限定されている（今回の調査結果では建築確認を受けたものの 0.08 パーセント）ので、コスト分析においては対象に含めていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回の調査では、36 事業者を対象とした。
 以下のコスト分析においては、調査対象とした事業者における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度変更前	制度変更後	
手 数 料		17,000 円	(確認) 9,000 円 (~ 18,000 円) (完了検査) 13,000 円 (~ 30,000 円)	制度変更前は、確認申請の段階で完了検査まで含めた手数料として徴収していたが、制度変更後は、確認、中間検査及び完了検査の各段階で徴収する方式となっている。制度変更後の額は特定行政庁の平均的な額を計上した（指定確認検査機関の場合は幅があり、高額となっている例についてカッコ書きで付記した。）
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	8,000 円 (3.6 人時間)	8,000 円 (3.5 人時間)	申請時の書類提出及び完了検査時の立会の合計
	旅 費	42,000 円	42,000 円	県内での移動 5 往復として計算(確認申請書提出(1 人)、確認書受領(1 人)、完了検査申請書提出(1 人)、完了検査立会い(2 人) 及び完了検査済証受領(1 人))
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		16,000 円 (110 枚、7.1 人時間)	13,000 円 (110 枚、5.5 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト		(35,000 円 (15 人時間))	(33,000 円 (14 人時間))	完了検査を受検する前に自主検査を行う場合がある（全事業者が挙げているものではないので、コストの合計には含めていない。）
イ ン セ ン テ ィ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		83,000 円	85,000 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 今回の調査では、31 実施主体（行政機関 22 及び指定確認検査機関 9）を対象とした。
 以下のコスト分析においては、調査対象とした実施主体における平均的な状況を整理した。

区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度変更前	制度変更後	
検査検定実施コスト	人件費	11,000 円 (4.8 人時間)	11,000 円 (4.9 人時間)	行政機関と指定確認検査機関とでは大きな差は見られない。
	旅 費	14,000 円	14,000 円	県内での往復 1 回 × 2 人として計算（完了検査時の現地確認）
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		25,000 円	25,000 円	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	<p>手数料については、平成 11 年 5 月の政令改正により、行政機関（特定行政庁の建築主事）が確認検査に要していた実費を勘案して見直した結果、総額は増加している。その後、平成 12 年 4 月の政令の手数料関係の規定の削除により自由化され、行政機関の手数料については地方公共団体の条例により、指定確認検査機関については自由に設定することが可能になっている。指定確認検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。</p> <p>手数料以外の部分については、制度変更前後、行政機関・指定確認検査機関間で大きな差はみられなかった。</p> <p>なお、型式適合認定制度を活用した場合、負担が減少したと回答した事業者があった（0.5 人時間程度。ただし、型式適合認定制度を活用したとする 12 事業者のうち、負担が減少したとするのは 5 事業者で、他は変化なしと回答している。）</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>従来の行政機関（特定行政庁の建築主事）に加えて指定確認検査機関の参入が可能となったことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。</p> <p>また、確認、中間検査及び完了検査の各段階において自由に検査検定実施主体を選べることにもなっている。</p> <p>このため、受検者は、状況に応じて、手数料は高いが事務処理が早いところ、事務処理は遅いが手数料は安いところなどを選択できることとなった。</p>
(3) そ の 他	<p>コストの額としては整理できなかったが、申請から検査終了までの期間について、行政機関より指定確認検査機関の方が短くなっているとする事業者が多かった。</p>

検査検定制度名等	国交 52：型式適合認定
----------	--------------

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 52
(2) 制度名	型式適合認定
(3) 根拠法令等名	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 10 第 1 項及び第 88 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>建築材料又は建築物の部分の型式が、建築基準に適合するものであることについて、国土交通大臣又は指定認定機関を指定した場合は当該機関（以下「指定認定機関等」という。）が認定を行うもの。</p> <p>指定認定機関等は、申請により、一定の型式の建築材料又は構造方法が、法第 1 章から第 3 章までの規定のうち当該型式に関する一連の構造上の基準その他の技術的基準（一連の規定）に適合するものであることの認定を行うことができる。型式適合認定を受けた建築材料又は構造方法は、建築確認・検査の特例として、その審査に当たっては、当該認定に係る一連の規定が審査対象から除かれるものとし、適合認定を受けた仕様に従っているかどうかを確認又は検査すればよいこととなる。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者] -- 認定申請 --> B[指定認定機関] B -- 認定書の発行 --> A </pre>
(3) 施行年月日	平成 12 年 6 月 1 日
(4) 制度改変の状況 （平成 9～13 年度）	本認定制度は、平成 10 年の法改正によって新たに整備されたもの。

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称・範囲等	<p>建築材料又は主要構造部、建築設備その他の建築物の部分で、政令で定めるものの型式 （根拠法令等名：法第 68 条の 10 第 1 項。建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 328 号。以下「施行令」という。）第 136 条の 2 の 9）</p>
(2) 検査検定制度受検者	<p>型式適合認定を申請する者（建設業者、建材メーカー等） （根拠法令等名：法第 68 条の 10 第 1 項） 型式適合認定を取得することは任意であり、個別の建築材料又は構造方法ごとに確認申請を行う場合には当該認定を受ける必要はない。</p>

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	<p>指定認定機関：（財）日本建築センター等 6 機関（すべて財団法人。平成 16 年 2 月現在） （根拠法令等名：法第 68 条の 25 第 1 項）</p>
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	6 機関：東京都（5 機関）大阪府（1 機関）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	<p>法第 68 条の 10 施行令第 136 条の 2 の 9</p>
---------	--

6 検査検定制度方法等

(1) 検査検定制度の実施時期	<p>使用前に随時 （根拠法令等名：法第 68 条の 10）</p>	
(2) 検査検定制度の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定制度の受検手数料	<p>国土交通省令で定める額（3 万円ないし 110 万円） （根拠法令等名：法第 97 条の 4 第 1 項。建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の 2 の 3 第 1 項第二号）</p>	
(4) 検査検定制度の実施方法	施設・設備	<p>書面 実地 運転中 運転停止</p>
	製品等	<p>型式 個別（全個） 個別（抽出）</p>
		<p>書面 実地 検査場内 現地</p>
	(5) 合格付与権者	<p>指定認定機関等 （根拠法令等名：法第 68 条の 10）</p>
(6) 合格付与方法	認定書の発行	
(7) 検査検定制度の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区 分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数				1,302	2,834
(3) 手数料収入総額				134,227	232,387

(注) 1 「対象事業者数」は建設事業者、建材メーカー等多岐にわたるため、記載していない。
 2 「検査検定実施件数」及び「手数料収入総額」については全国統計がないため、今回調査した実施主体 2 機関分について集計した数値を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

型式適合認定制度は、平成 10 年度の法改正により、新たに導入された制度である（施行は 12 年度）。
 なお、調査対象とした受検者が申請した対象・内容と実施主体が認定を行った対象・内容は必ずしも対応していない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のあった 9 事業者を対象とした。

受検に係るコストは対象とする建築物の規模等により異なるが、以下のコスト分析においては、調査対象とした 9 事業者における受検コストについて傾向を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
手 数 料		100,000 円	
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	100,000 円 (43 人時間)	
	旅 費	150,000 円	東京又は大阪まで、申請 1 往復×4 人、結果受領 1 往復×1 人として計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		100,000 円 (270 枚、45 人時間)	
部 外 委 託 経 費		(100,000 円～500,000 円)	受検前に委託して試験を行っている場合がある。
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×		
任 意 自 主 点 検 コ ス ト	×		
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		450,000 円 (、 及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、検査検定実績のあった 2 実施主体を対象とした。

検査検定実施に係るコストは対象とする建築物の規模等により異なるが、以下のコスト分析においては、調査対象とした 2 実施主体における実施コストについて傾向を整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費	47,000 円 (20 人時間)	
	旅 費	×	
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他		40,000 円	認定委員手当 (1 人 2 万円 × 2)
合 計		87,000 円 (及び の合計)	

10 制度変更の影響

(1) コ ス ト	新たに導入された制度であり、受検することによりコスト負担が生じるが、型式適合認定の取得により建築確認等の手続が簡素化されるというメリットがある。 なお、型式適合認定を取得することは任意であり、個別の建築材料又は構造方法ごとに確認申請を行うことも可能である。
(2) 選 択 範 囲	複数の財団法人が指定認定機関となっており、どこで受検するかは選択可能
(3) そ の 他	型式適合認定の取得により、当該型式を用いる場合の建築確認等の手続が簡素化されることになる (国交 51 建築設備の確認・検査においてその影響が多少みられた。)

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 53
(2) 制度名	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査 (煙突等の工作物及び昇降機等の確認、煙突等の工作物及び昇降機等の変更の確認、工作物及び昇降機等の完了検査並びに煙突等の工作物及び昇降機等の中間検査)
(3) 根拠法令等名	[煙突等の工作物及び昇降機等の確認]建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第88条第1項により準用される法第6条及び第6条の2 [煙突等の工作物及び昇降機等の変更の確認]法第88条第1項により準用される法第6条及び第6条の2 [煙突等の工作物及び昇降機等の完了検査]法第88条第1項により準用される法第7条及び第7条の2 [煙突等の工作物及び昇降機等の中間検査]法第88条第1項により準用される法第7条の3及び第7条の4
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>煙突等の工作物及び昇降機等を築造する場合に、当該工作物等が建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認・検査を受けなければならないことにより、個々の工作物等に関して建築基準関係規定への適合性を担保すること。</p> <p>[確認] 煙突等の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。)第138条第1項に規定する工作物及び同条第2項に規定する昇降機等を築造しようとする場合等においては、建築主は、当該工事に着手する前に、建築主事及び指定確認検査機関の確認を申請しなければならない。また、当該確認によりその計画が建築基準関係規定に適合するものであることが認められ、確認済証の交付を受けた後でなければ、当該工作物の築造をすることができない。</p> <p>[中間検査] 工事の工程のうち法第7条の3第1項に基づき特定行政庁が指定する特定工程を含む場合においては、原則として、建築主は、当該特定工程に係る工事を終えた段階で、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。また、当該検査により工事中の建築設備が建築基準関係規定に適合していることが認められ、中間検査合格証の交付を受けるまでは、当該特定工程後の工程に係る工事を施工できない。</p> <p>[完了検査] 工事を完了したときは、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。また、当該検査により当該煙突等の工作物及び昇降機等が建築基準関係規定に適合していることが認められ、検査済証の交付を受けるまでは、原則として当該工作物を使用することができない。</p>
(2) 制度の概要	<p>[フロー図]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変後]</p> </div> </div> <p>手数料は確認申請時に完了検査分も含めて一括納付</p> <p>検査検定制度実施主体については、管轄の建築主事以外に、指定確認検査機関(複数)も選択可能 中間検査は特定行政庁が工程を指定した場合のみ実施 手数料は、確認、中間検査及び完了検査ごとに分けて納付</p>
(3) 施行年月日	昭和34年12月23日
(4) 制度改変の状況 (平成9~13年度)	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成11年5月1日： 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認等について、国土交通大臣等の指定を受けた機関(指定確認検査機関)も実施することを可能とした。</p> <p>検査検定制度方法の見直し 平成11年5月1日： 中間検査制度の導入 検査検定制度基準の性能規定化を踏まえた見直し等 平成12年6月1日： 構造方法等の認定制度、型式適合認定制度等の整備</p> <p>手数料の見直し 平成11年5月1日： 政令を改正し、確認、中間検査、完了検査の各段階で手数料を徴収する方式に改めるとともに、額についても改定 平成12年4月1日： 政令の手数料関係規定を削除(建築主事、指定確認検査機関において自由に設定できることとなった。)</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	煙突等の工作物及び昇降機等 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項、施行令第 138 条第 1 項及び第 2 項) 中間検査については、上記工作物等の建築工事について、その地方の建築物の建築の動向等の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、特定行政庁が工事の施工中に検査することが必要であると指定する特定工程を含む場合に対象となる。 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される同法第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 4 第 1 項)
(2) 検査検定受検者	建築主（建設事業者、設計士等） (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される同法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[建築主事]都道府県及び政令で指定する人口 25 万人以上の市は建築主事を置かなければならず、市町村及び特別区（政令で定める人口 25 万人以上の市を除く。）は建築主事を置くことができることとされている。 (根拠法令等名：法第 4 条及び第 97 条の 3) [指定確認検査機関]国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される法第 6 条の 2)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	[建築主事]47 都道府県、329 市町村（特定行政庁の数。平成 16 年 1 月末現在） [指定確認検査機関]大臣指定 28、知事指定 68（平成 16 年 1 月末現在）

5 検査検定基準

名称・法令等名	[確認]法第 88 条第 1 項により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項、施行令第 9 条 [完了検査]法第 88 条第 1 項により準用される法第 7 条第 4 項及び第 7 条の 2 第 1 項、施行令第 9 条 [中間検査]法第 88 条第 1 項により準用される法第 7 条の 3 第 4 項及び第 7 条の 4 第 3 項、施行令第 9 条
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	[確認]工事に着手する前 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項) [完了検査]工事を完了したとき (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される法第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 1 項) [中間検査]特定工程に係る工事を終えたとき (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される法第 7 条の 3 第 2 項及び第 7 条の 4 第 1 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可。一部の実施主体ではフロップィ・ディスクによる書類受付等を始めている。	
(3) 検査検定の受検手数料	[建築主事の場合]地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条及び第 228 条第 1 項に基づき地方公共団体の条例において定められる。 [指定確認検査機関の場合]法第 77 条の 27 第 1 項に基づく確認検査業務規定に基づき指定確認検査機関により定められる。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面（確認） 実地（中間検査、完了検査）
		検査場内（確認） 現地（中間検査、完了検査）
(5) 合格付与権者	建築主事又は指定確認検査機関 (根拠法令等名： [確認]法第 88 条第 1 項により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項 [完了検査]法第 88 条第 1 項により準用される同法第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 5 項 [中間検査]法第 88 条第 1 項により準用される同法第 7 条の 3 第 5 項及び第 7 条の 4 第 3 項)	
(6) 合格付与方法	[確認] 確認済証の交付 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される同法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項) [完了検査] 検査済証の交付 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される同法第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 5 項) [中間検査] 中間検査合格証の交付 (根拠法令等名：法第 88 条第 1 項により準用される同法第 7 条の 3 第 5 項及び第 7 条の 4 第 3 項)	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
確認	9,754	9,112	8,925	9,846	8,972
中間検査	0	0	3	5	15
完了検査	4,794	4,700	4,830	5,801	5,661
(3) 手数料収入総額					

- (注) 1 「対象事業者数」は建設事業者、設計士等多岐にわたるため、記載していない。
2 「検査検定実施件数」には、全国統計が建築確認の総件数のみで、建築物、建築設備、工作物等の内訳が不明であることから、今回調査した 21 都道府県のうち、5 年間の実績が把握できた 17 都道府県分について集計した数値を記載した。
3 「手数料収入総額」には、全国統計がないため、記載していない。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

<p>工作物等の確認・検査については、平成 10 年度の法改正により、中間検査制度、指定確認検査機関制度、型式適合認定制度等が導入されている。中間検査制度は適用される場合が限定されている（今回の調査結果では建築確認を受けたものの 0.17 パーセント）ので、コスト分析においては対象に含めていない。</p> <p>対象となる工作物等は多種多様であるが、以下のコスト分析においては、調査対象における平均的な状況について整理した。</p>

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした受検者の状況等]</p> <p>今回の調査では、55 事業者を対象とした。</p> <p>以下のコスト分析においては、調査対象とした事業者における平均的な状況を整理した。</p>
--

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前	制度改変後	
手 数 料		12,000 円	(確認) 8,000 円 (~ 40,000 円) (完了検査) 9,000 円 (~ 54,000 円)	制度改変前は、確認申請の段階で完了検査まで含めた手数料として徴収していたが、制度改変後は、確認、中間検査及び完了検査の各段階で徴収する方式となっている。 制度改変後の額は特定行政庁の平均的な額を計上した（指定確認検査機関の場合は幅があり、高額となっている例についてカッコ書きで付記した。）
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	7,000 円 (2.9 人時間)	7,000 円 (2.9 人時間)	申請時の書類提出及び完了検査時の立会いの合計
	旅 費	35,000 円	35,000 円	県内での移動 5 往復 × 1 人として計算（確認申請書提出、確認書受領、完了検査申請書提出、完了検査立会い及び完了検査済証受領）
機 会 費 用	×			
運 搬 コ ス ト	×			
保 管 コ ス ト	×			
書 類 作 成 コ ス ト		46,000 円 (80 枚、20 人時間)	40,000 円 (80 枚、17.2 人時間)	
部 外 委 託 経 費	×			
事 前 準 備 コ ス ト	×			
法 定 自 主 点 検 コ ス ト	×			
任 意 自 主 点 検 コ ス ト		(5,000 円 (2 人時間))	(6,000 円 (2.5 人時間))	完了検査を受検する前に自主検査を行う場合がある（全事業者が挙げているものではないので、コストの合計には含めていない。）
イ ン セ ン テ ィ ブ 適 用 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		100,000 円 (、 及び の合計)	99,000 円	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

<p>[調査対象とした実施主体の状況等]</p> <p>今回の調査では、33 実施主体（行政機関 25 及び指定確認検査機関 8）を対象とした。</p> <p>以下のコスト分析においては、調査対象とした実施主体における平均的な状況を整理した。</p>

区 分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前	制度改変後	
検査検定実施コスト	人件費	14,000 円 (6.2 人時間)	15,000 円 (6.6 人時間)	行政機関と指定確認検査機関とでは大きな差はみられない。
	旅 費	14,000 円	14,000 円	県内での往復 1 回 × 2 人として計算（完了検査時の現地確認）
機 器 運 搬 コ ス ト	×			
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×			
そ の 他	×			
合 計		28,000 円	29,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	<p>手数料については、平成 11 年 5 月の政令改正により、行政機関（特定行政庁の建築主事）が確認検査に要していた実費を勘案して見直した結果、総額は増加している。その後、平成 12 年 4 月の政令の手数料関係の規定の削除により自由化され、行政機関の手数料については地方公共団体の条例により、指定確認検査機関については自由に設定することが可能になっている。指定確認検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。</p> <p>手数料以外の部分については、制度改変前後、行政機関・指定確認検査機関間で大きな差はみられなかった。</p>
(2) 選 択 範 囲	<p>従来の行政機関（特定行政庁の建築主事）に加えて指定確認検査機関が参入してきたことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されている。</p> <p>また、確認、中間検査及び完了検査の各段階において自由に検査検定実施主体を選べることにもなっている。</p> <p>このため、受検者は、状況に応じて、手数料は高いが事務処理が早いところ、事務処理は遅いが手数料が安いところなどを選択できることとなった。</p>
(3) そ の 他	<p>申請から検査終了までの期間について、コストの額としては整理できなかったが、行政機関より指定確認検査機関の方が短くなっているとする事業者が多かった。</p>

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 54
(2) 制度名	製造施設等の工作物の確認・検査（製造施設等の工作物の確認、製造施設等の工作物の完了検査）
(3) 根拠法令等名	[製造施設等の工作物の確認]建築基準法（昭和 25 年法律 201 号。以下「法」という。）第 88 条第 2 項により準用される法第 6 条及び第 6 条の 2 [製造施設等の工作物の完了検査]法 88 条第 2 項により準用される法第 7 条の 3 及び第 7 条の 4
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	製造施設等の工作物を築造する場合に、当該工作物が建築基準関係規定に適合するものであることについて建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならないとすることにより、個々の工作物に関して建築基準関係規定への適合性を担保すること。
(2) 制度の概要	<p>[確認] 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。）第 138 条第 3 項に規定する製造施設等の工作物を築造しようとする場合等においては、建築主は、当該工事に着手する前に、建築主事及び指定確認検査機関の確認を申請しなければならない。また、当該確認によりその計画が建築基準関係規定に適合するものであることが認められ、確認済証の交付を受けた後でなければ、当該工作物の築造をすることができない。</p> <p>[完了検査] 工事を完了したときは、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関の検査を申請しなければならない。また、当該検査により製造施設等の工作物が建築基準関係規定に適合していることが認められ、検査済証の交付を受けるまでは、原則として当該工作物を使用することができない。</p> <p>[フロー図]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変前]</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>[制度改変後]</p> </div> </div> <p>手数料は確認申請時に完了検査分も含めて一括納付</p> <p>検査検定制度実施主体については、管轄の建築主事以外に、指定確認検査機関（複数）も選択可能 手数料は、確認、完了検査ごとに分けて納付</p>
(3) 施行年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	<p>検査検定制度実施主体の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 特定行政庁の建築主事のみが行うこととされていた建築確認等について、国土交通大臣等の指定を受けた機関（指定確認検査機関）も実施することを可能とした。</p> <p>手数料の見直し 平成 11 年 5 月 1 日： 政令を改正し、確認、完了検査の各段階で手数料を徴収する方式に改めるとともに、額についても改定 平成 12 年 4 月 1 日： 政令の手数料関係規定を削除（建築主事、指定確認検査機関において自由に設定できることとなった。）</p>

3 検査検定制度対象

(1) 検査検定制度対象の名称	製造施設等の工作物 （根拠法令等名：法第 88 条第 2 項。施行令第 138 条第 3 項）
(2) 検査検定制度受検者	建築主（建設事業者、設計士等） （根拠法令等名：法第 88 条第 2 項により準用する同法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項）

4 検査検定制度実施主体

(1) 検査検定制度実施主体名	[建築主事]都道府県及び政令で指定する人口 25 万人以上の市は建築主事を置かなければならず、市町村及び特別区（政令で定める人口 25 万人以上の市を除く。）は建築主事を置くことができるとされている。 （根拠法令等名：法第 4 条及び第 97 条の 3） [指定確認検査機関]国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者 （根拠法令等名：法第 88 条第 2 項により準用される法第 6 条の 2）
(2) 検査検定制度実施主体の所在地・窓口数等	[建築主事]47 都道府県、329 市町村（特定行政庁の数。平成 16 年 1 月末現在） [指定確認検査機関]大臣指定 28、知事指定 68（平成 16 年 1 月末現在）

5 検査検定制度基準

名称・法令等名	[確認]法第 88 条第 2 項により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項。施行令第 9 条 [完了検査]法第 88 条第 2 項により準用される法第 7 条第 4 項及び第 7 条の 2 第 1 項。施行令第 9 条
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	[確認]工事に着手する前 (根拠法令等名：法第 88 条第 2 項により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項) [完了検査]工事を完了したとき (根拠法令等名：法第 88 条第 2 項により準用される法第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 1 項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	可。一部の実施主体ではフロッピー・ディスクによる書類提出を認めている。
(3) 検査検定の受検手数料	[建築主事の場合]地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条及び第 228 条第 1 項に基づき地方公共団体の条例において定められる。 [指定確認検査機関の場合]法第 77 条の 27 第 1 項に基づく確認検査業務規定に基づき指定確認検査機関により定められる。
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地 運転中 運転停止 型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面(確認) 実地(完了検査) 検査場内(確認) 現地(完了検査)
(5) 合格付与権者	建築主事又は指定確認検査機関 (根拠法令等名： [確認]法第 88 条第 2 項により準用される法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項 [完了検査]法第 88 条第 2 項により準用される法第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 5 項)
(6) 合格付与方法	[確認]確認済証の交付 (根拠法令等名：法第 88 条第 2 項により準用される同法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項) [完了検査]検査済証の交付 (根拠法令等名：法第 88 条第 2 項により準用される同法第 7 条第 1 項及び第 7 条の 2 第 5 項)
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位：件、千円)

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数					
(2) 検査検定実施件数					
確認	0	5	0	1	0
完了検査	0	1	0	1	0
(3) 手数料収入総額					
確認	0	60,000	0	8,000	0
完了検査				9,000	0

(注) 1 「対象事業者数」は建設事業者、設計士等多岐にわたるため、記載していない。

2 「検査検定実施件数」、「手数料収入総額」には、全国統計がないため、今回調査した 21 都道府県のうち、5 年間に実績があった 2 県分について集計した数値を記載した。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

製造施設等の確認・検査については、平成 10 年度の法改正により、指定確認検査機関制度、型式適合認定制度等が導入されている。

しかし、本制度における受検実績は少なく、今回の実地調査において実態が把握できたのは 2 件のみで、いずれも制度改変後の平成 12 年度におけるもので、建築主事における受検であった。以下のコスト分析においては、この 2 件の状況を整理した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回の調査では、受検実績のあった 2 事業者を対象とした。

以下のコスト分析においては、調査対象とした 2 事業者の状況を整理した。

区分	コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説明
手数料		(確認) 8,000 円 (完了検査) 9,000 円	制度改変前は、確認申請の段階で完了検査まで含めた手数料(1万 2,000 円)として徴収していたが、制度改変後は、確認及び完了検査の各段階で徴収する方式となっている。
手数料以外の納付金	×		
受検対応 コスト	人件費	420,000 円 (180 人時間)	申請時の書類提出及び完了検査時の立会いの合計
	旅費	35,000 円	県内での移動 5 往復 × 1 人として計算(確認申請書提出、確認書受領、完了検査申請書提出、完了検査立会い及び完了検査済証受領)
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		230,000 円 (130 枚、100 人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		702,000 円 (、及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回の調査では、検査検定実績のあった2建築主事を対象とした。

以下のコスト分析においては、調査対象とした2建築主事の状況を整理した。

区 分		コスト発生 の有無	1 件当たりコスト	説 明
検査検定 実施コスト	人件費		1,100,000 円 (480 人時間)	
	旅 費		14,000 円	県内での移動 1 往復 × 2 人として計算 (完了検査時の現地確認)
機器運搬コスト		×		
機器維持管理コスト		×		
そ の 他		×		
合 計			1,114,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	手数料については、平成 11 年 5 月の政令改正により、行政機関 (特定行政庁の建築主事) が確認検査に要していた実費を勘案して見直した結果、総額は増加している。その後、平成 12 年 4 月の政令の手数料関係の規定の削除により自由化され、行政機関の手数料については地方公共団体の条例により、指定確認検査機関については自由に設定することが可能になっている。指定確認検査機関の中には、行政機関に比して高額の手数料を設定しているところもある一方、行政機関と同額とした上で割引制度を導入しているところもあり、多様なものとなっている。
(2) 選 択 範 囲	従来の行政機関 (特定行政庁の建築主事) に加えて指定確認検査機関が参入してきたことにより、検査検定実施主体については選択範囲が拡大されているが、製造施設等の工作物の建築実績が少ないこと、製造施設等の工作物を取り扱う指定確認検査機関が少ないこと等から指定確認検査機関における検査検定実績はみられなかった。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	国交 55 : 工場生産浄化槽の型式の認定
検査検定関係許認可等事項名等	国交 55-1 : 工場生産浄化槽の型式の認定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 55 - 1
(2) 制度名	工場生産浄化槽の型式の認定（工場生産浄化槽の型式の認定）
(3) 根拠法令等名	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項
(4) 所管府省部局等名	国土交通省住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	工場生産浄化槽に係る性能の確保 浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。国土交通大臣は、申請のあった型式の浄化槽が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及びこれに基づく命令で定める構造基準に適合しているときには、認定をしなければならない。なお、本認定は、5 年ごとにその更新を受ける必要がある。
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕 [制度改変前]</p> <p>〔制度改変後〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
(4) 制度改変の状況（平成 9～13 年度）	検査検定実施主体の見直し 平成 13 年 1 月 6 日： 国土交通大臣から地方整備局長、北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長に委任 検査検定基準の内容の見直し 平成 12 年 6 月 1 日： 法改正により、単独処理浄化槽の設置が原則として禁止されたことに伴い、建築基準法の構造基準においても単独処理浄化槽の基準を削除

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	日本国内の工場で製造される浄化槽 （根拠法令等名：法第 13 条第 1 項）
(2) 検査検定受検者	浄化槽を日本国内の工場で製造しようとする者 （根拠法令等名：法第 13 条第 1 項）

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関] 地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局 （根拠法令等名：法第 55 条。浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和 60 年建設省令第 11 号。以下「省令」という。）第 4 条）
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	地方整備局： 8 北海道開発局： 1 内閣府沖縄総合事務局： 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準 （根拠法令等名：法第 15 条）
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	浄化槽を工場において製造する前 （根拠法令等名：法第 13 条第 1 項）
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	準備中

(3) 検査検定の受検手数料	新規認定：5万円（類似型式については5,000円） 更新認定：1万円（類似型式については2,000円） （根拠法令等名：浄化槽法施行令（平成13年政令第310号）第3条第1項第1号及び第2号、第3条第2項第1号及び第2号）	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	地方整備局長、北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長 （根拠法令等名：法第13条第1項及び第55条。省令第4条）	
(6) 合格付与方法	認定書の発行	
(7) 検査検定の有効期間	5年間 （根拠法令等名：法第16条）	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

（単位：件、千円）

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	1,049	1,031	778	3,862	1,457
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	約20,000	約11,000

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成13年1月6日： 検査検定実施権限を国土交通大臣から地方整備局長、北海道開発局長及び内閣府沖縄総合事務局長に委任

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

新規の認定に関し、今回、調査対象とした18受検者について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト		説明
		制度改変前 （平成12年度）	制度改変後 （平成14年度）	
手数料		基本型 50,000円 （類似型 5,000円）	基本型 50,000円 （類似型 5,000円）	手数料は、基本型の5万円及び類似型の5,000円の2区分のみである。
手数料以外の納付金	×			
受検対応コスト	人件費	()	(40,000円・17人時間) (20,000円・9人時間)	制度改変前と後のいずれにおいても、受検者は型式の認定の申請書を社団法人浄化槽システム協会に対して提出し、同協会が任意に事前のチェックを実施している。 同協会は、このチェックで問題がなければ、制度改変前は国土交通省本省へ、また、制度改変後は地方整備局等に申請書を提出している。 これを受けた、国土交通省本省又は地方整備局等は書面審査を行い、認定した場合、直接、受検者に認定書を送付又は手渡している。 上記のような流れになっており、受検者は制度改変前と後のいずれにおいても、実施主体である国土交通省本省又は地方整備局等に受検に対応するコストは発生していない。 このようなことから、左記に計上している受検対応コストは、受検者が任意に同協会に対して事前のチェックを依頼しているものに係るコストである。
	旅費	()	(38,000円)	(33,000円)
機会費用	×			
運搬コスト	×			
保管コスト	×			
書類作成コスト		100,000円 (172枚、43人時間)	61,000円 (141枚、33人時間)	
部外委託経費	×			
事前準備コスト	×			
法定自主点検コスト	×			
任意自主点検コスト	×			
インセンティブ適用コスト	×			
その他	×			
合計		150,000円 （（基本型）及びの合計）	111,000円 （（基本型）及びの合計）	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 新規の認定に関し、今回、調査対象とした平成 13 年 1 月 5 日まで検査検定の実施主体であった国土交通省住宅局建築指導課（当時：建設省住宅局建築指導課）及びそれ以後権限を委任された 8 実施主体（地方整備局）について整理した。

区 分	コスト発生の有無	1 件当たりコスト		説 明
		制度改変前 （平成 12 年度）	制度改変後 （平成 14 年度）	
検査検定実施コスト	人件費	27,000 円 （12 人時間）	18,000 円 （8 人時間）	書面審査への対応
	旅 費	×		
	機器運搬コスト	×		
	機器維持管理コスト	×		
	そ の 他	×		
	合 計	27,000 円	18,000 円	

10 制度改変の影響

(1) コ ス ト	受検者は、制度改変後においても、制度改変前と同様任意に、東京都に所在する社団法人浄化槽システム協会に対し、検査検定実施主体に型式認定の申請を行う前に事前相談を依頼しており、また、同協会はその後、自ら、地方整備局に提出（制度改変前は、当時の建設省に提出）していることから、受検者には、検査検定実施主体が東京都に所在する国土交通省（当時、建設省）から地方整備局に委任されたことによるコストの変化はみられない。
(2) 選 択 範 囲	特に、認められない。
(3) そ の 他	なし

検査検定制度名等	国交 55 : 工場生産浄化槽の型式の認定
検査検定関係許認可等事項名等	国交 55-2 : 外国工場において本邦に輸出される工場生産浄化槽の型式の認定

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	国交 55 - 2
(2) 制度名	工場生産浄化槽の型式の認定 (外国工場において本邦に輸出される工場生産浄化槽の型式の認定)
(3) 根拠法令等名	浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第13条第2項
(4) 所管府省部局等名	住宅局建築指導課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	工場生産浄化槽に係る性能の確保 外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。国土交通大臣は、申請のあった型式の浄化槽が建築基準法(昭和25年法律第201号)及びこれに基づく命令で定める構造基準に適合しているときには、認定をしなければならない。なお、本認定は、5年ごとにその更新を受ける必要がある。
(2) 制度の概要	〔フロー図〕 <pre> graph LR A["受検者 (外国の工場において本邦に輸出される浄化槽を製造しようとする者)"] -- 申請 --> B["検査検定実施主体 (国土交通省本省)"] B -- 認定書交付 --> A subgraph B_Box [] B C["書面審査"] end </pre>
(3) 施行年月日	昭和60年10月1日
(4) 制度改変の状況(平成9~13年度)	検査検定基準の内容の見直し 平成12年6月1日: 法改正により、単独処理浄化槽の設置が原則として禁止されたことに伴い、建築基準法の構造基準においても単独処理浄化槽の基準を削除

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	外国の工場において製造され本邦に輸出される浄化槽 (根拠法令等名: 法第13条第2項)
(2) 検査検定受検者	本邦に輸出される浄化槽を外国の工場で製造しようとする者 (根拠法令等: 法第13条第2項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[国の機関]国土交通省 (根拠法令等名: 法第13条第2項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	国土交通省本省: 1

5 検査検定基準

名称・法令等名	建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準 (根拠法令等名: 法第15条)
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	浄化槽を工場において製造する前 (根拠法令等名: 法第13条第2項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	準備中	
(3) 検査検定の受検手数料	新規認定: 5万円(類似型式については5,000円) 更新認定: 1万円(類似型式については2,000円) (根拠法令等名: 浄化槽法施行令(平成13年政令第310号)第3条第1項第1号及び第2号、第3条第2項第1号及び第2号)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出) 書面 実地 検査場内 現地
(5) 合格付与権者	国土交通大臣 (根拠法令等名: 法第13条第2項)	
(6) 合格付与方法	認定書の発行	
(7) 検査検定の有効期間	5年間 (根拠法令等名: 法第16条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位: 件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	0	0	0	0	0
(3) 手数料収入総額	0	0	0	0	0

検査検定制度名等	環境 1 : 浄化槽の検査
検査検定関係許認可等事項名等	環境 1-1: 浄化槽の設置後等の水質検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	環境 1 - 1
(2) 制度名	浄化槽の検査 (浄化槽の設置後等の水質検査)
(3) 根拠法令等名	浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。) 第 7 条
(4) 所管府省部局等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>浄化槽の工事 (新規設置及び構造や規模の変更) が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを客観的に確認すること。浄化槽の放流水が公共用水域を汚染することのないよう行うものであり、法第 7 条に基づき、使用開始後 6 か月から 8 か月までの間に、浄化槽管理者からの申請により環境大臣又は都道府県知事が指定した指定検査機関が検査を行う。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 13 年 4 月 1 日: 検査員に係る指定検査機関の指定の基準のうち、検査員の資格について、講習会の課程を修了した者から、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有する者に改正</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 2 月 7 日: 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加 検査検定の方法の見直し 平成 14 年 2 月 7 日: 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加、オルトリジン法を用いた残留塩素の検査方法を削除</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽 (根拠法令等名: 法第 7 条)
(2) 検査検定受検者	浄化槽管理者 (根拠法令等名: 法第 7 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関] 公益法人 ((社) 北海道浄化槽協会等 68 法人) (根拠法令等名: 法第 7 条及び第 57 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	指定検査機関: 68

5 検査検定基準

名称・法令等名	「浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」及び「浄化槽法定検査判定ガイドライン」(平成 7 年 6 月 20 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知等)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	浄化槽の使用開始後 6 か月から 8 か月までの間 (根拠法令等名: 法第 7 条)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	指定検査機関ごとに定められる。
(3) 検査検定の受検手数料	指定検査機関ごとに定められる。 (根拠法令等名: 環境省関係浄化槽法施行規則 (昭和 59 年厚生省令第 17 号) 第 55 条第 1 項第 4 号)
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	製品等
	書面 実地
	運転中 運転停止
	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	指定検査機関 (根拠法令等名: 法第 7 条)
(6) 合格付与方法	検査済証の交付
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

	(単位: 基、件)				
区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	413,176	343,012	302,041	291,069	282,068
(2) 検査検定実施件数	259,917	244,731	220,124	219,402	219,887
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

(注)「対象事業者数」は、浄化槽の設置数である。

検査検定制度名等	環境 1 : 浄化槽の検査
検査検定関係許認可等事項名等	環境 1-2: 浄化槽の定期検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	環境 1 - 2
(2) 制度名	浄化槽の検査 (浄化槽の定期検査)
(3) 根拠法令等名	浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。) 第 11 条
(4) 所管府省部局等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	<p>浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを客観的に確認すること。</p> <p>浄化槽の放流水が公共用水域を汚染することのないよう行うものであり、法第 11 条に基づき、毎年 1 回、浄化槽管理者からの申請により環境大臣又は都道府県知事が指定した指定検査機関が検査を行う。</p>
(2) 制度の概要	<p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9~13 年度)	<p>検査検定実施主体の見直し 平成 13 年 4 月 1 日： 検査員に係る指定検査機関の指定の基準のうち、検査員の資格について、講習会の課程を修了した者から、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有する者に改正</p> <p>検査検定基準の内容の見直し 平成 14 年 2 月 7 日： 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加</p> <p>検査検定の方法の見直し 平成 14 年 2 月 7 日： 新しい処理方式の浄化槽に係る検査項目を追加、オルトトリジン法を用いた残留塩素の検査方法を削除</p>

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	設置されているすべての浄化槽 (根拠法令等名：法第 11 条)
(2) 検査検定受検者	浄化槽管理者 (根拠法令等名：法第 11 条)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[指定検査機関]公益法人 ((社)北海道浄化槽協会等 68 法人) (根拠法令等名：法第 11 条及び第 57 条第 1 項)
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	指定検査機関：68

5 検査検定基準

名称・法令等名	「浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」及び「浄化槽法定検査判定ガイドライン」(平成 7 年 6 月 20 日付け衛浄第 34 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知等)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	毎年 1 回 (環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数) (根拠法令等名：法第 11 条)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	指定検査機関ごとに定められる。	
(3) 検査検定の受検手数料	指定検査機関ごとに定められる。 (根拠法令等名：環境省関係浄化槽法施行規則 (昭和 59 年厚生省令第 17 号) 第 55 条第 1 項第 4 号)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別 (全個) 個別 (抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	指定検査機関 (根拠法令等名：法第 11 条)
(6) 合格付与方法	検査済証の交付	
(7) 検査検定の有効期間	1 年 (根拠法令等名：法第 11 条)	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	指定検査機関の対応によって、BOD検査を導入した場合、他の検査項目を一部軽減できる。 (根拠法令等名：平成7年6月20日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位：基、件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	8,041,917	8,264,432	8,409,251	8,497,994	8,641,542
(2) 検査検定実施件数	1,025,909	1,105,832	1,170,142	1,227,892	1,266,463
(3) 手数料収入総額	不明	不明	不明	不明	不明

(注)「(1)対象事業者数」は、浄化槽の設置数である。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

平成13年4月1日： 指定検査機関の指定の基準のうち、検査員の資格について、講習会の課程を修了した者としていたものを、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上の実務に従事した経験を有する者に改正

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]
 今回、調査対象とした31受検者について整理した。
 なお、平成14年度末現在で処理対象人員が20人以下の家庭用の小型浄化槽が全体の88パーセントを占めているが、今回の調査においては事業所などに設置されている比較的規模の大きいものが対象となっている。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料		11,000円	今回、調査対象とした受検者の平均
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	4,000円 (2人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅費	×	
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		(2,000円) (1枚、1人時間)	今回、調査対象とした受検者の中には、受検に係る申請書を作成しないものもみられた(実施主体が受検の実施の通知状を作成することで対応しているものがみられた。)
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト		(450,000円) /1件当たりの年額)	法第10条第1項の規定に基づく保守点検及び清掃などへの対応に係るコスト なお、今回の調査においては、比較的規模の大きい浄化槽が対象となっていることから、平均では45万円(1件当たりの年額)となっているが、設置されている浄化槽の大部分は家庭用の小型浄化槽であり、このような小規模の浄化槽では2万円程度(同)のものもみられた。
任意自主点検コスト	×		一部の大規模事業所においては、自社職員による毎日点検(1件当たりの年額平均20万円)を実施しているものがみられた。
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		15,000円 (及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]
 今回、調査対象とした10実施主体について整理した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	2,000円 (1人時間)	実地検査のため浄化槽の設置場所まで出向くコストについて県内1往復(1人)で計算
	旅費		
機器運搬コスト		7,000円	
機器維持管理コスト		150円	検査測定機器のリース料等に係るコスト
その他	×		
合計		9,150円 (、及びの合計)	

10 制度改変の影響

(1) コスト	今回、調査対象とした実施主体においては、新規に採用した者に対する教育は、講習会を活用した方が効率的、効果的であるなどとして、規制改革を享受するような方向の意思を有しているものはみられなかった。
(2) 選択範囲	なし
(3) その他	なし

検査検定制度名等	環境 2 :一般廃棄物処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	環境 2-1:一般廃棄物処理施設の使用前検査 環境 2-2:変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	環境 2-1、2
(2) 制度名	一般廃棄物処理施設の検査 (一般廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用前検査)
(3) 根拠法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条の2第5項及び第9条第2項
(4) 所管府省部局等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	設置許可(変更許可を含む。)の申請が行われた一般廃棄物処理施設が、申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかを検査する。
(2) 制度の概要	<p>設置許可(変更許可を含む。)が行われ、建設された一般廃棄物処理施設について、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)が、当初申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかを、設置者又は技術管理者の立会いの下、実地に検査し、申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認する。</p> <p>〔フロー図〕</p>
(3) 施行年月日	平成4年7月4日
(4) 制度変更の状況(平成9~13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長の許可(変更許可を含む。)を受けた一般廃棄物処理施設 (根拠法令等名:法第8条の2第5項及び第9条第2項。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条)
(2) 検査検定受検者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長の許可(変更許可を含む。)を受けた一般廃棄物処理施設の設置者 (根拠法令等名:法第8条の2第5項及び第9条第2項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市又は特別区の長
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県:47 保健所設置市:57 特別区:23

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第8条の2第1項
---------	-----------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請があれば、実施する。 (根拠法令等名:法第8条の2第5項及び第9条第2項)
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を設定していない理由:申請手数料に使用前検査に係る費用も含まれているため)
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備
	書面 実地
	運転中 運転停止
	型式 個別(全個) 個別(抽出)
製品等	書面 実地
	検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長 (根拠法令等名:法第8条の2第5項及び第9条第2項)
(6) 合格付与方法	なし
(7) 検査検定の有効期間	なし

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(1) 新設

(単位：件)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	9	16	13	14	18
(3) 手数料収入総額					

(注) 「(2)検査検定実施件数」は、今回、調査対象とした12実施主体分を計上している。

(2) 変更

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	不明	不明	不明	不明
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度変更の状況等

制度変更は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、一般廃棄物処理施設を設置（新設）したのに関し、調査対象とした29受検者について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コスト	人件費	22,000円 (10人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅費	(7,000円)	事前相談の実施のため実施主体や実地検査の実施への立会いのため現地向向コストについて、県内1往復(1人)で計算
機会費用	×		
運搬コスト	×		
保管コスト	×		
書類作成コスト		16,000円 (7枚、7人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
その他	×		
合計		38,000円 (旅費を除く。)及びの合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした12実施主体について整理した。

区分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	人件費	17,000円 (7人時間)	事前相談への対応、実地検査の実施などに係るコスト
	旅費	14,000円	実地検査の実施のため現地向向コストについて、県内1往復(2人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
その他	×		
合計		31,000円	

検査検定制度名等	環境 2 :一般廃棄物処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	環境 2-3:一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	環境 2-3
(2) 制度名	一般廃棄物処理施設の検査（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認）
(3) 根拠法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 9 条第 5 項及び第 9 条の 3 第 10 項
(4) 所管府省部局等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	一般廃棄物の最終処分場が廃止されるのに当たって、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める基準に適合しているかを確認する。
(2) 制度の概要	<p>一般廃棄物の最終処分場の廃止を受けようとする者は、申請書を都道府県に提出し当該最終処分場の状況が環境省令で定める基準（最終処分場として維持管理しなくともよい基準）に適合しているかを都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が確認する。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (一般廃棄物の最終処分場の設置者)] -- 廃止申請 --> B[検査検定実施主体 (都道府県等)] B -- 合格 --> A </pre>
(3) 施行年月日	平成 10 年 6 月 17 日
(4) 制度改変の状況 (平成 9～13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長の許可を受けた又は届出があった一般廃棄物の最終処分場 (根拠法令等名：法第 9 条第 5 項及び第 9 条の 3 第 10 項。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 5 条)
(2) 検査検定受検者	一般廃棄物の最終処分場を廃止しようとする者 (根拠法令等名：法第 9 条第 5 項及び第 9 条の 3 第 10 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市又は特別区の長
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57 特別区：23

5 検査検定基準

名称・法令等名	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 (根拠法令等名：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 1 条第 3 項)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請があれば、実施する。 (根拠法令等名：法第 9 条第 5 項及び第 9 条の 3 第 10 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を設定していない理由：申請手数料に廃止の確認に係る費用も含まれているため)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長 (根拠法令等名：法第 9 条第 5 項及び第 9 条の 3 第 10 項)	
(6) 合格付与方法	なし	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

区分	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	不明	不明	不明	不明
(3) 手数料収入総額					

検査検定制度名等	環境 3 : 産業廃棄物処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	環境 3-1: 産業廃棄物処理施設の使用前検査 環境 3-2: 変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前検査

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	環境 3 - 1、2
(2) 制度名	産業廃棄物処理施設の検査 (産業廃棄物処理施設の使用前検査、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前検査)
(3) 根拠法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号。以下「法」という。)第 15 条の 2 第 5 項及び第 15 条の 2 の 5 第 2 項
(4) 所管府省部局等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	設置許可(変更許可を含む。)の申請が行われた産業廃棄物処理施設が、申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかを検査する。
(2) 制度の概要	<p>設置許可(変更許可を含む。)が行われ建設された産業廃棄物処理施設について、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長)が、当初申請書に記載された設置に関する計画に適合しているかを、設置者又は技術管理者の立会いの下、実地に検査し、申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認する。</p> <p>[フロー図]</p>
(3) 施行年月日	平成 4 年 7 月 4 日
(4) 制度改変の状況(平成 9~13 年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長の許可(変更許可を含む。)を受けた産業廃棄物処理施設 (根拠法令等名: 法第 15 条の 2 第 5 項及び第 15 条の 2 の 5 第 2 項。廃棄物の処理及び清掃に関する法律法施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条)
(2) 検査検定受検者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長の許可(変更許可を含む。)を受けた産業廃棄物処理施設の設置者 (根拠法令等名: 法第 15 条の 2 第 5 項及び第 15 条の 2 の 5 第 2 項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市及び特別区
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県: 47 保健所設置市: 57 特別区: 23

5 検査検定基準

名称・法令等名	法第 15 条の 2 第 1 項
---------	------------------

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請があれば、実施する。 (根拠法令等名: 法第 15 条の 2 第 5 項及び第 15 条の 2 の 5 第 2 項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を設定していない理由: 申請手数料に使用前検査に係る費用も含まれているため)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地 検査場内 現地
	(5) 合格付与権者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長 (根拠法令等名: 法第 15 条の 2 第 5 項及び第 15 条の 2 の 5 第 2 項)
(6) 合格付与方法	なし	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(1) 新設

(単位：件)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	59	80	60	50	78
(3) 手数料収入総額					

(注) 「(2)検査検定実施件数」は、今回、調査対象とした14実施主体分を計上している。

(2) 変更

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数	不明	不明	不明	不明	不明
(3) 手数料収入総額					

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、産業廃棄物処理施設を設置（新設）したものに、調査対象とした27受検者について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	35,000円 (15人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅 費	(14,000円)	事前相談の実施のため実施主体や実地検査への立会いのため現地に出向くコストについて、県内1往復(2人)で計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書類作成コスト		8,000円 (8枚・3人時間)	
部外委託経費	×		
事前準備コスト	×		
法定自主点検コスト	×		
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		43,000円 ((旅費を除く。)及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした14実施主体について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	14,000円 (6人時間)	事前相談への対応及び実地検査の実施などに係るコスト
	旅 費	14,000円	実地検査の実施のため現地に出向くコストについて、県内1往復(2人)で計算
機器運搬コスト	×		
機器維持管理コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		28,000円	

検査検定制度名等	環境3：産業廃棄物処理施設の検査
検査検定関係許認可等事項名等	環境3-3:産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	環境3-3
(2) 制度名	産業廃棄物処理施設の検査（産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認）
(3) 根拠法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5第3項
(4) 所管府省部局等名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	産業廃棄物の最終処分場が廃止されるのに当たって、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める基準に適合しているかを確認するもの。
(2) 制度の概要	<p>産業廃棄物の最終処分場の廃止を受けようとする者は、申請書を都道府県に提出し当該最終処分場の状況が環境省令で定める基準（最終処分場として維持管理しなくともよい基準）に適合しているかを都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が確認する。</p> <p>〔フロー図〕</p> <pre> graph LR A[受検者 (最終処分場の設置者)] -- 申請 --> B[検査検定実施主体 (都道府県等)] B -- 合格 --> A B --- C[基準に適合しているかを確認] </pre>
(3) 施行年月日	平成10年6月17日
(4) 制度改変の状況 (平成9～13年度)	なし

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長の許可が必要な産業廃棄物の最終処分場 (根拠法令等名：法第15条の2の5第3項。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条)
(2) 検査検定受検者	産業廃棄物の最終処分場を廃止しようとする者 (根拠法令等名：法第15条の2の5第3項)

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	[地方公共団体]都道府県、保健所設置市及び特別区
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	都道府県：47 保健所設置市：57 特別区：23

5 検査検定基準

名称・法令等名	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 (根拠法令等名：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第3項)
---------	---

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	申請があれば、実施する。 (根拠法令等名：法第15条の2の5第3項)	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	否	
(3) 検査検定の受検手数料	なし (手数料を設定していない理由：申請手数料に廃止の確認に係る費用も含まれているため)	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地 運転中 運転停止
	製品等	型式 個別（全個） 個別（抽出）
		書面 実地
		検査場内 現地
(5) 合格付与権者	都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長 (根拠法令等名：法第15条の2の5第3項)	
(6) 合格付与方法	なし	
(7) 検査検定の有効期間	なし	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	なし
----------------	----

8 検査検定の実績

(単位:件)

区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	不明	不明	不明	不明	不明
(2) 検査検定実施件数		1	12	5	7
(3) 手数料収入総額					

(注) 「(2)検査検定実施件数」は、今回、調査対象とした9実施主体分を計上している。

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

制度改変は行われていない。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

[調査対象とした受検者の状況等]

今回、調査対象とした13受検者について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
手 数 料	×		
手数料以外の納付金	×		
受検対応コ スト	人件費	59,000円 (25人時間)	事前相談の実施及び実地検査への立会いに係るコスト
	旅 費	(14,000円)	事前相談のため実施主体や実地検査への立会いのため現地に出向くコストについて、県内1往復(2人)で計算
機 会 費 用	×		
運 搬 コ ス ト	×		
保 管 コ ス ト	×		
書 類 作 成 コ ス ト		100,000円 (46枚・43人時間)	
部 外 委 託 経 費	×		
事 前 準 備 コ ス ト	×		
法定自主点検コスト		740,000円	検査検定申請書に添付が求められている水質検査結果に要するコスト
任意自主点検コスト	×		
インセンティブ適用コスト	×		
そ の 他	×		
合 計		899,000円 ((旅費を除く。)、及び の合計)	

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

[調査対象とした実施主体の状況等]

今回、調査対象とした10実施主体について整理した。

区 分	コスト発生 の有無	1件当たりコスト	説 明
検査検定実 施コスト	人件費	47,000円 (20人時間)	事前相談への対応及び実地検査の実施に係るコスト
	旅 費	14,000円	実地検査の実施のため現地に出向くためのコストについて、県内1往復(2人)で計算
機 器 運 搬 コ ス ト	×		
機 器 維 持 管 理 コ ス ト	×		
そ の 他	×		
合 計		61,000円	

検査検定制度に関する政策評価

資料

(検査検定制度別調査結果)

平成 16 年 4 月

総務省行政評価局

前 書 き

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認（証明）する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。

検査検定制度の総数は、平成 14 年 8 月現在の調査開始時点で 126 制度あり、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の 7 省において所管されている。

検査検定制度については、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）において、「基準・規格及び検査検定（以下「基準認証等」という。）は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。」とされている。

今回、総務省においては、このような政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特にコストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、検査検定制度 126 制度について統一的に政策評価を実施した。

本資料は、検査検定制度 126 制度を対象として、各制度の概要を把握するとともに、受検・実施に要する直接的なコストの実態や検査検定実施主体が国から自主検査に移行した等の制度設計の改変によるコストや選択範囲等への影響についてコスト分析を実施した結果をとりまとめたものである。

目 次

第 1 目 的	1
第 2 把握・分析の対象及び方法	1
第 3 制度別調査結果整理表への記載方法等（凡例）	8

〔制度別調査結果整理表〕

制度別索引	13
調査結果整理表	19

付属資料

1 検査検定制度の現況	527
2 検査検定制度に関する調査表（受検者用）	531
3 検査検定制度に関する調査表（検査検定実施主体用）	545
4 「検査検定制度に関する政策評価研究会」開催要領	557
5 投入時間・人員の金額換算方法（時間価値）	559
6 旅費の金額換算方法	561

第1 目 的

検査検定制度は、鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、基準への適合性を確認（証明）する制度であり、国民の生命、身体及び財産の保護、災害防止、安全の確保等を目的とするものである。

検査検定制度については、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、「基準・規格及び検査検定（以下「基準認証等」という。）は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する」とされている。

今回、総務省においては、平成14年8月から16年3月までの間、上記の政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特にコストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、検査検定制度全126制度について統一的に政策評価を実施し、この中で、制度の概要を把握するとともに、受検・実施に要する直接的なコストの実態や検査検定実施主体が国から自主検査に移行した等の制度設計の改変によるコストや選択範囲等への影響についてコスト分析を行ったものである。

第2 把握・分析の対象及び方法

1 把握・分析の対象

把握・分析の対象とした検査検定制度は、平成14年8月現在の調査開始時点で126制度（総務省行政評価局「許認可等の統一的把握の結果について」による。）であり、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の7省において所管されている。

2 把握・分析の方法

（1）制度概要の把握

制度概要の把握については、平成14年8月から12月までの間、検査検定制度を所管する7省の関係部局に対する調査表（「検査検定制度の現況」（付属資料1））への記

入内容に基づくヒアリング調査により実施した。

(2) コスト分析

本政策評価は、検査検定制度全 126 制度を対象として、政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から統一的に評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

こうした目的にかんがみ、本政策評価においては、コスト分析の手法を用いることによって検査検定に係る受検・実施に要する直接的なコストの実態、制度の改変によるコスト、選択範囲等への影響の状況等を分析・把握することとした。

具体的には、次のとおり、各検査検定制度の受検者及び検査検定実施主体を対象とした調査表(「検査検定制度に関する調査表(受検者用)」(付属資料2)及び「検査検定制度に関する調査表(検査検定実施主体用)」(付属資料3))への記入依頼及びこの記入内容に基づくヒアリング調査の結果を分析することによって実施した。

ア 調査表の設計

調査表の設計に当たっては、検査検定制度全 126 制度について、統一的な観点から、どのようなコストの項目に、どの程度の負担が発生しているかを把握し、コスト分析を行う必要があるため、)全制度に適用可能な汎用性のあるものを作成し、統一的に把握するコスト項目を網羅する一方で、)各検査検定制度において例えば、法定自主点検制度が導入されている、インセンティブ制度が適用されているなどの固有の特性に応じ、適宜な定義付け・注書の付記、調査項目の取捨選択、補正などを行った。

なお、調査表については、事前に有識者(「検査検定制度に関する政策評価」研究会(付属資料4))に示し、助言を得た。

イ 調査対象

調査対象は、検査検定に係る受検・実施に要する直接的なコストの実態、検査検定制度が与える影響の全体像及び一般的傾向を把握する観点から、受検者及び検査検定実施主体の双方とした。

また、調査対象とする受検者の数及び検査検定実施主体の数は、当該制度の全体像や一般的な傾向を把握する観点から、原則として受検者については実績のある平均的な規模の事業者を中心に一つの制度当たり 30 及び検査検定実施主体については同 10 を選定することとした。

なお、調査対象とする受検者の選定に際しては、各検査検定制度の所管省、検査検定実施主体、業界団体等に対して、受検者の地域分布、業種、規模等の状況を聴取した上で、対象選定に偏りがないよう留意し、さらに取りまとめに当たっては調査対象とした受検者の状況(属性)について、定性的な説明を加えた。

ウ 調査対象とした期間

調査対象とした期間は、検査検定に係る受検・実施に要する直接的なコストの実態及び検査検定制度が与える影響の全体像、一般的傾向について、経年的な推移を把握する観点から過去数年分の状況を把握することとし、原則として平成9年度から13年度までの5年間とした。

なお、制度改変の時期に応じた影響の発現を的確に把握するため、平成8年度又は14年度を含めたものもある。

エ 調査の手法

調査は、原則として対面による聞き取りにより実施し、地方支分部局である管区行政評価局及び行政評価事務所が担当した。

具体的には、調査対象受検者及び検査検定実施主体に対面して今回の調査の目的、得られたデータを基にして検査検定に係る受検・実施に要する直接的なコストを分析していくことなどを説明し、調査表の記入を依頼した上、当該調査表を必要な期間留め置き、調査表が記入された後、改めて記入内容を聞き取る手法を採った。

なお、記録が残っていない等により正確な数値の把握が困難な場合であっても、可能な限り概数の把握に努めるとともに、定量的に把握が困難なものについては、数値データ以外の情報等の定性的な実態把握に努めた。

オ 把握・分析手法

(ア)直接的なコスト項目の明確化

検査検定に係る受検・実施に要する直接的なコストの実態及び検査検定制度が与える影響の全体像や一般的傾向を明らかにするため、次のとおり、調査及び整理するコスト項目について、受検者は13項目及び検査検定実施主体は4項目に区分・明確化し、また、取りまとめに当たってはそれぞれのコストの内容や内訳等について、必要に応じ、ヒアリング調査結果に基づいた説明を加えた。

<受検者>

- 手数料
- 手数料以外の納付金
- 受検対応コスト（人件費及び旅費）
- 機会費用
- 運搬コスト
- 保管コスト
- 書類作成コスト
- 部外委託経費
- 事前準備コスト

法定自主点検コスト
任意自主点検コスト
インセンティブ適用コスト
その他

< 検査検定実施主体 >

検査検定実施コスト（人件費及び旅費）
機器運搬コスト
機器維持管理コスト
その他

(イ)調査表の内容精査

上記（ア）のとおり、コストの項目を区分したが、各検査検定制度に固有の特性があることなどから、受検者等相互間でコストとして認識している費用や各項目への区分方法に相違があり、得られた回答内容にばらつきがあるものもみられた。

このため、受検者等に対するヒアリング調査の際、それぞれの調査項目についての補足情報を聴取し、その結果等に応じて回答されたデータを補正した。

また、当該コストは発生しているが具体的な数値が把握できなかったものであっても、「当該コストは発生しているがその数値は不明」などとして整理し、可能な限り、直接的なコストの発生の有無などその実態の把握に努めた。

なお、コスト分析の結果については、制度を所管する省の担当部局、関係業界団体等から意見を聴取することにより、検査検定に係る受検・実施に要する直接的なコストの実態、検査検定制度が与える影響の全体像及び一般的傾向の把握に努めた。

(ウ)金額換算化

コストの項目のうち、手数料、部外委託経費、法定自主点検コスト等については、おおむね実費での回答が得られたが、検査への立会い等に投入されている受検対応コスト（時間・人員）、書類作成コスト等は、実費以外での回答も含まれていた。

このため、実費での回答が得られなかったものについては、金額単位で表記するために、次のとおり、全検査検定制度に対して共通の方法を用いて金額換算化を行った。

投入時間・人員の金額方法（時間価値）

時間価値とは、投入される時間の価値を金額換算化したものである。

本評価においては、「毎月勤労統計調査年報」（厚生労働省大臣官房統計情報部作成）を基に、所得接近法に基づき算出した時間価値を用いることとし、調査対象期間とした平成9年から14年の平均値である1時間当たり2,313円を受検者及び検査検定実施主体に共通して採用した（付属資料5）。

旅費の金額換算方法

受検者及び検査検定実施主体が検査検定の受検・実施に要した旅費や移動時間については、受検者の所在地、検査場の所在地、移動手段などによって大きく異なる。

コスト分析に当たっては、個々の受検者及び検査検定実施主体が実際に移動に際して負担している旅費の実額や移動に際して要した時間等について個別のケースごとに算出する必要がある。

しかし、こうしたコストを記録として保存しているケースはかならずしも多くなく、把握することが困難なものがあつた。

このため、受検者及び検査検定実施主体から旅費の実額及び移動時間に関する情報が得られた場合には、当該データをもってコストを算出しているが、それ以外の場合には、今回、作成した「旅費マトリクス」に基づき、次のとおりのものを採用した（付属資料6）。

（A）おおむね同一都道府県内の移動の場合

調査対象とした受検者又は検査検定実施主体が少数であり、かつ、移動地点がある程度明確な場合（以下「特定地点間移動」という。）は、それぞれの移動地点間ごとに「旅費マトリクス」で示された数値をそのまま当てはめて、その平均値を受検1件当たりの旅費として採用する。

調査対象とした受検者又は検査検定実施主体が多数であり、又は、移動地点に多様性等がある場合（以下「不特定地点間移動」という。）は、「旅費マトリクス」から得られた全国平均値7,000円（1人・1往復）を受検1件当たりの旅費として採用する。

（B）おおむねブロック内の移動の場合

特定地点間移動は、（A）と同様とする。

不特定地点間移動は、「旅費マトリクス」から得られた全国平均値17,000円（1人・1往復）を受検1件当たりの旅費として採用する。

（C）おおむね全国2か所または3か所間の移動の場合

特定地点間移動は、（A）と同様とする。

不特定地点間移動は、「旅費マトリクス」から得られた全国平均値29,000円（1人・1往復）を受検1件当たりの旅費として採用する。

（D）おおむね全国1か所間の移動の場合

特定地点間移動は、（A）と同様とする。

不特定地点間移動は、「旅費マトリクス」から得られた全国平均値46,000円（1人・1往復）を受検1件当たりの旅費として採用する。

書類作成コストの金額換算方法

受検ための申請書類や申請時に提出することが求められている添付書類の作

成に要したコストについては、1枚の書類に記載される情報量の多寡、書類の記載方法、書類に記載するデータを生成するための準備作業の有無等によって大きく異なる。

コスト分析に当たっては、個々の受検者が実際に書類作成に際して要した時間や負担している費用の実額等について個別のケースごとに算出する必要がある。

しかし、こうしたコストを記録として保存しているケースは必ずしも多くなく、把握することが困難なものがあつた。

このため、受検者及び検査検定実施主体から書類作成に関する実額が得られた場合には、当該データをもってコストを算出しているが、それ以外の場合には、

回答者から書類作成に投入した人員・時間に関するデータが得られた場合には、当該データをもって金額換算化、それ以外の場合には、提出した書類の枚数に、書類1枚当たりの作成に要する時間を1時間と仮定し、金額換算化した。

変動経費と固定経費の区別

受検者が負担しているコストの費目について、手数料や実地検査への立会い等に投入されている時間・人員等のように、受検頻度に応じて従量的に発生する費用(変動経費)と、定期的・日常的に実施している自主点検に投入されている時間・人員や機器維持管理費用、インセンティブ制度の適用を受けるための申請を行った際の費用等のように受検件数の多寡に関わらず、定期的・一定規模で発生する費用(固定経費)とが存在する。

検査1件当たりのコストを算出するに際して、固定経費について1件当たりで計上することが困難な場合は、年額(総額)で示すなど検査1件当たりのコストと区分して計上するなど別途の方法によつた。

カ データの集計方法等

(ア)集計方法

受検者及び検査検定実施主体が回答したデータを金額換算化し、母集団のコスト額を算出するに際しては、原則として、まず、各回答者の複数年度分のデータから、当該回答者における単年度当たりの平均コストを算出し、その後、各回答者の単年度当たりの平均コストの平均値をもって、母集団の平均コストを算出する方法を採用した。

また、調査対象期間内において制度改変が行われていないものや年度間でコストの負担状況に大きな変化(差異)がみられないものは、調査対象期間とした平成9年度から13年度までの各年度別に集計、平均した後、これを更に単年度当たり平均する方法を採用した。

なお、可能な限り、受検者の業種、事業所の規模、検査検定対象品目の種類及び規模等に区分して集計したが、各受検者の受検件数の多寡に応じて加重平均する方法は採用せず、各受検者の受検件数の多寡にかかわらず、1サンプル1データとして

平均値を算出する単純平均方法を採用した。

(イ)金額の表記方法

上記(ア)によって算出した金額の表記については、四捨五入することにより、原則として、()上位から二桁を有効数とするが、()千円台のものについては千円単位で、()千円未満のものについては適宜の有効数とした。

なお、合計についてはこれらを単純に合算したものを計上した。

第3 制度別調査結果整理表への記載方法等

検査検定制度の概要の把握及び受検・実施に要する直接的なコストの実態や検査検定実施主体が国から自主検査に移行したなどの制度の改変によるコストや選択範囲等への影響についてのコスト分析を実施した結果については、「制度別調査結果整理表」として取りまとめた。

この「制度別調査結果整理表」の利用に当たっての留意点は次のとおりである。

凡 例

「制度別調査結果整理表」の利用に当たっての凡例を8ページから9ページに記載した。

コストに変化があった場合の記載方法

調査対象期間内において、制度改変が行われている場合や年度間でコストの負担状況に何らかの変化(差異)がみられる場合は、その影響の度合いを把握するため、調査対象期間中の適宜の時点を採って制度改変前と制度改変後に区分するなどし、それぞれの期間内における平均値又は特定年度の値を採用したコストを算出し、制度改変前と後のコストの変化の状況が分かるよう記載した。

「コスト発生の有無」欄の記号化

「制度別調査結果整理表」の「9 検査検定に要するコスト」の「コスト発生の有無」欄には、次のとおり、記号を付してその区分を示した。

- ・ すべての受検者又は検査検定実施主体に該当するコストについては、「○」
- ・ 一部の受検者又は検査検定実施主体に該当するコストについては、「△」
- ・ 該当しないとみられるものについては、「×」
- ・ 制度改変により前後の状況について変動があるものについては、「○ ×」等

凡 例

検査検定制度名等	整理番号：検査検定制度名
検査検定関係許認可等事項名	整理番号：個別の許認可等の整理番号及び事項名

1 検査検定制度の名称

(1) 整理番号	総務省行政評価局の整理による省別整理番号、個別の許認可等の整理番号を記載した。
(2) 制度名	当該検査検定制度の名称を記載した。()内には当該検査検定関係許認可等事項名を記載した。
(3) 根拠法令等名	当該検査検定制度の根拠法令名及び条項を記載した。
(4) 所管府省部局等名	当該検査検定制度の所管府省部局等名を記載した。

2 検査検定制度の概要

(1) 制度の目的	当該検査検定制度の目的を記載した。
(2) 制度の概要	当該検査検定制度の概要を記載した。
(3) 施行年月日	当該検査検定制度の施行年月日を記載した。
(4) 制度改変の状況	当該検査検定制度の平成9年度から13年度までの主な制度改変状況を記載した。 なお、制度改変の影響を分析するに当たって必要な場合、平成8年度以前や14年度以降の制度改変状況も記載した。

3 検査検定対象

(1) 検査検定対象の名称・範囲等	当該検査検定制度の受検対象となる施設・設備、製品等の名称・範囲等を記載した。
(2) 検査検定受検者	当該検査検定制度を受検する者(事業者等)を記載した。

4 検査検定実施主体

(1) 検査検定実施主体名	当該検査検定を実施する主体名を記載した。
(2) 検査検定実施主体の所在地・窓口数等	実施主体の所在地・窓口数等を記載した。

5 検査検定基準

名称・法令等名	検査検定対象について合否を判定する、あるいは証明するに当たっての根拠(基準)を記載した。
---------	--

6 検査検定方法等

(1) 検査検定の実施時期	検査検定を実施する時期(使用開始前、届出時等)を記載した。	
(2) 検査検定の受検の申請書に係る電子化対応	受検の申請書に係る電子化の対応が行われている場合には「可」、行われていない場合には「否」、不明な場合には「不明」と記載した。	
(3) 検査検定の受検手数料	受検の際に納付すべき受検手数料を記載した。	
(4) 検査検定の実施方法	施設・設備	書面 実地
		運転中 運転停止
	製品等	型式 個別(全個) 個別(抽出)
		書面 実地
		検査場内 現地
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 書面検査、実地検査の該当するものに を印した。 また、対象が施設・設備の場合には運転中検査、運転停止時検査の別を、対象が製品等の場合には型式検査、個別検査(全個、抽出検査)の別及び検査場内検査、現地検査の別を で印した。 </div>		
(5) 合格付与権者	当該検査検定制度の合格付与権限を有する者の職名を記載した。	
(6) 合格付与方法	当該検査検定制度の合格付与方法(合格証の交付等)を記載した。	
(7) 検査検定の有効期間	検査検定の結果の効果が継続する期間又は定期検査の場合の検査周期を記載した。	

7 インセンティブ制度

インセンティブ制度の導入状況	優良な実績を有する事業場(受検者)についてインセンティブ制度(自己確認を認める、検査検定有効期間を延長する等)を導入している場合、その主な内容を記載した。
----------------	---

8 検査検定の実績

(単位:か所、件、千円)

区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(1) 対象事業者数	当該検査検定制度の対象となる事業者数を記載した。				
(2) 検査検定実施件数	当該検査検定の実施件数を記載した。				
(3) 手数料収入総額	当該検査検定制度に係る手数料収入総額を記載した。				

9 検査検定に要するコスト

(1) コスト分析の対象とした制度改変の状況等

コスト分析の前提となる制度改変の状況・内容及び整理分析に当たって留意した点等を記載した。

(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト

コスト分析の対象とした年度、受検者などについて特記すべき事項を記載した。

【区分】欄
全制度を通じて共通的に把握したコスト項目の区分を記載した。

【コスト発生の有無】欄
「」はすべての受検者に該当するもの、「」は一部の受検者に該当するもの、「」は該当しないとみられるものを示す。なお、制度改変により内容に変動があった場合は、「」のように前後の状況を記載した。

【1件当たりコスト】欄
受検に際し生じた負担について金額換算して記載した。制度によって1件当たりの整理が困難な場合は、「年度総額」といったようにその整理内容を記載した。制度改変のあったものでコスト変化があったものについては、前後の状況を左右に整理するなど適宜記載した。

【説明】欄
左記のコストの内容などについて必要に応じて記載した。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
手数料	<input type="checkbox"/>		受検に際し納入した手数料を記載した。
手数料以外の納付金	<input type="checkbox"/>		受検に際し納入した検査官の旅費実額などの手数料以外の納付金を記載した。
受検対応コスト	<input type="checkbox"/>	人件費	受検立会い等に要した人件費を記載した。()内には人時間を記載した。
		旅費	受検に要した旅費を記載した。
機会費用	<input type="checkbox"/>		この欄における「機会費用」は、受検のために運転を停止した設備等の運転から得られたはずの利益等を金額換算した額を記載した。
運搬コスト	<input type="checkbox"/>		試験場等に対象製品等を運搬するために要した費用を記載した。
保管コスト	<input type="checkbox"/>		申請から検査済証の交付等までの間、対象製品等を保管しておくために要した費用(倉庫費用等)を記載した。
書類作成コスト	<input type="checkbox"/>		受検するために提出した申請書類の作成・提出に要した費用を記載した。()内には人時間、枚数を記載した。
部外委託経費	<input type="checkbox"/>		受検に際して事前のチェックを民間試験機関に委託している場合等、部外委託を行っている場合に要した費用を記載した。
事前準備コスト	<input type="checkbox"/>		受検に際して準備が必要なもの(専用機材の準備等)に要した費用を記載した。
法定自主点検コスト	<input type="checkbox"/>		対象となる設備等について法定自主点検を行っている場合に要した費用を記載した。
任意自主点検コスト	<input type="checkbox"/>		対象となる設備等について任意に自主点検を行っている場合に要した費用を記載した。
インセンティブ適用コスト	<input type="checkbox"/>		インセンティブ制度の適用を受けるために要した費用(導入費、経常費)を記載した。
その他	<input type="checkbox"/>		から 以外に要した費用を記載した。
合計			上記 から の合計を記載した。

(3) 検査検定実施主体側が負担しているコスト

コスト分析の対象とした年度、検査検定実施主体などについて特記すべき事項を記載した。

表頭については、上記「(2) 検査検定受検者側が負担しているコスト」と同様である。

区分	コスト発生の有無	1件当たりコスト	説明
検査検定実施コスト	<input type="checkbox"/>	人件費	検査検定の実施に要した人件費を記載した。()内には人時間を記載した。
		旅費	検査検定の実施に要した旅費を記載した。
機器運搬コスト	<input type="checkbox"/>		試験場等に検査検定用機器を運搬するために要した費用を記載した。
機器維持管理コスト	<input type="checkbox"/>		検査検定用機器の維持管理のために要した費用を記載した。
その他	<input type="checkbox"/>		から 以外に要した費用を記載した。
合計			上記 から の合計を記載した。

10 制度改変の影響

(1) コスト	制度改変によって、受検者及び実施主体に与えたコスト変化の内容を記載した。
(2) 選択範囲	制度改変によって、受検者及び実施主体に与えた選択範囲の変化の内容を記載した。
(3) その他	制度改変によって、受検者及び実施主体に与えたコスト及び選択範囲以外の変化の内容を記載した。

制度別調査結果整理表

制度別調査結果整理表

制 度 別 索 引

省別整理番号	制度名	枝番号	検査検定関係許可等事項名	ページ
総務省				
総務 1	無線局の検査	1	新設検査	19
		2	変更検査	22
総務 2	無線設備機器の検定			25
総務 3	技術基準適合証明			28
総務 4	搬送式インターホン等の型式の指定			34
総務 5	無線設備等の点検に使用する測定器等の検査			36
総務 6	電気通信設備の技術基準適合確認	1	電気通信設備の技術基準適合確認	39
		2	電気通信設備の技術基準適合確認(変更)	41
総務 7	端末機器技術基準適合認定			43
総務 8	端末機器の設計についての認証			46
総務 9	端末設備基準適合認定			50
		1	製造所等の完成検査	51
		2	製造所等の完成検査前検査	54
総務 10	製造所等の検査	3	特定屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の保安に関する検査	57
		4	不等沈下等の場合の特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	59
総務 11	検定対象機械器具等の検定	1	型式承認に係る試験	60
		2	検定対象機械器具等の個別検定	63
総務 12	石油パイプライン事業用施設の検査()	1	事業用施設の完成検査	66
		3	事業用施設の一部完成検査	
		4	工事を必要としない事業用施設の検査	
		5	事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)	
		2	事業用施設の保安検査	
総務 13	事業所の新設又は変更の確認()			68
総務 14	特定防災施設等の設置の検査			70
				72
文部科学省				
文科 1	原子炉施設の検査	1	原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査	74
		2	原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査	
		3	原子炉施設の溶接検査	
		4	原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査	
		5	原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査	
文科 2	核燃料物質の使用施設等の検査	1	核燃料物質の使用施設等に係る施設検査(溶接検査を除く。)	82
		2	核燃料物質の使用施設等の変更に係る施設検査(溶接検査を除く。)	
		3	使用施設等に係る溶接検査	
文科 3	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認		(実績なし)	86
文科 4	核燃料物質等の運搬に関する確認			87
文科 5	放射性同位元素の使用施設等の検査	1	放射性同位元素の使用施設等の設置又は変更の施設検査	89
		3	詰替施設等の設置又は変更の施設検査	
		5	廃棄物詰替施設等の設置又は変更の施設検査	
		2	放射性同位元素使用施設等の定期検査	92
		4	詰替施設等の定期検査	
		6	廃棄物詰替施設等の定期検査	
文科 6	放射性同位元素装備機器の機構確認			95
文科 7	放射性同位元素等に係る運搬物確認			97
文科 8	教科書の検定			99
厚生労働省				
厚労 1	病院等の構造設備の検査			101
厚労 2	理容所の使用前の確認			103
厚労 3	美容所の使用前の確認			105
厚労 4	クリーニング所の使用前の確認			107
厚労 5	製品検査			109
厚労 6	獣畜のとさつ又は解体検査			112
厚労 7	専用水道布設工事の設計の確認			114
厚労 8	簡易専用水道の管理についての検査			116
厚労 9	医薬品、医療用具の検定			118

省別整理番号	制度名	枝番号	検査検定関係許可等事項名	ページ
厚労 10	新規化学物質の届出に基づく審査()			121
厚労 11	食鳥検査			123
		1	ボイラーの構造検査	125
		2	ボイラーの溶接検査	127
		3	ボイラーの使用検査	129
		4	第一種圧力容器の構造検査	131
		5	第一種圧力容器の溶接検査	133
		6	第一種圧力容器の使用検査	134
		7	移動式クレーンの製造検査	135
		8	移動式クレーンの使用検査	136
		9	ゴンドラの製造検査	137
		10	ゴンドラの使用検査	138
		11	特定機械等の輸入に係る検査	139
		12	ボイラーの落成検査	140
		13	ボイラーの変更検査	142
		14	ボイラーの使用再開検査	143
		15	第一種圧力容器の落成検査	144
		16	第一種圧力容器の変更検査	146
		17	第一種圧力容器の使用再開検査	147
		18	クレーンの落成検査	148
		19	クレーンの変更検査	150
厚労 12	特定機械等の検査	20	クレーンの使用再開検査	151
		21	移動式クレーンの変更検査	152
		22	移動式クレーンの使用再開検査	153
		23	デリックの落成検査	154
		24	デリックの変更検査	155
		25	デリックの使用再開検査	156
		26	エレベーターの落成検査	157
		27	エレベーターの変更検査	158
		28	エレベーターの使用再開検査	159
		29	建設用リフトの落成検査	160
		30	建設用リフトの変更検査	161
		31	ゴンドラの変更検査	162
		32	ゴンドラの使用再開検査	163
		33	ボイラーの性能検査	164
		34	第一種圧力容器の性能検査	167
		35	クレーンの性能検査	170
		36	移動式クレーンの性能検査	172
		37	デリックの性能検査	174
		38	エレベーターの性能検査	176
		39	ゴンドラの性能検査	178
		1	ゴム、ゴム加工物又は合成樹脂を練るロール機及びその急停止装置のうち電動的制動方式のもの個別検定	180
厚労 13	小型ボイラー等の個別検定	2	第二種圧力容器の個別検定	182
		3	小型ボイラーの個別検定	185
		4	小型圧力容器の個別検定	188
		5	小型ボイラー等の輸入に係る個別検定	190
厚労 14	プレス機械等の型式検定	1	プレス機械等の型式検定	191
		2	プレス機械等の輸入に係る型式検定(外国製造者)	194
		3	更新の検定	195
農 林 水 産 省				
農水 1	農産物の検査			198
農水 2	漁船の工事完成後の認定			202
農水 3	漁船登録票の検認			205
農水 4	種畜検査			207
農水 5	飼料等の検定	1	特定飼料等の検定	210
		2	規格設定飼料の検定	213
農水 6	指定検疫物等の検査	1	指定検疫物の輸入検査	216
		2	指定検疫物以外の物の検査	
		3	指定検疫物等の事前の検査	
		4	輸出検査	221
農水 7	医薬品の検定			224
農水 8	肥料の銘柄の登録			226
農水 9	農機具の検査			229
農水 10	輸出入植物等の検査			232
農水 11	種苗の検査			237
農水 12	農薬の登録			240
農水 13	輸入する指定動物の感染症の検査			244

経済産業省

	1	特定計量器の検定	246	
	2	変成器付電気計器の検査	250	
	3	車両等装置用計量器の装置検査	251	
	4	特定計量器の定期検査	252	
経産 1	5	届出製造事業者の特定計量器の型式承認	254	
	6	指定検定機関による特定計量器の試験		
	7	輸入特定計量器の型式承認		
	8	指定検定機関による輸入特定計量器の試験		
	9	特定計量器の型式承認の更新		
	10	輸入特定計量器の型式承認の更新		
	11	外国製造特定計量器の型式承認		
	12	指定検定機関による外国製造特定計量器の試験		
	13	外国製造特定計量器の型式承認の更新		
経産 2		基準器検査	257	
経産 3		計量証明検査	259	
経産 4		航空機の製造、修理の確認	261	
経産 5		航空機用機器の製造証明	264	
経産 6		特別特定製品の適合性検査	266	
経産 7		石油パイプライン事業用施設の検査()	(実績なし)	総務12参照
経産 8		導管の使用前検査	270	
経産 9	1	事業用電気工作物の使用前検査(原子力発電所)	272	
	2	事業用電気工作物の使用前安全管理審査	274	
	3	電気工作物の溶接安全管理審査	279	
	4	電気工作物の定期検査(原子力発電所)	283	
経産 10		燃料体の検査	285	
経産 11		特定電気用品の適合性検査	288	
経産 12	1	ガス工作物の使用前検査	291	
	2	ガス工作物の定期検査	294	
経産 13		特定ガス用品の適合性検査	296	
経産 14	1	完成検査	298	
	2	特定変更工事に係る完成検査	300	
	3	特定施設の保安検査	303	
	4	特定設備検査	306	
	5	輸入特定設備検査	310	
	6	本邦に輸出される特定設備の検査	312	
経産 15		輸入高圧ガスの検査	314	
経産 16	1	容器検査	316	
	2	容器再検査	318	
経産 17	1	附属品検査	320	
	2	附属品再検査	322	
経産 18		液化石油ガス貯蔵施設等の検査	324	
経産 19	1	充てん設備の完成検査	326	
	2	充てん設備の保安検査	328	
経産 20		特定液化石油ガス器具等の適合性検査	331	
経産 21		火薬類の製造施設等の検査	333	
経産 22		機械器具等についての性能検査	338	
経産 23		坑内用品の検定	341	
経産 24		事業所の新設又は変更の確認()	総務13参照	
経産 25		新規化学物質の届出に基づく審査()	厚労10参照	
経産 26	1	加工施設に係る使用前検査(溶接検査を除く。)	345	
	2	加工施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)		
	3	加工施設(輸入したものを除く。)の溶接検査		
	4	加工施設(輸入したものに限る。)の溶接検査		
	5	加工施設のうち一定のものの性能に係る定期検査		
経産 27	1	再処理施設に係る使用前検査(溶接検査を除く。)	351	
	2	再処理施設の変更に係る使用前検査(溶接検査を除く。)		
	3	再処理施設(輸入したものを除く。)に係る溶接検査		
	4	再処理施設(輸入したものに限る。)に係る溶接検査		
	5	再処理施設のうち一定のものの性能に係る定期検査		
経産 28	1	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認	358	
	2	放射性廃棄物に係る廃棄物埋設に関する確認	360	
経産 29	1	特定廃棄物管理施設に係る使用前検査	362	
	2	特定廃棄物管理施設の変更に係る使用前検査	363	
	3	特定廃棄物管理施設に係る溶接検査	365	
	4	輸入した特定廃棄物管理施設に係る溶接検査	366	
	5	特定廃棄物管理施設の定期検査	367	
経産 30		廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認	369	
経産 31		核燃料物質等の運搬に関する確認	371	
経産 32	1	原子炉施設の工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査	374	
	2	原子炉施設の変更に係る工事(溶接検査を除く。)及び性能に関する使用前検査		
	3	原子炉施設の溶接検査		
	4	原子炉施設のうち輸入したものの溶接検査		
	5	原子炉施設のうち一定のものの性能に係る定期検査		

国土交通省			
国交 1	自動車道の検査		380
国交 2	石油パイプライン事業用施設の検査()	1 事業用施設の完成検査 2 事業用施設の保安検査 3 事業用施設の一部完成検査 4 工事を必要としない事業用施設の検査 5 事業用施設の完成検査(法第15条第1項本文に規定するもの以外のもの)	総務12 参照
国交 3	船舶の総トン数測定	1 船舶の総トン数測定 2 船舶の総トン数の改測 3 製造中船舶の部分測定	382 384 385
国交 4	小型船舶の総トン数測定	1 小型船舶の総トン数測定 2 小型船舶の総トン数の改測	386 388
国交 5	小型漁船の総トン数の測定	1 小型漁船の総トン数の測定 2 小型漁船の総トン数の改測	389 391
国交 6	船舶の国際総トン数測定	1 船舶の国際トン数証書の交付のための測定 2 船舶の国際トン数証書の記載事項変更のための改測	392 394
国交 7	船舶検査	1 定期検査等 2 製造検査(30メートル以上の船舶) 3 製造検査(30メートル未満の船舶) 4 予備検査 5 型式の承認(船舶又は物件) 6 検定(船舶又は物件) 7 準備検査	395 398 399 400 401 402
国交 8	危険物の積付検査		403
国交 9	危険物のコンテナへの収納検査		405
国交 10	液状化物質の積付け検査		407
国交 11	海洋汚染防止設備等の検査	1 海洋汚染防止設備等の定期検査 2 海洋汚染防止設備等の中間検査 3 海洋汚染防止設備等の臨時検査 4 海洋汚染防止設備等の臨時航行検査 5 海洋汚染防止設備等の予備検査 6 海洋汚染防止設備等の型式承認 7 海洋汚染防止設備等の検定 8 第17条の19の検査	408 410 411 412 413
国交 12	焼却設備の検査		414
国交 13	ふん尿処理装置等の検定	1 ふん尿処理装置等の型式承認 2 ふん尿処理装置等の型式承認の変更 3 ふん尿処理装置等の検定	415 417
国交 14	気象測器の検定	1 気象測器の検定 2 気象測器の型式証明	419 422
国交 15	航空機の耐空証明	1 航空機の耐空証明 2 航空機の型式証明 3 航空機の修理改造検査 4 装備品等の型式等の承認 5 装備品等の型式適合認定	424 428 430 433 435
国交 16	航空機装備品の予備品証明		437
国交 17	飛行場又は航空保安施設の検査		439
国交 18	運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)		443
国交 19	運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)		
国交 20	特定救急用具の検査		445
国交 21	模擬飛行装置等の認定		447
国交 22	容器検査		449
国交 23	附属品検査		
国交 24	鉄道施設の検査		451
国交 25	鉄道車両の確認		455
国交 26	索道施設の検査		459
国交 27	軌道の運輸開始に係る検査	1 運輸開始認可の承認前の検査 2 運輸開始前又は開始後の竣工検査	462 464
国交 28	廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認	実績なし	466
国交 29	核燃料物質運搬の安全確認		467
国交 30	放射性同位元素等の運搬の安全確認		470
国交 31	自動車検査	1 新規検査 2 継続検査 3 臨時検査 4 構造等変更検査 5 予備検査 6 自動車の型式指定 7 特定装置の型式指定	472 476 479
国交 32	検査対象外軽自動車等の型式認定		481
国交 33	原動機付自転車用原動機の型式認定		483
国交 34	自動車ターミナルの検査		484
国交 35	許可工作物の完成検査		487
国交 36	工事の完了検査		489
国交 37	開発行為に関する工事の完了検査		491

省別整理番号	制度名	枝番号	検査検定関係許認可等事項名	ページ
国交 38	耐火構造の認定			493
国交 39	準耐火構造の認定			
国交 40	防火構造の認定			
国交 41	不燃材料の認定			
国交 42	耐火建築物に設ける防火戸等の認定			
国交 43	準耐火建築物に設ける防火戸等の認定			
国交 44	屋根の構造の認定			
国交 45	外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定			
国交 46	大規模木造建築物等の屋根の構造の認定			
国交 47	長屋等の各戸の界壁 構造の認定			
国交 48	し尿浄化槽の構造の認定			
国交 49	基礎等に使用する建築材料の適合認定			
国交 50	建築物の確認・検査			
国交 51	建築設備の確認・検査			501
国交 52	型式適合認定			504
国交 53	煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査			506
国交 54	製造施設等の工作物の確認・検査			509
国交 55	工場生産浄化槽の型式の認定	1	工場生産浄化槽の型式の認定	512
		2	外国工場において本邦に輸出される工場生産浄化槽の型式の認定	515
環 境 省				
環境 1	浄化槽の検査	1	浄化槽の設置後等の水質検査	516
		2	浄化槽の定期検査	517
環境 2	一般廃棄物処理施設の検査	1	一般廃棄物処理施設の使用前検査	519
		2	変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用前検査	
		3	一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認	521
環境 3	産業廃棄物処理施設の検査	1	産業廃棄物処理施設の使用前検査	522
		2	変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設の使用前検査	
		3	産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認	524
環境 4	新規化学物質の届出に基づく審査()			厚労10参照

付属資料 1

検査検定制度の現況（総括表）

(1) 整理番号			
(2) 制度名			
(3) 所管府省名		(4) 担当局課室等名	
(5) 創設年月（施行年月日）			
(6) 根拠法令名			
(7) 制度の目的			
(8) 制度創設の背景・経緯			
(9) 制度の概要	<フロー図>		
(10) 規制のコスト及び効果の分析・把握等の状況	実施状況	対象	
		実施の目的	
		実施者	
		実施時期	
		内容	
		結果の活用状況	
	分析・把握を行う場合に必要とされる指標等	指標	
	データ		
	帰着先の範囲		

(11) 本検査検定制度を構成する個別の検査検定（検査検定関係許認可等事項名）	(12) 根拠法令名、条項	(13)（個別表）の整理番号 - 枝番号
		-
		-
		-
		-

検査検定制度の現況（個別表）

(1) 整理番号 - 枝番号	-				
(2) 個別の検査検定名					
(3) 担当局課室等名					
(4) 創設年月（施行年月日）					
(5) 根拠法令名					
(6) 制度の目的					
(7) 制度創設の背景・経緯					
(8) 制度の概要	<フロー図>				
(9) 規制のコスト及び効果の分析・把握等の状況	実施状況	対 象			
		実 施 の 目 的			
		実 施 者			
		実 施 時 期			
		内 容			
		結 果 の 活 用 状 況			
	分析・把握を行う場合に必要とされる指標等	指 標			
	デ ー タ				
	帰着先の範囲				

1 検査検定対象

(1) 検査検定対象等	検査検定対象の名称					
	検査検定対象の範囲	（根拠法令等名、条項：）				
	検査検定対象の範囲の見直し状況	見直し年月日	見直しの内容・経緯等			
	検査検定対象の数の推移（単位）	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
売上高・生産額	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
	売上高	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	生産額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(2) 検査検定の実績	検査検定件数（受検率：％）	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	合格件数（合格率：％）	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
(3) 受検者の状況	受 検 者	（根拠法令等名、条項：）				
	受 検 者 数（実数・延べ数の別）	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
	受検の対象となる事業者及び数	（平成 年 月現在）				
関係団体の名称						
(4) 検査検定対象に関連する災害、事故故障等の発生件数（単位：件）	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	

2 検査検定実施主体

(1) 検査検定の実施主体	国の行政機関 本省 地方支分部局（名称：） その他の機関（名称：） （根拠法令等名、条項：）					
	独立行政法人（名称：） （根拠法令等名、条項：）					
	地方公共団体 都道府県 指定都市 市町村 その他（） （根拠法令等名、条項：）					
	検査検定に係る地方公共団体が処理する事務の区分 法定受託事務 自治事務					
	指定 検査 機関 等	公益法人（名称：） （根拠法令等名、条項：）				
		民間法人（名称：） （根拠法令等名、条項：）				
		その他（名称：） （根拠法令等名、条項：）				
	第三者認証（名称：） （根拠法令等名、条項：）					
	自己確認・自主保安 （根拠法令等名、条項：）					
	(2) 指定検査機関及び第三者認証の指定、登録等の基準等	（根拠法令等名、条項：）				
(3) 指定検査機関等の国等に対する報告事項	（根拠法令等名、条項：）					
(4) 検査検定実施主体の見直し状況	見直し年月日	見直しの内容・経緯等				
(5) 検査検定従事職員数	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
	人	人	人	人	人	
(6) 検査検定に係る経費	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
	予算額	千円	千円	千円	千円	
	実績額	千円	千円	千円	千円	

3 検査検定基準

(1) 検査検定基準の設定状況	検査検定基準の設定	名 称	
		根拠法令等名、条項	
		公表している場合、その方法・内容	
	検査検定基準の内容の見直し状況	見直し年月日	見直しの内容・経緯等
(2) 国際的な取組の状況			

4 検査検定方法

(1) 検査検定の方法等	検査検定の実施時期	(根拠法令等名、条項：)					
	検査検定の標準的処理期間	標準的処理期間					
		根拠法令等名、条項					
	検査検定の実施方法	A	型式	個別	D	検査場内	現地
		B	全数	抽出	E	運転中	運転停止
		C	書面	実地	F	その他()	
検査検定の方法の見直し状況	見直し年月日		見直しの内容・経緯等				
重複検査の排除の実施状況							
(2) 合格付与権者及び付与方法	合格付与権者	(根拠法令等名、条項：)					
	合格付与方法(形式)						
	合格付与内容の表示等の方法						
(3) 検査検定の有効期間	有効期間	(根拠法令等名、条項：)					
	有効期間の見直し状況	見直し年月日		見直しの内容・経緯等			
(4) 検査手数料	検査手数料	円 (根拠法令等名、条項：) (手数料を設定していない場合、その理由：)					
	検査手数料の積算根拠						
	検査手数料の見直し状況	見直し年月日		見直しの内容・経緯等			
	検査手数料の収入	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	
(5) 検査検定の申請書の提出状況	申請書	申請書及び申請書に添付する書類等の名称		電子化の可否	部数	根拠法令等名、条項	
	提出先						
	提出方法	窓口提出 郵送 その他()					

5 インセンティブ制度の導入状況

(1) インセンティブ制度の導入状況	インセンティブ制度を導入している場合、その内容	(根拠法令等名、条項：)				
	インセンティブ制度による事業者の認定基準	(根拠法令等名、条項：)				
(2) インセンティブ制度の実績	区分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
	認定申請件数	件	件	件	件	件
	認定件数	件	件	件	件	件
	認定事業者数	(平成 年 月現在)				

付属資料 2

検査検定制度に関する調査表 (受検者用)

対象制度	の検査
個別検査検定名	×××についての定期検査
対象品目	×××

調査対象制度について

- ・ 本調査表は、「 の検査」についての調査表です。
- ・ 「 の検査」のうち、「×××についての定期検査」について、設問にお答えください。
- ・ 本調査表は、「 の検査」を受検するに当たって受検者が負担するコスト等の実態を把握するために作成をお願いするものです。
- ・ 調査対象とした制度は、平成 年に～の制度改変が行われており、その影響を把握することも今回の調査の趣旨の一つです。

(対象制度の概要)

所管府省・担当局課	
根拠法令	
制度目的	
制度概要	
制度改変の概要	

記入に当たっての留意事項

- ・ 検査検定に関する事項については、原則として事業所単位で記入してください。
- ・ 設問にある一定の指標に基づいて、調査対象制度(品目)に係る過去5年分(平成9～13年度)のデータを記入してください。
- ・ 記録がない場合は、概数で結構ですから、担当者のご判断で記入してください。
- ・ 概数であっても具体的な数値を記入することが困難な場合は、備考欄にデータ推移の状況を記入してください。
- ・ なお、本調査表の13ページに記入要領をまとめてありますので、各欄の注とあわせて参照してください。

次ページ以下の調査事項は一般的な内容となっているが、実際に調査に使用する際は、個々の対象制度・品目等に則した内容となるよう、注書きの補足、該当しない項目の削除、調査対象範囲の明確化等を行う。

1 貴事業所の状況

・ 貴事業所の状況について記入してください。

表 1

貴事業所の名称等	株式会社 事業所
所在地	郵便番号 〇〇県 市
売上高（平成 13 年度）	百万円（うち 事業所 百万円）
従業員数（平成 13 年度）	人（うち 事業所 人）
資本金（平成 13 年度）	百万円
保安管理（品質管理）体制 （平成 13 年度）	

- (注) 1 売上高、従業員数、資本金については、全社ベースで記入してください。（売上高、従業員数については、調査対象事業所分がわかる場合は内数で付記してください。）
 2 「保安管理（品質管理）体制」欄には、貴事業所において整備している体制について、組織（課名等）・要員（配置人員数）の状況を記入してください。
 3 貴事業所の業務概況のわかるパンフレット等がありましたら 1 部添付してください。

2 検査検定対象の状況

・ 貴事業所における検査検定対象の設置、生産等の状況について記入してください。

表 2

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
検査検定対象の数					
生産量					
売上高・生産額					
価格・料金単価					
備 考					

- 説明： 1 本表には、検査検定の対象となる設備、製品等ごとの設置数、生産量等を記入する。
 2 検査検定ごとに指標が異なるので、個別の調査表においては、検査検定の内容に則した指標とし、注を付すこととする。（具体的には、個別留意事項においても説明を記載することとする。）

3 貴事業所における検査検定の受検状況

・ 検査検定対象に係る検査検定の受検件数について記入してください。

表 3 - 1

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
受検件数					
うち合格件数					
備 考					

(注) 検査検定対象の種類が複数ある場合等は内訳も付記してください。

・ 検査検定実施主体について、受検したものについて記入してください。

表 3 - 2

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
国					
独立行政法人					
地方公共団体					
指定検査機関(公益法人)					
指定検査機関(民間)					
第三者認証機関(登録機関)					
自己確認・自主保安					
備 考					

(注) 1 当該年度に受検した機関の欄に「 」を記入してください。

2 「第三者認証機関(登録機関)」とは、行政機関の代行機関となる指定検査機関とは異なり、自ら認証を行う機関として国等に認定(登録)されているものです。

・ 現在受検している検査検定実施主体を選択した理由について記入してください。

表 3 - 3

選 択 理 由	検査検定実施主体が単一で、他に選択肢がない。 手数料が安い。 検査に要する時間が短い。 受検時期の選択が可能。 検査場所が事業所に近い。 その他 具体的に ()
---------	---

(注) 1 該当する 欄にレ印を記入してください。

2 検査検定実施主体が複数あっても、実質的に選択の余地がない場合は「その他」にチェックして、具体的な内容を記入してください。

4 検査検定に係るコスト等

(1) 検査検定に係る手数料

・ 検査検定対象の受検に際し納入した手数料について記入してください。

表 4 - 1

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
手数料単価					
受検手数料(支払総額)					
備 考					

(注) 検査検定対象の種類が複数ある場合等は内訳も付記してください。

(2) 検査検定 1 件当たりに要する時間、人員数等

- ・ 検査検定対象の受検 1 件当たりに、要している時間、人員数等を、各段階（事前相談、予備審査、実地検査等）別に記入してください。（複数件数をまとめて処理している場合は、その旨注記した上で、1 回当たりの状況を記入してください。）

事前相談

表 4 - 2

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
事前相談に要する 時間数	時間 (日間)				
事前相談に対応する 人数					
事前相談場所 (所在地)					
備 考					

- (注) 1 「事前相談に要する時間数」は、実際に事前相談にかかった時間数を記入してください。また、数日にわたる場合は日数をカッコ書きで付記してください。
2 「事前相談に対応する人数」は、実際の事前相談に立ち会った人数を記入してください。（数日にわたる場合は、日ごとの人数又は 1 日当たり平均人数を記入してください。）
3 「事前相談場所」は、例えば「 事務所 (県 市) 」のように、名称と所在地を記入してください。

予備審査

表 4 - 3

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
予備審査に要する 時間数					
予備審査に対応する 人数					
予備審査場所 (所在地)					
備 考					

(注) の注参照

実地検査

表 4 - 4

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
実地検査に要する 時間数					
実地検査に対応する 人数					
実地検査場所 (所在地)					
備 考					

(注) の注参照。

(3) 機会費用に関連する状況

- ・ 検査検定の受検のために検査検定対象の設備等の運転を停止する必要がある場合は、以下の表に記入してください。

表 4 - 5

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
検査検定対象の 総稼働時間数					
受検による 総運転停止時間数					
備 考					

- (注) 1 それぞれ時間数を記入してください。なお、日数でしか把握していない場合は、その旨注記した上で日数を記入してください。
2 インセンティブ制度の適用を受けて運転時検査が導入されている場合は、運転時検査が導入されなければ必要とされたであろう停止時間数をカッコ書きで記入してください。

(4) 運搬・保管に係るコスト

- ・ 受検に関連して検査検定対象の運搬・保管にコストを要している場合は、以下の表に記入してください。

表 4 - 6

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
運搬コスト 〔 〕					
保管コスト 〔 〕					
備 考					

- (注) 1 受検 1 件当たりの状況を記入してください。(1 件当たりの把握が困難な場合は、総件数・総額を記入してください。)
2 「運搬コスト」とは、検査検定を受検するために試験場等に対象製品等を運搬するために要するコストをいい、該当ある場合はカッコ内に運搬コストの内容を記入の上、各年度に要した額を記入してください。
3 「保管コスト」とは、検査検定の申請から検査済証等の交付までの間、対象製品等を保存しておくために要するコスト(倉庫費用等)をいい、該当ある場合はカッコ内に保管コストの内容を記入の上、各年度に要した額を記入してください。

(5) 受検準備等に係るコスト

- ・ 検査検定を受検するための申請書類の作成・提出、事前準備段階で要する事務量等について記入してください。(受検 1 件当たりの状況を記入してください。1 件当たりの把握が困難な場合は、総件数・総額を記入してください。)

(申請書類の作成・提出)

表 4 - 7

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
申請書類の量					
申請書類提出方法					
書類作成コスト 〔 〕					
備 考					

- (注) 1 「申請書類の量」については、紙 A4 換算の枚数を記入してください。(厚さ 1 cm は 100 枚と換算)

してください。電子情報の場合で換算困難な場合はバイト数を記入してください。）

2 「申請書類提出方法」については、持参、郵送、電子メール等の別を記入してください。

3 「書類作成コスト」については、書類作成に要した時間数・人数・又は要した額を各年度の欄に記入してください。（カッコ内にその内容を記入のこと）

（受検のための部外委託経費）

表 4 - 8

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
部外委託経費 〔 〕					
備 考					

（注） 本表には、検査検定を受検するに際して、例えば、事前のチェックを民間試験機関に委託している場合等部外委託を行っている場合、カッコ内にその内容を記入の上、各年度に要した額を記入してください。

（その他事前準備）

表 4 - 9

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
その他事前準備コスト 〔 〕					
備 考					

（注） 本表には、検査検定を受検するに際して、特に準備することが必要となっているもの（例えば、専用機材の準備等）がある場合、カッコ内にその内容を記入の上、各年度に要した額、要した時間数・人数等を記入してください。

(6) 法定点検及び自主点検に係るコスト

- ・ 検査検定対象に係る保守点検整備の状況について記入してください。
(法定点検コスト)

表 4 - 11

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
法定点検コスト 〔 〕					
備 考					

(注) 本表には、検査検定の対象となる設備等について、法定点検を行っている場合、カッコ内にその内容を記入の上、各年度に要した額、要した時間数・人数等を記入してください。
部外委託している場合は、その旨注記した上で、委託費用の額を記入してください。

- ・ 法定点検とは別に、自主点検を行っている場合は、以下の表に記入してください。
(自主点検コスト)

表 4 - 11

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
自主点検コスト 〔 〕					
備 考					

(注) 本表には、自主点検(例:保安管理担当者等)を行っている場合、カッコ内にその内容を記入の上、各年度に要した額、要した時間数・人数等を記入してください。
部外委託している場合は、その旨注記した上で、委託費用の額を記入してください。
また、制度的に自己確認・自主保安に移行している場合も本表に記入してください。

(7) インセンティブ制度適用に伴うコスト

- ・ インセンティブ制度の適用を受けている場合、それに伴うコストについて、記入してください。

表 4 - 12

インセンティブ制度 導入時のコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入制度の内容 ・ 導入時期 ・ 導入時に要したコスト
----------------------	---

表 4 - 13

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
インセンティブ制度適用に伴う経常的コスト 〔 〕					
備 考					

(注) 本表には、インセンティブ制度の適用を受けるために経常的に要しているコスト(専門家の配置に係る経費等)について、カッコ内に内容を記入の上、各年度に要した額、要した時間数・人数等を記入してください。
部外委託している場合は、その旨注記した上で、委託費用の額を記入してください。
なお、上記「自主点検コスト」にインセンティブ制度適用に伴うコストが含まれる場合は、その旨備考に付記してください。

5 規制改革による制度改変の影響等

(1) 検査検定対象範囲の改変

- ・ 「の検査」については、平成年度に検査検定対象範囲の改変が行われ、従前対象であったについては対象から除外されています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表5 - 1

指 標	影響の内容	影響の程度等
・受検件数	増加・不変・減少	
・受検手数料支払総額	増加・不変・減少	
・受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・運搬コスト	増加・不変・減少	
・保管コスト	増加・不変・減少	
・申請書類作成コスト	増加・不変・減少	
・受検のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・事前準備コスト	増加・不変・減少	
・法定点検コスト	増加・不変・減少	
・自主点検コスト	増加・不変・減少	
・その他()	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものにを付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(削減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。
- 3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。また、影響が出ていない場合は、その理由として考えられるものを記入してください。

(2) 検査検定実施主体の改変

- ・ 「の検査」については、平成年度に検査検定実施主体の改変が行われ、従前の国が直接検査検定を実施する制度から、において検査検定を実施する制度に移行しています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表5 - 2

指 標	影響の内容	影響の程度等
・受検件数	増加・不変・減少	
・受検手数料支払総額	増加・不変・減少	
・受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・受検時期の選択の幅	増加・不変・減少	
・運搬コスト	増加・不変・減少	

・保管コスト	増加・不変・減少	
・申請書類作成のコスト	増加・不変・減少	
・受検のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・事前準備コスト	増加・不変・減少	
・法定点検コスト	増加・不変・減少	
・自主点検コスト	増加・不変・減少	
・その他()	増加・不変・減少	
(備考)		

(注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。

2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。

3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。また、影響が出ていない場合は、その理由として考えられるものを記入してください。

(3) 検査検定方法の改変

・ 「 の検査」については、平成 年度に検査検定方法の改変が行われ、従前の検査周期 年が、 年に延長されています。

この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表5 - 3

指 標	影響の内容	影響の程度等
・受検件数	増加・不変・減少	
・受検手数料支払総額	増加・不変・減少	
・受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・受検による運転停止時間数	増加・不変・減少	
・運搬コスト	増加・不変・減少	
・保管コスト	増加・不変・減少	
・申請書類作成のコスト	増加・不変・減少	
・受検のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・事前準備コスト	増加・不変・減少	
・法定点検コスト	増加・不変・減少	
・自主点検コスト	増加・不変・減少	
・その他()	増加・不変・減少	
(備考)		

(注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。

2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。

3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。また、影響が出ていない場合は、その理由として考えられるものを記入してください。

(4) 検査検定基準の国際的整合化

- ・ 「の検査」については、平成 年度に検査検定基準の改変が行われ、 について を可能とする国際的整合化が導入されています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 5 - 4

指 標	影響の内容	影響の程度等
・受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・申請書類作成コスト	増加・不変・減少	
・受検のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・事前準備コスト	増加・不変・減少	
・法定点検コスト	増加・不変・減少	
・自主点検コスト	増加・不変・減少	
・その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合 (割減等) は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。(輸入品の増加等)
- 3 「備考欄」には、 国際的整合化の活用状況 (活用開始時期・内容、活用していない場合はその理由) 活用しているが影響が出ていない場合は、その理由として考えられるもの、 指標では整理できない具体的事例があればその内容を記入してください。

(5) 検査検定基準の性能規定化

- ・ 「の検査」については、平成 年度に検査検定基準の改変が行われ、 について を可能とする性能規定化が導入されています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 5 - 5

指 標	影響の内容	影響の程度等
・受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・申請書類作成コスト	増加・不変・減少	
・受検のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・事前準備コスト	増加・不変・減少	
・法定点検コスト	増加・不変・減少	
・自主点検コスト	増加・不変・減少	
・その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合 (割減等) は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。(新た

な構造・部品、新たな技術の導入等)

3 「備考欄」には、性能規定化の活用状況(活用開始時期・内容、活用していない場合はその理由) 活用しているが影響が出ていない場合は、その理由として考えられるもの、その他指標では整理できない具体的事例があればその内容(市場に供給する商品の幅が広がった等)を記入してください。

(6) インセンティブ制度の導入

- ・ 「 の検査」については、平成 年度にインセンティブ制度が導入されており、 については、 とすることが可能となっています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表5 - 6

指 標	影響の内容	影響の程度等
・受検件数	増加・不変・減少	
・受検手数料支払総額	増加・不変・減少	
・受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・受検による運転停止時間数	増加・不変・減少	
・運搬コスト	増加・不変・減少	
・保管コスト	増加・不変・減少	
・申請書類作成コスト	増加・不変・減少	
・受検のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・事前準備コスト	増加・不変・減少	
・法定点検コスト	増加・不変・減少	
・自主点検コスト	増加・不変・減少	
・その他()	増加・不変・減少	
(備考)		

(注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。

2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。

3 「備考欄」には、 インセンティブ制度の活用状況(活用開始時期・内容) 活用しているが影響が出ていない場合は、その理由として考えられるもの、 その他指標では整理できない具体的事例があればその内容を記入してください。

- ・ インセンティブ制度を活用していない場合は、その理由を記入してください。

(7) その他の要因

- ・ 上記の規制改革による制度改変以外の要因が、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしていると考えられる場合、以下の表に記入してください。

表5 - 7

指 標	影響の内容	規制改革以外の要因
・ 受検件数	増加・不変・減少	
・ 受検手数料支払総額	増加・不変・減少	
・ 受検に要する時間数	増加・不変・減少	
・ 受検に対応する人数	増加・不変・減少	
・ 運搬コスト	増加・不変・減少	
・ 保管コスト	増加・不変・減少	
・ 申請書類作成コスト	増加・不変・減少	
・ 受験のための部外委託経費	増加・不変・減少	
・ 事前準備コスト	増加・不変・減少	
・ 法定点検コスト	増加・不変・減少	
・ 自主点検コスト	増加・不変・減少	
・ その他 ()	増加・不変・減少	
(備考)		

(注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付し、「規制改革以外の要因」欄に具体的な内容を記入してください。

2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。

3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。

(8) 規制改革による制度改変の影響について

- ・ 貴事業所において、規制改革による制度改変の影響が最も強く現われていると思われる事項について記入してください。

--

6 事故・災害、故障等の発生状況

- ・ 検査検定制度に合格した対象設備、製品等について、事故・災害、故障等の発生状況を記入してください。

表 6

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
発生件数					
事故・災害、故障等の内容・原因					
補償等への対応	引当金 損害保険 特に準備していない その他 ()				
備 考					

- (注) 1 発生件数、内容・原因については、貴事業所で把握している範囲のものを記入してください。
 2 「補償等への対応」欄は該当するものにチェックしてください。

- ・ 対象設備、製品等に係る品質管理の維持・向上について取り組んでいる実績(ISO9000シリーズやハサップ(HACCP)方式の導入等)があれば、その状況を記入してください。

--

7 検査検定制度に関する意見・要望等

- ・ 「 に関する検査」について、規制改革の方向性(検査対象範囲の見直し、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等事業者の負担軽減)を踏まえ、意見・要望等があれば記入してください。

--

- (注) 意見・要望等を記入するに当たり、その背景事情として、技術革新、技術力の向上の状況等についても記入してください。

記入要領

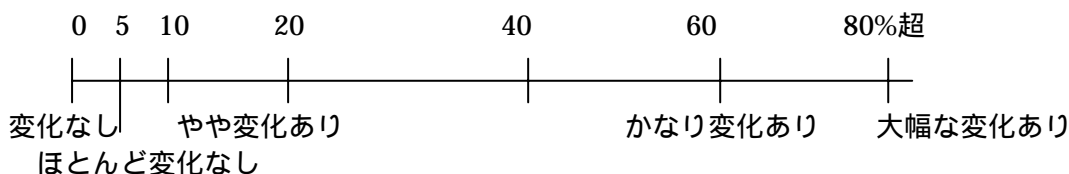
1 過去5年分(平成9～13年度)のデータの記入について

記録がある場合はそれに基づき、記録がない場合は担当者のご判断で5年分の数値を記入してください。担当者のご判断による場合は、概数でも結構です。

概数であっても具体的な数値を記入することが困難な場合は、備考欄にデータ推移の状況を記入してください。

過去5年分のデータ記入をお願いしているのは、5年間におけるデータの変化について把握するのが趣旨ですので、少なくとも13年度については概数でも数値を記入していただき、備考欄に「平成9年度に比して %の増(又は減)」等と記入してください。

その際、以下のような区切りをおおまかな目安としてください。



2 各設問の項目について

各設問における項目については、調査対象とした検査検定制度に則して設定していますが、内容によっては必ずしも項目として適当でない場合もあり得ます。その場合は、適宜、備考欄に実態に則した内容を記述してください。

例えば、項目4「検査検定に係るコスト等」の「(2)検査検定1件当たりに要する時間、人員数等」については、事前相談、予備審査、実地検査の3段階の構成を例示していますが、該当のない手続については記載不要です。また、例示以外の手続があれば、適宜欄を増やして記入してください。

3 自己確認・自主保安に移行した場合の書き方について

項目3「貴事業所における検査検定の受検状況」の「受検回数」については、自己確認・自主保安により実施した回数についても記入してください。(自己確認・自主保安によるものかどうかは、その下の検査検定実施主体について記入していただく表で把握します。)

項目4「検査検定に係るコスト等」の「(2)検査検定1件当たりに要する時間、人員数等」については、受験者とは別に存在する検査機関への対応を想定した設問になっていますので、自己確認・自主保安に移行した場合は「0」又は「-」となります。

項目4「検査検定に係るコスト等」の「(6)法定点検及び自主点検に係るコスト」の「自主点検コスト」については、制度的に自己確認・自主保安に移行した場合の状況も記入していただきますが、制度的には検査機関の検査を受検している場合であっても、自主点検を行っている場合は記入してください。

付属資料 3

検査検定制度に関する調査表 (検査検定実施主体用)

対象制度	の検査
個別検査検定名	×××についての定期検査
対象品目	×××

調査対象制度について

- ・ 本調査表は、「 の検査」についての調査表です。
- ・ 「 の検査」のうち、「×××についての定期検査」について、設問にお答えください。
- ・ 本調査表は、「 の検査」を実施するに当たって検査検定実施主体が負担するコスト等の実態を把握するために作成をお願いするものです。
- ・ 調査対象とした制度は、平成 年～の制度改変が行われており、その影響を把握することも今回の調査の趣旨の一つです。

(対象制度の概要)

所管府省・担当局課	
根拠法令	
制度目的	
制度概要	
制度改変の概要	

記入に当たっての留意事項

- ・ 設問にある一定の指標に基づいて、過去5年分(平成9～13年度)のデータを記入してください。
- ・ 記録がない場合は、概数で結構ですから、担当者のご判断で記入してください。
- ・ 概数であっても具体的な数値を記入することが困難な場合は、備考欄にデータ推移の状況を記入してください。
- ・ なお、本調査表の11ページに記入要領をまとめてありますので、各欄の注とあわせて参照してください。

次ページ以下の調査事項は一般的な内容となっているが、実際に調査に使用する際は、個々の対象制度・品目等に則した内容となるよう、注書きの補足、該当しない項目の削除、調査対象範囲の明確化等を行う。

1 貴機関の状況

- 貴機関の状況について記入してください。

表 1

貴機関の名称等	研究所	事業所
機関所在地	郵便番号 〇〇県 市	
売上高（平成 13 年度）	百万円（うち 事業所 百万円）	
従業員数（平成 13 年度）	人（うち 事業所 人）	
資本金（平成 13 年度）	百万円	

(注) 1 売上高、従業員数、資本金については、全社ベースで記入してください。(売上高、従業員数については、調査対象事業所分がわかる場合は内数で付記してください。なお、行政機関の場合は、売上高、資本金の記入は不要です。)

- 貴機関の業務概況のわかるパンフレット等がありましたら 1 部添付してください。

2 検査検定の実施体制

- 貴機関における調査対象品目の設備、製品等の検査検定実施体制について記入してください。

表 2

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
検査検定従事職員数					
検査検定に係る経費					
備 考					

(注) 1 「検査検定従事職員数」は、対象製品等の検査検定に従事している職員の数を記入し、所属部署、専任・兼任の区分を備考欄に付記してください。専任・兼任の仕分けが困難な場合は従事職員の総数を記入し、その旨(職員の範囲)を備考欄に付記してください。

- 「検査検定に係る経費」は、対象製品等の検査検定の実施に係る経費を記入してください。「対象製品等の検査検定」分が分別困難な場合は、それを含む経費を記入し、その旨備考欄に付記してください。(行政機関の場合は、予算額又は決算額を記入してください。)

3 検査検定対象の状況

- 貴機関の管轄区域内における検査検定対象の状況について記入してください。

表 3

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
検査検定対象の数					
検査検定対象事業者の数					
備 考					

(注) 1 「検査検定対象の数」には調査対象品目の設備、製品等の数を、「検査検定対象事業者の数」には受検者となる事業者の数を記入してください。

- 貴機関の管轄区域内における状況として把握している範囲で記入してください。

4 検査検定の実施状況

- 検査検定対象に係る検査検定の実施件数について記入してください。

表 4 - 1

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
検査検定実施件数					
うち合格件数					
備 考					

(注) 検査検定対象の種類が複数ある場合等は内訳も付記してください。

- 検査検定対象に係る手数料について記入してください。

表 4 - 2

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
手数料単価					
手数料収入額					
備 考					

(注) 1 手数料単価が複数ある場合は内訳も付記してください。(単価表等を添付して記入を省略していただいても結構です。)

2 手数料収入額は、当該年度の納付額の総額を記入してください。

3 手数料単価を貴機関において定めている場合は、その積算根拠を添付してください。

- 検査検定の実施に伴い、補助金・委託費等を受給している場合は、以下の表に記入してください。

表 4 - 3

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
補助金・委託費等の額 (名称等)					
備 考					

(注) 受給している補助金・委託費等の名称をカッコ内に、各年度の受給額を各欄に記入してください。

5 検査検定に係るコスト等

(1) 検査検定 1 件当たりに要する時間、人員数等

- 検査検定の実施 1 件当たりに、要している時間、人員数等を、各段階（事前相談、予備審査、実地検査等）別に記入してください。（複数件数をまとめて処理している場合は、その旨注記した上で、1 回当たりの状況を記入してください。）

事前相談

表 5 - 1

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
事前相談に要する 時間数	時間 (日数)				
事前相談に対応する 人数					
事前相談場所 (所在地)					
備 考					

- (注) 1 「事前相談に要する時間数」は、実際に事前相談にかかった時間数を記入してください。また、数日にわたる場合は日数をカッコ書きで付記してください。
 2 「事前相談に対応する人数」は、実際の事前相談に立ち会った人数を記入してください。
 3 「事前相談場所」は、例えば「 事務所 (県 市) 」のように、名称と所在地を記入してください。広域にわたる場合は「県内」のように管轄の範囲を記入してください。

予備審査

表 5 - 2

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
予備審査に要する 時間数					
予備審査に対応する 人数					
予備審査場所 (所在地)					
備 考					

(注) の注参照

実地検査

表 5 - 3

	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
実地検査に要する 時間数					
実地検査に対応する 人数					
実地検査場所 (所在地)					
備 考					

(注) の注参照。

(2) 検査検定用機器の運搬等に係るコスト

- ・ 検査検定の実施に関連して検査検定用機器の運搬及び維持管理にコストを要している場合は、以下の表に記入してください。

表5 - 4

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
運搬コスト 〔 〕					
維持管理コスト 〔 〕					
備 考					

- (注) 1 「運搬コスト」とは、検査検定を実施するために試験場等に検査検定用機器を運搬するために要するコストをいい、該当ある場合はカッコ内に運搬コストの内容を記入の上、各年度に要した額(又は要した時間・人数)を記入してください。(検査検定の実施1件当たりの状況を記入してください。複数件をまとめて処理している場合はその旨注記した上で、1回当たりの状況を記入してください。)
- 2 「維持管理コスト」とは、検査検定用機器の維持管理のために要するコストをいい、該当ある場合はカッコ内に保存コストの内容を記入の上、各年度に要した額(又は要した時間・人数)を記入してください。(年間総額を記入してください。また、検査検定用機器の名称・数のリスト(主なもの)を添付してください。)

(3) 申請受付に係るコスト

- ・ 検査検定を受検するための申請書の受付状況を記入してください。

表5 - 5

		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
申請書類の量						
申請書類提出件数						
方法別内訳	持参					
	郵送					
	その他()					
備 考						

- (注) 1 「申請書類の量」については、1件当たりの平均的な量を紙 A4 換算の枚数で記入してください。(厚さ1cmは100枚と換算してください。電子情報の場合で換算困難な場合はバイト数を記入してください。)
- 2 「申請書類提出件数」については、各年度の提出件数を記入の上、提出方法の内訳別の件数を各欄に記入してください。(件数の記入が困難な場合は、割合(%)を記入してください。)

6 規制改革による制度改変の影響等

(1) 検査検定対象範囲の改変

- ・ 「の検査」については、平成 年度に検査検定対象範囲の改変が行われ、従前対象であった については対象から除外されています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 6 - 1

指 標	影響の内容	影響の程度等
・検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・手数料収入総額	増加・不変・減少	
・検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・申請書類の量	増加・不変・減少	
・その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。
- 3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。また、影響が出ていない場合は、その理由として考えられるものを記入してください。

(2) 検査検定実施主体の改変

- ・ 「の検査」については、平成 年度に検査検定実施主体の移行が行われ、従前の国が直接検査検定を実施する制度から、 において検査検定を実施する制度に移行しています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 6 - 2

指 標	影響の内容	影響の程度等
・検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・手数料収入総額	増加・不変・減少	
・検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・申請書類の量	増加・不変・減少	
・その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。
- 3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。また、影響が出ていない場合は、その理由として考えられるものを記入してください。

(3) 検査検定方法の改変

- ・ 「 の検査」については、平成 年度に検査検定方法の改変が行われ、従前の検査周期 年が、 年に延長されています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 6 - 3

指 標	影響の内容	影響の程度等
・ 検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・ 手数料収入総額	増加・不変・減少	
・ 検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・ 検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・ 機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・ 機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・ 申請書類の量	増加・不変・減少	
・ その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合 (割減等) は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。
- 3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。また、影響が出ていない場合は、その理由として考えられるものを記入してください。

(4) 検査検定基準の国際的整合化

- ・ 「の検査」については、平成 年度に検査検定基準の変更が行われ、 について を可能とする国際的整合化が導入されています。
この制度変更について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 6 - 4

指 標	影響の内容	影響の程度等
・検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・手数料収入総額	増加・不変・減少	
・検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・申請書類の量	増加・不変・減少	
・その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。(輸入品の増加等)
- 3 「備考欄」には、 国際的整合化の活用状況(検査検定件数のうち、活用している件数等)、 国際的整合化の影響が出ていない場合は、その理由として考えられるもの、 指標では整理できない具体的な事例があればその内容を記入してください。

(5) 検査検定基準の性能規定化

- ・ 「の検査」については、平成 年度に検査検定基準の変更が行われ、 について を可能とする性能規定化が導入されています。
この制度変更について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 6 - 5

指 標	影響の内容	影響の程度等
・検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・手数料収入総額	増加・不変・減少	
・検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・申請書類の量	増加・不変・減少	
・その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。(新たな機器・技術の導入等)
- 3 「備考欄」には、 性能規定化の活用状況(検査検定件数のうち、活用している件数等)、 性能規定化の影響が出ていない場合は、その理由として考えられるもの、 その他指標では整理でき

ない具体的事例があればその内容を記入してください。

(6) インセンティブ制度の導入

- ・ 「の検査」については、平成年度にインセンティブ制度が導入されており、については、とすることが可能となっています。
この制度改変について、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしているか、記入してください。

表 6 - 6

指 標	影響の内容	影響の程度等
・ 検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・ 手数料収入総額	増加・不変・減少	
・ 検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・ 検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・ 機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・ 機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・ 申請書類の量	増加・不変・減少	
・ その他 (<input type="text"/>)	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものにを付してください。その影響の大きさについて定量的に表すことが可能な場合(割減等)は「影響の程度等」欄に記入してください。
- 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。
- 3 「備考欄」には、インセンティブ制度の活用状況(検査検定件数のうち、活用している件数等)、活用しているが影響が出ていない場合は、その理由として考えられるもの、その他指標では整理できない具体的事例があればその内容を記入してください。

(7) その他の要因

- ・ 上記の規制改革による制度改変以外の要因が、以下の指標に係るデータ推移に影響を及ぼしていると考えられる場合、以下の表に記入してください。

表6 - 7

指 標	影響の内容	規制改革以外の要因
・ 検査検定実施件数	増加・不変・減少	
・ 手数料収入総額	増加・不変・減少	
・ 検査検定に要する時間数	増加・不変・減少	
・ 検査検定に対応する人数	増加・不変・減少	
・ 機器運搬コスト	増加・不変・減少	
・ 機器維持管理コスト	増加・不変・減少	
・ 申請書類の量	増加・不変・減少	
・ その他 ()	増加・不変・減少	
(備考)		

- (注) 1 「影響の内容」の「増加・不変・減少」のいずれか該当するものに を付し、「規制改革以外の要因」欄に具体的に内容を記入してください。
 2 指標として追加すべきものがあれば「その他」のカッコ内に具体的に記入してください。
 3 「備考欄」には、指標では整理できない具体的事例があれば記入してください。

7 事故・災害、故障等の発生状況

- ・ 検査検定制度に合格した対象製品等について、事故・災害、故障等の発生状況を記入してください。

表7

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
発生件数					
事故・災害、故障等の内容・原因					
備 考					

- (注) 発生件数、内容・原因については、貴機関で把握している範囲のものを記入してください。

8 検査検定制度に関する意見・要望等

- ・ 「に関する検査」について、規制改革の方向性(検査対象範囲の見直し、自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等事業者の負担軽減)を踏まえ、意見・要望等があれば記入してください。

記入要領

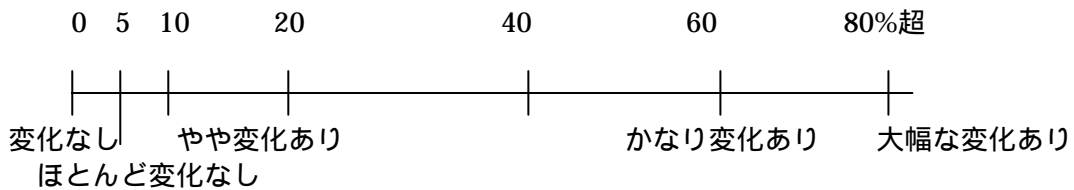
1 過去5年分(平成9～13年度)のデータの記入について

記録がある場合はそれに基づき、記録がない場合は担当者のご判断で5年分の数値を記入してください。担当者のご判断による場合は、概数でも結構です。

概数であっても具体的な数値を記入することが困難な場合は、備考欄にデータ推移の状況を記入してください。

過去5年分のデータ記入をお願いしているのは、5年間におけるデータの変化について把握するのが趣旨ですので、少なくとも13年度については概数でも数値を記入していただき、備考欄に「平成9年度に比して %の増(又は減)」等と記入してください。

その際、以下のような区切りをおおまかな目安としてください。



2 各設問の項目について

各設問における項目については、調査対象とした検査検定制度に則して設定していますが、内容によっては必ずしも項目として適当でない場合もあり得ます。その場合は、適宜、備考欄に実態に則した内容を記述してください。

例えば、項目5「検査検定に係るコスト等」の「(1)検査検定1件当たりに要する時間、人員数等」については、事前相談、予備審査、実地検査の3段階の構成を例示していますが、該当がなければ記載不要です。また、例示以外の手続があれば、適宜欄を増やして記入してください。

付属資料 4

平成 14 年 11 月 1 日

「検査検定制度に関する政策評価」研究会開催要領

総務省行政評価局
規制改革等担当評価監視官室

1 開催目的

総務省行政評価局（規制改革等担当室）では、平成 14 年度から 15 年度にかけて、「検査検定制度に関する政策評価」を実施することとしている。

この政策評価は、統一性評価として、検査検定制度全 129 制度を対象とし、その全貌を把握し明らかにするとともに、「企業活動や消費活動に与えるコスト、選択範囲等への影響が可能な限り小さくなっているかなど」という統一的な観点から横断的に評価するものである。

具体的には全 129 制度の主要構成要素（検査検定対象、検査検定実施主体、検査検定基準、検査検定方法）をベースにして、企業や消費者の活動に与えるコスト、それらの活動における選択範囲等への影響、その帰着先との相関関係等を明らかにすることが必要であり、その際、影響やその帰着先の範囲等をどのように確定し、把握するかが課題である。

本件については、既に本年 8 月から本省調査に着手しているが、12 月からは、検査実施主体、受検者双方を対象に、コスト、選択範囲等の実態がどうなっているかを把握するための実地調査を行う予定であり、そのための調査事項の設計及び分析手法の検討を進めているところである。

この研究会は、調査事項の設計や分析手法の検討について、その内容の信頼性・客観性を確保する観点から、政策評価、経済学等各分野の専門的知見を有する学識経験者の意見を適宜反映させていくために開催するものである。

2 検討事項

- (1) 12 月から行う実地調査における調査事項の設計について
- (2) 本政策評価における分析手法の検討について
- (3) その他

3 開催方法等

規制改革等担当評価監視官が主催する。

4 参集メンバー

別紙のとおり

5 庶務

本研究会の庶務は、規制改革等担当評価監視官室が行う。

(別紙)

「検査検定制度に関する政策評価」研究会参集メンバー

氏名	専門分野等	所属(職名)及び主な履歴
たなべ 田辺 くにあき 国昭	行政学、公共政策、社会保障、政策評価	東京大学大学院法学政治学研究科教授 政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員(H13.1~)
かねもと 金本 よしつぐ 良嗣	都市経済学、公共経済学、交通経済学	東京大学大学院経済学研究科教授 運輸政策審議会委員(H9~H13.1) 電気事業審議会専門委員(H10~H13.1) 政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員(H13.1~)
みやむら 宮村 てつお 鐵夫	信頼性工学、製品安全技術、新商品開発の進め方	中央大学理工学部経営システム工学科教授 規制改革委員会参与 総合規制改革会議基準認証ワーキンググループ主査
なかいずみ 中泉 たくや 拓也	契約理論、産業組織論、規制、政策評価	関東学院大学経済学部専任講師 通商産業省通商産業研究所客員研究員(H11.6~H13.3) 独立行政法人経済産業研究所研究協力者(H13.4~H14.3) 国土交通省次世代内航海運懇談会委員(H13.5~H14.4) 独立行政法人経済産業研究所非常勤リサーチアソシエイト(H14.4~)
むらばやし 村林 まさつぐ 正次	都市政策、都市開発、住宅政策	(株)価値総合研究所(戦略調査事業部長)主席研究員 (財)日本開発構想研究所(S53.4入社) (株)住信基礎研究所(S63.7入社)
あらかわ 荒川 じゅん 潤	公共経営(政策評価・行政評価・業績評価)、産業政策	(株)UFJ総合研究所新戦略部主任研究員

付属資料 5

投入時間・人員の金額換算方法（時間価値）

1 今回用いた投入時間・人員の金額換算方法

時間価値とは、投入される時間の価値を金額換算化したものである。人の時間価値を算出する方法の1つである「所得接近法」では、投入される時間を所得機会（労働）に充当させた場合に得られる所得の増分をもって、時間価値を求める方法であり、この場合の時間価値は、時間あたり賃金（賃金率）をもって算定される。

本政策評価において、検査検定の受検もしくは実施等に投入される時間の金額換算化を行うに際しては、表1のとおり、厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」（平成15年版）を基に、所得接近法に基づいて算出した時間価値を用いることとし、調査対象期間をカバーする平成9年から14年までの平均値である1時間あたり2,313円を、受検者と検査検定実施主体を問わず、統一的に用いた。

表1 時間価値の算定

暦年	実労働時間数 (時間/年)	現金給与総額 (円/年)	時間価値(/) (円/時間)
平成9年	1,891.2	4,460,040	2,358
10年	1,870.8	4,397,772	2,351
11年	1,839.6	4,244,148	2,307
12年	1,852.8	4,265,688	2,302
13年	1,836.0	4,216,020	2,296
14年	1,825.2	4,121,760	2,258
平成9～14年平均	1,852.6	4,284,238	2,313

(注) 厚生労働省大臣官房統計調査部「毎月勤労統計調査年報」を基に当省が作成した。

なお、所得接近法を用いて時間価値を算出する場合、居住地（地域区分）や業種（産業区分）等の特性を反映した形で、区分ごとに時間価値を求めることも考えられるが、便宜的には全国一律の平均値を用いることが多い。本政策評価は、検査検定全126制度について統一的に評価を行うことを目的としているため、全国平均値を用いて算出した値を採用した。

2 参考

今回の政策評価においては、「毎月勤労統計調査年報」における「現金給与総額」を基

に時間価値を求めているが、分析対象が社会全般にわたる場合、所得機会の計算根拠として、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」における「雇用者報酬」を用いて時間当たり賃金率を求める方法も考えられる。

「雇用者報酬」には、現金給与総額に加え、雇主の健康保険・雇用年金等の社会保障基金への負担金や厚生年金・適格退職年金等への負担金等、企業の負担分が加わるなど、時間価値の概念に企業側の負担まで含めて算出しようという考えであり、今回の政策評価における時間価値の概念により近いものであると考えられる。

しかし、()「国民経済計算年報」は、各年版において過去の確定値が随時補正されることになるため、分析時点での最新年版を用いることが必要であること、()現時点での最新年版である「平成 15 年版国民経済計算年報」では、平成 13 年 12 月までのデータを収録しているものの、今回の調査対象期間に含まれる 14 年 1 月から 3 月までの期間はカバーしていないこと及び()表 2 のとおり、結果として「毎月勤労統計調査年報」における「現金給与総額」と内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」における「雇用者報酬」とを用いた時間価値の値に大きな差がないことなどの理由により、今回の政策評価においては、「毎月勤労統計調査年報」における「現金給与総額」を基に算出した時間価値を採用した。

表 2 時間価値の算定(雇用者報酬を用いる場合)

歴年	実労働時間数 (時間/年)	就業者数 (万人)	雇用者報酬 (10 億円)	時間価値 (円/時間)
平成 9 年	1,891.2	6,557	283,735.6	2,288
10 年	1,870.8	6,514	281,012.6	2,306
11 年	1,839.6	6,462	276,514.4	2,326
12 年	1,852.8	6,446	278,380.4	2,331
13 年	1,836.0	6,412	277,129.9	2,354

(注)内閣府社会経済総合研究所「平成 15 年版国民経済計算年報」を基に当省が作成した。

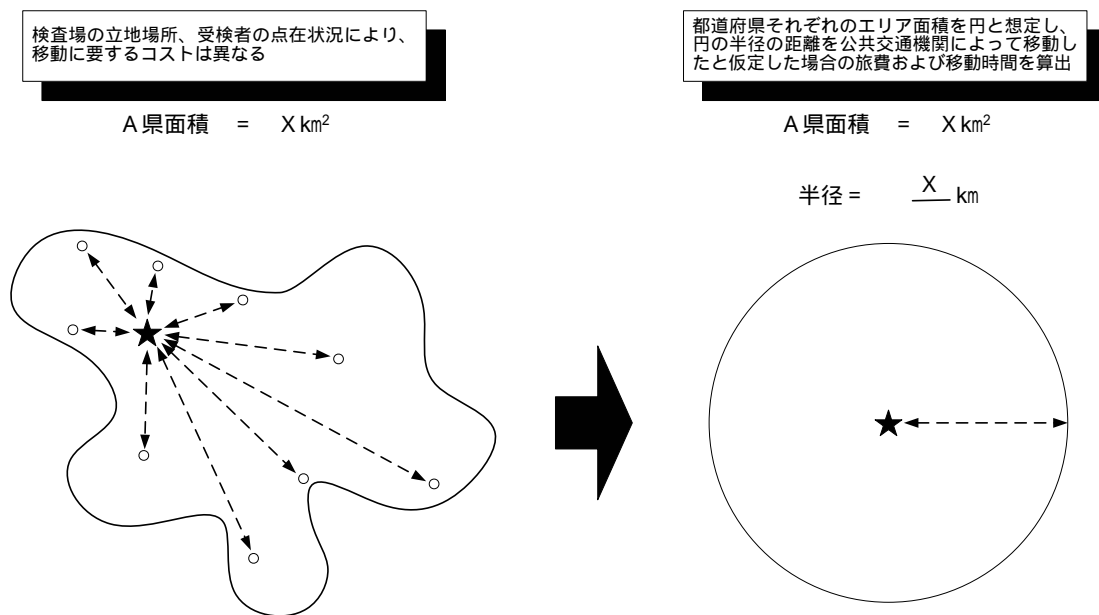
旅 費 の 金 額 換 算 方 法

1 同一都道府県内の移動

検査場が各都道府県におおむね 1 拠点ずつ存在している場合は、受検者は、当該都道府県一円から当該検査場に出向くこととなる。

この場合、検査場の所在地、受検者の点在状況により、移動に要する旅費はそれぞれ異なるが、当該コストを一般化するために、図 1 のとおり、47 都道府県それぞれのエリア面積（地形）を円と想定し、この円の半径の距離を求め、当該距離相当分を公共交通機関によって移動したと仮定した場合の運賃及び移動時間費を推計することによってコストを算出することとした。

図 1 同一都道府県内の移動のケースにおける一般化コストの算出イメージ



この算出に当たっては、距離相当分の運賃については JR 運賃表の該当距離区間の運賃を採用するとともに、移動時間費用については移動時間を表定速度 40km / 時として推計（ただし沖縄県は、ゆいレールの表定速度 28km / 時で推計）し、さらにこの移動時間に時間価値である 1 時間当たり 2,313 円（付属資料 5 参照）を乗ずることにより、付表 1 及び 2 のとおり、同一都道府県内での移動ケースの旅費（コスト）を求めた。

この結果は、次のとおりである。

特定地点間移動は、それぞれの移動地点間ごとに「旅費マトリクス」で示された数値をそのまま当てはめて、その平均値を受検 1 件当たりの旅費として採用する。

不特定地点間移動は、「旅費マトリクス」から得た全国平均値 6,910 円を四捨五入し、7,000

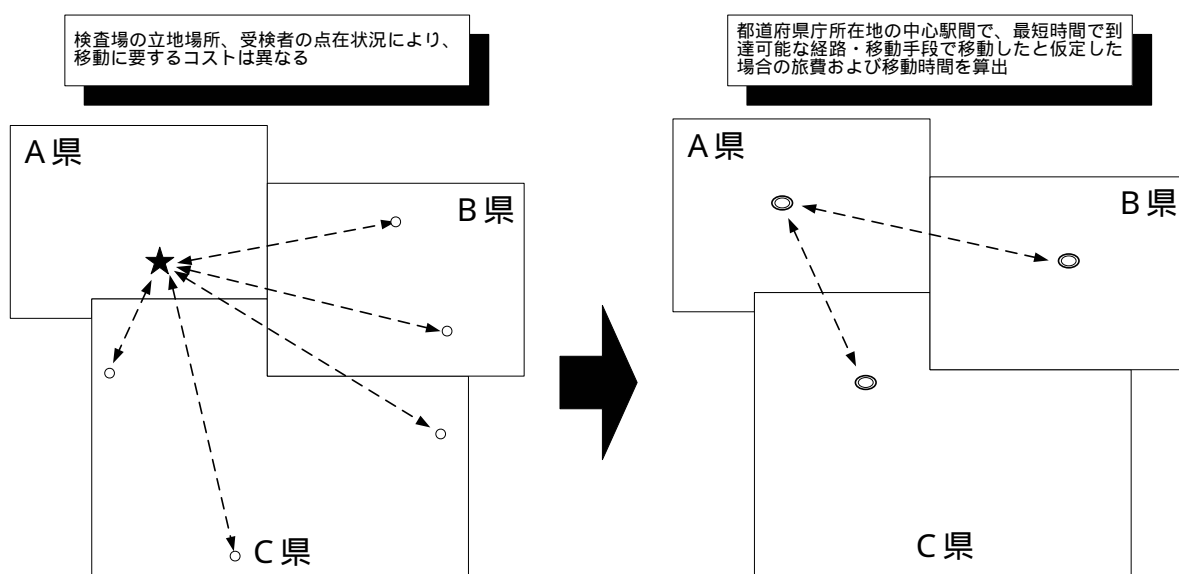
円（1人・1往復）を受検1件当たりの旅費として採用する。

2 同一都道府県内以外の移動

検査場が受検者の所在する都道府県にはなく、地域ブロックや全国1か所などの場合は、受検者は、都道府県間を移動して当該検査場に出向くこととなる。

この場合、検査場の所在地、受検者の点在状況により、移動に要する旅費はそれぞれ異なるが、当該コストを一般化するために、図2のとおり、47都道府県庁所在地の中心駅（沖縄は那覇空港）間で、最短時間で到達可能な経路・移動手段で移動したと仮定した場合の旅費及び移動時間を推計することによってコストを算出することとした。

図2 都道府県間の移動のケースにおける一般化コストの算出イメージ



この算出に当たっては、距離相当分の運賃については各都道府県間の移動パターン（ $47 \times 46 \div 2$ 通り）それぞれにおいて、運賃計算ソフト「駅すぱあと」を用いて最短時間で到達可能な経路・移動手段の選定、運賃・移動時間を推計し、さらに、上記1同様、この移動時間に時間価値である1時間あたり2,313円（付属資料5参照）を乗ずることにより、付表2のとおり、都道府県間での移動のケースの旅費（コスト）を求めた。

この結果は、次のとおりである。

特定地点間移動は、それぞれの移動地点間ごとに「旅費マトリクス」で示された数値をそのまま当てはめて、その平均値を受検1件当たりの旅費として採用する。

不特定地点間移動については、次のとおり、区分したものを採用した（付表3）。

(a) ブロック内の移動

検査検定実施主体がおおむね各地域ブロック（北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄と仮定）に1か所ずつ存在する場合には、各都道府県と当該ブロックの中心県である北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

との間の移動に要するそれぞれの旅費を「旅費マトリクス」から得て、全都道府県の平均値 16,956 円を四捨五入し、17,000 円を採用した。

(b) 全国 2 か所又は 3 か所間の移動

検査検定実施主体がおおむね全国 2 か所又は 3 か所存在する場合には、検査検定実施主体が東京（東日本）及び大阪（西日本）に 1 か所ずつ存在と仮定し、各都道府県と東京都及び大阪府との間の移動に要するそれぞれの旅費を「旅費マトリクス」から得て（注）、全都道府県の平均値 29,140 円を四捨五入し、29,000 円を採用した。

（注）当該都道府県から東京までの旅費と大阪までの旅費とを比較し、より金額の小さい方を採用した。

(c) 全国 1 か所間の移動

検査検定実施主体がおおむね全国 1 か所存在する場合には、検査検定実施主体が東京に存在すると仮定し、それぞれの都道府県と東京都との間の移動に要する旅費を「旅費マトリクス」から得て、全都道府県の平均値 45,540 円を四捨五入し、46,000 円を採用した。

付表1 同一都道府県内の移動のケースにおける一般化コスト

都道府県	旅費 (円)	面積 (km ²)	面積を円 にしたと きの半径 (km)	運賃 (円)	摘要	移動 時間	移動時間 費用(円)	片道旅費 (円)
	× 2							= (+)
1 北海道	25,149	83,454.1	163.0	3,150	JR 北海道	244分	9,425	12,575
2 青森県	8,170	9,234.8	54.2	950	JR 東日本(幹線)	81分	3,135	4,085
3 岩手県	10,285	15,278.5	69.7	1,110	JR 東日本(幹線)	105分	4,033	5,143
4 宮城県	7,045	6,861.6	46.7	820	JR 東日本(幹線)	70分	2,702	3,522
5 秋田県	9,197	11,434.2	60.3	1,110	JR 東日本(幹線)	90分	3,489	4,599
6 山形県	7,251	7,394.4	48.5	820	JR 東日本(幹線)	73分	2,805	3,625
7 福島県	9,880	13,782.5	66.2	1,110	JR 東日本(幹線)	99分	3,830	4,940
8 茨城県	6,574	6,095.6	44.0	740	JR 東日本(幹線)	66分	2,547	3,287
9 栃木県	6,863	6,408.3	45.2	820	JR 東日本(幹線)	68分	2,612	3,432
10 群馬県	6,685	6,363.2	45.0	740	JR 東日本(幹線)	68分	2,602	3,342
11 埼玉県	5,145	3,767.1	34.6	570	JR 東日本(幹線)	52分	2,002	2,572
12 千葉県	5,912	4,996.2	39.9	650	JR 東日本(幹線)	60分	2,306	2,956
13 東京都	3,892	2,102.4	25.9	450	JR 東日本(特定区間)	39分	1,496	1,946
14 神奈川県	4,167	2,415.5	27.7	480	JR 東日本(幹線)	42分	1,603	2,083
15 新潟県	8,724	10,938.9	59.0	950	JR 東日本(幹線)	89分	3,412	4,362
16 富山県	4,414	2,801.8	29.9	480	JR 西日本(幹線)	45分	1,727	2,207
17 石川県	5,521	4,185.4	36.5	650	JR 西日本(幹線)	55分	2,111	2,761
18 福井県	5,523	4,189.0	36.5	650	JR 西日本(幹線)	55分	2,112	2,762
19 山梨県	5,529	4,201.2	36.6	650	JR 東日本(幹線)	55分	2,115	2,765
20 長野県	9,544	12,598.5	63.3	1,110	JR 東日本(幹線)	95分	3,662	4,772
21 岐阜県	8,493	10,209.3	57.0	950	JR 東海(幹線)	86分	3,296	4,246
22 静岡県	7,226	7,328.7	48.3	820	JR 東海(幹線)	72分	2,793	3,613
23 愛知県	6,148	5,119.0	40.4	740	JR 東海(幹線)	61分	2,334	3,074
24 三重県	6,432	5,760.7	42.8	740	JR 東海(幹線)	64分	2,476	3,216
25 滋賀県	5,191	3,855.1	35.0	570	JR 西日本(幹線)	53分	2,026	2,596
26 京都府	5,732	4,613.0	38.3	650	JR 西日本(幹線)	57分	2,216	2,866
27 大阪府	3,599	1,893.6	24.6	380	JR 西日本(特定区間)	37分	1,420	1,800
28 兵庫県	7,878	8,392.8	51.7	950	JR 西日本(幹線)	78分	2,989	3,939
29 奈良県	5,104	3,691.1	34.3	570	JR 西日本(幹線)	51分	1,982	2,552
30 和歌山県	5,785	4,725.6	38.8	650	JR 西日本(幹線)	58分	2,243	2,893
31 鳥取県	5,004	3,507.2	33.4	570	JR 西日本(幹線)	50分	1,932	2,502
32 島根県	6,984	6,707.3	46.2	820	JR 西日本(幹線)	69分	2,672	3,492
33 岡山県	7,102	7,008.7	47.2	820	JR 西日本(幹線)	71分	2,731	3,551
34 広島県	7,908	8,477.4	51.9	950	JR 西日本(幹線)	78分	3,004	3,954
35 山口県	6,581	6,110.8	44.1	740	JR 西日本(幹線)	66分	2,550	3,290
36 徳島県	5,681	4,145.3	36.3	740	JR 四国(幹線)	54分	2,100	2,840
37 香川県	3,695	1,861.8	24.3	440	JR 四国(幹線)	37分	1,408	1,848
38 愛媛県	6,576	5,676.6	42.5	830	JR 四国(幹線)	64分	2,458	3,288
39 高知県	7,340	7,104.9	47.6	920	JR 四国(幹線)	71分	2,750	3,670
40 福岡県	5,980	4,840.9	39.3	720	JR 九州(幹線)	59分	2,270	2,990
41 佐賀県	4,303	2,439.3	27.9	540	JR 九州(幹線)	42分	1,611	2,151
42 長崎県	5,615	4,093.6	36.1	720	JR 九州(幹線)	54分	2,087	2,807
43 熊本県	7,243	6,908.8	46.9	910	JR 九州(幹線)	70分	2,712	3,622
44 大分県	6,611	5,804.5	43.0	820	JR 九州(幹線)	64分	2,486	3,306
45 宮崎県	7,155	6,684.7	46.1	910	JR 九州(幹線)	69分	2,667	3,577
46 鹿児島県	8,395	9,132.6	53.9	1,080	JR 九州(幹線)	81分	3,118	4,198
47 沖縄県	5,523	2,272.1	26.9	540	JR 九州(幹線)	58分	2,222	2,762
平均	6,910							

- (注) 1 面積は、平成14年国土地理院のデータに基づいた。
2 表定速度は、表定時速40kmで算出したが、沖縄県は「ゆいレール」の表定時速28km算出した。
3 移動時間費用は、平成9年～14年の平均2,313円/時間で算出した(付属資料5参照)。

付表2 旅費マトリクス

(単位:円)

No.	都道府県		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
	発着地		札幌駅	青森駅	盛岡駅	仙台駅	秋田駅	山形駅	福島駅	水戸駅	宇都宮駅	前橋駅
1	北海道	札幌駅	25,149	50,772	62,041	63,428	60,301	67,092	73,504	76,792	75,114	78,584
2	青森県	青森駅	50,772	8,170	24,856	36,468	24,995	46,969	43,344	62,984	53,530	64,776
3	岩手県	盛岡駅	62,041	24,856	10,285	17,963	17,929	29,083	25,389	54,814	36,396	50,778
4	宮城県	仙台駅	63,428	36,468	17,963	7,045	31,956	11,241	10,075	35,396	23,382	41,449
5	秋田県	秋田駅	60,301	24,995	17,929	31,956	9,197	28,101	39,225	71,030	50,652	63,266
6	山形県	山形駅	67,092	46,969	29,083	11,241	28,101	7,251	13,684	41,022	28,368	47,754
7	福島県	福島駅	73,504	43,344	25,389	10,075	39,225	13,684	9,880	29,237	16,783	36,589
8	茨城県	水戸駅	76,792	62,984	54,814	35,396	71,030	41,022	29,237	6,574	18,388	30,705
9	栃木県	宇都宮駅	75,114	53,530	36,396	23,382	50,652	28,368	16,783	18,388	6,863	22,280
10	群馬県	前橋駅	78,584	64,776	50,778	41,449	63,266	47,754	36,589	30,705	22,280	6,685
11	埼玉県	浦和駅	64,193	50,385	47,948	29,146	58,584	35,452	53,414	18,280	11,418	15,227
12	千葉県	千葉駅	66,492	52,684	45,996	36,006	60,730	42,158	31,213	18,134	19,404	22,796
13	東京都	東京駅	61,048	47,240	41,158	31,189	55,286	37,340	26,175	16,969	14,366	17,835
14	神奈川県	新横浜駅	62,759	48,951	48,588	38,599	56,997	51,159	33,805	23,959	21,376	25,465
15	新潟県	新潟駅	69,108	106,502	62,062	54,613	33,763	60,918	50,393	46,829	38,804	26,011
16	富山県	富山駅	79,907	87,987	105,413	76,442	96,033	90,195	60,155	65,910	48,565	36,612
17	石川県	金沢駅	88,391	90,929	87,103	69,141	98,975	74,622	80,885	68,852	53,638	41,885
18	福井県	福井駅	89,016	91,151	87,729	69,766	90,596	75,247	79,842	69,478	60,035	47,455
19	山梨県	甲府駅	78,349	64,540	55,112	46,183	72,586	52,908	41,543	34,489	29,334	32,804
20	長野県	長野駅	88,266	72,195	54,998	46,708	67,065	53,434	41,869	40,004	30,280	18,792
21	岐阜県	岐阜駅	80,527	72,075	72,603	65,604	71,521	71,912	37,643	50,097	48,134	51,603
22	静岡県	静岡駅	94,999	65,068	56,126	47,617	73,114	54,408	42,823	34,657	32,074	35,543
23	愛知県	名古屋駅	77,874	69,422	69,950	62,951	68,868	69,259	54,679	46,933	44,329	48,439
24	三重県	津駅	87,665	79,213	79,352	72,353	78,658	79,049	64,469	56,724	54,120	58,230
25	滋賀県	大津駅	89,271	80,049	80,034	70,978	77,236	74,285	63,519	56,833	54,870	58,339
26	京都府	京都駅	88,209	78,986	78,972	69,915	84,277	73,223	61,828	55,143	53,179	56,649
27	大阪府	新大阪駅	84,316	75,093	75,079	66,022	72,281	69,330	71,206	56,796	54,833	58,302
28	兵庫県	新神戸駅	87,858	78,635	78,621	69,564	75,823	72,872	74,747	58,530	57,029	60,499
29	奈良県	奈良駅	88,914	79,692	79,677	70,621	76,879	73,928	75,804	59,957	57,994	61,463
30	和歌山県	和歌山駅	88,034	85,219	85,204	76,148	75,999	79,455	79,448	67,881	65,586	69,056
31	鳥取県	鳥取駅	119,804	105,996	104,436	98,446	114,041	108,203	93,433	83,918	81,623	85,093
32	島根県	松江駅	118,938	105,129	113,071	104,015	113,175	107,337	92,566	83,052	80,757	84,227
33	岡山県	岡山駅	101,014	92,036	92,022	77,534	89,224	86,273	82,718	65,940	63,976	67,446
34	広島県	広島駅	97,839	103,746	103,732	89,316	113,238	94,797	94,269	81,591	70,875	74,344
35	山口県	山口駅	116,375	116,821	115,471	107,853	124,866	119,028	104,258	94,744	92,449	95,918
36	徳島県	徳島駅	98,687	84,879	88,712	78,743	92,924	87,086	73,729	62,801	60,506	63,976
37	香川県	高松駅	114,847	101,038	96,925	78,963	109,084	84,444	89,038	78,961	76,666	80,136
38	愛媛県	松山駅	109,408	104,619	104,604	95,548	111,650	98,855	92,455	81,527	79,232	82,701
39	高知県	高知駅	127,321	104,298	111,055	112,398	112,344	118,706	93,149	82,221	79,926	83,395
40	福岡県	博多駅	109,982	92,664	92,235	85,265	108,714	90,746	95,341	78,591	76,296	79,765
41	佐賀県	佐賀駅	110,804	102,738	102,309	95,339	118,788	100,820	105,415	88,665	86,370	89,840
42	長崎県	長崎駅	137,051	119,413	124,984	122,128	127,459	128,435	106,850	97,336	95,041	98,511
43	熊本県	熊本駅	116,537	115,091	121,047	101,072	123,136	106,553	102,528	93,013	90,718	94,188
44	大分県	大分駅	125,236	115,028	115,999	109,762	123,073	110,250	102,465	92,951	90,656	94,125
45	宮崎県	宮崎駅	126,678	117,455	117,441	108,384	106,886	111,692	86,278	76,686	74,468	77,938
46	鹿児島県	西鹿児島駅	125,602	122,828	122,813	122,957	119,473	117,064	98,865	89,351	87,056	90,525
47	沖縄県	那覇空港	118,456	110,775	109,761	111,333	133,283	133,674	107,641	96,146	93,851	97,320
平均			89,841	78,882	75,699	66,958	80,495	72,674	64,769	59,593	54,502	57,985

(単位：円)

No.	都道府県 発着地		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
			浦和駅	千葉駅	東京駅	新横浜駅	新潟駅	富山駅	金沢駅	福井駅	甲府駅	長野駅
1	北海道	札幌駅	64,193	66,492	61,048	62,759	69,108	79,907	88,391	89,016	78,349	88,266
2	青森県	青森駅	50,385	52,684	47,240	48,951	106,502	87,987	90,929	91,151	64,540	72,195
3	岩手県	盛岡駅	47,948	45,996	41,158	48,588	62,062	105,413	87,103	87,729	55,112	54,998
4	宮城県	仙台駅	29,146	36,006	31,189	38,599	54,613	76,442	69,141	69,766	46,183	46,708
5	秋田県	秋田駅	58,584	60,730	55,286	56,997	33,763	96,033	98,975	90,596	72,586	67,065
6	山形県	山形駅	35,452	42,158	37,340	51,159	60,918	90,195	74,622	75,247	52,908	53,434
7	福島県	福島駅	53,414	31,213	26,175	33,805	50,393	60,155	80,885	79,842	41,543	41,869
8	茨城県	水戸駅	18,280	18,134	16,969	23,959	46,829	65,910	68,852	69,478	34,489	40,004
9	栃木県	宇都宮駅	11,418	19,404	14,366	21,376	38,804	48,565	53,638	60,035	29,334	30,280
10	群馬県	前橋駅	15,227	22,796	17,835	25,465	26,011	36,612	41,885	47,455	32,804	18,792
11	埼玉県	浦和駅	5,145	8,102	3,613	11,123	30,191	52,694	57,304	56,261	18,482	21,047
12	千葉県	千葉駅	8,102	5,912	5,018	12,368	36,897	54,993	57,935	58,561	23,044	29,873
13	東京都	東京駅	3,613	5,018	3,892	7,330	31,859	49,549	52,491	53,117	18,280	25,255
14	神奈川県	新横浜駅	11,123	12,368	7,330	4,167	39,489	51,260	54,202	54,828	17,403	32,465
15	新潟県	新潟駅	30,191	36,897	31,859	39,489	8,724	30,023	35,361	46,707	47,028	37,533
16	富山県	富山駅	52,694	54,993	49,549	51,260	30,023	4,414	9,986	17,235	66,849	28,282
17	石川県	金沢駅	57,304	57,935	52,491	54,202	35,361	9,986	5,521	11,263	69,791	33,875
18	福井県	福井駅	56,261	58,561	53,117	54,828	46,707	17,235	11,263	5,523	55,524	40,064
19	山梨県	甲府駅	18,482	23,044	18,280	17,403	47,028	66,849	69,791	55,524	5,529	26,784
20	長野県	長野駅	21,047	29,873	25,255	32,465	37,533	28,282	33,875	40,064	26,784	9,544
21	岐阜県	岐阜駅	38,101	39,026	34,188	32,457	61,971	31,157	26,975	19,551	39,349	33,716
22	静岡県	静岡駅	21,601	22,526	18,128	15,492	48,507	46,671	41,919	35,255	22,570	43,200
23	愛知県	名古屋駅	34,496	36,062	31,224	28,653	59,318	33,985	29,032	21,729	46,370	30,528
24	三重県	津駅	44,287	45,852	41,015	38,444	69,109	55,748	38,823	31,519	56,161	40,319
25	滋賀県	大津駅	44,817	46,382	41,544	38,773	65,716	31,928	26,898	19,629	56,070	44,148
26	京都府	京都駅	43,126	44,691	39,853	37,083	64,653	30,617	25,587	18,318	54,380	42,457
27	大阪府	新大阪駅	51,332	53,631	48,187	40,196	60,760	33,850	28,821	22,211	56,873	45,371
28	兵庫県	新神戸駅	48,256	49,181	44,764	42,833	64,302	38,787	34,177	27,247	59,070	49,047
29	奈良県	奈良駅	48,581	50,126	45,308	42,517	65,359	36,052	31,442	24,193	59,194	48,532
30	和歌山県	和歌山駅	54,665	56,964	51,520	53,231	70,886	44,661	39,631	34,062	69,669	56,582
31	鳥取県	鳥取駅	70,702	73,001	67,558	69,268	92,263	108,305	111,247	48,821	85,706	92,989
32	島根県	松江駅	69,836	72,135	66,691	68,402	98,753	107,438	112,049	60,279	84,840	92,123
33	岡山県	岡山駅	67,858	70,158	64,714	49,760	77,703	48,474	43,864	37,755	65,597	57,275
34	広島県	広島駅	69,667	71,966	66,523	68,233	87,843	107,270	53,043	46,713	72,275	64,373
35	山口県	山口駅	81,527	83,241	78,383	78,322	98,900	117,358	63,610	57,643	96,931	104,215
36	徳島県	徳島駅	49,585	51,884	46,209	48,151	101,459	87,188	90,130	44,681	64,589	71,872
37	香川県	高松駅	65,745	68,044	62,600	64,311	86,918	103,347	52,018	45,709	80,749	88,032
38	愛媛県	松山駅	68,310	70,610	65,166	66,877	90,286	105,913	113,070	60,019	83,315	90,598
39	高知県	高知駅	69,004	71,304	65,860	67,571	108,765	106,607	109,549	66,469	83,238	91,292
40	福岡県	博多駅	65,375	67,674	62,230	63,941	87,160	79,645	73,889	74,514	80,379	82,939
41	佐賀県	佐賀駅	75,449	77,748	72,304	74,015	97,234	89,719	83,963	84,588	90,453	93,013
42	長崎県	長崎駅	84,120	86,419	80,975	82,686	118,495	105,522	95,182	95,808	99,124	106,407
43	熊本県	熊本駅	79,797	82,096	76,653	78,363	102,967	95,452	89,696	90,321	94,801	102,084
44	大分県	大分駅	79,734	82,034	56,590	78,301	101,680	117,337	98,500	68,173	94,738	102,022
45	宮崎県	宮崎駅	63,547	65,261	60,403	62,113	103,122	101,150	112,179	112,804	78,551	85,834
46	鹿児島県	西鹿児島駅	76,134	78,434	72,990	74,701	108,495	94,106	86,805	87,430	91,138	98,422
47	沖縄県	那覇空港	82,930	85,229	79,785	81,496	106,900	110,761	92,942	93,568	97,934	105,217
平均			48,864	50,851	45,540	47,712	67,922	67,693	62,706	55,072	60,013	58,743

(単位：円)

No	都道府県 発着地		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
			岐阜駅	静岡駅	名古屋駅	津駅	大津駅	京都駅	新大阪駅	新神戸駅	奈良駅	和歌山駅
1	北海道	札幌駅	80,527	94,999	77,874	87,665	89,271	88,209	84,316	87,858	88,914	88,034
2	青森県	青森駅	72,075	65,068	69,422	79,213	80,049	78,986	75,093	78,635	79,692	85,219
3	岩手県	盛岡駅	72,603	56,126	69,950	79,352	80,034	78,972	75,079	78,621	79,677	85,204
4	宮城県	仙台駅	65,604	47,617	62,951	72,353	70,978	69,915	66,022	69,564	70,621	76,148
5	秋田県	秋田駅	71,521	73,114	68,868	78,658	77,236	84,277	72,281	75,823	76,879	75,999
6	山形県	山形駅	71,912	54,408	69,259	79,049	74,285	73,223	69,330	72,872	73,928	79,455
7	福島県	福島駅	37,643	42,823	54,679	64,469	63,519	61,828	71,206	74,747	75,804	79,448
8	茨城県	水戸駅	50,097	34,657	46,933	56,724	56,833	55,143	56,796	58,530	59,957	67,881
9	栃木県	宇都宮駅	48,134	32,074	44,329	54,120	54,870	53,179	54,833	57,029	57,994	65,586
10	群馬県	前橋駅	51,603	35,543	48,439	58,230	58,339	56,649	58,302	60,499	61,463	69,056
11	埼玉県	浦和駅	38,101	21,601	34,496	44,287	44,817	43,126	51,332	48,256	48,581	54,665
12	千葉県	千葉駅	39,026	22,526	36,062	45,852	46,382	44,691	53,631	49,181	50,126	56,964
13	東京都	東京駅	34,188	18,128	31,224	41,015	41,544	39,853	48,187	44,764	45,308	51,520
14	神奈川県	新横浜駅	32,457	15,492	28,653	38,444	38,773	37,083	40,196	42,833	42,517	53,231
15	新潟県	新潟駅	61,971	48,507	59,318	69,109	65,716	64,653	60,760	64,302	65,359	70,886
16	富山県	富山駅	31,157	46,671	33,985	55,748	31,928	30,617	33,850	38,787	36,052	44,661
17	石川県	金沢駅	26,975	41,919	29,032	38,823	26,898	25,587	28,821	34,177	31,442	39,631
18	福井県	福井駅	19,551	35,255	21,729	31,519	19,629	18,318	22,211	27,247	24,193	34,062
19	山梨県	甲府駅	39,349	22,570	46,370	56,161	56,070	54,380	56,873	59,070	59,194	69,669
20	長野県	長野駅	33,716	43,200	30,528	40,319	44,148	42,457	45,371	49,047	48,532	56,582
21	岐阜県	岐阜駅	8,493	20,767	3,521	13,312	20,961	19,271	22,404	26,501	24,925	32,575
22	静岡県	静岡駅	20,767	7,226	17,526	27,317	29,995	33,959	30,875	33,951	33,959	41,045
23	愛知県	名古屋駅	3,521	17,526	6,148	9,791	17,500	15,809	18,523	23,039	21,684	29,313
24	三重県	津駅	13,312	27,317	9,791	6,432	27,291	25,600	17,560	32,830	15,800	26,183
25	滋賀県	大津駅	20,961	29,995	17,500	27,291	5,191	1,691	4,955	13,100	7,605	17,266
26	京都府	京都駅	19,271	33,959	15,809	25,600	1,691	5,732	8,393	10,990	5,775	16,109
27	大阪府	新大阪駅	22,404	30,875	18,523	17,560	4,955	8,393	3,599	8,476	6,560	11,951
28	兵庫県	新神戸駅	26,501	33,951	23,039	32,830	13,100	10,990	8,476	7,878	14,776	18,887
29	奈良県	奈良駅	24,925	33,959	21,684	15,800	7,605	5,775	6,560	14,776	5,104	14,518
30	和歌山県	和歌山駅	32,575	41,045	29,313	26,183	17,266	16,109	11,951	18,887	14,518	5,785
31	鳥取県	鳥取駅	48,021	53,625	45,368	55,479	34,371	33,060	28,190	26,567	35,070	40,692
32	島根県	松江駅	67,741	84,919	65,088	74,878	51,230	50,168	39,427	37,165	45,267	56,877
33	岡山県	岡山駅	34,708	41,532	31,667	41,457	23,887	21,937	17,343	15,501	24,023	28,385
34	広島県	広島駅	43,926	51,051	40,665	50,456	33,466	32,155	28,822	27,399	35,282	39,444
35	山口県	山口駅	55,954	59,927	52,712	62,503	45,933	43,983	40,992	38,930	46,812	52,634
36	徳島県	徳島駅	55,675	50,965	53,022	63,133	29,611	27,581	24,990	18,042	25,976	24,487
37	香川県	高松駅	43,682	50,086	40,021	49,812	33,482	31,551	26,957	24,475	32,997	37,559
38	愛媛県	松山駅	62,030	83,394	59,377	53,545	42,763	41,701	37,808	40,201	42,406	46,483
39	高知県	高知駅	62,982	77,854	60,329	70,120	49,213	52,651	39,904	38,262	46,364	47,591
40	福岡県	博多駅	54,566	69,439	51,913	61,704	50,169	46,195	45,214	41,660	49,812	47,390
41	佐賀県	佐賀駅	64,641	79,513	61,988	71,778	55,720	53,770	52,342	49,674	59,886	57,464
42	長崎県	長崎駅	72,712	87,584	70,059	79,849	63,143	62,081	58,188	61,730	62,786	60,364
43	熊本県	熊本駅	67,974	82,847	65,321	75,112	59,206	58,144	54,251	57,792	58,849	57,969
44	大分県	大分駅	70,874	97,638	68,221	78,011	54,158	53,095	52,022	52,744	53,801	56,121
45	宮崎県	宮崎駅	71,324	86,197	68,671	78,462	55,599	54,537	50,644	54,186	55,243	55,519
46	鹿児島県	西鹿児島駅	73,897	88,770	71,244	81,035	60,972	59,910	56,017	59,559	60,615	64,892
47	沖縄県	那覇空港	77,950	92,823	75,297	85,088	72,139	71,076	67,183	70,725	71,782	69,360
		平均	46,800	50,363	44,849	53,312	44,297	43,363	42,087	44,189	45,402	50,229

(単位：円)

No.	都道府県 発着地		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
			鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
			鳥取駅	松江駅	岡山駅	広島駅	山口駅	徳島駅	高松駅	松山駅	高知駅	博多駅
1	北海道	札幌駅	119,804	118,938	101,014	97,839	116,375	98,687	114,847	109,408	127,321	109,982
2	青森県	青森駅	105,996	105,129	92,036	103,746	116,821	84,879	101,038	104,619	104,298	92,664
3	岩手県	盛岡駅	104,436	113,071	92,022	103,732	115,471	88,712	96,925	104,604	111,055	92,235
4	宮城県	仙台駅	98,446	104,015	77,534	89,316	107,853	78,743	78,963	95,548	112,398	85,265
5	秋田県	秋田駅	114,041	113,175	89,224	113,238	124,866	92,924	109,084	111,650	112,344	108,714
6	山形県	山形駅	108,203	107,337	86,273	94,797	119,028	87,086	84,444	98,855	118,706	90,746
7	福島県	福島駅	93,433	92,566	82,718	94,269	104,258	73,729	89,038	92,455	93,149	95,341
8	茨城県	水戸駅	83,918	83,052	65,940	81,591	94,744	62,801	78,961	81,527	82,221	78,591
9	栃木県	宇都宮駅	81,623	80,757	63,976	70,875	92,449	60,506	76,666	79,232	79,926	76,296
10	群馬県	前橋駅	85,093	84,227	67,446	74,344	95,918	63,976	80,136	82,701	83,395	79,765
11	埼玉県	浦和駅	70,702	69,836	67,858	69,667	81,527	49,585	65,745	68,310	69,004	65,375
12	千葉県	千葉駅	73,001	72,135	70,158	71,966	83,241	51,884	68,044	70,610	71,304	67,674
13	東京都	東京駅	67,558	66,691	64,714	66,523	78,383	46,209	62,600	65,166	65,860	62,230
14	神奈川県	新横浜駅	69,268	68,402	49,760	68,233	78,322	48,151	64,311	66,877	67,571	63,941
15	新潟県	新潟駅	92,263	98,753	77,703	87,843	98,900	101,459	86,918	90,286	108,765	87,160
16	富山県	富山駅	108,305	107,438	48,474	107,270	117,358	87,188	103,347	105,913	106,607	79,645
17	石川県	金沢駅	111,247	112,049	43,864	53,043	63,610	90,130	52,018	113,070	109,549	73,889
18	福井県	福井駅	48,821	60,279	37,755	46,713	57,643	44,681	45,709	60,019	66,469	74,514
19	山梨県	甲府駅	85,706	84,840	65,597	72,275	96,931	64,589	80,749	83,315	83,238	80,379
20	長野県	長野駅	92,989	92,123	57,275	64,373	104,215	71,872	88,032	90,598	91,292	82,939
21	岐阜県	岐阜駅	48,021	67,741	34,708	43,926	55,954	55,675	43,682	62,030	62,982	54,566
22	静岡県	静岡駅	53,625	84,919	41,532	51,051	59,927	50,965	50,086	83,394	77,854	69,439
23	愛知県	名古屋駅	45,368	65,088	31,667	40,665	52,712	53,022	40,021	59,377	60,329	51,913
24	三重県	津駅	55,479	74,878	41,457	50,456	62,503	63,133	49,812	53,545	70,120	61,704
25	滋賀県	大津駅	34,371	51,230	23,887	33,466	45,933	29,611	33,482	42,763	49,213	50,169
26	京都府	京都駅	33,060	50,168	21,937	32,155	43,983	27,581	31,551	41,701	52,651	46,195
27	大阪府	新大阪駅	28,190	39,427	17,343	28,822	40,992	24,990	26,957	37,808	39,904	45,214
28	兵庫県	新神戸駅	26,567	37,165	15,501	27,399	38,930	18,042	24,475	40,201	38,262	41,660
29	奈良県	奈良駅	35,070	45,267	24,023	35,282	46,812	25,976	32,997	42,406	46,364	49,812
30	和歌山県	和歌山駅	40,692	56,877	28,385	39,444	52,634	24,487	37,559	46,483	47,591	47,390
31	鳥取県	鳥取駅	5,004	18,560	21,325	36,000	53,785	38,980	31,179	123,922	94,430	86,015
32	島根県	松江駅	18,560	6,984	24,924	36,899	31,685	104,330	33,898	75,800	77,065	59,918
33	岡山県	岡山駅	21,325	24,924	7,102	16,495	29,669	22,513	9,434	28,140	25,381	34,495
34	広島県	広島駅	36,000	36,899	16,495	7,908	19,367	36,288	25,269	29,391	39,056	24,557
35	山口県	山口駅	53,785	31,685	29,669	19,367	6,581	55,862	38,643	48,758	52,629	21,056
36	徳島県	徳島駅	38,980	104,330	22,513	36,288	55,862	5,681	14,004	39,185	26,646	59,551
37	香川県	高松駅	31,179	33,898	9,434	25,269	38,643	14,004	3,695	25,281	22,413	43,281
38	愛媛県	松山駅	123,922	75,800	28,140	29,391	48,758	39,185	25,281	6,576	41,085	42,723
39	高知県	高知駅	94,430	77,065	25,381	39,056	52,629	26,646	22,413	41,085	7,340	53,773
40	福岡県	博多駅	86,015	59,918	34,495	24,557	21,056	59,551	43,281	42,723	53,773	5,980
41	佐賀県	佐賀駅	63,214	69,992	42,509	32,551	30,490	69,625	51,715	52,797	63,848	10,074
42	長崎県	長崎駅	104,160	96,180	53,189	42,610	41,189	76,773	60,714	64,016	75,067	21,293
43	熊本県	熊本駅	99,423	75,725	48,002	38,264	36,642	75,358	56,367	58,530	69,580	15,807
44	大分県	大分駅	99,502	84,929	44,808	35,950	32,448	64,744	54,014	67,734	78,784	25,011
45	宮崎県	宮崎駅	102,773	85,866	68,527	65,466	61,965	97,841	93,917	56,837	55,102	40,909
46	鹿児島県	西鹿児島駅	105,345	97,609	74,806	64,868	61,366	97,243	73,928	65,196	91,465	40,311
47	沖縄県	那覇空港	109,399	69,389	76,710	75,448	71,947	117,438	73,982	68,791	70,285	50,892
		平均	72,517	73,560	49,145	56,185	66,859	60,071	57,658	67,643	71,355	59,597

(単位：円)

No.	都道府県 発着地		41	42	43	44	45	46	47
			佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
			佐賀駅	長崎駅	熊本駅	大分駅	宮崎駅	西鹿児島駅	那覇空港
1	北海道	札幌駅	110,804	137,051	116,537	125,236	126,678	125,602	118,456
2	青森県	青森駅	102,738	119,413	115,091	115,028	117,455	122,828	110,775
3	岩手県	盛岡駅	102,309	124,984	121,047	115,999	117,441	122,813	109,761
4	宮城県	仙台駅	95,339	122,128	101,072	109,762	108,384	122,957	111,333
5	秋田県	秋田駅	118,788	127,459	123,136	123,073	106,886	119,473	133,283
6	山形県	山形駅	100,820	128,435	106,553	110,250	111,692	117,064	133,674
7	福島県	福島駅	105,415	106,850	102,528	102,465	86,278	98,865	107,641
8	茨城県	水戸駅	88,665	97,336	93,013	92,951	76,686	89,351	96,146
9	栃木県	宇都宮駅	86,370	95,041	90,718	90,656	74,468	87,056	93,851
10	群馬県	前橋駅	89,840	98,511	94,188	94,125	77,938	90,525	97,320
11	埼玉県	浦和駅	75,449	84,120	79,797	79,734	63,547	76,134	82,930
12	千葉県	千葉駅	77,748	86,419	82,096	82,034	65,261	78,434	85,229
13	東京都	東京駅	72,304	80,975	76,653	56,590	60,403	72,990	79,785
14	神奈川県	新横浜駅	74,015	82,686	78,363	78,301	62,113	74,701	81,496
15	新潟県	新潟駅	97,234	118,495	102,967	101,680	103,122	108,495	106,900
16	富山県	富山駅	89,719	105,522	95,452	117,337	101,150	94,106	110,761
17	石川県	金沢駅	83,963	95,182	89,696	98,500	112,179	86,805	92,942
18	福井県	福井駅	84,588	95,808	90,321	68,173	112,804	87,430	93,568
19	山梨県	甲府駅	90,453	99,124	94,801	94,738	78,551	91,138	97,934
20	長野県	長野駅	93,013	106,407	102,084	102,022	85,834	98,422	105,217
21	岐阜県	岐阜駅	64,641	72,712	67,974	70,874	71,324	73,897	77,950
22	静岡県	静岡駅	79,513	87,584	82,847	97,638	86,197	88,770	92,823
23	愛知県	名古屋駅	61,988	70,059	65,321	68,221	68,671	71,244	75,297
24	三重県	津駅	71,778	79,849	75,112	78,011	78,462	81,035	85,088
25	滋賀県	大津駅	55,720	63,143	59,206	54,158	55,599	60,972	72,139
26	京都府	京都駅	53,770	62,081	58,144	53,095	54,537	59,910	71,076
27	大阪府	新大阪駅	52,342	58,188	54,251	52,022	50,644	56,017	67,183
28	兵庫県	新神戸駅	49,674	61,730	57,792	52,744	54,186	59,559	70,725
29	奈良県	奈良駅	59,886	62,786	58,849	53,801	55,243	60,615	71,782
30	和歌山県	和歌山駅	57,464	60,364	57,969	56,121	55,519	64,892	69,360
31	鳥取県	鳥取駅	63,214	104,160	99,423	99,502	102,773	105,345	109,399
32	島根県	松江駅	69,992	96,180	75,725	84,929	85,866	97,609	69,389
33	岡山県	岡山駅	42,509	53,189	48,002	44,808	68,527	74,806	76,710
34	広島県	広島駅	32,551	42,610	38,264	35,950	65,466	64,868	75,448
35	山口県	山口駅	30,490	41,189	36,642	32,448	61,965	61,366	71,947
36	徳島県	徳島駅	69,625	76,773	75,358	64,744	97,841	97,243	117,438
37	香川県	高松駅	51,715	60,714	56,367	54,014	93,917	73,928	73,982
38	愛媛県	松山駅	52,797	64,016	58,530	67,734	56,837	65,196	68,791
39	高知県	高知駅	63,848	75,067	69,580	78,784	55,102	91,465	70,285
40	福岡県	博多駅	10,074	21,293	15,807	25,011	40,909	40,311	50,892
41	佐賀県	佐賀駅	4,303	16,269	17,957	35,071	50,829	50,231	60,812
42	長崎県	長崎駅	16,269	5,615	30,271	46,004	55,148	50,121	64,331
43	熊本県	熊本駅	17,957	30,271	7,243	25,368	56,639	24,747	62,994
44	大分県	大分駅	35,071	46,004	25,368	6,611	30,104	65,167	69,887
45	宮崎県	宮崎駅	50,829	55,148	56,639	30,104	7,155	21,210	60,621
46	鹿児島県	西鹿児島駅	50,231	50,121	24,747	65,167	21,210	8,395	59,203
47	沖縄県	那覇空港	60,812	64,331	62,994	69,887	60,621	59,203	5,523
		平均	67,418	78,583	72,181	73,648	74,259	78,581	84,470

付表3 「旅費マトリクス」を用いたコストの一覧

(単位：円)

区分	全国1か所間の移動	全国2～3か所間の移動	ブロック内の移動		同一都道府県内の移動
47都道府県 平均値	45,540	29,140	16,956		6,910
今回の政策 評価に用いた値	46,000	29,000	17,000		7,000
		東日本	25,666	北海道	25,149
		西日本	31,296	東北	19,125
				関東	14,442
				中部	17,390
				関西	7,322
				中国	23,334
				四国	16,349
				九州	22,769
				沖縄	5,523

<説明1> 東日本と西日本との区分

東日本	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
西日本	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

<説明2> 地域ブロックの区分

北海道	北海道
東北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

検査検定制度に関する政策評価

資 料

(間接的影響についての調査研究結果)

平成 16 年 4 月

総務省行政評価局

前 書 き

本資料は、総務省において実施した「検査検定制度に関する政策評価」の検討に資するため、民間シンクタンクの知見・ノウハウ等を活用して実施した検査検定制度が及ぼす影響の把握及び分析方策に関する調査研究をまとめたものである。

検査検定制度については、「規制改革推進 3 か年計画（再改定）」（平成 15 年 3 月 28 日閣議決定）等において、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等大きな影響を与えることとなるため、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要であるとされ、このため、個々の制度について行政の関与を必要最小限とする方向での事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際整合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進することとされている。

総務省は、今回、検査検定制度について、上記の政府全体としての改革の方向性を踏まえ、企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇や選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの統一した観点により、検査検定制度全 126 制度について横断的に評価を実施したものである。

この評価においては、検査検定制度全 126 制度について、その全貌を把握し明らかにするとともに、企業や消費者に与えるコスト、選択範囲等の影響を明らかにすることを目的としており、その際には、影響やその帰着先の範囲等をどのように確定し、把握するかが課題となる。

今回の調査研究においては、総務省が実地調査等により把握した直接的影響に係るデータを基に、規制対象となる産業以外の産業や、政府、国民等への間接的影響についての分析を行うこととし、分析手法の検討を行うとともに、具体の事例についてケーススタディを行ったものである。

以下は、平成 14 年度及び 15 年度において、総務省の委託に基づき株式会社価値総合研究所において実施した調査研究の結果報告書である。

- 目次 -

概要	i
0 - 1 調査研究の目的・内容	i
0 - 2 間接的影響の分析手法の検討	i
(1) 消費者余剰分析	i
(2) 産業連関分析	i
(3) 応用一般均衡分析	ii
(4) 間接的影響の分析手法のまとめ	ii
0 - 3 間接的影響の計測	iii
(1) 分析対象の選定	iii
(2) 計測に当たっての留意事項	iv
0 - 4 間接的影響の分析手法の課題	vii
(1) 計測結果の解釈	vii
(2) まとめ	ix
1 調査研究の目的・内容	1
2 検査検定制度の規制改革の効果推計方法の概略	3
2 - 1 規制改革の効果の考え方	3
2 - 2 検査検定制度の規制改革による直接効果	4
2 - 3 検査検定制度の規制改革による間接的影響の分析手法の検討	5
(1) 間接的影響の分析手法の特徴	5
(2) 間接的影響の分析手法の検討	12
3 当該市場の分析	14
3 - 1 当該市場の分析方法	14
3 - 2 検査検定制度の規制改革によるコスト削減額の推計	17
(1) 実地調査	17
(2) 金額換算方法	17
(3) コスト削減額の推計	19
4 間接的影響の分析方法	20
4 - 1 消費者余剰分析	20
(1) 効果計測方法	20
(2) 計測の留意事項	24
4 - 2 産業連関分析	28
(1) 産業連関表	28
(2) 産業連関分析の使用手順	29
(3) 生産誘発モデル	30
(4) 価格モデル	34
(5) 計測の留意事項	37
4 - 3 応用一般均衡分析	38
(1) 応用一般均衡モデルの概略	38
(2) 応用一般均衡モデルの前提条件と定式化	42
(3) 応用一般均衡モデルのデータセット	51
(4) 計測の留意事項	57

(5) 応用一般均衡分析の意義	57
4 - 4 間接的影響の分析方法のまとめ	59
(1) 消費者余剰分析と応用一般均衡分析との関係	59
(2) 産業連関分析と応用一般均衡分析との関係	63
5 個別計測	64
5 - 1 概略	64
5 - 2 総務省 3 技術基準適合証明、総務省 7 端末機器技術基準適合認定、総務省 8 端末機器の設計についての認証	73
(1) 制度改変の概要	73
(2) 制度改変による検査コスト削減額	74
(3) 間接的影響の分析	76
5 - 3 国土交通省 31 自動車検査	85
(1) 制度改変の概要	85
(2) 制度改変によるコスト削減額	85
(3) 間接的影響の分析	86
5 - 4 厚生労働省 12 特定機械等の検査	98
(1) 制度改変の概要	98
(2) 制度改変による検査コスト削減額	99
(3) 間接的影響の分析	104
5 - 5 経済産業省 12 ガス工作物の検査	112
(1) 制度改変の概要	112
(2) 制度改変による検査コスト削減額	112
(3) 間接的影響の分析	114
5 - 6 経済産業省 13 特定ガス用品の適合性検査、経済産業省 20 特定液化石油ガス器具等の適合性検査	122
(1) 制度改変の概要	122
(2) 制度改変による検査コスト削減額	123
(3) 間接的影響の分析	124
5 - 7 総括	137
(1) 間接的影響分析の結果	137
(2) 間接的影響分析の課題	138
6 【参考】付属資料	141
6 - 1 投入時間・人員の金額換算方法（時間価値）	141
(1) 投入時間・人員の金額換算方法	141
(2) 参考	141
6 - 2 旅費の金額換算方法	143
(1) 同一都道府県内の移動	143
(2) 同一都道府県内以外の移動	144
6 - 3 データテーブル	153
(1) 使用手順	154
(2) 市場経済的便益一覧の使用法	155
(3) GDP、資本投入量、労働投入量の変化額一覧の使用法	157
(4) データテーブル	159

概要

0-1 調査研究の目的・内容

検査検定制度において規制改革措置が講じられ、その結果、支払手数料や受検対応のための人件費等、受検者が負担しているコストが削減された場合、受検者である事業者（産業）にとっては生産費用の低下になる。これは、当該市場において直接効果をもたらすだけにとどまらず、他産業において生産性向上、所得増大、雇用拡大、物価変動等の波及効果をもたらすこととなる。

このように、規制改革措置による影響の変化は、必ずしも受検当事者に与える直接的影響にとどまらず、当該産業に与える直接効果や、他産業や一般国民等のより広い範囲に与える波及効果といった間接的影響をもたらすと考えられる。

間接的影響を把握するための手法については複数の手法があるが、ここでは、規制改革措置による間接的影響分析に取り組む際に、どういう場合にどういう分析手法を用いればいいのか、その際の留意点は何かを整理することを目的として、今回総務省行政評価局が実施した実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の検査コストの削減状況等）を基に、間接的影響を複数の分析手法を用いて計測を行った。

0-2 間接的影響の分析手法の検討

社会経済に与える間接的影響の計測については複数の手法があるが、これまで一般に用いられているもので、今回の実地調査等により把握された直接的影響データを活用できる手法として、消費者余剰分析、産業連関分析及び応用一般均衡分析の三つの手法を使用することとした。

(1) 消費者余剰分析

消費者余剰とは、消費者・利用者が当該財・サービスを購入するのに最大限支払っても良いと考える金額と実際に支払った金額との差額で示され、この差額部分を計測し、それを経済効果としてみなす分析手法が消費者余剰分析である。財・サービスの価格が直接影響する市場における直接効果のみを分析する手法であるため、他市場への影響（波及効果）については考慮されていない。

特徴として、経済効果の概念が比較的分かりやすく、かつ分析作業の手間が少ないという長所がある。その一方で、当該市場のみの分析であり、他市場への影響を分析できない等の短所がある。

(2) 産業連関分析

ある産業の生産活動は、原材料やサービスの購入を通して他産業の生産活動にも影響を与える。産業連関分析とは、こうした産業間の財の取引（投入 - 産出）関係を体系的に示した「産業連関表」を用いて、各産業への波及効果を分析する手法であり、当該財・サービスの価格等の低下が、産業間の取引により各産業の生産額や

物価水準にどの程度影響を与えるかについて分析を行うことが可能である。

特徴として、産業の循環構造を利用して詳細に各産業部門への波及効果が計測できること、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さ等の長所がある。一方、資本や労働等の生産要素の供給制約が加味されていないため、各産業における需要の増加は、価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすという前提で計測することから、金銭的支出が伴えば、たとえ便益の方が費用よりも低い施策であっても誘発効果をもたらすことになり、効果が過大に評価されるおそれがある等の短所がある。

(3) 応用一般均衡分析

産業間の財の取引関係を示す産業連関表の特徴を活かしつつ、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することで供給制約を考慮すると共に、家計・企業・政府の行動を明示的に示したのが応用一般均衡分析である。政策実施に伴う当該市場の価格の変化をもたらす当該産業や他産業の財・サービスの価格や生産量の変化、さらにはそれに伴う資本と労働需給の変化等をモデル分析することにより、一国及び産業別の GDP（国内総生産）や市場経済的便益¹を計測する。理論的には、完全競争²の下では、波及効果はすべて相殺されるため、応用一般均衡分析と消費者余剰分析の計測結果は合致するものとされている。なお、公共事業等の効果計測では、消費者余剰分析を行った上で、地域別、経済主体別の便益の配分をみるために、応用一般均衡分析を補完的に行うことがある。

特徴として、生産要素の供給制約を加味しており、財・サービスの需給は市場機構（価格メカニズム）を介して決定されるため、効果が過大にならないこと、他産業へ及ぼす影響や GDP、資本、労働投入量の変化が把握できること等の長所がある。一方、パラメータ推定³をする際にキャリブレーション法⁴を用いており、統計的な根拠が乏しいと指摘される場合があること、他の経済モデルと同様にすべての経済メカニズムを完全に考慮しているものではない（例えば、財・サービスの代替関係や補完関係等は考慮されていない）こと、モデル作成者の独自性が反映されやすいこと等の短所がある。

(4) 間接的影響の分析手法のまとめ

上記三つの分析手法の特徴を比較整理したものが下表 0-1 である。

本検討においては、こうしたそれぞれの分析手法の特性や、長所・短所を明確にする観点から、具体の制度の間接的影響について、当該 3 手法を並行的に用いて効

¹ 家計によって供給される資本と労働の市場価値。

² 家計や企業は財の価格について個人的に影響力を行使することができず、市場で決定された価格を受け入れる状態のこと。

³ 分析に必要な変数（パラメータ）を推定すること。

⁴ ある基準年で社会経済が一般均衡状態にあると想定して、その基準年のデータセットのみを正確に再現するようなパラメータを連立方程式や収束計算によって求める方法のこと。

果計測のケーススタディを行うこととした。

表 0-1 各分析手法の比較

区分	(1) 消費者余剰分析	(2) 産業連関分析	(3) 応用一般均衡分析
測定効果	国内生産額	国内生産額	市場で取引されたすべての経済効果
効果の範囲	直接効果	波及効果	直接効果及び波及効果
測定項目	・消費者余剰の変化	・国内生産額の変化 ・物価の変化	・市場経済的便益 ・GDP の変化 ・資本、労働投入の変化
手法の性質	・効果の概念が分かりやすく、分析が容易。 ・当該市場のみの分析であるため他市場への影響を分析できない。	・産業間の関係を分析すること、かつ、詳細な産業分類による分析が可能。 ・モデル(産業連関表)の入手が比較的容易。 ・波及効果を比較的容易に計測可能。 ・供給制約がないため、効果が過大に推計される。	・産業間の関係を分析することが可能。 ・モデルを構築するためのデータの入手が比較的容易。 ・供給制約を取り入れているため、効果は過大に推計されない。 ・財の代替、補完関係は明示していない。 ・パラメータの推定方法に統計的な根拠が乏しい場合がある。

0-3 間接的影響の計測

(1) 分析対象の選定

間接的影響分析の対象とする検査検定制度の選定に当たっては、主に以下の 4 つの視点に基づき選定を行い、下表 0-2 に示す 8 制度(対象分野としては 5 分野)を選定し、間接的影響の計測を実施した。

当該財・サービスの特定化が可能であること

当該財・サービスの市場把握が容易であること

検査コストの削減総額が小規模ではないこと

結果的に、分析対象とする規制改革の類型が同一のものに偏らないこと

表 0-2 分析対象制度の概要

所管	制度名	検査対象	分析対象の財・サービス	規制改革類型	規制改革概要
総務省 03 総務省 07 総務省 08	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	無線設備 端末機器	携帯電話機器	検査方法	民間データの活用
国交省 31	自動車検査	自動車	自家用乗用自動車	検査方法	有効期間・検査周期の延伸 (車齢 11 年以上の自家用乗用自動車)
厚労省 12	特定機械等の検査	ボイラー・ 第一種圧力容器	石油精製・ 石油化学工業製品	検査方法	運転時検査の導入 (認定事業者のみ)
経産省 12	ガス工作物の検査	ガス工作物	都市ガス	実施主体	政府認証(国)から 第三者認証又は自主検査へ移行
経産省 13 経産省 20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ストーブ・ 瞬間湯沸器	ストーブ・ 瞬間湯沸器	実施主体	政府認証(代行機関)から 第三者認証又は自主検査へ移行

(注) 総務省行政評価局の現地調査結果を踏まえて選定されたものである。

(2) 計測に当たっての留意事項

本政策評価は、個々の検査検定制度に関連する詳細な情報・データ等を保有・入手可能な所管府省とは異なり、第三者的立場である総務省行政評価局が、政策目的も対象も異なる多種多様な検査検定制度について、横断的・統一的に分析を行ったものである。したがって、間接的影響分析における効果計測に際しては、総務省行政評価局が行った実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の受検コストの削減状況等）と、既存の統計データを基本として、可能な範囲で行っている。

消費者余剰分析では、需要曲線を推計する必要があるが、今回は既存の統計データより得られる当該財・サービスの価格と需要量のデータを用いて線形の需要曲線⁵を推計することとした。規制改革措置のように一国全体に同時・一律の影響をもたらすものについては、その影響を受ける財・サービスのクロスセクションデータ⁶を用いて分析を行うことが望ましいが、今回の分析においては入手が困難であったため、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と需要量データから需要曲線を推計することとした。また、受検者の受検コスト削減額は当該財・サービスの価格にすべて転嫁されるものと仮定し、それに伴う市場価格の低下と、上述の需要曲線によって導き出される需要量の増加によって消費者余剰の増加分を推計している。

産業連関分析では、消費者余剰で推計された消費者余剰の増加分（直接効果）を家計部門の消費支出等最終需要の増加額としてとらえ、この最終需要の増加が各産業にもたらす生産誘発効果（波及効果）と直接効果とを合計した値を全効果として計測している。また、本分析では、産業連関表の産業分類を 186 部門として分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理している。

応用一般均衡分析では、実地調査等によって求められる受検コスト削減総額及び統計データとの組み合わせにより算出される価格低下率を使用することで市場経済的便益を求めている。また、本分析では、産業分類を 92 部門として分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理を行っている。

三つの手法による分析に用いた受検者の受検コスト削減額は、下表 0-3 のとおりであり、これは、今回の政策評価において総務省行政評価局が実施した実地調査等に基づき把握・分析したものである。

⁵ 需要の価格弾力性（価格の変化に対する需要量の変化）を一定のものとして、需要曲線を線形に単純化したもの。

⁶ 同一「時点」における、異なる「対象」についてのデータ（例：平成 年 月 日の複数地域の気温データ）。横断面データとも呼ばれる。これに対して、時系列データは、同一「対象」における、異なる「時点」についてのデータ（例： 市の月別平均気温データ）である。

表 0-3 実地調査結果の概要

所管	制度名	検査コスト削減額 (1件当たり)	年間件数	検査コスト削減総額
総務省 03 総務省 07 総務省 08	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	1.24 円	44,866 千台 (生産台数・理論値)	5,563 万円
国交省 31	自動車検査	3,493 円 / 年	1,647 千台 (保有台数・平成7年度実績値)	57 億 5,300 万円
厚労省 12	特定機械等の検査	ボイラー 299,154 円 / 年 第一種圧力容器 218,788 円 / 年	130 億 8,600 万円	1
経産省 12	ガス工作物の使用前検査	定期検査 363,000 円 使用前検査 204,000 円	定期検査 304 件 使用前検査 152 件	1 億 4,100 万円
経産省 13	特定ガス用品の適合性検査	ストーブ 開放式 297,000 円 半密閉式 135,000 円 瞬間湯沸器 開放式 297,000 円 半密閉式 135,000 円	ストーブ 開放式 175.7 件 半密閉式 13.7 件 瞬間湯沸器 開放式 98.7 件 半密閉式 386.3 件	2 億 0,013 万円
経産省 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ストーブ 開放式 199,000 円 半密閉式 84,000 円 瞬間湯沸器 開放式 199,000 円 半密閉式 84,000 円	ストーブ 開放式 95.0 件 半密閉式 15.5 件 瞬間湯沸器 開放式 117.5 件 半密閉式 250.5 件	

(注) 1 総務省の結果による。
2 「厚労 12 特定機械等の検査」における受検コスト削減総額の積算方法等については、以下のとおりである。

(単位：百万円)

	石油化学工業	石油精製業	計
ボイラー (注1)	169	117	286
第一種圧力容器 (注1)	1,208	552	1,760
機会費用 (注2)	11,040	-	11,040
合計	12,417	669	13,086

(注) 1 受検1件当たりのコスト削減額を基に、石油化学工業及び石油精製業における年間のコスト削減額を計算した。
2 機会費用⁷については、石油化学工業について、業界団体から聴取した情報(年間生産量30万トンのエチレン装置の場合の1日当たり生産額3,000万円、受検時の装置停止期間30日)を基に計算した。

⁷ ある経済活動を選択したために諦めざるを得なかった別の経済活動から得られたであろう利益のこと。具体的には、3-2「検査検定精度の規制改革によるコスト削減額の推計」で説明することとする。

上述の 5 分野について、三つの分析手法を基に個別に実施した効果計測結果を整理すると下表 0-4 のとおりである。

表 0-4 分析手法別の個別計測結果

所管	制度名	消費者余剰分析 (消費者余剰増加額)	応用一般均衡分析 (市場経済的便益)	産業連関分析 (生産誘発額)
総務省 03 総務省 07 総務省 08	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	5,565 万円	1 億 760 万円	1 億 8,348 万円
国交省 31	自動車検査	57 億 5,300 万円	116 億 8,200 万円	189 億 6,800 万円
厚労省 12	特定機械等の検査	- (注)	264 億 300 万円	431 億 4,600 万円
経産省 12	ガス工作物の検査	1 億 4,103 万円	2 億円	4 億 6,500 万円
経産省 13 経産省 20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化ガス石油器具等の適合性検査	2 億 33 万円	3 億 3,540 万円	6 億 6,040 万円

(注)1 総務省行政評価局の調査結果を踏まえて、株式会社価値総合研究所が行った計測結果である。

2 「厚労 12 特定機械等の検査」については、分析対象としたのが石油精製業及び石油化学工業におけるボイラー及び第一種圧力容器という、当該産業における生産財(中間財)であり、検査コスト削減の効果が及ぶ当該産業の最終生産財は、石油精製業ではガソリン・灯油・ナフサ等、石油化学工業ではエチレン・合成樹脂・合成繊維等多岐にわたる。このため、影響を受ける財・サービスを特定して実施する消費者余剰分析になじまないことから、消費者余剰分析は実施していない。

0-4 間接的影響の分析手法の課題

(1) 計測結果の解釈

上表 0-4 から、5 分野に係る効果計測結果を見ると、三つの分析手法それぞれの計測値が異なっていることがわかる。

三つの分析手法ごとに計測された効果の値の大きさを比較すると、小さい方から、消費者余剰分析、応用一般均衡分析、産業連関分析の順番になる点が、5 分野にかかる計測結果すべてにおいて共通的な結果として現れた⁸。

今回の計測結果を踏まえて、三つの手法のそれぞれにおける課題を整理すると以下のとおりである。

1) 消費者余剰分析

前述のとおり、理論上は消費者余剰分析と応用一般均衡分析の計測結果は合致すべきものである⁹が、実際の計測では合致しなかった。その理由の一つとして、今回の消費者余剰分析で使用している需要曲線の推計に以下の課題があったためであると考えられる。

今回の分析では、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と数量データから需要曲線を推計することとしたが、実際の価格と数量データからだけでは、消費者の購入量を表すものなのか、販売者の供給量を表すものなのかを判断することができない。これらを厳密に区別するためには、当該財・サービスの価格と数量以外の要素（例えば、GDP や為替等の説明変数）を加えることで識別を行う必要があるが、今回の分析では横断的・統一的分析を行う観点から、当該財・サービスの価格と数量の関係のみから成る需要曲線を推計することとし、個々の検査検定制度や、個々の財・サービスの市場の特性に対応した精緻な需要曲線の推計は行わなかった。

消費者余剰分析を行う際には、個々の制度や市場の特性に応じて需要曲線の推計を行う必要があるが、その精度は関連するデータの入手可能性、多寡、及び分析者の判断に大きく依存するという点、言い換えれば、需要曲線の精度について十分に注意を払わないまま分析を行うと、計測値に大きなゆがみが生じるおそれがあることについて留意する必要がある。また、需要曲線を推計するに当たり、使用するデータの期間・範囲や特異値の扱い等を分析者の判断によって決定することができるなど、分析者の恣意性が入る可能性があることにも留意する必要がある。

⁸ 理論的にも産業連関分析では供給制約が存在せず生産誘発効果が生じるため、直接効果のみを検出する消費者余剰分析に比べて便益が増大することとなる。一方、応用一般均衡分析では、必ずしも消費者余剰の増額よりも市場経済的便益が上回るとは限らない。

⁹ 波及効果として生じた特定市場における価格の変化は、その財・サービスの取引者のどちらか一方に利益をもたらす、もう一方には損失をもたらす。取引者同士の利益と損失は貨幣額としては全く同じであり、需給が均衡しているときには間接市場における効果は相殺してゼロとなるため、最終的には直接効果として算出される消費者余剰の増加分のみが残ることとなる。

ある。

2) 産業連関分析

産業連関分析は、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さなどの理由から、政策効果計測時によく用いられる手法であるが、前述のとおり、生産要素の供給制約を加味していないため、各産業における需要の増加は、財・サービスの価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすこととなり、政策効果が過大に計測される。このため、今回のケーススタディでも 5 分野すべての場合において最も大きな額となっている。

産業連関分析で計測された値は、経済状態がすべて良い方向に向かっているとの仮定の下で最大限発揮される効果として解釈することも可能であるが、今回の計測結果でも明らかになったとおり、政策効果が過大に計測されるという事実を十分に理解した上で取り扱う必要がある。

3) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析で用いる需要曲線は、経済主体（家計、企業等）の行動理論と産業連関表から一義的に作成されるため、分析者の恣意性が極力排除されることや、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することにより生産要素の供給制約を考慮しているため、産業連関分析のように効果は過大にならないことが挙げられる。このため、応用一般均衡分析は、消費者余剰分析における需要曲線の推計における分析者の恣意性の問題や、産業連関分析における過大な効果計測といった課題を克服している手法と言われている。

ただし、一方で、パラメータ推計の統計的根拠が乏しいこと、モデル作成者の独自性が反映されること、他の経済モデルと同様にすべての経済メカニズム（財・サービスの補完・代替関係等）を反映させていないこと等に対する批判や、データ解析が複雑であるため、近年のコンピュータの計算能力の向上により軽減されつつはあるものの、消費者余剰分析や産業連関分析を実施するよりは多くの労力を必要とする等、実務上の困難性も存在する。

さらに、消費者余剰分析のように個別の財・サービスに特化した形で需要曲線を推計することはできず、例えば今回の分析のように、当該財・サービスが分類される産業区分の市場における占有率によって便宜的に財を特定化するなどの対応が必要となるが、その場合には、精緻な（個別の財・サービスに特化した）需要曲線を使用した場合の消費者余剰分析よりも効果計測の精度が低くなる可能性もある。

以上のことから、応用一般均衡分析においてモデルを構築する際にはその客観性を担保するため、前提条件やモデル構造をすべて開示した上で、事後的に他の評価者によって効果を検証できるようにモデルの再現性を確保することが望ましい。

(2) まとめ

上述のとおり、各分析手法にはそれぞれに長所・短所があり、また同じ経済効果を分析したとしても、前提条件や利用するデータ等により計測値が大きく異なることとなる。したがって、規制改革措置の間接的影響分析を行う際には、一つの分析手法を無批判に採用するのではなく、こうした分析手法の特性や活用可能なデータ等を十分に理解した上で、適切な分析手法を検討し、結果の取扱いにも留意することが必要である。

さらに、仮に特定の分析手法を用いて分析を行う場合、分析のベースとした前提条件や、利用したデータ、モデル、計算方法等を極力開示することにより、第三者による同一の分析手法での再計測（検証）や、別の分析手法での計測が可能な形にすることが望ましい。このことにより、分析の客観性を担保すると共に、個々の分析手法や計測方法をより精緻かつ高度に発展させていくことが可能となる。

1 調査研究の目的・内容

総務省行政評価局が、平成 14 年 8 月から着手している「検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価）」においては、検査検定制度が企業活動や消費活動に与える影響、特に、コストの上昇、選択範囲の限定等の影響が可能な限り小さくなっているかとの観点から、事業者（産業）や一般国民に及ぼす影響の発現状況及びその変化等を調査・分析することとしている。

統一性確保評価の観点からは、対象となる検査検定制度 126 制度について、基礎的な情報・データ、実地調査結果などを、極力、統一的なフォーマットで整理を行う必要があるが、規制改革措置が講じられており、かつその結果として、コスト・選択範囲等への影響が大きく変化している事例については、受検当事者に与える直接的影響だけでなく、産業や一般国民等のより広い範囲に与える影響についても分析することにより、規制改革措置がもたらす影響の変化について、総合的に整理することが可能となる。

今回の調査研究では、総務省行政評価局が実施した実地調査において、調査対象とした期間内（おおむね平成 9～13 年度の 5 年間）に何らかの規制改革措置が講じられた検査検定制度の一部について、規制改革の直接的な影響（以下では「直接効果」という。）がどのような形で発現しているのかという視点から、当該産業にもたらす検査コスト削減総額を整理するとともに、当該産業における検査コストの削減が、産業や一般国民、あるいは社会全体に及ぼす影響（以下では「間接的影響」という。）について、分析の手法を検討し提示することを目的とするものである。

上記目的を踏まえれば、今回の調査研究の課題は以下のように整理される。

規制改革措置に伴う直接効果の把握・分析方策を検討し提示すること。 間接的影響分析を行うことが適切と思われる制度を選定すること。 規制改革措置に伴う間接的影響の把握・分析方策を検討し提示すること。

また、今回の調査研究は、総務省行政評価局がそれぞれの検査検定制度における受検者・検査検定実施主体を対象として、検査検定制度の存在により負担しているコスト等について聴取した実地調査と密接に関連しており、同調査の実効性を確保することにも留意する必要があることから、検討に当たっては総務省行政評価局と密接に連携を図ることとしたが、そこでの課題として以下の点がある。

総務省行政評価局が入手した受検者・検査検定実施主体の情報・データ等について、できるだけ調査研究の検討内容に反映させること。
調査研究の検討過程で得られた知見、情報・データ等は、適宜総務省の調査に活用できるようフィードバックすること。

調査研究の実施に当たっては、上記課題を踏まえて対応したところであり、総合的な効果を挙げ得るよう、総論的な整理と各論的な整理を行った。

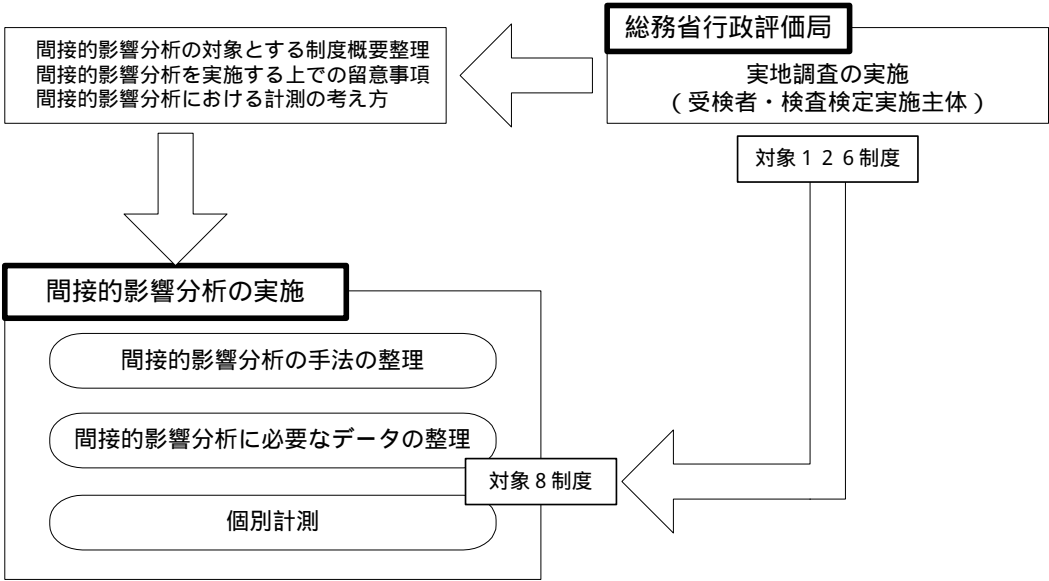


図 1 - 1 本調査研究のフロー

2 検査検定制度の規制改革の効果推計方法の概略

2-1 規制改革の効果の考え方

検査検定制度に関する規制改革措置について、例えば「検査周期の延伸」ケースを考えた場合、受検者である事業者にとって見れば、受検回数が減少することによって生じる支払手数料額の低下、検査を受ける前段階での検査準備や、検査を受ける際の検査立会のための人件費の低下等、受検者が負担しているコストが削減され、その結果として当該産業市場における生産費用の低下等に寄与する『直接効果』が生じる。

さらに、市場メカニズムを介して、他産業市場における生産性の向上、所得の増大、雇用の拡大等の『波及効果（金銭的外部効果）』や、市場メカニズムを介さずに、安全性の低下や環境の悪化等の『外部効果（技術的外部効果）』をもたらすこととなる。このように、規制改革措置の影響は、当該産業における効果を変化させることに加え、他産業や一般国民等のより広い範囲においても新たな効果が発生させ、それを含めて他の主体に効果が波及していくという構造になっている。

ただし、本調査研究においては、検査検定制度の存在・存続によって、安全・環境等への対策が担保されていること（規制改革を経ても、安全・環境等への対応状況等、それぞれの検査検定制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないこと）を前提として、『外部効果』の把握は行わず、『直接効果』と『波及効果』の把握のみを行うこととした。

表2-1 規制改革が行われることによる効果

直接効果	当該市場に直接生じる効果 (例：支払手数料額の減少、検査を受けるための人件費の削減/等)	
波及効果 (金銭的外部効果)	市場メカニズムを介して、他市場にもたらす金銭的な効果 (例：雇用・所得の増大、税収の増加/等)	
外部効果 (技術的外部効果)	市場メカニズムを介さずに、直接他市場にもたらす貨幣換算しにくい効果 (例：検査検定制度の規制改革による安全性の低下/等)	分析の 対象外

2-2 検査検定制度の規制改革による直接効果

検査検定制度の見直しが行われることによる直接効果を、改革の内容別に整理すると、表2-2のように示される。の検査検定制度における「性能規定化以外」は、基本的に、受検者の効果は、「支払手数料額の減少」「受検費用の低下」「機会費用の低下」に分類され、一方、検査検定制度実施主体の効果は、「手数料収入額の減少」「検査費用の低下」「機会費用の低下」に分類される。なお、規制改革の内容によっては「自主検査費用の増加」など、受検者に新たな費用増が生じるケースがある。

表2-2 規制改革別の直接効果の整理

区分	改革の内容	効果	
		受検者	検査検定制度実施主体
検査検定制度対象範囲	対象範囲の縮小	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下 自主検査費用の増加	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
検査検定制度実施主体	行政機関から民間検査機関への移行	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
	代行機関の第三者認証化、公益法人要件撤廃	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
	自己確認・自主保安	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下 自主検査費用の増加	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
検査検定制度基準	性能規定化	製品の幅の拡大 安価な部品・技術等の使用	手数料収入額の増減 検査費用の増減 機会費用の増減
	国際的整合化	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
検査検定制度方法	有効期間の廃止・延伸	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
	民間データの活用	支払手数料額の減少 受検費用の低下 機会費用の低下	手数料収入額の減少 検査費用の低下 機会費用の低下
	運転時検査の導入	受検費用の低下 機会費用の大幅な低下	検査費用の低下 機会費用の低下
その他	電子化	受検費用の低下 機会費用の低下	検査費用の低下 機会費用の低下 設備投資費用の発生

2 - 3 検査検定制度の規制改革による間接的影響の分析手法の検討

(1) 間接的影響の分析手法の特徴

以下では、間接的影響分析手法について効果計測で一般的に使用されている 5 つの手法の概要について整理をする。

1) 消費者余剰分析

消費者余剰とは、消費者・利用者が当該財・サービスを購入するのに最大限支払っても良いと考える金額と実際に支払った金額との差額で示され、この差額部分を計測し、それを経済効果として見なす分析手法が消費者余剰分析である。具体的には、ある特定の財・サービスの規制改革前後の価格の低下状況を計測し、その財・サービス市場の需要曲線から消費者余剰の増加分を効果として計測する。財・サービスの価格が直接影響する市場における直接効果のみを分析する手法であるため、他市場への影響（波及効果）については考慮していない（経済学でいう部分均衡分析）手法である。

消費者余剰分析は、公共事業をはじめとする幅広い政策分野において、効果計測等の分析に使用されている。

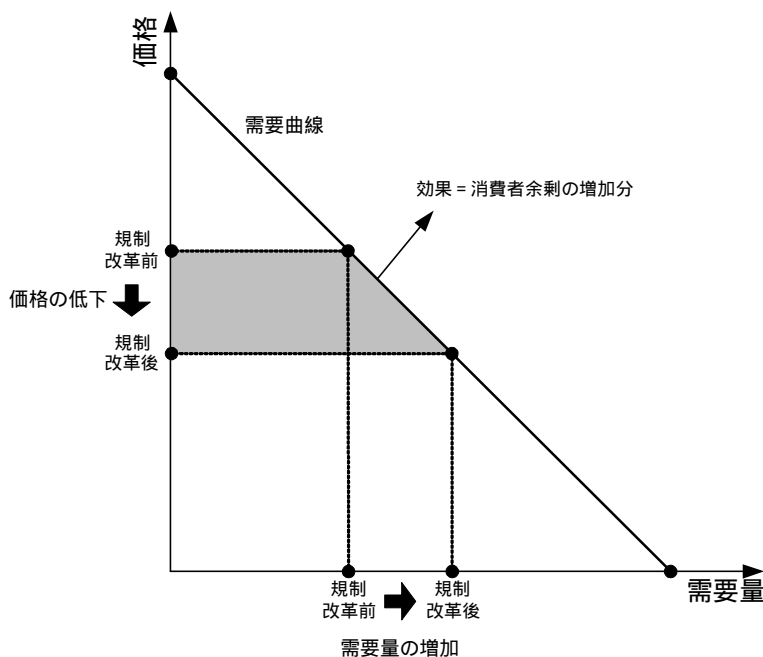


図 2 - 1 消費者余剰分析の効果計測イメージ

【メリット】

分析手法や効果の概念が理解しやすく、分析が容易。

【デメリット】

当該市場のみの分析方法であるため、他市場への影響を分析できない。

2) 表明選好法

表明選好法とは、アンケート調査等によって個人の選好を直接的に尋ねる方法であり、主に安全、健康、環境等に関する非市場財の価値を計測する際に使用されている。

表明選好法の代表的な手法として、仮想評価法 (Contingent Valuation Method : CVM) がある。これは、市場で金銭取引されていない財・サービス (非市場財) の価値について、アンケート調査やヒアリング調査等を通じて、例えば環境改善等の施策に対して個々人が支払っても良いと思う額 (支払意志額) を尋ねることで、環境改善等の施策の価値 (評価額) を直接的に評価する手法である。

前述の消費者余剰分析や、後述する産業連関分析、マクロ計量経済分析では、個々人が取った実際の行動の結果として表れている価格や需要量等の統計データを用いて分析するが、表明選好法では「あなたは政策 A が実行される場合に幾ら支払いますか？」等の設問を通じて、個々人に対して仮定上での判断・行動について尋ねることとなるため、アンケート調査等で表明された個々人の態度と、実際の行動結果とは大きく乖離している可能性がある。

したがって、表明選好法では安全、健康、環境等のように、市場価格が設定され得ない財・サービスについての評価額を導出する際には有効であるが、価格が把握可能な財・サービスの場合には有効ではない。

表 2 - 3 CVM を使用した効果計測事例

事例	年	評価対象 (価値の種類)	評価結果
1	1995 年	四万十川の水質改善に対する支払意志額	支払意志額 (平均値) : 14,611 円 / 人
2	1996 年	松倉川の生態系保全に対する支払意志額	支払意志額 : 8,756 円 ~ 13,016 円 / 人・年
3	1999 年	全国の中山間地域の多面的機能に対する支払意志額	支払意志額 (平均値) : 101,225 円 / 人 集計額 : 4 兆 1,071 億円 / 年

【メリット】

アンケート調査等を使用することにより、簡易的に評価結果を求めることが可能。
市場財、非市場財 (安全、健康、環境等) を統一的に分析することが可能。

【デメリット】

アンケートの作成方法によって得られる結果が異なるため、評価結果に対する信頼性が必ずしも高くない場合がある。
アンケートの回答者は支払意志額を表明するのみであり、実際に支払い行動を起こすのか、その場合、実際に支払う金額は幾らなのかは把握できない。

3) 産業連関分析

各産業の生産活動は、原材料やサービスの購入を通して新たな財・サービスを生産しており、このような一連の生産活動を行うことで、他産業の生産活動にも影響を与えている。こうした産業間の財・サービスの投入・産出関係といった取引関係を記録し、体系的に示した「産業連関表」を用いて、政策実施による各産業の生産額や物価水準の変化を、主に生産誘発モデル、価格モデルによって分析する手法が産業連関分析である。

生産誘発モデルとは、経済政策の実施などの経済的なショックによって、各産業の生産活動の需要動向が変化することで、他の産業へもたらされる効果を計測する手法である。例えば、自動車の需要が増加すると、鉄鋼、タイヤ、ガラス等を生産している産業の需要が増加し、それに伴いさらに鉄鋼、タイヤ、ガラスを生産するための原材料等の需要が増加する等、関連する産業へ次々と波及する。

価格モデルとは、各産業の財・サービスの価格が上昇または低下した場合に、その影響は生産誘発モデル同様、関連する財・サービスを生産している産業へ次々と波及することで価格転嫁が行われ、そのときの各産業の財・サービスの物価水準の影響を計測する手法である。例えば、各種運賃、電力料金、原油価格の変化による関連各産業における財・サービスの物価水準の変化が計測可能となる。

需要部門(買い手)		産業部門				最終需要部門			輸 入 (控 入 除)	生 産 額 内
		1	2	...	n	消 費	投 資	輸 出		
供給部門(売り手)		販売構成(産出の配分)				最終需要				
産業部門	1部門	費用構成 投入の構成	中間需要		A	B	B	D		
	2部門		中間投入							
...	...		中間投入							
...	...		中間投入							
n部門	...		中間投入							
付加価値	雇用所得、営業余剰など		要素投入		C					
国内生産額					D					

(注)
 A: 中間需要・中間投入の産業部門間取引データ
 B: 最終需要と輸入の産業部門別データ
 C: 粗付加価値の産業部門データ
 D: 国内生産額の産業部門別データ

$$\begin{aligned}
 \Delta X^{(0)} &= \Delta F && \leftarrow \text{最終需要が増加 = 消費者余剰分析で求めた直接効果の値} \\
 \Delta X^{(1)} &= \Delta F + A\Delta F && \leftarrow \text{他産業への1次波及効果} \\
 \Delta X^{(2)} &= \Delta F + A\Delta F + A^2\Delta F && \leftarrow \text{他産業への2次波及効果} \\
 &\vdots && \\
 \Delta X^{(n)} &= [I + A + A^2 + \dots + A^n] \Delta F && \leftarrow \text{全ての波及効果} \\
 &= [I - A]^{-1} \Delta F \quad (n \rightarrow \infty)
 \end{aligned}$$

図 2 - 2 産業連関分析の効果計測イメージ

【メリット】

産業の循環構造を利用して、詳細な産業部門の波及効果を測定することができる。
 政府が5年に1度作成している産業連関表を利用することから、モデルの構築が容易であるとともに、波及効果等の分析は比較的容易。

【デメリット】

生産要素の供給制約を加味していないため、各産業における需要の増加は、価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすこととなり、生産誘発額等の効果が過大に推計される可能性がある。

4) マクロ計量経済分析

国民経済計算体系¹⁰に基づく過去の時系列データを用い、その経済的因果関係を、経済理論¹¹を基に統計的手法によって定式化し、分析する手法である。具体的には、実体経済の財・サービスの需給バランスに着目して、生産、消費、投資、輸出入、分配といった経済活動を連立方程式体系にしたものである。

景気予測等の短期的な効果計測では、四半期データ等を用いて主に総需要が産出量にどのような影響を与えるか等の需要サイドを重視した分析が行われている。一方、研究開発投資等の国民経済に与える影響の中長期的な効果計測では、年次データ等を用いて主に資本蓄積や技術進歩が経済にどのような影響を与えるか等の供給サイドを重視した分析が行われている。GDPをはじめとする国民経済計算体系を基にした消費や投資等の変数の予測値を結果として得ることが可能であり、特に政府の財政政策等（公共投資、増減税）の効果を定量的に把握・評価するために用いられている。

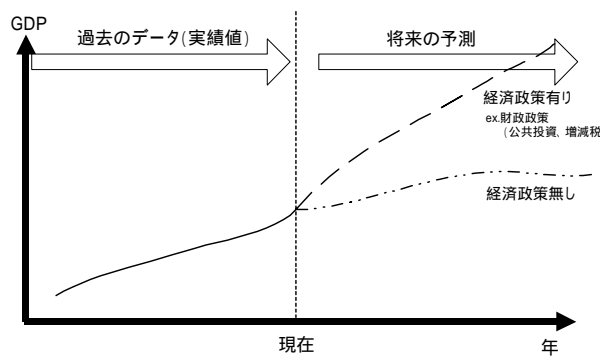


図 2-3 マクロ計量経済分析の効果計測イメージ

【メリット】

時系列で結果が出力されるので、景気予測など将来の予測に適している。
主に国民経済計算年報を使用するため、データの入手が容易。
統計的手法を使用しているため、客観性が担保される。

【デメリット】

国民経済計算等のデータを使用するため、詳細な産業分類に基づく分析はできず、また産業間の相互関係を扱っていない。特に中間投入財は扱っていない。
ミクロ経済学的視点に基づいた消費者や企業等の行動原理や価格メカニズムがモデルの中に明示的に入っていない。
過去の時系列データを使用するため、将来予測の際、過去のトレンドの影響を強く受けてしまう。バブルや長期的な不況などの大きな構造変化が存在する場合には、予測の精度は大幅に下がる可能性がある。

¹⁰ 一国の経済の状況について、生産、消費、投資といったフロー面や、資産、負債といったストック面を体系的に記録したもの。例えば GDP や各産業の生産額、労働者所得、営業余剰、財・サービス輸出等のデータが含まれる。ただし、産業連関分析のように詳細な産業分類を使用した分析は行われていない。

¹¹ 生産面から見た GDP、分配面から見た GDP、支出面から見た GDP が等しいという三面等価のこと。

5) 応用一般均衡分析 (CGE: Computable General Equilibrium)

産業間の財・サービスの取引関係を示す産業連関表の特徴を活かしつつ、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することで供給制約を考慮すると共に、家計・企業・政府の行動を明示的に示したのが応用一般均衡分析である。一般均衡理論を実証分析の場で用いられるようにしたものであり、近年、貿易政策、地球温暖化政策等の政策分野における分析ツールとして用いられている。

政策がもたらす当該産業や他産業の財・サービスの価格や生産量の変化、さらにはそれに伴う資本と労働需給の変化等をモデル分析することにより、一国及び産業別の GDP や市場経済的便益¹²を推計する。理論的には、完全競争¹³の下では、波及効果は全て相殺されるため、応用一般均衡分析と消費者余剰分析の便益の総和は合致するものとされている。

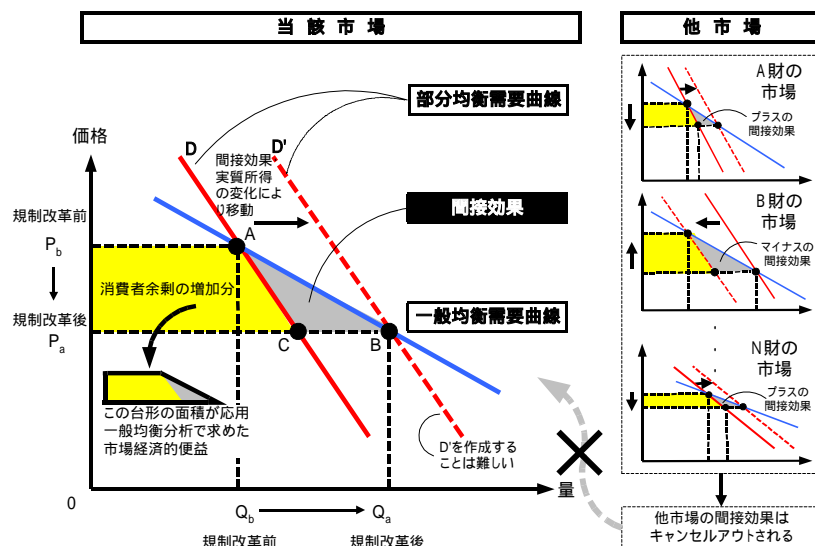


図 2 - 4 応用一般均衡分析の効果計測イメージ

【メリット】

他産業へ及ぼす影響、GDP、資本、労働投入量の変化が把握できる。
生産要素の供給制約を加味しており、財・サービスの需給は価格メカニズムを介して決定されるため、効果が過大に推計されない。

【デメリット】

パラメータ推定をする際にキャリブレーション法¹⁴を用いており、統計的な根拠がないと指摘されることがある。
全ての経済メカニズムを完全に考慮しているわけではない(例えば、財・サービスの代替関係や補完関係等は考慮されていない)。

¹² 家計によって供給される資本と労働の市場価値。

¹³ 家計や企業は財の価格について、個人的に影響力を行使することができず、市場で決定された価格を受け入れる状態のこと。

¹⁴ キャリブレーション法とは、ある基準年で社会経済が一般均衡状態にあると想定し、その基準年のデータセットのみを正確に再現するようなパラメータを連立方程式や収束計算によって求める方法のこと。

6) 間接的影響の分析手法のまとめ

それぞれの分析を用いて、規制改革措置等の影響を分析した事例を下記の表 2-4 に示す。また、5 つの分析手法の比較を表 2-5 にまとめた。

表 2 - 4 規制改革措置等の分析事例

手法	研究主体	タイトル	内容・特徴	時期
消費者余剰分析	旧経済企画庁	近年の規制改革の経済効果 - 利用者メリットの分析 -	国内及び、国際電気通信、国内航空、車検、電力、石油製品（ガソリン）、ガス、株式売買委託手数料の 8 つの分野において実施された規制改革が、料金・価格の低下を通じて利用者にもたらしたメリット（利益）を推計している。	2000 年
産業連関分析	住友生命 総合研究所	規制緩和の経済効果	情報通信、流通、土地・住宅、運輸、エネルギー、金融、労働・雇用、医療・福祉分野など多岐にわたる分析をしている。	1999 年
マクロ計量 経済分析	旧経済企画庁	構造改革のための社会計画	高コストの是正と IT 投資の増大を仮定して、長期多部門モデルによるシミュレーションを行っている。	1995 年
応用一般 均衡分析	内閣府 経済社会研究所	応用一般均衡モデルによる 貿易・投資自由化と環境政策 の評価	貿易・資本の自由化や炭素税の導入が、日本経済だけでなく世界経済に与える影響をマクロ経済だけでなく産業レベルに遡って評価している。 応用一般均衡モデルを構築することで、関税措置の変更による貿易自由化措置の経済効果を分析するだけでなく、規制によって生じる歪みの是正を目的とする経済構造改革の効果分析、炭素税のように特定の財に対する課税が、一国だけでなく、世界に与える影響を産業構造の変化まで考慮して分析が可能となっている。	1998 年
	内閣府 経済社会研究所	規制改革による経済分析の ための応用一般均衡モデル の開発	規制改革による経済への影響を分析。 特徴としては、国内の規制改革対象業種が概ね網羅されていること、他地域への波及効果を探るために世界モデルと連結が可能であること、規制改革に伴って発生する現象をできるだけ再現できること、の 3 点である。	1999 年
	内閣府 経済社会研究所	我が国の経済協力がアジア 経済の発展に与える効果	日本の ODA の動向を概観した上で、そのアジア経済に与える効果を定量的に評価を行っている。実際の円借款供与による資本形成の効果と我が国が現行の貿易保護を撤廃し輸入を自由化する効果を比較検討している。 援助と貿易がアジアのうち、最近、円借款の供与が多い 6 개국（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ヴェトナム）の経済全般に与える効果について、一定の動態的側面を織り込んだ応用一般均衡世界貿易モデルにより推計する。	2002 年

表 2 - 5 分析手法の比較

区分	消費者余剰分析	表明選好法	産業連関分析	マクロ計量経済分析	応用一般均衡分析
測定対象市場	市場財	市場財 非市場財	市場財	市場財	市場財
測定効果	国内生産額 ¹⁵	市場で取引された全ての経済効果 市場で取引されない財の経済効果	国内生産額	国内総生産額（GDP） ¹⁶	市場で取引された全ての経済効果
効果の範囲	直接効果	直接効果及び波及効果	波及効果	波及効果	直接効果及び波及効果
測定項目	・消費者余剰の変化	・価格	・国内生産額の変化 ・物価の変化	・価格の変化 ・生産額の変化 ・資本、労働投入の変化	・市場経済的便益 ・GDPの変化 ・資本、労働投入の変化
手法の性質	<ul style="list-style-type: none"> ・効果の概念が分かりやすく、分析が容易。 ・当該市場のみの分析であるため他市場への影響を分析できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどによって簡易的に効果の計測が可能。 ・市場財、非市場財（安全・健康・環境等）を統一的に分析が可能。 ・アンケートの作成方法によって、効果計測の信頼性が変わる。 ・アンケート回答者が実際に回答と同じ行動をとるのか、または実際に幾ら払ったかは把握できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業間の関係を分析すること、かつ、詳細な産業分類による分析が可能。 ・モデル（産業連関表）の入手が比較的容易。 ・波及効果を比較的容易に計測可能。 ・供給制約がないため、効果が過大に推計される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の経済データを使用することで、景気予測等を行うことが可能。 ・主に国民経済計算年報を使用するため、データの収集が容易。 ・国民経済計算年報等のデータを使用するため、詳細な産業分類による分析には不向き。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業間の関係を分析することが可能。 ・モデルを構築するためのデータの入手が比較的容易。 ・供給制約を取り入れているため、効果は過大に推計されない。 ・財の代替、補完関係は明示していない。 ・パラメータの推定方法に統計的な根拠が乏しい場合がある。

¹⁵ 国内生産額とは、産業連関表における中間投入、家計外消費、粗付加価値を合計した値。

¹⁶ 国内総生産額（GDP）とは、国民経済計算における財・サービスの粗付加価値額である。（産業連関表でいう、国内生産額から中間投入と家計外消費支出を引いた値。）

(2) 間接的影響の分析手法の検討

上記の 1) ~ 5) において 5 つの間接的影響分析の手法を比較したが、各分析手法についてはそれぞれ固有の特徴がある。以下では、本調査研究において用いる分析手法について検討した。

本調査研究では、個々の検査検定制度における規制改革によって一般国民経済に及ぼす間接的影響を分析することを目的としている。具体的には、直接効果（当該市場に直接生じる効果）、波及効果（市場メカニズムを介して他市場にもたらす金銭的な効果）を計測することである。

本調査研究では、総務省行政評価局が行った実地調査により、規制改革による財・サービスの価格の変化分を計測する（現実の経済活動の結果を得る）ことが可能であり、したがって、現実の経済活動の結果が得られない場合に使用する表明選好法による分析は適さないと考えられる。また、検査検定制度における規制改革の効果を分析する際には、ある程度の産業分類（部門）を考慮する必要があり、分析対象としうる産業分類の区分数が少ないマクロ計量経済分析は適さないと考えられる。

以上を踏まえ、間接的影響を分析するために一般的に使用される 5 つの分析手法から本調査研究に適切な手法に絞りこむと、現実の経済活動の結果として得られるデータを用いて分析することが可能であり、かつ、産業分類による分析が可能である消費者余剰分析、産業連関分析、応用一般均衡分析が適切であると考えられる。

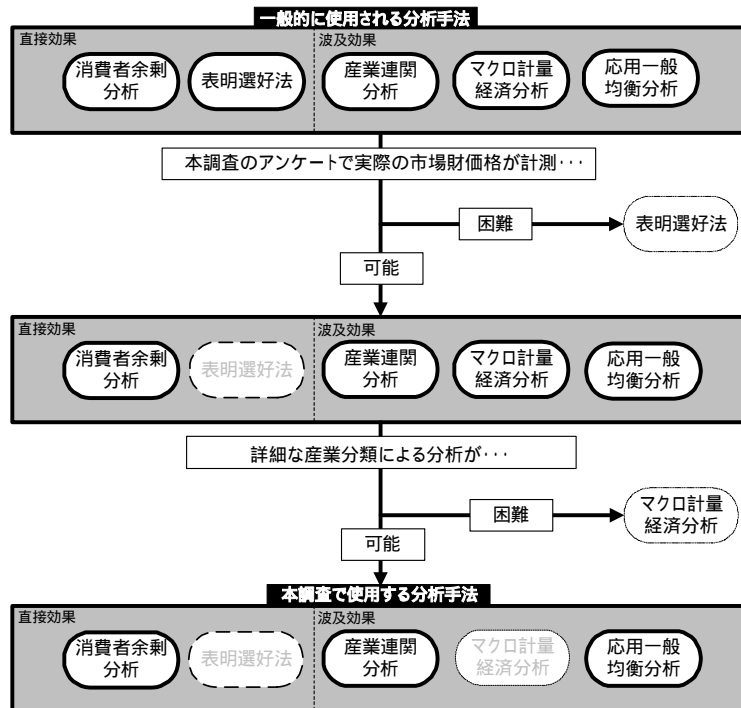


図 2 - 5 本調査研究で使用する分析手法

本調査研究における具体的な間接的影響の分析手順のフローは以下のようになる。

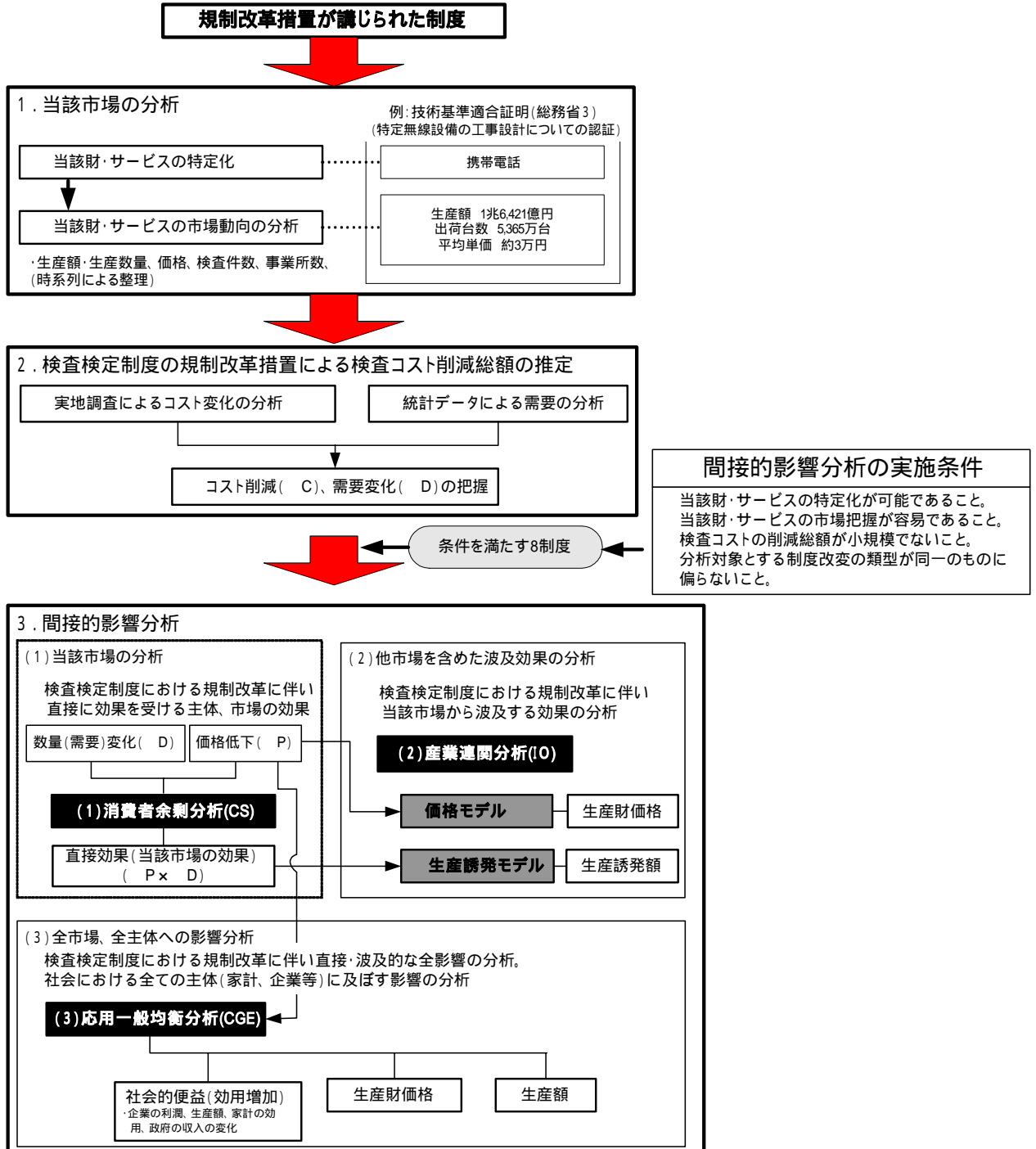


図 2 - 6 間接的影響の分析手順

3 当該市場の分析

3-1 当該市場の分析方法

本調査研究では、規制改革が講じられている検査検定制度のうち、以下の条件を満たす8制度（分析対象分野としては5分野）に関して、間接的影響分析を実施する。

検査検定制度の規制改革により、直接的に影響を受ける財・サービスの特定化が可能であること

検査検定制度の規制改革により、直接的に影響を受ける財・サービスの市場動向が、統計データ等の公表資料により把握可能であること

検査検定制度の規制改革による直接的な影響（検査コストの削減総額）が小規模ではないこと

結果的に、分析対象とする規制改革の類型が同一のものに偏らないこと

表3-1 分析対象制度の概要

所管	制度	規制改革内容
総務省 03	技術基準適合証明	民間データの活用による検査の簡略化
総務省 07	端末機器技術基準適合認定	
総務省 08	端末機器の設計についての認証	
国交省 31	自動車検査	検査周期・有効期間の延伸 (車齢11年以上の自家用乗用自動車を対象)
厚労省 12	特定機械等の検査	運転時検査の導入(認定点検事業者のみ)
経産省 12	ガス工作物の検査	政府認証(国)から第三者認証又は自主検査への移行
経産省 13	特定ガス用品の適合性検査	政府認証(代行機関)から第三者認証又は自主検査への移行
経産省 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	

(1) 影響を受ける財・サービスの特定化

検査検定制度によっては、影響を受ける財・サービスが複数存在したり、検査検定の対象となる財・サービスと、影響を受ける財・サービスとが異なっていたりする制度が存在する。本調査研究では、それぞれの検査検定制度ごとに、規制改革措置による影響を大きく受ける財・サービスを1つないし2つに絞って分析を行っている。

表3-2 分析対象制度の財・サービス

所管	制度	検査対象 財・サービス	分析対象 財・サービス
総務省 03	技術基準適合証明	無線設備 端末機器	携帯電話機器
総務省 07	端末機器技術基準適合認定		
総務省 08	端末機器の設計についての認証		
国交省 31	自動車検査	自動車	自家用乗用自動車
厚労省 12	特定機械等の検査	ボイラー 第一種圧力容器	石油精製・ 石油化学工業製品
経産省 12	ガス工作物の検査	ガス工作物	都市ガス
経産省 13	特定ガス用品の適合性検査	特定ガス用品	ガストーブ ガス瞬間湯沸器
経産省 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	特定液化石油ガス 器具	

(2) 財・サービスの市場動向の把握

上述(1)で特定化した財・サービスは、以下の統計から市場の動向を整理している。

表3-3 分析対象財・サービスの市場の把握方法

所管	制度	分析対象 財・サービス	市場の動向の把握 (統計データ等)
総務省 03	技術基準適合証明	携帯電話機器	機械統計年報
総務省 07	端末機器技術基準適合認定		
総務省 08	端末機器の設計についての認証		
国交省 31	自動車検査	自家用乗用自動車	家計調査年報(自動車保有 に際して要するコスト)
厚労省 12	特定機械等の検査	石油精製・ 石油化学工業製品	化学工業統計年報 エネルギー経済統計
経産省 12	ガス工作物の検査	都市ガス	東京ガスのホームページ
経産省 13	特定ガス用品の適合性検査	ガストーブ	機械統計年報
経産省 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ガス瞬間湯沸器	

(3) 規制改革による影響

対象の 8 制度の規制改革による受検者の検査コスト削減総額は、以下のようになる。なお、検査コスト削減総額の算出は、第 5 章で詳細に解説する。

表 3 - 4 分析対象財・サービスの市場のコスト削減総額

所管	制度	分析対象財・サービス	検査コスト削減総額(年間)
総務省 03	技術基準適合証明	携帯電話機器	5,563 万円
総務省 07	端末機器技術基準適合認定		
総務省 08	端末機器の設計についての認証		
国交省 31	自動車検査	自家用乗用自動車	57 億 5,300 万円
厚労省 12	特定機械等の検査	石油精製業・石油化学工業製品	130 億 8,600 万円
経産省 12	ガス工作物の検査	都市ガス	1 億 4,100 万円
経産省 13	特定ガス用品の適合性検査	ガストーブ	2 億 0,013 万円
経産省 20	特定液化石油ガス器具等の適合性検査	ガス瞬間湯沸器	

(4) 財・サービスが同一である制度

対象の 8 制度のうち、総務省の「技術基準適合証明」「端末機器技術基準適合認定」「端末機器の設計についての認証」、および経済産業省の「特定ガス用品の適合性検査」「特定液化石油ガス器具等の適合性検査」は、分析対象財・サービスが等しくなっている。これらの制度は、間接的影響分析を実施する際には、1 つに統合して行う。つまり、分析は 5 分野で実施することになる。

3 - 2 検査検定制度の規制改革によるコスト削減額の推計

コスト削減額の推計にあたり、総務省行政評価局が実施した実地調査結果のデータを使用する。以下では、実地調査から得られるデータを使用したコスト削減額の推計方法について説明を行う。

(1) 実地調査

- 対象範囲：検査検定 126 制度
- 対象者：受検者（延べ 3,500）、検査検定実施主体（延べ 1,700）
- 調査方式：訪問留置法。回収時に面接聞取調査を補完実施。
- 質問項目：以上の項目について、平成 9 年度～平成 13 年度（制度によっては平成 8 年度、平成 14 年度を含む）の状況を時系列に回答。

検査検定対象の数	運搬コスト
生産量	保管コスト
売上高・生産額	申請書類の量
価格・料金単価	申請書類提出方法
受検件数	書類作成コスト
検査実施主体	部外委託経費
手数料単価	事前準備コスト
受検手数料（支払総額）	法定点検コスト
事前相談に要する時間数	自主点検コスト
事前相談に対応する人数	インセンティブ制度導入時のコスト
予備審査に要する時間数	インセンティブ制度適用に伴う経常的コスト
予備審査に対応する人数	規制改革による影響
実施検査に要する時間数	事故発生件数
実施検査に対応する人数	事故・災害、故障等の内容・原因
検査検定対象の総稼働時間数	補償等への対応
受検による総運転停止時間数	

(2) 金額換算方法

コストの項目のうち、手数料、部外委託経費、法定自主点検コスト等については、おおむね実費での回答が得られたが、検査への立会い等に投入されている受検対応コスト（時間・人員）、書類作成コストなどは、実費以外での回答も含まれていた。

このため、実費での回答が得られなかったものについては、金額単位で表記するために、次のとおり、全検査検定制度に対して共通の方法を用いて金額換算化を行った。

1) 投入時間・人員の金額換算方法（時間価値）

時間価値とは、投入される時間の価値を金額換算化したものである。

本評価においては、「毎月勤労統計調査年報」（厚生労働省大臣官房統計情報部作成）を基に、所得接近法に基づき算出した時間価値を用いることとし、調査対象期間とした平成9年から14年の平均値である2,313円/時間を受検者及び検査検定実施主体に共通して採用した（6 【参考】付属資料6-1）。

2) 旅費の金額換算方法

受検者及び検査検定実施主体が検査検定の受検・実施に要した旅費や移動時間については、受検者の所在地、検査場の所在地、移動手段などによって大きく異なる。

コスト分析に当たっては、個々の受検者及び検査検定実施主体が実際に移動に際して負担している旅費の実額、移動に際して要した時間等について個別のケースごとに算出する必要がある。

しかし、こうしたコストを記録として保存しているケースは必ずしも多くなく、把握することが困難なものがあつた。

このため、受検者及び検査検定実施主体から旅費の実額、移動時間に関する情報が得られた場合には、当該データをもってコストを算出しているが、それ以外の場合には、今回、作成した「旅費マトリクス」に基づいた（6 【参考】付属資料6-2）。

3) 書類作成コストの金額換算方法

受検のための申請書類や申請時に提出することが求められている添付書類の作成に要したコストについては、1枚の書類に記載される情報量の多寡、書類の記載方法、書類に記載するデータを生成するための準備作業の有無等によって大きく異なる。

コスト分析に当たっては、個々の受検者が実際に書類作成に際して要した時間、負担している費用の実額等について個別のケースごとに算出する必要がある。

しかし、こうしたコストを記録として保存しているケースは必ずしも多くなく、把握することが困難なものがあつた。

このため、受検者及び検査検定実施主体から書類作成に関する実額が得られた場合には、当該データをもってコストを算出しているが、それ以外の場合には、

回答者から書類作成に投入した人員・時間に関するデータが得られた場合には、当該データをもって金額換算化、それ以外の場合には、提出した書類の枚数に、書類1枚当たりの作成に要する時間を1時間と仮定し、金額換算化した。

4) 変動経費と固定費の区別

受検者が負担しているコストの費目について、手数料や実地検査への立会い等に投入されている時間・人員等のように、受検頻度に応じて従量的に発生する

費用（変動経費）と、定期的・日常的に実施している自主点検に投入されている時間・人員や機器維持管理費用、インセンティブ制度の適用を受けるための申請を行った際の費用等のように受検件数の多寡に関わらず、定期的・一定規模で発生する費用（固定経費）とが存在する。

検査 1 件当たりのコストを算出するに際して、固定経費について 1 件当たりで計上することが困難な場合は、年額（総額）で示すなど検査 1 件当たりのコストと区分して計上するなど別途の方法によった。

（3）コスト削減額の推計

受検者に対する実地調査の結果から検査 1 件当たりの検査費用の削減額を推計する。コスト削減額の推計は、基本的には以下の手順で実施するが、制度によっては、改変前と改変後で変化がはっきりしないもの、項目によって回答の数値にばらつきが見られるものなど、集計結果からのコスト削減額の推計が困難な場合が想定される。その場合、制度ごとに手法を検討し、実際に推計を行う。

【コスト削減額の推計の基本パターン】

対象制度の検査検定件数の把握
規制改革による効果の把握
支払い手数料の削減額の把握
受検費用の削減額の把握（人件費、旅費、その他）
機会費用の削減額の把握
追加費用の把握

【検査周期延伸の場合】

対象制度の検査検定件数の把握
手数料単価の把握
受検費用の把握

【検査費用の削減額の推計の定義式】

$$= (\text{手数料単価の低下額} + 1 \text{ 件あたりの受検費用の削減額} \\ + 1 \text{ 件あたりの機会費用の削減額} - 1 \text{ 件あたりの追加費用}) \times \text{検査検定総数}$$

ただし、規制改革によって、変化が生じていない項目は除外して計算する。

機会費用の削減額は、検査を実施せず、当該財の生産活動を続けていた場合に得られたであろう売上額（検査に要した時間×時間あたり売上高）

【検査周期の延伸の場合】

$$= (\text{手数料単価} + 1 \text{ 件あたりの受検費用}) \times \text{改変前の検査周期} / \text{改変後の検査周期}$$

4 間接的影響の分析手法

以下では、前述の2-3(1)の間接的影響の分析手法の特徴で整理した消費者余剰分析、産業連関分析、応用一般分析について概要の補足や実際に本調査研究に適用する場合の留意事項等について整理する。

4-1 消費者余剰分析

(1) 効果計測方法

消費者余剰分析は、政府による施策の直接的な効果を分析するための最も基本的かつ簡易な手法として、従来から政策効果の分析手法の一つとして定着している。本調査研究において、規制改革により直接影響を受けるのは「受検者」であり、受検者が提供する財・サービスの市場に関して消費者余剰分析を行うことになる。この場合、ここでいうところの「消費者」とは、必ずしも「一般国民」を意味するものではない。

消費者余剰分析を行う際に用いる需要曲線の推計に当たっては、本来であれば当該財・サービスのクロスセクションデータを用いて需要曲線を推計するとともに、識別問題（詳細は、後述の「(2) 計測の留意事項」を参照）などを考慮する必要がある。とりわけ、規制改革措置のように一国全体に同時・一律の影響をもたらすものについては、その影響を受ける財・サービスの価格や需要量のクロスセクションデータを用いて分析を行うことが望ましいが、今回の分析においてはクロスセクションデータの入手が困難であったため、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と需要量データから需要曲線を推計している。

そのため、需要曲線の推計にあたり、以下の2点については需要曲線を推計することができない、もしくは関数形が有意でないため、直接効果（消費者余剰の増加分）を計測することができないという課題が生じる。

価格と需要量の関係に規則性が見いだせない場合 価格と需要量の関数が逆の方向を向いている場合
--

そこで、通常想定される財・サービスの価格低下によって生じる直接効果を計測するために、上記、
に対しては以下の方法で需要曲線を推計した。

上記 のときは、規制改革年次の需要量で一定と見なす 上記 のときは、最新年次の需要量で一定と見なす
--

1) 消費者余剰分析の手順

消費者余剰分析による、規制改革により直接影響を受ける市場の直接効果の計測手順は以下のとおりである。

) 市場動向の分析

各種統計データを用いて、当該財・サービスの価格と需要量（数量）の変化を時系列で把握する。ここでの価格、需要量の変化は全て検査検定制度の規制改革に起因しているものではないが、価格と需要量の変化のみを分析することとする。

) 需要曲線の特定化

)の市場動向の分析から、価格と需要量の散布図を作成し、統計的な分析（最小自乗法）により需要曲線を線形として特定化する。ただし、需要曲線が統計的に有意ではない場合には次節のルール（例外的な需要曲線の特定化）に基づき特定化を行う。

) 検査コスト削減総額の推計

受検者を対象とした実地調査結果から、検査検定制度の規制改革による検査コスト削減総額を推計する。

) 直接効果の計測

)の需要曲線、及び、)の検査コスト削減総額を使用して、消費者余剰分析を行う。その際、検査コスト削減額は全て（100%）製品価格に転嫁されるものと仮定して分析を行う。

統計データによる分析

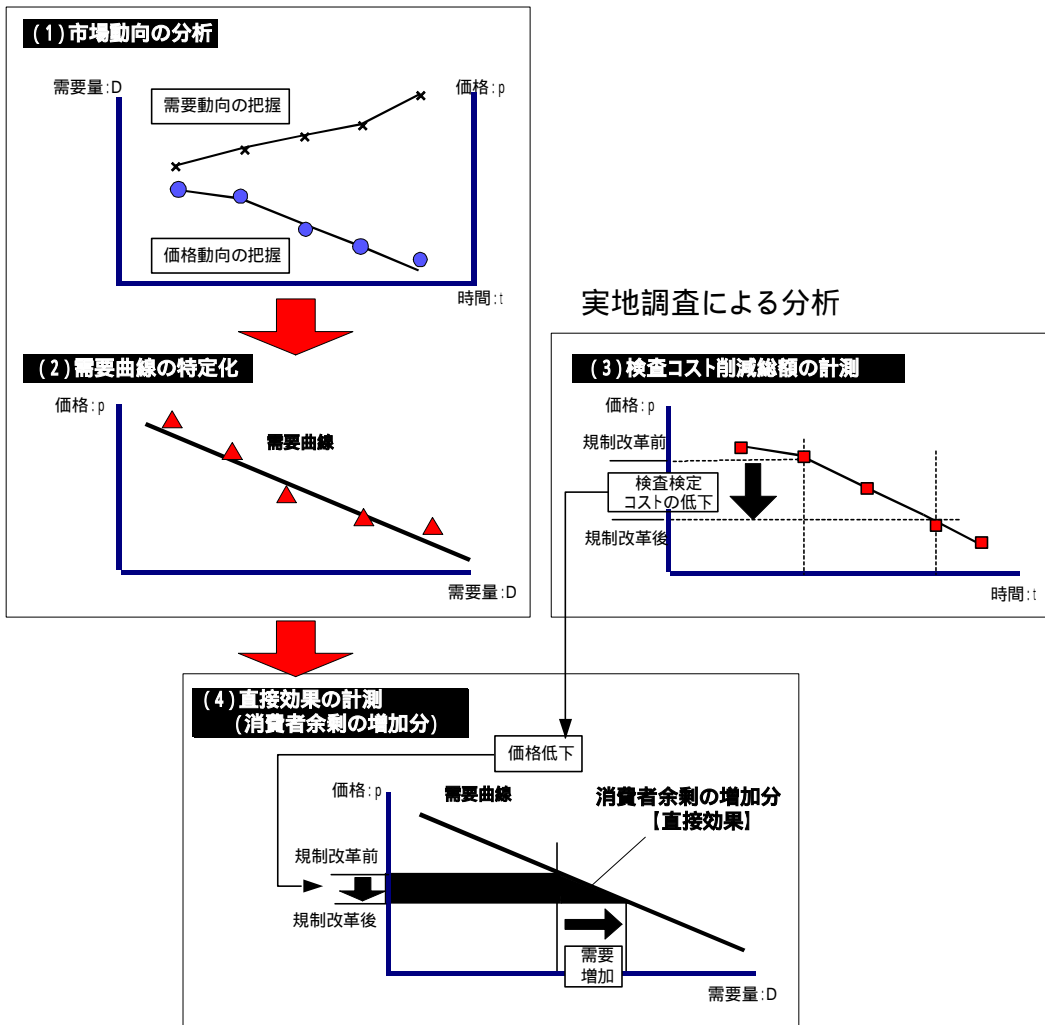


図 4 - 1 - 1 消費者余剰分析の手順

2) 例外的な需要曲線の設定化について

需要曲線の設定化の際には、前述の通り、統計的に有意ではない場合も想定される。その際には、以下のルールに従い需要量を設定する。

) 価格と需要量に規則性が見いだせない場合

本来、経済学的には価格（縦軸）と需要量（横軸）の関係は右下がりの関数形となるが、社会経済情勢等の外的要因により、規則性が見いだせない可能性もある。なお、ここで言うところの規則性とは、統計的に有意でない場合である。このように規則性が見いだせない場合には、検査検定制度の規制改革前後における需要量を一定と仮定する。その際の設定値についてはデータ集計期間の「規制改革年次」を用いることとする。

) 価格と需要量の関数が逆の方向を向いている場合

価格と需要量が通常的需求曲線の方角と逆、つまり右上がりの関数形となっている場合にも、需要量を一定と仮定する。その際の設定値については、価格が時系列で低下していることを勘案し、データ集計期間の「最新年次」の値を用いることとする。

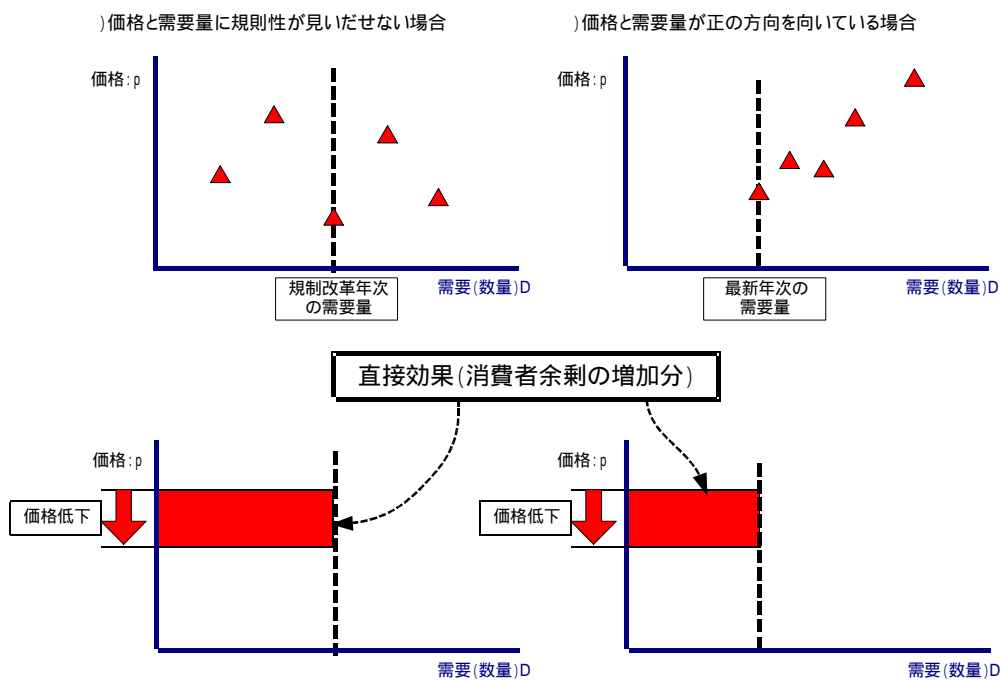


図 4 - 1 - 2 例外的な需要曲線の設定方法

(2) 計測の留意事項

消費者余剰分析を行う際、重要となるのは需要曲線の推計方法である。本調査研究では、前述であげた手順によって需要曲線を推計し、消費者余剰分析を行っている。すなわち、今回の分析では、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と需要量データから需要曲線を推計することとしたが、実際の価格と需要量データからだけでは、消費者の購入量を表すものなのか、販売者の供給量を表すものなのかを判断することができないという課題が生じる。これは一般に識別問題と言われる。

消費者の購入量と販売者の供給量を厳密に区別するためには、当該財・サービスの価格と需要量以外の要素（例えば、GDP、為替等の説明変数）を加えることで識別を行う必要があるが、今回の分析ではすべての分析対象制度に横断的・統一的な手法を当てはめて分析を行う観点から、当該財・サービスの価格と需要量の関係のみからなる需要曲線を推計することとし、個々の検査検定制度に対応した精緻な需要曲線の推計は行わないこととした。

以下では、識別問題についてのより詳細な説明を記載した。

【識別問題】¹⁷

ここに、最近 10 年間の、携帯電話の価格と販売数量の統計データがあるとする。それをプロットすると、図 A のようになる。この価格と数量の組み合わせについて、需要動向と供給動向のいずれかを示すかについて調べるために回帰分析等で直線をあてはめる。

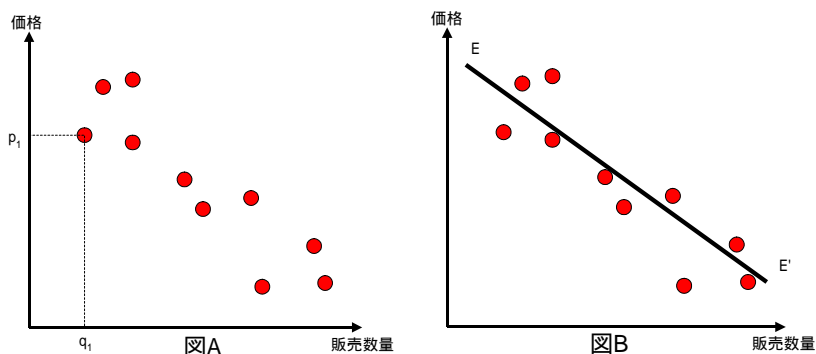


図 B では、回帰直線は右下がりになり、価格が上がるにつれて売買数量が減少するという関係を示している。これは、一般に需要曲線の特性であるが、これでもまだ需要曲線を表していると決めるのには説得力に欠ける面がある。

例えば、図 A の q_1 は価格が $p=p_1$ のとき、実際に売り買いされた数量であるから、 q_1 は $p=p_1$ のもとで供給量（売り手から見て）でもあり、同時に需要量（買い手から見て）とも考えられる。これは、図 A のどの点についても成り立つから、図 A の各点（一般には観測された価格と販売量の組）は、その価格のもとで需給が一致する均衡点になっている。

ここで、需要関数も供給関数も価格 (p) だけの 1 次関数であるとする仮定すると、以下のような式として需要と供給を表わすことができる。

$$\begin{aligned} \text{需要関数} & \quad q^d = a_0 + a_1 p \\ \text{供給関数} & \quad q^s = b_0 + b_1 p \end{aligned}$$

需要曲線 DD、供給曲線 SS とともに直線で描かれ、売りと買い（需給）の一致する点は図 C の点 E だけとなることから、図 A に示される観測結果は説明できなくなる。そこで、供給関数が価格のほかに規制緩和 (T) にも影響されると考えると、需給関数は以下の式となる。

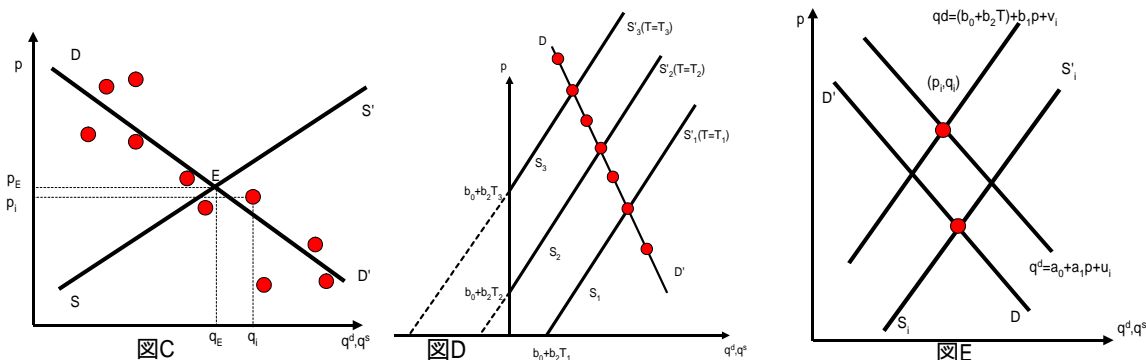
$$\begin{aligned} \text{需要関数} & \quad q^d = a_0 + a_1 p & (1) \\ \text{供給関数} & \quad q^s = b_0 + b_1 p + b_2 T & (2) \end{aligned}$$

T の値を指定すると ($b_0 + b_2 T$) を (2) 式の新しい定数項（縦軸上の切片）と見ることができる。 T の値を変化させれば、この切片も縦軸上を移動するが、勾配は b_1 なので、供給関数 (2) 式のグラフは T の変化につれて平行移動する。

したがって、図 C の点 (p_i, q_i) が実現したときの T の値を T_i とすれば、この点は、図 D では需要曲線 DD と供給曲線 $S_i S_i$ ($i=1, 2, 3$) の交点と考えられる。この場合には、観測された点はすべて需要曲線の上にあるので、推定された直線図 B の EE' は、需要関数 (2) 式のグラフ（需要曲線）になっている。このよう

¹⁷ 木村吉男、中村恵子編著（2000）「初等統計・計量経済分析のための教育システム」勁草書房

に、観測データから需要関数が推定可能であるとき、需要関数は識別可能と呼ばれる。一方、図 E における $S_i S_i$ 上の点でわかっているのは、 (p_i, q_i) だけであるので、図 A のデータだけでは供給曲線は推定できない。このとき、供給関数は識別不能と呼ばれる。



再び(1)(2)式をみると、観測点の q_i はそのときの需要量でもあり、供給量でもあったことから、 $(q^d=q_i=q^s)$ を考え、さらに観測期 i を添え字として明示すると以下の式となる。

$$\text{需要関数 } q_i = a_0 + a_1 p_i \quad (3)$$

$$\text{供給関数 } q_i = b_0 + b_1 p_i + b_2 T_i \quad (4)$$

(3)(4)式はどの観測点についても成立するので、以下では添え字を省略した連立方程式体系で考える。

$$\text{需要関数 } q = a_0 + a_1 p \quad (5)$$

$$\text{供給関数 } q = b_0 + b_1 p + b_2 T \quad (6)$$

(5)(6)式では、変数の個数が3、方程式の数は2となっているので、これを解くためには、3変数 (p, q, T) のうちのどれか1つを指定しなければならない。現在、 T を外生変数に、 p と q を内生変数にしている。外生変数 T を導入する前は、需給両関数とも識別不能であったが、導入後は外生変数 T が現れない需要関数は識別可能となるが、 T を含む供給関数は依然として識別不能である。

このことは、識別可能性の考察対象となる関数に現れない外生変数の個数とその関数に現れる内生変数の個数が識別可能性に関連していることを示している。この点を見るために、識別できるか否かを判断する関数に現れない先決変数の個数を K^{**} で、その関数に現れる内生変数の個数を G で、それぞれを表わし、(5)(6)式について、 K^{**} と G を数えると表Fとなる。

表F (5)(6)式における識別可能性の判定

需要関数は識別可能	$K^{**} = 1, G = 2$	$K^{**} = 1 = G - 1$
供給関数は識別不能	$K^{**} = 0, G = 2$	$K^{**} = 0 < G - 1$

「ある関数が識別可能なためには、 $K^{**} \geq G - 1$ でなければならない、 $K^{**} < G - 1$ ならばその関数は識別不能である。」これは、識別の次数条件と呼ばれている。次数条件は識別可能のための必要条件であるので、次数条件が満たされたとしても、一般的には必ずしも識別可能であるとはいえないことに注意が必要である。

さらに、識別可能な場合は、以下のように分けることができる。

$K^{**} = G - 1$ のとき、適度識別

$K^{**} > G - 1$ のとき、過剰識別

次に、識別可能性が重要となる理由について考えると、連立方程式 (5) (6) 式の内生変数を p と q を、外生変数 T で表わすと以下の式となる。

$$p = \frac{b_2}{a_1 - b_1} T + \frac{-a_0 + b_0}{a_1 - b_1} \quad (7)$$

$$q = \frac{a_1 b_2}{a_1 - b_1} T + \frac{a_1 b_0 - a_0 b_1}{a_1 - b_1} \quad (8)$$

(7) (8) 式のように内生変数を外生変数で表わしたモデルを誘導型モデルと呼び、(5) (6) 式のように、経済構造をそのまま方程式体系に表わしたものを構造型モデルという。(7) (8) 式の係数を π_{ij} として書き直すと、以下の式になる。

$$p = \pi_{11} T + \pi_{12} \quad (9)$$

$$q = \pi_{21} T + \pi_{22} \quad (10)$$

これらの方程式に最小自乗法を適用して、誘導型パラメータ π_{ij} ($i, j=1, 2$) が推定されると、(5) (6) 式と(7) (8) 式のパラメータの対応を用いて、誘導型パラメータから構造型パラメータを解くと、以下の式となり、需要関数の構造パラメータは一義的に求められる。

$$a_1 = \frac{\pi_{21}}{\pi_{11}}, a_0 = \pi_{22} - a_1 \pi_{12}$$

しかし、供給曲線のパラメータについては以下の式が満たすように、 b_0, b_1, b_2 が決定されなければならないが、方程式が2本しかないことから、これらのパラメータを決定することはできない。

$$\pi_{11} b_1 + b_2 = \pi_{11} a_1$$

$$b_0 + a_2 b_1 = a_0 + a_1 \pi_{22}$$

識別可能性とは、誘導型パラメータから、構造型パラメータが決定できるか否かを判定することであり、推定された構造モデルが意味を持つためには、すべての構造方程式が識別可能であることが必要である。

上記で識別問題の解決方法として、外生変数等の他の定数項を加えるという方法を記述したが、本調査研究では、規制改革による当該財の価格と数量の関係を表わすクロスセクションデータが入手不可能等のデータ制約により、識別問題は考慮せずに需要曲線を導出することとして扱っている。

また、識別問題は計測された回帰方程式が何を表現しているのか(供給関数か、需要関数か)を考える場合に重要ではあるが、特に大型の経済モデルの場合、すべての式について識別問題を考慮して定式化するのは事実上困難である。したがって、実際には、多くのモデルでは需要と供給を区別せずに定式化されている部分があるのが実情である。

4 2 産業連関分析

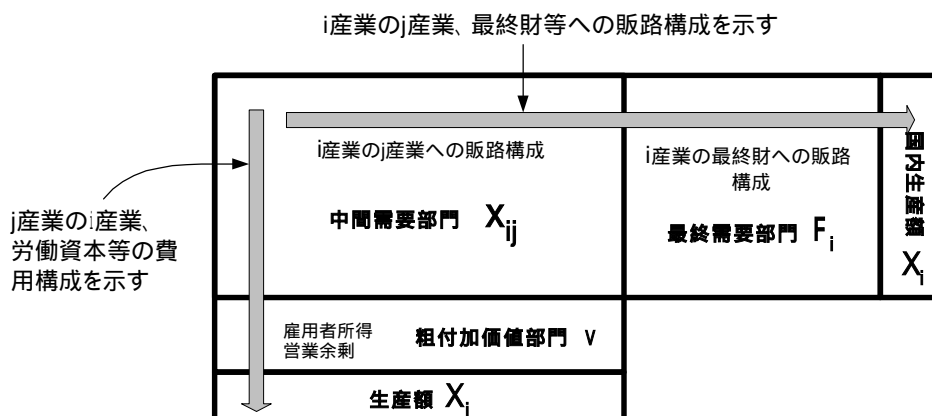
(1) 産業連関表

1) 概要

産業連関分析では、ある産業部門の財・サービスの最終需要が変化した場合、産業間の直接的・間接的な相互依存関係を通して産業全体に与える効果がどの程度になるかを、具体的な数値として産業部門別の実証分析することができる。

産業連関表は、一定地域内の一定期間における各産業の生産活動を財・サービスの流れとしてとらえ、各産業の投入構成と産出構成が1枚の表から読み取れるように行列形式で表示したものであり、中間需要（中間投入）部門と最終需要部門、粗付加価値部門の3つのブロックで構成されている。

中間需要部門は産業間における財・サービス部門の取引関係を示す生産活動部門であり、最終需要部門は各産業の生産物を最終的な製品として購入する部門である。そして、粗付加価値部門は産業が生産活動に必要な労働、資本など本源的生産要素を示す部門である。



上図 4-2-1 の産業連関表を縦方向に見ると、各産業がそれぞれの生産物を生産するために必要とする財・サービス及び労働、資本等の本源的生産要素（粗付加価値）をどの程度投入しているかが分かる。しかし、j産業の生産額が X_j から X_j に変化した場合、各産業からの投入額がどのように変化するかは不明である。

そこで各産業の必要原材料の投入額を、それぞれの国内生産額で除し、(4-2-1)式のように投入原単位で表す。この a_{ij} はj産業部門が1単位生産するために必要なi産業部門からの投入額を示す係数であり、この投入係数を多用して分析を行うのが一般的である。

$$a_{ij} = \frac{x_{ij}}{X_j} \quad i, j = 1, 2, \dots, n \quad (4-2-1)$$

本調査研究では産業連関表を用いて、検査検定制度の規制改革による各産業の生産誘発効果及び価格低下効果を推計する。ここでの生産誘発額とは国民経済計算による GDP とは異なり、中間投入量も含めた総生産であり、企業でいうところの「売上」と等しい概念である。

2) 産業連関分析の使用手順

産業連関分析には、ある特定の需要（消費、投資など）が与えられた場合に、その需要によって必要とされる生産額を計測する生産誘発分析（均衡産出高分析とも呼ばれる）と付加価値の変動や特定製品の価格の変動によって引き起こされる各産業部門の価格波及効果を計測する価格分析（均衡価格高分析とも呼ばれる）に区分される。

生産誘発モデルで分析する際には、消費者余剰分析で求めた直接効果（消費者余剰の増加分）を最終需要の増加分としてインプットした。これは当該財・サービスの価格の低下により、今までその財・サービスに支払っていた額を他の財・サービスへ消費として回すことができるという仮定の下で分析を行っている。

一方、価格モデルで分析する際には、実地調査によって把握した財・サービスの価格低下率を当該財・サービスの該当する産業部門にインプットした。ただし、インプットする際に、該当する産業部門における当該財・サービスの市場占有率を考慮した。

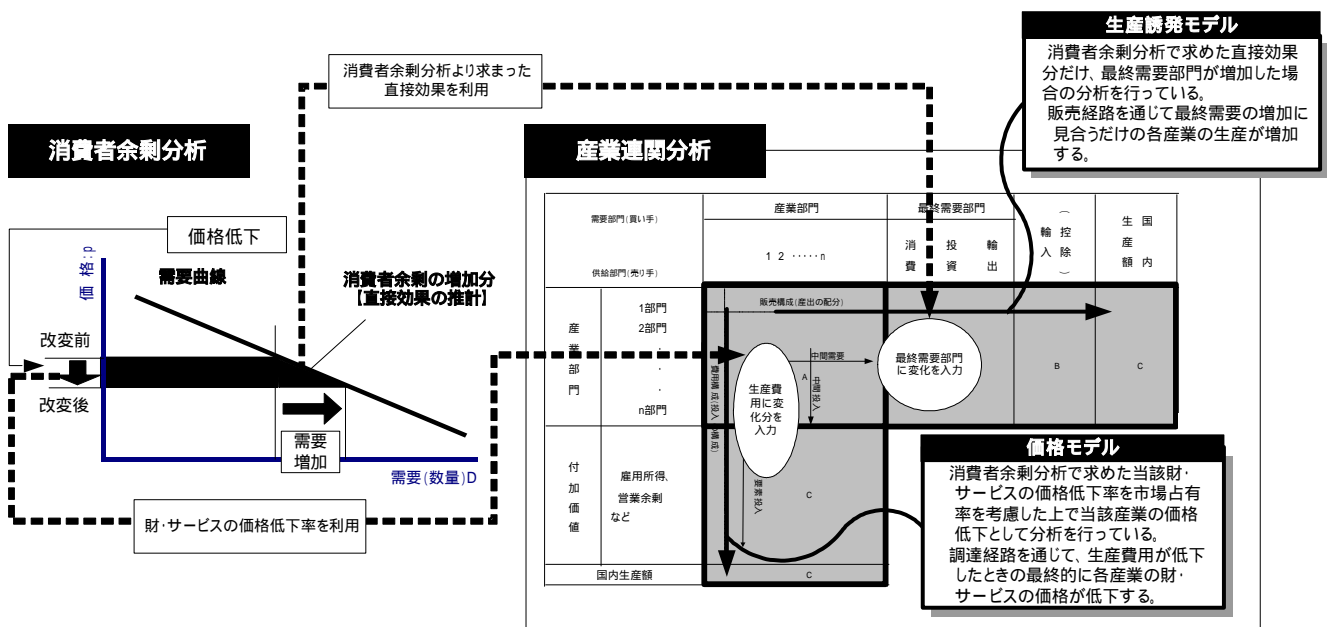


図 4 - 2 - 2 生産誘発モデルと価格モデル

(2) 生産誘発モデル

各産業の生産活動は需要動向によって大きく異なる。例えば、インターネットやマルチメディアの進展によって、企業及び家庭でのパソコン需要の大幅増加が見込まれ、パソコンメーカーは増産に踏み切ったとする。その生産誘発効果は、まずパソコン生産に必要な半導体等の原材料部門へ波及し、さらに半導体の生産に必要な化学工業部門や窯業・土石製品部門へと次から次へと波及していく。

産業連関モデルによる生産誘発分析は、検査検定制度の規制改革によりコストが削減され、当該部門の最終需要が増加した場合、その需要増加分を過不足が無いように満たすための各産業（内生）部門の生産活動水準を求めるものである。ここで過不足が無いとは、ある産業部門の最終需要が増加した場合、他産業の生産が誘発されるが、その際に資本、労働等の供給制約を考慮しないということである。

生産誘発分析は当該産業における直接的な効果から他産業への波及効果を分析する手法である。基本的には消費者余剰分析により計測した直接効果を最終需要の増加分（インプット）として計測を行う。なお、産業連関表には競争輸入型産業連関表¹⁸を用いる。

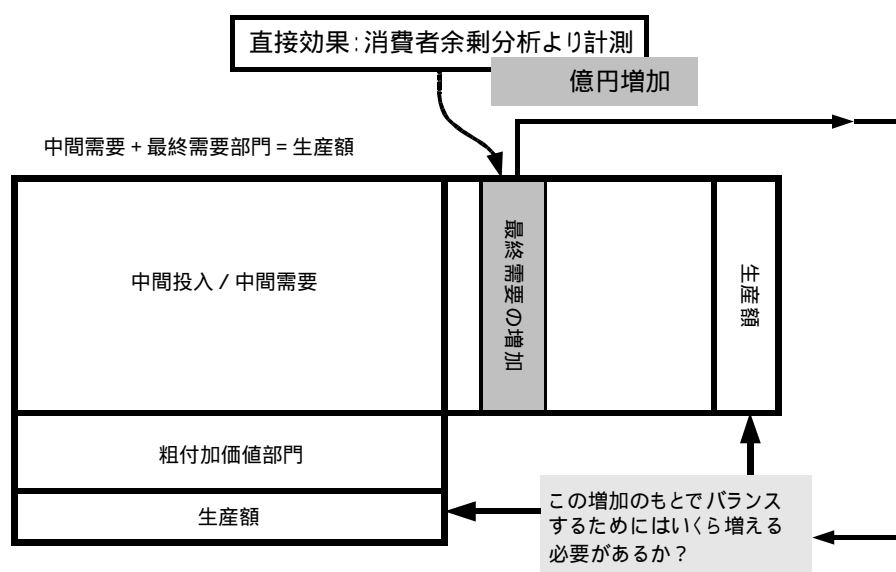
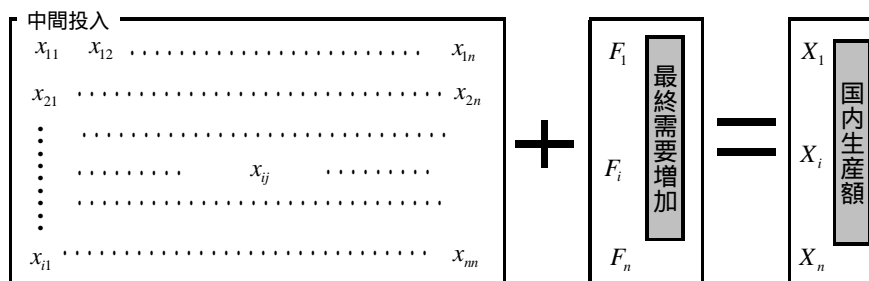


図 4 - 2 - 3 生産誘発分析のイメージ

¹⁸ 分析を簡素化する場合には、輸入を考慮しない場合があるが、現実の経済に即したモデルを作成する場合には、輸入を考慮する必要性から競争輸入型を採用している。競争輸入型では輸入品と国産品を一括して当該産業部門から他産業及び最終需要部門へ配分し、最終需要項目の隣に控除項目として輸入を設けてマイナスで計上する方法である。特徴としては、例えば、ある産業の生産活動において1産業部門から投入される国産品と輸入の比率が変わったとしても、両者は同一財であると見なされているため、その投入係数は変化することなく安定している。

最終需要の増加に端を発した生産誘発の波は次々と他産業に波及し、究極的には均衡産出額に収束する。図 4-2-4 は産業連関表のイメージである。



$$X = AX + F$$

A : 投入係数行列、F : 最終需要ベクトル、X : 国内生産額ベクトル

$a_{ij} = x_{ij} / X_j$: 投入係数、 x_{ij} : 中間投入額、 X_j : 国内生産額

図 4 - 2 - 4 産業連関表の構造

上図より、検査検定制度の規制改革により最終需要が増加した場合の生産誘発額は下式 (4-2-2) のように求められる。ここで F は消費者余剰分析で計測された直接効果とする。

$$\Delta X = [I - A]^{-1} \Delta F \quad (4-2-2)$$

(4-2-2) 式の経済学的な意味は以下のとおりである。最終需要が増加 (F) し、まず他産業へ生産を誘発する。その際の誘発効果は (A F) であり、この生産誘発額がさらに生産を (AA F) 誘発する。このように繰り返し生産が誘発され、級数展開の形になる。この級数は (n) には (4-2-2) 式のような逆行列の形となる。この逆行列はレオンチェフの逆行列と呼ばれている。

$$\begin{aligned} \text{最終需要が増加} & \quad \Delta X^{(0)} = \Delta F \\ \text{他産業へ波及(1次波及)} & \quad \Delta X^{(1)} = \Delta F + A\Delta F \\ \text{他産業へ波及(2次波及)} & \quad \Delta X^{(2)} = \Delta F + A\Delta F + A^2\Delta F \\ & \quad \vdots \\ \text{他産業へ波及(n次波及)} & \quad \Delta X^{(n)} = [I + A + A^2 + \dots + A^n] \Delta F \\ & \quad = [I - A]^{-1} \Delta F \quad (n \rightarrow \infty) \end{aligned}$$

産業連関分析の直感的な説明を重視したため、(4-2-2) 式は輸入が考慮されていないモデルとなっている。しかし、現実の経済を考えるとときには輸入を無視することはできないので、以下 (4-2-2) 式について、輸入を含む拡張したモデルを説明する。

産業連関モデルにおいて輸入をどのように扱うかは、産業連関表のタイプによってことなる。本調査研究では競争輸入型産業連関表を用いており、輸入を同じ産業部門に分類されている財であれば、輸入品と国産品の区別をせず同一財であるとみ

なして扱う方法である。

この競争輸入型モデルを使用することの利点は、ある産業の生産活動において、*i* 産業部門から投入される国産品と輸入品の比率が変わったとしても、両者は同一財であるとみなされているため、その投入係数は変化することなく安定している。つまり、レオンチェフ産出高モデルの基本である投入係数の安定性が維持され、産業部門間の相互依存関係を分析の上では優れたモデルになる。

先程の図 4-2-4 の産業連関表の構造に輸入を加えると以下のイメージ図になる。

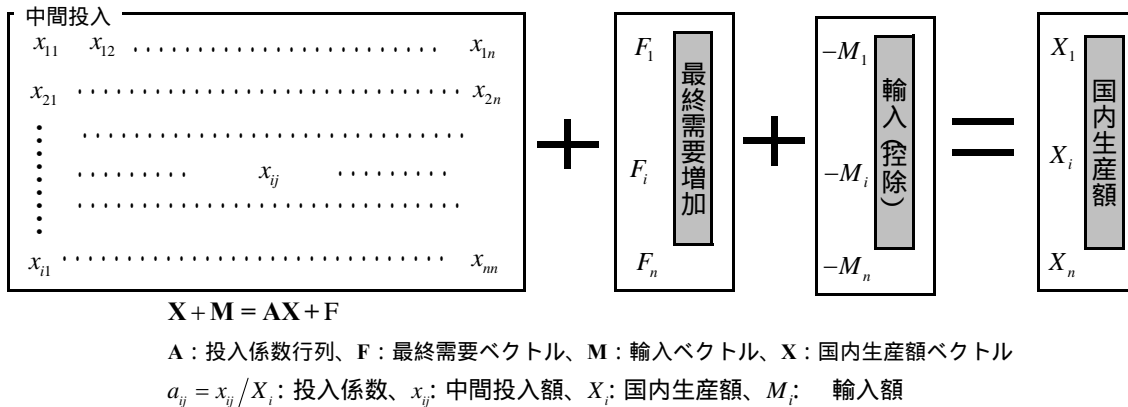


図 4 - 2 - 5 競争輸入型産業連関表の構造

競争輸入型産業連関表から、需給均衡式は以下のように定式化することができる。

$$\Delta \mathbf{X} + \mathbf{M} = \mathbf{A} \Delta \mathbf{X} + \Delta \mathbf{F}$$

左辺をXで書き直すと、

$$\Delta \mathbf{X} = [\mathbf{I} - \mathbf{A}]^{-1} (\Delta \mathbf{F} - \mathbf{M}) \quad (4-2-3)$$

$[\mathbf{I} - \mathbf{A}]^{-1}$ は、レオンチェフの逆行列であり、 $(\mathbf{F} - \mathbf{M})$ はモデルの体系外から与えられる外生変数である。この競争輸入型モデルの輸入は、最終需要と同様に外生変数として扱われており、外生輸入型モデルと呼ばれる。

この外生輸入型モデルは、対外関係のない閉鎖経済等の分析には対応できるが、我が国のように輸入比率の高い市場経済には適していないため、以下では、輸入を内生変数として扱うことにより、実体に合った競争輸入型の輸入内生型モデルを検討する。

この競争輸入型の輸入内生モデルでは、輸入は、経済実体に即して国内需要に依存したもので、モデル体系の中で決定される。

国内需要とは、国内の各産業が生産活動に必要なとする中間需要と、最終需要部門から輸入を除いた消費支出や固定資本形成などの合計である。

最終需要部門は、国内需要 (F^d) と海外需要として発生する輸出 (E) に分けられ

ることから、i 部門の最終需要は、 $F_i = F_i^d + E_i$ となることから、需給バランス式は以下のように書くことができる。

$$\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + F_i^d + E_i = X_i + M_i, \quad i=1,2,\dots,n \quad (4-2-4)$$

競争輸入型の輸入内生モデルでの輸入は国内需要に依存すると定義され、以下の式が成立する。

$$M_i = m_i \left(\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + F_i^d \right), \quad i=1,2,\dots,n \quad (4-2-5)$$

ただし、 m は輸入係数で、(4-2-5) 式は以下のように書き直すことができる。

$$m_i = M_i / \left(\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + F_i^d \right), \quad i=1,2,\dots,n \quad (4-2-6)$$

輸入係数 m_i は i 商品の国内総需要に対する輸入品の割合であり、輸入依存度を示している。したがって、 $1-m_i$ は i 商品の国内における自給率を示すことになる。

(4-2-4) 式を (4-2-6) 式に代入すると、以下ようになる。

$$\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + F_i^d + E_i = X_i + m_i \left(\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + F_i^d \right), \quad i=1,2,\dots,n$$

$$X_i - (1-m_i) \sum_{j=1}^n a_{ij} X_j = (1-m_i) F_i^d + E_i, \quad i=1,2,\dots,n$$

(4-2-7)

ここで、(4-2-7) 式を行列記号 (ベクトル) で表し、 X について整理すると、以下のような輸入を内生化した競争輸入型の産出高モデルが導出される。

$$[\mathbf{I} - (\mathbf{I} - \hat{\mathbf{M}})\mathbf{A}] \Delta \mathbf{X} = (\mathbf{I} - \hat{\mathbf{M}}) \Delta \mathbf{F} + \mathbf{E}$$

となり、左辺を X で整理すると、以下の式となる

$$\Delta \mathbf{X} = [\mathbf{I} - (\mathbf{I} - \hat{\mathbf{M}})\mathbf{A}]^{-1} [(\mathbf{I} - \hat{\mathbf{M}}) \Delta \mathbf{F} + \mathbf{E}]$$

\mathbf{X} : 生産誘発額、 $\hat{\mathbf{M}}$: 自給率対角行列、 \mathbf{E} : 輸出ベクトル

(4-2-8)

レオンチェフの逆行列の経済学的な意味は、j 産業部門で最終需要が増加した際の全ての産業から直接的・間接的に生じた需要を過不足なく満たすために必要な i 産業からの究極的な生産額を示している。なお、本調査研究では競争輸入型産業連関表を用いて、上記で導出した (4-2-8) 式で計測している。

(3) 価格モデル

前述の生産誘発モデルでは産業連関表を横行に沿った需給バランス式から導出され、生産誘発額を分析した。物価等の価格への影響に関しては価格モデルで分析を行う。価格モデルは産業連関表を縦列に沿った各産業の収支バランス式から導出される。

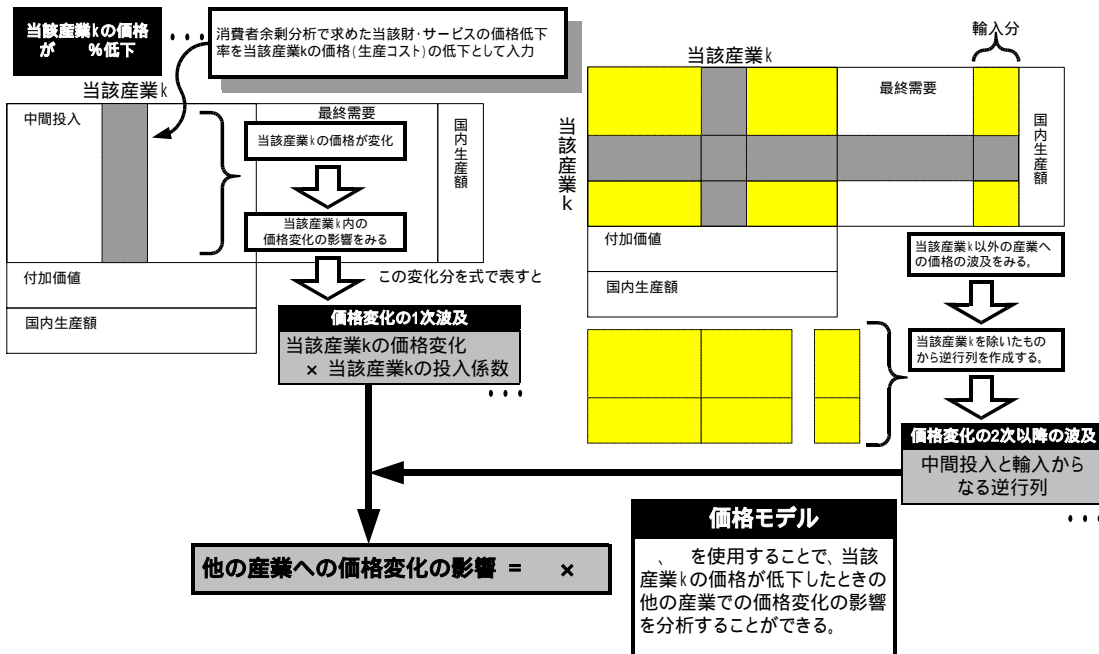


図 4 - 2 - 6 価格モデルの計測イメージ

(4-2-9) 式で示された左辺は各産業が自部門の生産物を生産するに当たって必要とする原材料を他産業部門及び自部門から購入して投入する関係を示している。すなわち、各産業部門からの中間コストと本源的生産要素（資本、労働等の粗付加価値）の合計値である総費用を表している。右辺は生産額（総収入）である。

$$\begin{aligned}
 x_{11} + x_{21} + \cdots + x_{n1} + V_1 &= X_1 \\
 x_{12} + x_{22} + \cdots + x_{n2} + V_2 &= X_2 \\
 &\vdots \\
 x_{1n} + x_{2n} + \cdots + x_{nn} + V_n &= X_n
 \end{aligned}
 \tag{4-2-9}$$

価格モデルでは(4-2-9)式の収支バランス式を右辺の部門別生産額で除し、1単位生産するために必要な各産業部門からの投入額を求める。これは投入係数そのものであり、安定的な技術係数でもある。したがって、投入係数を擬制的に物量表示とみなすと次の式が成り立つ。

$$\begin{aligned}
a_{11} + a_{21} + \cdots a_{n1} + v_1 &= 1 \\
a_{12} + a_{22} + \cdots a_{n2} + v_2 &= 1 \\
&\vdots \\
a_{1n} + a_{2n} + \cdots a_{nn} + v_n &= 1
\end{aligned}
\tag{4-2-10}$$

ただし、 v_j $j=1,2,\dots,n$ は、1 単位当たりの付加価値率。ここで、第 i 産業部門の生産者価格を p_i 、生産要素価格を p_0 とおき、(4-2-10) 式に代入すると次式が成り立つ。

$$\begin{aligned}
p_1 a_{11} + p_2 a_{21} + \cdots p_n a_{n1} + p_0 v_1 &= p_1 \\
p_1 a_{12} + p_2 a_{22} + \cdots p_n a_{n2} + p_0 v_2 &= p_2 \\
&\vdots \\
p_1 a_{1n} + p_2 a_{2n} + \cdots p_n a_{nn} + p_0 v_n &= p_n
\end{aligned}
\tag{4-2-11}$$

これを行列記号で表すと、次のように書くことができる。

$$\mathbf{A}'\mathbf{P} + \mathbf{V} = \mathbf{P}
\tag{4-2-12}$$

ただし、 \mathbf{A} は投入係数行列 \mathbf{A} の転置行列。 \mathbf{P} は、生産者価格の列ベクトル $\mathbf{P} = \{p_1, p_2, \dots, p_n\}$ である。単位生産要素費用 $p_0 v_j$ とおき、 $\mathbf{V} = \{v_1, v_2, \dots, v_n\}$ の列ベクトルとする。ここで、(4-2-12) 式を \mathbf{P} について整理すると、次式のレオンチェフの均衡価格モデルが導出される。

$$\mathbf{P} = [\mathbf{I} - \mathbf{A}']^{-1} \mathbf{V}
\tag{4-2-13}$$

産出高モデルは、任意の最終需要が外生的に与えられた場合に過不足なく満たすために必要な各産業部門の直接・間接的な産出高を求めるのに対し、均衡価格モデルは任意の粗付加価値率（単位生産要素）が外生的に与えられた場合の各産業の均衡生産者価格を決定するものである。

したがって、便乗値上げ等による波及の増幅や公共料金等による波及の中断、あるいは原材料間の代替といった問題は考慮されていない。あくまで検査検定のコスト低下分を各産業が生産者価格にそのまま転嫁した場合の理論値である。

つまり、この価格は市場の需要と供給の関係によって決定される価格決定メカニズムではなく、原材料や生産要素の費用などコスト面のみの価格波及から計算された仮想的な価格である。

しかし鉄道や高速道路運賃など特定産業部門の生産者価格が上昇した場合、他産業の生産者価格に及ぼす影響を計測する均衡価格モデルを考慮する必要がある。

例えば、原油価格上昇による他産業部門の生産者価格への波及分析モデルは、原油部門（ここでは k 部門とする）を外生変数として扱う必要がある。 k 部門を外生変数とした j 部門の価格バランス式は以下のように定式化できる。

$$p_j = p_1 a_{1j} + p_2 a_{2j} \cdot \cdot \cdot p_{k-1} a_{k-1j} + p_{k+1} a_{k+1j} \cdot \cdot \cdot + p_n a_{nj} + (p_k a_{kj} + v_j)$$

ただし、 $j=1,2,\dots,n$

(4-2-14)

(4-2-14) 式を行列表記 (ベクトル) で表すと、次のように表すことができる。

$$\mathbf{P}^* = \mathbf{A}^* \mathbf{P}^* + (\mathbf{P}_k \mathbf{A}'_k + \mathbf{V}^*)$$

(4-2-15)

ただし、 \mathbf{p}^* は価格列ベクトル \mathbf{P} から k 部門の価格 p_k を除いた列ベクトルである。 \mathbf{A}^* はもとの投入係数行列 \mathbf{A} から k 行、 k 列を除いた投入係数、すなわち k 部門を外生化した次式の投入係数行列である。

\mathbf{A}^* は \mathbf{A}^* の転置行列で、 \mathbf{A}'_k は投入係数行列 \mathbf{A} の第 k 部門の行ベクトルから自部門 (第 k 部門) を除いたベクトル $\{a_{k1}, \dots, a_{kk-1}, a_{kk+1}, \dots, a_{kn}\}$ であり、第 k 部門の配分ベクトルである。

\mathbf{V}^* は粗付加価値率の列ベクトル \mathbf{V} から k 部門を除いた列ベクトルである。(4-2-15) 式を \mathbf{P}^* について整理すると、以下の式となる。

$$\mathbf{P}^* = [\mathbf{I} - \mathbf{A}^*] (\mathbf{P}_k \mathbf{A}'_k + \mathbf{V}^*)$$

(4-2-16)

第 k 部門の価格が \mathbf{P}_k 上昇した場合の各産業部門別の価格上昇率を \mathbf{P}^* とすると、以下の式が成り立つ。

$$\Delta \mathbf{P}^* = [\mathbf{I} - \mathbf{A}^*]^{-1} [(\mathbf{P}_k + \Delta \mathbf{P}_k) \mathbf{A}'_k + \mathbf{V}^*]$$

(4-2-17)

(4-2-17) 式 - (4-2-16) 式より、特定産業部門の生産者価格が上昇した場合の各産業部門の生産者価格への波及分析用モデルが求められる。

$$\Delta \mathbf{P}^* = [\mathbf{I} - \mathbf{A}^*]^{-1} \cdot \Delta \mathbf{P}_k \mathbf{A}'_k$$

(4-2-18)

本調査研究で扱う価格モデルは生産誘発分析と同様に、競争輸入型の産業連関表を用いる。つまり、輸入品分を除いた国産品のみの価格波及効果を測定するためである。

(4-2-17) 式による価格波及は、国産品のみになく輸入品価格も一緒に上昇する形になっている。したがって、当該モデルでも輸入品分を除いた国産品のみの価格波及効果を測定するためには、 \mathbf{A}^* に $(\mathbf{I} - \hat{\mathbf{M}}) \mathbf{A}^*$ と代入した以下の式を用いる必要がある。

ここで記号「 $*$ 」は価格列ベクトルから k 部門の価格 P_k を除いた列ベクトルである。 \mathbf{A}^* は投入係数行列から k 列、 k 行を除いた係数行列である。

$$\Delta P^* = \left[I - (I - \hat{M})A'^* \right]^{-1} \cdot \Delta P_k A'_k \quad (4-2-19)$$

このようにして第 k 部門の価格 P_k が変化した場合の各産業部門の生産者価格への波及効果が求められる。この波及結果が、企業物価指数（全平均）CGPI 及び消費者物価指数（総合）CPI への程度影響を与えるかを分析する。CGPI は生産者価格変化分を産業部門別中間需要、CPI は産業別民間消費支出で加重平均をした値である。

(4) 計測の留意事項

1) 結果について

生産誘発モデルでは、消費者余剰で推計された消費者余剰の増加分（直接効果）を家計部門の消費支出等最終需要の増加額として捉え、この最終需要の増加が各産業にもたらす生産誘発効果（波及効果）と直接効果の合計した値を全効果として計測している。

2) 生産誘発モデルについて

生産誘発モデルでは、各産業に及ぼす波及効果を計測することが可能であるが、各産業がその効果を必ず吸収できるか否かは、各産業の生産力の限界に依存し、このことがモデルでは無視されていることが課題としてある。生産の波及が及んでも、実際には、その需要に応えるだけの生産余力がなければ、波及はそこで中断されてしまうということが生じる。しかし、分析上は、産業連関表に記録された各産業間で取引された財・サービスの関係にしたがって、生産の波及が一定のまま各産業へ及び各産業の生産が自動的に増加してしまう。

3) 価格モデルについて

価格モデルでは、財・サービスの価格低下によって最終的に財・サービスを生産している各産業における物価の変化を分析している。しかし通常、財・サービスの価格は市場での需給を通じて決定されるが、この価格モデルでは、産業連関表に記録された財・サービスの取引関係により、一度ある財・サービスの価格が低下すると自動的に関連する他の財・サービスの価格も低下してしまう。

また、価格の変化が及ぼす需要の代替効果が考慮されていない。たとえば、石油と石炭の原材料の代替関係を挙げれば、石油の価格が上昇すれば、石油の使用をやめ、石炭の需要が伸びるかもしれないし、石炭の価格が上昇すれば、石炭の使用をやめ、石油の需要が伸びるかもしれないが、こうした需要の代替関係については考慮せずに分析を行うこととなる。

4) 部門統合について

本分析で使用している生産誘発モデル、価格モデルともに、産業連関表の産業分類を 186 部門をもとに分析を行い、計測結果については 32 部門に統合した形で整理を行っている。

4 - 3 応用一般均衡分析

(1) 応用一般均衡モデルの概略

応用一般均衡分析は、税政策や貿易政策の評価の分野で発展してきたモデルである。本調査研究で使用するモデルは上田・武藤によるモデルを参考に構築している。上田・武藤モデル¹⁹の基本的構造は我が国最初の応用一般均衡モデルである市岡モデル²⁰を参考にしており、最もオーソドックスな構造となっている。

応用一般均衡分析と前述の産業連関分析との違いは以下のとおりである。

【応用一般均衡分析と産業連関分析の違いについて】

産業連関分析は供給制約が無く、生産誘発額等の効果が過大になる可能性があるが、応用一般均衡分析では需要と供給が価格メカニズムを介して均衡状態となっている。産業連関分析は産業を中心に分析しているが、応用一般均衡分析は産業連関分析のフレームは保持した上で経済主体（家計、企業等）の行動を考慮している。

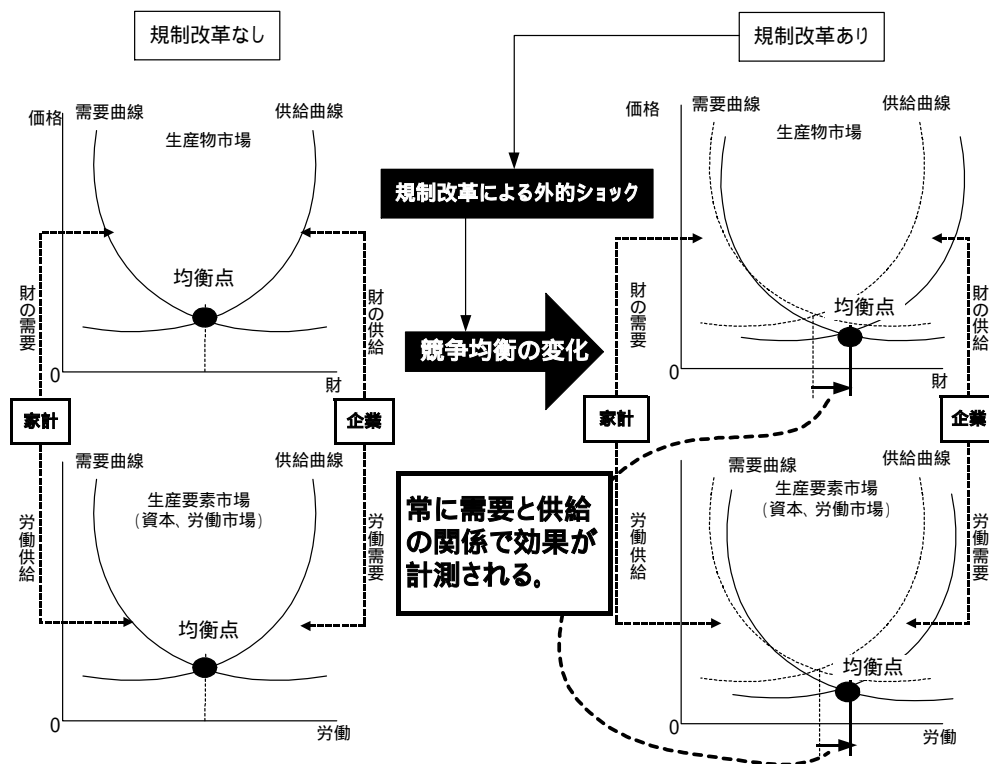


図 4 - 3 - 1 応用一般均衡分析のイメージ

¹⁹ MPEC 研究会編（2003）「MPEC にもとづく交通・地域政策分析」中京大学経済学部附属経済研究所

²⁰ 市岡（1991）「応用一般均衡分析」有斐閣

1) 応用一般均衡モデルの構造

本調査研究で用いる応用一般均衡モデルの構造は下図 4-3-2 のとおりである。モデルは大きく需要サイドと供給サイドに分かれており、資本市場、労働市場の均衡状態から賃金率、利率が算出され、再度、需要サイド、供給サイドにフィードバックされる構造となっている。

需要サイドは基本的には産業連関分析の枠組みを用いており、その際に最終需要が家計の効用最大化行動から、付加価値（資本、労働等）については企業の利潤最大化行動より導かれている。

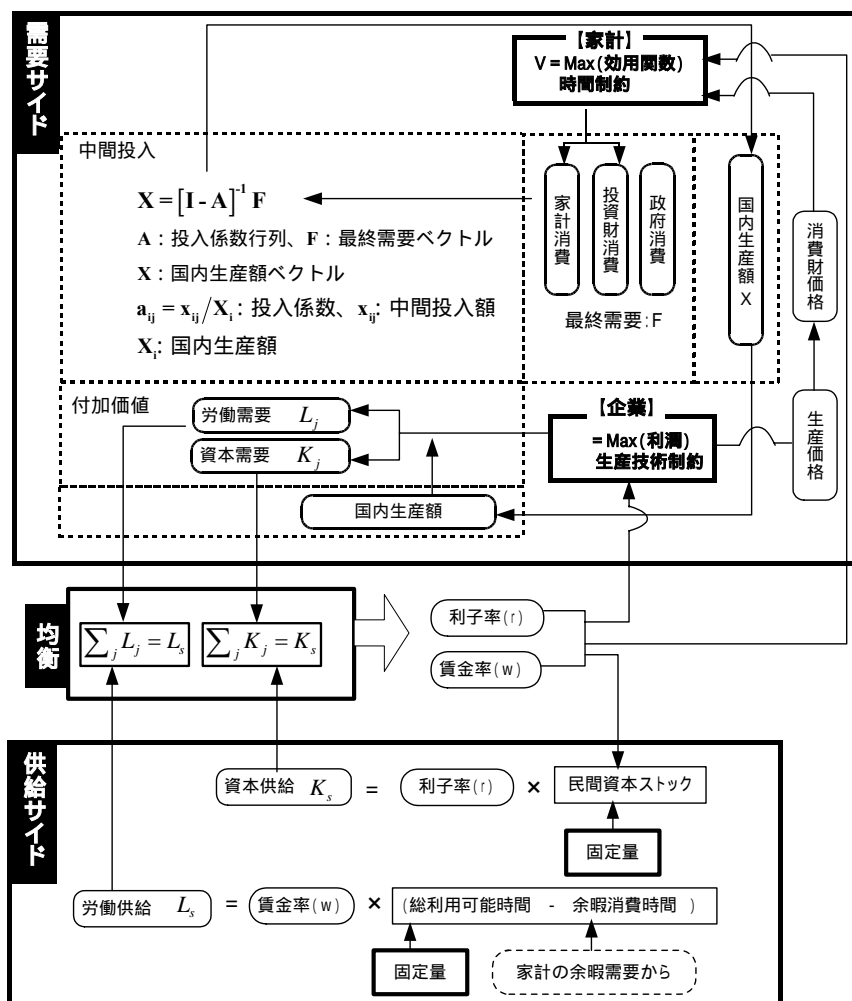


図 4 - 3 - 2 応用一般均衡のモデル構造

応用一般均衡モデルの挙動を以下に示す。なお、番号は上図 4-3-2 の番号と合致している。

企業の利潤最大化行動

企業は生産技術制約の下で利潤最大化行動を行う。この定式化は実際には数値計算では用いず、後述の生産価格、消費財価格、労働・資本の単位当たり需要量の式を導くために記述している。

生産価格の算出

上記の企業利潤最大化行動の定式化より、生産価格が導出され、賃金率、利子率の関数となり、利子率、賃金率を入力して算出される。

消費財価格の算出

消費財価格は企業の超過利潤がゼロという仮定より、生産価格とレオンチェフの逆行列より算出される。

家計の効用最大化行動

家計は所得制約の下で効用最大化行動を行う。ここでは企業と同様に最終消費財を導出するために定式化されている。実際には企業からの消費財価格から消費財需要が決定される。

国内生産額の算出

最終需要が決定した後、産業連関分析の枠組みと同様にレオンチェフの逆行列²¹を用いて国内生産額を算出する。

労働、資本需要量の算出

で算出された国内生産額と 企業の単位生産当たりの労働、資本の需要量を用いて労働需要量、資本需要量を算出する。

資本供給の算出

資本供給量は民間資本ストックに利子率を乗じて算出される。ここで民間資本ストックは固定的に設定する。

労働供給の算出

労働供給量は総利用可能時間から余暇時間を引いた値に賃金率を乗じて算出する。その際の余暇時間は家計の効用最大化行動より算出される。

均衡状態

需要サイドと供給サイドからの値を比較する。このときに需要と供給が合致していない場合には価格である賃金率、利子率を超過需要に基づき変化させる。

繰り返し計算

均衡状態まで資本、労働の需要と供給が合致（均衡）するまで利子率、賃金率を変化させて繰り返し計算を行う。この賃金率、利子率は家計行動、企業行動、供給サイドの全ての面で使用されている。

²¹ 産業連関分析では競争輸入型輸入内生モデルとした。一方、応用一般均衡分析では、輸入を外生として扱った。

2) 検査検定制度の規制改革に伴う経済システムの変化

検査検定制度の規制改革に伴う検査費用削減の経済システムへの波及過程は以下のとおりである。(下図 4-3-3 参照)

検査検定制度が改変され、検査費用が低減された場合、当該 i 産業の生産財価格 (c_i) が低減する。それに伴い消費財価格 (p_i) が低減され、最終需要 (F_i) が増加する。そして、最終需要の増加に伴い産業連関分析の枠組みと同様にレオンチェフの逆行列を介して国内生産額 (X_i) が増加する。次に単位生産額当たりの労働需要 (DL_i)、資本需要 (DK_i) が算出され、国内生産額 (X_i) の増加により労働需要 (L_D) と資本需要 (K_D) が増加する。

一方、外生的に与えられる民間資本ストック、利用可能時間に利子率 (r)、賃金率 (w) を乗じて労働供給 (L_S)、資本供給 (K_S) が算出される。労働需要 (L_D)、資本需要 (K_D) の増加に伴い、超過需要が発生し、賃金率 (w)、利子率 (r) が上昇する。

で算出した利子率 (r)、賃金率 (w) を用いて、と同様の計算を行う。ここでは、各産業の生産者価格 (c)、消費財価格 (p) が上昇し、最終需要 (F)、国内生産額 (X) が減少する。

単位当たりの労働需要 (DL)、資本需要 (DK) も減少し、労働 (L_D)、資本需要 (K_D) が減少する。

利子率 (r)、賃金率 (w) の上昇により資本 (L_S)、労働供給 (K_S) も増加する。

資本、労働の需給バランスより超過供給の場合は利子率 (r)、賃金率 (w) が低下する。この利子率、賃金率を用いて に戻り、労働、資本の需要と供給が均衡 (合致) するまで繰り返し、状態が変化していく。

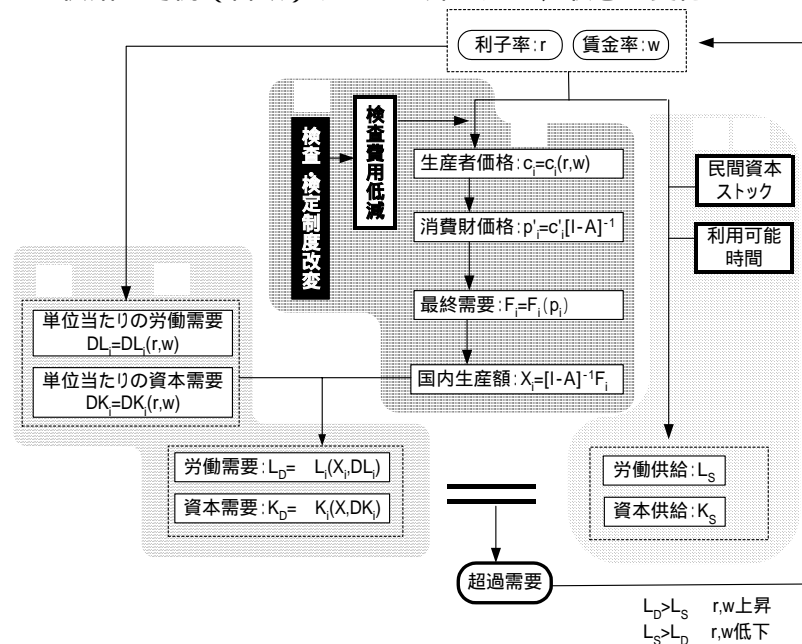


図 4 - 3 - 3 検査検定制度の規制改革に伴う経済システムの変化

(2) 応用一般均衡モデルの前提条件と定式化

1) 前提条件²²

本調査研究で扱う応用一般均衡モデルは以下のような経済主体の行動をモデル化したものであり、全体の構造は下図 4-3-4 のようになっている。

【応用一般均衡モデルの前提条件：各経済主体の行動】

社会には家計と企業（92 産業分類）、政府が存在する。

産業は労働と資本および中間投入財を投入して生産活動を行う。

家計は労働、資本からなる生産要素を産業に提供し所得を得る。その所得をもとに、産業で生産された財・サービスを消費する。

本モデルには、生産された財市場と、労働および資本からなる生産要素市場とが存在し、それらは完全競争的（需要と供給が合致）である。

政府は検査検定に必要な費用を企業に賦課する。その収入は通常の政府サービスの提供を介して家計、企業に還元されるものとする。

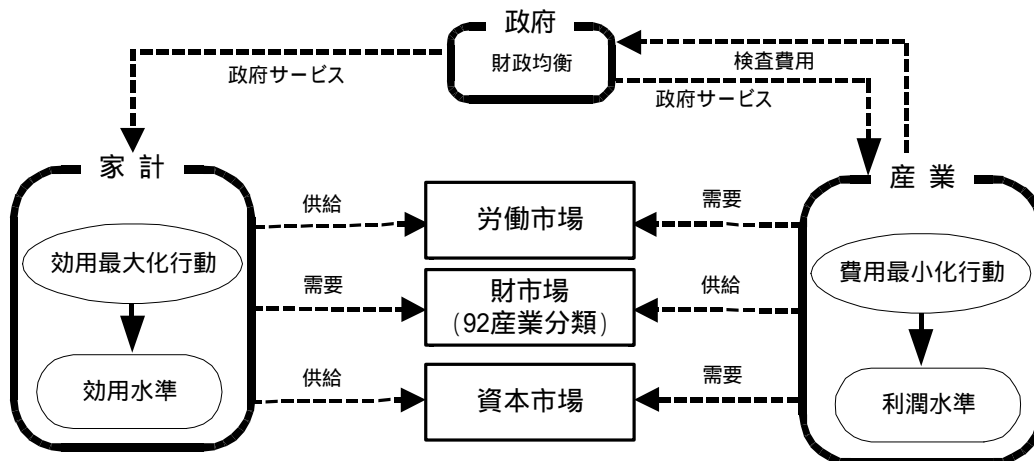


図 4 - 3 - 4 応用一般均衡モデルの構造（経済主体の関係）

以下では応用一般均衡モデルの一般的な説明を記述する。モデルの構造は前述のとおりであるが、応用一般均衡モデルはミクロ経済学的な基礎に基づき定式化されているのも大きな特徴となっており、モデルの客観性が担保されている。

ただし、以下では家計や企業の効用最大化行動が定式化されているが、数値計算においては全てを使用するわけではなく、関係式を導くために定式化された式も多くなっている。

²² 本調査では、モデルの特徴上、通常の 93 部門産業連関表の一部を部門統合し、92 部門の産業連関表を使用し、輸入は競争輸入型輸入外生として扱っている。

2) モデルの定式化

産業の行動モデル

産業は、生産要素および中間投入財を投入して、財・サービスの生産を行う。ここでは、それを二段階に分けて定式化する。第一段階では、労働と資本をひとまとまりとみた合成生産要素と中間投入財の投入量を決定し、第二段階で労働と資本の各投入量を決定する。

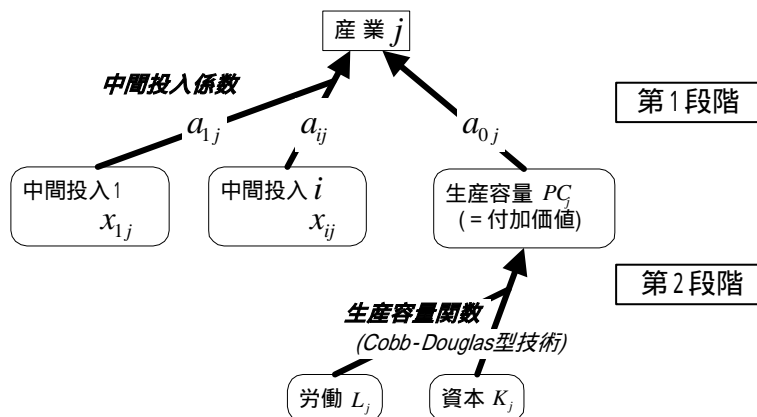


図 4 - 3 - 5 産業の行動モデル

第一段階：財の生産行動

第一段階の財生産行動では、生産技術に(4-3-2)式で示されるレオンチェフ型を仮定し、その技術制約下で生産費用を最小化しよう行動するものとした。その行動モデルは、以下のように表される。

$$C_j = \min_{PC_j, x_{ij}} c_j \cdot PC_j + \sum_i p_i x_{ij} \quad (4-3-1)$$

$$s.t. \quad X_j = \min \left[\frac{PC_j}{a_{0j}}, \dots, \frac{x_{ij}}{a_{ij}}, \dots \right] \quad (4-3-2)$$

ただし、 j は産業部門をあらわす添字、 c_j は合成要素の価格を表し、次の生産要素投入モデルにて導出される。 PC_j は合成生産要素投入量であり、財の生産量を実質的に決定するという意味で生産容量と呼ぶ。

p_j は財価格、 x_{ij} は産業 i から j への中間財投入量、 X_j は生産量、 a_{0j} は生産容量比率、 a_{ij} は中間投入係数である。そして、 C_j は産業の最適化行動下での生産費用を表している。

(4-3-1) (4-3-2) 式の最適化問題を解くと、生産容量と中間投入財の最適投入量が得られる。

$$PC_j = a_{0j} X_j, \quad x_{ij} = a_{ij} X_j \quad (4-3-3)$$

これらを(4-3-1)式の目的関数に代入すると、生産費用関数が得られる。

$$C_j = c_j a_{0j} X_j + \sum_i p_i a_{ij} X_j = \left[a_{0j} c_j + \sum_i a_{ij} p_i \right] X_j \quad (4-3-4)$$

第二段階：労働、資本の投入量

第二段階では、労働と資本の投入量を決定する。ここでは、生産容量関数に(4-3-6)式で示されるコブ=ダグラス型技術を仮定し、その技術制約下で生産要素費用が最小となるよう行動するものとした。その行動モデルは以下のとおりである。

$$c_j = \min_{L_j, K_j} w L_j + r K_j \quad (4-3-5)$$

$$s.t. \quad PC_j = \eta_j L_j^{\alpha_{Lj}} K_j^{\alpha_{Kj}} = 1 \quad (4-3-6)$$

ただし、 L_j は労働投入量、 K_j は資本投入量、 w は賃金率、 r は利子率を表す。また、 η は効率パラメータ、 α_{Lj} 、 α_{Kj} は分配パラメータである。

なお $\alpha_{Lj} + \alpha_{Kj} = 1$ として、生産容量関数には規模に関して収穫一定の技術を仮定する。

(4-3-5) (4-3-6) 式の最適化問題を解くと、単位生産容量あたりの生産要素投入量 D_{Lj} 、 D_{Kj} が得られる。

$$\text{単位生産容量あたり労働投入： } D_{Lj} = \frac{1}{\eta_j} \left[\frac{\alpha_{Lj} r}{\alpha_{Kj} w} \right]^{\alpha_{Kj}} \quad (4-3-7)$$

$$\text{単位生産容量あたり資本投入： } D_{Kj} = \frac{1}{\eta_j} \left[\frac{\alpha_{Kj} w}{\alpha_{Lj} r} \right]^{\alpha_{Lj}} \quad (4-3-8)$$

これらを(4-3-5)式の目的関数に代入すると、合成生産要素の価格(単位費用) c_j が得られる。

$$c_j = \frac{1}{\eta_j} \left[\left(\frac{\alpha_{Lj}}{\alpha_{Kj}} \right)^{\alpha_{Kj}} + \left(\frac{\alpha_{Kj}}{\alpha_{Lj}} \right)^{\alpha_{Lj}} \right] w^{\alpha_{Lj}} r^{\alpha_{Kj}} \quad (4-3-9)$$

財価格の導出

j の財価格は、産業 j の利潤ゼロ条件より導出される。まず、(4-3-4)式に(4-3-9)式を代入すると、産業 j の生産費用が以下のように表される。

$$C_j = \left[a_{0j} c_j(w, r) + \sum_i a_{ij} p_i \right] X_j \quad (4-3-10)$$

なお、 $c_j(w, r)$ は、(4-3-9)式で得られた合成生産要素の単位費用(価格)である。産業 j の利潤は、産業の生産費用が(4-3-10)式で表されることを

考慮すると以下のようなになる。

$$\pi_j = p_j X_j - \left[a_{0j} c_j(w, r) + \sum_i a_{ij} p_i \right] X_j \quad (4-3-11)$$

ただし、 π_j は産業 j の利潤を表す。(4-3-11)式は X_j に関して線形である。よって、利潤ゼロにおいて市場均衡解が存在する。そして、利潤ゼロの条件を満たすために必要な財 j の価格が(4-3-12)式で与えられる。

$$p_j = a_{0j} c_j(w, r) + \sum_i a_{ij} p_i \quad (4-3-12)$$

(4-3-12)式を整理して p_j について行列表記すると、以下のように財価格ベクトルが得られる。

$$\mathbf{p}' = \mathbf{c}' \times [\mathbf{I} - \mathbf{A}]^{-1} \quad (4-3-13)$$

ただし、 p は財価格ベクトル、 c は合成生産要素の単位費用と生産容量比率との積のベクトル、 I は単位行列、 A は中間投入係数行列を表す。また、「 $'$ 」はベクトルの転置を表す。

家計の行動モデル

家計は、労働と資本からなる生産要素を産業に提供し所得を得る。その所得制約下で、効用を最大化するように産業の生産する財・サービスの消費量を決定する。なお、労働については、総利用可能時間から余暇時間を差し引いて求めており、内生的に決定される構造となっている。

ここでは消費行動を階層的にモデル化することとした(図4-3-6)。なお、このモデル化は、Shoven and Whalley (1992)、市岡(1991)によるものを参考としている。まず、第一段階では当該期の消費量 H と C_F とを決定し、第二段階では、当該期の消費について、合成財消費 F 、余暇消費 I を決定する。第三段階では、合成財消費について、産業別財消費 f_j を決定する構造とする。

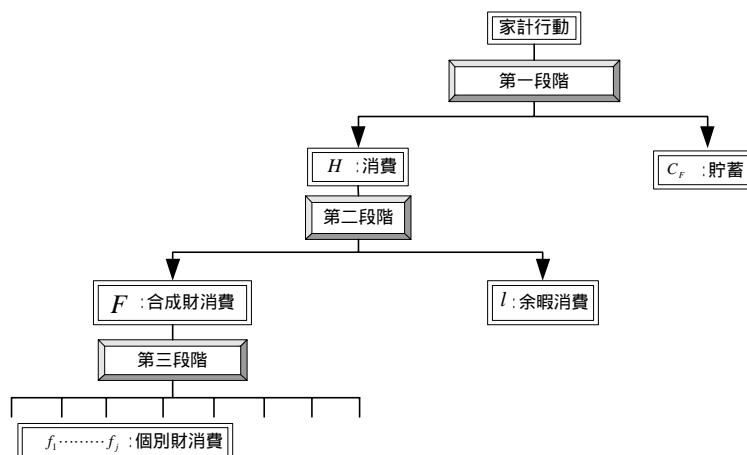


図4-3-6 家計の行動メカニズム

）財消費行動の定式化

第一段階から第三段階までの家計の財消費行動モデルは、いずれも通常の効用最大化問題として定式化される。すなわち、以下のような形となる。

$$V^l = \max_{x_j} U^l(x_j^l) \quad (4-3-14)$$

$$s.t. \sum_j p_j^l f_j^l = M^l \quad (4-3-15)$$

ただし、添字 l は消費の各段階を、また、添字 j は財を表す。この j は、家計消費の段階によっては、必ずしも産業と対応した形となっていない部分もあるが、便宜的に j で表した。 U^l は直接効用関数、 f_j^l は財消費、 p_j^l は財価格、 M^l は所得、 V^l は効用水準を表す。

この基本的効用最大化問題に対し、図 4-3-6 で示した家計の各段階の財消費行動を対応づけ、具体的な式を示したものを以下に示す。ここでは、第一段階、第二段階の効用関数を CES 型にて、第三段階の効用関数をコブ=ダグラス型にて特定化した。さらに、(4-3-14) (4-3-15) 式を解いて得られる最適消費量についてその具体形を示した。

第一段階

【効用最大化問題】

$$V = \max_{H, C_F} \left\{ \beta_H \frac{1}{\sigma_1} H^{\nu_1} + (1 - \beta_H) \frac{1}{\sigma_1} C_F^{\nu_1} \right\}^{\frac{1}{\nu_1}} \quad (4-3-16)$$

$$s.t. \quad p_H H + p_F C_F = w\Omega + rK (\equiv M^1)$$

【各財消費量】

$$\text{当該期消費} : H = \frac{\beta_H M^1}{p_H^{\sigma_1} \Delta_1} \quad (4-3-17)$$

$$\text{貯蓄財} : C_F = \frac{(1 - \beta_H) M^1}{p_F^{\sigma_1} \Delta_1} \quad (4-3-18)$$

$$\Delta_1 = \beta_H p_H^{(1-\sigma_1)} + (1 - \beta_H) p_F^{(1-\sigma_1)} \quad (4-3-19)$$

ただし、 p_H : 当該消費財価格、 p_F : 貯蓄価格、 Ω : 総利用可能時間、 K : 資本保有量、 M^1 : 総所得、 β_H : 分配パラメータ、 σ_1 : 代替弾力性、 $\nu_1 = (\sigma_1 - 1) / \sigma_1$ 、 V : 効用水準。

第二段階

【効用最大化問題】

$$H = \max_{X,S} \left\{ \gamma_X \frac{1}{\sigma_2} F^{v_2} + \gamma_S \frac{1}{\sigma_2} S^{v_2} \right\}^{\frac{1}{v_2}} \quad (4-3-20)$$

$$s.t. \quad p_X F + wS = M^2$$

【各財消費量】

$$\text{合成財消費} : F = \frac{\gamma_X M^2}{P_X^{\sigma_2} \Delta_2} \quad (4-3-21)$$

$$\text{余暇消費} : S = \frac{\gamma_S M^2}{w_L^{\sigma_2} \Delta_2} \quad (4-3-22)$$

$$\Delta_2 = \gamma_X P_X^{(1-\sigma_2)} + \gamma_S w_L^{(1-\sigma_2)} \quad (4-3-23)$$

ただし、 p_X : 合成財価格、 M^2 : $M^2 - p_F C_F$ 、 γ_X, γ_S : 分配パラメータ、 H : 当該期の消費から享受する効用水準

第三段階 ($l = 3$)

【効用最大化問題】

$$X = \max_{f_j, j} \prod_j f_j^{\zeta_j} \quad (4-3-24)$$

$$s.t. \quad \sum_j p_j f_j = M^3$$

【各財消費量】

$$\text{個別財消費} : f_j = \frac{\zeta_j}{p_j} M^3 \quad (4-3-25)$$

ただし、 p_j : 財価格、 M^3 : $M^2 - p_X F$ 、 ζ_j, ζ_F : 分配パラメータ、 F : 合成財消費から享受する効用水準。

以上の定式化では、所得は時間所得を含む総所得 (Full Income) によって定義した。すなわち、家計は総利用可能時間と当該期の資本ストックに基づき決定される総所得を受け取り、それを各財の消費に加え、労働や余暇に充てるとした。

総利用可能時間は、以下のとおりである。ただし、 L_s は労働供給時間、 s は余暇時間を表す。

$$\Omega = L_s + S \quad (4-3-26)$$

以上より、時間消費も効用最大化問題の枠組みで決定される。上式で得られ

た最適財消費を各段階の目的関数に代入すると、各段階での最適消費水準（効用水準）が得られる。

$$V^l = V^l(p_j^l, M^l) \quad (4-3-27)$$

なお、これとその上位段階の所得制約式を用いると、上位段階の財価格が当該段階の財価格の関数として導出される。

$$p_j^{l+1} = p_j^{l+1}(p_i^l) \quad (4-3-28)$$

例えば、第二段階の当該期消費水準 H （(4-3-27)式に対応）から、その上位の当該期消費価格 p_H を導出する問題を考える。第一段階の予算制約式より、以下のように p_H が与えられる。

$$p_H = \frac{M^2}{H} \quad (4-3-29)$$

この H に、第二段階の最適化問題を解いて得られる当該期消費水準 H を代入することにより p_H が求められる。同様にして、第二段階の合成財価格 p_X も導出される。それらの結果をまとめて下表に示す。以上のようなかたちで、上位段階の価格変数を、その下位で現れる価格変数によって適正な関係づけを行うことにより、上図 4-3-6 にて示した階層化された効用最大化行動が、消費行動全体の効用最大化行動と整合的となる。

表 4 - 3 - 1 家計の効用水準および財価格の導出

	効用水準	財価格
第一段階 ($l=1$)	$V = M^1 \cdot (\Delta_1)^{\frac{1}{\sigma_1-1}}$	$p_H = (\Delta_2)^{\frac{1}{1-\sigma_2}}$
第二段階 ($l=2$)	$H = M^2 \cdot (\Delta_2)^{\frac{1}{\sigma_2-1}}$	$p_X = \prod_j \left(\frac{p_j}{\zeta_j} \right)^{\zeta_j}$
第三段階 ($l=3$)	$F = M^3 \cdot \prod_j \left(\frac{\zeta_j}{p_j} \right)^{\zeta_j}$	

）貯蓄行動

家計の貯蓄行動については近視眼的な仮定をおき、次期の収益と損失とのバランスによって貯蓄量を決定するものとした。ここで、貯蓄による収益とは、その貯蓄をそのまますべて投資に回した場合に得られる収益である。一方、貯蓄による損失とは、貯蓄するには当該期消費のいくらかをあきらめなければならない、その財消費のあきらめによる損失 ($p_F c_F$) を指す。家計は、以上述べた貯

蓄に伴う収益と損失のバランスをとるように貯蓄を決定するものとした（市岡（1991））。これは以下のバランス式であらわされる。ただし I は投資量である。

$$rI = p_X C_F \quad (4-3-30)$$

(4-3-30) 式の左辺は、次期以降の利率も r と期待する家計にとって、投資 I によって蓄積される資本ストックがもたらす収益を表している。また、右辺は、貯蓄に伴い当該期にあきらめなければならない消費 C_F について、その価格が合成財価格と等しいとして損失額を示したものである。(4-3-30) 式を変形すると、以下の式になる。

$$p_I I = \left(\frac{p_I p_X}{r} \right) C_F \quad (4-3-31)$$

ただし、 p_I は、投資財価格であり、具体的には次段階の(4-3-32)式にて決定される。(4-3-30)式では、 C_F の帰属価値が $(p_I p_X / r)$ によってあらわされる。よって、これを C_F の価格 p_F とする。

$$p_F \equiv \frac{p_I p_X}{r} \quad (4-3-32)$$

(4-3-32) 式の意味を、家計の貯蓄決定という部分に限って考察する。(4-3-32) 式の下では利率 r が低下すると p_F が上昇し、貯蓄および投資が減少する。これは、利率によって表される収益率が低下するため、家計が投資を抑制しようとしたものと解釈できる。また、(4-3-32) 式の分子は、投資財価格および合成財価格からなり、これらが上昇した場合も貯蓄および投資が減少することとなる。この点は、直感的理解に合うものである。

ただし、長期的には、例えば利率の低下は、産業行動から考えると資本投入の促進が図られることとなり、国民所得の増大を生む可能性がある。その結果、逆に家計の純貯蓄額が増大する可能性もある。これは、長期的な経済循環まで含めた結果として生じることであり、本モデルでも、産業の行動モデルにて示す市場構造の考慮によって表現されることとなる。

ここで、家計の貯蓄決定モデルの定式化は(4-3-32)式の導出によって、家計の効用最大化行動の第一段階における貯蓄財価格 p_F が求められるため、当該段階の効用最大化問題が解ける。すなわち、家計の当該期消費とともに、その期の貯蓄額 $(p_F C_F)$ も得られる。その貯蓄がそのまま投資にまわると考えると、 $p_F C_F$ と同額の $p_I I$ が投資額として決定される。この投資は、まず投資財の購入に充てられ、その結果として資本ストックが蓄積される。投資財の購入は、財 j への支出割合を固定として以下のようにあらわす。

$$f_j^I = \frac{\xi_j \{p_I I\}}{p_j} \quad (4-3-33)$$

ただし、 f_j' は財 j の投資財購入量、 p_j は(4-3-13)式によって求められる財価格、 ξ_j は投資財支出割合である。また ξ_j を用いると、投資財価格 p_i が以下のように与えられる。

$$p_i = \sum_j \xi_j p_j \quad (4-3-34)$$

3) 政府の行動モデル

政府は各種検査検定を行うことにより料金を徴収し、料金収入を一般財源化して政府消費に用いるとする。その政府消費によって政府サービスが提供される。この政府消費の財への支出割合を一定とすると、政府の財 j の消費量 f_j^G は以下ようになる。ただし、 T は検査に関する総料金収入である。

$$f_j^G = \frac{T}{p_j} \quad (4-3-35)$$

この検査に関する料金収入は全額、政府の公共サービスに回されるものとするため、本調査では検査検定規制改革により、政府の効用が減少するものと仮定している。

市場均衡条件式

本モデルで考慮される市場は、財市場と生産要素市場である。財市場には、中間投入財も含まれ、これを整理すると(4-3-36)式のような行列で表すことが可能となる。

$$\text{財市場} : \mathbf{X} = [\mathbf{I} - \mathbf{A}]^{-1} \mathbf{F} \quad (4-3-36)$$

$$\text{労働市場} : \sum_j L_j = L_s \quad (4-3-37)$$

$$\text{資本市場} : \sum_j K_j = K_s \quad (4-3-38)$$

ただし、 X は生産量ベクトル、 F は最終需要ベクトルである。最終需要は、家計消費、投資財消費、政府消費からなる。なお、家計消費は(4-3-25)式、投資財消費は(4-3-33)式、政府消費は(4-3-35)式より求められる。また、 L_j 、 K_j は労働、資本需要、 L_s 、 K_s は労働、資本供給を表す。このうち、労働、資本需要は以下のように求められる。

$$L_j = a_{0j} X_j D_{Lj} \quad (4-3-39)$$

$$K_j = a_{0j} X_j D_{Kj} \quad (4-3-40)$$

なお、 D_{Lj} 、 D_{Kj} は(4-3-7) (4-3-8)式、 X_j は(4-3-36)式より求められる。また、労働供給は、総利用可能時間から余暇消費を差し引くことにより(4-3-41)式より求められる。一方、資本供給は、本モデルでは外生的に与える。

$$L_s = \Omega - S^* \quad (4-3-41)$$

便益の定義(市場経済に与える影響)

市場経済に与える影響については、家計効用(間接効用)の変化分を等価的偏差(Equivalent Variation: EV)の概念を用いて計量化した。EVとは、「経

済的变化がない場合 (without) の効用レベルを維持するという条件で、その変化をあきらめるための受取必要額」のことである。EV の定義は、以下のとおりである。

$$V(w^B, r^B, M^{1B} + EV) = V(w^A, r^A, M^{1A}) \quad (4-3-42)$$

ただし、添字 A、B は、それぞれ政策の有無をあらわす (A : 有、B : 無)。V は家計の間接効用であり、前述の表 4-3-1 のように具体的な形が導出されており、それより式展開すると最終的に EV は以下ようになる。

$$EV = \frac{(\Delta_2^A)^{\frac{1}{\sigma_2-1}} M^{1A} - (\Delta_2^B)^{\frac{1}{\sigma_2-1}} M^{1B}}{(\Delta_2^B)^{\frac{1}{\sigma_2-1}}} = \frac{V^A - V^B}{(\Delta_2^B)^{\frac{1}{\sigma_2-1}}} \quad (4-3-43)$$

この便益とは労働力、資本ストックの市場価値の向上を示しており、環境等を含めた社会的便益とは異なり、市場経済の中での経済効果である。一般均衡の世界では資本、労働共に家計が保有しており、企業、政府の生産性向上等の家計以外の効果は全て家計の効用に反映されるものとしている。

(3) 応用一般均衡モデルのデータセット²³

1) 数値計算の方法

応用一般均衡モデルを用いて数値シミュレーションを行うためには、生産関数、生産容量関数及び効用関数のパラメータを決定する必要がある。これに関して、従来の計量経済モデルなどでは、時系列データなど十分なサンプル数のデータに対し、統計的手法を用いてパラメータ推定が行われるのが一般的であった。しかし、応用一般均衡モデルでは、データソースとして主に産業連関表が用いられるため、統計的な推定を行えるだけのデータが入手できない場合が多い。このため、応用一般均衡モデルではキャリブレーションという手法によってパラメータが推定される。

キャリブレーション手法とは、ある基準年で、社会経済が一般均衡状態にあると想定して、その基準年のデータセットのみを正確に再現するようなパラメータを、連立方程式や収束計算によって求めるという方法である。この方法では、統計的な問題²⁴が考慮されることはないが、推計計算が非常に簡単に行われるという利点がある。

そこで、以下では本調査研究で使用した応用一般均衡モデルに対応したパラメ

²³ 武藤慎一 「環境政策評価への計量厚生分析の適用」 1999年2月

²⁴ キャリブレーションは通常の計量経済学で用いられる統計的手法と異なり、あるパラメータは既存研究から外生的に、残りのパラメータは観察された均衡価格と均衡数量 (通常 1 時点) から決定論的に計算されるため、計算結果に対して統計学的検定が行えないという問題を持つ。

ータ推定の方法を示す。

2) パラメータの推定方法

1) 生産容量関数のパラメータ推定

まず、企業 M の生産関数((4-3-2) 式) のパラメータの推定方法を説明する。ここで推定されるパラメータは、生産容量比率(付加価値係数) a_j^0 及び中間投入係数 a_j^i であるが、いずれも、企業 j の費用最小化問題における最適解である式(4-3-3)より、以下のように求められる。

$$a_j^0 = \frac{PC_j}{y_j} = \frac{wL_j + rK_j}{y_j} \quad (4-3-44)$$

$$a_j^i = \frac{x_j^i}{y_j} \quad (4-3-45)$$

なお、このうち生産容量比率(付加価値係数) a_j^0 は、産出量に対する生産容量すなわち総生産要素投入額の比率を表している。また、中間投入係数 a_j^i は、産出量に占める中間投入財の投入量比率を表していることがわかる。

2) 生産関数のパラメータ推定

企業 j の生産容量関数のパラメータ推定の方法を説明する。

ここでは、(4-3-6)式で定式化されたコブ=ダグラス型技術の場合のみ推定方法を示し、CES型技術の場合は省略する。CES型の場合は、家計の効用関数のパラメータ推定で説明する。

コブ=ダグラス型技術の場合のパラメータ推定では、その制約の下で解いた(4-3-5)式の費用最小化問題の最適条件に着目する。その条件は、以下のように表される。

$$\lambda_c \frac{\alpha_j^L}{L_j} \eta_j L_j^{\alpha_j^L} K_j^{\alpha_j^K} = w \quad (4-3-46)$$

$$\lambda_c \frac{\alpha_j^K}{K_j} \eta_j L_j^{\alpha_j^L} K_j^{\alpha_j^K} = r \quad (4-3-47)$$

ただし、 λ_c : ラグランジュ乗数である。

(4-3-46)式と(4-3-47)式をまとめると、

$$\frac{wL_j}{rK_j} = \frac{\alpha_j^L}{\alpha_j^K} \quad (4-3-48)$$

が導きられる。さらに、 $a_j^L + a_j^K = 1$ を考慮して変形すると、

$$\alpha_j^L = \frac{wL_j}{wL_j + rK_j} \quad (4-3-49)$$

のように、分配パラメータ a_j^L が得られる。また、同様に $a_j^L + a_j^K = 1$ より a_j^K も求まる。

$$\alpha_j^K = \frac{rK_j}{wL_j + rK_j} \quad (4-3-50)$$

なお、(4-3-49)(4-3-50)式の wL_j 、 rK_j は、それぞれ産業連関表における

企業 j の労働投入額、資本投入額を表している。

また、比率（効率）パラメータ η_j は、均衡状態では生産容量額と生産要素投入費用とが等しいという条件より導かれる。

$$PC_j = \eta_j L_j^{\alpha_j^L} K_j^{\alpha_j^K} = wL_j + rK_j \quad (4-3-51)$$

上式を変形すると、

$$\eta_j = \frac{wL_j + rK_j}{L_j^{\alpha_j^L} K_j^{\alpha_j^K}} \quad (4-3-52)$$

が得られる。このうち、分子の $wL_j + rK_j$ は企業 j の総生産要素投入額を表しており、分母の L_j, K_j は労働投入量、資本投入量を表す。また、分配パラメータ a_j^L, a_j^K は (4-3-49) (4-3-50) 式より得られる。

) 第一段階：現在消費パラメータと貯蓄財消費パラメータの推計

当該期消費を表す (4-3-17) 式、財貯蓄消費を表す (4-3-18) 式との比をとる。

$$\frac{H}{C_F} = \frac{\frac{\beta_H M^1}{p_H^{\sigma_H} \Delta_1}}{\frac{(1 - \beta_H) M^1}{p_F^{\sigma_F} \Delta_1}} \quad (4-3-53)$$

(4-3-54) 式を β_H について解くと、以下の式になる。

$$\beta_H = \frac{p_H^{\sigma_H} \cdot H}{(p_F^{\sigma_F} \cdot C_F) + (p_H^{\sigma_H} \cdot H)} \quad (4-3-54)$$

(4-3-54) 式の各変数は産業連関表のデータとして得られるので、代替の弾力性が外生的に与えられれば、当該期消費パラメータ β_H が決定される。同様に、貯蓄財消費パラメータは $1 - \beta_H$ より、(4-3-54) 式のより簡単に求まる。

) 第二段階：合成財消費パラメータと余暇消費パラメータ推定

CES 型にて特定化された効用関数 ((4-3-16) 式) のパラメータ推定の方法を説明する。

CES 型関数では、コブ=ダグラス型効用関数に比べ、代替の弾力性のパラメータが増えたため、前述で示したコブ=ダグラス型効用関数と同様の方法ではパラメータ推定が行えない。

これに対し、応用一般均衡理論では、代替の弾力性を計量経済学の実証研究などから外生的に与える場合が多い。そして、分配パラメータのみを内生パラメータとして、キャリブレーションによりパラメータが推定される。

具体的には、式(合成財の需要関数((4-3-21) 式) と余暇需要関数((4-3-22) 式) との比をとる。

$$\frac{F}{S} = \frac{\frac{\gamma_X M^2}{p_X^{\sigma_X} \Delta_2}}{\frac{\gamma_S M^2}{w_L^{\sigma_L} \Delta_2}} \quad (4-3-55)$$

この式に $r_x + r_s = 1$ より $r_s = 1 - r_x$ を (4-3-55) 式に代入して、 r_x で整理すると、

$$\gamma_x = \frac{p_x^{\sigma_x} \cdot F}{(w^{\sigma_x} \cdot S) + (p_x^{\sigma_x} \cdot F)} \quad (4-3-56)$$

(4-3-56) 式の各変数は産業連関表のデータとして得られるので、代替の弾力性が外生的に与えられれば、分配パラメータ r_x が決定される。同様に、パラメータ r_s も求まる。

$$\gamma_s = \frac{w^{\sigma_x} \cdot S}{(w^{\sigma_x} \cdot S) + (p_x^{\sigma_x} \cdot F)} \quad (4-3-57)$$

3) 第三段階：個別財消費のパラメータ推定

産業連関表の家計の消費総額から各財の消費割合を導出する。ここで、 M^j は総所得額から現在消費総額と余暇消費総額を引いたものである。 x_j は j 財に対する家計消費額である。 p_j は x_j 財の価格である。

$$\zeta_j = \frac{x_j p_j}{M^j}, \quad j=1, 2, \dots, n \quad (4-3-58)$$

3) 再現性の確認

前述のように、キャリブレーションによるパラメータ推定では、基準年での生産要素価格と生産財価格のもとで、基準年で観測される経済状態を正確に再現するようにパラメータが決定される。

したがって、これらのパラメータと基準年の生産要素価格、生産財価格を、生産関数や生産容量関数、効用関数に代入すれば、企業や家計の供給量、需要量等の諸経済変数の実績値が正確に再現され、その結果 (4-3-36) (4-3-37) (4-3-38) 式で示した市場均衡条件も再現可能となる。

4) 主要データの出典一覧

著者・编者	書名	発行
総務庁	平成7年(1995年)産業連関表	財団法人全国統計協会連合会
経済企画庁経済研究所	国民経済計算年報	大蔵省印刷局
NHK放送文化研究所	日本人の生活時間	

5) GDP と社会経済的便益の関係

以下では、規制改革が実施された場合に生じる GDP と社会経済的便益の変化を示す。図 4-3-7 では補足を兼ね GDP と市場経済的便益の変化のフローを示す。また、図 4-3-8 では GDP と市場経済的便益の値(大きさ)について示すこととする。

1) GDP の変化

検査検定制度の規制改革を実施した場合、民間(受検者)が支払っていた検査料等への支出が減少する。それによって、政府(検査検定実施主体)の収入は減少し、政府(検査検定実施主体)の支出も減少すると想定される。

一方、規制改革の対象となる財・サービスを生産している企業・産業は、当該財の生産コストの低下から、当該財の市場価格を低下させることが可能となり、したがって、当該財の需要が増加し、当該財・サービスを生産している企業・産業の生産は拡大する。

次に労働や資本への影響をみると、規制改革に伴い、政府（検査検定実施主体）の生産（いわば、検査検定実施サービス）が縮小することから、政府（検査検定実施主体）の資本需要、労働需要は減少する。一方、当該財・サービスを生産している企業・産業の生産拡大に伴い、関連企業・産業にも影響が波及し、生産拡大が発生する。当該財・サービスを生産している企業・産業やその波及的效果が及ぶ企業・産業の資本需要・労働需要が増加する。

政府（検査検定実施主体）では資本需要、労働需要は減少し、規制改革のメリットを享受する企業・産業では資本需要、労働需要は増加する。それぞれの、資本需要と労働需要を合計することで、一国の資本需要と労働需要が決定する。

よって、政府（検査検定実施主体）では GDP が減少し、規制改革の対象となる財・サービスを生産している企業・産業や波及的效果が及ぶ企業・産業では GDP が増加する。両者の GDP を足し合わせることで、一国全体の GDP の増減が求まる。

）市場経済的便益の変化

本調査研究で求める便益とは、家計から供給される資本と労働の市場価値を示しており、環境等を含めた社会的便益とは異なり、市場経済の中での経済効果である。したがって以下では、市場経済的便益と呼ぶことにする。本調査研究では、資本・労働は家計が保有しており、企業や政府の生産性の向上等の家計以外の効果は全て家計の効用（賃金率、利子率、総所得の上昇による満足度）に金銭換算されたものに反映されると考えられる。

規制改革に伴う、当該財の生産の拡大により、企業・産業での労働需要が増加し、賃金率が上昇し、労働所得の増加が起こると想定される。また、賃金率は労働の裏返しである余暇に費やす価値を上昇させることから、余暇所得の増加も起こると想定される。

同様に、当該財の生産の拡大により、企業・産業での資本需要が高まり、利子率が上昇し、家計の資本保有の増加が起こる。たとえば、家計が金融機関等に預けている普通預金の利子率が上昇することによる資産の増加等である。

以上、上記の GDP の変化の経過でみられるように、規制改革に伴い生産構造が変化し、新たな資本需要・労働需要が発生することで、効率的な生産・産業構造への転換を促す効果があると考えられる。

規制改革の実施により当該産業において、より生産効率が上昇し、当該財の価格低下や生産が拡大することで、資本需要・労働需要が高まり、賃金率・利

子率が上昇し、家計の保有する労働力・資本の市場価値を高め、規制改革以前よりも、家計の市場経済的便益が増加することが分かる。また、逆に規制改革の実施により、当該産業において生産効率が減少し、当該財の価格の上昇など上記とは逆の現象が生じる場合には、家計の市場経済的便益は減少することとなる。

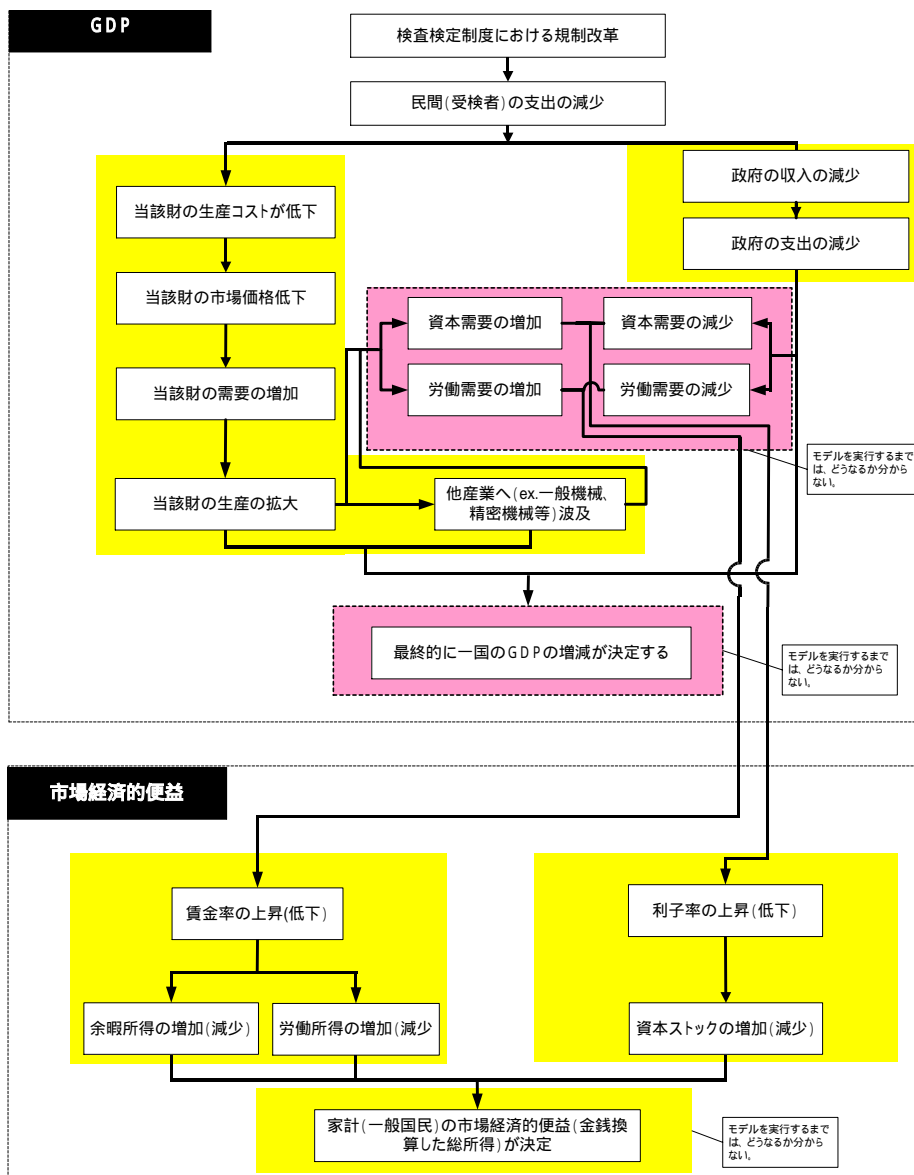


図 4 - 3 - 7 便益発生構造

等、様々な波及効果をもたらす。応用一般均衡分析は、こうした効果の波及過程を一般均衡理論により定式化し、総合的に計測する手法であり、波及効果を明示的に考慮できる他、実務で多く用いられる部分均衡分析的な手法である消費者余剰等では得られない、経済主体別（家計、企業、政府等）の便益配分等の情報を得ることができる。また、実際に便益評価を行うことが可能となる。

応用一般均衡モデルにも課題がないわけではないが、これまで困難とされてきた一般均衡理論体系が比較的容易に解け、さらに、便益評価を含めた、非常に多くの分析結果を提示してくれるという点では、応用一般均衡モデルは有力な分析手段となりうると考えられる。

4 - 4 間接的影響の分析手法のまとめ

(1) 消費者余剰分析と応用一般均衡分析との関係

理論上、消費者余剰分析の値と応用一般均衡分析の値は合致するが、本調査研究における規制改革の効果計測では、消費者余剰分析の値は応用一般均衡分析の値よりも小さくなることが想定される。

第一の理由として、本調査研究における推計した需要曲線は、当該財・サービスの価格と販売量の時系列データを基にのみ作成しているためである。本来なら需要曲線の信頼性を高めるためには、当該財・サービスについての地域別のクロスセクションデータを用いたり、物価の変動等を考慮したりする必要がある。しかし、個別の制度に関して、これらを考慮して作成することは、データの制約上困難であるため、本調査研究では、簡易的な形での需要曲線の推計に止めている。

第二の理由として、実際には、規制改革による影響が、当該財に限らず複数の財に影響を及ぼしている可能性がある²⁵が、本調査研究においては、当該財の影響のみ考慮するという部分均衡概念に基づいた分析であるため、他市場における間接効果をもたらす当該市場における需要関数の変化は加味していないためである。

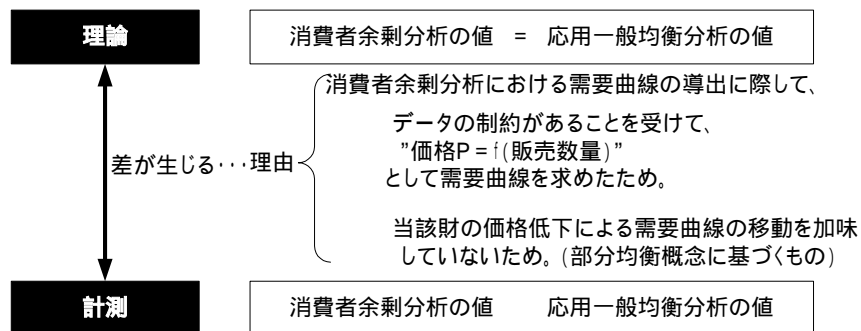


図 4 - 4 - 1 理論と計測

²⁵ 当該財市場における価格の変化が、他市場に間接効果をもたらし、その結果として当該財市場における需要曲線が変化する可能性があるという一般均衡概念に基づいた考え。

1) 理論と計測

) 計測している値

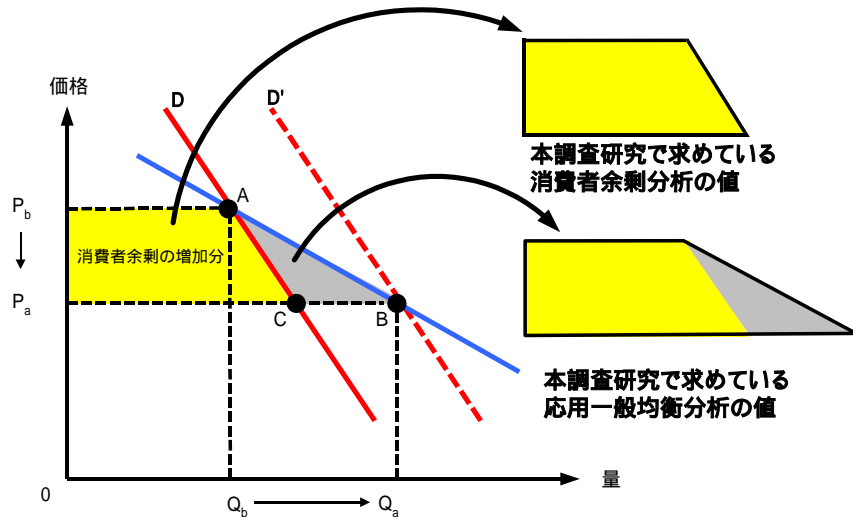


図 4 - 4 - 2 計測している値

図 4-4-2 のように、消費者余剰分析では、当該財の価格変化による分析を行っており、小さい方の台形の面積を効果として求めている。一方、応用一般均衡分析では、間接効果も含めた分析を行っており、大きい方の台形の面積を効果として求めている。

) 需要曲線の信頼性

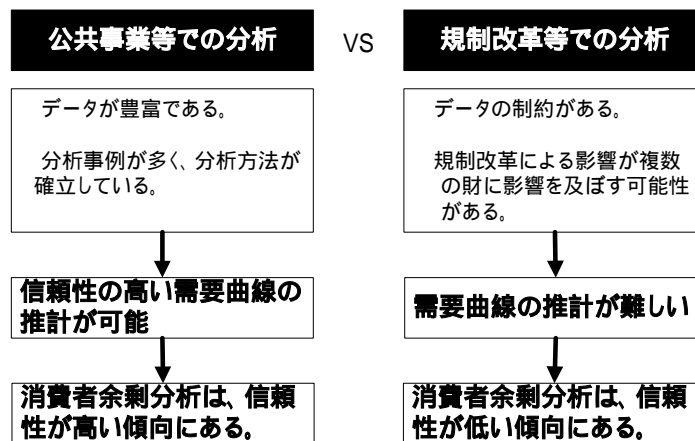


図 4 - 4 - 3 需要曲線の精度

前述のように、本調査研究で対象とした 5 つの検査検定制度の規制改革を分析する際には、データ制約や規制改革が複数の財に影響を及ぼす可能性があることから、需要曲線の推計が難しい。したがって、消費者余剰分析での効果計測では、信頼性が低くなる傾向にある。

一方、公共事業等の分野では、データが整備されており、分析事例が多く、従来からマニュアル等で分析方法が確立していることから、消費者余剰分析の効果計測においても、比較的信頼性の高い需要曲線の推計が可能となっている。したがって、公共事業等の効果計測では、一般的に消費者余剰分析が行われる傾向にあり、応用一般均衡分析は、地域別、経済主体別の便益の配分をみるために補完的に行われることがある。

2) 理論的な補足

以下では、消費者余剰分析と応用一般均衡分析の理論的な補足を記述する。図4-4-4のように、財の価格 P_b から P_a に低下したとき、通常、需要曲線は、他の財市場との関係から、 D から D' へと移動する。需要曲線が移動する理由として以下の2点がある。

当該財の価格が低下することにより、他市場へ間接効果をもたらす。当該財の価格の低下により、消費者の実質所得が増加するため需要量が増加する。

需要曲線が D から D' へと移動したときの消費者余剰の増加分(便益)は台形 P_bABP_a の面積となる。同様に応用一般均衡分析では、当該財の価格変化と別の財の市場に及ぼす影響等を同時に考慮することが可能であり、計算上、一般均衡需要曲線が導出される。その一般需要曲線のもとでの消費者余剰の増加分(便益)は、台形 P_bABP_a の面積となることから、消費者余剰分析と応用一般均衡分析の値は合致する。

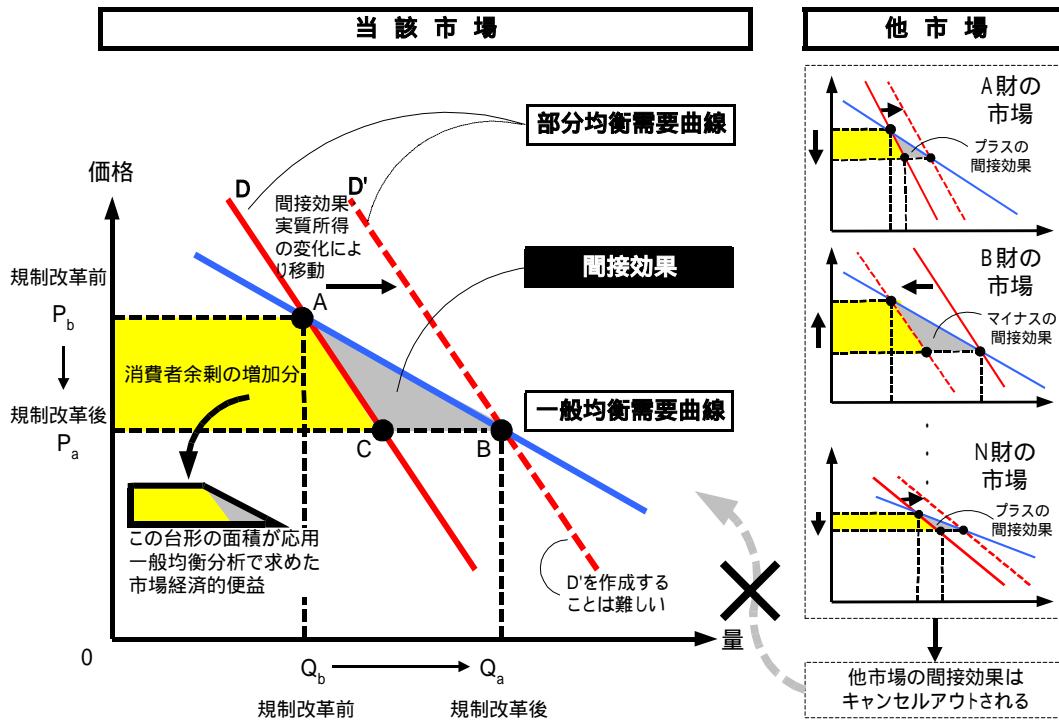


図 4 - 4 - 4 便益の計測

(2) 産業連関分析と応用一般均衡分析との関係

産業連関分析、応用一般均衡分析ともに、産業連関表をもとに詳細な産業への波及効果の分析を行うことが可能である。しかし、産業連関分析と応用一般均衡分析の大きな違いは、供給制約の取り扱いの有無である。産業連関分析では、供給制約を取り入れていないため、効果が過大に推計される。一方、応用一般均衡分析では、供給制約を取り入れているため、効果は過大には推計されないという性質がある。

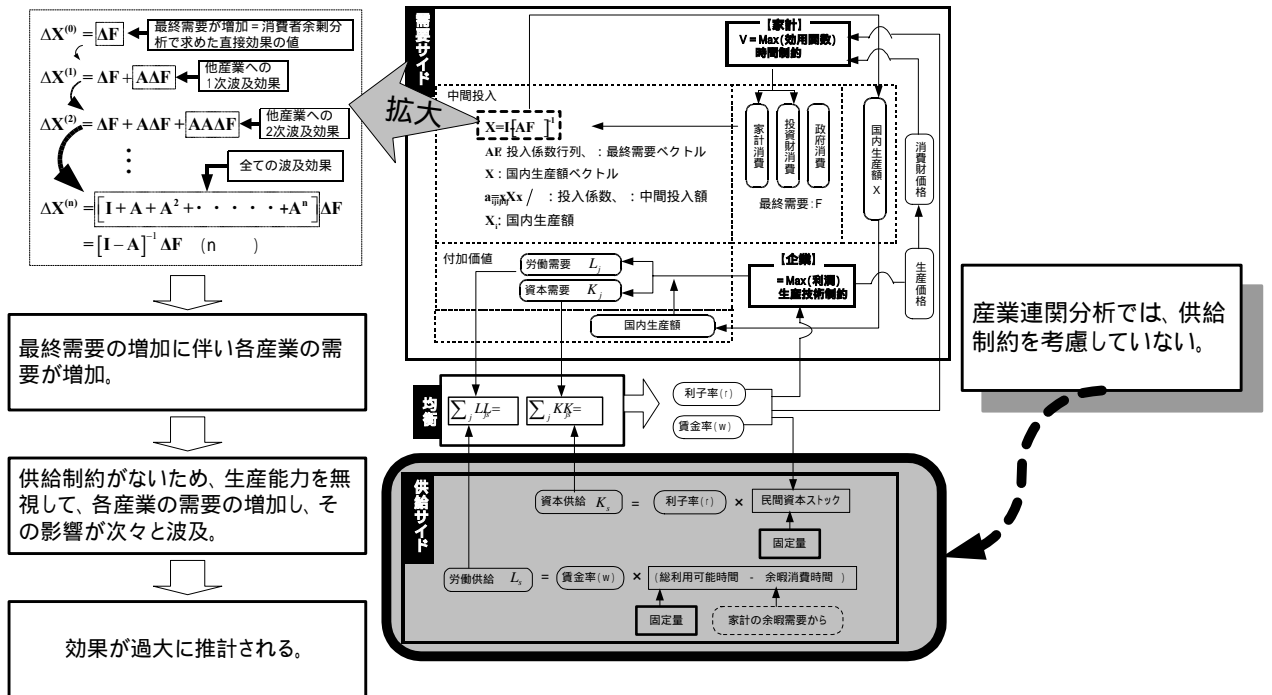


図 4 - 4 - 5 産業連関分析と供給制約との関係

5 個別計測

5-1 概略

ここでは、前章 4. で整理した間接的影響に関するそれぞれの分析手法（消費者余剰分析、産業連関分析、応用一般均衡分析）の特性や、長所・短所を明確にする観点から、実際の制度改変事例を基に制度毎の間接的影響についての計測（ケーススタディ）を、当該 3 手法を並行的に用いて行う。分析対象とする制度改変事例の選定に際しては、a) 制度改変に伴い直接的に影響を受ける財・サービスの特定化が可能であること、b) 当該財・サービス市場の動向把握が容易であること（価格・需要量などを示す統計データ等の入手が可能であること）、c) 検査コストの削減総額がある一定程度の規模であること（検査コストの削減が当該市場に対して一定程度のインパクトを持っていると考えられること）、及び、d) 結果的に、今回分析対象とする制度改変の類型が同一のものに偏らないこと、等の視点に基づき選定を行っている。その結果、下表 5-1 に示す 8 制度（対象分野としては 5 分野に集約）を選定し、間接的影響の計測を実施することとした。

表 5-1 分析対象とする制度の概要

所管	制度名	検査対象	分析対象品	制度改変 類型	制度改変 概要
総務 3 総務 7 総務 8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	無線設備 端末機器	携帯電話機器	検査方法	民間データの活用
国交 31	自動車検査	自動車	自家用 乗用自動車	検査方法	有効期間・検査周期の 延伸 (車齢 11 年以上の自家用乗用自動車)
厚労 12	特定機械等の検査	ボイラー・ 第一種圧力容器	石油精製・ 石油化学工業 製品	検査方法	運転時検査の導入 (認定事業者のみ)
経産 12	ガス工作物の検査	ガス工作物	都市ガス	実施主体	政府認証(国)から第三 者認証又は自主検査へ 移行
経産 13 経産 20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の 適合性検査	ガストーブ・ ガス瞬間湯沸器	ガストーブ・ ガス瞬間湯沸器	実施主体	政府認証(代行機関)か ら第三者認証又は自主 検査へ移行

以下、上記 5 分野の制度改変事例についての効果計測を行う。分析のフレームワークは、大きく次の 3 つから構成される。

) 制度改変の概要

分析する制度改変事例、及び分析に当たっての前提条件（受検者、分析基準時点、需要関数導出のための対象財・サービスの特定化、当該財・サービスの需要量や価格等の把握等）について整理を行う。

) 制度改変による検査コスト削減額

総務省行政評価局が実施した実地調査（受検者向けアンケート調査）の結果を踏まえ、制度改変に伴う検査コスト削減額について、検査 1 件当たりコスト削減額と、当該産業における検査コスト削減総額とをそれぞれ推計する。なお、本分析においては、制度改変に伴う検査コスト削減額は全額（100%）当該財・サービスの価格に転嫁されることを想定している。その意味で、後述する) の推計結果は、制度改変に伴う影響額の最大値と解釈できる。

) 間接的影響の分析

) の制度改変による検査コスト削減 = 当該財・サービスの市場価格の低下に伴う間接的影響について、前章 4 . で整理した間接的影響に関するそれぞれの分析手法、すなわち「消費者余剰分析」「産業連関分析」及び「応用一般均衡分析」を用いて、その影響について分析を行う。なお、産業連関分析及び応用一般均衡分析については、各モデルが想定する産業分類（産業連関分析の場合 186 部門、応用一般均衡分析の場合 92 部門）に従い、当該財・サービスの市場占有率（詳細下記）を考慮し、分析を進める。

市場占有率を考慮した価格低下率の算出方法

産業連関分析、応用一般均衡分析では、それぞれ 186 部門、92 部門の産業分類によりモデルを構築している。また、双方の分析手法を用いて今回の間接的影響分析を行う際には、各産業分類における価格低下率を、モデルのインプット値として用いることになる。

ただし、今回分析対象とした 5 分野（8 制度）における直接的影響は、当該産業分類に含まれる（構成品目の一部である）特定の財・サービスについてのみ発現するものであって、当該特定財・サービスの価格低下率を、そのままそれぞれの産業分類の価格低下率と見なすことはできない。したがって、分析を行う際には、当該財・サービスの価格低下率が、それぞれの産業分類における価格低下率にどれだけ寄与するのかを勘案した上で、モデルに投入する必要がある。

例えば、「総務 3 技術基準適合証明」の場合、分析対象とする財は『携帯電話機器（無線電気通信機器）』であるが、産業連関分析の 186 の産業分類においては『3321 通信機器』部門に、応用一般均衡分析の 92 産業分類においては『48 電子・通信機器』部門に、それぞれ区分される。そこで、携帯電話の価格低下率から、それぞれの産業分類における価格低下率を求める際には、それぞれの産業分類の生産高合計に占める携帯電話機器の生産高の割合を、産業連関表の取引基本表から算出することで当該産業分類における携帯電話機器の市場占有率を求め、当該値に携帯電話の価格低下率を乗じることによって、それぞれの産業分類における価格低下率を算出している。

表 A 電子・通信機器に区分される各構成品目

平成 7 年産業連関表			生産高 (百万円)	市場シェア	
				48 電子・通信機器	3321 通信機器
3311		電子計算機・同付属装置	7,931,031	26.7%	-
	3311-01	電子計算機本体	3,366,701	11.4%	-
	3311-02	電子計算機付属装置	4,564,330	15.4%	-
3321		通信機器	4,109,500	13.9%	100.0%
	3321-01	有線電気通信機器	1,834,073	6.2%	44.6%
	3321-02	無線電気通信機器	1,922,454	6.5%	46.8%
	3321-09	その他の電気通信機器	352,973	1.2%	8.6%
3331	3331-01	電子応用装置	1,902,848	6.4%	-
3332	3332-01	電気計測器	1,269,604	4.3%	-
3341	3341-01	半導体素子・集積回路	5,312,214	17.9%	-
3359		電子部品	9,130,777	30.8%	-
	3359-01	電子管	858,771	2.9%	-
	3359-02	液晶素子	601,287	2.0%	-
	3359-03	磁気テープ・磁気ディスク	475,471	1.6%	-
	3359-09	その他の電子部品	7,195,248	24.3%	-
48		電子・通信機器	29,655,974	100.0%	-

表 B 市場占有率を考慮した価格低下率

	92 分類 (応用一般均衡分析)	186 分類 (産業連関分析)
携帯電話(無線電気通信機器)が 分類される産業分類	48 電子・通信機器	3321 通信機器
市場占有率 (各産業分類において携帯電話の占める割合)	6.5%	46.8%
携帯電話の価格低下率 = 3% とした 場合の、産業分類の価格低下率	$3\% \times 6.5\%$ $= 0.195\%$	$3\% \times 46.8\%$ $= 1.404\%$

なお本分析は、総務省行政評価局が行う「検査検定制度に関する政策評価（統一性確保評価）」の一環として行われるものである。この政策評価は、個々の検査検定制度に関連する詳細な情報・データ等を保有・入手可能な所管府省とは異なり、第三者的立場である総務省が、政策目的も対象も異なる多種多様な検査検定制度について、横断的・統一的に分析を行うものである。したがって、間接的影響分析における効果計測に際しては、総務省が行った実地調査等により把握された直接的影響データ（受検者の検査コストの削減状況等）と、既存の統計データを基本として、可能な範囲で計測を行っている。

消費者余剰分析では、需要関数を推計する必要があるが、今回は既存の統計データより得られる当該財・サービスの価格と需要量のデータを用いて線形の需要関数を推計することとした。規制改革措置のように一国全体に同時・一律の影響をもたらすものについては、その影響を受ける財・サービスのクロスセクションデータ²⁶を用いて分析を行うことが望ましいが、今回の分析においては入手が困難であったため、既存統計から全国規模の時系列データ（平成4年～13年の10年間）を抽出し、当該市場の価格と需要量データから需要関数を推計することとした。また、受検者の検査コスト削減額は当該財・サービスの価格にすべて転嫁されるものと仮定し、それに伴う市場価格の低下と、上述の需要関数によって導き出される需要量の増加によって消費者余剰の増加分を推計している。

産業連関分析では、消費者余剰で推計された消費者余剰の増加分（直接効果）を家計部門の消費支出等最終需要の増加額として捉え、この最終需要の増加が各産業にもたらす生産誘発効果（波及効果）と直接効果とを合計した値を全効果として計測している。なお本分析では、産業連関表の産業分類を186部門（表5-2）として分析を行い、計測結果については32部門に統合した形で整理を行っている。

応用一般均衡分析では、実地調査等によって求められる検査コスト削減総額、及び統計データとの組み合わせにより算出される価格低下率を使用することで市場経済的便益を求めている。なお本分析では、産業分類を92部門（表5-2）として分析を行い、計測結果については32部門に統合した形で整理を行っている。

²⁶ 同一「時点」における、異なる「対象」についてのデータ（例：平成 年 月 日の複数地域の気温データ）。横断面データとも呼ばれる。これに対して、時系列データは、同一「対象」における、異なる「時点」についてのデータ（例：市の月別平均気温データ）である。

表 5 - 2 産業分類比較表 (1 枚目 / 5)

code	産業連関分析 (186 分類)	code	応用一般均衡分析 (92 分類)	code	統合分析 (32 分類)		
111	穀類	1	耕種農業	1	農林水産業		
112	いも・豆類						
113	野菜						
114	果実						
115	その他の食用作物						
116	非食用作物						
121	畜産	2	畜産・養蚕				
122	養蚕						
131	農業サービス	3	農業サービス				
211	育林	4	林業				
212	素材						
213	特用林産物						
311	海面漁業	5	漁業				
312	内水面漁業						
611	金属鉱物	6	金属鉱物			2	鉱業
621	窯業原料鉱物	7	非金属鉱物				
622	砂利・砕石						
629	その他の非金属鉱物						
711	石炭	8	石炭				
721	原油・天然ガス	9	原油・天然ガス				
1111	と畜	10	食料品	3	食料品		
1112	畜産食料品						
1113	水産食料品						
1114	精穀・製粉						
1115	めん・パン・菓子類						
1116	農産保存食料品						
1117	砂糖・油脂・調味料類						
1119	その他の食料品						
1121	酒類					11	飲料
1129	その他の飲料						
1131	飼料・有機質肥料	12	飼料・有機質肥料				
1141	たばこ	13	たばこ				
1511	製糸・紡績	14	繊維工業製品	4	繊維製品		
1512	織物						
1513	ニット生地						
1514	染色整理						
1519	その他の繊維工業製品						
1521	衣服	15	衣服・その他の繊維製品				
1522	その他の衣服・身の回り品						
1529	その他の繊維既製品						

注)産業連関分析(186分類)における Code は、総務省「平成7年産業連関表」の186分類における Code 番号である。

産業分類比較表（2枚目 / 5）

code	産業連関分析 (186分類)	code	応用一般均衡分析 (92分類)	code	統合分析 (32分類)
1611	製材・合板・チップ	16	製材・木製品	5	パルプ・紙・木製品
1619	その他の木製品				
1711	家具・装備品	17	家具・装備品		
1811	パルプ	18	パルプ・紙・板紙・加工紙		
1812	紙・板紙				
1813	加工紙				
1821	紙製容器	19	紙加工品		
1829	その他の紙加工品				
1911	出版・印刷	20	出版・印刷	16	その他製造工業製品
2011	化学肥料	21	化学肥料	6	化学製品
2021	ソーダ工業製品	22	無機化学基礎製品		
2029	その他の無機化学基礎製品				
2031	石油化学基礎製品	23	有機化学基礎・中間製品		
2032	有機化学中間製品				
2033	合成ゴム				
2039	その他の有機化学基礎製品				
2041	合成樹脂	24	合成樹脂		
2051	化学繊維	25	化学繊維		
2061	医薬品	26	医薬品		
2071	石けん・界面活性剤・化粧品	27	化学最終製品		
2072	塗料・印刷インキ				
2073	写真感光材料				
2074	農薬				
2079	その他の化学最終製品				
2111	石油製品	28	石油製品	7	石油・石炭製品
2121	石炭製品	29	石炭製品		
2211	プラスチック製品	30	プラスチック製品	16	その他製造工業製品
2311	タイヤ・チューブ	31	ゴム製品		
2319	その他のゴム製品				
2411	革製履物	32	なめし革・毛皮・同製品		
2412	なめし革・毛皮・その他の革製品				
2511	板ガラス・安全ガラス	33	ガラス・ガラス製品	8	窯業・土石製品
2512	ガラス繊維・同製品				
2519	その他のガラス製品				
2521	セメント	34	セメント・セメント製品		
2522	生コンクリート				
2523	セメント製品				
2531	陶磁器	35	陶磁器		
2599	その他の窯業・土石製品	36	その他の窯業・土石製品		

産業分類比較表（3枚目 / 5）

code	産業連関分析 (186分類)	code	応用一般均衡分析 (92分類)	code	統合分析 (32分類)
2611	鉄鉄・粗鋼	37	鉄鋼・粗鋼、建設・建築用金属製品	9	鉄鋼
2612	鉄屑				
2621	熱間圧延鋼材	38	鋼材		
2622	鋼管				
2623	冷延・めっき鋼材				
2631	鋳鍛造品	39	鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品		
2649	その他の鉄鋼製品				
2711	非鉄金属製錬・精製	40	非鉄金属製錬・精製	10	非鉄金属
2712	非鉄金属屑				
2721	電線・ケーブル	41	非鉄金属加工製品		
2722	その他の非鉄金属製品				
2811	建設用金属製品	37	鉄鋼・粗鋼、建設・建築用金属製品	9	鉄鋼
2812	建築用金属製品				
2891	ガス・石油機器及び暖房機器	42	その他の金属製品	11	金属製品
2899	その他の金属製品				
3011	原動機・ボイラ	43	一般産業機械	12	一般機械
3012	運搬機械				
3013	冷凍機・温湿調整装置				
3019	その他の一般産業機械				
3021	鉱山・土木建設機械	44	特殊産業機械		
3022	化学機械				
3023	産業用ロボット				
3024	金属加工・工作機械				
3029	その他の特殊産業用機械				
3031	その他の一般機械器具及び部品				
3111	事務用機械	46	事務用・サービス用機器		
3112	サービス用機器				
3211	民生用電子機器	47	民生用電気機械	13	電気機械
3212	民生用電気機器				
3311	電子計算機・同付属装置	48	電子・通信機器		
3321	通信機械				
3331	電子応用装置				
3332	電気計測器				
3341	半導体素子・集積回路				
3359	電子部品				
3411	重電機器	49	重電機器		
3421	その他の電気機器	50	その他の電気機器		

産業分類比較表（4枚目/5）

code	産業関連分析 (186分類)	code	応用一般均衡分析 (92分類)	code	統合分析 (32分類)
3511	乗用車	51	自動車	14	輸送機械
3521	トラック・バス・その他の自動車				
3531	二輪自動車				
3541	自動車部品・同付属品				
3611	船舶・同修理	52	船舶・同修理		
3621	鉄道車両・同修理				
3622	航空機・同修理	53	その他の輸送機械・同修理		
3629	その他の輸送機械				
3711	光学機械	54	精密機械	15	精密機械
3712	時計				
3719	その他の精密機械				
3911	玩具・運動用品	55	その他の製造工業製品	16	その他製造工業製品
3919	その他の製造工業製品				
4111	住宅建築	56	建築	17	建設
4112	非住宅建築				
4121	建設補修	57	建設補修		
4131	公共事業				
4132	その他の土木建設	58	土木		
5111	電力			59	電力
5121	都市ガス				
5122	熱供給業	60	ガス・熱供給		
5211	水道			61	水道
5212	廃棄物処理				
6111	卸売	63	商業	20	商業
6112	小売				
6211	金融	64	金融・保険	21	金融・保険
6212	保険				
6411	不動産仲介及び賃貸	65	不動産仲介及び賃貸	22	不動産
6421	住宅賃貸料				
7111	鉄道旅客輸送	67	鉄道輸送	23	運輸
7112	鉄道貨物輸送				
7121	道路旅客輸送	68	道路輸送（除自家輸送）		
7122	道路貨物輸送				
7131	自家用旅客自動車輸送	69	自家用自動車輸送		
7132	自家用貨物自動車輸送				
7141	外洋輸送	70	水運		
7142	沿海・内水面輸送				
7143	港湾輸送				
7151	航空輸送	71	航空輸送		
7161	貨物運送取扱				
7171	倉庫	72	貨物運送取扱		
7181	こん包				
7189	その他の運輸付帯サービス	73	倉庫		
		74	運輸付帯サービス		

産業分類比較表（5枚目 / 5）

code	産業関連分析 (186分類)	code	応用一般均衡分析 (92分類)	code	統合分析 (32分類)
7311	郵便	75	通信	24	通信・放送
7312	電気通信				
7319	その他の通信サービス				
7321	放送	76	放送		
8111	公務（中央）	77	公務	25	公務
8112	公務（地方）				
8211	学校教育	78	教育	26	教育・研究
8213	社会教育・その他の教育				
8221	学術研究機関	79	研究		
8222	企業内研究開発				
8311	医療	80	医療・保健	27	医療・保健・社会保障
8312	保険				
8313	社会保障	81	社会保障		
8411	その他の公共サービス	82	その他の公共サービス	28	その他の公共サービス
8511	広告	83	広告・調査・情報サービス	29	対事業所サービス
8512	調査・情報サービス				
8513	物品賃貸業（除貸自動車業）	84	物品賃貸サービス		
8514	貸自動車業				
8515	自動車修理	85	自動車・機械修理		
8516	機械修理				
8519	その他の対事業所サービス	86	その他の対事業所サービス		
8611	娯楽サービス	87	娯楽サービス	30	対個人サービス
8612	飲食店	88	飲食店		
8613	旅館・その他の宿泊所	89	旅館・その他の宿泊所		
8619	その他の対個人サービス	90	その他の対個人サービス		
8900	事務用品	91	事務用品	31	事務用品
9000	分類不明	92	分類不明	32	分類不明

- 5 - 2 総務省 3 技術基準適合証明
- 総務省 7 端末機器技術基準適合認定
- 総務省 8 端末機器の設計についての認証

(1) 制度改変の概要

総務省 3 技術基準適合証明	
総務省 7 端末機器の技術基準適合認定	
総務省 8 端末機器の設計についての認証	
3-1	技術基準適合証明 (昭和 56 年 11 月 23 日)
3-2	特定無線設備の工事設計についての認証 (平成 11 年 3 月 6 日)
7	端末機器の技術基準適合認定 (昭和 60 年 4 月 1 日)
8	端末機器の設計についての認証 (平成 11 年 3 月 6 日)
制度の概要	<p>【総務 3 技術基準適合証明】</p> <p>総務大臣又は指定証明機関（承認証明機関）が、無線局の免許手続に先立ち、特定無線設備が電波法で定める技術基準に適合していることを確認する任意の検査検定制度。技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する無線局については、免許不要、落成後の検査省略等のメリットがある。</p> <p>< 総務 3-1 技術基準適合証明 = 個別検定 ></p> <p>昭和 56 年 5 月に電波法の一部を改正して創設。申請設備 1 台毎に審査。また、機器を提出せず、書面のみで同一の型式毎に証明する制度を昭和 61 年 5 月創設（平成 11 年 3 月に、工事設計についての認証制度が創設・導入されたことに伴い廃止）。</p> <p>< 総務 3-2 特定無線設備の工事設計についての認証 = 型式検定 ></p> <p>技術基準適合証明の簡素化を図る必要性が生じてきたこと等を背景に、電波法を改正して、設備 1 台毎に審査を行う技術基準適合証明とは別途、大量生産機種向けに工事設計を認証する制度を創設。工事設計（タイプ）ごとに申請。</p> <p>【総務 7 端末機器の技術基準適合認定 = 個別検定】</p> <p>端末機器のメーカー等の任意の申請に基づき、端末機器に関し、指定認定機関が技術基準への適合性についての認定を行う。端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際に、その端末機器が技術基準適合認定を受けている場合には、当該電気通信事業者による接続検査が不要となる。</p> <p>従来は、機器を提出して申請機器 1 台毎に認定を受ける個別検定方式と、機器を提出せず、書面のみで同一の型式毎に認定を受ける型式検定方式とが併存していたが、平成 11 年 3 月に、上述の制度が大量生産機種向けに設計を基礎として認証する「端末機器の設計についての認証」（総務 8）へ移行。</p> <p>【総務 8 端末機器の設計についての認証 = 型式検定】</p> <p>APEC 閣僚会議（平成 9 年 11 月）において、個別認定方式（総務 7）ではなく、大量生産機種向けに設計を基礎として認証すべきとするガイドラインが示され、それに対応するために基準認証制度の合理化を図ったもの。</p>

検査対象	【総務 3】特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備） 【総務 7】【総務 8】端末機器（電話用設備、無線呼出用設備、総合デジタル通信用設備、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備）	
受検者	【総務 3】無線設備の製造業者 【総務 7】【総務 8】端末機器製造業者	
変更内容	H11.3.6	受検時に総務大臣が認定した「認定点検事業者」による試験データを提出した場合は、審査手続きの一部省略、受検料が減額される。
コスト比較	<p>【総務 3】 平成 11 年 3 月に工事設計認証制度を導入した際に、従来の総務 3-1 の技術基準適合証明制度下で実施していた型式毎証明に比べて、基本手数料が大幅に減額されている。</p> <p>さらに、現行の総務 3-2 の工事設計認証制度下において、認定点検事業者による試験データを活用する場合、受検者にとって見れば、認定点検事業者に対する部外委託コストが新たに発生する一方で、その他の項目においてコスト削減につながっている。</p> <p>上記を併せて勘案すると、認定点検事業者による試験データの活用制度の導入前後において、機器（携帯電話機器）1 台あたりに要するコストを比較すると、制度改変前（8.74 円）と制度改変後（7.50 円）において、1.24 円程度のコスト削減効果が見取れる。</p> <p>【総務 7】【総務 8】 今回調査対象とした携帯電話機器メーカーにおいては、認定試験事業者による試験データの活用を行っている事業者が存在しなかったため、当該制度改変前後でのコスト面での変化を把握することはできなかった。</p>	
対象財・サービス	携帯電話機器	
需要量	販売数量（台）	経済産業省『機械統計年報』
価格	販売金額 / 販売数量	経済産業省『機械統計年報』
備考	<p>統計データに関する備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話機器には PHS は含まれない。 ちなみに、PHS 端末機器の生産台数は、平成 9 年 = 757 万台から年々低下し、10 年 = 430 万台、11 年 = 501 万台、12 年 = 492 万台、13 年 = 361 万台となっている。 	

（2）制度改変による検査コスト削減額

実地調査（当該検査検定制度の中で、最も受検実績の多い『携帯電話機器』に焦点を当て、携帯電話機器メーカー6社を対象に実施）の回答から、民間データの活用に関する制度改変が行われる前後の検査コストについて、携帯電話機器 1 台当たりの検査コストを比較する。なお、検査コストの比較に際しては、当該制度活用実績のあった「総務 3 技術基準適合証明」について、制度改変前から実施されていた同一型式毎に実施する検査についての比較を行うこととした（一方、「総務 7 端末機器の技術基準適合認定」「総務 8 端末機器の設計についての認証」において、調査対象とした事業者において、民間データの活用を行っているケースは存在しなかった）。その結果を表 5-3 に示す。

表 5 - 3 制度改変前後の検査コストの比較（携帯電話 1 台当たり）

個別機器毎に実施		同一型式毎に実施	
技術基準適合証明（総務 3-1）		工事設計認証（総務 3-2）	
A) 個別証明	B) 型式毎証明	C) 認定点検事業者の試験データ活用せず	D) 認定点検事業者の試験データ活用
昭和 56 年 11 月～	昭和 61 年 5 月～ 平成 11 年 3 月（廃止）	平成 11 年 3 月～	平成 11 年 3 月～
17,052 円/台	8.74 円/台	8.34 円/台	7.50 円/台



制度改変前後の検査コストの差（携帯電話機器 1 台当たり検査コスト削減額）は、 $8.74 - 7.50 = 1.24$ 円となる。仮に、全ての携帯電話機器メーカーにおいて、民間データの活用がなされたと仮定した場合、検査コスト削減総額は、制度改変前である平成 10 年の携帯電話機器価格の実績値（26,925 円）を後述する需要関数に投入することで得られる需要量の理論値（44,866 千台）と、前述の携帯電話機器 1 台当たり検査コスト削減額（1.24 円）とを乗じることによって得られる 55.63 百万円となる。

$$\text{価格} = 72,955.8 - 1.02551 \times \text{需要量} \quad \dots \text{後述（5-2-1）式}$$

平成 10 年の価格の実績値（26,925 円）を投入して、需要量の理論値を算出すると、

$$\begin{aligned} \text{需要量} &= (72,955.8 - 26,925) \div 1.02551 \\ &= 44,885.7\dots \\ &44,866 \text{ 千台} \end{aligned}$$

携帯電話機器 1 台当たり検査コスト削減額（1.24 円）から、検査コスト削減総額を算出すると、

$$44,866 \text{ 千台} \times 1.24 \text{ 円/台} = 55,633.84$$

55.63 百万円

(3) 間接的影響の分析

1) 消費者余剰分析

) 需要関数の推計

経済産業省経済産業政策局調査統計部編『機械統計年報』より、携帯電話機器の生産量 (= 需要量) と価格 (同年報における生産金額 / 生産数量) について平成4年～13年のデータを整理すれば表5-4となる。この時系列データを用いて、回帰分析により携帯電話機器の需要関数を推計すれば(5-2-1)式となる。

表5-4 携帯電話機器

年	需要量	価格
H4	1,303	112,979
H5	2,339	75,177
H6	5,016	56,332
H7	8,197	48,039
H8	18,414	42,193
H9	26,488	30,700
H10	34,262	26,925
H11	43,350	24,988
H12	55,272	26,991
H13	53,652	30,607

千台 円

資料：経済産業省経済産業政策局調査統計部編『機械統計年報』

$\text{価格} = 72,955.8 - 1.02551 \times \text{需要量} \quad \dots (5-2-1)$ $(t=7.56) \quad (t=-3.38) \quad \text{決定係数} = 0.589$

決定係数はやや低いものの、符号条件、t値(各係数の下段に示す数値)は統計的に有意であることから、分析に用いる需要関数として(5-2-1)式を採用することとする。

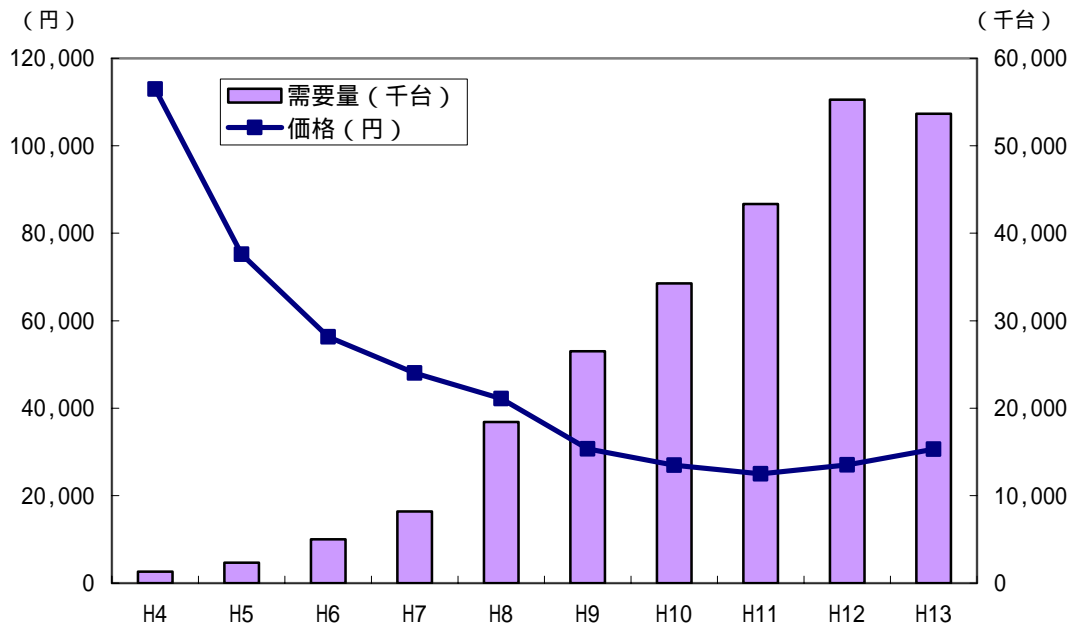


図 5 - 1 携帯電話機器の市場の動向 (1)

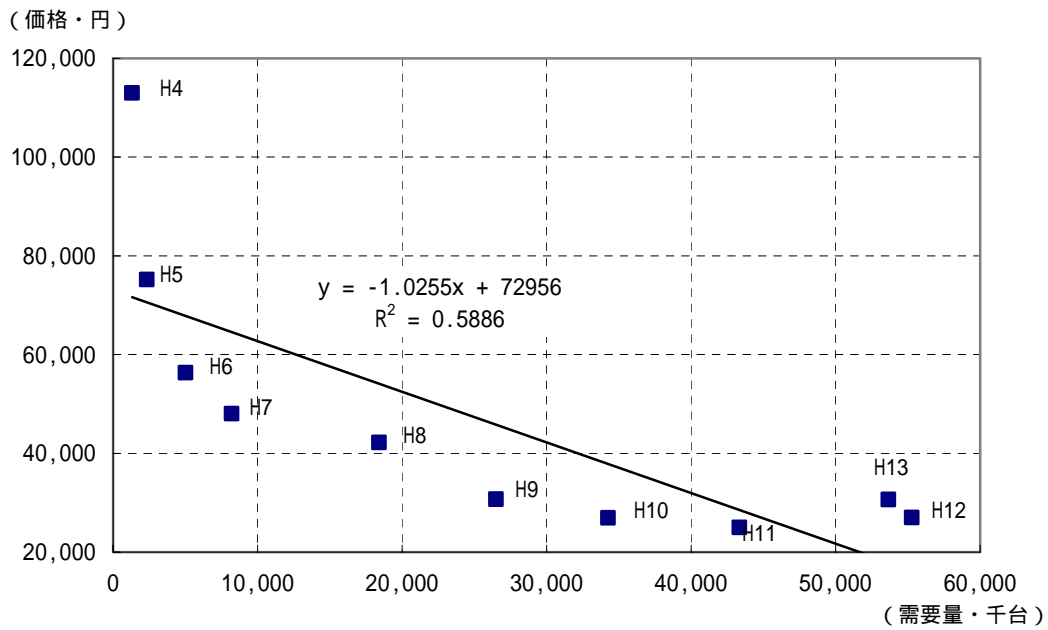


図 5 - 2 携帯電話機器の市場の動向 (2)

）消費者余剰の増加額

消費者余剰を推計するに当たり必要なデータを表 5-5 に示す。制度改変前の価格は表 5-4 における平成 10 年の実績値（26,925 円）、制度改変後の価格は改変前の価格から表 5-3 で示した携帯電話機器 1 台当たり検査コスト削減額（1.24 円）を引いた値であり、検査コストの減少は全て価格に反映されることを想定している。

一方、制度改変前及び制度改変後の需要量は、（5-2-1）式に価格を代入して推計された理論値となる。

表 5 - 5 改変前と改変後の価格・需要量の設定

制度改変前価格	26,925.00 円	平成 10 年実績値
制度改変前需要量	44,866.00 千台	理論値
価格低下	1.24 円	
制度改変後価格	26,923.76 円	-
制度改変後	44,866.96 千台	理論値

表 5-5 で整理したデータを用いて、消費者余剰の増加分（直接効果）の大きさを求めると以下ようになる。

$$\begin{aligned}
 & (44,866 \text{ 千台} + 44,866.96 \text{ 千台}) \times (26,925 \text{ 円} - 26,923.76 \text{ 円}) / 2 \\
 & = 55,646,837 \\
 & = \mathbf{55.65 \text{ 百万円}}
 \end{aligned}$$

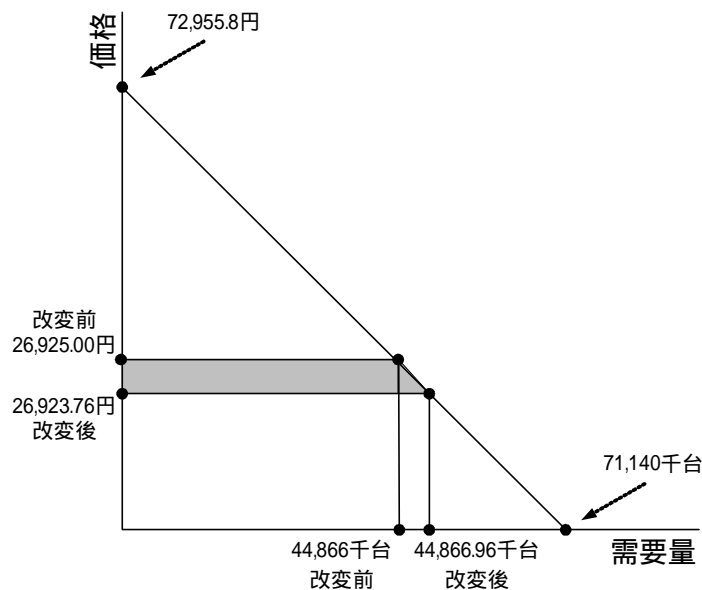


図 5 - 3 需要関数と消費者余剰の増加分

2) 産業連関分析

1) 生産誘発額分析

産業連関分析における生産誘発額の分析結果を表 5-6 に示す。産業連関（生産誘発額分析）モデルへの入力は、消費者余剰分析により計測された消費者余剰の増加額（55.65 百万円）を直接効果としてインプットする。その結果、生産誘発効果（生産誘発額）は 183.48 百万円と産出される。これは直接効果の約 3.3 倍である。

産業別の波及状況を見ると生産誘発額は「商業」が 60 百万円に近い大きさとなり（図 5-4）、「金融・保険」及び「対事業所サービス業」でも約 20 百万円の波及額となっている。一方、国内生産額の増加率という観点からみると、「商業」、「保険・金融」に加え「電力・ガス・熱供給」も高くなっている。

表 5 - 6 生産誘発額の分析結果（百万円）

直接効果(インプット) —消費者余剰分析—	生産誘発額(アウトプット)	生産誘発係数比較
55.65	183.48	3.30

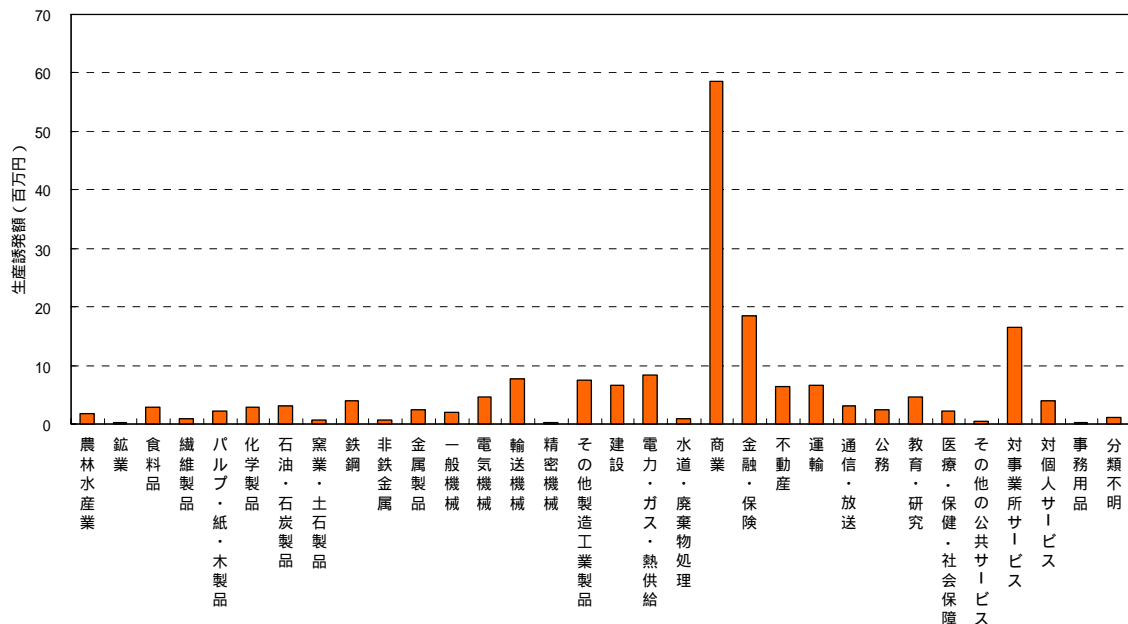


図 5 - 4 産業別生産誘発額

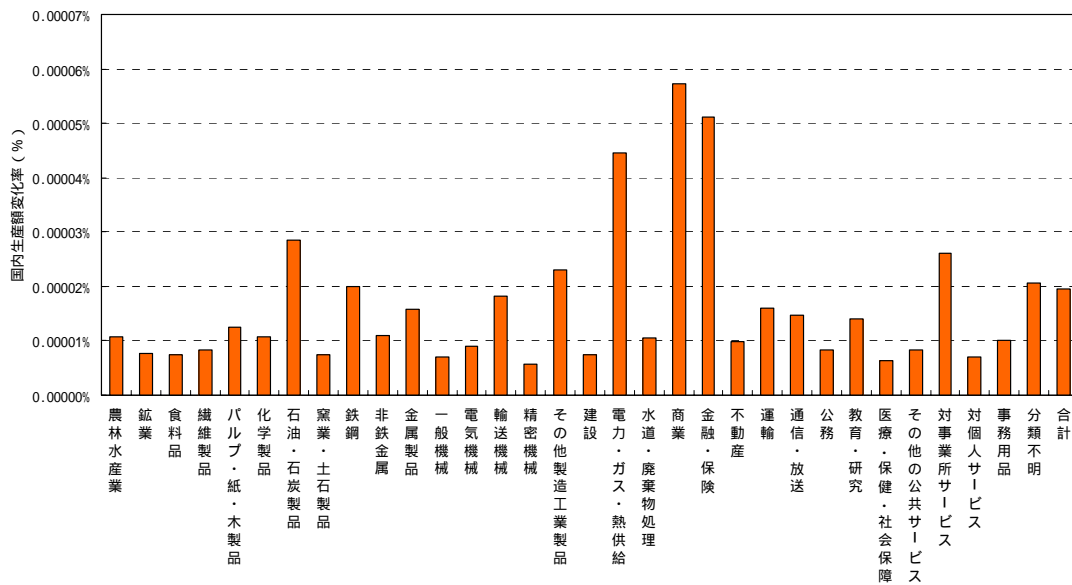


図 5 - 5 生産誘発に伴う産業別国内生産額の変化率

表 5 - 7 産業別生産誘発額及び国内生産額変化率

部 門 名	生産誘発額(百万円)	国内生産額(百万円)	国内生産額変化率
1 農林水産業	27,459.02	15,817,764	0.1735960757%
2 鉱業	2,077	1,659,542	0.1251685469%
3 食料品	47,067	38,856,530	0.1211314568%
4 繊維製品	15,346	11,164,509	0.1374491729%
5 パルプ・紙・木製品	36,398	17,800,103	0.2044819180%
6 化学製品	45,250	25,778,201	0.1755347944%
7 石油・石炭製品	48,670	10,492,796	0.4638375904%
8 窯業・土石製品	11,886	9,696,094	0.1225894708%
9 鉄鋼	65,413	20,093,290	0.3255441212%
10 非鉄金属	11,331	6,343,117	0.1786298428%
11 金属製品	40,206	15,707,720	0.2559661345%
12 一般機械	32,646	28,475,033	0.1146479434%
13 電気機械	74,020	50,385,454	0.1469066834%
14 輸送機械	124,817	41,855,799	0.2982066366%
15 精密機械	3,518	3,810,740	0.0923128478%
16 その他製造工業製品	120,755	32,062,084	0.3766282883%
17 建設	106,373	88,149,289	0.1206733841%
18 電力・ガス・熱供給	136,222	18,810,044	0.7241994486%
19 水道・廃棄物処理	13,082	7,653,476	0.1709309131%
20 商業	952,908	102,321,552	0.9312875716%
21 金融・保険	302,401	36,334,562	0.8322693064%
22 不動産	103,809	64,185,198	0.1617332807%
23 運輸	106,348	40,897,470	0.2600353931%
24 通信・放送	48,890	20,346,618	0.2402867354%
25 公務	40,031	29,849,458	0.1341105251%
26 教育・研究	76,037	33,246,996	0.2287046322%
27 医療・保健・社会保障	37,296	36,229,387	0.1029436742%
28 その他の公共サービス	6,354	4,658,723	0.1363806252%
29 対事業所サービス	267,632	62,691,268	0.4269051069%
30 対個人サービス	62,783	54,173,256	0.1158928733%
31 事務用品	3,364	2,036,983	0.1651532835%
32 分類不明	18,508	5,517,576	0.3354443429%
合計	2,988,897	937,100,632	0.3189515357%

) 価格分析

検査コストの低減による物価等への影響を産業連関分析により分析した結果を図5-6、表5-9に示す。

なお、産業連関（価格分析）モデルへの入力は、「3321 通信機器」部門に占める携帯電話機器の市場占有率を考慮した価格低下率（0.00216%）をインプット値とする。表5-8を使って説明すると、まず携帯電話機器の制度改変前価格に対する価格低下率は0.00461%である。携帯電話機器は、産業連関モデル186部門のうち「3321 通信機器」部門に属しており、その市場占有率は平成7年産業連関表を用いて計算すると46.8%となる。したがって、携帯電話機器の価格低下率にこの市場占有率を乗じた値、すなわち「3321 通信機器」部門の価格低下率0.00216%が、モデルへのインプット値となる。

生産者価格低下率では通信機器を含む電気機器が最も効果があり、その他では建設、公務等で効果が発現している。さらに企業、消費者への影響を企業物価指数上昇率、消費者物価指数上昇率で見ると、消費者物価指数の方が低減率が高く、消費者への影響が相対的に大きいと考えられる。

表5-8 産業連関（価格分析）モデルへの入力

特定産業部門	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b+a 価格低下率	d 市場占有率	e×d 入力価格低下率
3321 通信機器	¥26,925	¥1.24	0.00461%	46.8%	0.00216%

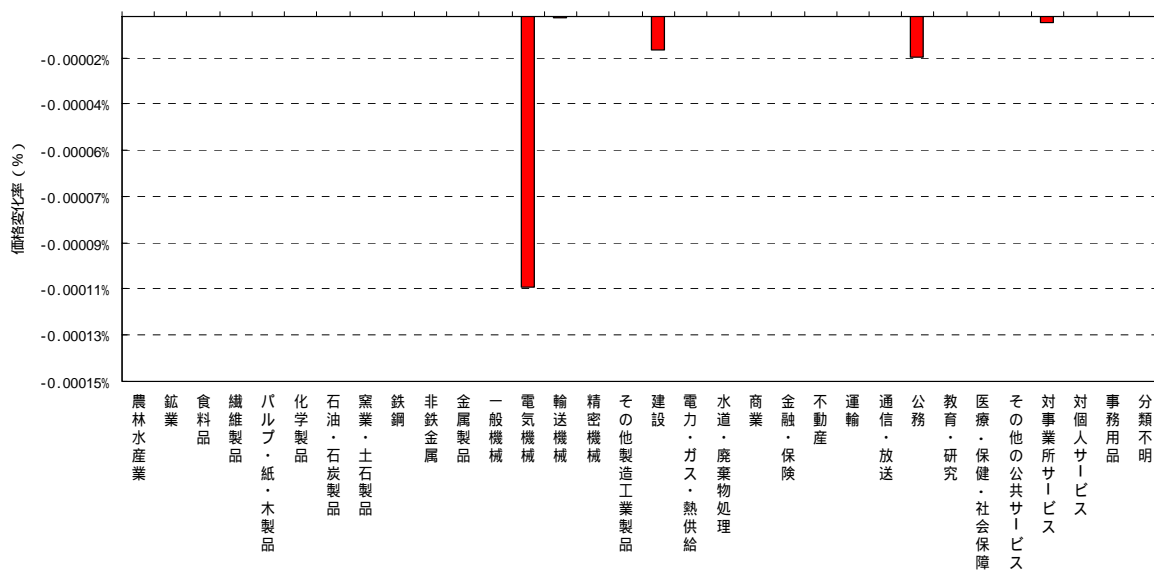


図5-6 産業別生産者価格低下率

表 5 - 9 物価指数への影響

企業物価上昇率	-0.0000001%
消費者物価上昇率	-0.0000002%

3) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析の結果を以下に示す。

なお、応用一般均衡分析モデルへの入力は、「48 電子・通信機器」部門に占める携帯電話機器の市場占有率を考慮した価格低下率(0.0003%)、及び検査コスト削減総額(55.63百万円)をインプット値とする。表 5-10 を使って説明すると、まず携帯電話機器の制度改変前価格に対する価格低下率は0.00461%である。携帯電話機器は、応用一般均衡モデル 92 部門のうち「48 電子・通信機器」部門に属しており、その市場占有率は平成 7 年産業連関表を用いて計算すると 6.5%となる。したがって、携帯電話機器の価格低下率にこの市場占有率を乗じた値、すなわち「48 電子・通信機器」部門の価格低下率 0.0003%が、モデルへのインプット値となり、その結果市場経済的便益では 107.6 百万円の効果が産出される。

各産業の国内生産額、付加価値額(GDP)を見ると、産業連関分析と比較して凹凸が激しい。最も効果が高い産業は自部門(電気機械産業)である。またこれらの国内生産額、GDP の増加に対応する形で資本、労働の投入量が増加している。

GDP は産業全体として約 13 百万円減少するが、市場経済的便益は約 107.6 百万円の効果(便益の増加)をもたらす。これは制度改変に伴い、政府(検査検定実施主体等)の GDP は減少するが、制度改変のメリットを享受する企業・産業が現れ、効率的な生産構造を促す。そのことにより、家計の労働と資本の価値が高まり、便益が発生するものと考えられる。

表 5 - 10 応用一般均衡分析の入力

特定産業部門	検査コスト削減総額	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
48 電子・通信機器	55.63 (百万円)	¥26,925	¥1.24	0.00461%	6.5%	0.0003%

表 5 - 11 応用一般均衡分析の便益(百万円)

市場経済的便益	(参考 1) 直接効果	(参考 2) 生産誘発効果
応用一般均衡分析	消費者余剰分析	産業連関分析
107.6	55.646837	183.47743

注) は市場経済的便益であり、企業、政府、家計の効果は全て家計の所得上昇に帰着されるものとして計測を行った値であり、市場経済全体での効果を計測している。

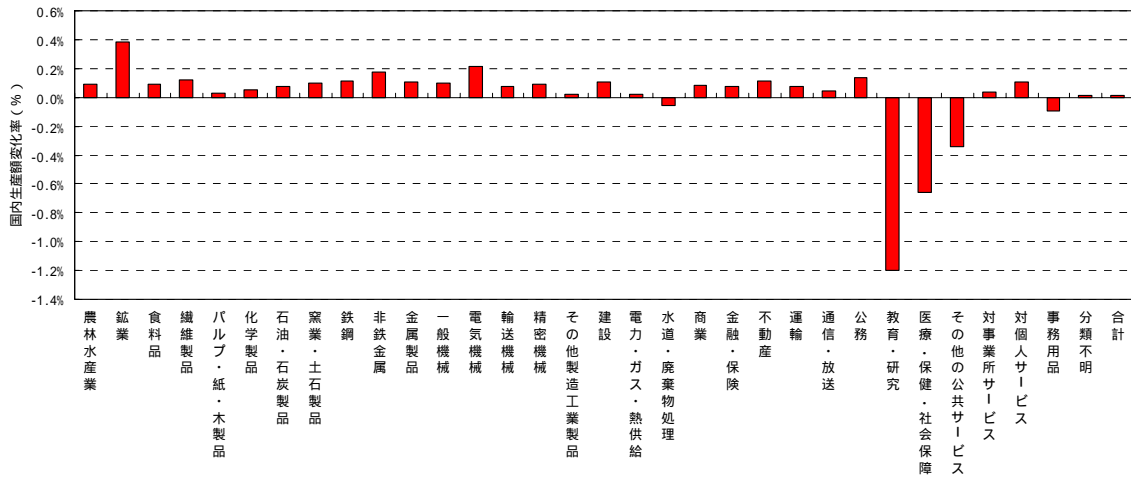


図 5 - 7 産業別国内生産額の変化率

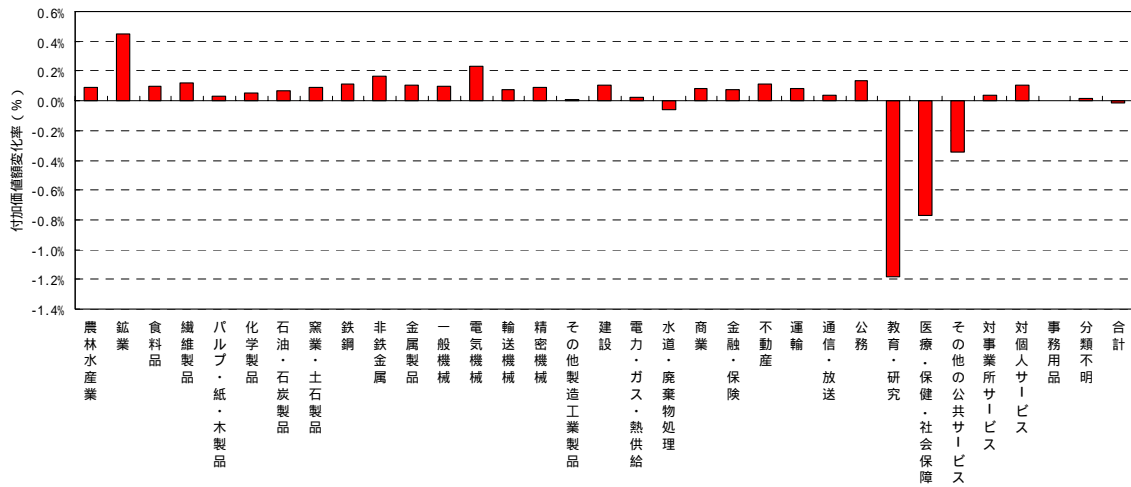


図 5 - 8 産業別付加価値 (GDP) の変化率

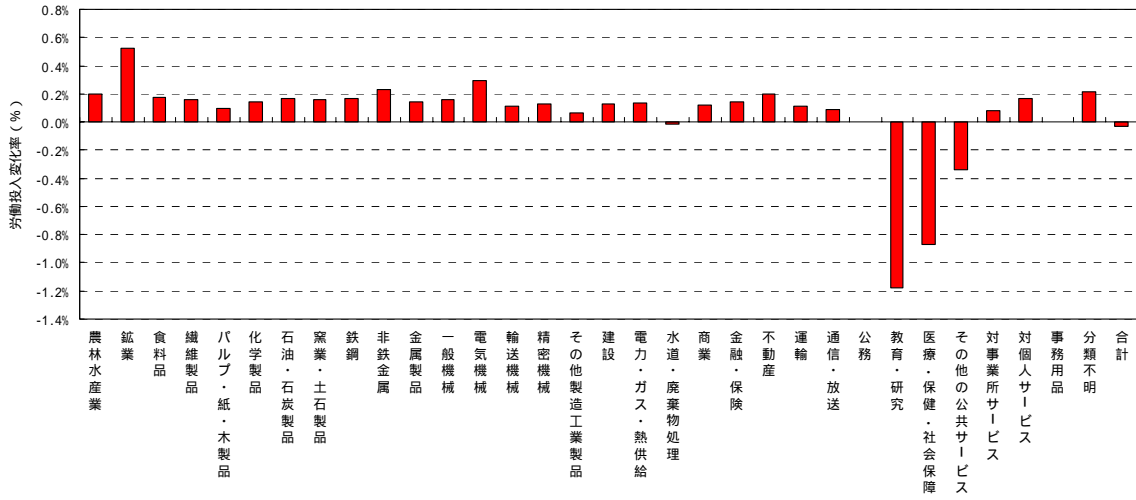


図 5 - 9 産業別労働投入の変化率

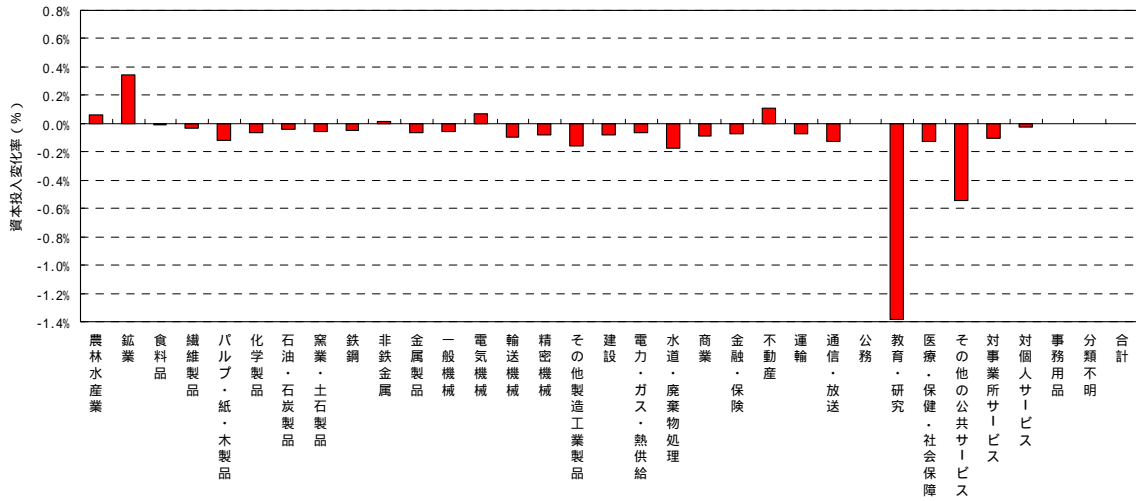


図 5 - 10 産業別資本投入の変化率

5-3 国土交通省 31 自動車検査

(1) 制度変更の概要

国交省 31 自動車検査			
31-1	新規検査		
31-2	継続検査		
制度の概要	<p>【新規検査】 登録を受けていない自動車又は車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車を、運行の用に供しようとするときに受ける検査</p> <p>【継続検査】 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者が、自動車検査証の有効期間満了後も当該自動車をしようとするときに受ける検査</p>		
検査対象	<p>【新規検査】 自動車（二輪自動車含む）</p> <p>【継続検査】 登録自動車、車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車、二輪の小型自動車</p>		
受検者	当該自動車の使用者・所有者		
変更内容	<table border="1"> <tr> <td>H7.7.1</td> <td>車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間について 1 年から 2 年に延長した。</td> </tr> </table>	H7.7.1	車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間について 1 年から 2 年に延長した。
H7.7.1	車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の自動車検査証の有効期間について 1 年から 2 年に延長した。		
コスト比較	<p>検査内容の変更を伴わずに検査周期が延伸されている(受検者である車両保有・使用者にとっては、受検件数が減少する)ため、検査 1 件当たりコストは制度変更前後で差異はないが、年当たりのコスト負担が軽減されることとなる。</p> <p>車齢 11 年以上の自家用乗用自動車等の使用者・所有者にとっての年当たりのコスト負担は下記のように軽減されることとなる。</p> <p>【制度変更前】6,986 円 / 1 年 【制度変更後】6,986 円 / 2 年 = 6,986 円 / 年 = 3,493 円 / 年</p>		
対象財・サービス	自家用乗用自動車		
需要量	車齢 12 年以上の自家用自動車の保有台数		
価格	車齢 12 年以上の自家用自動車の整備費用（維持費用）		

(2) 制度変更によるコスト削減額

本検査検定制度の受検者は自動車の使用者・保持者であるが、自動車検査制度体系の中で、民間の整備工場のうち、設備・技術・管理組織等について一定の要件を満たすものを国が指定し、国（自動車検査独立行政法人）又は軽自動車検査協会への現車提示を省略する「指定整備工場制度（いわゆる民間車検）」が導入されている。実地調査においては、指定整備工場による検査実施件数は伸びている状況であることにかんがみ、調査対象者を指定整備工場としている。

指定整備工場への実地調査結果によれば、検査 1 件当たりの検査コストは、手数料、受検対応コスト（人件費）、機器維持管理コスト、書類作成コスト等の合計に

より 6,986 円 / 件となる。平成 7 年 7 月の制度改変において、車齢 11 年以上の自家用乗用自動車の自動車検査証の有効期間が 1 年から 2 年に延伸されたことにより、受検者は、それまで毎年受検していた検査が 2 年に 1 回で済むようになったことにより、制度改変前後の検査コストの差（自動車 1 台当たり検査コスト削減額）は、6,896 円 / 2 年 = 年間あたり 3,493 円となる（なお、自動車検査証の有効期間が延伸されたことによる効果は、車齢 12 年目より発現することとなる）。

検査コスト削減総額は、制度改変時である平成 7 年度における車齢 12 年以上の自家用乗用自動車保有台数実績値（1,647 千台）と、前述の自動車 1 台当たり検査コスト削減額（3,493 円 / 年）とを乗じることによって得られる 57 億 53 百万円となる。

$1,647 \text{ 千台} \times 3,493 \text{ 円/台} = 5,752,971,000$ <p style="text-align: center; margin: 0;">57 億 53 百万円</p>
--

（3）間接的影響の分析

1) 消費者余剰分析

）需要関数の推計

自動車検査の検査周期の延伸を通じて、家計に占める自動車保有コスト（価格）が低下したことによる、家計における自動車保有台数への影響（需要量）を分析する。家計における自動車保有台数は、我が国のモータリゼーションの進展や自動車の技術革新に伴う性能の高度化、さらには継続保有と新車購入との選択等、様々な要因によって規定されるが、これらの要因を全て所与としてとらえ、自動車保有コストと自動車保有台数との関係を検討する。

自動車保有車両数

国土交通省自動車交通局監修『自動車保有車両数』（財団法人自動車検査登録協力会）における「初度登録年別」を用いて、各年 3 月末日現在の車種別登録車台数について初度登録年別に整理する。

具体的には、平成 4 年度～13 年度の 3 月末日現在の乗用車登録台数を分析対象とし、整理すれば表 5-12 となる²⁷。

²⁷ 同統計書には平成 7 年以前には車齢別データには「営業用」が含まれる。本来は営業用を除くべきであるが、平成 7 年 3 月末でも営業用の割合は 0.7% であり、それ以前も 0.7～0.8% と分析には影響ないこと等の理由から以下のデータについては「営業用」含んだ形で分析を進める。

表 5 - 12 乗用自動車の登録台数（車齢 12 年以上）の推移（1）

	乗用自動車計 (台)	車齢 12 年以上	
		登録数(台)	構成比
平成 4 年度	35,234,467	1,324,364	3.76%
平成 5 年度	36,508,842	1,362,725	3.73%
平成 6 年度	37,754,521	1,418,722	3.76%
平成 7 年度	39,102,708	1,647,206	4.21%
平成 8 年度	40,476,568	1,907,979	4.71%
平成 9 年度	41,282,993	2,159,934	5.23%
平成 10 年度	41,782,876	2,496,329	5.97%
平成 11 年度	42,055,705	3,004,802	7.14%
平成 12 年度	42,365,069	3,749,871	8.85%
平成 13 年度	42,527,732	4,676,952	11.00%

資料：国土交通省自動車交通局監修『自動車保有車両数』より作成

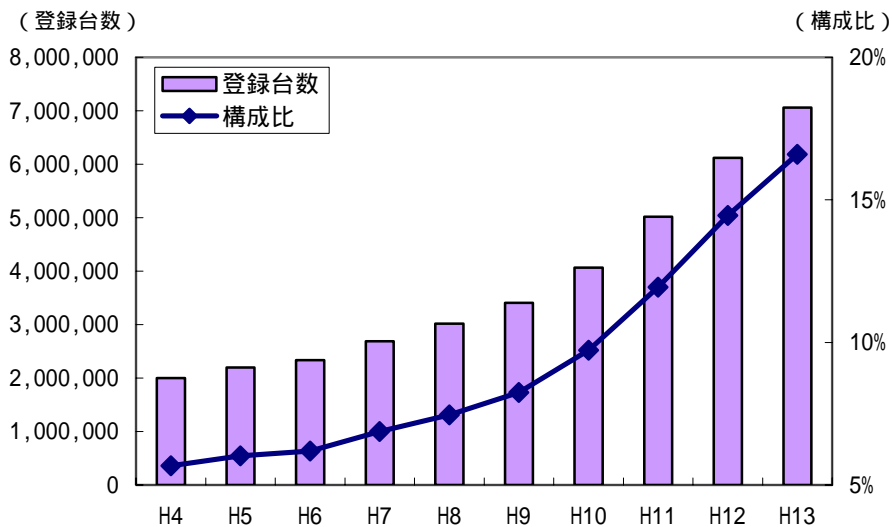


図 5 - 11 乗用車の登録台数（車齢 12 年以上）の推移（2）

乗用車全体の登録台数は平成 4 年度の 3,523 万台から 13 年度の 4,253 万台に年々増加している中で、車齢 12 年以上の乗用車の占める割合は平成 4 年度時点の 3.8%から年々上昇し、平成 13 年度には 11.0%となっている。

自動車保有に係る費用

総務省『家計調査年報』より家計の自動車保有に係るコスト項目について整理すれば表 5-13 となる。

表 5 - 13 家計の自動車保有に係るコスト項目

7.2.3 自動車等維持	750 ガソリン	
	751 自動車等部品	
	752 自動車等関連用品	
	753 自動車等整備費	自動車の整備、修理に必要なサービスに関するもの。定期点検料、車検のための整備費、チューンナップ、車の修理代
	755 自動車以外の輸送機器整備費 (その他)	(駐車場借料、自動車保険料、他)

家計調査年報においては、自動車検査のための費用は、自動車保有のために要する費用のうち「自動車整備費」に組み込まれている。したがって、自動車検査の制度改変に伴う検査コストの削減は、自動車整備費の大きさに影響を与えることとなる。表 5-14 は、家計(世帯)あたりの自動車整備費に世帯数を乗じ全国ベースの金額を求め、それに車齢 12 年以上の登録台数で除した 1 台当たりの自動車整備費を示している。

表 5 - 14 車齢 12 年以上の乗用車 1 台当たりの自動車整備費の推移

	a	b	c = a×b	d	e = c×d	f	e÷f
	自動車整備費 (円 / 世帯・年)	世帯数	自動車整備費 (百万円、年間)	車齢 12 年以上 自動車の割合	自動車整備費 →うち車齢 12 年以上 (百万円、年間)	車齢 12 年以上 自動車の台数	自動車整備費 (円 / 年・台)
平成 4 年度	18,104	43,077,126	779,868	3.76%	29,313	1,324,364	22,134
平成 5 年度	19,141	43,665,843	835,808	3.73%	31,197	1,362,725	22,893
平成 6 年度	20,425	44,235,735	903,515	3.76%	33,952	1,418,722	23,931
平成 7 年度	17,868	44,830,961	801,040	4.21%	33,744	1,647,206	20,486
平成 8 年度	17,588	45,498,173	800,222	4.71%	37,721	1,907,979	19,770
平成 9 年度	19,247	46,156,796	888,380	5.23%	46,480	2,159,934	21,519
平成 10 年度	16,670	46,811,712	780,351	5.97%	46,622	2,496,329	18,676
平成 11 年度	17,337	47,419,905	822,119	7.14%	58,739	3,004,802	19,548
平成 12 年度	17,434	48,015,251	837,098	8.85%	74,094	3,749,871	19,759
平成 13 年度	17,090	48,637,789	831,220	11.00%	91,413	4,676,952	19,545

資料：総務省『家計調査年報』、市町村自治研究会『住民基本台帳人口要覧』、国土交通省『自動車保有車両』より作成

需要関数の推計

当該制度改変によって影響を受けることとなる需要量を「車齢 12 年以上の乗用自動車の登録台数」、価格を「同 1 台当たりの自動車整備費」として、平成 4 年度～13 年度の時系列データを整理すると表 5-15 のようになる。この時系列データを用いて、回帰分析により車齢 12 年以上の自家用乗用自動車の需要関数を推計すれば (5-3-1) 式となる。

表 5 - 15 車齢 12 年以上の自家用乗用自動車

年	需要量	価格
H4	1,997	22,134
H5	2,198	22,893
H6	2,338	23,931
H7	2,688	20,486
H8	3,020	19,770
H9	3,407	21,519
H10	4,065	18,676
H11	5,021	19,548
H12	6,122	19,759
H13	7,059	19,545

千台 円

$$\text{価格} = 23,177.6 - 0.000990 \times \text{需要量} \quad \dots (5-3-1)$$

(t=21.86) (t=-2.43) 決定係数 = 0.425

t 値、符号条件ともに統計的に有意であるが、決定係数が低いことから、上記の推計式を採用せず、価格の変化が需要の変化を生み出さないものと仮定し、制度改変時点である平成 7 年の需要量実績値で推計を行う。

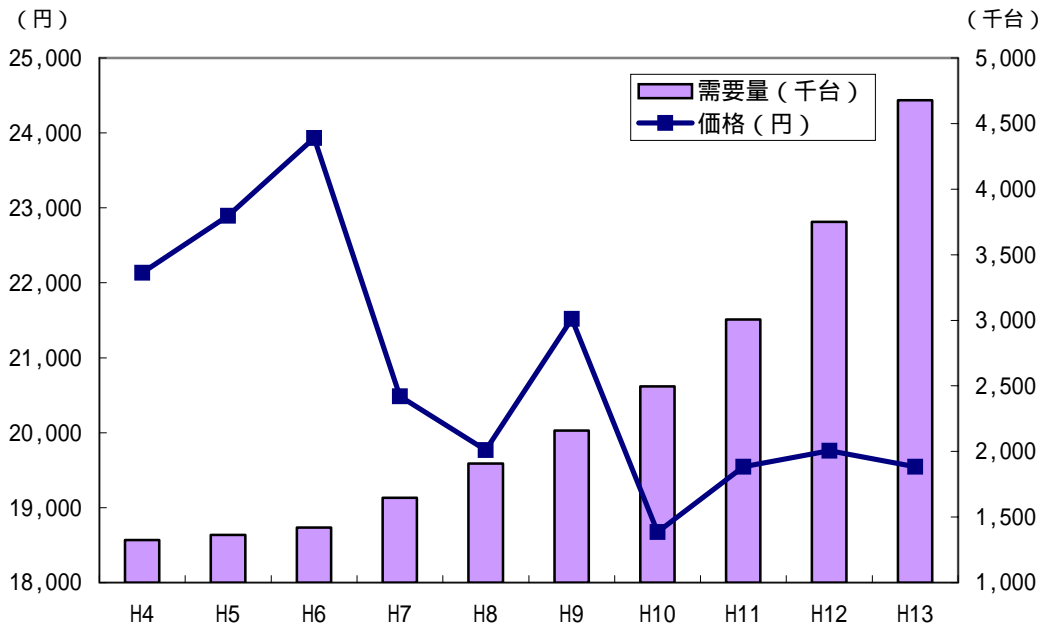


図 5 - 12 自動車整備費と車齢 12 年以上の自動車保有台数の関係 (1)

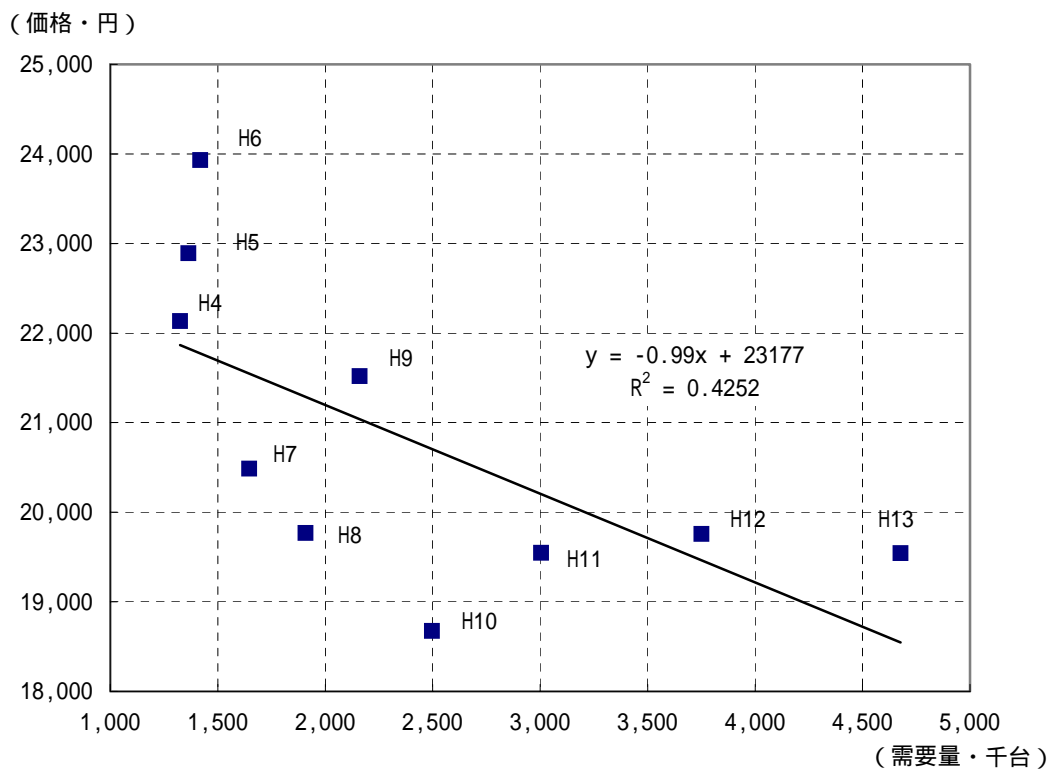


図 5 - 13 自動車整備費と車齢 12 年以上の自動車保有台数の関係 (2)

）消費者余剰の増加額

前述の通り、平成 7 年 7 月の制度改変は検査周期の延伸であり、具体的には自動車等整備費の一部を占める検査コストが、年当たり 3,493 円(= 6,986 円/2 年) 低下することを意味する。

消費者余剰を推計するに当たり必要なデータを表 5-16 に示す。制度改変前の価格は表 5-14 における平成 7 年度の実績値(20,486 円)、制度改変後の価格は改変前の価格から自動車 1 台当たり検査コスト削減額(3,493 円) を引いた値であり、検査コストの減少は全て価格に反映されることを想定している。制度改変前後の需要量は、平成 7 年度の実績値(1,647 千台) で一定とした。

消費者余剰の増加額は、検査コスト削減総額と同じ値(57 億 53 百万円) になる。

表 5 - 16 改変前と改変後の価格・需要量の設定

制度改変前価格	20,486 円	平成 7 年度実績値
制度改変前需要量	1,647,206 台	平成 7 年度実績値
価格低下	3,493 円	
制度改変後価格	16,993 円	-
制度改変後	1,647,206 台	一定(と同値)

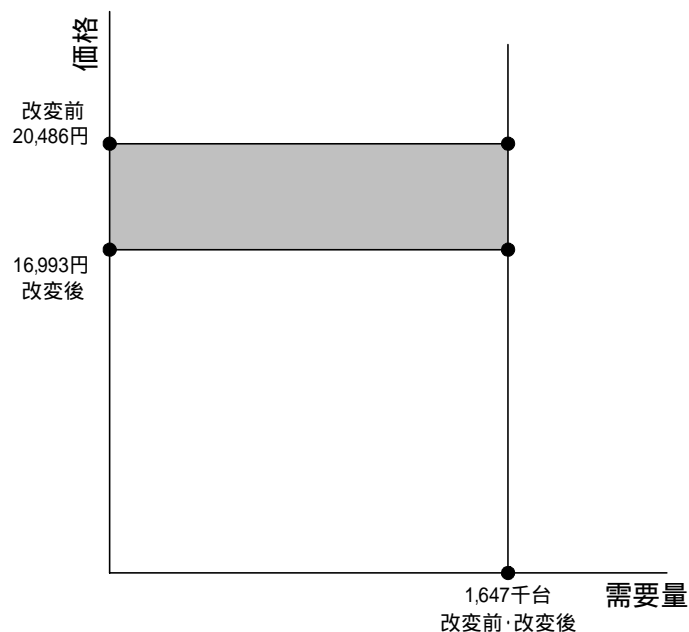


図 5 - 14 需要関数と消費者余剰の増加分

2) 産業連関分析

) 生産誘発額分析

産業連関分析における生産誘発額の分析結果を表 5-17 に示す。産業連関（生産誘発額分析）モデルへの入力は、消費者余剰分析により計測された消費者余剰の増加額（57 億 53 百万円）を直接効果としてインプットする。その結果、生産誘発効果（生産誘発額）は 189 億 68 百万円となる。

表 5 - 17 生産誘発額の分析結果（百万円）

直接効果(インプット) —消費者余剰分析—	生産誘発額(アウトプット)	生産誘発係数比較
5,753	18,968	3.30

) 価格分析

検査コストの低減による物価等への影響を産業連関分析により分析した結果を図 5-15、表 5-19 に示す。

なお、産業連関（価格分析）モデルへの入力は、「8515 自動車修理」部門の売上に占める自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の市場占有率を考慮した価格低下率（0.05%）をインプット値とする。表 5-18 を使って説明すると、まず自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の制度改変前価格に対する価格低下率は 17.1% である。自動車整備費は、産業連関モデル 186 部門の「8515 自動車修理」部門に属しており、その市場占有率を先述の自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の価格低下率に乗ずれば、当該部門の価格低下率が算出されることとなる。ここでは平成 7 年度時点における、A) 「8515 自動車修理」部門における家計部門からの収入割合（40.7%。自動車修理業が家計から得ている売上を示しており、自家用自動車を対象としたサービスの対価と想定）、B) 自家用自動車に占める「乗用」自動車の割合（約 80%と想定）、C) 乗用自動車保有台数に占める車齢 12 年以上の割合（4.21%）、さらに、D) 自動車修理等に要する費用に占める車検費用の割合（平成 7 年度自動車整備費 20,486 円に対する（1 件当たり検査コストから手数料（= 1,200 円）を引いた額）の割合 = 約 25%）について、A) ~ D) それぞれを乗じた値（0.343%）を「市場占有率」として定義し、自動車整備費の価格低下率にこの市場占有率を乗じた値、すなわち「8515 自動車修理」部門の価格低下率 0.05% が、モデルへのインプット値となる。

「8515 自動車修理」部門の売上高に占める自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の市場占有率の考え方

A) 「8515 自動車修理」部門における家計部門からの収入割合

= 自動車修理業において、自家用自動車を対象としたサービスの売上割合と解釈

= 40.7%

【平成 7 年産業連関表による算出】

B) 自家用自動車に占める自家用「乗用」自動車の割合

= 80%

C) 乗用車保有台数に占める車齢 12 年以上の割合

= 4.21%

【表 5-15 より。平成 7 年度実績値】

D) 自動車修理等費用に占める「車検関連コスト」の割合

= 25%

【平成 7 年度自動車整備費実績値、実地調査結果から】

↓

市場占有率 = A) × B) × C) × D) = 40.7% × 80% × 4.21% × 25% = 0.343%

「8515 自動車修理」部門の売上高				
家計部門から得られる売上 ～自家用自動車～				産業部門から 得られる売上
自家用自動車のうち「乗用」自動車		その他自家用自動車 (貨物等)		
車齢 12 年以上		車齢 11 年以下		
車検関連コスト	その他コスト			

車齢 12 年以上の自家用乗用自動車に関する車検関連コストが削減された場合

生産者価格低下率を産業別にみると、「運輸」及び自動車修理業を含む「対事業所サービス業」で効果が発現している。また、企業物価指数上昇率と消費者物価指数上昇率を比較すると、後者への影響がより大きく出ている。

表 5 - 18 価格モデルへの入力

特定産業部門	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
8515 自動車修理	¥20,486	¥3,493	17.1%	0.343%	0.05%

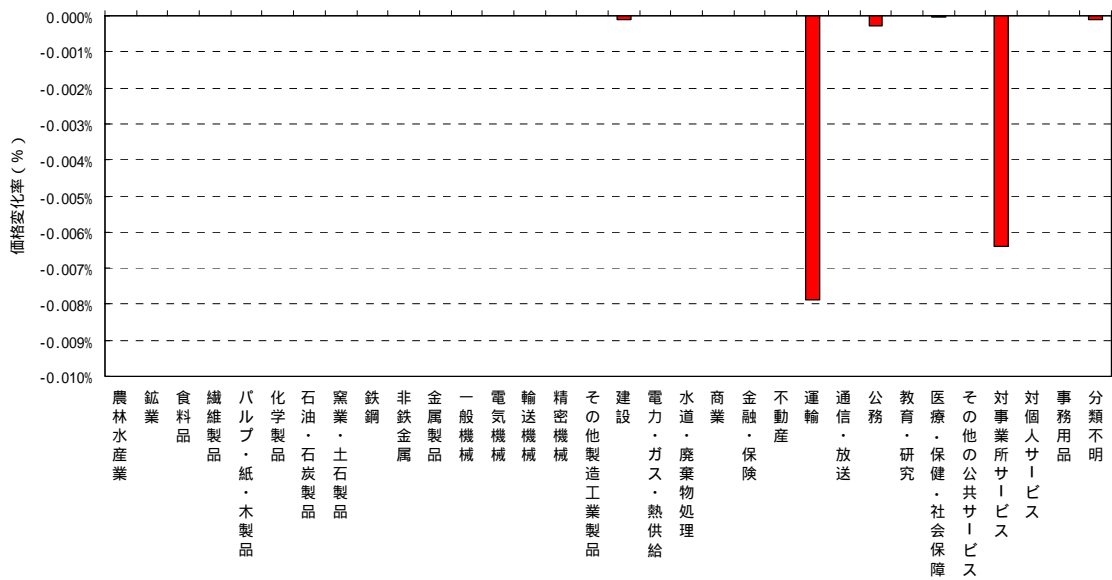


図 5 - 15 産業別生産者価格低下率

表 5 - 19 物価指数への影響

企業物価上昇率	-0.0001810%
消費者物価上昇率	-0.0004494%

3) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析の結果を以下に示す。

なお、応用一般均衡モデルへの入力は、「86 自動車・機械修理」部門の売上高に占める自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の市場占有率を考慮した価格低下率（0.031%）、及び検査コスト削減総額（5,753 百万円）をインプット値とする。表 5-20 を使って説明すると、まず自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の制度改変前価格に対する価格低下率は 17.1%である。自動車整備費は、応用一般均衡モデル 92 部門のうち「86 自動車・機械修理」部門に属しており、その市場占有率を先述の自動車整備費（車齢 12 年以上の自家用乗用自動車）の価格低下率に乗ずれば、当該部門の価格低下率が算出されることとなる。ここでは、前項の産業連関（価格分析）モデルにおいて求めた「8515 自動車修理」部門における自動車整備費の市場占有率（0.343%）に、「86 自動車・機械修理」部門における「8515 自動車修理」部門の市場占有率（53.5%）を乗じた値によって、「86 自動車・機械修理」部門における自動車整備費の市場占有率（0.184%）を求めると共に、自動車整備費の価格低下率にこの市場占有率を乗じた値、すなわち「86 自動車・機械修理」部門の価格低下率 0.031%が、モデルへのインプット値となり、その結果、市場経済的便益は 11,682 百万円の効果となった。

産業別の国内生産額及び付加価値額（GDP）の変化をみると、「建設」に相対的に高い効果が出ている。国内生産額、GDP の変化に対応した形で資本、労働の投入量も変化している。

表 5 - 20 応用一般均衡分析の入力

特定産業部門	検査コスト削減総額	改変前価格	価格低下額	価格低下率	市場占有率	入力価格低下率
86 自動車・機械修理	5,753 (百万円)	¥20,486	¥3,493	17.1%	0.184%	0.031%

表 5 - 21 応用一般均衡分析の便益（百万円）

市場経済的便益	(参考1) 直接効果	(参考2) 生産誘発効果
応用一般均衡分析	消費者余剰分析	産業連関分析
11,682	5,753	18,968

注) は市場経済的便益であり、企業、政府、家計の効果は全て家計の所得上昇に帰着されるものとして計測を行った値であり、市場経済全体での効果を計測している。

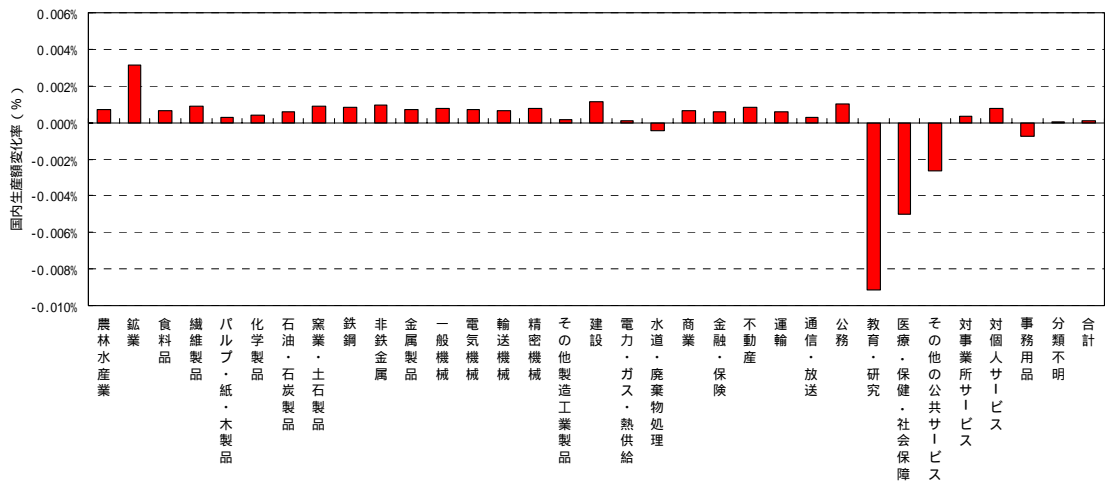


図 5 - 16 産業別国内生産額の変化率

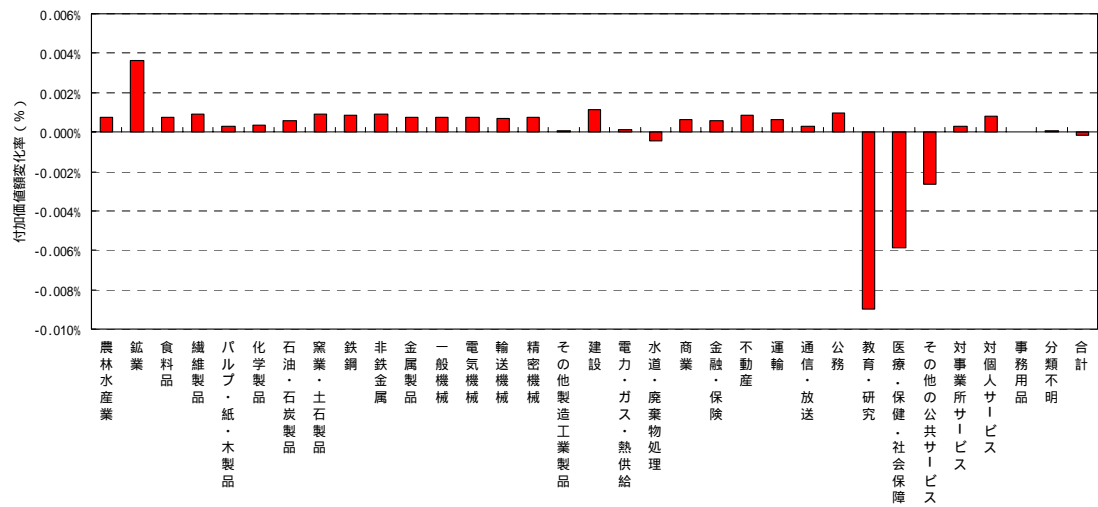


図 5 - 17 産業別付加価値 (GDP) の変化率

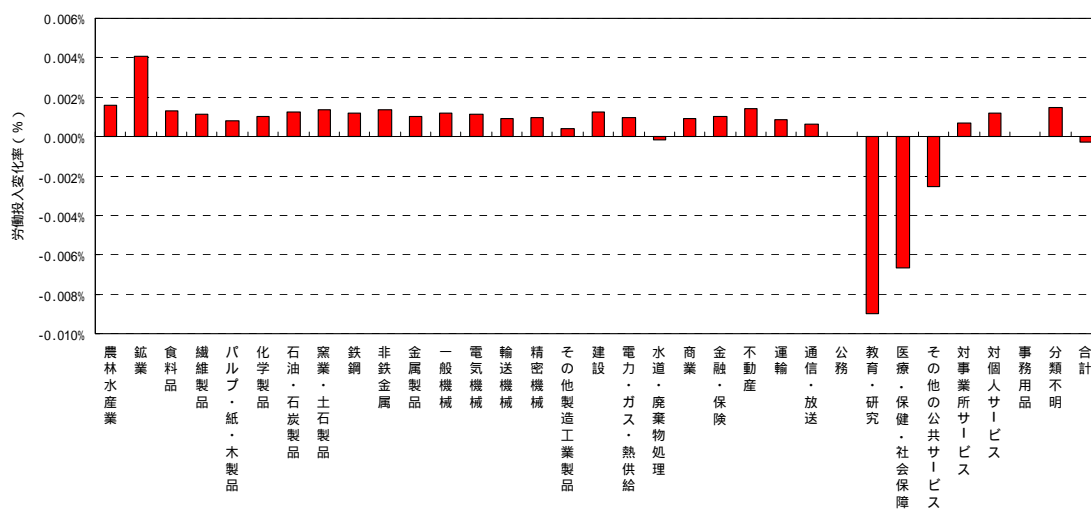


図 5 - 18 産業別労働投入の変化率

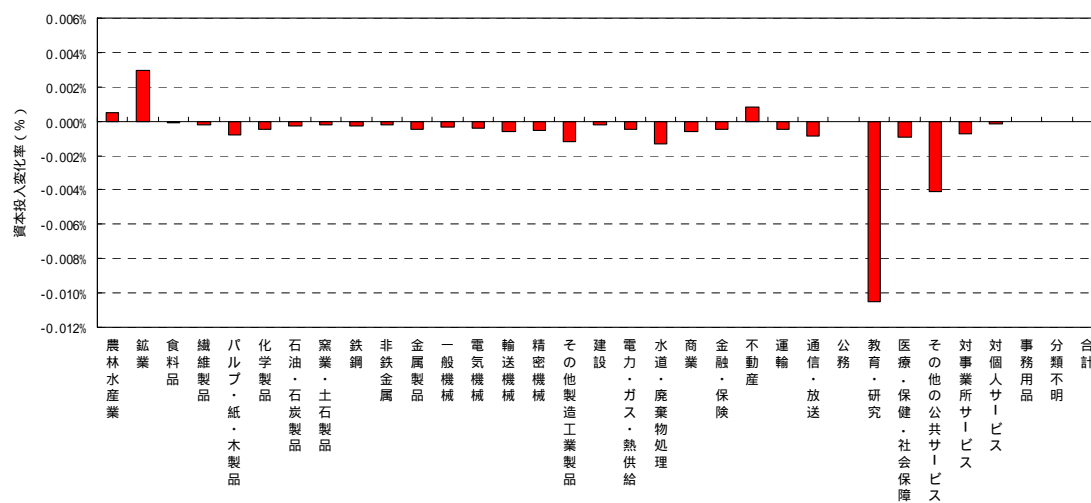


図 5 - 19 産業別資本投入の変化率

5 - 4 厚生労働省 12 特定機械等の検査

(1) 制度改変の概要

厚労省 12 特定機械等の検査			
<p>当該検査制度は、ボイラー等の 8 品目について、製造時、設置時及び定期等に行われる計 39 種類の個別の検査制度を内容とするものである。このうち、下記の 2 制度について行われている制度改変を対象として間接的影響分析を行った。</p>			
12-33	ボイラーの性能検査		
12-34	第一種圧力容器の性能検査		
制度の概要	<p>使用中であるボイラー及び第一種圧力容器は、腐食等によって構造上の要件を欠くと破裂等により死亡災害や大規模な災害を招くおそれがあるので、使用段階において定期的にその安全の性能を確認するため、性能検査において、本体の腐食、損耗の状態等について検査を実施している。</p> <p>ボイラー及び第一種圧力容器の利用者等は、労働基準監督署又は性能検査代行機関が行う性能検査を毎年受けなければならない。</p>		
検査対象	ボイラー・第一種圧力容器		
受検者	ボイラー・第一種圧力容器保持者		
改変内容	H 8.4.1	〔インセンティブ制度による運転時検査の導入〕	
	H11.4.1	一定水準以上の管理等が行われていると労働基準監督署長が認めたボイラー及び第一種圧力容器については、設備を停止して行う開放検査の周期を 2 年とすることが可能となった。	
	H14.4.1	平成 11 年度からは、さらに開放検査の周期を最大 4 年間とし、その間は 1 年ごとに運転時検査を実施することを認める「4 年連続運転の試行」が導入された。	
		4 年連続運転が本格実施された。	
コスト比較	<p>インセンティブ制度導入事業者において、2 年連続運転が実施されている状況を対象として、</p> <p>開放検査時に受検に要する費用 制度改変前と同じ検査方法で行われる場合に要する費用</p> <p>開放検査、運転時検査及びインセンティブ制度導入に要する費用を合計し 1 年あたりに換算した費用 制度改変後のコスト変化の状況を踏まえた費用</p> <p>を比較することにより、2 年連続運転の導入によるコスト削減額を分析した。</p> <p>なお、コスト分析は、調査対象期間（平成 9～13 年度）において 4 年連続運転は試行中であることから、2 年連続運転のものを対象としている。</p>		
対象財・サービス	石油精製業	ナフサ、ガソリン、重油 等	
	石油化学工業	石油化学基礎製品	エチレン、プロピレン、ブタジエン、ベンゼン等
		石油化学製品	プラスチック、合成繊維、合成ゴム、塗料原料等
	プラスチック製造業	プラスチック製品	
需要量	生産数量（トンまたはキロリットル）	化学工業統計年報 / 他	
価格	貿易統計、販売金額 / 販売数量	化学工業統計年報 / 他	

表 5 - 22 ボイラー・第一種圧力容器の定義

ボイラー	<p>一般に燃料を燃焼して得られる火気によって容器内の水を加熱し、所要の蒸気又は温水を作る装置で、火炉、ボイラー本体、付属品、付属装置などからなっている。</p> <p>ボイラーを構造によって分類すると、丸ボイラー、水管ボイラー、鋳鉄製ボイラー、特殊ボイラーに分けられ、ボイラーをボイラー及び圧力容器安全規則によって分類すると、大きさなどの規模によって小さいものから、a) 簡易ボイラー、b) 小型ボイラー、c) ボイラーに区分され、それぞれ危険度に応じて段階的に規制が厳しくなっている。</p> <p>本制度では、小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除くものが対象となる。</p>
第一種圧力容器	<p>容器内の圧力が大気圧を超える容器で、蒸気、その他の熱媒を受入れ又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱するもの化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気を発生させるもの液体の成分を分離するため、その液体を加熱し、蒸気を発生させるもの大気圧における沸点を超える温度の液体を内部に保有するものなどがある。</p> <p>本制度では、小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除くものが対象となる。</p>

参考：日本ボイラ協会

(2) 制度改変による検査コスト削減額

1) ボイラーの検査コスト削減額

実地調査の結果から、開放検査、運転時検査及びインセンティブ制度導入に係る各コストは以下のとおりとなっている。

インセンティブ制度導入コストは、申請書類作成コストと申請手数料に分けられ、申請書類作成コストは1基当たり247,705円、申請手数料は1事業所当たり48万円(申請1件当たりの平均基数8基で除すると、ボイラー1基当たり61,541円)である。

表 5 - 23 インセンティブ制度導入事業者の1基当たりの検査コスト(ボイラー)

	開放検査	運転時検査	インセンティブ制度導入コスト
1基当たりコスト	796,252円/年	74,863円/年	307,705円/5年

インセンティブ制度を導入すると、検査は隔年に運転時検査が行われることとなり、毎年の検査コストは以下のように示される。

表 5 - 24 毎年の検査コスト（ボイラー1 基当たり）

インセンティブ 制度	1 年目 (A)	2 年目 (B)	3 年目	...	インセンティブ 制度導入コスト (C) (1年当たり換算)	1 年当たり 検査コスト
2 年連続運 転の場合	74,863 円	796,252 円	74,863 円	...	61,541 円	497,099 円 (A+B)/2+C
非導入の 場合	796,252 円	796,252 円	796,252 円	...	0 円	796,252 円 (A+B)/2

上記から、1 基当たり検査コスト削減額（1 年当たり）は以下の式のとおりである。

$$\begin{aligned}
 & \text{(インセンティブ制度非導入の場合の検査コスト)} - \text{(2 年連続運転の場合の検査コスト)} \\
 & = \text{(開放検査コスト)} \\
 & \quad - \{(\text{運転時検査コスト} + \text{開放検査コスト}) / 2 + \text{(インセンティブ制度導入コスト)}\}
 \end{aligned}$$

【1 基当たり検査コスト削減額】

$$796,252 \text{ 円} - \{(74,863 \text{ 円} + 796,252 \text{ 円}) / 2 + 61,541 \text{ 円}\} = 299,154 \text{ 円}$$

【全体の検査コスト削減額】

$$299,154 \text{ 円} \times 1,348 \text{ 基}^{28} = 403,259,592 \text{ 円}$$

²⁸ 平成 14 年 6 月現在の 2 年連続運転のインセンティブ制度認定基数（4 年連続運転のものを含む。）

2) 第一種圧力容器の検査コスト削減額

ボイラーと同様の手順で、第一種圧力容器に関して削減効果を推計すると以下のようになる。

表 5 - 25 インセンティブ制度導入事業者の 1 基当たりの検査コスト（第一種圧力容器）

	開放検査	運転時検査	インセンティブ制度導入コスト
1 基当たりコスト	534,809 円 / 年	52,725 円 / 年	111,272 円 / 5 年

2 年連続運転の場合の検査コストとインセンティブ制度非導入の場合の検査コストは以下のようになる。

インセンティブ制度導入コストは、申請書類作成コスト 1 基当たり 101,860 円、申請手数料は事業所当たり 48 万円(申請 1 件当たりの平均基数 51 基で除すと、第一種圧力容器 1 基当たり 22,254 円)である。

表 5 - 26 毎年のコスト（第一種圧力容器 1 基当たり）

インセンティブ制度	1 年目 (A)	2 年目 (B)	3 年目	...	インセンティブ制度導入コスト (C) (1 年当たり換算)	1 年当たり検査コスト
2 年連続運転の場合	52,725 円	534,809 円	52,725 円	...	22,254 円	316,021 円 (A+B)/2+C
非導入の場合	534,809 円	534,809 円	534,809 円	...	0 円	534,809 円 (A+B)/2

【1 基当たり検査コスト削減額】

$$534,809 \text{ 円} - \{ (52,725 \text{ 円} + 534,809 \text{ 円}) / 2 + 22,254 \text{ 円} \} = \mathbf{218,788 \text{ 円}}$$

【全体の検査コスト削減額】

$$218,788 \text{ 円} \times 10,209 \text{ 基}^{29} = \mathbf{2,233,606,692 \text{ 円}}$$

²⁹ 平成 14 年 6 月現在の 2 年連続運転のインセンティブ制度認定基数（4 年連続運転のものを含む。）

3) 全体の削減効果

ボイラーと第一種圧力容器を足し合わせて全体の削減効果を抽出すると以下のようになり、全体で 26 億 3,700 万円の削減効果が生じる。

表 5 - 27 コスト削減額の合計

ボイラーのコスト削減額	第一種圧力容器のコスト削減額	合計
403,259,592 円	2,233,606,692 円	2,636,866,284 円

4) 業種別コスト削減額の内訳

業種別のボイラー及び第一種圧力容器の認定基数の割合は既存データから把握することができ、それにより業種別のコスト削減額は以下のように求められる。

表 5 - 28 インセンティブ制度認定基数（2 年連続運転）の業種別割合を基に算出した業種別のコスト削減額

全体のコスト削減額	ボイラー		第一種圧力容器		全体
	認定基数の割合	コスト削減額 (百万円)	認定基数の割合	コスト削減額 (百万円)	コスト削減額 (全体に占める割合)
	41.9%	169	54.1%	1,208	1,377 百万円 (52.2%)
	29.0%	117	24.7%	552	669 百万円 (25.4%)

5) 機会費用

業界へのヒアリング調査より、以下のような結果が出ている。

) 石油精製業

現在、設備の稼働は、7~8 割の状況で、運転時検査によって機械が稼働できたとしても、新たな生産は行われず、機会費用は発生していない。

) 石油化学工業

機会費用は発生しており、業界団体において以下の通り試算している。

年間生産量 30 万トンのエチレン装置において、ボイラー及び第一種圧力容器を停止することにより 1 日 3,000 万円の機会損失が発生。連続停止期間が 30 日とすると、年間 9 億円の機会損失が発生。

日本全体のエチレン生産能力は736万トン（平成13年）であり、これを上記に当てはめて石油化学工業における日本全体の機会損失を比例計算すると、下記のとおり、1回装置を停止して受検した場合の機会損失は年間約221億円と推計される。

$9 \text{ 億円} \times (736 \text{ 万} / 30 \text{ 万}) = 220.8 \text{ 億円}$

運転時検査の導入で、2年に1度機会費用が削減されることから、1年に換算すると以下ようになる。

$220.8 \text{ 億円} / 2 \text{ 年} = 110.4 \text{ 億円}$

以上を踏まえて、運転時検査の導入による検査コスト削減総額を合計すると、130億86百万円と推計される。

表5-29 検査コスト削減総額

	コスト削減額	機会費用	検査コスト削減総額
石油化学工業	1,377 百万円	11,040 百万円	12,417 百万円
石油精製業	669 百万円	—	669 百万円
合計	2,046 百万円	11,040 百万円	13,086 百万円

(3) 間接的影響の分析

本調査では、以下の点に留意して分析を行っている。

- 規制改変による全体のコスト削減額は約 26 億円と推計される。
- ボイラー及び第一種圧力容器を扱う産業は、多種多様であるが、インセンティブ制度を導入している事業者の多数は、石油精製業、石油化学工業であり、規制改変による直接、間接的影響は、この 2 つ業種に絞って分析する。
- ボイラー等の認定基数より、石油精製業は 6 億 6,900 万円、石油化学工業は 124 億 1,700 万円の検査コストが削減していると推計される。
- 本制度の場合、効果が特定の製品に限定される性質のものではなく、石油精製業及び石油化学工業の全体にまんべんなく影響する性質のものであり、消費者余剰分析、産業連関分析および応用一般均衡分析を行う際に必要な当該製品を特定化して価格の低下率を求めることは困難である。
- 価格の低下率は、それぞれの業種で代表する製品（石油精製業：ガソリン、石油化学工業：エチレン）の価格を代理指標として用いて、各業種の削減額が全て、ガソリンおよびエチレンに寄与するものとして、価格低下率を求めて、各業種に占める当該製品のシェアでさらに乗じた低下率で産業連関分析、応用一般均衡分析を行う。
- 消費者余剰分析は行わず、検査コスト削減総額を直接効果として波及効果の分析を行う。
- 産業連関表は、ある財の需要が増加した場合、その財を利用して生産する産業に影響するいわゆる後方連関の性質をもっており、産業連関分析を行う際、石油化学工業の中でも下流工程で分析をすることによって、より正確な波及効果を測定することができることから、石油化学工業の産業連関分析の価格分析においては、石油化学工業で、最も多く製品を生産するプラスチック製品を採用する。
- 応用一般均衡分析は、石油精製業、石油化学工業を同時にモデルに入れて分析を行う。その際、検査コスト削減総額は、石油精製業と石油化学工業の合計値、価格低下率は『石油製品』および『有機化学基礎・中間製品』に該当する低下率を入れて分析を行う。

表 5 - 30 間接効果分析の対象業種

	石油精製業	石油化学工業
産業連関分析（生産誘発額）	2111 石油製品	2031 石油化学基礎製品
産業連関分析（価格分析）	2111 石油製品	2211 プラスチック製品
応用一般均衡分析	28 石油製品	23 有機化学基礎・中間製品

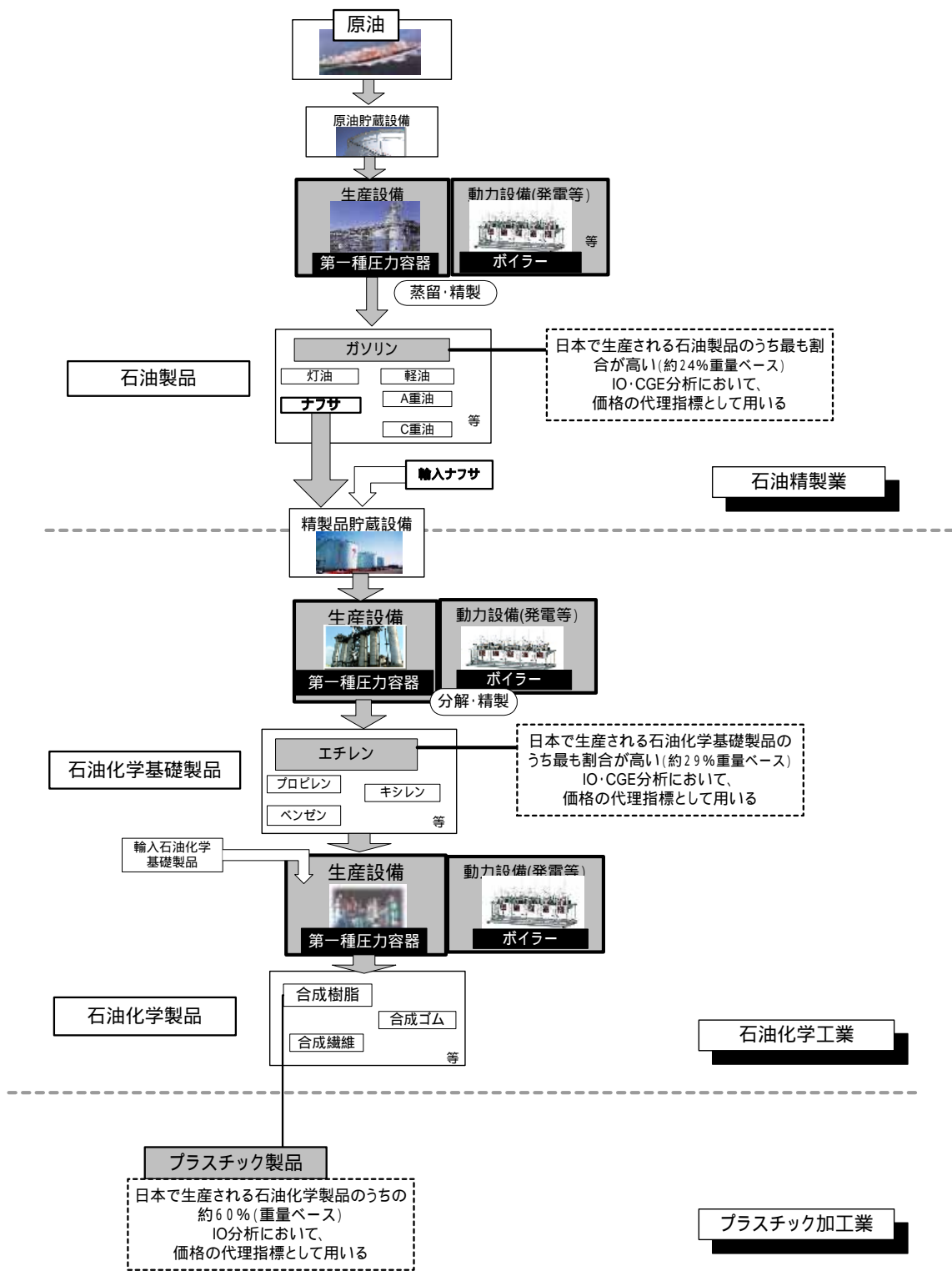


図 5 - 20 間接的影響分析のフロー

表 5 - 31 需要と価格の設定 (ガソリン)

2001 年	販売量	価格	低下価格 (円 / kl)	価格 低下率	シェア
ガソリン	58,679 千 kl	33,742 円/kl	11.40	0.03%	24.5%
灯油	29,871 千 kl	32,208 円/kl	19.77	0.06%	12.5%
軽油	41,631 千 kl	39,158 円/kl	14.35	0.04%	17.2%
A 重油	29,631 千 kl	30,500 円/kl	19.93	0.07%	12.4%
C 重油	28,925 千 kl	28,833 円/kl	20.42	0.09%	15.2%
ナフサ	46,551 千 kl	24,000 円/kl	12.69	0.05%	7.7%

販売量：エネルギー経済統計

価格：東京都・都市内需要家指定場所ローリー渡し。税抜き価格

シェアは、石油製品の生産量に占める割合

表 5 - 32 需要と価格の設定 (エチレン)

	生産量 (千トン)	輸出価格 (トン)	低下価格 (円 / トン)	価格 低下率	シェア	入力価格 低下率
平成 13 年	7,361	¥46,820	¥1686.86	3.6%	29.0%	1.04%

資料：輸出価格、輸入価格は、財務省「貿易統計」より金額から数量を割ったもの
生産量は、「石油化学工業協会」ホームページより

表 5 - 33 需要と価格の設定 (プラスチック製品)

数量	金額	価格 (金額 / 数量)
11,266,673 トン	7,708,870 百万円	684,219 円

資料：日本プラスチック工業連盟「プラスチック製品販売実績」(2001 年)

1) 産業連関分析

) 生産誘発額分析

産業連関分析における生産誘発額の分析結果を表 5-34 に示す。産業連関（生産誘発額分析）モデルへの入力は、全体のコスト削減額のうち、石油精製業および石油化学工業に寄与するコスト削減額をインプットする。その結果、生産誘発効果（生産誘発額）は 431 億 46 百万円となる。

表 5 - 34 生産誘発額の分析結果（百万円）

直接効果(インプット) —検査コスト削減総額—	生産誘発額(アウトプット)	生産誘発係数比較
13,086	43,146	3.30

) 価格分析

検査コストの低減による物価等への影響を産業連関分析により分析した結果を図 5-21、図 5-22、表 5-36 に示す。

なお、産業連関（価格分析）モデルへの入力は、それぞれの市場占有率を考慮した価格低下率をインプット値とする。

石油製品を例にすると、生産者価格低下率では石油・石炭製品が最も効果があり、その他では通信・放送、電力・熱供給・ガス等で効果が発現している。さらに企業、消費者への影響を企業物価指数上昇率、消費者物価指数上昇率を見ると、企業物価指数の方が低減率は高く、企業への影響が大きいと考えられる。

表 5 - 35 産業連関（価格分析）モデルへの入力

特定産業部門	a 変更前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
2211 プラスチック製品	¥684,219	¥1,102.1	0.16%	56.0%	0.09%
2111 石油製品(ガソリン)	¥33,742	¥11.4	0.03%	41.8%	0.01%

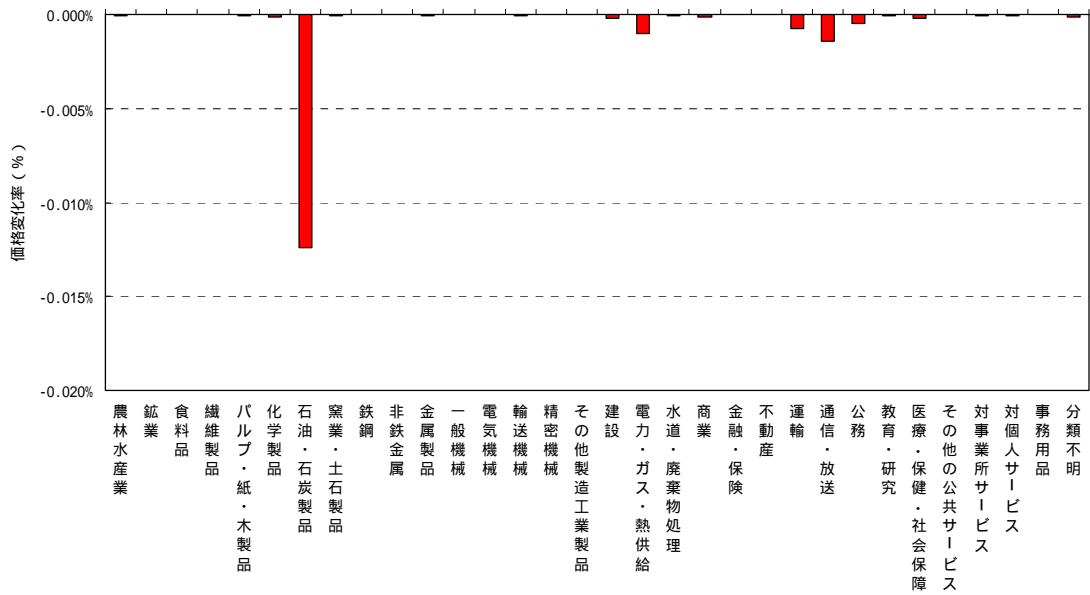


図 5 - 21 産業別生産価格低下率 (石油製品)

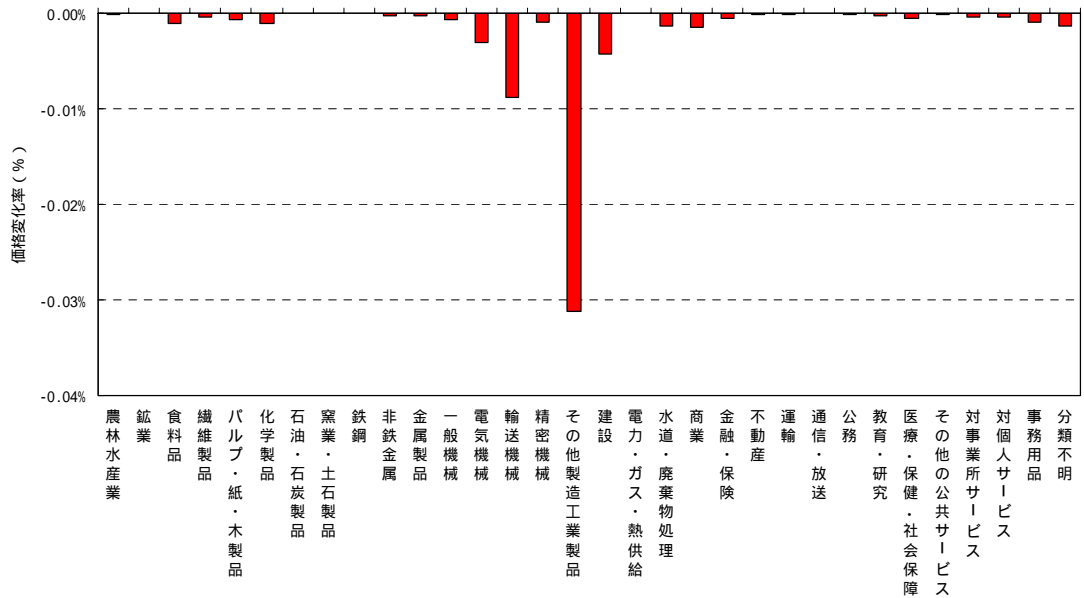


図 5 - 22 産業別生産価格低下率 (プラスチック製品)

表 5 - 36 物価指数への影響

	石油製品	プラスチック製品
企業物価上昇率	-0.0000067%	-0.0000025%
消費者物価上昇率	-0.0000044%	-0.0000008%

2) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析の結果を以下に示す。

なお、応用一般均衡分析モデルへの入力は、「23 有機化学基礎・中間製品（石油化学工業）」と「28 石油製品（石油精製業）」の2部門同時に行う。

「23 有機化学基礎・中間製品（石油化学工業）」部門に占めるエチレンの市場占有率を考慮した当該部門の価格低下率(0.229%)、「28 石油製品(石油精製業)」部門に占めるガソリンの市場占有率を考慮した当該部門の価格低下率(0.014%)、及び検査コスト削減総額を入力した結果、市場経済的便益では264億3百万円の効果が産出される。

各産業の国内生産額、付加価値額（GDP）を見ると、産業連関分析と比較して凹凸が激しい。最も効果が高い産業は建設である。またこれらの国内生産額、GDPの増加に合わせて、資本、労働の投入量が増加している。

表 5 - 37 応用一般均衡分析の入力

特定産業部門	検査コスト削減総額	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
23 有機化学基礎・中間製品 (エチレン)	13,086 百万円	¥46,820	¥1,687	3.603%	6.36%	0.229%
28 石油製品 (ガソリン)		¥33,742	¥11	0.034%	41.80%	0.014%

表 5 - 38 応用一般均衡分析の便益（百万円）

市場経済的便益	(参考1) 直接効果	(参考2) 生産誘発効果
応用一般均衡分析	検査コスト削減総額	産業連関分析
26,403	13,086	43,146

注) は市場経済的便益であり、企業、政府、家計の効果は全て家計の所得上昇に帰着されるものとして計測を行った値であり、市場経済全体での効果を計測している。

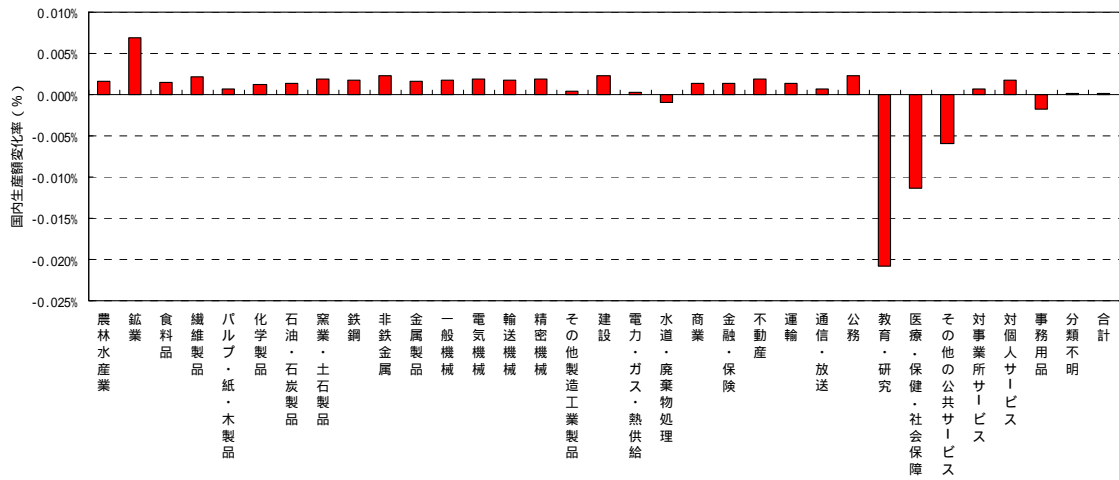


図 5 - 23 産業別の国内生産額の変化率

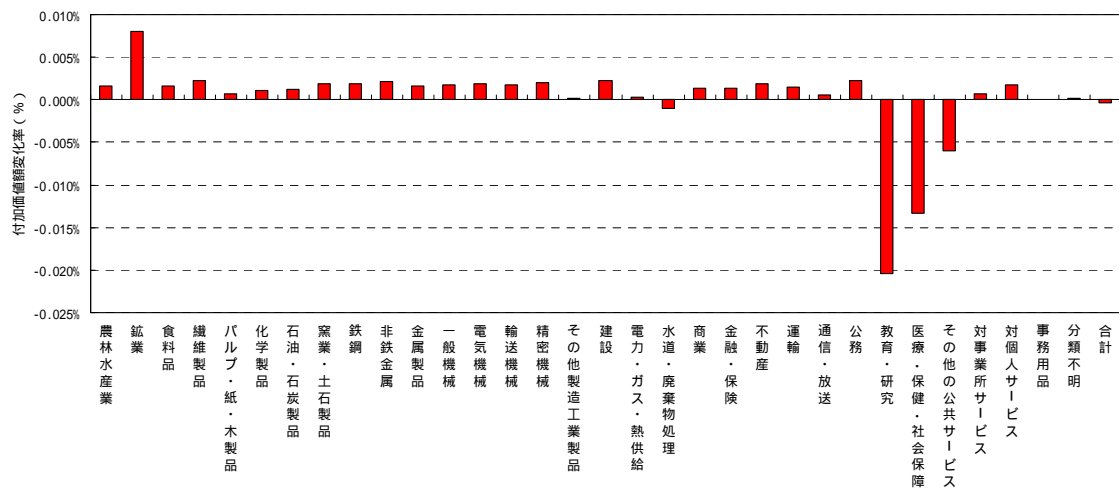


図 5 - 24 産業別付加価値 (GDP) の変化率

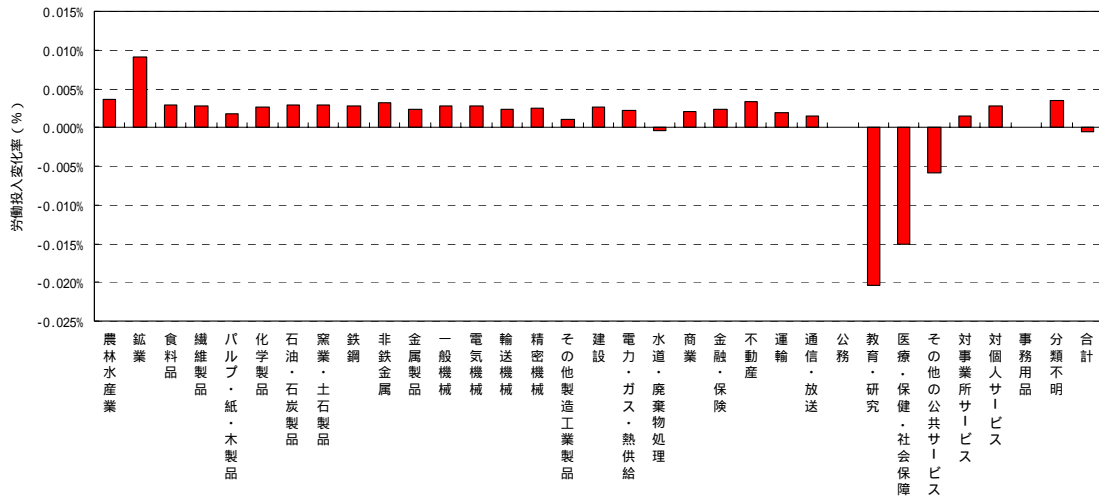


図 5 - 25 産業別労働投入の変化率

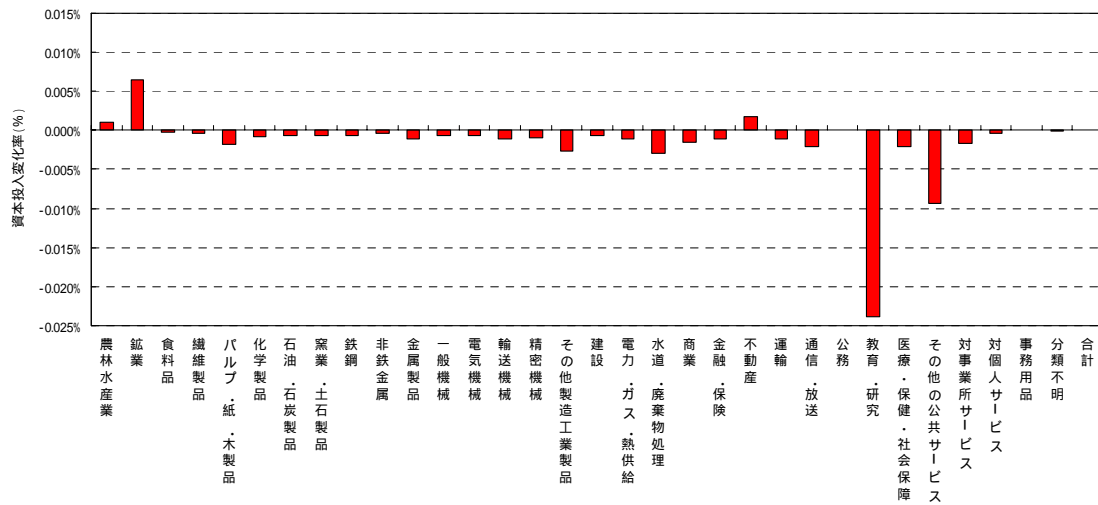


図 5 - 26 産業別資本投入の変化率

5-5 経済産業省 12 ガス工作物の検査

(1) 制度変更の概要

経済産業省 12 ガス工作物の検査	
12-1	ガス工作物の使用前検査
12-2	ガス工作物の定期検査
12-4	大口ガス事業者のガス工作物の使用前検査
12-5	大口ガス事業者のガス工作物の定期検査
制度の概要	使用前検査は、ガス事業法に基づき届出をした工事の計画のうち一定のものについて、実際の工事において計画どおりに行われたかどうかを検査するもの。定期検査は、一定のガス工作物について定期的に技術上の基準に適合しているかを検査するもの。
検査対象	ガス工作物
受検者	ガス事業者
変更内容	H12.10 国の検査から、使用前検査については第三者認証機関の検査へ、定期検査については自主検査へ移行した。
対象財・サービス	ガス
需要量	ガス販売量 (m ³) 東京ガスのホームページ
価格	ガス売上高 / ガス販売量 東京ガスのホームページ
備考	ガス料金は、都市ガス、LPG、地域によって大きく異なるため、最も割合の大きい、東京ガスの販売量・売上高をもとに推計を行う。

注) ガス工作物とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧機、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの附帯設備であって、ガス事業の用に供するものをいう。

(2) 制度変更による検査コスト削減額

1) 定期検査

対象となるガス事業者は、大口 6、一般 237 であり、今回の調査では、大口 6、一般 13 を対象とした。制度変更の結果として、受検者にとっては、手数料負担及び受検対応（検査立会）が不要となっている。なお、機会費用については、供給に影響のある形での検査ではなかったことから、もともと発生しておらず、したがって変化もない。

以上を踏まえて変更によるコスト削減額を整理すると、表 5-39 のようになる。

表 5 - 39 定期検査におけるコスト削減額

		改変前	改変後
検査手数料		130,000 円	0 円
受検対応コスト	人件費	49,000 円	0 円
	旅費	34,000 円	0 円
書類作成コスト		150,000 円	0 円
改変前 - 改変後		363,000 円 (1 件当たり)	
検査コスト削減総額		1 億 1,000 万円 (36.3 万円×304 件/年)	

2) 使用前検査

対象となるガス事業者は、大口 6、一般 237、簡易 1,768 であり、今回の調査では、大口 6、一般 13 を対象とした。

制度改変の結果として、受検者にとっては、金銭負担（手数料＋旅費）は増加しているが、検査自体が簡素化されたことにより対応負担が減少したこと、日程調整への事業者の希望が反映されるようになったこと、書類提出が郵送でも可能になったことといった事業者にとってはメリットとなる変化も認められた。

以上を踏まえて改変によるコスト削減額を整理すると、表 5-40 のようになる。

表 5 - 40 使用前検査におけるコスト削減額

		改変前	改変後
検査手数料		180,000 円	400,000 円
受検対応コスト	人件費	190,000 円	41,000 円
	旅費	34,000 円	29,000 円
書類作成コスト		510,000 円	120,000 円
事前準備コスト		250,000 円	370,000 円
改変前 - 改変後		204,000 円 (1 件当たり)	
検査コスト削減総額		3,100 万円 20.4 万円×151.6 件/年	

以上を踏まえて、定期検査と使用前検査を合わせた検査コスト削減総額は、1 億 41 百万円と推計される。

1 億 1,000 万円 + 3,100 万円 = 1 億 4,100 万円

(3) 間接的影響の分析

1) 消費者余剰分析

) 需要関数の推計

ガス料金は、地域によって大きな開きがあるが、ここでは、当該事業者のうち受検件数並びに売上高が最も多い東京ガスにおける販売量、価格を基準に需要関数を推計する。

東京ガスのホームページより、東京ガスの販売量 (= 需要量) と価格 (売上高 / 販売量) について平成 4 年 ~ 13 年の時系列データを整理すると、表 5-41 のようになる。この時系列データを用いて、回帰分析により都市ガスの需要関数を推計すれば (5-5-1) 式となる。

表 5 - 41 東京ガスにおける販売量とガス売上高の推移

年度	販売量 (百万 m ³)	売上高(百万円)	価格 (円/m ³ : 売上高 / 販売量)
平成 4 年度	6,253	592,593	94.77
平成 5 年度	6,930	615,234	88.78
平成 6 年度	7,090	594,423	83.84
平成 7 年度	7,624	625,116	81.99
平成 8 年度	7,853	655,579	83.48
平成 9 年度	7,995	680,615	85.13
平成 10 年度	8,158	668,770	81.98
平成 11 年度	8,418	665,834	79.10
平成 12 年度	8,872	734,119	82.75
平成 13 年度	9,219	743,347	80.63

資料：東京ガスのホームページ

$\text{価格} = 116.25 - 0.00408 \times \text{需要量} \quad \dots (5-5-1)$ <p style="text-align: center;">(t=14.40) (t=-3.99) 決定係数 = 0.67</p>
--

決定係数が高く、符号条件、t 値は統計的に有意であることから、(5-5-1) 式を採用して推計する。

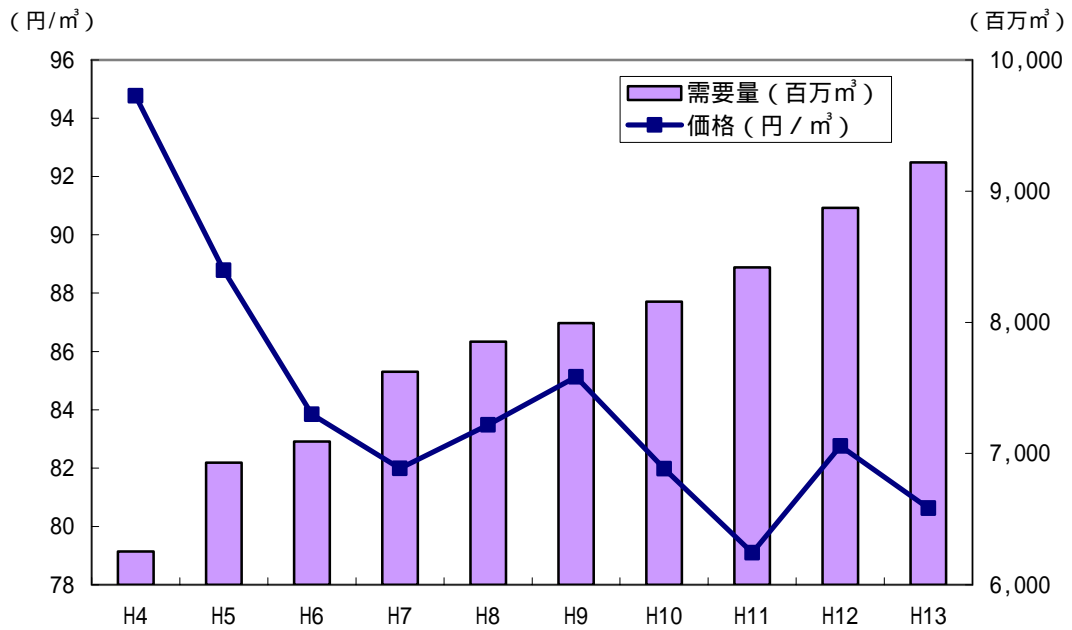


図 5 - 27 都市ガスの市場の動向 (1)

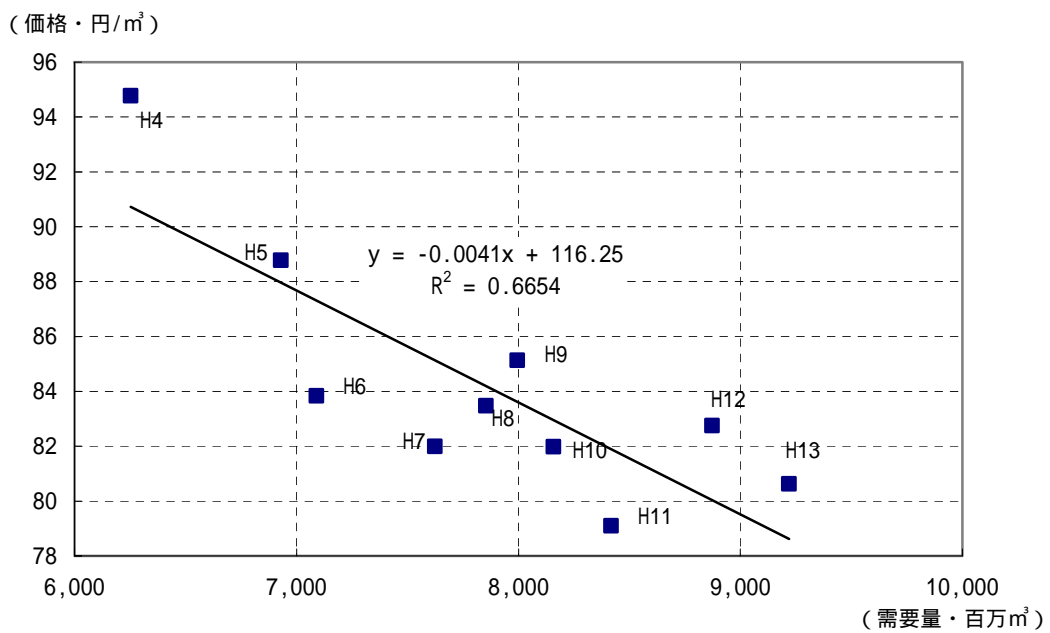


図 5 - 28 都市ガスの市場の動向 (2)

）消費者余剰の増加額

消費者余剰を推計するに当たり必要なデータを表 5-42 に示す。制度改変前の価格は表 5-41 における平成 11 年の実績値（79.10 円 / m³）、制度改変後の価格は改変前の価格から、検査コスト削減総額（1 億 4,100 万円）を改変前需要量（平成 11 年理論値）で除した値（0.015 円）を引いた値であり、検査コストの減少は全て価格に反映されることを想定している。

なお、制度改変前及び制度改変後の需要量は、（5-5-1）式に価格を代入して推計された理論値となる。

表 5 - 42 消費者余剰の増加分の推計（都市ガス）

制度改変前価格	79.096 円 / m ³	平成 11 年実績値
制度改変前需要量	9,106 百万 m ³	平成 11 年理論値
価格低下	0.015 円	141 百万円 / 9,106 百万 m ³
制度改変後価格	79.081 円 / m ³	理論値
制度改変後	9,110 百万 m ³	理論値

表 5-42 で整理したデータを用いて、消費者余剰の増加分（直接効果）の大きさを求めると以下ようになる。

$$\begin{aligned}
 & (9,106 \text{ 百万 m}^3 + 9,110 \text{ 百万 m}^3) \times (79.096 \text{ 円} - 79.081 \text{ 円}) / 2 \\
 & = 141,029,381 \text{ 円} \\
 & \text{1 億 4,102 万 9381 円}
 \end{aligned}$$

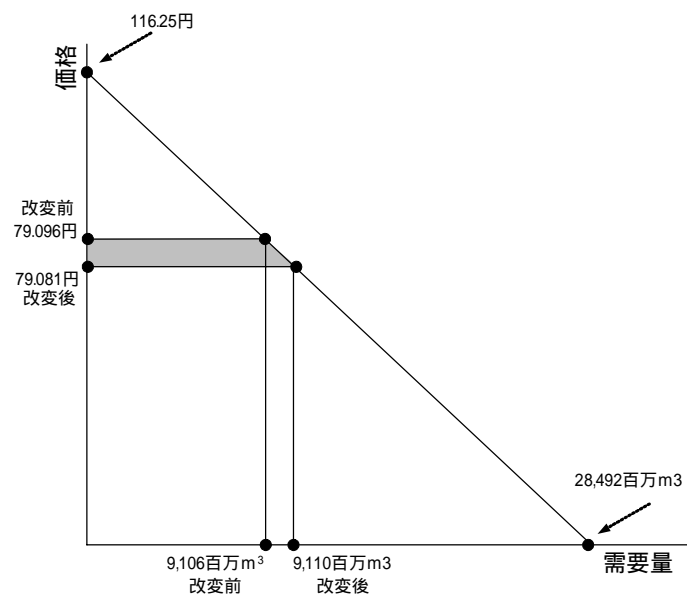


図 5 - 29 需要関数と消費者余剰の増加分

2) 産業連関分析

) 生産誘発額分析

産業連関分析における生産誘発額の分析結果を表 5-43 に示す。産業連関（生産誘発額分析）モデルへの入力は、消費者余剰分析により計測された消費者余剰の増加額（141 百万円）を直接効果としてインプットする。その結果、生産誘発効果（生産誘発額）は 465 百万円となる。

表 5 - 43 生産誘発額の分析結果（百万円）

直接効果(インプット) —消費者余剰分析—	生産誘発額(アウトプット)	生産誘発係数比較
141	465	3.30

) 価格分析

検査コストの低減による物価等への影響を産業連関分析により分析した結果を図 5-30、表 5-45 に示す。

なお、産業連関（価格分析）モデルへの入力は、分析対象財（都市ガス）が産業連関モデル 186 部門のうちの「5151 都市ガス」部門と一致することから、当該財（都市ガス）の価格低下率そのもの（0.019%）がモデルへのインプット値となる。

生産者価格低下率では「電気・ガス・熱供給」が最も効果があり、その他では「対個人サービス」等で効果が発現している。さらに企業、消費者への影響を企業物価指数上昇率、消費者物価指数上昇率を見ると、消費者物価指数の方が低減率が高く、消費者への影響が大きいと考えられる。

表 5 - 44 産業連関（価格分析）モデルへの入力

特定産業部門	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
5121 都市ガス	¥79.096/m ³	¥0.015/m ³	0.019%	100.0%	0.019%

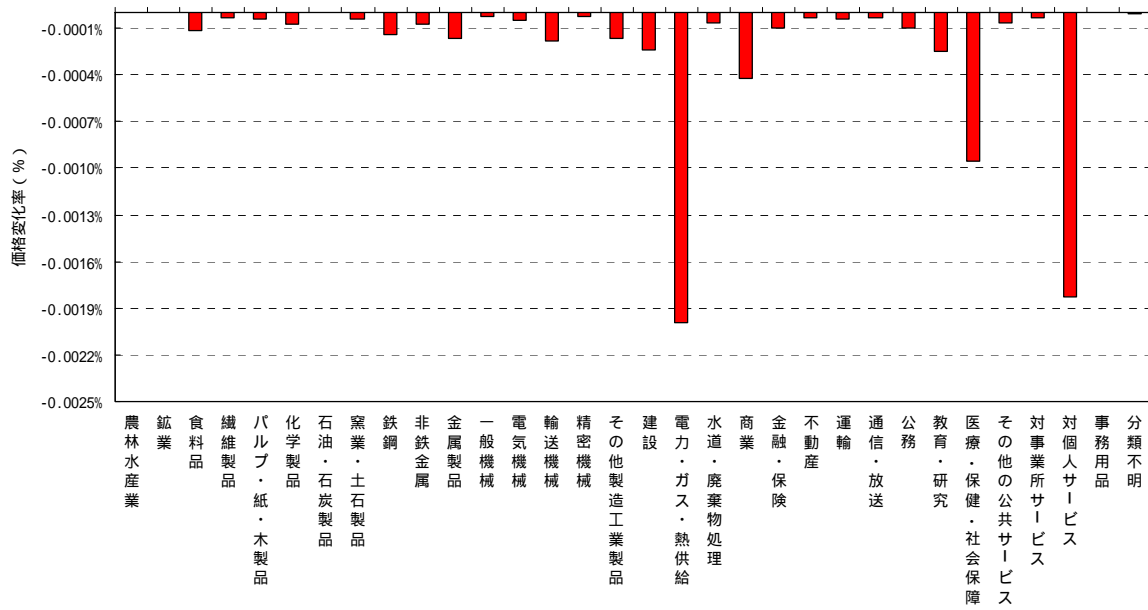


図 5 - 30 産業別生産価格低下率

表 5 - 45 物価指数への影響

企業物価上昇率	-0.0000820%
消費者物価上昇率	-0.0001547%

3) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析の結果を以下に示す。

なお、応用一般均衡分析モデルへの入力は、「60 ガス・熱供給」部門に占める都市ガスの市場占有率を考慮した価格低下率（0.018%）、及び検査コスト削減総額（141 百万円）をインプット値とする。表 5-46 を使って説明すると、まず都市ガスの制度改変前価格に対する価格低下率は 0.019% である。都市ガスは、応用一般均衡モデル 92 部門のうち「60 ガス・熱供給」部門に属しており、その市場占有率は平成 7 年産業連関表を用いて計算すると 94.9% となる。したがって、都市ガスの価格低下率にこの市場占有率を乗じた値、すなわち「60 ガス・熱供給」部門の価格低下率 0.018% が、モデルへのインプット値となり、その結果市場経済的便益では 200 百万円の効果が産出される。

各産業の国内生産額、付加価値額（GDP）を見ると、産業連関分析と比較して凹凸が激しい。最も効果が高い産業は建設部門である。またこれらの国内生産額、GDP の増加に合わせて、資本、労働の投入量が増加している。

表 5 - 46 応用一般均衡分析の入力

特定産業部門	検査コスト 削減総額	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
60 ガス・熱供給	141 (百万円)	¥79.096	¥0.015	0.019%	94.9%	0.018%

表 5 - 47 応用一般均衡分析の便益（百万円）

市場経済的便益	(参考 1) 直接効果	(参考 2) 生産誘発効果
応用一般均衡分析	消費者余剰分析	産業連関分析
200	141	465

注) は市場経済的便益であり、企業、政府、家計の効果は全て家計の所得上昇に帰着されるものとして計測を行った値であり、市場経済全体での効果を計測している。

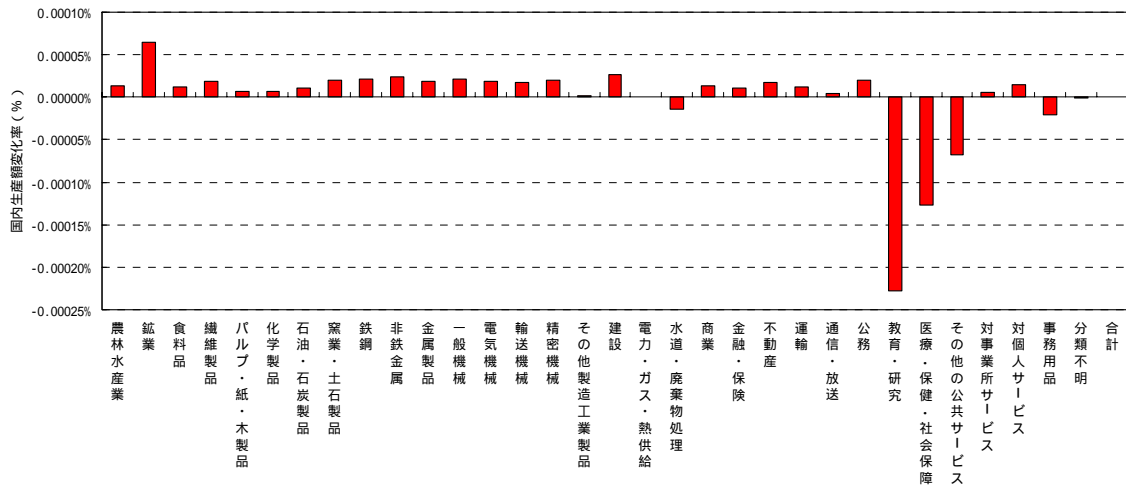


図 5 - 31 産業別国内生産額の変化率

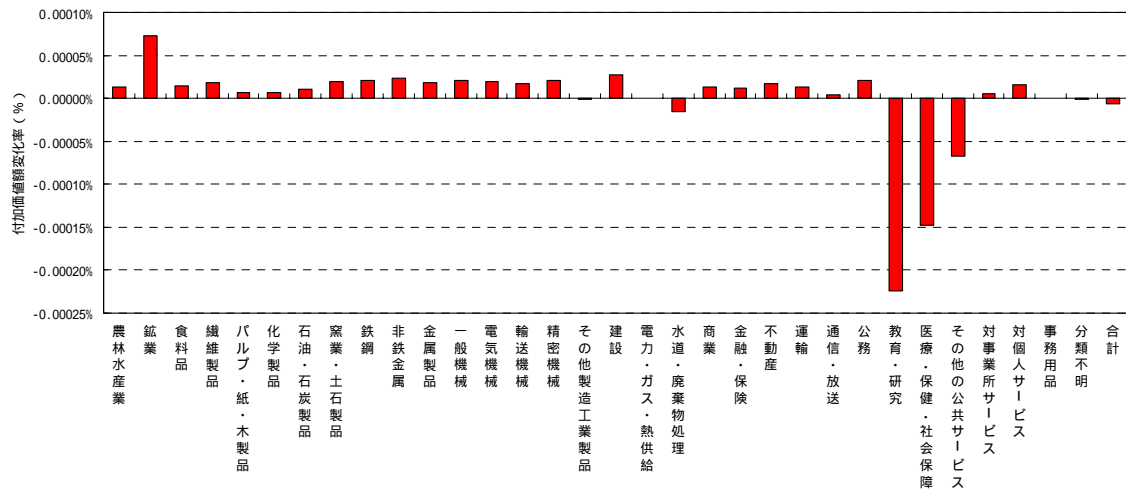


図 5 - 32 産業別付加価値 (GDP) の変化率

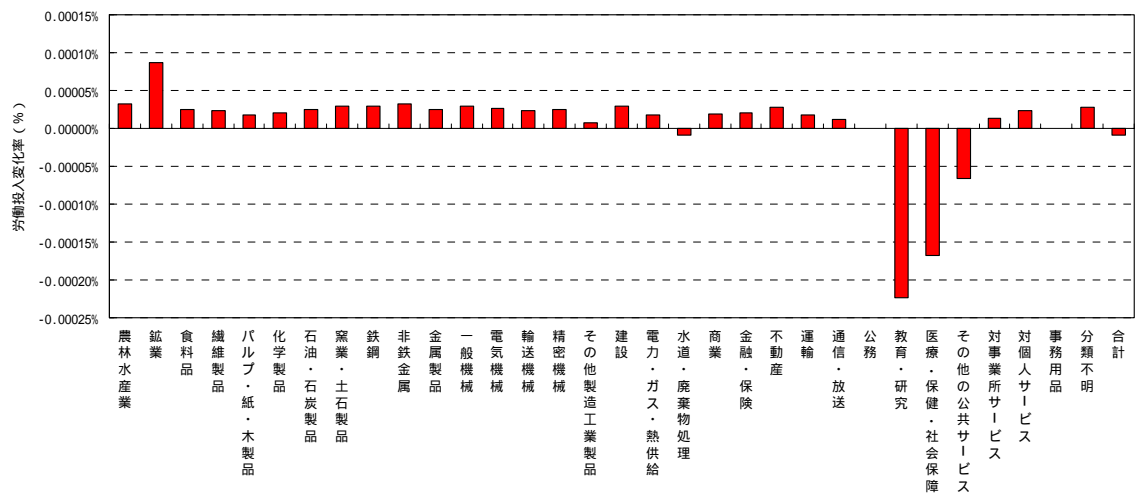


図 5 - 33 産業別労働投入の変化率

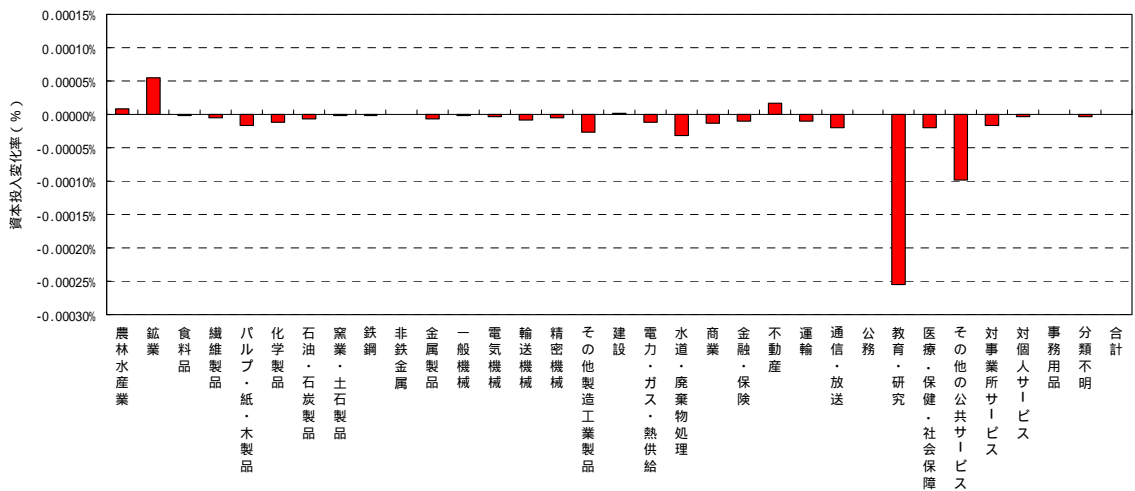


図 5 - 34 産業別資本投入の変化率

5 - 6 経済産業省 13 特定ガス用品の適合性検査

経済産業省 20 特定液化石油ガス器具等の適合性検査

(1) 制度改変の概要

	経済産業省 13 特定ガス用品の適合性検査	経済産業省 20 特定液化石油ガス器具等の適合性検査
制度の概要	ガス用品のうち特に危険性が高いものとして定める特定ガス用品について、第三者機関による技術基準への適合性検査を義務づけるもの。	液化石油ガス器具等のうち特に危険性が高いものとして定める特定液化石油ガス器具等については、第三者機関による技術基準への適合性検査を義務づけるもの
制度名	13-1 特定ガス用品の適合性検査	20-1 特定液化石油ガス器具等の適合性検査
検査対象	(第三者認証への移行品目) 半密閉式ガス瞬間湯沸器、半密閉式ガスストーブ、半密閉式ガスバーナー付きふろがま、ガスふろバーナー (自主検査への移行品目) 開放式ガス瞬間湯沸器、開放式ガスストーブ	(第三者認証への移行品目) 液化石油ガスこんろ、半密閉式瞬間湯沸器、ふろがま、半密閉式バーナー付きふろがま、ふろバーナー、半密閉式ストーブ、ガス栓 (自主検査への移行品目) 開放式瞬間湯沸器、開放式ストーブ
受検者	特定ガス用品の製造事業者	特定液化石油ガス器具等の製造事業者
改変内容	【平成 12 年 10 月】 4 品目について指定検定機関検査から第三者認証機関検査に移行、2 品目について指定検定機関検査から自主検査に移行	【平成 11 年 4 月】 2 品目について指定検定機関検査から自主検査に移行 【平成 12 年 10 月】 7 品目について指定検定機関検査から第三者認証機関検査に移行
対象財・サービス	ガスストーブ ガス瞬間湯沸器	
需要量	販売数量(台)	経済産業省『機械統計年報』
価格	販売金額/販売数量	経済産業省『機械統計年報』
備考	機械統計におけるガス機器 (ガスコンロ、ガスオープン、ガスレンジ、ガス湯沸かし器、ガス温水給湯暖房機、ガス風呂がま、ガスストーブ、ガス温風暖房機、ガス炊飯器)	

(2) 制度改変による検査コスト削減額

制度改変により政府認証から第三者認証に移行しているが、制度改変前後において検査の内容には特段の変化はなく、受検対応コストへの影響はない。ただし、個別検査については手数料の割引制度が導入されており、全体のコストは低減している。また、自己確認・自主保安に移行した品目については自社検査のみで第三者機関の検査を受ける必要がなくなったことからコストは低減している。

本調査では、検査件数が多いガスストーブ、ガス瞬間湯沸器に関してコスト削減の影響を分析する。それぞれの品目について、受検 1 件当たりのコスト削減額に、年間の検査件数を乗じることで算出した検査コスト削減総額の合計は、2 億 13 万円となる。

表 5 - 48 検査コスト削減額

		ガスストーブ		ガス瞬間湯沸器	
		開放式	半密閉式	開放式	半密閉式
		自主検査化	第三者認証化	自主検査化	第三者認証化
特定ガス用品	一件当たりコスト削減額	297,000	135,000	297,000	135,000
	年間検査件数	175.7	13.7	98.7	386.3
	年間コスト削減額	52,182,900	1,849,500	29,313,900	52,150,500
特定液化 石油ガス器具等	一件当たりコスト削減額	199,000	84,000	199,000	84,000
	年間検査件数	95.0	15.5	117.5	250.5
	年間コスト削減額	18,905,000	1,302,000	23,382,500	21,042,000
計		71,087,900	3,151,500	52,696,400	73,192,500
検査コスト削減総額		74,239,400		125,888,900	
		200,128,300			

(3) 間接的影響の分析

1) 消費者余剰分析

) 需要関数の推計 (ガスストーブ)

経済産業省経済産業政策局調査統計部編『機械統計年報』より、ガスストーブの販売量 (= 需要量) と価格 (同年報における販売金額 / 販売数量) について平成4年～13年のデータを整理すれば表5-49となる。

この時系列データを用いて、回帰分析によりガスストーブの需要関数を推計すれば(5-6-1)式となる。

表5-49 ガスストーブ

年度	需要量	価格
H4	446,401	26,747
H5	454,688	26,429
H6	563,098	23,460
H7	611,834	23,526
H8	668,370	22,157
H9	738,766	20,701
H10	741,001	19,870
H11	723,856	18,127
H12	763,177	17,881
H13	756,190	17,527

台 円

資料：経済産業省 機械統計年報

$\text{価格} = 38764.34 - 0.02647 \times \text{需要量} \quad \dots (5-6-1)$ <p style="text-align: center;">(t = -9.02) (t = 20.11) 決定係数 = 0.911</p>
--

符号条件、t 値ともに統計的に有意であり、かつ決定係数も高いので、分析に用いる需要関数として(5-6-1)式を採用することとする。

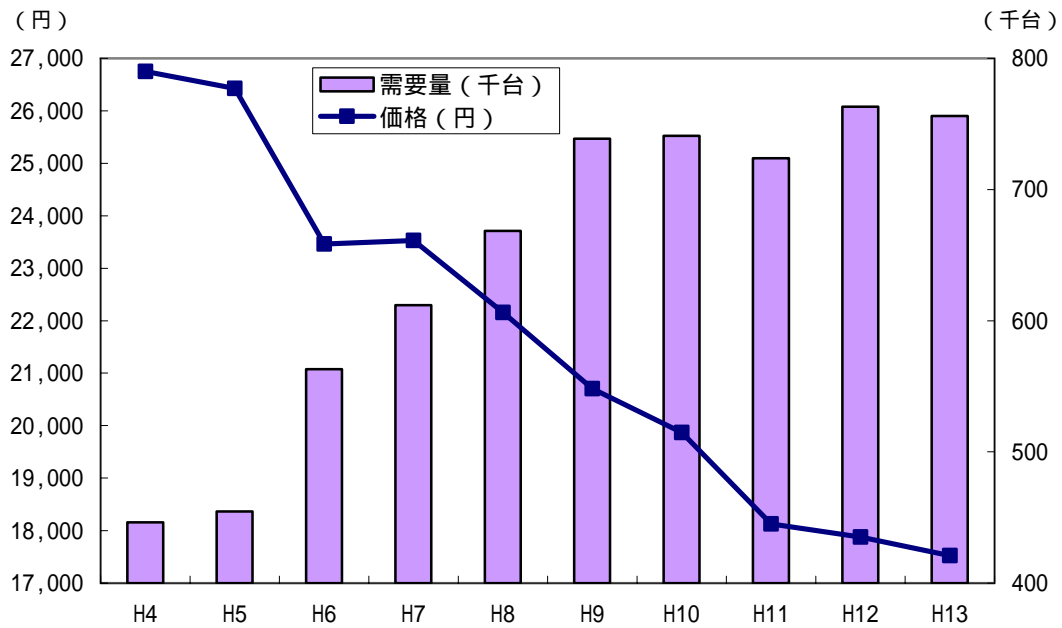


図 5 - 35 ガスストーブの市場の動向 (1)

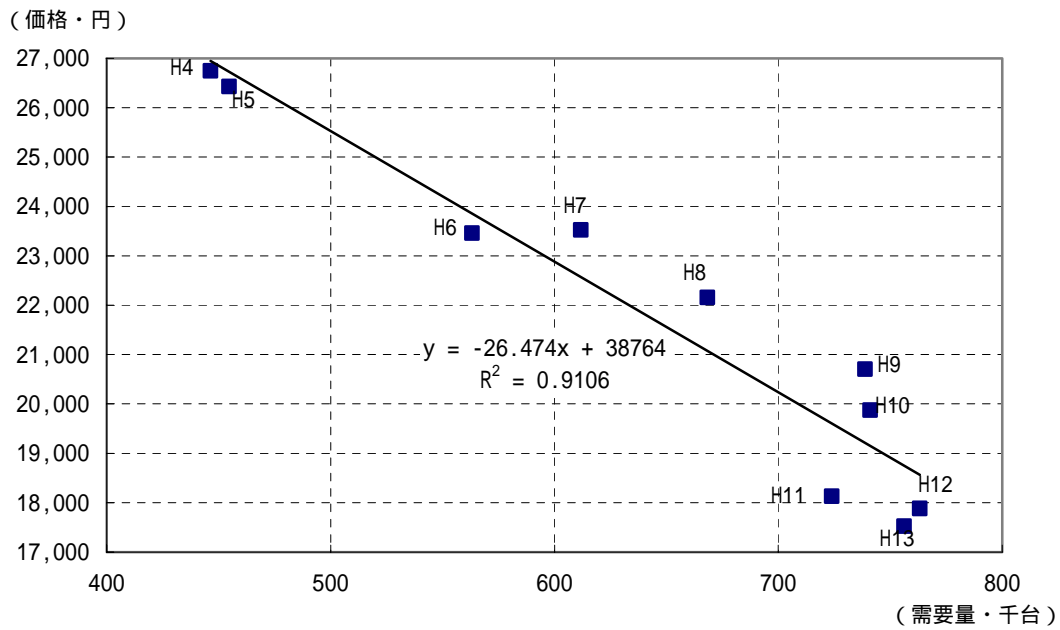


図 5 - 36 ガスストーブの市場の動向 (2)

）消費者余剰の増加額（ストープ）

消費者余剰を推計するに当たり必要なデータを表 5-50 に示す。制度改変前の価格は表 5-49 における平成 10 年の実績値（19,870 円）、制度改変後の価格は改変前の価格から、検査コスト削減総額（74 百万円）を改変前需要量（平成 11 年理論値）で除した値（104 円）を引いた値であり、検査コストの減少は全て価格に反映されることを想定している。

なお、制度改変前及び制度改変後の需要量は、（5-6-1）式に価格を代入して推計された理論値となる。

表 5 - 50 改変前と改変後の価格・需要量の設定

制度改変前価格	19,870 円	平成 10 年実績値
制度改変前需要量	713,802 台	理論値
価格低下	104 円	74,239,400 円 / 713,802 台
制度改変後価格	19,766 円	理論値
制度改変後	717,731 台	理論値

表 5-50 で整理したデータを用いて、消費者余剰の増加分（直接効果）の大きさを求めると以下ようになる。

$$\begin{aligned}
 & (717,731_{\text{台}} + 713,802_{\text{台}}) \times (19,870_{\text{円}} - 19,766_{\text{円}}) / 2 \\
 & = 74,439,719 \text{ 円} \\
 & = \mathbf{74.44 \text{ 百万円}}
 \end{aligned}$$

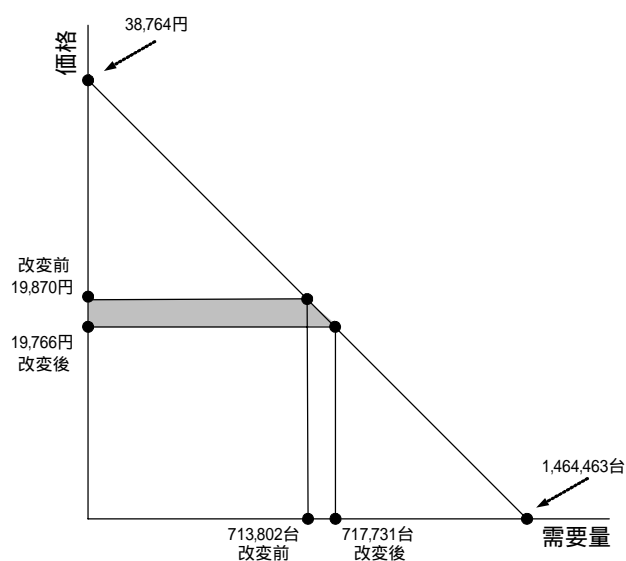


図 5 - 37 需要関数の推計式（ストープ）

) 需要関数の推計 (ガス瞬間湯沸器)

同様に経済産業省経済産業政策局調査統計部編『機械統計年報』より、ガス湯沸かし器の販売量 (= 需要量) と価格 (同年報における販売金額 / 販売数量) について平成 4 年 ~ 13 年のデータを整理すれば表 5-51 となる。

この時系列データを用いて、回帰分析によりガス瞬間湯沸器の需要関数を推計すれば (5-6-2) 式となる。

表 5 - 51 ガス湯沸かし器

年度	需要量	価格
H4	3,317,548	37,952
H5	3,290,505	38,934
H6	3,313,044	38,078
H7	3,270,277	36,101
H8	3,171,997	35,457
H9	2,870,415	35,913
H10	2,696,442	33,442
H11	2,629,400	32,222
H12	2,649,674	31,361
H13	2,691,091	30,403

台 円

資料：経済産業省 機械統計年報

価格 = 8590.2 (t=1.97)	+ 0.008828 × 需要量 (t=6.10)	. . . (5-6-2) 決定係数=0.8229
-------------------------	------------------------------	------------------------------

t 値が有意で、決定係数が高いが、符号条件が逆となっているので、上記の推計式を採用せず、価格の変化が需要の変化を生み出さないものと仮定し、平成 13 年の需要量で推計を行う。

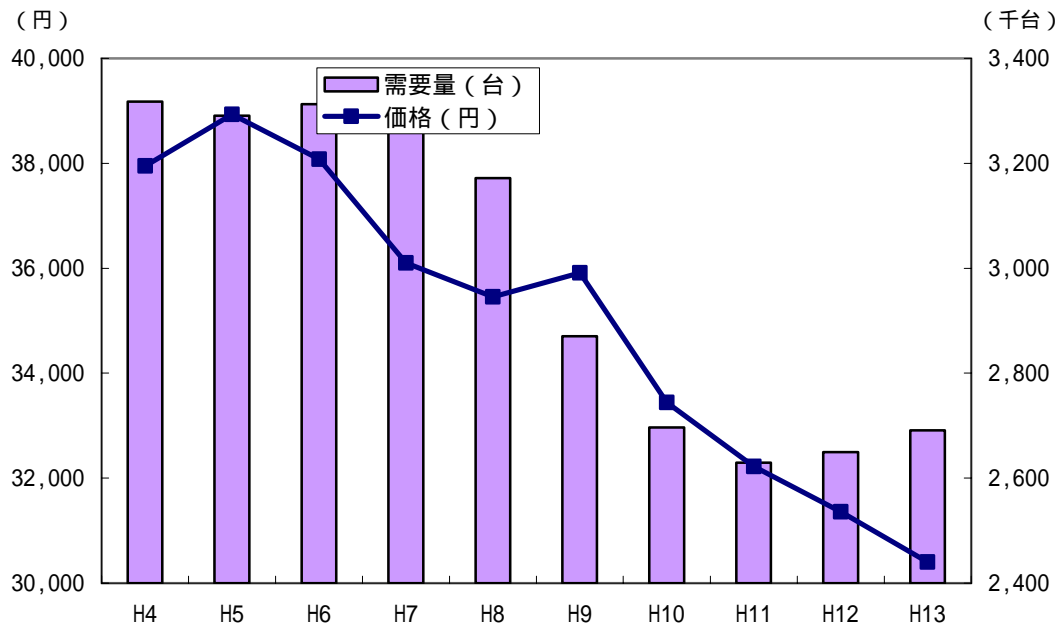


図 5 - 38 ガス瞬間湯沸器の市場の動向 (1)

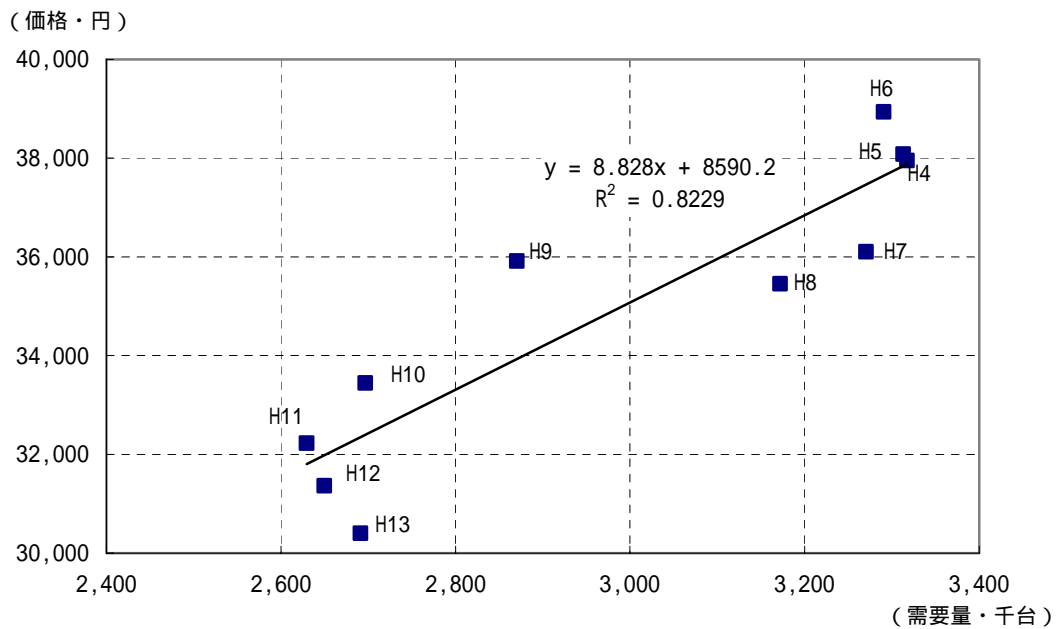


図 5 - 39 ガス瞬間湯沸器の市場の動向 (2)

）消費者余剰の増加額（ガス瞬間湯沸器）

消費者余剰を推計するに当たり必要なデータを表 5-52 に示す。制度改変前の価格は表 5-51 における平成 13 年の実績値（30,403 円）、制度改変後の価格は改変前の価格から、検査コスト削減総額（126 百万円）を需要量（平成 13 年実績値）で除した値（47 円）を引いた値であり、検査コストの減少は全て価格に反映されることを想定している。

なお、消費者余剰の増加額は、検査コスト削減総額と同じ値（125.89 百万円）になる。

表 5 - 52 改変前と改変後の価格・需要量の設定

制度改変前価格	30,403 円	平成 13 年実績値
制度改変前需要量	2,691,091 台	平成 13 年実績値
価格低下	47 円	125,888,900 円 / 2,691,091 台
制度改変後価格	30,356 円	理論値
制度改変後	2,691,091 台	一定（ と同値）

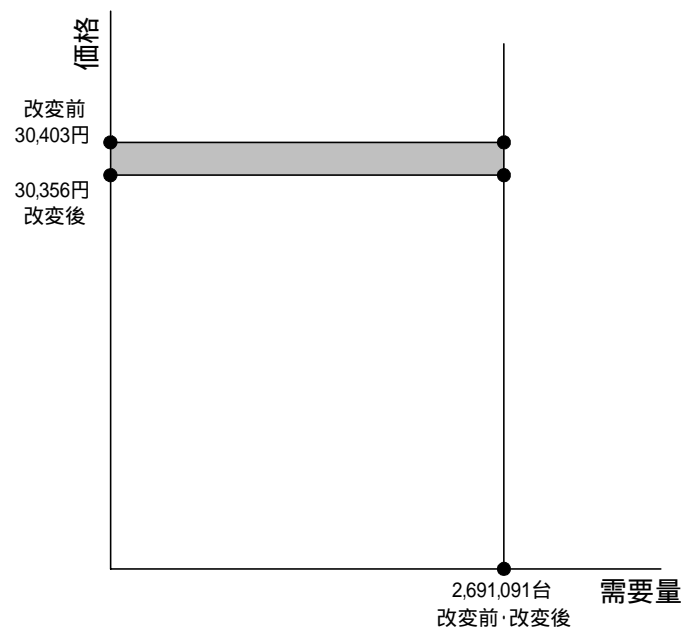


図 5 - 40 需要関数推計式（ガス瞬間湯沸器）

）消費者余剰の増加額（合計）

前述で算出した、ストーブの消費者余剰増加額 74.44 百万円と、ガス瞬間湯沸器の消費者余剰増加額 125.89 百万円を足し挙げることによって、諸費社余剰増加額の合計は 2 億 33 万円となる。

2) 産業連関分析

1) 生産誘発額分析

産業連関分析における生産誘発額の分析結果は以下のとおりである。モデルへの入力には前述の消費者余剰分析により計測された直接効果であり、ガスストーブが7,444万円、ガス瞬間湯沸器が1億2,588万円であり、生産誘発効果(生産誘発額)はガスストーブが2億4,530万円、ガス瞬間湯沸器が4億1,510万円を合わせて6億6,000万円となる。

表 5 - 53 生産誘発額の分析結果(百万円)

	直接効果(インプット)	生産誘発額(アウトプット)	生産誘発係数比較
	—消費者余剰分析—		
ガスストーブ	74.44	245.3	3.30
ガス瞬間湯沸器	125.89	415.1	
合計	200.33	660.4	

2) 価格分析

検査コストの低減による物価等への影響を産業連関分析により分析した結果を図5-41、表5-55に示す。

なお、産業連関(価格分析)モデルへの入力は、それぞれの市場占有率を考慮した価格低下率をインプット値とする。

生産者価格低下率では自部門の金属製品以上に建設に最も効果が発現している。

さらに企業、消費者への影響を企業物価指数上昇率、消費者物価指数上昇率を見ると、企業物価指数の方が低減率は高く、企業への影響が大きいと考えられる。

表 5 - 54 産業連関(価格分析)モデルへの入力

特定産業部門	a 変更前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	e×d 入力価格低下率
2891 ガス石油機器および厨房装置(ストーブ)	¥19,870	¥104	0.52%	2.1%	0.011%
2891 ガス石油機器および厨房装置(瞬間湯沸器)	¥30.403	¥47	0.15%	15.4%	0.024%

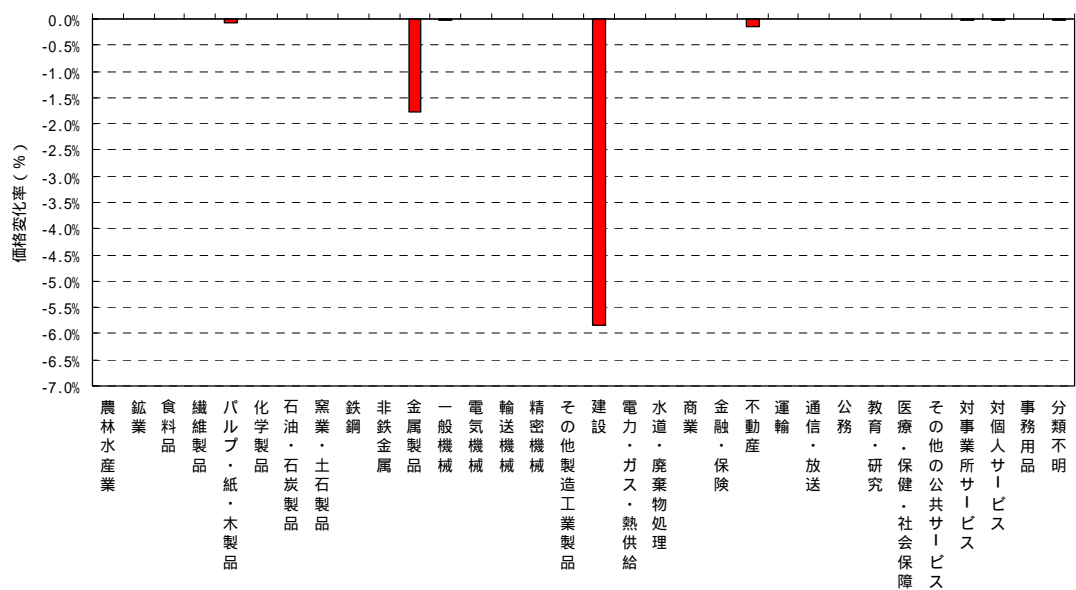
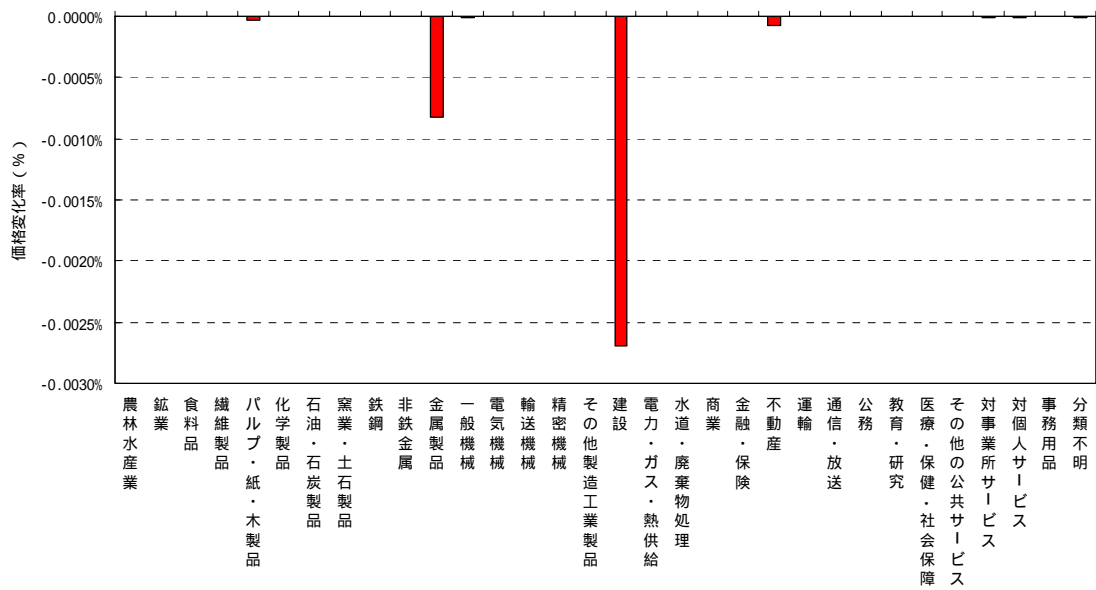


図 5 - 41 産業別生産価格低下率 (上: ガスストーブ、下: ガス瞬間湯沸器)

表 5 - 55 物価指数への影響

	ガスストーブ	ガス瞬間湯沸器
企業物価上昇率	-0.0000956%	-0.0002292%
消費者物価上昇率	-0.0000197%	-0.0000473%

3) 応用一般均衡分析

応用一般均衡分析の結果を以下に示す。

なお、応用一般均衡分析モデルへの入力は、「42 その他の金属製品」部門に占めるガスストーブ及びガス瞬間湯沸器の市場占有率を考慮したそれぞれの価格低下率、及び検査コスト削減総額をインプット値とする。表 5-56 を使って説明すると、まずガスストーブ及びガス瞬間湯沸器の制度改変前価格に対する価格低下率はそれぞれ 0.52%、0.15%である。ガスストーブ及びガス瞬間湯沸器は、双方とも応用一般均衡モデル 92 部門のうち「42 その他の金属製品」部門に属しており、その市場占有率は平成 7 年産業連関表を用いて計算するとそれぞれ 0.3%、1.9%となる。したがって、ガスストーブ及びガス瞬間湯沸器の価格低下率に、このそれぞれの市場占有率を乗じた値、すなわち「42 その他の金属製品」部門の価格低下率（ガスストーブ 0.0016%、ガス瞬間湯沸器 0.0029%）が、モデルへのインプット値となり、その結果市場経済的便益では 3 億 3,540 万円の効果が産出される。

各産業の国内生産額、付加価値額（GDP）を見ると、産業連関分析と比較して凹凸が激しい。最も効果が高い産業は電気機械産業である。またこれらの国内生産額、GDP の増加に合わせて、資本、労働の投入量が増加している。

表 5 - 56 応用一般均衡分析の入力

特定産業部門	検査コスト 削減総額	a 改変前価格	b 価格低下額	c = b÷a 価格低下率	d 市場占有率	c×d 入力価格低下率
42 その他の金属製品 (ストーブ)	74.2 百万円	¥19,870	¥104	0.52%	0.3%	0.0016%
42 その他の金属製品 (瞬間湯沸器)	125.9 百万円	¥30,403	¥51	0.15%	1.9%	0.0029%

表 5 - 57 応用一般均衡分析の便益（百万円）

	市場経済的便益	(参考1) 直接効果	(参考2) 生産誘発効果
	応用一般均衡分析	消費者余剰増加額	産業連関分析
ガスストーブ	126.0	74.4	245.3
ガス瞬間湯沸器	209.4	125.9	415.1
合計	335.4	200.3	660.4

注) は市場経済的便益であり、企業、政府、家計の効果は全て家計の所得上昇に帰着されるものとして計測を行った値であり、市場経済全体での効果を計測している。

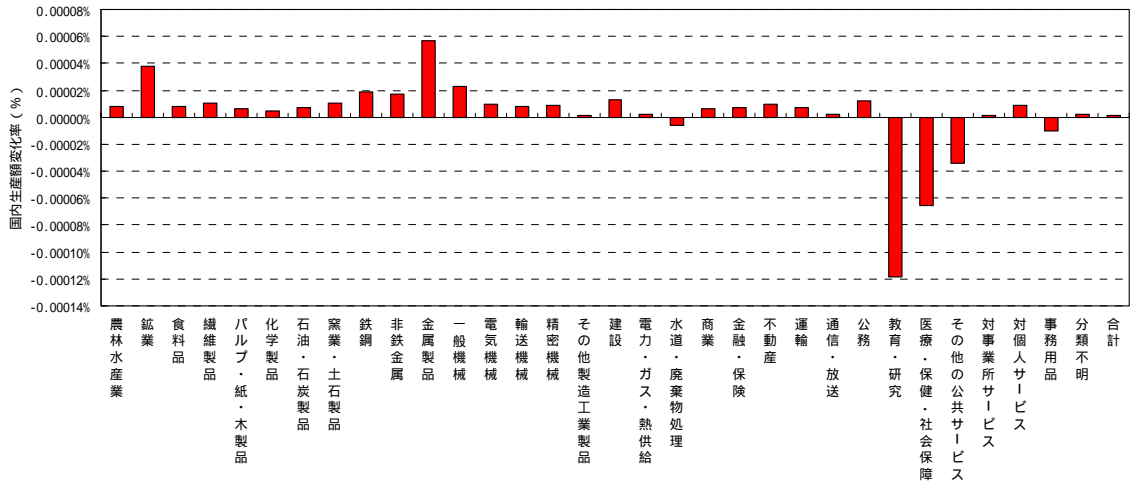


図 5 - 42 産業別の国内生産額の変化率 (ガスストップ)

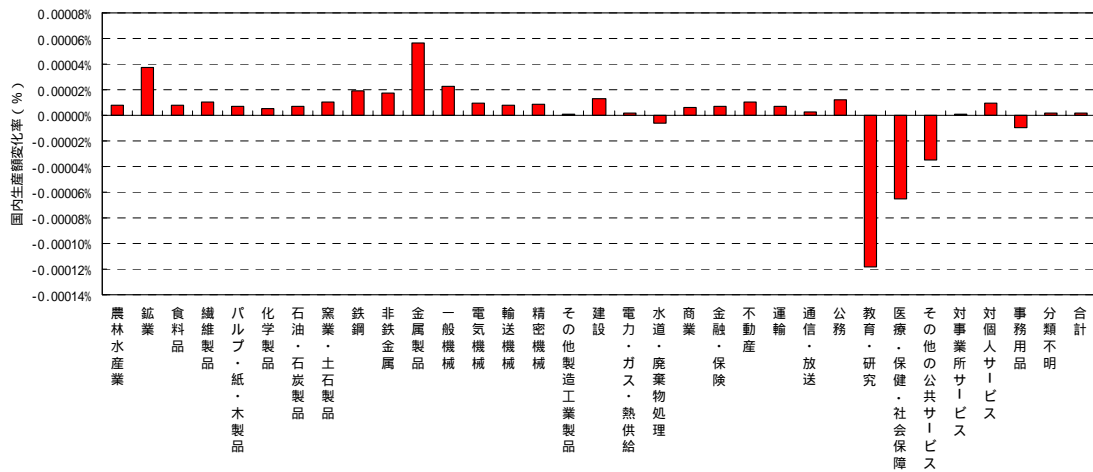


図 5 - 43 産業別の国内生産額の変化 (ガス瞬間湯沸器)

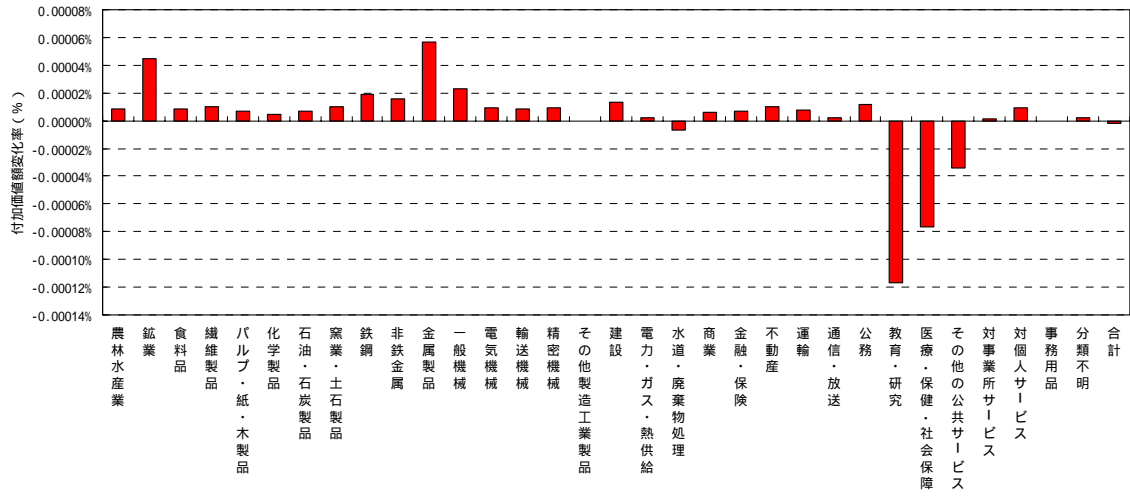


図 5 - 44 産業別付加価値 (GDP) の変化率 (ガスストーブ)

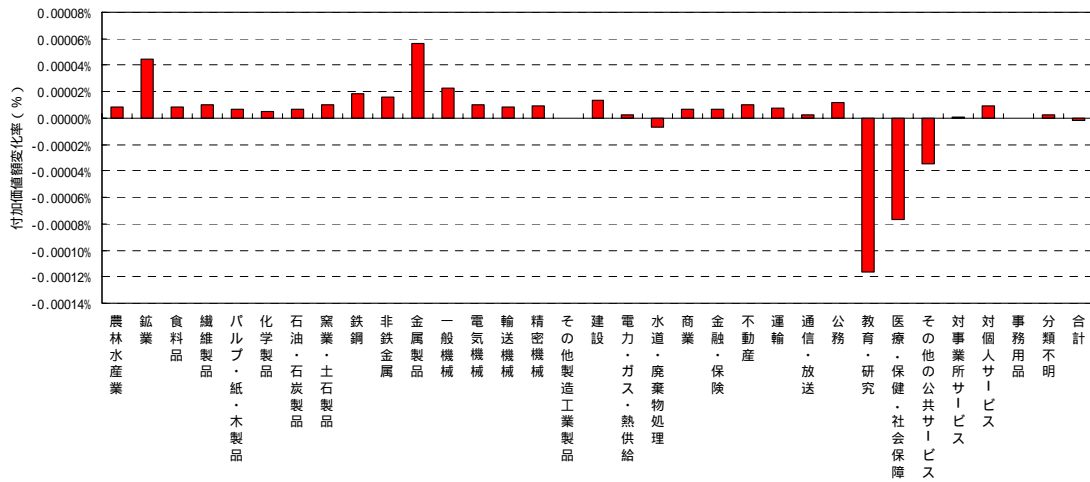


図 5 - 45 産業別付加価値 (GDP) の変化率 (ガス瞬間湯沸器)

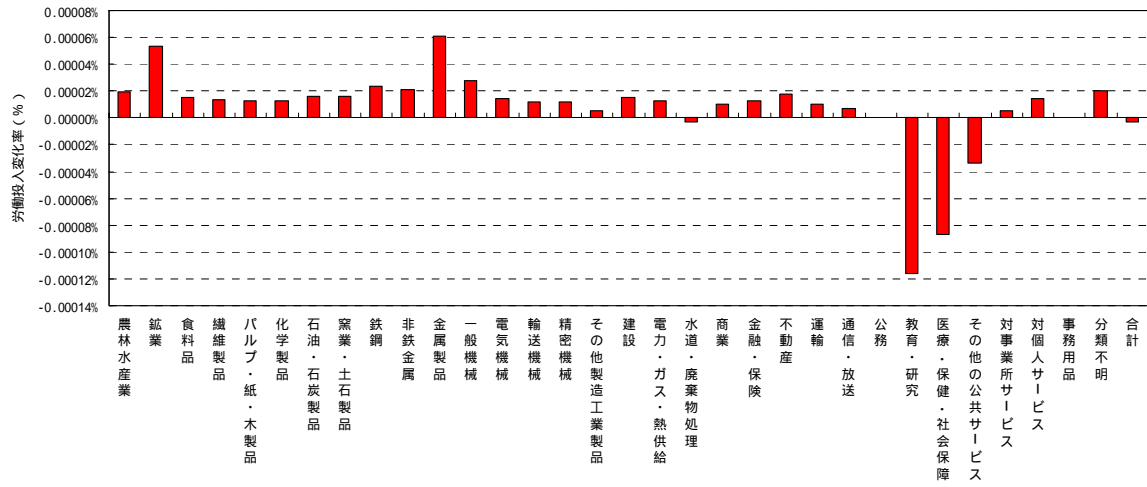


図 5 - 46 産業別労働投入の変化率 (ガスストーブ)

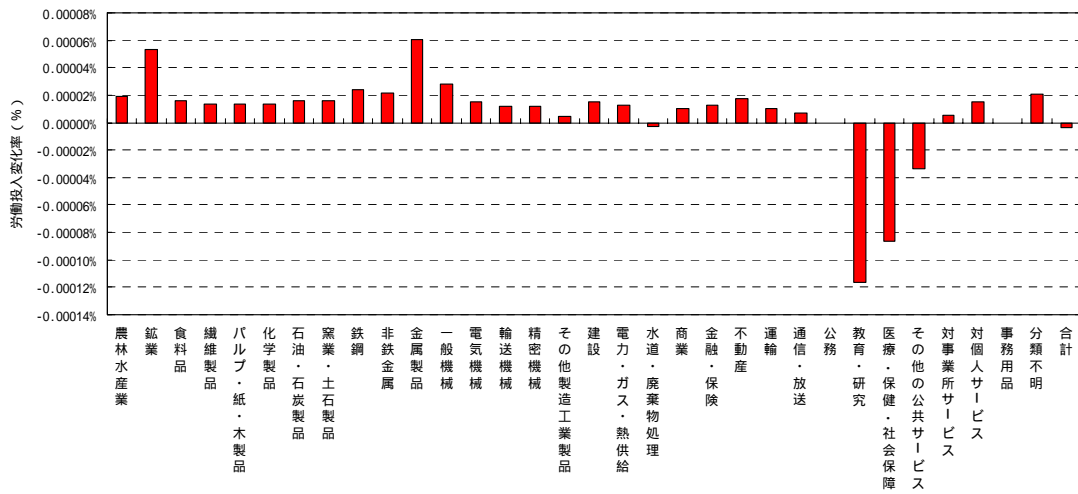


図 5 - 47 産業別労働投入の変化率 (ガス瞬間湯沸器)

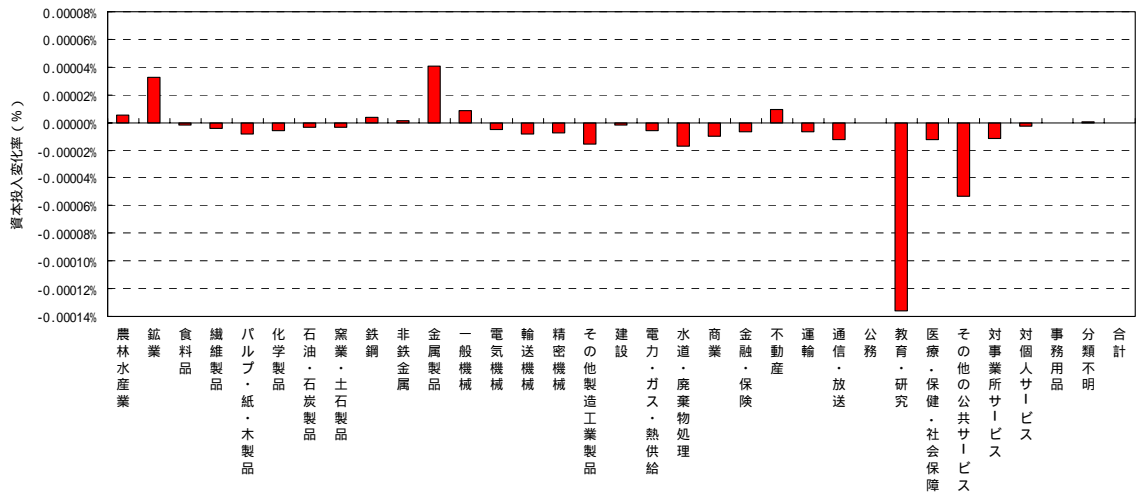


図 5 - 48 産業別資本投入の変化率（ガスストップ）

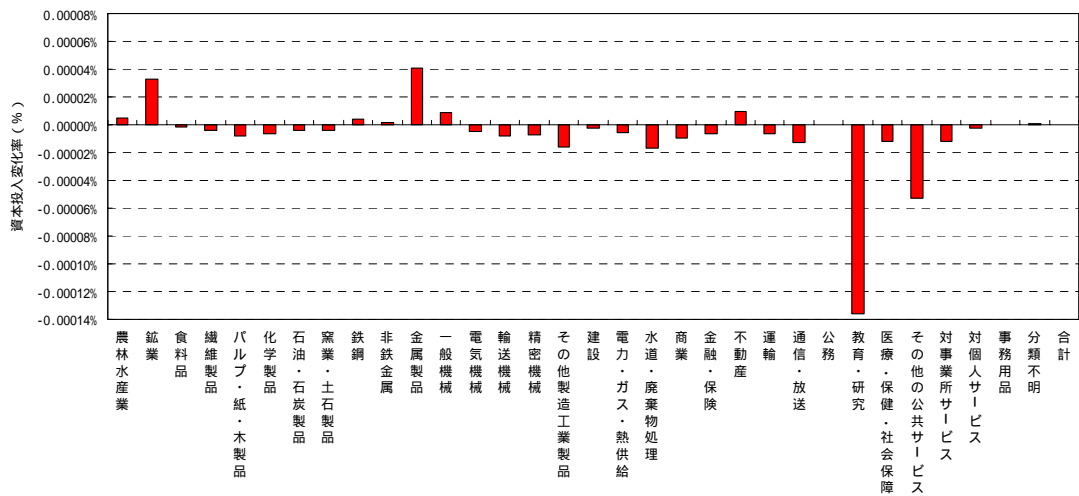


図 5 - 49 産業別資本投入の変化率（ガス瞬間湯沸器）

5 - 7 総括

(1) 間接的影響分析の結果

個別計測を実施した制度を整理すると以下の表になる。

本調査では、間接的影響の分析手法として、消費者余剰分析、産業連関分析、応用一般均衡分析の 3 つの手法を用いたが、結果として、産業連関分析の生産誘発額が最も大きな値を示しており、応用一般均衡分析の市場経済的便益は、消費者余剰分析の計測値と産業連関分析の計測値との間の値となっている。

表 5 - 58 間接的影響分析の結果（分析手法別）

所管	制度名	検査コスト 削減総額	消費者余剰 増加額	応用一般均衡分析 (市場経済的便益)	産業連関分析 (生産誘発額)
総務省 3 総務省 7 総務省 8	技術基準適合証明 端末機器技術基準適合認定 端末機器の設計についての認証	5,563 万円	5,565 万円	1 億 0,760 万円	1 億 8,348 万円
国交省 31	自動車検査	57 億 5,300 万円	57 億 5,300 万円	116 億 8,200 万円	189 億 6,800 万円
厚労省 12	特定機械等の検査	130 億 8,600 万円	-	264 億 0,300 万円	431 億 4,600 万円
経産省 12	ガス工作物の検査	1 億 4,100 万円	1 億 4,103 万円	2 億円	4 億 6,500 万円
経産省 13 経産省 20	特定ガス用品の適合性検査 特定液化石油ガス器具等の適合性検査	2 億 13 万円	2 億 33 万円	3 億 3,540 万円	6 億 6,040 万円

(2) 間接的影響分析の課題

1) 計測結果の解釈

上表より、5つの制度改変の効果をみると、3つの分析手法それぞれにおいて計測された値が異なっていることがわかる。3つの分析手法ごとに計測された効果の値の大きさを比較すると、小さい方から、消費者余剰分析、応用一般均衡分析、産業連関分析の順番になる点が、5つの制度改変の効果において共通的な結果として表れた³⁰。

) 消費者余剰分析

前述のとおり、理論上は消費者余剰分析と応用一般均衡分析の計測結果は合致する³¹が、実際の計測では合致しなかった。その理由の一つとして、今回の消費者余剰分析で使用している需要曲線の推計に以下の課題があったためであると考えられる。

今回の分析では、既存統計から全国規模の時系列データを抽出し、当該市場の価格と数量データから需要曲線を推計することとしたが、実際の価格と数量データからだけでは、消費者の購入量を表すものなのか、販売者の供給量を表すものなのかを判断することができない。これらを厳密に区別するためには、当該財・サービスの価格と数量以外の要素（例えば、GDP、為替等の説明変数）を加えることで識別を行う必要があるが、今回の分析では横断的・統一的分析を行う観点から、当該財・サービスの価格と数量の関係のみからなる需要曲線を推計することとし、個々の検査検定制度や、個々の財・サービスの市場の特性に対応した精緻な需要曲線の推計は行わなかった。

消費者余剰分析を行う際には、個々の制度や市場の特性に応じて需要曲線の推計を行う必要があるが、その精度は関連するデータの入手可能性、多寡、及び分析者の判断に大きく依存するという点、言い換えれば、需要曲線の精度について十分に注意を払わないまま分析を行うと、計測値に大きな歪みが生じるおそれがある点について留意する必要がある。また、需要曲線を推計するに当たり、使用するデータの期間・範囲や特異値の扱い等を分析者の判断によ

³⁰ 理論的にも産業連関分析では供給制約が存在せず乗数効果が生じるため、直接効果のみを検出する消費者余剰分析に比べて便益が増大することとなる。一方、応用一般均衡分析では、必ずしも消費者余剰の増額よりも市場経済的便益が上回るとは限らない。

³¹ 波及効果として生じた特定市場における価格の変化は、その財・サービスの取引者のどちらか一方に利益をもたらす、もう一方には損失をもたらす。取引者同士の利益と損失は貨幣額としては全く同じであり、需給が均衡しているときには間接市場における効果は相殺してゼロとなるため、最終的には直接効果として算出される消費者余剰の増加分のみが残ることとなる。

って決定することができるなど、分析者の恣意性が入る可能性があることにも留意する必要がある。

）産業連関分析

産業連関分析は、産業連関表入手の容易さ、波及効果分析の容易さなどの理由から、政策効果計測時によく用いられる手法であるが、前述のとおり、生産要素の供給制約を加味していないため、各産業における需要の増加は、財・サービスの価格の変化をもたらさないまま、直接生産の増加をもたらすこととなり、政策効果が過大に計測される。このため、今回のケーススタディでも5分野すべての場合において最も大きな額となっている。

産業連関分析で計測された値は、経済状態がすべて良い方向に向かっているとの仮定の下で最大限発揮される効果として解釈することも可能であるが、今回の計測結果でも明らかになったとおり、政策効果が過大に計測されるという事実を十分に理解した上で取り扱う必要がある。

）応用一般均衡分析

応用一般均衡分析で用いる需要曲線は、経済主体（家計、企業等）の行動理論と産業連関表から一義的に作成されるため、分析者の恣意性が極力排除されることや、競争的な資本・労働市場をモデルに導入することにより生産要素の供給制約を考慮しているため、産業連関分析のように効果は過大にならないことが挙げられる。このため、応用一般均衡分析は、消費者余剰分析における需要曲線の推計における分析者の恣意性の問題や、産業連関分析における過大な効果計測といった課題を克服している手法と言われている。

ただし、一方で、パラメータ推計の統計的根拠が乏しいこと、モデル作成者の独自性が反映されること、すべての経済メカニズム（財・サービスの補完・代替関係等）を反映させていないこと等に対する批判や、データ解析が複雑であるため、近年のコンピュータの計算能力の向上により軽減されつつはあるものの、消費者余剰分析や産業連関分析を実施するよりは多くの労力を必要とする等、実務上の困難性も存在する。さらに、消費者余剰分析のように個別の財・サービスに特化した形で需要曲線を推計することはできず、例えば今回の分析のように、当該財・サービスが分類される産業分類の市場における占有率によって便宜的に財を特定化するなどの対応が必要となるが、その場合には、精緻な（個別の財・サービスに特化した）需要曲線を使用した消費者余剰分析よりも効果計測の精度が低くなる可能性もある。

以上のことから、応用一般均衡分析においてモデルを構築する際にはその客観性を担保するため、前提条件やモデル構造をすべて開示した上で、事後的に

他の評価者によって効果を検証できるようにモデルの再現性を確保することが望ましい。

2) まとめ

上述のとおり、各分析手法にはそれぞれに長所・短所があり、また同じ経済効果を分析したとしても、前提条件や利用するデータ等により計測値が大きく異なることとなる。したがって、規制改革措置の間接的影響分析を行う際には、一つの分析手法を無批判に採用するのではなく、こうした分析手法の特性や活用可能なデータ等を十分に理解した上で、適切な分析手法を検討し、結果の取り扱いにも留意することが必要である。

さらに、仮に特定の分析手法を用いて分析を行う場合、分析のベースとした前提条件や、利用したデータ、モデル、計算方法等を極力開示することにより、第三者による同一の分析手法での再計測（検証）や、別の分析手法での計測が可能な形にすることが望ましい。このことにより、分析の客観性を担保すると共に、個々の分析手法や計測方法をより精緻かつ高度に発展させていくことが可能となる。

6 【参考】付属資料

6-1 投入時間・人員の金額換算方法（時間価値）

(1) 投入時間・人員の金額換算方法

時間価値とは、投入される時間の価値を金額換算化したものである。人の時間価値を算出する方法の1つである「所得接近法」では、投入される時間を所得機会（労働）に充当させた場合に得られる所得の増分をもって、時間価値を求める方法であり、この場合の時間価値は、時間当たり賃金（賃金率）をもって算定される。

本政策評価において、検査検定の受検もしくは実施等に投入される時間の金額換算を行うに際しては、表6-1のとおり、厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」（平成15年版）を基に、所得接近法に基づいて算出した時間価値を用いることとし、調査対象期間をカバーする平成9年～平成14年（暦年）の平均値である2,313円/時間を、受検者と検査検定実施主体を問わず、統一的に用いた。

表6-1 時間価値の算定

暦年	実労働時間数 (時間/年)	現金給与総額 (円/年)	時間価値(/) (円/時間)
平成9年	1,891.2	4,460,040	2,358
平成10年	1,870.8	4,397,772	2,351
平成11年	1,839.6	4,244,148	2,307
平成12年	1,852.8	4,265,688	2,302
平成13年	1,836.0	4,216,020	2,296
平成14年	1,825.2	4,121,760	2,258
平成9～14年平均	1,852.6	4,284,238	2,313

資料) 厚生労働省大臣官房統計調査部「毎月勤労統計調査年報」を基に作成。

なお、所得接近法を用いて時間価値を算出する場合、居住地（地域区分）や業種（産業区分）等の特性を反映した形で、区分毎に時間価値を求めることも考えられるが、便宜的には全国一律の平均値を用いることが多い。本政策評価は、検査検定全126制度について統一的な方法をもって横断的に評価を行うことを目的としているため、全国平均値を用いて算出した値を採用した。

(2) 参考

今回の政策評価においては、「毎月勤労統計調査年報」における「現金給与総額」を基に時間価値を求めているが、分析対象が社会全般に亘る場合、所得機会の計算根拠として、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」における「雇用者報酬」を用いて時間当たり賃金率を求める方法も考えられる。

「雇用者報酬」には、現金給与総額に加え、雇主の健康保険・雇用年金等の社会保

障基金への負担金や厚生年金・適格退職年金等への負担金等、企業の負担分が加わるなど、時間価値の概念に企業側の負担まで含めて算出しようという考えであり、今回の政策評価における時間価値の概念により近いものであると考えられる。

しかし、a)「国民経済計算年報」は、各年版において過去の確定値が随時補正されることになるため、分析時点での最新年版を用いることが必要であること、b)現時点での最新年版である「平成15年版国民経済計算年報」では、平成13年12月までのデータを収録しているものの、今回の調査対象期間に含まれる平成14年1月から3月までの期間はカバーしていないこと、及び、c)表6-2のとおり、結果として「毎月勤労統計調査年報」における「現金給与総額」と内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」における「雇用者報酬」とを用いた時間価値の値に大きな差がないことなどの理由により、今回の政策評価においては、「毎月勤労統計調査年報」における「現金給与総額」を基に算出した時間価値を採用した。

表6-2 時間価値の算定（雇用者報酬を用いる場合）

歴年	実労働時間数 (時間/年)	就業者数 (万人)	雇用者報酬 (10億円)	時間価値 (円/時間)
平成09年	1,891.2	6,557	283,735.6	2,288
平成10年	1,870.8	6,514	281,012.6	2,306
平成11年	1,839.6	6,462	276,514.4	2,326
平成12年	1,852.8	6,446	278,380.4	2,331
平成13年	1,836.0	6,412	277,129.9	2,354

資料) 内閣府社会経済総合研究所「平成15年版国民経済計算年報」を基に作成。

6 - 2 旅費の金額換算方法

(1) 同一都道府県内の移動

検査場が各都道府県におおむね 1 拠点ずつ存在している場合は、受検者は、当該都道府県一円から当該検査場に出向くこととなる。

この場合、検査場の所在地、受検者の点在状況により、移動に要する旅費はそれぞれ異なるが、当該コストを一般化するために、図 6-1 のとおり、47 都道府県それぞれのエリア面積（地形）を円と想定し、この円の半径の距離を求め、当該距離相当分を公共交通機関によって移動したと仮定した場合の運賃及び移動時間費を推計することによってコストを算出することとした。

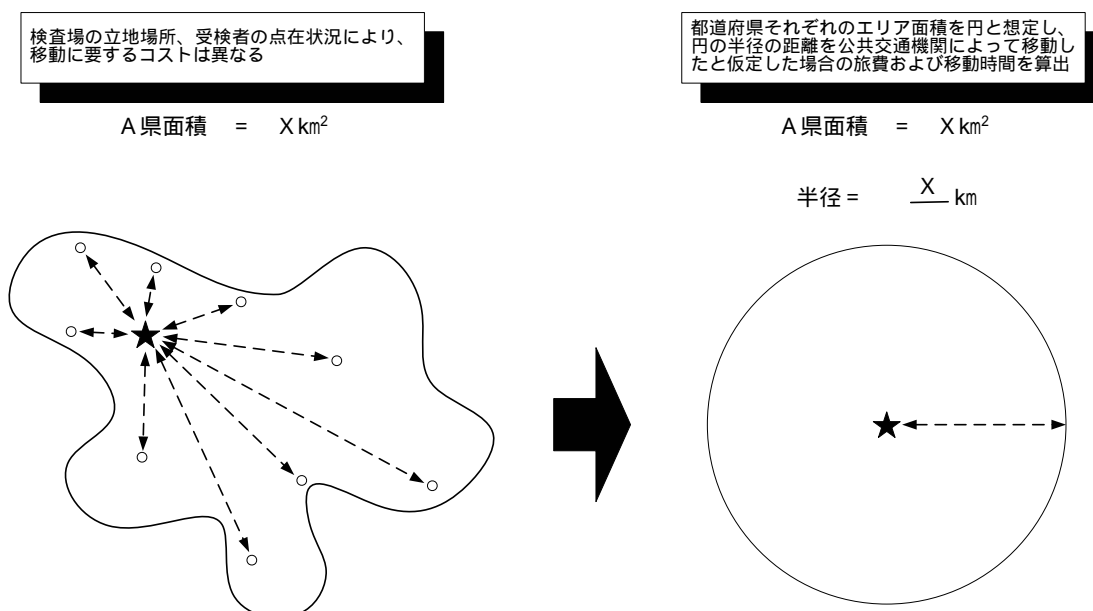


図 6 - 1 同一都道府県内の移動のケースにおける一般化コストの算出イメージ

この算出に当たっては、距離相当分の運賃については JR 運賃表の該当距離区間の運賃を採用するとともに、移動時間費用については移動時間を表定速度 40km / 時として推計（ただし沖縄県は、ゆいレールの表定速度 28km / 時で推計）し、さらにこの移動時間に時間価値である 2,313 円 / 時間を乗ずることにより、同一都道府県内での移動ケースの旅費（コスト）を求めた。この結果、

特定地点間移動は、それぞれの移動地点間ごとに「旅費マトリクス」で示された数値をそのまま当てはめて、その平均値を受検 1 件当たりの旅費として採用する。

不特定地点間移動は、「旅費マトリクス」から得た全国平均値 6,910 円を四捨五入し、7,000 円（1 人・1 往復）を受検 1 件当たりの旅費として採用する。

(2) 同一都道府県内以外の移動

検査場が受検者の所在する都道府県にはなく、地域ブロックや全国1か所などの場合は、受検者は、都道府県間を移動して当該検査場に出向くこととなる。

この場合、検査場の所在地、受検者の点在状況により、移動に要する旅費はそれぞれ異なるが、当該コストを一般化するために、図6-2のとおり、47都道府県庁所在地の中心駅（沖縄は那覇空港）間で、最短時間で到達可能な経路・移動手段で移動したと仮定した場合の旅費及び移動時間を推計することによってコストを算出することとした。

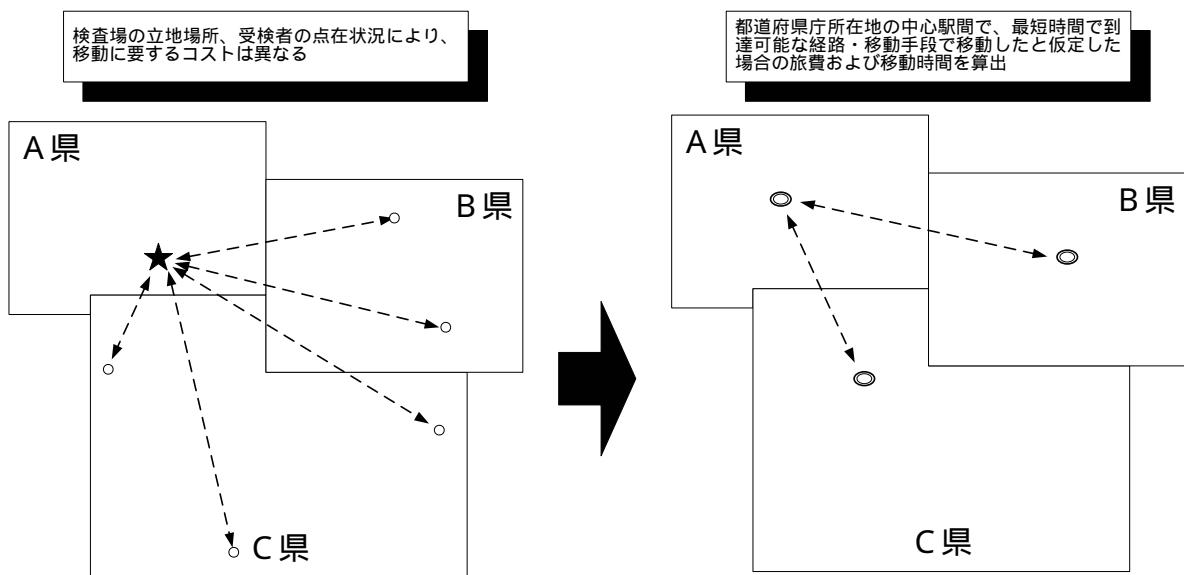


図6-2 都道府県間の移動のケースにおける一般化コストの算出イメージ

この算出に当たっては、距離相当分の運賃については各都道府県間の移動パターン（ $47 \times 46 \div 2$ 通り）それぞれにおいて、運賃計算ソフト「駅すぱあと」を用いて最短時間で到達可能な経路・移動手段の選定、運賃・移動時間を推計し、さらに、上記1同様、この移動時間に時間価値である2,313円/時間を乗ずることにより、都道府県間での移動のケースの旅費（コスト）を求めた。この結果、

特定地点間移動は、それぞれの移動地点間ごとに「旅費マトリクス」で示された数値をそのまま当てはめて、その平均値を受検1件当たりの旅費として採用する。

不特定地点間移動については、次のとおり、区分したものを採用した。

1) ブロック内の移動

検査検定実施主体がおおむね各地域ブロック（北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄と仮定）に 1 か所ずつ存在する場合には、各都道府県と当該ブロックの中心県である北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県との間の移動に要するそれぞれの旅費を「旅費マトリクス」から得て、全都道府県の平均値 16,956 円を四捨五入し、17,000 円を採用した。

2) 全国 2 ～ 3 か所間の移動

検査検定実施主体がおおむね全国 2 ～ 3 か所存在する場合には、検査検定実施主体が東京（東日本）及び大阪（西日本）に 1 か所ずつ存在と仮定し、各都道府県と東京都及び大阪府との間の移動に要するそれぞれの旅費を「旅費マトリクス」から得て（注）、全都道府県の平均値 29,140 円を四捨五入し、29,000 円を採用した。

（注）当該都道府県から東京までの旅費と大阪までの旅費とを比較し、より金額の小さい方を採用した。

3) 全国 1 か所間の移動

検査検定実施主体がおおむね全国 1 か所存在する場合には、検査検定実施主体が東京に存在すると仮定し、それぞれの都道府県と東京都との間の移動に要する旅費を「旅費マトリクス」から得て、全都道府県の平均値 45,540 円を四捨五入し、46,000 円を採用した。

表 6 - 3 同一都道府県内の移動のケースにおける一般化コスト

都道府県	旅費 (円)	面積 (km ²)	面積を円に したときの 半径(km)	運賃 (円)	摘要	移動 時間	移動時間 費用(円)	片道旅費 (円)
	× 2							= (+)
1 北海道	25,149	83,454.1	163.0	3,150	JR 北海道	244 分	9,425	12,575
2 青森県	8,170	9,234.8	54.2	950	JR 東日本(幹線)	81 分	3,135	4,085
3 岩手県	10,285	15,278.5	69.7	1,110	JR 東日本(幹線)	105 分	4,033	5,143
4 宮城県	7,045	6,861.6	46.7	820	JR 東日本(幹線)	70 分	2,702	3,522
5 秋田県	9,197	11,434.2	60.3	1,110	JR 東日本(幹線)	90 分	3,489	4,599
6 山形県	7,251	7,394.4	48.5	820	JR 東日本(幹線)	73 分	2,805	3,625
7 福島県	9,880	13,782.5	66.2	1,110	JR 東日本(幹線)	99 分	3,830	4,940
8 茨城県	6,574	6,095.6	44.0	740	JR 東日本(幹線)	66 分	2,547	3,287
9 栃木県	6,863	6,408.3	45.2	820	JR 東日本(幹線)	68 分	2,612	3,432
10 群馬県	6,685	6,363.2	45.0	740	JR 東日本(幹線)	68 分	2,602	3,342
11 埼玉県	5,145	3,767.1	34.6	570	JR 東日本(幹線)	52 分	2,002	2,572
12 千葉県	5,912	4,996.2	39.9	650	JR 東日本(幹線)	60 分	2,306	2,956
13 東京都	3,892	2,102.4	25.9	450	JR 東日本(特定区間)	39 分	1,496	1,946
14 神奈川県	4,167	2,415.5	27.7	480	JR 東日本(幹線)	42 分	1,603	2,083
15 新潟県	8,724	10,938.9	59.0	950	JR 東日本(幹線)	89 分	3,412	4,362
16 富山県	4,414	2,801.8	29.9	480	JR 西日本(幹線)	45 分	1,727	2,207
17 石川県	5,521	4,185.4	36.5	650	JR 西日本(幹線)	55 分	2,111	2,761
18 福井県	5,523	4,189.0	36.5	650	JR 西日本(幹線)	55 分	2,112	2,762
19 山梨県	5,529	4,201.2	36.6	650	JR 東日本(幹線)	55 分	2,115	2,765
20 長野県	9,544	12,598.5	63.3	1,110	JR 東日本(幹線)	95 分	3,662	4,772
21 岐阜県	8,493	10,209.3	57.0	950	JR 東海(幹線)	86 分	3,296	4,246
22 静岡県	7,226	7,328.7	48.3	820	JR 東海(幹線)	72 分	2,793	3,613
23 愛知県	6,148	5,119.0	40.4	740	JR 東海(幹線)	61 分	2,334	3,074
24 三重県	6,432	5,760.7	42.8	740	JR 東海(幹線)	64 分	2,476	3,216
25 滋賀県	5,191	3,855.1	35.0	570	JR 西日本(幹線)	53 分	2,026	2,596
26 京都府	5,732	4,613.0	38.3	650	JR 西日本(幹線)	57 分	2,216	2,866
27 大阪府	3,599	1,893.6	24.6	380	JR 西日本(特定区間)	37 分	1,420	1,800
28 兵庫県	7,878	8,392.8	51.7	950	JR 西日本(幹線)	78 分	2,989	3,939
29 奈良県	5,104	3,691.1	34.3	570	JR 西日本(幹線)	51 分	1,982	2,552
30 和歌山県	5,785	4,725.6	38.8	650	JR 西日本(幹線)	58 分	2,243	2,893
31 鳥取県	5,004	3,507.2	33.4	570	JR 西日本(幹線)	50 分	1,932	2,502
32 島根県	6,984	6,707.3	46.2	820	JR 西日本(幹線)	69 分	2,672	3,492
33 岡山県	7,102	7,008.7	47.2	820	JR 西日本(幹線)	71 分	2,731	3,551
34 広島県	7,908	8,477.4	51.9	950	JR 西日本(幹線)	78 分	3,004	3,954
35 山口県	6,581	6,110.8	44.1	740	JR 西日本(幹線)	66 分	2,550	3,290
36 徳島県	5,681	4,145.3	36.3	740	JR 四国(幹線)	54 分	2,100	2,840
37 香川県	3,695	1,861.8	24.3	440	JR 四国(幹線)	37 分	1,408	1,848
38 愛媛県	6,576	5,676.6	42.5	830	JR 四国(幹線)	64 分	2,458	3,288
39 高知県	7,340	7,104.9	47.6	920	JR 四国(幹線)	71 分	2,750	3,670
40 福岡県	5,980	4,840.9	39.3	720	JR 九州(幹線)	59 分	2,270	2,990
41 佐賀県	4,303	2,439.3	27.9	540	JR 九州(幹線)	42 分	1,611	2,151
42 長崎県	5,615	4,093.6	36.1	720	JR 九州(幹線)	54 分	2,087	2,807
43 熊本県	7,243	6,908.8	46.9	910	JR 九州(幹線)	70 分	2,712	3,622
44 大分県	6,611	5,804.5	43.0	820	JR 九州(幹線)	64 分	2,486	3,306
45 宮崎県	7,155	6,684.7	46.1	910	JR 九州(幹線)	69 分	2,667	3,577
46 鹿児島県	8,395	9,132.6	53.9	1,080	JR 九州(幹線)	81 分	3,118	4,198
47 沖縄県	5,523	2,272.1	26.9	540	JR 九州(幹線)	58 分	2,222	2,762
平均	6,910							

(注) 1 面積は、平成 14 年国土地理院のデータに基づいた。

2 表定速度は、表定時速 40km で算出したが、沖縄県は「ゆいレール」の表定時速 28km で算出した。

3 移動時間費用は、平成 9 年～14 年の平均 2,313 円/時間で算出した。

表6-4 旅費マトリクス

(単位：円)

No	都道府県		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
	発着地	札幌駅	青森駅	盛岡駅	仙台駅	秋田駅	山形駅	福島駅	水戸駅	宇都宮駅	前橋駅	
1	北海道	札幌駅	25,149	50,772	62,041	63,428	60,301	67,092	73,504	76,792	75,114	78,584
2	青森県	青森駅	50,772	8,170	24,856	36,468	24,995	46,969	43,344	62,984	53,530	64,776
3	岩手県	盛岡駅	62,041	24,856	10,285	17,963	17,929	29,083	25,389	54,814	36,396	50,778
4	宮城県	仙台駅	63,428	36,468	17,963	7,045	31,956	11,241	10,075	35,396	23,382	41,449
5	秋田県	秋田駅	60,301	24,995	17,929	31,956	9,197	28,101	39,225	71,030	50,652	63,266
6	山形県	山形駅	67,092	46,969	29,083	11,241	28,101	7,251	13,684	41,022	28,368	47,754
7	福島県	福島駅	73,504	43,344	25,389	10,075	39,225	13,684	9,880	29,237	16,783	36,589
8	茨城県	水戸駅	76,792	62,984	54,814	35,396	71,030	41,022	29,237	6,574	18,388	30,705
9	栃木県	宇都宮駅	75,114	53,530	36,396	23,382	50,652	28,368	16,783	18,388	6,863	22,280
10	群馬県	前橋駅	78,584	64,776	50,778	41,449	63,266	47,754	36,589	30,705	22,280	6,685
11	埼玉県	浦和駅	64,193	50,385	47,948	29,146	58,584	35,452	53,414	18,280	11,418	15,227
12	千葉県	千葉駅	66,492	52,684	45,996	36,006	60,730	42,158	31,213	18,134	19,404	22,796
13	東京都	東京駅	61,048	47,240	41,158	31,189	55,286	37,340	26,175	16,969	14,366	17,835
14	神奈川県	新横浜駅	62,759	48,951	48,588	38,599	56,997	51,159	33,805	23,959	21,376	25,465
15	新潟県	新潟駅	69,108	106,502	62,062	54,613	33,763	60,918	50,393	46,829	38,804	26,011
16	富山県	富山駅	79,907	87,987	105,413	76,442	96,033	90,195	60,155	65,910	48,565	36,612
17	石川県	金沢駅	88,391	90,929	87,103	69,141	98,975	74,622	80,885	68,852	53,638	41,885
18	福井県	福井駅	89,016	91,151	87,729	69,766	90,596	75,247	79,842	69,478	60,035	47,455
19	山梨県	甲府駅	78,349	64,540	55,112	46,183	72,586	52,908	41,543	34,489	29,334	32,804
20	長野県	長野駅	88,266	72,195	54,998	46,708	67,065	53,434	41,869	40,004	30,280	18,792
21	岐阜県	岐阜駅	80,527	72,075	72,603	65,604	71,521	71,912	37,643	50,097	48,134	51,603
22	静岡県	静岡駅	94,999	65,068	56,126	47,617	73,114	54,408	42,823	34,657	32,074	35,543
23	愛知県	名古屋駅	77,874	69,422	69,950	62,951	68,868	69,259	54,679	46,933	44,329	48,439
24	三重県	津駅	87,665	79,213	79,352	72,353	78,658	79,049	64,469	56,724	54,120	58,230
25	滋賀県	大津駅	89,271	80,049	80,034	70,978	77,236	74,285	63,519	56,833	54,870	58,339
26	京都府	京都駅	88,209	78,986	78,972	69,915	84,277	73,223	61,828	55,143	53,179	56,649
27	大阪府	新大阪駅	84,316	75,093	75,079	66,022	72,281	69,330	71,206	56,796	54,833	58,302
28	兵庫県	新神戸駅	87,858	78,635	78,621	69,564	75,823	72,872	74,747	58,530	57,029	60,499
29	奈良県	奈良駅	88,914	79,692	79,677	70,621	76,879	73,928	75,804	59,957	57,994	61,463
30	和歌山県	和歌山駅	88,034	85,219	85,204	76,148	75,999	79,455	79,448	67,881	65,586	69,056
31	鳥取県	鳥取駅	119,804	105,996	104,436	98,446	114,041	108,203	93,433	83,918	81,623	85,093
32	島根県	松江駅	118,938	105,129	113,071	104,015	113,175	107,337	92,566	83,052	80,757	84,227
33	岡山県	岡山駅	101,014	92,036	92,022	77,534	89,224	86,273	82,718	65,940	63,976	67,446
34	広島県	広島駅	97,839	103,746	103,732	89,316	113,238	94,797	94,269	81,591	70,875	74,344
35	山口県	山口駅	116,375	116,821	115,471	107,853	124,866	119,028	104,258	94,744	92,449	95,918
36	徳島県	徳島駅	98,687	84,879	88,712	78,743	92,924	87,086	73,729	62,801	60,506	63,976
37	香川県	高松駅	114,847	101,038	96,925	78,963	109,084	84,444	89,038	78,961	76,666	80,136
38	愛媛県	松山駅	109,408	104,619	104,604	95,548	111,650	98,855	92,455	81,527	79,232	82,701
39	高知県	高知駅	127,321	104,298	111,055	112,398	112,344	118,706	93,149	82,221	79,926	83,395
40	福岡県	博多駅	109,982	92,664	92,235	85,265	108,714	90,746	95,341	78,591	76,296	79,765
41	佐賀県	佐賀駅	110,804	102,738	102,309	95,339	118,788	100,820	105,415	88,665	86,370	89,840
42	長崎県	長崎駅	137,051	119,413	124,984	122,128	127,459	128,435	106,850	97,336	95,041	98,511
43	熊本県	熊本駅	116,537	115,091	121,047	101,072	123,136	106,553	102,528	93,013	90,718	94,188
44	大分県	大分駅	125,236	115,028	115,999	109,762	123,073	110,250	102,465	92,951	90,656	94,125
45	宮崎県	宮崎駅	126,678	117,455	117,441	108,384	106,886	111,692	86,278	76,686	74,468	77,938
46	鹿児島県	西鹿児島駅	125,602	122,828	122,813	122,957	119,473	117,064	98,865	89,351	87,056	90,525
47	沖縄県	那覇空港	118,456	110,775	109,761	111,333	133,283	133,674	107,641	96,146	93,851	97,320
平均			89,841	78,882	75,699	66,958	80,495	72,674	64,769	59,593	54,502	57,985

(単位：円)

No	都道府県 発着地		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
			浦和駅	千葉駅	東京駅	新横浜駅	新潟駅	富山駅	金沢駅	福井駅	甲府駅	長野駅
1	北海道	札幌駅	64,193	66,492	61,048	62,759	69,108	79,907	88,391	89,016	78,349	88,266
2	青森県	青森駅	50,385	52,684	47,240	48,951	106,502	87,987	90,929	91,151	64,540	72,195
3	岩手県	盛岡駅	47,948	45,996	41,158	48,588	62,062	105,413	87,103	87,729	55,112	54,998
4	宮城県	仙台駅	29,146	36,006	31,189	38,599	54,613	76,442	69,141	69,766	46,183	46,708
5	秋田県	秋田駅	58,584	60,730	55,286	56,997	33,763	96,033	98,975	90,596	72,586	67,065
6	山形県	山形駅	35,452	42,158	37,340	51,159	60,918	90,195	74,622	75,247	52,908	53,434
7	福島県	福島駅	53,414	31,213	26,175	33,805	50,393	60,155	80,885	79,842	41,543	41,869
8	茨城県	水戸駅	18,280	18,134	16,969	23,959	46,829	65,910	68,852	69,478	34,489	40,004
9	栃木県	宇都宮駅	11,418	19,404	14,366	21,376	38,804	48,565	53,638	60,035	29,334	30,280
10	群馬県	前橋駅	15,227	22,796	17,835	25,465	26,011	36,612	41,885	47,455	32,804	18,792
11	埼玉県	浦和駅	5,145	8,102	3,613	11,123	30,191	52,694	57,304	56,261	18,482	21,047
12	千葉県	千葉駅	8,102	5,912	5,018	12,368	36,897	54,993	57,935	58,561	23,044	29,873
13	東京都	東京駅	3,613	5,018	3,892	7,330	31,859	49,549	52,491	53,117	18,280	25,255
14	神奈川県	新横浜駅	11,123	12,368	7,330	4,167	39,489	51,260	54,202	54,828	17,403	32,465
15	新潟県	新潟駅	30,191	36,897	31,859	39,489	8,724	30,023	35,361	46,707	47,028	37,533
16	富山県	富山駅	52,694	54,993	49,549	51,260	30,023	4,414	9,986	17,235	66,849	28,282
17	石川県	金沢駅	57,304	57,935	52,491	54,202	35,361	9,986	5,521	11,263	69,791	33,875
18	福井県	福井駅	56,261	58,561	53,117	54,828	46,707	17,235	11,263	5,523	55,524	40,064
19	山梨県	甲府駅	18,482	23,044	18,280	17,403	47,028	66,849	69,791	55,524	5,529	26,784
20	長野県	長野駅	21,047	29,873	25,255	32,465	37,533	28,282	33,875	40,064	26,784	9,544
21	岐阜県	岐阜駅	38,101	39,026	34,188	32,457	61,971	31,157	26,975	19,551	39,349	33,716
22	静岡県	静岡駅	21,601	22,526	18,128	15,492	48,507	46,671	41,919	35,255	22,570	43,200
23	愛知県	名古屋駅	34,496	36,062	31,224	28,653	59,318	33,985	29,032	21,729	46,370	30,528
24	三重県	津駅	44,287	45,852	41,015	38,444	69,109	55,748	38,823	31,519	56,161	40,319
25	滋賀県	大津駅	44,817	46,382	41,544	38,773	65,716	31,928	26,898	19,629	56,070	44,148
26	京都府	京都駅	43,126	44,691	39,853	37,083	64,653	30,617	25,587	18,318	54,380	42,457
27	大阪府	新大阪駅	51,332	53,631	48,187	40,196	60,760	33,850	28,821	22,211	56,873	45,371
28	兵庫県	新神戸駅	48,256	49,181	44,764	42,833	64,302	38,787	34,177	27,247	59,070	49,047
29	奈良県	奈良駅	48,581	50,126	45,308	42,517	65,359	36,052	31,442	24,193	59,194	48,532
30	和歌山県	和歌山駅	54,665	56,964	51,520	53,231	70,886	44,661	39,631	34,062	69,669	56,582
31	鳥取県	鳥取駅	70,702	73,001	67,558	69,268	92,263	108,305	111,247	48,821	85,706	92,989
32	島根県	松江駅	69,836	72,135	66,691	68,402	98,753	107,438	112,049	60,279	84,840	92,123
33	岡山県	岡山駅	67,858	70,158	64,714	49,760	77,703	48,474	43,864	37,755	65,597	57,275
34	広島県	広島駅	69,667	71,966	66,523	68,233	87,843	107,270	53,043	46,713	72,275	64,373
35	山口県	山口駅	81,527	83,241	78,383	78,322	98,900	117,358	63,610	57,643	96,931	104,215
36	徳島県	徳島駅	49,585	51,884	46,209	48,151	101,459	87,188	90,130	44,681	64,589	71,872
37	香川県	高松駅	65,745	68,044	62,600	64,311	86,918	103,347	52,018	45,709	80,749	88,032
38	愛媛県	松山駅	68,310	70,610	65,166	66,877	90,286	105,913	113,070	60,019	83,315	90,598
39	高知県	高知駅	69,004	71,304	65,860	67,571	108,765	106,607	109,549	66,469	83,238	91,292
40	福岡県	博多駅	65,375	67,674	62,230	63,941	87,160	79,645	73,889	74,514	80,379	82,939
41	佐賀県	佐賀駅	75,449	77,748	72,304	74,015	97,234	89,719	83,963	84,588	90,453	93,013
42	長崎県	長崎駅	84,120	86,419	80,975	82,686	118,495	105,522	95,182	95,808	99,124	106,407
43	熊本県	熊本駅	79,797	82,096	76,653	78,363	102,967	95,452	89,696	90,321	94,801	102,084
44	大分県	大分駅	79,734	82,034	56,590	78,301	101,680	117,337	98,500	68,173	94,738	102,022
45	宮崎県	宮崎駅	63,547	65,261	60,403	62,113	103,122	101,150	112,179	112,804	78,551	85,834
46	鹿児島県	西鹿児島駅	76,134	78,434	72,990	74,701	108,495	94,106	86,805	87,430	91,138	98,422
47	沖縄県	那覇空港	82,930	85,229	79,785	81,496	106,900	110,761	92,942	93,568	97,934	105,217
平均			48,864	50,851	45,540	47,712	67,922	67,693	62,706	55,072	60,013	58,743

(単位：円)

No	都道府県 発着地		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
			岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
			岐阜駅	静岡駅	名古屋駅	津駅	大津駅	京都駅	新大阪駅	新神戸駅	奈良駅	和歌山駅
1	北海道	札幌駅	80,527	94,999	77,874	87,665	89,271	88,209	84,316	87,858	88,914	88,034
2	青森県	青森駅	72,075	65,068	69,422	79,213	80,049	78,986	75,093	78,635	79,692	85,219
3	岩手県	盛岡駅	72,603	56,126	69,950	79,352	80,034	78,972	75,079	78,621	79,677	85,204
4	宮城県	仙台駅	65,604	47,617	62,951	72,353	70,978	69,915	66,022	69,564	70,621	76,148
5	秋田県	秋田駅	71,521	73,114	68,868	78,658	77,236	84,277	72,281	75,823	76,879	75,999
6	山形県	山形駅	71,912	54,408	69,259	79,049	74,285	73,223	69,330	72,872	73,928	79,455
7	福島県	福島駅	37,643	42,823	54,679	64,469	63,519	61,828	71,206	74,747	75,804	79,448
8	茨城県	水戸駅	50,097	34,657	46,933	56,724	56,833	55,143	56,796	58,530	59,957	67,881
9	栃木県	宇都宮駅	48,134	32,074	44,329	54,120	54,870	53,179	54,833	57,029	57,994	65,586
10	群馬県	前橋駅	51,603	35,543	48,439	58,230	58,339	56,649	58,302	60,499	61,463	69,056
11	埼玉県	浦和駅	38,101	21,601	34,496	44,287	44,817	43,126	51,332	48,256	48,581	54,665
12	千葉県	千葉駅	39,026	22,526	36,062	45,852	46,382	44,691	53,631	49,181	50,126	56,964
13	東京都	東京駅	34,188	18,128	31,224	41,015	41,544	39,853	48,187	44,764	45,308	51,520
14	神奈川県	新横浜駅	32,457	15,492	28,653	38,444	38,773	37,083	40,196	42,833	42,517	53,231
15	新潟県	新潟駅	61,971	48,507	59,318	69,109	65,716	64,653	60,760	64,302	65,359	70,886
16	富山県	富山駅	31,157	46,671	33,985	55,748	31,928	30,617	33,850	38,787	36,052	44,661
17	石川県	金沢駅	26,975	41,919	29,032	38,823	26,898	25,587	28,821	34,177	31,442	39,631
18	福井県	福井駅	19,551	35,255	21,729	31,519	19,629	18,318	22,211	27,247	24,193	34,062
19	山梨県	甲府駅	39,349	22,570	46,370	56,161	56,070	54,380	56,873	59,070	59,194	69,669
20	長野県	長野駅	33,716	43,200	30,528	40,319	44,148	42,457	45,371	49,047	48,532	56,582
21	岐阜県	岐阜駅	8,493	20,767	3,521	13,312	20,961	19,271	22,404	26,501	24,925	32,575
22	静岡県	静岡駅	20,767	7,226	17,526	27,317	29,995	33,959	30,875	33,951	33,959	41,045
23	愛知県	名古屋駅	3,521	17,526	6,148	9,791	17,500	15,809	18,523	23,039	21,684	29,313
24	三重県	津駅	13,312	27,317	9,791	6,432	27,291	25,600	17,560	32,830	15,800	26,183
25	滋賀県	大津駅	20,961	29,995	17,500	27,291	5,191	1,691	4,955	13,100	7,605	17,266
26	京都府	京都駅	19,271	33,959	15,809	25,600	1,691	5,732	8,393	10,990	5,775	16,109
27	大阪府	新大阪駅	22,404	30,875	18,523	17,560	4,955	8,393	3,599	8,476	6,560	11,951
28	兵庫県	新神戸駅	26,501	33,951	23,039	32,830	13,100	10,990	8,476	7,878	14,776	18,887
29	奈良県	奈良駅	24,925	33,959	21,684	15,800	7,605	5,775	6,560	14,776	5,104	14,518
30	和歌山県	和歌山駅	32,575	41,045	29,313	26,183	17,266	16,109	11,951	18,887	14,518	5,785
31	鳥取県	鳥取駅	48,021	53,625	45,368	55,479	34,371	33,060	28,190	26,567	35,070	40,692
32	島根県	松江駅	67,741	84,919	65,088	74,878	51,230	50,168	39,427	37,165	45,267	56,877
33	岡山県	岡山駅	34,708	41,532	31,667	41,457	23,887	21,937	17,343	15,501	24,023	28,385
34	広島県	広島駅	43,926	51,051	40,665	50,456	33,466	32,155	28,822	27,399	35,282	39,444
35	山口県	山口駅	55,954	59,927	52,712	62,503	45,933	43,983	40,992	38,930	46,812	52,634
36	徳島県	徳島駅	55,675	50,965	53,022	63,133	29,611	27,581	24,990	18,042	25,976	24,487
37	香川県	高松駅	43,682	50,086	40,021	49,812	33,482	31,551	26,957	24,475	32,997	37,559
38	愛媛県	松山駅	62,030	83,394	59,377	53,545	42,763	41,701	37,808	40,201	42,406	46,483
39	高知県	高知駅	62,982	77,854	60,329	70,120	49,213	52,651	39,904	38,262	46,364	47,591
40	福岡県	博多駅	54,566	69,439	51,913	61,704	50,169	46,195	45,214	41,660	49,812	47,390
41	佐賀県	佐賀駅	64,641	79,513	61,988	71,778	55,720	53,770	52,342	49,674	59,886	57,464
42	長崎県	長崎駅	72,712	87,584	70,059	79,849	63,143	62,081	58,188	61,730	62,786	60,364
43	熊本県	熊本駅	67,974	82,847	65,321	75,112	59,206	58,144	54,251	57,792	58,849	57,969
44	大分県	大分駅	70,874	97,638	68,221	78,011	54,158	53,095	52,022	52,744	53,801	56,121
45	宮崎県	宮崎駅	71,324	86,197	68,671	78,462	55,599	54,537	50,644	54,186	55,243	55,519
46	鹿児島県	西鹿児島駅	73,897	88,770	71,244	81,035	60,972	59,910	56,017	59,559	60,615	64,892
47	沖縄県	那覇空港	77,950	92,823	75,297	85,088	72,139	71,076	67,183	70,725	71,782	69,360
		平均	46,800	50,363	44,849	53,312	44,297	43,363	42,087	44,189	45,402	50,229

(単位：円)

No	都道府県 発着地		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
			鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
			鳥取駅	松江駅	岡山駅	広島駅	山口駅	徳島駅	高松駅	松山駅	高知駅	博多駅
1	北海道	札幌駅	119,804	118,938	101,014	97,839	116,375	98,687	114,847	109,408	127,321	109,982
2	青森県	青森駅	105,996	105,129	92,036	103,746	116,821	84,879	101,038	104,619	104,298	92,664
3	岩手県	盛岡駅	104,436	113,071	92,022	103,732	115,471	88,712	96,925	104,604	111,055	92,235
4	宮城県	仙台駅	98,446	104,015	77,534	89,316	107,853	78,743	78,963	95,548	112,398	85,265
5	秋田県	秋田駅	114,041	113,175	89,224	113,238	124,866	92,924	109,084	111,650	112,344	108,714
6	山形県	山形駅	108,203	107,337	86,273	94,797	119,028	87,086	84,444	98,855	118,706	90,746
7	福島県	福島駅	93,433	92,566	82,718	94,269	104,258	73,729	89,038	92,455	93,149	95,341
8	茨城県	水戸駅	83,918	83,052	65,940	81,591	94,744	62,801	78,961	81,527	82,221	78,591
9	栃木県	宇都宮駅	81,623	80,757	63,976	70,875	92,449	60,506	76,666	79,232	79,926	76,296
10	群馬県	前橋駅	85,093	84,227	67,446	74,344	95,918	63,976	80,136	82,701	83,395	79,765
11	埼玉県	浦和駅	70,702	69,836	67,858	69,667	81,527	49,585	65,745	68,310	69,004	65,375
12	千葉県	千葉駅	73,001	72,135	70,158	71,966	83,241	51,884	68,044	70,610	71,304	67,674
13	東京都	東京駅	67,558	66,691	64,714	66,523	78,383	46,209	62,600	65,166	65,860	62,230
14	神奈川県	新横浜駅	69,268	68,402	49,760	68,233	78,322	48,151	64,311	66,877	67,571	63,941
15	新潟県	新潟駅	92,263	98,753	77,703	87,843	98,900	101,459	86,918	90,286	108,765	87,160
16	富山県	富山駅	108,305	107,438	48,474	107,270	117,358	87,188	103,347	105,913	106,607	79,645
17	石川県	金沢駅	111,247	112,049	43,864	53,043	63,610	90,130	52,018	113,070	109,549	73,889
18	福井県	福井駅	48,821	60,279	37,755	46,713	57,643	44,681	45,709	60,019	66,469	74,514
19	山梨県	甲府駅	85,706	84,840	65,597	72,275	96,931	64,589	80,749	83,315	83,238	80,379
20	長野県	長野駅	92,989	92,123	57,275	64,373	104,215	71,872	88,032	90,598	91,292	82,939
21	岐阜県	岐阜駅	48,021	67,741	34,708	43,926	55,954	55,675	43,682	62,030	62,982	54,566
22	静岡県	静岡駅	53,625	84,919	41,532	51,051	59,927	50,965	50,086	83,394	77,854	69,439
23	愛知県	名古屋駅	45,368	65,088	31,667	40,665	52,712	53,022	40,021	59,377	60,329	51,913
24	三重県	津駅	55,479	74,878	41,457	50,456	62,503	63,133	49,812	53,545	70,120	61,704
25	滋賀県	大津駅	34,371	51,230	23,887	33,466	45,933	29,611	33,482	42,763	49,213	50,169
26	京都府	京都駅	33,060	50,168	21,937	32,155	43,983	27,581	31,551	41,701	52,651	46,195
27	大阪府	新大阪駅	28,190	39,427	17,343	28,822	40,992	24,990	26,957	37,808	39,904	45,214
28	兵庫県	新神戸駅	26,567	37,165	15,501	27,399	38,930	18,042	24,475	40,201	38,262	41,660
29	奈良県	奈良駅	35,070	45,267	24,023	35,282	46,812	25,976	32,997	42,406	46,364	49,812
30	和歌山県	和歌山駅	40,692	56,877	28,385	39,444	52,634	24,487	37,559	46,483	47,591	47,390
31	鳥取県	鳥取駅	5,004	18,560	21,325	36,000	53,785	38,980	31,179	123,922	94,430	86,015
32	島根県	松江駅	18,560	6,984	24,924	36,899	31,685	104,330	33,898	75,800	77,065	59,918
33	岡山県	岡山駅	21,325	24,924	7,102	16,495	29,669	22,513	9,434	28,140	25,381	34,495
34	広島県	広島駅	36,000	36,899	16,495	7,908	19,367	36,288	25,269	29,391	39,056	24,557
35	山口県	山口駅	53,785	31,685	29,669	19,367	6,581	55,862	38,643	48,758	52,629	21,056
36	徳島県	徳島駅	38,980	104,330	22,513	36,288	55,862	5,681	14,004	39,185	26,646	59,551
37	香川県	高松駅	31,179	33,898	9,434	25,269	38,643	14,004	3,695	25,281	22,413	43,281
38	愛媛県	松山駅	123,922	75,800	28,140	29,391	48,758	39,185	25,281	6,576	41,085	42,723
39	高知県	高知駅	94,430	77,065	25,381	39,056	52,629	26,646	22,413	41,085	7,340	53,773
40	福岡県	博多駅	86,015	59,918	34,495	24,557	21,056	59,551	43,281	42,723	53,773	5,980
41	佐賀県	佐賀駅	63,214	69,992	42,509	32,551	30,490	69,625	51,715	52,797	63,848	10,074
42	長崎県	長崎駅	104,160	96,180	53,189	42,610	41,189	76,773	60,714	64,016	75,067	21,293
43	熊本県	熊本駅	99,423	75,725	48,002	38,264	36,642	75,358	56,367	58,530	69,580	15,807
44	大分県	大分駅	99,502	84,929	44,808	35,950	32,448	64,744	54,014	67,734	78,784	25,011
45	宮崎県	宮崎駅	102,773	85,866	68,527	65,466	61,965	97,841	93,917	56,837	55,102	40,909
46	鹿児島県	西鹿児島駅	105,345	97,609	74,806	64,868	61,366	97,243	73,928	65,196	91,465	40,311
47	沖縄県	那覇空港	109,399	69,389	76,710	75,448	71,947	117,438	73,982	68,791	70,285	50,892
		平均	72,517	73,560	49,145	56,185	66,859	60,071	57,658	67,643	71,355	59,597

(単位：円)

No	都道府県 発着地		41	42	43	44	45	46	47
			佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
			佐賀駅	長崎駅	熊本駅	大分駅	宮崎駅	西鹿児島駅	那覇空港
1	北海道	札幌駅	110,804	137,051	116,537	125,236	126,678	125,602	118,456
2	青森県	青森駅	102,738	119,413	115,091	115,028	117,455	122,828	110,775
3	岩手県	盛岡駅	102,309	124,984	121,047	115,999	117,441	122,813	109,761
4	宮城県	仙台駅	95,339	122,128	101,072	109,762	108,384	122,957	111,333
5	秋田県	秋田駅	118,788	127,459	123,136	123,073	106,886	119,473	133,283
6	山形県	山形駅	100,820	128,435	106,553	110,250	111,692	117,064	133,674
7	福島県	福島駅	105,415	106,850	102,528	102,465	86,278	98,865	107,641
8	茨城県	水戸駅	88,665	97,336	93,013	92,951	76,686	89,351	96,146
9	栃木県	宇都宮駅	86,370	95,041	90,718	90,656	74,468	87,056	93,851
10	群馬県	前橋駅	89,840	98,511	94,188	94,125	77,938	90,525	97,320
11	埼玉県	浦和駅	75,449	84,120	79,797	79,734	63,547	76,134	82,930
12	千葉県	千葉駅	77,748	86,419	82,096	82,034	65,261	78,434	85,229
13	東京都	東京駅	72,304	80,975	76,653	56,590	60,403	72,990	79,785
14	神奈川県	新横浜駅	74,015	82,686	78,363	78,301	62,113	74,701	81,496
15	新潟県	新潟駅	97,234	118,495	102,967	101,680	103,122	108,495	106,900
16	富山県	富山駅	89,719	105,522	95,452	117,337	101,150	94,106	110,761
17	石川県	金沢駅	83,963	95,182	89,696	98,500	112,179	86,805	92,942
18	福井県	福井駅	84,588	95,808	90,321	68,173	112,804	87,430	93,568
19	山梨県	甲府駅	90,453	99,124	94,801	94,738	78,551	91,138	97,934
20	長野県	長野駅	93,013	106,407	102,084	102,022	85,834	98,422	105,217
21	岐阜県	岐阜駅	64,641	72,712	67,974	70,874	71,324	73,897	77,950
22	静岡県	静岡駅	79,513	87,584	82,847	97,638	86,197	88,770	92,823
23	愛知県	名古屋駅	61,988	70,059	65,321	68,221	68,671	71,244	75,297
24	三重県	津駅	71,778	79,849	75,112	78,011	78,462	81,035	85,088
25	滋賀県	大津駅	55,720	63,143	59,206	54,158	55,599	60,972	72,139
26	京都府	京都駅	53,770	62,081	58,144	53,095	54,537	59,910	71,076
27	大阪府	新大阪駅	52,342	58,188	54,251	52,022	50,644	56,017	67,183
28	兵庫県	新神戸駅	49,674	61,730	57,792	52,744	54,186	59,559	70,725
29	奈良県	奈良駅	59,886	62,786	58,849	53,801	55,243	60,615	71,782
30	和歌山県	和歌山駅	57,464	60,364	57,969	56,121	55,519	64,892	69,360
31	鳥取県	鳥取駅	63,214	104,160	99,423	99,502	102,773	105,345	109,399
32	島根県	松江駅	69,992	96,180	75,725	84,929	85,866	97,609	69,389
33	岡山県	岡山駅	42,509	53,189	48,002	44,808	68,527	74,806	76,710
34	広島県	広島駅	32,551	42,610	38,264	35,950	65,466	64,868	75,448
35	山口県	山口駅	30,490	41,189	36,642	32,448	61,965	61,366	71,947
36	徳島県	徳島駅	69,625	76,773	75,358	64,744	97,841	97,243	117,438
37	香川県	高松駅	51,715	60,714	56,367	54,014	93,917	73,928	73,982
38	愛媛県	松山駅	52,797	64,016	58,530	67,734	56,837	65,196	68,791
39	高知県	高知駅	63,848	75,067	69,580	78,784	55,102	91,465	70,285
40	福岡県	博多駅	10,074	21,293	15,807	25,011	40,909	40,311	50,892
41	佐賀県	佐賀駅	4,303	16,269	17,957	35,071	50,829	50,231	60,812
42	長崎県	長崎駅	16,269	5,615	30,271	46,004	55,148	50,121	64,331
43	熊本県	熊本駅	17,957	30,271	7,243	25,368	56,639	24,747	62,994
44	大分県	大分駅	35,071	46,004	25,368	6,611	30,104	65,167	69,887
45	宮崎県	宮崎駅	50,829	55,148	56,639	30,104	7,155	21,210	60,621
46	鹿児島県	西鹿児島駅	50,231	50,121	24,747	65,167	21,210	8,395	59,203
47	沖縄県	那覇空港	60,812	64,331	62,994	69,887	60,621	59,203	5,523
		平均	67,418	78,583	72,181	73,648	74,259	78,581	84,470

表 6 - 5 「旅費マトリクス」を用いたコストの一覧

(単位：円)

区分	全国 1 か所間の移動	全国 2 ~ 3 か所間の移動	ブロック内の移動		同一都道府県内の移動
47 都道府県 平均値	45,540	29,140	16,956		6,910
今回の政策 評価に用いた値	46,000	29,000	17,000		7,000
		東日本	25,666	北海道	25,149
		西日本	31,296	東北	19,125
				関東	14,442
				中部	17,390
				関西	7,322
				中国	23,334
				四国	16,349
				九州	22,769
				沖縄	5,523

< 説明 1 > 東日本と西日本との区分

東日本	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
西日本	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

< 説明 2 > 地域ブロックの区分

北海道	北海道
東北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

6-3 データテーブル

応用一般均衡分析は、前述のように、規制改革がもたらす市場経済的便益を分析する際に有用な分析手法となりうる。本調査研究で使用した応用一般均衡モデルは、検査検定制度の規制改革の効果計測にとどまらず、規制改革全般の効果計測においても有益な情報をもたらすと考えられる。そこで、ここでは参考として、規制改革全般に関する効果の規模を把握するためのデータテーブル（効果計測一覧表）を掲載することとする。

なお、ここで言うところの規制改革全般における効果とは、例えば、ある産業全体に及ぼす規制が緩和・撤廃されたときに発生する効果等が挙げられる。医薬品部門を例にすると、医薬品部門全体に及ぶ価格規制が存在しており、その価格規制が撤廃されることにより、医薬品部門の生産コストは低下すると想定される。前述の通り、その効果は医薬品部門だけにとどまらず、他の産業部門へ波及すると想定され、そのときに社会経済にどのような効果をもたらすか、すなわち、市場経済的便益としてどのような効果が発生するか等を把握することが必要となる。

上記で挙げたように、各産業部門に影響を及ぼすこととなる規制改革等の効果について評価を行う者は、以下に掲載するデータテーブルを使用することにより、ある特定の産業全体に及ぶ規制改革等がなされたときの市場経済的便益を、簡易的に把握することが可能となる。また、同様に、産業部門ごとの GDP、資本投入量、労働投入量の変化額（規制改革により、規制改革以前の額と比較した額のことを指し、変化額 = 規制改革後の額 - 規制改革前の額としている）を簡易的に把握することが可能となる。

なお、以下に掲載するデータテーブルでは、規制改革により、各産業別の総生産額に占める一定の割合（0.001%、0.01%、0.1%、1%）だけ、当該産業の支出が減少するものと仮定して、データテーブルを作成している。この支出の減少分は、当該産業の生産コストの低下、ひいては当該産業における生産財・サービスの市場価格の低下として想定される。

(1) 使用手順

下図のステップ1からステップ4の手順で各データテーブルを使用する。

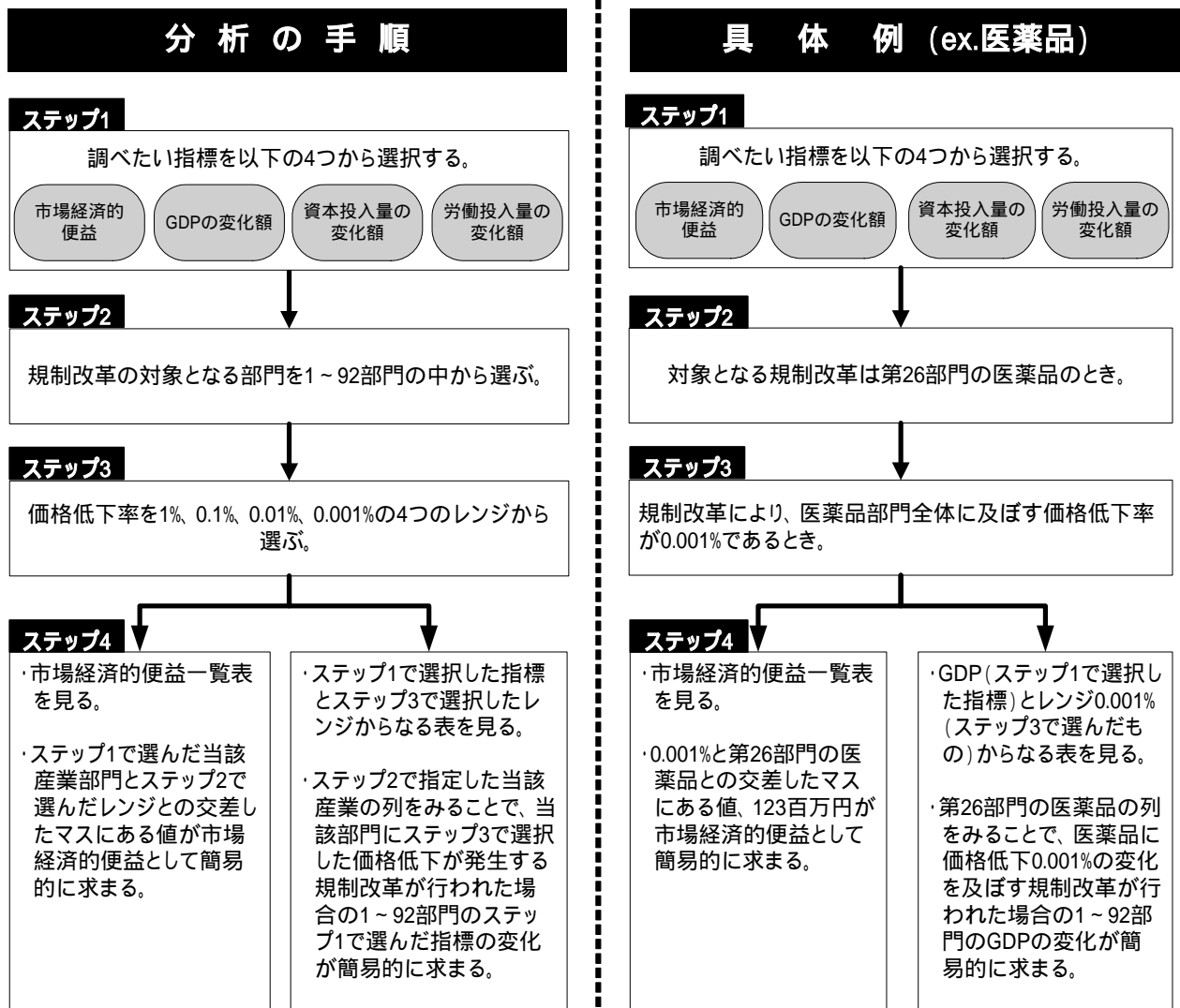


図 6 - 3 データテーブル使用手順

(2) 市場経済的便益一覧の使用方法

1) ステップ1：指標の選択

調べたい指標を市場経済的便益、GDP、資本投入量、労働投入量の変化額の4つの中から選択する。ここでは、例として「市場経済的便益」を選択する。

市場経済的便益一覧表		価格低下率(%)			
		0.001%	0.01%	0.1%	1.0%
		(単位:100万円)			
1	耕種農業	141,937.97	1,419,379.71	14,192,798.05	141,827,713.05
2	畜産・養蚕	59	594	5,938	59,372
3	農業サービス	12	121	1,208	12,076
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
26	医薬品	123	1,228	12,276	122,740
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
90	その他対個人サービス	193	1,935	19,344	193,269
91	事務用品	45	445	4,453	44,525
92	分類不明	103	1,028	10,281	102,803

図6-4 ステップ1

2) ステップ2：規制改革を行う産業分類の選択

規制改革等の対象となる産業分類を1～92の中から選択する。ここでは、例として「医薬品部門」を選択する。

市場経済的便益一覧表		価格低下率(%)			
		0.001%	0.01%	0.1%	1.0%
		(単位:100万円)			
1	耕種農業	141,937.97	1,419,379.71	14,192,798.05	141,827,713.05
2	畜産・養蚕	59	594	5,938	59,372
3	農業サービス	12	121	1,208	12,076
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
26	医薬品	123	1,228	12,276	122,740
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
90	その他対個人サービス	193	1,935	19,344	193,269
91	事務用品	45	445	4,453	44,525
92	分類不明	103	1,028	10,281	102,803

図6-5 ステップ2

3) ステップ3：価格低下率の選択

規制改革によって選択した産業部門（ここでは「医薬品部門」）全体において、どの程度、財・サービスの価格が低下するのか、0.001%、0.01%、0.1%、1%の4つのレンジから選択をする。ここでは、例として「0.001%」を選択する（0.001%の価格低下率とは、価格が1万円の商品が10円低下することを意味している）。

市場経済的便益一覧表		価格低下率(%)				(単位:100万円)
		0.001%	0.01%	0.1%	1.0%	
1	耕種農業	141,937.97	1,419,379.71	14,192,798.05	141,827,713.05	
2	畜産・養蚕	59	594	5,938	59,372	
3	農業サービス	12	121	1,208	12,076	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
26	医薬品	123	1,228	12,276	122,740	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
90	その他対個人サービス	193	1,935	19,344	193,269	
91	事務用品	45	445	4,453	44,525	
92	分類不明	103	1,028	10,281	102,803	

図 6 - 6 ステップ 3

4) ステップ4：市場経済的便益をみる

ステップ2で選択した産業部門（医薬品）とステップ3で選択した価格低下率（0.001%）の交差したセルを探す。この交差したセル内の額が、医薬品において、価格が0.001%低下するような規制改革を行ったときにもたらされる市場経済的便益となる。

市場経済的便益一覧表		価格低下率(%)				(単位:100万円)
		0.001%	0.01%	0.1%	1.0%	
1	耕種農業	141,937.97	1,419,379.71	14,192,798.05	141,827,713.05	
2	畜産・養蚕	59	594	5,938	59,372	
3	農業サービス	12	121	1,208	12,076	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
26	医薬品	123	1,228	12,276	122,740	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	
90	その他対個人サービス	193	1,935	19,344	193,269	
91	事務用品	45	445	4,453	44,525	
92	分類不明	103	1,028	10,281	102,803	

図 6 - 7 ステップ 4 の注釈:

- ステップ2で選択した価格低下率: 0.001%
- ステップ3で選択した産業分類: 医薬品
- 交差したセル: 医薬品 (123)
- 交差したセルの値: 123
- 注釈: 医薬品において、価格が0.001%低下するような規制改革等を行ったときにもたらされる市場経済的便益

図 6 - 7 ステップ 4

(3) GDP、資本投入量、労働投入量の変化額一覧の使用方法

1) ステップ1：指標の選択

調べたい指標を市場経済的便益、GDP、資本投入量、労働投入量の変化額の4つの中から選択する。ここでは、例として「GDP」の変化額を選択する。

GDP変化額一覧											
価格低下率		0.001%									(単位:100万円)
#	産業分類	1 耕種農業	2 畜産・養蚕	3 農業サービス	...	26 医薬品	...	90 その他対個人サービス	91 事務用品	92 分類不明	
1	耕種農業	1.196	0.277	0.078	...	0.409	...	0.647	0.146	0.354	
2	畜産・養蚕	0.126	0.171	0.026	...	0.042	...	0.063	0.015	0.039	
3	農業サービス	0.067	0.034	0.007	...	0.026	...	0.041	0.009	0.023	
4	林業	0.162	0.059	0.013	...	0.124	...	0.208	0.041	0.120	
5	漁業	0.087	0.038	0.008	...	0.076	...	0.119	0.028	0.066	
26	医薬品	0.015	0.017	0.002	...	0.017	...	0.030	0.015	0.023	
88	飲食店	0.867	0.343	0.072	...	0.716	...	1.160	0.251	0.630	
89	旅館・その他	0.358	0.141	0.030	...	0.293	...	0.477	0.102	0.257	
90	その他対個人	0.740	0.292	0.062	...	0.606	...	0.983	0.212	0.525	
91	事務用品	0.000	0.000	0.000	...	0.000	...	0.000	0.000	0.000	
92	分類不明	-0.001	0.011	0.001	...	0.011	...	0.005	0.008	0.021	

図6-8 ステップ1

2) ステップ2：規制改革を行う産業分類の選択

規制改革等の対象となる産業分類を1~92の中から選択する。ここでは、例として「医薬品部門」を選択する。

GDP変化額一覧											
価格低下率		0.001%									(単位:100万円)
#	産業分類	1 耕種農業	2 畜産・養蚕	3 農業サービス	...	26 医薬品	...	90 その他対個人サービス	91 事務用品	92 分類不明	
1	耕種農業	1.196	0.277	0.078	...	0.409	...	0.647	0.146	0.354	
2	畜産・養蚕	0.126	0.171	0.026	...	0.042	...	0.063	0.015	0.039	
3	農業サービス	0.067	0.034	0.007	...	0.026	...	0.041	0.009	0.023	
4	林業	0.162	0.059	0.013	...	0.124	...	0.208	0.041	0.120	
5	漁業	0.087	0.038	0.008	...	0.076	...	0.119	0.028	0.066	
26	医薬品	0.015	0.017	0.002	...	0.017	...	0.030	0.015	0.023	
88	飲食店	0.867	0.343	0.072	...	0.716	...	1.160	0.251	0.630	
89	旅館・その他	0.358	0.141	0.030	...	0.293	...	0.477	0.102	0.257	
90	その他対個人	0.740	0.292	0.062	...	0.606	...	0.983	0.212	0.525	
91	事務用品	0.000	0.000	0.000	...	0.000	...	0.000	0.000	0.000	
92	分類不明	-0.001	0.011	0.001	...	0.011	...	0.005	0.008	0.021	

図6-9 ステップ2

3) ステップ3：価格低下率の選択

規制改革によって選択した産業部門(ここでは「医薬品部門」)全体において、どの程度、財・サービスの価格が低下するのか、0.001%、0.01%、0.1%、1%の4つのレンジから選択をする。ここでは、例として「0.001%」を選択する(0.001%の価格低下率とは、価格が1万円の商品が10円低下することを意味している)。

GDP変化額一覧											
価格低下率		0.001%									(単位:100万円)
#	産業分類	1 耕種 農業	2 畜産 ・ 養蚕	3 農業サ ービス	...	26 医薬品	...	90 その他 対個人 サービス	91 事務用 品	92 分類不 明	
1	耕種農業	1.196	0.277	0.078	...	0.409	...	0.647	0.146	0.354	
2	畜産・養蚕	0.126	0.171	0.026	...	0.042	...	0.063	0.015	0.039	
3	農業サービス	0.067	0.034	0.007	...	0.026	...	0.041	0.009	0.023	
4	林業	0.162	0.059	0.013	...	0.124	...	0.208	0.041	0.120	
5	漁業	0.087	0.038	0.008	...	0.076	...	0.119	0.028	0.066	
...	
26	医薬品	0.015	0.017	0.002	...	0.017	...	0.030	0.015	0.023	
...	
88	飲食店	0.867	0.343	0.072	...	0.716	...	1.160	0.251	0.630	
89	旅館・その他	0.358	0.141	0.030	...	0.293	...	0.477	0.102	0.257	
90	その他対個人	0.740	0.292	0.062	...	0.606	...	0.983	0.212	0.525	
91	事務用品	0.000	0.000	0.000	...	0.000	...	0.000	0.000	0.000	
92	分類不明	-0.001	0.011	0.001	...	0.011	...	0.005	0.008	0.021	

図6-10 ステップ3

4) ステップ4：GDPの変化額をみる(または、資本投入量、労働投入量の変化額)

ステップ1で選択した産業部門(医薬品)の列をみることで、医薬品部門に価格低下率0.001%の変化を及ぼす規制改革が行われた場合の、1~92部門の各部門におけるGDPの変化額が簡易的に求められる。

GDP変化額一覧											
価格低下率		0.001%									(単位:100万円)
#	産業分類	1 耕種 農業	2 畜産 ・ 養蚕	3 農業サ ービス	...	26 医薬品	...	90 その他 対個人 サービス	91 事務用 品	92 分類不 明	
1	耕種農業	1.196	0.277	0.078	...	0.409	...	0.647	0.146	0.354	
2	畜産・養蚕	0.126	0.171	0.026	...	0.042	...	0.063	0.015	0.039	
3	農業サービス	0.067	0.034	0.007	...	0.026	...	0.041	0.009	0.023	
4	林業	0.162	0.059	0.013	...	0.124	...	0.208	0.041	0.120	
5	漁業	0.087	0.038	0.008	...	0.076	...	0.119	0.028	0.066	
...	
26	医薬品	0.015	0.017	0.002	...	0.017	...	0.030	0.015	0.023	
...	
88	飲食店	0.867	0.343	0.072	...	0.716	...	1.160	0.251	0.630	
89	旅館・その他	0.358	0.141	0.030	...	0.293	...	0.477	0.102	0.257	
90	その他対個人	0.740	0.292	0.062	...	0.606	...	0.983	0.212	0.525	
91	事務用品	0.000	0.000	0.000	...	0.000	...	0.000	0.000	0.000	
92	分類不明	-0.001	0.011	0.001	...	0.011	...	0.005	0.008	0.021	

図6-11 ステップ4

(4) データテーブル

市場経済的便益一覧	160
GDP 変化額一覧	162 ~ 177
価格低下率 0.001%の場合	162
" 0.01%	166
" 0.1%	170
" 1%	174
資本投入量変化額一覧	178 ~ 193
価格低下率 0.001%の場合	178
" 0.01%	182
" 0.1%	186
" 1%	190
労働投入量変化額一覧	194 ~ 209
価格低下率 0.001%の場合	194
" 0.01%	198
" 0.1%	202
" 1%	206

市場経済的便益一覧

価格低下率(%)

(単位：100万円)

	0.001%	0.01%	0.1%	1.0%
1 耕種農業	142	1,419	14,193	141,828
2 畜産・養蚕	59	594	5,938	59,372
3 農業サービス	12	121	1,208	12,076
4 林業	23	235	2,347	23,425
5 漁業	41	408	4,081	40,797
6 金属鉱物	-3	-31	-307	-3,067
7 非金属鉱物	28	284	2,839	28,393
8 石炭	0	1	11	111
9 原油・天然ガス	-15	-153	-1,534	-15,350
10 食料品	532	5,324	53,235	532,036
11 飲料	162	1,616	16,164	161,578
12 飼料・有機質肥料	23	231	2,312	23,118
13 たばこ	46	463	4,625	46,192
14 繊維工業製品	79	793	7,927	79,253
15 衣服・その他の繊維製品	136	1,360	13,598	135,924
16 製材・木製品	88	881	8,805	88,036
17 家具・装備品	77	768	7,676	76,723
18 パルプ・紙・板紙・加工紙	108	1,080	10,797	107,962
19 紙加工品	78	784	7,842	78,417
20 出版・印刷	234	2,340	23,397	233,918
21 化学肥料	8	81	815	8,150
22 無機化学基礎製品	38	384	3,844	38,437
23 有機化学基礎・中間製品	133	1,330	13,296	132,940
24 合成樹脂	63	631	6,305	63,048
25 化学繊維	15	148	1,479	14,792
26 医薬品	123	1,228	12,276	122,740
27 化学最終製品	139	1,391	13,912	139,092
28 石油製品	172	1,718	17,177	171,715
29 石炭製品	26	264	2,637	26,371
30 プラスチック製品	203	2,034	20,336	203,316
31 ゴム製品	64	643	6,426	64,254
32 なめし革・毛皮・同製品	17	170	1,697	16,967
33 ガラス・ガラス製品	34	343	3,425	34,249
34 セメント・セメント製品	96	960	9,598	95,963
35 陶磁器	20	196	1,961	19,609
36 その他の窯業・土石製品	42	420	4,203	42,027
37 鉄鋼・粗鋼	234	2,339	23,386	233,799
38 鋼材	228	2,279	22,788	227,828
39 鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品	81	811	8,106	81,046
40 非鉄金属製錬・精製	27	273	2,735	27,350
41 非鉄金属加工製品	101	1,007	10,071	100,694
42 その他の金属製品	180	1,799	17,989	179,823
43 一般産業機械	190	1,904	19,036	190,137
44 特殊産業機械	224	2,243	22,430	223,931
45 その他の一般機器	74	735	7,352	73,418
46 事務用・サービス用機器	77	773	7,726	77,191
47 民生用電気機器	181	1,806	18,056	180,505
48 電子・通信機器	601	6,014	60,132	600,427
49 重電機器	113	1,128	11,279	112,647
50 その他の電気機器	128	1,279	12,792	127,890
51 自動車	777	7,770	77,697	776,160
52 船舶・同修理	46	462	4,617	46,159
53 その他の輸送機械・同修理	54	539	5,388	53,825
54 精密機器	76	761	7,608	76,009
55 その他の製造工業製品	109	1,089	10,887	108,824
56 建築	818	8,183	81,812	815,919
57 建設補修	159	1,589	15,890	158,882
58 土木	751	7,513	75,114	749,134
59 電力	317	3,167	31,671	316,583
60 ガス・熱供給	39	393	3,932	39,316
61 水道	84	840	8,399	83,962
62 廃棄物処理	56	555	5,551	55,499
63 商業	1,855	18,553	185,475	1,849,161
64 金融・保険	659	6,594	65,937	658,757
65 不動産仲介及び賃貸	196	1,961	19,608	196,030
66 住宅賃貸料	898	8,983	89,810	895,719
67 鉄道輸送	120	1,197	11,974	119,698
68 道路輸送(除自家輸送)	335	3,347	33,464	334,359
69 自家用自動車輸送	201	2,015	20,146	201,424
70 水運	93	929	9,292	92,902
71 航空輸送	47	467	4,672	46,709
72 貨物輸送取扱	11	111	1,105	11,049
73 倉庫	29	292	2,921	29,185
74 輸送付帯サービス	131	1,312	13,119	131,155
75 通信	216	2,158	21,574	215,631
76 放送	52	516	5,161	51,601
77 公務	475	4,754	47,535	474,750
78 教育	382	3,823	38,232	382,950
79 研究	205	2,047	20,475	204,992
80 医療・保険	575	5,751	57,507	574,540
81 社会保障	105	1,046	10,458	104,764
82 その他の公共サービス	86	858	8,580	85,777
83 広告・調査・情報サービス	278	2,778	27,780	277,531
84 物品賃貸サービス	194	1,944	19,440	194,351
85 自動車・機械修理	251	2,514	25,144	251,372
86 その他の対事業者サービス	444	4,441	44,405	443,223
87 娯楽サービス	246	2,461	24,605	245,843
88 飲食店	441	4,414	44,141	441,125
89 旅館・その他宿泊所	131	1,312	13,115	131,103
90 その他対個人サービス	193	1,935	19,344	193,269
91 事務用品	45	445	4,453	44,525
92 分類不明	103	1,028	10,281	102,803

空白ページ

GDP変化額一覧

価格低下率 0.001%

1 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)

(単位: 100万円)

産業分類	増加額 (WITH-WITHOUT)																						
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1 耕種農業	1.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.8	0.5	0.1	0.2	0.3	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.8	0.0	0.1	0.4
2 畜産・養蚕	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
3 農業サービス	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
4 林業	0.2	0.1	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	
5 漁業	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
6 金属鉱物	0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
7 非金属鉱物	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	
8 石炭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
9 原油・天然ガス	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	
10 食料品	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.8	0.6	0.1	0.2	0.3	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.8	0.0	0.1	
11 飲料	0.4	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.5	0.4	0.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.7	0.0	0.1	
12 飼料・有機質肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
13 たばこ	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.2	0.4	0.0	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.5	0.0	0.1	0.3	
14 繊維工業製品	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.0	0.4	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	
15 衣服・その他の繊維製品	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.1	0.4	0.0	0.1	0.3	0.7	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.0	0.1	0.3	
16 製材・木製品	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	
17 家具・装飾品	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
18 パルプ・紙・板紙・加工紙	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
19 紙加工品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
20 出版・印刷	-0.6	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	-1.6	-0.5	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.4	-0.3	-0.2	-0.3	-0.2	-0.4	0.0	-0.1	
21 化学肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
22 無機化学基礎製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
23 有機化学基礎・中間製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
24 合成樹脂	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	
25 化学繊維	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
26 医薬品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
27 化学最終製品	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	
28 石油製品	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	-1.2	0.4	0.0	0.1	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.0	0.1	0.3	
29 石炭製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
30 プラスチック製品	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.8	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.4	0.0	0.1	
31 ゴム製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	
32 なめし革・毛皮・同製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	
33 ガラス・ガラス製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	
34 セメント・セメント製品	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.9	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	
35 陶磁器	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
36 その他の窯業・土石製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	
37 鉄鋼・粗鋼	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.5	0.5	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5	0.2	0.3	0.2	0.6	0.0	0.1	0.4	
38 鋼材	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.9	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	
39 鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	
40 非鉄金属鉱石・精製	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	
41 非鉄金属加工製品	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	
42 その他の金属製品	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.4	0.4	0.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.6	0.0	0.1	0.3	
43 一般産業機械	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	1.2	0.4	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.5	0.0	0.1	0.3	
44 特殊産業機械	0.4	0.2	0.0	-0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	1.4	0.5	0.1	0.2	0.2	0.4	0.0	0.1	0.3	0.2	0.6	0.0	0.1	0.4	
45 その他の一般機器	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	
46 事務用・サービス用機器	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	
47 民生用電気機器	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.9	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	
48 電子・通信機器	0.9	0.3	0.1	-0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	3.1	1.0	0.1	0.3	0.5	0.8	0.1	0.3	0.7	0.5	1.6	0.1	0.3	0.9	
49 電機機器	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.8	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.2	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	
50 その他の電気機器	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.2	
51 自動車	0.7	0.3	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	2.4	0.8	0.1	0.2	0.4	0.6	0.2	0.3	0.5	0.4	1.1	0.0	0.2	0.7	
52 船舶・同修理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
53 その他の輸送機械・同修理	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	
54 精密機器	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	
55 その他の製造工業製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	
56 建築	2.9	1.0	0.2	1.9	0.8	0.1	0.3	0.0	9.8	3.2	0.4	1.0	1.5	2.5	5.2	2.0	2.3	1.5	3.9	0.1	0.7	2.3	
57 建設補修	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	
58 土木	3.1	1.0	0.2	-0.3	0.8	0.1	2.2	0.3	9.3	3.0	0.4	1.0	1.3	2.4	0.5	0.6	1.6	1.3	3.7	0.1	0.6	2.2	
59 電力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	
60 ガス・熱供給	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
61 水道	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	

GDP変化額一覧

価格低下率 0.001%

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																																																
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46																										
産業分類		総増減	化学繊維	皮革	化学繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維	繊維
1	繊維農業	0.2	0.1	0.4	0.5	0.6	0.1	0.7	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.8	0.8	0.3	0.1	0.3	0.6	0.6	0.7	0.2	0.3																										
2	畜産・養蚕	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
3	農産サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
4	林業	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0																										
5	漁業	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
6	金属鉱物	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	-0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0																										
7	非金属鉱物	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
8	石炭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
9	原油・天然ガス	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1																										
10	食料品	0.2	0.1	0.4	0.5	0.6	0.1	0.7	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.2	0.8	0.8	0.3	0.1	0.4	0.6	0.7	0.8	0.3	0.3																										
11	飲料	0.2	0.0	0.3	0.4	0.5	0.1	0.6	0.2	0.0	0.1	0.3	0.1	0.1	0.7	0.6	0.2	0.1	0.3	0.5	0.5	0.7	0.2	0.2																										
12	肥料・有機質肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
13	たばこ	0.1	0.0	0.3	0.3	0.4	0.1	0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.5	0.5	0.2	0.1	0.2	0.4	0.4	0.5	0.2	0.2																										
14	繊維工業製品	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1																										
15	衣服・その他の繊維製品	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4	0.1	0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.5	0.5	0.2	0.1	0.2	0.4	0.4	0.5	0.2	0.2																										
16	製材・木製品	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1																										
17	家具・装飾品	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0																										
18	パルプ・紙・板紙・加工紙	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0																										
19	紙加工品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
20	出版・印刷	-0.2	0.0	-0.4	-0.4	-0.6	-0.1	-0.6	-0.2	-0.1	-0.1	-0.3	-0.1	-0.1	-0.7	-0.7	-0.2	-0.1	-0.3	-0.6	-0.6	-0.7	-0.2	-0.2																										
21	化学肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
22	有機化学基礎製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1																										
23	有機化学基礎・中間製品	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1																										
24	合成樹脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
25	化学繊維	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
26	医薬品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
27	化学最終製品	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1																										
28	石油製品	0.1	0.0	0.3	0.3	0.3	0.1	0.5	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.6	0.5	0.2	0.1	0.2	0.4	0.4	0.4	0.1	0.2																										
29	石炭製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
30	プラスチック製品	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.1	0.2																										
31	ゴム製品	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.3	0.1	0.1																										
32	なめし革・毛皮・同製品	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
33	ガラス・ガラス製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
34	セメント・セメント製品	0.1	0.0	0.2	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	0.1	0.5	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1																										
35	陶磁器	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																										
36	その他の窯業・土石製品	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0																										
37	鉄鋼・粗鋼	0.2	0.0	0.4	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.6	0.5	0.5	0.2	0.1																										
38	鋼材	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.5	0.5	0.2	0.1	0.2	0.5	0.7	0.9	0.4	0.1																										
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.0	0.1	0.3	0.6	0.7	0.3	0.1																										
40	非鉄金属製錬・精製	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	-0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0																										
41	非鉄金属加工製品	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.3	0.1	0.1																										
42	その他の金属製品	0.2	0.0	0.3	0.4	0.5	0.1	0.5	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.7	0.8	0.3	0.1	0.3	1.8	0.7	0.9	0.3	0.3																										
43	一般産業機械	0.1	0.0	0.3	0.3	0.4	0.1	0.4	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.5	0.8	0.6	0.1	0.4	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1																										
44	特殊産業機械	0.2	0.0	0.3	0.4	0.4	0.1	0.6	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	1.1	0.7	0.1	0.3	0.9	0.6	1.3	0.3	0.1																										
45	その他の一般機器	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.3	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.9	0.1																										
46	事務用・サービス用機器	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	2.6																										
47	民生用電気機器	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.4	0.1	0.1																										
48	電子・通信機器	0.5	0.1	0.7	0.8	1.0	0.1	1.6	0.4	0.1	0.4	0.0	0.2	0.1	0.5	1.0	0.3	0.3	0.7	1.0	0.5	0.5	0.2	0.7																										
49	電機機器	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	0.2	0.1	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1																										
50	その他の電気機器	0.1	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1																										
51	自動車	0.3	0.1	0.6	0.7	0.8	0.1	1.2	0.6	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.8	1.1	0.6	0.2	0.6	0.8	0.6	0.6	0.3	0.2																										
52	船舶・同修理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0																										
53	その他の輸送機械・同修理	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0																										
54	精密機器	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1																										
55	その他の製造工業製品	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0																										
56	建築	1.1	0.3	2.3	2.9	3.7	0.4	3.5	0.9	0.3	0.8	1.6	0.8	1.2	7.9	4.4	1.2	0.4	1.4	4.2	1.4	0.7	0.2	0.5																										
57	建設補修	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0																										

GDP変化額一覧

価格低下率 0.001%

3 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位：100万円)																																													
産業分類		47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	民生用電気機器	電子・通信機器	産業用電気機器	その他の電気機器	自動車	船舶・同修理	その他の輸送機械・同修理	精密機器	その他の製造工業製品	建築	建設補修	土木	電力	ガス・熱供給	水道	廃棄物処理	商業	金融・保険	不動産仲介及び賃貸	住宅賃貸料	鉄道輸送	道路輸送 (除自家輸送)	自家用自動車輸送
1	耕種農業	0.6	2.0	0.4	0.4	2.8	0.2	0.2	0.2	0.4	2.7	0.5	2.8	1.1	0.1	0.3	0.2	6.2	2.3	0.7	3.0	0.4	1.1	0.7	0.6	2.0	0.4	0.4	2.8	0.2	0.2	0.2	0.4	2.7	0.5	2.8	1.1	0.1	0.3	0.2	6.2	2.3	0.7	3.0	0.4	1.1	0.7
2	畜産・養蚕	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	
3	農業サービス	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	
4	林業	0.2	0.3	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	2.2	0.2	0.0	0.3	0.0	0.1	0.1	1.7	0.7	0.2	1.0	0.1	0.4	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	2.2	0.2	0.0	0.3	0.0	0.1	1.7	0.7	0.2	1.0	0.1	0.4	0.2	
5	漁業	0.1	0.4	0.1	0.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.1	0.5	0.2	0.0	0.1	0.1	1.2	0.4	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.1	0.5	0.2	0.0	0.1	1.2	0.4	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	
6	金属鉱物	0.1	0.3	0.1	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.1	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.8	0.3	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.1	0.5	0.2	0.0	0.0	0.8	0.3	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	
7	非金属鉱物	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.1	2.2	0.2	0.0	0.1	0.1	1.2	0.5	0.1	0.7	0.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.1	2.2	0.2	0.0	0.1	1.2	0.5	0.1	0.7	0.1	0.3	0.1	
8	石炭	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
9	原油・天然ガス	0.2	0.6	0.1	0.1	0.8	0.0	0.1	0.1	0.1	1.0	0.2	1.1	0.3	0.0	0.1	0.1	1.9	0.7	0.2	0.9	0.1	0.4	0.2	0.2	0.6	0.1	0.1	0.8	0.0	0.1	0.1	0.1	1.0	0.2	1.1	0.3	0.0	0.1	1.9	0.7	0.2	0.9	0.1	0.4	0.2	
10	食料品	0.6	2.2	0.4	0.5	2.7	0.2	0.2	0.3	0.4	3.0	0.6	2.8	1.1	0.1	0.3	0.2	6.5	2.3	0.7	3.1	0.4	1.2	0.7	0.6	2.2	0.4	0.5	2.7	0.2	0.2	0.3	0.4	3.0	0.6	2.8	1.1	0.1	0.3	0.2	6.5	2.3	0.7	3.1	0.4	1.2	0.7
11	飲料	0.5	1.7	0.3	0.4	2.1	0.1	0.2	0.2	0.2	2.3	0.4	2.4	0.4	2.2	0.9	0.1	5.4	1.9	0.6	2.6	0.3	1.0	0.5	0.5	1.7	0.3	0.4	2.1	0.1	0.2	0.2	0.2	2.3	0.4	2.4	0.4	2.2	0.9	0.1	5.4	1.9	0.6	2.6	0.3	1.0	0.5
12	肥料・有機質肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
13	たばこ	0.4	1.3	0.3	0.3	1.7	0.1	0.1	0.2	0.2	1.9	0.3	1.7	0.7	0.1	0.2	0.1	4.3	1.5	0.5	2.1	0.3	0.8	0.4	0.4	1.3	0.3	0.3	1.7	0.1	0.1	0.2	0.2	1.9	0.3	1.7	0.7	0.1	0.2	0.1	4.3	1.5	0.5	2.1	0.3	0.8	0.4
14	繊維工業製品	0.2	0.6	0.1	0.1	0.8	0.0	0.1	0.1	0.1	0.8	0.2	0.6	0.3	0.0	0.1	0.1	1.9	0.7	0.2	0.9	0.1	0.3	0.2	0.2	0.6	0.1	0.1	0.8	0.0	0.1	0.1	0.1	0.8	0.2	0.6	0.3	0.0	0.1	1.9	0.7	0.2	0.9	0.1	0.3	0.2	
15	衣服・その他の繊維製品	0.4	1.3	0.2	0.3	1.6	0.1	0.1	0.2	0.3	1.8	0.3	1.6	0.7	0.1	0.2	0.1	4.2	1.5	0.5	2.1	0.3	0.8	0.4	0.4	1.3	0.2	0.3	1.6	0.1	0.1	0.2	0.3	1.8	0.3	1.6	0.7	0.1	0.2	0.1	4.2	1.5	0.5	2.1	0.3	0.8	0.4
16	製材・木製品	0.2	0.4	0.0	0.1	0.8	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.6	0.2	-0.1	0.5	0.1	0.1	2.4	1.0	0.3	1.4	0.2	0.5	0.2	0.2	0.4	0.0	0.1	0.8	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.6	0.2	-0.1	0.5	0.1	2.4	1.0	0.3	1.4	0.2	0.5	0.2	
17	家具・装飾品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.1	-0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.3	0.0	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.1	-0.5	0.1	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.3	0.0	0.2	0.1	
18	パルプ・紙・紙・加工紙	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.5	-0.1	0.0	0.0	-0.7	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.5	-0.1	0.0	0.0	-0.7	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	0.0
19	紙加工品	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
20	出版・印刷	-0.5	-1.5	-0.3	-0.4	-2.2	-0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-3.1	-0.5	-2.8	-1.0	-0.1	-0.3	-0.2	-6.4	-2.2	-0.7	-3.5	-0.4	-1.2	-0.5	-0.5	-1.5	-0.3	-0.4	-2.2	-0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-3.1	-0.5	-2.8	-1.0	-0.1	-0.3	-0.2	-6.4	-2.2	-0.7	-3.5	-0.4	-1.2	-0.5
21	化学肥料	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
22	有機化学基礎製品	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0
23	有機化学基礎・中間製品	0.1	0.4	0.1	0.1	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.9	0.4	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	
24	合成樹脂	0.1	0.3	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1
25	化学繊維	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
26	医薬品	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.2	0.1	0.0	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
27	化学最終製品	0.2	0.5	0.1	0.1	0.7	0.0	0.1	0.1	0.1	1.1	0.1	0.5	0.3	0.0	0.1	0.0	1.6	0.6	0.2	0.8	0.1	0.3	0.2	0.2	0.5	0.1	0.1	0.7	0.0	0.1	0.1	0.1	1.1	0.1	0.5	0.3	0.0	0.1	1.6	0.6	0.2	0.8	0.1	0.3	0.2	
28	石油製品	0.4	1.2	0.2	0.3	1.7	0.1	0.1	0.2	0.3	2.1	0.4	2.6	0.7	0.1	0.2	0.1	4.1	1.5	0.5	2.0	0.3	0.9	0.4	0.4	1.2	0.2	0.3	1.7	0.1	0.1	0.2	0.3	2.1	0.4	2.6	0.7	0.1	4.1	1.5	0.5	2.0	0.3	0.9	0.4		
29	石炭製品	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	
30	プラスチック製品	0.3	1.4	0.2	0.3	1.5	0.1	0.1	0.2	0.3	1.1	0.3	1.3	0.5	0.1	0.1	2.8	1.1	0.3	1.5	0.2	0.6	0.3	0.3	1.4	0.2	0.3	1.5	0.1	0.1	0.2	0.3	1.1	0.3	1.3	0.5	0.1	2.8	1.1	0.3	1.5	0.2	0.6	0.3			
31	ゴム製品	0.1	0.4	0.1	0.1	0.7	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.5	0.2	0.0	0.1	0.0	1.1	0.4	0.1	0.6	0																									

GDP変化額一覧

価格低下率 0.01%

4 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																							
		70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	
産業分類		水運	航空輸送	貨物輸送取扱	倉庫	輸送付帯サービス	通信	放送	公務	教育	研究	医療・保険	社会保障	その他の公共サービス	広告・調査・情報サービス	物品賃貸サービス	自動車・機械修理	その他の対事業者サービス	娯楽サービス	飲食店	旅館・その他宿泊所	その他対個人サービス	事務用品	分類不明	
1	耕種農業	3.1	1.6	0.4	1.0	4.5	7.3	1.7	15.9	12.8	6.9	19.1	3.5	2.9	9.2	6.7	8.5	14.9	8.2	14.7	4.4	6.5	1.5	3.5	
2	畜産・養蚕	0.3	0.2	0.0	0.2	0.4	0.7	0.2	1.6	1.2	0.7	1.9	0.3	0.3	0.9	0.6	0.9	1.3	0.8	1.4	0.4	0.6	0.1	0.4	
3	農産サービス	0.2	0.1	0.0	0.1	0.3	0.5	0.1	1.0	0.8	0.4	1.2	0.2	0.2	0.6	0.4	0.5	0.9	0.5	0.9	0.3	0.4	0.1	0.2	
4	林業	0.9	0.5	0.1	0.3	1.5	2.1	0.4	5.1	4.3	1.4	6.0	1.1	0.9	1.8	1.8	2.7	2.9	2.6	4.5	1.4	2.1	0.4	1.2	
5	漁業	0.6	0.3	0.1	0.2	0.8	1.4	0.3	2.9	2.3	1.3	3.5	0.6	0.5	1.8	1.2	1.6	2.8	1.5	2.8	0.8	1.2	0.3	0.7	
6	金属鉱物	0.4	0.2	0.1	0.1	0.7	1.1	0.2	2.4	2.0	1.3	2.8	0.5	0.4	1.0	1.1	1.2	1.5	1.2	2.1	0.7	1.0	0.2	0.5	
7	非金属鉱物	0.7	0.3	0.1	0.2	1.0	1.8	0.3	3.6	3.1	1.0	4.2	0.8	0.7	1.2	1.9	2.1	2.5	1.8	3.2	1.0	1.5	0.3	0.7	
8	石炭	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.4	0.1	0.7	0.6	0.2	0.9	0.2	0.1	0.3	0.4	0.4	0.5	0.4	0.7	0.2	0.3	0.1	0.2	
9	原油・天然ガス	1.0	0.5	0.1	0.3	1.4	2.3	0.5	4.8	3.9	2.2	5.8	1.1	0.9	2.6	2.2	2.7	4.1	2.5	4.6	1.4	2.0	0.4	1.1	
10	燃料品	3.3	1.6	0.4	1.0	4.6	7.6	1.8	16.3	13.0	7.4	19.7	3.6	3.0	9.9	7.0	8.8	16.3	8.5	15.3	4.5	6.6	1.5	3.6	
11	飲料	2.6	1.3	0.3	0.9	3.8	6.3	1.5	13.7	11.2	6.1	16.3	3.0	2.5	8.1	5.8	7.1	13.5	7.1	12.5	3.8	5.6	1.2	3.0	
12	肥料・有機質肥料	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	
13	たばこ	2.0	1.0	0.3	0.7	3.0	5.0	1.2	10.8	8.9	4.7	12.8	2.4	1.9	6.2	4.5	5.5	10.4	5.6	9.8	2.9	4.4	0.9	2.3	
14	繊維工業製品	0.9	0.5	0.1	0.3	1.3	2.2	0.5	4.9	4.0	2.2	5.8	1.1	0.9	2.7	2.0	2.5	4.2	2.5	4.4	1.3	2.0	0.4	1.1	
15	衣服・その他の繊維製品	2.0	1.0	0.3	0.7	2.9	4.9	1.1	10.6	8.7	4.7	12.6	2.3	1.9	6.1	4.4	5.5	10.1	5.5	9.7	2.9	4.3	0.9	2.4	
16	製材・木製品	1.3	0.6	0.2	0.4	2.0	2.9	0.6	6.9	5.8	2.0	8.1	1.5	1.2	2.5	2.6	3.5	5.1	3.5	6.2	1.9	2.8	0.5	1.5	
17	家具・装飾品	0.3	0.2	0.1	0.1	0.5	0.7	0.1	1.6	1.3	0.4	1.9	0.4	0.3	0.5	0.4	0.8	0.1	0.8	1.5	0.5	0.6	0.1	0.5	
18	パルプ・紙・板紙・加工紙	-0.3	-0.2	0.0	-0.1	-0.5	-0.8	0.0	-1.9	-1.7	-0.6	-2.1	-0.4	-0.3	-0.3	-0.6	-0.7	-0.8	-1.3	-0.9	-1.5	-0.5	-0.8	-0.1	-0.3
19	紙加工品	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.6	0.4	0.5	0.8	0.1	0.1	0.5	0.3	0.4	0.6	0.3	0.7	0.2	0.2	0.1	0.2	
20	出版・印刷	-2.8	-1.4	-0.4	-1.0	-4.4	-7.0	0.0	-16.7	-14.5	-6.4	-19.0	-3.6	-2.9	-4.7	-6.3	-7.8	-13.5	-7.8	-13.8	-4.3	-6.8	-1.2	-3.2	
21	化学肥料	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.4	0.3	0.2	0.5	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	
22	無機化学基礎製品	0.2	0.1	0.0	0.1	0.3	0.5	0.1	1.0	0.8	0.6	1.2	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.8	0.3	0.4	0.1	0.2
23	有機化学基礎・中間製品	0.5	0.2	0.1	0.2	0.7	1.2	0.3	2.5	2.0	1.6	3.0	0.5	0.5	1.4	1.1	1.4	1.6	1.3	2.3	0.7	1.0	0.2	0.6	
24	合成樹脂	0.3	0.2	0.0	0.1	0.5	0.8	0.2	1.7	1.4	1.1	2.0	0.4	0.3	0.9	0.8	0.9	1.1	0.9	1.5	0.5	0.7	0.1	0.4	
25	化学繊維	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.7	0.6	0.3	0.8	0.1	0.1	0.4	0.3	0.4	0.6	0.3	0.6	0.2	0.3	0.1	0.2	
26	医薬品	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3	0.4	0.1	0.8	0.4	0.5	1.2	0.2	0.2	0.7	0.4	0.7	1.0	0.4	1.0	0.3	0.3	0.1	0.2	
27	化学最終製品	0.8	0.4	0.1	0.3	1.2	1.9	0.5	4.2	3.4	2.0	5.0	0.9	0.8	2.8	1.8	2.3	3.8	2.2	3.9	1.2	1.7	0.4	1.0	
28	石油製品	2.2	1.0	0.3	0.6	3.1	5.0	1.1	10.5	8.5	4.5	12.6	2.3	1.9	5.7	4.7	5.8	9.3	5.4	9.8	2.9	4.3	0.9	2.3	
29	石炭製品	0.2	0.1	0.0	0.1	0.3	0.5	0.1	1.0	0.9	0.3	1.2	0.2	0.2	0.4	0.5	0.6	0.7	0.5	0.9	0.3	0.4	0.1	0.2	
30	プラスチック製品	1.5	0.7	0.2	0.5	2.2	3.6	0.8	7.8	6.4	4.7	9.2	1.7	1.4	4.2	3.6	4.1	5.2	4.0	7.2	2.2	3.2	0.7	1.8	
31	ゴム製品	0.6	0.3	0.1	0.2	0.9	1.4	0.3	3.1	2.6	1.9	3.7	0.7	0.6	1.5	1.4	1.6	1.9	1.6	2.8	0.9	1.3	0.3	0.7	
32	なめし革・毛皮・同製品	0.5	0.2	0.1	0.2	0.7	1.1	0.3	2.4	2.0	1.1	2.9	0.5	0.4	1.4	1.0	1.2	2.3	1.2	2.2	0.7	1.0	0.2	0.5	
33	ガラス・ガラス製品	0.3	0.1	0.0	0.1	0.4	0.7	0.1	1.5	1.2	1.1	1.8	0.3	0.3	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.4	0.4	0.6	0.1	0.4	
34	セメント・セメント製品	1.7	0.8	0.2	0.5	2.5	4.2	0.7	8.8	7.5	2.2	10.2	1.9	1.6	2.9	4.4	5.0	6.2	4.4	7.7	2.4	3.6	0.7	1.7	
35	陶磁器	0.2	0.1	0.0	0.1	0.3	0.5	0.1	1.1	0.9	0.5	1.3	0.2	0.2	0.4	0.5	0.6	0.7	0.6	1.0	0.3	0.5	0.1	0.2	
36	その他の窯業・土石製品	0.6	0.3	0.1	0.2	0.9	1.5	0.3	3.3	2.8	1.2	3.8	0.7	0.6	1.2	1.5	1.8	2.2	1.7	2.9	0.9	1.3	0.3	0.7	
37	鉄鋼・粗鋼	2.8	1.3	0.4	0.8	4.1	6.6	1.1	14.8	12.5	4.8	17.2	3.2	2.6	5.1	6.4	7.8	10.0	7.5	13.1	4.0	6.0	1.2	3.1	
38	鋼材	1.6	0.8	0.2	0.5	2.4	3.9	0.7	8.7	7.3	4.0	10.1	1.9	1.6	3.3	3.9	4.5	4.8	4.4	7.8	2.4	3.6	0.7	2.1	
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	0.9	0.4	0.1	0.3	1.3	2.2	0.4	4.8	4.0	2.7	5.6	1.0	0.9	1.9	2.2	2.4	2.2	2.5	4.3	1.3	2.0	0.4	1.2	
40	非鉄金属製錬・精製	0.3	0.2	0.0	0.1	0.6	1.0	0.2	2.1	1.8	1.3	2.5	0.5	0.4	0.9	1.0	1.1	1.3	1.1	1.9	0.6	0.9	0.2	0.5	
41	非鉄金属加工製品	1.1	0.5	0.1	0.3	1.5	2.4	0.4	5.2	4.4	3.1	6.1	1.1	0.9	2.1	2.4	2.8	2.7	2.7	4.7	1.4	2.1	0.4	1.2	
42	その他の金属製品	2.5	1.2	0.3	0.8	3.7	6.0	1.2	13.3	11.1	6.4	15.6	2.9	2.4	5.7	5.7	6.9	7.9	6.8	12.0	3.6	5.4	1.1	3.2	
43	一般産業機械	2.2	1.1	0.2	0.6	3.1	5.4	0.9	11.8	9.9	6.7	13.5	2.5	2.2	4.4	5.4	6.0	2.9	6.0	10.5	3.2	4.8	0.9	3.7	
44	特殊産業機械	2.6	1.3	0.3	0.6	3.5	6.3	1.1	14.4	12.2	10.1	16.6	3.1	2.7	5.2	6.8	6.8	1.5	7.4	12.9	4.0	5.8	1.1	4.5	
45	その他の一般機器	1.1	0.6	0.1	0.3	1.5	2.7	0.5	5.9	5.0	2.7	6.8	1.3	1.2	2.2	2.6	2.8	1.2	3.0	5.3	1.6	2.4	0.5	1.9	
46	事務用・サービス用機器	0.6	0.3	0.1	0.2	1.0	1.7	0.3	3.7	3.1	4.0	4.2	0.8	0.7	1.7	1.6	1.9	0.6	1.9	3.3	1.0	1.5	0.3	1.2	
47	民生用電気機器	1.6	0.9	0.2	0.5	2.5	4.1	0.9	8.9	7.4	4.4	10.6	2.0	1.6	5.0	3.7	4.6	7.9	4.6	8.1	2.4	3.6	0.8	1.8	
48	電子・通信機器	4.7	3.0	0.6	1.5	8.1	14.2	2.9	30.8	26.4	42.3	35.8	6.7	5.6	14.9	15.6	16.3	8.6	16.3	29.0	8.9	12.6	2.4	8.1	
49	家電機器	1.4	0.7	0.2	0.4	2.1	3.6	0.7	8.0	6.9	7.6	9.3	1.7	1.4	3.1	3.9	3.9	1.6	4.1	7.3	2.2	3.3	0.6	2.1	
50	その他の電気機器	1.0	0.5	0.1	0.3	1.6	2.5	0.5	5.6	4.7	4.2	6.5	1.2	1.0	2.6	2.5	2.9	3.0	2.9	5.0	1.5	2.3	0.4	1.3	
51	自動車	4.5	2.2	0.6	1.4	6.5	10.4	2.2	23.1	19.3	17.4	27.1	5.0	4.1	11.2	9.5	11.6	13.6	11.9	20.6	6.3	9.4	1.9	4.9	
52	船舶・同修理	0.3	0.1	0.0	0.1	0.3	0.5	0.1	1.1	0.9	0.5	1.3	0.2	0.2	0.5	0.5	0.5	0.4	0.6	1.0	0.3	0.4	0.1	0.3	
53	その他の輸送機械・同修理	0.8	0.4	0.1	0.2	1.2	2.0	0.4	4.5	3.7	2.8	5.2	1.0	0.8	2.0	2.4	2.1	2.3	2.3	4.0	1.2	1.8	0.4	1.1	
54	精密機器	0.8	0.5	0.1	0.2	1.3	2.3	0.5	4.8	4.1	4.5	5.7	1.1	0.9	2.5	2.1	2.3	2.0	2.5	4.4	1.3	2.0	0.4	1.1	
55	その他の製造工業製品	0.7	0.3	0.1	0.2	1.0	1.7	0.4	3.4	2.7	1.7	4.1	0.7	0.6	2.1	1.6	1.9	2.8	1.8	3.3	1.0	1.4	0.3	0.9	
56	建築	17.6	8.6	2.4	5.1	27.1	40.1	7.3	97.2	82.3	26.6	113.1	21.2	16.9	32.2	34.4	48.2	73.3	49.2	86.2	26.4	39.8	7.5	19.9	
57	建設補償	-0.4	-0.3	-0.1	-0.1	-0.8	-1.5	-0.3	-3.4	-3.1	-1.1	-3.7	-0.7	-0.6	-1.6	-1.1	-1.3	-1.7	-2.5	-0.8	-1.4	-0.2	-0.6		
58	土木	18.2	8.3																						

GDP変化額一覧

価格低下率 0.1%

1 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																											
産業分類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23					
		採掘業	畜産・養蚕	農産物・水産物	林業	漁業	金属鉱物	非金属鉱物	石炭	原油・天然ガス	食品	飲料	紙・印刷	繊維工業製品	衣服・その他の繊維製品	製材・木製品	家具・装飾品	パルプ・紙・板紙・加工紙	紙加工品	出版・印刷	化学肥料	無機化学基礎製品	有機化学基礎・中間製品						
1	採掘業	119.7	27.7	7.8	8.6	13.8	-0.7	10.3	0.3	-3.6	175.2	53.1	8.8	15.9	27.7	46.0	29.2	25.3	36.2	27.0	78.2	4.2	13.1	44.5					
2	畜産・養蚕	12.6	17.1	2.6	0.9	1.5	-0.2	0.8	0.0	-0.4	18.6	5.3	2.8	1.5	2.8	4.6	2.7	2.4	3.6	2.8	7.7	0.4	1.3	4.5					
3	農産物・水産物	6.7	3.4	0.7	0.6	0.9	-0.1	0.6	0.0	-0.2	11.2	3.4	0.8	1.0	1.7	2.9	1.6	1.6	2.3	1.7	5.0	0.3	0.8	2.8					
4	林業	16.2	5.9	1.3	171.8	4.6	-0.2	1.4	-0.1	1.1	54.0	16.7	2.2	5.3	8.4	13.5	20.8	17.8	11.3	7.8	21.0	0.9	3.8	12.5					
5	漁業	8.7	3.8	0.8	1.7	12.9	-0.1	1.8	0.0	-0.7	32.9	10.0	1.5	2.8	5.1	8.5	5.7	4.9	6.8	5.0	14.8	0.5	2.4	8.4					
6	金属鉱物	7.5	2.6	0.6	1.1	2.1	-6.8	1.8	0.1	0.1	24.5	7.9	1.0	2.5	3.7	6.4	5.0	3.5	5.1	3.8	10.7	0.4	1.9	6.3					
7	非金属鉱物	11.9	3.9	0.9	0.5	3.1	0.4	6.5	0.9	1.2	36.8	11.9	1.5	3.8	5.1	9.5	5.0	3.7	6.9	5.3	14.9	0.6	2.6	8.7					
8	石炭	2.3	0.8	0.2	0.2	0.6	0.1	1.3	0.6	0.2	7.7	2.5	0.3	0.8	1.1	2.0	1.2	0.9	1.5	1.1	3.1	0.1	0.6	1.9					
9	原油・天然ガス	14.8	6.1	1.2	3.8	4.4	-0.1	4.2	0.3	15.0	54.0	16.5	2.3	4.7	8.5	14.0	10.1	8.3	11.2	8.1	23.8	0.9	4.1	14.5					
10	食品	48.0	21.6	4.3	10.6	13.9	-0.6	10.5	0.2	-4.7	179.8	55.5	8.1	15.8	27.6	47.2	32.1	27.4	37.8	27.3	82.0	2.8	13.5	46.3					
11	飲料	41.3	16.5	3.5	7.5	11.9	-0.2	8.4	0.3	-2.2	144.6	39.0	6.3	13.7	22.4	38.6	25.7	22.0	30.4	23.0	67.1	2.3	10.8	36.9					
12	紙・印刷	1.9	2.4	0.4	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	-0.1	3.0	0.9	0.3	0.2	0.5	0.8	0.5	0.4	0.6	0.5	1.3	0.1	0.2	0.8					
13	繊維工業製品	33.8	12.9	2.8	5.9	9.4	-0.2	6.5	0.2	-1.4	115.0	35.9	4.9	16.5	17.5	30.1	19.7	17.0	23.6	17.2	52.2	1.6	8.4	28.5					
14	衣服・その他の繊維製品	16.1	6.0	1.3	3.0	4.3	-0.2	2.4	0.1	-0.4	52.4	16.3	2.3	4.9	42.0	27.4	9.0	8.8	11.1	8.2	23.9	0.9	4.8	14.9					
15	製材・木製品	33.3	12.9	2.8	5.3	9.3	-0.4	6.1	0.2	-1.5	114.5	35.6	4.9	10.7	31.0	67.3	19.1	16.9	23.7	17.5	52.4	1.8	8.8	29.3					
16	家具・装飾品	20.9	7.5	1.7	15.7	6.0	0.8	2.8	0.1	0.8	70.9	22.9	2.9	7.3	10.8	18.4	40.5	33.8	16.8	10.8	29.1	1.1	5.3	17.0					
17	パルプ・紙・板紙・加工紙	4.1	1.8	0.4	10.9	1.4	-0.2	-0.7	-0.2	0.0	17.8	5.5	0.7	1.6	3.7	4.5	26.3	125.7	6.8	4.3	8.1	0.3	1.7	5.4					
18	紙加工品	-6.6	-1.9	-0.5	-0.5	-1.7	0.0	-1.5	-0.2	-0.7	-16.5	-5.7	-0.6	-2.2	-2.3	-4.5	-0.3	0.8	-0.7	-2.3	-3.8	-0.3	-1.1	-3.6					
19	出版・印刷	2.1	1.2	0.2	0.2	0.5	0.0	0.3	-0.1	-0.7	8.6	2.2	0.4	0.4	1.6	2.4	1.7	3.0	2.0	1.5	4.1	0.1	0.7	2.5					
20	化学肥料	-56.0	-18.1	-4.4	-12.3	-14.7	-1.0	-10.7	-1.0	-3.5	-158.5	-52.4	-6.5	-18.5	-24.5	-43.0	-30.0	-23.1	-28.1	-23.6	-38.2	-2.6	-11.5	-37.5					
21	無機化学基礎製品	2.7	0.7	0.2	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	-0.1	4.4	1.3	0.2	0.4	0.7	1.2	0.7	0.7	0.9	0.7	2.0	0.4	0.4	1.2					
22	有機化学基礎・中間製品	3.2	1.3	0.3	0.5	0.9	0.1	0.6	0.0	-0.1	10.9	3.4	0.5	1.0	2.6	3.2	2.1	2.0	2.4	1.7	5.0	0.2	2.7	3.4					
23	化学繊維	7.9	3.1	0.6	1.0	2.2	0.2	1.3	0.1	0.5	27.2	8.5	1.2	2.5	5.9	8.0	4.4	5.0	5.8	4.2	12.6	0.5	2.6	14.4					
24	医薬品	5.2	1.9	0.4	0.6	1.5	0.2	0.9	0.1	0.1	17.7	5.6	0.7	1.7	2.9	4.8	2.8	3.3	3.7	2.8	8.3	0.3	1.5	6.0					
25	化学機械	2.2	0.8	0.2	0.4	0.6	0.0	0.3	0.0	0.0	7.3	2.3	0.3	0.7	4.2	3.7	1.2	1.2	1.6	1.1	3.3	0.1	0.7	2.3					
26	医薬品	1.5	1.7	0.2	0.4	0.6	-0.2	0.9	-0.1	-1.7	14.1	3.4	0.7	0.3	2.0	3.1	2.6	2.1	3.0	2.0	5.6	0.2	1.0	3.9					
27	化学最終製品	14.1	5.3	1.1	4.1	3.7	0.1	2.3	0.1	-0.7	46.2	14.3	2.0	4.2	7.6	12.2	10.5	10.4	9.9	7.1	21.4	0.7	3.5	12.0					
28	石油製品	32.8	13.0	2.7	8.9	9.6	-0.1	9.3	0.7	-5.3	115.2	35.6	5.0	10.4	18.0	30.0	21.9	17.7	23.8	17.3	50.9	1.8	8.7	30.5					
29	石炭製品	3.4	1.1	0.3	0.2	0.9	0.1	1.7	0.1	0.3	10.6	3.4	0.4	1.1	1.5	2.7	1.6	1.2	2.0	1.5	4.4	0.2	0.8	2.6					
30	プラスチック製品	24.4	9.1	2.0	2.9	7.0	1.0	5.0	0.3	-0.3	82.6	26.0	3.5	7.9	12.6	21.8	13.4	14.4	17.4	12.9	38.5	1.3	6.6	22.1					
31	ゴム製品	9.8	3.6	0.8	0.6	2.7	0.4	1.8	0.1	-0.1	32.7	10.4	1.4	3.2	5.0	8.6	3.7	4.0	6.5	5.0	14.8	0.5	2.6	8.9					
32	なめし革・毛皮・同製品	7.5	2.9	0.6	1.3	2.1	0.0	1.4	0.1	-0.3	25.7	8.0	1.1	2.5	4.0	6.8	4.4	3.9	5.3	3.9	11.7	0.4	1.9	6.4					
33	ガラス・ガラス製品	4.4	1.7	0.4	1.3	1.3	0.2	0.3	0.0	-0.1	16.0	5.0	0.7	1.5	2.5	4.1	4.3	5.4	3.6	2.5	7.3	0.2	1.3	4.3					
34	セメント・セメント製品	28.6	9.4	2.2	2.9	7.5	1.1	16.4	2.2	2.9	88.8	28.8	3.6	9.3	12.4	22.8	15.8	9.4	16.9	12.8	35.7	1.4	6.3	20.9					
35	陶磁器	3.3	1.2	0.3	1.6	1.0	0.2	0.7	0.0	0.1	11.8	3.8	0.5	1.2	1.7	3.0	4.8	2.6	2.8	1.9	4.8	0.2	0.9	2.9					
36	その他の窯業・土石製品	10.4	3.7	0.8	2.2	2.8	0.4	3.5	0.4	0.5	33.7	10.9	1.4	3.4	4.9	8.7	8.2	4.8	6.9	5.0	14.0	0.5	2.5	8.2					
37	鉄鋼・粗鋼	45.9	15.9	3.6	14.6	12.7	1.5	13.6	1.4	2.6	149.9	48.6	6.1	15.6	21.8	38.6	47.3	24.6	31.6	22.1	61.3	2.3	11.0	35.8					
38	鋼材	26.8	9.5	2.1	3.8	7.5	1.6	5.5	0.6	0.8	89.6	28.7	3.6	9.2	12.9	22.9	17.3	15.0	18.1	13.4	38.1	1.4	6.8	22.0					
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	14.7	5.2	1.2	0.7	4.1	1.0	1.9	0.2	0.2	45.8	15.8	2.0	5.0	7.2	12.6	6.7	8.6	9.8	7.4	21.5	0.6	3.8	12.5					
40	非鉄金属製錬・精製	6.6	2.4	0.5	0.5	1.9	-6.3	1.4	0.1	-0.1	21.8	7.0	0.9	2.2	3.3	5.7	3.3	2.9	4.5	3.4	9.8	0.3	1.7	5.7					
41	非鉄金属加工製品	16.2	5.7	1.3	0.6	4.5	7.0	3.5	0.4	0.7	53.4	17.3	2.2	5.5	7.8	13.8	6.8	6.5	10.7	8.1	23.6	0.9	4.2	13.8					
42	その他の金属製品	40.4	15.0	3.3	7.6	11.5	2.2	6.0	0.5	0.3	137.6	43.6	5.7	13.8	20.4	35.7	28.8	26.1	28.8	21.3	60.9	2.1	10.6	34.4					
43	一般産業機械	34.9	12.4	2.8	-3.7	10.0	4.5	0.1	0.1	-0.2	117.4	38.6	4.8	12.5	16.5	30.3	5.6	9.3	22.2	17.8	51.9	1.8	8.9	28.4					
44	特殊産業機械	42.9	15.1	3.4	-8.2	12.2	2.0	-3.8	-0.5	-1.5	143.3	47.4	5.8	15.3	20.1	36.0	0.1	9.0	25.7	21.0	63.2	2.2	11.2	36.6					
45	その他の一般機器	17.4	6.3	1.4	-2.1	5.0	2.2	-0.5	0.0	-0.3	59.4	19.5	2.4	6.3	8.4	15.6	2.3	6.2	11.6	9.2	26.0	0.9	4.8	14.2					
46	事務用・サービス用機器	10.9	3.9	0.9	-1.6	3.1	-0.4	-0.9	-0.3	-0.2	36.6	12.1	1.5	3.9	5.1	9.4	1.0	2.3	7.9	6.5	23.0	0.6	3.5	11.3					
47	民生用電気機器	27.6	10.5	2.3	4.5	7.7	0.1	4.7	0.1	-0.9	94.4	29.7	4.0	9.1	14.5	24.7	16.1	13.8	19.7	14.5	43.8	1.5	7.1	24.0					
48	電子・通信機器	93.1	33.5	7.5	-11.5	26.9	4.4	-2.9	-2.4	-3.2	313.3	104.3	12.9	33.1	45.7	82.8	10.7	66.7	67.6	52.3	163.2	5.1	28.9	88.1					
49	家電機器	24.0	8.6	1.9	-3.2	6.9	4.6	-0.6	-0.3	-0.3	80.8	26.7	3.3	8.6	11.4	21.5	2.5	6.0	19.1	13.2	37.3	1.3	6.6	21.8					
50	その他の電気機器	17.0	6.2	1.4	1.1	4.9	2.0	1.5	0.0	0.0	57.3	18.5	2.4	5.8	8.7	14.9	7.9	6.8	12.0	9.1	26.4	0.9	4.8	15.5					
51	自動車	71.2	26.2	5.8	0.9	19.8	5.1	5.1	-0.1	-0.3	239.1	76.2	10.0	24.0	38.4	61.5	22.9	26.6	47.5	36.4	108.7	3.9	19.6	69.1					
52	船舶・同修理	3.3	1.2	0.3	0.1	1.1	0.2	0.1	0.0	0.0	11.1	3.6	0.5	1.1	1.8	2.9	1.2	1.6	2.1	1.7	4.9	0.2	1.0	2.9					
53	その他の輸送機械・同修理	13.5	5.0	1.1	-0.1	3.8	0.6	0.7	0.0	-0.3	46.1	14.7	1.9	4.6	6.9	11.8	4.1	5.0	9.9	6.9	21.4	0.7	3.8	11.9					
54	精密機器	14.5	5.4	1.2	-0.8	4.2	0.6	0.3	-0.3	-0.5	50.0	16.1	2.1	5.0	7.3	12.9	3.4	4.8	10.4	9.0	24.1	0.8	3.9	13.8					
55	その他の製造工業製品	13.9	4.1	1.0	1.9	5.6	0.8	2.6	0.0	-0.1	38.3	11.8	1.7	3.3	6.7	11.0	7.3	5.9	9.5	7.6	19.2	0.7	3.4	11.7					
56	建築	292.3	104.0	23.6	192.6	83.2	12.8	29.1	0.9	13.1	980.9	319.6	39.9</																

GDP変化額一覧

価格低下率 0.1%

4 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																																																	
		70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	水運	航空輸送	貨物輸送取扱	倉庫	輸送付帯サービス	通信	放送	公務	教育	研究	医療・保険	社会保障	その他の公共サービス	広告・調査・情報サービス	物品賃貸サービス	自動車・機械修理	その他の対事業者サービス	娯楽サービス	飲食店	旅館・その他宿泊所	その他対個人サービス	事務用品	分類不明				
1	総農産	31.4	15.6	3.8	10.4	44.5	73.1	17.1	158.8	128.4	69.1	191.2	34.9	28.7	92.2	66.9	85.2	148.5	82.3	147.2	43.9	64.7	14.6	35.4																											
2	畜産・養蚕	3.4	1.6	0.5	1.8	4.5	7.0	1.7	15.5	12.3	6.5	18.8	3.4	2.8	8.8	6.2	8.5	13.0	8.0	14.4	4.3	6.3	1.5	3.9																											
3	農産サービス	2.0	1.0	0.3	0.7	2.8	4.6	1.1	10.0	8.1	4.4	12.1	2.2	1.8	5.9	4.2	5.4	9.3	5.2	9.3	2.8	4.1	0.9	2.3																											
4	林業	9.0	4.8	1.1	2.6	14.6	21.1	4.1	51.3	42.9	14.3	59.8	11.2	8.9	18.4	17.8	26.5	28.9	25.7	44.8	13.6	20.8	4.1	12.0																											
5	漁業	5.9	2.9	0.7	1.9	8.3	13.5	3.3	29.1	23.2	13.1	35.4	6.4	5.3	17.7	12.4	15.9	28.3	15.2	27.6	8.2	11.9	2.8	6.6																											
6	金属鉱物	3.8	2.2	0.6	1.4	6.6	10.9	2.0	23.9	20.1	12.7	28.0	5.2	4.3	9.7	10.9	12.2	14.9	12.2	21.5	6.5	9.8	1.9	5.4																											
7	非金属鉱物	7.1	3.3	0.9	2.2	10.4	17.7	2.8	38.3	30.8	9.8	42.3	7.9	6.6	12.2	18.6	20.6	25.5	18.4	32.0	9.8	14.9	2.8	7.1																											
8	石炭	1.5	0.7	0.2	0.5	2.1	3.6	0.6	7.3	6.1	2.5	8.6	1.6	1.4	2.6	3.8	4.3	4.6	3.7	6.7	2.0	3.0	0.6	1.6																											
9	原油・天然ガス	10.1	4.8	1.2	3.1	14.3	23.0	5.0	48.2	38.8	21.6	58.3	10.6	8.9	26.2	22.2	27.5	40.7	25.1	45.6	13.6	19.7	4.5	11.1																											
10	食料品	32.6	16.2	4.0	10.4	46.0	75.6	18.2	162.7	130.5	73.6	197.2	35.8	29.6	99.1	69.8	88.3	162.5	84.8	153.1	45.4	66.3	15.4	36.4																											
11	飲料	26.0	13.2	3.3	8.7	38.0	63.5	14.8	136.6	111.9	60.7	163.0	29.9	24.7	80.9	57.8	71.4	135.1	71.0	125.2	37.6	55.8	12.0	30.0																											
12	飲料・有機質肥料	0.6	0.3	0.1	0.2	0.7	1.2	0.3	2.5	2.0	1.1	3.1	0.6	0.5	1.5	1.0	1.4	2.2	1.3	2.4	0.7	1.0	0.3	0.6																											
13	たばこ	20.1	10.3	2.5	6.7	29.7	49.8	11.5	107.8	89.0	46.8	128.0	23.6	19.4	62.5	44.9	55.4	104.1	55.9	97.7	29.4	44.1	9.3	23.4																											
14	繊維工業製品	9.2	4.7	1.2	3.1	13.5	22.4	5.0	48.5	39.8	21.9	57.8	10.6	8.8	26.9	20.3	25.3	42.3	25.1	44.4	13.3	19.8	4.2	11.0																											
15	衣服・その他の繊維製品	20.0	10.3	2.5	6.6	29.4	49.4	11.3	106.1	87.1	46.6	126.4	23.3	19.2	60.9	44.4	55.1	100.7	55.0	97.0	29.2	43.3	9.3	23.6																											
16	製材・木製品	12.9	6.3	1.7	3.8	19.6	29.3	5.5	69.3	58.3	20.1	81.0	15.1	12.2	25.1	25.6	35.2	50.7	35.3	62.0	18.9	28.4	5.5	14.7																											
17	家具・装飾品	3.4	1.5	0.5	1.0	4.9	6.6	1.2	16.2	12.9	3.7	19.2	3.5	2.9	4.7	4.3	8.3	0.8	8.2	15.2	4.5	6.5	1.4	4.7																											
18	パルプ・紙・板紙・加工紙	-2.7	-1.5	-0.3	-1.0	-4.7	-8.0	0.0	-19.1	-17.3	-6.3	-21.1	-4.1	-3.2	5.5	-7.0	-8.0	-12.7	-8.8	-14.5	-4.6	-7.8	-1.1	-3.3																											
19	紙加工品	1.6	0.8	0.2	0.6	2.1	3.1	0.9	5.7	3.8	4.5	7.8	1.3	1.2	5.3	3.1	4.2	6.4	3.2	6.9	1.9	2.3	0.8	1.8																											
20	出版・印刷	-27.7	-14.2	-3.7	-10.5	-43.8	-69.5	-0.1	-166.8	-144.9	-64.3	-190.2	-36.3	-28.9	47.2	-63.5	-135.2	-77.2	-77.2	-138.3	-43.0	-67.8	-11.6	-32.5																											
21	化学肥料	0.8	0.4	0.1	0.3	1.1	1.8	0.4	4.0	3.2	1.9	4.8	0.9	0.7	2.3	1.7	2.1	3.6	2.1	3.7	1.1	1.6	0.4	0.9																											
22	無機化学基礎製品	2.0	1.0	0.2	0.6	2.8	4.5	1.0	9.8	7.9	6.2	11.8	2.2	1.8	5.3	4.6	5.5	6.2	5.1	9.4	2.8	4.0	0.9	2.4																											
23	有機化学基礎・中間製品	5.0	2.4	0.6	1.5	7.1	11.6	2.6	24.9	20.3	16.1	29.8	5.5	4.6	13.5	11.3	13.7	16.3	13.0	23.4	7.0	10.2	2.2	6.1																											
24	合成樹脂	3.2	1.6	0.4	1.0	4.7	7.8	1.7	16.7	13.8	10.7	19.7	3.6	3.0	8.9	7.5	8.8	10.9	8.7	15.4	4.6	6.8	1.4	3.9																											
25	化学繊維	1.3	0.7	0.2	0.4	1.9	3.1	0.7	6.7	5.5	3.1	8.0	1.5	1.2	3.8	2.8	3.5	5.9	3.5	6.2	1.9	2.7	0.6	1.5																											
26	医薬品	2.7	1.1	0.3	0.6	2.8	3.7	1.3	7.7	4.1	4.5	11.5	1.8	1.6	7.1	4.3	6.6	10.0	4.3	10.3	2.7	3.0	1.5	2.3																											
27	化学最終製品	8.3	4.1	1.0	2.5	11.9	19.4	4.7	42.1	34.2	20.5	50.4	9.2	7.6	25.9	18.1	22.6	38.4	22.0	39.3	11.7	17.2	3.8	9.7																											
28	石油製品	21.7	10.3	2.7	6.4	30.9	49.5	10.8	104.7	85.1	44.6	125.7	23.0	19.1	56.6	47.3	58.1	92.6	64.4	97.7	29.2	42.8	9.5	23.3																											
29	石炭製品	2.0	1.0	0.3	0.6	3.0	5.0	0.8	10.4	8.8	3.4	12.2	2.3	1.9	3.6	5.2	5.9	5.3	9.2	2.8	4.3	0.8	2.2																												
30	プラスチック製品	14.9	7.5	1.8	4.6	21.9	36.4	7.9	77.8	64.4	47.3	92.1	17.0	14.1	41.8	35.6	41.4	52.0	40.5	71.7	21.6	31.8	6.6	18.0																											
31	ゴム製品	6.0	2.9	0.7	1.8	8.6	14.4	2.9	31.1	25.8	18.8	36.6	6.8	5.7	14.9	14.1	16.3	19.4	16.0	28.3	8.5	12.7	2.6	7.3																											
32	なめし革・毛皮・同製品	4.5	2.3	0.6	1.5	6.6	11.2	2.6	24.1	19.9	10.7	28.6	5.3	4.3	14.0	10.1	12.4	23.1	12.5	21.9	6.6	9.8	2.1	5.2																											
33	ガラス・ガラス製品	2.8	1.4	0.4	0.8	4.2	6.7	1.4	15.0	12.5	11.4	17.8	3.3	2.7	6.7	6.6	7.8	8.1	7.8	14.0	4.2	6.1	1.3	3.6																											
34	セメント・セメント製品	17.1	7.9	2.2	5.3	25.2	42.3	6.6	88.0	74.7	22.1	102.5	19.2	16.0	28.7	43.9	49.6	62.4	44.5	77.3	23.7	36.1	6.8	17.1																											
35	陶磁器	2.1	1.0	0.3	0.6	3.2	4.8	0.8	11.3	9.4	5.1	13.3	2.5	2.0	3.6	4.6	6.0	6.5	5.7	10.3	3.1	4.6	0.9	2.5																											
36	その他の窯業・土石製品	6.3	3.0	0.8	1.9	9.3	15.1	2.6	32.8	27.6	12.2	38.4	7.2	5.9	12.1	14.9	17.7	21.9	16.7	29.4	9.0	13.4	2.6	7.1																											
37	鉄鋼・粗鋼	27.7	13.3	3.6	8.2	41.5	66.1	11.4	147.7	124.8	47.8	172.1	32.2	26																																					

GDP変化額一覧

増減額 (WITH-WITHOUT) 1%

1 / 4

(単位: 100万円)

産業分類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
1 総務業	1,200.5	276.7	77.6	86.0	138.1	-6.8	103.2	2.8	-35.6	1,749.8	531.1	88.1	159.1	277.0	459.6	291.7	252.8	361.9	269.8	782.0	42.1	131.4	444.4
2 畜産・養蚕	125.9	171.8	25.7	9.0	14.8	-1.8	7.8	-0.3	-4.4	186.1	52.9	28.4	14.8	28.2	45.9	26.6	24.1	36.2	28.5	76.4	4.4	13.2	44.5
3 農業サービス	67.5	34.3	6.7	5.5	8.9	-0.5	6.2	0.1	-2.3	112.3	33.8	7.8	10.0	17.5	29.1	18.3	16.0	22.9	17.2	49.5	2.5	8.3	28.1
4 林業	161.7	59.3	13.2	1,728.9	45.8	-2.1	14.3	-1.0	11.0	539.6	167.4	22.1	53.4	83.9	134.6	208.4	178.2	112.9	77.7	209.9	8.9	38.2	124.7
5 漁業	87.3	38.4	7.6	16.9	129.5	-1.4	18.3	0.2	-7.3	328.6	100.4	14.8	27.9	50.7	85.3	56.8	48.6	68.4	49.7	147.5	5.1	24.5	84.3
6 金属鉱物	74.7	26.4	6.0	11.0	20.9	-68.0	17.9	1.4	0.5	245.3	79.1	10.2	25.1	36.7	63.9	49.7	35.0	51.2	37.5	107.3	3.9	19.2	62.7
7 非金属鉱物	119.4	39.0	9.2	4.9	31.3	4.3	65.3	9.4	11.8	367.4	119.0	15.1	38.5	51.1	94.6	50.3	36.9	68.7	53.1	149.4	5.9	26.4	87.2
8 石炭	23.3	8.2	1.8	1.5	6.2	0.6	12.6	6.4	1.6	77.0	24.5	3.2	7.5	11.2	19.8	12.4	9.2	14.9	11.2	31.2	5.1	5.8	19.4
9 原油・天然ガス	148.3	60.7	12.5	37.6	43.8	-1.2	41.5	2.8	151.0	539.6	165.4	23.5	47.0	85.3	140.2	100.9	83.2	111.7	80.9	237.5	8.6	41.2	145.4
10 化学品	479.0	215.8	42.6	105.8	138.6	-6.4	104.9	2.1	-47.4	1,794.6	554.7	80.7	157.6	276.3	471.4	320.5	273.6	377.9	272.6	820.0	28.0	134.5	463.2
11 飲料	412.4	165.3	34.7	75.1	118.9	-2.4	84.5	3.0	-22.3	1,474.7	389.5	63.4	137.3	224.2	385.5	256.9	220.0	303.8	219.7	670.7	22.8	108.4	368.7
12 肥料・有機質肥料	19.4	24.0	3.7	1.5	2.5	-0.3	1.4	0.0	-0.9	30.3	8.8	3.4	2.4	4.7	7.6	4.6	4.1	6.1	4.7	12.8	0.7	2.2	7.5
13 たばこ	337.6	128.9	27.8	58.6	93.7	-2.0	64.6	2.4	-13.9	1,149.3	359.3	49.1	165.5	174.6	301.3	196.9	170.1	235.9	172.5	521.6	18.0	84.1	285.2
14 繊維工業製品	161.3	60.5	13.1	30.3	43.3	-2.0	24.2	0.5	-3.6	523.6	162.9	22.7	48.9	421.5	274.1	89.8	87.7	110.9	82.1	239.0	8.7	47.9	148.4
15 衣服・その他の繊維製品	332.8	129.1	27.5	53.3	92.9	-3.7	60.8	1.7	-15.2	1,143.8	355.8	49.1	107.0	310.6	674.7	191.2	169.0	237.4	175.4	523.9	18.1	87.5	293.3
16 製材・木製品	209.0	75.4	16.9	157.4	60.1	8.2	27.5	1.4	8.3	708.9	229.2	29.0	73.1	108.3	183.6	405.0	338.2	168.4	108.3	291.2	10.6	53.3	169.7
17 家具・装飾品	41.0	17.6	3.6	109.2	13.5	-1.6	-7.3	-1.9	0.2	177.5	55.4	7.3	15.8	36.8	45.3	263.5	1,260.7	68.1	43.2	80.6	2.7	16.9	53.9
18 パルプ・紙・板紙・加工紙	-66.3	-18.8	-5.0	-4.8	-16.8	-0.1	-15.1	-1.9	-7.3	-165.0	-57.4	-6.5	-22.8	-44.6	-3.1	7.7	-6.5	-23.2	-38.5	-2.8	-10.7	-36.1	
19 紙加工品	260.6	11.8	2.0	1.9	5.2	-0.5	2.8	-0.6	-7.0	85.3	21.6	4.3	4.0	16.1	24.2	17.4	29.7	20.3	15.0	41.2	1.4	7.1	25.1
20 出版・印刷	-56.5	-181.2	-43.7	-123.6	-147.1	-10.1	-107.0	-10.5	-35.5	-1,585.2	-524.3	-65.0	-185.4	-245.0	-429.6	-300.0	-233.3	-281.1	-238.8	-381.4	-25.9	-114.5	-375.3
21 化学肥料	27.2	6.7	1.8	2.8	3.5	-0.1	2.6	0.1	-0.6	44.4	13.4	2.2	4.0	7.2	11.7	7.0	6.5	9.1	6.8	19.8	3.7	3.7	12.1
22 有機化学基礎製品	32.2	12.5	2.6	5.4	8.7	1.0	5.8	0.3	-0.7	109.1	33.6	4.8	9.6	26.1	32.0	20.6	20.2	23.8	17.0	49.9	2.2	27.2	33.9
23 有機化学基礎・中間製品	78.9	30.5	6.5	10.4	22.2	2.1	13.3	0.9	5.0	272.2	84.6	11.7	24.9	59.5	79.5	44.2	50.3	57.8	42.4	125.6	5.3	25.4	144.0
24 合成樹脂	52.4	19.4	4.3	6.1	15.0	2.2	9.2	0.6	0.9	176.8	55.9	7.5	17.1	29.2	47.7	28.0	32.5	37.4	27.8	82.6	3.1	16.0	60.1
25 化学繊維	22.1	8.3	1.8	3.8	6.1	-0.2	3.5	0.1	-0.1	72.6	22.6	3.1	7.0	41.9	37.1	12.2	11.7	15.6	11.4	33.3	1.2	6.6	23.0
26 医薬品	14.9	17.3	2.1	4.0	6.4	-2.5	8.7	-0.8	-17.2	140.7	84.3	7.2	3.1	19.5	30.6	26.1	21.1	29.6	19.9	56.0	1.9	10.2	39.2
27 化学最終製品	140.8	53.0	11.4	41.2	37.0	1.1	23.0	0.6	-6.9	461.2	142.8	20.1	41.8	76.5	122.1	105.1	104.2	99.4	70.6	213.9	7.5	35.4	119.5
28 石油製品	327.4	130.0	27.3	89.1	95.9	-0.6	92.9	6.8	-53.1	1,150.6	355.8	49.8	103.8	180.2	300.3	219.4	176.7	238.1	172.9	508.7	18.4	87.0	304.8
29 石炭製品	33.5	11.3	2.6	1.8	8.9	1.0	17.4	1.3	2.5	106.4	34.3	4.4	10.9	15.1	27.4	15.6	12.2	20.3	15.5	43.7	1.7	7.8	26.8
30 プラスチック製品	244.2	90.6	19.8	29.4	70.0	9.7	50.4	3.2	-2.6	825.6	260.2	34.9	79.4	126.3	217.8	133.8	143.8	173.5	128.7	344.4	13.3	65.6	221.0
31 ゴム製品	97.6	36.0	7.9	5.6	27.0	3.8	17.9	1.3	-0.5	326.7	103.7	13.8	31.9	50.8	86.0	37.4	40.0	65.5	49.8	187.5	5.3	26.4	89.5
32 ぬめし革・毛皮・同製品	74.8	28.8	6.2	13.4	21.0	-0.4	14.4	0.5	-1.1	257.3	80.4	11.0	24.5	39.6	68.2	44.0	39.0	52.8	38.7	116.9	4.0	18.9	64.1
33 ガラス・ガラス製品	44.3	17.2	3.7	12.8	13.0	2.5	2.8	-0.4	-1.4	160.1	49.5	6.7	15.4	24.6	41.4	43.3	54.0	35.5	25.3	72.6	2.5	12.9	43.0
34 セメント・セメント製品	286.3	94.2	22.1	28.7	75.1	10.8	164.3	21.8	28.7	887.9	288.3	36.3	93.4	123.6	228.2	158.0	94.1	168.9	127.7	357.2	14.0	63.1	208.5
35 陶磁器	33.2	12.3	2.7	15.6	9.6	1.8	6.8	0.4	1.1	117.6	39.9	4.8	11.7	17.1	30.0	48.1	25.7	27.6	19.1	48.4	1.8	9.4	28.7
36 その他の窯業・土石製品	103.6	36.5	8.3	21.9	28.1	3.7	34.7	4.0	5.1	336.8	108.5	14.0	34.4	48.9	86.7	82.4	48.5	69.1	49.8	140.1	5.3	25.3	81.9
37 鉄鋼・鋳鋼	458.8	159.3	36.4	145.5	126.6	15.4	136.2	14.5	26.2	1,498.7	495.9	61.4	156.2	218.3	386.4	472.8	246.4	315.9	221.1	613.1	23.1	110.0	358.2
38 銅材	267.9	94.8	21.5	37.6	74.8	16.3	55.2	6.3	8.2	885.6	296.5	36.5	91.6	129.4	228.8	173.0	150.2	180.6	133.6	381.0	13.8	67.8	220.1
39 銅製品・その他の鉄鋼製品	146.5	52.3	11.6	7.3	41.2	9.8	19.1	2.0	1.8	488.2	158.1	20.1	50.5	71.7	126.0	67.0	86.5	97.9	74.3	215.2	7.7	38.1	124.5
40 非鉄金属製錬・精製	66.2	23.5	5.3	4.6	18.7	-63.2	13.9	0.8	-0.7	217.0	70.2	9.1	22.2	32.7	56.9	32.5	28.7	45.2	33.8	80.0	3.5	17.1	57.3
41 非鉄金属加工製品	162.1	57.2	13.0	6.1	45.3	70.1	34.6	3.8	6.9	534.1	172.9	22.0	55.1	77.7	138.2	67.7	64.5	107.5	81.2	235.6	8.5	42.5	138.5
42 その他の金属製品	403.4	149.7	32.9	76.0	114.6	22.1	59.8	5.1	3.3	1,374.9	435.6	57.3	137.9	203.9	357.4	287.8	261.6	287.9	213.1	606.2	13.3	106.3	343.6
43 一般産業機械	349.3	124.3	28.2	-37.1	100.0	44.6	1.0	0.7	-1.7	1,173.8	388.4	47.8	124.5	164.6	303.0	56.0	92.7	222.3	177.6	519.7	17.9	88.6	283.7
44 特殊産業機械	428.9	150.7	34.4	-82.3	121.7	20.4	-38.1	-4.8	-14.6	1,431.9	476.6	58.1	153.5	201.2	360.1	0.9	89.9	259.4	209.9	637.2	22.3	112.4	365.9
45 その他の一般機器	174.0	62.9	14.1	-20.9	50.2	21.7	-5.4	0.4	-3.2	593.2	195.0	24.2	62.5	83.5	156.0	23.2	61.9	116.3	91.5	220.1	9.0	48.1	142.4
46 事務用・サービス用機器	109.0	38.6	8.8	-15.8	31.0	-4.4	9.1	-3.3	-2.3	365.6	121.0	14.9	38.9	50.6	94.0	10.4	23.4	78.6	65.0	269.6	1.1	34.6	113.1
47 民生用電気機器	275.5	105.2	22.7	45.4	77.4	1.1	46.9	1.3	9.4	943.7	296.4	40.1	91.2	144.5	247.1	160.9	138.1	196.7	144.8	437.7	14.9	70.0	240.3
48 電子・通信機器	930.7	335.1	75.4	-115.0	269.1	44.0	20.9	-24.1	-21.7	3,132.0	1,043.2	128.5	331.0	456.9	827.5	107.3	269.2	679.5	922.1	1,632.3	51.1	289.1	881.4
49 家電機器	239.7	85.7	19.4	-32.3	68.7	46.1	-6.2	-2.9	-2.7	807.5	266.7	33.0	85.9	113.8	215.0	25.0	59.9	87.0	132.3	373.3	12.9	65.8	217.5
50 その他の電気機器	169.0	62.1	13.8	10.5	48.1	20.0	15.2	-0.2	-0.4	572.9	185.1	23.8	58.3	86.9	148.9	77.8	67.5	120.1	90.7	264.4	9.2	47.7	155.2
51 自動車	711.9	261.5	57.8	8.5	197.8	51.1	50.8	-1.3	-2.9	2,389.9	762.1	100.2	239.8	383.8	614.7	228.7	265.9	475.2	364.4	1,087.0	39.3	196.5	690.9
52 船舶・同修理	32.8	12.1	2.7	0.5	11.4	1.9	0.9	0.3	-0.2	111.1	36.0	4.6	11.3	18.1	28.8	11.6	15.6	21.2	16.7	49.3	1.8	9.7	29.1
53 その他の輸送機械・同修理	135.1	50.2	11.0	-0.6	38.1	5.7	7.2	-0.4	-3.3	460.8	147.0	19.3	46.4	88.9	118.3	41.4	49.8	89.2	61.2	216.2	7.2	38.1	119.0
54 密着機器	144.8	54.1	11.9	-8.1	41.8	6.4	2.9	-2.9	-5.1	499.9	160.8												

GDP変化額一覧

価格低下率 1%

(単位：100万円)

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
産業分類																								
合成樹脂	210.5	50.5	408.5	476.2	591.8	89.1	684.6	216.6	56.9	113.7	335.6	65.2	143.8	782.7	754.5	268.8	92.6	335.4	599.2	622.7	733.6	238.8	253.8	
化学繊維	20.8	5.1	42.2	47.8	58.9	8.3	66.5	21.0	5.5	10.9	27.9	5.9	13.2	71.5	72.5	25.2	8.5	31.6	56.9	57.8	66.9	21.8	24.0	
化学工業	13.3	3.2	26.0	30.0	37.4	5.6	43.1	13.6	3.6	7.2	20.5	4.1	9.0	48.8	47.5	16.9	5.8	21.0	37.8	39.2	46.1	15.0	16.0	
林業	57.7	14.6	124.0	154.8	212.8	21.5	187.1	52.2	18.3	39.1	75.8	29.4	46.3	293.6	208.2	60.9	20.5	75.5	186.2	86.5	62.6	21.0	40.0	
漁業	40.3	9.5	76.3	87.9	113.4	16.6	131.1	40.7	10.5	21.8	60.9	12.4	26.7	148.3	143.9	51.3	17.7	63.9	114.2	120.3	140.5	46.4	48.6	
金属鉱物	30.9	6.7	58.0	66.3	87.3	12.9	104.7	33.8	8.6	18.8	55.0	11.3	23.6	122.1	118.4	47.1	-50.3	116.2	108.5	131.9	124.0	56.2	30.8	
非金属鉱物	41.7	9.6	87.4	92.7	155.5	29.1	144.1	44.1	12.9	18.0	181.4	14.3	45.6	212.7	158.0	47.6	21.0	73.3	111.1	67.0	38.8	13.5	23.5	
石炭	9.2	2.1	18.1	20.0	31.3	4.8	30.9	9.9	2.6	4.3	33.1	3.0	9.3	43.8	36.1	12.3	4.3	16.7	29.3	24.6	23.2	9.4	6.6	
原油・天然ガス	67.2	16.0	124.4	144.0	147.3	29.9	215.3	68.4	17.3	35.9	127.5	22.4	49.7	287.5	242.1	85.7	28.4	111.1	196.9	191.5	210.3	72.2	75.8	
燃料品	220.3	51.5	421.9	484.6	603.8	93.1	713.8	225.9	58.5	121.6	348.5	70.9	151.5	838.4	803.4	288.7	97.9	357.2	642.0	682.2	805.1	266.2	275.7	
飲料	175.4	41.4	344.0	389.2	497.8	73.9	572.5	181.9	48.9	97.0	278.0	57.4	122.0	667.4	637.1	231.3	79.1	283.5	515.8	641.1	652.2	216.2	221.7	
肥料・有機肥料	3.5	0.9	7.0	8.0	9.8	1.4	11.3	3.6	0.9	1.9	4.9	1.0	2.3	12.4	12.4	4.3	1.5	5.4	9.7	10.0	11.7	3.8	4.2	
たばこ	135.5	32.3	288.9	301.9	388.7	56.9	443.3	140.5	38.5	75.9	212.8	44.0	93.7	511.7	489.9	177.7	60.8	219.2	401.5	419.1	498.0	164.5	169.3	
繊維工業製品	64.8	45.4	122.0	144.2	182.5	24.8	202.8	64.7	17.9	34.8	84.6	19.3	40.1	222.5	217.7	78.0	27.0	80.8	176.6	175.4	207.5	47.4	71.7	
衣服・その他の繊維製品	136.4	50.0	266.5	303.0	387.0	55.9	442.5	139.9	38.8	74.9	203.0	42.8	90.6	497.3	482.1	173.0	59.6	214.5	392.5	406.1	470.8	161.0	164.7	
製材・木製品	79.6	19.5	167.7	210.2	266.2	31.7	262.6	67.4	24.6	62.5	136.1	55.2	82.5	527.6	316.6	91.7	32.7	109.3	300.4	110.3	60.1	22.7	50.8	
家具・装飾品	27.3	5.9	41.0	82.1	65.3	5.3	89.6	13.2	6.6	41.9	-3.8	15.2	13.2	104.6	95.0	41.6	5.9	19.4	119.5	-16.3	-45.9	-0.5	-4.7	
パルプ・紙・板紙・加工紙	-16.8	-3.8	-41.4	-37.7	-60.9	-8.8	-57.3	-21.2	-8.1	-40.0	-2.7	-12.8	-56.6	-63.1	-25.8	-8.0	-30.7	-51.6	-73.6	-104.4	-27.6	-18.8		
紙加工品	12.4	3.0	18.3	24.9	25.8	4.3	39.5	11.6	2.3	7.0	11.7	4.8	6.5	38.3	41.9	15.1	5.7	18.9	36.3	34.5	32.5	15.0	23.6	
出版・印刷	-177.1	-43.7	-384.3	-405.3	-579.4	-79.3	-591.5	-192.7	-59.0	-104.6	-331.9	-66.0	-141.6	-749.5	-664.4	-246.8	-85.3	-299.9	-576.7	-582.1	-702.2	-236.7	-164.9	
化学肥料	5.6	1.3	10.2	12.0	15.3	2.3	17.5	5.6	1.4	2.9	8.2	1.6	3.6	19.3	18.9	6.8	2.4	8.6	15.1	15.5	18.7	6.0	6.3	
無機化学基礎製品	15.2	4.3	25.0	30.5	38.9	5.5	47.6	15.9	3.6	8.4	18.9	5.0	9.7	50.6	50.6	19.5	7.0	24.6	44.1	43.3	65.6	20.6	24.9	
有機化学基礎・中間製品	48.7	12.6	62.7	75.8	107.9	13.6	122.0	42.2	6.2	14.5	43.7	10.4	21.9	116.1	121.3	47.8	18.4	60.4	101.3	98.9	137.5	37.5	65.1	
合成樹脂	42.8	5.9	41.4	48.6	64.5	8.7	82.4	25.3	9.1	21.5	29.4	6.8	14.2	74.4	76.9	29.8	12.7	39.6	29.8	51.4	74.8	24.0	40.5	
化学繊維	9.5	15.9	16.9	19.8	25.9	3.5	28.5	8.9	2.5	4.8	11.8	2.6	5.5	30.6	30.0	10.7	3.8	13.3	24.4	24.3	28.2	9.3	9.9	
医薬品	18.9	4.0	17.1	38.5	37.1	8.3	57.6	18.0	2.9	9.2	30.7	5.4	12.2	73.4	72.1	24.4	7.7	30.9	48.7	58.2	65.8	21.7	23.5	
医薬品最終製品	57.0	13.7	106.9	128.5	157.6	22.6	187.6	59.8	15.1	34.5	81.6	20.4	40.1	227.2	207.7	76.6	26.2	90.9	179.8	164.2	193.9	62.1	111.7	
石油製品	141.3	33.7	266.7	306.5	308.6	64.1	456.1	143.3	37.6	75.8	282.0	48.1	107.7	577.8	511.3	179.5	60.9	232.0	411.8	394.9	434.0	144.6	157.9	
石炭製品	12.3	2.8	25.2	27.3	43.2	6.2	42.1	13.6	3.7	5.8	45.0	3.9	12.6	58.6	49.0	16.9	6.1	22.4	38.8	34.0	34.0	13.4	9.0	
プラスチック製品	111.4	23.5	193.2	225.6	291.0	42.1	392.8	119.0	28.6	66.8	154.5	32.2	69.5	363.5	364.3	141.2	57.7	178.0	301.4	251.2	381.2	108.9	178.4	
ゴム製品	42.0	9.2	76.7	88.7	113.9	16.7	143.8	75.3	11.3	24.3	55.1	10.0	26.9	135.0	157.2	71.7	22.9	73.0	125.9	165.7	324.7	57.4	87.7	
なめし革・毛皮・同製品	30.5	7.3	60.1	67.6	87.0	12.7	100.0	31.7	11.3	17.3	47.4	9.8	21.0	114.2	109.8	39.9	13.8	49.3	90.1	93.7	112.3	36.9	37.7	
ガラス・ガラス製品	21.6	4.5	37.3	45.9	54.1	6.6	73.8	22.2	5.7	4.8	17.6	8.7	13.2	76.9	69.2	25.5	11.4	33.7	63.8	38.0	32.2	12.4	37.4	
セメント・セメント製品	99.1	23.1	211.3	226.6	375.5	68.4	340.6	102.6	31.1	46.5	245.2	36.3	112.0	543.5	381.4	110.7	49.1	169.6	274.3	134.3	70.3	19.7	50.0	
陶磁器	13.7	3.1	27.7	33.3	44.2	5.6	45.5	11.7	4.0	10.3	23.9	58.2	14.0	80.3	51.3	14.7	6.8	20.3	47.2	16.0	7.5	2.0	8.0	
その他の窯業・土石製品	38.9	9.0	79.7	90.2	129.7	20.3	131.0	47.7	11.7	22.3	101.6	17.3	39.9	200.7	155.9	55.1	18.8	67.8	130.5	171.0	96.7	45.1	28.9	
鉄鋼・鋼鉄	168.8	39.9	365.7	410.1	579.9	84.3	568.4	172.1	51.2	104.5	429.0	85.9	174.5	887.7	705.0	235.5	61.5	270.7	646.3	513.8	514.5	216.2	121.5	
銅材	104.3	23.7	210.1	239.8	321.5	47.4	352.0	126.5	31.0	59.7	174.9	36.0	87.2	470.5	491.7	214.9	81.4	193.0	511.1	681.3	854.5	366.3	125.7	
鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	59.1	13.1	115.8	132.2	169.6	24.3	200.5	80.8	17.2	33.1	64.7	15.4	43.5	221.0	283.2	160.5	57.5	119.9	271.6	565.5	706.2	275.0	85.5	
非鉄金属製錬・精製	28.7	6.0	51.5	58.6	75.1	11.1	97.2	32.2	7.7	17.2	42.1	8.8	18.7	98.2	105.9	45.1	-70.7	132.2	97.0	135.9	125.4	58.0	31.4	
非鉄金属加工製品	67.8	14.3	126.6	141.6	195.6	28.3	226.6	76.0	18.8	38.5	101.2	18.7	47.9	224.3	249.5	105.9	119.2	382.4	221.3	351.5	301.8	137.7	72.3	
その他の金属製品	163.0	37.4	324.3	378.4	482.5	68.1	540.2	172.7	47.4	98.4	216.0	58.9	124.6	727.8	778.1	311.5	93.3	294.1	1,773.3	745.4	951.5	333.5	311.7	
一般産業機械	124.9	30.5	279.9	300.5	382.5	52.9	398.5	189.2	41.4	57.3	29.5	18.7	144.6	486.7	486.4	566.7	118.9	357.6	658.3	7,781.7	605.7	288.0	109.7	
特殊産業機械	162.9	36.6	342.2	366.3	436.7	57.0	570.1	356.5	51.8	58.8	49.7	12.2	68.3	494.4	1,062.3	711.7	107.3	630.5	859.7	613.5	13,141.6	279.6	65.1	
その他の一般機器	67.0	15.4	141.2	150.4	186.1	26.8	217.1	82.6	21.0	28.6	1.7	8.0	45.2	261.5	484.9	294.9	58.2	172.2	344.5	334.7	3,960.7	57.8		
事務用・サービス用機器	56.5	9.3	87.2	138.3	115.1	11.1	196.2	83.9	12.7	38.0	-11.6	5.0	9.6	63.7	147.9	70.0	18.9	62.8	238.7	70.7	14.7	23.9	2,566.0	
民生用電気機器	117.1	26.1	223.2	249.2	319.7	45.3	388.2	118.5	31.8	64.3	159.9	35.8	75.3	414.1	404.3	149.3	53.4	187.1	340.2	524.2	368.7	129.8	129.0	
電子・通信機器	467.4	83.2	743.0	824.1	968.3	98.1	1,630.1	386.2	111.5	428.1	170.7	152.9	145.8	543.2	996.6	329.7	298.2	706.2	1,029.7	1,616.5	529.5	667.4		
家電機器	109.9	21.0	192.3	211.6	258.4	30.7	359.9	118.0	28.4	43.8	6.0	49.0	51.3	233.3	443.3	223.0	108.4	313.4	355.0	334.5	329.9	114.2	81.3	
その他の電気機器	78.6	15.6	135.4	156.2	194.0	24.8	273.1	89.8	20.0	53.2	60.7	22.3	43.3	220.4	254.5	105.2	58.1	138.6	219.3	217.9	206.6	67.4	103.2	
自動車	347.1	67.1	584.4	685.9	806.2	104.4	1,245.5	560.1	82.9	234.2	209.4	56.8	166.1	840.2	1,126.9	587.9	207.2	593.5	821.3	808.6	601.3	343.0	242.9	
船舶・同修理	13.4	3.1	26.3	37.7	36.5	5.5	40.4	18.6	3.8	6.2	6.0	2.2	7.0	58.5	90.4	45.2	7.6	24.3	55.8	44.6	25.1	16.1	9.3	
その他の輸送機械・同修理	55.8	12.5	109.0	124.6	151.8	20.4	192.6	84.8	16.1	43.5	34.4	10.4	28.0	173.9	231.4	119.8	33.7	107.1	148.0	134.0	107.9	56.9</		

GDP変化額一覧

価格低下率 1%

3 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																																															
産業分類		47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	民生用電気機器	電子・通信機器	産業用電気機器	その他の電気機器	自動車	船舶・同修理	その他の輸送機械・同修理	精密機器	その他の製造工業製品	建築	建設補修	土木	電力	ガス・熱供給	水道	廃棄物処理	商業	金融・保険	不動産仲介及び賃貸	住宅資材	鉄道輸送	道路輸送 (除自家輸送)	自家用自動車輸送	道路輸送 (除自家輸送)	自家用自動車輸送
1	総計	595.1	1,976.1	368.0	422.0	2,556.6	151.6	176.6	249.2	402.0	2,656.5	532.8	2,753.1	1,068.6	131.2	282.5	187.7	6,202.5	2,269.8	669.2	3,010.2	400.0	1,148.3	660.2	595.1	1,976.1	368.0	422.0	2,556.6	151.6	176.6	249.2	402.0	2,656.5	532.8	2,753.1	1,068.6	131.2	282.5	187.7	6,202.5	2,269.8	669.2	3,010.2	400.0	1,148.3	660.2		
2	畜産・養蚕	59.2	190.4	34.1	41.1	252.6	15.1	16.7	23.9	35.3	230.0	53.5	205.4	105.5	12.9	28.5	18.3	595.8	236.8	64.5	288.5	39.2	127.2	66.9	59.2	190.4	34.1	41.1	252.6	15.1	16.7	23.9	35.3	230.0	53.5	205.4	105.5	12.9	28.5	18.3	595.8	236.8	64.5	288.5	39.2	127.2	66.9		
3	農業サービス	37.7	124.8	23.2	26.6	161.5	9.6	11.1	15.8	24.4	166.2	33.8	163.8	67.6	8.3	18.0	11.9	392.2	145.0	42.3	190.1	25.3	74.4	41.8	37.7	124.8	23.2	26.6	161.5	9.6	11.1	15.8	24.4	166.2	33.8	163.8	67.6	8.3	18.0	11.9	392.2	145.0	42.3	190.1	25.3	74.4	41.8		
4	林業	171.2	302.3	35.9	103.5	616.4	38.1	28.6	40.8	110.5	2,230.0	158.4	-1.8	318.8	41.1	89.5	57.3	1,668.3	703.1	194.5	1,023.7	121.4	387.9	184.2	171.2	302.3	35.9	103.5	616.4	38.1	28.6	40.8	110.5	2,230.0	158.4	-1.8	318.8	41.1	89.5	57.3	1,668.3	703.1	194.5	1,023.7	121.4	387.9	184.2		
5	漁業	112.6	384.1	71.3	80.8	485.7	31.1	33.5	48.1	95.5	520.2	99.6	475.1	199.5	24.4	52.1	34.3	1,153.5	416.5	123.6	540.8	74.6	210.7	126.4	112.6	384.1	71.3	80.8	485.7	31.1	33.5	48.1	95.5	520.2	99.6	475.1	199.5	24.4	52.1	34.3	1,153.5	416.5	123.6	540.8	74.6	210.7	126.4		
6	金属鉱物	84.3	317.7	98.3	78.1	397.1	22.3	31.1	42.0	61.2	511.8	76.2	461.4	154.0	19.7	42.3	28.7	820.0	330.4	99.8	476.9	57.5	172.0	86.4	84.3	317.7	98.3	78.1	397.1	22.3	31.1	42.0	61.2	511.8	76.2	461.4	154.0	19.7	42.3	28.7	820.0	330.4	99.8	476.9	57.5	172.0	86.4		
7	非金属鉱物	116.1	207.8	27.4	69.5	429.4	25.0	19.0	27.8	82.0	328.3	118.1	2,203.2	237.5	28.3	63.8	46.0	1,200.3	525.7	147.8	732.5	88.5	290.0	128.1	116.1	207.8	27.4	69.5	429.4	25.0	19.0	27.8	82.0	328.3	118.1	2,203.2	237.5	28.3	63.8	46.0	1,200.3	525.7	147.8	732.5	88.5	290.0	128.1		
8	石炭	25.0	52.8	11.0	16.5	101.7	6.5	6.3	6.9	15.3	99.7	24.7	385.4	50.6	5.9	13.1	9.3	240.6	107.5	30.0	144.0	18.3	58.2	27.6	25.0	52.8	11.0	16.5	101.7	6.5	6.3	6.9	15.3	99.7	24.7	385.4	50.6	5.9	13.1	9.3	240.6	107.5	30.0	144.0	18.3	58.2	27.6		
9	原油・天然ガス	183.5	591.4	116.6	132.3	798.2	47.1	54.4	75.3	120.0	956.3	166.6	1,136.1	341.3	40.7	87.9	58.4	1,871.6	706.9	213.6	908.1	124.1	419.2	203.5	183.5	591.4	116.6	132.3	798.2	47.1	54.4	75.3	120.0	956.3	166.6	1,136.1	341.3	40.7	87.9	58.4	1,871.6	706.9	213.6	908.1	124.1	419.2	203.5		
10	燃料品	624.9	2,155.6	407.6	450.6	2,701.9	161.2	190.3	270.4	383.1	3,033.8	553.7	2,746.4	1,109.1	136.2	290.8	192.2	6,496.3	2,316.0	695.9	3,049.3	415.4	1,183.8	695.9	624.9	2,155.6	407.6	450.6	2,701.9	161.2	190.3	270.4	383.1	3,033.8	553.7	2,746.4	1,109.1	136.2	290.8	192.2	6,496.3	2,316.0	695.9	3,049.3	415.4	1,183.8	695.9		
11	飲料	504.3	1,736.3	329.4	359.7	2,139.5	127.4	153.2	217.5	310.8	2,427.7	449.5	2,100.9	910.8	112.0	241.6	161.5	5,422.0	1,829.4	588.5	2,633.2	341.1	862.1	544.4	504.3	1,736.3	329.4	359.7	2,139.5	127.4	153.2	217.5	310.8	2,427.7	449.5	2,100.9	910.8	112.0	241.6	161.5	5,422.0	1,829.4	588.5	2,633.2	341.1	862.1	544.4		
12	飲料・有機質肥料	10.0	33.3	6.0	7.0	43.2	2.6	2.9	4.1	6.1	40.2	8.0	37.2	17.6	2.1	4.7	3.0	98.6	38.6	10.6	46.7	6.5	20.5	11.4	10.0	33.3	6.0	7.0	43.2	2.6	2.9	4.1	6.1	40.2	8.0	37.2	17.6	2.1	4.7	3.0	98.6	38.6	10.6	46.7	6.5	20.5	11.4		
13	たばこ	377.6	1,315.1	250.3	276.2	1,650.5	98.0	118.4	167.0	240.8	1,845.3	349.7	1,683.4	710.2	87.7	190.0	127.2	4,247.5	1,511.1	461.5	2,098.7	266.5	768.0	419.2	377.6	1,315.1	250.3	276.2	1,650.5	98.0	118.4	167.0	240.8	1,845.3	349.7	1,683.4	710.2	87.7	190.0	127.2	4,247.5	1,511.1	461.5	2,098.7	266.5	768.0	419.2		
14	繊維工業製品	187.5	577.4	103.9	125.4	773.0	46.0	52.4	72.5	118.6	818.4	160.0	597.5	340.0	40.9	88.7	59.9	1,884.8	706.8	211.4	937.6	121.6	345.5	192.1	187.5	577.4	103.9	125.4	773.0	46.0	52.4	72.5	118.6	818.4	160.0	597.5	340.0	40.9	88.7	59.9	1,884.8	706.8	211.4	937.6	121.6	345.5	192.1		
15	衣服・その他の繊維製品	385.1	1,302.5	247.9	272.3	1,630.0	97.2	113.9	163.4	251.2	1,756.1	349.1	1,575.8	712.5	87.2	188.9	126.3	4,213.3	1,515.6	461.5	2,050.3	265.1	756.8	419.9	385.1	1,302.5	247.9	272.3	1,630.0	97.2	113.9	163.4	251.2	1,756.1	349.1	1,575.8	712.5	87.2	188.9	126.3	4,213.3	1,515.6	461.5	2,050.3	265.1	756.8	419.9		
16	製材・木製品	235.0	370.0	39.8	146.9	810.5	51.4	35.3	50.4	156.5	4,646.1	216.1	-90.8	454.2	58.4	124.5	78.9	2,358.7	960.1	285.5	1,390.2	164.9	541.9	247.7	235.0	370.0	39.8	146.9	810.5	51.4	35.3	50.4	156.5	4,646.1	216.1	-90.8	454.2	58.4	124.5	78.9	2,358.7	960.1	285.5	1,390.2	164.9	541.9	247.7		
17	家具・装飾品	57.9	10.9	-20.8	25.5	167.1	14.3	-0.1	-0.6	38.8	867.1	58.5	-464.3	126.0	15.0	30.6	17.6	518.0	252.8	74.8	306.9	39.8	151.1	65.1	57.9	10.9	-20.8	25.5	167.1	14.3	-0.1	-0.6	38.8	867.1	58.5	-464.3	126.0	15.0	30.6	17.6	518.0	252.8	74.8	306.9	39.8	151.1	65.1		
18	パルプ・紙・板紙・加工紙	-50.1	-134.1	-7.3	-33.3	-225.8	-13.7	-21.1	-19.6	48.0	-50.7	-499.2	-104.5	-13.3	-30.9	-22.5	-724.1	-243.6	-72.3	-47.2	-41.5	-129.9	-49.7	-50.1	-134.1	-7.3	-33.3	-225.8	-13.7	-21.1	-19.6	48.0	-50.7	-499.2	-104.5	-13.3	-30.9	-22.5	-724.1	-243.6	-72.3	-47.2	-41.5	-129.9	-49.7				
19	紙加工品	33.8	161.1	30.7	27.4	145.3	8.5	9.0	27.8	36.0	126.4	26.3	58.6	51.5	5.9	11.8	7.0	392.2	102.4	33.5	81.2	18.8	40.9	38.2	33.8	161.1	30.7	27.4	145.3	8.5	9.0	27.8	36.0	126.4	26.3	58.6	51.5	5.9	11.8	7.0	392.2	102.4	33.5	81.2	18.8	40.9	38.2		
20	出版・印刷	-513.9	-1,543.5	-334.9	-362.8	-2,154.8	-127.7	-158.6	-213.3	-317.6	-3,060.6	-488.8	-2,760.0	-1,019.3	-127.5	-285.3	-195.2	-1,398.1	-2,241.1	-659.1	-3,481.9	-385.0	-1,197.5	-524.9	-513.9	-1,543.5	-334.9	-362.8	-2,154.8	-127.7	-158.6	-213.3	-317.6	-3,060.6	-488.8	-2,760.0	-1,019.3	-127.5	-285.3	-195.2	-1,398.1	-2,241.1	-659.1	-3,481.9	-385.0	-1,197.5	-524.9		
21	化学肥料	15.1	52.7	9.7	10.9	66.1	3.8	4.5	6.6	10.4	61.0	13.5	68.0	27.5	3.3	7.2	4.8	154.8	57.3	17.0	76.0	10.1	28.8	16.5	15.1	52.7	9.7	10.9	66.1	3.8	4.5	6.6	10.4	61.0	13.5	68.0	27.5	3.3	7.2	4.8	154.8	57.3	17.0	76.0	10.1	28.8	16.5		
22	有機化学基礎製品	38.6	188.6	31.1	32.5	181.6	11.1	15.8	18.6	29.1	192.2	34.4	134.6	75.8	8.5	13.2	12.2	342.6	142.8	42.6	185.2	25.2	70.7	40.9	38.6	188.6	31.1	32.5	181.6	11.1	15.8	18.6	29.1	192.2	34.4	134.6	75.8	8.5	13.2	12.2	342.6	142.8	42.6	185.2	25.2	70.7	40.9		
23	有機化学基礎・中間製品	98.7	439.1	81.8	81.0	498.5	25.4	34.0	55.2	78.5	355.6	66.1	329.7	187.7	21.3	46.8	30.7	893.7	361.2	109.1	476.6	63.2	177.3	100.6	98.7	439.1	81.8	81.0	498.5	25.4	34.0	55.2	78.5	355.6	66.1	329.7	187.7	21.3	46.8	30.7	893.7	361.2	109.1	476.6	63.2	177.3	100.6		
24	合成樹脂	65.6	308.9	55.6	54.4	321.2	15.5	20.3	43.5	65.8	218.7	55.8	235.1	119.8	13.9	30.7	20.3	603.8	238.3	73.1	325.1	41.1	117.7	63.9	65.6	308.9	55.6	54.4	321.2	15.5	20.3	43.5	65.8	218.7	55.8	235.1	119.8	13.9	30.7	20.3	603.8	238.3	73.1	325.1	41.1	117.7	63.9		
25	化学繊維	24.5	79.5	14.4	17.2	104.9	6.2	7.1	11.3	21.7	105.4	22.5	86.0	47.6	5.6	12.4	8.3	281.5	97.5	29.4	130.2	16.9	47.9	26.6	24.5	79.5	14.4	17.2	104.9	6.2	7.1	11.3	21.7	105.4	22.5	86.0	47.6	5.6	12.4	8.3	281.5	97.5	29.4	130.2	16.9	47.9	26.6		
26	医薬品	51.3	185.8	34.1	39.1	243.0																																											

GDP変化額一覽

価格低下率 1%

4 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																						
		70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92
産業分類		水運	航空輸送	貨物輸送取扱	倉庫	輸送付帯サービス	通信	放送	公務	教育	研究	医療・保険	社会保障	その他の公共サービス	広告・調査・情報サービス	物品賃貸サービス	自動車・機械修理	その他の対事業者サービス	娯楽サービス	飲食店	旅館・その他宿泊所	その他対個人サービス	事務用品	分類不明
1	総農林業	313.5	155.8	38.4	104.1	445.2	730.6	171.2	1,585.6	1,289.1	692.7	1,909.8	348.7	287.3	920.3	669.1	851.6	1,481.4	822.3	1,470.6	438.5	646.4	145.9	354.3
2	畜産・養蚕	33.7	15.5	4.6	17.8	44.8	69.8	16.5	154.9	124.1	65.4	187.7	34.0	28.0	87.8	61.7	85.3	129.4	79.8	144.3	42.7	62.7	14.8	38.8
3	農産サービス	20.1	9.9	2.5	7.5	28.3	46.1	10.9	100.3	81.3	43.6	120.8	22.1	18.2	58.4	41.8	53.9	92.7	52.0	44.9	27.7	40.8	9.2	22.8
4	林業	90.4	47.9	11.4	26.2	145.8	211.0	40.5	512.7	430.3	143.6	597.8	112.0	88.7	183.7	178.3	265.0	288.0	257.4	447.3	136.4	208.1	40.7	119.5
5	漁業	59.0	29.1	7.1	18.8	82.7	134.9	32.5	290.2	230.3	131.5	353.2	63.9	53.1	176.4	123.9	158.9	282.4	151.6	276.1	81.8	118.4	27.9	65.8
6	金属鉱物	38.1	22.0	5.6	13.7	65.6	108.7	20.3	239.0	201.3	127.3	279.5	52.3	43.1	97.3	108.9	122.3	148.7	122.4	214.7	65.4	97.8	19.1	53.8
7	非金属鉱物	70.8	32.9	9.0	21.8	103.8	177.4	27.7	362.9	308.7	98.3	423.2	79.6	65.4	121.9	186.3	206.4	254.2	183.8	319.5	89.8	149.2	28.3	73.3
8	石炭	14.8	6.8	1.8	4.7	21.3	35.6	5.8	73.1	61.1	24.9	86.4	16.1	13.5	25.8	37.8	42.7	45.7	37.3	66.7	20.2	30.0	6.1	15.6
9	原油・天然ガス	101.3	48.1	12.5	30.5	142.7	229.4	49.9	481.6	389.3	216.1	582.0	106.1	88.9	261.2	222.3	274.8	405.5	250.6	458.5	135.7	196.5	45.0	110.8
10	燃料品	325.9	161.9	39.5	104.3	459.9	755.3	181.8	1,624.5	1,310.9	737.3	1,969.7	358.0	296.2	990.0	697.5	882.3	1,621.2	847.3	1,530.3	454.6	662.4	153.8	364.1
11	飲料	260.3	132.2	32.6	86.6	379.9	634.3	148.3	1,364.2	1,122.4	608.1	1,628.7	299.8	246.6	808.2	578.2	714.1	1,349.1	709.2	1,251.0	375.6	557.9	120.3	299.5
12	肥料・有機質肥料	5.6	2.6	0.7	2.5	7.4	11.5	2.8	25.4	20.2	11.2	31.1	5.6	4.6	14.8	10.4	14.3	22.0	13.2	24.1	7.1	10.3	2.5	6.3
13	たばこ	201.2	103.1	25.3	67.3	296.6	497.9	115.0	1,077.1	891.7	465.5	1,279.1	236.7	193.8	624.1	448.6	554.2	1,039.5	558.3	976.3	294.2	440.6	92.7	233.9
14	繊維工業製品	92.1	47.2	11.5	30.8	134.7	223.9	50.5	485.0	399.2	219.1	577.7	106.5	87.7	269.0	202.6	253.1	422.6	251.2	443.9	133.4	198.0	42.5	110.0
15	衣服・その他の繊維製品	199.7	103.0	25.0	66.3	293.8	493.6	112.7	1,059.8	873.1	466.7	1,263.0	232.9	191.6	608.0	444.4	550.9	1,005.5	549.9	969.6	291.4	433.2	92.8	235.7
16	製材・木製品	128.9	62.6	17.4	37.8	195.7	293.1	55.1	693.1	584.7	200.8	809.6	151.8	121.6	251.1	255.5	352.0	506.4	352.6	619.5	186.2	283.6	54.8	147.2
17	家具・装飾品	34.5	15.5	5.2	10.1	49.1	65.6	11.8	161.4	130.2	37.3	192.1	35.1	28.7	47.2	42.5	82.5	7.3	81.7	151.5	45.4	64.8	14.4	47.9
18	パルプ・紙・板紙・加工紙	-27.3	-15.1	-3.0	-10.3	-46.5	-79.9	0.5	-191.3	-170.2	-63.8	-211.6	-41.1	-31.6	-32.5	56.0	-69.6	-80.0	-127.2	-88.0	-145.4	-68.0	-11.0	-32.0
19	紙加工品	16.2	7.5	1.8	5.6	20.6	31.4	9.1	57.1	38.5	45.1	77.8	12.7	11.5	52.5	31.3	41.8	63.9	32.0	69.0	19.1	23.1	8.5	17.9
20	出版・印刷	-276.6	-141.7	-36.7	-105.0	-438.1	-695.4	-0.5	-1,668.3	-1,448.1	-645.9	-1,902.5	-363.6	-289.3	477.7	-635.0	-775.8	-1,352.3	-779.2	-1,383.1	-430.2	-678.3	-116.0	-325.0
21	化学肥料	7.9	3.9	1.0	2.6	11.2	18.4	4.3	39.9	32.5	18.7	48.0	8.8	7.2	23.2	17.0	21.5	36.0	20.7	37.1	11.1	16.3	3.7	9.0
22	無機化学基礎製品	20.2	9.7	2.4	6.0	28.2	45.3	10.1	98.1	79.8	62.3	118.1	21.5	18.1	52.5	45.9	55.2	61.8	51.3	93.8	28.0	39.9	9.1	24.4
23	有機化学基礎・中間製品	50.1	24.4	6.0	15.1	70.7	115.6	25.6	249.0	204.3	161.2	297.6	54.7	45.7	134.9	113.1	136.5	162.7	129.9	234.0	70.1	101.5	22.2	60.9
24	合成樹脂	31.9	16.0	3.9	9.9	46.8	77.5	16.9	165.5	138.6	106.8	191.7	36.5	30.3	89.2	75.1	88.4	109.0	86.8	153.6	46.4	68.1	14.1	39.2
25	化学繊維	12.8	6.5	1.6	4.3	18.7	31.2	7.0	67.3	55.4	31.1	80.1	14.8	12.2	37.6	26.1	35.2	58.9	34.9	61.7	19.6	27.5	5.9	15.2
26	医薬品	27.3	11.0	2.5	6.2	27.8	36.7	12.8	76.3	42.8	45.8	113.3	17.1	15.9	70.3	42.4	66.0	98.7	42.3	102.8	26.9	29.9	15.0	22.9
27	化学最終製品	82.8	41.1	10.2	25.4	119.0	194.0	47.1	420.0	343.5	204.5	503.6	92.3	76.5	259.2	181.4	225.7	383.3	219.9	392.5	117.4	171.6	37.9	96.8
28	石油製品	216.6	102.7	27.3	63.8	308.8	494.0	107.7	1,045.4	853.2	445.8	1,255.3	230.2	191.1	565.8	472.8	580.7	923.6	543.1	976.4	292.0	427.4	94.7	233.4
29	石炭製品	20.2	9.5	2.5	6.3	29.6	50.1	8.1	103.8	87.8	33.5	121.5	23.8	19.0	36.4	52.4	58.6	68.8	52.7	92.4	28.2	42.6	8.3	21.5
30	プラスチック製品	148.5	74.6	18.2	46.3	219.1	363.7	79.0	776.9	646.4	472.8	920.2	170.4	141.3	418.0	355.9	414.4	518.4	404.6	716.1	216.2	317.8	66.1	179.8
31	ゴム製品	59.9	29.4	7.3	18.3	86.4	143.9	29.3	310.3	259.8	188.0	366.1	67.9	56.5	148.9	141.3	163.1	190.0	160.1	282.4	85.5	126.7	26.0	73.0
32	ぬめし革・毛皮・同製品	45.1	23.1	5.6	15.0	66.4	111.5	25.7	240.199	199.1	106.7	285.9	52.9	43.3	139.4	100.7	124.1	230.6	124.8	218.5	65.8	98.4	20.7	52.4
33	ガラス・ガラス製品	28.2	14.4	3.5	8.1	42.0	66.9	13.6	150.3	125.0	113.7	178.0	32.9	27.1	66.5	65.5	78.2	80.2	77.9	140.3	42.4	61.3	12.8	35.8
34	セメント・セメント製品	171.0	79.2	22.0	52.5	251.7	423.4	65.9	879.1	748.4	221.7	1,024.4	192.7	159.7	286.8	438.5	496.3	623.1	444.7	773.2	236.8	361.4	68.2	171.3
35	陶磁器	21.3	10.4	2.7	5.9	32.0	48.4	8.5	112.6	94.6	51.6	132.4	24.6	20.0	36.3	46.6	54.8	57.4	103.2	31.4	46.0	9.2	24.8	
36	その他の窯業・土石製品	62.6	30.1	8.0	18.8	92.5	150.5	26.4	328.2	276.6	121.8	383.9	71.9	59.2	120.7	148.8	176.6	218.8	167.0	293.6	89.5	134.3	26.2	70.6
37	鉄鋼・粗鋼	276.6	133.3	35.9	82.4	414.7	689.8	114.0	1,475.8	1,250.5	478.5	1,325.0	323.1	284.0	507.5	637.7	777.2	1,000.5	748.9	1,310.7	400.8	604.4	115.5	311.7
38	鋼材	164.8	79.9	20.1	48.2	239.6	394.0	71.2	870.0	736.6	405.0	1,013.5	190.0	157.9	332.3	388.0	450.2	474.8	443.7	777.0	237.3	355.0	68.5	206.7
39	鍛造品・その他の鉄鋼製品	90.9	44.3	10.7	26.1	130.1	217.1	40.2	479.8	405.4	256.2	554.6	106.6	87.7	191.0	215.8	244.1	219.1	245.2	429.4	131.1	195.5	37.8	121.8
40	非鉄金属製錬・精製	30.9	19.7	4.8	12.2	57.6	96.9	18.7	211.6	178.0	132.5	247.6	46.3	38.3	91.9	98.6	107.1	124.9	108.7	190.8	58.1	86.5	17.0	49.1
41	非鉄金属加工製品	106.2	48.5	11.9	29.8	146.5	242.7	44.3	523.6	443.7	306.1	610.5	114.4	94.8	211.4	239.3	276.3	265.7	268.1	469.1	143.2	213.9	41.4	123.7
42	その他の金属製品	253.3	123.9	30.9	79.0	366.9	595.7	116.3	1,326.7	1,112.0	636.5	1,555.6	290.0	240.2	565.8	564.9	685.2	789.3	680.0	1,198.1	364.1	540.8	108.1	318.7
43	一般産業機械	222.3	109.7	24.3	59.3	310.0	534.9	94.2	1,176.4	995.0	668.3	1,352.8	254.4	221.6	436.8	538.6	601.7	285.9	599.9	1,051.9	322.4	475.0	89.7	374.0
44	特殊産業機械	255.6	130.4	26.6	63.2	350.2	626.0	113.9	1,442.6	1,226.5	1,014.6	1,656.9	312.1	266.5	523.4	678.5	679.4	413.1	728.1	1,088.5	395.2	580.2	108.8	446.0
45	その他の一般機器	115.0	56.5	12.0	30.1	154.2	267.8	47.7	591.9	499.3	265.6	681.1	128.0	117.2	221.5	263.2	281.9	114.4	302.1	532.1	160.3	238.4	45.5	189.8
46	事務用・サービス用機器	56.1	34.5	7.3	17.4	97.4	169.1	33.3	366.0	300.0	421.0	421.0	79.2	72.7	168.7	186.3	57.7	189.7	31.3	101.0	148.8	27.8	115.6	
47	民生用電気機器	164.8	85.1	20.7	54.6	245.1	410.5	93.2	890.1	741.0	437.8	1,054.3	195.4	160.1	501.3	374.4	456.3	791.3	461.6	807.2	243.8	364.2	75.6	193.6
48	電子・通信機器	474.9	300.2	57.0	147.8	808.5	1,418.3	289.5	3,081.1	2,647.4	4,234.9	3,679.2	670.7	569.1	1,487.5	1,564.4	1,526.2	1,686.6	2,901.4	888.1	1,260.6	239.0	809.4	
49	家電機器	140.8	73.3	15.6	39.8	212.7	362.5	65.4	804.0	692.9	763.9	930.4	174.9	142.6	306.2	393.0	394.9	161.1	414.2	728.5	233.3	328.2	61.5	209.0
50																								

資本投入量変化額一覧

価格低下率 0.001%

1 / 4

(単位: 100万円)

#	産業分類	増加額 (WITH-WITHOUT)																						
		1 採掘業	2 生産業	3 建設業	4 林業	5 漁業	6 金属鉱物	7 非金属鉱物	8 石灰	9 石油・天然ガス	10 燃料品	11 肥料	12 飼料	13 その他	14 繊維工業製品	15 その他	16 木材	17 家具・装飾品	18 パルプ・紙・板紙・加工紙	19 印刷	20 化学原料	21 有機化学基礎製品	22 有機化学基礎・中間製品	23 有機化学製品
1	採掘業	6.7	1.5	0.4	0.4	0.7	0.0	0.5	0.0	-0.2	9.2	2.8	0.5	0.8	1.5	2.4	1.5	1.3	1.9	1.4	4.1	0.2	0.7	2.3
2	生産業	0.4	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	建設業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	林業	-0.1	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
5	漁業	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1
6	金属鉱物	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
7	非金属鉱物	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
8	石灰	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	石油・天然ガス	0.6	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	0.6	2.1	0.6	0.1	0.2	0.3	0.5	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.9	0.6	0.2
10	燃料品	-1.0	-0.3	-0.1	-0.2	-0.3	0.0	-0.2	0.0	0.0	-2.9	-0.9	-0.1	-0.3	-0.4	-0.8	-0.5	-0.5	-0.6	-0.4	-1.4	0.0	-0.2	-0.7
11	肥料	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0
12	飼料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	その他	0.6	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	2.1	0.7	0.1	0.4	0.3	0.6	0.4	0.3	0.4	0.3	0.6	0.9	0.6	0.2
14	繊維工業製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0
15	その他	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	0.2	0.5	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	-0.2	0.0	0.0	-0.1
16	木材	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.3	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
17	家具・装飾品	-0.3	-0.1	0.0	0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.9	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	1.8	-0.1	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	0.0	-0.2
18	パルプ・紙・板紙・加工紙	-0.7	-0.2	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	-0.1	0.0	0.0	-2.1	-0.7	-0.1	-0.2	-0.3	-0.5	-0.3	-0.2	-0.4	-0.3	-0.8	0.0	-0.2	-0.5
19	印刷	-0.4	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-1.2	-0.4	-0.1	-0.1	-0.2	-0.3	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.5	0.0	-0.1	-0.3
20	化学原料	-2.4	-0.9	-0.2	-0.5	-0.6	0.0	-0.4	0.0	0.0	-7.5	-2.4	-0.3	-0.8	-1.1	-2.0	-1.3	-1.1	-1.5	-1.1	-2.9	-0.6	-0.8	-1.8
21	有機化学基礎製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	有機化学基礎・中間製品	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
23	有機化学製品	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.8	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.1	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	0.0	0.0
24	合成樹脂	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.2	0.0	0.0	-0.1
25	化学繊維	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	医薬品	-0.8	-0.3	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	-0.1	0.0	0.0	-2.3	-0.7	-0.1	-0.2	-0.4	-0.6	-0.4	-0.4	-0.5	-0.3	-1.1	0.0	-0.2	-0.6
27	化学最終製品	-0.3	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-1.1	-0.3	0.0	-0.1	-0.2	-0.3	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.5	0.0	-0.1	-0.3
28	石油製品	-0.6	-0.2	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	-1.9	-0.6	-0.1	-0.2	-0.3	-0.5	-0.3	-0.3	-0.4	-0.3	-0.9	0.0	-0.1	-0.4
29	石灰製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	プラスチック製品	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-1.0	-0.3	0.0	-0.1	-0.2	-0.3	0.0	-0.2	-0.1	-0.2	-0.2	-0.5	0.0	-0.1
31	ゴム製品	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
32	ゴム製品・皮革・同製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
33	ガラス・ガラス製品	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
34	セメント・セメント製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0
35	陶磁器	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1
36	その他の陶磁・土石製品	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1
37	鉄鋼・粗鋼	-0.1	-0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	-0.5	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.3	0.0	-0.1	-0.1	-0.4	0.0	0.0	-0.2
38	鋼材	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.9	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	-0.2
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
40	非鉄金属製錬・精製	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
41	非鉄金属加工製品	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
42	その他の金属製品	-0.4	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-1.2	-0.4	-0.1	-0.1	-0.2	-0.3	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.6	0.0	-0.1	-0.2
43	一般産業機械	-0.2	-0.1	0.0	-0.2	-0.1	0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.8	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.4	-0.3	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	-0.2
44	特殊産業機械	-0.4	-0.2	0.0	-0.4	-0.1	0.0	-0.3	0.0	0.0	-1.2	-0.3	-0.1	-0.1	-0.2	-0.4	-0.2	-0.4	-0.3	-0.2	-0.6	0.0	-0.1	-0.3
45	その他の一般機械	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
46	事務用・サービス用機械	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
47	民生用電気機器	-0.2	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.6	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.3	0.0	0.0	-0.1
48	電子・通信機器	-0.8	-0.4	-0.1	-0.6	-0.2	0.1	-0.5	-0.1	0.0	-2.7	-0.7	-0.1	-0.2	-0.6	-0.5	-0.3	-0.3	-0.9	-0.9	-0.9	-0.1	-0.6	-0.5
49	電気機器	-0.2	-0.1	0.0	-0.2	0.0	0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.5	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.3	-0.2	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	0.0	-0.1
50	その他の電気機器	-0.2	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.8	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.1	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	-0.2
51	自動車	-0.7	-0.3	-0.1	-0.3	-0.2	0.1	-0.2	0.0	0.1	-2.4	-0.7	-0.1	-0.2	-0.3	-0.7	-0.6	-0.5	-0.4	-1.1	0.0	-0.2	-0.5	
52	船舶・同修理	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.2	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1
53	その他の輸送機械・同修理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54	精密機械	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1
55	その他の製造工業製品	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-1.0	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	-0.2
56	建築	-0.3	-0.2	0.0	1.0	-0.1	0.1	-0.2	0.0	0.2	-1.0	-0.2	-0.1	0.0	-0.2	-0.3	2.4	0.2	0.0	-0.2	-0.9	0.0	-0.1	-0.4
57	建設増修	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.9	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.1	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	-0.2
58	土木	-0.1	-0.1	0.0	-0.4	-0.1	0.1	0.7	0.1	0.2	-0.8	-0.2	0.0	0.0	-0.2	-0.2	-0.7	-0.5	-0.3	-0.2	-0.6	0.0	-0.1	-0.3
59	電力	-2.6																						

資本投入量変化率

価格低下率 0.001%

(単位: 100万円)

Table with 45 columns (24-68) and 92 rows (1-92). Columns represent various industry categories like 24 食糧工業製品, 25 化学工業製品, etc. Rows represent specific products like 1 雑穀類, 2 畜産・養蚕, etc. Each cell contains a numerical value representing the percentage change in capital investment.

資本投入量変化率

価格低下率 0.001%

4 / 4

(単位：100万円)

Table with 42 columns (70-82) and 42 rows (1-92). Columns represent various business categories like 70 水産, 71 食品, 72 衣類, etc. Rows represent different industry sectors like 1 1種農産物, 2 畜産・養蚕, etc. Each cell contains a numerical value representing the percentage change in capital investment.

資本投入量変化額一覧

増減率(WITH-WITHOUT) 0.01%

1 / 4

(単位: 100万円)

#	産業分類	増減率(WITH-WITHOUT)																							
		1 採掘業	2 農林業	3 繊維・皮革業	4 化学工業	5 金属工業	6 非金属工業	7 窯業・土石業	8 食品工業	9 飲料・天然ガス	10 繊維・皮革業	11 化学工業	12 金属工業	13 非金属工業	14 窯業・土石業	15 食品工業	16 飲料・天然ガス	17 繊維・皮革業	18 化学工業	19 金属工業	20 非金属工業				
1	採掘業	67.2	15.0	4.3	4.4	7.2	-0.4	5.5	0.1	-2.0	92.0	27.8	4.7	8.3	14.6	24.1	15.2	13.2	19.0	14.2	40.9	2.3	6.9	23.4	
2	農林業	4.3	7.6	1.1	0.1	0.2	-0.1	0.0	0.0	-0.2	3.1	0.7	1.1	0.2	0.5	0.7	0.2	0.2	0.5	1.0	0.1	0.2	0.7	0.7	
3	繊維・皮革業	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.6	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.3	0.0	0.0	-0.2	
4	化学工業	1.0	0.3	0.1	32.8	0.3	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.3	3.3	1.0	0.1	0.4	0.5	0.7	2.8	2.3	0.7	0.4	0.8	0.1	0.2	0.6
5	金属工業	-1.2	-0.3	-0.1	-0.2	3.3	0.0	-0.1	0.0	-0.1	-2.6	-0.9	-0.1	-0.4	-0.4	-0.7	-0.5	-0.5	-0.5	-0.4	-1.4	0.0	-0.2	-0.6	
6	非金属工業	0.7	0.2	0.1	6.1	0.2	-0.6	0.2	0.0	0.0	2.2	0.7	0.1	0.2	0.3	0.8	0.5	0.3	0.5	0.3	1.0	0.0	0.2	0.6	
7	窯業・土石業	1.0	0.2	0.1	-0.3	0.2	-0.1	1.4	0.2	0.4	2.6	0.9	0.1	0.3	0.3	0.6	0.1	-0.1	0.3	0.7	0.0	0.2	0.2	0.5	
8	食品工業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
9	飲料・天然ガス	5.8	2.4	0.5	1.5	1.7	0.0	1.6	0.1	6.0	21.1	6.5	0.9	1.8	3.3	5.5	4.0	3.3	4.4	3.2	9.3	0.5	1.6	5.7	
10	繊維・皮革業	-10.0	-3.2	-0.8	-1.7	-2.6	-0.1	-1.5	-0.1	-0.2	-29.3	-9.2	-1.2	-3.0	-4.5	-7.7	-5.0	-4.6	-6.0	-4.4	-13.8	-0.5	-2.2	-7.2	
11	化学工業	-1.4	-0.3	-0.1	-0.4	-0.2	0.0	0.0	-0.2	-0.1	-1.5	-2.5	-0.1	-0.2	-0.3	-0.5	-0.3	-0.4	-0.4	-0.3	-1.0	0.0	-0.2	-0.5	
12	金属工業	0.0	0.4	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.7	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	-0.1	-0.2	
13	非金属工業	6.1	2.3	0.5	0.9	1.7	-0.1	1.2	0.0	-0.3	21.3	6.7	0.9	4.2	3.2	5.8	3.6	3.0	4.3	3.2	9.5	0.3	1.5	5.2	
14	窯業・土石業	-0.4	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-1.3	-0.4	-0.1	-0.1	0.9	0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-0.2	-0.6	0.0	-0.1	-0.3	
15	食品工業	-1.1	-0.4	-0.1	-0.4	-0.3	0.0	-0.2	0.0	0.0	-3.1	-1.0	-0.1	-0.3	1.6	5.0	-0.7	-0.6	-0.7	-0.4	-1.5	-0.1	-0.2	-0.7	
16	飲料・天然ガス	-0.2	-0.1	0.0	1.8	0.0	0.1	-0.2	0.0	0.2	-0.4	0.0	0.0	0.1	-0.1	-0.1	4.3	3.5	0.2	0.0	-0.7	0.0	0.0	-0.2	
17	繊維・皮革業	-2.8	-1.0	-0.2	1.1	-0.7	0.0	-0.8	-0.1	0.1	-8.7	-2.7	-0.4	-0.8	-1.2	-2.3	2.2	18.4	1.3	-1.1	-4.0	-1.1	-0.6	-2.0	
18	化学工業	-5.6	-2.4	-0.5	-1.1	-1.8	0.0	-1.3	-0.1	0.0	-20.7	-5.6	-0.9	-2.1	-3.1	-5.5	-3.0	-2.4	-3.6	-3.1	-8.7	-0.3	-1.5	-5.1	
19	金属工業	-2.7	-1.4	-0.3	-0.8	-1.0	0.0	-0.7	0.0	0.0	-12.0	-3.8	-0.5	-1.2	-1.8	-3.1	-2.0	-1.5	-2.4	-1.8	-5.5	-0.2	-0.9	-2.2	
20	非金属工業	-23.9	-8.8	-1.9	-4.9	-8.4	-0.1	-4.5	-0.3	-0.1	-74.9	-23.8	-3.2	-7.7	-11.5	-19.9	-13.5	-11.4	-14.8	-11.3	-28.7	-1.2	-5.5	-19.5	
21	化学工業	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
22	繊維・皮革業	-1.1	-0.4	-0.1	-0.2	-0.3	0.0	-0.2	0.0	0.1	-3.7	-1.2	-0.2	-0.4	-0.3	-0.9	-0.6	-0.5	-0.7	-0.6	-1.7	0.0	0.3	-0.7	
23	化学工業	-2.6	-1.0	-0.2	-0.7	-0.7	0.1	-0.5	0.0	0.3	-8.3	-2.6	-0.4	-0.8	-0.7	-1.9	-1.6	-1.0	-1.7	-1.2	-3.9	-0.1	-0.4	0.3	
24	窯業・土石業	-1.1	-0.5	-0.1	-0.3	-0.3	0.1	-0.2	0.0	0.1	-3.7	-1.1	-0.2	-0.3	-0.5	-0.9	-0.7	-0.4	-0.8	-0.5	-1.7	-0.1	-0.2	-0.5	
25	化学工業	-9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.3	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	
26	金属工業	-0.6	-2.6	-0.6	-1.4	-2.0	-0.1	-1.2	-0.1	-0.2	-22.6	-7.3	-1.0	-2.4	-3.5	-6.1	-3.9	-3.5	-4.7	-3.5	-10.7	-0.4	-1.7	-5.6	
27	化学工業	-3.3	-1.3	-0.3	-0.3	-0.9	0.0	-0.7	0.0	0.1	-19.9	-3.4	-0.5	-1.1	-1.5	-2.9	-1.3	-0.9	-2.2	-1.6	-5.0	-0.2	-0.8	-2.7	
28	食品工業	-6.2	-2.3	-0.5	-0.4	-1.5	0.0	-0.2	0.1	-1.0	-18.7	-5.9	-0.8	-1.9	-2.7	-5.0	-2.7	-2.9	-3.9	-2.9	-9.3	-0.3	-1.4	-4.3	
29	飲料・天然ガス	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	-0.4	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.3	0.0	0.0	-0.1	
30	プラスチック	-3.2	-1.2	-0.3	-0.8	-0.8	0.1	-0.5	0.0	0.2	-19.4	-3.2	-0.5	-1.0	-1.6	-2.7	-1.9	-1.5	-2.1	-1.5	-4.8	-0.2	-0.7	-2.5	
31	ゴム	-1.3	-0.5	-0.1	-0.4	-0.3	0.0	-0.2	0.0	0.1	-4.2	-1.3	-0.2	-0.4	-0.6	-1.1	-1.0	-0.8	-0.5	-0.6	-2.0	-0.1	-0.3	-1.0	
32	窯業・土石業	0.4	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.5	0.5	0.1	0.1	0.2	0.4	0.2	0.2	0.3	0.2	0.6	0.0	0.1	0.4	
33	ガラス	-1.3	-0.5	-0.1	-0.2	-0.3	0.1	-0.4	0.0	0.1	-4.1	-1.3	-0.2	-0.4	-0.6	-1.1	-0.4	0.0	-0.6	-0.6	-1.9	-0.1	-0.3	-1.0	
34	セメント	0.2	-0.2	0.0	-0.4	0.0	0.2	1.9	0.3	0.6	-0.4	0.1	-0.1	0.1	-0.3	-0.2	0.0	-0.8	-0.3	-0.2	-1.0	0.0	-0.1	-0.3	
35	陶磁器	-0.7	-0.3	-0.1	0.0	-0.2	0.0	-0.1	0.0	0.1	-2.3	-0.7	-0.1	-0.2	-0.4	-0.6	0.1	-0.2	-0.4	-0.3	-1.2	0.0	-0.2	-0.6	
36	その他の窯業・土石業	-0.5	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	-1.9	-0.5	-0.1	-0.1	-0.3	-0.5	0.1	-0.4	-0.4	-0.3	-1.2	0.0	-0.1	-0.5	
37	鉄鋼	-1.3	-0.8	-0.1	0.8	-0.3	0.3	0.7	0.2	0.8	-4.8	-1.1	-0.3	-0.2	-0.9	-1.4	3.1	-0.4	-0.9	-0.8	-3.7	-0.1	-0.4	-1.6	
38	銅	-2.5	-1.1	-0.2	-0.7	-0.7	0.3	-0.4	0.0	0.4	-8.5	-2.5	-0.4	-0.7	-1.4	-2.3	-1.2	-1.1	-1.8	-1.3	-4.4	-0.1	-0.6	-2.2	
39	鉄鋼	-1.1	-0.5	-0.1	-0.4	-0.3	0.1	-0.3	0.0	0.1	-3.5	-1.0	-0.2	-0.3	-0.6	-1.0	-0.8	-0.4	-0.8	-0.5	-1.8	-0.1	-0.2	-0.6	
40	非鉄金属	0.3	0.1	0.0	-0.1	0.1	-0.9	0.1	0.0	0.0	0.8	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.2	
41	非鉄金属	-1.2	-0.6	-0.1	-0.7	-0.3	1.2	-0.1	0.0	0.3	-4.1	-1.2	-0.2	-0.3	-0.7	-1.1	-1.2	-0.9	-0.9	-0.6	-2.1	-0.1	-0.3	-1.0	
42	その他の金属	-3.7	-1.5	-0.3	-0.7	-0.8	0.3	-0.9	0.0	0.3	-11.8	-3.6	-0.5	-1.0	-1.8	-3.2	-1.5	-1.2	-2.4	-1.7	-5.8	-0.2	-0.8	-3.0	
43	一般産業機械	-2.4	-1.1	-0.2	-2.1	-0.6	0.7	-1.4	0.0	0.2	-7.8	-2.1	-0.4	-0.5	-1.4	-2.1	-3.6	-2.6	-2.0	-1.2	-4.0	-0.1	-0.6	-2.1	
44	特殊産業機械	-3.7	-1.7	-0.3	-3.9	-0.9	0.4	-2.9	-0.2	0.1	-12.2	-3.3	-0.6	-0.8	-2.2	-3.5	-6.9	-4.4	-3.3	-2.0	-8.1	-0.2	-0.8	-3.0	
45	その他の一般機械	-1.4	-0.6	-0.1	-1.0	-0.9	0.3	-0.7	0.0	0.1	-4.3	-1.2	-0.2	-0.3	-0.7	-1.1	-1.0	-1.0	-0.6	-0.2	-0.1	-0.3	-1.2		
46	事務用電気機器	-0.9	-0.4	-0.1	-0.9	-0.2	-0.1	-0.8	-0.1	0.1	-2.8	-0.7	-0.1	-0.2	-0.5	-0.9	-1.6	-1.1	-0.5	-0.2	0.0	-0.1	-0.3		
47	民生用電気機器	-1.9	-0.7	-0.2	-0.5	-0.5	0.0	-0.4	0.0	0.1	-5.8	-1.8	-0.3	-0.5	-0.9	-1.5	-1.1	-1.0	-1.2	-0.9	-2.7	-0.1	-0.4	-1.4	
48	電子・通信機器	-8.3	-3.6	-0.7	-6.4	-2.0	0.8	-4.8	-0.6	0.5	-26.9	-7.3	-1.3	-2.0	-4.5	-7.0	-5.2	-3.9	-5.2	-3.9	-9.4	-1.1	-5.3	-5.3	
49	電気機器	-1.6	-0.7	-0.1	-1.5	-0.4	0.7	-1.1	-0.1	0.1	-5.0	-1.3	-0.2	-0.3	-0.9	-1.3	-2.8	-1.8	-0.7	-0.6	-2.3	-0.1	-0.5	-1.0	
50	その他の電気機器	-2.4	-0.9	-0.2	-0.8	-0.6	0.3	-0.7	0.0	0.2	-7.7	-2.3	-0.3	-0.7	-1.2	-2.1	-1.7	-1.5	-1.6	-1.1	-3.6	-0.1	-0.3	-1.8	
51	自動車	-7.4	-3.0	-0.6	-2.9	-2.0	0.6	-2.3	-0.1	0.5	-24.2	-7.3	-1.1	-2.1	-3.5	-6.5	-6.4	-4.9	-5.3	-3.6	-11.4	-0.4	-1.6	-5.1	
52	船舶・同修理	-0.7	-0.3	-0.1	-0.2	-0.2	0.0	-0.2	0.0	0.0	-2.3	-0.7	-0.1	-0.2	-0.3	-0.6	-0.5	-0.4	-0.5	-0.4	-1.1	0.0	-0.2	-0.6	
53	その他の輸送機械・同修理	-0.3	-0.1	0.0	-0.2	-0.1	0.0	-0.2	0.0	0.0	-0.8	-0.2	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	-0.4	-0.3	-0.2	-0.1	-0.4	0.0	0.0	-0.2	
54	精密機械	-1.1	-0.4	-0.1	-0.6	-0.3	0.1	-0.4	0.0	0.0	-3.3	-1.0	-0.2	-0.3	-0.5	-0.9	-1.1	-0.8	-0.7	-0.4	-1.4	-0.1	-0.2	-0.7	
55	その他の製造工業製品	-2.5	-1.2	-0.2	-0.6	-0.4	0.2	-0.5	0.0	0.2	-9.8	-3.1	-0.4	-1.0	-1.4	-2.4	-1.6	-1.5	-1.8	-1.2	-4.3	-0.1	-0.6	-2.1	
56	建設	-3.4	-1.9	-0.3	9.6	-0.6	1.0	-2.5	-0.1	1.9	-19.4	-2.2	-0.6	-0.2	-1.7	-3.0	24.2	2.2	0.0	-1.8	-9.4	-0.3	-0.8	-4.0	
57	建設	-2.8	-1.0	-0.2	-0.5	-0.6	0.0	-0.5	0.0	0.0	-8.9	-2.8	-0.4	-0.5	-1.4	-2.4	-1.5	-1.3	-1.8	-1.3	-4.1	-0.1	-0.7	-2.2	
58	土木	-1.0	-1.3	-0.2	-4.1	-0.9	0.5	7.3	1.3	2.2	-7.7	-1.8	-0.4	-0.3	-1.9	-2.3	-6.7	-4.8	-3.1	-1.6	-8.1	-0.1	-0.8	-2.7	
59	電力	-25.9	-8																						

資本投入量変化率
 価格低下率 0.01%

(単位：100万円)

#	産業分類	増加額 (WITH-WITHOUT)																																							
		24 合成樹脂	25 化学繊維	26 塗料	27 化学繊維製織品	28 石油製品	29 石灰製品	30 プラスチック製織品	31 プラスチック製織品	32 ぬめし革・皮革・同製品	33 ガラス・ガラス製品	34 セメント・セメント製品	35 陶磁器	36 その他の窯業・土石製品	37 鉄鋼・組構・建設用鋼製品(板)	38 鉄鋼製品	39 鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	40 非鉄金属製錬・精製	41 非鉄金属加工製品	42 その他の金属製品	43 一般産業機械	44 特殊産業機械	45 その他の一般機械	46 事務用・オフィス用機械	47 運輸用・バス用機械																
1	繊維工業	11.1	2.7	21.5	25.1	31.1	4.7	36.0	11.4	3.0	5.9	17.7	3.4	7.5	41.1	39.6	14.0	4.8	17.6	31.3	32.4	37.9	12.4	13.2																	
2	繊維・製織	0.3	0.1	0.7	0.7	0.8	0.1	0.9	0.3	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.8	0.9	0.3	0.1	0.4	0.6	0.5	0.4	0.1	0.2																	
3	繊維サービス	-0.1	0.0	-0.1	-0.2	-0.2	0.0	-0.2	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	-0.3	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	-0.2	-0.3	-0.3	-0.1	-0.1																	
4	繊維	0.3	0.1	0.7	1.1	1.7	0.1	0.8	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.3	2.5	0.9	0.0	0.0	0.1	1.0	-1.1	-2.3	-0.7	-0.4																	
5	繊維	-0.3	-0.1	-0.6	-0.7	-0.8	-0.1	-0.9	-0.3	-0.1	-0.2	-0.5	-0.1	-0.2	-1.2	-1.1	-0.5	-0.1	-0.5	-1.1	-1.3	-1.9	-0.5	-0.6																	
6	皮革製物	0.3	0.1	0.5	0.6	0.8	0.1	1.0	0.3	0.1	0.2	0.5	0.1	0.2	1.1	1.1	0.4	-0.5	1.1	1.0	1.2	1.1	0.5	0.3																	
7	非鉄金属製錬	0.9	0.1	0.7	0.6	1.7	0.4	1.0	0.3	0.1	0.0	3.6	0.1	0.6	2.6	1.1	0.1	0.2	0.5	0.4	-1.0	-2.5	-0.8	-0.5																	
8	非鉄金属	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0																	
9	原油・天然ガス	2.6	0.6	4.9	5.6	5.7	1.2	8.4	2.7	0.7	1.4	5.0	0.9	1.9	10.5	9.5	3.4	1.1	4.3	7.7	7.5	8.2	2.8	3.0																	
10	炭素	-3.4	-0.8	-6.8	-7.6	-10.0	-1.4	-11.3	-3.6	-1.0	-2.0	-5.0	-1.1	-2.4	-12.7	-12.4	-4.7	-1.6	-5.7	-10.7	-11.9	-15.6	-4.7	-5.0																	
11	燃料	-0.2	0.0	-0.4	-0.5	-0.6	-0.1	-0.8	-0.3	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	-0.1	-0.6	-0.8	-0.4	-0.1	-0.4	-1.0	-1.4	-2.7	-0.6	-0.7																	
12	燃料・有機原料	-0.1	0.0	-0.2	-0.2	-0.3	0.0	-0.3	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	-0.4	-0.3	-0.1	0.0	-0.2	-0.3	-0.3	-0.4	-0.1	-0.1																	
13	木材	2.5	0.6	5.0	5.5	7.3	1.6	8.1	2.5	0.7	1.4	4.0	0.8	1.7	9.4	8.9	3.1	1.1	3.9	7.2	7.0	8.0	2.8	2.8																	
14	繊維工業製品	-0.2	0.1	-0.3	-0.3	-0.4	-0.1	-0.5	-0.2	0.0	-0.1	-0.3	-0.1	-0.1	-0.6	-0.6	-0.2	-0.1	-0.3	-0.5	-0.6	-0.8	-0.2	-0.3																	
15	衣服・その他の繊維製品	-0.4	0.2	-0.7	-0.8	-1.1	-0.2	-1.3	-0.4	-0.1	-0.2	-0.7	-0.2	-0.3	-1.7	-1.6	-0.7	-0.2	-0.8	-1.5	-1.9	-2.9	-0.7	-0.8																	
16	靴・木製品	-0.1	0.0	-0.1	0.2	0.3	-0.1	-0.4	-0.4	0.0	0.2	0.0	0.4	0.3	3.1	0.0	-0.4	-0.1	-0.5	0.6	-2.7	-4.6	-1.4	-1.0																	
17	家具・装具	-0.9	-0.2	-2.0	-1.7	-2.9	-0.5	-3.1	-1.2	-0.3	-0.1	-2.2	-0.2	-0.7	-3.5	-3.5	-1.2	-0.5	-1.9	-3.2	-4.8	-6.3	-1.8	-1.8																	
18	ガラス・紙・紙・加工紙	-2.4	-0.6	-4.8	-5.3	-7.1	-1.0	-7.9	-2.6	-0.7	-1.3	-4.0	-0.7	-1.7	-8.8	-8.8	-3.3	-1.1	-4.0	-7.3	-8.3	-10.7	-3.2	-3.1																	
19	加工紙	-1.4	-0.3	-2.8	-3.1	-4.1	-0.6	-4.6	-1.5	-0.4	-0.8	-2.9	-0.4	-1.0	-5.4	-5.1	-1.8	-0.6	-2.3	-4.2	-4.7	-6.0	-1.8	-1.7																	
20	印刷	-8.9	-2.1	-17.7	-19.6	-26.1	-3.7	-28.9	-9.3	-2.6	-5.0	-14.4	-3.0	-6.4	-34.3	-32.2	-11.9	-4.1	-14.5	-27.1	-28.7	-35.9	-11.4	-10.5																	
21	化学原料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0																	
22	無機化学基礎製剤	-0.4	-0.1	-0.9	-0.9	-1.2	-0.2	-1.3	-0.4	-0.1	-0.2	-0.7	-0.1	-0.3	-1.6	-1.5	-0.5	-0.2	-0.6	-1.2	-1.4	-1.8	-0.5	-0.4																	
23	有機化学基礎・中間製剤	-0.5	-0.1	-2.0	-2.1	-2.3	-0.4	-2.8	-0.8	-0.3	-0.5	-1.7	-0.3	-0.7	-4.0	-3.5	-1.2	-0.3	-1.4	-2.9	-3.5	-3.9	-1.4	-0.7																	
24	合成樹脂	0.1	-0.1	-0.9	-0.9	-1.1	-0.2	-1.1	-0.4	-0.1	-0.2	-0.7	-0.1	-0.3	-1.8	-1.6	-0.6	-0.1	-0.6	-1.3	-1.9	-2.1	-0.7	-0.3																	
25	化学繊維	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.2	0.0	-0.1	-0.1																	
26	皮革	-2.7	-0.6	-5.7	-6.0	-8.0	-1.1	-8.8	-2.8	-0.8	-1.5	-4.0	-0.9	-1.9	-9.9	-9.5	-3.6	-1.2	-4.4	-8.2	-8.8	-11.1	-3.5	-3.6																	
27	化学最終製品	-1.3	-0.3	-2.6	-2.8	-3.7	-0.6	-4.1	-1.3	-0.4	-0.7	-2.1	-0.4	-0.9	-4.5	-4.6	-1.7	-0.6	-2.1	-3.6	-4.7	-6.0	-1.9	-0.9																	
28	石油製品	-2.1	-0.5	-4.4	-4.9	-6.7	-0.7	-7.2	-2.3	-0.6	-1.3	-4.4	-0.6	-1.2	-6.7	-7.8	-3.2	-1.1	-3.5	-6.8	-8.9	-12.8	-3.9	-3.8																	
29	石灰製品	-0.1	0.0	-0.1	-0.1	0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	-0.1	0.6	0.0	0.1	0.1	-0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.1	-0.3	-0.7	-0.1	-0.1																	
30	プラスチック製品	-1.1	-0.3	-2.4	-2.7	-3.4	-0.5	-3.5	-1.2	-0.3	-0.6	-1.9	-0.4	-0.8	-4.7	-4.5	-1.6	-0.5	-1.9	-3.7	-4.7	-5.3	-1.8	-1.3																	
31	ゴム製品	-0.5	-0.1	-1.0	-1.1	-1.4	-0.3	-1.5	-0.1	-0.1	-0.3	-0.8	-0.2	-0.4	-2.0	-1.7	-0.5	-0.2	-0.7	-1.4	-1.2	-0.1	-0.6	-0.3																	
32	ぬめし革・皮革・同製品	0.2	0.0	0.3	0.4	0.5	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.1	0.6	0.6	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.2																	
33	ガラス・ガラス製品	-0.4	-0.1	-1.0	-1.0	-1.4	-0.2	-1.4	-0.5	-0.1	-0.4	-1.0	-0.1	-0.3	-1.6	-1.6	-0.7	-0.2	-0.8	-1.4	-2.2	-3.1	-0.9	-0.4																	
34	セメント・セメント製品	-0.2	0.0	0.0	-0.2	1.1	0.4	-0.3	-0.2	0.0	-0.2	4.5	0.0	0.6	2.2	-0.2	-0.6	0.0	-0.2	-0.9	-3.6	-6.1	-2.0	-1.6																	
35	陶磁器	-0.3	-0.1	-0.5	-0.6	-0.7	-0.1	-0.8	-0.3	-0.1	-0.1	-0.4	0.8	-0.1	-0.6	-1.0	-0.4	-0.1	-0.5	-0.8	-1.4	-2.0	-0.6	-0.6																	
36	その他の窯業・土石製品	-0.3	-0.1	-0.4	-0.5	-0.3	0.0	-0.8	-0.3	-0.1	-0.1	0.4	0.0	0.1	0.1	-0.7	-0.3	-0.1	-0.3	-0.5	0.0	-2.2	-0.4	-0.8																	
37	鉄鋼・組構	-0.6	-0.2	-1.0	-1.0	-0.3	-0.1	-2.2	-0.9	-0.1	-2.3	2.0	0.3	0.6	1.8	-1.1	-0.9	-0.3	-1.4	-0.2	-3.2	-6.4	-1.0	-3.0																	
38	鉄鋼	-1.0	-0.3	-1.9	-2.2	-2.6	-0.4	-3.3	-0.8	-0.3	-0.6	-1.4	-0.3	-0.5	-2.8	-2.1	-0.3	-0.3	-1.4	-0.2	-1.6	2.1	2.1	-1.6																	
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	-0.4	-0.1	-0.8	-0.9	-1.2	-0.2	-1.3	-0.2	-0.1	-0.2	-0.9	-0.2	-0.3	-1.6	-0.7	0.4	-0.1	-0.5	-0.2	2.6	3.6	1.7	-0.5																	
40	非鉄金属製錬・精製	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	0.0	0.5	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4	0.5	0.3	-1.1	1.4	0.6	1.0	0.7	0.5	0.1																	
41	非鉄金属加工製品	-0.4	-0.1	-0.9	-1.1	-1.1	-0.2	-1.3	-0.4	-0.1	-0.2	-0.7	-0.2	-0.3	-2.1	-1.5	-0.3	1.3	4.0	-1.0	0.5	-1.3	0.3	-0.9																	
42	その他の金属製品	-1.4	-0.3	-2.7	-3.0	-3.8	-0.6	-4.6	-1.4	-0.4	-0.7	-2.6	-0.4	-0.8	-4.0	-3.0	-0.8	-0.4	-2.0	11.3	-2.1	-2.4	-0.4	-2.5																	
43	一般産業機械	-1.2	-0.3	-1.7	-2.2	-2.9	-0.5	-4.0	-0.3	-0.2	-0.9	-4.3	-0.7	0.1	-4.1	1.8	4.5	0.4	0.4	0.8	109.9	-3.3	0.4	-0.8																	
44	特殊産業機械	-1.6	-0.4	-2.7	-3.5	-5.0	-0.9	-6.6	-1.9	-0.9	-1.5	-8.2	-1.3	-2.0	-8.4	3.1	7.3	-0.1	-1.3	2.2	-3.7	231.2	-0.8	-5.1																	
45	その他の一般機械	-0.6	-0.1	-1.0	-1.2	-1.6	-0.2	-1.9	-0.4	-0.1	-0.4	-2.2	-0.4	-0.4	-2.0	1.1	1.8	0.1	-0.1	0.2	-0.3	-1.5	49.7	-1.2																	
46	事務用・オフィス用機械	-0.1	-0.1	-0.8	0.1	-1.1	-0.3	0.0	0.4	-0.1	0.1	-2.1	-0.3	-0.7	-3.3	-1.4	-0.2	-0.2	-0.7	-1.2	-2.6	-4.7	-1.1	0.1																	
47	民生用電気機器	-0.6	-0.2	-1.3	-1.8	-2.0	-0.3	-2.0	-0.7	-0.2	-0.4	-1.3	-0.2	-0.5	-2.8	-2.8	-1.0	-0.3	-1.1	-2.1	-3.1	-4.4	-1.2	-1.3																	
48	電子・通信機器	-1.7	-0.8	-6.1	-7.2	-10.6	-2.3	-14.0	-3.9	-0.8	1.7	-14.2	-0.6	-4.1	-26.3	-17.7	-7.2	0.1	-3.8	-11.4	-22.1	-29.4	-9.1	-1.7																	
49	電気機器	-0.4	-0.2	-1.1	-1.4	-1.9	-0.4	-1.3	-0.4	-0.1	-0.5	-3.1	0.1	-0.6	-4.2	-0.8	0.6	0.7	1.4	-0.8	-1.7	-3.4	-0.8	-1.5																	
50	その他の電気機器	-0.8	-0.2	-1.8	-2.0	-2.6	-0.4	-2.4	-0.7	-0.2	-0.3	-2.0	-0.3	-0.7	-4.0	-3.3	-1.1	0.0	-0.7	-1.2	-2.7	-3.1	-4.6	-1.5	-1.1																
51	自動車	-2.2	-0.7	-5.6	-5.8	-8.2	-1.4	-8.0	-0.1	-0.8	-0.8	-7.1	-1.4	-2.4	-13.6	-9.6	-1.6	-0.5	-3.3	-9.2	-13.2	-18.2	-4.0	-5.5																	
52	船舶・同修理	-0.3	-0.1	-0.5	-0.5	-0.8	-0.1	-0.9	-0.2	-0.1	-0.2	-0.5	-0.1	-0.2	-1.0	-0.7	-0.1	-0.1	-0.4	-0.7	-0.9	-1.4	-0.4	-0.4																	
53	その他の製造工業製品	-0.1	0.0	-0.2	-0.2	-0.3	-0.1	-0.3	0.1	0.0	0.0	-0.4	-0.1	-0.1	-0.6	-0.2	0.1	0.0	-0.1	-0.4	-0.6	-1.1	-0.2	-0.3																	
54	精密機器	-0.2	-0.1	-0.8	-0.9	-1.2	-0.2	-0.8	-0.4	0.0	0.2	-1.3	-0.2	-0.4	-2.5	-1.7	-0.6	0.0	-0.5	-1.3	-1.9	-2.1	-0.7	-0.7																	
55	その他の製造工業製品	-0.6	-0.2	-2.3	-2.3	-3.1	-0.5	-2.3	-1.2	-0.3	-0.6	-2.1	-0.5	-0.8	-5.0	-4.6	-1.6	-0.3	-1.8	-3.7	-4.8	-6.7	-2.1	-2.0																	
56	建築	-2.1	-0.4	-2.1	-2.8	-3.9	-1.1	-6.8	-3.9	-0.2	0.7	-1.9	2.9	2.1	21.2	-3.8	-4.6	-1.4	-5.8	-11.0	-22.1	-35.7	-11.3	-9.5																	
57	建設機械	-1.0	-0.2	-2.1	-2.3	-3.0	-0.4	-3.4	-1.1	-0.3	-0.6	-1.6	-0.3	-0.7	-3.5	-3.8	-1.4	-0.5	-1.7	-3.1	-3.3	-4.1	-1.3	-1.4																	
58	土木	-1.2	-0.3	-1.6	-3.1	1.7	1.3	-3.0	-1.0	-0.2	-1.7	19.2																													

資本投入量変化率

価格低下率 0.1%

2 / 4

(単位: 100万円)

#	産業分類	増加額 (WITH-WITHOUT)																																														
		24 完成品	25 化学繊維	26 医薬品	27 化学繊維製品	28 石油製品	29 石炭製品	30 プラスチック製品	31 ゴム製品	32 めし革・皮革・同製品	33 ガラス・ガラス製品	34 セメント・セメント製品	35 陶磁器	36 その他の窯業・土石製品	37 鉄鋼業(組立・建設用鋼材)	38 鉄材	39 鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	40 非鉄金属製錬・精製	41 非鉄金属加工製品	42 その他の金属製品	43 一般産業機械	44 特殊産業機械	45 その他の一般機械	46 事務用・オフィス用機械																								
1	群雑業	110.6	26.6	214.6	250.9	310.8	46.9	359.5	113.6	29.8	59.4	177.2	34.0	75.4	410.8	395.9	140.3	48.4	175.6	312.7	323.5	378.4	123.6	131.6	2.9	0.8	6.6	7.4	8.4	1.1	8.9	2.7	0.7	1.3	2.6	0.5	1.5	7.9	9.2	2.6	0.8	3.6	6.1	4.8	3.5	1.4	2.1	
2	電気・ガス	-0.7	-0.2	-1.4	-1.6	-2.1	-0.3	-2.4	-0.8	-0.2	-0.4	-1.1	-0.3	-0.6	-2.8	-2.7	-1.0	-0.3	-1.2	-2.3	-2.6	-3.3	-1.0	-1.1	2.6	0.8	7.3	11.0	16.9	0.6	8.2	1.2	1.2	2.7	1.5	2.9	3.1	24.6	9.2	0.3	0.1	0.6	10.2	-11.2	-22.7	-6.9	-3.7	
3	化学	-2.9	-0.6	-5.2	-6.6	-8.1	-1.2	-9.5	-3.4	-1.0	-1.9	-4.6	-1.2	-2.3	-11.6	-11.0	-4.7	-1.5	-5.3	-10.9	-13.0	-19.3	-19.3	-5.5	-5.6	2.9	0.6	5.3	6.0	7.9	1.2	9.5	1.1	0.9	1.7	5.9	1.0	2.1	11.1	10.8	4.3	-4.7	10.7	9.9	12.0	11.2	5.1	2.8
4	石油・天然ガス	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
5	化学製品	-34.2	-8.1	-67.8	-76.3	-100.4	-13.9	-113.4	-26.5	-10.0	-19.8	-50.4	-11.4	-23.7	-126.6	-123.7	-47.4	-16.1	-56.8	-107.3	-118.8	-156.2	-47.3	-49.7	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
6	化学原料	-2.2	-0.5	-3.6	-4.7	-5.8	-0.6	-7.9	-2.7	-0.6	-1.8	-5.8	-0.7	-1.2	-6.1	-6.2	-4.3	-1.3	-4.3	-8.0	-8.2	-9.5	-7.2	-6.9	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
7	化学原料	-0.9	-0.2	-1.7	-1.9	-2.6	-0.4	-3.0	-1.0	-0.3	-0.5	-1.5	-0.3	-0.6	-3.5	-3.3	-1.3	-0.4	-1.5	-2.9	-3.2	-4.2	-1.3	-1.3	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
8	化学原料	24.6	6.0	50.0	55.3	71.8	10.5	80.5	25.4	7.2	13.7	39.7	7.9	17.1	93.6	88.6	31.4	10.9	39.3	71.6	71.6	79.9	27.9	28.2	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
9	化学原料	-1.6	0.6	-3.1	-3.4	-4.4	-0.7	-5.3	-1.7	-0.4	-0.9	-2.8	-0.6	-1.2	-6.4	-6.2	-4.4	-0.8	-2.8	-5.2	-6.2	-8.0	-2.5	-2.5	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
10	化学原料	-3.9	1.9	-7.3	-8.4	-10.7	-1.7	-13.3	-4.4	-0.9	-2.5	-6.9	-1.1	-3.2	-16.9	-16.1	-6.8	-2.2	-7.7	-14.5	-18.7	-28.7	-7.2	-8.0	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
11	化学原料	-1.3	-0.2	-0.5	2.4	2.7	-0.7	-3.9	-3.8	0.0	2.0	0.2	4.1	3.4	30.5	-0.4	-4.1	-1.2	-5.4	5.5	-27.4	-46.0	-14.0	-10.4	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
12	化学原料	-9.4	-2.3	-20.2	-17.3	-28.5	-4.9	-30.8	-12.3	-2.8	-1.0	-21.7	-2.1	-7.4	-35.0	-34.8	-11.9	-5.3	-19.4	-32.4	-47.6	-63.4	-17.8	-19.2	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
13	化学原料	-13.9	-3.3	-28.2	-31.3	-41.1	-5.9	-45.8	-14.6	-4.1	-7.9	-22.7	-4.4	-10.5	-53.5	-51.2	-19.0	-6.4	-23.1	-42.2	-48.6	-59.9	-18.1	-17.5	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
14	化学原料	-87.6	-20.9	-177.0	-196.1	-280.8	-37.3	-288.7	-92.7	-28.0	-50.2	-144.4	-30.0	-63.6	-343.2	-321.7	-119.2	-40.7	-145.2	-271.2	-286.7	-363.2	-114.2	-106.4	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
15	化学原料	0.1	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.1	-0.4	-0.3	-0.2	0.0	-0.1	-0.4	-0.7	-1.1	-0.3	-0.1	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
16	化学原料	-3.8	-0.7	-8.9	-9.5	-12.1	-1.8	-13.2	-4.0	-1.3	-2.2	-7.2	-1.2	-2.9	-16.5	-15.3	-4.4	-1.7	-6.4	-12.1	-14.5	-17.5	-4.6	-4.0	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
17	化学原料	-4.8	-0.8	-19.7	-21.0	-23.2	-4.1	-27.8	-7.8	-2.8	-4.7	-17.4	-3.4	-7.1	-39.7	-35.4	-12.2	-3.4	-14.1	-29.2	-35.1	-39.2	-14.4	-6.6	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
18	化学原料	1.5	-0.8	-8.5	-9.3	-11.2	-1.9	-10.9	-3.7	-1.2	-1.8	-7.6	-1.5	-3.2	-18.0	-16.1	-5.6	-1.2	-5.9	-13.1	-18.6	-21.1	-6.6	-2.6	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
19	化学原料	-9.3	0.4	-0.7	-0.7	-0.9	-0.1	-1.1	-0.4	-0.1	-0.2	-0.6	-0.1	-0.2	-1.3	-1.3	-0.5	-0.2	-0.6	-1.1	-1.2	-1.6	-0.5	-0.5	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
20	化学原料	-26.5	-6.4	-57.4	-59.8	-79.9	-10.9	-88.2	-28.2	-8.1	-15.4	-40.2	-8.9	-18.5	-99.1	-95.5	-36.0	-12.4	-43.5	-82.4	-87.7	-111.1	-34.9	-36.2	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
21	化学原料	-12.7	-2.9	-25.6	-27.6	-36.8	-5.5	-41.4	-13.2	-3.7	-6.6	-20.8	-3.8	-8.6	-44.8	-46.1	-17.1	-5.8	-21.4	-38.5	-46.5	-60.4	-18.9	-9.1	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
22	化学原料	-21.4	-4.4	-44.0	-49.1	-67.0	-7.2	-71.9	-23.4	-6.4	-11.7	-33.5	-6.4	-11.7	-66.6	-78.3	-31.8	-10.8	-34.9	-68.6	-89.4	-126.2	-38.5	-38.0	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
23	化学原料	-0.6	-0.1	-0.8	-1.2	-0.7	0.1	-1.4	-0.4	-0.1	-0.6	0.1	-0.2	0.7	1.2	-0.9	-0.7	-0.1	-0.3	-1.4	-3.3	-6.4	-1.4	-2.8	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
24	化学原料	-11.3	-2.9	-24.1	-26.9	-34.2	-5.1	-34.5	-11.6	-3.4	-5.0	-18.6	-4.1	-8.5	-47.5	-44.7	-16.0	-4.5	-18.8	-37.2	-47.1	-52.5	-17.7	-12.6	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
25	化学原料	-4.7	-1.2	-9.7	-10.8	-13.9	-2.0	-14.7	-1.2	-1.4	-2.8	-8.3	-2.0	-3.5	-20.4	-18.6	-6.5	-1.7	-7.2	-14.3	-12.1	-1.2	-5.7	-2.7	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
26	化学原料	1.7	0.4	3.4	3.8	4.9	0.7	5.6	1.7	1.0	1.6	2.7	0.5	1.2	6.3	6.0	2.1	0.7	2.7	4.6	4.5	4.6	1.8	1.7	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
27	化学原料	-4.4	-1.2	-9.7	-10.8	-14.1	-2.4	-13.7	-4.7	-1.3	-4.2	-10.3	-1.1	-3.4	-17.6	-18.2	-6.7	-1.6	-7.3	-12.9	-15.4	-19.2	-4.2	-4.0	26.3	6.3	48.6	56.3	57.4	11.7	84.2	26.7	6.8	14.0	50.2	8.8	19.5	104.9	94.8	33.5	11.1	43.5	77.0	74.7	81.6	28.1	29.6	
28	化学原料	-1.8	-0.4	-0.2	-2.4	10.9	3.8	-2.7	-1.8	0.1	-2.4	45.3	0.1	6.0	21.7	-2.5	-5.9	-0.1	-1.5	-8.9	-36.2	-60.6	-19.7	-15.6	0.2	0.0	0.3	0.4	0.6	0.1	0.6	0.2	0.1	0.1	0.8	0.1	0.2	0.9	0.7	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.5	0.2	0.1	
29	化学原料	-2.8	-0.7	-5.4	-5.8	-7.1	-1.2	-8.2	-3.4	-0.8	-1.1	-5.8	-0.1	-1.2	-5.8	-10.1	-4.4	-1.2	-5.8	-16.1	-19.7	-28.7	-6.3	-5.6	26.3	6.3</																						

資本投入量変化率

増減率(%) 0.1%

4 / 4

(単位: 100万円)

Table with 45 columns (70-82) and 45 rows (1-45). Columns represent various business categories and rows represent different types of capital expenditures. The table contains numerical values for each cell, representing percentage changes.

資本投入量変化率

価格低下率 1%

2 / 4

(単位: 100万円)

増加額 (WITH-WITHOUT)		業種別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1

資本投入量変化率

単位: 億円 1%

3 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
業種	増減	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492	1493	1494	1495	1496	1497	1498	1499	1500	1501	1502	1503	1504	1505	1506	1507	1508	15

資本投入量変化率

増減率(%)

4 / 4

(単位: 100万円)

業種分類	増減率(%)										増減率(%)										増減率(%)										増減率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 総務費	1,648.8	816.8	201.4	544.8	2,331.7	3,815.0	893.0	8,301.7	6,736.9	3,601.0	10,013.4	1,826.1	1,504.0	4,785.9	3,494.2	4,472.4	7,862.9	4,301.7	7,708.9	2,296.1	3,382.5	789.1	1,854.2	57.6	21.5	8.8	49.8	62.3	78.1	18.9	197.7	145.4	62.1	250.8	43.5	35.4	87.5	61.1	123.5	62.7	98.1	191.2	54.3	77.8	23.4	64.0	-10.6	-5.6	-1.3	-3.4	-16.1	-27.7	-6.5	-57.8	-48.3	-27.9	-69.3	-12.7	-10.6	-36.7	-25.5	-29.7	-63.6	-30.4	-52.8	-16.0	-23.8	-4.8	-12.4	49.3	28.3	6.2	7.0	96.2	96.3	4.8	329.7	295.4	-27.7	396.5	71.1	51.3	-49.9	59.6	164.8	-120.3	151.9	258.0	80.7	131.2	20.8	82.8	-43.6	-25.2	-6.4	-20.4	-77.2	-142.7	-31.2	-291.8	-262.4	-142.2	-322.0	63.7	-51.3	-181.7	-129.2	-130.0	-346.7	-151.7	-235.7	-75.2	-120.8	-16.6	-62.8	34.5	20.0	5.1	12.4	59.5	98.6	18.4	217.0	192.8	115.9	253.6	47.5	39.2	87.5	99.0	111.0	133.1	111.1	194.8	59.4	89.8	17.3	46.9	62.1	23.0	8.2	14.4	90.6	190.8	-0.3	303.2	275.5	-46.4	336.7	86.2	56.3	-84.4	211.7	202.5	-5.0	143.1	241.1	77.1	125.8	17.3	40.8	2.9	1.3	0.4	0.9	4.2	7.0	0.9	14.1	11.8	4.0	16.6	3.1	2.6	3.2	7.9	8.6	6.1	7.1	12.9	3.9	5.6	1.2	2.9	396.4	188.0	48.9	119.1	896.2	194.6	1,890.6	1,519.3	843.3	2,273.5	414.5	347.4	1,016.4	869.6	1,075.6	1,574.1	978.4	1,781.2	530.1	767.4	176.0	433.2	-505.4	-284.5	-65.7	-189.9	-776.7	-1,335.9	-307.4	-2,803.1	-2,366.8	-1,313.9	-3,273.0	-613.9	-505.1	-1,719.8	-1,210.3	-1,412.8	-2,938.7	-1,484.3	-2,504.1	-784.1	-1,152.9	-222.3	-628.4	-30.3	-16.1	-3.8	-19.9	-50.9	-95.5	-25.7	-157.2	-137.7	-112.1	-176.7	-34.3	-30.5	-170.4	-93.7	-86.2	-120.4	-90.2	-151.6	-47.2	-66.3	-10.3	-53.3	-12.3	-6.8	-1.5	-3.0	-19.8	-35.3	-8.2	-72.9	-62.0	-34.9	-85.1	-16.0	-13.2	-46.2	-32.7	-36.1	-83.8	-38.3	-65.4	-20.0	-30.1	-5.7	-15.0	367.6	190.0	46.3	118.8	545.5	914.0	206.4	2,015.2	1,675.1	820.8	2,365.4	442.9	359.7	1,098.8	809.2	1,015.7	1,822.3	1,078.9	643.9	823.7	170.5	422.8	-23.9	-12.1	-3.0	-8.6	-35.3	-59.9	-14.8	-124.5	-102.9	-58.4	-148.2	-27.4	-22.7	-84.8	-55.5	-65.7	-120.0	-65.6	-114.8	-34.6	-51.2	-10.8	-27.5	-80.1	-28.4	-7.5	-24.9	-87.0	-145.8	-39.9	-293.2	-243.5	-169.1	-343.3	-64.4	-54.0	-241.4	-161.4	-161.4	-158.2	-275.9	-83.1	-121.2	-25.3	-68.5	-1.6	-5.4	1.8	-11.0	7.8	-42.0	-31.4	-19.4	14.9	36.2	-174.8	-1.7	3.5	-2.7	-255.4	-58.0	-7.6	-292.7	-4.1	-9.0	1.8	7.6	-7.3	-8.2	-148.4	-78.9	-17.1	-54.1	-220.3	-396.8	-99.4	-698.0	-671.4	-432.1	-962.7	-178.1	-147.4	-576.7	-391.2	-427.3	-1,078.9	-439.0	-73.4	-222.0	-332.9	-70.1	-163.8	-362.4	-187.2	-44.3	-127.1	-547.2	-923.0	-171.0	-2,013.3	-1,695.5	-899.5	-2,359.9	-441.3	-369.6	-815.5	-836.3	-1,007.3	-1,893.5	-1,022.5	-1,778.8	-541.0	-823.7	-162.2	-427.3	-209.8	-108.1	-26.8	-72.4	-313.8	-532.7	-122.5	-1,149.3	-963.4	-495.9	-1,351.2	-252.3	-206.4	-671.1	-482.8	-581.5	-1,164.5	-598.1	-1,026.2	-311.6	-471.2	-94.2	-248.5	-1,319.2	-672.8	-168.7	-471.3	-1,989.0	-3,273.7	-497.7	-7,278.8	-6,123.5	-3,146.1	-11,297.5	-1,994.1	-1,297.5	-1,939.7	-3,650.3	-2,850.3	-6,844.8	-4,342.4	-1,959.1	-2,971.5	-946.0	-1,849.2	-0.5	-0.6	-0.1	-0.5	-1.9	-4.6	-1.2	-7.4	-7.4	-2.6	-7.3	-1.8	-1.3	-8.4	-3.8	-2.1	-23.1	-4.2	-2.5	-1.9	-3.2	-0.1	-1.4	-63.5	-34.1	-8.4	-24.8	-9.7	-170.2	-42.0	-356.6	-297.5	-112.1	-421.0	-78.4	-63.7	-184.0	-142.3	-175.6	-481.6	-185.9	-146.4	-96.8	-146.7	-29.7	-72.7	-141.9	-75.8	-18.6	-55.8	-217.3	-374.8	-93.5	-785.6	-651.4	-213.0	-932.4	-172.8	-140.8	-536.2	-319.3	-393.0	-1,007.9	-410.3	-706.2	-212.8	-323.1	-67.1	-159.7	-63.7	-33.1	-8.2	-25.0	-93.5	-159.9	-41.5	-335.1	-272.4	-402.7	-73.9	-60.5	-239.5	-134.9	-172.9	-180.9	-175.4	-306.3	-91.5	-137.5	-30.4	-70.1	-5.0	-2.5	-0.6	-1.8	-7.3	-12.4	-3.0	-25.9	-21.4	-11.9	-30.9	-5.7	-4.7	-17.0	-11.4	-13.8	-29.7	-13.6	-23.8	-7.2	-10.6	-2.3	-5.8	-384.2	-209.1	-52.0	-145.4	-614.8	-1,061.4	-238.0	-2,260.5	-1,923.5	-1,010.8	-2,626.8	-456.9	-403.8	-1,312.7	-845.1	-1,109.5	-2,249.5	-1,172.7	-1,881.1	-607.6	-929.7	-173.1	-488.9	-193.3	-97.7	-24.2	-73.3	-286.5	-494.3	-113.3	-1,032.8	-858.5	-451.2	-1,222.7	-226.9	-186.6	-625.9	-443.4	-529.3	-1,160.4	-537.5	-634.1	-282.2	-423.8	-87.5	-225.4	-293.3	-114.4	-36.3	-133.3	-457.3	-837.1	-223.3	-1,738.1	-1,509.8	-834.8	-1,212.7	-393.7	-321.6	-1,315.1	-707.3	-847.6	-2,263.4	-946.0	-1,605.6	-487.2	-738.0	-147.2	-605.8	-21.9	-3.6	-0.3	-2.8	-4.4	-6.5	-11.3	-20.8	-11.4	-47.8	-30.6	-4.7	-3.3	-84.9	11.6	0.1	-120.6	-14.8	-27.1	-7.1	-3.3	-3.9	-9.9	-181.8	-93.4	-23.1	-67.2	-265.8	-450.0	-112.0	-952.9	-780.9	-335.9	-1,139.7	-209.7	-172.4	-634.0	-391.0	-493.6	-1,222.3	-458.2	-673.3	-261.9	-390.5	-84.8	-208.5	-72.2	-38.0	9.3	-27.6	-37.7	-182.3	-48.3	-382.2	-311.8	-123.5	-459.3	-84.2	-69.0	-281.5	-155.4	-200.0	-535.6	-201.7	-354.3	-105.9	-158.9	-34.7	-81.6	25.9	13.9	0.1	7.7	37.3	62.4	13.7	139.4	116.1	96.6	164.7	30.8	24.8	71.3	54.9	89.4	114.8	71.3	123.5	37.4	59.6	11.7	26.8	-73.9	-37.4	-9.3	-29.2	-106.9	-187.5	-49.3	-380.8	-315.7	-73.2	-456.7	-83.8	-69.4	-291.2	-162.0	-200.9	-557.8	-200.0	-344.6	-103.2	-195.4	-34.0	-80.5	15.7	-4.7	2.8	-5.2	24.3	42.0	-45.2	56.0	83.5	-273.6	28.4	11.4	10.6	-374.8	121.8	86.3	-392.3	5.7	-7.5	5.3	24.9	-9.1	-29.5	-40.3	-21.2	-4.9	-16.3	-57.7	-106.0	-29.8	-268.8	-189.3	-96.8	-251.5	-46.1	-38.6	-182.5	-93.6	-108.6	-288.2	-111.3	-192.2	-56.7	-19.3	-47.7	-62.6	-28.2	-17.8	-3.3	-15.2	-40.3	-77.0	-35.7	-148.0	-110.4	-125.1	-189.5	-32.9	-27.3	-244.7	-49.0	-68.8	-376.3	-85.3	-151.0	-43.0	-60.9	-17.7	-38.8	-64.1	-46.5	-5.6	-46.5	-77.7	-196.7	-124.2	-285.1	-171.3	-501.7	-409.5	-64.8	-58.4	-181.6	-113.3	-143.8	-1,238.7	-188.7	-346.6	-91.7	-116.3	-50.0	-99.5	-138.9	-76.6	-18.2	-81.0	-207.2	-360.8	-117.2	-717.3	-544.8	-324.7	-889.6	-159.4	-129.9	-736.6	-288.7	-385.2	-1,311.8	-389.9	-692.5	-202.8	-295.6	-73.8	-143.3	-57.6	-31.5	-7.9	-25.8	-88.2	-149.7	-47.8	-297.3	-234.3	-67.8	-369.3	-66.3	-53.1	-298.5	-117.4	-164.5	-651.0	-181.1	-288.6	-83.8	-123.0	-30.7	-50.4	3.6	7.5	1.8	3.5	22.7	38.5	3.2	89.7	79.0	91.1	101.0	19.4	16.2	1.7	49.4	41.6	-38.1	44.4	77.3	24.3	36.5	5.8	22.6	-52.7	-36.3	-9.0	-30.1	-93.5	-162.7	-80.7	-332.3	-253.6	41.0	-419.7	-74.2	-80.5	-391.5	-119.0	-171.4	-806.3	-182.4	-326.0	-94.3	139.9	-36.6	63.3	-197.6	-106.7	-26.0	-82.3	-296.1	-522.0	-152.4	-1,035.3	-832.2	-446.6	-1,263.5	-229.3	-188.2	-833.6	-453.4	-555.9	-1,702.0	-556.7	-978.8	-289.1	-428.8	-100.1	-205.9	-115.5	-64.0	-19.8	-66.7	-194.6	-304.6	-120.6	-686.9	-587.1	-446.2	-77.1	-773.6	-135.3	-93.6	-792.5	-203.3	-431.2	-328.1	-563.8	-166.2	-250.5	71.4	37.8	-211.5	-107.0	-36.9	-120.9	-358.3	-528.8	-189.0	-909.7	-690.1	259.0	-1,201.1	-209.2	-155.4	-1,242.6	-385.4	-624.7	-3,477.6	-507.1	-906.8	-257.1	-389.1	-112.4	31.0	-62.9	-34.8	-11.0	-34.2	-111.4	-175.3	-61.5	-342.9	-298.4	-167.5	-439.1	-78.0	-49.2	-393.1	-136.6	-217.2	-991.4	-187.9	-339.1	-98.4	-145.6	-36.1	-2.2	-66.8	-21.8	-7.7	-27.0	-87.1	-101.3	-37.4	-201.5	-151.5	-87.3	-271.0	-46.9	-23.3	-236.6	-88.1	-117.3	-608.0	-108.8	-198.1	-54.9	-84.6	-28.1	23.8	-107.1	-52.2	-13.3	-41.0	-151.4	-256.1	-66.6	-513.5	-411.4	-188.0	-622.0	-113.0	-95.4	-389.7	-236.8	-287.8	-703.7	-273.3	-490.5	-145.6	-210.6	-48.7	-125.8	-60.1	-21.9	-8.0	-23.9	-70.8	-1,089.8	-329.9	-2,207.4	-1,646.7	3,592.2	-2,778.0	-495.3	-399.4	-1,998.4	-560.5	-1,304.6	-6,113.8	-1,912.9	-549.5	-905.2	-242.2	-299.8	-92.0	-44.2	-14.7	-45.3	-125.8	-203.1	-78.4	-380.6	-266.2	426.4	-426.0	-86.2	-73.9	-516.4	-82.1	-255.8	-1,399.9	-206.9	-365.3	-103.2	-157.2	-66.5	-41.1	-135.7	-68.7	-17.5	-52.4	-186.9	-333.6	-90.2	-680.8	-546.1	-79.8	-895.8	-150.4	-125.0	-531.7	-283.3	-372.3	-3,069.3	-634.1	-188.0	-279.3	-64.8	-144.4	-398.5	-218.5	-50.5	-154.6	-596.2	-1,069.2	-280.4	-2,146.1	-1,726.9	-213.8	-2,598.8	-472.8	-398.5	-1,644.9	-969.0	-1,186.6	-3,327.3	-1,141.1	-2,041.5	-606.8	-880.0	-202.6	-506.2	-36.1	-20.9	-5.1	-14.7	-60.2	-191.1	-25.3	-209.1	-171.0	-93.5	-251.5	-46.2	-38.0	-144.8	-83.9	-114.3	-272.0	-110.0	-193.7	-57.9	-86.0	-19.0	-42.1	-15.1	-7.4	-2.4	-7.4	-23.4	-35.8	-12.8	-65.1	-50.7	14.4	-83.1	-14.6	-13.2	-84.1	1.1	-46.4	-202.1	-37.0	-68.8	-19.8

労働投入量変化率

速報値(推定) 0.001%

(単位: 100万円)

Table with 45 columns (産業分類 1-45) and 90 rows (1-90). Each cell contains a numerical value representing the percentage change in labor input. The table is titled '増加率(WITH-WITHOUT)' and includes a unit '(単位: 100万円)'.

労働投入量変化率

価格低下率 0.001%

4 / 4

増加額 (WITH-WITHOUT)		(単位: 100万円)																														
#	産業分類	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
		水産	鉱山採掘	農林漁業	製造業	建設業	卸売業	小売業	教育	研究	医療・保健	社会保険	社会福祉	その他の公共サービス	宿泊業・娯楽業	飲食業	情報・通信業	運輸業	倉庫業	郵便業	金融業	不動産業	娯楽業	飲食業	情報・通信業	運輸業	倉庫業	郵便業	金融業	不動産業	娯楽業	飲食業
1	林業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
2	畜産・養蚕	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	農産サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	林業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
5	畜産	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
6	畜産動物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	非畜産動物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
8	石炭	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	原油・天然ガス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	農産品	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.4	0.1	0.8	0.6	0.3	0.9	0.2	0.1	0.5	0.3	0.4	0.8	0.4	0.7	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	0.1
11	飲料	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.5	0.4	0.2	0.6	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.5	0.3	0.5	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
12	紙料・有機質肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	木材	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
14	繊維工業製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
15	衣服・その他の繊維製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.4	0.3	0.2	0.5	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
16	製材・木製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.3	0.2	0.1	0.3	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
17	家具・装具	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
18	皮革・紙・紙・紙・加工紙	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
19	紙加工品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
20	印刷	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-0.1	0.0	-0.2	-0.2	-0.1	-0.2	-0.1	-0.2	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
21	化学肥料	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	無機化学基礎製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
23	有機化学基礎・中間製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
24	合成樹脂	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25	化学繊維	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	医薬品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
27	化学最終製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
28	石油製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.5	0.4	0.2	0.6	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.5	0.3	0.5	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3
29	石炭製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	プラスチック製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2
31	ゴム製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
32	皮革・革・革・皮革製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
33	ガラス・ガラス製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
34	セメント・セメント製品	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.3	0.3	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
35	陶磁器	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
36	その他の窯業・土石製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
37	鉄鋼・粗鋼	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.6	0.5	0.2	0.7	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5
38	鋼材	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.4	0.3	0.2	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
40	非鉄金属製錬・精製	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
41	非鉄金属加工製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
42	その他の金属製品	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0.2	0.1	0.5	0.5	0.3	0.6	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.5
43	一般産業機械	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.5	0.4	0.2	0.5	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
44	特殊産業機械	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.3	0.1	0.6	0.5	0.4	0.7	0.1	0.1	0.3																	

労働投入量変化率

価格低下率 0.01%

(単位: 100万円)

#	産業分類	増加率 (WITH-WITHOUT)																							
		47 民生用電気機器	48 電子・通信機器	49 電気機器	50 その他の電気機器	51 自動車	52 船舶・同修理	53 その他の輸送機械・同修理	54 精密機械	55 その他の製造工業製品	56 建築	57 建設機械	58 土木	59 電力	60 ガス・熱供給	61 水道	62 廃棄物処理	63 商業	64 金融・保険	65 不動産仲介及び賃貸	66 住宅賃貸料	67 経路輸送	68 道路輸送 (除自家輸送)	69 自家用自動車輸送	
1	耕種農業	0.3	1.2	0.2	0.2	1.5	0.1	0.1	0.1	0.2	1.6	0.3	1.5	0.6	0.1	0.2	0.1	3.7	1.3	0.4	1.8	0.2	0.7	0.4	
2	畜産・養蚕	0.2	0.6	0.1	0.1	0.7	0.0	0.0	0.1	0.1	0.8	0.2	0.7	0.3	0.0	0.1	0.1	1.8	0.7	0.2	0.9	0.1	0.3	0.2	
3	農産サービス	0.2	0.6	0.1	0.1	0.6	0.0	0.0	0.1	0.1	0.7	0.1	0.7	0.3	0.0	0.1	0.0	1.6	0.6	0.2	0.8	0.1	0.3	0.2	
4	林業	0.6	1.3	0.2	0.4	2.2	0.1	0.1	0.2	0.4	8.3	0.6	1.1	0.1	0.1	0.3	0.2	5.8	2.3	0.7	3.3	0.4	1.3	0.6	
5	漁業	0.5	1.6	0.3	0.3	2.0	0.1	0.1	0.2	0.3	2.2	0.4	2.0	0.8	0.1	0.2	0.1	5.0	1.8	0.5	2.4	0.3	0.9	0.5	
6	金属鉱物	0.3	1.0	0.3	0.2	1.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	1.6	0.2	1.4	0.5	0.1	0.1	2.6	1.0	0.3	1.5	0.2	0.5	0.3	
7	非金属鉱物	0.4	1.0	0.2	0.3	1.5	0.1	0.1	0.1	0.3	1.4	0.5	5.2	0.8	0.1	0.2	0.1	4.1	1.7	0.5	2.3	0.3	0.9	0.4	
8	石炭	0.1	0.2	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.1	1.4	0.2	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	
9	原油・天然ガス	0.3	0.8	0.2	0.2	1.1	0.1	0.1	0.1	0.2	1.3	0.2	1.5	0.5	0.1	0.1	0.1	2.6	1.0	0.3	1.2	0.2	0.6	0.3	
10	炭素品	2.9	10.0	1.9	2.1	12.3	0.7	0.9	1.2	1.8	13.9	2.6	12.4	5.2	0.6	1.4	0.9	30.7	10.9	3.3	14.5	1.9	5.5	3.1	
11	燃料	1.9	6.6	1.3	1.3	8.0	0.5	0.8	0.8	1.2	9.0	1.7	8.1	3.4	0.4	0.9	0.8	20.5	7.3	2.2	9.9	1.3	3.7	2.0	
12	燃料・有機質肥料	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	
13	たばこ	1.0	3.5	0.7	0.7	4.3	0.3	0.3	0.4	0.6	4.8	0.9	4.3	1.8	0.2	0.5	0.3	11.1	3.9	1.2	5.4	0.7	2.0	1.1	
14	繊維工業製品	0.7	2.2	0.4	0.5	3.0	0.2	0.2	0.3	0.5	3.1	0.6	2.3	1.3	0.2	0.3	0.2	7.3	2.7	0.8	3.6	0.5	1.3	0.7	
15	衣服・その他の繊維製品	1.5	5.1	1.0	1.1	6.3	0.4	0.4	0.6	1.0	6.9	1.3	6.1	2.7	0.3	0.7	0.5	16.3	5.8	1.8	7.9	1.0	2.9	1.6	
16	製材・木製品	0.9	1.8	0.3	0.6	3.2	0.2	0.2	0.2	0.6	13.9	0.8	0.7	1.7	0.2	0.5	0.3	9.0	3.5	1.1	5.0	0.6	1.9	0.9	
17	家具・装具品	0.4	0.9	0.1	0.2	1.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	3.5	0.4	-0.3	0.8	0.1	0.2	0.1	4.0	1.6	0.5	2.1	0.3	0.9	0.4
18	「ガラス・紙・板紙・加工紙	0.2	0.9	0.2	0.2	0.9	0.1	0.1	0.1	0.2	1.7	0.2	0.3	0.4	0.0	0.1	0.1	2.1	0.8	0.2	0.6	0.1	0.4	0.3	
19	紙加工品	0.4	1.4	0.3	0.3	1.9	0.1	0.1	0.2	0.3	1.6	0.3	1.3	0.6	0.1	0.2	0.1	4.0	1.3	0.4	1.6	0.2	0.6	0.4	
20	印刷	-0.4	-0.7	-0.2	-0.3	-1.6	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.2	-0.5	-0.4	-3.3	-1.0	-0.1	-0.3	-0.2	-6.4	-2.2	-0.8	-4.2	-1.3	-0.4	
21	化学肥料	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	
22	無機化学基礎製品	0.2	0.9	0.2	0.2	0.9	0.1	0.1	0.1	0.1	1.0	0.2	0.8	0.4	0.0	0.1	0.1	2.2	0.8	0.3	1.1	0.1	0.4	0.2	
23	有機化学基礎・中間製品	0.5	2.0	0.4	0.4	2.4	0.1	0.2	0.2	0.4	2.9	0.5	2.0	1.0	0.1	0.2	0.2	5.4	2.0	0.6	2.7	0.3	1.0	0.5	
24	合成樹脂	0.3	1.2	0.2	0.2	1.4	0.1	0.1	0.2	0.2	1.3	0.3	1.2	0.6	0.1	0.1	0.1	3.1	1.2	0.4	1.6	0.2	0.6	0.3	
25	化学繊維	0.1	0.3	0.1	0.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	1.0	0.4	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	
26	医薬品	0.6	2.3	0.4	0.5	2.8	0.2	0.2	0.3	0.4	3.1	0.6	2.7	1.1	0.1	0.1	0.3	6.2	2.3	0.7	3.0	0.4	1.2	0.7	
27	化学最終製品	0.6	2.8	0.5	0.6	3.5	0.2	0.2	0.3	0.5	4.5	0.7	3.0	1.5	0.2	0.4	0.3	8.4	3.1	0.8	4.1	0.5	1.6	0.9	
28	石油製品	1.8	6.1	1.2	1.3	7.7	0.5	0.5	0.8	1.2	9.2	1.6	9.4	3.3	0.4	0.9	0.6	19.7	7.1	2.1	9.4	1.2	3.9	2.0	
29	石炭製品	0.1	0.4	0.1	0.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.1	1.4	0.3	0.0	0.1	0.0	1.4	0.6	0.2	0.8	0.1	0.3	0.1	
30	プラスチック製品	1.3	5.6	1.0	1.0	6.3	0.3	0.4	0.8	1.0	5.1	1.1	5.7	2.4	0.3	0.6	0.4	12.9	4.8	1.5	6.7	0.9	2.4	1.3	
31	ゴム製品	0.5	1.7	0.4	0.4	2.9	0.1	0.2	0.2	0.3	1.4	0.5	2.2	0.9	0.1	0.2	0.3	5.1	1.8	0.6	2.7	0.3	1.0	0.5	
32	皮革・革・毛皮・同製品	0.3	1.0	0.2	0.2	1.2	0.1	0.1	0.2	0.2	1.4	0.3	1.3	0.5	0.1	0.1	0.1	3.2	1.1	0.3	1.6	0.2	0.6	0.3	
33	ガラス・ガラス製品	0.3	1.9	0.2	0.2	1.4	0.1	0.1	0.2	0.2	1.8	0.3	0.7	0.5	0.1	0.1	0.1	2.9	1.1	0.3	1.5	0.2	0.6	0.3	
34	セメント・セメント製品	1.1	2.2	0.3	0.7	4.0	0.2	0.2	0.3	0.6	5.3	1.9	14.5	2.1	0.3	0.8	0.4	11.2	4.6	1.3	6.4	0.6	2.5	1.2	
35	陶磁器	0.2	0.8	0.2	0.1	0.7	0.0	0.0	0.1	0.1	2.1	0.2	0.5	0.4	0.0	0.1	0.1	1.9	0.8	0.2	1.1	0.1	0.4	0.2	
36	その他の窯業・土石製品	0.4	1.3	0.3	0.3	1.8	0.1	0.1	0.2	0.3	3.2	0.4	3.0	0.9	0.1	0.2	0.2	4.7	1.8	0.5	2.6	0.3	1.0	0.5	
37	鉄鋼・粗鋼	1.9	4.6	1.0	1.3	7.6	0.5	0.5	0.6	1.1	18.5	1.8	10.8	3.7	0.5	1.0	0.7	19.9	7.9	2.3	11.1	1.4	4.2	2.1	
38	鋼材	1.3	3.5	1.1	0.9	5.7	0.4	0.5	0.5	0.8	6.9	1.2	5.6	2.5	0.3	0.6	0.4	13.0	5.1	1.6	7.2	0.9	2.6	1.3	
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	0.7	1.9	0.7	0.5	3.5	0.3	0.4	0.3	0.4	2.3	0.6	2.2	1.4	0.2	0.3	0.2	6.8	2.8	0.8	3.8	0.5	1.3	0.7	
40	非鉄金属製錬・精製	0.3	1.2	0.4	0.3	1.3	0.1	0.1	0.1	0.2	0.9	0.2	1.3	0.5	0.1	0.1	0.1	2.6	1.0	0.3	1.4	0.2	0.5	0.3	
41	非鉄金属加工製品	0.6	2.9	0.9	0.8	3.5	0.2	0.3	0.4	0.5	2.5	0.7	3.7	1.5	0.2	0.4	0.3	7.7	3.0	0.9	4.2	0.5	1.5	0.8	
42	その他の金属製品	2.0	6.4	1.5	1.4	8.1	0.5	0.6	0.8	1.2	11.4	1.8	6.0	3.8	0.5	1.0	0.7	20.1	7.8	2.4	10.8	1.3	3.9	2.1	
43	一般産業機械	1.5	3.8	1.2	1.2	6.0	0.4	0.4	0.6	0.9	2.0	1.5	1.6	3.3	0.4	0.8	0.6	16.2	6.7	2.1	9.2	1.2	3.0	1.7	
44	特殊産業機械	1.9	4.8	1.3	1.3	7.3	0.4	0.4	0.8	1.1	8.8	1.9	0.5	4.1	0.5	1.1	0.8	19.8	8.2	2.6	11.6	1.4	3.6	2.1	
45	その他の一般機械	0.9	2.0	0.5	0.5	3.4	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.9	0.3	1.7	0.2	0.4	0.3	7.9	3.4	1.0	4.7	0.6	1.5	0.9	
46	農林用・サービス用機械	0.5	2.3	0.2	0.4	1.9	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.5	0.2	1.0	0.1	0.3	0.2	5.7	2.1	0.7	2.9	0.4	0.9	0.5	
47	民生用電気機器	2.4	4.5	0.8	1.0	5.6	0.3	0.4	0.5	0.8	6.2	1.2	5.0	2.4	0.3	0.8	0.4	14.1	5.0	1.6	7.0	0.9	2.5	1.4	
48	電子・通信機器	4.4	70.2	3.1	4.6	16.6	1.0	0.9	1.8	2.6	4.1	4.1	3.4	9.1	1.0	2.3	1.6	44.9	17.4	5.7	25.0	3.2	7.8	4.6	
49	電気機器	1.1	3.9	15.0	1.1	4.0	0.3	0.2	0.4	0.6	0.5	1.1	0.8	2.2	0.3	0.6	0.4	11.1	4.4	1.4	6.3	0.8	2.0	1.1	
50	その他の電気機器	0.9	4.5	0.9	1.8	5.0	0.2	0.3	0.4	0.5	3.4	0.8	2.2	1.7	0.2	0.4	0.3	9.1	3.4	1.1	4.8	0.6	1.7	0.9	
51	自動車	3.6	9.8	1.6	3.9	40.4	0.8	1.2	1.2	2.0	8.5	3.2	7.8	7.0	0.8	1.7	1.2	36.6	13.7	4.2	19.2	2.4	6.8	3.7	
52	船舶・同修理	0.2	0.5	0.1	0.1	0.7	1.6	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4	0.2	0.3	0.4	0.0	0.1	0.1	2.0	0.0	1.0	0.4	0.2
53	その他の輸送機械・同修理	0.6	1.5	0.3	0.5	2.6	0.1	0.1	0.2	0.3	0.9	0.6	0.8	1.2	0.1	0.3	0.2	6.0	2.4	0.7	3.3	0.4	1.1	0.6	
54	精密機械	0.7	2.3	0.4	0.5	2.6	0.2	0.1	0.3	0.4	0.9	0.6	0.7	1.4	0.2	0.4	0.2	7.3	2.9	0.9	3.8	0.5	1.2	0.7	
55	その他の製造工業製品	0.7	2.1	0.3	0.5	2.7	0.2	0.2	0.3	0.3	3.3	0.6	2.5	1.3	0.2	0.3	0.2	7.1	2.7	0.8	3.5	0.5	1.3	0.7	
56	建築	12.2	21.1	2.4	7.8	42.6	2.5	1.5	2.8	6.6	249.8	11.1	-12.7	23.2	3.0	6.4	4.1	123.7	49.2	14.7	72.4	8.5	22.6	12.7	
57	建設機械	-0.1	-0.3	0.0	-0.1	-0.4	0.0	0.0	0.0	-0.1	-0.8	-0.2	0.0	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	-2.4	-0.5	-0.3	-1.8	-0.1	-0.4	-0.1	
58	土木	10.9	19.4	2.7	6.3	40.3	2.3	1.8	2.5	6.8	-13.9	11.2	247.6	22.2											

労働投入量変化率

価格低下率 0.1%

2 / 4

(単位: 100万円)

Table with 45 columns (産業分類) and 45 rows (業種). The table shows labor input change rates for various industries such as Agriculture, Manufacturing, and Services. Each cell contains a numerical value representing the percentage change.

労働投入量変化率

価格低下率 0.1%

3 / 4

(単位: 100万円)

産業分類	増加額 (WITH-WITHOUT)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	47 民生電気機器	48 電子・通信機器	49 電気機械器具	50 その他の電気機械器具	51 自動車	52 船舶・同修理	53 その他の輸送機械・同修理	54 精密機械	55 その他の製造工業製品	56 建築	57 建設設備	58 土木	59 電力	60 ガス・熱供給	61 水道	62 廃棄物処理	63 農業	64 金融・保険	65 不動産仲介及び賃貸	66 住宅賃貸料	67 経済輸送	68 道路輸送 (除自家輸送)	69 自家用自動車輸送	70 郵便	71 航空輸送	72 貨物輸送取扱	73 倉庫	74 輸送付サービス	75 通信	76 放送	77 公衆	78 教育	79 研究	80 医療・保険	81 社会保険	82 その他の公共サービス	83 宿泊・娯楽・情報サービス	84 娯楽消費サービス	85 自動車・機械修理	86 その他の対準業者サービス	87 娯楽サービス	88 飲食店	89 旅館・その他宿泊所	90 その他対準人サービス	91 事務用品	92 分類不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1 雑種農産物	3.4	11.9	2.3	2.5	14.6	0.9	1.0	1.5	2.2	16.0	3.1	14.8	6.2	0.8	1.6	1.1	37.1	13.2	4.0	17.8	2.3	6.6	3.7	2 雑種農産物	1.7	5.8	1.1	1.2	7.2	0.4	0.5	0.7	1.0	7.6	1.5	6.7	3.1	0.4	0.8	0.5	18.1	6.6	2.0	8.7	1.1	3.4	1.8	3 雑種サービス	1.5	5.1	0.8	1.1	6.5	0.4	0.4	0.6	1.0	6.7	1.4	6.5	2.7	0.3	0.7	0.5	15.9	5.8	1.7	7.7	1.0	3.0	1.7	4 林業	5.8	12.8	1.8	3.7	21.7	1.3	1.2	1.7	3.7	63.1	5.3	6.0	10.7	1.4	3.0	1.9	58.2	23.4	8.6	33.5	4.1	12.9	6.2	5 漁業	4.6	16.3	3.1	3.3	19.9	1.2	1.4	2.0	3.3	22.0	4.1	19.6	8.4	1.0	2.2	1.5	49.9	17.7	5.4	23.7	3.1	8.9	5.1	6 畜産動物	2.6	9.9	3.1	2.4	12.4	0.7	1.0	1.3	1.9	16.0	2.4	14.4	4.9	0.6	1.3	0.9	25.8	10.4	3.1	15.0	1.8	5.4	2.7	7 非畜産動物	3.9	9.3	1.8	2.5	15.2	0.8	0.8	1.2	2.6	13.8	3.8	51.8	7.8	0.9	2.0	1.4	41.2	18.6	6.9	23.0	2.8	8.9	4.2	8 皮革	0.9	1.9	0.4	0.8	3.6	0.2	0.2	0.2	0.5	3.6	0.9	13.5	1.8	0.2	0.5	0.3	8.6	3.8	1.1	5.1	0.7	2.1	1.0	9 原油・天然ガス	2.5	8.1	1.5	1.8	10.9	0.6	0.7	1.0	1.6	13.1	2.3	15.3	4.7	0.6	1.2	0.8	25.7	9.7	2.9	12.5	1.7	5.7	2.8	10 炭素	28.6	100.4	19.2	20.7	123.4	7.3	8.7	12.5	17.9	138.8	25.6	123.9	51.7	6.3	13.6	9.0	307.3	108.9	33.1	145.3	19.3	55.2	31.5	11 燃料	18.7	65.7	12.6	13.5	80.0	4.8	5.7	8.1	11.7	90.4	16.8	80.7	34.2	4.2	9.1	6.1	205.0	72.6	22.2	98.7	12.8	36.7	20.3	12 燃料・有機質肥料	0.5	1.8	0.3	0.4	2.2	0.1	0.2	0.2	0.3	2.3	0.5	2.1	0.9	0.1	0.2	0.2	5.4	2.0	0.6	2.6	0.3	1.0	0.6	13 トルペ	10.0	34.8	6.7	7.2	42.8	2.5	3.4	4.4	6.3	48.0	9.0	43.0	18.4	2.3	4.9	3.3	110.6	39.2	12.0	53.8	6.9	19.8	10.8	14 繊維工業製品	6.8	22.3	4.0	4.8	29.5	1.8	2.0	2.8	4.5	31.4	6.1	23.4	12.9	1.6	3.4	2.3	72.5	27.0	8.1	35.9	4.6	13.2	7.3	15 衣服・その他の繊維製品	14.8	50.8	9.7	10.5	82.9	3.7	4.4	6.3	9.6	68.6	13.4	61.2	27.3	3.3	7.2	4.8	162.8	58.2	17.8	78.7	10.2	29.1	16.1	16 製材・木製品	8.6	18.3	2.7	5.7	32.1	2.0	1.7	2.4	5.8	138.6	8.0	7.2	16.7	2.1	4.5	2.9	90.4	35.4	10.6	50.4	6.1	19.4	9.3	17 家具・装具	3.9	8.5	1.0	2.4	14.4	1.0	0.7	1.0	2.5	34.6	3.7	-2.9	7.7	0.8	2.0	1.2	39.8	15.9	4.8	20.6	2.7	8.6	4.4	18 トルペ・紙・紙・加工紙	2.2	8.9	2.2	1.7	9.3	0.5	0.5	1.0	1.7	17.2	1.9	2.9	3.8	0.5	0.9	0.6	21.0	7.7	2.4	8.4	1.4	3.7	2.5	19 紙加工品	3.6	13.9	2.7	2.7	15.4	0.9	1.1	1.9	2.7	16.9	3.1	13.0	6.3	0.8	1.6	1.1	40.3	13.3	4.1	18.5	2.3	6.5	3.9	20 印刷	-4.1	-6.9	-2.9	-2.7	-16.9	-1.0	-1.3	-1.5	-2.4	-35.4	-4.4	-33.1	-9.9	-1.2	-2.9	-2.1	-64.1	-22.2	-8.0	-42.0	-3.7	-13.1	-3.8	21 化学肥料	0.6	2.0	0.4	0.4	2.4	0.1	0.2	0.2	0.4	2.5	0.5	2.4	1.0	0.1	0.3	0.2	6.0	2.2	0.7	2.9	0.4	1.1	0.6	22 無機化学基礎製品	2.1	8.6	1.6	1.6	9.5	0.6	0.7	1.0	1.4	10.4	1.9	8.5	4.0	0.5	1.0	0.7	22.2	8.2	2.5	11.0	1.4	4.1	2.3	23 有機化学基礎・中間製品	5.2	20.0	3.8	3.9	23.5	1.3	1.6	2.5	3.6	22.8	4.6	20.3	9.6	1.1	2.5	1.7	53.9	19.8	6.1	26.6	3.5	9.9	5.5	24 合成樹脂	3.1	12.5	2.3	2.4	13.9	0.8	0.9	1.8	2.2	12.7	2.7	12.0	5.6	0.7	1.5	1.0	31.4	11.6	3.6	15.7	2.0	5.8	3.2	25 化学繊維	1.0	3.1	0.6	0.7	4.1	0.2	0.3	0.4	0.8	4.3	0.9	3.4	1.8	0.2	0.5	0.3	10.3	3.8	1.1	5.1	0.7	1.9	1.0	26 医薬品	6.4	22.8	4.4	4.7	27.7	1.7	1.8	2.8	4.0	30.8	5.6	27.3	11.3	1.4	2.9	1.9	66.5	23.5	7.1	30.0	4.2	11.9	7.1	27 化学最終製品	8.0	28.0	5.4	5.9	35.4	2.2	2.5	3.4	5.4	45.3	7.2	29.9	14.7	1.8	3.9	2.6	84.2	30.8	9.4	41.5	5.4	15.6	8.6	28 石油製品	19.0	60.9	11.7	13.0	77.2	4.6	5.4	7.6	11.7	91.8	16.4	93.7	33.2	4.1	8.8	5.9	196.7	70.5	21.5	94.5	12.4	38.6	19.6	29 石灰製品	1.4	3.7	0.8	0.9	5.6	0.3	0.4	0.5	0.8	5.5	1.3	14.0	2.6	0.3	0.7	0.5	14.4	5.7	1.7	7.8	1.0	3.0	1.5	30 プラスチック製品	13.1	56.1	9.8	10.5	62.7	3.0	4.2	7.6	10.5	51.1	11.4	56.7	23.8	2.8	6.2	4.1	128.8	48.9	15.0	68.8	8.5	24.4	13.2	31 ガム製品	5.0	17.3	3.8	4.1	28.9	1.4	2.3	2.3	3.2	14.4	4.5	22.0	9.5	1.1	2.4	1.7	51.2	19.5	5.9	26.7	3.4	9.7	5.2	32 保冷剤・氷・同製品	2.9	10.9	1.9	2.1	12.4	0.7	0.9	1.6	1.8	13.7	2.6	12.5	5.3	0.7	1.4	0.9	31.8	11.3	3.5	15.6	2.0	5.7	3.1	33 ガラス・ガラス製品	2.9	15.0	1.7	2.4	13.8	0.7	1.2	1.3	1.8	18.1	2.6	6.5	5.4	0.6	1.4	0.9	29.4	11.0	3.4	15.1	1.9	5.5	3.0	34 セメント・セメント製品	10.8	22.5	3.4	6.8	40.1	2.3	2.0	2.9	8.5	53.2	10.4	144.7	21.0	2.5	5.8	4.0	111.8	46.0	13.3	63.9	7.8	25.0	11.6	35 陶磁器	1.9	7.5	1.8	1.4	7.2	0.4	0.4	0.7	1.1	21.2	1.7	4.9	3.7	0.5	1.0	0.6	19.5	7.6	2.3	10.5	1.3	4.0	2.0	36 その他の陶磁器・土石製品	4.5	12.9	2.6	3.2	18.5	1.1	1.1	1.6	2.7	32.0	4.2	30.1	8.7	1.1	2.3	1.6	46.7	18.4	5.5	25.5	3.2	9.6	4.8	37 鉄鋼・粗鋼	19.2	45.6	9.8	13.0	76.4	5.1	5.2	6.0	11.5	185.3	17.9	108.5	37.0	4.6	9.9	6.1	199.4	78.9	23.5	111.1	13.6	42.0	20.5	38 鋼材	12.7	35.1	11.4	9.4	56.8	4.4	4.5	4.9	7.5	69.2	11.8	56.3	24.8	3.0	6.5	4.4	129.9	51.4	15.5	71.6	8.9	25.9	13.3	39 鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	6.8	18.6	7.4	5.3	34.9	2.5	3.5	2.7	3.9	23.1	6.3	21.7	13.5	1.6	3.5	2.4	68.5	27.5	8.4	38.4	4.7	13.4	7.1	40 非鉄金属製錬・精製	2.6	11.5	3.5	2.6	12.9	0.7	1.0	1.5	2.0	9.5	2.3	12.7	4.7	0.6	1.3	0.9	25.9	10.0	3.1	14.3	1.8	5.1	2.7	41 非鉄金属加工製品	7.6	28.7	9.2	6.1	35.1	1.9	2.6	3.7	4.8	25.0	7.0	36.9	15.1	1.7	3.8	2.6	77.0	30.3	9.2	41.9	5.2	14.9	7.8	42 その他の金属製品	19.6	64.4	14.8	14.2	81.5	5.3	5.5	8.2	12.0	114.5	19.0	60.3	38.0	4.6	9.8	6.5	201.3	77.6	23.7	107.9	13.5	38.9	20.6	43 一般産業機械	15.4	38.1	11.8	11.7	60.1	4.1	4.0	5.7	9.0	19.5	5.1	16.4	33.2	3.8	8.4	5.8	161.6	66.7	20.7	92.4	11.5	30.5	16.8	44 特殊産業機械	19.0	48.4	12.9	13.2	73.5	4.4	3.8	8.3	10.6	7.5	19.4	5.1	40.5	4.8	10.5	7.5	198.2	82.1	25.6	115.6	14.1	36.0	21.1	45 その他の一般機器	8.0	20.3	5.4	5.4	34.9	2.0	2.2	3.0	4.3	5.3	7.6	3.1	17.4	1.9	4.2	3.0	79.0	34.4	10.4	47.0	5.9	15.1	8.6	46 車輪・タイヤ・ゴム製品	4.8	22.7	2.9	4.1	18.7	1.1	1.0	1.9	2.7	2.6	4.5	2.2	10.0	1.2	2.6	1.8	57.1	21.0	6.7	28.9	3.8	9.4	5.3	47 民生用電気機器	23.9	45.0	8.3	9.5	56.2	3.2	4.0	5.4	8.0	61.6	11.7	49.9	23.9	2.9	6.3	4.2	141.1	50.4	15.6	69.9	9.9	25.4	13.8	48 電子・通信機器	44.3	702.6	30.6	45.6	166.3	9.9	9.5	18.4	25.5	40.5	41.3	33.6	91.4	10.4	23.0	14.9	449.0	173.7	56.5	249.9	32.2	78.3	46.1	49 電気機器	10.6	39.0	150.5	11.3	40.0	2.6	2.5	4.0	5.8	4.7	10.5	6.3	22.5	2.6	5.7	3.8	110.7	43.9	14.1	63.2	7.7	19.8	11.1	50 その他の電気機器	8.9	44.9	9.4	18.5	50.3	2.3	3.0	4.0	5.1	33.7	8.0	21.8	17.2	2.0	4.4	2.9	90.7	34.3	10.7	48.1	6.0	16.8	9.5	51 自動車	35.9	97.7	16.3	39.1	404.1	8.0	11.9	12.2	20.0	85.0	31.9	78.0	69.7	8.2	17.5	11.6	366.0	137.0	42.3	191.9	23.7	68.3	36.6	52 船舶・同修理	1.8	5.1	1.1	1.4	7.1	1.6	1.4	0.7	1.1	3.6	1.7	3.2	3.8	0.4	1.0	0.6	19.6	8.3	2.3	10.3	1.3	3.6	1.9	53 その他の輸送機械・同修理	5.9	15.1	2.8	4.8	26.3	1.3	1.4	1.9	3.2	9.0	5.7	8.2	11.8	1.4	3.0	2.2	59.8	24.1	7.3	33.2	4.1	10.7	6.2	54 精密機械	6.6	22.6	3.7	5.1	26.1	1.6	1.5	83.3	4.2	8.6	6.4	7.2	13.6	1.6	3.8	2.3	72.5	28.9	9.1	38.4	4.8	12.2	7.2	55 その他の製造工業製品	6.6	21.3	3.5	4.6	27.5	1.6	1.7	2.9	33.2	23.3	6.1	25.0	12.7	1.5	3.3	2.2	70.7	36.8	8.1	34.8	4.6	13.0	7.4	56 建築	121.8	211.1	23.8	77.8	425.9	24.9	19.1	27.6	66.2	2,499.3	110.7	-126.8	232.4	10.2	64.3	40.7	1,236.6	452.2	147

労働投入量変化額一覧

速報値(1/4) 1%

1 / 4

(単位: 100万円)

産業分類	増加額(WITH-WITHOUT)																						
	1 採掘業	2 生産業	3 建設業	4 卸売業	5 小売業	6 金融業	7 実業	8 石炭	9 石油・天然ガス	10 化学工業	11 繊維工業	12 金属工業	13 窯業・土石	14 窯業・土石	15 窯業・土石	16 窯業・土石	17 窯業・土石	18 窯業・土石	19 窯業・土石	20 窯業・土石			
1 採掘業	4.3	1.3	0.3	0.8	0.8	0.0	0.6	0.0	-0.1	10.0	3.1	0.5	0.9	1.5	2.6	1.7	1.5	2.1	1.5	4.6	0.2	0.7	2.5
2 生産業	2.1	1.8	0.3	0.3	0.4	0.0	0.3	0.0	-0.1	5.0	1.5	0.4	0.5	0.8	1.3	0.8	0.7	1.0	0.8	2.2	0.1	0.4	1.2
3 建設業	2.6	1.2	0.2	0.2	0.4	0.0	0.2	0.0	-0.1	4.5	1.4	0.3	0.4	0.7	1.2	0.7	0.6	0.9	0.7	2.0	0.1	0.3	1.1
4 卸売業	5.4	2.0	0.4	43.7	1.5	-0.1	0.6	0.0	0.2	17.9	5.5	0.7	1.7	2.8	4.5	6.0	5.1	3.7	2.6	7.3	0.3	1.3	4.2
5 小売業	3.9	1.6	0.3	0.8	2.8	0.0	0.8	0.0	-0.2	13.8	4.2	0.6	1.2	2.1	3.6	2.4	2.1	2.8	2.1	8.2	0.2	1.0	3.4
6 金融業	2.3	0.9	0.2	0.3	0.7	-2.1	0.6	0.0	0.0	7.7	2.5	0.3	0.9	1.1	2.0	1.6	1.1	1.6	1.2	3.4	0.1	0.6	2.0
7 実業	3.8	1.3	0.3	0.4	1.0	0.1	1.6	0.2	0.2	11.9	3.8	0.5	1.2	1.7	3.1	1.8	1.4	2.3	1.8	5.1	0.2	0.9	2.9
8 石炭	0.8	0.3	0.1	0.1	0.2	0.0	0.4	0.2	0.1	2.7	0.9	0.1	0.3	0.4	0.7	0.4	0.3	0.5	0.4	1.1	0.0	0.2	0.7
9 石油・天然ガス	2.0	0.8	0.2	0.5	0.6	0.0	0.8	0.0	0.0	2.0	7.4	2.3	0.5	0.6	1.2	1.9	1.4	1.1	1.5	3.2	0.1	0.6	2.0
10 化学工業	23.5	9.8	2.0	4.9	6.6	-0.2	4.8	0.1	-1.8	83.3	25.8	3.7	7.6	12.8	21.9	14.7	12.7	17.4	12.6	38.2	1.3	6.2	21.2
11 繊維工業	16.0	6.3	1.3	3.0	4.5	-0.1	3.1	0.1	-0.7	55.0	15.6	2.4	5.2	8.4	14.4	9.8	8.3	11.4	8.3	25.2	0.9	4.1	13.8
12 金属工業	0.7	0.7	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.5	0.5	0.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.2	0.3	0.2	0.7	0.0	0.1	0.4
13 窯業・土石	8.8	3.4	0.7	1.8	2.4	0.6	1.7	0.1	-0.3	29.6	9.2	1.3	3.6	4.5	7.8	5.1	4.5	6.1	4.5	13.6	0.5	2.2	7.4
14 窯業・土石	6.2	2.3	0.5	1.2	1.7	-0.1	0.9	0.0	-0.1	20.0	6.2	0.9	1.9	14.9	10.0	3.4	3.3	4.2	3.1	9.1	0.3	1.8	5.6
15 窯業・土石	12.9	5.0	1.1	2.2	3.6	-0.1	2.4	0.1	-0.5	43.8	13.6	1.9	4.1	10.4	21.8	7.4	6.6	9.1	6.7	20.1	0.7	3.3	11.2
16 窯業・土石	7.8	2.9	0.6	4.7	2.2	0.2	1.1	0.1	0.2	26.2	8.4	1.1	2.6	4.0	6.8	12.3	10.3	6.0	4.0	11.1	0.4	2.0	6.4
17 窯業・土石	3.2	1.3	0.3	3.4	0.9	0.0	0.2	0.0	-0.1	11.6	3.6	0.5	1.1	2.0	3.0	8.4	35.2	3.3	2.2	5.3	0.2	1.0	3.2
18 窯業・土石	1.5	0.7	0.1	0.5	0.4	0.0	0.2	0.0	-0.3	8.2	1.8	0.3	0.4	1.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.0	3.7	0.1	0.5	1.7
19 窯業・土石	2.9	1.2	0.2	0.5	0.8	0.0	0.5	0.0	-0.9	10.2	3.9	0.5	0.5	1.6	2.7	1.8	2.0	2.2	1.6	4.8	0.2	0.6	2.7
20 印刷	-6.4	-1.8	-0.9	-1.7	-1.6	-0.3	-1.3	-0.2	-1.3	-14.0	-9.2	-0.9	-2.9	-2.2	-4.0	-3.1	-1.9	-1.6	-2.0	2.9	-0.2	-0.9	-2.9
21 化学工業	0.7	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.6	0.5	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	0.7	0.1	0.1	0.4
22 化学工業	1.9	0.7	0.2	0.3	0.5	0.0	0.3	0.0	-0.1	6.2	1.9	0.3	0.6	1.1	1.7	1.1	1.0	1.3	0.9	2.9	0.1	0.8	1.7
23 化学工業	4.4	1.7	0.4	0.8	1.2	0.0	0.8	0.0	0.0	14.9	4.6	0.6	1.4	2.6	4.1	2.5	2.4	3.1	2.3	6.9	0.3	1.2	5.1
24 化学工業	2.6	1.0	0.2	0.4	0.7	0.0	0.5	0.0	0.0	8.7	2.7	0.4	0.8	1.4	2.3	1.5	1.4	1.8	1.3	4.0	0.1	0.7	2.5
25 化学工業	0.9	0.3	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	2.8	0.9	0.1	0.3	1.5	1.4	0.5	0.5	0.6	0.4	1.3	0.0	0.3	0.9
26 化学工業	5.1	2.2	0.4	1.0	1.4	-0.1	1.0	0.0	-0.5	18.5	5.6	0.8	1.6	2.8	4.7	3.3	2.8	3.9	2.8	8.4	0.3	1.4	4.7
27 化学工業	7.1	2.7	0.6	1.7	1.9	0.0	1.2	0.0	-0.3	23.4	7.3	1.0	2.2	3.7	6.2	4.7	4.4	4.9	3.6	10.8	0.4	1.8	6.0
28 化学工業	15.7	6.1	1.3	3.5	4.4	0.0	3.5	0.2	-1.3	53.2	16.5	2.3	4.9	8.2	14.0	9.7	8.2	11.1	8.0	24.2	0.9	4.0	13.7
29 化学工業	1.3	0.5	0.1	0.1	0.3	0.0	0.5	0.0	0.0	4.1	1.3	0.2	0.4	0.6	1.1	0.7	0.5	0.8	0.6	1.8	0.1	0.3	1.0
30 化学工業	10.8	4.1	0.8	1.5	3.1	0.3	2.2	0.1	-0.2	38.4	11.4	1.6	3.5	5.8	9.6	6.0	6.1	7.6	5.6	16.9	0.6	2.8	9.6
31 化学工業	4.3	1.6	0.4	0.4	1.2	0.1	0.8	0.0	-0.1	14.5	4.6	0.6	1.4	2.2	3.8	1.9	1.5	2.9	2.2	8.6	0.2	1.1	3.9
32 化学工業	2.5	1.0	0.2	0.5	0.7	0.0	0.5	0.0	-0.1	8.6	2.7	0.4	0.8	1.3	2.3	1.5	1.3	1.8	1.3	3.9	0.1	0.6	2.1
33 化学工業	2.4	0.9	0.2	0.6	0.7	0.1	0.3	0.0	-0.1	8.9	2.8	0.4	0.8	1.3	2.2	1.6	2.0	1.8	1.3	3.8	0.1	0.6	2.2
34 化学工業	10.4	3.6	0.8	1.3	2.8	0.3	4.8	0.6	0.7	32.8	10.5	1.4	3.4	4.7	8.5	5.8	3.9	8.4	4.8	13.7	0.5	2.4	7.9
35 化学工業	1.7	0.6	0.1	0.6	0.5	0.0	0.3	0.0	0.0	5.7	1.8	0.2	0.6	0.8	1.5	1.7	1.1	1.3	0.9	2.5	0.1	0.4	1.4
36 化学工業	4.1	1.5	0.3	0.8	1.1	0.1	1.2	0.1	0.1	13.5	4.3	0.6	1.3	2.0	3.5	3.0	2.0	2.8	2.0	5.8	0.2	1.0	3.3
37 化学工業	17.6	6.3	1.4	4.9	4.8	0.4	4.6	0.4	0.5	57.8	18.5	2.4	5.8	8.6	15.0	15.5	9.3	12.1	8.6	24.7	0.9	4.3	14.1
38 化学工業	11.3	4.1	0.9	1.8	3.1	0.4	2.2	0.2	0.1	37.5	12.0	1.6	3.8	5.6	9.8	7.1	6.2	7.7	5.7	16.6	0.6	2.8	9.4
39 化学工業	6.0	2.2	0.5	0.5	1.7	0.3	0.9	0.1	0.0	20.0	6.4	0.8	2.0	3.0	5.2	2.9	3.4	4.1	3.0	8.9	0.3	1.5	5.1
40 化学工業	2.3	0.8	0.2	0.2	0.6	-1.8	0.5	0.0	0.0	7.5	2.4	0.3	0.8	1.1	2.0	1.2	1.0	1.6	1.2	3.4	0.1	0.6	2.0
41 化学工業	6.7	2.4	0.5	0.8	1.8	1.9	1.4	0.1	0.1	22.0	7.0	0.9	2.2	3.3	5.7	3.2	2.9	4.5	3.3	9.9	0.4	1.7	5.6
42 化学工業	17.0	6.4	1.4	3.2	4.8	0.6	2.7	0.2	-0.1	57.4	19.1	2.4	5.7	8.6	15.0	11.4	10.3	12.0	8.8	25.8	0.9	4.4	14.4
43 化学工業	14.2	5.2	1.2	-0.1	4.0	1.2	0.9	0.1	-0.2	47.7	15.4	2.0	4.9	6.8	12.4	4.2	4.5	9.3	7.2	21.4	0.7	3.6	11.7
44 化学工業	17.9	6.5	1.5	-0.7	5.0	0.5	0.3	-0.1	-0.6	59.7	19.3	2.5	6.1	8.7	15.3	4.1	5.9	11.4	8.9	27.0	0.9	4.6	15.2
45 化学工業	7.2	2.6	0.6	-0.2	2.0	0.6	0.2	0.0	-0.2	24.9	7.9	1.0	2.5	3.5	6.4	4.8	2.9	4.8	3.7	10.8	0.4	1.9	5.9
46 化学工業	4.5	1.7	0.4	0.0	1.3	-0.1	0.1	-0.1	-0.1	15.0	4.9	0.8	1.8	2.2	3.9	1.3	1.5	3.2	2.5	8.5	0.2	1.3	4.3
47 化学工業	11.2	4.3	0.9	2.0	3.1	0.0	2.0	0.1	-0.4	38.1	11.9	1.6	3.7	5.8	10.0	6.5	5.7	7.9	5.8	17.6	0.6	2.8	9.7
48 化学工業	39.1	14.4	3.2	-0.4	11.1	1.2	1.8	-0.6	-1.1	130.8	42.6	5.5	13.3	19.4	34.5	11.0	14.4	27.9	21.1	65.4	2.1	11.2	35.4
49 化学工業	9.7	3.6	0.8	-0.3	2.7	1.3	0.4	-0.1	-0.2	32.6	10.6	1.4	3.3	4.7	8.6	2.5	3.2	7.4	5.2	15.1	0.5	2.6	8.6
50 化学工業	7.6	2.8	0.6	0.8	2.1	0.6	0.9	0.0	-0.1	25.6	8.2	1.1	2.5	3.9	6.7	3.8	3.3	5.3	4.0	11.8	0.4	2.0	6.7
51 化学工業	30.5	11.3	2.5	2.0	8.4	1.5	3.2	0.0	-0.4	102.0	32.3	4.3	10.1	16.1	26.4	12.2	12.6	20.6	15.5	46.6	1.7	8.1	28.3
52 化学工業	1.6	0.6	0.1	0.1	0.5	0.1	0.1	0.0	0.0	5.4	1.7	0.2	0.5	0.9	1.4	0.7	0.8	1.1	0.8	2.4	0.1	0.5	1.4
53 化学工業																							

労働投入量変化率

価格低下率 1%

3 / 4

(単位：100万円)

産業分類	増加率 (WITH-WITHOUT)																			価格低下率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	47 民生電気機器	48 電子・通信機器	49 電気機器	50 その他の電気機器	51 自動車	52 船舶・同修理	53 その他の輸送機械・同修理	54 精密機械	55 その他の製造工業製品	56 建築	57 建設設備	58 土木	59 電力	60 ガス・熱供給	61 水道	62 廃棄物処理	63 農業	64 金融・保険	65 不動産仲介及び賃貸	66 住宅賃貸料	67 経済輸送	68 道路輸送 (除自家輸送)	69 自家用自動車輸送	70 水運	71 航空輸送	72 貨物輸送取扱	73 倉庫	74 輸送付サービス	75 通信	76 放送	77 公営	78 教育	79 研究	80 医療・保険	81 社会福祉	82 その他の公共サービス	83 宿舎・娯楽・情報サービス	84 娯楽賃貸サービス	85 自動車・機械修理	86 その他の対準業者サービス	87 娯楽サービス	88 飲食店	89 旅館・その他宿泊所	90 その他対準人サービス	91 事務用品	92 分類不明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 雑種農業	3.4	11.9	2.3	2.5	14.6	0.9	1.0	1.5	2.2	16.0	3.1	14.8	6.2	0.8	1.6	1.1	37.1	13.2	4.0	17.8	2.3	6.6	3.7	2.9	13.9	2.7	2.7	15.4	0.9	1.1	1.9	2.7	16.9	3.1	13.0	6.3	0.8	1.6	1.1	40.3	13.3	4.1	18.5	2.9	6.5	3.9	-4.1	-6.9	-2.9	-2.7	-16.9	-1.0	-1.3	-1.5	-2.4	-35.4	-4.4	-33.1	-9.9	-1.2	-2.9	-2.1	-44.1	-22.2	-8.0	-42.0	-3.7	-13.1	-3.8	0.6	2.0	0.4	0.4	2.4	0.1	0.2	0.2	0.4	2.5	0.5	2.4	1.0	0.1	0.3	0.2	6.0	2.2	0.7	2.9	0.4	1.1	0.6	2.1	8.6	1.6	1.6	9.5	0.6	0.7	1.0	1.4	10.4	1.9	8.5	4.0	0.5	1.0	0.7	22.2	8.2	2.5	11.0	1.4	4.1	2.3	5.2	20.0	3.8	3.9	23.5	1.3	1.6	2.5	3.6	22.8	4.6	20.3	9.6	1.1	2.5	1.7	53.9	19.8	6.1	26.6	3.5	9.9	5.5	3.1	12.5	2.3	2.4	13.9	0.8	0.9	0.9	1.6	2.2	12.7	2.7	10.0	5.6	0.7	1.5	1.0	31.4	11.6	3.6	15.7	2.0	5.8	3.2	1.0	3.1	0.6	0.7	4.1	0.2	0.3	0.4	0.8	4.3	0.9	3.4	1.8	0.2	0.5	0.3	10.3	3.8	1.1	5.1	0.7	1.9	1.0	6.4	22.8	4.4	4.7	27.7	1.7	1.8	2.8	4.0	30.8	5.6	27.3	11.3	1.4	2.9	1.9	66.5	23.5	7.1	30.0	4.2	11.9	7.1	8.0	28.0	5.4	5.9	35.4	2.2	2.5	3.4	5.4	45.3	7.2	29.9	14.7	1.8	3.9	2.6	84.2	30.8	9.4	41.5	5.4	15.6	8.6	19.0	60.9	11.7	13.0	77.2	4.6	5.4	7.6	11.7	91.8	16.4	93.7	33.2	4.1	8.8	5.9	196.7	70.5	21.5	94.5	12.4	38.6	19.6	1.4	3.7	0.8	0.9	5.6	0.3	0.4	0.5	0.8	5.5	1.3	14.0	2.6	0.3	0.7	0.5	14.4	5.7	1.7	7.8	1.0	3.0	1.5	13.1	56.1	9.8	10.5	62.7	3.0	4.2	7.6	10.5	51.1	11.4	56.7	23.8	2.8	6.2	4.1	128.8	49.9	15.0	66.8	8.5	24.4	13.2	5.0	17.3	3.8	4.1	28.9	1.4	2.3	2.3	3.2	14.4	4.5	22.0	9.5	1.1	2.4	1.7	51.2	19.5	5.9	26.7	3.4	9.7	5.2	2.9	10.9	1.9	2.1	12.4	0.7	0.9	1.2	1.6	13.7	2.6	12.5	5.3	0.7	1.4	0.9	31.8	11.3	3.5	15.6	2.0	5.7	3.1	2.9	15.0	1.7	2.4	13.8	0.7	1.2	1.8	1.9	18.1	2.6	6.5	5.4	0.6	1.4	0.9	29.4	11.0	3.4	15.1	1.9	5.5	3.0	10.8	22.5	3.4	6.8	40.1	2.3	2.0	2.9	8.5	53.2	10.4	144.7	21.0	2.5	5.8	4.0	111.8	46.0	13.3	63.9	7.8	25.0	11.6	1.9	7.5	1.8	1.4	7.2	0.4	0.4	0.7	1.1	21.2	1.7	4.9	3.7	0.5	1.0	0.6	19.5	7.6	2.3	10.5	1.3	4.0	2.0	4.5	12.9	2.6	3.2	18.5	1.1	1.1	1.6	2.7	32.0	4.2	30.1	8.7	1.1	2.3	1.6	46.7	18.4	5.5	25.5	3.2	9.6	4.0	19.2	45.6	9.8	13.0	76.4	5.1	5.2	6.0	11.5	185.3	17.9	108.5	37.0	4.6	9.9	6.7	199.4	78.9	23.5	111.1	13.6	42.0	20.5	12.7	35.1	11.4	9.4	56.8	4.4	4.8	4.9	7.5	69.2	11.8	56.3	24.8	3.0	6.5	4.4	129.9	51.4	15.5	71.6	8.9	25.9	13.3	6.8	18.6	7.4	5.3	34.9	2.5	3.5	2.7	3.9	23.1	6.3	21.7	13.5	1.6	3.5	2.4	68.5	27.5	8.4	38.4	4.7	13.4	7.1	2.6	11.5	3.5	2.6	12.9	0.7	1.0	1.5	2.0	9.5	2.3	12.7	4.7	0.6	1.3	0.9	25.9	10.0	3.1	14.3	1.8	5.1	2.7	7.6	28.7	9.2	6.1	35.1	1.9	2.6	3.7	4.8	25.0	7.0	36.9	15.1	1.7	3.8	2.6	77.0	30.3	9.2	41.9	5.2	14.9	7.8	19.6	64.4	14.8	14.2	81.5	5.3	5.5	8.2	12.0	114.5	19.0	60.3	38.0	4.6	9.8	6.5	201.3	77.6	23.7	107.9	13.5	38.9	20.6	15.4	38.1	11.8	11.7	60.1	4.1	4.0	5.7	9.0	19.5	5.1	16.4	33.0	3.8	8.4	5.8	161.6	66.7	20.7	92.4	11.5	30.5	16.8	19.0	48.4	12.9	13.2	73.5	4.4	3.8	8.3	10.6	7.5	19.4	5.1	40.5	4.8	10.5	7.5	198.2	82.1	25.6	115.6	14.1	36.0	21.1	8.0	20.3	5.4	5.4	34.9	2.0	2.2	3.0	4.3	5.3	7.6	3.1	17.4	1.9	4.2	3.0	79.0	34.4	10.4	47.0	5.9	15.1	8.6	4.8	22.7	2.9	4.1	18.7	1.1	1.0	1.9	2.7	2.6	4.5	2.2	10.0	1.2	2.6	1.8	57.1	21.0	6.7	28.9	3.8	9.4	5.3	23.9	45.0	8.3	9.5	56.2	3.2	4.0	5.4	8.0	61.6	11.7	49.9	23.9	2.9	6.3	4.2	141.1	50.4	15.6	69.9	9.9	25.4	13.8	44.3	702.6	30.6	45.6	166.3	9.9	9.5	18.4	25.5	40.5	41.3	33.6	91.4	10.4	23.0	14.9	449.0	173.7	56.5	249.9	32.2	78.3	46.1	10.6	39.0	150.5	11.3	40.0	2.6	2.5	4.0	5.8	4.7	10.5	8.3	22.5	2.6	5.7	3.8	110.7	43.9	14.1	63.2	7.7	19.8	11.1	8.9	44.9	9.4	18.5	50.3	2.3	3.0	4.0	5.1	33.7	8.0	21.8	17.2	2.0	4.4	2.9	90.7	34.3	10.7	48.1	6.0	16.8	9.5	35.9	97.7	16.3	39.1	404.1	8.0	11.9	12.2	20.0	85.0	31.9	78.0	69.7	8.2	17.5	11.6	366.0	137.0	42.3	191.9	23.7	68.3	36.6	5.8	5.1	1.1	1.4	7.1	1.6	1.4	0.7	1.1	3.6	1.7	3.2	3.8	0.4	1.0	0.6	19.6	8.3	2.3	10.3	1.3	3.6	1.9	5.9	15.1	2.8	4.8	26.3	1.3	1.4	1.9	3.2	9.0	5.7	8.2	11.8	1.4	3.0	2.2	59.8	24.1	7.3	33.2	4.1	10.7	6.2	6.6	22.6	3.7	5.1	26.1	1.6	1.5	83.3	4.2	8.6	6.4	7.2	13.6	1.6	3.8	2.3	72.5	28.9	9.1	38.4	4.8	12.2	7.2	6.6	21.3	3.5	4.6	27.5	1.6	1.7	2.9	33.2	23.3	6.1	25.0	12.7	1.5	3.3	2.2	70.7	36.8	8.1	34.8	4.6	13.0	7.4	121.8	211.1	23.8	77.8	425.9	24.9	19.1	27.6	66.2	2,499.3	110.7	1,256.8	232.4	10.2	64.3	40.7	1,236.6	452.2	147.2	724.1	85.1	276.0	127.5	-1.4	-2.5	-0.2	-0.7	-4.4	-0.2	-0.1	-0.4	-1.0	-8.0	-1.5	0.1	-3.4	-0.5	-1.1	-0.8	-24.4	-8.6	-2.8	-17.6	-1.4	-4.3	-1.0	107.9	194.4	27.2	63.2	403.0	23.5	17.8	25.2	67.7	139.9	111.7	2,477.1	221.5	26.1	59.4	43.8	1,143.1	488.1	139.9	686.7	83.5	272.7	120.3	19.6	74.9	14.9	14.8	87.9	5.2	6.3	9.0	12.5	95.0	17.9	84.9	35.8	4.3	9.3	6.1	207.7	74.8	22.9	96.9	13.2	37.5	21.9	2.8	10.3	2.0	2.1	12.6	0.8	0.8	1.3	1.8	15.0	2.5	11.5	5.1	0.6	1.3	0.9	29.8	10.6	3.2	13.6	1.9	5.4	3.2	4.7	17.9	3.5	3.6	21.1	1.3	1.4	2.2	3.0	24.0	4.1	20.2	8.2	1.0	2.0	1.3	46.8	16.5	4.9	19.3	3.0	8.4	5.4	-8.3	-27.2	-5.2	-5.7	-33.7	-2.0	-2.3	-3.6	-5.3	-40.8	-7.8	-32.0	-16.3	-2.0	-4.6	-3.2	-102.4	-36.3	-11.5	-56.4	-6.2	-16.2	-8.2	290.2	949.6	177.1	202.6	1,226.6	73.0	83.4	122.2	180.1	1,238.1	264.4	1,096.8	530.8	65.8	142.8	95.4	4,442.9	1,188.6	395.3	1,564.2	206.5	550.3	315.7	96.0	330.5	63.6	69.1	411.6	25.2	29.7	43.0	61.0	454.5	86.9	433.3	176.6	21.6	46.7	31.2	1,095.4	378.6	116.8	506.6	66.1	189.4	104.3	17.4	62.7	12.1	12.7	75.0	4.5	5.2	7.8	11.0	80.7	15.6	71.0	31.4	3.8	8.2	5.4	204.2	67.0	21.2	86.0	11.8	32.9	19.1	24.2	84.2	18.2	18.7	113.1	6.9	7.1	10.7	14.2	120.3	19.6	103.9	36.9	4.4	8.5	5.1	198.3	68.8	18.9	55.8	13.5	35.0	30.5	-870.7	-2,924.2	-560.9	-614.0	-3,642.1	-214.8	-267.8	-376.4	-554.1	-4,138.9	-803.6	-3,757.1	-1,659.4	-205.6	-452.9	-307.8	-10,184.3	-3,610.0	-1,123.4	-5,282.3	-623.2	-1,825.0	-906.3	-416.2	-1,288.6	-254.0	-288.2	-1,723.8	-103.1	-125.2	-171.6	-264.9	-2,038.9	-384.6	-1,864.5	-790.4	-98.2	-216.2	-147.0	-4,885.3	-1,725.9	-536.8	-2,518.1	-298.1	-876.0	-436.4	49.8	67.0	33.0	36.0	216.1	12.9	15.1	21.6	30.6	299.9	44.1	217.4	88.5	10.8	23.1	15.3	522.2	184.7	55.6	242.1	33.1	94.0	55.5	-722.4	-2,426.7	-465.2	-509.7	-3,025.3	-178.5	-222.1	-312.1	-458.8	-3,433.3	-665.7	-3,120.9	-1,373.0	-170.1	-374.3	-254.2	-8,397.5	-2,982.8	-927.0	-4,351.8	-515.7	-1,508.7	-753.9	-39.9	-133.4	-25.7	-28.1	-166.4	-9.8	-12.3	-17.3	-25.5	-190.9	-37.0	-189.9	-76.7	-9.5	-17.1	-14.3	-473.2	-167.5	-52.3	-248.3	-28.8	-84.6	-41.2	22.3	71.7	11.0	14.6	91.0	5.3	5.3	9.2	14.3	44.9	20.4	35.9	41.9	5.1	10.9	7.5	219.5	89.2	34.3	121.9	15.4	38.0	24.4	19.4	73.3	14.3	14.3	83.0	5.1	6.9	8.6	12.5	84.1	17.8	105.2	35.9	4.3	9.4	6.3	204.5	78.0	23.1	99.8	13.2	36.1	21.0	13.3	46.5	8.6	9.7	57.0	3.3	3.7	5.4	8.5	66.6	12.1	86.7	24.5	3.0	6.4	4.3	136.4	51.4	15.4	66.9	9.0	29.2	14.5	41.7	92.9	12.2	24.9	162.8	9.3</

労働投入量変化率

価格低下率 1%

4 / 4

(単位: 100万円)

#	産業分類	増加率 (WITH-WITHOUT)																			計	その他 対労働者サービス	計	その他 対労働者サービス
		70 水産	71 鉱業 採石業	72 農林業 畜産業	73 製造業 建設業	74 卸売業 小売業	75 情報業	76 運輸業 倉庫業	77 娯楽業	78 教育業	79 医療業	80 福祉業 保健業	81 金融業 保険業	82 その他の 公共サービス	83 飲食業 宿泊業	84 娯楽業 文化芸術	85 労働者 福祉管理	86 労働者 福祉管理	87 労働者 福祉管理	88 労働者 福祉管理				
1	林業	1.8	0.9	0.2	0.6	2.6	4.3	1.0	9.2	7.5	4.2	11.0	2.0	1.7	5.5	3.9	4.9	9.2	4.8	8.5	2.5	3.8	0.8	2.1
2	畜産・養蚕	0.9	0.4	0.1	0.4	1.3	2.1	0.5	4.5	3.7	2.0	5.4	1.0	0.8	2.7	1.9	2.4	4.4	2.4	4.2	1.2	1.8	0.4	1.0
3	農産サービス	0.8	0.4	0.1	0.3	1.1	1.9	0.4	4.0	3.3	1.8	4.8	0.9	0.7	2.4	1.7	2.2	3.8	2.1	3.7	1.1	1.6	0.4	0.8
4	林業	3.0	1.6	0.4	0.9	4.9	7.2	1.5	18.9	14.1	5.4	19.8	3.7	3.0	7.0	6.2	8.8	11.3	8.6	14.8	4.5	6.9	1.4	3.9
5	林業	2.4	1.2	0.3	0.8	3.5	5.6	1.4	12.4	10.1	5.7	14.9	2.7	2.3	7.4	5.3	6.6	12.4	6.5	11.5	3.4	5.1	1.1	2.8
6	金属鉱物	1.2	0.7	0.2	0.4	2.1	3.4	0.6	7.5	6.9	4.0	8.9	1.6	1.4	3.1	3.4	3.8	4.7	3.8	6.7	2.1	3.1	0.6	1.7
7	非金属鉱物	2.2	1.1	0.3	0.7	3.9	5.6	1.0	11.9	9.7	3.9	13.5	2.5	2.1	5.0	5.6	6.4	9.4	5.9	10.3	3.1	4.7	0.9	2.4
8	石炭	0.5	0.2	0.1	0.2	0.8	1.3	0.2	2.6	2.2	0.9	3.1	0.6	0.5	0.9	1.3	1.5	1.6	1.3	2.4	0.7	1.1	0.2	0.6
9	原油・天然ガス	1.4	0.7	0.2	0.4	1.9	3.1	0.7	6.6	5.3	3.0	8.9	1.4	1.2	3.6	3.0	3.7	5.6	3.4	6.2	1.9	2.7	0.6	1.5
10	農産品	14.9	7.5	1.8	4.9	21.5	35.6	8.5	78.2	61.8	34.7	91.7	16.7	13.8	46.5	32.7	40.7	78.9	39.8	71.0	21.2	31.1	7.0	17.1
11	飲料	9.7	4.9	1.2	3.3	14.2	23.8	5.8	51.0	41.9	23.1	60.8	11.2	9.2	30.7	21.8	26.7	51.3	26.6	46.8	14.1	20.9	4.5	11.3
12	飲料・有機質肥料	0.3	0.1	0.0	0.1	0.4	0.6	0.2	1.4	1.1	0.6	1.6	0.3	0.2	0.8	0.6	0.7	1.3	0.7	1.3	0.4	0.6	0.1	0.3
13	木材	5.2	2.7	0.7	1.8	7.7	12.9	3.0	27.7	22.8	12.3	32.9	6.1	5.0	16.4	11.7	14.3	27.4	14.4	25.2	7.6	11.3	2.4	6.1
14	繊維工業製品	3.5	1.8	0.4	1.2	5.1	8.6	1.9	18.5	15.2	8.4	22.1	4.1	3.4	10.4	7.8	9.7	16.4	9.6	17.0	5.1	7.6	1.6	4.2
15	衣服・その他の繊維製品	7.7	3.9	1.0	2.6	11.3	19.0	4.4	40.7	33.4	18.1	48.4	8.9	7.3	23.7	17.2	21.2	39.4	21.1	37.2	11.2	16.6	3.6	9.1
16	製材・木製品	4.7	2.3	0.6	1.5	7.1	11.0	2.2	25.3	21.2	8.4	29.7	5.5	4.5	10.7	9.7	13.0	20.3	13.0	22.8	6.9	10.4	2.1	5.4
17	家具・装具	2.1	1.0	0.3	0.7	3.1	4.8	1.0	10.7	8.7	3.9	12.7	2.3	1.9	5.1	3.9	5.5	6.7	5.5	9.8	3.0	4.3	0.9	2.7
18	紙・パルプ・紙・紙・加工紙	1.1	0.6	0.2	0.4	1.5	2.5	1.0	4.9	3.7	2.8	5.2	1.1	0.9	3.5	2.4	3.0	6.5	2.8	5.2	1.5	2.0	0.6	1.3
19	紙加工品	1.8	0.9	0.2	0.6	2.6	4.3	1.1	8.9	7.1	4.6	10.8	2.0	1.6	5.5	4.0	5.0	9.2	4.7	8.6	2.5	3.6	0.9	2.1
20	印刷	-2.4	-1.2	-0.4	-1.1	-4.9	-6.2	2.9	-19.3	-17.1	-5.1	-19.5	-3.9	-3.0	28.8	-5.6	-6.9	-9.2	-7.1	-12.9	-4.2	-7.9	-0.8	-2.8
21	化学肥料	0.3	0.1	0.0	0.1	0.4	0.7	0.2	1.5	1.2	0.7	1.8	0.3	0.3	0.9	0.8	0.8	1.5	0.8	1.4	0.4	0.6	0.1	0.3
22	無機化学基礎製品	1.1	0.6	0.1	0.4	1.6	2.7	0.6	5.7	4.7	2.9	6.8	1.3	1.0	3.3	2.5	3.1	5.1	3.0	5.3	1.6	2.3	0.5	1.3
23	有機化学基礎・中間製品	2.7	1.3	0.3	0.9	3.9	6.5	1.5	13.8	11.3	7.2	16.4	3.0	2.5	8.1	6.0	7.3	12.5	7.2	12.8	3.8	5.6	1.2	3.2
24	合成樹脂	1.5	0.8	0.2	0.5	2.3	3.8	0.9	8.1	6.7	4.3	9.6	1.8	1.5	4.7	3.6	4.3	7.0	4.2	7.4	2.2	3.3	0.7	1.9
25	化学繊維	0.5	0.3	0.1	0.2	0.7	1.2	0.3	2.6	2.2	1.2	3.1	0.6	0.5	1.5	1.1	1.4	2.3	1.4	2.4	0.7	1.1	0.2	0.6
26	医薬品	3.3	1.6	0.4	1.1	4.6	7.6	1.8	12.8	12.8	7.6	19.7	3.6	3.0	10.3	7.1	9.0	16.9	8.5	15.5	4.6	6.6	1.6	3.7
27	化学最終製品	4.2	2.1	0.5	1.4	6.1	10.0	2.4	21.5	17.6	10.2	25.7	4.7	3.9	13.2	9.3	11.4	20.9	11.2	19.8	6.0	8.8	1.9	4.9
28	石油製品	9.7	4.8	1.2	3.1	14.0	23.1	5.3	49.0	40.1	21.9	58.6	10.7	8.9	28.5	21.5	26.3	47.3	25.5	45.3	13.6	20.0	4.3	11.0
29	石炭製品	0.6	0.4	0.1	0.2	1.1	1.9	0.4	3.9	3.3	1.6	4.6	0.9	0.7	1.8	1.3	2.1	3.2	2.0	3.6	1.1	1.6	0.3	0.8
30	プラスチック製品	5.5	3.3	0.8	2.1	9.6	16.0	3.6	34.2	28.2	19.3	40.5	7.5	6.2	19.1	15.4	18.1	26.3	17.8	31.4	9.5	14.0	2.9	7.8
31	ゴム製品	2.6	1.3	0.3	0.8	3.9	6.4	1.4	13.7	11.3	7.6	16.2	3.0	2.5	7.1	6.1	7.3	10.3	7.1	12.5	3.8	5.6	1.2	3.2
32	皮革・革・革・同製品	1.5	0.8	0.2	0.5	2.2	3.7	0.9	8.0	6.6	3.6	9.5	1.8	1.4	4.7	3.4	4.1	7.8	4.2	7.3	2.2	3.3	0.7	1.8
33	ガラス・ガラス製品	1.9	0.7	0.2	0.5	2.2	3.6	0.8	7.8	6.4	4.6	9.2	1.7	1.4	4.2	3.4	4.1	6.2	4.0	7.2	2.2	3.2	0.7	1.8
34	セメント・セメント製品	6.2	2.9	0.8	2.0	9.1	15.3	2.7	31.9	26.9	9.7	37.4	7.0	5.8	12.7	15.4	17.7	25.2	16.3	28.4	8.7	13.1	2.8	6.5
35	陶磁器	1.0	0.5	0.1	0.3	1.5	2.4	0.5	5.4	4.5	2.5	6.3	1.2	1.0	2.4	2.3	2.8	4.1	2.8	4.9	1.5	2.2	0.5	1.2
36	その他の陶磁器・土石製品	2.5	1.2	0.3	0.8	3.6	6.0	1.2	12.9	10.8	5.2	15.2	2.8	2.3	5.9	5.7	6.9	10.3	6.6	11.7	3.5	5.3	1.1	2.8
37	鉄鋼・粗鋼	10.5	5.2	1.4	3.3	15.7	25.4	4.9	55.9	46.8	25.0	65.6	12.2	10.0	24.0	24.1	29.4	44.1	28.6	50.1	15.2	22.9	4.5	12.0
38	鋼材	6.9	3.4	0.8	2.1	10.0	16.8	3.3	38.2	30.2	16.8	42.4	7.9	6.6	16.6	15.9	18.8	25.4	18.6	32.8	9.9	14.8	2.9	8.4
39	鉄鋼製品・その他の鉄鋼製品	3.7	1.8	0.4	1.1	5.3	8.9	1.8	19.4	16.2	10.3	22.7	4.2	3.5	8.8	8.6	9.9	11.7	10.0	17.4	5.3	7.9	1.6	4.8
40	非鉄金属製・精製	1.1	0.7	0.2	0.4	2.0	3.3	0.7	7.2	6.0	4.3	8.5	1.6	1.3	3.4	3.3	3.7	4.8	3.7	6.5	2.0	3.0	0.6	1.7
41	非鉄金属加工製品	4.2	2.0	0.5	1.3	5.9	9.9	2.0	21.2	17.7	11.5	24.9	4.6	3.8	10.1	9.5	11.1	14.5	10.9	19.1	5.8	8.7	1.7	4.9
42	その他の金属製品	10.5	5.2	1.3	3.3	15.2	24.9	5.2	54.8	45.6	26.0	64.6	12.0	9.8	26.3	23.4	28.4	38.4	28.2	49.7	15.1	22.4	4.6	12.9
43	一般産業機械	8.8	4.4	1.0	2.6	12.5	21.4	4.2	46.6	39.0	25.0	54.2	10.1	8.7	20.1	20.1	24.0	34.0	24.0	42.1	12.8	18.9	3.7	13.5
44	特殊産業機械	10.6	5.4	1.2	3.0	15.0	26.1	5.3	58.3	48.9	35.7	67.9	12.7	10.7	26.6	26.5	28.6	35.0	30.0	52.6	18.0	23.7	4.7	16.2
45	その他の一般機械	4.6	2.3	0.5	1.3	6.3	10.8	2.1	23.8	19.9	10.7	27.6	5.1	4.6	10.5	10.5	11.6	10.1	12.2	21.5	6.5	9.6	1.9	7.0
46	車輪・サービス用機器	2.5	1.4	0.3	0.8	4.0	6.8	1.4	14.8	12.2	12.5	17.1	3.2	2.8	7.6	6.9	7.5	7.1	7.6	13.3	4.0	6.0	1.2	4.1
47	民生用電気機器	6.7	3.4	0.8	2.2	9.9	16.6	3.8	35.7	29.5	17.2	42.4	7.8	6.4	20.7	15.1	18.4	33.4	18.6	32.5	9.8	14.6	3.1	7.8
48	電子・通信機器	21.0	12.3	2.6	6.8	33.8	58.5	12.6	128.1	106.6	134.1	147.8	27.5	22.9	66.4	60.7	63.7	67.0	66.4	117.6	35.8	51.6	10.2	31.6
49	産業用電気機器	5.7	3.0	0.7	1.7	8.5	14.5	2.9	31.8	26.9	25.5	37.1	6.9	5.7	14.3	15.0	15.8	14.2	16.4	28.9	8.8	13.0	2.5	7.9
50	その他の電気機器	4.5																						